

- これまで、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、**約1,300自治体、約4,800事業**で地域公共交通を支援。（中小事業者支援を含む）
- このうち、交通事業者のみを対象とした事業の予算額は、少なくとも**約2,000億円**。^(※1)
なお、地方創生臨時交付金の予算額の総額は**約7.9兆円**。^(※2)

(※1) **予算額が判明している事業の合計**。地方運輸局等より地方公共団体に聞き取り（令和5年1月31日時点）。

(※2) 令和4年度第二次補正予算措置分までの、地方単独事業分、国庫補助事業等の地方負担分、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分、事業者支援交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の合計

感染防止対策

【取組例】

- ・**感染防止用設備の取得費や車両等の消毒作業費**の支援
- ・**乗合デマンド交通や通学バスの増便に要する経費**の支援

運行支援

【取組例】

- ・**事業者に対する支援金の給付**
 - 事業者に対する一律支援
 - 運行系統数や車両保有台数等に応じた支援
- ・**燃料価格上昇分を含む燃料費**に対する支援
- ・**線路や車両などの維持費や修繕費**の支援

MaaS等の新たな地域交通体系整備

【取組例】

- ・**密回避を目的としたMaaS事業（車内混雑情報等）**への支援
- ・**MaaSの導入を見据えた地域公共交通計画の策定に向けた実証事業**の支援
- ・**MaaS等の新たな交通体系を整備するための調査**

その他

【取組例】

- ・**高齢者等のタクシーの初乗り運賃補助やタクシー券配布**への支援
- ・**インバウンド対応等のためのマルチキャッシュレス決済機器の導入経費**の支援
- ・**タクシー事業者がテイクアウト商品を宅配した場合の宅配費用**への支援

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
北海道	北海道	1	感染拡大防止ガイドラインの策定普及事業	協会・組合等の団体によるガイドライン策定及び普及啓発支援 ○バス、タクシー共同で定額1,000万円 ガイドラインに沿った取組を実施する事業者等に給付金を業界団体から支給 ○各事業者定額25万円	○								
北海道	北海道	1	教育旅行支援	道内において、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に配慮して実施する教育旅行を支援。 ○貸切バス等支援(通常1クラス1台のバスを2台に増やす場合等のバス料金) 1台1日あたり14万円 ○宿泊支援(1部屋あたりの宿泊人数を減らす場合の部屋数増等に伴う宿泊料金) 1人1泊あたり93千円		○			●			○	
北海道	北海道	4	公共交通利用促進キャンペーン	感染リスク低減に配慮する交通事業者(鉄道、バス、タクシー、フェリー、航空)が発行する乗り放題乗車券、クーポン券等について、利用者が購入する際の費用一部負担		○			●				●
北海道	北海道	1	交通事業者の感染防止対策に対する支援	「3密」状態が発生しやすい公共交通機関における感染拡大防止対策に要する経費の一部を支援する(国 助成率1/2 道 助成率1/4 (国助成に上乗せ))			○						
北海道	北海道	2	地域公共交通事業者臨時支援事業補助金	地域住民にとって最も身近な交通手段である乗合バス及びタクシー事業者に対して、今後の事業継続とワクチン接種の促進にも寄与するよう臨時的に支援を行うことを目的として、交通事業者に支援金を交付。 ○乗合バス事業者 1台あたり940千円(1社100台上限) ○タクシー事業者 1台あたり25千円(1社100台上限)				○					
北海道	北海道	2	地域公共交通事業者臨時支援事業	コロナ禍や燃料高騰の影響を受けている交通事業者に対する臨時的支援。 ○乗合・貸切バス 車両維持費:40千円/台 ※1社100台上限 燃料費:113千円/台(乗合)、30千円/台(貸切) ※1社100台上限 ○タクシー事業者 車両維持費:25千円/台 ※1社100台上限 ○フェリー 船舶維持費:6,000千円/隻(高速船)、17,500千円/隻(中型以上)									●
北海道	北海道	2	運送事業者臨時支援事業	安定的な物流の維持・確保に向けて、コロナ禍における燃料価格高騰などの影響により、厳しい経営状況に置かれているトラック運送事業者に対し、事業継続に向けた臨時的な支援を行う ○一般貨物自動車運送事業者が保有する車両の維持に係る経費見合分相当額 ○事業用自動車(被けん引車除く)1台27千円 被けん引車1台11千円									○
北海道	北海道	4	アドベンチャートラブル推進事業	ATWSの開催を契機として、アドベンチャートラブルを道の代表するツーリズムの1つとするため、人材育成や戦略的な市場開拓等の取組を実施。									○
北海道	北海道	4	地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業	地域の観光協会等が実施する新たな商品づくり等の取組を支援し、地域経済の活性化を図る。									○
北海道	北海道	4	観光人材確保・育成事業	ポストコロナを見据えた北海道観光の受入体制整備を推進するため、セミナーや研修を実施し、観光人材の確保や育成を図る。									○
北海道	北海道	4	北海道教育旅行活性化	北海道への教育旅行の誘致を図るため、情報発信及び関係者に対するプロモーション等を実施する。									○
北海道	北海道	4	ポストコロナへ向けた安全・安心な観光の情報発信事業	感染症対策情報等を一元的にリアルタイムで提供するツールを構築し、インバウンド客をはじめ、誰もが安全安心に滞在できる観光地づくりを推進する。									○
北海道	北海道	4	誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業	新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ北海道観光の再興を図るため、プロモーションを実施する。									○
北海道	北海道	4	宿泊施設を核とした滞在型観光推進事業	地域観光の拠点となる民泊モデルを構築・実践することにより、宿泊により滞在型観光を促進し、自然や食、体験などを活かした地域観光の活性化を図る。									○
北海道	北海道	4	欧米人任用によるインバウンド強化事業	語学指導等外国人青年誘致事業を活用して機構に欧米人を活用し、欧米からの誘客を強化する。									○
北海道	北海道	4	観光事業環境変動対策事業	新型コロナウイルス感染症等の影響により落ち込んでいる観光需要の確保を図るため、繁忙期における誘客プロモーションを実施									●
北海道	北海道	4	観光需要確保緊急支援事業	地域の観光協会等が繁忙期に向けて実施する情報発信等の取組を支援									●
北海道	石狩市	1	石狩市公共交通支援事業補助金	公共交通の維持を図るため、市内に路線又は営業所を有する交通事業者に感染防止対策に要する経費の一部を補助。 ○乗合バス、法人タクシー事業者 1台あたり1万円(上限額100万円) 安全対策に関する備品(飛沫シートや非接触型体温計など)の4月1日以降購入が対象(申請期限:令和3年3月31日(水)まで)	○								
北海道	石狩市	2	石狩市公共交通支援事業補助金	石狩市内に路線又は営業所を有する道路運送法第3条及び第5条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者(個人タクシー事業者を除く)に補助金を支給。 (基本額) 20万円 (加算額) ・一般乗合旅客自動車運送事業(乗合バス)→1台につき 10万円 ・一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)→1台につき 5万円 ・一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)→1台につき10万円							○		
北海道	石狩市	2	石狩市酒類提供飲食店等事業継続緊急支援事業	大人数の会食や忘年会、新年会の自粛などのため、多大な影響を受けているタクシー・運転代行事業者に事業の継続と資金繰りの改善を目的とした支援金を支給。 ○法人タクシー・個人タクシー・運転代行事業者 1事業者当たり30万円 ○令和2年11月~令和3年1月のうち、いずれかの月の売上高が前年同期比で50%以上減少していること(申請期限:令和3年3月31日(水)まで)			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
北海道	岩見沢市	4	岩見沢市生活交通維持確保緊急支援金	人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少に加え、原油価格高騰により、事業運営に深刻な影響を受けている市内コミュニティバス運行事業者に対し、原油価格高騰の影響に伴う経費の増額分を支援することにより、路線の持続性確保を図る。									●
北海道	北広島市	1	北広島市一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金	市民生活に必要な公共交通の維持及び確保に努める一般旅客自動車運送事業者に対し、感染症の感染防止対策に活用できる支援金を交付 法人事業者 40台以上30万円、2~39台20万円、1台10万円 個人事業者 10万円		○							
北海道	北広島市	2	北広島市生活バス路線運行継続緊急支援金	地域公共交通の安定的な運行及び市民生活に欠かすことのできないバス路線の維持を図るため支援金を交付 予算額30,000千円		○							
北海道	北広島市	2	地域公共交通事業者感染症対策事業	市民生活に必要な公共交通の維持及び確保に努める一般旅客自動車運送事業者に対し、支援金を交付。 【交付対象者】次のいずれかに該当する事業者 1令和3年(2021年)4月1日時点で道路運送法第4条第1項の許可を受けている事業者であって、市内に本店(個人事業者にあつては、住所)又は路運送法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所を置く事業者 2令和3年4月1日時点で道路運送法第4条第1項の許可を受けている事業者であつて、路線系統の起点、終点及び運行経路のいずれかが本市の区域内にあるバス路線(高速バス路線、市内の停留所が乗車専用又は降車専用のみ)のバス路線は除く)を運行している事業者 【支援金の額】 法人事業者 20万円(市内営業所に配置する登録車両の台数が40台以上の場合)は30万円、1台の場合は10万円) 個人事業者 10万円			○						
北海道	北広島市	2	地域公共交通事業者感染症対策事業	市内完結路線を運行するバス事業者に対し、運行に係る支援金を交付。			○						
北海道	北広島市	2	地域公共交通事業者感染症対策事業	市民生活に必要な公共交通の維持及び確保に努める一般旅客自動車運送事業者に対し、支援金を交付。 【交付対象者】次のいずれかに該当する事業者 1令和3年(2021年)4月1日時点で道路運送法第4条第1項の許可を受けている事業者であつて、市内に本店(個人事業者にあつては、住所)又は路運送法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所を置く事業者 2令和3年4月1日時点で道路運送法第4条第1項の許可を受けている事業者であつて、路線系統の起点、終点及び運行経路のいずれかが本市の区域内にあるバス路線(高速バス路線、市内の停留所が乗車専用又は降車専用のみ)のバス路線は除く)を運行している事業者 【支援金の額】 法人事業者及び個人事業者 20万円(市内営業所に配置する登録車両の台数が40台以上の場合)は30万円、1台の場合は10万円)								●	
北海道	北広島市	2	地域公共交通事業者感染症対策事業	市内完結路線を運行するバス事業者に対し、運行に係る支援金を交付。								●	○
北海道	千歳市	2	新型コロナウイルス感染症対応市内事業者緊急給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、事業の継続を下支えするため、事業全般に広く使える給付金 ※市内に本店・本店がない場合は一部のみ支給 タクシー:1事業者あたり70万円 個人事業者 50万円 バス: 1事業者あたり70万円		○							
北海道	千歳市	1	千歳市バス・タクシー安心利用促進事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防し、市民が安心して利用できるよう、市内を運行するバス事業者及びタクシー事業者を対象として、車両内に抗ウイルス・抗菌加工を施す経費の助成を行う。 (補助対象限度額) 路線バス事業者及びスクールバス事業者:1車両当たり10万円 タクシー事業者及び福祉タクシー事業者並びに協議会等:1車両当たり1万円									
北海道	千歳市	2	新型コロナウイルス感染症対応事業継続支援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、大幅に売上高の減少が生じている市内の事業者等に対し、事業継続を支援するための給付金 タクシー:1事業者あたり20万円 バス: 1事業者あたり20万円			○						
北海道	千歳市	2	新型コロナウイルス感染症対応市内事業者支援給付金	度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う要請によって、疲弊している市内事業者を支援するため、事業全体に幅広く活用できる給付金(国の月次支援金、道の道特別支援金への上乗せ) タクシー:1事業者あたり20万円 個人事業者 10万円 バス: 1事業者あたり20万円						●			
北海道	札幌市	2	公共交通確保緊急支援金交付事業	感染症対策を講じながら事業を継続する事業者への支援金 札幌市内に本店、営業所を置く法人又は個人のタクシー事業者1台あたり1万円 札幌市内の路線バス事業者に対して市内完結路線を走行するバス1台あたり10万円 事業予算額:1億6,500万円		○							
北海道	札幌市	1	公共交通確保緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者の減少などの影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者(福祉輸送限定事業者を除く。)に対して、感染拡大防止対策への支援を行うもの。 ・札幌市内完結路線を走行する乗合バス事業者に対してバス1台あたり40千円 ・札幌市内に営業所を置く法人又は個人のタクシー事業者に対してタクシー1台あたり25千円			○						
北海道	札幌市	2	公共交通確保緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者の減少や営業経費の高騰などの影響を受けているタクシー事業者(福祉輸送限定事業者を除く。)に対して、安定的な事業運営の継続に向けた支援を実施 ・札幌市内に営業所を置くタクシー事業者に対して、タクシー1台あたり25千円 ※北海道が実施する「地域公共交通事業者等臨時支援事業補助金」の補助上限(1事業者あたり100台)を超える車両数について支援									●
北海道	札幌市	2	乗合バス路線維持補助	乗合バス路線維持のため補助要件を満たす系統について補助金を交付。 なお、従来実施している補助要件に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している市内バス路線の維持を図るため、一部要件の緩和を実施。									
北海道	札幌市	2	乗合バス路線維持補助	乗合バス路線維持のため補助要件を満たす系統について補助金を交付。 なお、従来実施している補助要件に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している市内バス路線の維持を図るため、一部要件の緩和を実施。									○
北海道	札幌市	2	公共交通需要喚起支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している路面電車、タクシー及び路線バスの需要喚起のほか、観光等の外出機会を創出することにより、経済の活性化を図ることを目的に下記事業を実施 【路面電車】札幌市路面電車の運送事業者(札幌市交通事業振興公社)に対し、運賃無料化に係る経費を補助 【タクシー】札幌市内のタクシー需要を喚起するための事業に取り組む市内タクシー事業者及びこれらにより構成される団体に対し、当該事業に係る経費を補助 【路線バス】企画乗車券23,000枚を無料で発行し、バス事業者に対して、企画乗車券で無料となった運賃相当額を補助									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
北海道	札幌市	2	感染症対策運行補助	感染症対策として本来収支改善に必要な減便等を抑えた運行を実施した札幌市内完結システムを運行するバス事業者に対し、令和3年度運行分に関する経費を補助 ・補助額:国の実証運行補助に準じて算出した運行費用の12か月分の1/2又は実経費による経常損益-本市バス補助金-国補助のいずれか低い額									○	
北海道	小樽市	2	公共交通事業者等支援事業費補助金	外出自粛要請と観光客の減少により運賃収入等が減少(対前年同月30%)している交通事業者等に対して、事業継続に向けた支援 基本額:法人20万円、個人10万円 加算額:バス1台5万円、タクシー1台1万円		○								
北海道	小樽市	4	バスロケーションシステム導入事業費補助金	感染拡大により影響を受けた経済活動の回復を目的に、市民の利便性向上や観光客による公共交通の利用促進のためバスロケーションシステムの導入を支援 事業予定額:6,000万円		○								
北海道	小樽市	2	公共交通事業者等追加支援事業費補助金	外出自粛要請と観光客の減少により運賃収入等が減少(対前年同月30%)している交通事業者等に対して、事業継続に向けた支援 基本額:法人20万円、個人10万円 加算額:バス1台5万円、タクシー1台1万円			○							
北海道	小樽市	2	公共交通事業者等支援追加事業費	外出自粛要請と観光客の減少により運賃収入等が減少(対前年または前々年同月30%)している交通事業者等に対して、事業継続に向けた支援 基本額:法人20万円、個人10万円 加算額:バス1台5万円、タクシー1台1万円					○					
北海道	小樽市	2	公共交通事業者等支援事業費	燃料高騰による運行経費の増加や物価高騰による消費者の公共交通への乗り控えも想定される中、その影響を受けている交通事業者に対して、事業の継続に向けた支援を行う。 基本額:法人10万円、個人5万円 加算額:バス1台5万円、タクシー1台1万円									●	
北海道	当別町	3	MaaSアプリ「とべナビ」の車載器(タブレット)アプリ及びユーザー側アプリを改修し、バス乗務員が車載器で「空き」「やや混雑」「混雑」等を選択することで、ユーザー側利用画面にその状況がリアルタイムに反映される追加機能の導入に支援			○								
北海道	当別町	1	一般旅客自動車運送事業者感染予防対策支援事業	感染防止対策を実施している対象者(一般貸切、一般乗用(福祉限定を除く))に対し、予算の範囲内において1法人あたり基礎額30万円+車両1台につき3万円を支援		○								
北海道	当別町	3	バス停留所自動音声案内導入事業	現在、コミュニティバス乗務員が肉声で行っているバス車内での「各バス停留所の案内」を感染症対策や利便性向上のため、自動音声システムの導入に支援(当別町から当別町地域公共交通活性化協議会へ導入費200万円全額を支援)									●	
北海道	当別町	1	一般旅客自動車運送事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症の蔓延により著しく利用が減少し、かつ、燃料費高騰による影響も大きい一般旅客自動車運送事業者に対し、感染防止対策と事業継続に向けた必要な支援を行う。 【対象・支援】 道路運送法の許可を受け町内に本社を置く次の法人等で感染症対策を実施している事業者に対し、予算の範囲内において、次のとおり支援する。 ①一般乗用旅客自動車運送事業者(路線バス):運行車両1台につき40万円(予備車両除く) ②一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス):所有車両1台につき10万円 ③一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー・ハイヤー):所有車両1台につき10万円										●
北海道	栗山町	2	タクシー運行支援事業	町内タクシー事業者の平日夜間及び日曜祝日運行に係る経費を支援することにより、飲食店の営業支援、日常の交通機関を確保 ・運行時間延長に係る人件費(延長分人件費 見合分) 4,060千円		○								
北海道	栗山町	2	町内バス事業者支援事業	町内バス事業者の事業継続のため、町所有の大型バスで実施予定している町内団体等の研修視察等をバス借上に切り替え ・町内団体等の行事移動用バス借上 町内行事8日分 1,949千円 バス事業者		○								
北海道	栗山町	2	宅配タクシー支援事業	テイクアウト品を取り扱う飲食店から利用者宅まで、宅配料の一部を支援することにより、飲食店とタクシー事業者を結び付け、町内経済の活性化を図る(タクシー事業者による有償貨物運送実証試験) ・タクシー運行 1回あたり700円を支援(実施期間 6月中~9月30日) 354千円 タクシー事業者		○								
北海道	栗山町	1	交通事業者支援金事業	感染防止対策に努めている交通事業者に対し給付金を交付することで、乗客及び乗務員の新型コロナウイルス感染に対する不安を解消するとともに感染リスクを低減。 ・基準額の1/2(上限500千円) 旅客運送事業に供するための保有車両台数×車両規格別単価×1/2(500千円上限) 2件 630千円 町内の貸切バス事業者及びハイヤー事業者			○							
北海道	栗山町	2	タクシー運行支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じている町内タクシー事業者の平日夜間及び日曜祝日運行に係る経費を支援することにより、飲食店の営業支援、日常の交通機関を確保するため、タクシー事業者に対し、運行時間延長に係る人件費(延長分人件費見合分)を支援 ・人件費:8,171千円×助成率(2/3)=5,448千円				○						
北海道	栗山町	2	観光事業者緊急支援金給付事業	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、利用者の回復が依然として見込まれない等大きな影響を受けている町内の観光事業者等に対し、事業継続に向けた支援金を給付 ※交通事業者関係のみ抜粋 【一般貸切旅客運送事業者】 基本額+加算額×バス所有台数 ・大型バス 30万円+@5万円×19台= 125万円 ・中型バス 20万円+@5万円×4台= 80万円 ・小型バス 10万円+@5万円×3台= 35万円 合計 220万円						●				
北海道	栗山町	2	タクシー運行支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じている町内タクシー事業者の平日夜間及び日曜祝日運行に係る経費を支援することにより、飲食店の営業支援、日常の交通機関を確保するため、タクシー事業者に対し、運行時間延長に係る人件費(延長分人件費見合分)を支援 ・人件費:8,413千円×助成率(2/3)=5,609千円									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・2次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の活用 の有無)	臨時交付金 (事業者支援分 の活用の有無)	臨時交付金 (追加事業者支 援分 の活用の有無)	臨時交付金 (R3補正分) の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費) の活用 の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
北海道	栗山町	2	観光事業者緊急支援金給付事業	新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による運送事業者の経営に及ぼす影響の緩和と負担軽減を図り、事業者の事業継続と経営維持を支援することを目的に支援金を給付 【一般貸切旅客運送事業者】(事業者基本額+車両加算額×バス所有台数) ・200千円×2事業者=400千円…①(事業者基本額) ・大型バス30千円×24台=720千円 ・中型バス20千円×2台=40千円 ・小型バス10千円×3台=30千円 計790千円…②(車両加算額) 小計(①+②)1,190千円 【一般乗用旅客運送事業者】(事業者基本額+車両加算額×車両所有台数) ・200千円×1事業者×45千円×11台=255千円 【貨物自動車運送事業者】(事業者基本額+車両加算額×事業用貨物車所有台数) ・200千円×15事業者=3,000千円…③(事業者基本額) ・大型貨物300千円×115台=3,450千円 ・中型貨物20千円×13台=260千円 ・小型貨物10千円×30台=300千円 計4,010千円…④(車両加算額) 小計(③+④)7,010千円 合計8,455千円 〇タクシー事業者30万円									●
北海道	三笠市	2	小規模事業者等持続化支援金	令和2年2月～令和2年12月のいずれかの売上高が前年同月比で20～50%未満の減少をしている小規模事業者等を支援。 〇タクシー事業者30万円	○								
北海道	滝川市	4	滝川市タクシー・飲食店連携宅配サポート事業	飲食店への注文料金が2,000円以上かつ店舗から配達先までの距離が8km以内の場合の配達料金をタクシー事業者に補助	○								
北海道	滝川市	2	滝川市地域公共交通事業継続等支援金	市内各種施設の休業や外出自粛要請により利用者の減少など大きな影響を受けている交通事業者に対し事業の継続に向けた支援 一般乗用 基本額20万円+1両10万円 一般乗用(福祉限定を除く) 基本額20万円+1両 5万円 一般貸切 基本額10万円+1両 2万円 運転代行 基本額10万円+1両 1万円		○							
北海道	滝川市	2	滝川市内バス路線事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等に伴い路線バスの利用が低迷していることから、一部の市内バス路線(滝川市内線、滝深線)の運行継続を支援し、当面の間、現状の便数を確保することで市民生活の利便性を維持する。			○						
北海道	滝川市	4	高齢者等ワクチン接種送迎支援事業	・ワクチン接種を受ける高齢者及び障がい者の接種場所への送迎を支援する。 ・550円(タクシー初乗料金相当額)×4回(1人につき2回接種の往復移動分)			○						
北海道	滝川市	4	高齢者等追加(3回目)ワクチン接種送迎支援事業	・3回目のワクチン接種を受ける高齢者及び障がい者の接種場所への送迎を支援する。 ・550円(タクシー初乗料金相当額)×2回(1人につき1回接種の往復移動分)			○						
北海道	滝川市	2	滝川市内バス路線事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等に伴い路線バスの利用が低迷していることから、一部の市内バス路線(滝川市内線、滝深線)の運行継続を支援し、当面の間、現状の便数を確保することで市民生活の利便性を維持する。			○						○
北海道	月形町	2	中小企業者等経営持続化支援金	売上額が20%以上減少している町内事業者に対する支援 〇旅客運送事業者(指定する業種) 最大100万円	○								
北海道	月形町	2	中小企業者等経営持続化支援金【旅客運送事業】	①新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う町内各種施設の休業や外出自粛の要請により、利用者の減少など大きな影響を受けている旅客自動車運送事業者に対し、事業の継続に向けた支援を目的とする ②雇用や事業の維持に係る事業者への支援金を交付対象経費とする ③1事業所あたり、基本額に加え所有台数に応じた支援金を交付する (1)基本額 300千円×1事業所= 300千円 (2)所有台数別 ・大型車及び中型車 200千円/台×6台= 1,200千円 ・小型車(マイクロバス) 100千円/台×4台= 400千円 ・タクシー 50千円/台×2台= 100千円 (※上限2,000千円) ④一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス) 一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー(福祉輸送事業を除く))		○							
北海道	月形町	1	中小企業者等感染予防対策支援金	①国が提唱する「新しい生活様式」及び北海道が提唱する「新北海道スタイル」を実践する町内の商工業者等の取り組みを推進することを目的とする ②町内商工業者が取り組む感染予防対策に係る経費(改修・修繕工事費、リース料等)に対して支援を実施する商工会への補助金を交付対象経費とする ※上限20万円		○							
北海道	月形町	2	中小企業者等経営持続化支援金	売上額が20%以上減少している町内事業者に対する支援。 〇旅客運送事業者(指定する業種) 最大100万円			○						
北海道	月形町	2	中小企業者等経営持続化支援金	売上額が20%以上減少している町内事業者に対する支援。 〇旅客運送事業者(指定する業種) 最大100万円			○						○
北海道	月形町	2	月形町旅客自動車運送事業継続支援金	①新型コロナウイルス感染症の影響により売上額が大幅に減少している旅客自動車運送事業者に対し、バス及びハイヤーの保有台数に応じた支援金を交付する。 ②支援金の額、基本額30万円に所有する事業用車両1台につき次の各号による額を加算した額とする。 (1)大型車及び中型車1台につき20万円 (2)小型車(マイクロバス)1台につき10万円 (3)ハイヤー1台につき5万円									○
北海道	奈井江町	2	奈井江町事業応援給付金	感染症の拡大により影響を受ける事業者に対し、事業継続を支援するため国の持続化給付金の対象拡大・上乗せの給付金を支給 ひと月の売上が前年同月比で20%以上減少している事業者 給付額 最大40万円 上期分(1～6月)20万円+下期分(7～12月)20万円	○								
北海道	吉平町	2	小規模事業者経営支援給付金	国の持続化給付金に併せて「小規模事業者経営支援給付金」を給付し町内事業者の安定的な経営ができるよう支援 「国の持続化給付金」の給付決定を受けた町内で経営を行う事業者 「国の持続化給付金」の給付額の10%		○							
北海道	吉平町	2	プレミアム商品券発行事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、物価高騰等に直面する事業者及び家計を支援することを目的とし生活支援と疲弊する地域経済対策としてふるふるプレミアム商品券を発行する。									●
北海道	真狩村	2	真狩村中小・小規模事業者等緊急経営支援給付金	感染症の流行に伴う影響によって生じる業績悪化を緩和するため対象事業者等に給付金 交付額10万円(1事業者あたり1回)	○								
北海道	岩内町	2	事業者応援定額給付金事業	影響の大きい事業者を対象に10万円の給付金 売上げ前年同月比▲30%	○								
北海道	岩内町	1	地域応援クーポン事業(第2弾)	感染症拡大の影響により落ち込んでいる地域経済の消費喚起として、対象事業者を拡大した地域応援クーポン(第2弾)を発行 前回の飲食店や小売店のほか、運輸やサービス業に利用対象業種を拡大したクーポン(1人5,000円分)を全町民に配布		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
北海道	岩内町	1	バス車両感染症予防対策事業	町が実施するバス事業の車両における感染症予防のための、車両の抗菌・抗ウイルス加工を行い、感染及び感染拡大の防止を図る 対象車両 (1)福祉バス(1台) (2)いわゆる循環バス(1台) (3)円山地域集会タクシー実証運行使用車両(2台)			○						
北海道	岩内町	2	コミュニティバス運行継続支援事業	感染症拡大による外出自粛等の影響を受け、いわゆる循環バスの利用者数の減少により運賃収入が減り、運行継続が厳しくなっている運送事業者に対して支援(ニセコバス(株))			○						
北海道	岩内町	1	地域応援クーポン事業(第3弾)	感染症拡大の影響により落ち込んでいる地域経済の消費喚起として、地域応援クーポン(第3弾)を発行 タクシー事業者等の交通事業などで使用できるクーポン(1人5,000円分)を全町民に配布					○				
北海道	岩内町	2	交通事業者経営支援事業	感染症拡大の影響により、売上が大きく落ち込むなど経営に大きな影響を受けた交通事業者に補助金を交付 (1) 町内に事業所を持つ路線バス事業者 北海道中央バス(株)、ニセコバス(株) 各50万円 (2) 貸切バス事業者 各50万円 (有)岩内海運運輸 100万円					○				
北海道	岩内町	1	プレミアム商品券発行事業	感染症の流行の長期化により影響を受けている地域経済の活性化として、プレミアム商品券を発行 タクシー事業者等の交通事業者などで使用できるプレミアム付商品券を、額面1,000円13枚セットを10,000円で販売し、最大3セットまで購入可能								●	
北海道	岩内町	2	交通事業者経営支援補助事業	コロナ禍における原油価格高騰に伴う交通事業者への経営支援 (1) 町内に事業所を持つ路線バス事業者 北海道中央バス(株)、ニセコバス(株) 各50万円 (2) 貸切バス及び物流事業者(車両(貸切バス・物流トラック)1台につき5万円) (有)岩内海運運輸 50万円(10台)、飯島運輸物流(株) 115万円(23台) (3) 町内タクシー事業者(車両(ハイヤー・タクシー)1台につき2.5万円) (株)キングハイヤー 37.5万円(15台) ニセコインターナショナルトランスポート(株) 27.5万円(11台)								○	
北海道	岩内町	1	高齢者生活応援クーポン事業	コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する町内の高齢者世帯を支援するためクーポン券を発行 タクシー事業者等の交通事業などで使用できるクーポン(1人5,000円分)を高齢者世帯に配布								●	
北海道	岩内町	1	地域応援クーポン事業(第4弾)	感染症拡大の影響により落ち込んでいる地域経済の消費喚起として、地域応援クーポン(第4弾)を発行 タクシー事業者等の交通事業などで使用できるクーポン(1人5,000円分)を全町民に配布						○			○
北海道	岩内町	1	低所得の高齢者世帯等に対する生活応援クーポン事業	コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する町内の低所得の高齢者世帯等を支援するためクーポン券を発行 タクシー事業者等の交通事業などで使用できるクーポン(1人12,000円分)を、低所得の高齢者世帯、障がい者世帯に配布									○
北海道	岩内町	1	子育て世帯に対する生活応援クーポン事業	コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する町内の子育て世帯を応援するためクーポン券を発行 タクシー事業者等の交通事業などで使用できるクーポン(子ども1人につき5,000円分)を子育て世帯に配布									○
北海道	新篠津村	2	新篠津村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	感染症の拡大により事業活動に大きな影響を受ける村内の事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となるよう事業全般に広く使える資金として協力金を交付 交通業 法人事業者20万円	○								
北海道	美幌市	2	びばい経営支援金	事業の継続を下支えするため事業全般に広く使える支援金として一定程度減収となった事業者に対し独自の支援 感染症の発生に起因して申請日の属する月の前月までの期間のうち、ひと月の事業収入(売上)が前年同月比20%以上減少 支援金額30万円	○		○						
北海道	美幌市	2	夜間交通対策支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、営業時間の縮小などを実施したタクシー事業者が行う夜間運行経費を支援し、飲食店利用者や夜間勤務の就労者などの利便性向上とタクシー事業者への運行支援を行い市内経済の復興を図るもの							○		
北海道	美幌市	2	夜間交通対策支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響による乗客数減等の事由から、営業時間等を短縮しているタクシー事業者へ夜間運行経費を支援することにより、市民の足の確保を図る。								○	
北海道	美幌市	4	びばい事業継続緊急支援金支給事業	NO21と同一の事業であるが、充当する予算の年度と交付金内容により、2行に分けている。 ①コロナ禍における物価、燃料価格高騰等により特に影響を受けている市内の道路貨物運送業等に事業継続のための経営支援を行う。 ②法人と個人事業主に対するの給付。 令和4年4月1日から令和4年12月までの9ヶ月間に対象車両の運行のために購入した燃料数量(L)に10円を乗じた額の給付(千円未満切捨) ※1台当たりの上限額5万円、1事業者当たり上限100万円 ③ <法人・個人> 法人 100,000円×90件=9,000,000円 個人 500,000円×190件=9,500,000円 計 18,500,000円 <燃料数量> トラック 235台 10,200,000円 バス 80台 2,000,000円 タクシー 36台 1,800,000円 個人営業分 30台 1,500,000円 計 15,500,000円 <事務費> 260,000円 ※その他 一般財源 8,964,000円 ④・市内事業所を有する法人及び個人 ・市内事業所を有する乗合・貸切バス事業者、タクシー事業者、トラック等運送事業者									●
北海道	戸別市	2	経営持続化支援金	経営の継続が脅かされている市内事業者に対して、事業の継続を支え市内経済の安定を図るため支援 戸別市内に本店又は主たる事務所を有する法人 20万円 戸別に代表者の住居がある個人事業者 10万円 市内事業者に対して、経営及び雇用の維持のため支援 【交通事業者への支援関係】 規則に定める業種を営む市内事業者(道路旅客運送業) 10万円	○								
北海道	戸別市	2	緊急経営支援金	市内飲食店等に応援し、売上回復と消費喚起を図ることを目的に1シート1,000円分のクーポン(200円分×5枚、会計時500円毎に200円のクーポン1枚使用可)500シートを発行 これに合わせてタクシーに係る費用を市が負担(上限額1,000円、差額は利用者負担でクーポン券は利用不可) ※利用期間は令和2年7月12日～8月31日	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申し したものに●	
北海道	芦別市	2	経営復活支援金等 支給事業	需要の減少又は供給の制約により厳しい経営状況にある市内事業者に対し、経営復活のための支援 ①経営復活支援金 芦別市内に本店又は主たる事務所を有する法人 上限40万円 芦別市内の店舗において事業を営む個人事業者 上限20万円 ②観光関連事業者支援金 旅客自動車運送事業を営む事業者 ・大型バス 1台当たり5万円 ・中型・小型バス 1台当たり3万円 ・タクシー 1台当たり1万円								○		
北海道	芦別市	2	飲食・タクシー割引 券発行事業	大きな影響を受けている飲食業やバス・タクシー事業者の売上回復と市内の消費喚起を図るため、1世帯に1シート3,000円分の割引券(500円券×6枚)を配布								○		
北海道	芦別市	2	物価高騰対策道路 運送事業者等経営 支援金	急激な円安の進行や原油価格の高騰等により、厳しい経営を余儀なくされている市内運送事業者等に経営の継続と安定を図ることを目的として 支援金を支給 ①貨物自動車運送事業 ・普通自動車 1台につき15万円 ・小型自動車 1台につき7万5千円 ・軽自動車 1台につき5万円 ②旅客自動車運送事業 ・大型バス 1台につき10万円 ・中型・小型バス 1台につき6万円 ・介護タクシー 1台につき5万円 ・タクシー 1台につき2万円 ③自動車運転代行業 ・随伴用車両 1台につき5万円									○	
北海道	ニセコ町	2	ニセコ町事業者 経営維持・未来支援 給付金事業	観光客等の急激な減少により急激な収入減に直面しており、将来へ向けての事業の継続を支援 運送事業者に15万円を給付	○									
北海道	ニセコ町	1	ニセコ町公共交通 感染拡大防止特別 対策給付金事業	公共交通事業者を対象に、運行車両等の感染拡大防止に要する経費への支援として、上限を設け給付金を支給 <給付対象事業者> ①一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者 ②一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を含む)、公安委員会が認定し他人に代わって自動車を運転する役割を提供する業態 <給付対象経費> ①地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する、ニセコ町内の営業所に配置されている車両における感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用および、マスク・消毒液・手袋などの感染症拡大防止対策のための消耗品の購入費用等 ②ニセコ町内の営業所に配置されている車両における感染症拡大防止対策のための設備および、消耗品の購入費用等 <給付割合・金額> ①「交付要綱」により国庫補助金を申請する場合は、左記給付の対象となる経費に該当する国庫補助金額を控除した額の10/10(上限250万円) ②ニセコ町内の営業所に配置されている車両台数1台につき2万円		○								
北海道	ニセコ町	1	令和3年度ニセコ町 公共交通感染拡大 防止特別対策給付 金事業	公共交通事業者を対象に、運行車両等の感染拡大防止に要する経費への支援として、上限を設け給付金を支給 <給付対象事業者> ①一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者 ②一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を含む) <給付対象経費> ①地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する、ニセコ町内の営業所に配置されている車両における感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用および、マスク・消毒液・手袋などの感染症拡大防止対策のための消耗品の購入費用等 ②ニセコ町内の営業所に配置されている車両における感染症拡大防止対策のための設備および、消耗品の購入費用等 <給付割合・金額> ①「交付要綱」により国庫補助金を申請する場合は、左記給付の対象となる経費に該当する国庫補助金額を控除した額の10/10(上限250万円) ②ニセコ町内の営業所に配置されている車両台数1台につき2万円							○			
北海道	ニセコ町	1	令和4年度ニセコ町 公共交通感染拡大 防止特別対策給付 金事業	公共交通事業者を対象に、運行車両等の感染拡大防止に要する経費への支援として、上限を設け給付金を支給 <給付対象事業者> ①一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者 ②一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を含む) <給付対象経費> ①地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する、ニセコ町内の営業所に配置されている車両における感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用および、マスク・消毒液・手袋などの感染症拡大防止対策のための消耗品の購入費用等 ②ニセコ町内の営業所に配置されている車両における感染症拡大防止対策のための設備および、消耗品の購入費用等 <給付割合・金額> ①対象となる経費に該当する額の10/10(事業者あたり上限250万円) ②ニセコ町内の営業所に配置されている車両台数1台につき2万円									○	
北海道	夕張市	2	夕張市経営持続化 応援給付金	感染症による影響を受け売上が減少した事業者を支援 令和2年2月から12月までの間で、前年同月と比較して売上が20%以上減少している月がある事業者 給付金額 1事業者につき一律10万円		○								
北海道	赤平市	2	赤平市中小企業等 事業継続支援金	感染症拡大の影響により令和2年3月から8月までに前年同月比20%以上減収した月がある場合に支援金を給付 従業員数20名以下20万円、21~50名50万円、51~80名100万円、81名以上200万円	○									
北海道	赤平市	2	赤平市中小企業等 事業継続追加支援 金	感染症拡大の影響により令和2年9月から令和3年2月までに前年同月比20%以上減収した月がある場合に支援金を給付 従業員数20名以下20万円、21~50名50万円、51~80名100万円、81名以上200万円 ※雇用者加算支援金 従業員数×5万円		○								
北海道	赤平市	2	赤平市中小企業等 事業継続支援金	感染症拡大の影響により令和3年3月から8月までの期間で交付対象者が指定する連続する3か月間の平均事業収入が、前年又は前々年と比較して20%以上減収している場合、事業継続と雇用確保を目的とした支援金を交付する。 基本支援額20万円+(従業員数×1万円) ※従業員数~対象期間に雇用する雇用保険加入従業員の平均人数			○							
北海道	赤平市	2	赤平市中小企業等 経営持続化支援金	感染症拡大の影響により、2022年4月から6月までの合計事業収入が、2019年同期の合計事業収入と比較して30%以上減少している場合、中小企業者などの経営の持続化及び雇用の継続を支援する。 支援金額 個人事業者10万円・法人事業者20万円 ※事業収入が50%以上減少の場合は、雇用者加算一人につき5万円								●	○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金(R2・1次補正分の活用の有無)	臨時交付金(R2・2次補正分の活用の有無)	臨時交付金(R2・3次補正分の活用の有無)	臨時交付金(R2・3次補正繰越分の活用の有無)	臨時交付金(事業者支援分)の活用の有無	臨時交付金(追加事業者支援分)の活用の有無	臨時交付金(R3補正分)の活用の有無	臨時交付金(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
北海道	赤平市	2	赤平市地域交通事業者支援補助金	市内で道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者の事業の安定的な継続と安心・安全に利用することのできる感染防止対策の実施を支援する。 支援金額 一般乗用旅客運送業に要する車両1台につき5万円								●	○
北海道	島牧村	2	島牧村新型コロナウイルス感染症対策業者臨時給付金	感染症の影響により令和2年1月～12月の間で連続する2ヶ月間の売上高が前年同期比20%以上減少した事業者に給付 2ヶ月間の前年同期を比較した際の減少差額に6を乗じた額 法人上限50万円、個人上限30万円	○								
北海道	島牧村	2	プレミアム商品券発行事業	地域経済の回復を支援するため、取扱事業者(交通事業者を含む)で使用できるプレミアム率50%の商品券を発行	○								
北海道	島牧村	2	島牧村新型コロナウイルス感染症対策雇用等安定化給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年1月～12月の間における任意の月の売上高が前年同期比20%以上減少した事業者に給付 平成31年1月から12月に従事した人数に次の金額を乗じた額 ア(法人)年間給与等が130万円以上の者 15万円 イ(個人事業主)年間給与等が48万円以上の者 7万円 ウ(法人・個人事業主)上記ア、イのどちらにも該当しない者 1万円		○							
北海道	島牧村	2	クーポン券配布事業	村民の生活及び地域経済の回復を支援するため、取扱事業者(交通事業者を含む)で使用できる3千円分のクーポン券を全村民に配布。		○							
北海道	島牧村	2	事業継続緊急支援事業	道が実施する道内事業者継続緊急支援事業の対象となる村内事業者に対し、村が法人10万円、個人事業主5万円を上乗せ支給する。								●	
北海道	新十津川町	2	持続化給付金拡大助成事業	売上が減少した中小企業者の事業継続を図るため、国の「持続化給付金」の給付対象要件を拡大 道路旅客運送業:町内の2事業所に対し、自動車税等の車両維持管理費用分を所有台数や車両の大きさに応じて助成(20～50万円/1台当) 11台分・総額340万円	○								
北海道	新十津川町	2	持続化給付金拡大助成事業	売上が減少した中小企業者の事業継続を図るため、国の「持続化給付金」の給付対象要件を拡大 地域公共交通を運行する3事業所に対し、自動車税等の車両維持管理費用分を所有台数や車両の大きさに応じて助成(20～50万円/1台当) 4台分・総額140万円	○								
北海道	新十津川町	2	緊急経済対策事業(貸切バス・タクシー維持管理支援事業)	町内で貸切バス・タクシー業を営む3事業所に対し、運賃収入の落ち込みにより、事業の継続と安定化を図るため、自動車税等の車両維持管理費用分を所有台数や車両の大きさに応じて助成(20～50万円/1台当) 11台分・計1,880千円					○				
北海道	新十津川町	2	地域公共交通緊急支援事業	町内に運行路線を持つ3事業所に対し、運行事業の継続と安定化を図るため、自動車税等の車両維持管理費用分を所有台数や車両の大きさに応じて助成(20～50万円/1台当) 4台分 計1,400千円					○				
北海道	新十津川町	2	地域公共交通緊急支援事業	近隣市とを結ぶ地域幹線系統路線を運行する事業者に対して、運賃収入の落ち込みにより、運行事業の継続と安定化を図るため、自動車税等の車両維持管理費用分を助成(50万円/1台当) 2台分 計1,000千円						○			
北海道	仁木町	2	地域産業経済復興支援事業	来客者数の減少が見込まれる町内のお店を応援するために町民を対象として商品券を1世帯につき5千円分配布 タクシーにも使用可能	○								
北海道	仁木町	4	地域公共交通キャッシュレス導入事業	ニキバス(市町村自家所有有償運送)のICカード決済(WAON)を12月に導入	○								
北海道	仁木町	4	高齢者向け新しい心が届くモニター事業	今後、全町的に光ファイバー網を整備されることを見据え、当該整備の前段として、高齢者が簡単に外出支援やニキバス(市町村自家所有有償運送)の予約を行うことが可能なアプリを登録したタブレット端末5台を整備 1～3月までの間、町内モニター(高齢者、障害者等)5組9名にタブレットを貸与し実証実験を行う		○							
北海道	仁木町	2	地域産業経済復興支援事業	来客者数の減少が見込まれる町内のお店を応援するために町民を対象として商品券を1世帯につき5千円分配布 タクシーにも使用可能				●					
北海道	仁木町	2	地域住民の日常生活や経済産業活動を支えるエッセンシャルサービスである地域公共交通について、長引くコロナ禍による危機を乗り越え、機能し続けられるよう、町内公共交通事業者及び町内を運行する一般乗合旅客自動車運送事業者に対し支援する。 町内貸切バス事業者1,100,000円(基本額+台数加算) 町内タクシー事業者350,000円(基本額+台数加算) 町内に運行路線を有する事業者1,200,000円(1便あたり50,000円)						●				
北海道	砂川市	2	中小企業事業継続支援給付金	影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう支援 売上額が20%以上50%未満減少した月がある事業者に対する支援 ○一般乗用・貸切旅客自動車運送業者 30万円	○								
北海道	砂川市	2	中小企業店舗等確保支援給付金	影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう、店舗等の家賃相当額を支援 令和2年1月から同年12月までの任意の1か月の売上額が前年同期に比べて20%以上減少している中小企業者に対する支援 ○一般乗用・貸切旅客自動車運送業者 30万円(20%以上50%未満)、50万円(50%以上)	○								
北海道	砂川市	1	「新北海道スタイル」または「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」の普及のため店舗・事業者等を支援 「新北海道スタイル」または「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」に基づいた感染予防対策を実施する店舗・事業者等に対する支援 ○一般乗用・貸切旅客自動車運送業者 10万円		○								
北海道	砂川市	4	経営持続化支援給付金	影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう支援。 令和元年度の事業収入額と令和2年度の事業収入額を比較して、事業収入が30%以上減少している事業者に対する支援 ○一般乗用・貸切旅客自動車運送業者 30万円(20%以上50%未満)、50万円(50%以上)			○						
北海道	砂川市	4	店舗等確保支援給付金	影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう、店舗等の家賃相当額を支援 令和2年1月から令和3年3月までの任意の1か月の売上額が前年同期に比べて20%以上減少している中小企業者に対する支援 ○家賃の3か月分(1月分～3月分想定)、月額上限5万円									
北海道	砂川市	2	一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金	影響を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者が継続的に事業を営むことができるよう支援 砂川市内を営業区域とする一般乗用旅客自動車運送事業者に対する支援 ○基本額 20万円 + 車両1台につき5万円			○						
北海道	砂川市	2	中小企業緊急支援事業(原油価格高騰等緊急支援給付金)	原油価格・物価高騰による影響を受けている中小企業者に対し、影響を緩和するため支援 ○一般乗用・貸切旅客自動車運送業者 10万円 加算額:R4.1～R4.7のうち任意の2か月の燃料費等の合計額から、前年同月の燃料費等の合計額を差し引いた2分の1(千円未満切捨)、給付額1万円(下限)～20万円(上限)								●	
北海道	南幌町	4	デマンド交通整備事業	AISシステムを導入した町内フルデマンド交通(有償運送)の導入 車両(8人乗り2両)の購入 配車システム導入 ICカード決済(WAON)導入 設備導入は年度内 運行開始はR3年10月以降		○							
北海道	南幌町	2	旅客運送事業者等支援金	町内旅客運送事業者に対し支援金を交付 法人事業者及び個人事業者に対し、基本支給額と車両台数加算分を支給		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正越分・R4予備費)の活 用の有無			
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●		
北海道	南幌町	2	運送事業者等支援 金	燃料価格の高騰に伴い、町内運送事業者に対し支援金を交付 基本額に加え、保有する車両の種類及び台数による台数加算分を支給								●			
北海道	上砂川町	1	公共交通事業者支 援金交付事業	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策を実施する公共交通事業者に対して、事業の継続に向けた支援を行うもの 町内において路線バスを運行する事業者又は上砂川町乗り合いタクシー実証運行業務の委託事業者に対して、1事業者に対して500千円を交付				●							
北海道	上砂川町	4	公共交通事業者支 援金交付事業	電力・ガス・燃料等のエネルギー価格の高騰の影響を受けた事業者等に対し価格高騰の負担を軽減するために、公共交通事業者を支援するもの。予算の範囲内において、1事業者につき20万円とする。ただし、町からの委託業者については、1事業者につき30万円とする。									●		
北海道	共和町	1	共和町事業者支援 事業	町内中小企業者等が、コロナの感染防止対策を講じながら事業継続できるよう、感染防止対策に係る経費に対し支援金を交付するもの ・個人事業主100千円/件 ・法人100千円/件	○										
北海道	共和町	2	公共交通支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い利用が低迷している公共交通運行事業者に対し、運行車両に係る維持費用の一部を支援すること で、事業の継続と安定化を図るもの ・町内を運行する路線中、町内を運行する営業キロ数がその路線全体の営業キロ数の5割以上を占める路線を運行する乗合バス事業者に対し て1路線あたり1,000千円 ・町内に事業所を有するタクシー事業者に対して1事業所あたり200千円				●		●					
北海道	共和町	1	事業者支援事業	町内中小企業者等が、コロナの感染防止対策を講じながら事業継続できるよう、感染防止対策に係る経費に対し支援金を交付するもの ・個人事業主100千円/件 ・法人100千円/件				●							
北海道	共和町	2	公共交通支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い利用が低迷している公共交通運行事業者に対し、運行車両に係る維持費用の一部を支援すること で、事業の継続と安定化を図るもの ・町内を運行する路線中、町内を運行する営業キロ数がその路線全体の営業キロ数の5割以上を占める路線を運行する乗合バス事業者に対し て1路線あたり500千円 ・町内に事業所を有するタクシー事業者に対して1事業所あたり200千円									●		
北海道	共和町	1	事業者感染防止 対策支援事業	町内中小企業者等が、コロナの感染防止対策を講じながら事業継続できるよう、感染防止対策に係る経費に対し支援金を交付するもの ・個人事業主100千円/件 ・法人100千円/件									●		
北海道	共和町	2	公共交通物価高騰 対策支援事業	コロナ禍におけるエネルギー価格高騰の中、利用者に価格転嫁せずサービス提供を続けるバス・タクシー事業者の負担を軽減し、継続的な公共 交通の維持確保を図るもの ・町内を運行する路線中、町内を運行する営業キロ数がその路線全体の営業キロ数の5割以上を占める路線を運行する乗合バス事業者に対し て1路線あたり500千円 ・町内に事業所を有するタクシー事業者に対して1事業所あたり200千円										○	
北海道	倶知安町	2	倶知安町公共交通 運行継続支援金	新型コロナウイルス感染症拡大傾向が長期化する中、感染拡大防止対策を講じながら通院や買物など町民生活のために必要な公共交通の維持 確保に努めている公共交通事業者を対象に支援を行うもの ・町内完結路線を運行する乗合バス事業者について1事業者につき30万円 ・町内に事業所を置くタクシー事業者及び倶知安町高齢者ハイヤー(バス)利用助成券交付事業等の受託事業者として本町と契約を締結している 事業者に対して車両台数1台につき1万円				●							
北海道	倶知安町	2	倶知安町持続化支 援金事業	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少しているが、その減少率が50%未満であるため、国の月次支援金の対象とならない事業 者の事業継続を支えることを目的として支援金を支給する。 ・令和3年8月～10月の期間中いずれかの月の売上げが、対前年または全前年同月比で30%以上50%未満減少している町内に本店を置く事業者 に対し、100千円を交付						○					
北海道	倶知安町	2	倶知安町公共交通 運行継続支援金	コロナ禍における物価高騰や原油価格高騰に歯止めがかからない中、その影響を受けながらも感染症予防対策を講じながら通院や買物など町 民生活のために必要な公共交通の維持確保に努めている公共交通事業者を対象に支援を行うもの ・町内完結路線を運行する乗合バス事業者について1事業者につき30万円 ・町内に事業所を置くタクシー事業者及び倶知安町高齢者ハイヤー(バス)利用助成券交付事業等の受託事業者として本町と契約を締結している 事業者に対して車両台数1台につき1万円										●	
北海道	倶知安町	2	倶知安町持続化支 援金事業	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少しているが、その減少率が50%未満であるため、国の月次支援金の対象とならない事業 者の事業継続を支えることを目的として支援金を支給する。 ・令和4年2月～5月の期間中いずれかの月の売上げが、対前年または全前年同月比で30%以上50%未満減少している町内に本店を置く事業者 に対し、50千円を交付										○	
北海道	倶知安町	2	倶知安町持続化支 援金事業	長引く新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少しているが、その減少率が50%未満であるため、国の月次支援金の対象とならない事業 者の事業継続を支えることを目的として支援金を支給する。 ・令和4年6月～9月の期間中いずれかの月の売上げが、対前年または全前年同月比で30%以上50%未満減少している町内に本店を置く事業者 に対し、50千円を交付										●	
北海道	余市町	1	余市町テイクアウト 代行事業支援助成 金支給事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症による影響により、利用者が著しく減少している飲食店及びタクシーの利用促進を図ることを目的として、余市町内のタ クシー事業者が行う食事等のテイクアウト代行事業に対して助成金を支給する。 【対象】 タクシー事業者 【金額】 1件あたり500円～800円		○									
北海道	余市町	1	余市町新型コロナウイルス 感染症に係る交通事業者支 援事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症への対策として3密を避けるための運行者もしくは消毒等の衛生管理を強化した運行に協力すること又は当該感染症の 流行収束後に利用を喚起するために便数の確保をすること若しくは施設等の利用環境を整えることを目的として助成金を支給するもの 【対象】 町内に事業所(支店・営業所含む)を置く ①乗合バス事業者②貸切バス事業者③タクシー事業者 【金額】 路線バス:100万円(100×1社) 貸切バス:30万円(30×1社) タクシー:30万円(30×1社)		○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
北海道	余市町	2	余市町新型コロナウイルス感染症に 係る交通事業者原油 価格高騰緊急対 策助成金支給要綱	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大により売上げが減少している交通事業者が、燃料費など原油価格の高騰による経費の増加により事業継続が さらに困難となることを回避し、交通網を維持することを目的として助成金を支給する。 町内に事業所(支店・営業所含む)を置く ①乗合バス事業者②貸切バス事業者③タクシー事業者 【金額】 路線バス:200万円(200×1社) 貸切バス:50万円(50×2社) タクシー:100万円(100×1社)									●	
北海道	恵庭市	2	恵庭市小規模事業 者事業継続支援金 事業	まん延防止等重点措置および緊急事態措置の適用に伴う休業・時短営業要請の申請・支給対象外となっている事業者(飲食事業者およびそれ 以外の業種)、従業員が19名以下かつ売上額の減少が認められる市内事業者に対する支援金の支給(1店舗20万円/1店舗1回限り)。 ※(R3)166,103、(R4)161,503						○			○	
北海道	寿都町	2	地域応援券発行事 業	新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している経済対策として、町内で使用可能(交通事業者を含む)な「地域応援券」を発行することで、 町民の生活支援及び消費喚起を促進する。									○	
北海道	寿都町	2	プレミアム商品券 発行事業	新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している経済対策として、生活支援及び消費拡大を目的にプレミアム商品券を発行することで、町民 の生活支援及び消費喚起を促進する。									○	
北海道	寿都町	2	地域応援券発行事 業(令和4年度第2 弾)	新型コロナウイルス感染症の影響や物価の高騰などによる生活困窮者への対策や、停滞する経済対策として、「地域応援券」を発行することで、 町民の生活支援及び消費喚起を促進する。									●	
北海道	積丹町	2	地域生活交通路線 維持・確保支援事 業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、利用者の減少など事業運営に多大な影響を受けている地域住民の生活交通の運行 を担っている交通事業者に対し、感染防止対策の取組の促進や事業の継続に向けた支援を行うことを目的として支援金を交付する。									○	
北海道	歌志内市	2	タクシー事業者支 援事業	コロナ禍の人流抑制や燃料費の高騰の影響を受ける中、公共サービス維持のため事業継続する市内の公共交通事業者へ支援金を給付すること により、事業の継続に向けた支援を行う。 ・市内に営業所を有するタクシー事業者への支援 1事業者50万円									●	
北海道	浦臼町	2	地域公共交通経営 支援事業	コロナの影響を受けている一般タクシー運行事業者の事業継続を図るため、支援金を交付する。									●	
北海道	由仁町	2	地域公共交通経営 支援事業(バス事 業者分)	コロナ禍における利用者減、原油価格高騰などの影響を受けている地域公共交通事業者(バス事業者)への支援を行う。 対象事業者:2事業者 予算総額:7,393千円									●	
北海道	由仁町	2	地域公共交通経営 支援事業(デマンド タクシー事業者分)	コロナ禍における原油価格高騰などの影響を受けている地域公共交通事業者(タクシー運営事業者)への支援を行う。 対象事業者:1事業者 予算総額:520千円									●	
北海道	蘭越町	2	コミュニティバス購 入事業	運行時の乗客の密を避けるため、新たにマイクロバスを購入する。							○			
北海道	蘭越町	2	バス事業者新型コ ロonavirus感染 症対策支援事業	【目的】生活交通路線の運行を行うバス事業者に対し、物価高騰の対応分を含む新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を支援 【対象】生活交通路線を運行するバス事業者 函館市内に営業所を有する公共交通事業者への支援。 ○バス事業者 30万円×11社 ○タクシー事業者(法人) 30万円×15社 ○タクシー事業者(個人) 10万円×83名 【予算総額】1,610万円									○	
北海道	函館市	2	公共交通事業者等 特別支援金	函館市内に営業所を有する公共交通事業者への支援。 ○バス事業者 30万円×11社 ○タクシー事業者(法人) 30万円×15社 ○タクシー事業者(個人) 10万円×83名 【予算総額】1,610万円		○								
北海道	函館市	1	定期フェリー運航 事業者水際対策支 援補助金	・新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のための設備等の導入等に要する経費(資機材等購入費、改修費、船内やターミナル等において実施 する衛生対策に要する経費など) ・1隻あたり上限200万円(対象船舶9隻) 事業予定額:1,800万円		○								
北海道	函館市	4	函館バス営業所土 地建物等賃料の減 額	函館バス営業所土地建物等賃料の減額(1/2減額 6ヶ月間)										
北海道	函館市	2	函館市貸切バス利 用促進事業補助金	貸切バス事業者で、市民向け日帰りバスツアーを実施する事業者に、バス1台につき15万円を給付。 ※上限は1社につき市民限定は225万円(15台)、日帰りバス10台										
北海道	函館市	4	函館市事業者特別 支援金	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令等により、外出自粛や往来自粛による大きな影響を受けている市内の幅広い業種の事 業者に対する支援金 【支援金額(1事業者あたり)】 法人 20万円 個人 10万円					○					
北海道	函館市	4	函館市事業者物価 高騰等緊急支援事 業費	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価高騰の影響が幅広い業種に及んでいることから、影響を緩和するために、緊 急支援金を給付し、事業を支援することを目的とした支援金 【支援金額(1事業者あたり)】 5万円									○●	
北海道	北斗市	2	高齢者外出機会安 全確保対策事業 (高齢者へのタク シー利用券の交付 事業)	市内在住の高齢者(75歳以上)に対して初乗り料金(560円)が無料になるタクシー券を10枚交付。 事業予定額:34,209千円	○									
北海道	松前町	2	タクシー・ハイヤー 運営事業費補助金 の増額	運営事業費補助金を440万円から500万円へ増額 事業予定額:500万円										
北海道	松前町	1	地域公共交通確保 対策広告料	①目的:感染症拡大防止対策のため、路線バスの車内に広告を掲示し、啓発活動を実施する。 ②交付金充当経費内容:路線バスへの広告料 ③積算根拠:2,000円×1車両につき2カ所×8台×6月+広告制作費5,000円×16枚+デザイン7,000円=値引12,000円+税 ④事業の対象:バス事業者	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
北海道	旭川市	2	旭川市公共交通事業者等(福祉限定タクシー事業者)緊急支援金	福祉限定タクシー事業者への事業継続支援 ・法人、個人事業者共通 10万円			○							
北海道	旭川市	2	旭川市路線バス生活交通路線運行支援金	国、道の支援制度と協調して、北海道生活交通路線確保維持計画に位置づけられた広域生活交通路線又は、旭川市生活交通確保維持改善計画に位置づけられた地域内フィーダー系統を運行する事業者支援			○							
北海道	旭川市	4	路線バスリアルタイム情報標準データ化システム整備業務委託	GTFS-JP及びGTFS-RTのデータ整備及びゲージマップへの掲載			○							
北海道	旭川市	4	路線バス観光利用促進業務委託	市内宿泊者に対して観光用バス乗車券を1000枚を上限として配布			○							
北海道	旭川市	4	寿バスカード乗車料金(自己負担分)支援	バス利用が可能な70歳以上が利用可能な寿カード(1乗車 100円)の自己負担分(100円)を補助し無料で利用可能とすることで、市内の路線バスの利用を促進			○	○ ●		臨時交付金 (追加事業者支援分) 10/11まで活用予定				
北海道	旭川市	2	令和3年度旭川市公共交通事業者等緊急支援金	外出自粛要請等により、利用者の減少など大きな影響を受ける交通事業者に対して、支援金を支給。 ・一般貸切旅客自動車運送事業者 事業用車両1台につき4万円(休車除く) ・一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定) 事業用車両1台につき2万5千円(休車除く)				●						
北海道	旭川市	2	令和3年度第2期公共交通事業者等緊急支援金	交通事業者の事業継続に向けた支援 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者(法人タクシー) 基本額30万円+加算額(市内営業所配置車両台数×1万円) ・一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシー及び福祉輸送事業限定) 基本額10万円						●				
北海道	旭川市	2	広域路線運行支援金	地域間幹線系統に対する支援 (R3.4~R3.9の6か月分の運行経費)×(市内路線延長÷全体路線延長)×1/2							●			
北海道	旭川市	2	環状通り循環線運行支援金	環状通り循環線に対する支援 (R3.3~R4.2の12か月間の運行経費)×1/2							●			
北海道	旭川市	2	令和3年度旭川市路線バス生活交通路線運行支援金	国、道の支援制度と協調して、北海道生活交通路線確保維持計画に位置づけられた広域生活交通路線又は、旭川市生活交通確保維持改善計画に位置づけられた地域内フィーダー系統を運行する事業者支援								○		
北海道	旭川市	2	令和4年度公共交通事業者等緊急支援金	コロナ禍において燃料価格や物価高騰による影響を大きく受ける公共交通事業者等に対して、負担軽減と事業の継続に向けた支援									●	
北海道	旭川市	2	令和4年度旭川市環状通り循環線実証実験運行支援金	環状通り循環線実証実験運行に対する支援 (R4. 3~R5. 2の12か月間の運行経費)×1/4										
北海道	士別市	2	事業継続支援金	保有台数に応じてバス事業者に200万円、タクシー事業者に160万円を支給	○									
北海道	士別市	2	路線バス運行維持支援金	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援		○								
北海道	士別市	2	事業継続支援金	R2.11からR3.1の間で月の売上げが前年同月比で30%以上減少している事業者へ支援 ・一律60万円+維持管理経費					○					
北海道	士別市	3	次世代モビリティビジョン推進事業	デジタル技術の推進、交通結節点の機能向上に対する応援 【バス事業者】 4,000千円 【タクシー事業者】 2,000千円							○			
北海道	士別市	2	路線バス運行維持支援金	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援							○			
北海道	士別市	3	次世代モビリティビジョン推進事業	実証実験の実施および交通事業者に対し、地域の移動を支えるための経営持続化に資する車両の入れ替えや施設管理の効率化、快適な移動等に関する取り組みに要する経費の一部を支援する。 ②有識者謝礼、実証実験費、事業者への応援金 ③有識者謝礼 50千円×3回=150千円 実証実験費用 1,000千円 交通事業者応援金 バス:3,000千円、タクシー:1,000千円								●		
北海道	名寄市	4	がんばる中小企業応援給付金給付事業	感染拡大により大きな影響を受けた市内事業者に対し、業種ごとの影響を考慮した支援(一般事業者10万円)。 ○バス・タクシー事業者 30万円+保有台数に応じた加算(タクシー:乗合バス3万円/台、貸切バス6万円/台) ○宿泊事業者(下宿を除く) 30万円+客室数×1.5万円+上下水道料3ヶ月分相当額		○								
北海道	名寄市	4	事業継続支援給付金給付事業	新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業等の事業継続を支援するため、給付金を支給 全業種 1事業者 20万円	○									
北海道	名寄市	2	地域間幹線系統応援給付金事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援			○							
北海道	名寄市	4	売上減少事業者支援給付金給付事業(令和2年度からの繰越予算)	「経営維持支援給付金」を受け取っていない事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している事業者に対して、給付金を支給 限度額 50万円 比較対象月の売上げから、選択した月の売上げを差し引いた額に3を乗じて得た額			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
北海道	名寄市	4	地元企業サポート 給付金給付事業	新型コロナウイルスの感染拡大、緊急事態宣言などの影響で売上げが減少している事業者に対して、給付金を支給 ①飲食業(移動販売・イートインスペース設置のコンビニ等は除く) ・道の時短要請の対象店舗1店舗につき 限度額 10万円 ・それ以外の店舗1店舗につき 限度額 50万円 比較対象月の売上げから、選択した月の売上げを差し引いた額に0.9を乗じて得た額 ②バスタクシー業(運転代行は除く) 30万円+タクシー3万円・乗合バス3万円・貸切バス6万円をそれぞれ保有する車両台数に乗じた額を加算 ③宿泊業(下宿は除く) 30万円+(客室数×1.5万円)+(6月請求分(5月使用分)上下水道料金×3) ④上記①②③以外の事業者 限度額 50万円 比較対象月の売上げから、選択した月の売上げを差し引いた額に0.9を乗じて得た額										
北海道	名寄市	2	地域間幹線系統 援給付金事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援							○			
北海道	富良野市	2	観光事業者経営改 善応援金(公共交 通事業者)	宿泊客数の大幅減少に伴い、経営が厳しい宿泊施設、アウトドア事業者、観光交通事業者の経営存続及び雇用継続への支援。 ○交通事業者 ・基本型 定額20万円+保有台数1台につき普通車3万円、マイクロバス4万円、大型バス6万円 ・雇用支援型 従業員の研修1回につき20万円(上限額60万円)		○								
北海道	留萌市	2	留萌市内公共交 通維持支援事業	市内に本店及び営業所を置く交通事業者で、今後も事業を継続する意思がある者が取り組む感染予防対策や収束後の交通利用拡大策等への支援。 ○路線・貸切バス、タクシー事業者 基本額30万円、車両1台につき1万円加算	○									
北海道	留萌市	2	広域路線バス持 続化支援事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援		○								
北海道	留萌市	2	公共交通等維持支 援金	緊急事態宣言等の発出等により、行動自粛や学校休校等の影響に伴う大幅な利用減少により、減便対応などを余儀なくされている路線バスや貸切バス、タクシー事業者に対し、支援金を支給。 《基本額》 1事業者あたり30万円 《加算額》 ・一般乗合及び貸切旅客自動車運送事業者 業務用車両1台につき4万円 もしくは留萌市内を経由する都市間バス等1往復便当たり4万円 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 業務用車両1台につき4万円				●						
北海道	留萌市	2	広域路線バス持 続化支援金	コロナ禍が長期化する中、市内を経由する市外線(留萌・旭川線)を運行する交通事業者に対し、運行経費の一部を支援 経常経費 × 支援月割 × 市内走行距離割 × 支援率 152,898,678円 × 3/12 × 23.0/84.1 × 0.5						●				
北海道	留萌市	2	公共交通等維持支 援金	新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰が長期化する状況の中、その影響を大きく受ける路線バスや貸切バス、タクシー事業者に対し、支援金を支給。 《基本額》 1事業者あたり30万円 《加算額》 ・一般乗合及び貸切旅客自動車運送事業者 業務用車両1台につき3万円 もしくは留萌市内を経由する都市間バス等1往復便当たり3万円 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 業務用車両1台につき3万円								●		
北海道	留萌市	2	路線バス小型車両 導入支援事業	コロナ禍の長期化により利用者が減少する中、原油価格が高騰する現状において、市民バスを運行する交通事業者に対し、持続的な運行維持を図るため、小型車両導入に係る経費の一部を助成する。 (積算)16,000千円(車両)×5/6(補助率)≒13,300千円								●		
北海道	稚内市	2	地域公共交通活 性化支援給付金	路線・貸切バス、定期旅客船舶、タクシー 基本額30万円+車両1台につきバス2万円、フェリー40万円加算、タクシー1万円 給付金試算462万円		○								
北海道	稚内市	1	地域公共交通感 染拡大防止対策補 助金	「新北海道スタイル」を実践するための感染拡大防止対策等の環境整備にかかる経費補助で国の感染拡大防止対策における補助の上限超過部 限度額はバス、フェリー事業者500万円、タクシー事業者100万円 補助試算1,200万円		○								
北海道	稚内市	4	わからない事業者 支援緊急支援金	売上減少などの影響を受けている市内中小法人・個人事業者に対して支援金を支給する。 1事業者あたり200千円×300社=60,000千円のうち交通事業者は3社						○				
北海道	稚内市	4	原油高騰対策運 送事業者等緊急支 援金	燃料費の高騰が事業者の経営を圧迫している中で、特に運送業界における燃料高騰の影響が大きいことと鑑み、貨物運送事業者などを営む市内中小法人・個人事業者を対象に、車両保有台数に応じて支援金を支給する。 ・トラックなどの運送事業者:40千円/台 ・福祉車両、葬儀霊柩車、軽貨物などの運送事業者:25千円/台 ・自動車運転代行業者:25千円/台								●		
北海道	深川市	2	交通事業者感 染予防協力・支援事業	市民の生活交通やスクールバスの役割を担う交通事業者が、独自のガイドラインを定めるなどして感染症対策に取り組む際に支援。 ○バス・タクシー事業者(市内に本店・営業所を置くバス・タクシー事業者または市内を運行する生活交通路線を有する市外事業者) 基本額30万円、車両1台につき10万円加算 事業予定額:9,200千円	○									
北海道	深川市	2	交通事業者感 染予防協力・支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う度重なる制限要請や外出自粛などにより、事業運営に多大な影響を受けている市民の生活交通(通院・買い物・外食など)やスクールバス、スクールタクシーを担う交通事業者に対して、業界などが作成するガイドラインに基づいた感染症対策に協力する場合は、今後の事業継続に対する支援を目的とした支援金を交付する。 基本額30万円、車両1台につき10万円 (市内に本店・営業所を置くバス・タクシー事業者)						○				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
北海道	深川市	2	交通事業者感染予 防協力・支援金事 業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う度重なる制限要請や外出自粛などにより、事業運営に多大な影響を受けている市民の生活交通(通院・買い物・外食など)やスクールバス・スクールタクシーを担う交通事業者に対して、業界などが作成するガイドラインに基づいた感染症対策に協力する場合には、今後の事業継続に対する支援を目的とした支援金を交付する。 基本額30万円、車両1台につき10万円(R3.4)現在で市内を運行する地域間幹線系統の1日当たりの運行回数の値が上限) (市内を運行する生活交通路線を有する市外事業者)						●				
北海道	深川市	2	地域公共交通事 業者支援金事業	市民の生活交通を担う交通事業者は、外出や旅行などの移動自粛等により利用者が減少していることだけでなく、昨今の原油物価高騰の影響も加わり、事業運営が非常に厳しい状況となっている。このことから独自のガイドラインを定めるなどして感染症対策に取り組み交通事業者に対し支援金を交付し事業継続を支援するもの。 ●市内に本店・営業所を置くバス・タクシー事業者 基本額30万円、車両1台につき15万円、貸切バス13万円、タクシー12万円 ●市内を運行する生活交通路線を有する市外事業者 基本額30万円、車両1台につき15万円(R4.4)現在で市内を運行する地域間幹線系統の1日当たりの運行回数の値が上限)									○	
北海道	当麻町	2	地域交通支援金事 業	路線バス事業者 1,000万円 ・タクシー事業者(福祉限定事業者を含む)・車両1台につき50万円 支援総額:1,400万円		○								
北海道	当麻町	2	当麻町地域間幹線 系統支援金事業	・道バスへ令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間において、経常費用の実績額と経常収益の差額のうち、国道補助金を差し引いた金額に、町内の走行キロの割合に応じた率を乗じた額の4分の3を支援する 支援額720万円										
北海道	愛別町	2	地域間幹線系統支 援金給付事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援										
北海道	上川町	1	公共交通事業者必 需物品供給事業	感染症防止対策と町内の公共交通事業者及び町の委託事業者の事業継続を目的に、衛生及び防疫対策に係る物品を購入・配布をする。		○								
北海道	上川町	2	公共交通事業者必 需物品供給事業	地域間幹線系統及び生活交通路線の運行の支援(R2・R3)										
北海道	和寒町	2	地域間幹線系統支 援金給付事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援		○								
北海道	和寒町	2	地域間幹線系統支 援金給付事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援			○							
北海道	剣淵町	2	路線バス運行支援 事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援		○								
北海道	剣淵町	2	地域公共交通維持 ・確保応援事業	新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、この長引く影響のなかで、地域公共交通を担う路線バスは通常運行するものの、利用者の利用回復が遅く、高齢者の多い過疎地域では重要な交通手段で、継続・維持等ができるよう応援し、路線バスの維持及び公共交通機関としての役割の確保を図る。				○						
北海道	剣淵町	2	地域公共交通維持 ・確保応援事業	新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、この長引く影響のなかで、地域公共交通を担う路線バスは通常運行するものの、利用者の利用回復が遅く、高齢者の多い過疎地域では重要な交通手段で、継続・維持等ができるよう応援し、路線バスの維持及び公共交通機関としての役割の確保を図る。					○					
北海道	剣淵町	2	地域公共交通維持 ・確保応援事業	新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、この長引く影響のなかで、地域公共交通を担う路線バスは通常運行するものの、利用者の利用回復が遅く、高齢者の多い過疎地域では重要な交通手段で、継続・維持等ができるよう応援し、路線バスの維持及び公共交通機関としての役割の確保を図る。								○	○	
北海道	美深町	2	恩根内線バス路線 運行維持事業補助 金	名士バス恩根内線(地域間系統)運行維持のための支援										
北海道	美深町	2	仁宇布線バス路線 運行補助	仁宇布線バス(地域内フィーダー系統)運行維持のための支援										
北海道	音威子府村	2	公共交通応援事業	村内に路線バスが乗り入れており、バスターミナル等に営業所窓口を有している事業者に対して、1事業所当たり60万円を支援 事業予定額:600千円	○									
北海道	中川町	1	新型コロナウイルス 感染症予防対策 実施事業	ガイドラインの取組を実践し、感染拡大防止に努める町内中小事業者。 ・助成内容 (1)ガイドラインの取り組みを支援するための備品整備、簡易改修等 (2)新型コロナウイルス感染拡大を防止するために必要な備品整備、簡易改修等 (3)感染症拡大予防のための消耗品等 ただし、(3)の取り組みは、(1)もしくは(2)と併せて実施。 ・支給額 1事業者あたり上限200,000円。 ただし、第3の3に定める消耗品については、上限50,000円。 ○実施額 5,156千円		○								
北海道	幌加内町	4	公共交通バス事 業者特別利用促進 支援事業	概要:新型コロナウイルス感染症の影響により深名線バスの乗車人員が減少したため、利用促進を図るためにプレミアム付深名線専用回数券を発行 補助事業対象者:ジェイ・アール北海道バス 補助対象経費:1冊1,000円の深名線バス専用回数券を500円で販売した差額 補助率:100% 予算総額:3,000,000円	○	○								
北海道	幌加内町	2	公共交通事業者等 特別支援金給付事 業	概要:感染症対策を講じながら事業を継続する公共交通事業者への支援 補助事業対象者:公共交通事業者 補助対象経費:1事業者あたり300,000円 補助率:100% 予算総額:600,000円	○	○								
北海道	幌加内町	2	公共交通事業者等 特別支援金給付事 業	概要:感染症対策を講じながら事業を継続する公共交通事業者への支援 補助事業対象者:公共交通事業者 補助対象経費:1事業者あたり600,000円 補助率:100% 予算総額:1,200,000円				○						
北海道	幌加内町	4	幌加内町公共交 通バス利用促進支 援事業補助金	概要:コロナ禍で利用が低迷しているバス事業者を支援するため、町内で乗降する利用者の運賃を無料とする日を設定。 補助事業対象者:ジェイ・アール北海道バス 補助対象経費:無料対象となった乗客の運賃相当額。 補助率:100% 予算総額:1,380,000円								●		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
北海道	増毛町	2	公共交通維持事業	(目的)新型コロナウイルス感染症による自粛等の影響により、増毛町内を運行している路線バスの運送収入が激減しており、事業継続が厳しい状況となっているため、留萌増毛間の地域間幹線系統及び別河雄冬間の市町村単独路線に対し支援金を交付することにより町民の足を守る。 (経費内容)地方バス路線維持費補助金3,706千円 (交付対象者)沿岸バス株式会社		○								
北海道	増毛町	2	公共交通維持事業	(目的)新型コロナウイルス感染症による往来自粛等の影響により、札幌市と増毛町の間を運行している都市間バスの運送収入が激減しており、事業継続が厳しい状況となっているため、留萌増毛間の路線に対し支援金を交付することにより路線を維持し、通院等の町民の足を守る。 (経費内容)地方バス路線維持費補助金(算定基礎)(バス走行距離見込)41,730km×(キロ当たり費用)230.87円×(補助率)2/3≒6,430千円 (交付対象者)沿岸バス株式会社									○	
北海道	小平町	4	事業継続支援助成費	町内小規模事業者等へ支援金一律15万円を支給する。		○								
北海道	小平町	4	事業継続支援助成費	町内小規模事業者等へ支援金一律10万円を支給する。				●						
北海道	小平町	4	商工業事業継続緊急支援事業	町内商工業等事業者に対し、支援金一律10万円を支給する。								●		
北海道	羽幌町	1	高速船臨時便運航支援事業	密を避けるため、離島航路における混雑日(土日、祝祭日)に増便する高速船を運航するフェリー事業者に対する支援として高速船運賃の3割を補助 事業予算額:232万円		○								
北海道	羽幌町	2	都市間バス運行支援事業	地域住民の交通手段の維持・確保のため、交通事業者へ支援 ・運行費1便7,000円 ・感染防止対策1便3,000円 事業予算額:2,597万円		○								
北海道	羽幌町	2	ハイヤー運行支援事業	地域住民の交通手段の維持・確保のため、交通事業者へ支援 ・車両保有数1台あたり20万円 事業予算額:140万円		○								
北海道	羽幌町	2	バス車両維持管理支援事業	都市間バス及び貸切バスの維持管理経費一部を支援 ・保有車両1台あたり60万円		○								
北海道	羽幌町	2	バス運行支援事業	地域住民の交通手段の維持・確保のため交通事業者への運行支援 ①燃料費:1便7,000円 ②感染防止対策費:1便3,000円 ③車両維持管理費:1台50,000円 ※事業者支援分(9/15まで)活用予定					○					
北海道	羽幌町	2	ハイヤー運行支援	地域住民の交通手段の維持・確保のため、交通事業者へ運行支援 ・車両保有数:1台200千円 ※事業者支援分(9/15まで)活用予定						○				
北海道	羽幌町	2	バス運行支援事業	地域住民の交通手段の維持・確保のため交通事業者への運行支援 ①燃料費:1便9,000円 ②感染防止対策費:1便3,000円 ③車両維持管理費:1台50,000円 ※事業者支援分(9/15まで)活用予定								○		
北海道	羽幌町	2	ハイヤー運行支援	地域住民の交通手段の維持・確保のため、交通事業者へ運行支援 ・車両保有数:1台200千円 ※事業者支援分(9/15まで)活用予定								○		
北海道	猿払村	1	公共交通支援事業	都市間バス「天北号」運行支援金			○							
北海道	豊富町	2	地方バス路線運行維持対策事業	生活交通路線(単独路線)の運行への支援										
北海道	礼文町	4	離島航路原油価格高騰対策事業	原油価格高騰による、燃料サーチャージの運賃付与による町民の経済的な負担を軽減するため支援を行う								●		
北海道	妹背牛町	2	妹背牛町バス路線運行継続支援	補助対象事業者:妹背牛町内バス運行事業者 補助対象経費:バス事業者より支援要請のあった路線ごとの燃料高騰による影響額に対して、町内運行距離分を案分した額 ※影響額とは、R2年度とR3年度の各月軽油単価を比較し、増加額に各月の使用料を乗じて算出したR3年度実績。 補助率:影響額100% 予算総額:472千円									○	
北海道	秩父別町	2	沼田線運行事業者緊急支援金	広域バス路線である沼田線(地域間幹線系統)の運行への支援 1事業者10万円、1往復10万円				○						
北海道	秩父別町	2	留萌旭川線運行事業者緊急支援事業(追加)	広域バス路線である留萌旭川線(地域間幹線系統)の運行への追加支援 1事業者10万円、1往復10万円					○					
北海道	秩父別町	2	沼田線運行事業者緊急支援金(追加)	広域バス路線である沼田線(地域間幹線系統)の運行への追加支援 1事業者10万円、1往復10万円					○					
北海道	秩父別町	4	タクシー助成事業	目的:効果:コロナ禍において、高齢者が感染を恐れて自宅に閉じこもりがちなら暮らしが長く続く、身体機能や認知機能等健康状態に悪影響を及ぼすため、タクシー利用助成を行い外出支援をし、健康の維持及び町内における経済活動の活性化と新型コロナウイルスの影響で落ち込んだタクシー利用の促進を図る。 対象者:60歳以上の町民 助成内容:運賃千円未満の場合 利用者負担100円、千円以上~2千円未満 利用者負担200円、2千円以上~3千円未満 利用者負担300円とし差額をタクシー事業者へ助成する。 対象町民1,180人×利用率61%×平均助成額10千円≒7,200千円					○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
北海道	秩父別町	4	バス高齢者利用助成事業	目的・効果:コロナ禍において、高齢者が感染を恐れて自宅に閉じこもりがちなる暮らしが長く続く、身体機能や認知機能等健康状態に悪影響を及ぼすため、バス利用助成を行い外出支援をし、健康の維持と新型コロナの影響で落ち込んだバス利用の促進を図る。 対象者:65歳以上の市民 助成内容:秩父別-深川市内の運賃を一律200円とし利用券を販売し、差額をバス事業者へ助成する。 充当額:500千円-高齢者200円×1,500件=200千円				○					
北海道	秩父別町	4	タクシー助成事業	目的・効果:コロナ禍において、高齢者が感染を恐れて自宅に閉じこもりがちなる暮らしが長く続く、身体機能や認知機能等健康状態に悪影響を及ぼすため、タクシー利用助成を行い外出支援をし、健康の維持及び町内における経済活動の活性化と新型コロナの影響で落ち込んだタクシー利用の促進を図る。 対象者:60歳以上の町民 助成内容:運賃千円未満の場合 利用者負担100円、千円以上~2千円未満 利用者負担200円、2千円以上~3千円未満 利用者負担300円とし差額をタクシー事業者へ助成する。									
北海道	秩父別町	4	バス高齢者利用助成事業	目的・効果:コロナ禍において、高齢者が感染を恐れて自宅に閉じこもりがちなる暮らしが長く続く、身体機能や認知機能等健康状態に悪影響を及ぼすため、バス利用助成を行い外出支援をし、健康の維持と新型コロナの影響で落ち込んだバス利用の促進を図る。 対象者:65歳以上の町民 助成内容:秩父別-深川市内の運賃を一律200円とし利用券を販売し、差額をバス事業者へ助成する。									
北海道	雨竜町	2	バス路線事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者への活動維持・継続のための支援金(国の補助を受け町内を通過する路線バス事業者、町基準額、373千円)									
北海道	北竜町	2	留萌旭川線運行事業者緊急支援事業	広域バス路線である留萌旭川線(地域間幹線系統)の運行への支援		○							
北海道	北竜町	2	留萌旭川線、深川北竜線運行事業者緊急支援事業	R3年度広域バス路線である留萌旭川線(地域間幹線系統)と深川北竜線(生活交通路線)の運行への支援 1事業者10万円、1往復10万円(昨年度同様)			○						
北海道	北竜町	2	留萌旭川線、深川北竜線運行事業者緊急支援事業	R4年度広域バス路線である留萌旭川線(地域間幹線系統)と深川北竜線(生活交通路線)の運行への支援 1事業者10万円、1往復13万円								○	
北海道	沼田町	2	地域間幹線系統支援金給付事業	広域バス路線(地域間幹線系統)の運行への支援		○					○	●	
北海道	洞爺湖町	2	観光業経営支援助成金	売上高が減少し事業に支障が生じている町内中小事業者を対象とした、事業の継続のための支援。 ○観光客切バス、タクシー、遊覧船業 令和2年2月から6月までのうち、ひと月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること等対象となり、従業員数に応じて10~200万円を給付 事業予定額:3,810万円	○								
北海道	洞爺湖町	2	観光業経営支援助成金	市内に営業所を有する乗合バス、タクシー事業者に対する給付。バス・タクシーとも1台当たり10万円の給付で上限200万円								●	
北海道	豊浦町	2	商工業者物価高騰対策支援事業	原油価格・物価高騰に伴う事業者負担軽減支援 ・町内で商工業を営む経営体を対象 支援額は一律5万円 ・申請期間 令和4年12月1日~令和5年2月28日								○	
北海道	社管町	2	地域交通・運送事業者臨時支援事業	原油価格高騰に伴う事業継続支援 ・町内に事業所のある一般貨物、特定貨物、貨物軽、一般貨切、特定旅客運送事業者が対象 ・支援額は1台につき2万円 ・申請期間 令和4年7月1日~令和4年7月29日								●	
北海道	社管町	2	地域交通・運送事業者臨時支援事業	原油価格高騰に伴う事業継続支援 ・町内に事業所のある一般貨物、特定貨物、貨物軽、一般貨切、特定旅客運送事業者が対象 ・支援額は1台につき2万円 ・申請期間 令和4年10月3日~令和4年10月31日								○	
北海道	室蘭市	1	新型コロナウイルス対策「新しい生活様式」導入支援事業補助	室蘭市内に事業所を有する企業に対する、コロナの影響により売上が前(前)年度比5%以上減少し且つ、アクリル板の設置等により、新しい生活様式に対応するための必要な経費補助 事業予定額:3,000万円		○							
北海道	室蘭市	2	昼食テイクアウト代行事業	注文者に指定された飲食店へ弁当を取りに行き、届けるというタクシー事業者が行う事業について、回数に応じて補助	○								
北海道	室蘭市	2	地域公共交通事業継続支援事業	公共交通の利用促進のため、額面3,000円で6,000円分の利用が可能な「プレミアム交通チケット」を発行。対象は、室蘭市内に本店、支店又は営業所のある乗合バス事業者又はタクシー事業者、組合。 事業総額:3,110万円 バス・タクシー共通プレミアムチケットが好評につき売り切れたため、増刷して支援をおこなう。 事業予定総額:増刷分も3,110万円		○	○						
北海道	室蘭市	2	原油価格・物価高騰に伴う支援事業	・市内に事業所を有する乗合バス、タクシーへ給付金。乗合:基本額500万+台数加算10万/台、乗用:基本額法人50万、個人10万+台数加算5万/台(27,250千円) ・市内に本社・本店を有する自動車又は船舶を2台(隻)以上保有し、常用している事業者へ給付金(トラック(軽含む)、貸切バス、作業船、観光船事業者)に対し、事業規模別(中・小・小規模・個人)に5~30万円の基本額及び車両・船舶規模に応じ5千円~3万円の台数加算(23,023千円)								●	
北海道	室蘭市	3	地域公共交通再構築実証事業	白鳥台地区におけるタクシーを利用したオンデマンド交通の実証に関する配車等システム利用に係る委託等経費								●	
北海道	室蘭市	2	室蘭市原油価格高騰・物価高騰等対策支援給付金	燃料・物価高騰に伴う事業継続支援 申請期間R4.7.19~10.31 固定額+台数加算(貸切バス、トラック、ホテル、旅行業、飲食店)								●	
北海道	苫小牧市	1	市内路線バス支援事業	市内路線にかかる乗合バス事業者の保有する全ての事業用自動車について、ビニールカーテン設置費用の補助 事業予定額:55万円(1枚3,500円×100両)		○							
北海道	苫小牧市	1	①フェリー事業者感染防止対策等支援事業 ②公共交通事業者等支援事業	①苫小牧港発着のフェリー会社4社を対象に、感染防止対策や旅客需要喚起策に対する費用を1社250万円まで補助 ②利用が減少した公共交通事業者等に対する、感染防止対策と事業継続に向けた支援 事業額:①1,000万円(250万円×4社) ②1,510万円(基本額+車両数毎) 基本額 ・路線バス600万円 ・法人タクシー250万円 ・個人タクシー150万円 ・運転代行250万円 車両単価は1両当たり1~2万円			○						
北海道	苫小牧市	4	事業継続支援事業2021	・1事業者当たり10万円の給付(109,711千円) ・業務用水道料金・下水道使用料2ヶ月免除(22,200千円) ※他に※一般財源から50,307千円 いずれも、令和3年8月から令和3年11月までの期間のうち、ひと月の売上が前年または前々年同月比で30%減少した月があること。						○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
北海道	苫小牧市	2	公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業	市内に営業所を有する路線バス、タクシー、運転代行事業者に対する給付。1台当たり路線バス6.5万円、タクシー3.5万円、代行2.0万円								●	
北海道	苫小牧市	2	苫小牧市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金	燃料高騰に伴う事業継続支援 申請期間R4.7.1~11.30 支援額×台数分(バス、タクシー、運転代行)								●	
北海道	苫小牧市	2	事業継続支援事業	令和4年10月から令和5年1月までの売り上げが過去対象期間と比較して落ち込んだ中小企業に対し支援を行う。 ・運送事業者も対象 ・1事業者10万円固定 ・申請期間 令和4年11月末~令和5年2月末									●
北海道	登別市	1	公共交通事業者等感染対策事業	市内路線にかかる乗合バス事業者及び市内に営業所のあるタクシー事業者が保有する全ての事業用自動車について、ビニールカーテン設置費用の補助 事業予定額:495千円(1枚5,500円、バス81両・タクシー29両)	○								
北海道	登別市	4	経営等エール給付金事業	令和3年5月から9月までのいずれかの月で、売上高等が前々年の同月比で30%以上減少し、かつ、「新北海道スタイル」を実践する市内事業者(35,226千円) ※他に一般財源から 9,174千円 ・宿泊業者15万~30万 ・テーマパーク15万 ・法人、個人事業主等5万~15万(※) (※)公共交通事業者についても条件に合えば対象となり得る					○				
北海道	登別市	2	原油価格・物価高騰対応等サポート	市内に店舗や事業者のある法人又は個人事業主に対する給付金。旅館・ホテル、3次テーマパーク、トラック(軽含む)、貸切バスなど、事業規模別に5~30万円 ※公共交通事業者燃料価格高騰対策事業の対象者は除く(乗合バス、タクシー)								●	
北海道	登別市	2	公共交通事業者等燃料価格高騰対策事業	市内に営業所を有する路線バス、タクシー事業者に対する給付。基本額は共通で50万円+台数加算はバスが7.6万円/台、タクシーが3.1万円/台								●	
北海道	登別市	2.4	エール商品券発行事業	原油価格・物価高騰等により市内経済に大きな影響が生じていることから、市内消費を喚起するための支援を行う。 ・プレミアム付きチケットを対象者に交付(利用先登録されたタクシー、ホテル、温泉旅館での使用も可能) ・対象は子育て世代の子を持つ世帯主、日本工学院専門学校 ・チケット使用期間 令和5年1月21日~令和5年2月28日									●
北海道	伊達市	1	地域公共交通事業継続支援事業	3密を回避した移動手段の確保目的として地域拠点住民(70歳以上の黄金地区住民)へのタクシーチケットの配布 1人当たり4枚/月(世帯複数の場合は6枚) 事業予定額:4,000万円	○								
北海道	伊達市	1	伊達市タクシー活用実証事業	地域公共交通事業者(タクシー)支援、タクシーの活用で接触機会を低減した移動手段の確保を推進する ・タクシーチケットの配布 ・対象者:郊外(黄金、稀府、有珠地区)に住所を有する75歳以上の世帯(1,057世帯) ・事業費総額 11,844千円(延べ23,682枚×500円=11,831千円、事務費=13千円) ※R3当初予算事業(通り活用でR4.1月切り)は臨時交付金の活用の有無無し				○					
北海道	伊達市	2	伊達市原油価格・物価高騰対策支援金	燃料・物価高騰に伴う事業継続支援 申請期間R4.10.3~12.30 固定額+台数加算(貸切バス、トラック)									○
北海道	白老町	2	新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急経営支援事業	資金繰りに支援をきたしている宿泊業、旅客自動車運送事業者を支援。 法人20万円、個人10万円 事業予定額:20,510千円	○								
北海道	白老町	1	地域公共交通感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症対策として、3密になりやすい地域公共交通における感染対策物品等の配布支援 ・チャーターバス4台への車載型空気清浄機設置 ・運転手及び乗客用マスク、除菌用アルコールの購入配布				○					
北海道	白老町	2	白老町運送事業者等支援事業	燃料高騰に伴う事業継続支援 申請期間R4.8.15~9.30 固定額:法人50万、個人20万(貸切バス、タクシー、福祉有償運送、トラック)									○
北海道	安平町	2	①安平町新型コロナウイルス感染症拡大防止個別旅客等運送緊急対策事業(ハイヤーの運賃を半額補助する事業) ②新型コロナウイルスにかかる安平町経済対策商工事業者等支援金	①町内居住者に対するタクシーによる町内移動時の半額補助(回数無制限)及び、所定の近隣自治体へのタクシー通院時往路分の半額補助(1人月1回限り)。 ②安平町内に事業所がある商工業者には一律10万円、宿泊事業者には更に30万円の補助 事業額:①200万円 ②2,700万円	○								
北海道	安平町	2	感染拡大防止個別旅客等運送緊急対策事業	公共交通機関利用時の混雑や密集軽減として、ハイヤーによる個別運送を奨励する 1.町内移動の運賃の1/2を補助 2.近隣医療機関への運賃の1/2を月1回上限で補助 3.交通事業者感染防止対策経費補助 ※1.2はハイヤー事業者への間接補助により、ハイヤー利用した町民全般が対象。3はハイヤー事業者への直接補助。				○					
北海道	安平町	2	安平町商工事業者燃料価格高騰支援金	燃料高騰に伴う経営不安解消と事業継続支援 申請期間R4.10.5~R5.3.31 固定額(交通事業者、宿泊業等)									○
北海道	むかわ町	1.2	高等学校魅力化支援事業	通学バスの利用者が「密」の状況を避けるため、増便し分散乗車とすることで、安全・安心な通学を確保する								○	
北海道	平取町	2	平取町中小企業等緊急支援給付金	町内に住所を有し、今後も営業を継続して行う中小企業者への支援。 ○旅客運送事業者・貨物運送事業者 30万円 事業予定額:30,000千円	○								
北海道	日高町	2	地域公共交通支援事業	減便等による感染対策を講じながら路線バスを維持するバス事業者に対し、事業継続に向けた支援を行う。 ・1者につき500万円を上限とする補助金を支出する。 ・1者×500万円 ・町内の路線をもつバス事業者				○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
北海道	日高町	2	運送事業経営安定 対策緊急支援金事 業	今後事業継続意思のある一般貨物、特定貨物、貨物軽、一般貨切、一般乗用事業者に対する支援を行う。 ・貨物事業者 1台あたり軽8万円、軽以外10万円 (上限50万円) ・貨切・乗用 1台あたり8万円 (上限50万円) ・申請期間 R5.1.16~R5.2.28									●
北海道	室蘭市 苫小牧市 金沢市 伊達市	4	地域公共交通利便 性向上推進事業	コロナで厳しい経営環境にある交通事業者が実施する利便性向上と利用促進を目的とするバスロケーションシステムについて、近隣自治体と連携し導入するもの (沼樽管内の都市間高速を除く路線定期全系統(約130)) 室蘭市 31,100千円 苫小牧市 17,236千円 登別市 10,288千円 伊達市 5,614千円		○							
北海道	新ひだか町	2	新ひだか町飲食店 等取引事業者影響 緩和支援金交付事 業	北海道が行う営業時間短縮等の要請に伴い、飲食店などの取引において、影響を受けている町内中小事業者への支援金 ・基本額:1事業者につき20万円 ・加算額:従業員1人につき3万円 ※ただし、加算額は1事業者につき30万円を限度とする。 ・給付回数は、1事業者につき1回				●					
北海道	新ひだか町	2	新ひだか町旅客自 動車運送事業者等 支援金事業	燃料高騰に伴う事業継続支援 ・貨切バス、タクシー、運転代行(バス7.5万円、普通車5万円、軽2.5万円) ・申請期間 R4.7.1~R4.8.31									●
北海道	厚真町	1	厚真町飲食事業者 等感染防止対策補 助金	コロナ感染症の長期化などに対応するため、対面サービスを提供する事業者が、感染防止対策を強化するために購入する備品等について支援 ・補助上限額30万円(下限額1万5千円) ※補助率3/4以内					○				
北海道	厚真町	2	厚真町貨物自動車 運送事業者燃料価 格高騰支援事業	燃料価格高騰に伴う事業継続支援 ・町内に事業所のある一般貨物、特定貨物事業者 ・車両規模、台数に応じた支援額 (大型1台4万円、中型1台3万円、小型・軽1台1万円 上限50万円) ・申請期間 R5.2.6~R5.3.20									
北海道	えりも町	2、4	えりも町商工業者 等原油価格・物価 高騰等総合緊急対 策支援給付金	燃料・物価高騰に伴う事業継続・再開のための支援 ・貨物運送事業、旅客運送事業、宿泊業等 ・支援額 貨物運送事業、旅客運送事業10万円固定、宿泊業10万円固定 ・申請期間 令和4年7月末~令和4年12月30日									○
北海道	えりも町	2、4	えりも町商工業者 等エネルギー価格 高騰対策重点支援 給付金事業	燃料・物価高騰に伴う事業負担軽減・事業継続のための支援 ・貨物運送事業、旅客運送事業、宿泊業等 ・支援額 貨物運送事業、旅客運送事業20万円(個人は10万円)、宿泊業20万円 ・申請期間 令和4年11月28日~令和5年2月28日									●
北海道	浦河町	2	浦河町運送事業者 等原油価格高騰対 策支援金事業	燃料・物価高騰に伴う事業継続支援 ・町内に事業所のある一般旅客、特定旅客、一般貨物、特定貨物、貨物軽、運転代行について対象 ・車両規模、台数に応じた支援額 (大・中型1台10万円、普通・軽・伴走1台5万円) ・申請期間~令和4年12月29日まで									○
北海道	根室市	2	公共交通・宿泊施 設感染拡大防止対 策助成金	公共交通事業者、宿泊事業者 基本額10万円・車両1台につきバス4万円、タクシー2万円、客室1室2万円 事業予定額:17,600千円(宿泊施設分13,900千円含む)交通3,700千円) ※ふるさと納税による従前から存在する基金を活用									
北海道	根室市	2	公共交通需要回復 緊急支援事業(前 払い式プレミアム 付乗車回数券等発 行事業)	路線バス、タクシーを対象に、事業者(団体)が企画する回数券等発行事業に対して5割の補助を実施。 (市はプレミアム分(5割)を補助し、事業者が最終的に収受する運賃は認可・届出運賃どおりとなる前提で補助。購入した利用者自身は得をする が、その分(プレミアム分)は市が補填する形態) ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用				●					
北海道	根室市	2	公共交通需要回復 緊急支援事業(夜 間・早朝運行事業)	ハイヤー・タクシー事業者が、交通弱者等の移動手段の確保のため深夜、早朝の運行を維持する場合に発生する人件費、燃料費等を支援するもの。 1社1,000千円を上限とする。 ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用				●					
北海道	根室市	2	公共交通需要回復 緊急支援事業(夜 間運転代行事業)	運転代行事業者が、交通弱者等の移動手段の確保のため夜間の運行を維持する場合に発生する人件費、燃料費等を支援するもの。 1社500千円を上限とする。 ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用				●					
北海道	根室市	2	公共交通需要回復 緊急支援事業(前 払い式プレミアム 付乗車回数券等発 行事業)	路線バス、タクシーを対象に、事業者(団体)が企画する回数券等発行事業に対して5割の補助を実施。 (市はプレミアム分(5割)を補助し、事業者が最終的に収受する運賃は認可・届出運賃どおりとなる前提で補助。購入した利用者自身は得をする が、その分(プレミアム分)は市が補填する形態) ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用									○
北海道	根室市	2	公共交通需要回復 緊急支援事業(夜 間・早朝運行事業)	ハイヤー・タクシー事業者が、交通弱者等の移動手段の確保のため深夜、早朝の運行を維持する場合に発生する人件費、燃料費等を支援するもの。 1社1,200千円を上限とする。 ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用									○
北海道	根室市	2	公共交通需要回復 緊急支援事業(夜 間運転代行事業)	運転代行事業者が、交通弱者等の移動手段の確保のため夜間の運行を維持する場合に発生する人件費、燃料費等を支援するもの。 1社600千円を上限とする。 ※根室市ふるさと応援・新型コロナウイルス感染症対策基金を併用									○
北海道	根室市	2	根室市事業者等事 業継続緊急支援金	コロナ禍の影響による売上減少及び物価高騰により影響を受けている事業者を対象とした、北海道の緊急支援金の給付を受けた事業者を対 象として、上乗せ給付する。(1事業者50,000円)									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
北海道	釧路市	1. 2	公共交通事業者に対する新型コロナウイルス感染症対応緊急支援金	利用者が大きく減少している公共交通事業者に対する感染防止対策、事業継続のための支援。 ○バス事業者 50万円+1両ごとに1.5万円 ○タクシー事業者 法人 50万円+1両ごとに0.5万円 個人 10万円 (上限200万円) 事業予定額: 1,329万円		○							
北海道	釧路市	2	貸切バス事業者に対する事業継続支援	新型コロナウイルスによって影響を受けた、一般貸切旅客自動車運送事業を営むバス事業者に対し、釧路市バス事業者支援金を給付することにより、事業の継続に向けた支援を行い、一般乗合旅客自動車運送事業も存続させ、地域の生活に必要な旅客自動車運送を維持する。 釧路市バス事業者支援金 令和2年4月1日時点で所有する貸切自動車事業用車両台数に基本額を乗じた金額とする。ただし、支援金額の合計が1,500万円を超える場合は、1,500万円とする。 事業予定額: 3,000万円		○							
北海道	釧路市	2	貸切バス事業者に対する事業継続支援	新型コロナウイルスによって影響を受けた、一般貸切旅客自動車運送事業を営むバス事業者に対し、釧路市バス事業者支援金を給付することにより、事業の継続に向けた支援を行い、一般乗合旅客自動車運送事業も存続させ、地域の生活に必要な旅客自動車運送を維持する。 釧路市バス事業者支援金 年間に係る貸切バス車両維持費を補助する。ただし、支援金額の合計が1,500万円を超える場合は、1,500万円とする。 事業額: 3,000万円		○							
北海道	釧路市	2	教育旅行支援 修学旅行・合宿誘致促進事業補助金	観光振興の観点から、主として市内の宿泊施設への需要喚起のため当該事業を実施。 ①修学旅行 バス運賃の5分の4(上限5万円、1日1両あたり)を市役所が助成。※道庁の教育旅行支援事業との重複活用は不可。 ②合宿 教育スポーツ課が誘致したものが種目、1日1両あたり5万円を助成。 上記①②ともに、釧路市内の貸切バス事業者を利用し、かつ、釧路市内の宿泊施設に1泊以上宿泊するものが対象 市内バス会社の貸切バス料金を補助することなどにより、釧路市バス事業者の誘致を図るも。 ①修学旅行促進 釧路市に於ける修学旅行(市内宿泊1泊以上)のうち、釧路市内のバス会社を利用する場合に1台当たり5万円を補助する。ただし、北海道の教育旅行支援事業における通乗1クラスで1台利用する貸切バスを2台に増やして実施する場合の2台目の利用に係るバス乗上の実費補助との重複はできない。また、修学旅行誘致のインセンティブとしてノベルティを購入・配付する。 ②合宿誘致 釧路市に宿泊する合宿に対して、宿泊施設から会場までのバス料金の4/5を補助する(ただし、補助対象経費の上限額は5万円、よって実際の補助額は4万円) 事業予定額: 34,900千円 内訳 ①30,900千円 ②4,000千円		○							
北海道	釧路市	4	オンラインバスツアー開催補助金	コロナ禍における新たな旅の形として実施するオンラインバスツアーの開催に向けた支援を行う。事業者が新たに始めるオンラインバスツアーへの開催補助に要する費用を交付対象経費とする。 タクシー事業者が行う高度化、利便増進、及び利用喚起のための取組に対する支援		○							
北海道	釧路市	2	タクシー事業者経営持続化支援補助金	【補助上限額】 ・法人 1,000千円 ・個人 100千円				○					
北海道	釧路市	2	路線バスキャパシリティ増進導入補助金	市内路線バス、乗合タクシー及びコミュニティバスにおけるキャパシリティ増進導入の導入支援				●					
北海道	釧路市	2	タクシー事業者支援金	事業継続に向けた法人・個人タクシー事業者に対する支援 ・法人・個人ともに、保有車両1台当たり50千円(上限額なし)					○				
北海道	釧路市	2	釧路市バス事業者支援金	新型コロナウイルスによって影響を受けたバス事業者に対し、釧路市バス事業者支援金を給付することにより、一般乗合旅客自動車運送事業を支援し、地域の生活に必要な旅客自動車運送を維持する。 公共交通を維持するため車両維持の補助を行う。ただし、支援金額の合計が1,500万円を超える場合は、1,500万円とする。 事業額: 3,000万円			○			○			
北海道	釧路市	2	釧路市タクシー事業者事業継続支援金	事業継続に向けた法人・個人タクシー事業者に対する支援(国の事業復活支援金交付対象事業者に対し、国の支援額の1/2の額を上乗せ支援)								○	
北海道	釧路市	2	公共交通事業者事業継続支援金	公共交通事業者(バス・タクシー事業者)へ、コロナ禍における利用減少及び燃料価格高騰による影響を踏まえ、支援金を交付する ① 対象事業者 乗合バス事業者・タクシー事業者(法人・個人) ② 支援額 乗合バス: 1社あたり50万円+車両台数×10万円 法人タクシー: 1社あたり10万円+車両台数×5万円 個人タクシー: 1社あたり5万円+車両台数×5万円								●	
北海道	釧路市	2	路線バス混雑情報提供システム等導入補助金	ポストコロナを見据え、路線バス事業者が実施する混雑情報提供によるバス利用促進や効率的な運行を行うためのシステム導入に対し支援を行う。 国の新モビリティサービス推進事業による補助を活用して混雑情報提供システムを導入する路線バス事業者に対し、上乗せして交付する補助金に要する経費を交付対象経費とする。 ●補助額 補助交付金5,335千円 ●補助対象者: 国の新モビリティサービス推進事業による補助を活用して混雑情報提供システムを導入する路線バス事業者									●
北海道	釧路市、釧路町	4	タクシーを活用したテイクアウト配達代行支援事業	デリバリー料金のうち、1000円分を釧路市が補助。 ①タクシー会社が飲食店から食事+配達代100円(飲食店負担分)+専用伝票を受け、②タクシー会社が飲食店に配達代(100円)領収書を発行、③タクシー会社が利用者へ食事+配達代100円(利用者負担分)を受け、④タクシー会社が1ヶ月分の専用伝票を組合(北海道社飲食生活衛生同業組合釧路支部)に提出、⑤組合が市役所に実績を報告、⑥市役所が組合に補助金(距離でなく、実際は1件1,000円)を交付、⑦組合がタクシー会社に補助金を交付。) ※5月24日現在延べ2,800件、1日平均100件の利用 事業額: 釧路市 10,000千円 釧路町 1,000千円 ※支出する市町の判断は、出発飲食店所在地で決定		○							
北海道	釧路町	2	新型コロナウイルス対策経営維持支援助成金	創意工夫により経営維持・継続に向けて取り組む場合に最大70万円助成。 対象業種: 小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・観光業(観光バス・観光タクシー含む) 事業予定額: 60,000千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
北海道	釧路市	2	地方路線バス事業者支援助成金	町内を運行路線とするバス事業者は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言による外出自粛、学校の休校等により運送収入が激減する中、感染拡大の防止対策にも新たな費用が必要となっており、こうした対策を支援し、広域的な地域公共交通の維持、確保を図る。 2者(くしろバス、阿寒バス)各70万円助成		○							
北海道	釧路市	4	地域公共交通タクシー事業者持続化事業	新型コロナウイルス感染症の流行による移動需要の減少により経営環境に影響が生じているタクシー事業者が行う運行の安全化と事業規模の持続化に資する①高度化、②利用増進及び③利用喚起のために実施する取組を支援。 *事業費全額を支援(上限=法人:100万円、個人:10万円)			○						
北海道	釧路市	2	釧路市路線バス事業者運行支援事業	いいききシニアバスポートを購入(500円)することにより、バスポートに記載された有効期間内(1年間)において利用可能エリア内を運行している定期路線バス及び釧路市デマンドバスを「1路線100円で利用できる」。 *事業者が販売する次の高齢者向け定期券(以下「定期券」という。)を購入する際に、定期券の有効期間一月ごとに1,000円の助成を受けることができる。 ア シルバー定期券65 イ グリーン定期券 ※上記2事業にける利用者負担額と本来運賃額との差額について、町がバス事業者に支払うもの。			○						
北海道	釧路市	1	地方路線バス事業者支援助成金	町における地方路線バスの安定的な運行及び町民の日常的な移動手段を確保するため、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営環境に影響が生じている地方路線バス事業者に対し助成するもの。 *地方路線バス事業者に対し、新型コロナウイルス感染症予防のために実施している取組内容に応じて、助成金を交付する(1事業者につき最大1,000千円)						○			
北海道	釧路市	2	地域公共交通持続化臨時支援補助事業	8月27日発令の緊急事態宣言に伴い、外出自粛などにより需要減が見込まれる地域公共交通事業者への支援 *町内に事業所を有する法人=タクシー1台あたり25千円(上限1,000千円) *個人タクシーについては別途事業者支援制度により売上20%減少で1事業者100千円						○			
北海道	釧路市	2	地域公共交通タクシー事業者需要減対策助成事業	新型コロナウイルス感染症拡大により年末の外出機会が激減によりタクシー需要が減る中、燃料の大幅な高騰の影響を受けながらも感染症拡大防止対策に取り組んでいる実態があることから、需要減期間における燃料高騰分の差額を交付し事業維持を支援する。 *町内に事業所を有する法人 ※1社あたり上限額100万円								○	
北海道	釧路市	1	地方路線バス事業者支援助成金	町における地方路線バスの安定的な運行及び町民の日常的な移動手段を確保するため、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営環境に影響が生じている地方路線バス事業者に対し助成するもの。 *地方路線バス事業者に対し、新型コロナウイルス感染症予防のために実施している取組内容に応じて、助成金を交付する(1事業者につき最大1,000千円)								○	
北海道	中標津市	4	新型コロナウイルス対策地域活性化支援事業	町内飲食店等にかかる「タクシーデリバリーサービス」への支援。 ○タクシー事業者 *ユーザー運賃と利用者負担額との差額を支援 3.5キロまで利用者は100円のみ負担 このほか、容積代や広告費も補助金を充当 〔予算総額〕5,000千円	○								
北海道	中標津市	2	新型コロナウイルス対策経営基盤安定化給付金事業	創意工夫により経営維持・継続に向けて取り組む場合に売上げ減少率に応じて最大70万円助成。 対象業種:小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・観光業(観光バス・観光タクシー含む)→バス・タクシーは町内所在全4事業者が対象であることを確認済み(いずれも観光需要にも対応しているとの町の判断) 事業予定額:46,750千円	○								
北海道	中標津市	2	新型コロナウイルス感染症対策「運輸・交通事業者支援事業」	運輸・交通事業者には、原油価格等の高騰により安定した物流の確保や災害時の緊急物資輸送、住民生活を支える地域交通の確保を図ることを目的として、運輸・交通事業者の事業継続に必要な費用の一部を支援する。 ○町内に本店を有する法人又は本町に住民登録している個人事業者 ○対象者:①トラック運送事業者、②バス事業者、③ハイヤー・タクシー事業者、④運転代行事業者 ○支援金額:①普通自動車及び軽自動車(最大積載量3トン未満等) 25千円 ②大型自動車及び中型自動車(最大積載量3トン以上等) 40千円 事業総額 15,508千円								●	
北海道	厚岸市	2	公共交通事業者支援	観光バスや貸切バスの運行が大幅に減少しており、経営に影響を受けていることから支援金を給付し、事業の継続を図る。 (町内事業者1社)						●			
北海道	白糠町	2	公共交通事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、経営環境に影響が生じている公共交通事業者(タクシー事業)へ対し支援。 (事業継続支援):タクシー事業者の減収分に対し支援(120万円) (利用促進事業):収束後の利用拡大へ向けた取り組みに要する経費に対し支援(337万円) ※(事業継続支援):1,200千円、(利用促進事業):4,000千円			○						
北海道	白糠町	2	貸切バス事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、経営環境に影響が生じている公共交通事業者(貸切バス事業)へ対し支援。 (町営バス運行事業):減収分に対し支援(100万円)			○						
北海道	白糠町	2	公共交通事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、経営環境に影響が生じている公共交通事業者(タクシー事業)へ対し支援。 (事業継続支援):タクシー事業者の減収分に対し支援(200万円)									○
北海道	鶴居村	1	鶴居村新型コロナウイルス感染症対策地方路線バス事業者支援事業	【R2年度事業】 1 補助対象事業者:村域内を運行する地方路線バス事業者 2 補助対象経費:7項目の感染症防止対策に対して限度額70万円 3 補助率:定額 4 交付実績:700,000円 【R3年度事業】 実績なし 【R4年度事業】 予定なし									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
北海道	鶴居村	4	原油価格等高騰緊急経済対策支援交付金	【R4年度予定事業】※8/5臨時議会で補正予算を提案する予定のため、8/5までは非公表でお願いします。 1 交付対象事業者:①村内に主たる事業所があり、商工会に加盟している中小企業者等②村内に農地を保有し、酪農畜産業を営む農業者 2 補助額:1事業者あたり、①50千円②特例分30千円(12/31までに事業を新たに開始した事業者)								●	
北海道	標津町	1	受入環境の取り組みや集客支援	①2泊泊業者等を対象とした顧客受入スキルの向上及び魅力化、また、感染予防対策を実施した宿泊業者や飲食業者等に対し必要経費の一部を助成し、衛生環境整備を図る。 ③ (1)衛生環境整備に係る研修会等費用 (2)衛生環境整備支援金 (3)啓発資材(ハンドフレット、機など) (4)①は町直接、②③は商工会間接補助により町内事業者助成	○								
北海道	標津町	2	中小企業緊急融資事業	①R2.4月以降、売上が前年同月比30%以上減少した事業者への融資に対し、利子及び保証料の全額を補助するもの。 ②③ ・前年度同月比が30%以上減少した事業所への融資の利子及び保証料の全額補助 ・限度額1,000万円(7年以内、据置2年以内)融資枠1億円 ④R2.4月以降の売上高の前年同月比30%以上減の町内事業者	○								
北海道	標津町	2	中小企業緊急融資事業②	①R2.4月以降、売上が前年同月比30%以上減少した事業者への融資に対し、利子及び保証料の全額を補助するもの。 ②③ ・限度額500万円(7年以内、据置2年以内)融資枠1億円 ④R2.4月以降の売上高の前年同月比30%以上減の町内事業者		○							
北海道	標津町	1	新型コロナウイルス感染症予防対策助成事業	①感染予防対策を講じる町内事業者に対し経費の一部を助成するもの。 ②③ 全体事業費 1,180,851円 ④町内事業者				●					
北海道	標津町	2	中小企業緊急融資事業	①R2.4月以降、売上が前年同月比30%以上減少した事業者への融資に対し、利子及び保証料の全額を補助するもの。 【令和2年度第2次補正分活用積立基金取崩し分事業】 ②③ ・前年度同月比が30%以上減少した事業所への融資の利子及び保証料の全額補助 ・限度額1,000万円(7年以内、据置2年以内)融資枠1億円 ④R2.4月以降の売上高の前年同月比30%以上減の町内事業者		○							
北海道	標津町	2	中小企業緊急融資事業②	①R2.4月以降、売上が前年同月比30%以上減少した事業者への融資に対し、利子及び保証料の全額を補助するもの。 【令和2年度第2次補正分活用積立基金取崩し分事業】 ②③ ・限度額500万円(7年以内、据置2年以内)融資枠1億円 ④R2.4月以降の売上高の前年同月比30%以上減の町内事業者		○							
北海道	標津町	2	令和4年度標津町事業継続緊急支援金	①コロナ禍における原油・物価高騰の影響を受ける事業者を支援するため、事業継続のための給付金を支給する。 ②次のいずれかに該当する事業者 ・北海道事業者等事業継続緊急支援金の対象事業者 ・R3年11月～R4年10月のいずれか月の売上が、H30年11月～R2年3月の同月比10%～20%未満減少 ・R3年11月～R4年10月のいずれか月の購入した事業活動の主要な原材料等の単価がR2年11月～R3年10月のいずれか月の単価よりも増加 ③1事業者あたりの交付額 ・法人事業者 100,000円 ・個人事業者 50,000円 ④要件を満たす町内事業者								●	
北海道	弟子屈町	2	弟子屈町旅客自動車運送事業者緊急支援金交付事業	補助対象事業者 ①国土交通省令で定める車輛保有台数の届け出を行っている者 ②国土交通省令で定める車輛の年間走行距離数の報告を行っている者 ③消毒資器材等を用いて車内における感染対策を実施している事業所									●
北海道	羅臼町	4	羅臼町運輸・交通事業者支援事業補助	原油高騰緊急経済対策 羅臼町運輸・交通事業者支援金 【事業概要】 ・目的 新型コロナウイルスの影響による輸送量の減少及び原油価格等の高騰等により、極めて厳しい経営環境に置かれていることから、安定した物流確保、住民生活を支える地域交通の確保を図ることを目的として、事業者等に費用の一部を支援。 ・町内に本店や営業所を有するタクシー・トラック業者が対象。 ・普通及び軽自動車 1台につき25千円 ・大型及び中型自動車 1台につき40千円									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
北海道	本別町	2	高齢者等生活交通支援事業	・ハイヤー利用者の負担軽減と細やかな交通手段の確保、交通事業者の経営の安定化を図ることを目的に、高齢者等がタクシーを利用した際の利用料金の助成等を行う。 ・助成内容①: 額面500円のハイヤー利用券を1人当たり30枚(合計15千円分)交付 ・助成内容②: 額面500円の利用券を利用者が購入する際、購入額の半額を助成			○						
北海道	足寄町	4	事業継続支援事業	緊急事態宣言による外出自粛等で大きな影響を受けた町内中小企業を支援(町内タクシー事業者を含む約250事業者を支援) 3月~5月の売上減少額・減少率に応じて算定する定額支援金(5万円~100万円)を商工会と連携して支出 総事業費 30,700千円		○							
北海道	足寄町	4	年末年始事業継続支援事業	北海道の集中対策期間や国の緊急事態宣言により、忘年会・新年会の中止、会食の自粛等で大きな影響を受けた町内の事業者(町内タクシー事業者を含む約60事業者)で今後も事業を継続する意向のある者に支援金を交付する。 前年12月又は1月の売上減少額・減少率に応じて算定する定額支援金(5万円~50万円)を商工会と連携して支出 総事業費 14,000千円		○							
北海道	足寄町	4	事業継続支援事業(令和3年度実施分)	コロナ禍により売上が減少した町内事業者(タクシー事業者を含む150事業者)に対し、売上減少額・減少率に応じて定める定額支援金(5万円~100万円)を交付する				●					
北海道	鹿追町	4	高齢者タクシー利用助成事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴って外出機会が減少している高齢者等の活動機会の増大、冷え込んだ地域経済の活性化、通院控による健康状態の悪化の抑制、さらには利用者が減少しているタクシー事業者への支援のため実施するもの。 ●70歳以上の高齢者等へのタクシー利用券の助成 ●2,200円×280名×12か月≒7,500,000円			○						
北海道	鹿追町	2	高校通学バス支援金	臨時休校による影響を受けた鹿追高校通学バスの運行事業者に対する支援と、長期休暇中の通学バスの運行回数が増えることに対する保護者支援を兼ねて、運行主体である鹿追町学校協力会に支援を行うもの 事業予定額:920千円		○							
北海道	鹿追町	4	然別湖畔誘客促進事業	町内の然別湖畔で開催される「しかりべつ湖コタン」において、冬期間の交通安全対策としての路線バスの活用推進、ゼロカーボンシティ宣言を行っている鹿追町における環境負荷軽減を踏まえつつ、観光客増加を目指すもの。 ●路線バスを利用し、然別湖畔で下車した利用者に対し、然別湖畔で利用可能なクーポン券を配布する。 大人3,000円×600名=1,800,000円 小人1,500円×133名=200,000円			○						
北海道	陸別町	2	地域間幹線系統路線コロナ対策補助事業	公共交通事業者が実施する車内の感染防止対策に対して支援金を給付し事業継続を支援する。 ●支援金 2事業者×15万円 ●対象 令和2年4月1日時点で町内地域間幹線系統路線を運行している公共交通事業者(十勝バス・北見バス)		○							
北海道	陸別町	4	テイクアウト特別送達事業者支援事業	・飲食店が実施するテイクアウトメニューの配送に係る協力支援金 (配送1回あたりの補助単価:2km以内600円・5km未満1,200円・10km未満2,400円・15km未満3,900円・15km以上5,000円) ・264千円上限				●					
北海道	陸別町	2	出前タクシー推進事業	飲食店が実施するテイクアウトメニューの配送事業について配送協力支援金を支給		○	○	●	●			●	
北海道	陸別町	2	地域間バス利用促進事業	コロナ禍において利用が落ち込んでいる地域間幹線バスの利用促進のため、利用者の実質負担を軽減することや窓口設置により利便性を高め、間接的に交通事業者を支援する。 利用者乗車料金の2/3を助成(10円未満の端数切捨て) 3,520千円 ・利用助成分:申請見込1,785件×平均単価1,670円=2,980,950円 ・窓口開設分:360日×@1,000円+申請対応分1,785件×@100円=538,500円									●
北海道	陸別町	2	地域内交通対策事業	コロナ禍において利用が落ち込んでいる地域内交通の利用促進のため、利用者の実質負担を軽減することにより利便性を高め、間接的に交通事業者を支援する。 利用者乗車料金の個人負担分200円を除く料金を助成 15,861千円								●	
北海道	陸別町	2	地域内交通対策事業(補正)	コロナ禍において利用が落ち込んでいる地域内交通の利用促進のため、利用者の実質負担を軽減することにより利便性を高め、間接的に交通事業者を支援する。 利用者乗車料金の個人負担分200円を除く料金を助成 823千円(12月補正予算)								●	
北海道	芽室町	3	地域交通体系整備事業	買い物支援サービス付きデマンド型タクシー運行サービスによる高齢者、交通弱者を主対象とする生活支援MaaSの実装経費補助(国土交通省「日本型MaaS推進・支援事業」の一般財源分として、補助対象経費を計上している。補助対象事業者は、芽室町地域公共交通活性化協議会である。							○		
北海道	芽室町	3	地域交通体系整備事業	買い物支援サービス付きデマンド型タクシー運行サービスによる高齢者、交通弱者を主対象とする生活支援MaaSの実装経費補助(国土交通省「日本型MaaS推進・支援事業」の一般財源分として、補助対象経費を計上している。補助対象事業者は、芽室町地域公共交通活性化協議会である。								○	
北海道	芽室町	4	芽室町町内運送事業者原油価格高騰対策支援金	原油価格の高騰による影響を受けている町内事業者を支援するため、多量に燃料(ガソリン、軽油等)を使用する運送事業者に対し、経費負担を軽減するための支援金を支給する。 (1)対象者 芽室町町内運送業を営む事業者のうち次のいずれかに該当する事業者で、申請日までに事業を営み、受給後も継続して事業を営む意思がある事業者 ア 貨物自動車運送事業(一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業) イ 一般貨物旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業 (2)支給額 芽室町を「使用の本拠の位置」とする事業用自動車 1台 7千円(被牽引車両は対象外)									○
北海道	芽室町	4	芽室町町内事業者物価高騰対策支援金	原油価格の高騰により影響を受けている町内事業者の支援。 (1)対象者 芽室町内に事業所等を有する中小法人等(うち次のいずれかに該当する事業者)又は個人事業者で、申請日までに事業を営み、受給後も継続して事業を営む意思がある事業者 ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満 イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること (2)支給額 芽室町内に立地する事業者に一律5万円									○
北海道	清水町	2	清水町タクシー事業者臨時支援給付事業	新型コロナウイルス感染症に伴う原油価格高騰の影響を受けているタクシー事業者(中小企業者)に対し支援金を給付する。								○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
北海道	斜里町	2	生活路線バス維持確保対策事業	生活路線として最も重要な斜里～ウトロ間を走る知床線について、路線維持のため運行経費の支援を行った。 1回目:4,157千円 2回目:1,699千円	○		○							
北海道	斜里町	2	交通事業者支援	バス事業者1社30万円 都市間バス使用車両1台100万円×3台 (斜里バスに330万円) タクシー事業者1社5万円 タクシー車両1台×2万円 (斜里ハイヤー・ウトロハイヤーに32万円)		○								
北海道	斜里町	2	生活路線バス維持確保対策事業	知床線について、生活路線として最低限必要となる1日1便の運行に係る経費の二分之一を、84日分(9月9日～7月31日)を助成する。				●						
北海道	斜里町	4	女満別空港線バス運行経費軽減支援事業	成田空港から女満別空港間のピーチ就航に伴い、知床エアポートライナーを1便増便したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、乗客数の大幅な減少を受け十分な乗車料が得られず、運航の継続ができない状態について、観光路線バスとして維持確保を図るため、運行に要する最低経費の2分の1を限度に特別助成する。			○							
北海道	斜里町	2	生活路線バス維持確保対策事業	燃料価格高騰による燃料費上昇分を助成 知床線、網走線、しゃりぐる、都市間バス、1、655千円(斜里バス) タクシー 484千円(斜里ハイヤー・ウトロハイヤー) スクールバス 431千円(斜里バス404千円、斜里ハイヤー27千円) 社会活動振興バス 188千円(美咲興業)					●					
北海道	斜里町	4	斜里町事業継続緊急支援給付金	北海道の「道内事業者等事業継続支援」を受給した、町内の商工事業者対象に事業継続の下支えと資金繰り不安の軽減を目的に支援を実施。 ※業種、従業員数に応じて支援 ・運輸業等 100千円～400千円						●				
北海道	北見市	2	貸切バス及びタクシー事業者への事業継続支援	公共交通(貸切バス・タクシー)事業者に1事業者当たり10万円を助成。 ※加算額:大型車等2万円/1台、小型車等1万円/1台(上限額60万円)			○							
北海道	北見市	2	タクシー等で利用できるクーポン券の配布	タクシーや飲食店での出勤、持ち帰りの利用で、税込み300円の支払いごとに100円分を使えるクーポンを1世帯当たり2,000円分(100円×20枚)配布	○									
北海道	北見市	2	タクシー割引券の配布	タクシーの利用で、1回の乗車につき1枚使える割引券を65歳以上の高齢者を含む世帯に1世帯当たり1,000円分(500円××2枚)配布				●						
北海道	北見市	2	路線バス事業者への財政支援	高校生のバス利用を促進するため、市内高校生に1人当たり3,000円のバス乗車券の引換券を交付			○					●		
北海道	北見市	2	貸切バス及びタクシー事業者等への事業継続支援(原油価格高騰対策)	公共交通(貸切バス・都市間バス・タクシー・自動車運転代行業)事業者等に助成。 ・基本額:法人10万円、個人5万円 ・加算額:大型・中型4万円/台、小型2万円/台								●		
北海道	北見市	4	水道料金の基本料金免除事業	水道料金の基本料金(2か月分)免除								○		
北海道	津別町	1	感染予防支援金給付事業	経済活動の継続と町内から感染者を発生させない取り組みの実践を目的に事業者が行う感染予防対策に要した費用を助成(1事業者上限10万円)				○						
北海道	津別町	1	公共交通事業継続支援	(1) 地域公共交通確保維持事業における地域幹線系統維持費庫補助系統の町内バス路線 1路線につき20万円 (2) 前号に規定する路線以外の町内バス路線 1路線につき10万円 (3) 専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが90キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗客を運送するもの(都市間バス) 1事業者につき10万円 (4) タクシー事業 1事業者につき20万円			○							
北海道	津別町	4	津別町広告促進業務	町内を運行しているバス事業者と連携し、町外に向けて町の魅力を発信するための広告事業 ・交通事業者(バス事業者)へ広告委託 1,254,000円									●	
北海道	津別町	2	新型コロナウイルス対策原油高騰対策支援金給付事業	コロナ禍における原油高騰に伴う燃料・原材料費の値上がりにより、町内事業者の経営状況に影響が生じているため、事業継続支援を目的に給付金を2回支給する。 基本給付:50千円×2回 加算給付(主たる事業が製造業または、一般貨物自動車運送事業者):100千円×2回									●	
北海道	小清水町	2	個人事業者等支援事業	・事業収入が大幅に減少する(第1・2弾:前年比30%以上、第3弾:前年比20%以上の減、第4・5弾:前年比若しくは前々年比20%以上の減)事業者等に対して事業継続及び雇用継続のための支援 ・1事業所当 基礎額 150千円 雇用者数に応じて50千円～1,000千円を追加支援 バス事業者(1社) 900千円 (第2弾600千円、第3弾300万円) ハイヤー事業者(1社) 200千円 (第1弾200千円) バス事業者(1社) 300千円 (第4弾300千円) バス事業者(1社) 300千円 (第5弾300千円)	○	○			●	○				
北海道	小清水町	4	運送事業者燃料高騰対策事業	・町内運送事業者車両1台につき定額を支援し、経営の安定化を図る。 7社 80台 4,000千円									○	
北海道	雄武町	2	新型コロナウイルス感染症対策旅客運送業経営支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けて、売上が減少している町内旅客運送事業所及び町内で自ら旅客運送事業を営む者に対し、事業継続のための経営支援の補助を行う。(50万円)			○							
北海道	湧別町	1	新型コロナウイルス感染症対策給付金	新型コロナウイルス感染症対策を徹底した中で事業を実施している町内の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し支援を行う。 ・3事業者×100千円=300千円	○							○	●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
北海道	湧別町	2	自動車運送事業者支援交付金	コロナ禍における原油価格高騰の影響を受ける自動車運送事業者に対し支援を行う。 ・貨物自動車運送事業者 1台当たり50千円×130台=6,500千円 ・旅客自動車運送事業者 1台当たり50千円×10台=500千円									○
北海道	置戸町	1,2	生活路線バス事業者支援助成金	生活路線バス事業者への支援 ・感染症対策経費 1台15,000円×10台(路線運行バス車両)=150,000円 ・経営継続支援 3,250,000円		○							
北海道	置戸町	1	生活路線バス事業者新型コロナウイルス感染症対策経費支援事業	生活路線バス事業者への支援 ・感染症対策経費 600,000円×補助率1/2=300,000円(上限)				○					
北海道	置戸町	4	バス事業者と連携した町の魅力発信事業	町内を運行しているバス事業者と連携し、町外に向けて町の魅力を発信するための広告事業 ・交通事業者(バス事業者)へ広告委託 720,000円				○					
北海道	置戸町	4	バス事業者と連携した町の魅力発信事業	町内を運行しているバス事業者と連携し、町外に向けて町の魅力を発信するための広告事業 ・交通事業者(バス事業者)へ広告委託 720,000円								○	
北海道	美幌町	2	公共交通事業者支援事業	公共交通を担う交通事業者(バス・タクシー)に対し支援 支援額(総額) 2,360千円		○							
北海道	美幌町	2	公共交通事業者継続支援	タクシー事業者及び運転手の維持確保のための支援 ①車両の感染防止対策 2万円×タクシー26台=520千円 ②運転手の賞金 夜間常勤運転手 10万円×12人=1,200千円 その他(日勤・パート) 2万円×18人=360千円			○						
北海道	美幌町	2	新型コロナウイルスワクチン接種者送迎支援事業	75歳以上の高齢者を対象とし、ワクチン接種時のタクシー費用を全額町が負担。				○					
北海道	美幌町	4	公共交通利用環境整備事業	デマンドバス導入等の環境整備を行い、感染リスク低減及び利便性向上を図る。 ・補助金(バス停改修、許可申請)、ワン車1台購入、ロケ等作成、パレット作成							○		
北海道	美幌町	4	公共交通利用環境整備事業	公共交通を担う交通事業者(バス・タクシー)の運行継続に対する支援 支援額(総額) 2,200千円 R4支援額(総額) 4,450千円							○	●	
北海道	美幌町	2	新型コロナウイルス対策経営継続支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により、町内事業者においても深刻な影響が出ているため、事業経営を支援するためにも支援金を支給します。 町内の中小企業者(飲食店は除く)であって、R2年2月から4月又は3月から5月までの3か月間の売上が前年同期比で15%以上減少している事業者に支援金を支給する。 支援金の額は売上減少率15%以上30%未満の場合 法人事業者15万円 個人事業者10万円 売上減少率30%以上の場合 法人事業者30万円 個人事業者20万円	○								
北海道	美幌町	1	新型コロナウイルス対策中小企業者感染予防支援事業	経済活動を継続しながらも美幌町からコロナ感染者を発生させない取り組みを官民一体となって実施するため、事業者に対策支援金を支給しコロナ感染予防対策を推進する。 町内に事務所又は店舗を有する中小企業者。(個人事業者については、前年の売上が130万円以上あること) 支援金の額は1事業者10万円		○							
北海道	美幌町	2	新型コロナウイルス対策事業者継続支援事業	新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない状況にあって、深刻な影響が出ている事業者の事業経営を支援するために支援金を給付します。 町内の中小企業者であって、R2年10月からR3年3月6か月間の売上が前年同期比で40%以上減少している事業者に支援金を支給する。 支援金の額は従業員の数に応じ 従業員がいない場合10万円、2人以下20万円、3人以上30万円とする。				○					
北海道	美幌町	1	新型コロナウイルス対策中小企業者感染予防支援事業	経済活動を継続しながらも美幌町からコロナ感染者を発生させない取り組みを官民一体となって実施するため、事業者に対策に必要な経費の一部を補助しコロナ感染予防対策を推進する。 町内に事務所又は店舗を有する中小企業者。(個人事業者については、前年の売上が130万円以上あること) 補助金の額は補助対象経費の2/3以内とし、20万円を上限とする。				○					
北海道	美幌町	2	新型コロナウイルス対策事業者支援事業【第1期～第3期】	新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない状況にあって、深刻な影響が出ている事業者の事業経営を支援するために支援金を給付します。 町内の中小企業者であって、次の期間の売上が前年同期比で20%以上減少している事業者に支援金を支給する。 支援金の額は従業員の数に応じ 従業員がいない場合10万円、2人以下20万円、3人以上30万円とする。 【第1期】R3年4月～6月 【第2期】R3年7月～9月 【第3期】R4年1月～3月					●		○		
北海道	美幌町	2	原油価格・物価高騰対策事業者支援金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や物価高騰による事業者への影響を緩和するため、支援金を支給します。 中小企業者(農業除く)又は医療・福祉法人を対象に1事業者10万円を支援金として支給する。								●	
北海道	美幌町	2	貨物運送事業者燃料価格高騰対策事業	燃料価格高騰の影響を受ける町内に事業所を有する一般貨物運送事業者の事業継続を支援するため、支援金を支給します。 事業用の車両1台当たり次の金額 大型自動車(最大積載量3トン以上又は車両総重量3トン以上) 4万円/台 普通自動車(大型自動車以外) 2.5万円/台									○
北海道	訓子府町	1,2	生活路線バス事業者支援事業	生活路線バス事業者への支援 ・感染症対策経費 1台45,000円×10台(路線運行バス車両)÷3町(沿線3町)=150,000円 ・経営継続支援 3,250,000円		○							
北海道	訓子府町	1	生活路線バス事業者新型コロナウイルス感染症防止対策経費支援事業	生活路線バス事業者に対し、感染拡大防止対策経費を支援する。				●					
北海道	訓子府町	4	バス事業者と連携した町の魅力発信事業	町内を運行しているバス事業者と連携し、町外に向けて町の魅力を発信するための広告事業 ・交通事業者(バス事業者)へ広告委託 704千円				●				●	
北海道	遠軽町	2	特定施設継続支援金	・宿泊施設、バス・タクシー(運転代行含む)、学校給食提供施設(大規模)、理美容施設(大規模)に30万円 ・学校給食提供施設(中・小規模)、理美容施設(中・小規模)に10万円 事業費:28,238千円	○								
北海道	遠軽町	2	特定中小企業継続支援金	・町内中小企業(農業、林業、公務、分類不能の産業、政治経済文化、宗教、外国公務を除く)に10万円		○							
北海道	遠軽町	2	特定事業緊急支援金	・宿泊施設、バス・タクシー(運転代行含む)、飲食店、酒類卸売業に20万円		○							
北海道	遠軽町	2	特定事業支援金	年間売り上げ減少率に応じて支援金を支給 ・宿泊施設、バス・タクシー(運転代行含む)、酒類卸売業に20～100万円 ・飲食店に10～50万円				○	●				
北海道	遠軽町	2	特定店舗継続支援金	・飲食店に10～15万円 ・2021年8月から10月までの売り上げを2020年または2019年の各同月(やむを得ない事情により休業した月がある場合は2018年同月)と比較し、売上が20%以上減少している酒類卸売業、交通事業(ハイヤー・運転代行)に5～100万円の支援金を支給				○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
北海道	遠軽町	2	物価高・原油価格高騰等対策特定事業支援金	・交通事業(ハイヤー・運転代行)、貨物運送事業、クリーニング事業に20~70万円の支援金を支給								●	
北海道	遠軽町	2	中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金	・町内中小企業(農業、公務、分類不能の産業、政治経済文化、宗教、外国公務を除く)に10万円									○
北海道	網走市	2	地域公共交通運行継続支援金	公共交通機関の運行継続や感染症対策等を支援 ・市内に本社を有するバス事業者:バス車両1台につき20万円 ・市内に本社を有するハイヤー事業者:ハイヤー車両1台につき1万円 ・本市と大空町間を運行するバス事業者:運行系統数1運行系統につき20万円		○							
北海道	網走市	1	農大線密集対策事業	新型コロナウイルス感染症予防対策として、混雑する路線バスの車両増便に係る費用を負担 【対象事業者】 市内路線バスを運行する事業者 事業予算額:200万円		○							
北海道	網走市	2	スクールバス密集対策事業	スクールバスの密集対策のために増便するバスの運行経費を支援		○							
北海道	網走市	2	生活交通路線維持対策事業	生活交通手段の維持のため公共交通機関(路線バス)の運行を支援		○							
北海道	網走市	2	スクールバス密集対策事業	スクールバスの密集対策のために増便するバスの運行経費を支援 ※7,400千円(R3補正分)※32,040千円(R4補正分)			○				○	●	
北海道	網走市	2	地域公共交通運行継続支援金給付事業	公共交通機関の運行継続や感染症対策等を支援 ・市内に本社を有するバス事業者:バス車両1台につき20万円 ・市内に本社を有するハイヤー事業者:ハイヤー車両1台につき1万円 ・本市と大空町間を運行するバス事業者:運行系統数1運行系統につき20万円 ※14,280千円(R3補正分)				●			○		
北海道	網走市	2	地域公共交通運行継続支援金給付事業	コロナ禍や燃料費高騰の影響を受けている交通事業者に対し公共交通機関の運行継続を支援 ・市内に本社を有するバス事業者:バス車両1台につき20万円 ・市内に本社を有するハイヤー事業者:ハイヤー車両1台につき1万円 ・本市と大空町間を運行するバス事業者:運行系統数1運行系統につき20万円 ※14,480千円(R4補正分)									●
北海道	網走市	2	観光関連事業者支援事業	業績低下が著しい宿泊施設及び交通事業者へ交付金を支給			○						
北海道	網走市	2	交通ネットワーク活用推進事業	公共交通機関を利用して来網する市内宿泊者へ宿泊費の一部を助成			○						
北海道	紋別市	2	交通事業者経営補助金(第1期)	(1)乗合バス事業 4,000,000円 →(A) (2)貸切バス事業 1,000,000円 →(B) (3)タクシー業 1,500,000円 →(C) (4)運転代行業 500,000円 →(D) 【加算額】(1)従業員数 × 35,000円 →(E) 【補助金額】(A)から(D)の合計金額+(E) 事業予算額:12,000千円	○								
北海道	紋別市	2	交通事業者経営補助金(第2期)	(1)乗合バス事業 4,000,000円 →(A) (2)貸切バス事業 1,000,000円 →(B) (3)タクシー業 1,500,000円 →(C) (4)運転代行業 500,000円 →(D) (5)福祉タクシー(介護保険適用外) 150,000円 →(E) 【加算額】(1)従業員数 × 50,000円 →(F) 【補助金額】(B)から(E)の金額+(F)=補助金額(上限250万円)			○						
北海道	紋別市	1	地域公共交通感染症拡大防止対策事業補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための設備等の導入に要する経費のうち、国庫補助対象経費を除いた事業者の負担分を補助する。 (国庫補助金:地域公共交通確保維持改善事業補助金 補助率1/2) 【補助金額】 国が交付する補助金の補助対象経費から確定補助金額を控除した額 (上限額:補助対象経費の1/2)			○						
北海道	紋別市	2	交通事業者経営補助金(第3期)	(1)貸切バス事業 1,000,000円 →(A) (2)タクシー業 1,500,000円 →(B) (3)運転代行業 500,000円 →(C) 【加算額】(1)従業員数 × 50,000円 →(D) 【補助金額】(A)から(C)の金額+(D)=補助金額(上限250万円)							○		
北海道	紋別市	2	交通事業者経営補助金(第4期)	【基本額】 (1)貸切バス事業 5,000,000円 (2)タクシー業 4,500,000円 (3)運転代行業 2,000,000円 【加算額】 (1)従業員数 × 50,000円 【補助金額】 基本額+加算額(上限200万円)=補助金額									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の)活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の)活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の)活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに● 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
青森県	青森県	2	国内航空路線維持・強化対策事業	既存路線の知名度向上や冬季・乗継利用促進のためのPR等の利用促進を実施 (事業予算:2,588万円)			○	○					
青森県	青森県	2	三沢・羽田線4 線化対策事業	三沢・羽田線の利用促進のための増便PRや旅行商品造成支援 (事業予算:1,600万円)			○	○					
青森県	青森県	2	国際定期便特別対策事業	路線運航支援及び航空需要を喚起するための取組を実施 (事業予算:1億662万円)				○					
青森県	青森県	2	国際定期便新規航路等受入環境整備事業費補助	青森空港における運航再開及び増便に係るハンドリング業務に要する経費に対する補助(補助率:1/3) (事業予算:5,278万円)				○					
青森県	青森県	2	航空ネットワーク基盤等維持対策事業	空港管理会社による空港機能の維持に要する経費の支援(補助率:1/2) 空港利用促進に向けた見学会、キャンペーンの実施 (事業予算:3,921万円)			○	○					
青森県	青森県	2	地域公共交通維持特別対策事業	広域路線バス、地域鉄道、フェリーに対し、減収分の補填のほか、線路や船体などの維持費の補助 (事業予算:5億4,795万円)			○	○					
青森県	青森県	1.3	地域公共交通利活用促進特別対策事業費補助	交通事業者による感染症収束後の取組やデジタル化対応・新サービス提供等地域経済の活性化に資する取組に要する経費に対する補助(補助率2/3、10/10) (事業予算2億2,000万円)			○	○					
青森県	青森県	2	青い森鉄道定期外利用促進特別対策事業	青い森鉄道線の利用促進のための企画切符運動キャンペーンや連年型プロモーションの実施 (事業予算:1,077万円)			○	○					
青森県	青森県	2	青い森鉄道車両修繕等特別対策事業費補助	青い森鉄道線における車両維持に要する経費に対する補助(補助率:1/3) (事業予算:1億4,415万円)			○	○					
青森県	青森県	2	地域公共交通事業継続特別対策事業費補助	地域公共交通の機能維持のため、タクシー及び高速バスの事業継続を支援するのに要する経費に対する補助 (事業予算:130,181千円)								○	
青森県	青森県	2	地域公共交通(タクシー及び高速バス)の運行に対する支援	コロナ禍と原油高の二重苦に見舞われている交通事業者への支援 ・高速バス1台につき20万円(44台) ・タクシー1台につき5万円(2,364台)									●
青森県	平川市	2	平川市内事業者緊急支援交付金	市内事業者(業種に特に限り無し):令和2年3月または4月の1か月において、収入が前年同月比3割以上減収していること。1事業者あたり10~30万円	○								
青森県	平川市	1	平川市内事業所クラスター感染予防対策事業	市内事業所、事務所等のクラスター感染予防のための設備、補助率2分の1 ・個人事業主:10万円 ・法人(従業員数10人未満):10万円 ・法人(従業員数10人以上):20万円	○								
青森県	八戸市	2	八戸市新型コロナウイルス対策支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって経済的な影響を受けた中小企業を営む者に対する支援金の給付(実績総額:10億2,950万円) 【第1次】 飲食店、宿泊業(旅館業法上の旅館業)、タクシー業、自動車運転代行業を営む者に対する支援金の給付 ・1事業者あたり一律20万円 【第2次】 中小企業を営む者に対する支援金の給付(第1次で給付を受けなかった場合に限り、第1次の対象事業者も対象) ・1事業者あたり一律20万円		○							
青森県	八戸市	1.2	八戸市地域公共交通維持支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた路線バス事業者及びタクシー業界(市タクシー協会)に対する、 ・感染症対策用品等の購入に要する経費の補助 ・プレミアム付のバスのセット回数券及びタクシーチケットの発行に要する経費の補助及びプレミアム分の補填 (実績総額:5,086万円) ・補助率:10/10			○						
青森県	八戸市	2	第3次八戸市新型コロナウイルス対策支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって経済的な影響を受けた中小企業(農林水産業を含む全業種)を営む者に対する支援金の給付(実績総額:7億8,552万円) ・1事業者あたり一律20万円				○		○			
青森県	八戸市	1.2	プレミアム付タクシーチケット発行事業支援補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたタクシー業界(市タクシー協会)に対するプレミアム付タクシーチケットの発行に要する経費の補助及びプレミアム分の補填 ただし、チケット発行にあたっては、一般向けと高齢者向けを分けるなど、高齢者が当該チケットを購入しやすい形式とすることで、新型コロナウイルススクラムの高齢者優先接種時の安全・安心な移動に資する事業内容とする (実績総額:1,306万円) ・補助率:10/10				○					
青森県	八戸市	2	飲食関連事業者等支援金	(通常分交付金) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、県による、営業の時短要請の影響を受けた事業者(タクシー事業者・自動車運転代行事業者を含む)に対する支援金の給付(実績総額:1億3,333万円) ・1事業者あたり一律20万円								○	
青森県	八戸市	2	八戸市雇用調整助成金申請費補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業を営む者に対する「雇用調整助成金の申請に要する社会保険料等への事務手数料」の補助(実績総額:1,903万円) ・1事業者あたり上限10万円									
青森県	八戸市	2	八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって事業継続に極めて深刻な影響を受けている路線バス及びタクシー事業者に対する支援金の給付(予算総額:4,100万円) ・車両1台あたりの単価(路線バス事業者:10万円/台・タクシー事業者:5万円/台)に、市内事業所等に関する車両台数(タクシーの場合、東北運輸局に登録済みの車両で、かつ、福祉車両以外の車両)を乗じた額									
青森県	つがる市	2	つがる市事業継続支援金	タクシー・貸切バス・代行:令和2年3月から5月までのいずれかの月の売上高が前年同月より20%以上減少していること。1事業者あたり20万円	○								
青森県	三戸町	2	三戸町新型コロナウイルス感染症対策飲食店等事業者緊急支援金	タクシー・代行:3月~5月の各月の売上額が前年同月と比較して20%以上減少又は明らかに減少すると見込まれる営業月について、その減少額(減少見込額)を支給(上限15万円)	○								
青森県	鯉ヶ沢町	2	鯉ヶ沢町持続化給付金	条件を満たす法人及び個人事業者に対し、上限を法人:20~50万円、個人事業者:10~30万円とし、給付金を給付する。 【R3】※農業、漁業、不動産業、各種協同組合、社会福祉法人、医療法人、金融機関、宗教法人、NPO法人、工事業を除く 次のすべてを満たす ①町内に本社または主たる事業所を有すること ②4~6月の事業収入が前年同月比で20%以上減少した ③法人住民税及び町税すべてにおいて滞納がないこと ④受給後も継続して営業を行う意思があること	○	○		●		○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
青森県	鯉ヶ沢町	2	鯉ヶ沢町持続化給付金	条件を満たす法人及び個人事業者に対し、上限を法人:20~50万円、個人事業者:10~30万円とし、給付金を給付する。 【R3】※農業、漁業、不動産業、各種協同組合、社会福祉法人、医療法人、金融機関、宗教法人、NPO法人、工事業を除く 次のすべてを満たす ①商間に本社または主たる事業所を有すること ②4~6月の事業収入が前年同月比で20%以上減少した ③法人住民税及び前税すべてにおいて滞納がないこと ④受給後も継続して営業を行う意思があること									
青森県	鯉ヶ沢町	1, 3	生活交通バスICカード導入推進事業費補助	乗合バス事業者へのICカード導入経費の支援(2,822千円) (補助対象事業者:弘南バス(株) 総事業費:539,491千円 当期按分率:2.302% 負担額:2,822千円)								○	
青森県	弘前市	2	中小企業者等事業継続支援金	従業員6人以上の飲食業、タクシー業、運転代行業を営む中小企業者に対して、タクシー業に最大100万円、運転代行業に最大30万円を給付 (事業予算:1億4,050万円)	○								
青森県	弘前市	2	タクシー及び自動車運転代行事業者事業継続支援金	タクシー・自動車運転代行事業者に対する支援(34,750千円) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的に大きな影響を受けているタクシー及び自動車運転代行事業者に対し、支援金を給付することで事業継続を支援 ・タクシー 75千円/台 ・運転代行 50千円/台							○		
青森県	弘前市	2	弘南鉄道運行継続支援事業	鉄道事業者に対する支援(9,800千円) 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少が続いている鉄道事業者を支援し、公共交通の運行継続を支援 (収入の許容額と見込額の差額の一部を弘前市町村における駅別利用者割合に応じて支援) ・弘南鉄道弘南線7,700千円(49,099千円×1/3×47.6%) ・弘南鉄道大館線2,100千円(7,895千円×1/3×81.1%)							○		
青森県	弘前市	2	交通事業者等事業継続特別対策支援事業	市内で高速バス事業、タクシー事業、自動車運転代行事業を営む事業者に対し、感染対策の一層の推進と事業継続を支援するため、事業に要する燃料費等の一部を交付する。(25,350千円) ・高速バス事業者 200千円/台 ・タクシー事業者 50千円/台 ・運転代行事業者 20千円/台								●	
青森県	青森市	1	地域公共交通キャッシュレス化事業	青森市営バス、青森市市バス、シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の乗車券販売窓口において、クレジットカード、電子マネー及びQRコードのキャッシュレス決済を導入		○							
青森県	青森市	2	令和2年度民間バス事業者支援緊急対策事業	民間バス事業者に対する支援(12,310千円) 新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外観光客の急減等に伴い、甚大な影響を受けている市内の民間バス事業者に対して、事業の継続を下支えし、感染拡大防止にかかる経費の一部を助成(R2.6.4~R2.6.30) ・貸切バス 10万円/台(上限200万円)									
青森県	青森市	2	令和2年度タクシー事業者支援緊急対策事業	タクシー事業者に対する支援(14,624千円) 新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外観光客の急減等に伴い、甚大な影響を受けている市内の民間バス事業者に対して、事業の継続を下支えし、感染拡大防止にかかる経費の一部を助成(R2.6.4~R2.6.30) ・法人 1万円/台(上限100万円、下限10万円) ・個人 10万円									
青森県	青森市	1	地域公共交通キャッシュレス化事業	新型コロナウイルス感染症予防対策と、感染収束後の観光需要の回復に向けた受入れ環境の整備のため、市営バス車内と青森駅前販売所等の販売窓口のキャッシュレス決済及び地域連携ICカードを導入。(299,685千円)		○							
青森県	青森市	2	令和3年度民間バス事業者支援緊急対策事業	民間バス事業者に対する支援(12,310千円) 新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外観光客の急減等に伴い、甚大な影響を受けている市内の民間バス事業者に対して、事業の継続を下支えし、感染拡大防止にかかる経費の一部を助成(R3.7.1~R3.8.31) ・貸切バス 10万円/台(上限200万円)							○		
青森県	青森市	2	令和3年度タクシー事業者等支援緊急対策事業	タクシー事業者、運転代行事業者、レンタカー事業者に対する支援(23,816千円) 新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外観光客の急減等に伴い、甚大な影響を受けている市内の民間バス事業者に対して、事業の継続を下支えし、感染拡大防止にかかる経費の一部を助成(1事業者につき 上限100万円、下限10万円)(R3.7.1~R3.8.31) ①タクシー事業者 ・法人 1万円/台 ・個人 10万円 ②運転代行事業者 ・1万円/台 ③レンタカー事業者(乗用車とバスの合計額) ・乗用車 1万円/台 ・バス 10万円/台							○		
青森県	むつ市	2	下北地域教育旅行バス運行助成事業	青森県内の学校の下北地域への教育旅行の貸切バス費用を助成 (1台につき6万円、上限5台30万円)									
青森県	むつ市	2	プレミアム付タクシーチケット事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けているタクシー事業者に対して、プレミアム付タクシーチケットを発行。一人でも多くの市民にタクシーをご利用いただくことで、タクシー利用を促進しつつ、経済活動の活性化を図る。(14,000千円) ・発行総額 2,500万円 ・発行枚数 5,000セット(500円券×10枚=5,000円相当) ・販売価格 1セット3,000円 ・プレミアム分 2,000円 ・チケット取扱事業者 市内全タクシー事業者(6社)									○
青森県	野辺地町	2	野辺地町新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者等交通対策事業費支援金	・路線バス事業者: 上限100万円 ・貸切バス事業者:1事業者30万円 ・タクシー事業者: 上限50万円 ・代行事業者: 上限30万円		○							
青森県	野辺地町	2	交通維持対策支援事業費	バス・タクシー事業者に対する支援(3,900千円) コロナ禍における乗合バスや貸切バス、タクシー事業者の厳しい経営状況を踏まえ、地域の移動手段を確保するため、バス、タクシーの車両維持のための支援を実施 ・路線バス事業者: 50万円×路線数 上限100万円 ・貸切バス事業者: 1事業者30万円 ・タクシー事業者: 4万円×台数 上限50万円 ・運転代行業者: 3万円×台数 上限30万円				○					
青森県	鶴田町	2	観光客二次交通助成事業	町内の観光スポットまでの二次交通に係るタクシー利用料金に対し補助		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用した ものに○ 1/31まで申請した ものに●	
岩手県	岩手県	2	貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金	貸切バス事業者を対象に、燃料費高騰の影響を緩和するため1台あたり40千円を支援 予算 26百万円								●		
岩手県	岩手県	2	タクシー事業者運行支援緊急対策交付金	タクシー事業者を対象に、燃料費高騰の影響を緩和するため1台あたり10千円を支援 予算 21百万円								●		
岩手県	岩手県	2	運輸事業者運行支援緊急対策費	貨物自動車運送事業者を対象に、燃料費高騰の影響を緩和するため1台あたり23千円を支援 予算 329百万円								●		
岩手県	岩手県	2	バス事業者運行支援交付金	乗合バス事業者を対象に、公共交通の安全・安定した運行の維持を支援するための交付金(200千円または400千円/台)を交付 予算 137百万円								●		
岩手県	岩手県	2	タクシー事業者運行支援交付金	タクシー事業者を対象に、公共交通の安全・安定した運行の維持を支援するための交付金(25千円/台)を交付 予算 53百万円								●		
岩手県	岩手県	2	原油価格・物価高騰対策中小企業者支援パッケージ(支援金、家賃補助)	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少及び物価高騰等による費用増加に直面している中小企業者に対し、支援金を交付するもの 【物価高騰対策支援費】事業費 1,126,125千円 【物価高騰対策家賃支援費】事業費 280,280千円								●		
岩手県	大船渡市	2	中小企業事業継続支援金	・補助額 定額30万円 ・対象業種 道路旅客運送業、水運業、運送代行業 ・条件 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少していること(3月から6月までのいずれか1月の売上高が前年同月と比較して減少) ・予算見込(5億4000万円)	○	○								
岩手県	大船渡市	2	大船渡市地域交通維持支援金	貸切バス及びタクシー事業者に対して支援金を交付 貸切バス1台あたり10万円、タクシー1台あたり3万円						●				
岩手県	大船渡市	2	原油価格高騰対策運輸事業者支援金	事業者の燃料価格高騰分に対する負担を緩和するため、保有台数に応じて支援(25,000千円) ・貸切バス 4万円/台、タクシー 1万円/台、トラック 4万円/台、軽貨物車等 2万円/台 (補助対象事業者) 市内に本社又は営業所があり、継続して事業を営む、道路運送法又は貨物自動車運送事業法の許可、認可又は届出等を有する中小企業者及び個人事業主 ①一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者) ②一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー事業者) ③貨物自動車運送事業者(一般貨物自動車運送事業者・特定貨物自動車運送事業者・貨物軽自動車運送事業者 ※霊柩事業者を含む) 岩手県が実施する「貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金」・「タクシー事業者運行支援緊急対策交付金」又は「運輸事業者運行支援緊急対策支援金」(以下、「県補助金」という。)で、県からの交付決定を受けた者。									○	
岩手県	北上市	2	北上市地域中小企業応援給付金	売上高が前年同月に対して、30%以上減少している方。ただし、前年同月の売上高が90万円以上の方に限る。 支給内容 一律20万円 ・予算見込(4億6000万円)	○									
岩手県	北上市	1	感染症対策に関する経費補助	令和2年4月1日から令和2年12月31日まで(兼注・契約および支払いが完了した新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため)に行う対策経費が対象。ただし、消費税は除く。 1事業所(店舗・事務所等)当たり上限20万円 (注意)ただし、この内消耗品費は上限13万円 【補助率】対象経費は全額補助 【補助対象経費】鉄道・道路旅客運送業における感染症対策に要した経費 ※3次申請では、令和3年1月31日まで対象期間を延長。	○	○	○							
岩手県	北上市	2	公共交通事業者緊急支援金	<補助対象事業者> 令和2年7月1日時点で道路運送法第4条の許可を受けた以下の事業を営み、市内に本店及び営業所を持つ法人。 ①一般乗用旅客自動車運送事業(路線バス) ②一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス) ③一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー) ※岩手県バス協会又は北上市地区タクシー業協同組合に加盟していること。 (バス事業者6社、タクシー事業者11社) <交付額> ①+②+③の合計額(上限額 300万円) ①基本額 50万円 ②系統加算:5万円×市内を走る一般乗合路線系統数 ③台数加算:5万円×乗車定員11名以上の車両数 3万円×乗車定員10名以下の車両数 <総額> 20,000千円		○								
岩手県	北上市	2	貨物運送事業者運行支援補助金	燃料価格高騰の影響緩和のため、1台あたり2.3万円を支給するもの。【県補助のかさ上げ】 予算 39,330千円									●	
岩手県	北上市	2	公共交通燃料価格高騰対策支援金	燃料価格高騰の影響緩和のため、バスの車両台数に応じて補助するもの。【県補助のかさ上げ】 予算 3,640千円									●	
岩手県	一関市	2	中小企業経営継続支援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、売上げが減少した市内の事業者を対象に、事業継続の一助としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給令和2年4月から6月のいずれかひと月の売上げが、前年同月と比較して30%以上50%未満減少している事業者 給付金額 一律10万円 ・予算見込(2億7000万円)	○	○								
岩手県	一関市	1	バス・タクシー事業者等感染症防止対策事業費補助金	事業拡大(対象要件拡大) 令和2年4月から7月のいずれかひと月の売上げが、前年同月と比較して30%以上減少している事業者 利用者及び乗務員の安全を確保するために事業者が実施した、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要した経費に対して補助金を交付 バス事業者、タクシー事業者、福祉有償運送事業者、自動車運送代行業者 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施した、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要した経費の5分の4以内の金額 【補助上限額】 バス車両補助上限額 = 3万円 × 台数 タクシー車両等補助上限額 = 1万円 × 台数			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
岩手県	一関市	1	買い物代行等タクシー実証事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため外出を控える市民や自動車を運転できない市民などの生活を支えと共に、タクシー事業者の新たな事業展開を試みる取り組みを促進するため、タクシー事業者が実施する買い物代行等(教援事業および有償貨物運送事業)に要する経費に対して補助金を交付 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施に要した次の経費 (1)教援事業 事業者を支援するため、タクシー事業者が実施するための準備に要する経費 ・準備経費:新たに教援事業を実施するための準備に要する経費(配達用かばん代、広報チラシ作成代等)の2分の1以内の金額(上限5万円) ・利用料金の割引額:市民に対して教援事業利用料金を割引した場合の割引額の2分の1以内の金額(1件当たり上限1,000円) (2)有償貨物運送事業 準備経費:新たに教援事業を実施するための準備に要する経費(配達用かばん代、広報チラシ作成代等)の2分の1以内の金額(上限5万円) ・利用料金の割引額:市民に対して有償貨物運送事業利用料金を割引した場合の割引額の2分の1以内の金額(1件当たり上限500円)		○							
岩手県	奥州市	2	タクシー利用促進支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大より落ち込んだ市内タクシー事業者を支援するため、タクシーチケットを販売し、需要喚起、利用促進を図る。 タクシーチケット5千円分×10千枚を販売し売上の30%を補助する。総事業費:46,675千円		○	○						
岩手県	奥州市	2	観光バス利用促進事業	学校や団体による観光バス利用料金の一部を補助することにより、3密対策の利用バス台数の増及び観光バスの利用促進を図る。 総事業費:35,000千円		○	○						
岩手県	奥州市	2	新型コロナウイルス感染症緊急対策交付金(地域企業臨時支援給付金支援事業(自動車運転代行事業))	市内で自動車運転代行業を営む事業者の事業継続を支援するため随伴用自動車の規模に応じて給付金を支給する。 50千円×随伴用自動車台数 総事業費:2,250千円 事業開始 R3.2.1			○						
岩手県	奥州市	2	運輸事業者運行支援緊急対策	※詳細不明(燃料価格高騰対策)								●	
岩手県	奥州市	2	運輸事業者運行支援緊急対策	新型コロナウイルス感染症拡大及び燃料価格等の高騰の影響を受けている市内運輸代行事業者の事業継続を支援するため、随伴用自動車の保有台数に応じて給付金を支給する。 46千円×随伴用自動車台数 総事業費:3,776千円(R2=1,650千円、R4=2,116千円)			○						○
岩手県	奥州市	2	運輸事業者運行支援緊急対策	燃料価格等の高騰の影響を受けている市内貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、営業用車輛の保有台数に応じて給付金を支給する。 23千円×営業用車輛台数 総事業費:31,222千円(R4=31,222千円)									○
岩手県	盛岡市	2	いわて銀河鉄道運行支援交付金	厳しい経営状況にあるIGRいわて銀河鉄道に対して、岩手県と沿線市町が協調して支援を行う経費の一部(盛岡市分)						●			
岩手県	盛岡市	2	観光基盤維持支援事業	貸切観光バス事業者への支援(燃料費高騰分)									●
岩手県	盛岡市	2	公共交通利用促進対策事業	公共交通維持支援事業(燃料費高騰分)									●
岩手県	金ケ崎町	2	金ケ崎町公共交通支援事業	・事業所継続支援 →事業所に係る光熱水費、電話料、火災保険料、地代、家賃に対する補助 ・・・上限300千円/1事業所(町内) ・車両継続支援 →車両の定期点検整備費用、自動車損害保険料、修繕料に対する補助 ・・・上限150千円/1台(路線運行の場合は町内1路線につき)						●			
岩手県	金ケ崎町	2	運輸事業者運行支援緊急対策事業	県の補助(トラックなど1台当たり23,000円を上乗せ) 予算 10,500千円									●
岩手県	金ケ崎町	2	観光バス運行支援事業	同町発着の観光バス1台につき1日最大20,000円を交付 予算 1,400千円									●
岩手県	金ケ崎町	2	公共交通支援事業	タクシー事業者に車両1台当たり20,000円を交付 予算 280千円									●
岩手県	陸前高田市	2	新型コロナウイルス感染症対策地域経済活性化支援事業費(コロナ) (運輸・交通業燃料価格高騰対策事業費補助金)	【補助対象】申請日時点で市内に本店を有し、岩手県が実施する 1)タクシー事業者運行支援緊急対策金、2)貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金、3)運輸事業者運行支援緊急対策支援金(以下「県補助金」という。)のいずれかにおいて、県からの交付決定を受けた者。 【補助金額】1台あたりタクシー1万円/貸切バス4万円/トラック2万3千円 予算 3,000千円									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
岩手県	花巻市	2	花巻市運輸事業者運行支援緊急対策交付金	【補助対象】花巻市内に本社、支店または営業所を有し、岩手県内に本社を有する法人又は中小企業者であって、「一般(特定)貨物自動車運送事業」又は「貨物軽自動車運送事業」を行う中小企業者【支援金額】国土交通省東北運輸局岩手運輸支局に「一般(特定)貨物自動車運送事業(緑ナンバー)」又は「貨物軽自動車運送事業(黒ナンバー)」に登録されている車両1台当たり2万3千円(県交付金と同額)※対象事業者が花巻市内に配置している貨物自動車の台数に応じて交付 予算 27,632千円										
岩手県	花巻市	2	花巻市貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金	【補助対象】花巻市内の営業所に、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両を保有する貸切バス事業者【支援金額】国土交通省東北運輸局岩手運輸支局に一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両として登録されている車両1台当たり4万円(県交付金と同額)※補助対象事業者が花巻市内に配置している車両の台数に応じて交付 予算 3,600千円										
岩手県	花巻市	2	花巻市バス事業者運行支援緊急対策交付金	【補助対象】花巻市内に本社又は営業所を有し、市内において一般乗合旅客自動車運送事業により路線定期運行を行う乗合バス事業者(市からの依頼により運行する市街地循環バス、岩手医科大学附属病院利用者連絡バスを除く。) 【支援金額】国土交通省東北運輸局岩手運輸支局に一般乗合自動車運送事業の用に供する車両として登録されている車両1台当たり4万円(県交付金と同額)※対象事業者が花巻市内に配置している車両の台数に応じて交付 予算 880千円										
岩手県	花巻市	2	花巻市タクシー事業者運行支援緊急対策交付金											
岩手県	平泉町	2	平泉町中小企業等経営支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受けている町内中小企業者等が、引き続き感染症対策及び事業に取り組めるよう「平泉町中小企業等経営支援金」を交付 一律10万円										
岩手県	平泉町	2	平泉町原油高騰対策運送事業者等支援金	原油の価格上昇による影響緩和のため、町内運送事業者等を対象に、「平泉町原油高騰対策運送事業者等支援金」を交付。令和3年秋以降の原油の価格高騰が運送事業者等の方々の経営に及ぼす影響を緩和し、事業の維持・改善を図るため、事業に要した燃料の購入費用の一部を支援対象。貨物自動車運送事業(トラック運送)等ほか 交付対象燃料(3か月に購入した燃料の合計量※1リットル未満切捨)×10円で算出した額※上限30万円。※算出した額が1万円未満の場合、支援金の額は「1万円」										
岩手県	八幡平市	2	公共交通等運行事業補助金	バス事業者30万円+バス1台当たり4万円。タクシー事業者10万円+タクシー1台当たり5,000円 予算 424万円										
岩手県	紫石町	2	地域公共交通緊急経営支援金	地域公共交通の運行管理団体に対する事業継続支援(デマンドバス運営業者1社に対し支援金を支給) 予算 80万円		○								
岩手県	釜石市	2	地域公共交通維持支援交付金	①乗合バス事業者を対象に、燃料費高騰の影響を緩和するため1台あたり40千円を支援 ②タクシー事業者(福祉輸送事業限定を除く)を対象に、燃料費高騰の影響を緩和するため1台あたり10千円を支援 予算 2,050千円										
岩手県	大槌町	2	公共交通運行支援事業(公共交通事業者)	町内のバス・タクシー事業者を対象に、燃料費高騰に対する対策として支援を実施 バス 40千円/1台あたり タクシー 10千円/1台あたり								●		
岩手県	宮古市	3	地域宅配サービス導入事業	岩手県タクシー協会宮古支部による受取代行サービスに係る経費の一部を支援										
岩手県	宮古市	3	路線バス利用喚起事業	岩手県北自動車株式会社による高齢者バス(エリア定期券)購入費及びバスロケーションシステムの導入費の一部を支援										
岩手県	宮古市	2	三陸鉄道運行支援事業	利用者が大幅に減少している中で、大幅な減便等を行わずに運行している三陸鉄道に対し、その経費の一部を支援										
岩手県	宮古市	2	路線バス運行支援事業	利用者が大幅に減少している中で、大幅な減便等を行わずに運行している岩手県北自動車株式会社に対し、その経費の一部を支援										
岩手県	宮古市	3	タクシー受取代行サービス体制構築事業	岩手県タクシー協会宮古支部による、受取代行サービスの体制を構築するための経費の一部を支援										
岩手県	宮古市	3	路線バスICカード導入事業	岩手県北自動車株式会社による地域連携型ICカードの導入に係る経費の一部を支援										
岩手県	宮古市	3	タクシー受取代行サービス支援事業	岩手県タクシー協会宮古支部による、受取代行サービスの運行に要する経費の一部を支援										
岩手県	宮古市	2	交通事業者運行支援事業	新型コロナウイルス感染症により多大なる影響を受けている交通事業者に対し、運行支援金を交付										
岩手県	宮古市	2	交通事業者燃油高騰対策事業	新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰により多大なる影響を受けている交通事業者に対し、運行支援金を交付										
岩手県	紫波町	2	紫波町公共交通事業者道児支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少や燃料費の高騰により厳しい経営状況にある公共交通事業者に対し、事業の継続を支援し、地域公共交通の維持を図るため、支援金を交付する。 (2)対象 令和4年4月1日現在で、町内に本社、支社、支店又は営業所の機能を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者。 (3)事業内容 ①乗合バス事業者 1事業者当たり基本額30万円とし、令和4年4月1日現在で当該乗合バス事業者が有する自動車のうち、町内に停留所を有する路線に使用される自動車1台につき3万円を加算。 ②タクシー事業者 1事業者当たり基本額20万円とし、令和4年4月1日現在で当該タクシー事業者が有する自動車のうち、町内の営業所に配置する自動車1台につき1万円を加算。										
宮城県	宮城県	2	宮城県定時定路線・生活維持支援金	コロナ影響下でも運行を維持した公共交通事業者に対して支援 ・乗合バス事業者に対して 1台当たり20万円 予算133,000千円 ・タクシー事業者に対して 1事業者につき10万円及び1台当たり1万円 予算124,110千円 ・阿武隈急行に対して、15,000千円		○								
宮城県	宮城県	2	宮城県乗合バス利用促進事業費補助金	・企画乗車券の造成及び販売などの利用促進事業に要する経費について補助 予算2,500千円		○								
宮城県	宮城県	2	宮城県定時定路線・生活維持支援金	コロナの影響により経営に大きな影響が生じている公共交通事業者に対して事業継続を支援 ・予算総額 361,050千円 ・乗合バス事業者に対して 1台当たり20万円 予算142,000千円 ・法人タクシー事業者に対して 1事業者につき10万円及び1台当たり1万円、個人タクシーは10万円 予算124,110千円 ・阿武隈急行に対して、75,000千円						○				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
宮城県	宮城県	2	宮城県定時定路線・生活維持支援金	コロナの影響により経営に大きな影響が生じている公共交通事業者に対して事業継続を支援 ・予算総額 155,000千円 ・貸切バス事業者に対して 1事業者につき35万円及び1台当たり9万円 ・法人タクシー事業者に対して 1事業者につき10万円及び1台当たり1万円 (個人タクシーは除く)						●			
宮城県	宮城県	2	宮城県時短要請等関連事業者支援金	コロナの影響により売上が大きく減少している宮城県内の中小企業・小規模事業者等に対する事業継続支援 ・予算総額 1,000,000千円 ・1事業者につき 法人20万円、個人10万円 (個人タクシーは対象となる)						●			
宮城県	仙台市	2	公共交通運行継続奨励金(路線バス)	コロナ禍においても3密を回避して運行する路線バス事業者に対して、運行に係る奨励金 1台当たり200千円 予算150,400千円		○							
宮城県	仙台市	2	公共交通運行継続奨励金(タクシー)	コロナ禍においても市民の日常生活や経済活動等を支える個人・法人タクシーに係る奨励金 1台当たり10千円 予算29,210千円		○							
宮城県	仙台市	2	公共交通運行継続奨励金(タクシー)	コロナ禍においても市民の日常生活や経済活動等を支える個人・法人タクシーに係る奨励金 1台当たり30千円									
宮城県	仙台市	2	仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金	燃料価格の高騰を受け、厳しい経営状況に置かれている仙台市内の中小貨物自動車運送事業者に対して、物流機能の維持を図ることを目的に、支援金を交付 ・普通車:8万円/台 ・小型車:2万円/台 ・軽自動車:1万円/台									○
宮城県	仙台市	2	仙台市観光バス事業者燃料価格高騰対策支援金	新型コロナウイルス感染症の長期化及び燃料価格・物価高騰の影響を受けた観光バス事業者に対し、事業継続のための支援金を支給 交付対象車両1台あたり4万円									○
宮城県	気仙沼市	2	気仙沼市飲食店応援商品券(ホヤチケ)発行及び気仙沼市タクシー(V)事業者(ホヤデリ)事業	飲食店のデリバリーサービスを実施したタクシー事業者への配送料の補助 予算 第1弾 7,650千円 第2弾 19,100千円 第3弾 13,650千円	○	○		○					
宮城県	気仙沼市	2	原油高騰対策に係る運送事業者支援金	事業用車両の運行に要した燃料の購入費用の一部を支援 補助対象者:市内の運送事業者(トラック、貸切バス、タクシー)及び運転代行 補助率:購入した燃料1リットル当たり3円 ※令和3年10月～令和4年3月まで6月のうち購入した燃料の多かった3ヶ月分が対象 予算額:1,800万円								○	
宮城県	気仙沼市	2		原油価格の高騰が運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し社会インフラとして重要な運送事業者の事業の維持改善を図るため、市内で道路運送事業等を行う中小企業者に対し、事業に要した経費の一部を支援 貨物自動車運送事業(トラック運送等):1台当たり15,000円 一般乗合旅客自動車運送事業(乗合バス等(自主運行路線のみ対象)):1台当たり15,000円 一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス等):1台当たり15,000円 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー・介護タクシー等):1台当たり10,000円 自動車運転代行業:1台当たり5,000円～10,000円									●
宮城県	名取市	2	名取市新型コロナウイルス感染症に依る中小企業等経営支援金	令和2年2月～6月の各月の売上額と前年同月を比較し一か月でも減少しているが「持続化給付金」を受給していない市内中小事業者(業種に縛り無し):1事業者あたり10万円 予算額15,000千円	○								
宮城県	栗原市	2	中小企業等緊急支援金	市内中小事業者(交通事業者が対象かは不明):売上げが減少した店舗等を運営する事業者で「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の対象とならない事業者、1店舗あたり10万円 予算額:120,000千円	○								
宮城県	栗原市	2	栗原市運送事業者支援金	道路運送事業に用いる車両の運行の為、対象期間(令和3年10月～令和4年3月)に購入した燃料を補助 【補助対象事業者】 貨物運送事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業 【対象経費】 対象期間内いずれか3か月の間に購入した燃料費に対し1リットルあたり3円								○	
宮城県	栗原市	1	市民バス感染防止支援金	【補助対象事業者】 栗原市民バスを運行する事業者 【補助対象経費】 感染拡大防止対策のための手指消毒液や車両内消毒、仕切り用ビニールなどの購入費用 【補助率】 路線バス:運行車両1台につき、50千円 乗合デマンド交通:運行車両1台につき、25千円 【予算額】 1,952千円					●				
宮城県	大和町	2	大和町事業継続応援補助金	前年同月期で売上高が50%以上減少し国の持続化給付金の交付を受けた町内事業者(業種に縛り無し):1事業者30万円(事業予算:1,000万円)	○								
宮城県	大崎市	2	感染症対策タクシー事業継続支援事業	コロナウイルスの影響を受けているタクシー事業継続のための支援 1事業者100千円 1台10千円を支援 予算:3,350千円		○							
宮城県	大崎市	2	中小企業等原油価格高騰緊急経済対策支援金	原油価格高騰の影響を強く受ける道路運送事業等を営む中小企業等を支援 対象:運送事業者(貨物、貸切バス、タクシー・運転代行) 令和4年1月から同年5月までの5か月間のうち任意の1か月において車両の運行のために購入した燃料 最小:500円以上1,000円以下、最大50,000円以上、200万円									○
宮城県	大崎市	2	感染症対策地域公共交通継続支援事業	コロナウイルスの影響を受けているタクシー事業継続のための支援 1事業者100千円～300千円 1台10千円を支援 予算:3,300千円								○	
宮城県	多賀城市	2	原油高騰対策運送事業者等支援金	事業に要した燃料購入費用の一部を支援 対象:貨物運送事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業 補助内容:令和3年10月～令和4年3月までのいずれかの3か月において、購入した燃料の合計1リットルあたり3円補助 予算規模:2250万円								○	
宮城県	塩竈市	2	Let's タク配事業	新型コロナウイルスの影響で疲弊するタクシー事業者と市内飲食業者への支援として、飲食店のテイクアウト商品を宅配するタクシー事業者5者に対し、補助金を交付。 予算:4,572千円		○							
宮城県	塩竈市	2	新型コロナウイルス接種率向上推進事業	自宅からワクチン接種会場まで交通手段のない65歳以上の障がいをお持ちの方等の交通弱者を対象にタクシーの助成を行うことで接種率の向上と、コロナ禍で苦境に立たされるタクシー事業者の支援を行うもの。 予算:24,575千円				●					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
宮城県	柴田町	2	地域公共交通運行体制維持確保支援事業	コロナの影響下において運行を維持するため三セク鉄道事業者に対して沿線自治体と協調支援 予算:19,629千円		○								
宮城県	柴田町	2	地域公共交通運行体制維持確保支援事業	コロナの影響により利用者が減少している三セク鉄道事業者に対して利用促進事業として、フリー切符等を町内小中学生に配付 予算:1,735千円		○								
宮城県	柴田町	2	地域公共交通運行体制維持確保支援事業	コロナの影響下において運行を維持するため三セク鉄道事業者に対して沿線自治体と協調支援 予算20,000千円					●					
宮城県	柴田町	2	地域公共交通運行体制維持確保支援事業	新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けた阿武隈急行の運行体制の維持を図るため、宮城県と福島県、そして柴田町を含む沿線5自治体が協働して支援金を交付。 対象者:阿武隈急行株式会社(特定の交通事業者への支援) 事業費:20,000千円							○			
宮城県	柴田町	4	事業継続支援金支給事業	消費活動自粛等に伴う売上(令和3年1月~12月まで)の急減により、経済的な打撃を受けた事業者等に対して事業の継続を支援するため、減収に応じて支援金を支給。(町内タクシー事業者も対象) (1)一昨年又は昨年の同月と比較し、売上が20%以上50%未満減少した事業者に 100,000円支給 (2)一昨年又は昨年の同月と比較し、売上が50%以上減少した事業者に 200,000円支給 (3)一昨年又は昨年の同月と比較し、売上が300万円以上減少した事業者に 100,000円支給 事業費:101,646千円								○		
宮城県	柴田町	4	コロナワクチン接種における高齢者・障がい者等交通弱者に対する移動手段確保支援事業	65歳以上の高齢者のみ世帯の世帯員や、障がい者等の交通弱者が、コロナワクチン集団接種会場への移動手段としてタクシーを利用する場合、2回分2,000円を補助し、スムーズなワクチン接種環境の整備とタクシー需要の喚起を図る。※3回目の接種にも利用可 対象者:65歳以上の高齢者のみ世帯の世帯員と、障がい者など 事業費:5,454千円								○		
宮城県	角田市	2	阿武隈急行線利用促進通学定期券補助金	コロナの影響により利用者が減少している三セク鉄道事業者に対して、利用喚起を行うため、定期券の購入費用の一部を支援 予算:13,968千円		○								
宮城県	角田市	2	阿武隈急行線新型コロナウイルス感染症対応定時定路線運行維持支援金	コロナの影響下において運行を維持した三セク鉄道事業者に対して沿線自治体と協調支援 予算:41,179千円		○								
宮城県	角田市	2	阿武隈急行線利用促進通学定期券補助金	(第2弾) コロナの影響により利用者が減少している三セク鉄道事業者に対して、利用喚起を行うため、定期券の購入費用の一部を支援 予算:18,928千円				●						
宮城県	角田市	2	阿武隈急行線新型コロナウイルス感染症対応定時定路線運行維持支援金	(第2弾) コロナの影響下において運行を維持した三セク鉄道事業者に対して沿線自治体と協調支援 予算:37,187千円				●						
宮城県	亶理町	1	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染予防のため、デマンド型乗合タクシー乗車前に体温測定を行う。 体温測定機器の購入 予算:825千円		○								
宮城県	亶理町	1	町民乗合自動車感染対策事業	町民乗合自動車さざんか号の利用者を新型コロナウイルス感染症から守るため、車内に抗菌・抗ウイルスコーティングを行うもの。予算:220千円			○	●						
宮城県	丸森町	2	阿武隈急行線定時定路線・生活維持支援金	コロナの影響下において運行を維持した三セク鉄道事業者に対して沿線自治体と協調支援 予算21,190千円		○								
宮城県	丸森町	2	阿武隈急行線利用促進事業	コロナの影響により利用者が減少している三セク鉄道事業者に対して利用促進事業として、フリー切符等に対し補助 予算:1,317千円		○								
宮城県	丸森町	2	阿武隈急行線定期助成事業	コロナの影響により利用者が減少している三セク鉄道事業者に対して、利用喚起を行うため、定期券の購入費用の一部を支援 予算:2,657千円		○								
宮城県	丸森町	2	令和3年度阿武隈急行線定時定路線・生活維持支援金	コロナの影響下において運行を維持した三セク鉄道事業者に対して沿線自治体と協調支援				○						
宮城県	丸森町	2	令和3年度阿武隈急行線定期助成事業	コロナの影響により利用者が減少している三セク鉄道事業者に対して、利用喚起を行うため、定期券の購入費用の一部を支援				○						
宮城県	大郷町	1	小学校スクールバス臨時増便事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、過密乗車となるスクールバス路線について増便を行い、その費用を補助 補助対象:事業委託貸切バス事業者 予算:9,625千円		○								
宮城県	大郷町	2	原油高騰により、厳しい経営状況に置かれている町内の運送事業者に対する支援	原油高騰により、厳しい経営状況に置かれている町内の運送事業者に対する支援 【補助対象事業者】 貨物運送事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業 上限額:20万円、軽自動車:1台あたり3,000円、小型自動車:1台あたり5,000円、小型自動車・軽自動車以外:1台あたり10,000円									○	
宮城県	利府町	1	町民バス感染予防対策事業	町民バス車両に消毒処理を行うことにより、新型コロナウイルスの接触感染リスクを減少させる。 抗菌コーティング委託料397千円						○				
宮城県	松島町	2	松島町事業継続支援給付金事業	感染症の影響を受けている事業者に対し給付金を交付し、事業継続を支援するための事業。 【県費:第二期 新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金17,000千円】 ●実施期間:R3年4月~7月 ●対象者 町内の事業者で下記業種のうち、R3.1~3月のいずれかの1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少している事業者。また、令和2年に創業した事業者は、金融機関等に提出している事業計画書等に記載した売上月額と比較し1~3月のいずれかの1か月の売上が20%以上減少している事業者。 ●対象業種:建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの) ●補助金額:法人 40万円または20万円、個人事業主 5万円 ●補助金:47,500,000円(合計420件(見込み)) ●区分:①資本金1000万円以上かつ従業員数20人以上の法人:40万円×20件 ②左記①以外の法人:20万円×130件 ③個人:5万円×270件 ●事務費:140,000円 ●予算総額:47,640千円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
宮城県	松島町	2	松島町事業継続給 付金事業(加算分)	感染症の影響を受けている事業者に対し給付金を交付し、事業継続を支援するため先に実施した事業(No.7)に対する給付金を加算する事業。 ●実施期間: R3年9月~R3年12月 ●交付対象者: 町内の事業者で下記業種のうち、R3年1~3月のいずれかの1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少している事業者。また、令和2年に創業した事業者は、金融機関等に提出している事業計画書等に記載した売上月額と比較し、1~3月のいずれかの1か月の売上が20%以上減少している事業者で「松島町事業継続給付金事業」で申請のあった351件を対象。 ●対象業種: 建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの) ●補助金額: 法人10万円または5万円、個人事業主1万円 ●補助金: 10,740,000円(合計351件) ●区分: ①資本金1,000万円以上かつ従業員数20人以上の法人: 10万円×27件 ②左記①以外の法人5万円×120件 ③個人: 1万円×204件 ●事務費(通信運送費30,000円、振込手数料40,000円)計70,000円 ●予算総額: 10,810千円						○			
宮城県	松島町	2	観光バス等応援事 業	町内のバス・タクシー事業者の事業を継続するための支援事業。 ●実施期間: R3年9月~R3年12月 ●支援金: バス事業者20万円/台×16台+タクシー事業者10万円/台×28台=6,000,000円 ●予算総額: 6,000千円						○			
宮城県	蔵王町	2	蔵王町交通事業者 支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により著しい影響を受けている貸切バス事業者及びタクシー事業者に対し、事業継続を下支えすることを目的として支援金を交付。 貸切バス、タクシー共に1台当たり100千円、総額1,800千円を交付							○		
宮城県	七ヶ浜町	2	原油高騰対策に係 る運送事業者等支 援金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴った原油価格の高騰により、事業経営が逼迫している町内の運送事業者等に対し、ガソリン代の一部を補助し、運営事業者等の経営維持を図ることを目的とした支援金を交付。 貨物運送事業者、貸切バス、タクシー事業者 交付対象者が保有する車両のうち、令和3年10月から令和4年5月のうち任意の3か月間で稼働した車両1台につき、50,000円									
宮城県	大河原町	2	燃料高騰対策運送事 業	【貸切バス、タクシー、介護タクシー、トラック(一般・特定)、軽貨物】 令和3年10月から令和4年3月までの6か月間に対象車両の運行のために購入した燃料数量(ℓ)に10円を乗じた額。 ※1台毎の上限額10万円(10,000ℓ) (申請締切)令和4年8月19日									
秋田県	秋田県	2	地域公共交通等利 用促進緊急対策事 業	○貸切バス・貸切タクシー・三セク鉄道貸切列車: 運賃・料金の1/2を助成(地域交通 乗って応援! キャンペーン) ・貸切バス: 1日1台につき上限75,000円 ・貸切タクシー: 1日につき上限30,000円 ・三セク鉄道貸切列車: 上限35,000円 ○車両数に応じた補助等 ・バス: 1台当たり20万円 ・タクシー: 1台当たり5万円 ・三セク鉄道: 安全対策に係る経費(事業予算: 2億5,900万円)									
秋田県	秋田県	2	乗合バス事業維持 対策事業	乗合バスの車両数に応じた支援(コミュニティバス等を除く) (1台当たり20万円、事業予算: 8,740万円)		○							
秋田県	秋田県	1	新型コロナウイルス 感染拡大防止対策 地域交通支援事業	感染拡大防止対策経費の支援 (バス・三セク鉄道、補助率: 1/4、事業予算: 4,501万円)		○							
秋田県	秋田県	2	三セク鉄道誘客拡 大施設整備事業	三セク鉄道の利用回復に向けた車両トイレの洋式化等車両整備に対する支援 (事業予算: 2,463万円)		○							
秋田県	秋田県	1	旅客船感染拡大防 止対策事業	旅客船事業者が実施する遊覧船の感染拡大防止対策について国と協議助成 (補助率: 1/4)				○					
秋田県	秋田県	3	高速バスキャッ シュレス化推進事 業	高速バスの利便性向上及び利用拡大を図るため、交通系ICカードの導入に係る経費を助成 (補助率: 1/3)				○					
秋田県	秋田県	2	バス事業維持対策 交付金	貸切バス、高速バス等: 1台当たり20万円				○					
秋田県	秋田県	2	貸切バス利用促進 事業費補助金	貸切バスの利用を促進するため、貸切利用料を1/2まで助成。限度額: 1台1日当たり75千円				○					
秋田県	秋田県	2	タクシー事業維持・ 感染拡大防止対策 交付金	タクシー: 1台当たり5万円 国の活性化・継続事業の補助対象となったタクシー車両: 1台当たり最大2万5千円				○					
秋田県	秋田県	2	貸切タクシー利用 促進事業費補助金	貸切タクシーの利用を促進するため、時間制貸切運賃を1/2まで助成。限度額: 1台1日当たり30千円				○					
秋田県	秋田県	2	三セク鉄道イベント 観光列車整備事業	アフターコロナを見据えた利用促進を図るため、三セク鉄道事業者が地元自治体と一体となって実施する観光列車の車両改装に要する経費を助成(補助率: 1/4)					●				
秋田県	秋田県	2	冬季旅行商品造成 支援事業	県民向け冬季旅行商品の造成・販売を支援(バスによる送客補助あり: 1人当たり上限6千円)					●				
秋田県	秋田県	2	バス事業維持対策 交付金	○乗合バス コロナ禍の影響長期化に伴う生活バス路線維持費等補助金の減額相当額(事業予算: 41,848千円) ○貸切、高速バス、観光バス、コミュニティバス ・1台あたり20万円(事業予算: 69,400千円)					●				
秋田県	秋田県	2	タクシー事業維持 対策交付金	1台あたり5万円(事業予算: 63,400千円)					●				
秋田県	秋田県	2	県内空港県民利用 促進事業	県民の利用に係る運賃の一部をキャッシュバックするキャンペーン ・対象者: 秋田、大館能代空港の各路線を往復利用する県内居住者 ・助成額: 1往復あたり5,000円 ・対象期間: 令和4年1月上旬から2月28日まで(予定) (事業予算: 65,359千円)					●				
秋田県	秋田県	4	航空需要回復・新 規開拓事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ航空利用の速やかな回復を図るとともに、大館能代空港の3往復運航の定着に必要な新規の航空需要を開拓するため、利用促進策を重点的に実施する。								●	
秋田県	秋田県	4	フェリー航路活 性化・モーダルシ フト推進事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により利用が落ち込んだフェリー秋田航路の活性化を図るため、フェリーを活用した貨物輸送へのモーダルシフトやマイカー等による旅客利用を促進する。								●	
秋田県	秋田県	3	デジタルサイネ ージ設置実証試 験補助金	新型コロナウイルス感染症の影響による利用減からの転換を図るため、バス事業者が取り組むデジタルサイネージの設置運用にかかる実証を支援することにより、利用者の利便性向上を図る。 (補助率: 10/10)								●	
秋田県	秋田県	3	乗合バスキャッ シュレス化推進事 業	乗合バスの利便性向上及び利用拡大を図るため、交通系ICカードの導入に係る経費を助成する。 (補助率: 1/3)								●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費) の活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
秋田県	秋田県	3	バスローテーションシステム導入支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響による利用減からの転換を図るため、バスの運行状況等をリアルタイムで情報提供するバスローテーションシステムを乗合バスに導入するバス事業者を支援する。 (補助率:1/2)									●	
秋田県	秋田県	4	地域公共交通維持・活性化事業	コロナ禍により深刻化している乗務員等の不足や公共交通難れなどの課題の解消に向けた取組を実施する。 ・乗務員等の確保に向けたバス運転体験会や三セク鉄道を含む職場見学・体験会等の実施 ・地域公共交通の利用喚起を目的として実施予定の県・市町村・交通事業者等による合同キャンペーンのPR									●	
秋田県	秋田県	2	バス・タクシー利用促進事業	貨物バス・貨物タクシーの利用を促進するため、バス協会及びハイヤー協同組合が行う貸切利用料の半額助成に対して支援する。限度額:バス1台1日当たり75千円、タクシー1台1日当たり30千円									●	
秋田県	秋田県	2	三セク鉄道ウィズ・アフターコロナ対策事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者が減少している第三セクター鉄道事業者に対して、安全対策に係る経費の負担軽減を目的とした支援金を交付するとともに、県民等の利用促進に向けた支援を行う。 「三セク鉄道安全対策支援金」12,269千円 秋田内陸縦貫鉄道(株)10,186千円、由利高原鉄道(株)2,203千円 「貨物列車等利用促進事業費補助金」13,276千円 秋田内陸縦貫鉄道(株)10,421千円、由利高原鉄道(株)2,855千円									●	
秋田県	秋田県	2	三セク鉄道イベント観光列車整備事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者が減少している第三セクター鉄道事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えたイベント観光列車の車両改装に要する経費負担の軽減を目的とした補助金を交付する。 (補助率:10/10)										●
秋田県	秋田県	2	バス運行対策支援金	コロナ禍に加え燃料価格高騰の顕著な影響を受けているバス事業者の車両維持費の負担軽減を図る支援金を交付するとともに高速バスの燃料費のうち燃料高騰前との差額を補助する。 「維持支援金」70,000千円 200千円×登録車両台数(350台) 「運行支援金」41,255千円 運行1回あたりの燃料高騰分×運行回数										●
秋田県	秋田県	2	タクシー運行対策支援金	コロナ禍に加え燃料価格高騰の顕著な影響を受けているタクシー事業者の車両維持費の負担軽減を図る支援金を交付する。 50千円×登録車両台数(1,201台)										●
秋田県	秋田県	4	次世代タクシー導入促進事業費補助金	ユニバーサルデザインタクシー等であって、環境性能が高いものの導入費用の一部を助成する。 補助率:2/3(1台当たり2,000千円上限)										●
秋田県	秋田県	2	三セク鉄道安全対策支援金(燃料、保険料)	コロナ禍に加え燃料価格高騰の顕著な影響を受けている三セク鉄道事業者に対して、燃料費の掛かり増しなど経費負担の軽減を目的とした支援金を交付する。 秋田内陸縦貫鉄道(株)5,825千円、由利高原鉄道(株)2,689千円										●
秋田県	秋田県	2	三セク鉄道省エネ化改修事業費補助金	コロナ禍に加え燃料価格高騰の顕著な影響を受けている三セク鉄道事業者に対して、路盤改良等の軌道整備費への補助を行う。 秋田内陸縦貫鉄道(株)47,300千円、由利高原鉄道(株)84,000千円										●
秋田県	秋田県	3	乗合バスキャッチレス化推進事業費補助金	乗合バスの利便性向上及び利用拡大を図るため、バス事業者が行う交通系ICカードの導入に係る経費に対する助成 補助率:1/3										○
秋田県	秋田県	4	次世代タクシー導入促進事業費補助金	ユニバーサルデザインタクシー等であって、環境性能が高いものの導入費用の一部を助成する。 補助率:2/3(1台当たり2,000千円上限)										○
秋田県	秋田県	2	三セク鉄道省エネ化改修事業費補助金	コロナ禍に加え燃料価格高騰の顕著な影響を受けている三セク鉄道事業者に対して、路盤改良等の軌道整備費への補助を行う。 秋田内陸縦貫鉄道(株)264,415千円、由利高原鉄道(株)254,140千円										○
秋田県	秋田県	2	港湾運送事業者支援費補助金	燃料価格高騰などにより、厳しい経営状態が続く港湾運送事業者に対し、地域経済を支える物流を維持・確保することを目的として補助 ・港湾運送事業者が港湾荷役機械に使用した、軽油およびガソリンの価格高騰分 ※燃料価格高騰分単価(軽油:26.4円/リットル)(ガソリン:26.8円/リットル)										○
秋田県	能代市	2	能代市事業継続支援金	【対象者】 市内に主たる事業所を有する法人または住所を有する個人事業者で売上が前年同月と比べて20%以上減少している者 【金額】20万円 (事業予算:4億37万8千円(事務費を除く)と4億円)	○									
秋田県	能代市	2	能代市公共交通事業者車両維持支援金	新型コロナウイルス感染症により大きく影響を受けている公共交通運行事業者に対し、バス及びタクシーの車両維持費の一部を交付する。 ・交付対象:令和3年5月1日時点で能代市内の当社または営業所で保有し、運行を継続するバス車両(貸切バス、高速バスおよびリムジンバス)またはタクシー車両 ・交付額:300千円×登録車両台数					○					
秋田県	能代市	4	公共交通事業者車両維持支援事業費	コロナ禍からの経済回復期において、原油価格や物価高騰等により厳しい環境におかれている公共交通事業者への支援を継続する。 【補助対象者】 道路運送法4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行う事業者で、能代市内に本社または営業所があるもの。 【補助額】 高速バス・貸切バスは1台当たり200千円 タクシーは1台当たり50千円										●
秋田県	横手市	2	横手市経営持続化支援事業補助金	【要件】次の要件をすべて満たす者 ・市内に住所を有する個人事業主または市内に主たる事業所を有する法人 ※法人要件は、資本金の額または出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下であること。 ・2019年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続意思があること。 ・2020年1月から5月のいずれかの月の事業収入(売上)と前年同時期を比較した減少率が、20%以上50%未満であること。 ※売上減少額が16,667円以上であること。 ・2020年2月から5月のいずれかの月の事業収入(売上)と前年同時期を比較した売上減少率が、国の持続化給付金の給付対象要件(減少率50%以上)を満たしていないこと ・横手市中小企業等休業対応支援事業補助金の申請者でないこと 【金額】事業者20万円(事業予算:1億4,940万円)	○									
秋田県	横手市	2	横手市原油高騰対策運送事業者等支援事業	公共交通や物資の輸送等を行う事業者に対し、掛かり増し燃料費相当の一部を補助する。 タクシー事業者及び貨物自動車運送事業者1台あたり30千円、貨物自動車運送事業者(軽貨物)及び自動車運転代行事業者1台あたり20千円										●
秋田県	男鹿市	2	新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金	バス、タクシー:売上が前年同期に比べて15%以上減少(1事業者20万円を定額給付) (事業予算:4,000万円)	○									
秋田県	鹿角市	2	事業継続支援事業	タクシー:売上が前年同月比15%減かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月の売上が前年同月に比較し15%以上減少が見込まれること(1事業者30万円の使途自由の支援金) (事業予算:7,500万円)	○									
秋田県	鹿角市	2	地域公共交通維持確保対策事業	新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少している公共交通機関であるバス事業者とタクシー事業者の車両維持に要する経費を支援 バス事業者:車両1台につき20万円 タクシー事業者:車両1台につき10万円				●						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
秋田県	鹿角市	2	原油高騰対策公共 交通事業者支援金	コロナ禍での移動自粛による影響に加え、原油価格の高騰等で経営が厳しいタクシー事業者に対し、事業継続のため燃料購入費用の一部を支 援する。 タクシー1台当たり90千円								●	
秋田県	由利本荘市	2	由利本荘市新型コ ロナウイルス対策 支援金	タクシー事業者、運送代行事業者に20万円 (事業予算:2億5,000万円)	○								
秋田県	由利本荘市	2	地域公共交通利用 促進緊急対策事業	由利高原鉄道、路線バス、タクシー料金の割引補助				●					
秋田県	由利本荘市	3	地域公共交通利用 促進緊急対策事業 費補助金	・貸切列車料金の割引 割引率1/4 補助率10/10 ・リピーターチケット交付 割引額1枚当たり大人550円、小人250円 補助率10/10 ・利用促進事業(レストラン列車の運行、モニターツアーの実施など) 補助率10/10 ・ボックス座席着テーブル製作事業 補助率10/10 ・利用促進推進事務費 補助率1/2 ・補助限度額:予算の範囲								○	
秋田県	由利本荘市	3	地域公共交通利用 促進緊急対策事業 費補助金	回数券(普通回数券、セット回数券、とくと回数券)購入者の割引分を補助する。 ・割引率:1/2 ・補助率:10/10 ・補助限度額:予算の範囲								○	
秋田県	由利本荘市	3	地域公共交通利用 促進緊急対策事業 費補助金	タクシーを利用する乗客に対して、初乗り運賃500円分を割り引くため、市内に本社または営業所を有するタクシー事業所に対し、割引券を配布 し、割引分を補助する。 ・割引額:500円 ・補助率:10/10 ・補助限度額:予算の範囲								○	
秋田県	由利本荘市	3	三セク鉄道安全対 策交付金	鉄道収入等が大幅に減少する中においても安全・安心な運行が確保されるよう、安全対策に係る経費負担の軽減を目的とした交付金を交付す る。								○	
秋田県	湯上市	2	湯上市事業継続支 援金	【対象】市内に事業所を有する法人、個人事業者 【要件】 令和元年12月31日以前から事業収入を得ており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているが、今後も事業継続意思があること 【金額】 1 事業所10万円(複数事業所がある場合は20万円限度) (事業予算:1億3,000万円)	○								
秋田県	大仙市	2	大仙市経営維持臨 時給付金	【要件】 原則として、2019年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること 令和2年2月から4月のいずれかの月の売上高が昨年の同時期と比較して20%以上50%未満減少したこと 【金額】 1 事業所あたり20万円 ただし事業所を2以上有する場合は40万円 (事業予算:3億6,000万円)	○								
秋田県	北秋田市	2	事業継続支援金	【対象者】 タクシー業、運送代行業、貸切観光バス業 【要件】以下の要件をすべて満たすこと ・北秋田市に本店を有している中小企業又は北秋田市に住み登録をしている個人事業主 ・秋田県の緊急事態措置を受けた対象施設については、休業又は営業時間の短縮等の協力要請に応じた事業者。 令和2年4月1日以前から営業を開始し、申請時点においても続けていること。 【金額】 1 事業者につき20万円 (事業予算:1億1,900万円)	○								
秋田県	北秋田市	2	秋田内陸線利用促 進事業	【目的】 コロナ禍の影響により収益が大幅に落ち込んだ公共交通機関である秋田内陸線が、令和4年度のウイズ・アフターコロナの局面においても、持続 的に安定した運行ができるよう団体・個人客の利用促進に向けた取組みを秋田県と仙北市と協議し支援する。 【金額】 団体利用促進補助 貸切料金:70,000円×補助率 1/2×R元年度貸切実績数 180両×負担割合3/10 = 1,890,000円 ・個人利用促進補助 (1)ワンデーパス全線タイプ代金2,500円×R元年度実績2,819枚×負担割合3/10=2,114,250円 (2)ワンデーパスA・Bタイプ代金1,500円×R元年度実績4,995枚×負担割合3/10=2,247,750円 ※負担割合 県5/10 北秋田市3/10 仙北市2/10 ※総事業費のうちD欄(その他)1,252千円を一般財源対応 【対象者】 秋田内陸線鉄道株式会社							○		
秋田県	北秋田市	2	秋田内陸線安全対 策支援事業	【目的】 コロナ禍の影響により収益が大幅に落ち込んだ公共交通機関である秋田内陸線が、安全対策を適切に実施し、持続的に安定した運行ができるよ うに支援する。 【金額】 ・安全対策年間所要額 50,927,000円 × 算定率 4/10 × 負担割合 3/10 = 6,111,000円 ・安全対策年間所要額(50,927,000円)の内訳 1)施設、設備、車両等の修繕費 26,339,000円 2)本構造物、鉄道車両の保険料 9,210,000円 3)除雪費 15,378,000円 ※負担割合 県5/10 北秋田市3/10 仙北市2/10 ※総事業費のうちD欄(その他)1,221千円を一般財源対応 【対象者】 秋田内陸線鉄道株式会社							○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
秋田県	大館市	2	貸切バス利用促進支援事業	貸切バス利用促進として、市民が市内事業者の貸切バスを利用した際、利用料金の1/4を助成 1台当たり37,500円/回を上限、5回まで				○						
秋田県	大館市	2	高速バス利用促進支援事業	新型コロナウイルス感染症収束後における観光誘客の促進を図るため、事業者が実施する大館市の宣伝に関する事業(高速バスフルラッピング)の経費に対して1/2を補助				○						
秋田県	大館市	2	公共交通等維持支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、利用者が大幅に減少しているバス・タクシー・自動車運送代行の事業者に対し、事業継続の一助としていたため、補助金を交付。貸切バス車両及び高速バス車両1台あたり200千円、タクシー車両1台あたり50千円								●		
秋田県	大館市	2	貸切バス利用促進事業	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、利用者が大幅に減少した貸切バスの利用促進を図るため、割引助成に対する補助金を交付。 ※市民等が利用する貸切バス運賃の4分の1以内で、1台につき1日あたり37,500円を上限に交付								●		
秋田県	大館市	2	「大館の食タクシー」事業	タクシー事業者による飲食店のテイクアウト品配達サービス タクシーの配達料金を支援										
秋田県	大館市	2	「大館の食タクシー」事業	タクシー事業者による飲食店のテイクアウト品配達サービス タクシーの配達料金を支援								●		
秋田県	小坂町	2	大型高速バスフルラッピング事業	大型高速バスへ町観光PR広告のフルラッピングを実施		○								
秋田県	小坂町	1	路線バスICカード導入	路線バス運行へのICカード導入									○	
秋田県	上小阿仁村	2	公共交通機関(高速バス)利用助成事業	高速バス料金を助成		○								
秋田県	上小阿仁村	1	運輸・観光事業者支援事業	①村内路線バスについて新型コロナウイルス感染症予防対策に有用な非接触型決済手段である交通系ICカードが導入されることから、導入を支援し、費用の一部を補助することで、利用者の感染症予防効果が図られるとともに、原油価格高騰による影響を受けている村内路線バス事業者の負担軽減を図る。 ②補助金 ③1,478,000円(導入車両 3両分) ④村内路線バス事業者								●		
秋田県	美郷町	2	運送業等事業継続支援事業	燃料価格の急激な影響を受けている町内運送事業者等に対し支援金を給付する。 ①貨物自動車運送事業(トラック・運送事業) 大型トラック 100千円/台 中型トラック 87千円/台 小型トラック 40千円/台 その他普通自動車等 14千円/台 ②一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業) 大型バス 100千円/台 中型バス 57千円/台 小型バス 40千円/台 ③一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー・介護タクシー事業) タクシー 14千円/台 介護タクシー 14千円/台 ④自動車運送代行業 随伴用自動車 14千円/台									●	
秋田県	仙北市	2	タクシー事業者支援事業	・新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に事業収入が落ち込んでいるタクシー事業者に対して車両維持費の一部を助成する。 ・補助対象:市内タクシー事業者 ・対象経費:車両維持費の一部 ・補助率:1台あたりの年間維持費100,000円の1/2 ・予算総額:市内タクシー事業者車両所有台数27台×50,000円=1,350,000円※福祉車両を除く				○					○	
秋田県	仙北市	2	自動車運送代行事業者支援事業	・新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に事業収入が落ち込んでいる自動車代行事業者に対して車両維持費の一部を助成する。 ・補助対象:市内自動車運送代行事業者 ・対象経費:車両維持費の一部 ・補助率:1台あたりの年間維持費100,000円の1/2 ・予算総額:市内自動車運送代行事業者車両所有台数9台×50,000円=450,000円				○					○	
秋田県	三種町	2	運送等燃料高騰緊急支援金	①概要 燃料価格の急激な高騰に対し、町内運送事業者等が料金への価格転嫁などの必要な対策を進めるにあたり、掛かり増し燃料費の一部を緊急的に支援する。 ②対象者 町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主 ③要件 次のいずれかの事業に該当すること。 ・貨物自動車運送事業(一般貨物車・軽貨物車) ・一般旅客自動車運送事業(タクシー) ・自動車運送代行業(運送代行) ④助成額 価格転嫁を進めるまでの緊急支援として、事業用車両1台当たり、燃料費の掛かり増し3ヶ月分の3分の1相当として次の金額を申請区分に応じて支給する。 (1)走行距離(月間)【5千km未満】 ・軽貨物車タクシー運送代行 9,000円/台 ・一般貨物車(5,000km未満) 9,000円/台										○
秋田県	五城目町	2	中小企業事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症が町の経済に甚大な影響を及ぼし続けていることから、町内の商工業者へ事業継続のための支援金を支給した。 ◆法人事業主 @200,000円 ◆個人事業主 @100,000円	○									
秋田県	五城目町	2	中小企業事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症が町の経済に甚大な影響を及ぼし続けていることから、町内の商工業者へ事業継続のための支援金を支給した。 ◆法人事業主 @200,000円 ◆個人事業主 @100,000円									○	
山形県	山形県	2	地域生活交通事業者・路線維持対策事業	・バス・タクシー・貸切バス事業者等、スクールバス・通学定期券等のキャンセルを受けた事業者への支援(四月補正3000万円)	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	
					(R2・1次補正分の活用有無)	(R2・2次補正分の活用有無)	(R2・3次補正分の活用有無)	(R2・3次補正繰越分の活用有無)	(事業者支援分の活用有無)	(追加事業者支援分の活用有無)	(R3補正分)の活用有無	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
山形県	山形県	2	山形県地域間幹線系統確保維持費等補助金	・バス事業者 ・地域間幹線系統への補助について、概算払いが可能となるための規定に改正済									
山形県	山形県	2	地域生活交通事業者・路線維持対策事業費	○バス事業に対する支援 ①登録バス 登録車両1台につき 200千円(市内完結路線バスは市と連携した支援を実施) ②登録車両1台につき 100千円 ○タクシー・ハイヤー事業者に対する支援 タクシー・ハイヤー事業者の登録車両1台につき 50千円		○							
山形県	山形県	2	地域生活交通事業者・路線維持対策事業費	交通系ICカード導入支援(569,533千円) 新型コロナ等の感染症の拡大防止及び県内外の利用者の利便性の向上を図るため、バス事業者における交通系ICカード導入に係る経費を支援 ・山交バス、庄内交通 ・補助対象経費 交通系ICカード(全圖相互利用可能なもの)の利用を可能とするシステムの導入経費 ・補助率 概ね2/3		○							
山形県	山形県	2	地域交通総合対策事業費	地域連携ICカード導入支援(27,000千円) ○空港連絡バス ・山形空港シャトル、山形空港～山形駅(山交ハイヤー) 3,000千円×2台×補助率10/10=6,000千円 ・山形空港観光バス、山形空港～蔵山温泉(はながき観光バス) 3,000千円×1台×補助率10/10=3,000千円 ○フラワー長井線(山形鉄道) ・3,000千円×6両×補助率10/10=18,000千円					●				
山形県	山形県	2	地域交通総合対策事業費	バス・タクシー事業者に対する支援(171,750千円) コロナ禍における乗合バスや貸切バス、タクシー事業者の厳しい経営状況を踏まえ、地域の移動手段を確保するため、バス、タクシーの保有台数に応じた支援を実施 ・乗合バス 20万円/台 ・貸切バス 10万円/台 ・タクシー 5万円/台					●				
山形県	山形県	2	地域交通総合対策事業費	バス・タクシー事業者に対する支援(166,650千円) コロナ禍における乗合バスや貸切バス、タクシー事業者の厳しい経営状況を踏まえ、地域の移動手段を確保するため、バス、タクシーの保有台数に応じた支援を実施 ・乗合バス 20万円/台 ・貸切バス 10万円/台 ・タクシー 5万円/台						○			
山形県	山形県	4	山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金	原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援給付金 対象者: 県内の法人及び個人事業主 給付額: 法人10万円、個人事業主5万円 給付要件: 令和4年～9月のいずれかの売上げが、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して30%以上減少。 新型コロナウィルス感染症拡大防止対策の実施 今後の事業継続									●
山形県	山形県	4	山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金	運輸事業者の燃料価格高騰への支援 貨物運送事業者(運送・軽事業者除く) 6万円/台									●
山形県	山形県	4	令和4年度山形県地域公共交通事業者原油価格高騰等支援金	地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援 乗合バス 20万円/台 貸切バス 10万円/台 タクシー 5万円/台									●
山形県	新庄市	2	飲食店等応援給付金事業	事業内容: 経済的影響が特に大きい業種の事業者に給付金を支給する事業 対象者: 飲食店、旅行業、タクシー・運転代行業、貸切バス、宿泊業を営む者 給付額: ①飲食店、旅行業 1店舗につき15万円 ※配達・持ち帰りサービスを行う飲食店は3万円加算 ②宿泊業 定員1名につき1万円 ③タクシー、貸し切りバス、運転代行業 営業車両1台につき5万円 実績: ○申請件数: 356件 ○事業費: 710,028,145円(給付額: 70,940,000円、事務費: 88,145円) 給付額内訳 旅館・ホテル: 12事業者/10,710,000円 飲食店、旅行業: 326事業者/51,000,000円 テイクアウト・デリバリー加算: 156事業者/4,680,000円 タクシー業・貸切バス業・運転代行業: 18事業者/4,550,000円		○							
山形県	新庄市	2	飲食店等緊急支援給付金事業	事業内容: 首都圏に緊急事態宣言が再度発令されたことを踏まえ、経済的影響が特に大きい業種の事業者に給付金を支給する事業 対象者: 飲食店、旅行業、タクシー・運転代行業、貸切バス、宿泊業を営む者 給付額: ①飲食店、旅行業 1店舗につき 10万円 ②タクシー・運転代行業 1台につき 3万円 ③貸切バス 1台につき 5万円 ④宿泊業 定員1名につき 1万円 実績: ○申請件数: 324件 ○事業費: 41,914,538円(給付額: 41,860,000円、事務費: 54,538円) 給付額内訳 ①飲食店、旅行業: 301事業者/31,800,000円 ②タクシー・運転代行業: 14事業者/1,770,000円 ③貸切バス: 3事業者/1,150,000円 ④宿泊業: 12事業者/7,140,000円									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
山形県	新庄市	2	新型コロナ感染拡大影響事業者緊急支援給付金給付事業	事業内容:県内での新型コロナウイルス感染症の急速な拡大による経済的な影響が大きい業種の市内事業者に対し、市として独自に給付金を支給するもの。 対象:新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から5月の売り上げが前年同月比で20%以上減少する希で、貸切バス業、旅行業者、宴会会場等を有する飲食店、賃貸借料を支払い営業する飲食店、飲食店等の売上減少により同様に売上減少した卸売・小売業者のいずれかの業種に該当する中小企業者及び個人事業者 給付額:(飲食料品卸売業者)1事業者あたり:200,000円 (宴会会場等を有する飲食店)50㎡以上100㎡未満の宴会場を有する飲食店1店舗あたり:100,000円 100㎡以上の宴会場を有する飲食店1店舗あたり:200,000円 (賃貸借料を支払い営業する飲食店)1店舗あたり:100,000円 (貸切バス業)1事業者あたり:営業台数×50,000円 (旅行業者)1事業者あたり:200,000円 実績: ○申請件数:167件 ○事業費:21,271,539円(給付額:21,150,000円+事務費:121,539円) 給付額内訳: (飲食料品卸売業者)13件×200,000円=2,600,000円 (50㎡以上100㎡未満の宴会場を有する飲食店)27件×100,000円=2,700,000円 (100㎡以上の宴会場を有する飲食店)19件×200,000円=3,800,000円 (賃貸借料を支払い営業する飲食店)129件×100,000円=12,900,000円 (貸切バス業)19台(2事業者)×50,000円=950,000円 (旅行業者)4件×200,000円=800,000円 ※対象となる事業者の申請漏れを防止し、支援を受けられるようにするため申請締め切りを令和3年8月31日(火)→10月29日(金)に延長し、事業終了				●					
山形県	鶴岡市	2	新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等緊急支援事業	○新型コロナウイルス感染症の影響を受けている交通事業者等に対し、緊急的に給付金を支給し、事業の継続を支援する。(7,525千円) ①タクシー(10人以下乗り車両)20千円/1台 ②バス(11人以上乗り車両)55千円/1台 ③運転代行随伴車15千円/1台	○								
山形県	鶴岡市	1	新型コロナウイルス感染症対策貸切代行・宅配サービス支援事業	タクシー事業者が行う救済事業を市民が利用した際の料金に対して1運行当たり最大1,500円の補助金を事業者に対して交付するもの。 コロナ禍で外出に不安を覚える市民を支援する。(7,535千円)				○					
山形県	鶴岡市	2	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通維持対策事業	○新型コロナウイルス感染症流行下でも住民の生活を支える交通サービスを維持し続けている公共交通事業者を山形県9月補正と一部協議して支援し、地域における輸送力の維持を図る。(19,500千円) ①路線バス 自治体間20万、市内完結30万・代行2万/台 ②貸切バス・タクシー30万/社									
山形県	鶴岡市	1	新型コロナウイルス感染症対策貸切代行・宅配サービス支援事業	タクシー事業者が行う救済事業を市民が利用した際の料金に対して1運行当たり最大2,000円の補助金を事業者に対して交付するもの。 コロナ禍で外出に不安を覚える市民を支援する。(3,000千円)				●					
山形県	鶴岡市	2	新型コロナウイルス感染症対策地域生活交通事業者等支援事業	○交通事業者の経営状況は第5波によって影響を受け、一層厳しい状況が続いていることを受け県と協議し、県の1/2を支援するもの(15,650千円) ・路線バス1台につき 10万円/台 ・貸切バス1台につき 5万円/台 ・タクシー1台につき 2.5万円/台 ・代行随伴車1台につき1.5万円/台									
山形県	鶴岡市	1	新型コロナウイルス感染症対策貸切代行・宅配サービス支援事業	タクシー事業者が行う救済事業を市民が利用した際の料金に対して1運行当たり最大2,000円の補助金を事業者に対して交付するもの。 コロナ禍で外出に不安を覚える市民を支援する。(1,560千円)								○	
山形県	鶴岡市	2	新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等支援事業	○新型コロナウイルス感染症第6波と原油高騰を受け、厳しい状況におかれている交通事業者を支援するもの(31,180千円) ・路線バス1台につき 20万円×81台=16,200千円 ・貸切バス1台につき 10万円×70台=7,000千円 ・タクシー1台につき 5万円×120台=6,000千円 ・代行随伴車1台につき 3万円×66台=1,980千円									
山形県	長井市	2	長井市飲食店等の店舗等賃料支援金	長井市内において店舗等を賃借していて新型コロナウイルスの影響により売上げが減少している タクシー及び運転代行業 ・令和2年3月～6月のうち任意の月(事業者が決めた月)の売上げが前年の同じ月と比較して25%以上減少している場合 ・25%以上50%未満 月額賃料等×1/4×4ヶ月 上限10万円 ・50%以上 月額賃料等×1/2×4ヶ月 上限20万円	○	○							
山形県	長井市	1	新生活様式対応支援事業費補助金(ワイドライン対応型)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者を支援するもので、新しい生活様式に対応した取り組みを実施する事業者を支援 道路旅客運送業※従業員数20人以下 【補助率】10/10以内 【補助額】2万円～20万円 ※衛生用品費は、4万円を上限。 飛沫対策設備(仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等)、換気設備(換気扇、空気清浄機等)、衛生設備(非接触型の手洗い、トイレット設備等)、その他事業遂行に必要な装置等 衛生用品(コウロク、フェースシールド、消毒液等)の購入費 ※マスク除く									
山形県	山形市	2	山形市生活基盤支援・企業支援緊急対策	タクシー・代行1事業者あたり10万円に1台あたり1万円を加算(上限40万円) バス、山形県バス対策協議会で生活バス路線に認定されたバス路線のうち、要件に当てはまる路線の赤字分について補助(赤字分への補助は毎年行っているが、交付時期を例年よりも前倒して行) 貸切バス:1事業者あたり10万円に1台あたり3万円を加算(上限40万円)	○								
山形県	山形市	2	路線バス事業者支援給付金	・補助対象事業者:道路運送法第4条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営む山交バス株式会社 ・給付金額:給付対象車両のうち山形市内完結路線を運行すると算定した車両台数に10万円を乗じて得た額とする。 ・予算総額:3,800千円									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・2次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の 活用 の有無)	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用した ものに○ 1/31まで申請した ものに●	
山形県	山形市	2	タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援給付金	・補助対象事業者 (1) タクシー事業者又は自動車運転代行業者であって、次のアからエまでのいずれにも該当するもの ア 法人にあつては、令和4年6月1日時点において本社の所在地が市内にある者 イ 令和4年6月1日時点において市内に営業所を置く者 ウ 登録車両を1台以上保有する者 エ 給付金の給付申請日以後において、事業の経営を継続する予定である者 (2) タクシー事業者かつ自動車運転代行業者であつて、それぞれの事業が前号アからエまでのいずれにも該当するもの (3) 自動車運転代行業者であつて、次のアからエまでのいずれにも該当するもの ア 法人にあつては、令和4年6月1日時点において本社の所在地が市内にある者 イ 令和4年6月1日時点において市内に営業所を置く者 ウ 給付金の給付申請日以後において、事業の経営を継続する予定である者 エ 自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき山形県公安委員会に対し損害賠償措置に関する変更の届出を行い令和4年6月1日時点において営業を休止している者であつて、同項の規定に基づき山形県公安委員会に対し損害賠償措置に関する変更の届出を行い第6条第2項に規定する申請書の提出期間内に営業を再開したもの ・給付金額: 次の各号の規定により令和4年6月1日時点で市内に所在する営業所(以下「給付対象営業所」という。)ごとに設定した額の合計額とし、1給付対象営業所につき40万円を限度とする。 (1) 1給付対象営業所当たり10万円 (2) 給付対象営業所の登録車両1台につき1万円 ・予算総額: 15,790千円									●	
山形県	山形市	4	コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策	運送事業者支援給付金給付事業 一般貨物事業者運送事業者(特定・霊柩含む) 3万円/台 貨物軽自動車運送事業者 1万円/台										
山形県	山形市	4	コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策	一般貸切旅客自動車運送事業者支援給付金給付事業 市内に営業所を有する貸切事業者 10万円/台										
山形県	酒田市	2	新型コロナウイルス感染症対策旅行業等応援補助金	令和2年4月1日以前に開業し、市内に事業所を置く貸切バス事業者 営業車両1台当たり大型車25万円、中型車及び小型車15万円 限度額 貸切バス業: 上限250万円	○	○								
山形県	酒田市	2	新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等緊急応援補助金	バス・タクシー・運転代行事業者に対する支援(14,058千円) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、業況に影響を受けているバス、タクシー、運転代行事業者に対して保有台数に応じた支援を実施 ・乗合バス 10万円/台 ・貸切バス 3万円/台 ・タクシー 2万5千円/台 ・運転代行 7万5千円/台							○			
山形県	酒田市	2	新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等運行継続補助金	バス・タクシー・運転代行事業者に対する支援(14,000千円) 新型コロナウイルス感染症に加え、燃料価格の高騰の影響を受けている地域交通を持続可能なものとするため、バス、タクシー、運転代行事業者に対して保有台数に応じた支援を実施 ・乗合バス 10万円/台 ・貸切バス 3万円/台 ・タクシー 3万円/台 ・運転代行 8万円/台								○		
山形県	米沢市	2	緊急事業継続給付金事業(追加分)	タクシー業、貸切バス業、自動車運転代行業、旅行業、旅行業者代理業の事業者に対し、事業継続に必要な固定費などの一部を給付 ・タクシー業、貸切バス業、自動車運転代行業: 保有車両台数に応じて10万円~20万円 ・旅行業、旅行業者代理業: 一律10万円	○									
山形県	米沢市	2	地域生活交通事業者(バス・タクシー)緊急支援事業	山形県と協議し、地域生活交通事業者の保有車両台数に応じて支援 ・高速バス(乗合バス) 10万円/台 ・貸切バス 3万円/台 ・タクシー・福祉タクシー 2万5千円/台						○				
山形県	米沢市	2	地域生活交通事業者原油価格高騰対策支援金	山形県と協議し、地域生活交通事業者の保有台数に応じて支援(燃料費高騰分も加味して支援)(5,110千円) ・乗合バス 10万円/台 ・貸切バス 3万円/台 ・タクシー 2万5千円/台										
山形県	寒河江市	2	寒河江市緊急経営継続支援金	新型コロナウイルスの影響で、令和2年3月以降のいずれか1か月の売上高が前年同月比で15%以上減少した事業所に、支援金を給付。タクシー、貸切バス事業者、運転代行業者等も対象。(申請期間: 令和2年5月~7月) 1事業者あたり 25万円~250万円										
山形県	寒河江市	2	緊急経営持続化給付金	新型コロナウイルスの影響で、令和2年9月~令和3年1月のいずれか1か月の売上高が前年同月比で30%以上減少した事業所に支援金を給付。タクシー、貸切バス事業者、運転代行業者等も対象。 1事業者あたり 20万円 複数店舗を経営している事業者 40万円										
山形県	寒河江市	2	事業継続給付金	新型コロナウイルスの影響で、令和3年2月、3月、4月のいずれかの売上が、前年同月比で30%以上減少した事業所に支援金を給付。タクシー、貸切バス事業者、運転代行業者等も対象。 1事業者あたり 20万円(業種によって加算額あり) 【加算額】 タクシー業: 保有車両台数1台あたり5万円 運転代行業: 保有車両台数1台あたり4万円 貸切バス業: 保有車両台数1台あたり大型は25万円、中型以下は15万円を加算										
山形県	寒河江市	2	事業継続緊急一時支援金	新型コロナウイルスの影響で、令和4年1月又は2月の売上が、前年同月比で20%以上減少した事業所に支援金を給付。タクシー、貸切バス事業者、運転代行業者等も対象。 1事業者あたり 15万円(業種によって加算額あり) 【加算額】 タクシー業: 保有車両台数1台あたり3万円 運転代行業: 保有車両台数1台あたり2万円 貸切バス業: 保有車両台数1台あたり大型は13万円、中型以下は8万円を加算										
山形県	寒河江市	2	燃油価格高騰支援給付事業	交通事業者に対する支援(各事業者の保有台数に応じた支援を実施) 予算額 2,600千円 ・貸切バス 50,000円/台 ・タクシー 30,000円/台 ・運転代行車 30,000円/台									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用した ものに○ 1/31まで申請した ものに●	
山形県	東根市	2	事業継続支援事業	バス・タクシー・運転代行事業者に対する支援 コロナ禍における貸切バスやタクシー、運転代行事業者の厳しい経営状況を踏まえ保有台数に応じた支援を実施(15,220千円) ・タクシー 1万円/台 ・運転代行 5万円/台 ・貸し切りバス 3万円/台	○									
山形県	東根市	2	商工業振興事業 (緊急経営支援給 付金)	感染拡大の影響により売上が減少し、経営に著しく影響を受けた事業者に対する支援 事業者の事業継続のための給付金を支給(38,500千円) (対象事業者にバス・タクシー事業者を含む。) ・法人 200千円 ・個人事業主 100千円					●					
山形県	東根市	2	緊急経済対策事業 (観光・文化スポ ーツ経営支援)	(通常分交付金) バス・タクシー・運転代行事業者に対する支援 コロナ禍における貸切バスやタクシー、運転代行事業者の厳しい経営状況を踏まえ保有台数に応じた支援を実施(5,940千円) ・タクシー 50千円/台 ・運転代行 50千円/台 ・貸し切りバス 100千円/台						●				
山形県	東根市	2	東根市燃料費高騰 対策等事業継続支 援金	以下のいずれかを選択(193,860千円) ①燃料費高騰に対する支援 個人事業主や中小企業に対し、令和4年1月～6月における「ガソリン・軽油」「灯油」「電気」料金を計算式に当てはめ計算した額を支給 個人事業主は10万円、法人は年間売上高に応じて10万円～30万円を上限として支給 ②運輸関連事業者に対する支援 一般貨物運送・貸切バス・タクシー・代行事業者に対し、車両の保有台数に応じて支援金を支給 大型トラック…3万円/台 中型以下…2万円/台 貸切バス…3万円/台 タクシー・代行…2万円/台									●	
山形県	尾花沢市	2	事業持続化応援支 援金	バス・タクシー事業者・旅行事業者に対する支援(2,890千円) 乗合バスや貸切バス、タクシー事業者などに旅行業・旅館業等を加えた事業者へ、コロナ禍における厳しい経営状況を踏まえ、地域の移動手段の確保、観光業の維持のため規模に応じた支援を実施 ・乗合バス 10万円+3万円/従業員1人当たり(上限40万円) ・貸切バス 10万円+3万円/従業員1人当たり(上限40万円) ・タクシー 10万円+3万円/台(上限40万円)	○									
山形県	尾花沢市	2	第2弾 事業持続 化応援支援金	バス・タクシー事業者・旅行事業者に対する支援(1,610千円) 乗合バスや貸切バス、タクシー事業者などに旅行業・旅館業等を加えた事業者へ、コロナ禍における厳しい経営状況を踏まえ、地域の移動手段の確保、観光業の維持のため規模に応じた支援を実施 ・乗合バス 10万円+3万円/従業員1人当たり(上限40万円) ・貸切バス 10万円+3万円/従業員1人当たり(上限40万円) ・タクシー 10万円+3万円/台(上限40万円)			○							
山形県	尾花沢市	2	事業持続化支援金 (タクシー業、観光 バス)	バス・タクシー事業者に対する支援(1,200千円) コロナ禍の影響により、燃料高騰などで苦むタクシー・バス事業者等へ規模に応じた支援を実施 ・乗合バス 10万円+3万円/台(上限40万円) ・貸切バス 10万円+3万円/台(上限40万円) ・タクシー 10万円+3万円/台(上限40万円)				○						
山形県	河北町	2	令和2年度河北町 交通事業者等支援 金	タクシー事業者・貸切バス運行事業者・自動車運転代行事業者に対する支援 新型コロナウイルス感染症の影響下で営業を継続している交通事業者等に対し、事業の継続を支援するために支援金を交付する(6,120千円) ・タクシー 5万円/台 ・バス(中型以下も含む) 8万円/台 ・運転代行業随伴車 3万円/台	○	○								
山形県	小国町	2	小国町タクシー・ハ イヤー事業維持対 策支援金	タクシー・ハイヤー事業者に対する支援 (令和2年12月実施時 500千円 令和3年10月実施時 250千円) コロナ禍におけるタクシー・ハイヤー事業者の厳しい経営状況を踏まえ、地域の移動手段を確保するため、タクシーの保有台数に応じた支援を実施 ・タクシー 10万円/台(令和2年12月実施時) 5万円/台(令和3年10月実施時)				○		●				
山形県	庄内町	2	交通機関応援事業	補助金(バス事業者)200千円/台×2台/路線×2路線=800千円 (1,000千円)		○								
山形県	天童市	2	中小企業者(観光 業等)緊急経営支 援給付金事業	新型コロナウイルスの影響で令和3年1月から3月のいずれかの月の売上が、平成31年若しくは令和2年同月と比べて20%以上減少した事業 者に対する支援。タクシー、観光バス、運転代行業等も対象。 1事業者あたり 200千円			○							
山形県	白鷹町	2	令和4年度白鷹町 運送事業者等支援 給付金	燃料費高騰等により、厳しい経営状況におかれている事業者を支援(8,000千円) タクシー2. 5万円/台。運転代行業2. 5万円/台								●		
山形県	南陽市	2	タクシー・運転代 行業等支援給付金	観光客等の減少により打撃を受けているタクシー・運転代行業者、貸切バス事業者への支援金(1,950千円) (令和2年3月又は4月の売上げが前年同期と比較して20パーセント以上減少している事業者対象) ・市内タクシー及び運転代行業13社の登録車両1台目3万円に2台目以降1台当たり2万円を加えた合計額又は100千円のいずれか低い額 ・貸切バス業の社員1人目30千円に2人目以降1人当たり20千円を加えた合計額又は100千円のいずれか低い額	○									
山形県	南陽市	2	観光業・飲食業等 緊急経営支援給付 金	令和3年2月、3月、4月又は5月の売上減少額が、前年又は前々年の同月と比較して20%以上の事業者で、本給付金受給以降も事業継続の意思 があり、新型コロナウイルス感染症予防対策を実施している事業者への支援(2,160千円) ・貸切バス業240,000円・登録車両1台目100千円+2台目以降1台当たり20千円 ・タクシー・運転代行業1,920,000円・登録車両1台目100千円+2台目以降1台当たり20千円					○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
山形県	南陽市	2	道路貨物運送事業者、地域交通事業者等緊急経営支援事業	市内に事業所があり、市内で道路貨物運送業(トラック運送業)、貸切バス業、タクシー業又は運転代行業を営む事業者(中小企業者、個人事業主)で、本給付金受給以降も事業継続の意思がある事業者(6,930千円) ・道路貨物運送業:登録車両1台目50千円・2台目以降20千円/台 ・貸切バス業:登録車両1台目50千円・2台目以降30千円/台 ・タクシー業、運転代行業:登録車両1台目50千円・2台目以降20千円/台								●	
山形県	朝日町	1	地域公共交通使用車両感染防止対策事業	地域公共交通使用車両の感染症予防対策(シート間仕切り、消毒液設置台取付、自動アルコール噴霧器及び設置金具の設置) ・デマンドタクシー34,000円/6台 ・山形直行バス 40,000円/2台 ・寒河江直行バス 40,000円/1台	○								
福島県	福島県	2	地域公共交通運行継続緊急支援金	コロナの影響下において運行を維持した公共交通事業者に対して支援 ・三セク鉄道4者に対し沿線自治体と協議支援 予算180,000千円 ・乗合バス4者に対し支援 予算143,000千円		○							
福島県	福島県	1	公共交通新型コロナウイルス感染症対策事業	公共交通事業者が取り組む感染防止対策に係る経費を補助 ・補助率:1/2以内 上限4,500千円 ・補助対象:路線バス事業者、三セク鉄道事業者 ・予算 27,000千円		○							
福島県	福島県	1	地域公共交通感染防止対策拡充事業	上記事業の対象を拡充して支援 ・高速バス事業者 補助率1/2 上限4,500千円 予算 22,500千円 ・タクシー事業者 補助額上限 10千円/1台 予算23,730千円		○							
福島県	福島県	2	地域公共交通運行継続緊急支援金	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用者や収入が減少し、地域公共交通の運行継続が困難な状況になっていることから、運行に係る経費を継続的に支援する。 ・第三セクター鉄道等運行継続緊急支援事業 予算額287,000千円 補助先:第三セクター鉄道事業者及び福島交通(株) 補助率:定額又は1/3 ・乗合バス運行継続緊急支援事業 予算額277,879千円 補助先:県内バス事業者(広域バス路線、県内乗降可の高速バス路線) 補助率:広域バス路線事業者1/2、高速バス事業者300千円/台					●				
福島県	福島県	2	地域公共交通運行継続緊急支援金	新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、その影響が拡大している現状を踏まえ、高速バスの県外路線、貸切バス、タクシーを対象に追加し、車両維持経費の一部を緊急的に支援する。 ・乗合バス運行継続緊急支援事業 予算額 133,212千円 補助先:①県内に営業所を置く高速バス事業者(県外の高速バス路線を追加) ②県内に営業所を置く貸切バス事業者 補助率:①高速バス事業者 定額 200千円/台 ②貸切バス事業者 定額 100千円/台 ・タクシー事業者運行継続緊急支援事業 予算額 118,850千円 補助先:県内に本社を置くタクシー事業者 補助率:定額 50千円/台						●			
福島県	福島県	4. その他		・事業概要 福島県まん延防止等重点措置等(以下、本措置)に伴う飲食店の時短営業や新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上の減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金第4弾) ・交付対象事業者 本措置に基づく要請に伴い、 ①飲食店の時短営業により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等 ②新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等 ・交付額 一律20万円(法人・個人事業主の区分なし)							●		
福島県	福島県	2	地域公共交通等運行継続緊急支援金	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用者や収入が減少していることに加え、燃料価格の高騰により地域公共交通の事業継続が困難な状況になっていることから、交通・運輸事業者の事業継続を維持する。 ・地域公共交通等運行継続緊急支援事業 予算額 1,178,548千円 補助先:県内に本社又は営業所を置く地域公共交通事業者及び運送事業者 補助率:①路線(高速)バス事業者 定額 200千円/台 ②貸切バス事業者 定額 100千円/台 ③タクシー事業者 定額 50千円/台 ④運転代行事業者 定額 15千円/台 ⑤トラック事業者 定額 20千円/台									●
福島県	会津若松市	2	地域交通事業者緊急支援金	路線バス:令和2年3~6月の実車走行分の車両維持費を支援。 タクシー:令和2年3~6月の車両維持費として1台あたり約3万円を支援。 貸切バス:令和2年3~6月の車両維持費として1台あたり約8万円を支援 ・予算:23,185千円		○							
福島県	会津若松市	2	地域交通事業者緊急支援金	・三セク鉄道2者 ・利用者減少に応じた減便を行わずに運行したことによる経費 ・予算額:33,077千円		○							
福島県	会津若松市	3	新しい生活様式に対応した公共交通の利用環境構築事業	・会津SamuraiMaaSプロジェクト協議会:密回避を目的としたMaaS事業(車内混雑情報、運休情報、店舗・観光施設混雑情報を反映できる基盤を構築し情報提供等を実施する事業)を支援。 ・予算:10,000千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
福島県	会津若松市	2	地域交通事業者緊急支援金(車両維持対策)	新型コロナウイルス感染症対策等の影響を受け、令和3年度の売上が令和元年度と比較して30%以上減少した交通事業者に対して、車両維持対策として車検費用等の一部を支援する。 ○補助対象経費 ・路線バス:走行キロ分の車両維持費等を支援 ・タクシー:車検費用等相当額(120千円) ・貸切バス:車検費用等相当額(210千円) ○補助率:1/2(50%以上減少)又は1/3(30%以上減少) ○予算:18,567千円					●				
福島県	会津若松市	2	地域交通事業者緊急支援金(燃料費高騰対策)	燃油高騰により運行経費が増大している交通事業者に対して、燃料の購入量に応じて支援する。 ○補助対象:令和4年1月~12月の四半期毎のガソリン・軽油購入量 ○補助率:10/10 ・貸切バス、タクシー:令和元年度の福島県平均小売価格と令和4年1月~12月の同価格の差額×購入量 ・路線バス:走行キロ分の燃料費の価格上昇分(令和元年度と令和4年1月~12月を比較) ○予算:13,376千円					●				
福島県	会津若松市	2	地域交通事業者緊急支援金(原油価格・物高騰対応分)	新型コロナウイルス感染症対策や燃料費高騰等の影響を受けている第三セクター鉄道事業者に対して、物価高騰対策として、県や沿線自治体と協議して支援する。 ○補助対象 ・経営改善計画(3カ年計画)に掲げる支出計画と令和4年度の支出見込額の差額相当額 ○補助率:10/10 ○予算:5,972千円						●			
福島県	郡山市	1	公共交通安全安心利用事業補助金	事業の概要:車内の消毒や運転手の防護等、新型コロナウイルス感染症防止対策に要する費用の2/3を補助。 ・路線バス事業者(高速バスを除く):保有1台あたり3万円を上限(1法人300万円を上限)。 ・タクシー事業者:1台あたり1万5千円を上限。 ・予算:11,390千円	○								
福島県	郡山市	2	令和4年度公共交通運行支援事業給付金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、旅客需要が減少すると同時に急激な原油価格高騰により厳しい経営環境にある路線バス事業者及びタクシー事業者に対し、事業継続に必要な経費の一部を給付金として交付する。 乗合バス事業者:車両1台当たり 70千円 タクシー事業者:車両1台当たり 20千円 予算:22,000千円								○	
福島県	二本松市	2	令和2年度新型コロナウイルス感染症対策経費持続化支援金	支援金の交付を申請する日の属する月の前2カ月の売上高等が前年同期と比べて20%以上減少している市内中小事業者:1店舗あたり支援金10万円。 家賃支援1カ月分の家賃×1/2×カ月分(5万円を限度) 予算額:2億8,050万円の内数	○								
福島県	南相馬市	2	南相馬市飲食店等維持補助金	市内バス(乗合、貸切)、タクシー事業者:1事業所あたり20万円(上限60万円)。予算額6628.1万円	○								
福島県	南相馬市	2	事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少(前年同月と比較し30%以上)した市内の事業者に対し、令和3年1月から4月のうち最も売上の減少率が大きい月の減少率と従業員数に応じ10万円から50万円を交付。			○						
福島県	南相馬市	2	売り上げの減少した中小事業者に対する一時金交付事業	市内飲食店と直接または間接の取引のある事業者や、外出自粛により直接的な影響を受けた事業者(旅客運送事業者含む)等に対し、1事業所20万円を交付。ただし、県飲食店協力金の対象事業者は除く。 (交付条件) 令和3年7月の売上高が、前年同月もしくは、前年同月と比較して30%以上減少していること。 (令和2年7月以降の創業は、令和3年7月の売上高が、令和3年5月もしくは6月と比較して30%以上減少していること。)				●					
福島県	三春町	2	中小事業者支援給付金	令和2年2月分から同年5月分までのいずれかひと月において、売上高等が前年同月比30%以上減少している町内中小事業者(業種の縛り無し):1事業者10万円。 予算額:3,960万円	○								
福島県	南会津町	2	商業等持続化緊急対策事業補助金	・タクシー:店舗等に係る月額賃借料のうち、1/2に相当する額を給付(最大3ヶ月分・上限額10万円) 予算額:900万円	○								
福島県	南会津町	2	会津・野岩鉄道運行維持支援事業	安全安心な公共交通機関の継続的な運行のため運行維持に係る経費について支援 補助対象:第三セクター鉄道事業者2者 予算:21,310千円(R2年度)		○							
福島県	南会津町	2	会津・野岩鉄道運行維持支援事業	安全安心な公共交通機関の継続的な運行のため運行維持に係る経費について支援 補助対象:第三セクター鉄道事業者2者 予算:27,168千円(R3年度)					●				
福島県	南会津町	2	会津・野岩鉄道運行維持支援事業	安全安心な公共交通機関の継続的な運行のため運行維持に係る経費について支援 補助対象:第三セクター鉄道事業者2者 予算:3,678千円(R4年度)								○	
福島県	南会津町	2	デマンドタクシー運行事業者支援事業	コロナ禍における原油価格・物価高騰対策として、経営に打撃を受けているデマンドタクシー運行事業者を対象に、燃料性能が優れた車両の導入に係る費用を半額補助 補助対象事業者:町内デマンドタクシー運行事業者3社 上限額:1社6,000千円 予算:18,000千円								●	
福島県	南会津町	2	原油価格等高騰対策事業	原油価格及び光熱費の高騰の影響を受ける町内の中小企業者等に対し、事業の継続と雇用の確保を支援することを目的として、燃料費、電気料金、ガス料金の一部を助成する 補助対象事業者:町内に事業所等を有する中小企業者等 補助対象経費:令和4年4月から9月の間の任意の連続する3ヶ月に、町内の事業所等において業務を行う上で使用した全ての燃料費の合計 補助金額:対象月毎ながら、前年度比較月合計を差し引いた金額が10万円以上になる場合に限る。差額の3分の1を補助 上限額:30万円(複数の対象事業所を運営している場合は50万円) 予算30,000千円									○
福島県	福島市	2	地域公共交通支援事業	タクシー・貸切バス事業者 車両等維持等に係る費用の一部を補助 1台30千円 予算:16,280千円	○								
福島県	福島市	2	地域公共交通支援事業	コロナの影響下において運行を維持した民間鉄道事業者2者に対して、運行維持に要した経費、利用促進にかかる経費について支援 予算:49,239千円		○							
福島県	福島市	2	バス路線運行維持事業	コロナの影響下において運行を維持した路線バス事業者に対して支援 予算:197,469千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
福島県	福島市	2	地域公共交通支援	地域公共交通事業者の事業継続を支援 ・補助対象事業者:市内路線バス事業者 ・補助対象経費:R2.10~R3.9経常費用×(1-R2.10~R3.9経常収益/H30.10~R1.9経常収益) ※バス会計年度により計算 ・補助額:未確定				●					
福島県	福島市	2	地域公共交通支援 事業	・路線バス事業者に対する運行支援(当初予算:214,000千円) ・地域鉄道事業者に対する運行支援(9月補正予算:44,038千円)						○			
福島県	いわき市	1	交通事業者感染症 対策支援金	市民の日常生活を支える市内の交通事業者(乗合・貸切・乗用事業者)に対し、新型コロナウイルス感染症防止対策として実施する車両の消毒等に係る費用について支援 バス車両:1台 30千円 タクシー車両:1台 15千円 予算:19,320千円		○	○						
福島県	いわき市	3	いわき版MaaS推 進事業	(1)観光MaaSプロジェクト 市内の観光スポット間を運行する乗合ジャンボタクシーをICT化、キャッシュレス、電子クーポン等で観光・商業施設等と連携するシステム構築する事業を支援 (2)タクシー配車&おつかいタクシーMaaSプロジェクト おつかいタクシーの配車予約とおつかいオーダーを一元管理するシステムを構築、運行する事業を支援 予算:19,399千円		○	○						
福島県	いわき市	2	交通事業者 車両維持支援金	市民の日常生活及び社会生活を支える市内の交通事業者(乗合・貸切・乗用事業者)に対し車両維持に係る費用の一部を支援 バス車両:1台 70千円 タクシー車両:1台 35千円 予算:29,000千円		○	○						
福島県	いわき市	2	交通事業者 車両維持支援金	市民の日常生活及び社会生活を支える市内の交通事業者(乗合・貸切・乗用事業者)に対し車両維持に係る費用の一部を支援 乗合バス車両:1台 200千円 貸切バス車両:1台 100千円 乗合タクシー・福祉タクシー車両:1台 50千円 予算:78,500千円						○			
福島県	いわき市	2	公共交通需要回復 緊急支援事業費補 助金	公共交通の利用回復を図るため、市内公共交通事業者が実施する前払い式プレミアム付き乗車回数券発行等に要する経費の一部を補助する。 バス:回数券1冊ごと2,400円、タクシー回数券1冊ごと2,500円						○			
福島県	いわき市	3	公共交通強靱化事 業	強靱で持続可能な公共交通体系の構築を図るため、市内路線バス事業者に対し、路線バス運行状況等のデジタル化やオープンデータに要する経費を補助する。						○			
福島県	いわき市	2	運送事業者・港湾 運送事業者等事業 継続支援金	原油価格の高騰等により影響を受けている運送事業者等の負担軽減や事業経営の安定を図るため、市内運送事業者や港湾運送事業者等に対し、支援金を給付する。 【運送】 トラック・軽貨物 10,000円/台 運転代行 7,500円/台 【港湾運送】 重機・トラック等 10,000円/台 移送バス等 7,500円/台									●
福島県	いわき市	2	いわき市運送事業 者等事業継続支援 金	原油価格の高騰等の影響により、厳しい経営環境下にある運送事業者等を支援 (1)トラック運送事業者:事業の用に供する自動車1台につき 10,000円 (2)自動車運転代行業者:随伴用自動車1台につき 7,500円									●
福島県	白河市	1	循環バス運行事業	新型コロナウイルス感染症防止対策として、市内循環バスに使用している換気性能が十分でないボンネットバスを、十分な換気機能を備えた新たな車両へ変更するため、購入費用を補助 予算:29,000千円		○	○						
福島県	白河市	2	地域公共交通総合 連携事業	新型コロナウイルスの影響を受けた交通事業者に対し、経営支援のため車両を維持する費用を補助 対象事業者:貸切バス、タクシー事業者 補助内容:1台あたり46千円 予算:4,738千円		○	○						
福島県	須賀川市	1	公共交通等感染症 対策支援事業	公共交通利用時の新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、対策実施に係る費用を支援 貸切バス事業者:車両1台あたり 50千円 タクシー事業者:車両1台あたり 30千円 予算:6,400千円		○							
福島県	田村市	1	簡易型デマンドタク シー運行事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新たに増便・増車する。 タクシー事業者に増便・増車分の委託料を支払い、 予算:2,300千円		○	○						
福島県	田村市	4	高齢者交通対策補 助事業	移動手段もなく自宅にこもりがちな高齢者の移動を支援するため乗り合いタクシー等の利用券 5,000円分を交付。 予算:5,750千円		○	○						
福島県	伊達市	2	公共交通運行維持 支援事業(タクシー 事業者)	地域生活の維持のために運行体制を確保した貸切バス及びタクシー事業者への支援 貸切バス1台あたり60千円 タクシー1台あたり50千円 予算:10,860千円		○	○						
福島県	伊達市	2	公共交通運行維持 支援事業(阿武隈 谷行徳)	コロナの影響下において運行を維持した民間鉄道事業者に対して、運行維持に要した経費、利用促進にかかる経費について支援 予算:45,038千円		○	○						
福島県	国見町	3	地域公共交通支援 事業(MaaSトライア ル)	取戻後の地域の移動を支えるため、医療機関や民間事業者と協力してMaaSを推進する。基幹病院を核としたバスのオンデマンド化トライアルのシステム導入等。 予算:9,414千円		○	○						
福島県	下郷町	2	会津鉄道運行支援 金	利用者減少に応じた減便を行わずに運行したことに要した経費について支援 補助対象:会津鉄道 予算:9,298千円		○							
福島県	下郷町	2	野岩鉄道運行支援 金	利用者減少に応じた減便を行わずに運行したことに要した経費について支援 補助対象:野岩鉄道 予算:4,590千円		○							
福島県	古殿町	4	地域交通最適化に 向けた支援業務	新型コロナウイルスの影響を受け、生活環境に変化が生じていることに対応するため、地域の公共交通等の見直しに係る業務を委託。 予算:4,862千円		○	○						
福島県	古殿町	2	地方バス路線維持 対策事業補助金	新型コロナウイルスの影響を受けた路線バス事業者1者に対し、運行を維持するため支援を行う。 予算:29,347千円		○	○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●
福島県	喜多方市	2	喜多方市運輸業等 事業継続支援	原油価格・物価高騰の影響が拡大している貸切バス事業者・タクシー事業者・自動車運転代行業者・トラック運送事業者の事業継続を支援を目的とする。 (貸切バス事業者: 交付対象車両1台につき5万円を乗じて得た額) (タクシー事業者: 交付対象車両1台につき2万5千円を乗じて得た額) (自動車運転代行業者: 交付対象車両1台につき7千5百円を乗じて得た額) (トラック運送事業者: 交付対象車両1台につき1万円を乗じて得た額)									○
福島県	会津美里町	2. 運行支援	交通事業者支援金	タクシー・介護タクシー: 令和元年度と令和3年度の売上を比較し50%以上減少している事業者へ1台あたり6万円、30%以上50パーセント未満の範囲で減少している事業者へ1台あたり4万円を支援 貸切バス: 令和元年度と令和3年度の売上を比較し50%以上減少している事業者へ1台あたり10万5千円、30%以上50パーセント未満の範囲で減少している事業者へ1台あたり7万円を支援 ・予算: 4,485千円									○
福島県	会津美里町	4. その他	中小企業等経営継 続支援給付金	・補助対象事業者 町内に事業所を有する中小企業、個人事業主 ・給付額 令和2年と令和元年の年間売上高を比較し、 ①10%以上及び10万円以上減少している事業者、又は令和2年2月から令和3年7月までの任意の1か月と同月の前月又は前々月のいずれかの月の売上高を比較し、20%以上減少している事業者: 1事業者につき10万円 ②30%以上及び100万円以上減少している事業者: 1事業者につき30万円 ・予算額: 30,800千円				○					
東京都	東京都	1	タクシー・バス事 業者向け安全・安 心確保緊急支援事 業	○タクシー 対象: 都内で事業を営む法人・個人タクシー(ハイヤー含む)事業者 概要: タクシー(ハイヤー含む)車両内における運転席と後部座席等を隔離する飛沫感染防止策の経費について5分の4を補助(補助限度額1台あたり8千円) ※100円未満切捨て ○観光バス 対象: 都内で事業を営む観光バス(観光周遊及び空港アクセス等)事業者 概要: 観光バス(観光周遊及び空港アクセス等)における感染拡大防止設備を設置するための経費について5分の4を補助(補助限度額1台あたり8万円) ※千円未満切捨て									
東京都	東京都	1. 感染症防止対策	乗合バスにおける 感染症対策に係る 整備事業	【目的・効果】 都内バス事業者が実施する恒久的な感染症対策に対し、導入経費の一部を補助することで、誰もが安心・安全に利用できるバスの整備促進を図る。 【事業目的】 都内バス事業者が実施する以下の感染症対策について補助を実施 (1) 飛沫感染対策(アクリル板設置(運転席後部)) (2) 換気対策(内外気取り込み・排気を行う機器に限る) 【交付対象事業者】 道路運送法(昭和25年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者 【交付額】 飛沫感染対策及び換気対策の導入に係る経費の1/2 ※国が実施する補助金の交付を受ける場合は、当該補助金を導入経費から控除 ※限額 飛沫感染対策: 37,500円(車両1台当たり) 換気対策: 12,500円(車両1台当たり) 【事業費】 23,463千円									
東京都	東京都	1. 感染症防止対策	観光関連事業者向 け安全・安心確保 支援事業	対象: 旅行業法(昭和27年法律第239号)における第1種、第2種、第3種及び地域限定の旅行業登録を受けた者のうち、東京都内に主たる営業所を置く事業者 概要・補助率・限度額: 上記補助対象者が、受注型企画旅行を受注するにあたり実施する安全・安心を確保するための取組に必要な経費 (1) 広報費 補助対象経費の3分の2(1事業者当たり20万円) (2) 感染対策用品等購入経費 補助対象経費の3分の2(1旅行旅行業: 補助対象経費の5分の4) (3) ツアーコンダクター経費 受注型、第3種及び地域限定企画旅行業者: 補助対象経費の5分の4 第1種登録旅行業者: 補助対象経費の4分の3(1人1日当たり3万円) (4) 交通機関予約経費(交通機関を予約利用する前に、感染防止のために1台当たり1台の乗車定員を減らし、倍上げ台数を増やした場合の増分経費) 第2種、第3種及び地域限定登録旅行業者: 補助対象経費の5分の4 第1種登録旅行業者: 補助対象経費の4分の3 観光バス: 1日1台あたり12万円 鉄道・軌道: 1回当たり22万円 水先交通: 1回当たり24万円 タクシー: 1日1台あたり4万円									
東京都	東京都	2. 運行支援	島しょ地域にお ける定期航路・航空 路補助事業	新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰の影響により航路・航空路事業者の欠損額の拡大が継続しているため、定期航路(竹芝~神津島間)及び航空路(伊豆諸島)の運航事業者に対して新型コロナウイルス感染症や原油高による欠損額を補助 (1)伊豆諸島航路補助 補助対象事業者: 竹芝~神津島航路運航事業者 補助対象期間: R4.1~R4.12 補助対象経費: 欠損額全額 補助率: 1/2 予算額: 641,689千円 (2)伊豆諸島航空路補助 補助対象事業者: 既許路線(羽田~八丈島、調布~次島・新島・神津島、三宅島)運航事業者 補助対象期間: R4.4~R5.3 補助対象経費: 欠損額全額 補助率: 1/2 予算額: 504,499千円									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
東京都	東京都	4. その他	低公害・低燃費車 の普及促進	【優良ハイブリッドバス】 補助対象事業者：都内バス事業者 補助対象経費：通常車両価格と車両本体価格差 補助率：補助対象経費から国の補助額を除いた1/2 【優良ハイブリッドトラック】 補助対象事業者：都内一般貨物自動車運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者のうち中小企業及び個人事業者 補助対象経費：通常車両価格と車両本体価格差 補助率：通常車両との価格差から国の補助額を除いた1/2										
東京都	東京都	1. 感染症防止対策	観光関連事業者向け 安全・安心確保 支援事業	対象：旅行業法（昭和27年法律第239号）における第1種、第2種、第3種及び地域限定の旅行業登録を受けた者のうち、東京都内に主たる営業所を置く事業者 種別：観光バス・観光船、上記補助対象者が、安全安心旅行を実施するにあたり実施する安全・安心を確保するための取組に必要な経費 （1）空船経費 補助対象経費の3分の2（1事業あたり20万円） （2）感染症対策等導入経費 補助対象経費の3分の2（1登録旅行当たり20万円）（1脱陸：5万円） （3）ウェアラブル端末等経費 第2種、第3種及び地域限定登録旅行業者：補助対象経費の4分の3（2人目以降は5分の4） 第1種旅行業者：補助対象経費の3分の2（2人目以降は4分の3） （1人目以降は3万円） （4）交通機関貸切経費 第2種、第3種及び地域限定登録旅行業者：補助対象経費の4分の3（2台目以降は5分の4） 第1種旅行業者：補助対象経費の3分の2（2台目以降は4分の3） 観光バス：1日1台当たり12万円 観光船：1回当たり2万円 水上交通：1回当たり2.4万円 タクシー：1日1台当たり4万円										○
東京都	東京都	4. その他	低公害・低燃費車 の普及促進	【優良ハイブリッドバス】 補助対象事業者：都内バス事業者 補助対象経費：通常車両価格と車両本体価格差 補助率：補助対象経費から国の補助額を除いた1/2（上限：250万円） ただし、補助対象車両の使用台数が200未満の中小企業等は、補助対象経費から国の補助額を除いた額（上限：250万円） 【優良ハイブリッドトラック】 補助対象事業者：都内一般貨物自動車運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者のうち中小企業及び個人事業者 補助対象経費：通常車両価格と車両本体価格差 補助率：通常車両との価格差から国の補助額を除いた1/2（上限：41未満16万円、41以上571千円） ただし、補助対象車両の使用台数が200未満の中小企業等は、補助対象経費から国の補助額を除いた額（上限：41未満417千円、41以上1,452千円）										
東京都	東京都	2. 運行支援	東京都運輸事業者 向け燃料費高騰 急対策事業	【目的・効果】 地球経済を支える重要な社会インフラである物流及び都民の日常生活と関わり深い乗合バス事業を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者及び乗合バス事業者に対し、資金の交付する。 【事業概要】 都内で一定路線事業者を継続して営んでいる中小貨物運送事業者及び路線の運行を行う乗合バス事業者に対し、車両1台当たりの定額支援を行う。 【交付対象事業者】 ①貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項から同条第4項までに規定する事業者を営む者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定める中小貨物運送事業者 ②道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する、乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業者を営む者のうち、同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号の路線営業許可を受けているもの 【交付額】 一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車：22,000円/台 貨物自動車運送事業の用に供する自動車：8,000円/台 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車：35,000円/台 【事業費】 2,998,000千円										○
東京都	東京都	1. 感染症防止対策	グループ交流等促進 観光支援事業	対象：旅行業法（昭和27年法律第239号）における第1種、第2種、第3種及び地域限定の旅行業登録を受けた者のうち、東京都内に主たる営業所を置く事業者 種別・補助率：都内観光を含む手配旅行において、都内交通機関の利用にあたり、乗車間隔確保のため、車両のサイズアップや台数増を行うなど乗車定員の半分以上で乗車した場合の経費 第2種、第3種及び地域限定登録旅行業者：補助対象経費の3分の2（2台目以降は4分の3） 第1種旅行業者：補助対象経費の2分の1（2台目以降は3分の2） 貸のバス：1日1台当たり12万円 鉄道・軌道：1回当たり2.2万円 水上交通：1回当たり2.4万円 タクシー：1日1台当たり4万円										○
東京都	中野区	1	中野区路線バス新 型コロナウイルス 感染症拡大防止 支援事業	【目的・効果】 多くの区民が集合で利用する路線バスに対し、事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施する車両設備の整備等に要する経費について区が補助し、路線バスを利用する区民の安全な移動を確保する。 【交付額】 交付決定額：1,840千円 【交付対象】 ・バス事業者 令和2年度中に中野区内を運行する路線を有し、かつ区内に営業所を有する民間の路線バス事業者が保有する車両 【事業費】 4,070千円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
東京都	杉並区	2	杉並区南北バス運 行助成事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を著しく受けたコミュニティバス運行事業者に対し、南北バス「すざ丸」運行の事業継続に要する経費を助成し、区民の身近な足となる移動手段を確保する。 【交付額】 ・バス事業者 1社当たり 1,300千円~3,900千円 令和2年4月分及び5月分の運賃収入と過去3年間の4月分及び5月分の平均運賃収入の差額の1/2を助成 【交付対象】 ・バス事業者 コミュニティバス運行事業者 【事業費】 5,200千円		○							
東京都	杉並区	1	杉並区民間路線バ ス感染防止対策支 援事業	【目的・効果】 多くの区民の身近な足として利用されている民間路線バスに対し、新型コロナウイルス感染症対策として、運行事業者が実施する車両設備に要する経費を助成することにより、安全・安心な移動を確保する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり 27.5千円~34.65千円 換気バイザーの製作費 【交付対象】 ・民間バス事業者 区内に営業所を構える民間路線バス事業者が保有する車両(コミュニティバス車両含む) 【事業費】 5,698千円			○						
東京都	杉並区	2	地域コミュニティ バスの運行支援	【目的・効果】 地域コミュニティバス運行事業継続のための助成金 【事業概要】 事業継続のための地域コミュニティバス運行事業者に対する運行支援 【交付対象】 ・地域コミュニティバス事業者 【事業費】 5,200千円(事業費助成として)		○							
東京都	杉並区	1	民間路線バスの感 染防止対策支援	【目的・効果】 バス車内での感染防止対策のための換気バイザー設置費用に対する助成金 【事業概要】 路線バス車両における換気バイザーの設置支援 【交付対象】 ・区内に営業所がある民間バス事業者 【事業費】 2,967千円(事業費助成として)			○						
東京都	品川区	1	路線バス事業者に 対する感染拡大防 止対策費助成	【目的・効果】 区民が安全・安心に民間路線バスを利用できる環境の整備を促進し、交通の利便性を維持するため、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費の一部を助成する。 【交付額】 事業経費の4分の1以内 【交付対象】 品川区内に停留所がある民間路線バス事業者 【事業費】 5,100千円		○							
東京都	品川区	1	高齢者等の巡回訪 問接種(新型コロナ ウイルスワクチ ン)	1) 事業の概要 区内在住で常時寝たきり等の理由により、集団接種または個別接種会場でのワクチン接種が困難で、かつ、かかりつけ医の診察による接種が受けられない高齢者や障害者等を対象に医療スタッフが自宅を訪問して巡回接種を行う。 この取り組みに伴う移動について、区内タクシー会社と契約。 2) 実施期間 令和3年11月~ 3) 予算額(タクシー契約部分のみ) 30万円未満									
東京都	練馬区	1	路線バス事業者新 型コロナウイルス 感染症対策事業	【目的・効果】 区民が安全・安心に路線バスを利用できるよう、路線バス事業者の新型コロナウイルス感染症対策を促進する。また、感染防止対策経費を補助することで、区民の日常生活を支える路線バス事業者を支援する。 【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要した経費の補助 【交付額】 補助対象経費の5分の4以内(車両一台につき20,000円を上限) 【交付対象】 練馬区内に営業所を有する民間路線バス事業者 【事業費】 8,000千円			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
東京都	八王子市	2	八王子市事業継続 緊急支援金(旅客 自動車運送事業者 支援金)	【目的・効果】 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」に基づく休業要請等の影響により、厳しい経営環境となった市内で事業を営む事業者を支援。 【交付額】 ・事業者あたり500,000円 【交付対象】 市内に事業所があるタクシー事業者(個人タクシーを含む)・貸切バス事業者 【事業費】 84,500千円	○									
東京都	八王子市	1	妊婦対象タクシー 券配布	新型コロナウイルス感染予防のため、妊婦を対象にタクシー券500円券20枚)を配布 対象：八王子市在住で、令和3年3月31日(水)までに妊婦面談を受けた妊婦の方										
東京都	八王子市	2	地域公共交通運行 継続緊急支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある市内の交通空白地域交通事業を実施した自治会等の安定した事業継続と感染防止策について支援することを目的とする。 【交付額】 ・乗車定員11人以上かつ20人以下の地域交通事業 500千円 ・乗車定員21人以上の地域交通事業 1,000千円 【交付対象】 市内の自治会又は運営委員会のうち、緊急事態措置期間等(令和2年(2020年)4月7日~5月25日)に地域交通事業を平常時と同様に実施した自治会等(過去に地域交通事業について、八王子市交通空白地域交通事業運営費補助金の交付を受けて運行を実施している自治会又は運営委員会が対象。) 【事業費】 1,500千円		○								
東京都	八王子市	2. 運行支援	八王子市路線バス 維持支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による路線バスの運賃収入の減少、物価高騰による運行経費の増加に鑑み、路線バス事業者の経営を本事業にて支援することにより、将来にわたって安全かつ安定した運行を持続してもらうことを目的とする。 【事業費】 令和3年度の運行実績に基づき、八王子市内の運行に係る経常費用から経常収益を控除した額に1/3を乗じた額を支援。 【交付対象】 平成30年度に比べ、令和2年度及び令和3年度の運送収入が現象している八王子市内を運航する路線バス事業者(ただし、定期観光運送、長距離急行運送、臨時運送を限定して行う者を除く。) 【事業費】 150,000千円							○		○	
東京都	日野市	1	公共交通応援事業	【目的・効果】 ミニバス・ワゴンタクシー車内での三密を避けクラスターを回避することで感染症の拡大防止に努める。 三密を回避するために減便や時間短縮措置を図らず現状の運行を維持することで要した経費(減便・時間短縮により削減できた経費)を交付する。 【交付額】 ミニバス：34,412千円 ワゴンタクシー：2,521千円 【交付対象】 ミニバス及びワゴンタクシー運行事業者 【事業費】 36,933千円		○								
東京都	日野市	2	旅客自動車運送事 業者への支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大きく影響を受けた旅客自動車運送事業者(貸切バス、タクシー)を支援することで、事業の継続および雇用の維持、市民の足の確保 【交付額】 貸切バス：基本額100万円+車両1台につき10万円(上限250万円) 法人タクシー：基本額50万円+車両1台につき5万円(上限200万円) 個人タクシー：一律30万円 【交付対象】 市内本荘及び営業所を置く、一般貸切旅客自動車運送事業者と一般乗用旅客自動車運送事業者。 【事業費】 20,800千円		○								
東京都	小金井市	2	小金井市公共交通 事業者継続支援金 (乗合バス事業 者、タクシー事業 者)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、相当な収入の減少のあった交通事業者、事業継続に向けた支援金を交付し、市民の日常生活における移動手段の確保に寄与する。 【交付金額】 上限100万円 ・乗合バス事業者 基礎額50万円、車両加算10万円×車両台数 ・タクシー事業者 【法人】基礎額30万円、車両加算2万円×車両台数 ・タクシー事業者 【個人】基礎額15万円 【交付対象】 ・市内に乗降可能なバス停留所を有する乗合バス事業者 ・市内に本社または営業所(個人の場合は住所)を有するタクシー事業者 ・令和2年4月から令和3年2月までのいずれかの月の収入が前年同月と比較して20%以上減少 ・平成31年4月1日以前に事業を開始し、今後も継続の意思がある 【事業費】 9,850千円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分)の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
東京都	小金井市	2	コミュニティバス 10導入事業 (キャッシュレス 化)	【目的】 地域の生活や経済活動を支えるために機能の確保が求められている公共交通について、今後(収束後)の地域の移動を支えるため、コミュニティバスへ公共交通系10カードを導入することで、利用者の利便性向上を図る。 【予算措置】 000バス車両7台(予備車含む)への10導入にかかる費用1式 4,196,500円 【交付対象】 コミュニティバス運行事業者					○				
東京都	小金井市	2	コミュニティバス の運行事業 (事業継続支援事 業)	【目的】 公共交通空白・不便地域において地域の生活に必要な輸送を維持するため、また、密集・密接を避けるために運行確保に協力し、経営に大きな影響が生じているコミュニティバス運行事業者に対して、今後(収束後)の地域の移動を支えるため、運行経費の一部補助を実施。 【予算措置】 運行経費補助 31,771,500円 【交付対象】 コミュニティバス運行事業者					○				
東京都	小金井市	1	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業(マイクロバ ス)	【目的・効果】 (1) 自家用車等で集団接種会場に向かない市民の交通手段の確保 (2) 個別接種できる医療機関が少ない南部地域の市民が集団接種会場に行くための手段確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者を集団接種会場まで無料で送迎する 【事業費】 マイクロバス運行委託料1,584千円、マイクロバス停留所案内委託 772千円									
東京都	小金井市	2. 運行支援	小金井市公共交通 事業者継続支援金 (乗合バス事業 者、タクシー事業 者)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減に伴う輸送収入の減少に加え、原油価格高騰の影響を受け厳しい状況におかれている交通事業者に対し、事業継続に向けた支援金を交付し、市民の日常生活における移動手段の確保に寄与する。 【交付金額】 上限100万円 ・乗合バス事業者 基礎額50万円、車両加算10万円×車両台数 ・タクシー事業者 【法人】基礎額30万円、車両加算2万円×車両台数 ・タクシー事業者 【個人】基礎額15万円 【交付対象】 ・市内に集積可能なバス停留所を有する乗合バス事業者 ・市内に本社または営業所(個人の場合は住所)を有するタクシー事業者 ・令和5年1月から令和5年3月までのいずれかの月の燃料費が前年同月と比較して20%以上増加 ・令和5年4月1日以前に事業を開始し、今後も継続の意思がある (※乗車) 5,482千円									●
東京都	立川市	2	立川市交通事業者 緊急支援事業	【目的】 立川市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により著しい影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、その事業活動の継続を支援する。 【交付金額】 ・バス事業者 基礎額50万円+加算額(10万円×市内系統数) ※上限500万円 ・タクシー事業者 (法人)基礎額30万円+加算額(2万円×車両数) ※上限100万円 (個人)基礎額15万円 【事業費】 16,508千円				○					
東京都	立川市	2	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業(シャトルバ ス)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)のJR立川駅南口から大規模接種会場までの移動に、無料のシャトルバス2台を市が用意した。 6月19日(土)13:30~17:00 6月20日(日)8:30~16:00の間、常時運行。 【事業費】 264千円									
東京都	立川市	2. 運行支援	立川市交通事業者 緊急支援事業	【目的】 立川市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により著しい影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、その事業活動の継続を支援する。 【交付金額】 ・バス事業者 10万円/系統×市内系統数 ・タクシー事業者 (法人)3万円/台×車両数 (個人)(燃料費+水道光熱費)×0.3 ※上限15万円 【事業費】 21,710千円									○

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
東京都	昭島市	2	昭島市コミュニ ティバス等運行補 助事業(拡充) (令和2年度)	【目的・効果】 外出自粛の影響により減収したコミュニティバスの運行収入を補填するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、運行補助金の増額を行う。(令和2年度) 【予算措置】 運行経費補助 3,700千円 【補助対象】 コミュニティバス運行事業者		○							
東京都	昭島市	2	高齢者ワクチン接 種タクシー利用助 成	【目的・効果】 (1) ワクチン接種会場まで移動が困難な60歳以上の高齢者の方、基礎疾患のある方、身体障害者手帳をお持ちの方の交通手段の確保 (2) 新型コロナウイルス感染拡大により著しい影響を受けている市内タクシー事業者への支援 【事業概要】 ワクチン接種対象者が接種会場と自宅との移動にタクシーを利用した場合に、自己負担500円(1乗車あたり)を超えた運賃をタクシー事業者に助成する。 【交付額】 ・タクシー料金から自己負担額(500円/回)を差し引いた額 【交付対象】 ・指定する市内タクシー事業者 【事業費】 13,600千円			○						
東京都	昭島市	2	昭島市コミュニ ティバス等運行補 助事業(拡充) (令和3年度)	【目的・効果】 外出自粛の影響により減収したコミュニティバスの運行収入を補填するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、運行補助金の増額を行う。(令和3年度) 【予算措置】 運行経費補助 3,240千円 【補助対象】 コミュニティバス運行事業者		○							
東京都	昭島市	2	交通事業者緊急支 援事業	【目的・効果】 (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う利用者の減少等により、著しい影響を受けている交通事業者への支援 【事業概要】 市内の交通事業者に対し、事業規模に応じて補助金を交付する 【交付額】 (1) 乗合バス事業者 基礎額500,000円 加算額 100,000円×市内で乗降可能な停留所を有する系統数(高運乗合バス及び既に別途補助を行っているバス路線を除く。) (2) タクシー事業者 ・個人タクシー 基礎額150,000円 ・法人タクシー 基礎額300,000円 加算額 20,000円×法人の市内の本店、支店又は営業所に配置している一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両数 【交付対象】 ・市内で乗降可能な停留所を含む路線を運行するバス事業者 ・個人にあっては住所が、法人にあっては市内に本店、支店又は営業所を有するタクシー事業者 【事業費】 10,640千円			○						
東京都	昭島市	2. 運行支援	高齢者ワクチン接 種タクシー利用助 成	【目的・効果】 (1) ワクチン接種会場まで移動が困難な60歳以上の高齢者の方、基礎疾患のある方、身体障害者手帳をお持ちの方の交通手段の確保 (2) 新型コロナウイルス感染拡大により著しい影響を受けている市内タクシー事業者への支援 【事業概要】 ワクチン接種対象者が接種会場と自宅との移動にタクシーを利用した場合に、自己負担500円(1乗車あたり)を超えた運賃をタクシー事業者に助成する。 【交付額】 ・タクシー料金から自己負担額(500円/回)を差し引いた額 【交付対象】 ・指定する市内タクシー事業者 【事業費】 12,000千円								●	
東京都	昭島市	2. 運行支援	交通事業者緊急支 援事業	【目的・効果】 (1) 新型コロナウイルス感染拡大及び原油価格の高騰等により、著しい影響を受けている交通事業者への支援 【事業概要】 市内の交通事業者に対し、事業規模に応じて補助金を交付する 【交付額】 (1) 乗合バス事業者 基礎額12,000円×市内で乗降可能な停留所を有する系統数(高運乗合バス及び既に別途補助を行っているバス路線を除く。) (2) タクシー事業者 ・個人タクシー 基礎額30,000円 ・法人タクシー 基礎額30,000円×法人の市内の本店、支店又は営業所に配置している一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両数 【交付対象】 ・市内で乗降可能な停留所を含む路線を運行するバス事業者 ・個人にあっては住所が、法人にあっては市内に本店、支店又は営業所を有するタクシー事業者 【事業費】 4,884千円								●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上り)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上り・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
東京都	羽村市	1	新型コロナウイルスワクチン接種に係るシャトルバス運行事業	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ・市内各地区から新型コロナウイルスワクチン集団接種会場へ輸送する無料シャトルバスの運行を実施する(市内4コース) ・無料シャトルバスは各コースを30分に一度停車するよう運行する。(接種会場は1か所) 【交付対象】 バス運行事業者への委託料 【事業費】 36,165千円(予算額)									
東京都	羽村市	2	羽村市コミュニティバス運行補助(令和3年度)	【目的・効果】 継続したコミュニティバス運行を行うため、バス車内の感染防止対策費用及びバス利用者の減に伴う収入減への補助金を追加交付した。 【事業概要】 コロナ禍により、令和2年度の予算編成時に想定していた収入が大幅に減額となったことから、羽村市と運行事業者と協議を行い、補助金を増額した。 【交付額】 感染対策による支出増に対する補助(補助率10/10) 利用者の減による収入減への補填(補助率1/2) 【交付対象】 運行事業者 【事業費】 5,146千円									
東京都	羽村市	1	羽村市コミュニティバス運行補助(令和3年度・車両費)	【目的・効果】 ・継続したコミュニティバスの運行を行うため、バス車内の感染防止対策として、換気性能・抗菌・抗ウイルス性能に優れた新型車両の導入(1台)及び既存のバス車両に抗菌・抗ウイルスコートを行うために、バス運行事業者に対して補助金を追加交付した。 【事業概要】 ・コロナ禍により、令和2年度の予算編成時に想定していた収入が大幅に減額となったことから、羽村市と運行事業者と協議を行い、補助金を増額した。 【交付額】 感染対策による支出増に対する補助(補助率10/10) 【交付対象】 運行事業者 【事業費】 23,118千円							○		
東京都	羽村市	1	新型コロナウイルスワクチン接種に係るタクシー料金の助成事業	【目的】 ・新型コロナウイルスワクチン接種会場における集団接種会場への移動手段を有しない市民の移動支援 【事業概要】 ・市内に住所を有する65歳以上の市民を対象に自宅または小作駅及び羽村駅から新型コロナウイルス集団接種会場への移動にあたり、費用の一部補助を行う。 ・集団接種会場までの往路と復路に利用したタクシー料金から往路と復路それぞれ500円を差し引いた額をタクシー事業者に助成する(本人負担は片道500円) 【交付対象】 ・市と協定を締結したタクシー事業者(6社) 【事業費】 3,954千円(予算額)								○	
東京都	武蔵村山市	1	市内循環バス運行経費補助事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、輸送人員が減少している中、本来、平日ダイヤを休日ダイヤとして運行することで踏えたが、乗客同士の密集、密接を懸念し、通常通り平日ダイヤにて運行する経費を要するため。 【交付額】 25,000千円 【交付対象】 市内循環バス運行事業者		○							
東京都	武蔵村山市	4. その他	運送事業者等支援金	(1)対象：武蔵村山市内に本店を有する中小事業者で、以下の事業を行う事業者 ①貨物自動車運送事業 ②一般貨物旅客自動車運送事業 ③一般乗用旅客自動車運送事業 ④自動車運送代行業 (2)交付額：令和4年1月～12月のいずれか任意の月に支払った燃料費(ガソリン・軽油・LPガス)と、前年同月に支払った燃料費との差額に12を乗じた金額 (3)上限額：一事業者当たり、法人30万円 個人事業主15万円 (4)予算総額：25,800千円									
東京都	武蔵村山市	2. 運行支援	地域公共交通事業者支援事業	(1)対象：①市内循環バス「Mシャトル」運行事業者 ②乗合タクシー「むらたけ」運行事業者 (2)交付額：令和4年1月～12月のいずれか任意の月に支払った燃料費と、前年同月に支払った燃料費との差額に12を乗じた金額 (3)予算総額：①1,618千円 ②236千円									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
東京都	武蔵野市	1	武蔵野市感染拡大 防止路線バス事 業者支援補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ろうとする路線バス事業者に対する支援を目的とする 【補助対象事業者】 市内に営業所のある路線バス事業者 【補助対象経費】 市内の営業所において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に要する経費 【補助率】 補助対象経費の2分の1以内の額(ただし事業者につき上限100万円)。 【予算総額】 2,000千円(予定)										
東京都	武蔵野市	2. 運行支援	武蔵野市公共交通 事業者運行継続支 援事業	【目的】 コロナ禍において物価高騰の影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、支援金を交付することで事業継続を図り、 もって市民の日常生活における移動手段の確保に資することを目的とする。 【支援内容】 ・乗合バス事業者：基礎額50万円+車両数×10万円(上限100万円) ・法人タクシー事業者：基礎額30万円+車両数×2万円(上限100万円) ・個人タクシー事業者：15万円 【支援対象】 ・乗合バス事業者：市内に営業所を有すること ・タクシー事業者：市内に本店・支店又は営業所を有する法人及び市内に住所を有する個人 (福祉輸送事業のみを行うものを除く) 【事業費】 21,000千円										○
東京都	青梅市	1	タクシー運賃(乗 車)接種会場から の補助)の一助成	【目的・効果】 (1) 65歳以上の市民のワクチン接種会場から帰宅する際の交通手段、安全の確保 (2) タクシーの新規利用者の獲得 【事業概要】 乗車接種会場からタクシーを使い直接自宅に帰る65歳以上の乗車運賃の一部負担(帰路のみ) 【交付額】 タクシー料金からタクシー利用者負担額(1,000円/回)を差し引いた額および迎車料金を 【交付対象】 市内に営業所を構えるタクシー事業者(個人タクシーは除く) 【事業費】 8,000千円				○						
東京都	青梅市	2. 運行支援	地域公共交通事 業者緊急支援事業	■目的・効果 コロナにより利用者が減少して経営状況が悪化している公共交通事業者に対し、原油価格高騰の影響による負担を軽減して運行継続のための 支援を行うことにより、市民の重要な移動手段である公共交通サービスの確保維持を図る。 ■事業概要 公共交通事業者に対し、運行車両数に応じた支援を行う。 ■積算根拠 ・バス事業者：1台あたり15万円×運行車両23台=345万円 ・タクシー事業者：1台あたり9万円×運行車両50台=250万円 ・ケーブルカー事業者：1台あたり175万円×運行車両2台=150万円 ■交付対象 市内に事業所を置く路線バス・タクシー・ケーブルカーの運行事業者 (ただし、公共負担を行っている路線は除く。)										●
東京都	日の出町	4	コロナワクチン接 種送迎バスの運行 事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの交通手段として、町内循環バスを2台運行。(接種会場以外の目的での利用は不 可) 【事業者】 ・運転手の派遣：横川交通株式会社 ・レンタカー：吉澤自動車 【事業費(予定)】 運転手委託費：3,520,000円 レンタカー代：2,000,000円										
東京都	中野区	1	中野区路線バス新 型コロナウイルス 感染症拡大防止支 援事業	【目的・効果】 多くの区民が乗合で利用する路線バスに対し、事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施する車両設備の整備等に要す る経費について区が補助し、路線バスを利用する区民の安全な移動を確保する。 【交付額】 交付決定額：1,840千円 【交付対象】 ・バス事業者 令和2年度中において中野区内を運行する路線を有し、かつ区内に営業所を有する民間の路線バス事業者が保有する車両 【事業費】 4,070千円				○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
東京都	東大和市	1	新型コロナウイルス感染症対策事業(高齢者のワクチン接種会場への移動支援)	【目的・効果】 75歳以上の市民の新型コロナウイルスワクチン接種会場への移動支援 【事業概要】 75歳以上の市民がワクチン接種会場までタクシーを利用する際に使用できるタクシー券を配布する。 【交付額】 1人あたり1,000円(タクシー券500円×2枚) 【交付対象】 75歳以上の市民 【事業費】 15,407千円				○					
東京都	東大和市	4	中小企業者等応援助成金	【目的・効果】 経営支援のための助成金 【事業概要】 市内の中小企業及び個人事業主(交通事業者以外も対象)のうち指定融資が実行され、家賃負担のある者に対し、1事業者あたり一律20万円を助成 【事業費】 63,030千円				○					
東京都	東大和市	4	企業等応援金	【目的・効果】 経営支援のための助成金 【事業概要】 市内の中小企業及び個人事業主(交通事業者以外も対象)に対し、1事業者あたり一律10万円を助成 【事業費】 91,854千円				●					
東京都	あきる野市	2	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場送迎タクシー利用助成事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(65歳以上の高齢者等)が接種会場まで自己負担500円(片道1台あたり)でタクシーを利用することができる(市内一律) 【交付額】 ・タクシー料金からタクシー利用者負担額(500円/回)を差し引いた額 【交付対象】 ・市が指定するタクシー事業者 【事業費】 15,380千円					●				
東京都	あきる野市	2	運行支援	新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び燃料価格の高騰により、著しい影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者を支援するため、市内で乗降可能な停留所を有する乗合バス事業者と、市内に本店、支店又は営業所を有するタクシー事業者に対し、臨時の補助金を交付する。 1 対象事業者及び補助金額 (1) 乗合バス事業者 基準日において市内の事業所に配置している、乗合バスの用に供する車両の数に35,000円を乗じて得た額 (2) タクシー事業者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 法人 対象車両(当該法人の市内の本店、支店又は営業所に配置している車両のうち、基準日において一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するものをいう。以下同じ。)の数に30,000円を乗じて得た額 イ 個人 30,000円 2 予算総額 3,200,000円									
東京都	狛江市	2	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業(コミュニティバス、デマンドバス)	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)に対し、貸切バスを活用して、接種会場までの輸送を実施(利用者負担なし) 【交付対象】 ・バス運行事業者への委託料 【事業費】 7,724千円									
東京都	狛江市	2	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業(タクシー)	【目的・効果】 徒歩、公共交通機関等を利用することの困難な者が、タクシーを利用して集団接種会場への移動を支援する。 【事業概要】 徒歩、公共交通機関等を利用することの困難な者が、タクシーを利用して集団接種会場へ移動する場合にその利用料金の一部を助成する 【交付対象】 (1) 要介護の認定を受けて、介護保険被保険者証の交付を受けている者 (2) 身体障害者手帳を所持する者で、障がい(上肢障がい及び聴覚障がいを除く。)の程度が1級及び2級の者 (3) 愛の手帳を所持する者で、障がいの程度が1度及び2度の者 ・1回の利用につき500円を助成する。(500円を超える乗車料金は、利用者の負担とする。) 【事業費】 4,000千円									

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
東京都	東久留米市	2	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場送迎用運転手付公用マイクロバス運行委託	【目的・効果】 貸切バスを活用した接種会場までの移動支援 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)を会場最寄り駅から会場(東京ドームスポーツセンター東久留米)までピストン輸送(無料)する。 【契約事業者】 貸切バス運行事業者 【総事業費】 3,848千円										
東京都	東久留米市	1	デマンド型交通感染拡大防止支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止に取り組む東久留米市デマンド型交通の運行事業者を支援するとともに、市民が安心してデマンド型交通を利用できるよう車内での感染防止を図るため、デマンド型交通の運行事業者に対して、感染症対策の経費に対する補助金を交付する 【事業概要】 デマンド型交通車内における運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止設備その他感染症対策に必要な設備、物品等の購入及び設置 【交付額】 500千円/1社 【交付対象】 ・デマンド型交通運行事業者 【事業費】 500千円		○								
東京都	東久留米市	1. 感染症防止対策	東久留米市デマンド型交通感染拡大防止支援事業	①令和2年度事業内容、②令和3年度事業内容 1補助対象事業者 ①、②:デマンド型交通を実施する事業者 2補助対象経費 ①、②:デマンド型交通車内における抗ウイルス・抗菌加工を行う事業 3補助率 ①、②:100% ※ただし、交付決定を行う年度の予算の範囲内とする。 4予算総額 ①:500,000円 ②:242,000円			○				○			
東京都	国分寺市	2	コミュニティバス運行支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた乗客減少によるコミュニティバスの運送収入の減少に伴う負担金の増額。 【予算総額】 20,922千円(3月補正)										
東京都	町田市	4	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場への無料送迎バスの運行	町田市新型コロナウイルスワクチン大規模集団接種会場(市立野津田公園)への無料バスの運行について、市内路線バス会社へ依頼(委託)。 ・近隣の駅から往復: 各日35.5便(全4日間を予定) ・台数: 全8台										
東京都	町田市	2	町田市交通事業者運行継続支援事業	【目的・効果】 市内のバス及びタクシー事業者への支援金交付による運行継続支援を通じた市民の交通手段の維持確保 【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の拡大により売上や利用者減少等の影響を受けているバス及びタクシー事業者に対し、事業活動の継続支援を目的として支援金を交付 【交付額】 ・乗合バス事業者 基礎額 100万円/事業者 車両加算額 4万円/台 ・貸切バス事業者 基礎額 25万円/事業者 車両加算額 3万円/台 ・タクシー事業者(法人) 基礎額 25万円/事業者 車両加算額 2万円/台 ・タクシー事業者(個人) 基礎額 18万円/事業者 車両加算額 2万円/台 【交付対象】 ・市内の乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者 【事業費】 58,400千円				●						
東京都	町田市	2. 運行支援	町田市交通事業者燃料価格高騰対策支援事業	【目的・効果】 市内のバス及びタクシー事業者への支援金交付による運行継続支援を通じた市民の交通手段の維持確保 【事業概要】 燃料価格高騰による燃料価格高騰の影響を受けているバス及びタクシー事業者に対し、事業活動の継続支援を目的として支援金を交付 【交付額】 ・市内乗合バス事業者 基礎額 45,000円/台 ・市内貸切バス事業者 基礎額 22,500円/台 ・貸切バス事業者(法人) 基礎額 20,000円/台 ・タクシー事業者(個人) 基礎額 15,000円/台 【交付対象】 ・市内の乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
東京都	北区	4	要介護認定を受けている高齢者への移動支援	【目的・効果】 (1) 高齢者へのワクチン接種移動支援 【事業概要】 要介護認定(要支援を除く)を受けている高齢者の方で、接種会場への自力での移動が困難で、ご家族による送迎が難しい方を対象にタクシーでの移動支援を行う。 ※タクシー代は全額無料 【補助額】 ・タクシー料金(全額無料) 【対象】 ・提携11のタクシー会社 要介護認定(要支援を除く)を受けている高齢者の方で、接種会場への自力での移動が困難で、ご家族による送迎が難しい方 【事業費】 50,000千円									
東京都	北区	2	コミュニティバス運行支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた乗客減少によるコミュニティバスの運送収入の減少に伴う負担金の増額 【予算総額】 47,700千円(9月補正予算)									
東京都	北区	4. その他	要介護認定等を受けている方へのワクチン接種移動支援	【目的・効果】要介護、要支援認定を受けている方、または障害者手帳をお持ちの方で、接種会場への自力での移動が困難で、ご家族による送迎が難しい方を対象にタクシーでの移動支援を行う。 【負担額】タクシー料金(全額区が負担) 【協力会社】北区災害時搬送協定会員会社 【事業費】19,832千円(4~9月分予算)									
東京都	北区	4. その他	要介護認定等を受けている方へのワクチン接種移動支援(介護タクシーリフト付き)	【目的・効果】要介護認定等を受けている方へのワクチン接種移動支援(介護タクシーリフト付き) 【事業概要】要介護、要支援認定を受けている、又は障害者手帳を持っている方に対し、介護タクシー(リフト付き等)を利用してワクチン接種を受けた方について、利用料金(介助料金も含む)の助成を行う。 【補助額】介護タクシー料金(介助料金も含む) 【対象】次のすべての条件を満たす方 1.介護タクシー(リフト付き等)を利用してワクチン接種を受けた方 2.要支援認定、要介護認定を受けている、又は身体障害者手帳、療の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方 3.接種会場へ自力での移動が困難かつ家族による送迎等の代替手段がない方 4.常時、大型又は特種車いす等を利用しており通常のタクシーを利用している接種会場への移動が困難な方 【事業費】240千円(4~9月分予算)									
東京都	北区	4. その他	要介護認定等を受けている方へのワクチン接種移動支援	【目的・効果】 要介護認定等を受けている方へのワクチン接種移動支援 【事業概要】 要介護、要支援認定を受けている方、または障害者手帳をお持ちの方で、接種会場への自力での移動が困難で、ご家族による送迎が難しい方を対象にタクシーでの移動支援を行う。 【負担額】 ・タクシー料金(全額区が負担) 【協力会社】 ・北区災害時搬送協定会員会社 【事業費】 38,799千円(4~3月分予算)									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
東京都	北区	4. その他	要介護認定を受けている方へのワクチン接種移動支援(介護タクシーリフト付き)	<p>【目的・効果】 要介護認定を受けている方へのワクチン接種移動支援(介護タクシーリフト付き)</p> <p>【事業概要】 要介護、要支援認定を受けている、又は障害者手帳を持っている方に対し、介護タクシー(リフト付き等)を利用してワクチン接種を受けた方について、利用料金(介助料金も含む)の助成を行う。</p> <p>【補助額】 介護タクシー料金(介助料金も含む)</p> <p>【対象】次のすべての条件を満たす方 1.介護タクシー(リフト付き等)を利用してワクチン接種を受けた方 2.要支援認定、要介護認定を受けている、又は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方 3.接種会場へ自力での移動が困難かつ家族による送迎等の代替手段がない方 4.常時、大型又は特殊車いす等を利用しており通常のタクシーを利用しての接種会場への移動が困難な方</p> <p>【事業費】 480千円(4~5月分予算)</p>									
東京都	福生市	2	新型コロナウイルスワクチン接種事業(タクシー)	<p>【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない高齢者の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得</p> <p>【事業概要】 (対象) 集団接種会場を利用する昭和32年4月1日以前に生まれた方 (期間) 集団接種開始日から (助成内容) 1乗車当たり自己負担額500円を超える費用 (利用方法) 1利用者(タクシー会社)に配車を依頼2利用者が乗車時にワクチンの接種券を提示し、降車時に500円を払う(帰宅時もワクチンの接種済証を提示することで、500円でタクシーを利用可能) 3後日タクシー会社が、市に500円と実際の利用料の差額を請求</p> <p>【交付額】 実際の利用額から500円を差し引いた差額</p> <p>【交付対象】 市内タクシー事業者等(市と覚書を交わした事業者)</p> <p>【事業費】 (予算額) 2,009万3千円</p>			○						
東京都	福生市	1. 感染症防止対策	集団接種会場送迎タクシー助成金	<p>新型コロナワクチン接種にかかる集団接種会場へのタクシー利用助成 33.4.1以前に生まれた方対象、1乗車当たり自己負担額500円を超える費用を市が助成する。</p>									
東京都	小平市	2	コミュニティバスの運行事業(事業継続支援事業)	<p>【目的・効果】 3密を避けるための運行への協力により、運行事業者の経営に大きな影響が生じている。そのため、コミュニティバスの事業継続支援を目的に、運行経費の一部の追加補助を実施。また、コロナ禍に対応する車両環境等整備のための経費を補助。さらに、コロナ収束後の経営持続化に資する、省メンテナンスで環境性能に優れた車両への入れ替えに係る経費の補助を実施。</p> <p>【予算措置】 ・運行経費補助 9,293千円 ・車両環境整備経費補助 300千円 ・車両入替経費補助 17,500千円</p> <p>【交付対象】 ・コミュニティバス運行事業者</p>		○							
東京都	小平市	2	総合的な交通体系整備支援事業(コミュニティタクシー事業継続支援事業)	<p>【目的・効果】 3密を避けるための運行への協力により、運行事業者の経営に大きな影響が生じている。そのため、コミュニティタクシーの事業継続支援を目的に、運行経費の一部の追加補助や実証実験事業に対する支援金を支給。また、コロナ禍に対応する車両環境等整備のための経費を補助。さらに、コロナ収束後の経営持続化に資する、省メンテナンスで環境性能に優れた車両への入れ替えに係る経費の補助を実施。</p> <p>【予算措置】 ・運行経費補助 5,372千円 ・車両環境整備経費補助 600千円 ・車両入替経費補助 21,966千円 ・実証実験運行支援金 2,000千円</p> <p>【交付対象】 ・コミュニティタクシー運行事業者</p>		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
東京都	小平市	2	公共交通事業継続 支援金	<p>【目的・効果】 市民等の移動手段である生活交通を維持、確保するための支援として、新型コロナウイルス感染症の拡大及び外出自粛などによって利用者が減少し、収益が大幅に悪化している公共交通事業者（乗合バス事業者・タクシー事業者）に対して、事業継続に係る支援金を交付する。</p> <p>【事業概要】 ①バス事業者（5事業者） 基礎額50万円＋路線加算額5万円×系統数（上限100万円） ※1事業者上限150万円 ②タクシー事業者（法人：6事業者・個人：10人） 法人：基礎額30万円＋車両加算額2万円×車両台数（上限20万円） ※1事業者上限50万円 個人：基礎額15万円</p> <p>【予算措置】 ・公共交通事業継続支援金 8,350千円</p> <p>【交付対象】 ・市内で乗降可能なバス停留所がある路線を有するバス事業者、市内に本店、支店あるいは営業所があるタクシー事業者（個人の場合は市内に住所を有するもの）</p>			○						
東京都	小平市	1	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業	<p>【目的・対象】 (1) ワクチン接種率向上のため、集団接種会場までの利便性の向上を図る。 (2) コロナ禍において、収益が大幅に悪化しているバス事業者への支援及び雇用の確保。</p> <p>【事業概要】 市内（市境含む）4駅から集団接種会場への無料送迎バス運行をバス事業者に委託する。</p> <p>【交付対象】 貸切バス運行事業者</p> <p>【事業費】 74,448千円</p>									
東京都	小平市	1	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業	<p>【目的・対象】 (1) 駐車場から集団接種会場まで距離があることから、歩行困難者や障がい者が円滑に安全に接種するための移動手段を確保する。 (2) コロナ禍において、収益が大幅に悪化しているタクシー事業者への支援及び雇用の確保。</p> <p>【事業概要】 集団接種会場と駐車場間における移動困難者のための効率的かつ安全な移動手段として、貸切タクシーによる送迎を行う。</p> <p>【交付対象】 市内タクシー事業者</p> <p>【事業費】 74,448千円（上記と同一事業内で実施）</p>									
東京都	小平市	2	公共交通事業継続 支援金 (第2回)	<p>【目的・効果】 市民等の移動手段である生活交通を維持、確保するための支援として、新型コロナウイルス感染症の拡大及び外出自粛などによって利用者が減少し、収益が大幅に悪化している公共交通事業者（乗合バス事業者・タクシー事業者）に対して、事業継続に係る支援金を交付する。</p> <p>【事業概要】 ①バス事業者（6事業者） ・基礎額50万円＋加算額5万円×系統数（上限150万円） ・感染症対策強化加算額3万円×系統数（上限なし） ※1事業者上限200万円＋感染症対策強化加算額 ②タクシー事業者（法人：6事業者・個人：3人） 法人：基礎額30万円＋車両加算額2万円×車両台数（上限60万円） ・感染症対策強化加算額1万円×車両台数（上限なし） ※1事業者上限90万円＋感染症対策強化加算額 個人：基礎額15万円 ・感染症対策強化加算額10万円</p> <p>【予算措置】 ・公共交通事業継続支援金15,550千円</p> <p>【交付対象】 市内で乗降可能なバス停がある路線を有するバス事業者、市内に本店、支店あるいは営業所があるタクシー事業者（個人の場合は市</p>						●			
東京都	小平市	2. 運行支援	コミュニティバス の運行事業 (事業継続支援事 業)	<p>【目的・効果】 ・市民の生活交通であるコミュニティバスの維持・確保 ・運行事業者の経営持続化への支援</p> <p>【事業概要】 コロナ禍の長期化及び燃料費高騰等に起因する運行経費が増大していることから、平常運行や事業継続に必要な経費に対して補助金を増額し、生活交通を維持・確保するとともに、運行事業者を支援する。</p> <p>【予算措置】 ・運行経費補助 8,000千円</p> <p>【交付対象】 ・コミュニティバス運行事業者</p>									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに● 10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
東京都	小平市	2. 運行支援	総合的な交通体系 整備支援事業 (コミュニティタ クシー事業継続支 援事業)	【目的・効果】 ・市民の生活交通であるコミュニティタクシーの維持・確保 ・運行事業者の経営持続化への支援 【事業概要】 コロナ禍の長期化及び燃料費高騰等に起因する運行経費が増大していることから、平常運行や事業継続に必要な経費に対して補助金を増額し、生活交通を維持・確保するとともに、運行事業者を支援する。 【予算措置】 ・運行経費補助 6,000千円 【交付対象】 ・コミュニティタクシー運行事業者				●					
東京都	小平市	2. 運行支援	公共交通事業継続 支援金	【目的・効果】 市民等の移動手段である生活交通を維持・確保するための支援として、新型コロナウイルス感染症の拡大及び外出自粛などによって利用者が減少し、利益が大幅に悪化している公共交通事業者(乗合バス事業者・タクシー事業者)に対して、事業継続に係る支援金を交付する。 また、コロナ禍において原油価格・物価高騰等による影響を大きく受け、利益悪化が長期化している厳しい状況に鑑み、負担軽減を図り経営支援に資するための加算額を設けて、公共交通事業者への支援をさらに強化する。 【事業概要】 ①バス事業者 ・基礎額50万円+加算額5万円×系統数(上限30系統) ・原油価格・物価高騰対応加算額3万円×系統数(上限なし) ※1事業者上限200万円+原油価格・物価高騰対応加算額 ②タクシー事業者 法人 ・基礎額30万円+車両加算額2万円×車両台数(上限30台) ・原油価格・物価高騰対応加算額1万円×車両台数(上限なし) ※1事業者上限100万円+原油価格・物価高騰対応加算額					●				
東京都	奥多摩町	2	バス路線維持費補 助事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者の減少により、影響を受けた交通事業者に補助金を交付することで、町民の移動手段として必要不可欠である路線バス運行事業の継続を支援する。 【補助額】 20,000千円 【補助対象事業者】 ・町内を運行するバス事業者(西東京バス株式会社) 【事業費】 20,000千円			○						
東京都	檜原村	2	生活路線バス支援 事業	村内唯一の公共交通である路線バスの安定した運行を支援する目的として、密集を避けるために運行便数の確保を図るための感染症予防対策費に加え、利用者の減少等の状況を踏まえ、財政支援を行う。運行に必要な感染症予防対策等に係る経費に充当。感染症予防対策費+運行支援経費 10000千円。		○							
東京都	東村山市	2	東村山市交通事 業緊急支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響により、相当な収入の減少のあった交通事業者に対し、支援金を交付することにより、事業継続を支援し、もって市民の日常生活における移動手段の確保に寄与する。 【交付額】 上限100万円、1事業者1回限り ・バス事業者 基礎額50万円、車両加算10万円×車両台数 ・タクシー事業者 【法人】基礎額30万円、車両加算2万円×車両台数 【個人】基礎額15万円 【交付対象】 令和4年4月～6月のいずれかの月の収入が前年同月と比較して20%以上減少している交通事業者で、平成31年4月1日時点において市内で事業を営み、今後も継続の意思がある次の事業者 ・市内に乗降可能な停留所を有する乗合バス事業者 ・市内に本社または営業所を有するタクシー事業者(個人タクシー含む) 【事業費】 7,955千円			○						
東京都	足立区	1	足立区コミュニ ティバス「はるか ぜ」感染症対策支 援金事業	【目的】 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響下においても、区民生活を支える根幹的な交通移動手段を確保しつつ、今後も「はるかぜ」を安心して利用してもらうため。 【交付対象】 コミュニティバス「はるかぜ」運行事業者 【交付額】 1事業者あたり：300千円 × はるかぜ運行車両台数 【事業費】 16,200千円					●				
東京都	江東区	2	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業	【目的・効果】 (1) ワクチン接種会場にかええない区民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)は500円割引接種会場から指定タクシーを利用できることとし、タクシー事業者には1件あたり割引分500円に加え、事務手数料200円を委託料として支払う。 【対象】 ・新型コロナウイルスワクチン接種推進室と契約したタクシー事業者 【事業費】 1件あたり700円									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正額分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
東京都	江戸川区	4. その他	江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金	【事業概要】 令和3年以降の燃料費高騰による経営への影響が顕著であり、かつ取引価格・サービス料金への転嫁が困難な区内中小事業者(運輸・交通分野、農業・水産業分野)を対象に、経費負担軽減の一助として、年間売上高に応じて支援金を交付する。 【補助対象事業者(者)】 区内に本店を有する区内中小事業者(運輸・交通分野、農業・水産業分野) ①一般貨物自動車運送事業②貨物軽自動車運送事業③一般乗用旅客自動車運送事業(含:福祉輸送事業限定)④一般貨物旅客自動車運送事業⑤農業⑥淡水魚養殖事業⑦旅客不定期航路事業(屋形船事業者)⑧遊覧船業(釣り船事業者) 【支援金額】 年間売上高に応じて50千円、100千円、200千円のいずれかを助成(1事業者1回限り) 【予算総額】 300,100千円(含:委託費)										
東京都	府中市	2. 運行支援	府中市乗合バス・タクシー事業者原簿価格・物価高騰臨時対策補助金	【補助対象事業者】 (乗合バス事業)一般乗合旅客自動車運送事業であって、市内で乗降可能な停留所を有するバス路線における事業(高速乗合バス及びコミュニティバス運行事業を除く。) (タクシー事業)一般乗用旅客自動車運送事業であって、法人にあつては、市内に本社、支店又は営業所を有するもの、個人にあつては、市内に住所を有するものが実施する事業 【補助金額】 (バス事業) 事業所支援 1事業者×100万円 運行支援 1運行系統×15万円 上限額 1事業者あたり500万円 (法人タクシー事業) 事業所支援 1事業者×30万円 運行支援 1稼働車両×2万円 上限額 1事業者あたり150万円 (個人タクシー事業) 事業所支援 1事業者×8万円 運行支援 1稼働車両×2万円										○
東京都	多摩市	4. その他	多摩市公共交通事業者燃料費高騰等に対する支援金	1 目的 新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び燃料価格の高騰により事業活動に影響を受けている公共交通事業者に対し、その影響を緩和するため支援金を交付することにより、事業活動の継続の支援及び地域における公共交通の維持を図り、もって市民の移動手段及び利便の確保に寄与することを目的とする。 2 支援金の対象者 乗合バス事業者 タクシー事業者 3 交付額 乗合バス事業者 市内に起点あるいは終点がある路線数 × 1/2 × 10万円 タクシー事業者 営業所に配置される事業用自動車数 × 1/2 × 3.5万円 個人 3.5万円 4 予算総額 9,920千円										○
東京都	西東京市	2. 運行支援	西東京市交通事業者物価高騰等対応支援事業	対象事業者: 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、事業所または営業所が西東京市にあり、かつ、営業区域に西東京市が含まれる事業者 対象経費・支援額: 燃料費(LPGガス、ガソリン、軽油)車両1台あたり60,000円、運営費 法人1事業者あたり100,000円、法人以外1事業者あたり50,000円 予算総額: 7,735千円										●
神奈川県	神奈川県	1	地域公共交通事業者感染症対策支援事業費	【目的・効果】 コロナ禍においても通勤・通学や生活の足として、地域生活や経済活動を支える役割を果たす交通事業者に対して支援を行う。 【事業概要】 地域公共交通サービスを維持するため、感染拡大防止対策を強化している一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、消毒液の購入など消毒に係る経費を支援する。 【交付額】 ・乗合バス 車両1台あたり80千円 ・タクシー 車両1台あたり20千円 【交付対象】 ・県内一般乗合バス事業者(市交通局(横浜、川崎)除く) ・県内タクシー事業者(個人タクシー含む) 【事業費】 595,620千円						●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
神奈川県	神奈川県	4. その他	地域公共交通事業者 物価高騰対応費 補助	地域公共交通事業者に対して、燃料価格高騰分に相当する経費の一部を支援する。 補助対象事業者：一般乗合バス事業者、タクシー事業者 補助額：一般乗合バス事業者 35千円/台 タクシー事業者 32千円/台 補助対象期間：令和4年4月～9月 補助率：1/2 予算総額：351,054千円 地方創生臨時交付金(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)を活用										
神奈川県	神奈川県	4. その他	地域公共交通事業者 物価高騰対応費 補助	【目的・効果】 コロナ禍において原油価格高騰の影響を受けている交通事業者の負担を軽減することで、地域公共交通の維持確保が図られる。 【事業概要】 地域公共交通サービスを維持するため、一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、燃料価格高騰分に相当する経費の一部を支援する。(令和4年10月～令和5年3月分) 【交付額】 ・乗合バス 車両1台あたり35千円 ・タクシー 車両1台あたり12千円 【交付対象】 ・県内一般乗合バス事業者										○
神奈川県	横浜市	1	市営地下鉄グリーン ライン感染拡大 防止対策事業	市営地下鉄グリーンライン車両が窓が固定式であることから、現在は万一の停電などに備えた蓄電池によって作動する強制換気装置により換気を行っている。常時換気ができるよう、車両の換気装置の改修を順次実施することで、感染拡大防止を図る。 ◆実施概要 ・対象：市営地下鉄グリーンライン(全17編成) 一般会計からの繰り入れ：補助金(補助率1/2)99百万円、出資金39百万円 ◆補正内容 市営地下鉄グリーンライン車両の感染拡大防止対策に係る事業費を補正(9月補正予算案：138百万円)										
神奈川県	横浜市	2	路線バス運行協力 金助成事業	緊急事態宣言期間中に、感染防止対策を行いつつ、地域を支える公共交通サービスを確保するために運行を継続したバス事業者に対して、協力を交付する。 ◆実施概要 ・対象事業者：緊急事態宣言期間中に、感染防止対策を行いつつ、地域を支える公共交通サービスを確保するために運行を継続した一般乗合バス事業者 ・対象地域：市内に停留所を有する路線 ・協力金の交付額：車両1台あたり8万円 ・想定台数：2,400台 スケジュール：10月申請受付、12月協力金交付 ◆補正内容 バス事業者に対する協力金交付に係る事業費を補正(9月補正予算案：192百万円)										
神奈川県	横浜市	4		○横浜市が、貸切バスを活用して、桜木町駅前～馬車道駅前～大規模接種会場までの輸送を約5分間隔で実施(利用者負担なし)。 ○また、横浜市が、貸切バスを活用して、瀬谷区及び旭区等合計6会場の各集団接種会場までの輸送を実施(利用者負担なし)。										
神奈川県	横浜市	2. 運行支援	地域公共交通事業者 支援事業	コロナ禍による人流抑制の影響を受けつつも、市民の移動手段を維持・確保するために運行を継続しているタクシー事業者に対し、運行経費の一部を助成するもの。 対象：市内に事業所が所在しているタクシー事業者(個人事業主含む) 金額：車両1台あたり10千円 想定台数：6,000台 実施時期：令和3年12月～令和4年3月 申請受付：令和4年2月1日～ 予算総額：70,000千円(業務委託費含む)									○	
神奈川県	横浜市	2. 運行支援	タクシー事業者支 援事業	燃料価格高騰などにより厳しい状況が続くタクシー事業者に対し、市民の移動手段を維持・確保する観点から支援するもの。 対象：市内に事業所が所在するタクシー事業者(約6,000台) ※個人事業主含む 金額：車両1台あたり12千円 対象期間：6か月分(令和4年4月～令和4年9月) 予算総額：77,000千円(業務委託費含む)									●	
神奈川県	横浜市	2. 運行支援	タクシー事業者支 援事業	燃料価格高騰などにより依然として厳しい状況が続くタクシー事業者に対し、市民の移動手段を維持・確保する観点から、令和4年度上半期分に続いて支援するもの。 対象：市内に事業所が所在するタクシー事業者(約6,000台) ※個人事業主含む 金額：車両1台あたり12千円 対象期間：6か月分(令和4年10月～令和5年3月) 予算総額：72,000千円									○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
神奈川県	川崎市	2	地域交通臨時支援事業	【事業概要】 地域を支える公共交通サービスを確保するために、緊急事態宣言期間中も運行を継続していたバス事業者に対して支援を行うため、助成金を交付する。 【交付額】 車両1台あたり8万円 【交付対象】 市内に営業所を有し、緊急事態宣言期間中の令和2年4月7日～5月25日においてバスの運行を継続した一般乗合バス事業者 【事業費】 76,000千円				○						
神奈川県	川崎市	2. 運行支援	地域公共交通臨時支援事業費	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人流抑制の影響を受けながらも、地域を支える公共交通サービスを確保するために運行を継続しているタクシー事業者に対して支援を行うことで、今後も継続的な運行を確保する。 支援内容：支援金、タクシーの運行経費の一部 予算総額等：タクシー車両1台当り10千円 × 1,860台 = 18,600千円 補助対象事業者：市内に営業所（個人事業主は、住所）を有し、かつ市内を営業区域とするタクシー事業者									○	
神奈川県	相模原市	2	相模原市公共交通支援金	新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いながら公共交通を維持確保している交通事業者に対して予算の範囲内で支援金を交付し支援。 ○路線バス事業者 ・市内営業所に配置する車両又は市内を運行する路線の1日あたりの運行に必要な車両1台につき54千円 ・市が指定する生活交通維持確保路線保有バス事業者へ22,000千円 ○タクシー事業者 ・市内の営業所に配置する車両1台につき10千円				○						
神奈川県	相模原市	1	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場バス送迎業務委託	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) 高齢者等の接種を促進するため 【事業概要】 ワクチン接種対象者（高齢者等）が接種会場まで移動できるよう無料送迎バスを運行 【交付対象】 ・貸切バス事業者 【事業費】 1,365千円										
神奈川県	相模原市	2. 運行支援	公共交通支援事業	【目的・効果】 コロナ禍における人流抑制の影響を受け、厳しい経営状況におかれている公共交通事業者に対して、事業継続を目的として支援金を交付したものの。 【補助対象事業者】 ・市内に営業所を持つ路線バス事業者、市内を運行する路線バス事業者 ・市内に営業所があり、市内を営業区域としているタクシー事業者（福祉輸送限定の事業者を除く） 【支援金額】 路線バス事業者：市内営業所に配置する車両1台につき80千円、あるいは市内を運行する路線1本につき80千円 タクシー事業者：市内の営業所に配置する車両1台につき20千円 【決算額】 29,300千円								●		
神奈川県	相模原市	2. 運行支援	公共交通支援事業	【目的・効果】 コロナ禍における人流抑制の影響を受け、厳しい経営状況におかれている公共交通事業者に対して、燃料価格高騰分の一部を交付することで運行継続を支援するもの。 【補助対象事業者】 ・市内に営業所を持つ路線バス事業者、市内を運行する路線バス事業者 ・市内に営業所があり、市内を営業区域としているタクシー事業者（福祉輸送限定の事業者を除く） 【支援金額】 路線バス事業者：市内営業所に配置する車両1台につき70千円、あるいは市内を運行する路線1本につき70千円 タクシー事業者：市内の営業所に配置する車両1台につき24千円 【予算額】 29,340千円										○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
神奈川県	平塚市	4. その他	電気バス導入促進 事業	環境負荷の低い路線バス運行を実現するため、市内を運行する路線バス事業者に対し、電気バスの導入に係る費用の一部を補助する。 補助対象は、電気バス車両本体、充電設備及び導入に係る工事費 ○令和4年4月1日施行 補助率：(車両本体及び充電設備の)1/3、(工事費と国の補助上限額との差分の)1/2 上限額：電気バス車両本体、充電機器1台当たり各1,280万円、100万円。 工事費に対しては300万円(キュービクル新設時は320万円加算)。 ○令和4年11月1日改正 補助率：①(車両本体の)1/3(国の補助制度併用時)、②(車両本体の)1/2(国の補助制度を併用しない場合)、(充電設備の) 1/3、(工事費と国の補助上限額との差分の)1/2。 上限額：電気バス車両本体1台当たり①1,350万円、②2,025万円、充電機器1台当たり100万円。工事費に対しては300万円(キュービ クル新設時は320万円加算)。									●	○
神奈川県	平塚市	1. 感染症防止対策	妊婦タクシー利用 助成事業 (令和4年4月1 日~5年3月末申 請分)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、妊婦の方が市内タクシー事業者のタクシーに乗車した際に使用できるタクシー利用 券を交付し、運賃の一部を助成する。 ・対象者：市内在住で、令和4年1月1日から12月31日までに母子健康手帳の交付を受けた妊婦。同期間内に母子健康手帳を所持 して市内に転入の届出をした妊婦。 ・交付する利用券：500円×20枚、令和5年3月31日まで有効									●	
神奈川県	平塚市	2. 運行支援	燃料価格高騰に伴 う交通事業者支援 事業	市民の生活や経済活動を支える公共交通維持のため、路線バス事業者、タクシー事業者及び介護タクシー事業者に対して燃料価格高騰 分の一部を補助する。 (補助上限額) 路線バス事業者 35千円/台・年度 タクシー事業者 12千円/台・年度 認定介護タクシー事業者 12千円/台・年度										○
神奈川県	藤沢市	1	藤沢市路線バス・ タクシー感染症拡 大防止対策補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大の防止に取り組む公共交通事業者(路線バス・タクシー)に対し支援をし、市民が安心して公共交通を 利用できるよう車内の衛生的な環境を確保する。 【交付額】 路線バス 20,000円/台 タクシー 10,000円/台 【交付対象】 路線バス事業者 市内営業所で所有するバス車両 タクシー事業者 市内営業所で所有するタクシー車両 【予算額】 9,420千円		○								
神奈川県	藤沢市	3. MaaS等の新たな地 域交通体系整備	藤沢市MaaS基盤強 化事業	【事業概要】 MaaSを開発・運営している事業に対し、新たな機能を実装するための財政支援を行うことにより、観光行政の推進、移動手段の確 保・充実を図るとともに、地域課題の解決に寄与することを目的とする。 【補助対象経費】 (1) MaaSを提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する費用 (2) 行っている民間事業者に対し、MaaSを提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する費用 【補助対象事業者】 MaaSソリューションを開発・運用を行っている民間事業者 【補助率】 補助対象経費の3/4以内(上限額：75,000千円)		○								
神奈川県	藤沢市	2. 運行支援	藤沢市地域交通・ 運輸事業者支援金	【対象事業者】 事業用車両等で営業を行う市内事業者(旅客、貨物、水運) 【対象車両等】 道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業 【対象期間】 令和4年4月から同年9月までの6か月間 【補助率】 1/2(積算した燃料費上乗額に対して) 【給付額】 大型車両等：1台当たり最大6万円、大型車両等以外：1台当たり最大3万円 【予算支援金額】 179,400千円 【予算総額】 195,567千円										○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
神奈川県	小田原市	1	小田原市公共交通 特別支援事業	【目的・効果】 市民が安心して公共交通を利用できるよう、車内の衛生的な環境の確保など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取組む交通事業者 に対して支援(感染拡大防止に資する物品の購入または作業費の補助)を行う。(令和3年1月から開始) 【交付額】 ・バス事業者 1台あたり上限2万円 ・タクシー事業者 1台あたり上限1万円 【交付対象】 ・市内を運行する路線を有する路線バス事業者 ・市内に営業区域とし、かつ、市内に本社又は営業所を有するタクシー事業者 【事業費】 5,810千円 (バス2,420千円・タクシー3,390千円)		○							
神奈川県	小田原市	4	福祉タクシー利用 助成	【目的・効果】 高齢者の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に際し、接種場所への移動支援を行うことで、対象者の負担を軽減するとともに、ワ クチン接種の促進を図る。 【事業概要】 在宅の高齢者や障がい者等に交付している福祉タクシー券を集団接種への移動に使用したことにより、その後の利用に不足が生じた場 合、4枚を上限に福祉タクシー券を追加交付する。(初乗り相当額)。 【追加交付枚数】 ・上限4枚 【交付対象】 ・「小田原市在宅高齢者等福祉タクシー利用券」、又は「小田原市在宅重度障がい者等福祉タクシー利用券」の交付を受けている方 【事業費】 2,889千円(見込)									
神奈川県	小田原市	2	新型コロナウイル スワクチン集団接 種時移動支援業務 (高齢者等)	【目的・効果】 高齢者の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に際し、接種場所への移動支援を行うことで、対象者の負担を軽減するとともに、ワ クチン接種の促進を図る。 【事業概要】 高齢者等を対象とした集団接種実施日にJR鴨宮駅南口と集団接種会場である小田原市保健センター間で、ワクチン接種対象者及び付 き添いの方が利用できる無料シャトルタクシーを運行する。 【委託先】 一般社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部 【事業費】 6,073千円(見込)									
神奈川県	小田原市	1	小田原市地域公 交通事業者感染症 対策事業	【目的・効果】 市民が安心して公共交通を利用できるよう、車内の衛生的な環境の確保など、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策強化取組む交通 事業者に対して、支援を行う。(令和3年9月補正) 【事業概要】 バス・タクシー事業者が行う感染症対策にかかる経費のうち、県の支援額(経費の1/2)を差し引いた、残りの負担額の1/2(経費 の1/4相当額)を市が支援する。 【交付額】 ・バス事業者 1台あたり上限4万円 ・タクシー事業者 1台あたり上限1万円 【交付対象】 ・市内に路線を有するバス事業者 ・市内に本社または営業所を置くタクシー事業者 【事業費】 8,600千円(見込)									
神奈川県	綾瀬市	1	綾瀬市公共交通感 染拡大防止対策支 援事業	【目的・効果】 長くコロナ禍の中で、公共交通事業者が日常的に行っている消毒などに対して、経費支援を行い事業者の経費負担の軽減を図ること で、交通圏を防ぎ、市民の大切な移動手段となる公共交通の確保を目指すために支援を実施する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台あたり2万円 ・タクシー事業者 車両1台あたり1万円 【交付対象】 ・バス事業者 ・市内の営業所で保有するバス車両のうち、市内を運行する路線バスに供する車両 ・タクシー事業者 ・市内の営業所で保有するタクシー車両のうち、市内に営業区域としているタクシー車両 【事業費】 4,070千円			○						
神奈川県	綾瀬市	2	新型コロナウイル スワクチン移動支 援事業(貸切バ ス)	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)のために貸切バスを運行して、集団接種会場まで無料で輸送する。 【交付額】 ・金額 【交付対象】 ・旅行代理店 【事業費】 4,047千円(委託費として)									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
神奈川県	綾瀬市	4. その他	公共交通燃料価格 高騰対策給付金	【事業概要】 一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、燃料価格高騰分に相当する経費の一部を支援 【目的・効果】 燃料価格高騰に対する、経費支援を行い、事業者の経費負担の軽減を図ることで交通前線を防ぎ、市民の大切な交通手段である公共交 通を維持、確保する 【補助対象者・経費】 一般乗合バス事業者1,501千円、タクシー事業者200千円 【補助率】 1/2								●		
神奈川県	綾瀬市	4. その他	公共交通燃料価格 高騰対策給付金	【事業概要】 一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、燃料価格高騰分に相当する経費の一部を支援(令和4年10月1日~令和5年3月31日) 【目的・効果】 燃料価格高騰に対する、経費支援を行い、事業者の経費負担の軽減を図ることで交通前線を防ぎ、市民の大切な交通手段である公共交 通を維持、確保する 【補助対象者・経費】 一般乗合バス事業者1,485千円、タクシー事業者200千円 【補助率】 1/2										○
神奈川県	茅ヶ崎市	1	茅ヶ崎市公共交通 運行継続緊急支援 制度	【目的・効果】 公共交通機関に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためにかかった費用の一部を補助することにより、公共交通の 運行継続を支援し、市民に安心で安全な運行を提供する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり2万円 ・タクシー事業者 車両1台当たり1万円 【交付対象】 (1) 市内に営業所を有する乗合旅客運送事業を営業者 (2) 市内に営業所を有する乗用旅客運送事業を営業者 【事業費】 3,740千円		○								
神奈川県	茅ヶ崎市	2. 運行支援	公共交通事業者燃料 価格高騰対策支 援事業	公共交通事業者に対し、コロナ禍における燃料価格高騰の影響を軽減するため、燃料価格上昇分の一部を補助することで、公共交通の 運行継続を支援し、市民活動と地域経済の活性化に資することを目的とするものである。 【補助対象事業者】 (1) 市内に営業所を有する乗合旅客運送事業を営業者 (2) 市内に営業所を有する道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者 【補助対象経費】 9月1日から翌1月31日までを補助対象期間とし、バスまたはタクシーを運行するために使用した燃料の価格上昇分の支払いに要し た費用。 【補助率】 補助率100%の額から県が同様にを行う補助事業分を控除した額 【補助金額】 (1) 一般乗合旅客運送事業を営業者 市内の営業所で保有するバス車両数に60,000円を乗じて得た額 (2) 一般乗用旅客運送事業を営業者 市内の営業所で保有するタクシー車両数に43,000円を乗じて得た額								●	●	
神奈川県	逗子市	1	公共交通における 新型コロナウイルス 感染症拡大防止 支援事業	【事業概要】 公共交通における飛沫遮断板の設置、車両の消毒等の作業に係る経費を支援し、市中感染の予防を図る。 【概算事業費】 220万円(バス60台×2万円=120万円、タクシー100台×1万円=100万円)		○								
神奈川県	逗子市	1. 感染症防止対策	公共交通における 新型コロナウイルス 感染症拡大防止 支援事業	補助対象事業者 市内に営業所があるバス事業者 1者 逗子駅構内に乗り入れるタクシー事業者 4者 補助対象経費 交通事業者が行う飛沫遮断板等の設置及び車両の消毒等の作業に係る経費 補助率 予算総額等 バス50台×2万円=116万円 タクシー101台×1万円=101万円						●				
神奈川県	秦野市	1	市内公共交通事業者 へのマスクの支 給	市内公共交通事業者に対し、市から不織布マスク(21,300枚)の支給を行うことで、持続可能な公共交通の確保を支援 ・鉄道: 小田急線市内4駅 ・バス: 神奈川中央交通西株式会社秦野営業所 ・タクシー: 秦野市タクシー協議会(秦野交通株式会社、神奈 中タクシー秦野営業所、株式会社愛鶴)、個人タクシー 【予算額】101万円(専決処分)		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の活 用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
神奈川県	秦野市	2	秦野市地域公共交通 運行継続等支援 金(第1弾)	【目的・効果】 市内を運行する公共交通事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策における費用や運行継続等について、支援し地域公共交通の維持・確保を図る。 【交付額】 ・コミュニティタクシー事業者(1社)1台当たり10万円 ・タクシー事業者(3社)車両1台当たり5万円 ・個人タクシー事業者(9者)1者あたり5万円 【交付対象】 ・市内を運行するコミュニティタクシー事業者 ・市内に本社もしくは営業所を有するタクシー事業者 ・市内を営業区域とする個人タクシー事業者 【事業費】 18,754千円(上記、一市三町バス事業者支援の秦野市分含む。)		○								
神奈川県	秦野市	2	秦野市地域公共交通 運行継続等支援 金(第2弾)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年1月に緊急事態宣言が再発出され、乗客数及び収益が減少し、事業の継続が困難になることが懸念されるタクシー事業者等に対し、運行継続について支援し、市民の日常の足となる地域公共交通の維持・確保を図る。 【支援額】 ・コミュニティタクシー事業者(1社)300万円 ・タクシー事業者(3社)車両1台当たり2.5万円 ・個人タクシー事業者(9者)1者あたり2.5万円 【交付対象】 ・市内を運行するコミュニティタクシー事業者 ・市内に本社もしくは営業所を有するタクシー事業者 ・市内を営業区域とする個人タクシー事業者 【事業費】 5,675千円			○							
神奈川県	秦野市	2	秦野市地域公共交通 運行継続等支援 金	【目的・効果】 市内を運行する公共交通事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策における費用や運行継続等について支援し、地域公共交通の維持・確保を図る。 【交付額】 ・路線バス事業者(1社)車両1台当たり2.84万円 ※昨年支援の「秦野市・中井町・二宮町・大磯町広域公共交通連絡会」における人口按分比率とし、秦野市としての支援額は、1台当たり40,000円に、人口按分比率71%を乗じた額。 ・高速バス事業者(1社)1路線当たり4万円 ・乗合タクシー事業者(1社)車両1台当たり4万円 ・タクシー事業者(3社)車両1台当たり1万円 ・個人タクシー事業者(8者)1者あたり1万円 【交付対象】 ・市内に本社もしくは営業所を有する路線バス事業者 ・市内停留所を発着する高速バス路線を有する路線バス事業者 ・市内を運行する乗合タクシー事業者 ・市内に本社もしくは営業所を有するタクシー事業者 ・市内を営業区域とする個人タクシー事業者 【事業費】 6,595千円						●				
神奈川県	秦野市	2. 運行支援	秦野市地域公共交通 運行継続等支援 金	【目的・効果】 市内を運行する公共交通事業者に対し、燃料価格高騰分における費用や、感染症対策費用を相当分を、運行継続するために支援し、地域公共交通の確保維持を図る。 【交付額】 ・路線バス事業者(1社)車両1台当たり4.97万円 ※市内営業所から中井町、二宮町、大磯町を運行する車両があるため、秦野市としての支援額は、1台当たり7万円に人口按分比率71%を乗じた額。 ・乗合タクシー事業者(1社)車両1台当たり7万円。また、感染症対策費用として1台当たり20万円。 ・タクシー事業者(3社)車両1台当たり2.4万円 ・個人タクシー事業者(8者)1台当たり2.4万円 【事業費】 12,445千円										○
神奈川県	秦野市	4. その他	新型コロナウイルス ワクチン集団接 種移動困難者支援	【目的・効果】 自家用車等でワクチン集団接種会場に向かえない市民の移動手段の確保 【事業概要】 市内4駅などから接種会場までシャトルバス(無料)で、ワクチン接種対象者(高齢者等)を送迎する。 【事業費】(運行委託として) (1)6月~8月 27,601千円 (2)11月~12月 14,962千円										
神奈川県	秦野市・ 中井町・ 二宮町・ 大磯町 広域公共交 通連絡会	2	地域公共交通運行 継続等支援金	【効果・目的】 一市三町区域内を運行するバス事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策における費用や運行継続等について、連携して支援し、地域公共交通の維持・確保を図る。 【交付額】 ・区域内運行車両:10万円/台×174台 【交付対象】 ・区域内を運行するバス事業者 【予算額】 17,400千円(一市三町合算額)		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正額分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
神奈川県	厚木市	1	【令和2年度事業】 厚木市バス・タクシー車両感染拡大防止支援事業	路線バス及びタクシー事業者が、令和2年4月1日から令和3年3月19日までに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資する物品の購入及び作業に要した経費に対して、次の事業者の区分に応じた金額を上限に補助を行う。 ・路線バス事業者 市内営業所内で保有するバス車両1台につき2万円を上限 ・タクシー事業者 市内営業所内で保有するタクシー車両1台につき1万円を上限									
神奈川県	厚木市	1	【令和3年度事業】 厚木市公共交通車両等感染拡大防止支援事業	鉄道、路線バス及びタクシー事業者が、令和3年4月1日から令和4年3月18日までに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資する物品の購入及び作業に要した経費に対して、次の事業者の区分に応じた金額を上限に補助を行う。 ・鉄道事業者 市内に設置する鉄道駅1駅につき10万円を上限 ・路線バス事業者 市内営業所内で保有するバス車両1台につき10万円を上限 ・タクシー事業者 市内営業所内で保有するタクシー車両1台につき1万円を上限									
神奈川県	厚木市		ワクチン接種に係るバス・タクシーを活用する取り組み(情報提供)	1ワクチン接種会場への移動が困難な方にタクシー助成券を発行・助成内容 1人あたり片道500円または250円の助成券を4枚発行 2ワクチン接種会場への職員とワクチンの送迎にタクシーを利用									
神奈川県	厚木市	2. 運行支援	【令和4年度事業】 厚木市バス・タクシー原油価格高騰対策交付金	一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、燃料価格高騰分に相当する経費の一部の補助を行う。 ・路線バス事業者 市内営業所内で保有するバス車両1台につき6.9万円を上限 ・タクシー事業者 市内営業所内で保有するタクシー車両1台につき2.4万円を上限									
神奈川県	大和市	1	路線バス・タクシー新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業	【目的】 市民の日常生活に必要な公共交通としての路線バス・タクシーの運行において、新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図るため。 【事業概要】 路線バス及びタクシー事業者が、令和3年4月1日以降に行った、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する物品の購入・設置及び作業等に要した経費 ・路線バス事業者 市内営業所内で保有するバス車両1台につき上限2万円 ・タクシー事業者 市内営業所内で保有するタクシー車両1台につき上限1万円 【交付対象】 ・市内バス事業者及びタクシー事業者(個人タクシー含む) 【予算額】 3,820千円			○	○					
神奈川県	大和市	2. 運行支援	地域公共交通事業者支援事業	【目的】 市民の大切な移動手段として運行を続ける市内バス・タクシー事業者に対し、コロナ禍における原油価格等の物価の高騰の影響による負担の軽減を図る。 【事業概要】 原油価格高騰に対する補助として、路線バス事業者およびタクシー事業者が令和4年12月1日時点で保有している車両に対し、補助を行うもの。 ・路線バス事業者：市内に停留所がある路線に供するバス車両1台につき、60千円 ・タクシー事業者：市内営業所内で保有するタクシー車両1台につき、24千円 【補助対象事業者】 市内に営業所を持つ交通事業者(4社) 【予算額】 5,242千円									○
神奈川県	大和市	4. その他	新型コロナウイルス感染症対策中小企業臨時給付金事業 ※R3年度実施事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言の延長などを踏まえ、売り上げが減少した市内中小企業や個人事業主を支援すること 【事業概要】 売り上げ減少した中小企業等事業主へ一律10万円の給付金を支給する。 【予算額】 150,688千円						●			
神奈川県	大和市	4. その他	原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金事業 ※R4年度実施事業	【目的】 コロナ禍で原油価格・物価高騰の影響を受ける市内事業者の経営継続を幅広く支援すること 【事業概要】 原油価格・物価高騰の影響を受ける市内事業者に対して一律10万円の給付金を支給する。(運送業等は10万円を上乗せ) 【予算額】 360,500千円								●	
神奈川県	伊勢原市	1	バス・タクシー車両感染拡大防止支援事業	地域公共交通における感染拡大防止対策のため、国庫補助事業と連携して、市内バス・タクシー事業者内に車内消毒等費用を支援(バス2万円/台、タクシー1万円/台)									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	
					(R2・1次補正分の活用の有無)	(R2・2次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正繰越分)の活用の有無	(事業者支援分)の活用の有無	(追加事業者支援分)の活用の有無	(R3補正分)の活用の有無	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●		活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
神奈川県	南足柄市	2	公共交通事業者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスの影響により、事業継続に影響が生じている路線バス事業者に対し、事業継続支援を目的に補助金を交付することで、市民生活及び地域経済に必要な不可欠な公共交通を確保する。 【事業概要】 平常時の1週間に南足柄市内を運行するバスの本数に5,000円を乗じて得た額を交付する。 【交付対象】 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、南足柄市を管轄する営業所の月ごとの売上高の実績が前年同月と比較して5割以上減少した月が1月以上ある南足柄市内を通常運行する路線バス事業者。 【事業費】 7260千円						●				
神奈川県	南足柄市	2	公共交通事業者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスの影響により、事業継続に影響が生じているタクシー事業者に対し、事業継続支援を目的に補助金を交付することで、市民生活及び地域経済に必要な不可欠な公共交通を確保する。 【事業概要】 南足柄市内を営業区域としている営業所で保有するタクシー車両1台に対し、20,000円を乗じて得た額を交付する。 【交付対象】 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、南足柄市内を営業区域としている営業所の月ごとの売上高の実績が前年同月と比較して5割以上減少した月が1月以上ある大磯山駅前タクシー乗り場の構内権を有する事業者。 【事業費】 3120千円							●			
神奈川県	葉山町	1	葉山町バス・タクシー車両感染拡大予防支援事業補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の防止に取り組む公共交通事業者を支援するとともに、町民が安心して公共交通を利用できるよう車内の衛生的な環境を確保するため、公共交通事業者に対して予算の範囲内において葉山町バス・タクシー車両感染拡大防止支援事業補助金を交付する。 【交付額】 (1) 路線バス事業者 上限1,000,000円 (2) タクシー事業者団体 上限1,000,000円 【交付対象】 補助要件を満たす路線バス事業者とタクシー事業者団体 【事業費】 2,000,000円		○								
神奈川県	葉山町	2	ワクチン接種会場へのタクシー会社直通電話の設置	【目的・効果】 ・ワクチン接種会場からの移動の利便性を高め、ワクチン接種者の負担を軽減すること ・コロナで落ち込んだタクシー利用の促進 【事業概要】 ・ワクチン接種者が自宅へ帰る際にタクシーを利用しやすくなるため、ワクチン接種会場にタクシー会社直通電話を設置										
神奈川県	葉山町	4	新型コロナウイルスワクチン接種に係る送迎サービス	【目的・効果】 ・高齢者のワクチン接種会場までの移動の利便性を高め、ワクチン接種率の向上を図ること 【事業概要】 ・ワクチン接種希望者を対象としたワクチン接種会場への無料送迎バス(貸切)の運行(3カ月予定) 【事業費】 14,083千円										
神奈川県	葉山町	2. 運行支援	葉山町バス・タクシー事業者支援事業補助金	補助対象事業者: (1) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業し、町内を運行する路線がある事業者(一般乗合バス事業者) (2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業し、J.R. 逗子駅構内に乗り入れ可能な町内を営業区域とする事業者により構成される団体(タクシー団体) 補助対象経費: 1年間分の燃料価格高騰分の一部 補助額: (1) 一般乗合バス事業者 1台あたり35,000円(半年分) (2) タクシー団体 1台あたり12,000円(半年分) 予算総額: 6,484,000円										○
神奈川県	中井町	1	新型コロナウイルス感染症対策支援	【目的・効果】 町内外を運行するオンデマンドバス事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策のための費用として支援を実施。 【交付額】 ・オンデマンドバス事業者 車両1台当たり61千円 【交付対象】 町内外を運行している車両 2台 【事業費】 総額122千円										
神奈川県	中井町	1. 感染症防止対策	地域公共交通運行継続等支援事業補助事業	【目的・効果】 (1) 本町における地域公共交通の安定的な運行及び町民の日常的な移動手段を確保するため (2) 町民が安心して利用できる公共交通機関の確保及びコロナで落ち込んだバス利用者の回復 【事業概要】 路線バス運行事業者が実施する新型コロナウイルス感染症対策に係る経費に対して補助を行う。 【交付対象】 ・路線バス運行事業者 【事業費】 688千円						●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
神奈川県	大井町	2	大井町路線バス事業者緊急支援金事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むバス事業者を支援し、町民や観光客等が安心して利用できる環境整備を図る。 【交付額】 ・町内を運行する車両 1台当たり2万円 ・町内を運行する路線 1路線当たり10万円 【交付対象】 ・バス事業者 ・令和5年10月15日時点で町内を運行するバス路線を有する事業者 【事業費】 840千円		○							
神奈川県	大井町	2. 運行支援	路線バス事業者緊急支援事業	【補助対象者】 町内を運行するバス路線を有し、保有する乗合バスにおいて感染症対策を講じている路線バス事業者 【補助対象経費・補助率】 ①町内を運行するバス車両台数×20,000円 ②町内路線×100,000円 【予算総額】 680,000円					●				
神奈川県	大井町	2. 運行支援	タクシー事業者緊急支援事業	【補助対象者】 町内を運行区域に含む車両を有し、保有する車両において感染症対策を講じているタクシー事業者 【補助対象経費・補助率】 町内を運行区域に含む車両台数×20,000円 【予算総額】 660,000円					●				
神奈川県	大井町	2. 運行支援	バスロケーションシステム導入支援事業	【補助対象者】 町内を運行するバス路線を有し、保有する乗合バスにおいて感染症対策を講じている路線バス事業者 【補助対象経費・補助率】 (バスロケーション導入経費-国庫補助金) × 1/8 【予算総額】 1,987,000円					●				
神奈川県	大井町	1. 感染症防止対策	大井町公共交通事業者緊急支援金	【補助対象事業者】 町内を運行するバス路線を有し、保有する乗合バスにおいて感染症対策を講じている路線バス事業者 【補助対象経費・補助率】 ①町内を運行するバス車両台数×20,000円 ②町内路線×100,000円 ③バスロケーションシステム導入経費×1/2							●		
神奈川県	大井町	1. 感染症防止対策	大井町公共交通事業者緊急支援金	【補助対象事業者】 感染症対策(バスロケーションシステム運用関係を含む)を実施するタクシー事業者 【補助対象経費・補助率】 ・タクシー事業者 20,000円/台								○	
神奈川県	松田町	1	松田町高齢者等移動手段確保補助事業	新型コロナウイルス感染症予防のため、町が指定したタクシー会社(松田合同自動車、小田原報徳自動車、箱根登山ハイヤー、神奈中タクシー)に乗り上げた際、初乗り運賃(740円)を助成する制度 ・対象者:75歳以上の方、妊娠中で母子健康手帳をお持ちの方、出産後1年以内の方 ・チケットを交付 ※月9枚、最大2ヶ月有効(令和3年1月からは最大3ヶ月有効) 予算規模:5,000千円	○								
神奈川県	松田町	2	路線バス事業者緊急経営継続支援給付金事業	コロナ禍において事業継続に影響が生じている路線バス事業者に給付金を支給することで、新たな生活様式への対応と既存路線の維持に資する。 ＜内訳＞ ・町内を運行する系統数に1キロ当たりの限界突破と町内の系統距離を乗算した金額に、さらに3分の1を乗じた額 ・寄路線増発に依る固定経費に3分の1を乗じた額 ・事業者が有する乗合バスの台数に2万円を乗じた額		○							
神奈川県	松田町	4	各種協定期券払い戻し事業	緊急事態宣言下による外出自粛等により、協定期券購入者の定期券の使用機会が限られたことから各種協定期券の利用者について、一定期間分の払い戻しを行うもの。 ※協定期券は、利用者がバス定期券を購入する際に、町、及び事業者が金額の3分の1づつ負担することで、利用者の負担を3分の1にするというもの 予算規模:624千円		○							
神奈川県	山北町	2	山北町公共交通事業者緊急支援事業	【補助対象者】 町内で運行しているバス事業者 【補助対象経費・補助率】 バス保有台数×20,000円 2町内路線×100,000円 【予算総額】 740,000円		○							
神奈川県	山北町	2	山北町公共交通事業者緊急支援金	【交付額】 ・タクシー事業者 車両1台当たり2万円 【交付対象】 ・町内事業者(保有台数×2万円) : 対象1事業者・・・保有台数2台 ・町外事業者(町内駅にて常駐している台数×2万円) : 対象1事業者・・・常駐台数3台 【事業費】 100千円			○						
神奈川県	山北町	2. 運行支援	山北町バスロケーションシステム導入支援金	・補助対象事業者 町内を運行するバス路線を有する事業者 ・交付額 導入経費から国庫補助金を控除した額の1/16(上限1,000千円) ・予算総額 1,000千円					●				
神奈川県	山北町	1. 感染症防止対策	山北町公共交通事業者継続支援金	・補助対象事業者 町内を運行するバス路線を有する事業者 町内に本社、営業所を有するタクシー事業者 ・交付額 (バス事業者)町内を運行する路線数に10万円を乗じた額と町内を運行する車両台数に2万円を乗じた額の合算額 (タクシー事業者)本社、営業所が保有する車両台数に2万円を乗じた額 ・予算総額 880千円							○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
神奈川県	開成町	1	妊産婦健診時タク シー利用料金助成	公共交通機関の利用による感染リスクを低減するため、妊産婦が健診を受診する際のタクシー料金を助成 【対象】5月20日(水)～10月31日(土)の妊産婦健診時 【助成額】1人あたり上限2万円 予算総額:2,223千円(5月補正予算)	○								
神奈川県	開成町	1	路線バス感染症対 策緊急支援金交付	感染症対策を行う路線バス事業者に対し、支援金を交付。 【助成額】町への乗入れ台数1台につき2万円 予算総額:28万円(9月補正予算)		○							
神奈川県	開成町	1	公共交通事業者緊 急支援金交付事業	【目的・効果】 感染症対策に取り組むバス・タクシー事業者に対する経済的支援 【事業概要】 交付対象のバス1台につき40,000円、タクシー1台につき20,000円を交付 【交付額】 上記のとおり 【交付対象】 町内を運行する路線バス又は運行区域に町内を含むタクシーを保有する事業者 【事業費】 980千円									
神奈川県	真鶴町	1	真鶴町地域公共交 通維持特別支援事 業(仮)	事業概要:新型コロナウイルス感染症防止対策に対する支援及び奨励(消耗品・備品購入・使用料・賃借料) 補助対象事業者:町内公共交通事業者(3社) 補助対象経費:約2,400千円 内訳:消耗品等購入補助:約250千円 賃借料等:約2,150千円 補助率:(未定:要綱策定予定) 予算総額等:約2,400千円									
神奈川県	湯河原町	1	新型コロナウイルス 感染症感染予防 対策助成事業	《概要》 新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策を固める町内事業者等に対し、新型コロナウイルス感染予防にかかった経費の一部を助 成する。 《経費》 ・交通事業者 上限100,000円 ・神奈川県感染防止対策取組へ登録した事業所 10,000円以上乗せ ※1万円以上乗せは、臨時交付金(2次補正分)のみ実施 《補助率》 ・10/10 ※町内の交通事業者としてバス事業者2社とタクシー事業者4社が該当		○		○					
神奈川県	湯河原町	2	高齢者おでかけタ クシークーポン発 行事業	《概要》 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済対策及び交通弱者対策として、町内タクシー会社5社で利用できるタクシークーポンを発 行する。利用された分についてタクシー会社へ補助する。 《対象者及び経費》 ・80歳以上の町民が対象 ・対象者1人に対してクーポン2,000円分				●					
神奈川県	湯河原町	2. 運行支援	新たな日常生活へ の対応事業	《概要》 新型コロナウイルス感染症からの新たな日常生活への対応として、町内タクシー会社4社で利用できるタクシークーポンを発行する。 《対象者及び経費》 ・65歳以上の町民が対象 ・対象者1人に対してクーポン1,000円分							○		
神奈川県	湯河原町	2. 運行支援	高齢者おでかけ クーポン発行事業	《概要》 新型コロナウイルス感染症からの新たな日常生活への対応として、町内タクシー会社4社及び町内商店等で利用できるクーポンを発行 する。利用された分についてタクシー会社等へ補助する。 《対象者及び経費》 ・65歳以上の町民が対象 ・対象者1人に対してクーポン1,000円分							○		
神奈川県	愛川町	1	愛川町地域公共交 通支援事業(第1 弾)	バス事業者及びタクシー事業者に対して、消毒や飛沫防止措置などに要する感染防止経費の一部として、交付金を支給するとともに、 衛生環境の向上を図るため、バス折り返し場に設置されている老朽化したトイレを更新する費用の一部を助成するもの。 ・バス感染防止措置 町内を運行する路線バス車両1台あたり2万円 ・タクシー感染防止措置 町内に事業所を有するタクシー事業者の保有する車両1台あたり1万円 ・バス折り返し場トイレ更新事業補助 バス折り返し場に設置しているトイレ本体更新経費の1/2		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
神奈川県	愛川町	1	愛川町地域公共交 通支援事業(第2 弾)	バス事業者及びタクシー事業者に対して、消毒や飛沫防止措置などに要する感染防止経費の一部として、交付金を支給するもの。 ・バス感染防止措置 町内を運行する路線バス車両1台あたり3万円 ・タクシー感染防止措置 町内に事業所を有するタクシー事業者の保有する車両1台あたり1万円			○							
神奈川県	清川村	3	教育支援事業(高 等学校・大学等通 学費緊急支援補助 金)	概要 村内在住の高校生1年生から大学生4年生(専門学校等を含む)を対象とし、最寄りのバス停からの本厚木駅または橋本駅までのバス定期代について、通常、半額補助を実施しているところ、令和2年12月分まで全額補助とする。 対象者数 77人(見込みを含む) 予算額 4,403千円 (5月臨時会、補正予算(可決))	○									
神奈川県	清川村	1	生活交通確保対策 事業	概要 新型コロナウイルス感染症拡大の防止に取り組むバス事業者に対し、感染症対策に係る物品購入費などを補助することで、路線バスの運行継続を支援する。 対象者 村内で路線バスを運行している事業者 内 容 村内で運行しているバスの台数1台あたり2万円 予算額 360千円 (7月臨時会、補正予算(可決))										
神奈川県	大磯町	2	地域公共交通運行 継続等支援金	【目的・効果】 地域生活や経済活動を支える役割を果たす町内交通事業者が、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図り、地域公共交通サービスが維持されるよう、支援金を交付する。 【事業概要】 (1) タクシー事業者 ・町内に営業所があり、町内を営業区間とする一般乗用旅客自動車運送事業者 対象車両 (2) 町内営業所に在籍し、新型コロナウイルス感染症対策の取組強化を講じる必要がある事業用自動車 【事業費】 (1) 車両1台あたり2万円を交付 ・伊豆箱根タクシー-大磯営業所車両保有台数 → 23台 2万円(1台) × 23台 = 46万円							○			
神奈川県	大磯町	2. 運行支援	大磯町地域公共交 通継続等支援金交 付事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた1市3町(秦野市・中井町・二宮町・大磯町)を運行する交通事業者を支援し、市民(町民)生活に欠かせない地域に密着した輸送サービスを維持するための支援金 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり10万円 ・支援対象車両数 秦野・中井・二宮・大磯区域乗り入れ車両数 174台 【交付対象】 ・バス事業者 神奈川県中央交通株式会社 【事業費】 2,262千円(大磯町支援金分)			○							
神奈川県	大磯町	2. 運行支援	大磯町地域公共交 通事業者燃料高等 対応支援	7月補正予算 696千円 一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、感染症対策強化に関する費用を支援する。 一般乗合バス事業者(神奈川県中央交通株式会社) 35千円/台 12台 タクシー事業者(伊豆箱根交通株式会社) 12千円/台 23台									○	
神奈川県	二宮町	2. 運行支援	二宮町タクシー事 業者感染症対策等 支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図り、本町における地域公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行及び町民の日常的な移動手段を確保する 【補助事業者】 町内に営業所を有し、町内を営業区域としており、申請時点において、廃止又は休止しておらず、引き続き事業継続の意向を有するタクシー事業者 【補助対象経費】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための経費並びに地域公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行及び町民の日常的な移動手段の確保に資すると認められる経費(休業の補償や損失への補填を目的とする経費は含まない) 【補助金額】 1両あたり2万円 【予算総額】 480,000円(実際に執行したのは440,000円)										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
神奈川県	二宮町	2. 運行支援	地域公共交通運行 支援事業(バス・ タクシー物価高騰 支援上半期分)	地域を支える公共輸送サービスを確保するため、コロナ禍における燃料価格高騰等の影響を受けている一般乗合バスやタクシー事業者を支援する。 <補助金額> バス事業者 燃料費高騰分 35,000円×175台×0.12(人口割)=735,000円 感染症対策分 200,000円 タクシー事業者 燃料費高騰分 12,000円×23台=276,000円								●		
神奈川県	二宮町	2. 運行支援	地域公共交通運行 支援事業(バス・ タクシー物価高騰 支援下半期分)	地域を支える公共輸送サービスを確保するため、コロナ禍における燃料価格高騰の影響を受けている一般乗合バスやタクシー事業者を支援する。 <補助金額> バス事業者 燃料費高騰分 35,000円×175台×0.12(人口割)=735,000円 タクシー事業者 燃料費高騰分 12,000円×23台=276,000円									○	
神奈川県	箱根町	4. その他	公共交通事業者燃 料価格高騰対策支 援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、燃料価格高騰の影響を受けている一般乗合バス事業者やタクシー事業者を支援し、公共交通サービスの維持を図る。 【事業概要】 一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、燃料価格高騰分に相当する経費の一部を支援する。 一般乗合バス事業者 70千円/台 タクシー事業者 24千円/台 【交付対象】 ・一般乗合バス事業者及びタクシー事業者 【事業費】 2,576千円										
神奈川県	鎌倉市	2. 運行支援	鎌倉市公共交通原 油価格高騰対策補 助金	【対象事業者】 ○一般乗合バス事業者 ○タクシー事業者 ※市内に営業所を有し、市内に運行路線もしくは営業区域がある者 【補助内容】 急激な燃料費の上昇による、市内に営業所を有する一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、燃料価格高騰分に相当する経費の一部を支援する。 ○市内一般乗合バス事業者 35千円/台 ○市内タクシー事業者 12千円/台							○		●	
神奈川県	座間市	2. 運行支援	座間市地域公共交 通事業者燃料高騰 対応補助金交付事 業	一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、燃料価格高騰分に相当する経費の一部を支援する。 補助額：一般乗合バス事業者 35千円/台 タクシー事業者 12千円/台 補助対象期間：令和4年4月～令和4年9月 予算総額：3,875千円									●	
神奈川県	南足柄市	2. 運行支援	南足柄市地域公共 交通事業者燃料価 格高騰対応補助金	補助対象事業者：市内を運行する乗合バス事業者及びタクシー事業者 補助対象経費：燃料価格高騰分に相当する経費 補助率：1/2 予算総額：6,931千円 補助額：乗合バス事業者 35千円/台 タクシー事業者 12千円/台									●	
神奈川県	南足柄市	2. 運行支援	南足柄市鉄道事業 エネルギー価格 高騰対応補助金	補助対象事業者：市内を運行する鉄道事業者 補助対象経費：R4.4・R4.12の動力費の合計とR3.4・R3.12の動力費の合計の差額 補助率：1/2 予算総額：1,4700千円									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
埼玉県	埼玉県	2	地域公共交通運行 継続緊急支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 運行継続支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 【目的・効果】 感染防止対策を実施した上で運行を継続する地域公共交通事業者への支援金 【交付額】 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者 1法人当たり2,000千円 ・バス事業者 1法人当たり1,000千円+車両1台当たり10千円 ・タクシー事業者 1法人当たり100千円+車両1台当たり7千円 【交付対象】 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者 県内に本社を置く地域鉄道事業者 ・バス事業者 県内に本社又は営業所を置く事業者 ・タクシー事業者 県内に本社又は営業所を置く事業者 ※対象車両…令和2年3月31日時点で県内の営業所に配置する事業用自動車(市町村コミュニティバス、デマンドバス、高速乗合バスの車両及び予備車は除く。) バス路線維持対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 【目的・効果】 新型コロナウイルスの影響により、赤字幅が更に拡大した現行の補助路線に対して補助する。 【交付額】 収入減少相当額の1/2 【交付対象】 現行の補助対象路線(市町村・バス事業者) 【予算額】 14,440千円 		○								
埼玉県	埼玉県	2	地域公共交通安心 運行支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 【目的・効果】 業種別ガイドラインに準じた感染防止対策などを実施し利用者等に周知する地域公共交通事業者への支援金 【交付額】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域鉄道事業者 1法人ごと 500千円 + 35千円 × 車両数 ・路線バス事業者 1法人ごと 500千円 + 15千円 × 台数 ・法人タクシー事業者 1法人ごと 100千円 + 10千円 × 台数 ・個人タクシー事業者 1者ごと 20千円 【交付対象】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域鉄道事業者 県内に本社を置く地域鉄道事業者 ・路線バス事業者 県内に本社又は営業所を置く事業者 ・法人タクシー事業者 県内に本社又は営業所を置く事業者 ・個人タクシー事業者 県内に営業所を置く事業者 【予算額】 123,100千円 					●					
埼玉県	埼玉県	4	新型コロナウイルス ワクチン接種体 制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 1高齢者ワクチン接種センター <ul style="list-style-type: none"> 【目的・効果】 自宅用車等でワクチン接種会場に向かえない高齢者の交通手段の確保 【事業概要】 最寄り駅からワクチン接種会場まで無料のシャトルバスを運行し、高齢者の接種会場までの移動を支援 【事業費】 20,400千円 2東部ワクチン接種センター <ul style="list-style-type: none"> 【目的・効果】 自宅用車等でワクチン接種会場に向かえない県民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種会場が最寄り駅から遠いため、無料のシャトルバスを運行し、対象者の接種会場までの移動を支援 【事業費】 121,380千円 										
埼玉県	埼玉県	2. 運行支援	地域公共交通運行 継続支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> 【目的・効果】 燃料費高騰の影響を受ける地域公共交通事業者に対する支援金 【事業概要】 県内で運行を継続する乗合バス事業者及びタクシー事業者に対して、各月の原油価格、LPガス価格に応じた支援金を給付する。 【事業費】 428,800千円 										
埼玉県	さいたま市	2	市内公共交通の運 行継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> 【目的・効果】 公共交通の利用者が減少している交通事業者の事業継続を図る 【交付額】 <ul style="list-style-type: none"> 路線バス 50万円/事業者+5万円×系統数(市内駅発着) 法人タクシー 30万円/事業者+1万円×車両台数 個人タクシー 1万円 【交付対象】 <ul style="list-style-type: none"> 市内で運行している路線バス事業者 市内に営業所を有するタクシー事業者 【事業費】 41,770千円 		○								
埼玉県	さいたま市	1	ワクチン接種コ ミュニティバス臨 時運行	<ul style="list-style-type: none"> 【目的・効果】 集団接種会場(見沼区、岩槻区の区役所等)までの移動手段の確保 【事業概要】 集団接種会場(見沼区、岩槻区の区役所等)でワクチン接種を受ける方及び付添人等の移動手段として、コミュニティバスを臨時運行する。(ワクチン接種以外の方の利用可) 【運行事業者】 市内バス事業者 										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分)の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
埼玉県	さいたま市	1	ワクチン接種専用バス運行	【目的・効果】 集団接種会場(西区、北区、見沼区、桜区、南区、岩槻区の区役所等)までの移動手段の確保 【事業概要】 集団接種会場(西区、北区、見沼区、桜区、南区、岩槻区の区役所等)でワクチン接種を受ける方及び付添人等の移動手段として、コミュニティバスと同様のルートでワクチン接種専用バスを運行する。 【運行事業者】 市内バス事業者 【事業費】 21,104千円 ※事業費については、変更の可能性あり。									
埼玉県	さいたま市	1	ワクチン接種シャトルタクシー運行	【目的・効果】 集団接種会場(大宮区、中央区、浦和区、緑区の区役所)までの移動手段の確保 【事業概要】 集団接種会場(大宮区、中央区、浦和区、緑区の区役所等)でワクチン接種を受ける方及び付添人等の移動手段として、駅と集団接種会場間で無料シャトルタクシーを直通運行する。 【運行事業者】 市内タクシー事業者 【事業費】 4,990千円 ※事業費については、変更の可能性あり。									
埼玉県	さいたま市	1	特設接種会場シャトルバス運行	【目的・効果】 特設接種会場(市宮桜木駐車場、浦和競馬場)までの移動手段の確保 【事業概要】 特設接種会場(市宮桜木駐車場、浦和競馬場)でワクチン接種を受ける方及び付添人等の移動手段として、駅と特設接種会場間で無料シャトルバスを直通運行する。 【運行事業者】 市内バス事業者									
埼玉県	さいたま市	1	民間等施設接種会場シャトルタクシー運行	【目的・効果】 民間等施設接種会場(見沼グリーンセンター)までの移動手段の確保 【事業概要】 民間等施設接種会場(見沼グリーンセンター)でワクチン接種を受ける方及び付添人等の移動手段として、駅と民間等施設接種会場間で無料シャトルタクシーを直通運行する。 【運行事業者】 市内タクシー事業者									
埼玉県	さいたま市	1	民間等施設接種会場シャトルバス運行	【目的・効果】 民間等施設接種会場(芝浦工業大学大宮キャンパス)までの移動手段の確保 【事業概要】 民間等施設接種会場(芝浦工業大学大宮キャンパス)でワクチン接種を受ける方及び付添人等の移動手段として、駅と民間等施設接種会場間で無料シャトルバスを直通運行する。 ※上記内容については、7/31からの運行となるため、見込みとなります。									
埼玉県	さいたま市	2. 運行支援	地域公共交通事業者への補助	【目的・効果】 国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格等の高騰など厳しい事業環境にある市内の地域公共交通事業者を支援するもの。 【交付額】 路線バス 100万円/事業者+10万円×系統数(市内駅を出発、到着又は経由する系統) 法人タクシー 50万円/事業者+5万円×車両台数 個人タクシー 5万円 【交付対象】 市内で運行している路線バス事業者 市内に営業所を有するタクシー事業者 【事業費】 125,300千円									
埼玉県	白岡市	2	交通事業者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、利用者の減少などの影響を受けている交通事業者に対し、支援金を交付することで事業継続を支援する。 【事業概要】 交通事業者への支援金 ・市内事業者 車両1台当たり10万円 ・市外事業者 車両1台当たり5万円 【交付対象】 令和3年4月1日時点で白岡駅又は新白岡駅に係る乗入営業承認申請等を行っているタクシー事業者、市内で路線バスを運行しているバス事業者及び市内で貸切バス事業を行っているバス事業者 【事業費】 5,200千円					○				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで活用し たものに●	
埼玉県	白岡市	2	交通事業者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、利用者の減少などの影響を受けている交通事業者に対し、支援金を交付することで事業継続を支援する。 【事業概要】 交通事業者への支援金 ・市内事業者 車両1台当たり10万円 ・市外事業者 車両1台当たり5万円 【交付対象】 令和4年4月1日時点で白岡市に乗り入れ申請を行っているタクシー事業者及び市内で路線バスを運行しているバス事業者 【事業費】 3,250千円		○								
埼玉県	白岡市	2. 運行支援	交通事業者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症に加えて燃料価格及び物価の高騰の影響の中、交通事業者に対し、支援金を交付することで事業継続を支援する。 【事業概要】 交通事業者への支援金(令和4年1月1日から同年3月31日まで) ・乗合バス事業者 市内走行距離1km当たり5円 ・貸切バス事業者 走行距離1km当たり5円 ・タクシー事業者 車両1台当たり2万円 【交付対象】 令和4年9月1日時点で白岡駅又は新白岡駅に係る乗り入れ申請を行っているタクシー事業者、市内で路線バスを運行しているバス事業者及び市内で貸切バス事業を行っているバス事業者 【事業費】 1,160千円									●	
埼玉県	松伏町	1	松伏町公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症予防対策を実施した経費の一部として、1事業者につき10万円を助成し、運行事業者を支援する。 【交付額】 町内公共交通事業者1者に対し、一律10万円 【交付対象】 町内に事業所のあるバス及びタクシー事業者 【予算額】 400千円	○									
埼玉県	松伏町	2	松伏町公共交通事業者継続支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による外出自粛を受け、町民の重要な移動手段を担うバスやタクシー事業者が、今後も継続して運行を続けるための支援をし、町民生活の安定を図るため、支援金を給付する。 【交付額】 町内公共交通事業者1者に対し、一律10万円 【交付対象】 町内に事業所のあるバス及びタクシー事業者 【予算額】 400千円		○								
埼玉県	松伏町	2	松伏町公共交通事業者事業継続支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による外出自粛を受け、地域経済及び住民生活に不可欠な地域公共交通を確保・維持するための支援する。 【交付額】 町内事業者で所有するバス車両数×8万円 町内事業者で所有するタクシー車両数×5万円 【交付対象】 町内に事業所のあるバス及びタクシー事業者 【予算額】 7,250千円		○								
埼玉県	松伏町	4. その他	公共交通事業者支援事業	【目的・効果】 コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける町内のバス・タクシーの公共交通事業者の負担軽減を図るもの。 【事業概要】 バス事業者 松伏町内事業所で所有するバス車両1台につき 8万円 タクシー事業者 松伏町内事業所で所有するタクシー車両1台につき 5万円 【事業費】 7,220千円									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
埼玉県	松伏町	4. その他	公共交通事業者支援事業	【目的・効果】 コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける町内のバス・タクシーの公共交通事業者の負担軽減を図るもの。 【事業概要】 バス事業者 松伏町内事業所で所有するバス車両1台につき 8万円 タクシー事業者 松伏町内事業所で所有するタクシー車両1台につき 5万円 【事業費】 7,220千円								●		
埼玉県	狭山市	2	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する交通事業者を支援し、市民生活に欠かさない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり20万円(市内のみ運行)、 車両1台当たり10万円(市外も運行) ・タクシー事業者 車両1台当たり2万円 【交付対象】 ・バス事業者 令和2年4月1日時点で市内を運行している車両 ・タクシー事業者 令和2年4月1日時点で、市に提出した同年4月1日から令和3年3月31日までの期間における「乗入営業承認申請書」に記載された市内駅周辺の常時駐車車両 【事業費】 4,800千円		○								
埼玉県	狭山市	2	狭山市公共交通対策臨時支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する交通事業者を支援し、市民生活に欠かさない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり20万円(市内のみ運行)、10万円(市外も運行) ・タクシー事業者 車両1台当たり2万円 ・市内観光バス事業者 車両1台当たり20万円 【交付対象】 ・バス事業者 令和3年2月1日時点で平日に市内を運行している車両 ・タクシー事業者 令和3年2月1日時点で、市内を運行している車両 ・市内観光バス事業者 令和3年2月1日時点で、事業を営み、一般貸切旅客自動車運送業で国土交通省へ届け出している車両 【事業費】 12,100千円			○							
埼玉県	狭山市	1	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(集団接種会場設置業務)	【目的効果】 駐車場のない新型コロナウイルスワクチン集団接種会場と、駐車場(市庁舎)の間の、市民(主に高齢者)の交通手段を確保するもの。 【事業概要】 借り上げバスにより、市庁舎と集団接種会場の間を運行する。利用料は無料。										
埼玉県	狭山市	4	P・C・R検査等受診者搬送支援事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でP・C・R検査会場に向かない市民の交通手段の確保 (2) 自家用車等でワクチン接種会場に向かない市内在住高齢者の交通手段の確保 (3) 医療機関等でのP・C・R検査の結果、陽性者となり自宅療養となったが、自宅までの交通手段がない市民の交通手段の確保 【事業概要】 民間のタクシー会社と委託契約し、市で購入したワンボックス車(除圧パネル装備)を使用し搬送するもの。交通手段を持たない市民が受検したP・C・R検査医療機関へ相談することや、ワクチン接種対象の高齢者が接種会場までの交通手段がないことを地域包括支援センターへ相談することにより、医療機関や地域包括支援センターが委託業者へ支援を依頼して搬送する。自己負担はなし。 【R2決算額】 3,811,500円 【R3予算額】 10,560千円		○								
埼玉県	狭山市	2. 運行支援	事業者応援！公共交通対策臨時支援金	【事業概要】 燃料費の高騰やコロナ禍における人流抑制による交通事業者の厳しい経営状況を踏まえ、事業継続の支援としてバスやタクシー車両の保有台数に応じた支援金を交付するもの 【支援金】 路線バス事業者 市内路線1系統あたり20万円 市域をまたぐ路線1系統あたり 10万円 タクシー事業者 車両1台あたり 2万円 観光バス事業者 貸し切りバス車両1台あたり 20万円 ※令和2年度に実施した事業と同様の支援を検討中 【予算額】 1,350万円⇒市内12系統×20万円=240万円 市外7系統×10万円=70万円 タクシー事業者(4事業者80台)=160万円 観光バス事業者(4事業者44台)=880万円									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
埼玉県	八潮市	2	地域公共交通の維持・確保支援事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、公共交通の利用者が減少し、経営に大きな影響がある公共交通事業者に対し、ウイルスの感染拡大防止策に係る費用を補助し、事業の維持・確保を支援する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり2万円 ・タクシー事業者 車両1台当たり1万円 【交付対象】 ・バス事業者 市内の路線を運行するために必要な車両 ・タクシー事業者 八潮市タクシー協会に加入している事業者が所有する車両 【事業費】 2,890千円		○							
埼玉県	八潮市	2	地域公共交通の維持・確保支援事業	【目的】 市内の交通空白地域を補完するために、バス事業者と協定を結び運行しているコミュニティバスについては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用者の減少する厳しい経営環境となっていることから、現状の事業を維持・確保するために、バス事業者を支援する。 【交付額】 ・1,000千円 【交付対象】 ・コミュニティバスを運行しているバス事業者 【事業費】 1,000千円		○							
埼玉県	八潮市	2	地域公共交通維持・確保支援事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大により、公共交通の利用者が減少し、交通事業者の経営を圧迫していることから、今後も継続して公共交通を維持・確保するために支援を行う。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台に当たり2万円 ・タクシー事業者 一律10万円(個人事業主は5万円)と車両1台に当たり1万円 ・八潮市コミュニティバスを運行している事業者 一律400万円 【交付対象】 ・バス事業者 市内の路線を運行するために必要な車両 ・タクシー事業者 八潮市タクシー協会に加入している事業者及びその事業者が所有する車両 ・コミュニティバス運行事業者 八潮市コミュニティバスを運行している事業者 【事業費】 7,340千円						●			
埼玉県	八潮市	2. 運行支援	八潮市地域公共交通運行継続支援事業	【目的】 コロナ禍における原油価格の高騰により、交通事業者の経営を圧迫していることから、今後も継続して公共交通を運行してもらうために支援を行う。 【補助対象事業者】 ●バス…市内を運行しているバス事業者(3社)に対して、令和4年10月から令和5年3月までの市内を走行する際に消費する軽油量に高騰分の燃料費を乗じた額を支払う。 ●タクシー…八潮市タクシー協会に加入している事業者(法人4社、個人1社)に対して、令和4年10月から令和5年3月までの消費するオートガソリンに高騰分の燃料費と突動率を乗じた額として1台64千円を支払う。 【補助対象経費】 ●バス…半年間におけるバスの市内走行距離(全車両分)÷燃費(路線バス:3km/ℓ、コミュニティバス:3.6km/ℓ)×燃料費高騰分(25円/ℓ)÷補助金額(千円未満切り捨て) ●タクシー…タクシー1車両の1日の走行距離(149キロ)×182日÷燃費(8km/ℓ)×燃料費高騰分(36円/ℓ)×突動率(53.1%)÷64千円(千円未満切り捨て) 【事業費】 ●11,210千円								●	
埼玉県	三郷市	2	市内公共交通(路線バス・タクシー)の運行継続緊急支援	・市内路線バス事業者に運行距離に応じて 最大500万円 ・市内タクシー事業者に一律200万円 の支援金を支給 予算規模:2,900万円(6月補正予算案)	○								
埼玉県	三郷市	4	高齢者移動支援事業	コロナ禍によって移動の機会が制限され、引きこもりやフレイルの状況になりやすい高齢者に、日常生活等における移動支援を行うため市内タクシー利用券を配布します。 【対象者】 65歳以上の高齢者(基準日2月1日時点で三郷市に住居票があるかた) 【助成内容】 1人5,000円(500円券×10枚) 【配布方法】 郵送(2月中旬を予定) 【総事業費】 2億660万円(令和3年度補正予算額 1億780万円)							○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
埼玉県	三郷市	4	妊産婦移動支援事業	コロナ禍における妊産婦健診や日常生活における移動を支援するため、妊婦のかたに市内タクシー利用券を配布します。 【対象者】 令和5年1月31日までに母子健康手帳の交付を受けた妊婦 【配布内容】 1人20,000円(500円券×40枚) 【配布方法】 ① 令和4年2月以前に母子健康手帳を交付済の方…郵送 ② 令和4年3月以降に母子健康手帳を受けとる方…妊婦面談で手渡し 【総事業費】 5,246万円(令和3年度補正予算額 657万円)							○			
埼玉県	三郷市	2. 運行支援	路線バス支援事業	【目的・効果】 長期化している新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、昨今の原油価格高騰が路線バス事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、市内公共交通網を維持するため、当該燃料価格上昇分をはじめとする経営支援を目的とする。 【事業概要】 市内を運行する路線バス事業者に運行距離に応じて支援金を交付する 【交付対象】 市内を運行するバス事業者であって、行先の異なる乗車及び降車可能な停留所を複数もつ事業者 【事業費】 8000千円										
埼玉県	飯能市	2	飯能市公共交通対策臨時支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市内各種施設の休業及び外出自粛の要請により、利用者の減少等大きな影響を受けている交通事業者に対して事業の継続に向けた支援を行う。 【支援対象】 ・飯能駅又は東飯能駅を発着地として運行するバス路線を有している路線バス事業者 ・飯能市内に営業所を有するタクシー事業者 【支援金の額】 ・路線バス事業者 令和2年4月1日時点で、飯能市内を運行する路線1系統につき10万円を乗じて得た額 ・タクシー事業者 令和2年4月1日時点で、事業用登録車両1台につき1万円を乗じて得た額	○									
埼玉県	飯能市	1	飯能市路線バス混雑緩和対策補助金	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、バス路線における車内の混雑緩和対策のために必要な増便の運行に対し、補助金を交付する。 【補助対象】 飯能駅又は東飯能駅を発着地として運行するバス路線を有している路線バス事業者 【補助経費】 車内の混雑緩和対策のために必要な増便の運行に係る経費 【補助金額】 増便の運行に係る費用(人件費、燃料油脂費、一般管理費その他経費)の額 【対象期間】 令和2年9月1日～令和3年3月31日		○								
埼玉県	飯能市	1	飯能市公共交通安心運行支援金	【目的】 市民の日常の安心・安全な移動に資するため、新型コロナウイルス感染症の拡大により更なる衛生対策を余儀なくされた公共交通事業者を支援する。 【支援対象】 ・飯能駅又は東飯能駅を発着地として運行するバス路線を有している路線バス事業者 ・飯能市内に営業所を有するタクシー事業者 【支援金額】 ・路線バス事業者 以下の条件を満たす車両を運行する路線1系統につき10万円を乗じて得た額 ①日本バス協会「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」を参考とし、必要な感染症対策を実施している車両 ・タクシー事業者 以下の条件を満たす車両1台につき2万円を乗じて得た額 ①令和2年9月1日時点で飯能市内に所在する営業所に有する事業用登録車両 ②一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会「タクシーにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」を参考とし、必要な感染症対策を実施している車両		○								
埼玉県	飯能市	2	飯能市地域公共交通事業者支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市内各種施設の営業時間短縮及び休業並びに外出自粛の要請による利用者の減少により、長期にわたり大きな影響を受けている交通事業者に対して、事業継続に向けた支援を行う。 【支援対象者】 (1) 飯能駅又は東飯能駅を発着地として運行するバス路線を有している路線バス事業者 (2) 市内に営業所を有するタクシー事業者 【支援金の額】 (1) 路線バス事業者 令和3年1月1日時点で、市内を運行する路線1系統につき15万円 (2) タクシー事業者 令和3年1月1日時点で、市内の営業所に所在する事業用登録車両1台につき2万円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
埼玉県	飯能市	2	飯能市地域幹線交 通維持確保支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市内各種施設の営業時間短縮及び休業並びに外出自粛の要請による利用者の減少により、長期にわたり大きな影響を受けている市内の地域幹線となるバス路線の維持確保に向けた支援を行うため 【対象路線】 網形成計画に地域幹線として位置付けられているバス路線 【対象経費】 令和2年の対象路線の(経常費用-経常収益)の額から令和元年の対象路線の(経常費用-経常収益)を減じて得た額 【支援金の額】 対象経費の1/2									
埼玉県	飯能市	2	令和3年度飯能市 地域公共交通事業 者支援事業	【目 的】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い発出された緊急事態宣言により、市内各種施設で行う営業時間の短縮及び休業、そして、外出自粛の要請による利用者の減少などの影響を受けている交通事業者に対して、事業継続に向けた支援を行うものである。 【対 象】 ・市内路線バス事業者 ・市内タクシー事業者 【支援額】 ・路線バス 市内の年間実車走行キロ 1,000kmにつき10,000円 ・タクシー 営業車両1台当たり 一律80,000円						●			
埼玉県	飯能市	2	令和3年度第2次飯 能市地域公共交通 事業者支援金	コロナ禍におけるライフスタイルの変化や人流抑制の継続等により厳しい経営状況が継続している公共交通事業者に対して事業継続に向けた支援を行う。 対象 ・市内路線バス事業者 2事業者(国際興業線を除く) ・市内タクシー事業者 4事業者 支援額: ・(路線バス) 年間実車走行距離 1,000kmにつき10,000円 ・(タクシー) 事業用登録車両1台当たり 一律 80,000円								○	
埼玉県	飯能市	2	令和3年度飯能市 地域幹線交通維持 確保支援金	国際興業線との協定に基づき、市内バス路線の中で飯能市地域公共交通計画に地域幹線としての位置づけのある路線(軸となる路線)について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により利用者の減少が続き、大きな影響を受けていることから、当該路線の維持と事業継続に向けた支援を行う。 対象者: 国際興業線 対象路線: 湯の沢線、名郷線、名栗車庫線、上赤沢線、双柳循環、西武飯能日高線 支援額: 対象路線の令和3年(1月~12月)の対令和元年の減収額により支出(上限20,000千円)								○	
埼玉県	飯能市	2. 運行支援	令和4年度飯能市 地域公共交通事業 者支援金	コロナ禍における原油価格・物価高騰などの影響を受けて、燃料費等の高騰により運行経費が増大している交通事業者に対し事業継続に向けた支援を行う。 【支援対象】 ・市内路線バス事業者 3事業者 ・市内タクシー事業者 4事業者 【支援内容】 ・(路線バス) 令和2年度中の実車走行距離 1,000kmにつき16,000円 ・(タクシー) 事業用登録車両1台につき139,000円									●
埼玉県	飯能市	2. 運行支援	令和4年度第2次 飯能市地域公共交 通事業者支援金	コロナ禍における原油価格・物価高騰などの影響を受けて、燃料費等の高騰により運行経費が増大している交通事業者に対し事業継続に向けた支援を行う。 【支援対象】 ・市内路線バス事業者 3事業者 ・市内タクシー事業者 4事業者 ・自家用有償旅客運送事業者 1事業者 【支援内容】 ・(路線バス) 令和3年度中の実車走行距離 1,000kmにつき14,000円 ・(タクシー) 事業用登録車両1台につき80,000円 ・(自家用有償旅客運送事業者) 1事業者につき500,000円									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	
					(R2・1次補正分の活用有無)	(R2・2次補正分の活用有無)	(R2・3次補正分の活用有無)	(R2・3次補正繰越分)の活用有無	(事業者支援分)の活用有無	(追加事業者支援分)の活用有無	(R3補正分)の活用有無	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
埼玉県	所沢市	2	所沢市交通事業者支援給付金	【目的・効果】 事業の継続に向けた支援 【経費内容】 50万円に所有車両1台当たり20万円を加算した額 【積算根拠】 基本額については、事業規模等を勘案しつつ、他自治体で行われている先行事例を参考に決定。車両1台当たりの積算根拠については、事業者1台当たりの感染予防対策費用を照会して決定。 【対象者】 貸切バス事業者	○									
埼玉県	所沢市	4	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場送迎バス	【目的・効果】 公共交通機関(鉄道等)の利用に合わせ最寄り駅より集団接種会場へ送迎バスを運行し利便性を高める。また、車いす対応のバスも運行し身体等に障害のある方も安全で安心して乗降できる。 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が集団接種会場で接種する際に、最寄り駅と会場間で無料バスを運行し、利用することが出来る。 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で対応										
埼玉県	所沢市	2	所沢市交通事業者支援給付金	【目的・効果】 事業の継続に向けた支援 【経費内容】 ・路線バス事業者：50万円に市内路線バス1系統あたり20万円を加算した額 ・貸切バス事業者：50万円に所有車両1台当たり20万円を加算した額 ・タクシー事業者：10万円に所有車両1台当たり3万円(個人タクシー事業者を除く)を加算した額 【積算根拠】 基本額については、事業規模等を勘案しつつ、他自治体で行われている先行事例を参考に決定。車両1台当たりの積算根拠については、事業者1台当たりの感染予防対策費用を照会して決定。 【対象者】 路線バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者	○									
埼玉県	所沢市	2	所沢市交通事業者支援給付金	【目的・効果】 事業の継続に向けた支援 【経費内容】 貸切バス事業者：50万円に所有車両1台当たり20万円を加算した額 ・タクシー事業者：10万円に所有車両1台当たり3万円(個人タクシー事業者を除く)を加算した額 【積算根拠】 基本額については、事業規模等を勘案しつつ、他自治体で行われている先行事例を参考に決定。車両1台当たりの積算根拠については、事業者1台当たりの感染予防対策費用を照会して決定。 【対象者】 貸切バス事業者、タクシー事業者					●					
埼玉県	所沢市	4	新型コロナウイルスワクチン接種送迎業務委託事業(集合ワゴンタクシー)	【目的・効果】 公共交通機関(鉄道等)の利用に合わせ、会場の最寄り駅より集団接種会場へ送迎車を運行し、利便性を高める。また、車いす対応の車両で、身体等に障害のある方も安全で安心して乗降できる。 【事業概要】 ワクチン接種対象者が集団接種会場で接種する際に、最寄り駅と会場間で送迎車を運行し、利用することができる。運賃は無料。(混雑時はお体が不自由な方、妊婦の方等が優先となる) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で対応。										
埼玉県	所沢市	2. 運行支援	所沢市交通事業者支援給付金	【目的・効果】 事業の継続に向けた支援 【経費内容】 ・路線バス事業者：50万円に市内路線バス1系統あたり20万円を加算した額 ・貸切バス事業者：150万円に所有車両1台当たり10万円を加算した額 ・タクシー事業者：10万円に所有車両1台当たり3万円(個人タクシー事業者を除く)を加算した額 【積算根拠】 基本額については、事業規模等を勘案しつつ、他自治体で行われている先行事例を参考に決定。車両1台当たりの積算根拠については、事業者1台当たりの感染予防対策費用を照会して決定。 【対象者】 路線バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者										○
埼玉県	北本市	2	路線バス運行維持支援事業	市内で路線バスを運行する事業者(ただし、市の要請により運行する路線に限る) 市内路線バスの運行を維持し、市民の移動手段の確保に協力する路線バス運行事業者の支援 路線バス1路線(市内バス路線)つき一律40万円を支給 3路線×40万円=120万円	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
埼玉県	北本市	2	路線バス運行維持支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛等の影響により、利用者の減少など大きな影響を受けている市内路線バスの運行を維持し、事業の維持・継続に向けた支援を行うもの。 【交付額】 「北本市路線バス運行維持支援給付金交付要綱」内の別表に規定する運行系統を有するバス路線で、1路線につき30万円を支給(支給は1回のみ) 【交付対象】 「北本市路線バス運行維持支援給付金交付要綱」内の別表に規定する運行事業者(2社) 【事業費】 7路線×30万円=210万円					○		○		
埼玉県	草加市	1	草加市公共交通事業者緊急支援金	<事業概要> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する取り組みを実施する、市内を運行するバス事業者及び市内に営業所を置くタクシー事業者に対して、支援金を交付します。 <支援金額> ・バス事業者・・・市内を運行するバス事業者が保有する市内を運行するバスの台数×2万円 ・タクシー事業者・・・市内に営業所を置くタクシー事業者が保有する当該営業所に登録されているタクシーの台数×1万円									
埼玉県	本庄市	1	タクシー事業者への支援	【目的・効果】 交通事業者が十分な新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じることができるよう、運転手や車両等の衛生対策を補完する支援 【支援内容】 手拭消毒剤の配布(480ml、18個入り30箱を所有車両台数に応じて配布) 【支援対象】 市内のタクシー事業者(5社) 【事業費】 1,130千円									
埼玉県	本庄市	2	地域公共交通維持特別対策事業支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う、外出自粛の要請等により、公共交通利用者数が減少し、地域公共交通事業者の経営に大きな影響が生じていることから、事業の維持・確保を図る。 【支援内容】 地域公共交通事業者(タクシーの各事業者)が保有する車両1台につき5万円を支援金として支給する(対象車両90台)。 【支援対象】 市内のタクシー事業者(5社) 【事業費】 4,500千円			○						
埼玉県	本庄市	4	ワクチン接種用タクシー利用料金助成事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスワクチン接種接種の集団接種会場や病院・診療所等までの交通手段がない市民の交通手段を確保する。 【支援内容】 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために利用するタクシー料金の一部助成 【支援対象】 ワクチン接種対象者(高齢者及び重度心身障害者) 【事業費】 29,165千円			○						
埼玉県	本庄市	2	本庄市旅客運送事業者等維持特別対策事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響が生じている乗合バス事業者、貸し切りバス事業者及び運転代行業者に対し、事業の維持・確保を目的として補助金を交付する。 【支援内容】 事業の維持・確保に要する経費を補助(軽自動車・普通自動車・ワゴン車50千円/台、小型・中型・大型バス200千円/台) 【支援対象】 市内に運行路線を有する乗合バス事業者4社、市内に本社のある貸し切りバス事業者4社(内1社は乗合バスと重複)、市内に本社のある自動車運転代行業者8社 【事業費】 15,700千円(軽自動車・普通自動車・ワゴン車50千円×38台=1,900千円、小型・中型・大型バス200千円×69台=13,800千円)			○	●					
埼玉県	日高市	2	地域公共交通臨時支援事業	市内に事業所又は路線のあるタクシー、バス事業者に支援金を交付 タクシー1台 1万円 バス1系統 10万円 予算総額177万円		○							
埼玉県	日高市	2	地域公共交通臨時支援事業	市内に事業所又は路線のあるタクシー、バス事業者に支援金を交付 ・タクシー1台あたり：20千円 ・バス路線1系統あたり：150千円 [予算総額：3,490千円]			○						
埼玉県	日高市	2	地域公共交通臨時支援金	市内に事業所又は路線のあるタクシー、バス事業者に支援金を交付 基本額150千円に加えて ・タクシー1台あたり：30千円 ・市内のバス停留所路線1箇所あたり：50千円 を加算した金額を交付する [予算総額：4,110千円]						○			

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
埼玉県	日高市	2	地域公共交通臨時 支援金	市内に事業所又は路線のあるタクシー、バス事業者に支援金を交付 基本額150千円に加えて ・タクシー1台あたり：30千円 ・市内のバス停留所路線1箇所あたり：50千円 を加算した金額を交付する 【予算総額：4,110千円】								○	
埼玉県	日高市	2. 運行支援	地域公共交通臨時 支援金	市内に事業所又は路線のあるタクシー、バス事業者に支援金を交付 基本額150千円に加えて ・タクシー1台あたり：30千円 ・市内のバス停留所路線1箇所あたり：50千円 を加算した金額を交付する 【予算総額：8,220千円】									○
埼玉県	深谷市	2	深谷市地域公共交 通維持特別対策事 業	【目的】 新型コロナウイルス感染拡大の影響により利用者が激減する中、地域経済及び市民生活に不可欠な地域公共交通を確保・維持 するため、現在も運行を維持している地域公共交通事業者（路線バスおよびタクシーの各事業者）に対し補助金を交付し、事業継続を 支援するための支援金を交付する。 【交付額】 ・路線バス事業者：対象となるバス車両1台に対し 1,000,000円 ・タクシー事業者：対象となる車両1台に対し 50,000円 【交付対象】 ・路線バス事業者：道路運送法第4条に規定する許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業を営む者 ・タクシー事業者：道路運送法第4条に規定する許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業を営む者 ※添付資料必要 1令和元年度、令和2年度事業実績比較表 2事業報告書の写し（令和2年1月1日を基準に車両保有台数を確認ができ る許可書の写し準備） 3該当車両の自動車検査証の写し 【事業費】 5,000千円		○							
埼玉県	深谷市	2. 運行支援	深谷市貸切バス事 業者及び自動車代 行業者支援金	【目的】 貸切バス・自動車運転代行業者を支援することにより運行を維持する。 【事業概要】 新型コロナウイルス感染拡大の影響より利用減少に見舞われた貸切バス・運転代行業者に対して、保有自動車の台数に応じて補助金 を支給して支援する。 【交付対象】 貸切バス・自動車運転代行業者であり市内に本社がある法人又は主たる営業所を有する個人 【補助額】 ①貸切バス 車両1台につき 大型30万円 中型20万円 小型10万円 ②自動車運転代行 随行用自動車1台につき 2万円 【事業費】 12,160千円								○	
埼玉県	加須市	2	公共交通輸送力増 強等促進事業	【目的・効果】 感染症の拡大に伴う影響を受けている交通事業者に対して事業の継続に向けた支援を行い、交通弱者の移動手段を確保する。 【交付額】 バス事業者1,650,000円×1社=1,650,000円 タクシー事業者1,000,000円×3社=3,000,000円 【交付対象】 市内を運行する交通事業者4者 【予算額】 4,650千円		○							
埼玉県	加須市	4	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業（移動支援）	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 新型コロナウイルスワクチン接種のための移動支援として、災害時要援護者名簿に登録された市民に対し、タクシー及びコミュニ ティバスにも使用できる地域通貨を配布。 【交付額】 ・1人2,000円（500円券×4枚） 【交付対象】 ・災害時要援護者名簿に登録の市民 【事業費】 19,106千円									

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
埼玉県	坂戸市	2. 運行支援	タクシー事業者支 援金給付事業	【目的・効果】 タクシー事業は、新型コロナウイルス感染症の流行で利用者が減少しており、厳しい経営環境が続いているところ、タクシー事業者により運行されているコミュニティバスの運行継続に支障を来すおそれがあるため、タクシー事業者に支援金を給付する。 【事業概要】 令和4年9月1日を基準にして、市内に事業所があるタクシー事業者に対し、市内保有車両台数1台当たり10万円を給付する。 【事業費】 11,000千円									○
埼玉県	坂戸市	2. 運行支援	坂戸市バス事業者 運行継続支援金交 付事業	【目的・効果】 市民が安心かつ継続して公共交通機関である路線バスを利用することができるようにするため、新型コロナウイルス感染症の影響により収益が悪化しながらも、感染拡大の防止対策に取り組みながら事業を継続している路線バス事業者を支援することを目的とする。 【事業概要】 (1) 路線バス事業者：市内営業距離1km当たり20万円 (2) 高速バス事業者：市内に停留所がある事業者に対し発着便当たり10万円 (運休中の便を含む) 【事業費】 7,660千円									○
埼玉県	鶴ヶ島市	2	タクシー事業者事 業継続支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運賃収入が減少している市内タクシー事業者を支援 【交付額】 車両1台当たり5万円 【交付対象】 感染症対策を行うタクシー車両 【事業費】 550千円		○							
埼玉県	鶴ヶ島市	2	UDタクシー車両 導入補助金	【目的】 経営持続化に資する環境性能等に優れたUDタクシー車両を導入する市内タクシー事業者を支援 【交付額】 車体本体価格等の1/2に相当する額(上限180万円) 【事業費】 1,800千円		○							
埼玉県	鶴ヶ島市	2	新型コロナワクチ ン集団・大規模接 種の接種者輸送に 係るシャトル便運 行業務	【目的・効果】 主に75歳以上の方の接種会場までの輸送支援 【事業概要】 鶴ヶ島市役所と接種会場間を、タクシー車両でシャトル運行する 【交付対象】 タクシー事業者 【事業費】 タクシー時間制運賃×運行時間									
埼玉県	鶴ヶ島市	4. その他	市内公共交通事業 者支援経費	【目的・効果】 コロナ禍における原油価格の高騰の影響を受けている市内のタクシー事業者に対して、燃料費の負担軽減を図り、経営を支援する。 【事業概要】 保有するタクシー1台につき、10万円を交付する。 【交付対象】 道路運送法第4条の一般用旅客自動車運送事業の許可を受け、市内に事業所をもつタクシー事業者 【事業費】 1,100千円 〔内訳〕市内事業者1社 タクシー保有台数11台 100千円×11台=1,100千円									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
埼玉県	入間市	2	地域公共交通(路 線バス・タク シー)支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市内各種施設の休業や外出自粛の要請により、利用者の減少など大きな影響を受けながらも感 染予防対策を実施しつつ、運行を継続している交通事業者に対して支援を行う。 【交付額】 バス 市内1系統20万円、市外1系統10万円 合計：15系統240万円 タクシー 保有台数1台につき2万円 個人タクシー事業者は1事業者につき10万円 合計：136台312万円 【交付対象】 ・令和3年1月7日時点で事業を営み、今後も事業を継続する意思がある者 ・市内を運行する一般乗合旅客自動車運送事業者 ・市内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者又は市内の駅1拠点を置き、乗り入れを行っている一般乗用旅客自動車運送事 業者 ・市内に営業所を有する個人経営タクシー事業者 【予算額】 5,520千円			○						
埼玉県	入間市	4	貸切観光バス事業 者緊急支援金事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種施設への休業や外出自粛の要請による利用者の減少などの大きな影響を受けている市内観 光バス事業者に対し、事業の継続に向けた支援を図る 【交付額】 対象者が所有する観光バス1台当たり20万円 【交付対象】 令和2年12月1日時点で事業を営み、今後も継続する意思がある者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う市内に主たる事業所を有する観光バス 事業者 【予算額】 6,400千円			○						
埼玉県	坂戸市	1	坂戸市マタニティ タクシー利用料金 助成事業	【事業の内容】妊婦層を行った者に、40枚綴りの利用券(初乗り運賃相当額)を交付する 【補助対象者】令和2年4月1日～令和2年12月未だに母子健康手帳の交付を受けた妊婦の方 【対象事業者】市内に営業所を有するタクシー事業者(6社) 【補助対象経費】初乗り運賃相当額(一人40回以上限) 【予算】3,371千円	○								
埼玉県	上尾市	1	上尾市民間路線バ ス感染症対策支援 事業	【対象事業者】市内を運行する民間バス事業者 【対象経費】感染拡大防止に関する費用 【支給額】市内運行距離や路線バス保有台数に応じて、200万円を上限に支給 【予算額】428万円									
埼玉県	上尾市	2	上尾市民間路線バ ス燃油価格高騰対 策事業交付金	補助対象事業者：道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、上尾市内 で路線バスを運行する者。 交付額：市内を運行する路線バスにおける1日あたりの総運行距離(キロメートル)を3で除して得た数に34.9円を乗じて得た額 に150(円)を乗じて得た額を2で除して得た額(当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。) と、200万円とを比較して、いずれか少ない額。 予算総額：3,091千円			○						
埼玉県	鴻巣市	1	感染症拡大防止対 策給付金事業	【目的・効果】 市内衛生環境の確保や飛沫感染防止対策を支援 【交付額】 ・コミュニティバス運行事業者 車両1台当たり3万円 ・デマンド交通運行事業者 車両1台当たり2万円 【交付対象】 ・コミュニティバス運行事業者 ・デマンド交通運行事業者 【事業費】 ・200万円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上りの) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
埼玉県	鴻巣市	2. 運行支援	タクシー運行継続 支援事業(2回目)	【目的・効果】 市内を運行するタクシーの事業継続を支援 【交付額】 ・基本額(1事業者あたり50万円)+加算額(1台につき3万円を乗じて得た額) 【交付対象】 ・市内に事業所のある法人タクシー事業者 【事業費】 ・4,010千円								●	
埼玉県	越谷市	1	バス・タクシー感 染拡大防止支援事 業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する取り組みを実施する公共交通事業者に対する支援 【交付額】 ・路線バス1台2万円×129台 ・タクシー1台1万円×279台 【交付対象】 ・バス事業者 市内を運行する路線バス事業者 ・タクシー事業者 市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者 【事業費】 5370千円	○								
埼玉県	越谷市	2	バス・タクシー運 行継続支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス禍の下、市民生活や経済活動を支える、公共交通事業者に対する支援 【交付額】 ・路線バス1台20万円×131台 ・タクシー1台10万円×347台 【交付対象】 ・市内を運行する路線バス事業者 ・市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者 【予算額】 60900千円		○							
埼玉県	越谷市	2	地域公共交通利用 支援事業	【目的・効果】 (1) コロナで利用者数が落ち込んだバスとタクシーの利用者の回復、及び新規利用者の獲得 (2) ワクチン優先接種者の速やかなワクチン接種の促進 【事業概要】 市内在住の高齢者の方々を対象として、市内のバスとタクシーの乗車に利用できる「越谷市高齢者バス・タクシー共通利用券」を配布し、地域公共交通の利用を促進する。 【配布対象者】 令和3年度の年度年齢が65歳以上となる市民 【配布額】 1人当たり3,000円(100円券×30枚) 【利用できる公共交通】 市内を運行する路線バス、市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者のタクシー(限定含む)				○					
埼玉県	越谷市	2. 運行支援	バス・タクシー燃 料価格高騰対策支 援事業	【目的・効果】 地域公共交通網の維持確保を図るため、燃料価格高騰の影響を受けながらも市内を運行するバス事業者、及び市内に本社又は営業所を 置くタクシー事業者に対して、支援を行う。 【交付額】 ・路線バス1台44,000円×129台 ・タクシー1台19,000円×281台 【交付対象】 ・バス事業者 市内を運行する路線バス事業者 ・タクシー事業者 市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者 【事業費】 11,015千円								○	
埼玉県	越谷市	2. 運行支援	バス・タクシー燃 料価格高騰対策支 援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、燃料価格高騰の影響を受けながらも運行を継続する、公共交通事業者に対する支援 【交付額】 ・路線バス1台 44,000円 × 129台 ・タクシー1台 19,000円 × 281台 【交付対象】 ・バス事業者 市内を運行する路線バス事業者 ・タクシー事業者 市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者 【予算額】 11,015千円								●	
埼玉県	川越市	2	路線バス運行継続 支援事業	【目的・効果】 路線バス利用者の減少が続く中、市民生活を支える公共交通として、運行を維持している路線バス事業者を支援する。 【交付額】 50万円+市内を運行する路線バスの総系統数×30万円 ※上限500万円(1事業者あたり) 【交付対象】 市内に本社・営業所を有する路線バス事業者 【予算額】 12,000千円			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
埼玉県	川越市	2. 運行支援	市内タクシー事業者への運行継続支援	①新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛等の影響により、利用者が減少している中、市民等の移動手段として運行を継続しているタクシー事業者に対して支援金を支給する。 ②法人タクシー：基本額500千円+車両数×3万円 個人タクシー：3万円 ③予算総額：16,430千円 ④市内に本社又は営業所を有する法人タクシー事業者、又は本人の住所が市内にある個人タクシー事業者				●						
埼玉県	川越市	2. 運行支援	川越市公共交通事業者燃料価格等高騰対策事業継続支援金	①事業の概要 新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、燃料価格等の高騰により更に厳しい経営状況が続いている公共交通事業者の事業継続を支援することにより、本市における地域公共交通の安定的な運行及び市民の日常生活における移動手段の確保を図るため、路線バス事業者及びタクシー事業者に対して支援金を交付する。 ②補助対象事業者 (1)市内に本社又は営業所を有し、乗合バス路線を運行する路線バス事業者 (2)市内に本社又は営業所を有する法人タクシー事業者 (3)市内に居住する個人タクシー事業者 ③補助対象経費、補助率 (1)路線バス事業者：基本額50万円+(バス運行系統数×30万円) ※上限600万円 (2)法人タクシー：基本額50万円+(保有車両数×4万円) (3)個人タクシー：4万円 ④予算総額：34,000千円										
埼玉県	新座市	3	新座市地域公共交通検討支援業務委託事業	十分な感染拡大防止対策を講じたMaaS等の新たな地域公共交通体系を整備するための調査・検討を交通コンサルタントに委託する事業 ・予算額 7,700千円		○								
埼玉県	新座市	2. 運行支援	交通事業者支援金交付事業	市民の身近な移動手段であり、また原油価格高騰に直面しながらも経済活動を支える交通事業者への支援を行いバス・タクシー等の運行継続のため支援金を給付する。 路線バス：1事業者当たり500千円、1系統当たり50千円 法人タクシー：1事業者当たり300千円、1台当たり10千円 併せて上限1,000千円 個人タクシー：1事業者当たり300千円									○	
埼玉県	春日部市	2	春日部市公共交通運行継続支援金	【対象事業者】 市内において定期運行するバス路線(深夜急行バス、臨時バスを除く。)を有するバス事業者、市内を営業区域とし、春日部市市管理構内タクシー協議会に加盟しているタクシー事業者 【交付金額】R2.4.8現在 ・バス事業者 12の合計 1市内停留所1か所につき8万円 2市内乗入れ駅道駅1駅につき30万円 ・タクシー事業者 12の合計 1市内営業所に配置する車両1台につき5万円 2法人60万円、個人事業者15万円 【予算総額】 2,300万円		○								
埼玉県	春日部市	4	赤ちゃんお出かけサポート事業	【目的・効果】 新生児とその保護者が人と人の接触機会をできる限り減らし、安心して外出ができるようタクシーを利用する際に使用できる市内共通商品券を支給する。 【交付額】 市内共通商品券 10,000円 【交付対象】 令和3年1月1日～令和4年3月31日までに生まれた新生児の保護者1750人 【事業費】 19,174千円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
埼玉県	春日部市	2	春日部市公共交通 運行継続支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった公共交通事業者に対して、運行の継続を支援するために支援金を支給する 【事業概要】 路線バス事業者・・・市内鉄道駅に接続するバス路線の運行に使用する車両台数(市コミュニティバスの運行に使用する車両台数を除く。)1台につき20万円 市内タクシー事業者・・・各事業者が市内の営業所に配置する事業用自動車として登録されているタクシー車両1台につき10万円 【交付対象】 ・バス事業者…市内において定期運行し、市内鉄道駅に接続するバス路線(深夜急行バス、臨時バスを除く。)を有する事業者 ・タクシー事業者…春日部市市管理構内タクシー協議会に加盟している事業者 【事業費】 25,600千円(事業費助成として)						○				
埼玉県	春日部市	2	春日部市貸切観光 バス事業者特別支 援金	【補助対象事業者】 次の(1)~(3)の条件を全て満たす事業者 (1)道路運送法第3条第1号の一般貸切旅客自動車運送事業を営業者であって、市内に主たる事業所を有する貸切観光バス事業者であること (2)申請日時点において、今後も事業を継続する意思を有すること (3)暴力団等の反社会的勢力に属する者でないこと。また、代表者又は役員が暴力団員となっている法人に該当しないこと。 【補助対象経費】 (1)大型バス 保有する車両1台につき50万円 (2)中型バス 保有する車両1台につき40万円 (3)小型バス・マイクロバス 保有する車両1台につき30万円 (4)ワゴンバス 保有する車両1台につき20万円 【予算総額】 11,700千円						○				
埼玉県	朝霞市	2. 運行支援	交通事業者感染症 対策支援金	【目的・効果】 交通事業者の事業継続に向けた支援 【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者の減少、燃料費の高騰による輸送コスト増加等の影響を受けながらも、感染防止対策を実施しながら運行を継続している交通事業者に対して支援金を交付するもの。 【交付対象】 ①路線バス事業者 ②タクシー事業者 【交付額】 ①基本額50万円+1系統あたり5万円 ②基本額40万円+駅前広場の専用台数1台あたり1万円(ただし、事業所が市外に所在する場合は基本額10万円) 【事業費】 5,640千円			○				○			
埼玉県	熊谷市	1	「STOPコロナ」地 域公共交通支援事 業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の要請により、利用者の減少など大きな影響を受けながらも感染防止対策を実施しつつ、運行を継続している交通事業者に対し、予算の範囲内において熊谷市「STOPコロナ」地域公共交通支援金を交付する。 【交付額】 1. 路線バス事業者 1補助対象：路線バス：熊谷駅、籠原駅を含み、市内に2つ以上のバス停がある路線を運行するバス事業者における、当該路線に使用するバス車両 空港バス：当該バス事業者における、熊谷駅、籠原駅を含む羽田空港行き高速バスの便数。 2算定根拠：路線バス：100千円/1台 空港バス：300千円/1台 2. タクシー事業者 1補助対象：熊谷地区構内営業タクシー協議会に加入するタクシー事業者における、熊谷市内に使用の本拠を置くタクシーの台数。 2算定根拠：50千円/1台 【事業費】 17,000千円			○							
埼玉県	熊谷市	1	「STOPコロナ」地 域公共交通支援事 業	【目的・効果】 市内循環バスは、緊急事態宣言下においても減便等の運行調整をすることなく、市民のくらしの足を守るため運行を継続しているが、新型コロナウイルス感染症の影響による乗車数の減少に伴い運行収入は減少している。現在、対前年度比7割程度を維持しているが、以前の水準まで回復することは困難であると考えられる。このような状況の中、感染症対策を施し、事業継続のため運行経費の一部を支援することで地域公共サービスを維持する。 【交付額】 市内循環バス事業の運行経費の1割 【事業費】 14,200千円			○							
埼玉県	熊谷市	1	秩父鉄道ICカード 乗車券導入支援事 業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症対策として、秩父鉄道株式会社の高度化を促進し、利便性の向上を図るため、ICカード乗車券導入を支援し、沿線地域の活性化に貢献することとなり、持続可能な公共交通を維持していく。 【交付額】 秩父鉄道株式会社のICカード乗車券導入を支援するため、秩父鉄道整備促進協議会(5市3町で構成)へ負担金として支出するもの。 【沿線市町での限度額】1億3,500万円 【負担金算出根拠】 (1)人口割：3割(合併前人口1割5分、合併後人口1割5分) (2)乗降客数割：3割 (3)駅数割：1割 (4)各駅への導入機種機能割：3割 【事業費】 39,055千円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
埼玉県	熊谷市	2	熊谷市「STOPコロナ」地域公共交通支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の要請により、利用者の減少など大きな影響を受けながらも感染防止対策を実施しつつ、運行を継続している交通事業者(路線バス事業者・タクシー事業者)へ支援を行う。 【目的・効果】 (1) 新型コロナウイルス感染症対策による感染拡大防止 (2) コロナで落ち込んだバス利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 感染防止対策を実施しつつ、運行を継続している路線バス事業者・タクシー事業者へ支援を行う。 【交付対象】 ・路線バス事業者、タクシー事業者 【事業費】 29,600千円(支援金として)						○				
埼玉県	熊谷市	2. 運行支援	公共交通等支援事業(バス事業者)	【目的・効果】 ・コロナ禍における燃料費高騰の影響を受けている事業者に対し経営を支援することで、地域公共交通の運行継続を図る。 【事業概要】 ・路線バス事業者に対し支援金として路線バス50千円/台、空港バス50千円/台を補助する。 【交付対象】 ・市内に2つ以上のバス停がある路線バス事業者 【事業費】 ・3,850千円									●	
埼玉県	東松山市	2	公共交通事業継続支援金	1 感染防止対策をしながら運行を継続する公共交通事業者を支援 2 支援金の交付 3 【基本額】 路線バス1事業者100万円×3社 【加算額】 路線数×10万円 【基本額】 タクシー1事業者50万円×3社 【加算額】 ※台数×7千円 4 市内を運行する路線バス事業者 市内に本店を有するデマンドタクシー事業者		○								
埼玉県	鳩山町	1	—	デマンドタクシー及び町内循環バス(コミュニティバス)の運転手に車内の除菌用としてアルコールスプレーを支給。また、デマンドタクシー(3台)の運転席の後ろに飛沫末端防止用透明カーテンを設置。予算規模は約2万円で、町の消耗品費で対応。										
埼玉県	鳩山町	2	—	デマンドタクシー・町内循環バス(コミュニティバス)・町営路線バスは、運行主体である鳩山町地域公共交通会議(町からの負担金や利用者からの運賃収入等が財源)で運行費の補助を行っており、新型コロナウイルスの影響で乗客数が減少した分についても結果的に運行費の補助を行っている。										
埼玉県	鳩山町	1	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業(デマンドタクシー・町内循環バス乗車券無料配布)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだデマンド交通利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動にデマンドタクシー及び町内循環バス(コミュニティバス)を無料で利用できるよう、乗車券4回分(2往復分)を、ワクチン接種の案内リーフレットに印刷して無料配布する。 【交付対象】 デマンドタクシー及び町内循環バス(コミュニティバス) 運行事業者 【事業費】 160千円										
埼玉県	鳩山町	2	公共交通事業継続支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の減少により、収益に大きな影響を受けている中、町内の自主運行路線の運行を継続している路線バス事業者に対し、その継続を支援(支援金の交付) 【交付額】 基本額: 路線バス1事業者100万円×1社、加算額: 路線数(3路線)×10万円 【交付対象】 ・町内を運行する路線バス事業者							●			
埼玉県	鳩山町	1	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業(デマンドタクシー・町内循環バス乗車券無料配布)(2回目)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだデマンド交通利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動にデマンドタクシー及び町内循環バス(コミュニティバス)を無料で利用できるよう、乗車券2回分(1往復分)を、ワクチン接種の案内リーフレットに印刷して無料配布する。 【交付対象】 デマンドタクシー及び町内循環バス(コミュニティバス) 運行事業者 【事業費】 80千円										
埼玉県	鳩山町	2	公共交通事業継続支援金(2回目)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の減少により、収益に大きな影響を受けている中、町内の自主運行路線の運行を継続している路線バス事業者に対し、その継続を支援(支援金の交付) 【交付額】 基本額: 路線バス1事業者100万円×1社、加算額: 路線数(3路線)×10万円 【交付対象】 ・町内を運行する路線バス事業者								●		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
埼玉県	鳩山町	2. 運行支援	公共事業継続支援 金	【目的・効果】 町内の自主運行路線の運行を継続している路線バス事業者に対し、その継続を支援(支援金の交付) 【交付額】 基本額: 路線バス1事業者100万円×1社、加算額: 路線数(3路線)×10万円 【交付対象】 ・町内を運行する路線バス事業者				○						
埼玉県	杉戸町	2	公共交通事業者支 援事業	【目的・効果】 公共交通機関における感染への対策及び運行維持による地域の移動手段の確保 【交付額】 車内の消毒をはじめ、運転手や乗客の感染防止対策など、安心して公共交通機関を利用するために必要な経費を支援し、持続的な町内 での公共交通運行を図るための支援金として交付 路線バス事業者 1社 200,000円 車両1台につき10,000円加算 タクシー事業者 3社 各100,000円 車両1台につき7,000円加算 【交付対象】 路線バス事業者、タクシー事業者 【事業費】 955千円		○								
埼玉県	杉戸町	1	町内巡回バス安 全・安心確保事業	【目的・効果】 町内巡回バスにおける新型コロナウイルス感染症対策 【交付額】 車両の感染防止対策及び車内の乗車人数を把握するための乗降カウントシステム等の設置経費への補助として交付 飛沫ネット、消毒液、空気清浄機の設置費用 3台分 877千円 乗降カウントシステムと付随するバスローテーションシステム導入費用 3台分 3,593千円 【交付対象】 コミュニティバス運行事業者 【事業費】 4,470千円		○								
埼玉県	杉戸町	2	公共交通応援事業	【目的・効果】 公共交通機関における感染への対策及び運行維持による地域の移動手段の確保 【交付額】 車内の消毒をはじめ、運転手や乗客の感染防止対策など、安心して公共交通機関を利用するために必要な経費を支援し、持続的な町内 での公共交通運行を図るための支援金として交付 路線バス事業者 1社 200,000円 車両1台につき10,000円加算 タクシー事業者 3社 各100,000円 車両1台につき7,000円加算 【交付対象】 路線バス事業者、タクシー事業者 【事業費】 955千円			○							
埼玉県	杉戸町	4	町内巡回バス運 行事業の拡大	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 (2) 外出機会の分散化による感染リスクの軽減 【事業概要】 町内巡回バス「あいあい号」の平日運行に加え、土日(一部祝日)も運行する。 ワクチン接種クーポン郵送時に一日乗車券を同封し、ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動に巡回バスを利用した場 合、その運賃を無料とする。 【交付対象】 杉戸町地域公共交通推進協議会(巡回バスの運行に関する協定を締結している) 【事業費】 10,000千円(補助金として)			○							
埼玉県	杉戸町	4	杉戸町新型コロナ ワクチン接種無料 送迎バス運行業務 委託	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 【事業概要】 新型コロナワクチンの集団接種に合わせて、集団接種会場への無料送迎バスを運行。 ワクチン接種に行かれる場合に限る、乗車時に、「接種券」または「予防接種済証」を提示することで乗車できる。 【交付対象】 一般貸切旅客自動車運送事業者 【事業費】 3,060千円										
埼玉県	杉戸町	4	新型コロナワクチ ン接種会場タク シー借上事業	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 【事業概要】 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方や介護保険制度において要介護認定(要支援1・2、 要介護1~5)を受けている方が新型コロナワクチン接種会場への送迎にタクシーを利用する場合、1回の乗車ごとに、対象者1人につき 乗車料金500円と、迎車料金300円を負担する。 【交付対象】 タクシー事業者 【事業費】 330千円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
埼玉県	杉戸町	2. 運行支援	公共交通事業者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているバス、タクシー会社に運営資金を助成することで、原油価格高騰による燃料費負担に直面している交通事業者を支援する。 【交付額】 車内の消毒をはじめとした運転手や乗客の感染防止対策経費のほか、原油価格高騰により増嵩する燃料費に対応するために必要な経費を支援し、持続的な町内での公共交通運行を図るための支援金として交付 路線バス事業者 1社 200,000円 車両1台につき10,000円加算 タクシー事業者 3社 各100,000円 車両1台につき7,000円加算 【交付対象】 路線バス事業者、タクシー事業者 【事業費】 921千円										
埼玉県	越生町	4	越生町新型コロナウイルスワクチン接種専用タクシー利用料金助成事業(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業)	【目的・効果】 新型コロナウイルスワクチン接種に伴い、接種会場までの交通手段を持たない町民に対してタクシーの利用料金を助成することで、ワクチン接種を円滑に進めることを目的とする。 【事業概要】 自宅と接種会場までの往復に限り利用できるタクシー利用券 1回上限1,500円×往復×2回接種分(合計6,000円) 【交付対象】 ・70歳以上で自動車を持っていない者 ・免許返納者 ・身体障害者手帳の交付を受けている65歳以上の者 【事業費】 5,000千円										
埼玉県	越生町	2	越生町公共交通事業者支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている公共交通事業者に対し、感染防止対策の実施など、事業継続に向けた支援を行うことを目的とする。 【交付額】 1事業者20万円 【交付対象】 ・タクシー事業者(事業者数:1) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者のうち、令和3年4月1日において越生町内に本店のあるタクシー事業者 ・バス事業者(事業者数:1) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者のうち、令和3年4月1日において越生町の区域内で路線バス運行事業を行う事業者 【事業費】 400千円(200千円×2事業者)		○								
埼玉県	越生町	2. 運行支援	越生町公共交通事業者支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症及びコロナ禍において原油価格高騰等の影響を受けた公共交通事業者に対し、感染防止対策の実施など、事業継続に向けた支援を行うことを目的とする。 【交付額】 1事業者30万円 【交付対象】 ・タクシー事業者(事業者数:1) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者のうち、令和4年4月1日において越生町内に本店のあるタクシー事業者 ・バス事業者(事業者数:1) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者のうち、令和4年4月1日において越生町の区域内で路線バス運行事業を行う事業者 【事業費】									●	
埼玉県	三芳町	4	妊婦買い物代行事業	【目的・効果】 感染症によって薬や生活用品等の購入に困難が伴う妊婦を対象とし、タクシー事業者に買い物代行を実施してもらうことで生活の維持に資するとともに、利用者が減少しているタクシー事業者の売上確保にも寄与する。 【交付額】 タクシー事業者への委託料 1回につき3200円 【交付対象】 町内に営業所を持つタクシー事業者のうち、この業務を行える者 【予算額】 57千円(利用回数に合わせて減額補正済み)		○								
埼玉県	三芳町	2	三芳町新型コロナウイルス感染症対策交通移動支援事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない住民の交通手段の確保 (2) コロナ禍における住民の生活移動の支援。 【事業概要】 町内在住の70歳以上の高齢者を対象とし、1枚500円相当のタクシー利用券×4枚(計2,000円)を補助する。 【交付額】 ・使われたタクシー利用券の枚数×500円及び事務手数料×100円 【交付対象】 ・域内タクシー事業者(6社) 【事業費】 18327千円					○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分 ・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用した ものに○ 1/31まで申請した ものに●	
埼玉県	三芳町	2	三芳町新型コロナウイルス感染症対策交通移動支援事業(第2期)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない住民の交通手段の確保 (2) コロナ禍における住民の生活移動の支援。 【事業概要】 町内在住の70歳以上の高齢者を対象とし、1枚500円相当のタクシー利用券×2枚(計1,000円)を補助する。 【交付額】 ・使われたタクシー利用券の枚数×500円及び事務手数料×100円 【交付対象】 ・域内タクシー事業者(6社) 【事業費】 7672千円							○			
埼玉県	三芳町	2	三芳町新型コロナウイルス感染症対策交通移動支援事業(第3期)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない住民の交通手段の確保 (2) コロナ禍における住民の生活移動の支援。 【事業概要】 町内在住の70歳以上の高齢者を対象とし、1枚500円相当のタクシー利用券×2枚(計1,000円)を補助する。 【交付額】 ・使われたタクシー利用券の枚数×500円及び事務手数料1枚につき100円 【交付対象】 ・域内タクシー事業者(6社) 【事業費】 7,671千円									○	
埼玉県	三芳町	2. 運行支援	三芳町新型コロナウイルス感染症対策交通移動支援事業(第4期)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない住民の交通手段の確保 (2) コロナ禍における住民の生活移動の支援。 【事業概要】 町内在住の70歳以上の高齢者を対象とし、1枚500円相当のタクシー利用券×2枚(計1,000円)を補助する。 【交付額】 ・使われたタクシー利用券の枚数×500円及び事務手数料1枚につき100円 【交付対象】 ・域内タクシー事業者(6社) 【事業費】 7,676千円									○	
埼玉県	小鹿野町	2	小鹿野町一般貸切旅客自動車運送事業者および一般乗用旅客自動車運送事業者給付金交付事業	【目的・効果】 (1) 住民の移動手段の維持・確保 (2) 交通事業者の事業継続の支援 【事業概要】 コロナで売り上げが落ち込んでいる貸切バス事業者およびタクシー事業者に対し、事業を継続していくための車検整備および法定点検代の一部を補助 【交付額】 バス 1台30万円 タクシー 1台20万円 【交付対象】 町内に本店・営業所を置く一般貸切旅客自動車運送事業者および一般乗用旅客自動車運送事業者 【事業費】 2600千円		○					●			
埼玉県	小川町	2	小川町公共交通緊急支援金交付事業	【目的・効果】 外出自粛等により利用者の減少等大きな影響を受けている公共交通事業者に対して、事業継続に向けた支援を行い、運行の継続維持を図る。 【交付額】 路線バス事業者200万円×3路線(2社)/路線バス事業者※自主運行路線 150万円×1路線(1社)/タクシー事業者車両1台につき2万円(2社合計19台) 【交付対象】 小川町駅を発着地として運行する路線バス事業者及びタクシー事業者/小川町内に営業所のあるタクシー事業者 【事業費】 7,880千円		○								
埼玉県	小川町	2. 運行支援	公共交通緊急支援事業	【目的・効果】 コロナ禍における利用客の減少や原油価格の高騰等の影響を受け、厳しい経営状況が続く公共交通事業者の事業継続を支援することで、路線バス等、町民の移動手段を確保する。 【交付額(事業継続支援)】 路線バス事業者200万円×3路線(2社)/路線バス事業者※自主運行路線 150万円×1路線(1社)/タクシー事業者車両1台につき2万円 【交付額(燃料費高騰支援)】 路線バス事業者23万円~98万円/タクシー事業者車両1台につき2万円 【交付対象】 小川町駅を発着地として運行する路線バス事業者及びタクシー事業者/小川町内に営業所を有するタクシー事業者 【事業費】 10,400千円									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
埼玉県	東秩父村	2	公共交通事業者応援 給付金支給事業	【目的・効果】 村内において運行する、路線バス事業者及び空白地有償運送事業者に対して、支援金の交付により財政面で支援を実施し、運行の継続維持を図る。 【経費内容】 バス事業者及び空白地有償運送事業者への運行継続支援金 【交付額・積算基礎】 前年度と比較し、令和2年3月～6月の乗車人員数を基礎数値として算定 ・路線バス事業者(初乗り運賃)×(小学生児童を除いた減少人数)＝支援額 230円×15,673人＝3,604,790円 支援額3,604千円 ・空白地有償運送事業者(最も利用頻度の高いルート料金)×(減少人数)＝支援額 810円×378人＝306,180円 支援額306千円 【対象者】 路線バス事業者及び空白地有償運送事業者		○								
埼玉県	毛呂山町	2	毛呂山町公共交通 事業者支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている公共交通事業者に対し、感染防止対策の実施など、事業継続に向けた支援を行うことを目的とする。 【交付額】 1事業者20万円 【交付対象】 ・バス事業者(事業者数:3) 令和2年4月1日において毛呂山町の区域内で路線バス運行事業を行う事業者 ・タクシー事業者(事業者数:2) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者のうち、令和2年4月1日において毛呂山町内に本店又は営業所のあるタクシー事業者(福祉 輸送事業のみを行う事業者を除く。) 【事業費】 1,000千円(200千円×5事業者)		○								
埼玉県	毛呂山町	2	高齢者移動支援事 業	【目的・効果】 ・高齢者より自家用車等でワクチン接種会場に行けない高齢者の移動手段の確保 ・新型コロナウイルスの不安から公共の交通が利用しにくい人の移動支援 【事業概要】 高齢者(75歳以上)を対象に、初乗料金(500円)を補助するタクシー券を配布する 配布枚数:1人4枚 【交付対象】 タクシー事業者 【事業費】 13,440千円			○							
埼玉県	毛呂山町	2. 運行支援	公共交通事業者支 援事業	【目的・効果】 原油価格の高騰を受けた交通事業者支援 【事業概要】 原油価格の高騰を受けた、町内で運行を行っている公共交通事業者に対し、一律30万円の支援金を交付する。 【交付対象】 バス事業者…町内に停留所を設置している路線バス事業者 タクシー事業者…町内にタクシー待機所を設置している事業者 【事業費】 支援金:300千円×5事業者=1,500千円 通信運搬費:1千円									●	
埼玉県	毛呂山町	2. 運行支援	公共交通事業者支 援事業(福祉輸送 事業者)	【事業概要】 コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する町内に事業所を有する福祉輸送事業者に対し、支援金(1事業者あたり10万円)を 交付する。 【交付対象】 福祉輸送事業者 【事業費】 支援金:100千円×6事業者=600千円 通信運搬費:84円×6事業者×2回=2千円										○
埼玉県	滑川町	2	タクシー事業者へ の駅前交通広場使 用料減免事業	1新型コロナウイルス感染拡大に伴う、国の緊急事態宣言及び埼玉県の特定警戒都道府県への位置付等により、タクシー事業者へ売上減 少等の大きな影響があった。そのため、事業者の事業継続支援を目的として滑川町駅前交通広場の使用料を減免とする。 2滑川町駅前交通広場使用料の減免に係る費用 331台×2,700円/月×3ヶ月=251,100円 4滑川町駅前交通広場を使用するタクシー事業者(6社)		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
埼玉県	滑川町	2	新型コロナウイルス ワクチン接種促 進事業(タク シー)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)で、接種会場までの交通手段がない方に対し利用補助券を発行し、初乗り料金を補助。 【交付額】 ・タクシー初乗り料金分620円補助×4枚(往復2回分)を補助。 【交付対象】 ・町と協定を締結したタクシー事業者(4社) 【事業費】 4,117千円				○					
埼玉県	滑川町	4. その他	燃料費等高騰対策 事業者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスや燃料費等高騰の影響を受けている小規模事業者等及び農業者に対し、支援金を交付する。 【事業の概要】 運送業1事業者当たり一律200,000円を助成(15事業者) 小規模事業者等に対し1事業者当たり一律100,000円を助成など 【事業者】 24,550千円(内交通事業者に対しては3,000千円)								●	
埼玉県	滑川町	4. その他	燃料費等高騰対策 事業者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスや燃料費等高騰の影響を受けている小規模事業者等及び農業者に対し、支援金を交付する。 【事業の概要】 町内小規模事業者等、農業者に対する支援金 運送業1事業者当たり一律200,000円を助成(15事業者) 小規模事業者等に対し1事業者当たり一律100,000円を助成 農業者(売上30万以上)に対し1事業者当たり一律50,000円を助成(35事業者) 農業者(売上100万以上)に対し1事業者当たり一律100,000円を助成(48事業者) 【事業者】 町内小規模事業者等、農業者								●	●
埼玉県	上里町	2	新型コロナウイルス ワクチン接種促 進事業(タク シー)	【目的・効果】 (1) ワクチン集団接種会場への移動手段がない町民への交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復 【事業概要】 移動手段のない昭和32年4月1日以前に生まれたワクチン接種対象者が集団接種会場で接種する場合、タクシー券(初乗運賃620円分)の 助成を実施。 【交付額】 タクシー券(初乗運賃620円分)×4回分 【交付対象者】 町内で運行しているタクシー事業者 【事業費】 4,018千円						●			
埼玉県	上里町	2	新型コロナウイルス ワクチン接種促 進事業(タク シー)	【目的・効果】 (1) サテライト型施設への安全なワクチン運搬 (2) コロナで利用者が減ったタクシーの有効活用 【事業概要】 基本型施設から町内のサテライト型施設へワクチンを運搬する職員の輸送を実施。 【事業費】 1,440千円						●			
埼玉県	吉川市	2	吉川市公共交通緊 急支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅勤務の奨励、外出自粛の要請等により、公共交通利用者数が減少し、公共交通事業者の経営に大きな影響が生じていることから、事業の継続等を目的に公共交通事業者に対し、緊急に支援金を交付 【交付額】 ・市内を運行する路線バス事業者に対して、収入減少率、市内運行距離数、バス停数等に応じて、1社あたり最大300万円 ・市内に営業所を有するタクシー事業者に対して、収入減少率等に応じて1社あたり最大150万円 【交付実績】 路線バス事業者6社：15,267千円 タクシー事業者2社：3,000千円 合計18,267千円	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
埼玉県	吉川市	1	吉川市妊産婦タクシー料金助成事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症対策として、妊産婦が安心して移動できるよう、タクシー料金の一部を助成する 【事業内容】 9月1日時点で妊婦である方及び9月2日から2月28日までの妊婦届出者（他車で交付され転入した方も含む）を対象に市内タクシー事業者で利用できるタクシー券500円券を20枚配布 【事業費】 その他印刷製本費、事務手数料等諸経費等合計：2,627千円		○							
埼玉県	吉川市	1	新型コロナウイルスワクチン接種事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症対策として、日常的に自身での移動が困難な高齢者が、安心してワクチン接種会場までの移動を行えるよう、市でタクシーを借り上げて移動支援を行う。 【事業内容】 65歳以上で、要介護認定を取得しているまたは市障がい福祉課で発行しているタクシー券の申請対象になっている方を対象に、自宅からワクチン接種会場までの往復の移動を支援する。民間のタクシー・福祉事業者のタクシーを時間で借り上げ、予め申請をしていた希望者に配車する。 【事業費】 車借上料：24,362千円									
埼玉県	吉川市	2	吉川市公共交通緊急支援金（2回）	【目的】 新型コロナウイルス感染症に伴う在宅勤務の奨励、外出自粛の要請等により、公共交通利用者数が減少し、公共交通事業者の経営に大きな影響が生じていることから、事業の継続等を目的に公共交通事業者に対し、緊急に支援金を交付。 【交付額】 ・市内を運行する路線バス事業者に対して、収入減少率、市内運行距離数、バス停数等に応じて、1社あたり最大50万円 ・市内に営業所を有するタクシー事業者に対して、収入減少率等に応じて1社あたり最大30万円 【交付実績】 路線バス事業者6社：3,000千円 タクシー事業者2社：600千円 合計3,600千円		○							
埼玉県	吉川市	1	新型コロナウイルスワクチン接種タクシー送迎事業	令和3年度より継続して実施している事業。令和4年度当初予算として計上。 【目的】 新型コロナウイルス感染症対策として、日常的に自身での移動が困難な高齢者が、安心してワクチン接種会場までの移動を行えるよう、市でタクシーを借り上げて移動支援を行う。 【事業内容】 65歳以上で、要介護認定を取得しているまたは市障がい福祉課で発行しているタクシー券の申請対象になっている方を対象に、自宅からワクチン接種会場までの往復の移動を支援する。民間のタクシー・福祉事業者のタクシーを時間で借り上げ、予め申請をしていた希望者に配車する。 【事業費】 2,606千円									○
埼玉県	吉川市	2. 運行支援	吉川市公共交通事業継続支援金	【目的・概要】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、引き続き公共交通利用者の減少が継続している中で、燃料費高騰による経費の増加によって、公共交通事業者に影響が生じていることから、市内公共交通事業の運行継続を図るため、吉川市公共交通継続支援金を交付する。 【対象】 1. 吉川駅・吉川美南駅を起点とするバス路線を有するバス事業者6者（法人6者） 2. 吉川駅及び吉川美南駅の駅前ロータリーの占有許可を有するタクシー事業者5者（法人2者・個人3者） 【事業費】 8,490千円									○
埼玉県	桶川市	4	高齢者・障害者買い物支援事業	【目的・効果】 75歳以上の高齢者や障害者に、市内で利用可能な商品券（3,000円/人）、及びバス・タクシー共通券（3,000円/人）を配布し、高齢者等の外出・買い物支援を行い、公共交通事業者及び市内事業者の支援へ繋げるものです。 【経費内容、積算根拠】 商品券 3千円×14,500人=43,500千円 バス・タクシー券 3千円×14,500人=43,500千円 需用費（消耗品費、印刷製本費） 1,041千円 役務費（通信運搬費、手数料） 9,398千円 【対象者】 75歳以上の高齢者（12,000人）及び障害児・者（2,500人） 【事業費】 97,439千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
埼玉県	桶川市	2	交通事業者支援事業	【目的・効果】 感染のリスクが高い中においても公共交通サービスを提供する交通事業者は、感染症拡大による影響を継続的に受けている。引き続き公共交通サービスの提供を図るため、各事業者に対し支援を行う。 【事業概要】 バス、タクシー運行事業者に支援金を支給する。 【事業費】 バス事業者 1,000千円×5事業者=5,000千円 タクシー事業者 500千円×3事業者=1,500千円						●			
埼玉県	幸手市	1	幸手市公共交通事業者支援金	【目的・効果】 市民の日常生活に必要不可欠なバス及びタクシーにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、対策を講じている公共交通事業者への支援する。 【交付額】 ・路線バス 1台当たり(市内運行バス路線で使用する1日あたりのバス車両数)×5万円(令和2年5月1日時点) ・タクシー 1台当たり(市内営業所に保有するタクシー台数)×2万円(令和2年5月1日時点) 【交付対象】 ・市内を運行する路線バス事業者 ・市内に営業所のあるタクシー事業者 【事業費】1,810千円		○							
埼玉県	幸手市	2. 運行支援	幸手市公共交通事業者支援金	【目的・効果】市民の日常生活に必要不可欠なバス及びタクシーの運行にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、燃料費の高騰による影響を受けているバス事業者及びタクシー事業者に対し総合的な支援。 【交付額】市内運行バス路線で使用する1日あたりのバス車両1台に対して5万円・市内タクシー会社が市内営業所に保有するタクシー1台に対して2万円 【交付対象者】令和4年8月1日現在、市内において路線バスを運行しているバス事業者・市内に営業所を置いているタクシー事業者(今後とも事業を継続する意思があること) 【事業費】1,580千円									
埼玉県	久喜市	4	商工会補助事業	概要：久喜市商工会が行う、飲食店のデリバリーサービスを実施したタクシー事業者への配送料の補助に対して補助金を交付する。 補助対象事業者：久喜市商工会(商工会からタクシー事業者への配送料を補助する) 補助率：100% 予算総額：8,381千円	○								
埼玉県	久喜市	2	路線バス事業者支援事業	概要：市内を運行する路線バス事業者に対し、支援金を交付し、地域公共交通の維持・継続を図る。 補助対象事業者：市内を運行するバス事業者(朝日自動車株式会社、大和観光自動車株式会社、中田商会株式会社) 予算総額：2,402千円									
埼玉県	川島町	4	新型コロナウイルスワクチン接種臨時サービス(かわみんタクシー)	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 【事業概要】 通常、事前登録が必要なかわみんタクシー(オンデマンド交通)について、ワクチン接種に限り事前登録不要で利用可とする。利用する場合は、かわみんタクシーの運用と同様に、片道500円で利用可。タクシーメーターの差額は町が負担する。 【交付額】 ・タクシー料金からタクシー利用者負担額(500円/回)を差し引いた額 【交付対象】 ・町内タクシー事業者 【事業費】 ワクチン接種臨時サービス実施にあたり追加で発生する経費は600千円を想定									
埼玉県	伊奈町	2	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通等応援事業	【目的】新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響を受けた町内路線バス事業者及びタクシー事業者に対し、地域公共交通等の維持を目的として経費支援するもの。 【交付対象】町内に路線バスを運行するバス事業者、町内の駅前タクシープールの使用許可を得て運行するタクシー事業者 【交付額】路線バス事業者：路線割：50千円/1路線・バス停割：10千円/1カ所 計1,180千円 タクシー事業者 ニューシャトル駅前広場使用料相当額、7台×25.2千円=176.4千円 【事業費】 1,357千円		○							
埼玉県	伊奈町	2. 運行支援	価格高騰対策地域公共交通事業者等緊急支援給付事業	【目的】、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている中で、地域公共交通の維持に努めている事業者に対し、予算の範囲内で交付するもの 【交付対象】町内に路線バスを運行するバス事業者、町内の駅前タクシープールの使用許可を得て運行するタクシー事業者 【交付額】路線バス事業者：1路線あたり50千円 計600千円(計12路線) タクシー事業者 ニューシャトル駅前広場使用料、1駅あたり50千円=150千円 (3駅) 【事業費】 750千円									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
埼玉県	行田市	1	行田市市内循環バ ス運行継続支援事 業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策及び事業継続のための支援 【事業概要】 市内で循環バス運行を行う1事業者当たり500,000円に、市内循環バスの各路線において一日に運行する台数に15,000円を乗じて得た額を交付 【交付対象】 ・コミュニティバス運行事業者 【事業費】 1,620千円						●				
埼玉県	川口市	2	バス利用環境改善 事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症による厳しい経営下において、バス利用者の安全を確保するための整備・改修が滞らないようにする 【事業概要】 バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表に掲載されている停留所(いわゆる危険なバス停)のうち、市の認めた箇所の整備・改修を支援 【対象】 市内を運行する路線バス事業者 【事業費】 1,500千円										
埼玉県	川口市	2. 運行支援	道路運送業者原油 価格高騰対策支援 金	【概要】 ウクライナ情勢等の影響により、原油価格が高騰している状況を踏まえ、影響を多く受けている市内道路運送業者に対して、支援金を支給する 【支援期間】 令和4年11月1日から令和5年1月31日 【支援対象】 令和4年8月1日以前から、市内に本社または営業所を有する旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、第2種貨物利用運送事業者 【基本支援額】 法人 50万円 個人 10万円 【予算額】 212,354千円									●	
埼玉県	志木市	2. 運行支援	交通事業者事業継 続支援事業	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者や収益が落ち込んだバス事業者に対して支援を行う。 【交付対象】 バス事業者 【事業費】 ・市が運行経費を負担している路線に2,000千円							○			
埼玉県	志木市	2. 運行支援	交通事業者事業継 続支援事業	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者や収益が落ち込んだバス事業者に対して支援を行う。 【交付対象】 バス事業者 【事業費】 ・市が運行経費を負担している路線に2,000千円 ・市内を運行するバス事業者への支援として1,850千円 (事業者:50万円×2社=100万円、系統:5万×17系統=85万円) 予算総額3,850千円									●	
埼玉県	蕨市	2. 運行支援	燃料費高騰対策支 援金	燃料費高騰に伴う経済的な負担を軽減するため、市内運送事業所に対し、1事業所あたり10万円(個人事業主は5万円)、利用者を送迎している市内介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所に対し、1事業所あたり3万円を支給。									●	
埼玉県	寄居町	2. 運行支援	寄居町地域公共交 通運行継続支援金	1 補助対象事業者: タクシー事業者、路線バス事業者 2 補助金額: 基本額1法人30万円(個人の場合5万円) ○タクシー事業者 加算額 保有車両1台につき2万 ○路線バス事業者 基本額1法人50万円 加算額 町内を定期運行する1路線につき10万円 3 予算額: 3,100千円						●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
埼玉県	寄居町	2. 運行支援	寄居町原油高騰対 策運送事業費等支 援金	1 補助対象事業者： 貨物自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送業者、自動車運転代行業者 2 補助金額 ○貨物自動車運送事業者・一般貸切旅客自動車運送業者 基本額 1事業者50万円/加算額 下記のとおり ○運行代行事業者 基本額 1事業者20万円/加算額 下記のとおり ●加算額 所有または使用台数に応じて 10台以下10万円、11台以上20台以下20万円、 21台以上30台以下30万円、31台以上40万円 3 予算額：21,600千円					●				
埼玉県	嵐山町	1. 感染症防止対策	新型コロナウイルス 感染症対策地域 交通支援事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を図りながら、事業を継続する交通事業者に対し補助を行うもの。 【対象】 町内を運行する路線を有するバス事業者 1社 【補助額】 1路線200千円		○							
埼玉県	嵐山町	2. 運行支援	地域公共交通支援 事業	1. 概 要 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に加えて、原油価格の高騰の影響により燃料費が増加する中、運行を継続して いる交通事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。 2. 交付対象 ・町内を運行する路線を有するバス事業者 3. 交付期間 令和4年9月から令和5年3月まで 4. 交付内容 ・1路線につき200,000円 ・コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分								●	
埼玉県	戸田市	2. 運行支援	地域公共交通維持・確保支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスによる影響の長期化に加え、燃料価格高騰の影響により厳しい経営環境に置かれている公共交通事業者の事業継 続を支援し、市民の足である公共交通を維持するもの。 【事業概要】 (1) 路線バス事業者 車両1台につき10万円を助成 (2) タクシー事業者 車両1台につき5万円を助成 【補助対象】 市内に本社または営業所を置くバス及びタクシー事業者(個人タクシーを含む)を補助対象事業者とし、当該本社及び営業所にて保 有する車両を算定対象とする。 【事業費】 12,300千円(事業費助成として)									
埼玉県	和光市	2. 運行支援	交通事業者支援金	市内の移動に係るバス事業 者、タクシー事業者及び貸切バス事業者の事業継続支援 【事業概要】 下記の事業者を対象に支援金を交付 する。 ・市内を運行する路線バス事業者(3社) ・市内に営業所を有するタクシー事業者(2社) ・市内に個人タクシー事業者(1名) バス事業者(1社) 【予算費】 6,220千円							○		
埼玉県	和光市	2. 運行支援	タクシー利用料助 成	【目的】 事業者の事業継続支援 【事業概要】 2. 高齢者(70歳以上)の移動促進 対象者一人当たり4枚のタクシーチケットを配布する。なお、タクシーチケットの補助額は初乗り 相当額(500円) 委託料：4,598千円 8千円 【交付対象】 令和4年度中に70歳以上になる和光市民(令和4年4月1日付) 【予算費】 補助金：24,86							○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
千葉県	千葉県	1	地域公共交通臨時 支援事業	【目的・効果】 地域の公共交通事業者が行う車両消毒などの感染予防対策の取組を支援する。 【交付額】 ・乗合バス 車両1台あたり100千円 ・地域鉄道 車両1台あたり100千円、1駅あたり50千円 ・タクシー 10千円~600千円(車両保有台数に応じる) 【交付対象】バス事業者(大企業、高速バス専従企業、コミュニティバス専従企業は除く) ・県内乗合バス事業者 ・県内地域鉄道事業者(銚子電気鉄道株式会社、小湊鉄道株式会社、流鉄株式会社) ・県内タクシー事業者 【予算額】 263,000千円		○							
千葉県	千葉県	1	地域公共交通感染 防止対策補助事業	【目的・効果】 ポストコロナ時代を見据えて、利用者が安全に安心して利用できる公共交通を確保し、今後も継続的な利用促進を図る観点から、地域の公共交通事業者が行う感染防止対策設備の導入等を支援する。 【事業概要】 感染防止対策設備(※)の導入等に要する経費について、国の補助に上乗せして県単独で補助を行う。 ※空気清浄機、空気清浄モニター、運転席仕切りカーテン隔壁、防菌シート、防護板、車内抗菌処理など 【交付額】 ・(感染防止対策設備の導入等に要する費用-国庫補助額)×1/2以内 【交付対象】 ・県内乗合バス事業者(高速バス専従企業、コミュニティバス専従企業は除く) ・県内タクシー事業者 【事業費】 予算額 100,000千円(令和3年6月補正予算)					●				
千葉県	千葉県	1	新型コロナウイルス 感染症回復後患者 等転院搬送業務	【目的・効果】 目的：新型コロナウイルス感染症の病床確保を目的とする 効果：新型コロナウイルス感染症病床の効率的な運用を図る。 【事業概要】 新型コロナウイルス受入医療機関から国が定める新型コロナ退院基準を満たしてなお入院管理が必要と医師が認めた患者等を後方支援医療機関に搬送する。 【委託額】 ・一般のタクシー料金を基準とし、車椅子介助料等の費用については実績に応じて支払う。 【対象】 ・一般社団法人千葉県タクシー協会 【事業費】 24,000千円									
千葉県	千葉県	1. 感染症防止対策	千葉県地域公共交 通感染防止対策事 業支援金	【事業の概要】 市中感染防止のため、不特定多数の方が利用する地域公共交通について、事業者が行う車両消毒などの感染予防対策の取組を支援するため、支援金を交付する。 【事業内容】 ①乗合バス 支援対象：県内乗合バス事業者 ※高速バス専従企業、コミバスを除く 支援内容：運行開始前の運転手による車両の消毒作業への支援として、1台：60千円の支援金を交付 ②地域鉄道 支援対象：県内地域鉄道事業者(銚電、小湊、流鉄) 支援内容：運行開始前の職員による消毒作業への支援として、1駅：50千円の支援金を交付 ③タクシー 支援対象：県内タクシー事業者(個人、法人) 支援内容：車両の感染予防対策として、個人は一律8千円、法人は40千円~480千円(車両保有数に応じて)の支援金を交付									●
	千葉県	4. その他	地域公共交通物価 高騰対策支援事業	【事業の概要】 地域に不可欠な公共交通手段を維持するため、燃料価格等の高騰の影響を受けている地域公共交通事業者に対し、支援金を交付する。 【事業内容】 ①乗合バス 支援対象：県内乗合バス事業者 ※高速バス専従企業、コミバスを除く 支援内容：燃料価格等の高騰への支援として、 1台：20千円の支援金を交付 ②地域鉄道 支援対象：県内地域鉄道事業者(銚電、小湊、流鉄) 支援内容：燃料価格等の高騰への支援として、 銚子電気鉄道線：240千円 小湊鉄道線：1,800千円 流鉄線：960千円 の支援金を交付 ③タクシー 支援対象：県内タクシー事業者(個人、法人) ハイヤー専従企業、福祉タクシー専従企業を除く 支援内容：燃料価格等の高騰への支援として、 1台：10千円の支援金を交付									
千葉県	千葉市	2	運転手養成支援	(予算)35,000千円 市内バス等交通事業者が実施する職員の免許取得養成制度に係る費用を助成 対象業種：路線バス、タクシー 補助率等 事業者が負担する免許取得に係る教習費用の1/2 (バス 上限額30万円/人、タクシー 上限額5万円/人)		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
千葉県	千葉市	2	事業継続支援金	(予算) 48,000千円 利用者の密集環境を避けるため、緊急事態宣言下での減便等を抑制した市内の路線バス事業者に対し、稼働した運転手の数に応じ、事業継続のための支援金を支給 対象業種 路線バス 支援額 100万円~1,400万円(各事業者の運転手の数等に応じて支援額を設定)		○							
千葉県	千葉市	1	(1) 感染拡大防止対策支援 (2) モノレール駅舎衛生環境向上	(1) 感染拡大防止対策支援 (予算) 74,000千円 公共交通事業者に対して、運転席仕切りカーテンの設置や抗菌効果のあるコーティング剤の塗布など車内の感染防止対策に必要な経費を助成 (2) モノレール駅舎衛生環境向上 (予算) 6,800千円 モノレール駅トイレをより感染リスクの少ない洋式トイレに取り換える		○							
千葉県	千葉市	2. 運行支援	燃料価格高騰緩和対策事業	【目的・効果】 安定した公共交通サービスを維持するため、燃料費高騰により大きな影響を受けている公共交通事業者に対し、負担軽減のための支援金を支給。 【事業概要】 保有車両の燃料費増額分を支援 【交付対象者】 市内路線バス事業者(18万円/1台)、市内法人・個人タクシー事業者(5万円/1台 ※個人タクシーに関しては半額)、市内モノレール事業者(57万円/1編成) 【予算額】 196,000千円								○	
千葉県	館山市	4	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業(シャトルバス)	【目的・効果】 ワクチン接種に係る高齢者等の移動手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)の集団接種会場までの移動手段として、無料シャトルバスを運行する。 【交付対象】 ・シャトルバス運行事業者 【事業費】 3,263千円									
千葉県	館山市	4	新型コロナウイルスワクチン接種困難者支援事業	【目的・効果】 ワクチン接種の予約や移動手段の確保が困難な市民を対象とする接種支援としての交通手段確保 【事業概要】 ワクチン接種の予約や移動手段の確保が困難な高齢者等を対象に、きめ細かなサポートを行うことにより、ワクチン接種を推進する。 【交付対象】 ・貸切バス事業者 【事業費】 3,591千円									
千葉県	館山市	4	新型コロナウイルスワクチン等移送業務	【目的・効果】 市内の医療機関でのワクチン接種を推進するため、必要となるワクチンやシリンジ等の移送 【事業概要】 基本型接種施設のスタッフがタクシーを活用して市内のサテライト型接種施設にワクチン等を移送する。 【交付対象】 ・市内タクシー事業者 【事業費】 330千円									
千葉県	館山市	3. MaaS等の新たな地域交通体系整備	市街地循環バス実証運行	【目的】 新型コロナウイルス収束後の新しい生活様式の中で便利にお出かけできる移動手段を整備し、高齢者の外出促進や地域経済活性化を図るため。 【事業概要】 一般路線バスではアクセスが難しい市内の商業施設や病院、公共施設等を巡る循環バスを1日6往復程度運行する。 【交付対象】 市街地循環バス実証運行業務受託事業者 【事業費】 20,000千円								●	
千葉県	館山市	4. その他	公共交通事業者支援補助金(高速バスを活用したPR・都市部との連携強化)	「アフターコロナに向けた来訪者や関係人口の増加」、「農水産物販路拡大による農家や漁業者の支援」、「苦境にある公共交通事業者の支援」を目的とし、公共交通事業者への補助を行うものとする。 ①PRチラシ等作成：1,226千円 ②貨客混載輸送費支援：726千円									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
千葉県	館山市	4. その他	高速バスラッピング事業 (公共交通事業者支援)	本市のPRやシティプロモーションの強化を図るべく、高速バス車面へのラッピングを実施し、アフターコロナを見据えた観光客等関係人口の増加を目指すとともに、目的地に立たされている高速バス運行事業者を支援する。										
千葉県	富里市	1	デマンド交通3密対策事業	【概要】 市で運行している乗合デマンド交通について、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として個別対応するために車両を増便する。 【対象経費】 車両増便に係る費用 【予算総額】 5,192千円(令和2年) 5,324千円(令和3年)	○			○	○					
千葉県	富里市	2. 運行支援	公共交通機関支援事業	【目的・効果】 経営支援のための交付金 【事業概要】 市内の交通事業者に対し、乗合バス事業者2,000千円、タクシー事業者1,848千円を交付 【事業費】 3,848千円										
千葉県	四街道市	1	四街道市交通事業者支援事業	【目的・効果】 感染拡大防止対策を奨励するため、市内のバス事業者(貸切バスを含む。)及びタクシー事業者を対象に、感染症予防対策に係る経費(マスク、消毒液、飛沫感染防止用備品、清掃委託費等)に対し、奨励金を支給。 【交付額】 【市内に本店を置くバス(貸切バスを含む)】 1台あたり5万円 【市内に本店を置かない路線バス】 20万円 【市内に所在地又は住所を置く法人タクシー又は個人タクシー】 1台あたり5万円 【交付対象】 道路運送法第4条の許可を受け、令和2年3月1日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある、次のいずれかに該当する法人又は個人事業者とする。 (1) 市内に本店を置く、法人である一般乗合旅客自動車運送事業者(路線バス)又は一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス) (2) 市内に本店を置かず、市内のバス路線を運行する法人である一般乗合旅客自動車運送事業者(路線バス) (3) 市内に本店又は法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所(以下「営業所」という。)を置く、法人である一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く。) (4) 市内に住所を置く、個人事業者である一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く。) 【事業費】 8,734千円	○									
千葉県	四街道市	4	学生の路線バス通学定期券購入支援事業	【目的・効果】 通学定期券の購入を応援するため、市内バス路線(高速バスを除く)を有するバス事業者が発行する3か月以上利用できる通学定期券を、令和2年2月から令和2月までに購入した方に1回限り、1万円を上限、小学生は5千円を上限に支給します。ただし、金額が上限を満たない場合は、額面のみの支給となります。 【交付額】 定期券の購入額(上限1万円(小学生は5,000円))※1回限り 「交付対象」※別に市が実施している通学定期券の補助対象者を除く ・令和2年2月1日から令和3年2月28日までに市内に本店を置くバス事業者が発行する3か月、6か月通学定期券(他社が発行する共通券を含む)及び学生専用年間通学定期券アスパを購入された方 ・住民登録のある方(令和2年10月1日現在) 【予算額】 4,816千円				○						
千葉県	四街道市	4	四街道市新型コロナウイルス対策高齢者ワクチン接種タクシー利用助成事業	【目的・効果】 高齢者の新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するためのワクチン接種に当たり、接種会場までの移動が困難な者に対し、タクシー利用経費の一部を助成することで経済的な負担を軽減するとともに、円滑な接種の実施を図ることを目的とする 【対象者】 令和3年5月1日時点において、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 本市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者 (2) 介護保険法第9条の規定により、本市の被保険者となっている者であり、かつ第19条の規定により要介護の認定を受けた者のうち、要介護3から要介護5までのいずれかに該当する者 【助成額】 2回のワクチン接種にかかるタクシー利用経費の一部として、2,000円とする。 【事業費】 527,300円(助成金 400,000円)										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	四街道市	4. その他	交通事業者支援事業	【目的・効果】 運行の維持・継続を図るため支援金 【事業概要】 ・路線バス事業者：(1路線) 40万円 ・貸切バス事業者：20万円 ・タクシー事業者：20万円 ・市と契約している事業者：(1契約) 20万円 【事業費】 10,802千円						●	○			
千葉県	四街道市	2. 運行支援	地域公共交通事業者燃料等高騰対策支援事業	【目的】 経営支援のための助成金 【交付対象】 ・市内に本店または営業所を置く路線バス事業者：(1路線) 40万円 ・市内に本店または営業所を置かない路線バス事業者：(1路線) 20万円 ・市内に本店または営業所を置く貸切バス事業者：(一律) 20万円 ・市内に本店または営業所を置く法人タクシー事業者：(20台以上) 20万円 (20台未満) 10万円 【事業費】 7,401千円									●	
千葉県	旭市	2	公共交通応援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動自粛等により影響を受けた公共交通事業者に対して、補助金を交付することにより、事業の維持・継続を支援する。 【交付額】 ・高速バス事業者 新型コロナウイルス感染症の影響による1日当たりの最大減便数×5万円 ・タクシー事業者 1事業者基本額10万円+市内営業所配置台数×3万円(上限30万円) 【交付対象】 ・高速バス事業者 運行経路に市内道路を含み、令和2年4月1日から同年5月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により減便した1日当たりの最大減便数×5万円 ・タクシー事業者 市内に営業所を置き、令和2年4月1日時点で市内営業所に配置している車両×3万円 【事業費】 1,910千円		○								
千葉県	旭市	2	新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業	【目的・効果】 自身で交通手段を確保できない65歳以上の高齢者が、新型コロナウイルスワクチン接種会場までタクシーを利用する場合に、その料金の全部または一部を助成することにより、高齢者の経済的・心理的負担を軽減し、高齢者の健康と福祉の増進を図る。 【事業概要】 高齢者がワクチン接種会場を往復する際に利用したタクシー料金について、利用券を支給して片道1,000円を上限として助成。タクシー会社には協力金を利用1回につき100円支払う。 1世帯あたり4枚(4,000円分)を支給。※1枚1,000円分まで、接種会場までの往復2枚×2回分。 【交付額】 ・タクシー会社：上限1,000円×運行回数及び協力金100円×運行回数 【交付対象】 ・市内外タクシー・介護タクシー事業者 【事業費】 5,636千円			○							
千葉県	船橋市	4	タクシーを活用した飲食店宅配支援事業(ふなばしデリタク)	【目的・効果】 新型コロナウイルスの影響で低迷する飲食店の利用促進とタクシー事業者の事業継続支援のために「食べよう船橋」キャンペーンに登録した飲食店が「タクシーを利用した宅配」をする場合の配送手数料、配達に必要な備品購入費を助成する。 【交付額】 配達に必要な備品購入費(最大2万円)/台 1回の配達につき1,000円/台(ただし、タクシー事業者3km以内配達町丁外の店舗又は配達先に対応した場合は、1,000円加算) 【交付対象】 市内に事業所を有し、当事業へ参加しているタクシー事業者 【事業額】 25,300千円										
千葉県	船橋市	1	総合交通対策事業(新型コロナウイルス感染症対策)新型コロナウイルス感染症対策事業支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルスの影響で業務継続が困難となっているバス及びタクシー事業者を支援することで公共交通の継続を図る。 【交付額】 ・バス事業者 1路線当たり20万円 ・タクシー事業者 車両1台当たり3万円(福祉事業限定車両を除く) 【交付対象】 ・バス事業者 市内に路線を持つバス事業者 ・タクシー事業者 市内に営業所を持つタクシー事業者 【予算額】 34,580千円			○							

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
千葉県	船橋市	2	総合交通対策事業 (新型コロナウイルス 感染症対策) 公共交通不便地域 解消事業運行維持 奨励金	【目的・効果】 公共交通不便地域解消事業のバス路線について、新型コロナウイルスの影響で運行継続が困難となっていることから、バス事業者に維持助金を交付することで公共交通不便地域解消事業の継続を図る。 【交付額】 ・公共交通不便地域解消事業に係るバス事業者 1路線当たり100万円 【交付対象】 ・公共交通不便地域解消事業に係るバス事業者 【予算額】 3,000千円			○						
千葉県	船橋市	1	新型コロナウイルス ワクチン集団接 種実施に伴う無料 送迎バス運行事業	【目的・効果】 (1) 交通便利性を高め、接種率を向上させることを目的とする。 【事業概要】 新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場への臨時無料バスを運行する。 (JR西船橋駅～京成東中山駅～JRA中山競馬場) 【交付額】 ・集団接種実施1日当たり¥365,530円×実施日最大28日(早期接種終了に伴い変動) 【交付対象】 ・当該路線の路線バス運行事業者 【予算額】 10,234千円									
千葉県	船橋市	4	船橋市中小法人等 月次支援金	【目的・効果】 ・経営支援のための助成金 【事業概要】 令和3年4～10月で①②の要件をいずれも満たす月数×5万円(最大35万円) ①前年及び前々年の同月と比較した売上高減少率が20%以上50%未満 ②売上高減少率が5万円以上 【交付対象】 以下を全て満たす中小法人・個人事業者 ① 市内に有する事業所が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業及び酒類提供停止若しくは外出自粛等の影響を受けていること。 ② 当支援金の申請月が国の月次支援金の受給対象でないこと。 ③ 千葉県感染拡大防止対策協力金(大規模施設等)に対する協力金を含む)の受給対象(千葉県からの要請に従わないために、受給対象とならない場合を含む)でないこと。 ④ 令和3年3月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。 など 【申請期間】 令和3年7月15日～令和4年2月28日 【事業費】 198,224千円						●			
千葉県	船橋市	4	船橋市テナント賃 料助成金	1. 支援内容 1事業者につき月額賃料の2/3を助成 ※市内所在の物件が対象 【上限額】 一月あたり10万円(最大で30万円) 【対象月】 令和2年4～6月 ※ 賃料には、共益費・管理費は含まれますが、敷金・礼金・駐車場代は含みません。 ※ 複数の賃貸物件を有している場合は、賃料を合算することができます。 ただし、賃貸物件の数にかかわらず、助成金の上限額は1事業者あたり30万円となります。 2. 交付対象者 以下の要件を全て満たす中小企業者等 ①事業用の建物を賃借して、令和2年6月末日までに市内で事業所を有していること。 ②令和2年2月～6月の任意の月の売上が、前年同月と比較して1/3以上減少している、または減少する見込みであること。 など 3. 申請期間 令和2年4月27日～令和3年3月15日 4. 決算額 886,692千円			○						
千葉県	船橋市	4	船橋市事業継続支 援助成金	1. 市内事業所で勤務している従業員数に応じて助成額を決定します。 市内事業所で勤務している従業員数及び助成額 4人以下の場合又は従業員数を確認できる書類を提出できない場合：20万円 5～9人の場合：30万円 10～14人の場合：40万円 15人以上の場合：50万円 2. 交付対象者 以下を全て満たす事業者 ①国の持続化給付金の給付対象者でないこと。 ②令和2年6月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を継続する意思を有していること。 ③前年同月比の売上高減少率が、令和2年1月～12月の間の各月とも50%未満で、かつ令和2年1月～令和3年2月の間のいずれか一月が20%以上であること。 など 3. 申請期間 令和2年7月2日～令和3年3月15日 4. 決算額 244,500千円			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
千葉県	船橋市	2. 運行支援	公共交通不便地域解消事業運行維持奨励金	【目的・効果】 ・公共交通不便地域解消事業のバス運行維持に要する額の一部を補助することにより、公共交通不便地域の市民の足を確保。 【事業概要】 ・公共交通不便地域解消事業のバス運行維持に要する額の一部を予算の範囲内で補助する。 【交付対象】 ・公共交通不便地域解消事業の路線を有し、引き続き業務を継続する意思のあるバス運行事業者 【事業費】 6,000千円(2,000千円/路線)							○			
千葉県	船橋市	2. 運行支援	新型コロナウイルス感染症対策事業公共交通運行継続支援金	【目的・効果】 ・道路運送法に基づく公共交通事業者(福祉輸送を除く)の運行継続に要する額の一部を補助することにより、市民の足を確保。 【事業概要】 ・公共交通事業者(福祉輸送を除く)の運行継続に要する額の一部を予算の範囲内で補助する。 【交付対象】 ・市内を運行する一般バス路線を有するバス運行事業者 ・市内に事業所を有する法人、または個人タクシー事業者(福祉タクシーを除く) ・支援金交付申請時において、運行継続していること。 【事業費】 48,800千円(バス:300千円/路線、タクシー:50千円/台)								○		
千葉県	船橋市	2. 運行支援	新型コロナウイルス感染症対策事業公共交通運行継続支援金	【目的・効果】 ・道路運送法に基づく公共交通事業者(福祉輸送を除く)の運行継続に要する額の一部を補助することにより、市民の足を確保。 【事業概要】 ・公共交通事業者(福祉輸送を除く)の運行継続に要する額の一部を予算の範囲内で補助する。 【交付対象】 ・市内を運行する一般バス路線を有するバス運行事業者 ・市内に事業所を有する法人または個人タクシー事業者(福祉タクシーを除く) ・支援金交付申請時において、運行継続していること。 【事業費】 63,440千円(バス:390千円/路線、タクシー:65千円/台)									●	
千葉県	船橋市	2. 運行支援	新型コロナウイルス感染症対策公共交通不便地域解消事業運行維持奨励金	【目的・効果】 ・公共交通不便地域解消事業のバス運行維持に要する額の一部を補助することにより、公共交通不便地域の市民の足を確保。 【事業概要】 ・公共交通不便地域解消事業のバス運行維持に要する額の一部を予算の範囲内で補助する。 【交付対象】 ・公共交通不便地域解消事業の路線を有し、引き続き業務を継続する意思のあるバス運行事業者 【事業費】 7,800千円(2,600千円/路線)									●	
千葉県	船橋市	4. その他	船橋市貨物自動車運送事業者燃料費	【目的・効果】 コロナ禍における物価高騰対策として、燃料費高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者の事業継続を支援する。 【事業概要】 対象車両の保有台数に応じて1者あたり200万円を上限に助成金を交付。										
千葉県	船橋市	4. その他	船橋市エネルギー料金高騰対策助成金	【目的・効果】 コロナ禍における物価高騰対策として、エネルギー対策の高騰による影響を受けている市内中小企業者・福祉事業所等の事業継続を支援する。 【事業概要】 令和4年4月~9月分の電気料・ガス料金の利用総額に応じ、最大60万円の助成金を交付。										
千葉県	船橋市	4. その他	船橋市事業再構築・設備投資促進補助金	【目的・効果】 コロナ禍での燃料費・物価高騰など、事業者を取り巻く環境が大きく変わる中、時代に即した事業再構築・設備投資を促進するため、事業者が国の補助制度を円滑に利用できるよう支援する。 【事業概要】 専門家から申請支援を受けるための経費の1/2(上限25万円)を補助する。										
千葉県	木更津市	1	—	公共交通事業者(路線バス・タクシー)に対してマスクを配布(計4,000枚)。										
千葉県	木更津市	1	木更津市公共交通新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況の中、市内を営業運行するタクシー及びバス事業者に対し、車内の消毒剤、空気清浄機等の備品購入に要する経費の一部を支援することにより、公共交通利用者や乗務員の感染拡大防止対策を図るとともに、交通事業者の負担軽減を図りつつ、地域における安心・安全な交通手段の維持確保を図る。 【交付額】 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として備品等の購入に要する経費の一部に対し、以下の額を上限に補助。 ○タクシー事業者 10万円+市内で乗降があった車両1台ごとに1万円 ○バス事業者 ①路線バス 10万円+市内運行車両1台ごとに2万円 ②高速バス、木更津金田バスターミナル乗り入れ車両1台ごとに3万円 【交付対象】 民間交通事業者(タクシー、路線バス、高速バス) 【交付額】 6,353千円				○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	木更津市	2	木更津市生活路線 バス維持対策費特 例補助金	【目的・効果】 例年、1年間の運行実績に基づき交付している路線バス事業者に対する補助金について、直近の運行実績に基づき早期に交付することにより、事業の安定化を図る。 【交付額】 令和元年10月から令和2年6月までの運行実績に基づき、希望する事業者に対し交付。 【交付対象】 民間交通事業者(路線バス) 【交付額】 39,123千円										
千葉県	木更津市	2	木更津市公共交通 バス維持対策費補助金の補助対象系統を除く。)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策とする在宅勤務や休校のほか、外出の自粛要請等により路線バスの利用者が減少する中、緊急事態宣言以降、運休や減便をせずに、国や県の要請に応じ市民生活に必要な運行を維持し、経営状況に深刻な打撃を受けている交通事業者に対し事業継続に向けた支援を行い、市民の生活の足を維持する。 【交付額】 運行を維持した路線バスに対し、1系統あたり百万円の応援金を支給(ただし、地域間幹線系統確保維持国庫補助金及び木更津市生活路線バス維持対策費補助金の補助対象系統を除く。) 【交付対象】 民間交通事業者(路線バス) 【交付額】 9,000千円		○								
千葉県	木更津市	2	木更津市公共交通 応援金事業	【目的・効果】 バスやタクシーなどの公共交通の当面の事業継続を支援するための助成金を交付し、経営の安定化と市民生活の足及び社会機能の維持を図る。 【交付額】(2回実施) 路線バス 1事業者150万円 高速バス 5路線未満の事業者100万円 5路線以上の事業者200万円 タクシー事業者 保有台数に応じ、10万円から100万円 【交付対象】 民間交通事業者(路線バス、高速バス、タクシー事業者) 【交付額】 19,800千円				●		●	○			
千葉県	木更津市	2. 運行支援	木更津市公共交通 応援事業	【目的・効果】 バスやタクシーなどの公共交通の当面の事業継続を支援するための助成金を交付し、経営の安定化と市民生活の足及び社会機能の維持を図る。 【交付額】 路線バス 1事業者150万円 高速バス 5路線未満の事業者100万円 5路線以上の事業者200万円 タクシー事業者 保有台数に応じ、10万円から100万円 【交付対象】 民間交通事業者(路線バス、高速バス、タクシー事業者) 【予算総額】 10,000千円								●		
千葉県	木更津市	4. その他	市街地循環バス実 証運行事業	【概要】 バス事業者が行おうとしているアフターコロナに対応した持続可能なバス路線網への再編を支援するため「市街地循環バス」の実証運行を行う。 【予算総額】 16,452千円								○		
千葉県	君津市	2	高齢者新型コロナ ワクチン接種交通 支援事業	【目的・効果】 (1) 高齢者の移動手段の確保 (2) ワクチン接種率向上 (3) コロナで落ち込んだバス・タクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者のうち、75歳以上を対象として、タクシー等で利用できる共通利用券を交付する。なお、使用の際はワクチンの接種に用いる接種券を、運転手に提示することが条件となる。 【交付額】 ・75歳以上高齢者1人につき共通利用券4,000円分(100円券×40枚) ・事業者への協力金 1枚当たり20円 【交付対象】 ・君津市在住で、令和3年度中に75歳以上に達する者 【事業費】 45,360千円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
千葉県	君津市	1. 感染症防止対策	公共交通感染防止対策事業	【目的・効果】 市民の生活交通の安全・安心を確保し、各種旅客サービスの維持を図るため、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのマスクや消毒液等を購入する。 【事業概要】 感染症防止対策消耗品の購入(令和2年度) ①コミュニティバス・デマンドタクシー感染症防止対策 ・マスク、消毒液、ノーマッチ式ディスプレイを購入 ②路線バス・タクシー事業者向け感染症防止対策 ・マスク、消毒液、車内清掃用消毒剤等を購入し、配布する。 ・バス事業者：車両数×2万円相当額分を上限 ・タクシー事業者：車両数×1万円相当額分を上限 【交付対象】 公共交通運行事業者 【事業費】 2,378千円		○								
千葉県	君津市	2. 運行支援	特急君鴨ライナー実証運行支援事業	【目的・効果】 コロナ禍における基幹病院への交通手段を確保するため、特急君鴨ライナー(君津鴨川線)の実証運行期間の延長に係る経費について鴨川市と連携して支援する。 期間：R2.10/1~12/31 【事業概要】 運行費用×君津市内距離比率の額を交付 【交付対象】 運行事業者 【事業費】 7,221千円		○								
千葉県	君津市	2. 運行支援	公共交通事業者原油価格高騰等対策事業	【目的・効果】 コロナ禍における燃料費高騰の影響を受けた公共交通事業者を支援するとともに、地域公共交通の安定的な運行及び市民の日常的な移動手段を確保する。 【交付対象】 高速バス事業者及びタクシー事業者 【事業概要】 ①高速バス事業者：高速バス路線数×25万円を交付 ②市内タクシー事業者：タクシー事業のために所有している車両台数×5万円を交付 ③市外タクシー事業者：市内指定乗り場で乗車待ちをしている台数×6万円を交付 ②③は上限100万円 【事業費】 5,400千円								●		
千葉県	君津市	4. その他	中小企業原油価格高騰対策事業	【目的・効果】 原油価格高騰の影響を大きく受けている市内中小企業が支払った燃料費の一部を補助する。 【交付対象】 市内に本社のある中小企業(交通事業者以外も対象) 【事業概要】 決算が確定した直近またはその1年前において支出した燃料費の1/10(上限20万円)を補助 【事業費】 33,585千円								●		
千葉県	君津市	4. その他	高齢者外出支援事業	【目的・効果】 75歳以上高齢者に様々な交通機関で使用できる共通利用券を支給することで、必要な外出の支援や社会参加を促進し、福祉の増進を図る。また、交通機関の利用を促進し、市内交通インフラの維持を図る。期間：R4.9/1~R5.3/31 【交付対象】 在宅在住の75歳以上高齢者 【事業概要】 共通利用券の支給：1人あたり6千円分 事業者協力金：利用券1枚あたり20円 【事業費】 26,469千円								○		
千葉県	君津市	1. 感染症防止対策	新型コロナワクチン接種交通支援事業	【目的・効果】 75歳以上高齢者に、3回目のワクチン接種券に同封して様々な交通機関で使用できる共通利用券を支給することで、ワクチン接種の促進を図る。 期間：R4.4/1~9/30 【交付対象】 在宅在住の75歳以上高齢者 【事業概要】 共通利用券の支給：1人あたり2千円分 事業者協力金：利用券1枚あたり20円 【事業費】 2,880千円								○		
千葉県	君津市	1. 感染症防止対策	高齢者新型コロナワクチン4回目接種交通支援事業	【目的・効果】 75歳以上高齢者に、4回目のワクチン接種券に同封して様々な交通機関で使用できる共通利用券を支給することで、ワクチン接種の促進を図る。 期間：券が手元に届いた日からR5.3/31まで 【交付対象】 在宅在住の75歳以上高齢者 【事業概要】 共通利用券の支給：1人あたり2千円分 事業者協力金：利用券1枚あたり20円 【事業費】 9,561千円								●		

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	君津市	2. 運行支援	君津市生活バス路 線維持費補助金	【目的・効果】 例年、1年間の運行実績に基づき交付している路線バス事業者に対する補助金について、直近の実績に基づき早期に交付することによ り、事業の安定を図る。 【事業概要】 令和3年10月から令和4年5月までの運行実績に基づき補助金を交付。 【交付対象】 路線バス運行事業者 【事業費】 24,386千円										
千葉県	南房総市	4	新型コロナワクチ ン接種促進のため のタクシー利用助 成券交付事業	【目的・効果】 (1) 新型コロナワクチン接種会場までの移動手段がない高齢者・障害者の交通手段の確保 (2) 新型コロナワクチン接種の促進 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者・障害者)が接種会場まで上限4,000円(片道1台あたり)まで自己負担なくタクシーを利用することが できる。 【交付額】 ・タクシー利用助成券(4,000円/回)一人4枚 【交付対象】 ・南房総市高齢者外出支援タクシー及びバス利用助成事業対象者 ・南房総市福祉タクシー利用助成事業対象者 ・運転免許返納者等で当該事業の申請をした方 【事業費】 7,840千円			○							
千葉県	南房総市	4	バスラッピング広 告掲出事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、外出自粛等により観光利用者の減少が続いているため、高速バスのラッピングにより地 元PRを実施し、観光利用の回復を図る。 【補助対象経費】 ラッピング施工費、宣伝広告費 【対象事業者】 東京や横浜駅及び市内を発着とする高速バスを運行している交通事業者 【事業費】 予算額5,313千円						●				
千葉県	南房総 市・館山 市(南房 総・館山 地域公共 交通活性 化協議 会)	1	-	域内のバス事業者2社、タクシー事業者6社に対し、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、マスクを合計3,000枚配布。 臨時交付金は活用せず、2市のストックから拠出した。										
千葉県	鴨川市	1	飛沫感染対策設備 設置費補助金	【目的・効果】 市内のバス、タクシー事業者が実施する事業用自動車への飛沫感染対策設備の設置に係る費用の一部を支援する。 【交付額】 ・バス車両 座席1席当たり上限3千円 ・タクシー車両 車両1台当たり上限2万円 【交付対象】 市内の事業所等に配置する事業用自動車に対して、令和2年4月1日から令和3年1月31日の間に飛沫感染対策設備を設置するバス事業者及 びタクシー事業者 【予算額】 7,123千円		○								
千葉県	鴨川市	4	買物代行サービス 支援補助金	【目的・効果】 市内タクシー事業者が実施する買物代行サービスについて、利用料金の一部を支援する。 【交付額】 1件当たり上限900円 【交付対象】 買物代行サービスの料金割引を行った市内タクシー事業者 【予算額】 540千円										
千葉県	鴨川市	2	特急君鴨ライナー 実証運行 支援補助金	【目的・効果】 実証運行中の特急君鴨ライナー(君津鴨川線)がコロナ禍の影響で十分な結果が得られないため、実証運行期間の延長に係る経費を君 津市と連携して支援する。 【交付額】 (経費費用-運送収益)×補助対象系統キロ程のうち、鴨川市に存するキロ程の比率 【交付対象】 特急君鴨ライナーを運行する乗合バス事業者 【予算額】 2,807千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
千葉県	鴨川市	1	新型コロナウイルスワクチン接種送迎業務委託事業	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場まで移動する手段として、無料送迎バスを運行する。運行については、バス会社に委託するものであり、利用者の直接的な交通費の補助をするものではない。 【委託事業者】 一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者) 【予算額】 16,323千円									
千葉県	館山市	2	館山市公共交通事業者支援補助金	○補助対象者：市内に本支店・営業所等を有するJR、路線バス運行事業者、タクシー事業者 ○補助内容： ・新型コロナウイルス感染症予防対策・公共交通利用促進のための車両改善 1台当たり上限20万円 補助率100% ・新たな交通手段を普及するための提案やモニターツアーの実施 1事業当たり上限50万円 補助率100%									
千葉県	館山市	4	市街地循環バス実証運行事業	【目的・効果】 令和2年度に実証運行を行った市街地循環バスについて、アフターコロナにおける外出促進や地域経済活性化のため、再度の実証運行を行う。 【交付額】 業務委託料を受託事業者等に支払う。 【予算額】 14,584千円			○						
千葉県	松戸市	2	まつたく出前便	松戸市内の飲食店とタクシー会社が連携し、商品の配達サービスを期間限定で提供。ご注文の品物をタクシードライバーが飲食店で預かり、自宅付近まで配達。利用者からの手数料、配送料は不要。 タクシー業者に配達料補助(1,000円/件) 予算：1,694万円(一般社団法人松戸市観光協会に委託) 7/より変更点 実施期間：6/30-9/30 配達範囲：3km→5km 配達料補助：1,000円→2,000円		○							
千葉県	松戸市	2	地域公共交通運行継続緊急支援金	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校休校や緊急事態宣言発出に伴う外出自粛の影響を受けた、市内で運行しているバス事業者、市内に事業所を有するタクシー事業者及び地域鉄道事業者に対し、本市の公共交通の安定的な運行を確保するため、「地域公共交通運行継続緊急支援金」を交付する。 【交付対象】 ・市内を運行する系統を有するバス事業者 ・市内に事業所を有する法人又は個人タクシー事業者 ・市内を運行する地域鉄道事業者 【支援金額】 ・バス事業者 市内を運行する1系統につき20万円 ・タクシー事業者 保有する車両1台につき5万円 ・鉄道事業者 500万円 【事業費】 45,200千円		○							
千葉県	松戸市	1	妊婦健康診査事業(妊婦の方に向けタクシー利用補助)	【目的・効果】 妊婦の感染機会の削減及び感染拡大の防止 【事業概要】 市内在住の妊婦が公共交通機関を利用しなくても安心して健診を受診できるようにタクシー利用費用を助成 【交付額】 ・助成額上限は1回3千円で30回分まで ・タクシー利用費用助成 5千円×1,950人×30回×0.5(利用率)×0.35(申請率)=30,713千円 ・事業周知用消耗品：18千円 【交付対象】 市内在住の妊婦 【事業費】 30,731千円		○							
千葉県	松戸市	2	コミュニティバス運行事業補助金	【事業概要】 学校休校や緊急事態宣言発出に伴う外出自粛の影響を受けた市内交通機関が今後も安定運行を確保するための支援を行う。 【交付対象】 松戸市コミュニティバス運行事業者(1社) 【予算額】 3,130千円(3月補正予算要求)			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	松戸市	2. 運行支援	松戸市地域公共交 通運行継続緊急支 援金(令和3年度 第1回)	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置下における、公共交通事業者の、本市公共交通の安定的な運行の確保継続に対する取り組みを支援するため、松戸市地域公共交通運行継続緊急支援金を交付する。 【交付対象】 ・市内を運行する系統を有するバス事業者 ・市内に事業所を有する法人又は個人タクシー事業者 ・市内を運行する地域鉄道事業者 【支援金額】 ・バス事業者 市内を運行する1系統につき20万円 ・タクシー事業者 保有する車両1台につき5万円 ・鉄道事業者 500万円 【事業費】 4,360万円						○				
千葉県	松戸市	2. 運行支援	松戸市地域公共交 通運行継続緊急支 援金(令和3年度 第2回)	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置下における、公共交通事業者の、本市公共交通の安定的な運行の確保継続に対する取り組みを支援するため、松戸市地域公共交通運行継続緊急支援金を交付する。 【交付対象】 ・市内を運行する系統を有するバス事業者 ・市内に事業所を有する法人又は個人タクシー事業者 ・市内を運行する地域鉄道事業者 【支援金額】 ・バス事業者 市内を運行する1系統につき20万円 ・タクシー事業者 保有する車両1台につき5万円 ・鉄道事業者 500万円 【事業費(予算額)】 4,355万円(令和3年度3月補正予算)						●				
千葉県	松戸市	4. その他	ユニバーサルデザ インタクシー導入 促進事業補助金	【事業概要】 ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、高齢者、障がい者、子育て世代をはじめ、誰もが安心・安全で、快適に利用できる交通環境の整備を推進するため、タクシー事業者等に対し補助金を交付。 【交付対象】 松戸市に営業所を有するタクシー事業者またはタクシー事業者に対してユニバーサルデザインタクシーを有償で貸与するリース事業者 【補助対象経費】 ユニバーサルデザインタクシーの車両本体購入費(消費税相当分は除く) 【補助額】 補助対象経費の1/3から600千円(県補助上限額)を減じた額 (上限額:400千円) 【補助台数】 10台 【事業費】 4,000千円(400千円×10台)										
千葉県	松戸市	2. 運行支援	松戸市公共交通事 業者原油価格高騰 対策緊急支援金	【事業概要】 原油価格高騰に伴う経費の一部を支援することにより本市公共交通の安定的な運行を維持確保するため、松戸市公共交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金を交付する。 【交付対象】 令和4年6月末日現在、市内に事業所を有する公共交通事業者 (バス2社、タクシー(法人)10社、タクシー(個人)28社) 【支援金額】 ・路線バス・高速バス 車両1台につき70,000円 ・タクシー 保有する車両1台につき40,000円 【事業費】 2,949万円										
千葉県	印西市	2	ふれあいバス運行 業務委託(R2)	【目的】 新型コロナウイルスの影響による減収に対応するため、ふれあいバス運行業務委託金額を増額した。(令和2年度) 【交付対象】 ふれあいバス(コミュニティバス) 運行事業者 【予算額】 10,037千円										
千葉県	印西市	2	路線バス運行対策 費補助金(R2)	【目的】 新型コロナウイルスの影響による減収に対応するため、路線バス運行対策費補助金を増額した。(令和2年度) 【交付対象】 補助路線バス4路線の運行事業者 【予算額】 11,326千円										
千葉県	印西市	4	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業(R3)	【目的】 新型コロナウイルスワクチン接種会場への移動手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種会場までの無料送迎バスの運行 【事業費】 5,963千円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
千葉県	印西市	1	印西市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金(R3)	【目的】 市民の日常の移動手段となる路線バス及びタクシー事業者に対し、感染拡大防止策として支援金を支給する。 【交付対象】 緊急事態宣言後も事業を継続し、今後も事業を継続する意思がある、市内のバス路線を運行する路線バス事業者、市内に本店又は営業所を置くタクシー事業者 【交付額】 路線バス事業者…令和3年4月1日時点における市内バス路線、1路線につき20万円(上限) タクシー事業者…市内の本店又は営業所に配置する事業用自動車、1台につき1.5万円(上限) 【予算額】 4,160千円									
千葉県	印西市	2. 運行支援	印西市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付事業	【目的・効果】 市内公共交通事業者への支援金 【事業概要】 新型コロナウイルス感染症及び燃料価格の高騰の影響を受ける市内公共交通事業者に対し、市内の事業の用に供しているバス1台あたり20万円、タクシー1台あたり3万円を助成 【事業費】 8630千円									●
千葉県	流山市	2	流山市地域公共交通運行継続緊急支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下において、利用者の3密を避けるとともに、市民生活に影響が出ないよう、運行便数を維持するなど、利用者の感染拡大防止に努めてきた地域の公共交通事業者を支援するため。 【交付額】 ・鉄道事業者：1事業者あたり500万円 ・バス事業者：1事業者あたり300万円 ・タクシー事業者：法人格をもつ場合は50万円、個人事業主の場合は5万円。左記に加え、市内に営業所を有する事業者は車両1台あたり1万円 【交付対象】 ・鉄道事業者 市内に本社を有する鉄道事業者 ・バス事業者 市内を運行する路線バス事業者 ・タクシー事業者 令和4年4月1日時点で流山地区タクシー運営委員会に属し、市内を営業圏とするタクシー事業者 【事業費】 17,670千円		○							
千葉県	流山市	4	新型コロナウイルス感染症対策事業(ワクチン接種)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)のうち移動が困難な者を対象に自宅から接種会場までの往復のタクシー利用に対し償還払いで助成を行う。 【交付額】 ・片道3,000円を限度として4回分 【交付対象】 ・障害者 ・障害者等のうち市の福祉タクシー、自動車燃料費の助成制度の利用者 ・介護保険で要支援1以上の認定を受けているもの ・介護保険の日常生活総合支援事業の事業対象者、またはそれに準ずる者 【事業費】 22,788千円									
千葉県	流山市	2. 運行支援	流山市地域公共交通運行継続緊急支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下において、利用者の3密を避けるとともに、市民生活に影響が出ないよう、運行便数を維持するなど、利用者の感染拡大防止に努めてきた地域の公共交通事業者を支援するため。 【交付額】 ・鉄道事業者：1事業者あたり500万円 ・バス事業者：平均市内運行距離に3,200円を乗じて得た額(その数に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) ※平均市内運行距離とは、令和3年8月2日から同年9月30日までの間における、事業者が運行する全ての路線バスの市内運行距離(キロメートル)を60日で除して得た数指す。(1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの) ・タクシー事業者：法人格をもつ場合は50万円、個人事業主の場合は5万円。左記に加え、市内に営業所を有する事業者は車両1台あたり1万円 【交付対象】 ・鉄道事業者 市内に本社を有する鉄道事業者 ・バス事業者 令和3年4月1日時点で市内を運行する路線バス事業者 ・タクシー事業者 令和3年4月1日時点で流山地区タクシー運営委員会に属し、市内を営業圏とするタクシー事業者 【事業費】 20,450千円(予算額)							○		
千葉県	流山市	4. その他	流山市新型コロナウイルスワクチン接種に係るタクシー利用助成事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスワクチン接種にあたり、タクシー等を利用する必要が生じた際の料金の一部を助成することにより、交通手段の確保及び費用負担がワクチン接種をためらわせる要因とならないことを目的とする。 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動にタクシーを利用した場合、その運賃、予約料金、迎車回送料金を片道あたり3,000円を上限として助成する。 【交付対象】 ・タクシー利用者(要介護認定等の基準あり) ・福祉有償運送事業者(外出支援サービス事業者登録者分のみ) 【事業費】 ・タクシー利用者 4,500千円 ・福祉有償運送事業者委託料 1,760千円									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
千葉県	流山市	4. その他	流山市新型コロナウイルスワクチン接種に係るタクシー利用助成事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスワクチン接種にあたり、タクシー等を利用する必要がある際の料金の一部を助成することにより、交通手段の確保及び費用負担がワクチン接種をためらわせる要因とならないことを目的とする。 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動にタクシーを利用した場合、その運賃、予約料金、迎車回送料金を片道あたり3,000円を上限として助成する。 【交付対象】 ・タクシー利用者(要介護認定等の基準あり) ・福祉有償運送事業者(外出支援サービス事業者登録者分のみ) 【事業費】 ・タクシー利用助成 3,700千円 ・福祉有償運送 542千円							○			
千葉県	流山市	4. その他	新型コロナウイルス感染症対策事業(まちづくり推進課)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響下において燃料価格高騰に直面している状況の中、市内の鉄道事業者が負担する燃料価格の高騰相当分について、流山市鉄道事業者燃料価格高騰対策支援金を交付することにより、市内の鉄道事業者の継続を図るとともに、市内鉄道の利用者の利便性を確保することを目的とする。 【支援金交付対象】 市内に本社を有する鉄道事業者 【支援金交付対象経費】 令和2年度の運行に係る燃料平均価格(電気料金)と比較し、令和3年10月1日から令和4年6月30日までの運行に係る燃料価格の高騰相当分 【事業費】 5,000千円									●	
千葉県	流山市	4. その他	新型コロナウイルス感染症対策事業(まちづくり推進課)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響下において燃料価格高騰に直面している状況の中、市内のタクシー事業者が負担する燃料価格の高騰相当分(ガソリン)について、流山市タクシー事業者燃料価格高騰対策支援金を交付することにより、市内のタクシー事業者の継続を図るとともに、市内タクシーの利用者の利便性を確保することを目的とする。 【支援金交付対象】 市内に本社を有するタクシー事業者(個人タクシーを含む) 【支援金交付対象経費】 令和2年度の運行に係る燃料平均価格(ガソリン)と比較し、運行に係る燃料価格の高騰相当分としてガソリン車1台につき100千円 【事業費】 1,700千円(100千円×17台)									●	
千葉県	流山市	4. その他	流山市新型コロナウイルスワクチン接種に係るタクシー利用助成事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスワクチン接種にあたり、タクシー等を利用する必要がある際の料金の一部を助成することにより、交通手段の確保及び費用負担がワクチン接種をためらわせる要因とならないことを目的とする。 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動にタクシーを利用した場合、その運賃、予約料金、迎車回送料金を片道あたり3,000円を上限として助成する。 【交付対象】 ・タクシー利用者(要介護認定等の基準あり) ・福祉有償運送事業者(外出支援サービス事業者登録者分のみ) 【事業費】 ・タクシー利用助成・福祉有償運送 5,940千円									○	
千葉県	香取市	2	香取市公共交通事業者事業継続支援金	○法人タクシー 対象：市内に営業所を置く事業者 支援：市内にある事業所1ヶ所につき10万円に 登録車両1台あたり3万円を加算、上限30万円 ○路線バス 対象：市域内を運行するバス路線を有する事業者 条件：市域内で運行し、及び乗降ができる路線 支援：市町村から委託料、負担金及び補助金等を得ていない路線 支援：1路線につき30万円 ○高速バス 対象：市域内を運行する高速バス路線を有する事業者 条件：市域内で運行し、及び乗降ができる路線 支援：感染症の影響により最も減便した日あたりの減便数に5万円を乗じた額										
千葉県	勝浦市	1	市内公共交通幹線 ※臨時交付金上の 事業名とは異なり ます。	鉄道駅、路線バス車両、タクシー車両、デマンドタクシー車両等の消毒用としてアルコールを運行事業者へ配布。 ※令和2年度に引き続き令和3年度も実施予定。		○								
千葉県	勝浦市	1	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	【目的・効果】 (1)公共交通の不便地域に居住するの市民のワクチン接種機会の確保 【事業概要】 移動式ワクチン接種会場としてバスを借り上げ、公共交通の不便地域の住民のワクチン接種を促進する。 【事業費】 3,326千円(巡回接種バス運行業務委託料)										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
千葉県	勝浦市	2. 運行支援	市内路線バス運行 維持費支援事業	【目的・効果】 経営支援のための補助金 【事業概要】 バス路線運行費補助金交付限度額の増額 【事業費】 現行9,000千円 → 変更後13,000千円(4,000千円増額)									
千葉県	勝浦市	2. 運行支援	タクシー事業者支 援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大及び燃油の高騰により影響を受けるタクシー事業者の経営を下支えするため、市内タクシー事業者に 対し補助金を交付する。 【事業概要】 タクシー事業者支援補助金の交付 【事業費】 補助金交付額1,000千円×1事業者=1,000千円						●			
千葉県	勝浦市	2. 運行支援	高速バス運行確保 維持事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大及び燃油の高騰により影響を受ける高速バス運行事業者の経営を下支えするため、ラッピングバスに よる広告掲載を実施することで高速バス運行事業者を支援する。 【事業概要】 広告掲載の実施 【事業費】 ラッピング施工費(デザイン・施工・各種申請) 2,580千円(2台分) 広告掲載費用 187千円×4月(12月~3月)=748千円(2台分)									○
千葉県	勝浦市	2. 運行支援	高速バス運行確保 維持事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大及び燃油の高騰により影響を受ける高速バス運行事業者の経営を下支えするため、補助金を交付する ことで高速バス運行事業者を支援する。 【事業概要】 補助金の交付 【事業費】 補助金交付額 1日1便(往復)につき200千円×6便=1,200千円						●			
千葉県	白井市	2	白井市新型コロナ ワクチン接種にお ける移動支援事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症で重症化・死亡のリスクが高い高齢者におけるワクチン接種を推進するため、移動に何らかの支援を必要と するものの新型コロナウイルス接種会場までの移動手段の確保 【事業概要】 新型コロナウイルスワクチンを2回接種するために必要な住居と市内医療機関の往復に係る計4枚のタクシー券を交付する 【交付対象】 65歳以上の市民で要介護2以上または重度心身障がいの人 【事業費】 1,857千円(移動支援委託費及びタクシー券作成費)			○						
千葉県	白井市	2	地域公共交通支援 金(路線バス)	【目的・効果】 利用者の減少など大きな影響を受けている路線バス事業者を支援し、地域公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行及び市民の日 常的な生活の移動手段を確保する。 【交付額】 市内を運行する路線バス事業者 路線数×20万円 【事業費】 1,400千円				●					
千葉県	白井市	2	白井市新型コロナ ワクチン接種にお ける移動支援事業 (拡充)	【目的】 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に当たり、移動に支援を必要とする市民に対し、住居と市内ワクチン接種会場との間 の移動を支援する事業を実施することにより、ワクチン接種を推進することを目的とする。 【事業概要】 新型コロナウイルスワクチンを2回接種するために必要な住居と市内ワクチン接種会場の往復に係る計4枚のタクシー券を交付する 【交付対象】 白井市民で要介護2以上または重度心身障がいの人 【事業費】 4,225千円(移動支援委託費、消耗品費及びタクシー券印刷製本費)			○						
千葉県	白井市	2. 運行支援	地域公共交通支援 金(その3)	【目的・効果】 利用者の減少など大きな影響を受けている交通事業者を支援し、地域公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行及び市民の日常的な生 活の移動手段を確保する。 【交付額】 ①市内を運行する路線バス事業者 路線数×40万円 ②市内に営業所を置くタクシー事業者 車両数×4万円(UDタクシーは6万円) 【事業費】 382千円			○					○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
千葉県	白井市	4. その他	白井市原油価格・物価高騰対策支援金	<p>【目的・効果】 ・長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、原油価格及び物価高騰により深刻な影響を受ける事業者の皆様に対して、国の地方創生臨時交付金を活用した「白井市原油価格・物価高騰対策支援金」を支給する。</p> <p>【支援金額】 ・中小企業等：20万円 ・個人事業者等：10万円</p> <p>【対象者・要件】 ・令和4年6月27日までに創業しており、かつ申請時点で市内に本店もしくは主たる事業所を置いている中小企業等又は個人事業者等であること ・原油物価高騰等の影響により、以下(A)(B)ともに該当すること。なお、下記申請要領による特例に該当する事業者は特例に準じるものとする。 ・対象期間：令和4年1月から12月のうち、事業者が任意に選択した連続した3ヶ月を指す。 ・比較期間：令和3年1月から12月のうち、対象期間と同時期の連続した3ヶ月を指す。 (A) 対象期間の経費合計が、比較期間の経費合計と比較して20%以上増加していること (B) 対象期間の月平均経費を12倍した額が、比較期間の月平均経費を12倍した額と比較して中小企業等においては20万円、個人事業者等においては10万円を超えていること ・申請時点で事業を継続しており、引き続き白井市内で事業を継続する意思を有すること ・事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなる恐れがないこと ・事業を営むにあたって関連する法令及び条例などを順守していること ・市税等の未納がないこと。</p>								●	
千葉県	白井市	2. 運行支援	地域公共交通支援金(その4)	<p>【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活の変化等に伴い、利用者の減少等の大きな影響が続いていることに加えて、昨今の原油価格高騰による燃料費高騰等の影響を受けている公共交通事業者に対し、事業の継続に向けた支援を行うことで、本市における地域公共交通の現在及び将来に渡る安定的な運行並びに市民の日常的な生活の移動手段を確保する。</p> <p>【交付額】 ①市内を運行する路線バス事業者 路線数×40万円 ②市内一営業所を置くタクシー事業者 車両数×4万円(UDタクシーは6万円)</p> <p>【事業費】 3,920千円</p>									○
千葉県	富津市	1	マスク配布	市内で運行する路線バス、タクシー、JR、フェリー、自家用有償運送事業者へマスクを合計2,050枚配布済み。									
千葉県	富津市	2	公共交通事業者事業継続支援給付金支給事業	<p>【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内に事業所を有する交通事業者を支援し、市民生活に欠かせない地域に密着した輸送サービスを維持する。</p> <p>【交付額】 ・バス事業者 1路線当たり30万円 ・タクシー事業者 1台当たり10万円 ・フェリー事業者 1隻当たり30万円 ※いずれも1社につき上限を60万円とする。</p> <p>【交付対象】 ・バス事業者 市が赤字補填していないバス路線 ・タクシー事業者 保有する車両 ・フェリー事業者 保有する船舶</p> <p>【事業費】 3,100千円</p>			○						
千葉県	富津市	2	公共交通事業者応援給付金支給事業	<p>【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内に事業所を有する交通事業者を支援し、市民生活に欠かせない地域に密着した輸送サービスを維持する。</p> <p>【交付額】 ・バス事業者 1路線当たり15万円 ・タクシー事業者 1台当たり5万円 ・フェリー事業者 1隻当たり15万円 ※いずれも1社につき上限を30万円とする。</p> <p>【交付対象】 ・バス事業者 市が赤字補填していないバス路線 ・タクシー事業者 保有する車両 ・フェリー事業者 保有する船舶</p> <p>【事業費】 1,500千円</p>			○						
千葉県	富津市	4	富津市タクシー運賃助成事業 新型コロナウイルスワクチン接種特例	<p>【目的】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保</p> <p>【事業概要】 新型コロナウイルスワクチンの接種会場への移動を目的にタクシーを利用した場合に限り、1回の乗車につき、タクシー利用券(1枚500円分)を1人4枚(2,000円分)まで利用することができる。</p> <p>【対象者】 運転免許を保有していない高齢者・障害者等で、タクシー運賃助成事業の利用登録をしている人</p>									
千葉県	富津市	4	新型コロナウイルスワクチン接種に係る無料送迎バス	<p>【目的】 移動困難者のワクチン接種会場への交通手段の確保</p> <p>【事業概要】 タクシーの配車が少ない地区の75歳以上の高齢者を対象にワクチン接種会場への無料送迎バスの運行</p> <p>【対象者】 タクシーの配車が少ない地区の75歳以上の高齢者</p>									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	富津市	2	富津市(第2弾)公共交通事業者事業継続支援給付金支給事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内に事業所を有する交通事業者を支援し、市民生活に欠かせない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・バス事業者 1路線あたり30万円 ・タクシー事業者 1台あたり10万円 ・フェリー事業者 1隻あたり30万円 ※いずれも1社につき上限を60万円とする。 【交付対象】 ・バス事業者 市が赤字補填していないバス路線 ・タクシー事業者 保有する車両 ・フェリー事業者 保有する船舶 【事業費】 3,100千円						○				
千葉県	富津市	4. その他	富津市タクシー運賃助成事業	【目的】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 新型コロナウイルス3回目接種の実施にあたり、タクシー利用券が不足する方へ、申請により新型コロナウイルス接種会場へ移動する場合に限り使用できる専用のタクシー利用券(8枚綴り、令和4年3月31日まで有効)を追加で交付する。利用券(1枚500円)は、1回の乗車につき1人4枚(2,000円分)まで使用できる。 【対象者】 タクシー運賃助成事業の利用登録をしている人 【事業費】 1,240千円										
千葉県	富津市	4. その他	富津市タクシー運賃助成事業	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 新型コロナウイルス4回目接種の実施にあたり、申請により新型コロナウイルス接種会場へ移動する場合に限り使用できる専用のタクシー利用券(8枚綴り、令和5年3月31日まで有効)を追加で交付する。利用券(1枚500円)は、1回の乗車につき1人4枚(2,000円分)まで使用できる。 【対象者】 タクシー運賃助成事業の利用登録をしている人 【事業費】 1,240千円										
千葉県	富津市	2. 運行支援	富津市公共交通事業者原油価格高騰対応緊急支援給付金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、原油価格の高騰により大きな影響を受けている公共交通事業者の事業継続支援 【交付額】 ・バス事業者 1路線あたり50万円 ・タクシー事業者 1台あたり10万円 ・フェリー事業者 1隻あたり50万円 ※いずれも1社につき上限を100万円とする。 【交付対象】 ・バス事業者 市が赤字補填していないバス路線 ・タクシー事業者 保有する車両 ・フェリー事業者 保有する船舶 【事業費】 4,500千円									○	
千葉県	袖ヶ浦市	2	運輸業・飲食業支援事業(観光協会飲食店応援デリバリー)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上減少した飲食店とタクシー会社をつなぐ袖ヶ浦市観光協会のデリバリー事業を支援します。	○									
千葉県	袖ヶ浦市	2	公共交通感染拡大防止支援事業	感染症拡大防止の対策をとったうえで運行を継続している交通事業者に対して、協力支援金を給付する。 【市内に営業所を置くタクシー事業者】 ・1営業所あたり10万円 ・営業所に配置されている車両1台あたり1万円 【市内に営業所を置いていないが、市内を運行しているバス事業者】 ・1事業者あたり10万円 ・市内を運行している車両1台あたり2万円 以下、今回追加 【千葉県内に本社を設置しており、袖ヶ浦バスターミナルに乗り入れている高速バス事業者】 ・1事業者あたり10万円 ・袖ヶ浦バスターミナルを経由する路線1路線あたり10万円			○							
千葉県	袖ヶ浦市	1	新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー料金助成事業	【目的・効果】 ワクチン接種を希望する高齢者が速やかに接種を受けられるよう高齢者の移動を支援することで、高齢者のワクチン接種の円滑な実施を図る。 【事業概要】 高齢者がワクチン接種を受ける際に、集団接種会場または個別接種を行う医療機関までのタクシーを利用した場合の利用料金の全部または一部を助成する。 【交付額】 1人あたり、タクシー利用券1,000円×4枚 【交付対象】 在宅で生活している、令和4年4月1日までに75歳以上となる方のみの方の世帯に属している方 【事業費】 22,960千円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金
					(R2・1次補正分の活用の有無)	(R2・2次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正繰越分の活用の有無)	(事業者支援分の活用の有無)	(追加事業者支援分)の活用の有無	(R3補正分)の活用の有無	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
千葉県	袖ヶ浦市	4. その他	公共交通原油価格等緩和対策事業(物価高騰対応分)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症及び原油・物価高騰の影響を受けている公共交通事業者に対し、車両燃料費上昇分の一部に相当する金額を給付することで支援する。 【対象経費】 公共交通事業者への支援金 【支援金額】 市内を運行している路線バス2事業者 6万円×12台=72万円、市内に営業所をおくタクシー4事業者 4万円×48台=192万円、袖ヶ浦バスターミナルを経由する高速バス3事業者 20万円×13路線=260万円 【交付対象】 路線バス事業者、タクシー事業者、高速バス事業者								●	
千葉県	袖ヶ浦市	4. その他	公共交通原油価格等緩和対策事業(第2回)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大及び燃料費の高騰により影響を受けている公共交通事業者に対し、車両燃料費上昇分の一部に相当する金額を給付することで、令和4年度2回目の支援を行う。 【対象経費】 公共交通事業者への支援金 【支援金額】 市内を運行している路線バス2事業者 7万円×12台=84万円、市内に営業所をおくタクシー4事業者 5万円×48台=240万円、袖ヶ浦バスターミナルを経由する高速バス3事業者 30万円×13路線=260万円 【交付対象】 路線バス事業者、タクシー事業者、高速バス事業者									○
千葉県	大網白里市	2	公共交通事業者支援金交付事業	【目的・効果】 公共交通の新型コロナウイルス感染症感染防止対策の奨励を図り、事業継続を支援することを目的とする。 【事業概要】 新型コロナウイルスによる利用者の減少など大きな影響を受けている公共交通事業者に対し、支援金を交付する。 【交付額】 (1)路線バス事業者 市内の路線を運行する1日あたりの車両数に10万円を乗じて得た額 (2)タクシー事業者 市内で営業を行うために保有している車両数に3万円を乗じて得た額。ただし、市内に本店を有している事業者については、同額に30万円を加算した額。 【事業費】 3100千円						●			
千葉県	大網白里市	2. 運行支援	大網白里市公共交通事業者支援金交付事業	【目的・効果】 コロナ禍における原油価格及び物価の高騰により運行経費が増大する中、地域公共交通を担っている公共交通事業者に対し、事業継続を支援することを目的として交付されるもの。 【事業概要】 原油価格及び物価高騰による運行経費の増大などにより大きな影響を受けている公共交通事業者に対し、支援金を交付する。 【交付額】 (1)路線バス事業者 市内の路線を運行する1日あたりの車両数×10万円。 (2)タクシー事業者 市内で営業を行うために保有している車両数×3万円。ただし、市内に本店を有している事業者については、同額に30万円を加算した額。 (3)協力事業者 事業に使用する1日あたりの車両数×10万円。 【事業費】 4,220千円									●
千葉県	茂原市	2	公共交通事業者応援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する交通事業者を支援し、市民生活に欠かさない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり5万円 ・タクシー事業者 基本額20万円+車両1台当たり3万円 【交付対象】 ・バス事業者、タクシー事業者 令和2年1月1日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有している者。 市内を運行するバス路線(高速バスを除く。)を有する路線バス事業者又は市内に営業所を有するタクシー事業者。 【事業費】 4,390千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●	
千葉県	茂原市	2	公共交通事業者 応援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する交通事業者を支援し、市民生活に欠かせない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり5万円 ・タクシー事業者 基本額20万円+車両1台当たり3万円 【交付対象】 ・バス事業者、タクシー事業者 令和2年4月1日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有している者。 市内を運行するバス路線(高速バスを除く。)を有する路線バス事業者又は市内に営業所を有するタクシー事業者。 【事業費】 4,460千円			○							
千葉県	茂原市	2. 運行支援	公共交通事業者 応援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する交通事業者を支援し、市民生活に欠かせない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり5万円 ・タクシー事業者 基本額20万円+車両1台当たり3万円 【交付対象】 ・バス事業者、タクシー事業者 令和2年4月1日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有している者。 市内を運行するバス路線(高速バスを除く。)を有する路線バス事業者又は市内に営業所を有するタクシー事業者。 【事業費】 4,310千円						●				
千葉県	茂原市	2. 運行支援	公共交通事業者 応援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する交通事業者を支援し、市民生活に欠かせない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり5万円 ・タクシー事業者 基本額20万円+車両1台当たり3万円 【交付対象】 ・バス事業者、タクシー事業者 令和2年4月1日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有している者。 市内を運行するバス路線(高速バスを除く。)を有する路線バス事業者又は市内に営業所を有するタクシー事業者。 【事業費】 4,310千円				○						
千葉県	茂原市	2. 運行支援	公共交通事業者 応援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する交通事業者を支援し、市民生活に欠かせない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり5万円 ・タクシー事業者 基本額20万円+車両1台当たり3万円 【交付対象】 ・バス事業者、タクシー事業者 令和2年4月1日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有している者。 市内を運行するバス路線(高速バスを除く。)を有する路線バス事業者又は市内に営業所を有するタクシー事業者。 【事業費】 4,280千円									○	
千葉県	我孫子市	1	我孫子市公共交 通事業者等感染 対策緊急支援	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市内公共交通事業者等が実施する感染拡大防止に資する取組を支援するため。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり2万円 ・タクシー事業者 車両1台当たり1万円 ・高齢者等外出応援事業に協力する送迎バス事業者 車両1台当たり1万円 【交付対象】 ・バス事業者 令和2年7月1日時点で市内を運行している車両 ・タクシー事業者 令和2年7月1日時点で市内を運行している車両 ・送迎バス事業者 協定を締結している送迎バスの空席を活用した高齢者等外出応援事業協力車両 【予算総額】2,590千円 【決算額】2,350千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
千葉県	我孫子市	1	我孫子市タクシー 事業者感染症対策 緊急支援	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市内公共交通事業者等が実施する感染拡大防止に資する取組を支援するため。(追加支援) 【交付額】 ・タクシー事業者 車両1台当たり3万円 【交付対象】 申請時点で市内を運行している車両 【事業費】 2,700千円			○						
千葉県	我孫子市	1	公共交通事業者等 支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長期にわたる外出自粛等による影響を受ける市内公共交通事業者等に対して、感染拡大 防止対策強化、事業継続及び事業活性化に係る取組を支援する。 1. 補助対象事業者 路線バス事業者、市内タクシー事業者、送迎バス協力事業者 2. 支援内容 路線バス・タクシー事業者：1台当たり30千円 送迎バス協力事業者：1台当たり10千円 3. 予算総額：4,700千円						●			
千葉県	我孫子市	4. その他	我孫子市公共交 通事業者等燃料価格 高騰対策支援金	【効果・目的】 燃料価格の高騰に伴い、市民の生活及び経済活動を支える公共交通の維持を図るため。 【交付額】 ・路線バス事業者 車両1台当たり5万円 ・タクシー事業者 車両1台当たり1万円 ・送迎バス事業者 車両1台当たり2.5万円 【交付対象】 申請時点で市内を運行している車両 【事業費】 4,725千円								●	
千葉県	栄町	2	地域公共交通運行 継続支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大による学校の休業、外出自粛、リモート勤務等により、利用者が減少し、売上が激減している栄町 の区域内に路線を持つ公共交通事業者のうちバスの運行を行う路線バス事業者及び循環バス事業者(以下「バス事業者」という。)に 対し事業継続のための支援金を支給する。 【交付額】 ・路線バス事業者 1事業者当たり1,000千円 ・コミュニティバス事業者 1事業者当たり300千円 【交付対象】 令和2年4月から同年6月までの間の1月における売上高と前年の当該月の売上高を比較した売上高が30パーセント以上減少しているバス 事業者 【予算額】 1,300千円		○							
千葉県	栄町	2	地域公共交通事業 継続支援事業	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛、リモート勤務等により、利用者が減少し、売上が激減している公共交通事業者のう ち、栄町の区域内に路線を持つバス事業者及び栄町の町内に常駐しているタクシー事業者に対し、事業継続のための支援金を支給する。 【交付額】 ・バス事業者 1事業者当たり1,000千円 ・タクシー事業者 1事業者当たり500千円 【交付対象】 令和3年4月～6月までの間の1月における売上高と前々年の当該月の売上高を比較した売上高が30%以上減少している事業者 【事業費】 1,500千円				●					
千葉県	栄町	2. 運行支援	地域公共交通支援 事業	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少、原油価格高騰の影響を受ける公共交通事業者に対して、燃料費高騰を軽減する ことを目的に事業継続のための支援金を支給する。 【交付額】 ・バス事業者 1事業者当たり最大1,000千円 ・タクシー事業者 1事業者当たり200千円 【事業費】 1,700千円								●	
千葉県	白子町	2	公共交通応援事業	【目的・効果】 町民生活の移動手段として不可欠な公共交通は、コロナ禍で経営に大きな影響が生じているため、感染症対策や運行継続支援に資す るため、奨励金により支援を実施する。 【経費内容】 路線バス事業者及びタクシー事業者への感染症対策や運行継続支援に資するための経費 【交付対象】 路線バス事業者及びタクシー事業者 【補助額】 1路線バス事業者 町内を運行する路線1路線に対し50万円(合計4路線200万円予定) 2タクシー事業者 1事業者あたり50万円、保有する事業用車両1台に対し10万円(合計5台50万円予定)			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
千葉県	白子町	1	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業(タクシー)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない高齢者等の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 (3) ワクチン接種の促進 【事業概要】 ワクチン接種対象者(福祉タクシー利用対象者)が接種会場までの交通手段としてタクシーを利用する際の運賃を助成する。 【交付額】 ・0,000円(内訳)2,000円×往復2回×接種2回 【交付対象】 ・白子町福祉タクシー事業者 【事業費】 4,000千円									
千葉県	東庄町	2	公共交通事業者支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内を運行する交通事業者を支援し、住民生活に欠かさない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付対象・交付額・事業費】 タクシー事業者 2事業者×30万円=60万円			○						
千葉県	大多喜町	2	公共交通事業継続支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の大きな影響を受けながらも、従業員及び利用者の感染防止に努め、本町の公共交通の安定的な運行を確保している乗合バス事業者及び鉄道事業者に対し、事業継続に係る支援金を交付する 【交付額】 ・バス事業者 1路線当たり20万円 ・鉄道事業者 1事業者当たり60万円 【交付対象】 ・バス事業者 ・令和5年1月1日時点で、町内を運行するバス路線を有する乗合バス事業者 ・鉄道事業者 ・町内で鉄道路線を運行している鉄道事業者 【事業費】 2,000千円		○							
千葉県	大多喜町	4	新型コロナウイルスワクチン接種者送迎業務	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない高齢者の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者)に対し、接種会場までの移動手段として、町が貸切りバス事業者に業務委託し、無料送迎バスを運行する。 【予算額】 2,239千円									
千葉県	大多喜町	2. 運行支援	いすみ鉄道イベント列車支援事業	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだいすみ鉄道の経営支援のため、町民限定レストラン列車の運行経費に対する補助を行うことにより、会社の経営支援及び町民の鉄道利用増進を図る。 【補助対象事業者】 いすみ鉄道株式会社 【補助対象経費】 レストラン列車運行経費、チラシ印刷代 【補助率・予算総額】 ・レストラン列車代金の1/2補助18,000円×1/2×54人=486千円 ・チラシ印刷代14千円 ・合計500千円									●
千葉県	大多喜町	2. 運行支援	公共交通事業継続支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大による利用者減、原油価格・物価高騰による経費増加に伴う交通事業者の負担軽減を図る。 【事業概要】 町内に事業所を有する交通事業者に対し、当該事業所において保有・稼働している車両1台当たり、バスは20万円、タクシーは5万円の支援金を交付する。 【交付対象】 乗合バス事業者、タクシー事業者(介護タクシー事業者含む) 【事業費】 3,450千円									
千葉県	館南町	1	公共交通安全・安心確保事業	【目的・効果】 公共交通機関での感染予防のためマスク等を整備する 【交付額】 不織布マスク1,078円×32箱=34,496円 手指消毒用ディスペンサー-消毒液1,764円×1.1×2本=3,881円 手指消毒用ディスペンサー-消耗品=2,012円 手指消毒液968円×1本=968円 手指消毒液3,498円×7本=24,486円 座席消毒液12,100円×1本=12,100円 除菌シート358円×1.1×10箱=3,938円 【交付対象】 町営循環バス・福祉有償運送事業 【予算額】 82千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金		
					(R2・1次補正分の活用の有無)	(R2・2次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正繰越分)の活用の有無	(事業者支援分)の活用の有無	(追加事業者支援分)の活用の有無	(R3補正分)の活用の有無	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●		活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
千葉県	鋸南町	1	町営循環バス抗菌処理事業	【目的・効果】 町営循環バス車内を抗菌剤でコーティングすることで利用者が安心して利用できる環境を整備する 【交付額】 52,800円×2台=105,600円 【交付対象】 町営循環バス車両2台 【予算額】 106千円		○								
千葉県	鋸南町	2	鋸南町公共交通感染拡大防止支援補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大により事業運営に影響を受けている交通事業者等に対し、事業の継続及び雇用の維持を支援するとともに観光産業における基盤整備並びに生活者の交通手段の確保を図るため支援金を交付する。 【交付額】 ・基本額10万円+町内登録車両1台ごとに1万円 【交付対象】 ・町内に営業所を置くタクシー事業者 【予算額】 140千円				○						
千葉県	鋸南町	1		【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動に町営循環バスを利用した場合、その運賃を全額減免とする。										
千葉県	鋸南町	1. 感染症防止対策	町営循環バス抗菌処理事業	【目的・効果】 町営循環バス車内を抗菌剤でコーティングすることで利用者が安心して利用できる環境を整備する。 【事業費】 52,800円×2台=105,600円 【事業対象】 町営循環バス車両2台								○		
千葉県	鋸南町	4. その他	高速バスラッピング広告事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、観光等の利用客の減少が続いているため、高速バスへのラッピング広告を掲出することで地域のPRを行い、観光客の回復を図る。 【事業費】 施工費418,000円 宣伝費715,000円 【事業対象】 高速バス運行事業者								○		
千葉県	鋸南町	2. 運行支援	鋸南町公共交通感染拡大防止支援補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大及び燃料高騰により、事業運営に影響を受けている交通事業者等に対し、事業の継続及び雇用の維持を支援するとともに観光産業における基盤整備並びに生活者の交通手段の確保を図るため支援金を交付する。(第1弾は、令和3年度中に交付済) 【交付額】 基本額10万円+町内登録車両1台ごとに1万円 【交付対象】 町内に営業所を置くタクシー事業者									●	
千葉県	鋸南町	4. その他	高速バスラッピング広告事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大及び燃料高騰により、事業運営に影響を受けているバス事業者を支援するため、高速バスラッピング広告を掲出することで地域のPRを行い、観光客の回復を図る。 【事業費】 施工費1,281,000円 宣伝費1,320,000円 【事業対象】 高速バス運行事業者									●	
千葉県	九十九里町	1	公共交通事業者支援事業	町内を運行する公共交通事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る費用及び事業の継続に向けた支援金を交付する。 (対象) 町域内を運行するバス路線又は高速バス路線を有するバス事業者及び町域内に営業所を置くタクシー事業者 (2次補正分) 予算総額 2,920千円 バス 1運行系統につき100,000円に1車両につき10,000円を加算 タクシー 1社につき300,000円に1車両につき10,000円を加算 (3次補正分) 予算総額 5,060千円 バス 1運行系統につき200,000円に1車両につき20,000円を加算 タクシー 1社につき600,000円に1車両につき20,000円を加算		○	○							
千葉県	九十九里町	2. 運行支援	公共交通事業者支援事業	公共交通事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る費用及び事業の継続に向けた支援金を交付する。						○	○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上りの活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上り・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに● 10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	九十九里 町	2. 運行支援	公共交通事業者支援 事業	公共交通事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る費用及び事業の継続に向けた支援金を交付する。								●	
千葉県	長南町	2	公共交通支援事業	1目的・効果 バス事業者・タクシー事業者に対し支援金を給付する 2補助対象経費 【バス事業者】事業所1,000千円+車両1台につき50千円 【タクシー事業者】事業所500千円+車両1台につき50千円 【交付対象】 交通事業者 【事業費】 2850千円		○							
千葉県	長南町	4	高速バスのラッ ピングによる魅力発 信事業	1目的・効果 東京都・神奈川県まで運行している高速バスのラッピングによる地元PRを実施し、 新型コロナウイルス感染症により減少した観光客の回復を図る。 2補助対象経費 ラッピング施工費 1,315千円 宣伝費 7万×6ヵ月=420千円 【交付対象】 バス事業者 【事業費】 1735千円		○							
千葉県	長南町	4	ワクチン接種サ ポート事業	1目的・効果 交通弱者に対しワクチン接種会場までのタクシー代の一部を助成する。 2補助対象経費 10,000円(片道上限5,000千円)/1往復×100人×2回=2,000千円 (利用者からの一部負担金500円) 【交付対象】 65歳以上の町民又は身体障害者(1~3級) 【事業費】 2,000千円				○					
千葉県	長南町	2	公共交通支援事業	1目的・効果 バス事業者・タクシー事業者に対し支援金を給付する 2補助対象経費 【バス事業者】事業所1,000千円 【タクシー事業者】事業所500千円×2社 【交付対象】 交通事業者 【事業費】 2,000千円				○					
千葉県	長南町	4	高速バスのラッ ピングによる魅力発 信事業	1目的・効果 東京都・神奈川県まで運行している高速バスのラッピングによる地元PRを実施し、 新型コロナウイルス感染症により減少した観光客の回復を図る。 2補助対象経費 宣伝費 7万×1.1×12ヵ月=924千円 【交付対象】 バス事業者 【事業費】 924千円				○					
千葉県	長南町	2. 運行支援	介護タクシー支援 事業	1目的・効果 新型コロナウイルス感染症拡大による売り上げの減少及び原油価格高騰による燃料単価上昇の影響を受ける、介護タクシー事業者に対し、感染症 対策費用及び事業継続支援として支援金を交付する。 【交付対象者】 介護タクシー事業者								●	

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	長南町	2. 運行支援	公共交通応援事業	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の長期化による利用者の減少及び原油価格の高騰により燃料単価が上昇する中、町民の移動手段を確保・維持するため、運行を継続する町内のタクシー事業者に対し、3回目の支援金を給付する。 【交付対象者】 タクシー事業者に対する支援金 【事業費】 50万円×2社＝100万円								●		
千葉県	長南町	4. その他	高速バスのラッピングによる魅力発信事業	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の長期化で観光客の減少が続いているため、ラッピング高速バスにより地元PRを実施し、減少した観光客の回復を図る。 【交付対象者】 バス事業者 【事業費】 ラッピング高速バス広告料 宣伝費70,000円×1.1×12ヶ月＝924,000円									●	
千葉県	一宮町	1	新型コロナウイルス対策交通事業者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、感染拡大防止対策を奨励するため、バス事業者（庁内のバス路線を運行する法人）及びタクシー事業者（町内に本店又は営業所を置く法人）を対象に、感染拡大防止に係る経費に対し、奨励金を支給する。 【交付対象・交付額】 町内のバス路線を運行する法人 20万円 町内に本店又は営業所を置くタクシー事業者法人 1台あたり5万円 【予算額】 950千円		○								
千葉県	一宮町	2. 運行支援	路線バス運行維持補助金	【目的】 路線バス運行維持ため補助金を交付する 【補助対象事業者】 小湊鉄道株式会社 【補助対象経費】 補助金交付年度の前々年度における営業損益に、100分の65を乗じて得た金額（補助基本額） 【補助率】 補助基本額の10分の1の金額を3で除して得た金額 補助基本額の10分の7の金額に16.5%を乗じて得た金額 補助基本額10分の2の金額に利用者の割合を乗じて得た金額 ※大多喜町、種沢町、一宮町の3町で補助金交付 【予算総額等】 783千円										
千葉県	一宮町	2. 運行支援	一宮町公共交通応	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者減少により影響をうけた公共交通事業者に奨励金を支給する 【補助対象事業者】 (1) 町内のバス路線を運行する路線バス事業者（法人） (2) 町内に本店または営業所を置くタクシー事業者（法人） 【奨励金の額】 (1) × (2) 500千円 【予算総額等】 1,000千円							○			
千葉県	山武市	1	公共交通事業者緊急支援給付事業	対象：バス・タクシー事業者、山武市地域公共交通活性化協議会 予算総額：6,466千円（R2年度） 事業者へのマスク、消毒液、飛沫防止カーテン、車載空気清浄機等の購入経費の支給等 コミュニティバス車両への非接触IC装置の設置		○	○							
千葉県	山武市	2	同上	対象：バス・タクシー事業者、山武市地域公共交通活性化協議会 ●予算総額：19,929千円（R2年度） バス事業者：高速バス運行支援 タクシー事業者：保有台数 × 50千円 山武市地域公共交通活性化協議会、コミュニティバス、デマンドタクシー運行支援 ●予算総額：10,500千円（R4年度） バス事業者：保有台数 × 200千円 タクシー事業者：保有台数 × 100千円		○	○							
千葉県	市川市	1	事業者緊急支援臨時給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に係る措置を講じる事業者に対し、上限20万円の給付金を支給。 対象事業者 令和2年4月1日時点で市内に事業実態のある中小企業法人等及び個人事業主。 給付対象事業期間 令和2年4月1日（水）～令和2年11月30日（月）の間で実施、または実施を予定している取り組み		○	○							
千葉県	市川市	1	—	令和2年度、コミュニティバス運行事業者2社に対して、マスク、消毒液を配布										
千葉県	市川市	4. その他	予防接種事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスワクチン接種の促進 【事業概要】 市内から、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場までの無料送迎バスの運行。 【交付対象】 バス運行事業者への委託料 【事業費】 16,300千円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	市川市	4	予防接種事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスワクチンのグループ接種希望者等へ向けた大型バスによる市内各所での接種会場の設置、運営、接種会場において接種に必要とされる従事者を確実に確保し、適切な接種を実施すること。 【事業予算額】 26,712千円(令和4年度)										
千葉県	市川市	4	中小企業等事業継続支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、国の支援が十分に届いていない中小法人等に対し、市独自の支援金を給付する。 【対象者】 中小法人等(個人事業主、NPO法人、社会福祉法人等を含む) 【給付要件】 次の各号の全てを満たす事業者の方を対象とする。 I. 市内に本店又は主たる事業所を有する中小法人等であること。 II. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業収入が減少していること。 III. 令和3年4月、5月、6月、7月又は8月の売上が、対前年又は対前々年の同月比で20%以上50%未満減少していること。 ※ただし、50%以上の売上が減少したにもかかわらず、国の月次支援金の対象とならない場合は、給付対象となる場合がある。 IV. 中小法人等事業継続支援金の給付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。 V. 申請月が国の月次支援金の対象となっていないこと。 VI. 都道府県により、令和3年4月以降に実施された営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となっていないこと。 ※時短営業要請に従っていないという理由で協力金を受け取っていない場合も、対象とはならない。 VII. 納期限の到来した市税を完納していること。 【給付額】 最大35万円(対象期間：4～10月、一律5万円/月) 【交付期間】 令和3年9月1日から11月30日まで(4月～8月分) 令和3年12月1日から令和4年1月31日まで(9月～10月分)						○				
千葉県	市川市	4. その他	市川市妊産婦タクシー利用料助成金交付事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症対策の他、妊産婦の母体への負担及び経済的軽減を図る。 【事業概要】 妊産婦健康診査や出産、新型コロナウイルスワクチン接種等のために自宅または里帰り先から医療機関等への往來に利用したタクシー利用料金を償還払いにて一部助成する。 【交付額】 1回の妊娠で40回まで、タクシー乗車1回につき1,500円を上限として助成する。 【事業予算額】 24,003千円(令和4年度)										
千葉県	市川市	2. 運行支援	公共交通事業者原油価格高騰対策支援事業	<給付対象者> 1. バス事業者 市内に停留所及び路線(高速バス、深夜バス、長距離バス、空港バスその他の市長が別に定める路線を除く。)を有するバス事業者(一般乗用旅客自動車運送事業)。 2. タクシー事業者 市内に営業所若しくは事業所を有する法人のタクシー事業者(福祉有償運送に係る事業を除く。)(一般乗用旅客自動車運送事業)。 市内に住所を有する個人のタクシー事業者(福祉有償運送に係る事業を除く。)(一般乗用旅客自動車運送事業)。 <支援金額> 1. バス事業者 計算式：営業キロ程×延べ運行本数×給付単価 給付単価：大型：4.7円/キロメートル 中・小型：3.8円/キロメートル ハイエース：2.0円/キロメートル 2. タクシー事業者 計算式：対象車両の数×給付単価 給付単価：LPガス車：56,400円/台 ガソリン車：60,000円/台 <予算総額> 44,764,000円									●	
千葉県	市川市	4. その他	中小法人等事業継続支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、国の支援が十分に届いていない中小法人等に対し、市独自の支援金を給付する。 【対象者】 中小法人等(個人事業主、NPO法人、社会福祉法人等を含む) 【給付要件】 次の各号の全てを満たす事業者の方を対象とする。 I. 市内に本店又は主たる事業所を有する中小法人等であること。 II. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業収入が減少していること。 III. 令和3年4月、5月、6月、7月又は8月の売上が、対前年又は対前々年の同月比で20%以上50%未満減少していること。 ※ただし、50%以上の売上が減少したにもかかわらず、国の月次支援金の対象とならない場合は、給付対象となる場合がある。 IV. 中小法人等事業継続支援金の給付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。 V. 申請月が国の月次支援金の対象となっていないこと。 VI. 都道府県により、令和3年4月以降に実施された営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となっていないこと。 ※時短営業要請に従っていないという理由で協力金を受け取っていない場合も、対象とはならない。 VII. 納期限の到来した市税を完納していること。 【給付額】 最大35万円(対象期間：4～10月、一律5万円/月)							○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●	
千葉県	市川市	4. その他	事業者電気・ガス 料金高騰対策支援 金	【目的】 原油価格や物価高騰等による影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、事業に用いる電気及びガスの使用料金の一部を補助する。 【対象者】 市内事業者（中小企業、個人事業主、NPO法人、社会福祉法人等を含む） 【主な給付要件】 ・市内に本店又は主たる事業所を有する者であること。 ・令和4年4月から8月分（5か月間）の電気及びガス料金の合計額が15万円以上であること。 【給付額】 令和4年4月から8月分の電気及びガス料金の合計額が、 ①15万円以上20万円未満（1月当たり3万円以上4万円未満）…3万円 ②20万円以上50万円未満（1月当たり4万円以上10万円未満）…5万円 ③50万円以上75万円未満（1月当たり10万円以上15万円未満）…10万円 ④75万円以上（1月あたり15万円以上）…15万円 【受付期間】 令和4年11月1日から令和5年3月31日まで										○
千葉県	鏡子市	2	新型コロナウイルス ワクチン接種高 齢者タクシー利用 助成事業	【目的・効果】 ①症状が重篤化しやすい高齢者に対するワクチン接種促進のための交通手段の確保 ②コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 65歳以上のワクチン接種対象者が、接種会場への移動手段としてタクシーを利用する際に助成をする。 【交付額】 ・タクシーの利用1回につき1人あたり上限800円（1人あたり4回まで、最大3,200円） 【事業費】 40,000千円			○							
千葉県	鏡子市	2	地域公共交通運行 継続支援事業	○概要 地域公共交通事業者に対する支援金の給付により、地域公共交通の運行継続を支える。 ○補助対象事業者 路線バス事業者、タクシー事業者、地域鉄道事業者 ○補助額 ア 路線バス 250千円×16台 イ タクシー 基本額 200千円×4事業者 従量額 10千円×89台 ウ 地域鉄道 1,000千円×6車両						●				
千葉県	鏡子市	2. 運行支援	新型コロナウイルス ワクチン接種高 齢者タクシー利用 助成事業	【目的・効果】 ①症状が重篤化しやすい高齢者に対するワクチン接種促進のための交通手段の確保 ②コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 65歳以上のワクチン接種対象者が、接種会場への移動手段としてタクシーを利用する際に助成をする。 【交付額】 ・タクシーの利用1回につき1人あたり上限800円（1人あたり2回まで、最大1,600円） 【事業費】 4,500千円							○			
千葉県	鏡子市	1. 感染症防止対策	公共交通安全 安心確保事業	【目的・効果】 コロナ禍において、非接触型の決済方法を推進することで、公共交通での感染機会を削減する。 【事業概要】 料金のキャッシュレス化に要する経費（運賃箱の改造・取付費用等）の補助 【交付対象】 路線バス事業者 【事業費】 3,421千円							○			
千葉県	鏡子市	2. 運行支援	地域公共交通運行 継続支援事業	○概要 地域公共交通事業者に対する支援金の給付により、地域公共交通の運行継続を支える。 ○補助対象事業者 路線バス事業者、タクシー事業者、地域鉄道事業者 ○補助額 ア 路線バス 500千円/台 イ タクシー 基本額 400千円/事業者 従量額 20千円/台 ウ 地域鉄道 2,000千円/車両								●		
千葉県	東金市	1	公共的空間安全・ 安心確保事業	公共交通事業者の感染予防のための資材（マスク計33,060枚、消毒液計1,130リットル）の配布 補助対象事業者：バス事業者2者 タクシー事業者4者 【予算額】2,959千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用 の有無	臨時交付金 (R3補正越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	東金市	2	東金市公共交通事 業者緊急支援事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減収している公共交通事業者へ「千葉県地域公共交通臨時支援金」を基本とした支援を実施する。 【交付額】 バス事業 ・運行路線1系統につき10万円 タクシー事業 ・専業自動車10台未満 100千円 ・専業自動車10台~20台 200千円 ・専業自動車20台以上 250千円 【交付対象者】 市内に営業所を有するタクシー事業者 市内に、停留所を10箇所以上有する路線バス事業者 【事業費】 2,850千円						○				
千葉県	東金市	2. 運行支援	東金市公共交通事 業者緊急支援事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減収している公共交通事業者へ「千葉県地域公共交通臨時支援金」を基本とした支援を実施する。 【交付額】 バス事業 ・運行路線1系統につき10万円 タクシー事業 ・専業自動車10台未満 100千円 ・専業自動車10台~20台 200千円 ・専業自動車20台以上 250千円 【交付対象者】 市内に営業所を有するタクシー事業者 市内に、停留所を10箇所以上有する路線バス事業者 【事業費】 2,850千円										
千葉県	東金市	2. 運行支援	東金市公共交通事 業者緊急支援事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減収している公共交通事業者へ「千葉県地域公共交通臨時支援金」を基本とした支援を実施する。 【交付額】 バス事業 ・運行路線1系統につき10万円 タクシー事業 ・専業自動車10台未満 100千円 ・専業自動車10台~20台 200千円 ・専業自動車20台以上 250千円 【交付対象者】 市内に営業所を有するタクシー事業者 市内に、停留所を10箇所以上有する路線バス事業者 【事業費】 2,850千円										○
千葉県	柏市	1	新型コロナウイルス ワクチン接種促 進事業(送迎バ ス・タクシー)	・路線バスが接種会場最寄りバス停まで乗り入れていない土日祝日について、貸切バスを活用し、市内駅から集団接種会場までの輸送を実施(利用者負担なし。) ・タクシーを活用し、市内の医療機関にワクチンを配送(配送時に職員が同乗)。										
千葉県	柏市	1. 感染症防止対策	柏市公共交通事 業者感染症対策支 援金(令和3年度)	【対象事業者】 路線バス事業者、タクシー事業者 【対象の対策】 車両、営業所、休憩所の抗菌、抗ウイルス対策、運転席仕切りカーテン隔壁の設置、マスク等の感染対策等 【支援金額】 ・路線バス 車両 2万円/台 市内事業所 30万円/箇所 市内休憩所 3万円/箇所 ・タクシー(法人) 車両 2万円/台 営業所30万円 ・タクシー(個人) 一律5万円 【事業費】 1652万円			○			○				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●		9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	柏市	2. 運行支援	公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の長期化や昨今の物価高騰による経済負担の増加により、市民生活や地域経済に欠かすことのできない重要な交通インフラを維持していくため。 【事業概要】 市内タクシー事業者：1台あたり4万円を助成 市内バス事業者：1台あたり10万円を助成 【事業費】 45,920千円									○	
千葉県	八街市	1	八街市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援事業補助金	市内を運行し、かつ八街駅を発着するバス路線を有する路線バス事業者及び市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者に対して、補助金を交付する。 タクシー事業者：10万円 バス事業者：20万円(1路線あたり) 予算総額：100万円		○								
千葉県	八街市	4	新型コロナワクチン接種用移動困難者送迎バス運行事業	【目的・効果】 ・自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 対象者：65歳以上のワクチンを接種する方 利用方法：乗車時に接種券を見せれば無料※コミュニティバスに限り、運行日でも、接種日のみ接種券を見せれば無料 移動手段は下記のとおり 新型コロナウイルス集団接種実施日に、駅と集団接種会場まで、貸し切りバスによるシャトルバスを臨時運行 ・コミュニティバス(4コース)の連休日である日曜日に同コースを走る貸し切りバスを運行(コミュニティバス車両を活用) ・土日祝が運休の路線バス1系統についても、土日祝日に同コースを走る貸し切りバスを運行(路線バス車両を活用) 【事業費】 12,779千円										
千葉県	八千代市	1	八千代市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業	【対象経費】 新型コロナウイルス感染症予防対策に係る経費 【交付対象】 ①市内に本店又は営業所を置く路線バス事業者 ②市内に本店又は営業所を置くタクシー事業者 ③市内に住所のある個人タクシー事業者 【補助上限額】 ①4,000千円 ②1台につき20千円 ③1台につき20千円 【総事業費】 8,440千円		○								
千葉県	八千代市	1	第2次八千代市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業	【対象経費】 新型コロナウイルス感染症予防対策に係る経費 【交付対象】 ①市内に本店又は営業所を置く路線バス事業者 ②市内に本店又は営業所を置くタクシー事業者 ③市内に住所のある個人タクシー事業者 【補助上限額】 ①320万円 ②1台につき2万円 ③1台につき2万円 【総事業費】 7,920千円			○							
千葉県	八千代市	4	新型コロナワクチン集団接種会場への送迎バス運行業務委託	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が駅から接種会場まで無料で利用することができる 【事業費】 24,860千円(業務委託料)										
千葉県	八千代市	2. 運行支援	八千代市公共交通事業者運行継続支援金支給事業	【目的・効果】 公共交通事業者の運行継続の支援 【交付対象】 ①市内に停留所を有する路線バス事業者 ②市内に本店又は営業所を有するタクシー事業者 ③市内に住所を有する個人タクシー事業者 【支給上限額】 ①1路線につき350千円 ②1台につき75千円 ③1台につき75千円 【総事業費】 25,526千円								○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
千葉県	八千代市	2. 運行支援	第2次八千代市公共交通運行継続支援金支給事業	【目的・効果】 公共交通事業者の運行継続の支援 【交付対象】 ①市内に停留所を有する路線バス事業者 ②市内に本店又は営業所を有するタクシー事業者 ③市内に住所を有する個人タクシー事業者 【支給上限額】 ①1路線につき350千円 ②1台につき15千円 ③1台につき75千円 【総事業費】 25,600千円								●		
千葉県	野田市	1	野田市タクシー事業感染症対策設備導入補助金	【目的・効果】 安全、安心なタクシー利用環境の整備促進 【事業概要】 感染拡大防止を目的とした車載型空気清浄機等を事業者が事業用車両に導入した場合の導入費用の一部の補助を実施するもの。 【交付額】 空気清浄機及び空気清浄モニターそれぞれの導入に係る経費から国、県の補助額を除いた額の2分の1又は5万円(一体型の場合は10万円)のいずれか少ない方の額 【交付対象】 ・市内に営業所を持つタクシー事業者(福祉タクシー事業者を除く) 【事業費】 1300千円				●						
千葉県	野田市	2	野田市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金	【目的・効果】 国の方針に合った利便性の高い公共交通機関の整備促進 【事業概要】 ユニバーサルデザインタクシーを導入するタクシー事業者に対し補助金を交付する。 【交付額】 ・ユニバーサルデザインタクシー1台当たり15万円 【交付対象】 ・市内に営業所を持つタクシー事業者(福祉タクシー事業者を除く) 【事業費】 750千円										
千葉県	長柄町	1	スクールバス密集軽減事業	【目的・効果】 スクールバスの車内における三密を避けるため、通常1便1台で運行していたバスを1便2台に増便するための経費を補助する。 【交付額】 35,000円(中型バス1日運行費)×1ヶ月20日×6ヵ月(6月~3月)×2台(日吉小・長柄中) 【交付事業者】 スクールバス委託事業者 【予算額】 14,000千円	○									
千葉県	長柄町	2. 運行支援	地域公共交通支援金(路線バス)	【目的・効果】 町内を運行する路線を有する路線バス事業者に支援金を支給する。 【補助対象経費】 1路線当たり50万円×計2路線 【補助対象者】 町内に停留所を有する路線を運行するバス事業者 【予算額】 1,000千円			○							
千葉県	芝山町	2	芝山町公共交通事業者支援給付金	【目的・効果】 町内に本社または事業所を置くバス事業者、タクシー事業者及び鉄道事業者に対し、事業継続を支援するための費用として給付金を支給する。 【交付額】 1事業者あたり10万円 【交付対象】 令和2年4月1日時点において、道路運送法第4条または鉄道事業法第3条に規定する許可を受けており、申請日以降においても事業継続の意思があること。 【予算額】 2,100千円 【決算額】 1,200千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
千葉県	芝山町	2. 運行支援	芝山町交通事業者 特別応援金交付事 業	<p>●事業の目的 新型コロナウイルス感染症流行下における原油価格高騰等により経営に影響を受けながらも事業の継続に努める公共交通事業者に対し、予算の範囲内において特別応援金を給付することにより、町内公共交通の維持を図る。</p> <p>●対象者 ・町内に本社又は営業所を置くバス事業者 ・町内に本社又は営業所を置くタクシー事業者 ・町内の移動に資する鉄道事業者</p> <p>●対象経費・補助率 【町内に本社又は営業所を置くバス事業者】 バス1台5万円(上限25万円)×12事業者=300万円 【町内に本社又は営業所を置くタクシー事業者】 タクシー1台2.5万円(上限12.5万円)×2事業者=25万円 【町内の移動に資する鉄道事業者】 1事業者200万円×1事業者=200万円</p> <p>●予算総額 5,250,000円(臨時交付金:4,000,000円+一般財源:1,250,000円を想定)</p>								●	
千葉県	習志野市	2	コミュニティバス 事業者支援事業 (令和2年度)	<p>【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴いコミュニティバス利用者が減少する中、密を避けるために運行本数を減便することなく運行を 継続している事業者に対して、本市コミュニティバス事業から撤退せずに安定した運行が継続できるよう、運行費用の支援を行う。</p> <p>【支援額】 運行を継続するための費用として以下の金額とする。 計算式:(乗車運賃減少及び見込み額) - (減便等により不要となった経費) 令和2年度 支援実績額:21,005千円</p> <p>【交付対象】 習志野市コミュニティバス運行事業者(ハッピーバス、ナラシドバス)</p>			○						
千葉県	習志野市	2. 運行支援	コミュニティバス 事業者支援事業 (令和3年度)	<p>【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴いコミュニティバス利用者が減少する中、密を避けるために運行本数を減便することなく運行を 継続している事業者に対して、本市コミュニティバス事業から撤退せずに安定した運行が継続できるよう、運行費用の支援を行う。</p> <p>【支援額】 運行を継続するための費用として以下の金額とする。 計算式:(乗車運賃減少及び見込み額) - (減便等により不要となった経費) 令和3年度 支援実績額:14,687千円</p> <p>【交付対象】 習志野市コミュニティバス運行事業者(ハッピーバス、ナラシドバス)</p>									○
千葉県	習志野市	2. 運行支援	コミュニティバス 事業者支援事業(令 和4年度)	<p>【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者数の減少と、燃料費の高騰により、採算性が確保できなくなっている本市コミュニティバスの運行事業 者に対して、運行費用の一部および燃料高騰分を支援する。</p> <p>【支援額】 ①運賃収入減収分:1,468万7,000円 令和元年度(コロナ前)と比較して、令和4年度に減少した運賃収入の額 ※令和4年度の運行実績(運賃減少額)は、令和5年3月末まで確定しないため、現時点で事業費は令和3年度の実績値(14,687,080円)と同額 とした。 ②燃料高騰分:314万7,000円 経済産業省が公表している「石油製品価格調査」における千葉県の燃料価格を用いて、2016年から2021年までの平均価格に対して、2022年に 増加した価格分を年間の燃料使用量に乗じて算出した。 ①と②の合計額:1,783万4,000円</p> <p>【交付対象】 習志野市コミュニティバス運行事業者(ハッピーバス、ナラシドバス)</p>									●
千葉県	習志野市	2. 運行支援	習志野市公共交通 運行継続支援事業	<p>【目的】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収やエネルギー価格高騰の中、地域に不可欠な交通手段を確保するために運行を継続している 地域公共交通事業者(路線バス、タクシー)を支援する。</p> <p>【補助対象事業者】 ・市内を運行する路線バス事業者 ・市内に本店または営業所を有するタクシー事業者</p> <p>【支援額】 ①路線バス:6,600,000円 支援額は路線につき300,000円とした。 300,000円×22路線=6,600,000円 ②タクシー:6,000,000円 支援額は車両1台あたり50,000円とした。 50,000円×120台=6,000,000円 ①と②の合計額:12,600,000円</p>									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	佐倉市	2	佐倉市公共交通事業継続支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する交通事業者を支援し、市民生活や経済活動を支える公共交通網の維持を図る。 【交付額】 ・市内に本店を置く事業者 10万円 ・定期運行バス路線数×25万円 ・貸切バス・タクシー車両数×5万円 ・鉄道路線数×100万円 【交付対象】 ・市内を運行するバス路線を有する路線バス事業者 ・市内に本店を置く貸切バス事業者 ・市内に本店を置くタクシー事業者(福祉輸送限定事業を除く。) ・市内で完結する鉄道路線を運行する鉄道事業者 【事業費】 13,700千円		○								
千葉県	佐倉市	1	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ・市内2駅から新型コロナウイルスワクチン接種会場へ輸送する無料シャトルバスの運行を実施する(市内2コース) ・無料シャトルバスは各コースを60分に一度停車するよう運行する。(接種会場は1か所) 【交付対象】 バス運行事業者への委託料 【事業費】 14,300千円(予算額)										
千葉県	佐倉市	2. 運行支援	佐倉市公共交通事業継続支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する交通事業者を支援し、市民生活や経済活動を支える公共交通網の維持を図る。 【交付額】 ・市内に本店を置く事業者 10万円 ・定期運行バス路線数×25万円 ・貸切バス・タクシー車両数×5万円 ・鉄道路線数×100万円 【交付対象】 ・市内を運行するバス路線を有する路線バス事業者 ・市内に本店または営業所を置く貸切バス事業者 ・市内に本店または営業所を置くタクシー事業者 ・市内で完結する鉄道路線を運行する鉄道事業者 【事業費】 16,500千円						●				
千葉県	佐倉市	2. 運行支援	佐倉市公共交通事業継続支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大による公共交通利用者の減少や原油価格高騰の影響により、厳しい経営環境にある市内交通事業者を支援し、市民生活や経済活動を支える公共交通網の維持を図る。 【交付額】 ・定期運行バス路線数×25万円 ・貸切バス・タクシー車両数×5万円 ・鉄道路線数×100万円 【交付対象】 ・市内を運行するバス路線を有する路線バス事業者 ・市内に本店及び営業所を有する貸切バス事業者 ・市内に営業所を有するタクシー事業者 ・市内で完結する鉄道路線を運行する鉄道事業者 【事業費】 14,550千円								●		
千葉県	佐倉市	2. 運行支援	佐倉市公共交通支援事業補助金(乗務員確保支援)	【目的・効果】 乗務員不足のバス、タクシー事業者の従業員の二種免許取得を助成することで、乗務員の継続的な確保を支援する。 【事業概要】 バス事業者、タクシー事業者が従業員の(大型)二種免許取得のために負担した教習等の費用の一部を助成。(1/2補助) 【事業費】 2,700千円									●	
千葉県	佐倉市	2. 運行支援	佐倉市公共交通利用促進事業補助金	【目的・効果】 交通事業者による高齢者向け定額乗車バス等の割引販売を助成することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ地域公共交通の需要を喚起し、落ち込んだ利用者数の回復を図る。 【事業概要】 高齢者向け定額乗車バス等を割引販売した事業者に対し、割引した金額分を補助金として交付。 【事業費】 6,053千円									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
千葉県	鎌ヶ谷市	1	コミュニティバス 運行継続事業	【目的・効果】 コミュニティバス運行事業継続 ・ 消毒、定期清掃、飛沫感染防止対策等 ・ 利用促進 ・ 維持対策 【事業概要】 新型コロナウイルスの感染拡大防止策のための取組みに要する経費について助成する 【交付額】 1台当たり5,000円×12か月=60,000円 【交付対象】 コミュニティバス用車両を対象、ただし予備車は対象外 【事業費】 (2+2+2 台) ×5,000円/台・月×12か月=360,000円				○						
千葉県	鎌ヶ谷市	1	市内路線バス運行 継続事業	【目的・効果】 市内に営業所のある路線バス事業者の事業継続 ・ 消毒、定期清掃、飛沫感染防止対策等費用 ・ 利用促進費用 ・ 維持対策費用 【事業概要】 新型コロナウイルスの影響を踏まえ市内に営業所のある路線バス事業者の事業継続を目的に助成する 【交付額】 1台当たり5,000円×12か月=60,000円 【交付対象】 市内にバス停留所のある路線バス運行の車両に限る(予備車は対象外) 【事業費】 (4+27) 台×5,000円/台・月×12か月=1,860,000円/年				○						
千葉県	鎌ヶ谷市	1	市内一般・個人タク シー運行継続事 業	【目的・効果】 市内に営業所のあるタクシー事業者及び市内に住所のある個人タクシー事業者の事業継続 ・ 消毒、定期清掃、飛沫感染防止対策等費用 ・ 利用促進費用 ・ 維持対策費用 【事業概要】 新型コロナウイルスの影響を踏まえ市内に営業所のあるタクシー事業者及び市内に住所のある個人タクシー事業主に助成する 【交付額】 1台当たり2,000円×12か月=24,000円 【交付対象】 市内に営業所若しくは住所のあるタクシー事業者(法人・個人)の登録車両に限る 【事業費】 (49+30+20)台×2,000円/台・月×12か月=2,376,000円/年				○						
千葉県	鎌ヶ谷市	4. その他	コミュニティバス	【目的・効果】 コミュニティバス運行事業継続・燃料高騰対応 ・ 消毒、定期清掃、飛沫感染防止対策等 ・ 利用促進 ・ 維持対策 【事業概要】 コミュニティバス運行事業継続のうえで、新型コロナウイルスの感染拡大防止策のための取組み、燃料高騰に対応する経費について助成する 【交付額】 1台当たり5,000円×12か月=60,000円 燃料高騰分300,000円×3社=900,000円 【交付対象】 コミュニティバス用車両を対象、ただし予備車は対象外 【事業費】 (2+2+2 台) ×5,000円/台・月×12か月=360,000円									○	
千葉県	鎌ヶ谷市	4. その他	市内路線バス運行	【目的・効果】 市内に営業所のある路線バス事業者の事業継続・燃料高騰対応 ・ 消毒、定期清掃、飛沫感染防止対策等費用 ・ 利用促進費用 ・ 維持対策費用 【事業概要】 新型コロナウイルスの影響を踏まえ市内に営業所のある路線バス事業者の事業継続、燃料高騰分対応を目的に助成する 【交付額】 1台当たり8,000円×12か月=96,000円 【交付対象】 市内にバス停留所のある路線バス運行の車両に限る(予備車は対象外) 【事業費】 (4+27)台×8,000円/台・月×12か月=2,976,000円/年									○	
千葉県	鎌ヶ谷市	4. その他	市内一般・個人タク シー	【目的・効果】 市内に営業所のあるタクシー事業者及び市内に住所のある個人タクシー事業者の事業継続・燃料高騰対応 ・ 消毒、定期清掃、飛沫感染防止対策等費用 ・ 利用促進費用 ・ 維持対策費用 【事業概要】 新型コロナウイルスの影響を踏まえ市内に営業所のあるタクシー事業者及び市内に住所のある個人タクシー事業者の事業継続、燃料高騰分対応を目的に助成する 【交付額】 1台当たり4,000円×12か月=48,000円 【交付対象】 市内に営業所若しくは住所のあるタクシー事業者(法人・個人)の登録車両に限る 【事業費】 (49+30+20)台×4,000円/台・月×12か月=4,752,000円/年									○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	
					(R2・1次補正分の活用の有無)	(R2・2次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正継続分の活用の有無)	(事業者支援分の活用の有無)	(追加事業者支援分の活用の有無)	(R3補正分)の活用の有無	(R3補正継続分・R4予備費)の活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●		活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
千葉県	横芝光町	1	横芝光町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業	【目的】 感染症感染拡大防止を目的とし、令和2・3年度における横芝光町デマンドタクシー運行業務受託者が感染症対策を講じるための経費を支援するべく補助金を交付する。 【交付額】 タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金…40万円 (受託者分) @10万円×3社 (町内事業者分) @10万円×1社 【交付対象者】 横芝光町デマンドタクシー運行業務受託者2社、受託者かつ町内事業者1社 【その他】 補助金の交付回数は、対象事業者の区分ごとに、同一事業者に対して2回		○		○						
千葉県	市原市	2. 運行支援	市原市公共交通燃料価格高騰対策支援事業	【事業概要】 燃料価格の急騰及び長期化の状況の中、市民の日常生活に欠かせない公共交通の運行を継続している事業者に対し、激変緩和措置として燃料価格高騰に係る相当額の一部を支援し、市民の日常的な移動手段を支える公共交通の安心安全な運行を確保することを目的とする。 【支援対象事業者】 路線バス事業者、高速バス事業者、タクシー事業者、鉄道事業者 【支援額】 路線バス事業者：系統数に98千円 高速バス事業者：路線数に98千円 タクシー事業者：車両数に19千円 鉄道事業者：1事業者あたり4,000千円 【予算】 16,328千円										
千葉県	市原市	2. 運行支援	市原市公共交通燃料価格高騰対策支援事業【第2回】	【事業概要】 燃料価格の急騰及び長期化の状況の中、市民の日常生活に欠かせない公共交通の運行を継続している事業者に対し、激変緩和措置として燃料価格高騰に係る相当額の一部を支援し、市民の日常的な移動手段を支える公共交通の安心安全な運行を確保することを目的とする。 【支援対象事業者】 路線バス事業者、高速バス事業者、タクシー事業者、鉄道事業者 【支援額】 路線バス事業者：系統数に15千円 高速バス事業者：路線数に15千円 タクシー事業者：車両数に10千円 鉄道事業者：1事業者あたり1,700千円 【予算】 6,120千円										○
千葉県	成田市	2. 運行支援	バス事業者燃料価格高騰対策補助金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、燃料費等の高騰の影響を受けているバス事業者の負担を軽減するため、当該事業者を対象に補助金を交付する 【補助対象事業者】 市内に路線を有する乗合バス事業者（主に高速道路を運行経路として営業する者を除く） 【補助対象経費及び補助率】 令和3年度の市内路線の走行距離に応じ、燃料費上昇相当分の2分の1を補助 【予算総額】 17,067千円										
千葉県	浦安市	2. 運行支援	浦安市公共交通事業者物価高騰対策支援給付金	【交付対象事業者】 市内に事業所を有し、かつ、運行継続をしている公共交通事業者であって、申請日以後も市内で事業を継続する意思があるバス事業者・タクシー事業者 【給付金額】 <バス事業者> 申請日時時点で市内の事業所で保有又は管理をし、申請日以後の事業の継続のために必要がある一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車1台当たり20千円 <タクシー事業者> ア 法人：申請日時時点で市内の事業所で保有又は管理をし、申請日以後の事業の継続のために必要がある一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の台数に応じて、1台当たり10千円 イ 個人：10千円										○
千葉県	酒々井町	2. 運行支援	酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響及び燃料価格の高騰が続く中、日常的に感染対策等に努め安全安心な運行を継続している公共交通事業者を支援し、町民の移動手段を確保する。 【事業概要】 町内を運行する路線バス及び町内に本社又は営業所を置き運行を継続しているタクシー事業者へ補助金を交付。 【事業費】 1,000千円										●
千葉県	匝瑺市	2. 運行支援	地域公共交通事業者支援金	【目的・効果】 地域公共交通事業者のコロナ禍における燃料高騰対策に対する運行支援 【事業概要】 地域公共交通事業者 【交付対象】 ・市内を運行する路線バス・高速バス事業者 ・市内に本社を置くタクシー事業者（福祉輸送限定事業者を除く） 【事業費】 1,202千円										○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
					活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	茨城県	2	地域公共交通緊急 対策事業	新型コロナウイルス感染症拡大により利用者が激減する中にあっても、県民の移動手段を確保・維持するため運行を継続した地域公共交通事業者(地域鉄道、乗合バス及びタクシーの各事業者)に「運行継続協力金」を支給し、事業継続を支援。 ・地域鉄道事業者：運行経費の45日分を支給 ・乗合バス事業者：自主運行系統につき、運行回数に応じた便数分の運行経費の45日分を支給 ・タクシー事業者：車両保有台数に応じて5万円から40万円を定額支給 【予算額】3億8500万円	活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	茨城県	1	貸切バス事業者等 支援事業	【目的・効果】 県民生活などを支える貸切バス事業者及び自動車運転代行業者に対し、「支援金」を支給し、感染症対策の一層の推進と事業継続を支援する。 【交付額】 ・貸切バス車両1台につき100千円 ・随伴用自動車の登録台数に応じて定額支給(最大200千円) 【交付対象】 ・県内の貸切バス事業者(約190社) ・県内の自動車運転代行事業者(約350社) 【予算額】 195,860千円			○							
茨城県	茨城県	2	新型コロナウイルス ワクチン大規模 接種に係るバス運 行事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等で大規模接種会場に向かない県民の交通手段の確保 (2) 新型コロナウイルスワクチンの接種率向上 【事業概要】 県と(一社)茨城県バス協会が協定を締結し、大規模接種会場までの無料送迎バスを運行する。 【交付対象】 (一社)茨城県バス協会 【事業費】 運行実績に応じて支払い										
茨城県	茨城県	4	茨城県営業時間短 縮要請等関連事業 者支援一時金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別 措置法第24条第9項の規定に基づき、知事が行う営業時間の短縮要請及び不要不急の外出・移動の自粛要請により影響を受けた中小企業及び個人事業者等に対し、予算の範囲内において営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金を支給する。 ○支給対象者 営業時間短縮要請等の影響により、2021年8月又は9月のいずれかの月の売上が、前 年又は前々年の同月の売上と比べて30%以上減少している中小企業又は個人事業者(交通事業者も含む) ○支給額 20万円～500万円(年間売上高に応じて支給額を決定する。)						●				
茨城県	茨城県	4. その他	茨城県営業時間短 縮要請等関連事業 者支援一時金(令 和4年1月～3月 分)	令和4年1月から3月の「まん延防止等重点措置」に伴う、主な事業が営業時間の短縮要請及び不要不急の外出・移動の自粛要請により影響を受け、売上が減少した中小企業及び個人事業者に対して、一時金を支給する。 ○支給対象者 営業時間短縮要請等の影響により、2022年1月、2月又は3月のいずれかの月の売上が、2019年～2021年の同月の売上と比べて30%以上減少している中小企業又は個人事業者(交通事業者も含む) ○支給額 20万円～500万円(年間売上高に応じて支給額を決定する。)									○	
茨城県	茨城県	4. その他	事業継続臨時対応 資金	コロナ禍からの回復が遅れ、価格転嫁も進まないこと等により、売上高(事業収入)が減少し、経営環境が特に悪化している事業者(中小企業・農林水産業者等)を応援するため、臨時対応資金を支給 ○支給対象 ・県内事業者(業種(交通事業者を含む)・法人形態を問わない。外形要件を満たす。) ○支給要件 ※(1)(2)をともに満たす (1) 令和4年1～10月(又は1～11月、1～12月)の売上高(事業収入)が、令和3年の同期間の売上高と比較して20%以上減少していること (2) 令和3年(1～12月)における年間売上高(事業収入)が120万円以上であること ○支給額 10万円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用 したものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●	
茨城県	茨城県	4. その他	交通事業者等原油 価格高騰緊急支援 事業	【目的】 原油価格の高騰により経営状況が厳しい中においても、運行を継続している交通事業者等を支援し、県民の移動手段を確保する。 【支援金支給対象事業者及び支給額】 ①地域鉄道事業者 年間走行距離等をもとに計算した額 ②乗合バス事業者 事業用自動車1台につき3万円 ③貸切バス事業者 事業用自動車1台につき1万円 ④タクシー事業者 事業用自動車1台につき1万円 ⑤自動車運転代行業者 随伴用自動車1台につき5千円 【予算額】 89,718千円(事務費含む)									●	
茨城県	龍ヶ崎市	2	龍ヶ崎市新型コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 域 交 通 支 援 事 業 費 補 助 金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた交通事業者を支援し、新型コロナ感染予防及び市民の生活の足の確保に寄与する。 【交付額】 ・路線バス事業者 1系統当たり100万円 ・貸切バス事業者 1社あたり100万円 ・タクシー事業者 1台あたり10万円 ・鉄道事業者 減収分の1/2もしくは500万円のいずれか低い額 【交付対象】 補助要件を満たす交通事業者 予算規模：19,700千円		○								
茨城県	龍ヶ崎市	2	令和3年度龍ヶ 崎 市 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 域 交 通 支 援 事 業 費 補 助 金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた交通事業者を支援し、新型コロナ感染予防及び市民の生活の足の確保に寄与する。 【交付額】 ・路線バス事業者 1系統当たり100万円 ・貸切バス事業者 1社あたり100万円 ・タクシー事業者 1台あたり10万円 ・鉄道事業者 1,000万円 【交付対象】 補助要件を満たす交通事業者 予算規模：26,400千円				○						
茨城県	龍ヶ崎市	2	新型コロナワク チ ン 接 種 体 制 確 保 事 業 費 庫 庫 補 助 金	【目的・効果】 集合タクシーによる送迎を実施することで、自家用車等でワクチンの集団接種会場に向かえない市民の交通手段の確保を行う 【事業概要】 以下の条件に当てはまらないワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場まで自己負担0円でタクシーを利用することができる(市内一律)。 ・コミュニティバス等の公共交通機関、自家用車、徒歩などで移動ができ、自身で集団接種会場へ行ける方。 ・家族、親族、知人の方と同乗で集団接種会場まで行ける方、又、送迎を頼むことができる方。 【交付額】 送迎1回あたり3,300円 【交付対象】 龍ヶ崎地区タクシー運営協議会 【事業費】 1,153千円						●				
茨城県	龍ヶ崎市	2. 運行支援	令和4年度龍ヶ 崎 市 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 域 交 通 支 援 事 業 費 補 助 金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた交通事業者を支援し、新型コロナ感染予防及び市民の生活の足の確保に寄与する。 【交付額】 ・路線バス事業者 1系統当たり100万円 ・貸切バス事業者 1社あたり100万円 ・タクシー事業者 1台あたり10万円 ・鉄道事業者 1,000万円 【交付対象】 補助要件を満たす交通事業者 予算規模：26,400千円									○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	行方市	2	観光サービス支援 事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう事業全般に広く使える資金として、給付金を支給する。 【交付額】 ・バス事業者 基本額50万円+配置車両1台につき2万円 ・タクシー事業者 基本額25万円+配置車両1台につき1万円 ・自動車運転代行業者 基本額25万円 ・旅館業者 基本額50万円 【交付対象】 ・市内のバス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者及び旅館業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までのうち、前年の同月比で事業収入等が30パーセント以上の割合で減少した月がある事業者 ・支給申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること。 【事業費】 11,090千円		○								
茨城県	行方市	2	地域公共交通支援 事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう事業全般に広く使える資金として、給付金を支給する。 【交付額】 ・1系統当たり10万円 【交付対象】 ・市内に運行(営業)区域を有する路線バス事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までのうち、前年の同月比で事業収入等が30パーセント以上の割合で減少した月がある事業者 ・支給申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること。 【事業費】 800千円		○								
茨城県	行方市	1	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業(タクシー)	【目的・効果】 ・高齢者等の集団接種会場への交通手段を確保し、接種率の向上と感染拡大防止を図る。 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場まで、利用者負担250円(片道1台あたり)でタクシーを利用することができる(市内一律)。 【交付額】 ・タクシー料金から、タクシー利用者負担額(250円/回)を差し引いた額 【交付対象】 ・市内タクシー事業者 【事業費】 29,900千円			○							
茨城県	行方市	1	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業(送迎バス・乗 合タクシー)	【目的・効果】 ・高齢者等の集団接種会場への交通手段を確保し、接種率の向上と感染拡大防止を図る。 【事業概要】 (1) ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場まで、乗合タクシーを中学生以上(通常500円/回)は250円/回、介護人(通常300円/回)は無料で、利用することができる(市内一律)。 (2) ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場まで、送迎バスを無料(往復)で利用することができる(市内一律)。 【交付額】 ・送迎バス 市庁舎から集団接種会場まで(約150~200km/日)の貸切バス料金 ・乗合タクシー 減免額(250円/回又は300円/回)×利用者数 【交付対象】 ・乗合タクシー運行事業者・市内バス事業者 【事業費】 21,200千円 【財源計画】 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金										
茨城県	行方市	2. 運行支援	交通・運送事業者 支援金支給事業	【目的・効果】 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う原油価格高騰等により、影響のあった交通事業者を支援するとともに、地域交通の現在及び将来における安定的な運行及び市民の日常的な移動手段を確保するため、支援金を支給する。(スクールバス、乗合タクシー、市路線バスを除く) 【事業概要】 ・地域公共交通支援事業 92万7千円 7路線 ・一般乗合(貸切)旅客自動車運送事業者(バス事業者) 1台当たり5万円×60台=300万円 ・タクシー事業者 1台当たり3万円×40台=120万円 ・自動車運転代行業者 1台当たり3万円×25台=75万円 ・一般貨物自動車運送事業 1台当たり5万円×600台=3,000万円 【交付対象】 ・市内に本社を置く法人(地域公共交通事業者を除く)及び市内に住所を有する者 【事業費】 35,877千円									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
茨城県	日立市	2	公共交通事業者緊急 支援金	収益低迷等の厳しい経営環境にある市内の公共交通事業者を対象に、車両所有台数に応じた支援金を交付。 交付額:基本額と車両所有台数に応じた加算額の合計額 ア 基本額 ・路線バス事業者 50万円 ・タクシー事業者 25万円 イ 車両所有台数に応じた加算額 ・路線バス事業者 2万円/台 ・タクシー事業者 1万円/台	○								
茨城県	日立市	1	公共交通事業者感 染症拡大防止対策 事業補助金	新型コロナウイルス感染症第2波の到来に備え、公共交通事業者が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費の定額を補助金 として交付 補助限度額:基本額と車両所有台数に応じた加算額の合計額 ア 基本額 ・路線バス事業者 10万円 ・タクシー事業者 5万円 イ 車両所有台数に応じた加算額 ・路線バス事業者 2万円/台 ・タクシー事業者 1万円/台									
茨城県	日立市	2	公共交通事業者第 2次支援金	収益低迷等の厳しい経営環境が継続している市内の公共交通事業者を対象に、車両所有台数に応じた支援金を追加交付。 交付額:基本額と車両所有台数に応じた加算額の合計額 ア 基本額 ・路線バス事業者 50万円 ・タクシー事業者 25万円 イ 車両所有台数に応じた加算額 ・路線バス事業者 2万円/台 ・タクシー事業者 1万円/台									
茨城県	日立市	2	貸切バス事業者緊 急支援金	収益低迷等の厳しい経営環境にある市内の貸切バス事業者を対象に、車両所有台数に応じた支援金を交付。 交付額:基本額と車両所有台数に応じた加算額の合計額 ア 基本額 30万円 イ 車両所有台数に応じた加算額 2万円/台									
茨城県	ひたちな か市	2	新型コロナウイルス 感染症対策交通 事業者支援金(第 1弾)	【目的】 新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けている市内交通事業者に対し、事業が継続できるよう支援金の交付を行う。 【対象事業者】 ・ひたちなか市内に事業所を有する一般路線バス、貸切バス、タクシー(福祉タクシー含む)、福祉有償運送、鉄道(市内に本店を有 すること。JRは除く。)の事業者 ・令和2年3月から5月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月比で30パーセント以上減少している者。 ・申請時点において、今後も事業を継続する意思を有している者。 【支援金額】 ・鉄道1両 10万円 ・バス1台 3万円(※支援対象者に掲げた種類のバスのみ対象) ・タクシー、福祉有償運送1台 2万円 【予算金額】8,000,000円(R2.5月補正予算)	○								
茨城県	ひたちな か市	2	新型コロナウイルス 感染症対策茨城 通学定期券延長事 業	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた海浜鉄道を支援するため、茨城通学定期券延長事業に要する経費について補助 【対象事業者】 ひたちなか海浜鉄道 【対象期間】 有効通学定期券のうち令和2年4月1日から同年5月24日までに係る日数分(最大41日分)であって、本年度中に更新手続きをしたもの 【助成内容および支援金額】 通学定期券延長に係る運賃 約400件、3,913,000円 【予算金額】3,913,000円(R2.8月補正予算)	○								
茨城県	ひたちな か市	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通利用喚起 事業(第1弾)	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた基幹的な地域公共交通の利用を喚起するため、1日フリー切符等を割引して販売す る事業に要する経費について補助 【対象期間】 令和2年9月1日~令和3年1月11日 【対象事業者】 ひたちなか海浜鉄道および茨城交通 【助成内容および支援金額】 フリー券1枚当たり大人400円、子ども200円の割引分を補助 【予算金額】8,000,000円(R2.8月補正予算)	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	ひたちなか市	2	新型コロナウイルス感染症対策路線環境整備補助	【目的】 駅の衛生環境等を改善し、観光客をはじめとする路線利用者の快適な移動環境を整備するため、海浜鉄道が実施する環境整備に要する経費について補助 【助成内容および支援金額】 汲取り式トイレの水洗化、駅前広場への照明設置費 4,500,000円 【予算金額】4,500,000円 (R2.8月補正予算)	○									
茨城県	ひたちなか市	2	新型コロナウイルス感染症対策貸切バス事業者支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている貸切バス事業者を支援し、また本市市民を対象としたバスツアーの組成を促すことを目的として、貸切バスツアーの実施にかかる費用の一部を補助 【対象事業者】 ひたちなか市内に事業所を有する、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業 【対象期間】 告示の日から令和3年3月31日まで(予定) 【助成内容および支援金額】 貸切バス車両1台あたり6万円を上限として、費用の1/2を補助(予定) 【予算金額】2,000,000円 (R2.8月補正予算)		○								
茨城県	ひたちなか市	2	新型コロナウイルス感染症対策運送代行事業者支援金(第1弾代行追加)	【目的】 新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けている市内運送代行事業者に対し、事業が継続できるよう支援金の交付を行う。 【支援対象者】 ・ひたちなか市内に事業所を有する運送代行事業者 ・令和2年3月から10月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月比で30パーセント以上減少している者。 ・申請時点において、今後も事業を継続する意思を有している者。 【支援金額】 車両1台 2万円 【予算金額】1,200,000円 (R2.12月補正予算)			○							
茨城県	ひたちなか市	2	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通利用喚起事業(第2弾)	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた基幹的な地域公共交通の利用を喚起するため、1日フリー切符等を割引して販売する事業に要する経費について補助 【対象期間】 令和3年4月1日～令和4年1月10日 【対象事業者】 ひたちなか海浜鉄道および茨城交通 【助成内容および支援金額】 フリー券1枚当たり大人400円、子ども200円の割引分を補助 【予算金額】24,000,000円 (R3.2月補正予算)			○							
茨城県	ひたちなか市	2	新型コロナウイルスワクチン接種対象者の集団接種会場又は個別接種を行う医療機関への移動を支援し、接種事業の推進を図る。	【目的・効果】 新型コロナウイルスワクチン接種対象者の集団接種会場又は個別接種を行う医療機関への移動を支援し、接種事業の推進を図る。 【事業概要】 市のコミュニティバス「スマイルあおぞらバス」を利用した接種対象者の乗車往復運賃を無料とし、市がコミュニティバス運行事業者に対して当該運賃の合計額を助成金として交付する。 【交付対象】 コミュニティバス運行事業者 【予算金額】770,000円 (R3.3月第2次補正予算)										
茨城県	ひたちなか市	2	新型コロナウイルス感染症対策緊急交通事業者支援金(第2弾)	【目的】 新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けている市内交通事業者に対し、事業が継続できるよう支援金の交付を行う。 【支援対象者】 ・ひたちなか市内に事業所を有する一般路線バス、貸切バス、タクシー(福祉タクシー含む)、福祉有償運送、運送代行、鉄道(市内に本店を有すること。JRは除く。)の事業者 ・令和2年度の売上が前年度比で20パーセント以上減少している者。 ・申請時点において、今後も事業を継続する意思を有している者。 【支援金額】 ・鉄道1両 10万円 ・バス1台 3万円(※支援対象者に掲げた種類のバスのみ対象) ・タクシー、福祉有償運送、運送代行1台 2万円 【予算金額】8,500,000円 (R3.6月補正予算)				●						
茨城県	ひたちなか市	2	生活交通路線維持費負担金(令和2年度)	【目的・効果】 地域に必要な広域的・幹線的なバス路線の運行の維持を図る。 【事業概要】 地域に必要な広域的・幹線的なバス路線の運行の維持を図るため、今年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、乗合バス事業が置かれた厳しい現状に鑑み、県が行う乗合バス事業者に対する補助の一部を負担する。 【対象事業者】 茨城交通株式会社 【予算金額】432,000円 (R3.3月補正予算)										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分)の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●	
茨城県	ひたちなか市	2	新型コロナウイルス感染症対策緊急交通事業者支援金(第3弾)	【目的】 新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けている市内交通事業者に対し、事業が継続できるよう支援金の交付を行う。 【支援対象者】 ・ひたちなか市内に事業所を有する一般路線バス、貸切バス、タクシー(福祉タクシー含む)、福祉有償運送、運転代行、鉄道(市内に本店を有すること。JRは除く。)の事業者 ・令和3年4月から9月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月比で20パーセント以上減少している者。 【申請時点において、今後も事業を継続する意思を有している者。】 【支援金額】 ・鉄道1両 10万円 ・バス1台 3万円(※支援対象者に掲げた種類のバスのみ対象) ・タクシー、福祉有償運送、運転代行1台 2万円 【予算金額】8,500,000円(R3.11月補正予算)								○		
茨城県	ひたちなか市	1	新型コロナウイルスワクチン接種対象者の集団接種会場又は個別接種を行う医療機関への移動を支援し、接種事業の推進を図る。	【目的・効果】 新型コロナウイルスワクチン接種対象者の集団接種会場又は個別接種を行う医療機関への移動を支援し、接種事業の推進を図る。 【事業概要】 市のコミュニティバス「スマイルあおぞらバス」を利用した接種対象者の乗車往復運賃を無料とし、市がコミュニティバス運行事業者に対して当該運賃の合計額を助成金として交付する。 【交付対象】 コミュニティバス運行事業者 【予算金額】500,000円(R3.11月補正予算)										
茨城県	ひたちなか市	2. 運行支援	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通利用喚起事業(第3弾)	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた基幹的な地域公共交通の利用を喚起するため、1日フリー切符等を割引して販売する事業に要する経費について補助 【対象期間】 令和4年4月1日～令和5年1月9日 【対象事業者】 ひたちなか海浜鉄道および茨城交通 【助成内容および支援金額】 フリー券1枚当たり大人400円、こども200円の割引分を補助 【予算金額】24,000,000円(R4.3月補正予算)								○		
茨城県	ひたちなか市	2. 運行支援	生活交通路線維持費負担金(令和3年度)	【目的・効果】 地域に必要な広域的・幹線的なバス路線の運行の維持を図る。 【事業概要】 地域に必要な広域的・幹線的なバス路線の運行の維持を図るため、今年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、乗合バス事業者が置かれた厳しい現状に鑑み、県が行う乗合バス事業者に対する補助の一部を負担する。 【対象事業者】 茨城交通株式会社 【予算金額】2,534,000円(R4.3月補正予算)										
茨城県	ひたちなか市	2. 運行支援	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通利用喚起事業(第3弾)	【目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた基幹的な地域公共交通の利用を喚起するため、1日フリー切符等を割引して販売する事業に要する経費について補助 【対象期間】 令和4年4月1日～令和5年1月9日 【対象事業者】 ひたちなか海浜鉄道および茨城交通 【助成内容および支援金額】 フリー券1枚当たり大人400円、こども200円の割引分を補助 【予算金額】24,000,000円(R4.3月補正予算)								○		
茨城県	ひたちなか市	2. 運行支援	新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金	【目的】 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済情勢の変化や原油価格の高騰による燃料コストの上昇により、大きな影響を受けている市内交通事業者に対し、負担の軽減及び経営の安定化に資するよう支援金の交付を行う。 【支援対象者】 ・ひたちなか市内に事業所を有する一般路線バス、貸切バス、タクシー(福祉タクシー含む)、福祉有償運送、運転代行、鉄道(市内に本店を有すること。JRは除く。)の事業者 ・申請時点において、今後も事業を継続する意思を有している者。 【支援金額】 ・鉄道1両 20万円 ・路線バス1台 10万円 ・貸切バス1台 3万円 ・タクシー、福祉有償運送、運転代行1台 2万円 【予算金額】12,900,000円(R4.9月補正予算)										
茨城県	北茨城市	2	新型コロナウイルス感染症特別策運行補助金	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が落ち込んだ路線バス事業者を支援するため、路線バス事業者を支援するため、路線運行により生じた損失分の一部を補助。		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
					活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
		1～4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他											
茨城県	北茨城市	2	交通事業者給付金	令和2年1月から12月までのいずれか1か月における事業収入が前年同月と比較して50%以上減少した月がある場合に、以下の給付金を支給する。 ※国の持続化給付金への上乗せ可 【支給額】 ・貸切バス 100,000円/台 ・タクシー 30,000円/台 ・福祉有償運送車両 30,000円/台		○							
茨城県	北茨城市	2	事業継続給付金	令和2年1月から12月までのいずれか1か月における事業収入が前年同月と比較して20%以上50%未満減少した月がある場合に、以下の給付金を支給する(交通事業者以外も対象)。 【支給額】 ・中小企業者 500千円 ・個人事業主 300千円		○							
茨城県	北茨城市	2	新型コロナウイルス感染症特別対策運行補助金	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が落ち込んだ路線バス事業者を支援するため、路線バス事業者を支援するため、路線運行により生じた損失分の一部を補助。							○		
茨城県	北茨城市	2	新型コロナウイルス感染症特別対策運行補助金	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が落ち込んだ路線バス事業者を支援するため、路線バス事業者を支援するため、路線運行により生じた損失分の一部を補助。									
茨城県	水戸市	2	路線バス運行継続緊急支援	対象：市内に営業所が所在する路線バス事業者 概要：市民生活に欠かせない路線バスの運行継続を支援 支援額：1系統あたり2万円(全210系統) 事業費：420万円(5月補正予算)		○							
茨城県	水戸市	2	貸切バス事業者緊急支援	対象：以下の条件を全て満たす貸切バス事業者 1観光目的で貸切バス事業を営む市内の事業者であること 2令和2年3～7月の売上が前年同月比30%以上減少している月があること 3本市の観光振興に資する事業に取り組む予定の事業者であること 概要：売上が低下している貸切バス事業者に対する事業継続の支援 支援額：貸切バスを5台以上所有している事業者に一律50万円 事業費：4,500千円(6月補正予算)		○							
茨城県	水戸市	1	公共交通あんしん運行支援	対象：バス(市内路線バス・高速バス(水戸～東京線)の車両)、タクシー(市内事業者かつ市内営業所の車両) 概要：バス、タクシーを安心して利用できるよう、車内の感染症拡大防止策を支援し、公共交通利用者の回復を図る。 支援額：1台当たり一律2万円(バス300台、タクシー500台) 事業費：16,000千円(7月補正予算)			○						
茨城県	水戸市	2	貸切バス利用促進支援	対象者：以下の条件を全て満たす貸切バス事業者 1市内に本社または営業所を置く貸切バス事業者であること 2市民を対象とした観光を目的とした日帰り(県内)バスツアーであること 3「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を遵守すること 概要：市民に元気と活力を与え、地域経済の回復、活性化につなげるため、割引価格で市民対象の貸切バスツアーを実施する事業者を支援する。 補助額：貸切バス1台当たりの借上料の1/2 ※上限6万円 事業費：5,000千円(7月補正予算)							○		
茨城県	水戸市	2	梅まつり路線バス利用者回復支援	対象：市内バス事業者 概要：「水戸漫遊1日フリーきっぷ」の割引支援 ・大人400円→100円(300円割引) ・小児200円→50円(150円割引) 補助額：割引額を補助 大人 30,000枚 小児 6,000枚 計36,000枚 事業費：10,000千円(7月補正予算)								○	
茨城県	水戸市	1	新型コロナワクチン接種会場輸送用シャトルバス運行事業	【目的】 自家用車等で接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 最寄りの駅から大規模接種会場間の無料シャトルバスを運行する。									
茨城県	水戸市	1	新型コロナウイルスワクチンの大規模接種会場における医師送迎バス等運行事業	【目的】 医師の大規模接種会場への送迎 【事業概要】 大学から大規模接種会場間において、マイクロバス又はハイエースバン等の車両で医師の送迎を行う。									
茨城県	水戸市	1	新型コロナウイルスワクチンの大規模接種会場における待機バス配置事業	【目的】 大規模接種時の待機場所での熱中症対策 【事業概要】 大規模接種時の待機場所での熱中症対策として、大型バスを配置する。									

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
茨城県	水戸市	2. 運行支援	水戸市公共交通等 運行事業継続支援	対象：市内を運行する路線バス事業者、市内に主たる営業所を置くタクシー事業者及び自動車運転代行業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月から令和4年3月までのいずれかの月の売上高が、前年、前々年又は3年前の同月の売上高と比較して30パーセント以上減少した事業者 概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業継続支援 支援額：路線バス事業者、タクシー事業者及び自動車運転代行業者の案件に応じて補助 1 路線バス事業者 ・ 市内に営業所を置く場合 3,000,000円 ・ 市内に営業所を置かない場合 500,000円 2 タクシー事業者及び自動車運転代行業者 保有台数1台当たり一律10,000円 事業費：13,430,000円（1月補正予算）							○		
茨城県	水戸市	2. 運行支援	水戸市公共交通運 行事業者緊急支援	対象：市内を運行する路線バス事業者、市内に主たる営業所を置くタクシー事業者及び自動車運転代行業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月から令和4年3月までのいずれかの月の売上高が、前年、前々年又は3年前の同月の売上高と比較して30パーセント以上減少した事業者 概要：原油価格等燃料費の高騰の影響を受けた公共交通を運行する事業者の事業継続支援 支援額：路線バス事業者、タクシー事業者及び自動車運転代行業者の案件に応じて補助 1 路線バス事業者 令和4年3月における水戸市内の路線定期運行に係る走行距離に応じ、400,000円から16,000,000円 2 タクシー事業者及び自動車運転代行業者 保有台数1台当たり一律20,000円 事業費：34,400,000円（6月補正予算）						○			
茨城県	鹿嶋市	2	新型コロナウイルス 感染症対策協力 金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により特に大きな影響を受けた業種の事業者に、3密防止対策等に役立てていただくための協力金。 【交付額】 1業種 10万円 【交付対象】 飲食業、宿泊業、旅行業、タクシー業、運転代行業、観光バス業 【事業費】 26,300千円（内、交通事業者へ1,300千円）	○								
茨城県	鹿嶋市	2	貸切バス支援給付 金	【目的・効果】 県の公共交通支援策の対象から外れ、影響を受けた市内の貸切バスを対象に支給する。 【交付額】 1台当たり 10万円 【交付対象】 貸切バス事業者 【事業費】 3,000千円		○							
茨城県	鹿嶋市	2	令和2年度鹿嶋市 公共交通事業者支 援給付金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する交通事業者を支援し、市民生活に欠かせない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり3万円 ・タクシー事業者 車両1台当たり30万円 【交付対象】 ・バス事業者 令和3年2月1日時点で市内対象路線を運行している車両 ・タクシー事業者 令和3年2月1日時点で、市内営業所で所有する車両数（デマンド型乗合いタクシー車両除く） 【事業費】 6,360千円（※令和3年3月議会で要求中）		○							
茨城県	鹿嶋市	2	令和3年度鹿嶋市 公共交通事業者支 援給付金	【目的・効果】 公共交通の安定的な運行及び、市民の日常的な移動手段の確保 【給付対象】 路線バス事業者、タクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く） （1）鹿嶋コミュニティバス又は鹿行広域路線バス神宮あやめ白帆ラインを運行する路線バス事業者 （2）市内に営業所を置くタクシー事業者 【事業概要】 対象事業者に対し、バス台数*300,000円、タクシー台数*30,000円の給付						●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
茨城県	鹿嶋市	2. 運行支援	令和4年度鹿嶋市公共交通事業者支援給付金	補助対象 鹿嶋コミュニティバス又は鹿行広域バス神宮あやめ白帆ラインを運行する路線バス事業者 市内に営業所を置くタクシー事業者 支給額 路線バス事業者：対象路線に使用しているバスの数×300,000円 タクシー事業者：市内営業所で所有するタクシー(一般旅客のみ、デマンドタクシーの用に供している車両除く)の数×30,000円 予算総額：6360,000								○	
茨城県	坂東市	2	坂東市交通事業者支援金事業	【目的・効果】 市内を運行する交通事業者が行う、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止への取組みに対し、予算の範囲内において支援金を交付し、交通事業者の運行事業の継続に寄与する。 【交付額】 ・バス事業者 1事業者につき20万円 ・タクシー事業者 1事業者につき20万円 【交付対象】 坂東市交通事業者支援交付要綱による ・バス事業者 ・貸切バス事業者 ・タクシー事業者 【事業費】 3,000千円		○							
茨城県	坂東市	4	坂東市新型コロナウイルスワクチン接種専用公共交通利用料金助成事業	【目的・効果】 移動手段を持たない高齢者等に対するワクチン接種会場への移動支援 【事業概要】 ワクチン接種対象者が接種会場までの移動にタクシー、コミュニティバス、デマンドタクシー等を利用した際に、その代金として利用できる「公共交通利用券」を交付する事業。 ※公共交通利用時にワクチン接種券の提示が必要。 ※2回目のワクチン接種を受けた翌日以降は利用できない。 【交付額】 1人につき4,000円分(100円券×40枚) 【交付対象】 ・65歳以上でひとり暮らしの方 ・交通手段を持たない75歳以上の方のみの世帯の方 ・少行が困難な障がい者の方 ・運転免許証を自主返納された方 等 【事業費】 2,008千円						●			
茨城県	坂東市	1	営業時間短縮要請等関連事業者緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した事業者のうち、令和3年8月又は9月のいずれかの月の売上が、対前年(又は対前々年)同月比で15%以上30%未満減少した事業者(国の月次支援金や茨城県の一時金支給対象外となっている事業者。ただし、飲食業を除く)に対して、市独自の一時金を支給する。 ・1事業者あたり150,000円						●			
茨城県	坂東市	2	交通事業者緊急支援金支給事業【第2弾】	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収益が悪化している市内交通事業者に対し、事業継続のための支援金を交付する。 ・タクシー事業者、運転代行業者、貸切バス事業者… 所有1台あたり50,000円 (貸切バス事業者については1社あたり600,000円を上限) ・介護タクシー事業者… 1事業者あたり 50,000円						●			
茨城県	坂東市	1	PCR検査費用助成事業(事業所対象)	市内事業者が、経済活動を維持するため従業員等にPCR検査を受検させた場合に、従業員1人当たり2万円(1社あたり30万円)を上限として検査費用の一部を助成する。※行政検査を除く。 ・1件あたり上限20,000円(1社あたり上限300,000円)						●			
茨城県	坂東市	1	事業者感染症防止対策支援事業	市内事業者が感染症防止対策として、事業所内で使用する消耗品(マスクやアルコール消毒液など)の購入や非接触型体温計、パーテーションなどを設置する費用の一部を助成する。 ・1事業者あたり上限30,000円						●			
茨城県	坂東市	2. 運行支援	交通・運送事業者原油価格高騰対策事業	原油価格・物価高騰等の影響により収益が悪化している市内交通・運送事業者に対し、事業継続のための支援金を交付する。 【対象】 タクシー、運転代行、介護タクシー事業者 1台あたり20,000円(上限20万円) ・貸切バス事業者：1台あたり30,000円(上限40万円) ・運送事業者(トラック協会加入事業者64社、その他事業者46社)：1台あたり30,000円(上限40万円)									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
茨城県	牛久市	1	公共交通応援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大で経営に大きな影響が生じている公共交通事業者に対して、3密を避けるための運行(便数維持)協力の取組や収束後に利用を喚起するために便数や施設等の利用環境を整える取組、消毒薬購入等の感染防止のための取組を支援することにより、公共交通機関における感染症の拡大防止を図ることを目的としている。 路線バス事業者及び市内に営業所を置くタクシー事業者に対して支援を行う。 ○バス事業者：1系統(市内運行)につき上限100万円 ○タクシー事業者：1台につき上限10万円 (補正予算：550万円)	○									
茨城県	牛久市	1. 感染症防止対策	公共交通応援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大で経営に大きな影響が生じている公共交通事業者に対して、3密を避けるための運行(便数維持)協力の取組や収束後に利用を喚起するために便数や施設等の利用環境を整える取組、消毒薬購入等の感染防止のための取組を支援することにより、公共交通機関における感染症の拡大防止を図ることを目的としている。 路線バス事業者及び市内に営業所を置くタクシー事業者に対して支援を行う。 ○バス事業者：1系統(市内運行)につき上限75万円 ○タクシー事業者：1台につき上限2万円 (補正予算：291万円)						●				
茨城県	牛久市	2. 運行支援	公共交通応援事業補助金	市内公共交通における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び市民の日常的な移動手段を確保するため、同感染症の感染拡大及び燃料費等の価格高騰で経営に大きな影響が生じている公共交通事業者に対し、経営の安定化を図るため、補助金を交付する。 路線バス事業者及び市内に営業所を置くタクシー事業者に対して支援を行う。 ○バス事業者：1系統(市内運行)につき上限100万円 ○タクシー事業者：1台につき上限5万円 (補正予算：465万円)								●		
茨城県	稲敷市	2	地域公共交通維持確保事業	乗合バス事業者：市内運行キロに基づき算出した補助額 貸切バス事業者：50万円+市内営業所車両数×2万円 タクシー事業者：25万円+市内営業所車両数×1万円										
茨城県	稲敷市	4	タクシー車両購入補助事業	市内タクシー事業者 新たに購入した車両の燃費基準達成状況により補助率1/10~4/10										
茨城県	稲敷市	4	ワクチン接種対策タクシー券事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までのタクシー料金のうち最大700円(片道1人あたり)助成するタクシー券を1人あたり4枚交付する。 【交付対象】 市内及び近隣の指定されたタクシー事業者 【事業費】										
茨城県	稲敷市	4	新型コロナウイルスワクチン接種巡回ワゴン運行業務委託	自家用車等でワクチン接種会場に向かない市民の交通手段の確保 【事業概要】 市内事業者等に運行を委託し、市内各地区から集団接種会場までのワクチン接種対象者(高齢者等)の移動手段として、無料巡回ワゴンを運行させる。 【事業費】										
茨城県	稲敷市	2. 運行支援	地域公共交通維持確保事業	乗合バス事業者：市内運行キロに基づき算出した補助額 貸切バス事業者：50万円+市内営業所車両数×2万円 タクシー事業者：25万円+市内営業所車両数×1万円							○			
茨城県	稲敷市	4. その他	タクシー車両購入補助事業	市内タクシー事業者 新たに購入した車両の燃費基準達成状況により補助率1/10~4/10							○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
茨城県	稲敷市	4. その他	ワクチン接種対策 タクシー事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までのタクシー料金のうち最大700円(片道1人あたり)助成するタクシー券を1人あたり4枚交付する。 【交付対象】 市内及び近隣の指定されたタクシー事業者 【事業費】 511千円									
茨城県	古河市	1	バス・タクシー事 業者感染防止対策 推進事業	【支援の内容】 公共交通事業者が行う車内の消毒や運転手の防護などに要した経費 【交付額】 ・バス事業者 車両1台当たり5万円 ・タクシー事業者 車両1台当たり3万円 【交付対象】 市内バス・タクシー事業者 【事業費】 6,289千円		○							
茨城県	古河市	2	新型コロナウイルス ワクチン接種体 制確保事業(タク シー)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までのタクシー料金のうち初乗り料金740円(片道1台あたり)を助成する(市内一律)。 【交付額】 ・タクシー料金から助成額(740円/回)を差し引いた額 【交付対象】 ・市内タクシー事業者等(個人タクシー含む) 【事業費】 1,780千円			○						
茨城県	古河市	2	新型コロナウイルス ワクチン接種体 制確保事業(シャ トルバス)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動手段として、無料シャトルバスを運行させる。 【交付対象】 シャトルバス運行事業者 【事業費】 35,274千円(事業費助成として)									
茨城県	小美玉市	2	小美玉市路線バス 緊急対策事業補助 金	【目的・効果】 新型コロナウイルスによる非常事態宣言を受け、外出自粛による経営圧迫に対して公共交通維持の観点から、市内を運行する路線バスの系統があるバス事業者へ一律の支援を行う。 【交付額】 令和2年5月31日時点で市内域で乗降ができるバス路線1系統当たり10万円 【交付対象】 市内域を運行するバス路線を有しているバス事業者 【事業費】 1,300千円		○							
茨城県	小美玉市	2	小美玉市公共交 通事業者給付金	【目的・効果】 新型コロナウイルスの影響による外出自粛によって売上高が大幅に減少している交通事業者に対し、車両台数に基づき給付金で支援することによって、地域の公共交通の維持を図る。 【交付額】 ・バス事業者 令和2年5月1日時点において保有する乗車定員15名以上の車両1台当たり10万円 令和2年5月1日時点において保有する乗車定員15名未満の車両1台当たり3万円 ・タクシー事業者 令和2年5月1日時点において保有する車両1台当たり3万円 【交付対象】 ・バス事業者 市内に主たる事業所を有するバス事業者のうち、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者 ・タクシー事業者 市内に主たる事業所を有するタクシー事業者のうち、市内を営業範囲とし、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者 【事業費】 4,280千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	小美玉市	2	新型コロナウイルスワクチン接種高齢者等支援事業(タクシー)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が自宅から新型コロナウイルスワクチン接種会場へ移動する際の送迎費用の一部を助成(片道1,000円を上限) 【交付額】 ・ワクチン接種会場までの利用額を一部負担。片道1,000円を上限とし、2回接種分を見込み1人当たり4,000円を上限として交付 【交付対象】 ・運転免許証を所有していない者のうち以下の者が該当 1 満65歳以上の者 2 満60歳以上の肢体不自由で下肢障がい者又は視力障がい者で障がい者手帳を有する者 【事業費】 5,000千円			○							
茨城県	小美玉市	2	交通事業者支援事業	【目的・効果】 度重なる感染拡大に伴う行動自粛によって、交通事業者の業績が逼迫している状況を踏まえ、バス事業者等へ一時金の支援を行う。 【交付額】 ・路線バス事業者 1系統200千円 ・貸切バス事業者 1事業者1,200千円+1台あたり120千円 ・タクシー事業者 1事業者500千円+1台あたり50千円 ・運転代行事業者 1事業者300千円+1台あたり30千円 【交付対象】 ・市内を運行するバス路線を有しているバス事業者 ・市内に主たる事業所を有するバス事業者 ・市内に主たる事業所を有するタクシー事業者 ・市内に主たる事業所を有する運転代行事業者 【事業費】 12,840千円						●				
茨城県	小美玉市	2. 運行支援	小美玉市公共交通等燃料経費支援事業	コロナ禍において燃料価格高騰の影響を受けた公共交通事業者等への事業継続支援を図る。 【補助対象事業者】 市内貸し切りバス事業者、路線バス事業者、タクシー事業者、運転代行事業者、航空事業者 【補助対象経費】 事業者への支援金に係る経費を交付対象経費とする。 総事業費:7,550,000円 ・貸し切りバス事業者 1台あたり100,000円 ・路線バス事業者 1路線あたり100,000円 ・タクシー事業者 1台あたり50,000円 ・運転代行事業者 1台あたり50,000円 ・航空事業者 1便あたり500,000円								●		
茨城県	小美玉市	2. 運行支援	小美玉市運送事業者燃料経費支援事業	コロナ禍において燃料価格高騰の影響を受けた市内営業所を有する一般貨物自動車運送事業者への事業継続支援を図る。 【補助対象事業者】 市内に営業所を有する一般貨物自動車運送事業者 【補助対象経費】 事業者への支援金に係る経費を交付対象経費とする。 総事業費:21,178,736円 ・普通車 1台あたり15,000円 ・小型車 1台あたり5,000円 ・牽引車 1台あたり15,000円 ・郵送料 8,736円								●		
茨城県	城里町	1	地域公共交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対策を支援するため、地域公共交通に資する事業者に対し支援金を交付する。 【交付額】 感染症拡大防止に要する経費に対し、下記の金額を限度として交付 ・路線バス事業者 200万円 ・タクシー事業者 車両1台当たり2万5千円 【交付対象】 ・町内に路線バスを運行する事業者 ・町内に営業所を有する一般タクシー事業者 【事業費】 2,250千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	城里町	4	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)で交通手段の無い方への乗り合いタクシーで送迎を行う 【予算額】 10,138千円(委託費)										
茨城県	城里町	2	城里町貸切バス事 業者及びタクシー 事業者支援事業支 援金	コロナ感染拡大防止への対策及び事業継続を支援し、市民生活の安心を図るため、町内の貸切バス及びタクシー事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付する。 (交付額) ①貸切バス事業者が、令和3年10月1日時点で、町内の営業所において保有している国土交通省関東運輸局に登録された一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車：1台につき5万円 ②タクシー事業者が、令和3年10月1日時点で、申請者が町内の営業所において保有し、国土交通省関東運輸局に登録されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車：1台につき2万円					●					
茨城県	城里町	2. 運行支援	城里町地域公共交 通事業者支援金交 付事業	①新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を受ける、路線バス・貸切バス及びタクシー事業者へ支援金を交付し支援を行う。 ②対象経費 補助金 ③積算機換 ・路線バス事業者 申請者が町内を系統として運行している路線バスの系統 1系統につき、5万円。2系統×5万円=110万円 ・貸切バス事業者 申請者が町内の営業所において保有し、国土交通省関東運輸局に登録されている一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の台数1台につき5万円。32台×5万円=160万円 ・タクシー事業者 申請者が町内の営業所において保有し、国土交通省関東運輸局に登録されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の台数1台につき2万円。10台×2万円=20万円 ④対象者 路線バス・貸切バス・タクシー事業者									○	
茨城県	城里町	4. その他	城里町路線バス通 学費助成金交付事 業	①新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないなか、学校等に通学する者、または保護者の経済的負担を軽減し学びの環境整備を図ること及び利用者の減少により経営状況が悪化している路線バス事業者を支援する。 ②対象経費 補助金 ③積算機換 【助成額】 ・通学年間定期金額の3割に相当する経費 ・年間定期金額が、270,000円以上の者は80,000円とする 180人×4万円+15人×2万円=750万円 ④対象者 町内から路線バスの通学定期券を購入し学校等に通学する者、又はその保護者 路線バス事業者									○	
茨城県	つくばみ らい市	2	地域交通支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少している路線バス事業者、地域鉄道事業者、タクシー事業者、貸切バス事業者に対して、支援金を交付することにより、その事業継続を支援し、地域交通の安定的な運行及び市民の移動手段の確保・維持を図る。 【予算額】7,500千円 ・路線バス事業者(1社) 3,000千円 ・地域鉄道事業者(1社) 1,000千円 ・タクシー事業者(3社) 1,500千円(15台×100千円) ・貸切バス事業者(2社) 2,000千円(2社×1,000千円)		○								
茨城県	つくばみ らい市	4	新型コロナウイルス ワクチン接種 (貸切バス)	【目的】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民(高齢者)の交通手段の確保 【事業概要】 貸切バスを活用し、市内各地区から、接種会場までのワクチン接種対象者(高齢者)の輸送を実施(利用者負担なし)。										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
茨城県	つくばみ らい市	2	地域交通支援事業 (2回目)	新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少している路線バス事業者、地域鉄道事業者、タクシー事業者、貸切バス事業者に対し、支援金を交付することにより、その事業継続を支援し、地域交通の安定的な運行及び市民の移動手段の確保・維持を図る。 【予算額】7,500千円 ・路線バス事業者(1社) 3,000千円 ・地域鉄道事業者(1社) 1,000千円 ・タクシー事業者(3社) 1,500千円(15台×100千円) ・貸切バス事業者(2社) 2,000千円(2社×1,000千円)									
茨城県	つくばみ らい市	2	地域鉄道安全輸送 設備整備支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大で経営に大きな影響が生じているなか、地域の幹線交通である、地域鉄道を維持していくため、地域鉄道事業者が実施する鉄道安全輸送設備の整備に要する経費の一部を補助するもの。									
茨城県	つくばみ らい市	2. 運行支援	R4地域交通支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少、さらに物価の高騰等により大きな影響を受けている路線バス事業者、地域鉄道事業者、タクシー事業者、貸切バス事業者に対して、支援金を交付することにより、その事業継続を支援し、地域交通の安定的な運行及び市民の移動手段の確保・維持を図る。 【予算額】7,500千円 ・路線バス事業者(1社) 3,000千円 ・地域鉄道事業者(1社) 1,000千円 ・タクシー事業者(3社) 1,500千円(15台×100千円) ・貸切バス事業者(2社) 2,000千円(2社×1,000千円)									
茨城県	つくばみ らい市	4. その他	新型コロナウイルス ワクチン接種 (貸切バス) (令和4年度)	【目的】 市民の市集団接種会場への交通手段の確保 【事業概要】 貸切バスを活用し、市内各地区から、市集団接種会場までの送迎を実施(利用者負担なし)。									
茨城県	常総市	2	公共交通支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等から、収益低迷等の厳しい経営環境にある公共交通事業者(鉄道事業者、乗合バス事業者、タクシー事業者)の支援を行い、本市における地域公共交通の安定的な運行及び市民の日常的な移動手段を確保する。 【交付対象者及び交付金額】 鉄道事業者 1,000千円/1事業者 乗合バス事業者 500千円×2事業者 タクシー事業者200千円×6事業者 【事業費】 3,200千円	○	○							
茨城県	常総市	4	マタニティ支援事 業	【目的・効果】 コロナ禍における妊婦の外出自粛の生活をサポートする。 多大な減収を強いられているタクシー業界への支援と、妊婦の定期検診や急な陣痛等に備えるため、頼る人がいなくても、感染面からも、安全で安心できる移動手段を確保する。妊婦の出産に臨む際の不安解消、タクシー業界の普段からの顧客の拡次の両効果を狙う。 【事業概要】 妊婦へタクシーチケット10,000円分交付 妊婦を乗せたタクシー会社に対して感染症予防対象物品費用年間6,000円交付 【事業費】 269千円	○	○							
茨城県	常総市	4	シルバーサポート タクシー事業	【目的・効果】 コロナ禍におけるタクシー業界支援及び感染症の早期終息・交通弱者である高齢者の掛かりつけ医へ通院をサポートする。 多大な減収を強いられているタクシー業界への支援と、高齢者のワクチン接種や急な病気治療に備えるため、頼る人がいなくても、感染面からも、安全で安心できる移動手段を確保する。免許返納者への生活援助とタクシー業界の普段からの顧客の拡次の両効果を狙う。 【事業概要】 運転時シルバーマーク掲示となる、今年度70歳以上に到達する高齢者を対象に、タクシーチケット初乗り運賃4回分2,960円分交付。 【事業費】 10,910千円			○	●					
茨城県	常総市	2	公共交通支援事業 (令和3年度)	①新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が回復しない公共交通事業者(鉄道事業者、路線バス事業者、タクシー事業者)に対し、本市における地域公共交通の安定的な運行及び市民の日常的な移動手段を確保するため、支援金を交付する。 ②安定的な運行及び移動手段の確保に資する経費 ③鉄道事業者 1,000千円/1事業者 ④路線バス事業者 500千円×2事業者 ⑤タクシー事業者200千円×5事業者 ⑥公共交通事業者(鉄道、路線バス、タクシー)			○		●	○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	守谷市	2	新型コロナウイルス感染症に係る地域交通緊急支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により交通機関の利用者が激減する中、本市における市民の日常的な移動手段を確保するために運行を継続している、バス事業者、タクシー事業者等に対し、事業継続を支援する。 【交付額】 ・路線バス事業者 市内完結路線当たり上限100万円(100万円×3路線) ・貸切バス事業者 事業者当たり上限100万円(100万円×1事業者) ・タクシー事業者 車両1台当たり上限10万円(10万円×49台) ・地域鉄道事業者 事業者当たり上限100万円(100万円×1事業者) 【交付対象】 令和2年3月1日から5月31日までの利用者数が、前年同期間の利用者数より30%以上減少した以下の事業者 ・市内に営業所を置く路線バス事業者 ・市内に本社を置く貸切バス事業者 ・市内に営業所を置くタクシー事業者 ・市内の移動に資する地域鉄道事業者 【事業費】 予算額9,900千円		○								
茨城県	守谷市	2	守谷市新型コロナウイルス感染症に係る地域交通緊急支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により交通機関の利用者が激減する中、本市における市民の日常的な移動手段を確保するために運行を継続している、バス事業者、タクシー事業者等に対し、事業継続を支援する。 【事業概要】 ・路線バス事業者 市内完結路線当たり上限100万円 ・貸切バス事業者 事業者当たり上限100万円 ・タクシー事業者 車両1台当たり上限10万円 ・地域鉄道事業者 事業者当たり上限100万円 ・自動車運転代行業者 車両1台当たり上限10万円 【交付対象】 令和5年7月1日から9月30日までの利用者数が、前々年同期間の利用者数より30%以上減少した以下の事業者 ・市内に営業所を置く路線バス事業者 ・市内に本社を置く貸切バス事業者 ・市内に営業所を置くタクシー事業者 ・市内の移動に資する地域鉄道事業者										
茨城県	那珂市	2	交通事業者等支援金交付事業	令和2年3月から同年6月までのいずれかの月の売上高が前年同月比で30パーセント以上減少している下記(1)~(3)の交通事業者等を対象とし、それぞれ支援金を1事業者につき1回に限り交付する。 (1) 市域内を運行(高速バスを除く)するバス路線を有する路線バス事業者 ・・・1事業者につき基本額10万円+(路線数(注1)×5万円) (2) 市内に営業所を置く貸切バス事業者 ・・・1事業者につき基本額10万円+(車両数(注2)×5万円) (3) 市内に営業所を置くタクシー事業者 ・・・1事業者につき基本額10万円+(車両数(注2)×2万円) (注1) 路線数は、令和2年度内に「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を受けていない路線に限る。 (注2) 車両数は、令和2年6月30日時点の車両数をいう。(デマンド交通用の車両を除く) 予算額:1,120千円										
茨城県	那珂市	2	那珂市交通事業者等支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、令和3年4月から同年12月において、いずれかひと月の売上高が令和元年の同月比で30%以上減少している事業者に対し、以下のとおり支援金を交付する。 那珂市域内を運行する道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営むバス事業者(高速バス及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金の対象路線は除く) ・・・基本額10万円+路線1系統につき5万円加算 那珂市内に事業所を有する道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営むバス事業者 ・・・基本額10万円+車両1台につき5万円加算 那珂市内に事業所を有する道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営むタクシー事業者(デマンド交通は対象外) ・・・基本額10万円+車両1台につき2万円加算						●				
茨城県	那珂市	2. 運行支援	交通事業者等支援事業	【目的・効果】 市民の日常的な移動手段を確保するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び燃料価格高騰による影響を受けている市内における公共交通の事業者に対して支援を行う。 【交付対象】 ・路線バス事業者(地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けない路線に限る) 299,000円を交付 ・タクシー事業者(車らデマンド交通に用いる車両を除く) L.P.バス車:33,000円/台、ガソリン車:21,000円/台を交付 【事業費】 671,000円										○
茨城県	利根町	1	交通事業者感染防止対策支援事業	感染防止対策を講じる経費として、町内に関係する交通事業者に対し、支援金を交付する。 ・バス事業者(町内路線あり):所有台数13台×7万円 ・タクシー事業者(町内営業所あり):常駐台数3台×5万円 ・運転代行事業者(町内営業所あり):登録台数3台×5万円 予算総額1,210千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
茨城県	利根町	2	公共交通緊急支援 事業	【目的・効果】 事業運営に多大な影響を受けた町内に係る交通事業者に対し、支援金を交付する。 【交付額】 ・バス事業者：定額1,000千円 ・タクシー事業者：定額500千円 【交付対象】 ・町内に系統があるバス事業者（大利根交通自動車株式会社） ・町内に営業所があるタクシー事業者（布川交通自動車株式会社） 【予算額】 ・1,500千円	○								
茨城県	利根町	4	利根町ふれ愛タク シー利用促進事業	感染症の影響で利用客が減少しているデマンド交通（ふれ愛タクシー）の利用促進を図るため、登録者と新規登録者に利用券を配布す る。 ・現登録者：2,300人×3,000円=6,900,000円 ・新規登録者：100人×3,000円= 300,000円 予算総額7,200千円		○							
茨城県	利根町	2. 運行支援	公共交通緊急支援 事業	【事業概要】 事業運営に影響を受けた町内に係る交通事業者に対し支援金を交付。 【事業費】 ・バス事業者：定額100万円 ・タクシー事業者：定額50万円 【対象者】 町内に系統があるバス事業者及び町内に営業所を持つ交通事業者	○								
茨城県	利根町	2. 運行支援	利根町ふれ愛タク シー利用促進事業	【事業概要】 感染症の影響で利用客が減少しているデマンド交通（ふれ愛タクシー）の利用促進を図るため、登録者と新規登録者に利用券を配布す る。 【事業費】 ・現登録者：2,300人×3,000円=6,900,000円 ・新規登録者：100人×3,000円=300,000円 【対象者】 交通事業者及び利用者		○							
茨城県	利根町	1. 感染症防止対策	交通事業者感染防 止対策支援事業	【事業概要】 感染症防止対策を講じる経費として、町内に係る交通事業者に対し、定額で支援金を交付する。 【事業費】 ・バス事業者 所有台数13台×7万円 ・タクシー事業者 町内常駐台数3台×5万円 ・運転代行事業者 登録台数3台×5万円 【対象者】 交通事業者		○							
茨城県	利根町	2. 運行支援	交通事業者支援金 交付事業	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年8月～9月のいずれかの月の売上が、2020年（又は2019年）の同月比で、20%以上減 少した、町に属する交通事業者に対し、支援金を交付する。 【事業費】 ・バス事業者：路線バス1台あたり10万円 13台×10万円=130万円 ・タクシー事業者：町常駐台数1台あたり5万円 2台×5万円=10万円 ・運転代行事業者：登録台数1台あたり5万円 3台×5万円=15万円 2台×5万円=10万円 計25万円 合計165万円 【対象者】 町に属する交通事業者						●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	利根町	2. 運行支援	交通事業者原油高騰対策事業	【事業概要】 原油価格の高騰により影響を受けている交通事業者を支援する 【事業費】 ・バス事業者 路線バス1台あたり10万円×12台 ・タクシー事業者:町常駐台数1台あたり5万円×2台 ・運転代行事業者(2社):登録台数1台あたり5万円×4台 合計150万円 【対象者】 町に關係する交通事業者								○		
茨城県	利根町	2. 運行支援	交通事業者原油高騰対策事業	【事業概要】 コロナ禍における原油価格の高騰で影響を受けた町内に事業所(営業所)、町に關係のある交通・運輸事業者に対し、支援金を交付することにより、燃料費等負担の軽減を図り、事業継続のための支援を行う。 【事業費】 ●交通事業者 ・バス事業者 路線バス1台あたり10万円×12台 ・タクシー事業者:町常駐台数1台あたり5万円×2台 ・運転代行事業者:登録台数1台あたり5万円×4台 ●運輸事業者 ・運輸事業者が所有する輸送車両1台につき5万円を支援 町内に事業所のある運輸事業者5社 5万円×5台(全社合計)=2,750千円 【対象者】 町内に事業所(営業所)、町に關係のある交通・運輸事業者									○	○
茨城県	潮来市	1	潮来市緊急感染拡大防止給付金	【事業内容】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後もさらに感染症対策を講じる市内に所在し事業を営んでいる事業所(令和3年2月1日現在)を対象に給付金を支給する。 【交付額】 1事業所につき5万円			○							
茨城県	鉾田市	2	鉾田市公共交通等事業継続支援金	【対 象】 ・市内の移動に資する鉄道事業者並びに鉾田市内に本社又は営業所を置くバス事業者又はタクシー事業者であって、今後も事業を継続する意思を有する者 ※バス事業者…一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般貸切旅客自動車運送事業者 ※タクシー事業者…一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く。) ・令和2年1月から令和2年5月までの各月の運賃収入額が、前年同月の運賃収入額と比較して7割以下となる月があること。 【交付額】 ・鉄道事業者 100万円 ・バス事業者 基本額:20万円 加算額:乗車定員11人以上の車両 2万円/台、乗車定員11人未満の車両 1万円/台 ※市の委託事業の用に供する車両は除く。										
茨城県	鉾田市	2	第2次鉾田市公共交通等事業継続支援金	【対 象】 ・令和2年6月1日現在において運行する市内の移動に資する鉄道事業者並びに鉾田市内に本社又は営業所を置くバス事業者又はタクシー事業者であって、今後も事業を継続する意思を有する者 ※バス事業者…一般乗合又は一般貸切旅客自動車運送事業者 ※タクシー事業者…一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く。) ・令和2年6月から令和3年2月までの運賃等収入額の合算額が、前年同月の運賃等収入額の合算額と比較して減少していること。 【交付額】 ・鉄道事業者 100万円 ・バス・タクシー事業者 基本額:20万円 加算額:乗車定員11人以上の車両 2万円/台、乗車定員11人未満の車両 1万円/台 ※市の委託事業の用に供する車両は除く。										
茨城県	鉾田市	2	鉾田市自動車運転代行業継続支援金	【対 象】 ・令和2年6月1日現在において茨城県公安委員会の認定を受けて市内に主たる営業所を置く自動車運転代行業者であって、今後も事業を継続する意思を有する者 ・令和2年6月から令和3年2月までの売上額の合算額が、前年同月の売上額の合算額と比較して減少していること。 【交付額】 基本額:20万円 加算額:随伴用自動車 1万円/台										
茨城県	鉾田市	2. 運行支援	鉾田市公共交通等事業者燃料価格高騰対策支援金	【目的・効果】 コロナ禍に加え、燃料価格高騰の影響を受けながらも運行を継続している地域公共交通及び自動車運転代行業の事業者の運行継続を支援することで市民の安心・安全な移動手段を維持する。 【事業概要】 市内の公共交通等事業者及び自動車運転代行業者へ支援 (鉄道事業者) 90万円 (バス・タクシー事業者) 定員11人以上車両1台につき3.5万円、定員11人未満車両1台につき2万円 (自動車運転代行業者) 随伴用車両1台につき2万円 【事業費】 4,390千円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
茨城県	土浦市	2	土浦市地域交通開 連事業者運行継続 緊急補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、市民の重要な移動手段である公共交通等の運行継続に努めている事業者に対し、その事業継続を支援するための運行継続補助金を交付するもの。 【交付額】 ・バス事業者 自主運行系統ごとの1便当たりの運行経費に、運行回数区分に応じた便数分を乗じて得られた額の45日分 ・貸切バス事業者 車両保有台数に応じて定額交付 (250千円~2000千円) ・タクシー・運転代行事業者 車両保有台数に応じて定額交付 (50千円~400千円) 【交付対象】 ・バス事業者 市内に本社・支店を置く事業者が1日1回以上運行する自主運行系統 ・貸切バス・タクシー・運転代行事業者 市内に本社を置く事業者が保有する事業登録を受けた車両 (令和2年5月31日時点) 【予算額】 23,336千円		○							
茨城県	土浦市	2	土浦市貸切バス利 用促進事業補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減少した貸切バス事業者を支援するため補助金を交付するもの。 【交付額】 貸切バスの使用料金の減額分に相当する額 (上限6万円) 1事業者につき10回分を限度とする。 【交付対象】 市内に本社を置く貸切バス事業者が行う事業のうち、貸切バスの利用を促進するため貸切バスの使用料金の減額を行うもの 【予算額】 4,800千円		○							
茨城県	土浦市	2. 運行支援	令和4年度土浦市 地域交通開連事業 者運行継続緊急支 援事業	【目的・効果】 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者が減少するなかでも市民の重要な移動手段である公共交通等の運行継続に努めている事業者に対し、補助金を交付することでその事業継続を支援する。 【事業概要】 市内に本社(乗合バス事業者は支店も含む)を置く交通開連事業者に対し、事業用自動車の保有台数に応じて補助金を交付する。 【交付額】 ・乗合バス事業者…1台につき75千円 ・貸切バス事業者…1台につき50千円 ・タクシー・乗合タクシー事業者…1台につき25千円 ・運転代行事業者…1台につき20千円 【予算額】 20,565千円								○	
茨城県	常陸大宮 市	2	貸切バス事業者支 援金	【対象者】 市内の主たる事業所又は従たる事業所を有する貸切バス事業者 【支援金の額】 事業者別及び台数割 (事業者別: 一事業者あたり50万円、台数割: バス1台につき10万円) 【予算額】 5,700千円		○							
茨城県	常陸大宮 市	2	タクシー事業者支 援金	【対象者】 市内の主たる事業所又は従たる事業所を有するタクシー事業者 【支援金の額】 所有タクシー1台につき5万円 【予算額】 1,050千円		○							
茨城県	常陸大宮 市	2	観光バス利用促進 事業	【概要】 市内の観光バスを10名以上の団体が使用した場合に、利用料金の一部を助成する【対象者】 市内の観光バス事業者 【補助金の額】 ・日帰りの場合 1名あたり5,000円 (上限20万円) ・宿泊を伴う場合 1名あたり7,500円 (上限30万円) 【予算額】 4,000千円		○							
茨城県	常陸大宮 市	2	地域経済持続支援 金	【対象者】 国の持続化給付金の対象外で、令和2年1月から12月の売上げが前年同月比20%以上50%未満減少した市内に事業所を有する中小法人等 又は市内に住所を有する個人事業主 【支援金の額】 10万円 【予算額】	○								
茨城県	常陸大宮 市	1	新型コロナウイルス ワクチン接種者 送迎事業(乗合 タクシー・福祉 タクシー)	【目的】 新型コロナウイルスワクチン接種会場への移動手段が確保できない交通弱者に対し送迎支援を行う。 【事業概要】 接種対象者が接種会場までの移動に乗合タクシー及び福祉タクシーを利用した場合、その利用料金を無料又は減額する。※1人4回まで利用可能					●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	常陸大宮市	4. その他	貸切バス事業者支援事業	補助対象事業者：市内に事業所を有する観光バス事業者 補助率：【事業者割】定額500,000円/1事業者 【台数割】定額300,000円/1台 予算総額：11,100,000円			○							
茨城県	常陸大宮市	4. その他	タクシー事業者支援事業	補助対象事業者：市内に事業所を有するタクシー事業者 補助率：定額50,000円/1台 予算総額：1,150,000円			○							
茨城県	石岡市	2	公共交通事業者緊急支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高等の減少によって経営の安定に支障が生じている公共交通事業者の事業継続を支援する。 【交付額】 基本額30万円 + 車両数×2万円 【交付対象】 市内に営業所があり、国の持続化給付金の支給を受けていない路線バス事業者 【事業費】 1,600千円		○								
茨城県	石岡市	2. 運行支援	令和4年度石岡市公共交通事業者支援金	○路線バス事業者基本額100,000円+事業用車両数×150,000円 ○貸切バス事業者基本額100,000円+事業用車両数×150,000円 ○タクシー事業者基本額100,000円+事業用車両数×50,000円 ○自動車運転代行業者事業用車両数×30,000円 ※複数の事業を行う事業者に対しても基本額は100,000円を上限とする。 ※支援対象車両は令和4年4月1日現在において市内の事業所が所有する事業用車両とする。 ※支援対象となる事業用車両について、市又はこれに準ずる団体が運行委託等の契約、補助金の交付その他の支援を行っているものは除く。ただし、令和4年4月1日現在において、新型コロナウイルス感染症関連等の一時的な事業者支援を受けているものについては支援対象に含めるものとする。							○	○		
茨城県	石岡市	2. 運行支援	令和4年度石岡市公共交通事業者支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高等の減少によって経営の安定に支障が生じている公共交通事業者の事業継続を支援するため、市内の公共交通事業者に対し、石岡市公共交通事業者支援金を交付。 【事業概要】 ○市内に事業所を置く「路線バス事業者」 基本額100,000円+事業用車両数×150,000円 ○市内に事業所を置く「貸切バス事業者」 基本額100,000円+事業用車両数×150,000円 ○市内に事業所を置く「タクシー事業者」 基本額100,000円+事業用車両数×50,000円 ○市内に事業所を置く「自動車運転代行業者」 事業用車両数×30,000円 【予算総額】 11,350千円									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	石岡市	2. 運行支援	令和2年度公共交 通事業者緊急支援 金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高等の減少によって経営の安定に支障が生じている公共交通事業者の事業継続を支援するため、市内の路線バス事業者に対し、支援金を交付。 【事業概要】 ○市内に事業所を置く「路線バス事業者」 基本額300,000円+事業用車両数×20,000円 【事業費】 1,600千円		○								
茨城県	かすみが うら市	2	かすみがうら市新 型コロナウイルス 感染症対策交通事 業者支援金	【交付額】 ・バス事業者 1事業者50万円の基本額と保有車両1台当たり2万円を加算した額 ・タクシー事業者 車両保有台数に応じて支給 5台未満 1事業者5万円 5~10台 1事業者10万円 ・運転代行事業者 車両保有台数に応じて支給 5台未満 1事業者5万円 5~10台 1事業者10万円 【交付対象】 ・バス事業者 令和2年5月31日時点で申請者が市内において保有していた事業用自動車(令和2年5月31日時点で国土交通省関東運輸局に登録されていた車両(年間委託契約車両を除き、新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置により臨時休車していた車両を含む。)) ・タクシー事業者 令和2年5月31日時点で申請者が市内において保有していた事業用自動車(令和2年5月31日時点で国土交通省関東運輸局に登録されていた車両(年間委託契約車両を除き、新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置により臨時休車していた車両を含む。)) ・運転代行事業者 令和2年5月31日時点で申請者が市内において保有していた事業用自動車(令和2年5月31日時点で茨城県公安委員会に登録されている車両 【事業費】 3,690千円 【交付期間】 令和2年10月15日から令和2年12月28日まで		○								
茨城県	かすみが うら市	2	令和3年度新 型コロナウイルス 感染症対策交通事 業者等支援事業	【対象事業者】 市内に停留所を有する乗合バス事業者、市内に営業所のある貸切バス事業者、タクシー事業者、運転代行事業者 【支援内容】 ①乗合バス事業者 市内に停留所を有する路線数に応じて支給 ・1路線 200,000円 ②貸切バス事業者 1事業者500,000円(1台当たり20,000円を加算 ③タクシー・運転代行事業者 車両保有台数に応じて支給 ・5~15台未満 1事業者100,000円 ・5台未満 1事業者 50,000円 ※いずれも市の事業委託等により運行している車両等を除く						●				
茨城県	かすみが うら市	2. 運行支援	令和4年度かす みがうら市新 型コロナウイルス 感染症対策交通事 業者等支援事業	【対象事業者】 市内に停留所を有する乗合バス事業者、市内に営業所のある貸切バス事業者、タクシー事業者、運転代行事業者 【支援内容】 ①乗合バス事業者 市内に停留所を有する路線数に応じて支給 ・1路線 20万円 ②貸切バス事業者 1事業者50万円の基本額と保有車両1台当たり2万円を加算した額 ③タクシー・運転代行事業者 車両保有台数に応じて支給 ・5台未満 1事業者5万円 ・5台以上 1事業者10万円 ※いずれも市の事業委託等により運行している車両等を除く 【事業費】 4,650千円									●	
茨城県	取手市	2	取手市新 型コロナウイルス 感染症対策地 域公共交通等 支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている本市の地域公共交通事業者等に対し、本市の将来にわたる地域公共交通等の安定的な運行や市民生活に必要な移動手段の維持を図ることを目的に、補助金を交付する。 ・市内を運行する路線バス事業者(地域間幹線系統補助対象となる広域路線は除く) 支給額:1路線につき1,000千円 ・市内に本社のある貸切バス事業者 支給額:1社につき1,000千円 ・関東鉄道常総線 支給額:1,000千円 ・市内に本社のあるタクシー事業者 支給額:1社につき1,000千円 【予算額】 20,000千円										

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	取手市	2	取手市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通等支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている本市の地域公共交通等を担う事業者に対し、将来にわたる地域公共交通等の安定的な運行や市民生活に必要な移動手段の維持を図ることを目的に、補助金を交付する。 ・地域間幹線系統を運行する乗合バス事業者 支給額：地域間幹線系統の数に1,000千円を乗じて得た額 【予算額】 3,000千円			○							
茨城県	取手市	2. 運行支援	取手市鉄道安全輸送設備整備事業補助金	輸送の安全を確保するため、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し補助金を交付する。 関東鉄道常総線の南線沿線市(守谷市・つくばみらい市・取手市・常総市)が協議して補助する。負担割合は協議による。							○			
茨城県	取手市	1. 感染症防止対策	取手市コミュニティバス交通系ICカード導入事業補助金	【目的・効果】 非接触でのキャッシュレス決済を促進し、感染症防止対策を行う。 【事業概要】 運行事業者が行う取手市コミュニティバスへの全国相互利用交通系ICカードの利用を可能とするシステムの導入に係る経費に対し補助金を交付する。 【交付対象】 ・取手市コミュニティバス運行事業者(1事業者) 【事業費】 4,400千円								○		
茨城県	取手市	2. 運行支援	取手市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通等支援事業補助金	【目的・効果】 原油価格など物価の高騰を受けている地域公共交通等を担う事業者を支援し、将来にわたる地域公共交通等の安定的な運行及び市民生活に必要な移動手段の維持に資するため。 【事業概要】 交付対象事業者に補助金を交付する。 路線バス：1ルート1,000千円 貸切バス・タクシー事業者：1社1,000千円 関東鉄道常総線：1,000千円 【交付対象】 ・市内を運行する路線バス事業者 ・茨城県地域公共交通確保維持改善計画に定められている地域間幹線系統を運行する路線バス事業者 ・市内に本社のある貸切バス事業者 ・市内に本社のあるタクシー事業者 ・関東鉄道常総線を運行する鉄道事業者 【事業費】 20,000千円									●	
茨城県	結城市	2	小規模事業者緊急支援給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、事業に大きな影響を受けている市内の小規模事業者等に対し、事業継続を応援するため、10万円 の給付金を支給する。 【対象者】 小規模事業者 【給付額】 1事業者10万円 【対象要件】 売上30%以上50%未満減少 【申請期限】 第1弾 令和2年7月31日(金) 第2弾 令和2年10月30日(金) 第3弾 令和3年1月29日(金) 【予算額】 70,000千円	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	結城市	1	事業所感染症対策 支援事業補助金	新型コロナウイルス感染拡大により、市民生活の維持及び安全性の確保のため、市内中小企業・小規模事業者に対し、飛沫感染防止対策にかかる購入費の一部を補助する。 【対象者】 中小企業・小規模事業者 【補助額】 補助対象経費の1/2の額または5万円のいずれか低い額 【対象要件】 飛沫感染防止パネルの購入 【申請期限】 令和2年12月28日(月) 【予算額】 3,000千円	○	○								
茨城県	結城市	2	特定事業者支援事 業	新型コロナウイルス感染拡大により、事業に大きな影響を受けている市内の交通事業者に対し、給付金を支給する。 【対象者】 市内に主たる事業所が所在する貸切バス事業者で茨城県バス協会に加盟しているもの 【支給額】 バス(20人乗り以上)1台当たり 60,000円 【予算額】 1,800千円		○								
茨城県	結城市	2	特定事業者支援事 業	新型コロナウイルス感染拡大により、事業に大きな影響を受けている市内の交通事業者に対し、給付金を支給する。 【対象者】 市内に主たる事業所が所在するタクシー事業者 【支給額】 タクシー1台当たり 30,000円 【予算額】 690千円		○								
茨城県	結城市	2	小規模事業者緊急 支援給付金	新型コロナウイルス感染症感染拡大により事業に大きな影響を受けている市内の小規模事業者等に対し、事業継続を応援するため、10万円の給付金を支給する。 【対象者】小規模事業者 【対象要件・給付額】 売上30%以上50%未満減少 10万円(第1弾~第4弾) 売上50%以上減少 法人50万円、個人30万円(第4弾のみ) 【申請期限】 第1弾 令和2年7月31日(金) 第2弾 令和2年10月30日(金) 第3弾 令和3年1月29日(金) 第4弾 令和3年6月30日(水) 【予算額】1,150,000千円			○							
茨城県	結城市	4	中小事業者等持続 化支援金事業	【目的】 新型コロナ感染症拡大により影響を受ける市内中小事業者等の事業継続を図る。 【給付額】 1事業者10万円 【対象要件】 令和2年4月から令和3年9月までの任意の1ヶ月の売上金額が、前年同月または前々年同月比で30%以上減少していること。 【申請期限】 令和3年11月15日(月)から令和4年1月31日(月) 【予算】 40,000千円			○							
茨城県	結城市	2. 運行支援	中小事業者等持続 化支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年10月~令和4年3月までの任意の1ヶ月(対象月)の売上が、前年同月または前々年同月(比較月)と比較して、30%以上減少した事業者に対し支援金を交付する。 ●交付額 一律10万円 ●申請期間 令和4年5月23日(月)~7月25日(月) ●予算額 50,000千円								○		
茨城県	結城市	2. 運行支援	運送事業者等緊急 支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症と原油価格高騰の影響を受ける市内中小企業者の事業継続支援 【事業概要】 貨物運送事業、貸切バス事業、タクシー事業、軽貨物運送事業、自動車運転代行業を営む者に対し、補助金を交付する 【交付対象】 市内に事業所や営業所を有する中小企業者で上記事業を営む者 【事業費】 27,500千円(事業費助成として)									○	
茨城県	筑西市	2	関東鉄道常総線支 援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を支援し、市民の移動手段の確保及び維持を図る 上限金額 1,000,000円						●				
茨城県	筑西市	2	真岡鐵道余裕運行 支援金	感染拡大防止策として実施する余裕運行への支援 上限金額18,572,000円										
茨城県	筑西市	2	真岡鐵道余裕運行 支援金	感染拡大防止策として実施する余裕運行への支援 上限金額 6,857,000円						●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
茨城県	筑西市	2	新型コロナウイルス感染症対策地域交通事業者支援給付金事業	【目的・効果】 地域の交通事業者に対し給付金を給付することで、日常的な移動手段を安定的に確保する。 【交付対象】 ・路線バス、貸切バス、タクシー、運転代行事業者 【事業費】 25,600千円 ①路線バス事業者15万円 ②貸切バス事業者(基本額)15万円(加算額)車両1台20万円 ③タクシー(基本額)15万円(加算額)車両1台10万円 ④運転代行(基本額)なし(加算額)車両1台5万円		○								
茨城県	筑西市	2	新型コロナウイルス感染症対策地域交通事業者支援給付金事業	【目的・効果】 地域の交通事業者に対し給付金を給付することで、日常的な移動手段を安定的に確保する。 【交付対象】 ・路線バス、貸切バス、タクシー、運転代行事業者 【事業費】 26,750,000円 ①路線バス事業者15万円 ②貸切バス事業者(基本額)15万円(加算額)車両1台20万円						●				
茨城県	筑西市	2. 運行支援	交通事業者支援事業	【目的・効果】 市内の交通事業者等に対し、感染症対策及び利用促進並びに燃料費高騰の負担軽減のための給付金を営業形態に合わせて支給する 【交付対象】 ・路線バス、貸切バス、タクシー、運転代行事業者 【事業費】 26,750,000円 ①路線バス事業者15万円 ②貸切バス事業者(基本額)15万円(加算額)車両1台20万円								●		
茨城県	筑西市	2. 運行支援	真岡鐵道燃料価格等高騰支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加えて原油価格・物価の高騰による費用が増加している真岡鐵道に対し、沿線自治体で協議の上、安定した運行継続を支援する。 上限金額 1,858,000円									○	
茨城県	筑西市	2. 運行支援	関東鉄道常総線支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加えて原油高に伴う燃料価格高騰により厳しい経営環境が続いている関東鉄道常総線に対し、沿線自治体で協議の上、市民の日常的な移動手段を確保するため支援する。 上限金額 1,000,000円									●	
茨城県	筑西市	2. 運行支援	貨物運送事業者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症等に起因する原油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な状況にあると認められる、地域の物流を支える貨物運送事業者を支援する。 【交付対象】 市内の貨物自動車運送事業者及び軽貨物自動車運送事業者 【事業費】 60,000,000円(30,000円/台×2,000台)									●	
茨城県	笠間市	2	地域交通継続協力金事業	事業内容：新型コロナウイルスの影響により全国的に外出自粛などの人の移動が制限され、市内の交通事業者の経営基盤については厳しい状況にある。そうした中でも事業を継続して実施している事業者に対し、経営を支援するため事業継続支援金を実施する。 補助対象事業者：タクシー事業者、貸切バス事業者、運転代行事業者 予算額：9,700千円		○								
茨城県	笠間市	2	デリバリー活性化推進事業	事業内容：利用者が激減する交通事業者及び市内飲食店の支援、また新しい生活様式への対応のため、関係機関連携による配送システムの構築を実施する。 補助対象事業者：タクシー事業者 予算額：7,702千円		○								
茨城県	笠間市	1	中小企業等サポート補助事業	事業内容：新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている中小企業その他法人等及びフリーランスを含む個人事業主の、施設等の衛生対策のための事業、売上げ向上や消費喚起に向けた事業、事業転換等新たな取組に対する経費に対し、事業経費の5分の4以内、30万円を上限に補助する。 補助対象事業者：タクシー事業者、貸切バス事業者、運転代行事業者、路線バス事業者(卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、教育・学習支援業を営む事業者も本事業の対象) 予算額：60,000千円		○								
茨城県	笠間市	2	デマンドタクシー運行体制強化事業(新型コロナ対策)	【目的・効果】 (1) 交通事業者の支援 (2) 自家用車等でワケチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ワケチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動手段として、市内に本社、営業所のあるタクシー事業者等にデマンドタクシーの臨時便を運行させる。 【事業費】 5,197千円(委託料として)						●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	笠間市	2	地域交通継続協力 金事業	事業内容：新型コロナウイルスの影響により全国的に外出自粛などの人の移動が制限され、市内の交通事業者の経営基盤については厳しい状況にある。そうした中でも事業を継続して実施している事業者に対し、経営を支援するための事業継続支援金を実施する。 補助対象事業者：タクシー事業者、貸切バス事業者						●				
茨城県	笠間市	2. 運行支援	地域交通継続協力 金事業	【事業内容】 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業環境が厳しさを増している高速バス事業者に対して、市民及び来訪者の双方の広域交通手段の確保を図るため、協力を交付することにより事業継続を支援する。 【補助対象事業者】 高速バス事業者										
茨城県	笠間市	2. 運行支援	公共交通維持確保 事業	【事業内容】 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業環境が厳しさを増している高速バス事業者に対して、その事業継続を支援し、市民および来訪者の移動手段の確保を図るため補助金を交付する。 【補助対象事業者】 高速バス事業者								●		
茨城県	つくば市	2	つくば事業者応援 チケット事業	市民の足を支えている旅客運送事業者を守るために、2割上乗せる応援チケットを販売することで、事業者支援を行う。 【対象事業者】 1 市内に営業路線を持つ乗合バス事業者 2 市内に営業所を持つ貸切バス事業者 3 市内に営業所を持つタクシー事業者 4 自家用有償旅客運送の登録をしている市内の福祉有償運送団体 5 市内に主たる営業所を持つ運転代行事業者 【支援額(2割上乗せ分)】 ・1,977千円										
茨城県	つくば市	2. 運行支援	タクシー買物代行 事業	売上減少の大きいタクシー事業者を支援するため、タクシー買物代行(タクシー事業者が市民から依頼された買物を行い、自宅まで配達する事業)の利用費の一部を補助する。 【予算額】 (令和2年度) タクシー事業者買物代行補助金 (トライアル期間)：1,000円×10配送×30日×3店舗=900,000円 (本格運用期間)：500円×10配送×180日×10店舗=9,000,000円 チラシ・ポスター印刷代：951,500円 (令和3年度) タクシー事業者買物代行補助金：2,000円×2配送×365日=1,460,000円 チラシ印刷代：1,035,000円 (令和4年度) タクシー事業者買物代行補助金：2,000円×1配送×365日=730,000円 チラシ印刷代：204,000円		○							●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	つくば市	2	つくば市新型コロナ ウイルス感染症 対策公共交通支援 金交付事業	市内公共交通の事業継続を支援することにより、市民の移動手段を確保すると共に、運行を維持することで減便や台数の減少による3密を回避することを目的とする。 【対象事業者】 1 市内に営業所を持ち、市内完結の路線がある鉄道・索道事業者 2 市内に営業所を持ち、市内完結の系統がある乗合バス事業者 3 市内に営業所を持ち、同営業所内に車両登録のあるタクシー事業者 上記1~3いずれかに該当する事業者で、令和2年5月末時点で事業を継続し、関東運輸局茨城支局に事業及び車両の登録がされていること。また、令和2年1月から5月までの運賃収入のうち、前年同月比で30%以上減少した月があること。 【交付額】 1 鉄道・索道事業者 1,000千円/事業者+500千円/路線(予算額2,000千円) 2 乗合バス事業者 500千円/系統+40千円/台(予算額10,420千円) 3 タクシー事業者 200千円/事業者+20千円/台(予算額9,060千円)		○								
茨城県	つくば市	2	つくば市新型コロナ ウイルス感染症 対策広域路線バス 支援金交付事業	【目的・効果】 コロナの影響を受けている広域路線バス事業者に対する事業継続支援 【事業概要】 茨城県内の市域をまたぐ県内完結の路線バスであり、一般道路のみを走行し、つくば市内に停留所を有する乗合バス事業者に対し、系統ごとの市内走行距離按分に応じた支援金を交付 【交付額】 ・1系統当たり500千円×つくば市内走行距離÷路線距離(千円未満端数切捨) 【交付対象】 茨城県内の市域をまたぐ県内完結の路線バスであり、一般道路のみを走行し、つくば市内に停留所を有する乗合バス事業者 ただし、令和3年3月末時点で事業を継続し、令和2年4月から令和3年3月までの運賃収入のうち、前年同月比で30%以上減少した月があることを条件とする 【事業費】 13,539千円			○							
茨城県	つくば市	4	経営支援ワンス トップ窓口	国や市の経営支援制度の案内・相談及び専門家によるコンサルティング事業 ・案内相談窓口開設：平日週5日 ・コンサルティング窓口開設：平日週5日		○							●	
茨城県	つくば市	2	緊急支援給付金	従業員が罹患し、事業収入が50%以上減少した市内の中小法人、個人事業者への給付制度 【交付額】 ・中小法人200千円 ・個人事業者100千円										
茨城県	つくば市	4	雇用促進交付金	失業した市民や市内在住学生を新規雇用する事業者への交付金制度 ■一般型(失業した市民等を雇用した事業者を対象とする) 【交付額】(1事業者最大1,000千円) ○(1週間あたりの勤務時間が30時間以上の場合(従業員1人につき)): ・無期雇用-20万円(大法人は10万円)※従業員格差の場合は半額 ・有期雇用-10万円(大法人は5万円) ※なお、従業員がひとり親の場合:15万円加算(大法人12万5千円) ○(1週間あたりの勤務時間が10時間以上20時間未満の場合(従業員1人につき)): ・無期雇用-10万円(大法人は5万円) ・有期雇用-10万円(大法人は5万円) ※なお、従業員がひとり親の場合:10万円加算(大法人7万5千円) ■学生アルバイト型(18歳以上の学生アルバイトを3か月以上雇用した事業者を対象とする) 【交付額】(1事業者最大1,000千円) ○(1週間あたりの勤務時間が10時間以上の場合(学生アルバイト1人につき)):10万円(大法人5万円) ※なお、学生アルバイトが障害者の場合:10万円加算(大法人5万円) ○(1週間あたりの勤務時間が5時間以上10時間未満の場合(従業員1人につき)):5万円(大法人2.5万円) ※なお、学生アルバイトが障害者の場合:5万円加算(大法人2.5万円)			○	●				○	●	
茨城県	つくば市	4	中小企業等販路拡 大補助金	非対面型への転換などの感染症対策を含む販路拡大に取り組み事業者への補助制度 【交付額】最大 500千円 【補助率】市内企業への発注経費:9/10、市外企業への発注経費:3/4		○				●	○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	つくば市	2	営業時間短縮要請 等関連事業者支援 一時金	令和3年(2021年)4月から6月までのいずれか1カ月の売上が、前年(2020年)又は前々年(2019年)の同月と比べて、80%以上減少した市内 事業者への支援制度 【交付額】 一律200千円(1回限り)						●				
茨城県	つくば市	2	自動車運転代行事 業者及び貸切バス 事業者支援金	市内自動車運転代行事業者又は市内貸切バス事業者への支援制度 【交付額】 ・ 自動車運転代行事業者 一律200千円+令和3年8月19日時点の随伴用自動車の届出台数×20千円 ・ 貸切バス事業者 一律200千円+令和3年8月19日時点の事業用バスの配置台数×20千円							●			
茨城県	つくば市	2. 運行支援	運送事業者等原油 価格高騰対策支援 金	一般貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事 業限定)及び自動車運転代行業者への支援制度 【交付額】 一般貨物自動車運送事業者 10台以上の事業用自動車所有している事業者: 200千円 10台未満の事業用自動車所有している事業者: 100千円 貨物軽自動車運送事業者 一律20千円 一般貸切旅客自動車運送事業者 10台以上の事業用自動車所有している事業者: 100千円 10台未満の事業用自動車所有している事業者: 50千円 一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定) 一律30千円 運転代行業者 10台以上の随伴用自動車所有している事業者: 50千円 10台未満の随伴用自動車所有している事業者: 20千円 ※自動車の台数は、令和4年9月1日時点のもの									○	
茨城県	つくば市	2. 運行支援	つくば市公共交通 原油価格高騰対策 支援金	原油価格高騰の影響を受ける鉄道事業者、路線バス運行事業者、タクシー事業者の事業継続支援 【対象事業者】 1 鉄道事業者 (1) 市内完結の路線がある鉄道事業者であった、市内に営業所があること。 (2) 令和2年4月から令和4年3月までの運賃収入のうち、前年同月比で30%以上減少した月があること。 2 路線バス運行事業者 (1) 運賃運送法算4条に基づく許可を受けており、令和4年3月末日まで路線バス事業を継続していること。 (2) 令和2年4月から令和4年3月までの運賃収入のうち、前年同月比で30%以上減少した月があること。 (3) 路線が茨城県内で完結し、つくば市に停留所を有する広域路線バスの系統(高速乗合路線バスの系統を除く)及びつくば市内完結の系統を有する路線バス事業者であること。 3 タクシー事業者 (1) 市内に営業所を置き、同営業所に車両登録の届出(休止状態は除く)があるタクシー事業者であること (2) 令和2年4月から令和4年3月までの運賃収入のうち、前年同月比で30%以上減少した月があること。 【交付額】 1 鉄道・バス事業者 鉄道事業、乗込乗車毎に100万円を加算した額を上限とする(予算額2,000千円) 2 乗合バス事業者 路線バス毎につきつくば市内の系統キロ(km/便)×運行便数(便/日)×年間運行日数(日)÷保持キロ(5.0km/ℓ)×補助単価(24.3円/ℓ)で算出した額(予算額 11,887千円) 3 タクシー事業者 市内営業所内登録車両数(令和4年3月31日時点で関東運輸局茨城運輸支局に登録済のものに限る)に5万円を乗じて得た額 (予算額 11,850千円)										○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	
					(R2・1次補正分の)活用の有無	(R2・2次補正分の)活用の有無	(R2・3次補正分の)活用の有無	(R2・3次補正繰分)の活用の有無	(事業者支援分)の活用の有無	(追加事業者支援分)の活用の有無	(R3補正分)の活用の有無	(R3補正繰分・R4予備費)の活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●		活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
茨城県	常陸太田市	2	常陸太田市交通事業者事業継続応援支援金	<p>【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に早期から経営に影響を受けている市内の交通事業者に対し、事業の継続を下支し、その再起を応援する。</p> <p>【交付額】 貸切バス事業者 50万円/1事業者 タクシー事業者 30万円/1事業者</p> <p>【交付対象】 ・市内観光バス事業者 令和2年1月から令和2年12月の間に、前年同月比で50%以上の減収となった月がある市内観光バス事業者 ・タクシー事業者 令和2年1月から令和2年12月の間に、前年同月比で50%以上の減収となった月がある市内タクシー事業者 ※運送事業に用いる車両を3台以上所有していること。 ※1事業者につき1回限り ※同一の事業者が貸切バス及びタクシー事業を行っているときは、1事業者として取り扱う。</p> <p>【予算額】 2,400千円</p>		○								
茨城県	常陸太田市	2	常陸太田市高速路線バス運行事業者事業継続支援金	<p>【目的・効果】 市内を運行する高速路線バス事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響による移動需要の減少により減収が顕著であるが、市民の利便性を確保するため運行を継続していることから、事業継続のための支援を実施する。</p> <p>【交付額】 高速路線バス運行支援金 東京まで1往復のみとなった9/16以降の運行継続に対し、運行経費の1/3となる18,000円/日を支援。 支援対象期間 9/16~3/31まで(197日) 18,000円×197日=3,546,000円</p> <p>【交付対象】 令和2年1月から令和2年12月の間に、前年同月比で売上が50%以上減少した月がある市内に事業所を有する高速路線バス運行事業者</p> <p>【予算額】 3,546千円</p>			○							
茨城県	常陸太田市	2	常陸太田市路線バス運行事業者事業継続支援金	<p>【目的・効果】 市内を運行する路線バス事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響による移動需要の減少により減収が顕著であるが、市民の利便性を確保するため運行を継続していることから、事業継続のための支援を実施する。</p> <p>【交付額】 路線バス運行支援金 47系統×40,000円=1,880,000円=1,800,000円</p> <p>【交付対象】 令和2年1月から令和2年12月の間に、前年同月比で売上が50%以上減少した月がある市内に事業所を有する路線バス運行事業者</p> <p>【予算額】 1,800千円</p>			○							
茨城県	常陸太田市	2	幹線系統路線バス運行支援事業	<p>【目的・効果】 自治体間を運行する幹線系統路線バス事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響による移動需要の減少により減収が顕著であるが、市民の利便性を確保するため運行を継続していることから、事業継続のための支援を実施する。</p> <p>【交付額】 幹線系統路線バス運行支援金 ・令和2年3月から令和2年1月までの運行に対し支援(337日間) ・1日当たり30,000円を支援 337日間×30,000円=10,000,000円</p> <p>【交付対象】 令和2年1月から令和2年12月の間に、前年同月比で売上が50%以上減少した日がある市内に事業所を有する幹線系統路線バス運行事業者</p> <p>【予算額】 10,000千円</p>			○							
茨城県	常陸太田市	4	集団接種バス借上げ	高齢者向けの新型コロナウイルスワクチン集団接種の実施に際し、会場までの無料送迎バスを運行する。										
茨城県	常陸太田市	4	常陸太田市外出支援サービス事業	高齢者向けの新型コロナウイルスワクチン集団接種の実施に係る接種会場への移動に、既存の外出支援サービス(居宅と市内の医療機関との間のタクシー料金の8割を助成)の制度を活用する。 ※集団接種会場は診療所扱いとなるため、当制度の活用が可能となる。										
茨城県	高萩市	2	交通事業者運行継続支援(令和2年度)	<p>【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経営に影響を受けている市内の交通事業者に対し、事業の継続を支援する。</p> <p>【交付対象】 令和2年4月~6月のいずれか1か月の売上が30%以上減少している以下の事業者 ・路線バス(高速バスは除く)事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者</p> <p>【交付額】 事業所支援分500千円(一律)、路線便数×60千円、保有台数(バス)×20千円、保有台数(タクシー)×10千円</p> <p>【事業費】 6,000千円</p>		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	高萩市	2	交通事業者運行継続支援(令和3年度)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経営に影響を受けている市内の交通事業者に対し、事業の継続を支援する。 【交付対象】 令和3年4月~6月のいずれか1カ月の売上高が30%以上減少している以下の事業者 ・路線バス(高速バスは除く)事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者 【交付額】 事業所支援分500千円(一律)、路線便数×60千円、保有台数(バス)×20千円、保有台数(タクシー)×10千円 【事業費】 6,000千円				○						
茨城県	高萩市	2. 運行支援	交通事業者運行継続支援(令和4年度)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に加え、昨今の原油や原材料等の価格高騰により経営に影響を受けている市内の交通事業者に対し、事業の継続を支援する。 【交付対象】 令和3年4月~6月のいずれか1カ月の売上高が令和元年同月比30%以上減少または、市内を運行する車両の走行距離1キロメートルあたりの燃料費が、令和3年同月比で10%以上増加している以下の事業者。 ・路線バス(高速バスは除く)事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者 【交付額】 事業所支援分500千円(一律)、路線便数×60千円、ダイナミックルーティングバス運行車両台数×210千円、保有台数(バス)×20千円、保有台数(タクシー)×10千円 【事業費】 6,000千円									○	
茨城県	桜川市	2	桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援事業	【目的・効果】 ・新型コロナウイルス感染症拡大により経営に深刻な影響を受けている公共交通事業者を支援し、地域公共交通の安定的な運行維持・継続を図る 【交付額】 ・1事業者あたり1,000,000円 【交付対象】 ・市内に運行路線または営業所を持つ公共交通事業者(バス・タクシー) 【事業費】 ・8,000千円				●						
茨城県	桜川市	2. 運行支援	桜川市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援事業	【目的・効果】 ・新型コロナウイルス感染症拡大により経営に深刻な影響を受けている公共交通事業者を支援し、地域公共交通の安定的な運行維持・継続を図る 【交付額】 ・1事業者あたり1,000,000円 【交付対象】 ・市内に運行路線または営業所を持つ公共交通事業者(バス・タクシー) 【事業費】 ・7,000千円									●	
茨城県	大洗町	2	公共交通事業者等支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、収益低迷等の厳しい経営環境にある町内の公共交通事業者等を支援し、安定的な公共交通等の運行継続を図る。 【交付額】 ・フェリー事業者 1事業者当たり 2,000,000円 ・鉄道事業者 1事業者当たり 1,000,000円 ・路線バス事業者 1事業者当たり 300,000円 ・タクシー事業者 車両1台当たり 50,000円 【交付対象】 ・町内に事業所を有するフェリー事業者 ・町内に事業所を有する鉄道事業者 ・町内に運行区域(高速バス路線に係るものを除く。)を有する路線バス事業者 ・町内に事業所及び営業区域を有するタクシー事業者で、令和2年5月31日時点における当該事業所に配置する車両上記いずれかに該当する事業者で、令和2年3月から同年5月までの各月の運賃収入額が、前年同月の運賃収入額と比較して5割以下となる月があること。 【事業費】 4,150千円				○						
茨城県	大洗町	2	大洗町公共交通事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症により、事業の継続に影響を受けている交通事業者等(鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、運転代行業者)を対象とし、支援金を支給する。 ※町内の事業者のうち前年又は前々年同月の運賃収入と比較して7割以下となる月がある事業者が交付対象 【交付額】 鉄道事業者：1,000,000円 路線バス事業者：300,000円 タクシー事業者：令和3年9月30日時点における当該事業所に配置する車両(一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両に限る。)数に5万円を乗じて得た額 運転代行業者：令和3年9月30日時点における当該事業所に配置する車両(代行政第2条第1項に規定する自動車運転代行業に用いる車両に限る。)数に3万円を乗じて得た額							●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
茨城県	大洗町	2. 運行支援	原油価格高騰対策 公共交通事業者支 援事業	原油価格高騰による燃料費上昇の直接的な影響を受け、厳しい経営環境にある町内の公共交通事業者を支援することで、公共交通事業の安定的な運行継続を図ることを目的とする。 【補助対象事業者】 (1)町内に事業所を有するフェリー事業者 (2)町内に事業所を有する鉄道事業者 (3)町内に運行区域を有する路線バス事業者 (4)町内に事業所及び営業区域を有するタクシー事業者であって、申請日時点において、事業を継続しているもの 【補助対経費等】 (1)フェリー事業者 町内を運行区間に含む船舶において使用した重油について、1リッターあたり15円を乗じて得た額(上限:1,000,000円) (2)鉄道事業者 町内を運行区間に含む車両において使用した軽油について、1リッターあたり15円を乗じて得た額(上限:500,000円) (3)路線バス事業者 町内を運行区間に含む車両において使用したガソリンについて、1リッターあたり15円を乗じて得た額(上限:300,000円) (4)タクシー事業者 対象車両において使用した燃料のうち、ガソリンについては1リッターあたり15円を乗じて得た額、LPGについては1リッターあたり26円を乗じて得た額(上限額:令和4年9月30日時点における当該事業所に配置する車両(一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両に限る。)の数に3万円を乗じて得た額)									○	
茨城県	阿見町	2	阿見町新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた公共交通事業者を支援することにより、地域公共交通の現在及び将来における安定的な運行及び町民の日常的な移動手段を確保するため。 【事業概要】 阿見町内を運行し、町内で乗降できる乗合バスを取り扱う乗合バス事業者及び町内に営業所を置き、現に事業を継続しているタクシー事業者への支援。 【対象】 ・町内で乗降できる乗合バスを取り扱う乗合バス事業者 ・町内に営業所を置き、現に事業を継続しているタクシー事業者 【事業費】 7,309千円		○								
茨城県	阿見町	4	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場バス輸送事業 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金)	【目的】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民(高齢者)の交通手段の確保 【事業概要】 町の行政区、シニアクラブ(老人クラブ)単位で申し込みを受け付け、最寄りの公共施設や公会堂(集会所)等から、貸切バスにより、集団接種会場までのワクチン接種対象者(高齢者)の輸送を実施(利用者負担なし)。										
茨城県	茨城町	2	茨城町公共交通事業継続緊急支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けているバス事業者及びタクシー事業者を支援し、町民の日常的な移動手段と本町における地域公共交通の将来にわたる安定的な運行を確保する。 【交付額】 ・路線バス事業者 1系統あたり10万円 ・貸切バス事業者 令和2年3月から5月における減収分合計の1/2相当額(上限100万円) ・タクシー事業者 令和2年3月から5月における減収分合計の1/2相当額(上限40万円) 【交付対象】 ・路線バス事業者 町内を運行するバス路線事業者 ・貸切バス事業者 町内に事業所を有し、令和2年3月から5月の売上高合計が前年同期間比で30%以上減少している貸切バス事業者 ・タクシー事業者 町内に事業所を有し、令和2年3月から5月の売上高合計が前年同期間比で30%以上減少しているタクシー事業者 【予算額】 4,500千円			○							
茨城県	茨城町	2	令和3年度茨城町公共交通事業継続緊急支援事業補助金	【目的】 町民の日常的な移動手段と本町における地域公共交通の将来にわたる安定的な運行を確保するため 【事業概要】 ●路線バス事業者 1系統あたり20万円 ●タクシー事業者 令和3年1月1日から同年12月31日までの期間のうち、連続する3ヶ月における売上高が、前々年又は前年同期間と比較して減少した2分の1の額(最大50万円) 【事業費】 6,600千円						●				
茨城県	大子町	4	大子町タクシーデリバリー応援事業補助金	デリバリー事業を行う公的団体に対して、配送料の一部を町が支援する。 助成額:最大1,500円/回(配送距離20km以下で配送料2,000円) 予算総額2,000千円 【配送料】1,500円/件×20件/日×65日=1,950,000円 【事務費】50,000円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用 したものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●
茨城県	大子町	4	タクシー利用助成 事業(追加交付)	既存タクシー利用助成事業登録者に対し、助成券を追加で交付する。 ・一般3/4助成 ※通常1/2助成(運転免許自主返納者は3/4助成) ・2枚/月×7か月(9月～翌年3月)=14枚 予算総額17,438千円 1,890円(3/4助成者の1回当たりの平均利用額)×2枚/月×7か月分(交付枚数)×0.5(利用率)×1,318人(交付対象者)		○							
茨城県	大子町	2	バス運行継続支援 金	町内バス事業者の事業継続支援のため支援金を交付する。 ・路線バス 1系統につき5万円を限度 ・観光バス 1台につき30万円を限度 予算総額3,650千円 【路線バス】50千円/系統×23系統=1,150千円 【観光バス】300千円/台×8台=2,400千円		○							
茨城県	大子町	4	バスツアーへ行くこ う応援事業補助金	町内周遊ツアー等のバスツアーを実施しようとする町内事業者を支援する。 ・企画に要する経費 100万円を限度 ・貸切バスの運賃又は料金が相当する額 1台10万円を限度 予算総額7,000千円 【貸切バス補助】100千円/台×50台=5,000千円 【ツアー企画補助】2,000千円		○							
茨城県	八千代町	1	新型コロナウイルス 対策バス、タク シー感染拡大防 止支援事業	【目的・効果】 交通事業者が実施する新型コロナウイルスの感染予防対策のために要する経費について補助し、感染症の拡大を防止する。 【交付額】 1事業所当たり上限50万円 【交付対象】 町内に事務所又は営業所を有し旅客運送事業を営む者 【予算額】 1,500千円		○							
茨城県	八千代町	2	新型コロナウイルス ワクチン接種促 進事業	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 【事業概要】 デマンド交通車両を活用し、ワクチン接種対象者(高齢者等)で交通手段が無い方の送迎を行う。(利用者負担無し) 【交付対象】 デマンド交通運行事業者 【事業費】 1,440千円									
茨城県	八千代町	2	八千代町交通事業 者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスの感染拡大により、利用者が減少し、事業に大きな影響を受けている交通事業者に対し、支援金を支給し、事業継 続を支援する。 【交付対象】 町内に営業所を置く貸切バス事業者及びタクシー事業者 【交付額】 貸切バス事業者:10万円/台 タクシー事業者:5万円/台 【予算額】 3,000千円						●			
茨城県	東海村	2	交通事業者支援補 助金 -新型コロナウイルス 感染症対策事業-	【対象者】 次の全てを満たすもの (1) 村内に事業所(事業用自動車5台以上)を有する。道路交通運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業及び同号 ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者 (2) 令和2年2月以降に売上高等が前年同月比で20%以上減少している月があること。 (3) 村税(東海村税条例(昭和37年東海村条例第12号)第3条の普通税及び目的税をいう。)を滞納していないこと。 【補助額】 令和2年6月1日時点において、村内の事業所で所有する、事業用自動車(一般旅客自動車運送事業に用いる車両に限る)の所有台数に下 記事業者に応じた金額を乗じた額 ・貸切バス事業者 5万円/台を乗じて得た額 ・タクシー事業者 2万円/台を乗じて得た額 【交付期間】 施行日から令和2年8月31日(月)まで 【予算額】 1,330,000円									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金		
					(R2・1次補正分の活用の有無)	(R2・2次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正繰越分)の活用の有無	(事業者支援分)の活用の有無	(追加事業者支援分)の活用の有無	(R3補正分)の活用の有無	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無			
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●		活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
茨城県	東海村	2	貸切バス利用促進支援補助金	<p>【対象者】 村内に事業所を有する貸切バス事業者 ※「バスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」(公益社団法人日本バス協会)を遵守 ※「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)を遵守</p> <p>【補助金額】 借上料の2分の1(上限7万円/1台)</p> <p>【補助対象事業】 次のすべてを満たす事業 1東海村内にて発着が行われる日帰りのもの 2補助対象が所有する貸切バスを用いていること 3園、泉又は村の予算で貸切バスの運行をするものでないこと 4保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が実施する遠足、修学旅行において利用するものでないこと 5村民(3分の1以上)又は村内活動団体等が利用するもの 6学校、事業者等の送迎を目的としていないもの</p> <p>【予算額】 2,800,000円</p>											
茨城県	東海村	1. 感染症防止対策	貸切バス利用促進支援補助金	<p>【目的・効果】 (1) 村内の貸切バス事業者の支援 (2) 感染症のリスクを軽減させながら、村民の文化活動及びスポーツ活動、行楽、学習等を後押しし、活力を与えることで、地域交流の活性化を促進</p> <p>【事業概要】 村内の貸切バス事業者に対して、村内発着の日帰りの貸切バス借上料の半額(上限額7万円/台)を補助する。</p> <p>【交付対象】 感染拡大の影響を受けた公共交通事業者を支援するとともに、地域公共交通の現在及び将来における安定的な運行及び村民の日常的な移動手段を確保する</p> <p>(1) 貸切バス事業者 支給対象系統の1系統あたり30万円 基礎額を50万円とし、車両割額を村内の営業所において保有する事業用自動車1台当たり2万円 (2) タクシー事業者 基礎額を25万円とし、車両割額を村内の営業所において保有する事業用自動車1台当たり1万円 (3) タクシー事業者 基礎額を25万円とし、車両割額を村内の営業所において保有する事業用自動車1台当たり1万円 (4) 運転代行事業者 基礎額を10万円とし、車両割額を村内の営業所において保有する事業用自動車1台当たり1万円</p>											
茨城県	美浦村	2	美浦村地域公共交通維持確保支援金支給事業(令和3年度)	<p>補助対象事業者：令和3年4月1日現在で市内を運行している鉄道事業者 補助額鉄道1社×1000千円</p>									●		
茨城県	下妻市	2. 運行支援	交通事業者緊急支援事業	<p>補助対象事業者：令和3年4月1日現在で市内を運行している鉄道事業者 補助額鉄道1社×1000千円</p>									●		
茨城県	下妻市	4. その他	事業継続緊急支援事業	<p>【目的・効果】 市内中小企業・小規模事業者・個人事業主に支援金を支給し、事業の下支えをさせる</p> <p>【事業概要】 国の給付する持続化給付金の対象とならない売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者等に支援金を支給 法人：一律20万円×35事業者=7,000千円 個人：一律10万円×30事業者=3,000千円</p> <p>【交付対象】 市内中小企業・小規模事業者・個人事業主</p> <p>【事業費】 10,000千円</p>										○	
茨城県	下妻市	2. 運行支援	感染症防止対策交通事業者継続支援事業	<p>【目的・効果】 新しい生活様式への対応(いばらきアマビエちゃん登録)を行った交通事業者の事業継続を支援する</p> <p>【事業概要】 鉄道、路線バス、貸切(観光)バス、タクシー事業者への支援金 上限額：鉄道1社×100万円、路線バス2社×50万円、貸切バス7社×30万円、タクシー4社×20万円</p> <p>【交付対象】 4月1日現在で市内を運行している鉄道・路線バス事業者、市内に拠点を置く観光バス・タクシー事業者</p> <p>【事業費】 4,900千円</p>											○

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
茨城県	下妻市	1. 感染症防止対策	コミュニティバス 換気扇設置補助事 業	【目的・効果】 コミュニティバス「シモンちゃんバス」の車両に換気扇を設置し、感染防止を図る 【事業概要】 車両内に換気扇を設置する 換気扇 600,000円×1台 【交付対象】 コミュニティバス運行業務委託事業者 【事業費】 600千円				○					
茨城県	下妻市	2. 運行支援	交通事業者緊急支 援事業	【目的・効果】 コロナ禍による影響を大きく受けている交通事業者を緊急的に支援する 【事業概要】 鉄道事業者への支援金 上限額：鉄道1社×100万円 【交付対象】 4月1日現在で市内を運行している鉄道事業者 【事業費】 1,000千円						●			
茨城県	下妻市	4. その他	市内事業者応援一 時金給付事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上げが減少している市内事業者に対し、支援金を給付する。 【事業概要】 「茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」、国の「一時支援金」または「月次支援金」のうち、いずれかを受給している事 業者等に支援金を支給 ※「営業時間短縮要請協力金」受給事業者は対象外 一律10万円×1,800事業者×申請率20%=36,000千円 【交付対象】 市内中小企業・小規模事業者・個人事業主 【事業費】 36,000千円						●			
茨城県	下妻市	2. 運行支援	交通事業者緊急支 援事業	【目的・効果】 原油高騰に直面する地域公共交通事業者の負担軽減のため、支援金を給付する。 【事業概要】 鉄道・路線バス、貸切(観光)バス、タクシー事業者への支援金 上限額：鉄道1社×100万円、路線バス2社×50万円、貸切バス7社×30万円、タクシー4社×20万円 【交付対象】 7月1日現在で市内を運行している鉄道・路線バス事業者、市内に拠点を置く観光バス・タクシー事業者 【事業費】 4,900千円								●	
茨城県	神栖市	2. 運行支援	神栖市公共交通事 業者支援金	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響や燃料費高騰による厳しい経営環境にある中、感染症対策に努め、路線や運行体制の維持など 公共交通事業を継続し、本市公共交通の安定的な運行と日常的な移動手段の確保に取り組む事業者を支援する。 【交付対象】 路線バス事業者、タクシー事業者 【交付額】 路線バス事業者 1系統あたり 500~1,500千円(走行距離に応じて支給) タクシー事業者 車両1台あたり 30千円 【予算総額】 11,150千円									
茨城県	神栖市	2. 運行支援	神栖市波崎海水浴 場から銚子間の代 替路線バス運行時 行	【目的・効果】 町営渡船廃止に伴う地域住民の交通手段の確保 【事業概要】 バス事業の運行欠損金の一部を市が補助金を交付することで運行を維持 【交付対象】 路線バス事業者 【事業費】 6,650千円									
群馬県	群馬県	1	乗合バス事業者感 染症対策費補助	【目的・効果】 乗合バス事業者が実施する感染症拡大防止策に要する経費を国庫補助と協賛して支援する。 【交付額】 事業者負担額(=国庫補助額)を県単独で支援 【交付額】 1補助対象経費の1/2 2補助対象経費の2/3(市町村乗合1/3) 【交付対象】 1乗合バス事業者(自主運行路線を運行する車両(市町村乗合バス車両を除く)) 2乗合バス事業者(市町村乗合バス車両を含む) 【事業費】 343,805千円 (内訳) 1乗合バス事業者感染症防止対策費補助 30,204千円 2非接触型決済機器(ICカード)導入費補助 313,601千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
群馬県	群馬県	1	感染症拡大防止対策費補助事業	【目的・効果】 地域鉄道事業者が実施する感染症拡大防止策に要する経費を国庫補助と協調して支援する。 【交付額】 事業者負担額(=国庫補助額)を県単独で支援 「交付対象」 群馬県内を運行する地域鉄道事業者(上毛電気鉄道、上信電鉄、わたらせ渓谷鐵道) 【予算額】 5,634千円		○							
群馬県	群馬県	2	鉄道基盤設備維持費緊急補助	【目的・効果】 地域鉄道事業者が実施する鉄道基盤設備(線路・電路・車両)の維持修繕に要する経費について、新型コロナの影響による減収の範囲内で支援する。 【交付額】 事業者負担額のうち、新型コロナの影響による減収額上限として、沿線自治体と協調して支援 「交付対象」 群馬県内を運行する地域鉄道事業者(上毛電気鉄道、上信電鉄、わたらせ渓谷鐵道) 【予算額】 125,919千円		○							
群馬県	群馬県	2	鉄道基盤設備維持費緊急補助	【目的・効果】 地域鉄道事業者が実施する鉄道基盤設備(線路・電路・車両)の維持修繕に要する経費について、新型コロナの影響による減収の範囲内で支援する。 【交付額】 事業者負担額のうち、新型コロナの影響による減収額上限として、沿線自治体と協調して支援 「交付対象」 群馬県内を運行する地域鉄道事業者(上毛電気鉄道、上信電鉄、わたらせ渓谷鐵道) 【予算額】 96,320千円						●			
群馬県	群馬県	1	コロナ禍でも安全安心な公共交通の確保事業(公共交通事業者等感染症対策経費補助)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により公共交通等の輸送実績が大幅に減少する中、車内の抗菌・抗ウイルス加工整備及び高性能空気清浄機等導入の支援を行い、利用者の安心感を確保し、利用促進につなげる 【交付額】 補助対象経費の1/2 【交付対象】 「群馬県ストップコロナ!対策認定制度」の認定を受けた以下の事業者 ・乗合バス事業者 ・群馬県内に使用の本拠を置き、自主運行路線を運行する車両(市町村乗合バス車両を除く) ・貸切バス事業者(※高性能空気清浄機等導入事業は対象外) ・群馬県内に使用の本拠を置く車両 ・タクシー事業者 ・群馬県内に使用の本拠を置く車両 【事業費】 166,144千円						●			
群馬県	群馬県		中小私鉄支援	コロナ禍で減収が続く中小私鉄の安全運行の継続のため、必要な設備維持費について、沿線自治体と協調して補助。 【対象】上毛電気鉄道、上信電鉄、わたらせ渓谷鐵道 【補助率】県3/5、沿線市町村2/5							○		
群馬県	群馬県	2. 運行支援	乗合バス運行費支援	【目的】利用者減により大幅に減収する中でも、県民の足の確保のために運行を維持し、今後の利用者の回復に取り組み乗合バス事業者に対して支援 【対象】群馬県内に本社又は営業所がある自主運行路線を運行している中小のバス事業者(まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の期間(R3.8.8~R3.9.30)に運行を継続していた路線) 【予算額】217,800千円(乗合バス1台あたり800千円+1社あたり1,000千円)									
群馬県	群馬県	4. その他	新ぐんまチャレンジ支援金	【目的・効果】 コロナ禍に加え、原油価格・物価高騰により業況が厳しい県内事業者を対象に、ウィズコロナに向けた新事業展開等の前向きな取り組みを後押しするため、支援金を支給する。 【事業概要】 対象者:次の①と②の両方に該当する中小企業者・小規模事業者及び個人事業者等 ①令和4年4月以降の連続する2ヶ月の原材料費・燃料費等の仕入金額・経費の合計が、令和元年~3年のいずれかの同2ヶ月比で10%以上増加 ②経費削減・売上増加・感染症拡大防止にかかる前向きな取組を実施 支給上限額:法人40万円、個人事業者20万円 【事業費】 2,883,200千円									●
群馬県	前橋市	2	まえばしF000タクシー事業	概要:飲食店の料理をタクシーで宅配する場合、タクシー会社が1回の配送で得る料金は市内一律1500円となっているところ、利用者が300円、飲食店が300円を負担し、残り900円を前橋市が補助。	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	
					(R2・1次補正分の活用の有無)	(R2・2次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正繰越分の活用の有無)	(事業者支援分の活用の有無)	(追加事業者支援分の活用の有無)	(R3補正分)の活用の有無	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
群馬県	前橋市	2	乗合バス委託路線運行継続支援金	・通常、運行の翌年度に交付している運行費の一部について、当該年度に前倒し交付により資金繰りを支援 ・前年度運賃収入の20%分を前倒し交付 ・予算総額35,000千円										
群馬県	前橋市	2	乗合バス自主路線運行継続支援金	・対象事業者：経営改革、新しい生活様式への対応に意欲的に取り組む乗合バス事業者（計画書提出） ・自主採算路線に対し、以下を支援金として交付 1 自主採算路線あたり100万円 2 運行に必要な車両1台あたり50万円 ・予算総額42,500千円										
群馬県	前橋市	2	タクシー事業継続支援金	・対象事業者：経営改革、新しい生活様式への対応に意欲的に取り組むタクシー事業者（計画書提出） ・以下を支援金として交付 11事業者あたり200万円 2車両1台あたり2万円 ・予算総額28,080千円										
群馬県	前橋市	2	鉄道基盤設備維持費補助	・対象事業者：民間鉄道事業者（私鉄） ・線路の補修費等について、補助対象額を追加 ・群馬県及び沿線市との協調補助 ・予算額：10,086千円										
群馬県	前橋市	2	鉄道基盤設備維持費補助金	・対象事業者：民間鉄道事業者（私鉄） ・線路の補修費等について、補助対象額を追加 ・群馬県及び沿線市との協調補助 ・予算額：6,866千円										
群馬県	前橋市	1	非接触型決済機器（ICカード）導入費補助	・対象事業者：乗合バス事業者 ・委託路線にかかるICカードの導入費用に対して群馬県と協調補助を行う ・対象事業費の2/3を補助（国1/3、県1/3、市1/3） ・予算額：95,620千円										
群馬県	前橋市	1	乗合バス事業感染症対策費補助	・対象事業者：乗合バス事業者 ・委託路線にかかる感染症防止対策費（抗菌化、空気清浄機購入）の1/2を支援 ・対象事業費の1/2を補助（国1/2、市1/2） ・次年度の欠損補助に追加して交付										
群馬県	前橋市	2	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業（タクシー）	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 移動困難者対策として実施しているマイタクを利用するワクチン接種対象者（高齢者等）が、接種会場まで600円（初乗り運賃相当額）割引でタクシーを利用することができる（市内一律）。 【交付額】 ・利用者1人につき600円（初乗り運賃相当額） 【交付対象】 ・前橋地区タクシー協議会加盟事業者 【予算額】 ・8,700千円										
群馬県	前橋市	2	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業（デマンドバス、地域内交通）	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) 既存のデマンドバスの周知・PR、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者（高齢者等）が接種会場までの移動にデマンドバス、地域内交通を利用した場合、その運賃を無料とする。 【交付対象】 ・デマンドバス運行事業者 【事業費】 4,910千円（事業費助成として）										
群馬県	高崎市	2	鉄道基盤設備維持費補助	・対象事業者：上信電鉄株式会社 ・線路、電路、車両の保存費について、補助対象額を追加 ・群馬県及び沿線市町村との協調補助 ・予算額：18,614千円										
群馬県	高崎市	2	路線バス事業者運行支援	・対象事業者：以下の路線を運行しているバス事業者 1 市内循環バス「ぐるりん」全路線 2 高崎アーリーシャトル ・路線バス事業者の資金繰りを支援するため、従来は翌年5月に交付する下半期の補助金を前倒し交付する ・前年度下半期補助金繰越の1/2を限度に1月に前倒し交付 ・交付見込額：80,600千円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
群馬県	高崎市	1	消毒液の支給	手指消毒用の消毒液を市内各タクシー会社・バス会社へ配布。										
群馬県	高崎市	1	非接触型決済機器 (ICカード) 導入事業費補助	・対象事業者：乗合バス事業者 ・委託路線の一部にかかるICカードの導入費用に対して群馬県と協調補助を行う ・対象事業費の2/3を補助(圏1/3、県1/3、市1/3) ・予算額：6,500千円										
群馬県	高崎市	1	新型コロナウイルス ワクチン接種促 進事業(コミュニ ティバス、デマ ンドバス)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだバス利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動にコミュニティバス及びデマンドバスを利用した場合、市が配布した1,000円分の乗車補助券にて支払いを可能とする。 【交付対象】 ・市内対象 ・市内在住65歳以上の人 【事業費】 33,000千円(事業費助成として)			○							
群馬県	高崎市	1	新型コロナウイルス ワクチン接種促 進事業(タク シー)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動にタクシーを利用した場合、その運賃を無料とする。 【交付額】 ・乗車地点から接種会場までのタクシー料金全額 【交付対象】 ・市内タクシー事業者等(個人タクシー含む) 【事業費】 21,000千円			○							
群馬県	渋川市	2	ICカード導入費 補助	【目的・効果】 市委託バス路線における新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、電子決済の利用を推進する 【交付額】 補助対象経費から補助事業に係る国庫補助金を差し引いた額を限度として、予算の範囲内で支援 【交付対象】 ・市が運行業務を委託するバス事業者のうち、交通系ICカード導入整備事業を実施するバス事業者 【予算額】 8,700千円		○								
群馬県	渋川市	2	交通事業者緊急支 援補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルスの影響により、収益が大幅に減少している交通事業者に対して補助金を交付することにより、市民の移動手段である公共交通の維持・確保を図る。 【交付額】 ・市町村乗合バス運行事業者 令和元年度旅客運賃収入の20%を乗じて得た額を合算した額(1円未満切り捨て)について、予算の範囲内で補助金を交付 ・タクシー事業者 1事業者当たり300千円と市内の営業所においてタクシー事業に供する車両数に30千円を乗じて得た額を合算した額を、補助金として交付 【交付対象】 ・令和2年度において、市と市町村乗合バス運行業務契約または代替バス運行業務協定を締結しているバス事業者 ・令和2年9月10日現在において、市内に本店又は営業所を有するタクシー事業者(福祉輸送事業限定の事業者を除く) 【予算額】 12,624千円		○								
群馬県	渋川市	2	ワクチン接種高齢 者支援事業	【目的・効果】 (1) 新型コロナウイルスワクチンの早期の接種完了を目指す (2) タクシーを活用したコロナ禍における外出機会の創出による健康増進及び市内の消費喚起を図る 【事業概要】 既存の「高齢者移動・生活支援事業」で交付しているタクシー利用券(1枚500円の券を24枚交付)に追加して、24枚交付。タクシー利用者は1回の乗車で6枚を上限に利用できる。 【タクシー券交付対象者】 市内に住所があり、令和3年度中に75歳以上で運転免許証がない者 【タクシー券利用可能事業者】 市と協定締結した市内タクシー事業者(介護タクシー事業者含む) 【交付額】 利用されたタクシー利用券の合計額 【事業費】 16,831千円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
群馬県	渋川市	1	乗合バス・タク シー感染症対策経 費補助	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の長期化に対応するため、市が委託する路線を運行する乗合バス・タクシーの感染症対策経費について、国と協議して補助を行う。 【事業概要】 委託乗合バス・タクシー事業者が実施する車両の感染症対策経費に対する補助(補助率1/2) 対象経費:車両の抗菌コート及び高性能空気清浄機導入に係る費用 【交付対象】 市委託路線を運行する車両を有する運行事業者 【事業費】 3,288千円			○						
群馬県	渋川市	1	交通系ICカード 導入整備支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症対策として乗車運賃の精算方法のキャッシュレス化が有効とされていることから、委託路線車両への交通系ICカードの導入支援を強化し、早期の感染症対策及び路線バス利用者の利便性向上を図る。 【事業概要】 市委託路線のバス事業者が取り組む交通系ICカードの導入に係る費用の補助 【交付対象】 市委託路線を運行するICカード利用環境が整備されていない車両を有する運行事業者 【事業費】 56,000千円			○						
群馬県	渋川市	1	新型コロナウイ ルスワクチン接種に 伴うシャトルバス 運行	【目的・効果】 群馬県による「県央ワクチン接種センター」の開設に伴い、同施設で接種を受ける市民を対象に、会場までの移動手段を確保するとともに円滑かつ早期のワクチン接種完了を目指し、無料のシャトルバスを運行するもの。 【事業概要】 シャトルバスを市が指定する乗車場所から県央ワクチン接種センター(6メッセ群馬・高崎市岩押町)まで無料で運行する(R3.7~8月まで)。									
群馬県	渋川市	2. 運行支援	交通事業者事業継 続支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、利用の低迷が続く交通事業者に対し今後の事業継続を支援し、市民の移動手段の維持及び確保を図る 【交付額】 ①市町村乗合バス運行事業者 令和元年度旅客運賃収入の30%を乗じて得た額を合算した額(1円未満切り捨て)について、予算の範囲内で補助金として交付 ②1事業者あたり300千円と市内の営業所においてタクシー事業に供する車両数に50千円を乗じて得た額を合算した額を予算の範囲内で補助金として交付 【交付対象】 ①令和3年度において、市と市町村乗合バス運行業務契約または代替バス運行業務協定を締結しているバス事業者 ②令和3年12月1日現在において、市内に本店又は営業所を有するタクシー事業者で、令和3年度4月~9月までのタクシー事業における売り上げの合計額が令和元年度の同期間の売り上げと比較して30%以上減少しているもの(福祉輸送事業限定の事業者を除く)						●			
群馬県	安中市	2	中小企業者緊急経 営支援助成金	経営支援のための助成金(複数事業を営んでいる場合でも1事業者10万円) 1事業者あたり一律10万円 ※業種は交通事業者に限らない。	○								
群馬県	安中市	2	事業継続給付金	令和2年1月から12月までの間(任意の1ヶ月)で事業収入が前年同月比30%以上減少した月があり、年間の事業収入が法人は20万円以上、個人事業者は10万円以上減少する見込みがある事業者に対し、事業の継続を支援するための給付金 法人事業者 20万円 個人事業者 10万円 ※業種は交通事業者に限らない。	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
群馬県	安中市	2	タクシー事業者支援助成金	新型コロナウイルス感染拡大により、事業に大きな影響を受けている市内の交通事業者に対し、給付金を支給する。 (※令和5年12月補正) 【対象者】 市内に主たる事業所が所在するタクシー事業者 【支給額】 タクシー1台当たり 50千円 【予算額】 1,800千円		○							
群馬県	富岡市	2	新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者支援事業給付金	市民の日常的な移動手段に必要な不可欠なタクシーの安定的な運行を確保するため、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている、タクシー事業者を支援。 ・対象：市内に営業所を有するタクシー事業者（一般社団法人群馬県タクシー協会に加盟する事業者に限る） ・支援金額：タクシー事業者につき30万円を基礎給付金額とし、営業所で所有する車両数に応じて5万円を乗じた金額を加算 ・予算規模：2,500千円									
群馬県	富岡市	2	鉄道基盤設備維持費緊急補助金	【目的・効果】 運行継続のための経費を支援することで、事業継続と安全運行の両立を図る。 【交付額】 県3/5、沿線市町村2/5（群馬県及び沿線市町村との協調補助） 市町村は負担割合で決定 【交付対象】 民間鉄道事業者（私鉄） 【予算額】 12,330千円			○						
群馬県	富岡市	2	プレミアム付きタクシーチケット補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて停滞しているタクシー会社の支援 【事業概要】 4,000円分（500円×8枚つづり）のタクシーチケットを3,000円で販売し、プレミアム分の1,000円を市が補助する。 販売枚数：5,000セット 販売期間：令和4年3月1日～6月30日 利用期間：令和4年3月1日～8月31日 【交付対象】 市内タクシー事業者2社 【事業費】 5,710千円							○		
群馬県	富岡市	2	バス事業者運営支援対策補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて停滞しているバス事業者の支援 【事業概要】 バス保有台数により次の金額を補助する。 小型・中型1台につき40万円、大型1台につき50万円 【交付対象】 市内に営業拠点を有しているバス事業者5社 【事業費】 9,800千円							○		
群馬県	富岡市	2. 運行支援	新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症及び原油価格の高騰により経営に影響を受けているタクシー事業者への支援 【事業概要】 タクシー事業者につき30万円+保有するタクシー車両1台につき10万円を給付する 【交付対象】 市内タクシー事業者2社 【事業費】 3,700千円								●	
群馬県	桐生市	2	鉄道運行継続支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスの影響により運営収入が大幅に減少し危機的な経営状況となる中で、社会インフラとして運行を継続している鉄道事業者に対し、県と沿線自治体が協調して運行継続に必要な費用を支援する。 【交付額】 安全で安定した運行継続のための経費に対し、予算の範囲内で、県及び沿線市で構成される再生協議会の中で定められた割合に応じて支援 【交付対象】 市内を運行している中小鉄道事業者 【予算額】 31,618千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金(R2・1次補正分)の活用の有無	臨時交付金(R2・2次補正分)の活用の有無	臨時交付金(R2・3次補正分)の活用の有無	臨時交付金(R2・3次補正繰越分)の活用の有無	臨時交付金(事業者支援分)の活用の有無	臨時交付金(追加事業者支援分)の活用の有無	臨時交付金(R3補正分)の活用の有無	臨時交付金(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無	
		1～4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
群馬県	桐生市	2	新型コロナワクチン接種に係る高齢者の送迎におけるバスの車両借上げ	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだバス事業者の支援 【事業概要】 バス車両を借上げ、会場に行けないワクチン接種対象者(高齢者)を接種会場まで送迎するもの。 【事業費】 282千円 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金									
群馬県	桐生市	2	鉄道運行継続支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルスの影響により運賃収入が大幅に減少し危機的な経営状況となる中で、社会インフラとして運行を継続している鉄道事業者に対し、県と沿線自治体が協議して運行継続に必要な費用を支援する。 【交付額】 安全で安定した運行継続のための経費に対し、予算の範囲内で、県及び沿線市で構成される再生協議会の中で定められた割合に応じて支援 【交付対象】 市内を運行している中小鉄道事業者 【予算額】 16,111千円				●					
群馬県	桐生市	2. 運行支援	新型コロナウイルス対策公共交通事業者燃料高騰支援事業	【概要】 コロナ禍において利用者が減少していることに加え、原油高により運行コストが増加し、厳しい経営状態にある市内公共交通運行事業者に対し、燃料費の増加分を補助金として支援するもの。 【補助対象事業者】 市内乗合バス、予約制乗合タクシー運行事業者 【補助対象経費】 令和4年度運行分燃料費(見込み)における令和2年度運行分燃料費からの増加分 【補助率】 燃料費増加分の3/4 【予算総額】 4,284千円									●
群馬県	みどり市	2	鉄道安全運行維持奨励金	【目的・効果】 鉄道の安全運行と利用者が3密にならないような運行を維持するため、奨励金を交付することで鉄道の運行を継続する。 【交付対象】 鉄道事業者(中小私鉄) 【事業費】 30,756千円		○							
群馬県	みどり市	2	新型コロナウイルスワクチン接種移動支援事業	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない高齢者及び障害者の交通手段の確保 【事業概要】 高齢者福祉タクシー利用券または重度障害者(児)福祉タクシー利用券を交付された者に、接種会場までの往復に利用できる「新型コロナウイルスワクチン接種支援確認証(福祉有償運送サービスによる送迎)」を1人につき2枚(2回分)交付 【交付対象】 福祉有償運送サービス事業者 【事業費】 2,770千円									
群馬県	みどり市	2	鉄道安全運行維持奨励金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響で運賃収入等が減少している鉄道事業者に対し、鉄道の安全運行を維持するため支援を行うもの。 【交付対象】 鉄道事業者(中小私鉄) 【事業費】 13,504千円									
群馬県	みどり市	2	交通事業者安心運行支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞する社会経済活動の再開に向け、利用者が激減し経営が悪化した交通事業者を対象に、感染症防止対策強化等に必要な経費を支援をすることで、本市来訪者の安心安全な交通環境と市民生活に欠かせない交通機関の安定的な運行の確保を図る。 【交付対象】対象要件全てに該当する事業者 ・令和3年10月1日時点で市内に本社又は営業所を設置する貸切バス事業者及びタクシー事業者(福祉輸送事業限定のみを行うものを除く) ・令和2年の1年間の事業に係る売上金額が、前年又は前々年の1年間の売上金額と比較して30%以上減少している(ほか対象要件あり) 【事業概要】 交付対象者に対し支援金を交付する。支援金は、基本額(事業所の規模に応じた金額)と加算額(事業所の管理する車両台数に応じた金額)を合計した額とし、100万円を上限とする。 【事業費】 3,000千円						●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
群馬県	伊勢崎市	1	新型コロナウイルス感染症対策物品購入支援事業(コミュニティバス、自主路線バス、タクシー事業者)	【目的・効果】 コミュニティバス、自主路線バス、タクシー事業者及びそれぞれの利用者の感染を予防するための感染症対策物品の購入を促進し、感染拡大局面においても利用者等の不安を軽減するとともに、公共交通事業者の事業継続を支援することを目的とします。 【事業概要】 コミュニティバス、自主路線バス、タクシー事業者が、感染拡大防止ガイドラインに基づき購入する感染症対策物品に対して、1事業あたり50万円を交付する。 【交付対象】 ・コミュニティバス、自主路線バス、タクシー事業者 【事業費】 4,000千円(事業費助成として)		○							
群馬県	館林市	1	館林市高齢者新型コロナウイルスワクチン接種タクシー料金助成事業	【目的・効果】 高齢者の交通手段確保及びワクチンの接種率向上を図る 【事業概要】 ワクチン接種会場への移動手段としてタクシーを利用した高齢者に対し、当該タクシー料金の一部を助成する 【交付額】 タクシー利用券(600円)×4枚=2,400円分 【交付対象】 ワクチン接種対象者(65歳以上高齢者)									
群馬県	館林市	4. その他	館林市燃料価格高騰対策事業者支援補助金	補助対象事業者 運送事業(トラック運送業、貸切バス業、タクシー業、自動車運転代行業)を営み、下記①~⑤を満たす中小企業者 ①市内に本店があること②道路運送事業等に必要な許可や認定を有していること③本年度中に本補助金の交付を受けていないこと④市税を滞納していないこと⑤申請時点で市内で運送事業を営んでおり、補助金交付後も事業の継続が確保なこと 補助対象経費 交付対象燃料:令和3年7月1日~令和3年12月31日に購入した燃料(ℓ) 補助額 交付対象燃料(ℓ)×10円(上限200万円) 予算総額 67,200千円									●
群馬県	沼田市	2	沼田市交通事業者支援金	市内交通事業者に対し、市内で運行する車両の台数に応じて支援金を交付する。 路線バス事業者:1台につき10万円 タクシー事業者:1台につき5万円 代行事業者:1台につき3万円 【予算総額】 5,100千円		○							
群馬県	沼田市	4	沼田市路線バス定期券購入費補助金	路線バス定期券を購入した市民に対し、購入に要した費用(1か月分)を補助する。 期間:令和2年9月1日~令和3年3月31日 対象:1人につき1度限り(1万円を限度) 【予算総額】 4,870千円		○							
群馬県	藤岡市	1	乗合バス感染症拡大防止対策事業	【目的・効果】 ・バス利用での感染を防止することで利用者の安心を確保して利用促進につなげる。 【事業概要】 市内乗合バス7台(めぐるん5台、デマンド1台、新規路線車両1台)に抗菌・抗ウイルス加工を施すとともに、高性能空気清浄機及び空気清浄モニターを設置してバス利用での感染を防止する。 【交付対象】 ・市内乗合バス及びデマンドバス運行事業者 【事業費】 1,755千円				●					
群馬県	下仁田町	2	下仁田町タクシー事業者補助事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内を運行する交通事業者を支援し、住民生活に欠かせない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・タクシー事業者1社につき100万円、加えて保有する車両1台当たり5万円 【交付対象】 令和3年3月18日時点で、町内に事業所を置くタクシー事業者 【事業費】 2,300千円		○							
群馬県	下仁田町	4	新型コロナウイルスワクチン接種会場送迎タクシーの活用	【事業概要】 高齢者(65歳以上)や障害者に対し、接種会場までの移動にタクシーを利用した場合、運賃を無償化。			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用 したものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●	
群馬県	下仁田町	2. 運行支援	公共交通対策支援	感染症の影響により、町内を走る上信電鉄を利用する観光客が減少及び町内利用者も減少していることから、事業者支援並びに経済対策として町民・来訪者の利用促進を図る。							○			
群馬県	下仁田町	2. 運行支援	公共交通対策支援 事業	上信電鉄を利用する者が、下仁田町内の店舗（町内に構える店舗であればどこでもOK）での支払いを証明するレシート及び領収書を、上信電鉄下仁田駅で提示することで、下仁田駅から無料乗車できる特別片道乗車証を交付。これにより上信電鉄の利用を促進する。また町内の店舗の利用にも繋がる。									○	
群馬県	片品村	2	片品村がんばる事 業者応援給付金	概要：新型コロナウイルス感染症による村内観光産業への影響に対応するため、深刻な影響を受けている交通事業者の事業継続支援のため給付を実施 ・申請受付期間：令和2年9月25日～令和2年10月30日 ・給付額：観光事業者（交通事業者）一律10万円		○								
群馬県	明和町	1	新型コロナウイルス ワクチン接種促 進事業(デマンド バス)	【目的・効果】 ・自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者が接種会場までの移動にデマンドバスを利用した場合、その運賃を無料とする。 【交付対象】 ・デマンドバス運営事業者 【事業費】 200千円（事業費助成として）										
群馬県	明和町	1	新型コロナウイルス ワクチン接種促 進事業(タクシー)	【目的・効果】 ・自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者に対し、接種会場までのタクシー利用料1人片道500円（往復1,000円）を助成。 【助成額】 ・1人片道500円（往復1,000円） 【助成対象】 ・タクシー利用者本人 【事業費】 200千円			○							
群馬県	嬋恋村	2	新型コロナウイルス 感染症対策事業 (村内事業者支援 金)	【目的・効果】 売上高が現年20%減収となった事業者を応援し、事業継続を図ることを目的とした新型コロナウイルス感染症対策村内事業者支援金。 【交付額】 10万円（ただし、前年の売上からの減収分を上限とする） 【交付対象】 20%減収となった事業者 【予算費】 28,000千円	○									
群馬県	嬋恋村	2	嬋恋村新型コロナ ウイルス感染症対 策事業経営継続支 援金	【目的・効果】 売上高が前年対比50%減収となった事業者を支援し事業継続を図ることを目的とした事業者支援金。 【交付額】 令和2年度の固定資産税額が10万円以下 ⇒ 全額補助 令和2年度の固定資産税額が10万円を超える場合 ⇒ (固定資産税額-10万円) × 30% + 10万円 【交付対象】 50%以上減収となった事業者 【予算額】 30,000千円		○								
群馬県	嬋恋村	2	スクールバス運営 事業	【目的・効果】 幼稚園・小中学校臨時休校によりスクールバスが運休となってしまったため収入が大幅に減少する運行会社への支援。 【交付額】 決定した運行単価(日額)に0.7を乗じた金額 【交付対象】 スクールバス運行会社 【事業費】 14,211千円 (うち2,440千円は3次補正分)			○	○						
群馬県	嬋恋村	2	高校生通学バス運 行事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染拡大に伴う、高校臨時休校によりスクールバスが運休となってしまったため収入が大幅に減少する運行会社への支援。 【交付額】 運行単価(日額)に0.7を乗じた金額 【交付対象】 運行委託事業者 【事業費】 970千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
群馬県	甘楽町	2	デマンドタクシー 車両購入支援事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者が大幅に減少したデマンドタクシー受託業者に対して、収束後の経営持続化に資する ため、省メンテナンスで環境性能に優れ、キャンセルレス決済を搭載した新車両への購入に対する補助を目的とする。 【交付額】 車両購入総支払額×70% 【交付対象】 デマンドタクシー受託業者 【事業費】 1,876千円		○							
群馬県	甘楽町	2	甘楽町持続化給付 金事業	【目的・効果】 国の持続化給付金に該当とならない事業者を含め、幅広く影響を受けている事業者へ対する支援。 【交付額】 1事業者あたり20万円 【交付対象】 前年同月比20%以上売上が減少した事業者 【事業費】 104,000千円		○							
群馬県	甘楽町	4	事業所感染防止対 策支援事業	【目的・効果】 感染拡大防止対策を行った事業者に対しかかった費用の一部を補助することで感染拡大防止対策の拡充を図る 【事業概要】 マスク、消毒液、体温計、アクリル板設置等の購入・工事費用とし、対象となる費用を補助(限度額:10万円) 【交付対象】 町内の小企業(交通事業者以外も対象)に対し助成 【事業費】 21,169千円		○							
群馬県	甘楽町	2	上信電鉄運行支援 事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染拡大に伴い利用客が大幅に減少した上信電鉄に対して、事業継続と安全運行の両立を図るため支援を行う 【事業概要】 支援総金額うち、負担割合県分3/5、沿線市町村負担分2/5。町負担割合10.14% 【交付対象】 上信電鉄株式会社 【事業費】 4,090千円		○							
群馬県	邑楽町	1	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業(町単費事業)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級)または高齢者(満70歳以上一人暮らし世帯など)または運 転免許を自主返納した者がかつワクチン接種対象者が、ワクチン接種会場まで自己負担なしでタクシーを利用することができる(自宅接 せ会場間のみ利用可能)。 【交付額】 ・タクシー料金の全額 【交付対象】 ・町内タクシー事業者 【事業費】 500千円(5~7月まで見込額)									
群馬県	東吾妻町	1	新型コロナウイルス ワクチン接種事 業	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動にバス・デマンドバスを利用した場合、その運賃を無料とする。 【交付対象】 バス・デマンドバス運行事業者 【事業費】 9,660千円(事業費助成として)									
栃木県	栃木県	1	—	概要:県より以下の者に対して、4月8日以降にマスクを発送(合計約1万枚) ・県内バス事業者 ・県内タクシー事業者 ・県内3セグ鉄道事業者									
栃木県	栃木県	2	地域公共交通等支 援事業	地域公共交通事業者等の事業継続に対する支援金を給付 【対象】 1 タクシー、貸切バス事業者 2 真岡鐵道株式会社 3 路線バス事業者 【交付額】 1 50千円/台(タクシー) 150千円/台(貸切バス) 2 55,000千円 3 600千円/台		○							

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
栃木県	栃木県	2	地域公共交通等支援事業	地域公共交通事業者等の事業継続に対する支援金を給付 【対象】 1 野岩鉄道株式会社 2 わたらせ渓谷鐵道株式会社 【交付額】 1 38,000千円 2 12,000千円		○							
栃木県	栃木県	2	生活交通対策	令和2年度に限り、運行費補助の要件を緩和し、前年度補助対象系統は継続して補助金の交付対象とした。 【補助対象】 路線バス事業者 【予算額】 128,824千円									
栃木県	栃木県		地域公共交通等支援事業費	地域公共交通事業者等の事業継続に対する支援金の支給に要する経費の補正 【対象】野岩鉄道(株)、真岡鐵道(株)、わたらせ渓谷鐵道(株)						○			
栃木県	栃木県	2	地域公共交通等支援事業	地域公共交通事業者等の事業継続に対する支援金を給付 【対象】 1 野岩鉄道株式会社 2 真岡鐵道株式会社 3 わたらせ渓谷鐵道株式会社 【交付額】 1 42,000千円 2 21,000千円 3 6,000千円						●			
栃木県	栃木県	2	地域公共交通等支援事業	燃料価格高騰の影響を受ける地域公共交通事業者等の事業継続に対する支援金を給付 【対象】 1 県内法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者 2 県内貸切バス事業者 【交付額】 1 1台あたり 50千円 2 1台あたり 200千円								●	
栃木県	栃木県	2	地域公共交通等支援事業	燃料価格高騰の影響を受ける地域公共交通事業者等の事業継続に対する支援金を給付 【対象】 1 路線バス事業者 【交付額】 1 1台あたり 400千円								●	
栃木県	栃木県	2	地域公共交通等支援事業	燃料価格高騰の影響を受ける地域公共交通事業者等の事業継続に対する支援金を給付 【対象】 1 野岩鉄道株式会社 2 真岡鐵道株式会社 3 わたらせ渓谷鐵道株式会社 【交付額】 1 5,700千円 2 5,500千円 3 1,500千円								○	
栃木県	さくら市	2	事業者緊急支援交付金	(対象) 道路運送法第4条に基づく許可を受けており、市内に本社を置く貸し切りバス運行事業者及びタクシー事業者 (交付額) 1店舗あたり10万円	○								
栃木県	さくら市	2	事業者支援事業補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る外出自粛等により、経営に支障を来した市内のタクシー事業者を助成し、地域の社会インフラとして重要性が高いタクシー事業の維持を図る タクシー車両として登録されている台数1台当たり10万円を支給 【交付対象】 市内タクシー事業者 【事業費】 2,200千円(事業費助成として)		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
栃木県	さくら市	2. 運行支援	運送事業者等原油 価格高騰助成金	コロナ禍において原油価格高騰の影響を受けている市内の運送事業者等に対して緊急的な助成を行い、事業者の事業継続、経営安定化を支援する。 【対象者】 次のいずれかの事業を主たる事業とする運送事業者等。 ①貨物自動車運送事業者 ②貸切バス運行事業者 ③タクシー事業者 ④運転代行事業者 ・法人の場合は、さくら市内に事業所や事務所、店舗を有すること。個人事業主の場合は、主にさくら市内で事業を行っていること。 ・申請日時時点で事業を行っており、さらに今後も継続する予定であること。 ・市税等を完納していること。 【助成金額】 令和4年4月1日時点において保有する営業車両(※)台数に応じて、以下の金額を助成。(上限なし) 軽自動車以外: 25,000円/台 軽自動車: 10,000円/台 【事業費】 20,000千円 (25千円/台×730台、10千円/台×175台)										●
栃木県	上三川町	1	-	町が委託するデマンド交通用車両4台について、運転席の後ろに飛沫感染を防止するため透明カーテンを設置。 予算規模は10万円弱。町の予備費を使用。		○								
栃木県	鹿沼市	1	バス路線維持費補 助金	対象: コミュニティバス及びデマンド交通 内容: 運転席周囲に飛沫感染防護シートの設置、車内消毒、運転手のマスク着用、乗降口にアルコールスプレー設置(順次)、車内掲 示ポスターの設置、市HPでコロナ対策状況の周知										
栃木県	鹿沼市	1	新型コロナウイルス ワクチン接種促 進事業(コミュニ ティバス、デマン ドバス)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだバス利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動にコミュニティバス及びデマンドバスを利用した場合、その運賃を無料とす る。 【交付対象】 ・コミュニティバス、デマ ンドバス 【事業費】 524千円(事業費助成として)			○							
栃木県	鹿沼市	2	新型コロナウイルス ワクチン接種促 進事業(タク シー)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場まで自己負担1,000円(片道1台あたり)でタクシーを利用することができる(市内一 律)。 【交付額】 ・タクシー料金からタクシー利用者負担額(1,000円/回)を差し引いた額 【交付対象】 ・市内タクシー事業者等(個人タクシー含む) 【事業費】 5,000千円			○							
栃木県	鹿沼市	1	バス事業継続支援	【目的・効果】 空調換気性能が高い車両を導入することで、感染リスクを低下させる 【事業概要】 換気性能が向上する車両への入替について助成する。 【予算額】 9,000千円(予約バス 2台分)								○		
栃木県	鹿沼市	1	コロナ感染防止啓 発周知活動	【目的・効果】 広く市民コロナ感染症の対応についての周知を図る。 【事業概要】 新型コロナウイルス感染防止のための広告を、バス車両に施す。 【予算額】 11,025千円(リーバス 9台分)								○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
栃木県	鹿沼市	2. 運行支援	公共交通事業者応援 金	【目的・効果】 公共交通事業者に支援金を助成することで事業の継続を支援する。 【事業概要】 コロナ及び燃料高騰により影響を受けた公共交通事業者に支援金を助成する。 【予算】 市内登録タクシー車両 1台あたり5万円 (50,000円×67台=3,350,000円) 市内登録貸切バス車両 1台あたり10万円 (100,000円×61台=6,100,000円) 合計：9,450,000円								○	
栃木県	宇都宮市	1	感染症拡大防止対 策事業 (設備導入)	【目的】 市民が安心して利用できる利用環境の整備 【事業概要】 車載用空気清浄機や車内抗菌加工などの設備導入にかかる費用を支援 【交付額】 ・タクシー車両 ⇒ 補助率:費用の1/2 (上限額 40千円/台) ・地域内交通車両 ⇒ 補助率:費用の2/3 (上限額 53千円/台) 【交付対象】 ・市内に営業所等を置くタクシー事業者									
栃木県	宇都宮市	1	車内等の混雑緩和 対策事業	【目的】 市民が安心して利用できる運行環境の整備 【事業概要】 通途・通勤時間帯などにおける混雑緩和に向けたバスの臨時便の運行にかかる費用を支援 【交付額】 車内等の混雑緩和対策のために必要な臨時便の運行に要する費用の全額 【交付対象】 市内の路線バスを運行するバス事業者									
栃木県	栃木市	2	新型コロナワクチ ン接種に係る高齢 者の移動支援事	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として実施されるワクチン接種について、自家用車等により接種会場までの移動が困難な高齢者の移動手段を確保し、ワクチン接種率の向上を図るため、タクシー券を交付し料金の一部を助成する。 【交付額】 ・2往復分のタクシー券2000円(片道500円×4回分)支給 【交付対象】 対象者：75歳以上の独居または高齢者のみの世帯の者 12,000人 【事業費】 25,470千円			○						
栃木県	真岡市	1	新型コロナワクチ ン接種用タクシー 事業	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない高齢者の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者の高齢者が接種会場までの移動にタクシーを利用する場合、1回の乗車につき1,500円(500円タクシー券×3枚)まで助成する。一人当たりの助成上限額は、6,000円(1,500円×2(往復)×2(接種回数))。 【交付対象】 市内タクシー事業者等(個人タクシー含む) 【事業予定額】 9,600千円(タクシー券扶助費のみ)									
栃木県	下野市	1	公共交通緊急対策 支援事業費補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する交通事業者を支援し、ウイルスの感染拡大の防止を図る。 【交付対象】 市内に営業所を置く、バス事業者及びタクシー事業者(福祉タクシー事業者においては、本市と福祉タクシー事業協定書を締結していることが条件) 【交付額】 補助対象経費(消費税及び地方消費税含む。)の10分の10とし、月額10,000円を上限 【事業費】 2,040千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
栃木県	下野市	1	公共交通緊急対策 支援事業費補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と公共交通の維持・推進 【交付対象】 市内に主たる事業所、営業所等を置く、バス事業者及びタクシー事業者（福祉タクシー事業者においては、下野市福祉タクシー事業協 定書の締結が条件） 下野市立学校のスクールバス運行事業者、自転車駐車場又はレンタサイクル施設管理者 【交付額】 (1) 消耗品等の購入費補助 補助対象経費の10分の10 月額10千円を上限 (2) 車内抗ウイルスコート施工又は車載用空気清浄機等を設置する経費 補助対象経費の10分の10 車種別に上限（40千円～140千円） (3) 事務室内への抗ウイルスコート施工又は空気清浄機等を設置する経費 補助対象経費の10分の10 延床面積で上限（500千円～1,000千円） 【事業費】 9,690千円				●						
栃木県	下野市	1	新型コロナウイルス 感染症予防対策取 組事業所支援金	【目的】 全国的に感染者が蔓延することが危惧されることから、市内に事務所や店舗をもつ事業者等に、感染予防対策の重要性を再確認いた だき、引き続き取り組んでいただくため支援金3万円を支給する。 【対象者】 市内に事務所や店舗をもつ全ての事業者 ※飲食店は除く 【支援内容】 感染予防対策の取組にあたり一部経費を助成する。 助成額 30,000円（1事業所等あたり） （受給の要件） ・消毒液やパーテーション設置などの感染予防対策を実施していること ・栃木県の「新型コロナ感染症予防対策取組宣言書（別紙）」を掲示していること						●				
栃木県	下野市	4	小規模事業者等事 業継続緊急支援金	【目的】 長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響から経営環境が悪化していることを踏まえ、売上が減少した市内小規模事業者等の経 営継続を図るため10万円の支援金を支給する。 【対象者】 市内で事業を行っている事業者 ①小規模事業者等 ・製造業・建設業・運輸業・農業・その他従業員20人以下 ・小売業・飲食業・サービス業従業員5人以下 ②個人事業者（事業性を有する者に限定） 【受給の要件】 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～12月のいずれかの月の売上が、前年または前々年同月比で減少しているこ と。						●				
栃木県	下野市	2. 運行支援	公共交通事業者燃 料価格高騰対策支 援金	【目的・効果】 感染拡大に加え、燃料価格高騰の影響を受けながらも、運行を継続しているタクシー事業者、路線バス運行事業者を支援し、市民の生 活を支えるインフラとして運行の継続を図る。 【交付対象】 (1) 本市の区域内を含む路線を定めて定期に運行するバス事業者 (2) 市内に営業所を置くタクシー事業者 （福祉タクシー事業者は、下野市福祉タクシー事業協定書の締結が条件） 【交付額】 (1) バス事業者 市内走行距離と単価差に応じて支援 (2) タクシー事業者 市内の営業所において保有するタクシー1台あたり5万円 【事業費】 6,600千円									●	
栃木県	那須塩原 市	1	新型コロナウイルス 感染症対策公共 交通事業者支援交 付金	【目的・効果】 市内の公共交通の運行事業者に対し、感染予防及び感染拡大防止に関する支援を行い、安全な移動手段の確保と市民や観光客が安心し て公共交通機関を利用できる環境を整備する。 【事業概要】 市内の公共交通事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症に関する対策マニュアルの整備等、感染予防及び感染拡大防止に関する対 策を実施する事業者へ支援交付金を交付する。 【交付額】 ・事業者あたり500千円 【交付対象】 ・市内に事業所を有する路線バス及びタクシー事業者 【事業費】 4,500千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●	
栃木県	那須塩原市	1	民間バス路線IC カード導入支援交 付金	【目的・効果】 (1) 非接触型決済の導入による感染症対策の推進 (2) キャッシュレス決済の導入による利便性の向上 【事業概要】 市内を運行する民間乗合バスの事業者に対して、交通系ICカードの利用システムの導入支援を行う。 【交付額】 ・ICカードを導入するバス車両1台あたり250千円 【交付対象】 ・市内に事業所を有する民間バス路線運行事業者 【事業費】 1,750千円			○							
栃木県	那須塩原市	2	新型コロナウイル スワクチン接種に 係る送迎バスの運 行	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) 新型コロナの影響により落ち込んでいる貸切バスの利用促進 【事業概要】 栃木県が65歳以上の高齢者を対象に実施する大規模ワクチン接種に関連して、接種会場が遠方(栃木県宇都宮市)であることを考慮し、市内に送迎バス発着場を3箇所設け、貸切バスによる接種会場との往復運行を実施するもの。 【運行期間】 ・令和3年6月24日から令和3年7月31日までの内ワクチン接種を行う10日間 【事業費】 3,200千円(見込額)										
栃木県	那須塩原市	1	令和3年度新型コ ロナウイルス感染 症対策公共交通事 業者支援交付金	【目的・効果】 市内の公共交通の運行事業者に対し、感染予防及び感染拡大防止に関する支援を行い、安全な移動手段の確保と市民や観光客が安心して公共交通機関を利用できる環境を整備する。 【事業概要】 市内の公共交通事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症対策実施計画を作成し感染予防及び感染拡大防止に関する対策を実施する事業者へ支援交付金を交付する。 【交付額】 ・運行車両保有台数に合わせて1事業者あたり100千円~300千円 【交付対象】 ・市内に事業所を有する路線バス及びタクシー事業者 【事業費】 1,900千円						●				
栃木県	那須塩原市	1	令和3年度タク シー事業者IC カード導入支援交 付金	【目的・効果】 (1) 非接触型決済の導入による感染症対策の推進 (2) キャッシュレス決済の導入による利便性の向上 【事業概要】 市内に事業所を有するタクシー事業者に対して、交通系ICカードの利用システムの導入支援を行う。 【交付額】 ・交通系ICカードの決済環境を整備するバス車両1台あたり10千円(上限200千円) 【交付対象】 ・市内に事業所を有するタクシー事業者 【事業費】 940千円						●				
栃木県	那須塩原市	2. 運行支援	令和4年度新型コ ロナウイルス感染 症対策公共交通事 業者支援交付金 (原油価格・物価 高騰対応)	【目的・効果】 市内の公共交通事業者に対して、車両の運行に係る燃料費の高騰分等を随う経営支援を行い、市内の公共交通の維持・確保を図る。 【事業概要】 市内に事業所を有する民間路線バス及びタクシー事業者を対象に、保有する交付対象車両の台数に応じて次の支援交付金を交付する。 (1) タクシー事業者 12,500円~25,000円/台(タクシー車両) (2) 民間バス路線事業者 100,000円~200,000円/台(路線バス車両) 【事業費】 6,225千円								●		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
栃木県	那須塩原 市	2. 運行支援	令和4年度新型コロナ ウイルス感染症対策タク シー事業者支援補助金 (原油価格・物価 高騰対応)	【目的・効果】 市内のタクシー事業者に対し、電気自動車等への買換え及び充電設備等の設置への支援を行うことにより、今後の更なる燃料費高騰にも耐え得る持続可能な事業基盤を構築し、市内の公共交通の維持・確保を図る。 【事業概要】 市内に事業所を有するタクシー事業者を対象に、新車登録時から10年以上を経過するタクシー車両を補助対象車種の電気自動車等に買換える場合に、車両及び充電設備の導入費の補助金を交付する。 【対象車種】 電気自動車 プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池車(中古車を除く。) 補助率: 補助対象経費の2分の1(上限300万円)/台(タクシー車両) (2) 充電設備等設置補助 補助率: 補助対象経費の2分の1(上限150万円)/基 【事業費】 27,000千円									●	
栃木県	那須塩原 市	2. 運行支援	那須塩原市原油高 騰対策運送事業者 等支援金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響下での原油価格の高騰により苦境に立たされている運送事業者を対象に、支援金を給付し事業継続の支援を行う。 【事業概要】 市内で事業を営む中小企業、個人事業主のうち、次のいずれかの事業を行う事業者を対象に支援金を交付する。 (1) 貨物自動車運送事業 25,000円~50,000円/台(トラック車両) (2) 一般貨切旅客自動車運送事業 50,000円~100,000円/台(貨切バス車両) (3) 自動車運転代行事業 6,500円~13,000円/台(運転代行事業用車両) 【事業費】 55,450千円										●
栃木県	足利市	1. 感染症防止対策	足利市生活路線バ ス感染症予防対策 奨励金事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を図り、足利市生活路線バスの安定的な運行及び市民の日常的な移動手段を確保する。 【交付額】 ・足利市生活路線バス運行車両1台当たり10万円 【交付対象】 ・足利市生活路線バス運行事業者 【事業費】 2,200千円		○	○							
栃木県	足利市	1. 感染症防止対策	足利市生活路線バ ス感染症予防対策 奨励金事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を図り、足利市生活路線バスの安定的な運行及び市民の日常的な移動手段を確保する。 【交付額】 ・足利市生活路線バス運行車両1台当たり10万円 【交付対象】 ・足利市生活路線バス運行事業者 【事業費】 1,100千円						●				
栃木県	足利市	2. 運行支援	生活路線バス燃料 価格高騰対策支援 事業	生活路線バス運行に要する燃料の価格高騰に係る経費の増額の一部を支援し、安定的な運行を継続することを目的とする。 生活路線バス燃料価格高騰対策支援金 市内生活路線バスを運行する事業者の営業距離数に基づき算出。 ・A社: 313033.5km/5.5km/L×19.9円(軽油)≒1,000千円 ・B社: 99,262.8km/5.5km/L×19.9円(軽油)≒300千円 ・C社: 55,540.0km/5.5km/L×22.5円(L4-L5)≒200千円 上記生活路線バスを運行する3事業者									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
栃木県	日光市	2	地域公共交通支援 事業	地域公共交通事業者等に対し、事業継続に繋げるための支援金を交付 【対象者】 市内のバス事業者(乗合・貸切)・タクシー事業者 【交付額】 ・バス(乗合・貸切): 50,000円/台 ・タクシー: 20,000円/台 【予算総額】 12,004千円(R2) 1,000千円(R3)		○		●						
栃木県	日光市	4	観光貸し切りタク シー利用促進事業	貸し切りタクシーを利用した市内観光客の増加を図るため、観光貸し切りタクシー利用促進に向けたプレミアム付きタクシー券を発行 する。 【補助内容】 日光市観光協会支部または各駅インフォメーションセンターにて、1枚で1時間6,100円分使えるチケットを3,000円で販売。(観光タク シーとしての利用を前提とするため、購入枚数は3枚以上5枚以内とする) 【予算総額】 17,000千円		○								
栃木県	日光市	2	地域公共交通等支 援事業	【目的】 第三セクター鉄道に対し、事業継続に繋げるための支援金を交付 【対象者】 野岩鉄道株式会社・わたらせ渓谷鐵道 【予算額】 25,079千円(R2) 20,544千円(R3)			○			○				
栃木県	日光市	2. 運行支援	日光市地域公共交 通等支援事業	市内の公共交通等事業者に対し、事業継続のための支援金を交付 補助対象事業者 市内バス(貸切・乗合)事業者、タクシー事業者 補助額 バス(貸切・乗合) 1台当たり50,000円 タクシー 1台当たり20,000円 予算額 10,000千円								●		
栃木県	日光市	2. 運行支援	日光市地域公共交 通等支援事業	第三セクター鉄道に対し、事業継続のための支援金を交付 補助対象事業者 野岩鉄道・わたらせ渓谷鐵道 予算額 3,722千円								●		
栃木県	那須烏山 市			デマンド交通の運行の継続と感染症拡大防止への取り組みを支援し、市民の移動手段の維持・確保を資することを目的とする。 (対象) 那須烏山市デマンド交通運行事業者(2社、3地区) ※1地区あたり3台 (交付額) 100,000円/台		○								
栃木県	那須烏山 市	1	新型コロナウイルス ワクチン接種接 種会場への送迎バ ス運行業務委託	【目的・効果】 自家用車等で「とちぎワクチン接種センター」へ向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 那須烏山市が、貸切バスを活用して、県営大規模接種会場「とちぎワクチン接種センター」への高齢者等の輸送を実施する(利用者負 担なし)。 【実施日】 令和5年6月30日~7月2日: 1回目接種 令和5年7月28日~7月30日頃: 2回目接種 【事業費】 調整中(業務委託料)										
栃木県	野木町	1	-	【対象】 デマンド交通車両3台 【内容】 車載用の空気清浄機を設置、車内消毒、運転手のマスク着用、広報等周知										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
栃木県	野木町	2. 運行支援	野木町原油価格・物価高騰対応運送事業者経営支援金	・補助対象事業者：貸切バス、法人タクシー、個人タクシー、 貨物自動車運送事業者、自動車運転代行事業者 ・補助対象経費：燃料に係る経費 ・補助率：準中型車以上…1台3万円、普通車…1台1.5万円 (1事業者 30万円上限) ・予算総額：6,000千円 (準中型車以上…170台、普通車…60台)								○		
栃木県	壬生町	1	新型コロナウイルス感染症予防対策委託費	【目的】 町が実施しているデマンドタクシー運営業務について、タクシー運時の新型コロナウイルス感染対策として、運行協力業者に対してマスク、除菌液、飛散防止シートといった、感染対策消耗品購入費を補助するもの。 【交付額】 担当運行月ごとに10,000円を補助。 【交付対象】 町が実施している、デマンドタクシー運営事業の運行協力会社(3社) 【事業費】 240千円			○							
栃木県	壬生町	2	1. スマートデマンド交通システム導入費 2. システム導入用PC購入費	【目的】 町が実施しているデマンドタクシー運営業務について、新予約システムを導入することにより、乗合時間の短縮などタクシー内の3密を避け、タクシー利用者の安全を確保することを目的とする。 【事業費】 3,534千円(システム導入費) 300千円(専用PC購入費)			○							
栃木県	壬生町	4	新型コロナウイルスワクチン接種に係るタクシー料金助成事業	5月より実施 【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない高齢者の交通手段の確保、支援 【事業概要】 新型コロナウイルスワクチン接種を希望する対象者(65歳以上の高齢者等対象者限定)の自宅と接種会場間のタクシー利用料を助成する事業。 (町内一律) 【交付額】 1人につき2,000円券/回を4枚交付。2,000円を超えた差額は利用者負担。 【交付対象】 新型コロナウイルスワクチン接種を希望する高齢者(住民登録を有する65歳以上の単身世帯及び高齢社のみで構成する世帯)等。 【事業費】 4,000千円										
栃木県	塩谷町	4	塩谷町新型コロナウイルスワクチン接種における自家用自動車運行管理請負業務委託	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 【事業概要】 町が、貸切ワゴン車を活用して、ワクチン接種会場への高齢者等の輸送を実施する。(利用者負担なし。) 【実施期間】 令和3年5月～令和4年3月 【事業費】 基本額50千円/2台・日額(業務委託料)										
栃木県	茂木町	1	茂木駅待合室空調設備強化事業	【目的・効果】 第3セクター真岡鐵道茂木駅における新型コロナウイルスの感染リスクを軽減するため、空調設備を強化し利用者の安全確保を図る。 【交付額】 空調設備改修 150千円 【交付対象】 茂木町	○									
栃木県	茂木町	2	第3セクター鉄道支援事業費交付金	【目的・効果】 真岡鐵道が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため実施する余裕運行を支援し、町民の移動手段の確保及び維持に資する。 【交付額】 運行支援金 6,841千円 【交付対象】 真岡鐵道株式会社	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
栃木県	大田原市	2	大田原市バス・タク シー事業者事業 継続支援金	地域公共交通事業者として事業継続に努めてきた乗合バス事業者等に対し、今後の事業継続を支援し、市民の移動手段を維持・確保することを目的に支援金を交付 【対象者】 ・市内を運行する「乗合バス事業者」 ・市内に本社・営業所のある「貸切・特定バス事業者」及び「タクシー事業者」 【交付額】 ・乗車定員11人以上の事業用自動車 1台当たり50,000円 ・乗車定員10人以下の事業用自動車 1台当たり17,000円		○							
栃木県	那珂川町	2	那珂川町交通事業 者等運行継続支援 金	【目的】 新型コロナウイルス感染症等の影響により収益が減少した交通事業者に対し、今後の事業継続を支援し、町民の移動手段の維持・確保に資することを目的とする。 【対象者】 町内のバス(乗合・貸切)事業者及びタクシー事業者 【交付額】 バス事業者:1台あたり15万円(補助上限30万円) タクシー事業者:1台あたり10万円(補助上限40万円)						●			
栃木県	那珂川町	2. 運行支援	那珂川町交通事業 者燃料価格高騰対 策支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通利用者が大幅に減少している一方、燃料価格や物価が高騰しているため、支援金を交付し、交通事業者の経営継続を支援することで、町民の移動手段の維持・確保に資する。 【対象者】 ・那珂川町において乗合バス事業を行う事業者 ・那珂川町に営業所を有するタクシー事業者 【交付額】 補助単価×実稼働相当台数 乗合バス:1台あたり20万円 タクシー:1台あたり2万5千円								●	
栃木県	那珂川町	2. 運行支援	那珂川町交通事業 者等運行確保継続 支援金	【目的】 町内に関係する交通事業の運行継続のため、町内を運行している乗合バス事業者のバス車両と、町内に営業所を有する事業者が所有し、事業の用に供している貸切バス・タクシー・運転代行業用車両に対して、車両維持に係る経費の一部を支援する 【対象者】 ・那珂川町において乗合バス事業を行う事業者 ・那珂川町に営業所を有するタクシー事業者 ・那珂川町に営業所を有する運転代行業者 【交付額】 補助単価×実稼働相当台数 保有台数 乗合バス:1台あたり15万円(上限4台) タクシー:1台あたり10万円(上限4台) 代行車両:1台あたり10万円(上限1台)									○
栃木県	那珂川町	2. 運行支援	那珂川町交通事業 者等運行確保継続 支援金	【目的】 新型コロナウイルス感染症蔓延下での利用者減少により、セダン型車両の借上台数が減少している。セダン車両の借上経費は、借上台数に応じて補助対象となるため、この減少が運行事業者の経営を圧迫していることから、コロナ補正前と令和4年度借上台数見込み分を比較し、減少する事業収益を支援する。 【対象者】 ・那珂川町デマンドタクシー「なかちゃん号」運行事業者 【交付額】 令和元年度:1,662台(基準) 令和4年度見込み:912台 差:750台 交付額:750台×1,200円=900,000円									○
栃木県	市貝町	2. 運行支援	真岡鐵道運行支援 事業	○目的:新型コロナウイルス感染症の影響により乗客が落ち込む中でも3密を回避するために乗客数に対して余裕を持った本数を確保して運行する交通事業者を支援する。 ○補助対象事業者:真岡鐵道株式会社 ○補助対象経費:余剰運転経費130,000千円×沿線自治体負担割合(市貝町5.639%) ○補助率:10/10以内 ○予算総額7,331千円		○							
栃木県	市貝町	4. その他	高校生等通学費支 援給付事業	○目的:電車やバス等の公共交通機関を利用して通学する高校生に対し、定期券等の交通費を補助し、子育て世帯の生活を支援するとともに、公共交通機関の利用促進につなげる。 ○補助対象者:子育て世帯 ○補助対象経費:通学定期券購入費 ○補助率:10/10以内(上限3万円) ○予算総額6,000千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
栃木県	市貝町	2. 運行支援	真岡鐵道運行支援事業	○目的：新型コロナウイルス感染症の影響により乗客が落ち込む中でも3密を回避するために乗客数に対して余裕を持った本数を確保して運行する交通事業者を支援する。 ○補助対象事業者：真岡鐵道株式会社 ○補助対象経費：余剰運航経費48,000千円×路線自治体負担割合（市貝町5.639%） ○補助率：10/10以内 ○予算総額2,706千円							○			
栃木県	市貝町	2. 運行支援	事業継続応援金	○目的：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者の事業継続を図る。 ○補助対象事業者：町内中小企業者（交通事業者以外も対象） ○補助金額：売上が前年同期比20%以上50%未満減少している事業者に応援金を交付（法人最大30万円、個人事業主最大20万円） ○予算総額50,000千円	○									
栃木県	益子町	2. 運行支援	公共交通等燃料費高騰対策事業	補助対象事業者 燃料費高騰の影響を受けた益子町内を運行する公共交通等運送事業者 補助対象経費 燃料購入費の一部 事業費 710千円								●		
栃木県	益子町	2. 運行支援	公共交通等燃料費及び物価高騰対策支援事業	補助対象事業者 燃料費高騰及び物価高騰の影響を受けた益子町内を運行する公共交通等運送事業者 補助対象経費 燃料購入費及び物品等購入費の一部 事業費 1,889千円									○	
栃木県	那須町	2. 運行支援	那須町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業	【目的・効果】 燃料価格高騰の影響を受けた町内の公共交通事業者の支援 【事業概要】 一般乗合旅客自動車運送事業者…路線バス1台あたり200千円を交付 一般乗用旅客自動車運送事業者…タクシー1台あたり25千円を交付 【事業費】 1,750千円									○	
栃木県	那須町	2. 運行支援	那須町交通事業者燃料価格高騰対策支援事業	【目的・効果】 燃料価格高騰の影響を受けた町内の交通事業者の支援 【事業概要】 一般貨切旅客自動車運送事業者…貨切バス1台あたり100千円を交付 貨物自動車運送事業者…営業車両50台以上1,200千円、40台以上49台以下900千円、30台以上39台以下700千円、20台以上29台以下500千円、10台以上19台以下300千円、1台以上9台以下100千円を交付 自動車運転代行事業者…1人あたり100千円を交付 【事業費】 7,900千円									○	
栃木県	高根沢町	2. 運行支援	高根沢町原油価格高騰緊急経済対策補助金(第2弾)	【事業概要】 コロナ禍において原油価格高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している町内の中小事業者等の事業継続を支援するため、その事業の用に供するための燃料費の一部の補助を行う。 【補助対象事業者】 町内で事業を継続している中小事業者等 【補助対象経費】 令和4年7月～同年12月までに支払った燃料費の合計 【補助額】 上記補助対象経費から令和3年7月～同年12月までに支払った燃料費の合計を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額又は120万円のいずれか低い額 【補助予算額】 27,328千円										●
山梨県	山梨県	1	タクシーにおける感染予防対策支援事業	タクシー事業者が行うマスク、消毒液、間仕切りカーテン等の購入に対し助成 ・補助先：県内タクシー事業者 ・補助率：1/2 ・予算総額：11,983千円		○								
山梨県	山梨県	2	地域公共交通利用促進キャンペーン事業	住民の生活や経済活動を支える路線バス及びタクシー事業者を支援するため、事前に登録した利用者（県民）が公共交通機関に支払った前金（申請額）の上乗せ額（支払額の50%）に対して助成 ・補助先：県内の路線バス・タクシー事業者 ・予算総額：69,412千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金(R2・1次補正分の活用の有無)	臨時交付金(R2・2次補正分の活用の有無)	臨時交付金(R2・3次補正分の活用の有無)	臨時交付金(R2・3次補正継続分の活用の有無)	臨時交付金(事業者支援分)の活用の有無	臨時交付金(追加事業者支援分)の活用の有無	臨時交付金(R3補正分)の活用の有無	臨時交付金(R3補正継続分・R4予備費)の活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
山梨県	山梨県	2	山梨県バス運行対策費補助金	既存の「山梨県バス運行対策費補助金」について、新型コロナウイルス感染症拡大によるバス事業の状況を鑑み、今年度に限り以下のとおり要綱を改正 ・補助要件の緩和 R1輸送量実績とR2輸送量実績を比較し、高い数値を元に補助要件を判定 2算出方法の変更 R1乗車密度実績とR2乗車密度実績を比較し、高い数値を元に補助額を算定 ・補助先：乗合バス事業者であって、協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に運送予定者として記載されている者 ・対象：地域間幹線系統の運行費									
山梨県	山梨県	2	やまなしバス交通オープンデータ化促進事業	バス情報等のリアルタイムGTFSS化のためのシステム改修及び車載器の更新に対して助成 ・補助先：一般社団法人山梨県バス協会 ・補助率：10/10 ・予算総額：31,020千円		○							
山梨県	山梨県	2	バス運行対策費補助金交付要綱の改正	既存のバス運行対策費補助金について、事業完了前に概算払いが可能となるよう、要綱の改正を実施 ・補助先：乗合バス事業者であって、協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に運送予定者として記載されている者 ・対象：地域間幹線系統の運行費及び車両減価償却費の一部									
山梨県	山梨県	4	ワクチン大規模接種センター設置事業費(貸切バス、乗合バス)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かないワクチン接種者の交通手段の確保 (2) コロナで経営が落ち込んだバス事業者への支援 【事業概要】 県が大規模接種センターを設置し、効率的にワクチン接種を行えるよう、貸切バス、乗合バスを活用して、大規模接種会場から県内の拠点までのシャトルバス輸送を実施。 【交付対象】 ・山梨県バス協会へ運行管理等を委託 【事業費】 88,120千円									
山梨県	山梨県	4	自動車運転代行業支援事業費	【目的・効果】 (1) まん延防止等重点措置下で反社会的損害を被った運転代行業に対する支援 (2) 代行利用者の回復、利用促進を図る 【事業概要】 グリーン・ゾーン(※)認証施設の利用者に対し、運転代行業者が展開する利用料金割引キャンペーンを県が支援し、利用促進を図るもの 【交付額】 1台当たり1,000円割引200回分、1台当たり上限20万円を助成 【事業費】 87,014千円 ※感染対策の整った施設に対し県独自で認定している					○				
山梨県	甲府市	1	甲府市観光事業者等衛生対策補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた観光事業者等への支援を目的に、衛生対策に係る経費の一部を補助(宿泊業・交通事業、小売業・飲食業) ○対象となる交通事業者 ・道路運送法第3条第1項に定められた一般旅客自動車運送事業者を営む者 ※福祉運送事業は対象外 ○補助上限額(交通事業) 5万円~50万円 ※業種・事業規模により区分 ○予算額 70,000千円		○							
山梨県	甲府市	2	甲府市公共交通等運行継続緊急支援金(第1弾)	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種施設の休業や外出自粛の要請により、継続的な運送事業に支障が生じている公共交通事業者等を支援し、市民生活に欠かせない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・路線バス事業者 甲府市内を運行範囲とするものは1系統につき20万円とし、甲府市内を経由するものは1系統につき5万円とする。 ・タクシー事業者 車両1台につき1万円とする。 ・貸切バス事業者 車両1台につき5万円とする。 【交付対象】 ・路線バス事業者 申請時点で甲府市内を運行範囲又は甲府市内を経由して運行している系統 ・タクシー事業者 申請時点で営業所(甲府市を営業区域に含む営業所に限る。)に配置している事業用自動車 ・貸切バス事業者 申請時点で営業所(山梨県を営業区域とする営業所に限る。)に配置している事業用自動車 【事業費】 10,170千円		○							
山梨県	甲府市	2	甲府市公共交通等運行継続緊急支援金(第2弾)	【事業概要・目的】 市民の日常生活に欠かせない公共交通の維持・確保するため、路線バス事業者の事業継続支援を行う。 【支援内容】 路線バス事業者において、甲府市内を運行範囲とするものは1系統につき20万円、甲府市内を経由するものは1系統につき5万円 【交付対象】 路線バス事業者 【予算総額】 5,000千円						○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
山梨県	甲府市	2. 運行支援	甲府市公共交通運 行継続緊急支援金 (第3弾)	【事業概要・目的】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、継続的な路線運行に支障が生じている公共交通事業者等を支援する。 【支援内容】 路線バス事業者：甲府市内を運行範囲とするものは1系統につき80万円、甲府市内を經由するものは1系統につき20万円 タクシー事業者：支援対象車両1台につき4万円 貸切バス事業者：支援対象車両1台につき24万円 自動車運転代行事業者：支援対象車両1台につき2万円 【交付対象】路線バス、タクシー、貸切バス、自動車運転代行事業者 【予算総額】38,800千円							○		
山梨県	都留市	4	都留市中小企業等 持続化特例支援金	対象：前年同月比で30%以上事業収入が減少した月があり、前年と比較して今年度の事業収入が10万円以上減少する見込みの事業者 概要：申請に基づき支援金として一律10万円を給付	○								
山梨県	都留市	2. 運行支援	公共交通事業者緊 急支援事業	事業の概要 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公共交通（バス）利用者の減少により、収益の悪化している事業者支援のため、バス路線の維持の ため補助金に上乗せして支援する。 補助対象事業者：富士急バス株式会社 補助対象経費：都留市生活バス路線維持費（10路線） 補助率：約30%（12,654,000円） 予算総額：36,700,000円							○		
山梨県	都留市	4. その他	都留市わくわくワ クテン号（タク シー）運行事業	事業の概要 次のいずれかに該当する市民に対し、その自宅等と新型コロナワクチン接種会場間の移動手段として、タクシー運行を行うものとする。 (1)身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者 (2)療育手帳Aの交付を受けている者 (3)要介護2から要介護5までの認定を受けている者 (4)前3号に規定する者と同等程度の状態にあり、他の公共交通機関を利用して接種会場へ行くことが困難である者 補助対象事業者：市内タクシー事業者 補助対象経費：被接種者の自宅等と接種会場まで送迎費用 補助率：100% 予算総額：6,000,000円							○		
山梨県	中央市	2	中央市新型コロナ ウイルスワクチン 接種高齢者タク シー利用料金助成 事業	【目的・効果】 移動手段のない高齢者のワクチン接種における移動手段を確保し、その費用負担を軽減することにより、 ワクチン接種の推進を図る。 【事業概要】 ワクチン接種対象者（高齢者等）が自宅と接種会場、市内医療機関の間の往復の際に市が協定したタクシー事業者を利用した場合の 費用を全額助成する。 【助成対象費用】 ・高齢者のタクシー利用料金									
山梨県	中央市	2	中央市地域活性化 商品券事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により疲弊している市民生活を下支えするとともに地域経済の活性化を図る。 【事業概要】 取扱店舗で利用ができる1万円分の商品券を市民1人あたり1万円の商品券を配布 【補助対象事業者】 市内商工業者（タクシー会社含む）				●					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	
					(R2・1次補正分の活用有無)	(R2・2次補正分の活用有無)	(R2・3次補正分の活用有無)	(R2・3次補正繰越分の活用有無)	(事業者支援分の活用有無)	(追加事業者支援分の活用有無)	(R3補正分の活用有無)	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
山梨県	中央市	2. 運行支援	中央市「心」あるまちへ！地域活性化キャンペーン第1弾	【補助対象事業者】 市内商工業者(タクシー会社含む) 【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により疲弊している市民生活を下支えするとともに地域経済の活性化を図る。 【事業概要】 第1弾 飲食店の利用代金を半額補助(上限5,000円)し、デリバリーとしてタクシーが500円で注文した商品を届けてくれる。				●					
山梨県	中央市	4. その他	中央市「心」あるまちへ！地域活性化キャンペーン第2弾	【補助対象事業者】 市内商工業者(タクシー会社含む) 【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により疲弊している市民生活を下支えするとともに地域経済の活性化を図る。 【事業概要】 第2弾 取扱店舗で利用ができる1万円分の商品券を市民1人あたり1万円の商品券を配布				●			○		
山梨県	中央市	1. 感染症防止対策	中央市「心」あるまちへ！地域活性化キャンペーン第3弾	【補助対象事業者】 市内商工業者(タクシー会社含む) 【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により疲弊している市民生活を下支えするとともに地域経済の活性化を図る。 【事業概要】 第3弾 キャンペーン期間中に、中央市内、市川三郷町内(以下「エリア内」)対象店舗においてQRコード決済(PaPay株)で決済(市外利用者も含む)をすと、決済金額の最大30%のPaPayボーナスが付与される。 ※上限:1回あたり3,000円相当、1か月あたり20,000円相当									
山梨県	中央市	2. 運行支援	中央市新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用料金助成事業	【目的・効果】 移動手段のない高齢者のワクチン接種における移動手段を確保し、その費用負担を軽減することにより、ワクチン接種の推進を図る。 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が自宅と接種会場、市内医療機関の間の往復の際に市が協定したタクシー事業者を利用した場合の費用を全額助成する。 【助成対象費用】 ・高齢者のタクシー利用料金									
山梨県	中央市	4. その他	地域公共交通事業者等支援金交付事業	【補助対象事業者】 市内公共交通事業者等 【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による利用客の減少及び原油価格高騰の影響を受けている公共交通事業者等に対し、事業継続の支援を目的とした支援金を交付する。 【事業概要】 事業のように供する車両の車種に応じて下記のとおり支援金を交付する。 大型自動車等:車両1台につき15万円 普通自動車:車両1台につき10万円 軽自動車:車両1台につき5万円									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
山梨県	笛吹市	2	笛吹市高齢者等新型コロナウイルスワクチン接種移動支援助成事業	【目的・効果】 在宅高齢者及び障害者の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を促進するため、タクシー利用料金の一部を助成することにより、重症化リスクが高い高齢者等への円滑な接種を実施する。 【事業概要】 対象者(高齢者等)がタクシーを利用してワクチン接種をする場合に、1回の乗車につき740円助成する。(2回接種×往復で最大4枚) 【交付額】 ・タクシー料金のうち、1回の乗車につき740円 【交付対象】 ・市内タクシー事業者等(個人タクシー含む) 【事業費】 67,292,640円			○						
山梨県	笛吹市	2	新型コロナウイルスワクチン接種に係る輸送サービス	【目的・効果】 ・ワクチン接種会場までの移動の利便性を高める。 ・接種会場の駐車場混雑緩和。 【事業概要】 貸切バスを活用して、市役所から接種会場までの輸送を実施(利用者負担なし)。 【事業費】 1,048千円									
山梨県	笛吹市	2	旅客関連事業者支援金事業	【目的・効果】 事業継続のための支援金 【概要】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い外出の控えや各種施設の休業により、特に大きく影響を受ける、市内旅客関連事業者に対し、事業及び感染症予防対策の継続を支援するための支援金を交付する。 【交付対象】 貸切バス事業者、タクシー事業者、運転代行事業者 【補助対象経費】 貸切バス事業者 支援対象車両数×15万円 + 10万円 タクシー事業者 支援対象車両数×10万円 + 10万円 運転代行事業者 支援対象車両数×10万円 + 10万円					●				
山梨県	北杜市	2	心がつながる応援券支給事業	新型コロナウイルス対策の一環として、感染拡大防止に留意しつつ市内の商店等において共通して使用できる商品券「心がつながる応援券」を市民に支給することにより、家計への支援を行い、市内での買い物推進し、市民生活の向上を図るとともに、地域経済の活性化と地域振興に取り組む。 ○対象 北杜市民一人当たり30,000円の商品券を支給 市内経済で特に疲弊している地域の主産業者である飲食・観光業を主な利用対象として、飲食店のほか、買い物やお出かけの地域の足となるバス・タクシー事業者への支払いにおいても利用可能な商品券として市民に配布する。	○								
山梨県	北杜市	4	高齢者及び妊婦への日常生活支援事業	高齢者及び妊婦の日常生活に不可欠な病院受診や生活必需品の購入等における個別移動手段を支援するためにタクシー券を支給 ○対象 ・75歳以上の1人暮らし世帯(在宅の方) ・妊婦している方 ○支給内容 月2,000円×3ヶ月分(6~8月分) ○予算 10,403千円									
山梨県	南アルプス市	2	宿泊・旅客運送事業者支援金給付事業	1旅客運送業 ・貸切バス 1台あたり10万円、上限100万円 ・タクシー、自動車運転代行 1台あたり3万円、上限30万円 2宿泊業 ※概要省略 (事業費15,640千円)									
山梨県	南アルプス市	2	新型コロナウイルスワクチン接種移送支援事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ・運転が出来ない、運転に不安がある65歳以上の高齢者を対象に、集団接種会場及び市内医療機関への往復に当たってタクシー及び送迎バスによる支援を行う。 ・タクシーについては、対象者に2回接種×往復分のタクシー券(上限なし)を4枚交付(利用期間:令和3年4月~12月)。 【交付額】 ・タクシーの乗車実績に基づく実費(委託料)をタクシー事業者に支払う。 【交付対象】 ・市内タクシー事業者 【事業費】 124,194千円									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
山梨県	南アルプス市	1	新型コロナウイルスワクチン接種移送支援事業	【目的・効果】 60歳以上の高齢者等への新型コロナウイルスワクチン接種(3回目まで)の迅速かつ円滑な実施のため。 【事業概要】 感染拡大に伴う外出自粛により利用者減少の影響を受ける市内タクシー事業者を活用し、「運転ができない」「接種後の運転に不安がある」高齢者等が積極的に接種を受けられる体制を整備する。 【交付額】 タクシーの乗車実績に基づく実費(委託料)をタクシー事業者に支払う。 【交付対象】 市内タクシー事業者 【事業費】 47,194千円						●			
山梨県	韮崎市	1	韮崎市新型コロナウイルス感染症対策店舗等応援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、顧客確保や感染症対策を行う中小企業者(道路旅客運送業者を含む)を応援するため、誘客促進や業務転換等に要する経費の一部を補助 補助対象事業 1. 食事のテイクアウトやデリバリーに関する事業 2. 店舗等、バス・タクシーの感染症対策に関する事業 3. 顧客確保や誘客を図るためのPRに関する事業 4. 店舗等の感染予防対策・業務転換を目的とした改修・改装に関する事業 補助率 3/4~4/5(企業規模による) 補助上限額 3万~20万									
山梨県	身延町	1	身延町便利屋タクシー活用支援事業	○町内各タクシー事業者が行っている「便利屋タクシー」(救援事業)を利用しやすくするための補助 ○町内 ○「便利屋タクシー」の最初の30分の利用料金1,000円を補助(※便利屋タクシー利用料30分まで1,000円、以降15分ごとに500円) ○予算総額10万円									
山梨県	南都町	1	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場まで相乗りでタクシーを利用することができる(無料)。 【交付額】 ・タクシー借り上げ30分単位で送迎から会場までの時間で支払い。 【交付対象】 ・町内タクシー事業者 【事業費】 1000千円									
山梨県	山中湖村	4	山中湖村新型コロナウイルス感染症拡大緊急経済支援給付金(ファンバシ給付金)事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている観光事業者を支援する。 【事業概要】 持続化給付金を受給している観光関連事業者へ前年の売上額に応じて給付金を支給 持続化給付金の給付対象外の事業者で、ひと月の売り上げが前年同月比20%以上減少している事業者へ前年の売上額に応じて給付金を支給 ※一般乗用旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者も対象としている。 【交付対象】 村内に納税住所を有する観光事業者を営む中小法人及び個人事業主であり、かつ、令和2年1月以降に前年同月比で事業収入が20%以上減少している者に対し、前年売上に応じて10万円から50万円を支給する。 【事業費】 100,192千円	○	○	○						
山梨県	西桂町	1	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民の交通手段の確保 (2) 新型コロナウイルスで影響を受けた町内の観光事業会社を支援 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動にバスを利用し送迎する 【交付額】 ・往復1回30,000円 【交付対象】 ・町内の観光会社 【事業費】 3,750千円					●				
山梨県	西桂町	1	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない町民で且車椅子を必要とし介助の必要とする方の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が接種会場までの移動に車椅子を乗せることができる車を利用し送迎する 【交付額】 ・往復1回5,000円 【交付対象】 ・地域福祉事業所 【事業費】 200千円					●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
山梨県	大月市	2	がんばろう大月公 共交通事業者等運 行継続支援金交付 事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種施設の休業や外出自粛の要請により、継続的な運送事業に支障を生じている公共交通事業者 等に対し、予算の範囲内において事業継続のための支援を行う。 【交付対象者】 ・路線バス事業者 ・貸切バス事業者 ・タクシー事業者 (福祉輸送限定事業を含む。) ・運転代行業者 【交付額】 ・路線バス事業者 支援対象車両1台につき25万円 ・貸切バス事業者 支援対象車両1台につき10万円 ・タクシー事業者 支援対象車両1台につき5万円 (福祉輸送限定事業含む) ・運転代行事業者 支援対象車両1台につき5万円			○						
山梨県	大月市	1	がんばろう大月路 線バス利用者感染 対策・安全対策支 援金交付要綱	【目的・効果・事業概要】 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、路線バス利用者の感染対策及び安全対策を講じ、利用促進を図るため、予算の範囲内におい て支援を行う。 【事業費】 補助対象者：路線バス事業者 補助対象経費：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要する経費 路線バス利用者の安全対策に要する経費 補助額：上限100万円						○			
山梨県	大月市	2. 運行支援	がんばろう大月公 共交通事業者等運 行継続緊急支援金 事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や物価・原油価格高騰の影響を受ける市内公共交通事業者等の運行の継続を緊急的に 支援するもの。 【交付対象】 市内公共交通事業者 (路線バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、運転代行事業者) 【事業費】 13,350千円								●	
山梨県	富士吉田 市	1	新型コロナウイル スワクチン接種促 進事業 (市内循環 バス)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだバス利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者 (高齢者等) が接種会場に行くための移動手段の一部として市内循環バスを利用した場合、その運賃を無料とす る。 【交付対象】 ・市内循環バス運行事業者									
山梨県	富士吉田 市	1	新型コロナウイル スワクチン接種促 進事業 (シャトル バス)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだバス利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者 (高齢者等) が接種会場に行くための移動手段の一部として市街地中心部と接種会場を結ぶシャトルバスを運行す る。 【交付対象】 ・市内バス事業者、市内バス運行事業者									
山梨県	富士吉田 市	2	新型コロナウイル スワクチン接種促 進事業 (タク シー)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだタクシー利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者 (高齢者等) が接種会場まで自己負担なしでタクシーを利用することができる (市内および隣接自治体の接種会場 と自宅との往復のみ)。 【交付額】 ・タクシー利用料金全額 【交付対象】 ・市内タクシー事業者等 (個人タクシー含む)									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
山梨県	甲斐市	2	甲斐市地域公共交通 緊急支援対策事業 費補助金	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内を運行する地域公共交通事業者を支援し、市民生活に欠かさない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・路線バス事業者 令和2年10月1日時点で、市内を運行し、市内で乗降ができるバス路線数(高速バス含む)×10万円 ・タクシー事業者 令和2年10月1日時点で、市内の本社、営業所又は事業所で保有する車両数×10万円 【交付対象】 市内に本社、営業所又は事業所を有する路線バス事業者及びタクシー事業者 【事業費】 12,600千円									
山梨県	甲斐市	2	甲斐市地域公共交通 緊急支援対策事業 費補助金(追加 支援)	【目的・効果】 山梨県が県下全域を対象に要請した、新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力及び食事提供施設等への営業時間の短縮協力に伴い、事業活動に影響が生じた地域公共交通事業者を支援し、市民生活に欠かさない地域に密着した輸送サービスを維持する。 【交付額】 ・バス事業者 1令和3年2月1日の午後9時から翌日の午前5時までの間に市内を運行し、市内で乗降ができるバス路線便数×10万円 2令和2年10月1日時点で、市内を運行し、市内で乗降ができる高速バス路線数×10万円 ・タクシー事業者 令和2年10月1日時点で、市内の本社、営業所又は事業所で保有する車両数×10万円 【交付対象】 市内に本社、営業所又は事業所を有する路線バス事業者及びタクシー事業者 【事業費】 10,600千円			○						
山梨県	甲斐市	1	甲斐市新型コロナ ウイルスワクチン 接種 タクシー送 迎事業	【目的・効果】 (1) ワクチン接種の接種率向上と交通弱者の支援を図る 【事業概要】 対象者がワクチン接種を目的に利用したタクシー運賃等を原則、全額支払うものとする。 【交付額】 タクシー運賃等を原則、全額負担。市外の医療機関において個別接種する場合、片道3,000円を運賃の上限として支払う。 【交付対象】 市指定タクシー事業者 【事業費】 他部署で計上									
山梨県	甲斐市	2. 運行支援	地域公共交通緊急 支援対策事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び感染予防に伴い、公共交通の利用者が減少する中において、市内における地域公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行を継続させる。 【事業概要】 路線バス(高速バス含む。)事業者及びタクシー事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。 【交付対象】 ・(路線バス事業者)市内を運行し、市内で乗降ができる路線バス停留所を有する路線バス及び高速バスの路線数×10万円 ・(タクシー事業者)市内の本社、営業所又は事業所で保有する車両(当該事業に用いる車両に限。)数×10万円 【事業費】 11,900千円									
山梨県	甲州市	1	デマンドバス飛沫 感染防護板設置事 業	【目的・効果】 市が委託するデマンド交通用車両5台について、 運転席の後ろに飛沫感染を防止するための透明ポリカーボネート板を設置 【予算額】 206千円		○							
山梨県	甲州市	1	甲州市新型コロナ ウイルスワクチン 接種移動支援事業 (市民バス、デマ ンドバス、タク シー) (市独自)	【目的・効果】 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)が自宅から接種会場までの移動にタクシーを利用した場合、その運賃を無料とし、市民バス又はデマ ンドバスを利用した場合、その運賃を減免とする。 【交付対象】 ・タクシー 【事業費】 1,500千円(予定)									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
山梨県	甲州市	2. 運行支援	交通事業者支援交付金事業	【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛要請など人流抑制の影響を受けている公共交通の確保・維持のため、交通事業者(タクシー・運転代行)の支援を目的とする。 【事業概要】 市内の交通事業者に対する支援 1事業者あたり15万円と車両1台あたり2万円を交付する 【交付対象】 市内タクシー事業者及び市内運転代行事業者 【事業費】 180万円							○		
山梨県	上野原市	2	上野原市地域公共交通事業者支援金	【概要・目的】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において公共交通の維持のために感染対策を実施する中で業務を継続する交通事業者に対し、支援金を交付する。 【交付額】 1事業者 定額10万円+車両数×2万円 【交付対象】 市内に営業所を置いている交通事業者(一般社団法人山梨県バス協会加盟の路線バス事業者及び貸切バス事業者又は一般社団法人山梨県タクシー協会加盟のタクシー事業者) 【事業費(予算額)】 1,680千円	○	○							
山梨県	上野原市	4	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだバス事業者の回復 【事業概要】 ワクチン接種対象者(65歳以上高齢者等)の接種会場までの移動のため、県バス協会へ業務を委託し、無料送迎バスを運行する。 【事業費】 概ね3,000千円									
山梨県	上野原市	2	第2次上野原市地域公共交通事業者支援金	【概要・目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大による国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う外出の自粛要請等の影響を受けた交通事業者に対し、支援金を交付する。 【交付額】 1事業者 定額10万円+車両数×2万円 【交付対象】 市内に営業所を置いている交通事業者(一般社団法人山梨県バス協会加盟の路線バス事業者及び貸切バス事業者又は一般社団法人山梨県タクシー協会加盟のタクシー事業者)						●			
山梨県	鳴沢村	4. その他	鳴沢村高齢者外出支援事業	本村に住所を有する70歳以上の者で運転免許証を所持していない者、本村に住所を有する60歳以上70歳未満の者で運転免許証を返納し運転経歴証明書所持している者に対して、バス又はタクシー利用料の一部を助成する。利用者は、バス又はタクシー利用助成のどちらか一方を選択し、バスにおいては富士急バス株式会社が発行しているシルバー定期券1年用を購入する費用の一部を助成し、タクシーにおいては村長が指定した一般乗用旅客自動車運送業を営む法人が運行の用に供しているタクシーを利用する際に助成する。									
山梨県	富士河口湖町	2. 運行支援	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業(送迎バス)	【目的・効果】 (1) 自家用車等でワクチン接種会場に向かえない市民の交通手段の確保 (2) コロナで落ち込んだバス利用者の回復、新規利用者の獲得 【事業概要】 ワクチン接種対象者(高齢者等)のために接種会場までの専用のバスを運行する。 【交付対象】 バス運行事業者 【事業費】 10,290千円(事業費助成として)									
山梨県	甲府市	2. 運行支援	甲府市公共交通運行継続緊急支援金(第4弾)	【事業概要・目的】 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、継続的な路線運行に支障が生じている公共交通事業者等を支援する。 【支援内容】 路線バス事業者: 甲府市内を運行範囲とするものは1系統につき120万円、甲府市内を経由するものは1系統につき30万円 タクシー事業者: 支援対象車両1台につき6万円 貸切バス事業者: 支援対象車両1台につき36万円 自動車運転代行事業者: 支援対象車両1台につき3万円 【交付対象】 路線バス、タクシー、貸切バス、自動車運転代行事業者 【予算総額】 58,140千円									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
山梨県	中央市	4. その他	中央市「心」ある まちへ！地域活性 化キャンペーン第 4弾	【補助対象事業者】 市内商工業者(タクシー会社、運転代行業者含む) 【目的・効果】 新型コロナウイルス感染症により疲弊している市民生活を下支えするとともに地域経済の活性化を図る。 【事業概要】 取扱店舗で利用ができる商品券を市民1人あたり1万円(18歳以下は1万5千円)分配布									○	
山梨県	上野原市	2. 運行支援	上野原市第3次地 域公共交通事業者 支援金事業	【目的・効果】 コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者に対し、公共交通を維持・確保していくための経営支援 【概要】 市内に営業所を置く交通事業者に対し、1事業者あたり10万円を交付。さらに事業者毎に保有する車両につき、バス25万円/台、タク シー20万円/台を加算し、また燃料高騰部分の支援においても年間使用量の平均に基準額を乗じた額も加算した金額を交付する。 【交付対象】 市内交通事業者(7社) 【事業費】 17,104千円									●	○
新潟県	新潟県	1	新潟県新型コロナウイルス感染拡大 防止対策推進支援 金	バス、タクシー事業者等、新型コロナウイルス感染症防止に必要な衛生設備の導入や衛生用品の購入等に関する経費、一事業者あたり5万円~20 万円(補助率10分の10)	○									
新潟県	新潟県	1	新潟県地域公共交 通感染症拡大防止 対策事業費補助金 (R2)	・対象事業者 新潟県内の鉄道、離島航路、バス、タクシー事業者 ・対象経費 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用 ・補助率 1/2等 ・予算総額 499,456千円 ※圏地域公共交通感染症拡大防止対策事業(2次補正分)の上乗せ補助		○								
新潟県	新潟県	1	新潟県地域公共交 通感染症拡大防止 対策事業補助金 (R3)	・対象事業者 鉄道、離島航路、バス、タクシー事業者 ・対象経費 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する経費を支援 ・補助率 1/2等 ・予算総額 128,657千円 ※圏地域公共交通感染症拡大防止対策事業(3次補正分)の上乗せ補助										
新潟県	新潟県	2	粟島航路事業継続 支援事業	・対象事業者 粟島汽船株式会社 ・事業内容 新型コロナウイルス感染症拡大により経営に大きな影響を受けた粟島航路の安全な運航の確保に向けた取組を支援 ・予算総額 13,537千円		○								
新潟県	新潟県	2	新潟県バス運行対 策費補助金	バス事業者 新潟県では地域間幹線系統への補助(生活交通路線維持費補助金)について、概算払いのできる規定を追加予定										
新潟県	新潟県	2	佐渡航路事業継続 支援事業	・対象事業者 佐渡汽船 ・対象経費 佐渡航路の事業継続に向けた支援(コロナ対応) ・補助率等 支援金 ・予算総額 715,802千円		○								
新潟県	新潟県	2	県内高速バス運行 継続支援事業	・対象事業者 バス事業者(県内高速バス路線) ・対象経費 利用が低迷している県内高速バス路線に対し、持続可能な運行体制を検証するための実証運行等の取組に対して、市町村と協調して支援 ・補助率等 支援金 ・予算総額 104,827千円		○								
新潟県	新潟県	2	県内高速バス運行 継続支援事業	・対象事業者 バス事業者(県内高速バス路線) ・対象経費 利用が低迷している県内高速バス路線に対し、実証運行の取組検証を実施するための経費を支援 ・補助率等 支援金 ・予算総額 86,871千円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
新潟県	新潟県	2	タクシー事業継続支援金	・対象事業者 タクシー事業者(個人・法人) ・対象経費 タクシー事業者の安全安心な運行を維持していくために要する経費の一部を支援 ・補助率等 タクシー1台当たり5万円 ・予算総額 145,800千円										
新潟県	新潟県	2	粟島航路事業継続支援事業	・対象事業者 粟島汽船 ・対象経費 粟島汽船の事業継続に向けて、粟島汽船が最大限の自動努力を行ってもなお不足する資金について、県と粟島浦村が協議して支援 ・補助率等 支援金 ・予算総額 200,000千円										
新潟県	新潟県	4	地方鉄道広報・宣伝施策緊急支援事業	・対象事業者 新潟県内の第三セクター地方鉄道事業者 ・対象経費 新型コロナウイルス感染症終息後の鉄道利用促進に向けて鉄道事業者が実施する広報・宣伝施策に係る経費 ・補助率 1/2 ・予算総額 3,669千円	○									
新潟県	新潟県	4	消費喚起・需要拡大プロジェクト応援事業	・対象事業者 タクシー事業者等を含む県内各種団体 ・対象経費 新型コロナウイルス発生の影響により落ち込んだ県内経済の回復に向け、県・ハイタク協会が行う需要拡大の取組(R2:タクシー初乗り無料チケットのプレゼント・R3:タクシーに乗車した方を対象としたプレゼントキャンペーン)に対して支援 ・補助率等 3,000千円~13,000千円 ・予算総額 (R2)385,428千円、(R3)901,995千円		○								
新潟県	新潟県	4	新潟県事業継続支援金	・対象事業者 タクシー、運転代行事業者等を含む飲食関連事業者 ・対象経費 飲食店の売上減少により、長期にわたり厳しい経営状況が続いている飲食関連事業者等に対し、事業継続に向けた支援金を支給 ・補助率等 単独事業所20万円(複数事業所40万円) ・予算総額 1,280,000千円		○								
新潟県	新潟市	1. 2	バス・タクシー事業者緊急支援事業(観光バス)	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行う観光バス(貸切バス)運行事業者に対し支援する。 ・観光バス事業者 1社当たり:基本額50万+観光バス事業に供する車両台数×5万 ・予算総額(予定) 1,600万円		○								
新潟県	新潟市	1. 2	バス・タクシー事業者緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら公共交通を維持確保している公共交通事業者に対して支援金を交付する。 ・乗合バス事業者 1社当たり:基本額50万+乗合事業に供する車両台数×5万 ・法人タクシー事業者 1社当たり:基本額25万+タクシー事業に供する車両台数×2万 ・個人タクシー事業者 タクシー事業に供する車両台数×2万 ・予算総額(予定) 7,400万円		○								
新潟県	新潟市	2. 4	タクシー事業者デリバリーサービス補助事業	公共交通を確保しつつ経済を活性化することを目的に、国の特例許可制度に基づき、飲食店のデリバリーサービスを実施しているタクシー事業者に対して補助金を交付する。 ・タクシー事業者 -準備経費として実施車両1台あたり1万(上限1社につき10台まで) -1配送あたり250円 ・予算総額(予定) 3,600万円		○								
新潟県	新潟市	1	非接触型キャッシュレス決済システム導入実証実験	新型コロナウイルス感染症拡大の要因となる接触機会を減らし、感染抑制に向けた衛生環境を構築するため、ICカード未対応のコミバス等を対象に、非接触型キャッシュレスシステムの導入実証実験を実施。 ・対象路線:区バスの一部、観光循環バス ・利用方法:スマートフォンによる運賃精算 ・予算総額(予定) 53,000千円		○								
新潟県	新潟市	1	新バスシステム改善事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新しい生活様式で安心して公共交通が利用できるようバス待ち環境を整備する。 ・予算総額(予定) 46,400千円		○		○						
新潟県	新潟市	1	区バス車両感染対策事業	・対象経費 既存区バス車両への車内換気システムの構築及び車内換気システムを備えた車両の入れ替に係る経費 ・予算総額 75,400千円			○	○						
新潟県	新潟市	2	バス・タクシー利用者支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、公共交通の利用者が大きく減少しており、公共交通利用者を増やすため、中学生、大学・専門学校生に対し支援する。併せて、マイクロリズムを含む観光利用や来訪者、市民などのバス・タクシー利用者に対し、支援する。 ・ICカードへのポイントチャージ等(3,000円分) ・路線バス1日乗車券の半額補助(500円分) ・タクシー割引券の配布(300円分) ・予算総額(予定) 333,000千円		○								
新潟県	新潟市	2	県内高速バス運行継続支援事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、県内高速バスの利用者は減少し、路線の減便や廃止が懸念される状況にあることから、県と沿線13市が連携し、一時的に支援を行う。 ・長岡線、上越線、柏崎線、糸魚川線、燕三条線、十日町線、五泉村松線 ・予算総額(予定) 15,135千円			○							
新潟県	新潟市	2	バス・タクシー事業者緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら公共交通を維持確保している公共交通事業者に対して支援金を交付 ・乗合バス事業者 1社当たり:基本額50万+乗合事業に供する車両台数×10万 ・法人タクシー事業者 1社当たり:基本額25万+タクシー事業に供する車両台数×4万 ・個人タクシー事業者 タクシー事業に供する車両台数×4万 ・予算総額(予定) 13,550万円						○				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正額分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
新潟県	新潟市	2	バス・タクシー事業者緊急支援事業(観光バス)	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行う観光バス(貸切バス)運行事業者に対し支援 ・観光バス事業者 1社当たり:基本額50万円+観光バス事業に供する車両台数×10万円 ・予算総額(予定)2,180万円						○			
新潟県	新潟市	2	バス・タクシー利用者支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い大きく減少している公共交通利用者を増加させるため、利用者に対する各種支援を行うもの。 ・ICカードへのポイントチャージ率(3,000円分) ・路線バス1日乗車券の半額補助(500円分) ・タクシー割引券の配布(300円分) ・予算総額(予定)198,000千円							○	○	
新潟県	新潟市	2	路線バス事業者緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、路線バスの利用者数がコロナ前の70~80%で推移している中、オミクロン株によるさらなる利用者の減少が、事業者の損益に多大な影響を与えており、今後の減便を抑制し市民の移動利便性を確保するため、経営的支援を行うもの。 ・予算総額(予定)250,000千円									
新潟県	新潟市	2	県内高速バス運行継続支援事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、県内高速バスの利用者は減少し、路線の減便や廃止が懸念される状況にあることから、県と沿線13市が連携し、一時的に支援を行う。 ・長岡線、上越線、柏崎線、糸魚川線、燕三条線、十日町線、五泉村松線 ・予算総額(予定)5,000千円									
新潟県	新潟市	2	タクシー事業者等緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の減少下において、原油価格や物価の高騰による事業への影響が大きい市内公共交通及び市内外への旅客輸送の維持に努めたバス事業者やタクシー事業者に対し支援 ・乗合バス事業者 1社当たり:乗合事業に供する車両台数×10万円 ・タクシー事業者 1社当たり:タクシー事業に供する車両台数×4万円 ・予算総額(予定)6,000万円									●
新潟県	新潟市	2	タクシー事業者等緊急支援事業(観光バス)	新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の減少下において、原油価格や物価の高騰による事業への影響が大きい市内公共交通及び市内外への旅客輸送の維持に努めた観光バス(貸切バス)運行事業者に対し支援 ・観光バス事業者 1社当たり:観光バス事業に供する車両台数×10万円 ・予算総額(予定)1,600万円									●
新潟県	長岡市	1	感染防止交通事業者支援補助金	・対象事業者 市内路線バス、タクシー、コミュニティバス運行事業者 ・対象経費 マスクの購入や車内の消毒、飛沫防護対応等にかかる経費 ・補助額(上限額) バス 1万5千円/台 タクシー 8千円/台 ・予算総額 6,200千円	○								
新潟県	長岡市	2	公共交通等事業継続支援金	・対象事業者 市内乗合バス、貸切バス、タクシー事業者 ・支援要件 令和2年2月から令和3年1月のうち、3か月分の旅客運送に係る収入の合計が、前年同月の合計と比べて30%以上減少していること ・支援額 ①乗合・貸切バス事業者 市内の営業所に配置されている車両1台につき3万円 ②タクシー事業者 長岡市域に係る営業区域の事業用車両1台につき2万円 ・予算総額 14,800千円		○							
新潟県	長岡市	2	路線バス運行維持支援金	・対象事業者 路線バス運行事業者 ・支援内容 市が政策的に運行を依頼するバス路線について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、運行を維持するため必要な経費を支援 ・予算総額 10,000千円 ・対象期間 令和2年4月1日~令和3年3月31日運行分			○						
新潟県	長岡市	2	県内高速バス支援負担金	・対象事業者 県内高速バス運行事業者 ・支援内容 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた県内高速バス路線を維持するため、新潟県、沿線市で協調支援を行う。 沿線市は県が距離や利用者数により算出した割合に応じ、県へ負担金を支払い、県から交通事業者へ支援金を交付する。 ・予算総額 9,120千円			○						
新潟県	長岡市	2	公共交通等事業継続支援金	・対象事業者 乗合バス・貸切バス事業者、タクシー事業者 ・対象経費 令和2年2月から令和4年1月のうち、3か月分の旅客運送に係る収入の合計が、前々年同月の合計と比べて30%(または10%)以上減少していること。 ・支援額 ①乗合・貸切バス事業者:市内の営業所に配置されている車両1台につき10万円 ②タクシー事業者:長岡市域に係る営業区域の事業用車両1台につき7万円 ※減収割合が10~29%の場合、それぞれ半額 ・予算総額 50,000千円						●			
新潟県	長岡市	2	路線バス運行維持支援金	・対象事業者 路線バス運行事業者 ・支援内容 市が政策的に運行を依頼するバス路線について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、運行を維持するため必要な経費を支援 ・予算総額16,000千円 ・対象期間 令和3年4月1日~令和4年3月31日運行分							○	○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
新潟県	長岡市	4	路線バスキャッシュレス導入実証実験事業補助金	・対象事業者 長岡市地域公共交通協議会 ・対象経費 公共交通利用者の感染リスクの低減、利便性の向上、運行の効率化、乗訪者の受け入れ体制強化のため、協議会が市内中心部を運行する路線バスに対して試行的に実施するキャッシュレス(ICカード)決済の導入に係る経費 ・補助率 10/10 ・予算総額 11,500千円		○								
新潟県	長岡市	4	公共交通利用回復応援事業	・対象事業者 長岡市地域公共交通協議会 ・対象経費 協議会が取り組む「バス・タクシー共通割引券事業」にかかる経費 <割引事業の概要> 市政だよりに市内タクシー乗車、路線バス・コミュニティバス回数券購入のいずれかで利用できる500円割引券を掲載し、全世帯へ配布。割引分は利用実績に応じて全額を協議会が交通事業者へ補助。 ・予算総額 41,500千円		○								
新潟県	長岡市	4	新型コロナウイルスワクチン接種高齢者移動支援事業	・対象事業者 長岡市地域公共交通協議会 ・対象経費 新型コロナウイルスワクチン接種時、高齢者がタクシーを利用して移動する場合にかかるタクシー運賃(割引) <割引事業の概要> 令和3年6月~9月 市政だよりに500円割引券を4枚掲載し、配布。また、集団接種会場等に設置。割引分は利用実績に応じて全額を協議会がタクシー事業者へ補助 令和4年1月~3月 65歳以上の3回目接種を対象に、接種券にタクシー割引券500円2枚を同封して発送。利用実績に応じて協議会がタクシー事業者へ補助を行う (※この3回目接種に係るのみ、臨時交付金対象外) ・予算総額20,000千円				●						
新潟県	長岡市	4	公共交通利用促進事業	・対象事業者 長岡市地域公共交通協議会 ・対象経費 協議会が取り組む「バス・タクシー共通割引券事業」にかかる経費 <割引事業の概要> 市政だより9月号に市内タクシー乗車、路線バス、コミュニティバス回数券購入のいずれかで利用できる500円割引券2枚を掲載し、全戸配布。割引分は利用実績に応じて全額を協議会が交通事業者へ補助。利用者減少が顕著な公共交通の利用促進を目的とする。 ・予算総額 30,000千円				●						
新潟県	長岡市	2	県内高速バス支援負担金	<R3年度> ・対象事業者 県内高速バス運行事業者 ・支援内容 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた県内高速バス路線を維持するため、新潟県、新潟県バスネットワーク協議会、沿線市で協調支援を行う。 沿線市は県が距離や利用者数により算出した割合に応じ、新潟県バスネットワーク協議会へ負担金を支払い、協議会から交通事業者へ支援金を交付する。 ・予算総額 6,464千円							○	○		
新潟県	長岡市	2	公共交通等事業継続支援金	・対象事業者 市内乗合バス、貸切バス、タクシー事業者 ・支援内容 新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰の影響が続く中、市内公共交通網及び市民の送客維持に努めている事業者を支援する。 ・事業期間 令和4年7月~9月 ・支援額 乗合、貸切バス事業者 市内の営業所に配置されている車両1台につき6万円 タクシー事業者 長岡市域に係る営業区域の事業用車両1台につき4万円 ・予算総額 28,800千円									●	
新潟県	長岡市	4	新型コロナウイルスワクチン接種高齢者移動支援事業	・対象事業者 長岡市地域公共交通協議会 ・対象経費 新型コロナウイルスワクチン接種時、高齢者がタクシーを利用して移動する場合にかかるタクシー運賃(割引) ・事業期間 令和4年4月~3月(臨時交付金対象は~2月、3月利用分は対象外とする。) 65歳以上の3~5回目接種を対象に、接種券にタクシー割引券500円2枚を同封して発送。利用実績に応じて協議会がタクシー事業者へ補助を行う。 ・予算総額12,600千円									●	
新潟県	長岡市	4	電気バス導入支援事業	・対象事業者 越後交通株式会社(リース事業者に補助金受領を委任) ・支援内容 コロナ禍の影響で利用者が減少している公共交通機関におけるポストコロナ対策として、事業者が購入する電気バスの費用の一部を補助することで、公共交通機関の利用及び脱炭素社会の気運醸成を図るため。 ・対象車両 長岡市が政策的に運行している中央環状線「くるりん」の専用車両。 ・予算総額 (車両41,800千円+装備品3,000千円)×2台×1/4(補助率)=22,400千円									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
新潟県	長岡市	4	運送事業者支援金	・対象事業者 市内に本社・支店・営業所等を有する一般貨物自動車運送事業者 ※タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業、量販事業を除く ・支援内容 市民の生活やあらゆる産業を支える貨物運送事業の営業継続を支援する。 ・申請期間 令和4年7月19日～8月31日 ・支援額 長岡市内に配置登録のある営業用車両1台当たり5万円 ※1事業者当たり上限100万円 ・予算総額 123,291千円									●
新潟県	燕市	2	デリバリーサービス連携補助金	・飲食店の料理をタクシーで宅配する場合に係る宅配費用の一部を補助する。 ・補助率10/10 上限1配達500円 ・予算総額2,750千円									
新潟県	燕市	1	新型コロナウイルス感染症予防物資支援事業	・コミュニティバス(デマンド含む)運行事業者およびごみ収集業者に対して、消毒用アルコールやマスク、ゴム手袋を配付 ・予算総額 3,000千円	○								
新潟県	燕市	1	タクシー事業者応援クーポン事業	令和3年度中に65歳以上となる方に対して、タクシークーポン券4,000円分(1,000円×4枚)を配付し、タクシー事業者の支援とともに、ワクチン接種会場への移動支援とした。 ・対象事業者 市内タクシー事業者 ・対象経費 タクシークーポン券の使用枚数(1枚につき1,000円)に応じた経費 ・予算総額 90,000千円				○					
新潟県	燕市	2	交通事業者応援クーポン券配布事業	・市広報誌と併せて、タクシー利用券500円券4枚(計2,000円分)を配付し、タクシー(福祉タクシー、運転代行含む)の利用促進とした。 ・対象申請事業者:タクシー事業者(福祉タクシー、運転代行含む) ・予算額 30,000千円		○							
新潟県	燕市	2	市内公共交通運行委託事業者支援金事業	・売上が減収するなど影響を受けた公共交通委託事業者に対して支援金を支給し、今後の安定した事業の継続を支援します。 ・支援金:1事業者あたり、50万円を上限とし、算定期間において、料金収入減少額が生じた月に限り、算定基準により算出した金額。 ・予算額 4,000千円		○							
新潟県	燕市	2	タクシークーポン事業	令和3年度中に65歳以上となる方で、2回目のワクチン接種を完了された方に対して、タクシークーポン券2,000円分(1,000円×2枚)を配付し、タクシー事業者の支援とともに、ワクチン接種会場への移動支援とした。 ・対象事業者 市内タクシー事業者 ・対象経費 タクシークーポン券の使用枚数(1枚につき1,000円)に応じた経費 ・予算総額 46,710千円				○					
新潟県	見附市	1	公共交通事業者へマスク配布	・市内企業から寄付を受けたサージカルマスク約850枚を市内公共交通事業者4社へ配布									
新潟県	見附市	2	公共交通共通利用券	・コミュニティバス・市内を運行する路線バス・デマンド型乗合タクシー・市内タクシーで利用できる共通利用券を発行(市広報誌にて100円×5枚を発行)	○								
新潟県	見附市	2	デマンド型乗合タクシー日曜祝日便の運行	・デマンド型乗合タクシーの日曜祝日便を運行することで、タクシー事業者を支援	○		○						
新潟県	見附市	2	貸切バス・タクシー事業者支援補助金	・市内運輸事業者の事業継続のため、バス1台につき40,000円、タクシー1台につき15,000円の補助による支援	○					○			
新潟県	三条市	2	県内高速バス運行継続支援事業	対象事業者:県内高速バス運行事業者 概要:県内高速バスの運行維持のため、県と沿線市が協調して事業者に支援金を交付する。 ・予算総額:2,704千円(三条市負担額)							○		
新潟県	三条市	4	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業(タクシー)	コロナワクチンを接種するための移動手段を確保することが難しい市民を支援するため、タクシー利用券を配布し、迅速に高齢者等がワクチン接種できるよう市がタクシー運賃の一部を助成する。(事業費R3年度69,850千円、R4年度6,000千円)								○	●
新潟県	三条市	2	三条市原油価格・物価高騰対応交通事業者支援金	対象事業者:デマンド交通等事業者、乗合バス事業者 概要:原油等価格高騰の影響を受ける事業者の負担を軽減するとともに、公共交通の維持強化を図る観点から、支援金を交付 ・算定方法:過去の運行実績を参考に、各事業における1年当たりの燃料使用量を算出し、燃料費高騰相当分の単価を乗じたものを支援金額として算出 ・予算総額:16,792千円									○
新潟県	三条市	2	三条市原油価格・物価高騰対応運送事業者等支援金	対象事業者:トラック事業者、路線バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者 概要:原油等価格高騰の影響を受ける事業者の負担を軽減するため、支援金を交付 ・算定方法:トラック:1台につき40,000円、貸切バス、路線バス:1台につき40,000円、タクシー:1台につき20,000円(LPガス車を除く)、運輸代行併走用自動車:1台につき20,000円 ・予算総額:27,901千円									○
新潟県	阿賀町	1	阿賀町公共交通感染症予防対策促進給付金	・対象事業者 町内において旅客運送(乗合バス・貸切バス・タクシー)事業を展開する一般旅客運送事業者及び自動車運転代行事業者並びに町からバス等運行業務委託を受けている事業者 ・対象経費 感染症防止対策に講じる経費として給付 ・予算総額 2,600千円 ・給付額 町内の事業所等に配置し町内において旅客運送等に供している事業用車両(町有のバス等を含む。)で、乗車定員10人以上の車両については1台あたり50,000円(阿賀町内のみを運行し、小中学生の登下校に利用しない路線バスの車両については30,000円)、乗車定員10人未満の車両については1台あたり30,000円とする。	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
新潟県	阿賀町	2	阿賀町経営持続支援特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が厳しい状況にある事業主等に対し、事業継続支援として給付金を交付する。 【対象事業者】 町内に事業所等を有し、町の商工会に加入している事業者 【給付額】 ・給付額: 10万円 ・加算額: 売上の減少割合に応じて5万円~10万円 ※町内バス・タクシー事業者も補助対象	○								
新潟県	糸魚川市	1	感染防止交通事業者支援補助金	・対象: 市内タクシー、福祉タクシー事業者 ・内容: 運転席と後部座席を仕切るセパレートカーテン設置費に対して補助 ・補助: 補助率10/10 上限15,000円/台	○	○							
新潟県	糸魚川市	1	抗ウイルス加工実施支援補助金	・対象: 市内交通事業者(バス、タクシー、福祉タクシー) ・内容: 旅客運送に使用する車両に対し抗ウイルス加工実施の経費を支援 ・補助: 加工に係る経費(消費税を除く) ・車両の大きさ(定員数)に応じ 3~10万円/台		○							
新潟県	糸魚川市	4	緊急事業継続給付金	・対象: (交通事業者を含む)市内中小企業・小規模事業者、個人事業主等 ・条件: 売上が50%以上減少した月がある ・給付額: 20万円 ・実施: R2.4月、R3.9月(再度実施)、R4.1月(再々実施)	○						○		
新潟県	糸魚川市	4	糸魚川元気応援券発行事業	・感染の収息を見据え、市内食事券(タクシー利用含む)を発行 ・5,000円分を2,500円で販売、差額を市が負担	○								
新潟県	糸魚川市	4	タクシーdeデリバリー	・タクシー事業者が地元消費団体等と協力し、市内飲食店のお弁当配達を実施 ・地元消費団体を支援する形でチラシ代等を支援(行政支援などのビジネスモデル構築が前提)			○						
新潟県	糸魚川市	2	県内高速バス運行継続に向けた支援(県協議支援)	・支援内容 新潟県と沿線自治体が協議し、コロナの影響を受けている県内高速バス路線へ支援する県が算出したコロナ影響額を県と沿線自治体で分担し支援 ・対象者 県内高速バス事業者			○						
新潟県	上越市	1	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金	・地域公共交通機関における感染症対策として、第三セクター鉄道が保有する鉄道車両、駅舎等を始め、市内を運行する路線バスとタクシーに対する感染防止対策のための衛生設備の導入や物品の購入費等を補助 ・補助率: 1/2(鉄道事業者)、10/10(バス事業者(路線バス・乗合タクシー)、タクシー事業者) ・対象経費: 飛沫感染防止パネル、消毒設備、マスク、アルコール消毒液等、感染防止対策に必要な設備導入及び物品購入等に係る経費		○							
新潟県	上越市	2	感染防止等の周知啓発	公共交通車両の中吊りポスターや側面広告により、感染防止啓発に取り組むとともに、公共交通事業者を支援	○								
新潟県	上越市	2	プレミアム付タクシー券発行事業補助金	市内タクシー事業者 ・補助対象経費: プレミアム分相当額(上限3/10)、事務費 ・補助率: 10/10 ・補助上限額: プレミアム分相当額…タクシー保有台数1台当たり100千円(保有台数が30台を超える場合は保有台数の8割に相当する台数)、事務費100千円									
新潟県	上越市	2	えちごトキめき鉄道安定経営緊急支援事業支援金	地域鉄道の安全安心な運行を維持するため、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しているえちごトキめき鉄道株式会社に対し、県及び沿線自治体が協議して支援を行う。 対象事業者: えちごトキめき鉄道株式会社 支援内容: 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度及び令和3年度における各年度の営業収益と、それ以前の過去3年間(平成29年度~令和元年度)の営業収益の平均を比較し、それぞれの差額を合算したもの。 負担割合: 県5/6、沿線自治体1/6(沿線自治体の負担割合は、鉄道各社への出資割合により算出) 全体支援額: 887,000千円 上越市負担額: 77,116千円							○		
新潟県	上越市	2	北越急行安定経営緊急支援事業支援金	地域鉄道の安全安心な運行を維持するため、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している北越急行株式会社に対し、県及び沿線自治体が協議して支援を行う。 対象事業者: 北越急行株式会社 支援内容: 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度及び令和3年度における各年度の営業収益と、それ以前の過去3年間(平成29年度~令和元年度)の営業収益の平均を比較し、それぞれの差額を合算したもの。 負担割合: 県5/6、沿線自治体1/6(沿線自治体の負担割合は、鉄道各社への出資割合により算出) 全体支援額: 334,000千円 上越市負担額: 26,569千円							○		
新潟県	上越市	1	新型コロナウイルス対策支援周知啓発事業	新型コロナウイルス感染症の感染防止の啓発などに取り組むため、市内の公共交通機関を活用し、広告を掲出する。 対象事業者: 市内交通事業者(鉄道、バス、タクシー) 対象経費: 車内広告等の作成・掲出料 予算額: 45,724千円								○	
新潟県	上越市	2	タクシー事業者支援金	・市民の移動手段を確保するため、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しているタクシー事業者(福祉輸送事業限定を含む)を支援 ・車両1台当たり3万円を給付								○	
新潟県	村上市	1	交通事業者事業継続緊急支援金	・昨年3~6月までの売上げと比較し、30%以上減少した交通事業者を対象に支援。 ・タクシー事業者(福祉タクシー事業者): 対象7社 保有台数×60,000円 ・貸切バス事業者: 対象3社 保有台数×120,000円		○							
新潟県	村上市	1	ワクチン集団接種乗合タクシー運行事業	・対象: 市内タクシー事業者 ・ワクチン接種を希望される高齢者等で公共交通機関による移動手段がない方等へ移動支援を行い、接種機会の確保を図る ・特定大型車2台×8会場 ・予算総額: 1,216千円									
新潟県	村上市	2	村上市元気づくり商品券発行事業補助金	・対象: 飲食、タクシー、運転代行業者 ・市内事業活動を活性化を促進するため、村上市元気づくり飲食券及び商品券を発行 (飲食券)3,000円分(3,000円券×12枚)5,000セット (商品券)5,000円分(8,000円券×6枚)20,000セット ・共にタクシー運賃に使用可能	○	○							
新潟県	村上市	2	村上市がらばる事業者応援金	・対象事業者 村上市内に本店又は本社を有する中小企業等 ・対象経費 新型コロナウイルス感染症により、外出機会が減少し売上げに大きく影響を受けた事業者に対し応援金を支給 ・支給金額: 一律10万円(1事業者1回限り) ・予算総額: 70,000千円				○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
新潟県	村上市	2	村上市家賃支援 給付金	・対象事業者 市内に本店又は本社を有する中小企業 ・対象経費 店舗賃料等(駐車場代・地代含む)の3ヶ月分 ・補助率 上記の1/2で上限10万円 ・予算総額:15,000千円				●					
新潟県	村上市	2	村上市元気づくり 商品券発行事業 補助金 (第5弾、第6弾)	・対象:飲食、タクシー、運転代行業者 ・コロナ禍の影響を受けている地域経済回復のため、村上市元気づくり商品券事業を補助 ・第5弾:1セット5,000円で7,000円(1,000円×7枚)20,000セット、有効期間:R3.9.28~R3.11.30 ・第6弾:1セット5,000円で8,000円(500円×16枚)10,000セット、有効期間:R3.9.28~R3.11.30 ・予算総額:80,000千円				●					
新潟県	村上市	2	宿泊事業者等支援 旅行商品促進事業 補助金	・対象:市内旅行者(貸切バス事業者) ・近隣圏域からの旅行商品造成を行う市内旅行者に対して補助金を交付し、マイクローリズム需要を呼び込む ・補助上限額:1,000千円 ・予算総額:4,000千円							○		
新潟県	村上市	2	がんばる事業者応援 金(第2弾)	・対象事業者 令和4年1月から3月までのいずれかの月の売上げと過去3年間いずれかの年の同月の売上げを比較して20%以上減少している、その減少額 が1万円以上である事業者に対して給付 ※新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支援を受けた飲食店等を除く ・支給金額:1万円~40万円 ・支給総額:50,000千円								○	
新潟県	村上市	2	人材獲得・定着 支援事業補助金	・人材獲得と従業員の職場定着を目的として実施する事業に対して補助金を交付 ・対象事業 ①人材獲得事業(補助率1/2、補助上限10万円)・PR動画作成、採用HP改良、パンフレット作成等 ②職場環境整備事業(補助率1/2、補助上限10万円)・休憩室や更衣室の整備、空調設備の新設、トイレ改良等 ・予算総額:5,000千円								○	
新潟県	村上市	2	キャッシュレスポ イント還元事業補助 金	・商工団体が実施するキャッシュレスポイント還元事業に対して市が補助することで、消費喚起と市内事業者及び市民のキャッシュレス化の推進を図る								●	
新潟県	村上市	2	エネルギー価格高 騰緊急経済対策支 援金	・原油価格の高騰により、燃油、電気、ガス等のコスト増加の影響を大きく受けている事業者に対して、その経費の一部を助成 令和4年4月から6月までの3ヶ月間に事業で使用した合計燃料使用額の10% (補助上限3万円、上限50万円)								●	
新潟県	村上市	2	省エネルギー事業 緊急支援補助金	・原油高騰、電気料金高騰などにより事業に大きな影響が出てきていることから、事業者が行う省エネルギー設備を導入する際の費用の一部を支援 ①エネルギー診断支援事業(補助率1/2、補助上限1万円) ②省エネ設備導入支援事業 〔診断なし〕対象経費:LED照明、空調設備、冷蔵庫、冷凍庫。(補助率1/5、補助上限額20万円) 〔診断あり〕対象経費:省エネルギー診断の結果に基づく設備導入(補助率1/2、補助上限額100万円)								●	
新潟県	村上市	2	エネルギー価格高 騰緊急経済対策支 援金	・原油価格の高騰により、燃油、電気、ガス等のコスト増加の影響を大きく受けている事業者に対して、その経費の一部を助成 令和4年7月から9月までの3ヶ月間に事業で使用した合計燃料使用額の10% (補助上限2万円、上限50万円)									○
新潟県	胎内市	1	安全安心な地域公 共交通環境確保事 業	・地域公共交通協議会 ・感染症の早期終息と市民の安全な移動手段を継続的に確保するため、運転席と後部座席等を隔離する飛沫感染防止対策を行う。	○	○							
新潟県	胎内市	2	公共交通支援事業 (ワクチン接種希望 者への交通手段の 提供)	・コロナワクチン接種会場までの利用料金を無料とし、同額を乗合タクシーを運営している胎内市地域公共交通協議会に対して補助 ・補助率 10/10 ・予算総額 4,895千円				○					
新潟県	胎内市	2	胎内市新型コロナ ウイルス対策タク シー事業継続支援 給付金	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けているタクシー事業者の事業継続を支援し、地域の公共交通の持続可能性を高めるため、 給付金を交付する。 ・対象事業者 次のいずれかに該当すること。 ①市内に主たる事業所又は営業所を有するタクシー事業者 ②中条駅構内における構内運送営業の承認を得ている事業者 ・対象経費 ①保有台数1台につき30万円 ②保有台数1台につき12万円 ・予算総額 5,700千円				●					
新潟県	胎内市	2	地域公共交通燃料 費高騰対策支援事 業	・燃料価格の高騰の影響を受けているのれんす号運行事業者に対して影響額の一部を補助し、事業の継続を支援する。 ・地域公共交通協議会負担金 100千円×6台=600千円									○
新潟県	新発田市	1	新型コロナウイルス 感染拡大防止対策 公共交通支援金	・当市活性化協議会に補助し、同協議会から各事業者へ支援するもの ・乗合バス、タクシー事業者 ・車内消毒、マスクの購入及び飛沫防止対策等を実施する費用を支援 ・補助率 10/10 ・上限額 乗合バス事業者:500千円 タクシー事業者:300千円 ・予算額 1,400千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
新潟県	新発田市	1	新型コロナウイルス 感染拡大防止対策 公共交通支援金	・当市活性化協議会に補助し、同協議会から各事業者へ支援するもの ・乗合バス、タクシー事業者 ・車内消毒、マスクの購入及び飛沫防止対策等を実施する費用を支援 ・補助率 10/10 ・上限額 乗合バス事業者:500千円 タクシー事業者:300千円 ・予算総額 1,400千円					●					
新潟県	新発田市	1	新型コロナウイルス 感染症対策地方 創生臨時交付金	公共交通事業者が行う感染症防止対策への補助及びコミュニティバス運行事業者の感染症防止対策に要する経費 ・乗合バス、タクシー事業者 ・車内消毒、マスクの購入及び飛沫防止対策等を実施する費用を支援 ・補助率: 10/10 ・乗合バス事業者: 500千円×1社、タクシー事業者: 300千円×3社、石鹸・ペーパータオル等 11,000円、マスク 272,000円、消毒液 35,200円、飛沫防止シールド 52,800円									●	
新潟県	新発田市	2	ナイトタクシー券の 発行	・タクシー、代行業者 ・飲食店利用者にタクシー券を配布(第一弾: 発行部数4,000枚、第二弾: 発行部数10,000枚、第三弾: 発行部数5,000枚) ・タクシー利用料金のうち500円を実行委員会(市と飲食組合などの関係団体で構成)が負担 ・予算額 第一弾: 2,000千円 / 第二弾: 5,000千円 / 第三弾: 3,000千円	○	○	○							
新潟県	新発田市	2	今・得プレミアム商 品券の発行	第一弾: 1冊5,000円で7,000円分の商品券を発行 / 第二弾: 1冊10,000円で13,000円分の商品券を発行 ・1世帯1冊まで購入可 ・タクシー使用可 ・予算額 第一弾: 336,000千円 / 第二弾: 195,000千円	○		○							
新潟県	新発田市	2	月間温泉宿泊者の 無料送迎バス運行	・バス事業者 ・月間温泉各旅館に宿泊する方(新潟県民限定)を新潟駅、燕三条駅、長岡駅まで無料送迎をする 期間によって市内を経由するルートに変更しながら運行 ・運行費用を市が全額負担 ・予算額 29,000千円	○	○	○	○						
新潟県	新発田市	2	プレミアムタクシー 券の発行	・タクシー事業者 ・1枚630円分のプレミアム付きのタクシー券を11枚綴り1セットとし、1冊5,000円にて販売(発行部数: 2,000冊)。 ・1冊あたりのプレミアム分である1,930円を実行委員会(市と飲食組合などの関係団体で構成)が負担。 ・予算額 10,000千円			○							
新潟県	新発田市	2	新発田市運輸・交 通等事業者燃油高 騰対策補助金	・運輸・交通・移動販売事業者等 ・運輸・交通・移動販売等を営む事業者に対して車面1台につき10万円補助。 ・上限額30万円or50万円。(上限額は車面の種類により異なる。) ・予算額:30,000千円									○	
新潟県	新発田市	2	今・得プレミアム商 品券の発行	第二弾: 1冊5,000円で7,500円分の商品券を発行 / 第四弾: 1冊5,000円で7,500円分の商品券を発行 ・1世帯2冊まで購入可 ・タクシー使用可 ・予算額 第一弾: 233,550千円 / 第二弾: 234,000千円				○				○	○	
新潟県	十日町市	1	新しい生活様式広 報事業	・JR東日本、北越急行㈱ ・新型コロナウイルス感染症対策に起因した「新しい生活様式」を市民に周知し、注意喚起を促すため、JR飯山線とほくほく線車両内広告枠、駅 ホーム広告枠を使い、ポスターやステッカーなどを掲示 ・予算総額 2,281千円		○								
新潟県	十日町市	2	十日町市生活交通 確保対策補助金	・バス事業者 ・例年、補助対象期間終了後に精算している補助金について、概算払できる規定を新設										
新潟県	十日町市	2	県内高速バス運行 継続支援事業	・対象事業者 県内高速バス運行事業者 ・支援内容 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内高速バスの運行継続に向けた支援として、県と沿線13市が協議して支援金を交付 ・予算総額(十日町市) 345千円										
新潟県	十日町市	2	県内高速バス運行 継続支援事業	・対象事業者 県内高速バス運行事業者 ・支援内容 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内高速バスの運行継続に向けた支援として、県と沿線13市が協議して支援金を交付 ・予算総額(十日町市) 410千円			○							
新潟県	十日町市	2	県内高速バス運行 継続支援事業	・対象事業者 県内高速バス運行事業者 ・支援内容 県内高速バス十日町線において、運行継続及び安全運行確保のため補助金を交付 ・予算総額 1,640千円			○							
新潟県	十日町市	2	ほくほく線運行継 続支援事業	・対象事業者 北越急行㈱ ・支援内容 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度及び令和3年度における各年度の営業収益と、それ以前の過去3年間(平成29年度 ~令和元年度)の営業収益の平均を比較し、それぞれの差額を合算したものの。 ・負担割合 県5/6、沿線自治体1/6(沿線自治体の負担割合は、出資割合により算出) ・予算総額 24,066千円					○					
新潟県	十日町市	2	タクシー運行維持 事業	・対象事業者 タクシー事業者 ・対象経費 タクシー事業者が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に係る経費、現在・将来の運行の維持・確保に係る経費 補助額 各社が保有する車両1台につき30千円 ・予算総額 1,650千円				●						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無		
新潟県	十日町市	1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○			4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●		
新潟県	十日町市	2	地域公共交通利用 回復事業	・事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少した乗合バス・タクシーなどの公共交通の利用回復のため、クーポン付きチラシを配布する。 第1弾：市内の全世帯にクーポン(1,000円分)付きチラシ1枚を配布 第2弾：市内の全世帯にクーポン(1,500円分)付きチラシ1枚を配布、「[いがた安心なお店応援プロジェクト]認証店にクーポン(1,500円分)付きチラシ10枚を配布し、認証店利用者への配布について協力依頼 ・クーポン使用対象事業者 乗合バス事業者、タクシー事業者等 ・予算総額 9,757千円							●							
新潟県	十日町市	2	ほくほく線運行継 続支援事業	・対象事業者 北越急行線 ・支援内容 電気料高騰の影響により経営に大きな打撃を受けている北越急行線に対し、安全安心な運行を確保するため、電気料金の価格高騰影響分について、県・沿線市町で協賛支援 ・負担割合 県5/6、沿線自治体1/6(沿線自治体の負担割合は、出資割合により算出) ・予算総額 1,671千円													●	
新潟県	十日町市	2	路線バス運行継続 支援事業	・対象事業者 路線バス事業者 ・支援内容 燃料油価格高騰等の影響を踏まえ、路線バス事業者に対し、安全安心な運行に向けた取組を支援 ・補助額 市単独補助対象系統の運行に必要な車両1台につき100千円を補助 ・予算総額 700千円														●
新潟県	南魚沼市	2	南魚沼市事業継続 給付金	・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業者収入が20%以上50%未満減少している市内中小企業者等 ・上限30万円	○	○	○											
新潟県	南魚沼市	2	南魚沼市経営支援 給付金	・新型コロナウイルス感染症により経営が圧迫された事業者に対して、固定費を支援 ・10万円もしくは30万円	○	○	○											
新潟県	南魚沼市	2	南魚沼市雇用維持 給付金	・雇用調整助成金の支給決定を受けた市内事業者 ・5万円	○	○	○											
新潟県	南魚沼市	2	市民限定プレミア ム付飲食・宿泊券	・市内の飲食業、宿泊業、タクシー、運転代行で使用可能な商品券の発行プレミアム率100%			○	○										
新潟県	南魚沼市	2	バス・タクシー事業 者緊急支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けているバス・タクシー事業者に対して支援金を交付する。 バス：6万円/台 タクシー：3万円/台			○	○										
新潟県	南魚沼市	2	タクシー事業者等 緊急支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けているタクシー・貸切バス事業者に対して支援金を交付する。 タクシー：3万円/台 貸切バス：6万円/台				○	○		●							
新潟県	南魚沼市	2	南魚沼市プレミア ム付商品券	・市内の飲食業、宿泊業、タクシー、運転代行で使用可能な商品券の発行 ・プレミアム率33%				○	○		●							
新潟県	南魚沼市	2	タクシー事業者等 緊急支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けているタクシー・貸切バス事業者に対して支援金を交付する。 タクシー：3万円/台 貸切バス：6万円/台													●	
新潟県	南魚沼市	2	南魚沼市プレミア ム付商品券	・市内の飲食業、宿泊業、タクシー、運転代行で使用可能な商品券の発行 ・プレミアム率30%													●	
新潟県	津南町	4	津南町事業継続給 付金	・国の持続化給付金に該当しない事業者(R2.3~5までと前年同時期の事業収入額の減少率が最も高い月において、当該減少率が20%以上50%未満)に対し給付金を支給 ・給付金の額は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度年間事業収入額から対象月の事業収入額に12を乗じて得た額を差し引いた額(1,000円未満切り捨て) ・法人は上限50万円、個人事業者は上限30万円	○													
新潟県	津南町	4	プレミアム付津南 共通商品券	・町内事業活動の支援及び地域経済の活性化を促進するため、プレミアム付津南町共通商品券を発行 ・商品券15,000円(500円×30枚)分を10,000円で販売 ・町内全世帯を対象とし、1世帯1セット購入可能 ・タクシー運賃に使用可能	○													
新潟県	津南町	4	地域公共交通機関 高度化支援事業	・町有償運送委託事業(デマンドタクシー)利用者の感染拡大防止策を図るため、本事業で使用している自動車の乗客の3密対策および収束後の経営持続化に資する省メンテナンスで環境性能に優れた車両に更新する。 ・予算額 10,494千円				○										
新潟県	津南町	4	第2弾津南町プレミア ム共通商品券事業	・感染拡大により大きな影響を受けている町民の生活支援および町内事業者の事業継続等を支援 ・町民一人あたり5千円分のプレミアム共通商品券を配布する。当該事業を行う町商工会に対し、事業費補助 ・タクシー運賃に使用可能 ・予算額 51,880千円				○	○		●							
新潟県	津南町	1	事業者PCR検査費 支援事業	①経営に大きな影響を受けている事業者の事業継続を支援するとともに、感染防止対策の充実を図る。 ②町内事業者の従業員等が、出張・輸送その他の事業活動のため新潟県外に滞在するほか、県外からの来訪者や接触する機会が多くPCR検査が必要であると判断された場合、民間の検査機関による唾液PCR検査を行う費用に対し、6千円を上限に2分の1を助成する。 ③上限8千円×300人=2,400千円 ④町内事業者	○			○			●							
新潟県	津南町	4	飲食店等経営安定 化支援事業	①経営に大きな影響を受けている事業者の事業継続を支援する。 ②令和2年の年間収入が前年に比べ50万円以上減少した事業者に対し、300千円を上限に支援金を給付する。 ③上限300千円×70件=21,000千円 ④町内事業者	○	○	○				●							
新潟県	津南町	4	消費拡大キャン ペーン支援事業	①感染拡大により落ち込んだ地域経済の回復及び経営に大きな影響を受けている事業者の事業継続を支援する。 ②3事業者自らが企画実行する顧客誘導対策(各種キャンペーン)に伴い、減少した収入及びキャンペーンの実施経費や広告宣伝費について、上限額を助けて補助金を支給する。 イ 飲食・宿泊業 上限500千円×34件=17,000千円 ロ その他業種 上限200千円×52件=10,400千円 ハ 広告宣伝費 上限100千円×87件=8,700千円 ④町内事業者	○	○	○				●							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
新潟県	津南町	4	雇用促進用ビデオ製作補助事業	①経営に大きな影響を受けている町内事業者等における雇用の確保を支援するとともに、地域事業者のPRを通じて移住定住につなげる。 ②事業者が求職者向け開催する企業説明会等について、従来の対面形式からWeb形式に移行することを想定し、地域企業紹介動画の製作費用を、事業者等に対し200千円を上限に5分の4を助成する。 ③4社×200千円=800千円 ④町内事業者等	○	○	○	●						
新潟県	津南町	4	雇用促進用ビデオ製作補助事業	①経営に大きな影響を受けている町内事業者等における雇用の確保を支援するとともに、地域事業者のPRを通じて移住定住につなげる。 ②事業者が求職者向け開催する企業説明会等について、従来の対面形式からWeb形式に移行することを想定し、地域企業紹介動画の製作費用を、事業者等に対し200千円を上限に5分の4を助成する。 ③2社×200千円=400千円 ④町内事業者等									●	
新潟県	津南町	2	バス・タクシー事業者緊急支援事業	① コロナ禍において原油価格が高騰している状況の中、住民生活に直結する地域公共交通の維持するため、地域公共交通事業者の事業継続を支援する。 ② 地域公共交通を担うバス・タクシー事業者へ支援金を支給する。 ③ 乗合バス 基本額500千円×1者+車両数18台×120千円=2,660千円 法人タクシー 基本額250千円×2者+車両数35台×40千円=1,900千円 個人タクシー 基本額100千円×2者+車両数11台×40千円=640千円 ④町内公共交通事業者									●	
新潟県	津南町	4	消費拡大キャンペーン支援事業	① 長期間に及ぶ新型コロナウイルスの影響により停滞した地域経済の回復と事業者の事業継続を支援する。 ② 事業者自らが企画実行する顧客誘導施策(キャンペーン)の実施経費や広告宣伝費を助成する。 ③ 400千円×80件 ④ 町内事業者									●	
新潟県	津南町	2	燃料油価格高騰対策事業	①新型コロナウイルス感染症の影響により、原油価格高騰により更なる経営困難な状況に直面している厳しい経営状況にある運輸・交通事業者の安全安心な運行及び輸送の維持、確保を図るため支援金を支給する。 ② 運輸・交通事業者等に対し支援金を支給する。 ③ イ 貨物自動車運送事業者 交付対象車両1台あたり5万円×車両台数 上限50万円 ロ 貨物軽自動車運送事業者 交付対象車両1台あたり3万円×車両台数 上限30万円 ハ 運転代行事業者 交付対象車両1台あたり3万円×車両台数 上限30万円										○
新潟県	柏崎市	2	柏崎市路線バス運行維持支援金	・対象事業者:市内路線バス運行事業者 ・対象経費:市内を運行する路線バス事業に供する車両1両につき、10万円を支援金として交付 ・予算総額:3,500千円			○							
新潟県	柏崎市	2	県内高速バス運行維持支援負担金	・対象事業者:県内高速バス運行事業者(新潟県を經由) ・概要:県内高速バスの運行維持のため、県と沿線市が協議して事業者に支援金を交付する。 ・予算総額:5,407千円(柏崎市負担額)			○							
新潟県	柏崎市	4	事業継続支援補助金	補助対象:中小企業者 概要:売上高が前年同比30%以上減少した中小企業者に一律50万円または100万円を補助 予算額:170,000千円	○									
新潟県	柏崎市	4	小規模事業者経営支援補助金	補助対象:小規模事業者 概要:売上高が前年同比30%以上減少した小規模事業者に一律10万円を補助(減少額が20万円以上の場合10万円を加算) 予算額:280,000千円	○									
新潟県	柏崎市	2	公共交通事業者燃料費高騰対策支援金	補助対象:市内路線バス事業者、タクシー事業者 概要:市内を運行する路線バス事業に供する車両1両につき5万円、タクシー事業に供する車両1両につき3万円を支援金として交付 ただし、1事業者1,000千円を上限とする。 予算額:2,750千円									○	
新潟県	魚沼市	1	魚沼市三密対策支援金	・新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進支援金(三密対策支援金。以下、県支援金という。)を活用して衛生設備を整備した市内中小企業等に対して、県支援金の支給額を超える経費を実費支給 ・補助率10/10、補助上限20万円			○							
新潟県	魚沼市	1	魚沼市PCR検査実施事業者負担軽減助成金	従業員等がPCR検査を受ける市内事業者(交通事業者含む)に対して、検査費用を助成します。 【補助率】1/2 【補助上限】1検体当たり1万円 【検体数の上限】 ・従業員等20人未満:15検体 ・従業員等20人以上100人未満:30検体 ・従業員等が100人以上:50検体				●						
新潟県	魚沼市	2	魚沼市プレミアム付商品券発行事業	プレミアム付商品券を発行する商工団体に対して補助金を交付し地域経済の活性化を図ります。 事業概要 ・発行総額:2億円 ・プレミアム率:100%(10,000円分の商品券を5,000円で販売) ・販売数:20,000セット			○							
新潟県	魚沼市	2	魚沼市プレミアム付商品券発行事業【第2弾】	プレミアム付商品券を発行する商工団体に対して補助金を交付し地域経済の活性化を図ります。 事業概要 ・発行総額:6億円 ・プレミアム率:100%(10,000円分の商品券を5,000円で販売) ・販売数:60,000セット			○							
新潟県	魚沼市	2	魚沼市プレミアム付商品券発行事業	プレミアム付商品券を発行する商工団体に対して補助金を交付し地域経済の活性化を図ります。 事業概要 ・発行総額:5億3千万円 ・プレミアム率:100%(10,000円分の商品券を5,000円で販売) ・販売数:53,000セット				●						
新潟県	魚沼市	2	魚沼市プレミアム付商品券発行事業	プレミアム付商品券を発行する商工団体に対して補助金を交付し地域経済の活性化を図ります。 事業概要 ・発行総額:5億5千万円 ・プレミアム率:100%(10,000円分の商品券を5,000円で販売) ・販売数:55,000セット								●		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・2次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上りの活用 の有無)	臨時交付金 (事業者支援分 の活用の有無)	臨時交付金 (追加事業者支 援分 の活用の有無)	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上り・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
新潟県	魚沼市	2	中小事業者経営継続支援事業	経営に支障等が生じている中小事業者に対し、事業継続のための支援金を支給 事業概要(予定) ・売上高が令和元年(平成31年)同月比で50%以上減少した月毎に支給 法人:月額10万円、個人事業主:月額5万円 ・事業費75,000千円	○									
新潟県	魚沼市	2	中小事業者経営継続支援事業【期間延長】	経営に支障等が生じている中小事業者に対し、事業継続のための支援金を支給 事業概要(予定) ・売上高が令和元年(平成31年)同月比で50%以上減少した月毎に支給 法人:月額10万円、個人事業主:月額5万円 ・事業費45,000千円		○								
新潟県	魚沼市	2	中小事業者経営継続支援事業【拡充】	経営に支障等が生じている中小事業者に対し、事業継続のための支援金を支給 事業概要(予定) ・売上高が令和3年1月以降の売上高が令和元年(平成31年)同月比で50%以上減少した中小事業者 令和3年2月分以降については、30%以上減少した月毎に支給 法人:月額10万円、個人事業主:月額5万円 ・事業費45,000千円				●						
新潟県	魚沼市	2	県内高速バス支援負担金	・対象事業者 県内高速バス運行事業者 ・支援内容 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内高速バス路線を維持するため、新潟県、沿線市で協働支援を行う。 沿線市は県が距離や利用者数により算出した割合に応じ、県へ負担金を支払い、県から交通事業者へ支援金を交付する。 ・予算総額 269千円										
新潟県	魚沼市	2	省エネルギー設備等更新支援事業補助金	・対象事業者 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(個人事業主は青色申告者のみ)で、1年以上の事業継続をしている市内に住所又は主たる事業所を有する事業者 ・支援内容 空調設備、ボイラー・給湯設備、LED設備等を既存設備から更新する場合に対象経費の3分の2以内(上限3,000千円、千円未満の端数切捨て)を補助するもの。 ・予算総額 100,000千円									●	○
新潟県	魚沼市	2	魚沼市団体旅行貸切バスツアー支援事業	・対象事業者 観光・交通事業者 ・支援内容 営業用ナンバーの貸切バスによる魚沼市外を出发地とする団体旅行(20名以上)で、市内で1泊以上宿泊するものに大型バス100千円/台、中型バス80千円/台(上限400千円)を助成するもの。 ・予算総額 33,600千円									●	
新潟県	魚沼市	2	魚沼市地域公共交通燃料価格高騰等対策支援金給付事業	・対象事業者 市内に本社又は営業所を持つ路線バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者 ・支援内容 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少や、燃料価格の高騰により厳しい経営環境に直面している公共交通事業者の事業継続を支援するため、各事業者の保有車両台数に応じ支援金を交付するもの。 <補助単価> 路線バス 100千円(台)、貸切バス 60千円(台)、タクシー 40千円(台) ・予算総額 4,860千円										○
新潟県	加茂市	1	地域経済活性化支援事業	【補助対象】市内中小企業者等(道路運送業含む) 【対象経費】感染症防止に必要な衛生設備の導入や衛生用品の購入等に関する経費 【予算額】25,400千円		○								
新潟県	加茂市	2	交通事業者緊急対策支援事業	【補助対象】市内タクシー会社 【概要】真車時に使用できるクーポンを広報と一緒に各世帯に配布する(基本料金分を4枚)、使用された分についてタクシー会社へ補助 【予算額】4,577千円		○								
新潟県	加茂市	2	県単補助概算払	県単補助対象運行事業者への概算払い(内定額)の1/2)										
新潟県	加茂市	4	ホームページ作成等支援事業	【補助対象】市内中小企業者等(道路運送業含む) 【対象経費】自社のホームページを新規作成、リニューアルする場合の経費 【予算額】2,380千円									○	
新潟県	加茂市	4	原油価格等高騰対策事業	【補助対象】市内中小企業者等(道路運送業含む) 【対象経費】燃料費(ガソリン、灯油、軽油等)及び公共料金(電気料・ガス)の「令和4年4月~6月の合計負担額」から「前年同時期の合計負担額」を引いた額 【予算額】16,525千円									●	
新潟県	加茂市	4	原油価格等高騰対策事業【第2弾】	【補助対象】市内中小企業者等(道路運送業含む) 【対象経費】燃料費(ガソリン、灯油、軽油、重油、オートガスに限り)及び電気料金、ガス料金の「令和4年7月~9月の合計負担額」における前年同時期からの高騰額 【予算額】43,333千円									○	
新潟県	田上町	2	田上町を支える交通事業者支援事業	対象事業者)田上町内に事業所を置く事業者 ①貸し切りバス事業者 90万円+車両1台あたり 20,000円 ②法人タクシー事業者 30万円+車両1台あたり 10,000円 ③代行タクシー事業者 20万円+車両1台あたり 10,000円		○								
新潟県	田上町	2	田上町交通利用回復支援事業	R2.11月からR3.2月に実施。各月の町の広報誌に500円の割引券を添付し(偽造防止あり)、配布。全世界が対象となり、年末から春場の交通利用の需要喚起を狙うとともに、事業所支援への効果を期待した。		○								
新潟県	田上町	2	田上町を支える交通事業者支援事業	対象事業者)田上町内に事業所を置く事業者 ①貸し切りバス事業者 車両1台あたり 50,000円 ②法人タクシー事業者 車両1台あたり 30,000円 ③代行タクシー事業者 車両1台あたり 20,000円								○		
新潟県	田上町	2	田上町交通利用回復支援事業	R3.8月から12月に実施。R3.8月の町の広報誌に500円の割引券を4枚添付し(偽造防止あり)、配布。全世界が対象となり、年末に向けて交通利用の需要喚起を狙うとともに、事業所支援への効果を期待した。								○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金(R2・1次補正分)の活用有無	臨時交付金(R2・2次補正分)の活用有無	臨時交付金(R2・3次補正分)の活用有無	臨時交付金(R2・3次補正継続分)の活用有無	臨時交付金(事業者支援分)の活用有無	臨時交付金(追加事業者支援分)の活用有無	臨時交付金(R3補正分)の活用有無	臨時交付金(R3補正継続分・R4予備費)の活用有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
新潟県	田上町	2	田上町交通利用回復応援事業	R4.8月から12月に実施。R4.8月の町の広報誌に500円の割引券を4枚添付し(偽造防止あり)、配布。全世帯が対象となり、年末に向けて交通利用の需要喚起を狙うとともに、事業所支援への効果を期待した。								○	
新潟県	阿賀野市	4	高齢者新型コロナウイルスワクチン接種交通費補助事業	ワクチン接種会場までの交通手段がない高齢者を対象に、会場までタクシーを利用した場合、片道1,000円を上限として、4回分の費用を助成				●					
新潟県	阿賀野市	4	障がい者新型コロナウイルスワクチン接種タクシー利用助成事業	12歳～64歳の障害者手帳を所持されている方を対象に、新型コロナウイルスワクチン接種会場への移動に利用したタクシー料金に対し、乗車1回ごとに1,000円を上限として、4回分の費用を助成				●					
新潟県	阿賀野市	2	生活交通確保対策事業	コロナ禍の利用者減少等により運行に大きな負担がかかる路線バスの安定的な運行を確保するため、路線バス運行会社に対し運行に係る費用を補助する。								●	
新潟県	関川村	4	プレミアム付き商品券発行事業	商品券36,000円分(12,000円×3冊)を30,000円で関川村商工会が発行・販売する事業を村が補助 ・補助対象事業者: 関川村商工会 ・プレミアム率20%の商品券 ・発行総額: 68,000千円(1世帯当たり上限36,000円) ・補助対象経費: プレミアム分、事務費 ・補助額: プレミアム分11,400千円+事務費1,600千円 ・補助総額: 13,000千円 ・代行、タクシーにも使用可(村内企業)	○								
新潟県	関川村	4	関川村暮らし応援商品券配布事業	令和3年8月1日時点で関川村に住所を有する者1人につき3,000円の商品券を配布するもの ・事業者主体: 関川村 ・発行総額: 15,800千円(3,000円×5,233名+予備) ・予算総額: 17,800千円(内訳: 商品券15,800千円、印刷製本費500千円、郵送料1,000千円、換金業務委託料500千円) ・代行、タクシー、デマンド交通にも使用可(村内企業)		○							
新潟県	関川村	2	関川村交通事業者支援事業補助金	1. 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車に光触媒コーティングを実施した場合に補助 ・乗車定員11名以上の車両1台につき光触媒コーティング費用と9万5千円のどちらか低い額 ・乗車定員6名以上11名未満の車両1台につき光触媒コーティング費用と7万円のどちらか低い額 2. 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車1台につき3万円を補助 予算総額1,000千円			○						
新潟県	関川村	4	関川村暮らし応援商品券配布事業	令和4年11月1日時点で関川村に住所を有する者1人につき15,000円の商品券を配布するもの ・事業者主体: 関川村 ・発行総額: 75,900千円(15,000円×5,050名+予備) ・予算総額: 80,300千円(内訳: 商品券75,900千円、印刷製本費1,400千円、郵送料1,500千円、換金業務委託料1,400千円) ・代行、タクシー、デマンド交通にも使用可(村内企業)							○		○
新潟県	粟島浦村	2	粟島汽船運航維持支援事業	・対象事業者 粟島汽船 ・対象経費 新型コロナウイルス感染症の蔓延により減収した粟島汽船の運航に係る経費 ・補助率 10/10 ・予算総額 5,000千円			○						
新潟県	小千谷市	2	公共交通維持支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、緊急時に対応できる夜間の運行体制を維持している市内タクシー事業者を支援するため、支援金を支給。 ・補助対象事業者: 夜間早朝の営業を行い、市内に本社または営業所を置くタクシー事業者 ・補助額: 車両1台につき、50千円 ・予算総額: 3,000千円						●			
新潟県	小千谷市	2	道路運送事業継続支援事業	原油価格高騰により経営に大きな影響を受けている市内の貨物運送事業者、バス事業者及びタクシー事業者等を支援するため、支援金を支給。 ・補助対象事業者: 市内に本社または営業所を有する貨物運送事業者、バス事業者、タクシー事業者、運転代行事業者 ・補助額: 車両1台につき、20千円 ・予算総額: 5,000千円									○
長野県	長野県	1	安全・安心なバス・タクシー支援事業	バス・タクシー事業者が「新しい生活様式」に適切し、安全・安心な運行を継続するための経費を助成 ・バス事業者 10万円/台 ・タクシー事業者 2万円/台 (下限額10万円/事業者) ・予算総額307,360千円		○							
長野県	長野県	2	長野県地域間幹線バス路線補助金	バス事業者 地域間幹線系統への補助について、概算弘のできる規定を追加 予算総額209,192千円(うち1/2を概算弘)									
長野県	長野県	2	乗って楽しむ交通機関を応援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した観光需要を早期に回復するため、観光の足となる交通機関の利用を促進 ・県内貸切バス、観光タクシー、観光列車の利用促進 等 ・予算総額49,440千円		○							
長野県	長野県	2	地域鉄道安全運行支援事業	・対象事業者 地域鉄道事業者 ・対象経費 設備の維持修繕等に要する経費 ・補助率 1/3以内 ・予算総額 104,011千円+151,390千円		○	○		●				
長野県	長野県	2	高速バス利用回復支援事業	・対象事業者 高速乗合バス事業者、長野県バス協会 ・対象経費 利用促進や収益力強化、安全性の広告宣伝等に要する経費 ・補助率 高速乗合バス事業者10/10(上限5,000千円) 長野県バス協会1/2(上限1,500千円) ・予算総額 76,500千円			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
長野県	長野県	2	地域公共交通運行 継続支援事業	・対象事業者 指定地方公共機関に指定する交通事業者 ・対象経費 交通事業者の運行継続に要する経費 ・補助率1/2以内 ・予算総額 419,504千円+839,008千円			○		●				
長野県	長野県	2	地域間幹線バス路 線運行継続支援事 業	・対象事業者 地域間幹線バス路線運行事業者 ・対象経費 地域間幹線バス路線の運行継続に要する経費 ・補助率1/2以内 ・予算総額 41,542千円+46,675千円			○				○		
長野県	長野県	2	バス・タクシー運行 継続支援事業	・補助対象者 バス・タクシー事業者 ・補助対象経費 車両の維持管理に要する経費 ・補助額 バス1台当たり20万円 タクシー1台当たり5万円 ・予算総額 515,950千円							○		
長野県	長野県	2	地域鉄道運行確保 維持支援事業	・補助対象者 指定地方公共機関である地域鉄道事業者 ・補助対象経費 列車の運転に直接要する経費 ・補助額 車両1両当たり180万円 ・予算総額 225,000千円							○		
長野県	長野県	3	公共交通機関にお けるキャッシュレ ス推進事業	・補助対象者 乗合バス事業者(県内高速・特急バス路線を運行するものに限る。) ・補助対象経費 QRコード決済やクレジットカード非接触決済対応の車載器、システム導入等の初期費用に要する経費 ・補助率2/5以内 ・予算総額 5,592千円							○		
長野県	長野県	4	公共交通利用促進 事業	・鉄道、バス、タクシー車両へ広告を掲出し安全性と積極的な利用を呼び掛け ・予算総額 19,892千円							○		
長野県	長野県	2	バス・タクシー燃料 価格高騰対策等経 営支援事業	・補助対象者 バス・タクシー事業者 ・補助対象経費 令和4年度における運行を確保するために必要な燃料費 ・補助額 バス1台当たり20万円 タクシー1台当たり5万円 ・予算総額 506,450千円									●
長野県	長野県	2	地域鉄道動力費高 騰対策等経営支援 事業	・補助対象者 県内地域鉄道事業者 ・補助対象経費 令和4年度の運行を確保するために必要な運転用動力費 ・補助額 運転動力費として使用する電力1kWhあたり3円 ・予算総額 81,000千円									●
長野県	長野県	4	貨物自動車運送事 業価格転嫁促進事 業補助金	・補助対象者 公益社団法人長野県トラック協会 ・補助対象経費 燃料サーチャージ制等の周知に係る広報啓発費 ・補助率 10/10以内 ・予算総額 13,477千円									○
長野県	長野県	4	貨物自動車運送事 業者エコタイヤ導 入支援事業補助金	・事業者 公益社団法人長野県トラック協会 ・補助対象者 県内に営業所のある一般・特定貨物自動車運送事業者 ・補助対象経費 エコタイヤ購入費 ・補助率 1/2以内 ・補助上限額 1,000円/本 ・予算総額 296,320千円									○
長野県	佐久市	2	39サポート佐久市 商工業支援給付金 【旅巡観】	・旅行業、交通機関等(バス、タクシー、運転代行業、レンタカー等) ・法人等50万円 ・個人事業者等40万円 ・予算総額348,100千円 (上記以外の業種への給付金予算を含む。減額補正後の予算額。)	○								
長野県	佐久市	2	39サポート佐久市 商工業支援給付金 【レベル5対応型】	・旅行業、交通機関等(バス、タクシー、運転代行業、レンタカー等) ・法人等20万円 ・個人事業者等20万円 ・予算額120,000千円(上記以外の業種への給付金予算を含む。同名事業の追加補正分。)			○						
長野県	佐久市	2	市内乗合交通担い 手確保維持支援金	・市内に本社又は営業所のある一般乗合旅客自動車運送事業者 ・路線運行登録台数 50万円/台 ・区域運行登録台数 10万円/台 ・予算額 17,000千円			○						
長野県	佐久市	2	39サポート佐久市 商工業支援給付金 【レベル5対応型 2021】	・旅行業、交通機関等(バス、タクシー、運転代行業、レンタカー等) ・法人等20万円 ・個人事業者等20万円 ・予算額 140,000千円(上記以外の業種への給付金予算を含む。同名事業の追加補正分)						●			
長野県	佐久市	2	公共交通原油価格 等高騰対策緊急支 援金	・市内に本社又は営業所のある一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者 ・対象事業者が市内営業所等で使用する車両に対し、次の区分により給付 高速バス車両 50万円/台 タクシー車両 10万円/台 ・予算額 11,900千円									●
長野県	諏訪市	1.2	諏訪市地域公共交 通確保維持支援金	・対象事業者 市内で均一賃金により地域公共交通運行を行う路線バス事業者 ・対象経費 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策及び運行事業を継続するために必要な経費 ・補助率 実稼働車両1台につき30万円 ・予算総額 2,700千円									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
長野県	諏訪市	2	路線バス運行費補助金	・対象事業者 アルピコ交通㈱ ・対象経費 岡谷茅野線の運行に対する赤字額 ・補助金額 1,426千円	○								
長野県	諏訪市	4	プレミアム付き飲食券「飲食・宿泊施設等元気応援券」の発行	旅館・飲食店・タクシー・観光バス事業者等 ・外出自粛や休業要請で深刻な地域経済の回復が目的。13,000円分の飲食券1セット(3,000円券3枚、1,000円券4枚)を1万円で販売し、飲食店やホテル・旅館、タクシー・観光バスなどで利用可 ・予算総額83,000千円	○								
長野県	諏訪市	2	新型コロナウイルス第6波対応事業者支援金	・対象事業者 宿泊事業者・旅行事業者・道路旅客運送事業者 従業員50名以上 100万円、10~50名未満 80万円、10名未満60万円、個人事業者40万円を交付									
長野県	諏訪市	2	貨物自動車運送事業者価格高騰対策支援補助金	・市内対象事業者が所有する車両 ・貨物自動車運送事業者車両@40千円×196台 ・軽貨物・貨物等輸送普通車両@10千円×16台									○
長野県	茅野市	1	密集軽減のための輸送能力増強事業	・対象事業者 通学支援運行事業者 ・対象経費 乗車生徒数が集中する通学支援について、新型コロナウイルス感染症まん延防止のために、蜜を避ける措置として増便を行っている運行事業者が実施する経費 ・予算総額 6,000千円		○							
長野県	茅野市	2	茅野市観光事業者等経営支援給付金	旅行業、貸切バス事業者等 ・10万円 ・予算総額8,000万円	○								
長野県	茅野市	2	地域公共交通の確保・維持支援事業	・対象事業者 市内路線バス運行事業者 ・対象経費 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営が悪化している市内路線バス運行事業者に対して、3密を避けるための運行への支援を行う。 ・予算総額 8,800千円 路線バス運行事業者 運行必要台数1台につき30万円		○							
長野県	伊那市	2	旅行業・道路旅客運送業等支援	・旅行業者、バス・タクシー事業者、運転代行事業者 ・補助額:事業規模により20~50万円	○								
長野県	伊那市	2	プレミアム応援券	・市民の消費を喚起し、まちを活性化するため、額面1万5千円のプレミアム ・応援券を1万円で販売(プレミアム率:50%) ・使用可能店:市内の参加登録した飲食店・タクシー・運転代行・理美容店・宿泊施設 ・使用期限:令和2年7月11日(土)から9月13日(日)まで	○								
長野県	伊那市	2	プレミアム商品券	・市民の消費を喚起し、まちを活性化するため、額面1万5千円のプレミアム商品券を1万円で販売(プレミアム率:50%) ・使用可能店:市内の参加登録した全業種の店舗(一部の大型店では使用可能な券種に限られる) ・使用期限:令和2年11月5日(木)から令和3年2月28日(日)まで		○							
長野県	伊那市	2	第3波対応事業者支援金	・令和2年度11月~1月の売上が前年同期と比較して30%以上減少した事業者に対し、減少率の最も大きい月の売上差額の3倍を支援金として支給する。(従業員数に応じて上限が異なる。)			○						
長野県	伊那市	2	プレミアム商品券	・市民の消費を喚起し、まちを活性化するため、額面1万3千円のプレミアム商品券を1万円で販売(プレミアム率:30%) ・使用可能店:市内の参加登録した全業種の店舗(一部の大型店では使用可能な券種に限られる) ・使用期限:令和3年11月4日(木)から令和3年2月28日(日)まで				●	●	●			
長野県	飯田市	1	飯田市バス・タクシー感染症拡大防止支援金	・対象事業者 飯田市内に本店等を有する交通事業者で、道路運送法に定めのある以下の事業を行う事業者。(路線・高速バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者) ・対象経費 通勤・通学・通院など市民生活に必要な公共交通機関の「安心・安全」を維持・確保するため、飯田市内の交通事業者が実施する新型コロナウィルス感染症の拡大防止に向けた取組に係る経費 ・予算総額 11,320千円				●					
長野県	飯田市	2	飯田市持続化支援給付金(全業種向け)	・タクシー事業者を含む全業種向けに、国の持続化給付金の給付決定を受けた方へ、個人事業者等には10万円、法人には20万円を交付。	○	○							
長野県	飯田市	1.2	飯田市バス・タクシー感染症拡大防止支援金	・対象事業者 飯田市内の路線バス(高速バスを除く)又はタクシー事業者 ・対象経費 「新しい生活様式」に適切に、安全・安心な運行を継続するための経費 ・バス事業者 10万円/台 タクシー事業者 2万円/台 ・予算総額 10,180千円		○							
長野県	飯田市	1.2	路線バスの過密対策に係る増便の補助	・対象路線 広域バス「駒場線」 ・対象経費 路線バスの過密対策を目的とした増便に係る経費 ・予算総額 5,200千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
長野県	飯田市	1.2	飯田市高速乗合バス感染症拡大防止支援金	・対象事業者 飯田下伊那地域に本社又は営業所を有する高速路線バス運行事業者 ・対象経費 「新しい生活様式」に適応し、安全・安心な運行を継続するための経費 ・支援額 飯田下伊那地域に本店を有する者(上限)100万円/台 飯田下伊那地域に営業所を有する者(上限)50万円/台 ・予算総額 34,500千円		○								
長野県	飯田市	2	飯田市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金	・対象事業者 飯田市内に本店等を有する交通事業者で、公共交通(バス及び乗り合いタクシー路線)を担う事業者 ・対象経費 補助対象期間(R4.4月～9月)に公共交通の用に供している車両の運行のために購入した燃料経費の一部 ・支援額 LPガス57.00円/m ³ 、ガソリン35.00円/l、軽油35.00円/l ・予算総額 27,160千円									●	
長野県	飯田市	2	飯田市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金	・対象事業者 飯田市内に本店等を有する交通事業者で、公共交通(バス及び乗り合いタクシー路線)を担う事業者 ・対象経費 補助対象期間(R4.10月～3月)に公共交通の用に供している車両の運行のために購入した燃料経費の一部 ・支援額 LPガス63.00円/m ³ 、ガソリン35.00円/l、軽油35.00円/l ・予算総額 10,880千円(R4-9月分補助と合わせると38,040千円)										○
長野県	松本市	2	新型コロナウイルス対応公共交通運行支援事業	・対象:路線バス事業者、鉄道事業者 ・路線バスについて、運行キロメートル数(実走距離)に地域公共交通確保維持改善事業費補助金計画認定申請に係る地域キロ当たり標準経常費用(令和2年度)を乗じて算定する運行経費から、運賃収入額等を差し引いた額を助成 ・鉄道事業について、運行経費から運賃収入額等を差し引いた額の2分の1を助成 予算総額:令和2年度 166,330千円(5月～3月) 令和3年度(予定) 56,140千円(4月～7月)		○								
長野県	松本市	2	新型コロナウイルス対応公共交通運行支援事業	・対象:路線バス事業者、鉄道事業者 ・路線バスについて、運行キロメートル数(実走距離)に地域公共交通確保維持改善事業費補助金計画認定申請に係る地域キロ当たり標準経常費用(令和2年度)を乗じて算定する運行経費から、運賃収入額等を差し引いた額を助成 ・鉄道事業について、運行経費から運賃収入額等を差し引いた額の2分の1を助成 予算総額:令和3年度 56,140千円(R3.4月～7月分)							○			
長野県	松本市	2	新型コロナウイルス対応公共交通運行支援事業	・対象:路線バス事業者、鉄道事業者 ・路線バスについて、運行キロメートル数(実走距離)に地域公共交通確保維持改善事業費補助金計画認定申請に係る地域キロ当たり標準経常費用(令和2年度)を乗じて算定する運行経費から、運賃収入額等を差し引いた額を助成 ・鉄道事業について、運行経費から運賃収入額等を差し引いた額の2分の1を助成 予算総額:令和4年度 88,910千円(R3.8月～R4.3月分)									●	
長野県	松本市	1.2	タクシー事業者新型コロナウイルス感染症対策補助金	・対象:市内タクシー事業者 ・補助(助成)内容:市内タクシー事業者5社に対し、事業者分30万+車両分:1台あたり2万円 予算総額 8,480千円										
長野県	塩尻市	4	感染症対策を講じたバス旅行に対する運行補助	・対象者 市内事業者の観光バス利用者 ・補助率 1台1日あたり利用したバス代金の2/3(1,000円未満切り捨て)上限100,000円補助 (1回の利用で2日間上限200,000円) ・利用期限:令和3年9月1日～令和4年2月28日までの旅行 ・予算総額 100千円×68件 計6,800千円										
長野県	塩尻市	4	塩尻市内宿泊者おもてなし事業	・対象者 塩尻市内宿泊施設に宿泊された方 ・事業内容 ナイアガラぶどうを1人1房プレゼント (市内宿泊施設は参加登録、タクシー事業者による配達) ・期限:令和3年9月11日～令和3年10月10日 ・予算総額 1,200千円										
長野県	塩尻市	4	保育園・幼稚園課外授業支援金	・対象者 塩尻市内の各保育園及び幼稚園(団体旅行バス需要支援) ・事業内容 課外活動におけるバス代の補助 ・期限:令和3年7月12日～令和3年12月31日 ・予算総額 250千円×20園=5,000千円										
長野県	上田市	1.2	上田市暮らしを守る公共交通緊急支援事業	(1)補助対象事業者及び補助額 ①路線バス事業者:事業所分:本社200万円(営業所100万円)+車両分:1台あたり50万円 ②貸切バス事業者:1台あたり10万円 ③タクシー事業者:事業所分:本社50万円(営業所25万円)+車両分:1台あたり10万円 ④運転代行業者:1事業者あたり10万円 (2)補助対象経費:感染症防止対策に要する経費(及び運行継続に対する支援) (3)予算総額56,000千円		○								
長野県	上田市	1.2	上田市暮らしを守る公共交通緊急支援事業	・補助対象事業者 上田電鉄株式会社 ・補助対象経費 修繕費16,614千円(道床交換・踏切補修12,064千円、車輪削正・交換4,550千円)、車両整備費5,070千円(車両重要部・定期検査) 計21,684千円 ※このうち県負担分7,227千円 ・予算総額14,457千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・2次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分 の活用 の有無)	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
長野県	上田市	1, 2	上田市暮らしを守る公共交通緊急支援事業	・補助対象事業者及び補助額 しなの鉄道株式会社 ・補助対象経費 車両設備、車両重要部検査費 計211,300千円 ※内訳: 県負担分70,429千円、沿線市町負担分:70,429千円、事業者負担分:70,429千円 ・予算額:9,508千円(沿線市町負担分のうち13.5%)		○							
長野県	上田市	1, 2	上田市暮らしを守る公共交通緊急支援事業	(1)補助対象事業者及び補助額 ①鉄道事業者:運行継続に係る必要な経費の1/2以内 ②路線バス事業者:運行継続に係る必要な経費の1/2以内 ③タクシー事業者:事業所分:本社50万円(営業所25万円)+車両分:1台当たり10万円 (2)補助対象経費:(鉄道・バス)運行継続に係る経費、(タクシー)車両維持に係る経費 (3)予算額140,000千円							○		
長野県	上田市	2	上田市暮らしを守る公共交通支援事業	・補助対象事業者及び補助額 指定公共交通機関(しなの鉄道株式会社、上田電鉄株式会社、上田バス株式会社、千曲バス株式会社) 計49,000千円 ・補助対象経費 運行経費 ※県負担分199,024千円 ・予算額:49,000千円			○						
長野県	上田市	2	上田市暮らしを守る公共交通支援事業	・補助対象事業者及び補助額 しなの鉄道株式会社 ・補助対象経費 車両設備、車両重要部検査費 計192,800千円 ※内訳: 県負担分32,129千円、沿線市町負担分32,129千円、事業者負担分32,129千円 ・予算額:4,990千円(沿線市町負担分のうち13.5%)						○			
長野県	上田市	2	上田市暮らしを守る公共交通支援事業	・補助対象事業者 上田電鉄株式会社 ・補助対象経費 車両定期検査費9,980千円 計9,980千円 ※このうち県負担分4,990千円 ・予算額:4,990千円						○			
長野県	上田市	2	上田市暮らしを守る公共交通緊急支援事業	・補助対象事業者 しなの鉄道株式会社、上田電鉄株式会社 ・補助対象経費 ①しなの鉄道:車両設備、車両重要部検査費 計192,800千円 (内訳: 県負担分32,129千円、沿線市町負担分32,129千円、事業者負担32,129千円) ②上田電鉄:車両定期検査費 計9,980千円(このうち県負担分4,990千円) ・予算額 ①しなの鉄道:4,338千円(沿線市町負担分のうち13.5%) ②上田電鉄:4,990千円 計9,328千円						○			
長野県	上田市	2	上田市暮らしを守る公共交通緊急支援事業	(1)補助対象事業者及び補助額 ①鉄道事業者2社:運行継続に直接要する経費1車両あたり180万円 ②路線バス事業者4社:車両の維持に要する経費1台あたり20万円 ③タクシー事業者9社:車両の維持に要する経費1台あたり5万円 (2)補助対象経費:車両維持に係る経費 (3)予算額 51,087千円							○		
長野県	上田市	2	上田市暮らしを守る公共交通緊急支援事業	(1)補助対象事業者及び補助額 ①鉄道事業者2社:運行継続に必要な運転用動力費 1kwhあたり3円 ②路線バス事業者4社:運行継続に必要な燃料費1台あたり20万円 ③タクシー事業者9社:運行継続に必要な燃料費1台あたり5万円 (2)補助対象経費(鉄道)運行継続に必要な運転用動力費、(バス・タクシー)運行継続に必要な燃料費 (3)予算額 29,835千円									
長野県	東御市	1	地域活性化事業	・長野県新型コロナウイルス対策推進宣言に取り組む対策経費支援金として一律50千円 「とうみ広場クーポン券(割引券)」取扱加盟店 (タクシー事業者含む) ※支援金は6月19日までに取扱加盟店になった事業者が支給対象		○							
長野県	東御市	2	公共交通事業者緊急支援事業	・市内で路線又は営業区域を運行する 路線バス運行事業者 1路線あたり100千円 (高速バス路線を除く。) デマンド交通運行事業者 1区域あたり50千円 ・市内に本社又は営業所を置く法人 貸切バス事業者 登録車両1台あたり100千円 タクシー事業者 登録車両1台あたり100千円 ・予算額 3,050千円			○						
長野県	東御市	2	事業継続緊急支援金	・令和2年3月から5月までのいずれか1ヶ月の売上が前年同月比50パーセント以上減少している方に給付 ・1事業者あたり100千円(1回限り) ※申請受付は終了しています。		○							
長野県	東御市	2	特別警報Ⅱ緊急支援金	・対象事業者 宿泊業、タクシー業、運転代行業、時短要請に応じた飲食店への卸売業(スーパー・コンビニを除く)等 ・長野県の時短要請の対象外であって影響を受けていると見込まれる宿泊業などの業種に対して、経営継続のための支援金を支給 ・1事業者あたり200千円 ・予算総額(事業全体) 6,000千円 ・令和3年10月から申請受付予定						○			
長野県	東御市	2	東御市事業者感染防止強化支援交付金	・対象事業者 飲食業、宿泊業、タクシー運行事業者、貸切バス事業者、運転代行事業者、卸売業者 ・長期化している新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対し広く支援金を支給 ・1事業者あたり100千円 ・予算総額(事業全体) 18,000千円 ・令和3年11月～ 申請受付終了						○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用した ものに○ 1/31まで申請した ものに●	
長野県	東御市	2	第6波対応事業者 支援金	・対象事業者 旅館業事業者、住宅宿泊事業者、旅行業、タクシー事業者、貸切バス事業者、運転代行事業者、食品卸売事業者、理容・美容事業者 ・支給額 令和元年度売上と令和3年度売上を比較し、その減少額を支給。 1事業者あたり上限30万円 ・予算総額21,000千円											
長野県	東御市	2	原油価格高騰対策 支援金	・対象事業者 運送・物流事業者、温泉施設事業者、クリーニング事業者 ・支援額 運送・物流事業者 所有車両台数×5万円 温泉施設事業者、クリーニング事業者 1事業者あたり30万円 ・予算額10,500千円										○	
長野県	松川町	1	公共交通運行事 業者感染防止対 策支援事業補助 金	・町内の公共交通事業者に対し、運行車両の消毒作業や消毒液の配備などの感染予防拡大防止のための取組みに要する費用を助成 ・予算総額30万円	○										
長野県	箕輪町	2	コロナに負けるな みのわ地元応援券	・消費を喚起し、まちを活性化するため、額面1万3千円のプレミアム ・応援券を1万円で購入(プレミアム率:30%) ・使用可能店:町内の参加登録した飲食店、タクシー、運転代行、理美容店、宿泊施設等 ・使用期限:令和2年8月3日(月)~12月31日(水)		○									
長野県	箕輪町	2	経営基盤安定支援 金	・「雇用維持」、「3つの密対策」、「新しい生活様式への対策」にかかる経営基盤の安定支援を目的として支援金を交付(10万円~) ・長野県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金の対象とならないバス事業者、タクシー事業者、代行業、旅行業及び宿泊業		○									
長野県	千曲市	1.2	バス・タクシー運行 維持確保支援金	・一般乗合旅客自動車運送事業 1台あたり20万円 ・一般貸切旅客自動車運送事業 1台あたり20万円 ・一般乗用旅客自動車運送事業 (福祉輸送事業規定を除く) 1台あたり5万円 使用の本拠の位置千曲市内・事業継続の意思があるもの										○	
長野県	木島平村	1.2	木島平村公共交 通事業者支援給付 金	・村内に営業所のある公共交通事業者に対し、感染症対策の推進と事業継続のための支援給付金 ・給付金:1事業者30万円 ・予算総額300千円				●							
長野県	軽井沢町	2	軽井沢町公共交 通事業者支援給付 金	・町内に事業所又は営業所を有する公共交通事業者の事業継続のための支援給付金 ・バス事業者 10万円/台 ・タクシー事業者 2万円/台 ・予算総額10,000千円		○									
長野県	軽井沢町	2	軽井沢町燃料価格 高騰対策公共交 通事業者支援給付 金	・町内に事業所又は営業所を有する公共交通事業者の事業継続のための支援給付金 ・バス事業者 20万円/台 ・タクシー事業者 10万円/台 ・予算総額28,300千円					●						
長野県	長野市	1.2	路線バス・タクシ ー運行支援事業	【バス事業者】 ・対象事業者 市内で自主路線を運行するバス事業者 ・対象経費、補助率 自主路線実走距離(R2.7~R3.3)×キロ当たり経常費用(人件費除く)×1/3 ・予算額 120,501千円 【タクシー事業者】 ・対象事業者 市内に事務所・住所を置くタクシー事業者 ・対象経費、補助率 感染防止対策に係る経費を支援 タクシー1台当たり 4万円 ・予算額 26,480千円							●				
長野県	長野市	2	路線バス運行支援 事業	・対象事業者 市内で自主路線を運行するバス事業者 ・対象経費、補助率 自主路線実走距離(R2.4~R2.6)×キロ当たり経常費用(人件費除く)×1/2 ・予算額64,048千円		○									
長野県	長野市	2	地域鉄道運行支援 事業	・対象事業者 市内で鉄道を運行する事業者(2社) ・対象経費 人件費を除いた運転費等の経費(R2.4~R3.3)の一部を、市内運行距離に応じて支援 ・予算額 34,000千円							●				
長野県	長野市	2	路線バス運行支援 事業	【バス事業者】 ・対象事業者 市内で自主路線を運行するバス事業者 ・対象経費、補助率 自主路線実走距離(R3.4~R3.9)×キロ当たり経常費用(人件費除く)×1/3 ・予算額 77,240千円							●				
長野県	長野市	2	地域鉄道運行支援 事業	・対象事業者 市内で鉄道を運行する事業者(2社) ・対象経費 人件費を除いた運転費等の経費(R3.4~R3.9)の一部を、市内運行距離に応じて支援 ・予算額 20,492千円							●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	
		1～4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ●	活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	
長野県	長野市	2	路線バス運行支援事業	【バス事業者】 ・対象事業者 市内で自主路線を運行するバス事業者 ・対象経費・補助率 自主路線走行距離(R3.10～R4.3)×キロ当たり経常費用(人件費除く)×1/3 ・予算額 68,965千円								●				
長野県	長野市	2	地域鉄道運行支援事業	・対象事業者 市内で鉄道を運行する事業者(2社) ・対象経費 人件費を除いた運転費等の経費(R3.10～R4.3)の一部を、市内運行距離に応じて支援 ・予算額 20,492千円									●			
長野県	長野市	2	地域鉄道安全運行支援事業	・対象事業者 市内で鉄道を運行する事業者(2社) ・対象経費 車両検査に係る費用の一部を県及び沿線市町と協議して支援 ・予算額 12,069千円									●			
長野県	立科町	1	感染症対策運行支援事業	・対象事業者 町に乗り入れている路線をもつ乗合バス事業者 (路線使用車両1台×30万円) 町内に営業所をもつタクシー事業者 (一律30万+営業所配置車両数×5万円) ・予算額 4,300千円		○										
長野県	山ノ内町	1	地域の足安定確保事業支援金	・町内に営業所を有するバス・タクシー事業者 ・コロナ感染拡大を防止し地域の足としての安定確保に取り組む費用を支援 ・町内を運行する車両1台につき2万円 ・予算総額 900千円		○										
長野県	山ノ内町	1	R3鉄道軌道基盤整備特別対策事業	・町長が利用する民営鉄道会社 ・安全運行に必要となる維持修繕等の要する経費を支援 ・沿線活性化協議会が同意する安全対策事業費 ・予算総額 1,158千円												○
長野県	山ノ内町	1	R3地域の足安定確保事業支援金	・町内に営業所を有するバス・タクシー事業者 ・コロナ感染拡大を防止し地域の足としての安定確保に取り組む費用を支援 ・町内を運行するバス1台につき4万円、タクシー1台につき2万円 ・予算総額 1,300千円												○
長野県	木曾町	2	新型コロナウイルス感染症に係る飲食業等緊急支援給付金	・対象事業者 町内で飲食業、宿泊業、旅行業、一般旅客自動車運送業を営んでいる事業者 ・対象 令和2年12月・令和3年1月の売上げが前年同月比で20万円以上減少している事業者 ・補助率 20万円以上の減少額に対して2分の1【上限30万円】 ・予算総額 39,000千円		○		○								
長野県	木曾町	2	交通事業者燃料価格高騰対策支援金	・町内に営業所のある乗合・貸切・乗用運送事業者 3社 ・原油価格高騰により経営に支障をきたしている交通事業者へ、経営を継続するための支援金を交付する。 ・所有する車両1台あたり、乗車定員～10人100千円、乗車定員11人～200千円を交付する。(公共交通使用車両を除く) ③200千円×10台+100千円×24台 合計4,400千円												●
長野県	安曇野市	1	安曇野市バス及びタクシー感染症拡大防止支援金	・対象事業者:市内に営業所のある乗合・貸切・乗用運送事業者 ・交付対象条件:事業用自動車に業種別ガイドラインを踏まえた感染対策をしていること ・交付額:バス、タクシー1台あたり2万円 ・予算総額:198万円		○										
長野県	安曇野市	2	コロナ感染が疑われる方の送迎専用車両購入補助事業	運転手の防護服装備など感染防止対策を講じ、コロナ感染が疑われる方の医療機関送迎を行う市内タクシー事業者に対し、送迎専用車両の購入補助 ・対象事業者 市内運行事業者 ・対象経費 送迎専用車両購入に係る経費 ・補助率:1/2 ・予算総額 1,802千円									●			
長野県	安曇野市	2	デマンド車両等への燃料費補助事業(燃料価格高騰対策)	概要:市地域公共交通協議会が運行主体であるデマンド交通「あづみん」及びび定時定路線の運行に使用している車両について、運行に係る燃料費の価格高騰分を補助するもの。 ・対象者:デマンド交通及びび定時定路線運行事業者(市内タクシー事業者) ・対象経費:燃料費高騰相当額 レギュラーガソリン、軽油、LPGについて基準単価を設定し、給油単価との差額に給油量を乗じた金額を高騰相当額とする。 基準単価は、レギュラーガソリン150円/ℓ、軽油130円/ℓ、LPG87円/ℓに設定。 ・予算総額:350千円(R3年度)、1,300千円(R4年度)												○
長野県	下諏訪町	1	町内循環バス感染拡大防止対策事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町内循環バスの車内に換気設備を整備		○										
長野県	下諏訪町	4	下諏訪町プレミアム付商品券の発行	サービス業、旅館、飲食店、タクシー・観光バス事業者等町内事業者 新しい生活様式への対応を促進し、町内における消費を喚起するため、13,000円分の商品券1セットを10,000円で販売	○	○										●
長野県	下諏訪町	2	民間一般乗合バス運行費補助金	アルピコ交通㈱ 岡谷茅野線の運行に対する赤字補填												
長野県	下諏訪町	2	飲食事業者等経営支援金	「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発出されたことに伴い、大きな影響を受けている町内の飲食事業者、宿泊事業者及び観光事業者等(タクシー、貸切バス含む)に一律10万円を支給する												
長野県	下諏訪町	2	第6波飲食事業者等経営支援金	新型コロナウイルス感染症の第6波の到来により、大きな影響を受けている町内の飲食事業者、宿泊事業者及び観光事業者等(タクシー、貸切バス含む)に一律10万円を支給する												

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
長野県	信濃町	1	信濃町新型コロナウイルス対策交通事業者支援補助金	・対象事業者 交通事業者 ・対象経費 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け業績が悪化した交通事業者を支援し、感染拡大を防止することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するもの ・補助率 (1)一事業者あたり10万円 (2)バス事業者6万円×事業用自動車の数 (3)タクシー事業者3万円×事業用自動車の数 ・予算総額1,580千円		○							
長野県	信濃町	4	第6波対応事業者支援金	・対象事業者 飲食業、宿泊業、飲料・食品製造業、旅客運送業、旅行業、娯楽業、卸売・小売業、洗濯・理美容業ほか ・対象経費 第6波の到来による「まん延防止等重点措置」の適用で著しく影響を受けた事業者を支援し、予算の範囲内で補助金を交付するもの ・補助率 一事業者あたり10万円 ・予算総額30,000千円								○	
長野県	須坂市	2	新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等支援事業	・対象事業者 タクシー事業者、貸切バス事業者、自動車運転代行業者 ・対象経費 市内に事業所又は営業所を有する対象事業者の事業継続のための支援給付金 ・タクシー・代行事業者 1事業者@100,000円+車両1台あたり@35,000円(上限400,000円) ・貸切バス事業者 1事業者@100,000円+車両1台あたり150,000円(上限1,000,000円) ・予算総額3,895千円			○						
長野県	須坂市	2	新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等支援事業	・対象事業者 タクシー事業者、貸切バス事業者、自動車運転代行業者 ・対象経費 市内に事業所又は営業所を有する対象事業者の事業継続のための支援給付金 ・タクシー・代行事業者 1事業者 車両1台あたり@35,000円(上限400,000円) ・貸切バス事業者 1事業者 車両1台あたり@150,000円(上限1,000,000円) ・予算総額2,795千円							○		
長野県	南木曾町	2	「地域支えあい商品券」プラス交通食料券・給付による地域経済活性化・買物弱者支援事業	・公共交通事業者(バス、タクシー他) ・町民1人につき商品券10,000円分 内訳:商品券500円券×14枚(7,000円分)、 交通食料券300円券×10枚(3,000円分) ・使用期限:8月上旬から10月31日まで	○								
長野県	南木曾町	2	南木曾町 年末年始地域支えあい商品券プラス交通食料券事業	・公共交通事業者(バス、タクシー他) ・買物弱者への支援策として、年末年始地域支えあい商品券と年末年始地域支えあい交通食料券をセットにして全町民に配布 若い世代へ追加配布する。 ・商品券500円×7枚 3,500円相当 交通食料券300円×5枚 1,500円相当 (地域バス、タクシー、飲食店、燃料取扱店) ・使用期限:令和2年11月上旬～令和3年2月28日まで ・年末年始プレミアム付地域支えあい交通食料券を4,000冊発行(プレミアム率50%) ・販売時期 令和2年11月13日～20日		○							
長野県	南木曾町	2	南木曾町 地域応援商品券・地域応援交通食料券事業	新型コロナウイルスにより疲弊した地域経済の活性化と地域内消費を喚起させるため、地域応援商品券(3,500円)、地域応援交通食料券(1,500円)を全町民に配布する。イ若者及び子どもへの支援として、29歳以下の住民1人につき地域応援商品券(3,500円)、地域応援交通食料券(1,500円)を配布する。ウ児童扶養手当受給者1人につき地域応援商品券(3,500円)、地域応援交通食料券(1,500円)を配布する。エ医療介護福祉関係従事者へのエールとして、地域応援商品券(3,500円)、地域応援交通食料券(1,500円)を配布する。有効期限:6月上旬～9月末日			○						
長野県	南木曾町	3	地域応援商品券・交通食料券消費喚起 地域活性化支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により長期間低迷している地域経済の活性化、および、6月に発行する地域応援商品券・交通食料券利用促進を図るため、商品券の利用可能期間内に限り、町内タクシー事業者の通常営業時間を延長し感染防止対策を図りつつ旅客運行を行うことで、地域内の感染防止対策を図る飲食店の利用促進、および、タクシー事業者の活性化を図る。R3. 6～9月末			○						
長野県	南木曾町	2	交通食料券給付及びプレミアム付商品券(交通食料券・燃料券販売)事業	新型コロナウイルスにより疲弊した飲食業及び交通事業者の活性化を図るため、交通食料券(300円×10枚=3,000円)を4,000冊作成・給付する。新型コロナウイルスにより疲弊した地域経済の活性化及び年末年始の地域内消費を喚起させるため、プレミアム付き商品券300円券×10枚=3,000円分を2,000冊で販売。12,000冊作成。(有効期限令和3年10月1日～令和4年2月28日)						○			
長野県	南木曾町	3	タクシー事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により長期間低迷している交通事業者の活性化のため、町内タクシー事業者の通常営業時間延長に係る人件費相当分を手当てすることで、感染防止対策を図りつつ旅客運行を行う、必要とされているタクシーの利用機会の確保と、継続を図る。(R3.10月～1月末)					○				
長野県	駒ヶ根市	2	地域生活交通事業者支援金	・市内に本社または営業所があるバス運行事業者 ・市内に本社がある貸切バス事業者・タクシー事業者・運転代行業者 ・補助額:事業規模により60～150万円									
長野県	駒ヶ根市	2	プレミアム付き商品券発行事業	・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている事業者に対して、個人消費の喚起及び地元消費の拡大を図ることで支援 ・1セット15000円のチケットを10,000円で販売(プレミアム率50%) ・タクシーを含め市内にある事業所全般で使える商品券(デジタルと紙の2種類を販売)				○					
長野県	駒ヶ根市	2	プレミアム付き応援券発行事業	・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている事業者に対し、個人消費の喚起及び地元消費の拡大を図ることで支援 ・プレミアム率20%など ・タクシーを含め市内にある事業所全般で使える商品券(デジタルと紙の2種類を販売)					●				
長野県	駒ヶ根市	2	原油価格高騰対策応援事業	・対象事業者 (1)農業者 (2)宿泊施設等事業者 (3)交通事業者 ・対象経費(交通事業者) ①市内に本社又は営業所がある路線バス運行事業者 ②市内に本社がある貸切バス事業者 ③市内に本社があるタクシー事業者…営業車両台数10台以上30万円、10台未満20万円 ④市内に本社がある運転代行業者…一律10万円			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
長野県	駒ヶ根市	1	第6波対応中小企業者応援金	・度重なる新型コロナウイルス感染症の第6波の到来により、経営に大きな影響を受けている事業者(生活交通業含む) ・市内に本社があり、令和4年1月~3月のいずれかの月と、令和元年~令和3年同月の売上高の比較で20%以上減少した中小企業者(個人事業主含む) ・1.1事業者あたり支給額、法人20万円、個人10万円 2.新型コロナウイルス拡大防止協力金(県)受給者:法人10万円、個人5万円 3.上記1~2を除く令和3年4月以降の創業者:法人10万円、個人5万円								○		
長野県	駒ヶ根市	1	地域生活交通事業者燃料価格高騰対策応援事業	・コロナの影響が残る中、原油・物価高により経営を圧迫されている生活交通事業者の雇用維持や事業継続のため支援を行う ・対象事業者及び交付金 ①路線バス運行事業者 市内営業車両台数10台以上 300千円 10台未満 200千円 ②貸切バス事業者 市内営業車両台数10台以上 300千円 10台未満 200千円 ③タクシー事業者 営業車両台数10台以上 300千円 10台未満 100千円 ④運転代行業者 一律100千円									●	
長野県	岡谷市	2	【令和2年度事業】 岡谷市プレミアム商品券事業	・小売業、サービス業、飲食店、タクシー・観光バス事業者等プレミアム商品券の取扱い登録をした市内事業者 ・市内における消費を喚起するため、13,000円分の商品券1セットを10,000円で販売 ・予算総額:220,600千円		○								
長野県	岡谷市	2	【令和3年度事業】 「信州の安心なお店」応援等拡充事業	・長野県が実施する「信州の安心なお店」へ認証申請又は認証申請を簽約する自動車運転代行業、一般貸切旅客自動車運送業等に奨励金を交付 ・1事業者 10万円 ・予算総額:33,300千円										
長野県	岡谷市	4	【令和3年度事業】 岡谷キャッシュレス決済消費喚起事業	・市が指定するキャッシュレス方法を用いて決済した場合、最大30%のポイントを還元する。 ・実施期間:令和3年7月1日~令和3年8月15日 ・予算総額:115,000千円				○						
長野県	岡谷市	4	【令和3年度事業】 第2弾 岡谷キャッシュレス決済消費喚起事業	・市が指定するキャッシュレス方法を用いて決済した場合に、最大10%相当のポイントを還元する。 ・実施期間:令和3年11月1日~令和3年12月15日				●						
長野県	岡谷市	2	【令和3年度事業】 民間一般乗合バス運行支援事業	・岡谷茅野線の運行に関する赤字補填 ・対象事業者:アルピコ交通株										
長野県	岡谷市	4	【令和4年度事業】 がんばれ岡谷事業者応援支援金事業	・国の事業復活支援金の上乗せ補助 ・事業復活支援金を受給した事業者に対して、10万円を上限に支援金を交付 ・実施期間:令和4年4月1日~令和4年7月29日										
長野県	岡谷市	4	【令和4年度事業】 おみやげ生活応援プレミアム付き商品券事業	新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰により困窮している市民の生活支援及び落ち込んだ消費マインドを喚起させるため、市内で使えるプレミアム付き商品券を発行する。 ・1冊15,000円の商品券を10,000円で販売 ・利用期間:令和4年10月3日~令和5年1月31日									○	
長野県	森木村	1	乗合バス感染防止対策事業	・対象事業者 村内バス運営事業者 ・対象経費 消毒関連や仕切り用カーテン等の新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費を補助 ・補助上限額 バス1台につき10万円		○								
長野県	森木村	3	公共交通事業者燃料価格高騰対策補助	・対象事業者 村内タクシー運行事業者 ・対象経費 コロナ禍における燃料価格高騰に伴う燃料購入経費 ・補助上限額 タクシー1台につき5万円(10円/1リットル)										
長野県	豊丘村	1	タクシー事業者支援金	・対象事業者 村内タクシー運行事業者 ・対象 高機能フィルター付空気清浄器設置に対する補助 ・補助金額 タクシー1台あたり100千円×4台				○						
長野県	豊丘村	1	村営バス運行管理業務における燃料代高騰による影響緩和補助	・補助対象者 村営バス運行管理・業務委託業者 ・対象経費 村営バス運行管理業務・業務委託に使用する車両に対する燃料費補助 ・補助金額 対象車両5台のR4年度燃料費補助として、予算総額600千円程度を補助								○		
長野県	長和町	1	安心・安全な交通対策支援事業	・対象事業者 町内交通事業者 ・対象経費 新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費及び地域交通体制に維持確保に係る経費 ・補助金 (事業所分)本社500千円/社、営業所300千円/社 (車両分)バス100千円/台、ワゴン車・タクシー20千円/台 ・予算総額 2,740千円		○								
長野県	山形村	1.2	【令和2年度実施】 3密解消通勤通学バス運行事業	混雑する通勤・通学時間帯の便(朝夕各1便)の増便を行い、バス車内の3密対策とともに、バス運行事業者への支援を行う。 ・対象事業者 路線バス山形線運行事業者(アルピコ交通株) ・対象経費 増便(走行台数の1台増)に対する運行経費 ・予算総額 6,380千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
長野県	山形村	1.2	【令和3年度実施】 3密解消通勤バス運行事業	混雑する通勤・通学時間帯の便(朝夕各1便)の増便を行い、バス車内の3密対策とともに、バス運行事業者への支援を行う。 ・対象事業者 路線バス山形線運行事業者(アルピコ交通株) ・対象経費 増便(運行台数の1台増)に対する運行経費 ・予算総額 3,117千円				●						
長野県	山形村	2	高齢者等バス回数券配布事業	外出を自粛していた高齢者・障がい者に対し路線バスの回数券を配布し、外出機会の創出及びバスの利用促進による運行事業者への支援を行う。 ・対象路線 路線バス山形線(アルピコ交通) ・対象者 75歳以上の者、各種障害者手帳所有者(介添者含む) ・配布額 対象者1人につき6,500円(500円券×13枚綴り) ・予算総額 1,000千円									○	
長野県	飯綱町	1	飯綱町タクシー感染症対策支援金	・対象事業者 町内に主たる事業所を有するタクシー事業者 ・交付額 (1)一事業者あたり10万円 (2)3万円×事業用自動車の数 ・予算総額 600,000円		○		●					●	
長野県	飯綱町	2	地域鉄道安全運行支援事業	・対象事業者 地域鉄道事業者 しなの鉄道株式会社 設備の維持修繕等に要する経費 ・補助率 1/4以内 ・予算総額 1,670千円			○			●				
長野県	富士見町	4	事業者・町民応援「振興券」「食事券」	・新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた事業者や町民を支援し、町内経済の早期回復を図るための「振興券」「食事券」発行事業 ・町民1人当たりそれぞれ3,000円分の「振興券」と「食事券」の配布 ・利用可能店:飲食店、商店、宿泊施設、タクシー事業者等 ・利用期限:令和3年11月1日～令和4年1月31日 ・予算総額:92,200千円									●	
長野県	富士見町	4	町民応援振興券	・コロナ禍における原油価格や物価高騰で今後の生活に大きな不安を感じている町民に対して、不安解消と町内消費喚起を図るための振興券発行事業 ・町民1人当たりそれぞれ6,000円分の振興券発券 ・利用可能店:飲食店、小売り店、生活関連サービス事業者、タクシー事業者等 ・利用期限:令和4年9月16日～令和4年12月31日 ・予算総額:116,700千円									●	
長野県	木祖村	5	デマンド交通事業者支援事業	・新型コロナウイルス感染症の行動制限等の影響による売上の減少及びコロナ終息後の利用喚起のため運転手確保の行った村内交通事業者への支援として補助金の交付を行う。 ・やぶはらタクシー株式会社 R2～R3の売上減少分 835,000円 運転手確保費:従業員給与の40% 3,100,000円×40%=1,200,000円(100千円未満切捨て) 予算総額:2,035千円									●	○
長野県	青木村	2	公共交通応援事業	・村民の生活路線である、唯一のバス事業者(千曲バス株)に対し、コロナの影響を受けて利用者の減少、コロナ感染症対策に係る経費が増大したこと等による厳しい経営状況を鑑み、路線維持に係る支援を行うもの。密にならない運行対策に係る経費、路線の維持に係る経費の一部を支援するもの。 ・予算額 1,000千円 ・路線維持費分500千円×1路線+使用車両維持費分(100千円×5台)=1,000千円									○	
長野県	小布施町	1	R3鉄道運航支援事業	・町民が利用する民営鉄道会社 ・安全運航に必要な維持修繕等の要する経費を支援 ・路線活性化協議会が同意する安全対策事業費 ・予算総額 1,324千円				○						
長野県	御代田町	2	事業者向けみよたん給付金事業	・感染拡大の影響により売上げが減少している業種について、経営支援を目的に支援を行う。 ・1事業者あたり10万円	○									
長野県	御代田町	4	プレミアム付き商品券事業	・ひっそりする町内経済の活性化対策として、消費拡大を図るためプレミアム付商品券を発行することで支援を行う。 ・タクシーを含め町内にある事業所全店で使える商品券を使用することにより、事業者支援にも繋がりを、地域経済の活性化を図る。 ・14,000円分の商品券1セットを10,000円で販売			○							
長野県	御代田町	2	路線バス運行継続支援事業	・感染症による影響を受けている路線バスの運行継続の支援を行う。 ・町内路線バス運行事業者1社に50万円			○							
長野県	御代田町	4	みよたんプレミアム付商品券事業	・ひっそりする町内経済の活性化対策として、消費拡大を図るためプレミアム付商品券を発行することで支援を行う。 ・タクシーを含め町内にある事業所全店で使える商品券を使用することにより、事業者支援にも繋がりを、地域経済の活性化を図る。 ・13,000円分の商品券1セットを10,000円で販売								○		
長野県	御代田町	2	新型コロナウイルス拡大防止「事業者向けみよたん給付金」	・感染拡大により経済的に影響を受けている町内事業者の経営支援を目的に給付金を給付を行う。 ・1事業者あたり10万円								○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
長野県	御代田町	2	事業者向け原油価格・物価高騰対応給付事業	・コロナ禍において原油価格・物価高騰等により経済的に影響を受けている御代田町内の事業者に対して、事業者向けの経営支援として給付金を支給を行う。 〔給付準備〕 ・年間事業収入100万円以上500万円未満:10万円 ・年間事業収入500万円以上1,000万円未満:20万円 ・年間事業収入1,000万円以上:30万円								●		
長野県	御代田町	4	物価高騰対策町民生活応援商品券事業	・コロナ禍における物価高騰に直面する生活者に対し、町民生活応援商品券の配布することにより、消費下支えをする。 タクシーを含め町内にある事業所全般で使える商品券を使用することにより、事業者支援にも繋がり、地域経済の活性化を図る。 ・公共交通事業者(バス、タクシー他) ・町民1人につき商品券5,000円分									○	
富山県	富山市	4	生活交通対策事業(水橋コミュニティバス車両購入)	交通空白地域の解消を目的に運行している地域自主運行バスの車両を更新するもの。 予算総額 12,956千円	○									
富山県	富山市	2	地域公共交通における感染拡大防止対策支援事業	・交通事業者(あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道)が十分な感染拡大防止対策を講じることができるよう、国や県とともに車両等の感染拡大防止対策や利用者減少にもかかわらず車内の密度を上げないよう、減便せずに運行する経費に対して支援(国1/2、県1/4、市1/4) ・感染防止対策(車両の抗菌・抗ウイルス処理等)1,930千円(2次補正分) ・運行支援13,282千円(2次補正分) 予算総額 15,212千円(2次補正分) 予算総額 8,249千円(3次補正分)		○	○							
富山県	富山市	2	公共交通運行維持協力支援事業	・鉄軌道、路線バスの利用者減少にもかかわらず車内の密度を上げないよう、感染拡大防止に協力し減便せずに運行を維持している富山地方鉄道に対し、運行にかかる経費(令和2年10月～令和3年3月分)の一部を支援 ・予算総額 204,600千円(令和2年4月～9月分 2次補正分) ・予算総額 93,600千円(令和2年10月～令和3年3月分 3次補正分) ・予算総額 139,100千円(令和3年4月～令和3年9月分 令和3年9月補正分) ・予算総額 71,500千円(令和3年10月～令和4年3月分 令和4年3月補正分)		○	○		●	○	○			
富山県	富山市	2	公共交通運行維持協力支援事業	・鉄軌道、路線バスの利用者減少にもかかわらず車内の密度を上げないよう、感染拡大防止に協力し減便せずに運行を維持している富山地方鉄道に対し、運行にかかる経費(令和3年4月～令和3年9月分)の一部を支援 ※臨時交付金(3次補正繰越分)7/30まで申請予定(9月議会に補正予算案件として計上予定)				●						
富山県	富山市	2	タクシー事業者サービス維持協力支援事業	・タクシー事業者のサービス維持を図るため、タクシー事業者の車両維持経費に対して支援 ・50千円/台×460台(2次補正分) 予算総額 23,000千円(2次補正分) ・50千円/台×445台(3次補正分) 予算総額 22,250千円(3次補正分) ・50千円/台×381台(令和3年9月補正分) 予算総額 19,050千円(令和3年9月補正分) ・50千円/台×383台(令和4年3月補正予定) 予算総額 19,050千円(令和4年3月補正分)		○	○		●	○	○			
富山県	富山市	2	タクシー事業者サービス維持協力支援事業	・タクシー事業者のサービス維持を図るため、タクシー事業者の車両維持経費に対して支援 ※臨時交付金(3次補正繰越分)7/30まで申請予定(9月議会に補正予算案件として計上予定)				●						
富山県	富山市	2	生活交通対策事業(富山港線フィーダーバス車両購入)	・新型コロナウイルス収束後の地域の移動を支えるため、老朽化した富山港線フィーダーバス車両を省メンテナンスで環境性能に優れた車両に更新 ・予算総額 23,156千円 ・予算総額 44,310千円(令和3年9月補正分)		○			●					
富山県	富山市	2	生活交通対策事業(市営コミュニティバス車両購入)	・新型コロナウイルス収束後の地域の移動を支えるため、八尾地域を走行する老朽化した市営コミュニティバス車両を省メンテナンスで環境性能に優れた車両に更新 予算総額 14,633千円		○								
富山県	富山市	2	生活路線維持費事業	・富山県生活路線協議会において必要と認められたバス路線に対し運行を維持するための追加支援 ・予算総額 20,306千円(内臨時交付金 13,053千円) ・予算総額 70,344千円(内臨時交付金 52,841千円)(令和4年3月補正分)			○			○				
富山県	富山市	2	地域自主運行バス補助事業	・地域の生活や経済活動を支えるために運行を行っている地域自主運行バスについて、運行を維持するための支援 ・予算総額 2,471千円 ・予算総額20,242千円(令和4年3月補正分)			○			○	○			
富山県	富山市	2	生活交通対策事業(埴中コミュニティバス車両購入)	・新型コロナウイルス収束後の地域の移動を支えるため、老朽化埴中地域自主運行バス車両を省メンテナンスで環境性能に優れた車両に更新 ・予算総額 5,244千円			○							
富山県	富山市	4	市内企業への公共交通通勤定期割引支援事業	・マイカー通勤から公共交通による通勤への転換を図るため、交通事業者と連携し、エコ通勤に積極的に取り組む市内事業所(エコ通勤優良事業所)等に対し、路線バスの通勤定期を割り引く(実証実験を行うもの)。 ・予算総額 5,635千円(令和3年9月補正分)					●					
富山県	富山市	2	親子でお出かけ事業	・小学生及びその保護者に公共交通機関の無料乗車券付きチラシを配布し、公共交通機関を利用する機会を提供することによって、クルマだけでなく公共交通機関を選択する意識の醸成による公共交通の利用促進に加えて、アフターコロナを見据えた更なる公共交通利用の定着を図るもの。富山県は、保護者分の運賃を補償する。 ・予算総額14,000千円(令和4年6月補正分)							○			
富山県	高岡市	1	万葉線車両内抗菌化対策補助金	・対象事業者:万葉線 ・対象経費:国・県補助金を除く、車両内の抗菌化の経費 ・補助率:2分の1 ・予算総額:750千円		○								
富山県	高岡市	1	貸切バス感染対策支援事業補助金	・対象事業者:市内の貸切バスを運行するバス事業者 ・対象経費:貸切バスの抗菌化にかかる経費等 ・補助率:4分の1(限度額1台当たり62.5千円) ・予算総額:5,690千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
富山県	高岡市	1	高岡市地域公共交通感染症防止対策支援事業	・対象事業者: 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者 ・交付金額: 国の地域公共交通感染症拡大防止対策事業の実証運行に対する国庫補助金の額に高岡市内運行分の割合を乗じて得た額を4で除した額 ・予算総額: 5,509千円	○	○							
富山県	高岡市	2	タクシー運行助成事業補助金	・対象事業者: 市内に主たる事務所を有するタクシー事業者 ・補助内容: 各タクシー事業者が保有する車両数5台につき、1日あたり620円(7月~R3.3月分)を支援 ・予算総額: 4,590千円	○	○							
富山県	高岡市	2	万葉線の運行維持に対する費用支援	・対象事業者: 万葉線 ・対象経費: 平日の朝夕のピーク時において減便による3つの密を避けるため、同時間帯の運行本数を維持するための運行経費を補助 ・予算総額: 14,580千円(R2.7月~R3.9月分)	○	○	○	●					
富山県	高岡市	2	路線バス緊急支援事業補助金	・対象事業者: 市内の生活路線運行事業者 ・対象経費: 市内のみを運行する現在補助対象になっていない路線のうち、平日朝夕ピーク時に運行している便で分散乗車が可能になる便に係る経費 ・1便あたり3,000円×7~R3.3月の平日の数 ・予算総額: 9,100千円	○	○	○	●					
富山県	高岡市	2	幹線系統バス路線緊急支援事業補助金	・対象事業者: 市内を運行するバス事業者 ・対象経費: 朝夕ピーク時に運行する便の高岡市分の走行キロにキロあたり費用を乗じた額 ・補助率: 4分の1を上限 ・予算総額: 1,830千円		○							
富山県	高岡市	2	新高岡駅から飛騨へ能登へバスでお得に往復キャンペーン	・対象事業者: 以下路線を運行するバス事業者 ・対象経費: 「わくライナー」「世界遺産バス」「高山-白川郷-高岡線」の乗車料金の割引に係る経費 ・補助額: 路線により1乗車あたり R2.8月~R3.3月実施分: 200円~3,600円を補助 R3.4月~R3.12月実施分: 100円~2,600円を補助 ・予算総額: R2.8月~R3.3月実施分: 8,050千円 R3.4月~R3.12月実施分: 6,400千円		○	○	●					
富山県	高岡市	2	名古屋行高速バス乗車料金割引キャンペーン	・対象事業者: 高岡市内から名古屋行きの高速バスを運行する市内バス事業者 ・対象経費: 乗車料金の割引にかかる経費 ・補助額: 高岡~名古屋方面の片道料金に一律1,500円を補助 ・予算総額: 2,000千円		○							
富山県	高岡市	2	タクシー運行助成事業補助金	・対象事業者: 市内に主たる事務所を有するタクシー事業者 ・補助内容: 各タクシー事業者が保有する車両数5台につき226,920円を支援 ・予算総額: 12,300千円			○	●					
富山県	高岡市	2	高岡市市内完結バス路線緊急支援事業補助金	・対象事業者: 市内に主たる事業所を置くバス事業者 ・補助内容: 令和3年4月1日時点の運行計画に記載されている市内で完結するすべての路線 ・予算総額: 26,000千円			○	●					
富山県	高岡市	2	一般貸切旅客自動車運送事業継続支援事業	・対象事業者: 市内に営業所を有するバス事業者 ・対象経費: 貸切バスに係る車両検査(税を除く)及び保険に要した経費に対し支援するもの(R3.4~R4.3) ・補助率: 10/10 ・上限額: 保有する補助対象車両の台数×30千円 ・予算総額: 4,620千円				●					
富山県	高岡市	4	名古屋行・高山行高速バス路線運行補助事業補助金	・路線の維持を目的に、運行経費に対し支援するもの(R3.4~R4.3) ・4月1日時点の1日の運行本数に基づき、名古屋行: 150千円/本、高山行: 530千円/本 ・予算総額: 7,200千円				●					
富山県	高岡市	4	新高岡駅発着二次交通旅行商品造成事業補助金	・対象事業者: わくライナー、世界遺産バス、高山-白川郷-高山線、名古屋便の運行事業者 ・内容: 新高岡駅の利用促進を目的に、新高岡駅を発着する二次交通である長距離バス4路線を利用した旅行商品の造成に対し支援するもの(R3.4~R3.12) ・対象経費: 開発費等の商品造成に係る経費9/10、特典付与経費10/10 ・限度額: 30万円/事業、60万円or90万円/路線 ・予算総額: 5,000千円				●					
富山県	高岡市	2	高岡市市内完結バス路線緊急支援事業補助金	・対象事業者: 市内に主たる事業所を置くバス事業者 ・補助内容: 令和4年4月1日時点の運行計画に記載されている市内で完結するすべての路線に対し、運行経費の4分の1を支援するもの(R4.4~R4.9) ・予算総額: 12,000千円								●	
富山県	高岡市	2	タクシー運行助成事業補助金	・対象事業者: 市内に主たる事務所を有するタクシー事業者 ・補助内容: 各タクシー事業者がR4.4.1時点で保有する車両数5台につき226,920円を支援 ・予算総額: 6,000千円								●	
富山県	高岡市	2	一般貸切旅客自動車運送事業継続支援事業	・対象事業者: 市内に営業所を有するバス事業者 ・対象経費: 貸切バスに係る車両検査(税を除く)及び保険に要した経費に対し支援するもの(R4.4~R4.9) ・補助率: 10/10 ・上限額: 保有する補助対象車両の台数×30千円 ・予算総額: 2,100千円								●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無			
		1～4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●		
富山県	高岡市	2	名古屋行・高山行 高速バス路線運行 補助事業補助金	・路線の維持を目的に、運行経費にに対し支援するもの(R4.4～R4.9) ・4月1日時点の1日の運行本数に基づき、名古屋行:150千円/本、高山行:530千円/本 ・予算総額:3,600千円								●			
富山県	高岡市	2	万葉線の運行維持 に対する費用支援	・対象事業者:万葉線 ・対象経費:平日の朝夕のピークにおいて減便による3つの密を避けるため、同時時間帯の運行本数を維持するための運行経費を補助 ・予算総額5,986千円(R4.4～R4.9)									●		
富山県	高岡市	4	新高岡駅発着二次 交通旅行商品造成 事業補助金	・対象事業者 わくライナー、世界遺産バス、高山-白川郷-高山線、名古屋便の運行事業者 ・内容 新高岡駅の利用促進を目的に、新高岡駅を発着する二次交通である長距離バス4路線を利用した旅行商品の造成にに対し支援するもの (R4.4～R5.2) ・対象経費 開発費等の商品造成に係る経費 ・補助率 2分の1 ・限度額 30万円/路線or60万円/路線(1事業あたりの上限額30万円) ・予算額 4,000千円 ・対象事業者 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく旅行業登録を行っている者で、県内に事業所を有する事業者等									●		
富山県	高岡市	4	新高岡駅利用促進 旅行商品企画支援 事業補助金	・内容 北陸地域を訪れる方をターゲットに旅行会社が造成する新高岡駅経由の旅行商品の企画造成経費に対する補助支援を行う(R4.4～ R5.2) ・対象経費 開発費 モニターツアー経費 広告宣伝費 印刷製本費 市内土産品の活用にかかる経費										●	
富山県	高岡市	4	高速バス周辺旅行 商品開発支援事業 補助金	・対象事業者 わくライナー、世界遺産バス、高山線を運行するバス事業者 ・内容 バス事業者が開発する新高岡駅から飛越能エリアに向かう高速バスの周遊切符等に対し、開発経費に対する補助支援を行う。 ・対象経費 わくライナー、世界遺産バス、高山線の周遊切符の開発にかかる経費 ・予算額 500千円									●		
富山県	高岡市	4	金沢以西エリア周 遊旅行商品開発実 証事業	・内容 金沢・敦賀開業を見据え、金沢以西エリアと高岡を周遊する潜在型の旅行商品の造成実証を旅行者に対し委託し、将来的な商品開発 に結び付ける。あわせてプロモーション用の動画等を作成し、PRに結び付ける ・予算額 1,500千円									●		
富山県	高岡市	2	高岡市内完結バ ス路線緊急支援事 業補助金	・対象事業者:市内に主たる事業所を置くバス事業者 ・補助内容:令和4年10月1日時点の運行計画に記載されている市内で完結するすべての路線に対し、運行経費の4分の1を支援するもの(R4.10 ～R5.3) ・予算総額:12,000千円									●		
富山県	高岡市	2	タクシー運行助成 事業補助金	・対象事業者:市内に主たる事務所を有するタクシー事業者 ・補助内容:各タクシー事業者がR4.10.1時点で保有する車両数5台につき225,680円を支援 ・予算総額:5,642千円									●		
富山県	高岡市	2	一般貸切旅客自動 車運送事業継続支 援事業	・対象事業者 市内に営業所を有するバス事業者 ・対象経費 貸切バスに係る車両検査(税を除く)及び保険に要した経費にに対し支援するもの(R4.10～R5.3) ・補助率 10/10 ・上限額 保有する補助対象車両の台数×30千円 ・予算総額:2,100千円									●		
富山県	高岡市	2	名古屋行・高山行 高速バス路線運行 補助事業補助金	・路線の維持を目的に、運行経費にに対し支援するもの(R4.10～R5.3) ・10月1日時点の1日の運行本数に基づき、名古屋行:150千円/本、高山行:530千円/本 ・予算総額:3,600千円									●		
富山県	高岡市	2	万葉線の運行維持 に対する費用支援	・対象事業者:万葉線 ・対象経費:平日の朝夕のピークにおいて減便による3つの密を避けるため、同時時間帯の運行本数を維持するための運行経費を補助 ・予算総額5,986千円(R4.10～R5.3)									●		
富山県	高岡市	4	あいの風とやま鉄 道燃料価格高騰対 策支援	・対象事業者:あいの風とやま鉄道 ・対象経費:あいの風とやま鉄道線のうち、市内を運行する車両の燃料費(電気)の高騰分に対する補助 ・予算総額4,200千円(R4.3～R5.2)										○	
富山県	黒部市	1	地域公共交通にお ける感染拡大防止 対策支援事業費補 助金	【1次補正】 ・市内路線バス及びコミュニティ交通事業者を対象に営業所及び車内における消毒液の購入及び飛散防止シート設置並びに運転手等のマ スク購入費用等に一定額(上限あり)を補助(但し、ハード的な対策や国、県の補助事業となったものは除く。) ・予算総額 4,000千円 【3次補正】 ・市内鉄道、路線バス、コミュニティ交通及びタクシーの運行事業者を対象に営業所及び車内における消毒液の購入及び飛散防止シート設置並 びに運転手等のマスク購入費用等の1/2(上限あり)を補助(但し、ハード的な対策や国、県の補助事業となったものは除く。) ・予算総額 1,300千円	○		○								
富山県	黒部市	2	公共交通感染防止 運行協力支援事業 費補助金	・平日通勤通学時間帯(7時～9時、17時～19時)の運行経費の1/4を補助するもの。 ・予算総額 13,681千円 【1次補正】 令和2年4月～7月分に対する補助 7,636千円(対象:鉄道、路線バス) 【3次補正】 令和2年4月～7月分に対する補助 6,045千円(対象:鉄道)	○		○								
富山県	黒部市	2	公共交通運行協力 補助金	予算総額 8,225千円 【3次補正】 3,288千円(対象:鉄道) ・令和3年4月～9月までの運行経費に収入減少率を乗じた額の1/4を補助 【3次補正 繰越分】 4,937千円(対象:鉄道) ・令和3年10月～令和4年2月までの運行経費に収入減少率を乗じた額の1/4を補助			○	○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
富山県	黒部市	2	公共交通燃料価格 高騰対策費	予算総額 20,698千円 【R4補正繰越・R4予備費】 2020年度電気料調整単価及び燃料単価と2022年度と同単価の差額に使用量乗じて得た額の1/2を補助するもの 鉄道・路線バス 19,162千円 タクシー 1,536千円								○	
富山県	滑川市	1	地域公共交通感染 拡大防止対策支援 事業	【R2年度事業】 感染拡大防止のため、3密の状態にならないよう運行本数を維持することに対して支援(県1/2、市1/4) ・対象事業者: 鉄道事業者、路線バス事業者 ・対象期間: R2.4~R3.3 ・補助率: 期間内における運行経費×収入減少率×1/4 (ただし、バスは運行経費の11/20を対象) ・予算総額 12,808千円		○							
富山県	滑川市	2	プレミアム付商品 券(キラリンプレ ミアム応援券)	【R2年度事業】 ・10,000円で12,000円分の商品券を販売 ・1人につき2冊まで ・登録された市内店舗(タクシー事業者も可)で使用可 ・事業主は滑川商工会議所	○		○						
富山県	滑川市	2	公共交通運行協力 支援事業	【R2年度事業】 感染拡大防止のため、3密の状態にならないよう運行本数を維持することに対して支援(県1/2、市1/4) ・対象事業者: 鉄道事業者、路線バス事業者 ・対象期間: R2.4~R3.3 ・補助率: 期間内における運行経費×収入減少率×1/4 (ただし、バスは運行経費の11/20を対象)		○							
富山県	滑川市	2	プレミアム付商品 券発行事業	【R3年度当初及び9月補正】 ・市内で利用可能な商品券の発行事業 ・登録された市内店舗(タクシー事業者も可)で使用可 ・プレミアム2割				●					
富山県	滑川市	2	キャッシュレス決済 推進事業	【R3年度当初】 ・市内事業者において、キャッシュレス決済を利用した場合に、利用者の決済額に応じてポイントを還元 ・対象店舗として登録されたタクシー事業者も対象				●					
富山県	滑川市	2	公共交通運行協力 支援事業	【R3年度事業】 感染拡大防止のため、3密の状態にならないよう運行本数を維持することに対して支援 ・対象事業者: 鉄道事業者、路線バス事業者 ・対象期間: R3.4~R4.2 ・補助率: 期間内における運行経費×収入減少率×1/4 (ただし、バスは運行経費の11/20を対象) ・予算総額 13,017千円					●				
富山県	滑川市	4	中小企業等応援助 成金	【R2年度事業】 ・対象事業者 市内に主たる事業所(店舗)を有する事業者(中小企業基本法に規定する中小企業及び個人事業主)で、令和2年5月1日以前に開業し、現在も営業活動のある事業者の方(運輸業含む) ※対象外業種あり ※滑川市飲食店応援助成金の給付を受けた事業者を除く ・助成金 一事業者5万円	○								
富山県	滑川市	2	プレミアム付商品 券発行事業	【R4年度当初及び9月補正】 ・市内で利用可能な商品券の発行事業 ・登録された市内店舗(タクシー事業者も可)で使用可 ・プレミアム2割								○	○
富山県	滑川市	2	キャッシュレス決済 推進事業	【R4年度当初及び9月補正】 ・市内事業者において、キャッシュレス決済を利用した場合に、利用者の決済額に応じてポイントを還元 ・対象店舗として登録されたタクシー事業者も対象								○	○
富山県	滑川市	2	地域公共交通確保 対策事業	【R4年度6月補正】 燃料等高騰の影響を大きく受ける市内タクシー事業者に対し、車両運行に係る燃料費の一部を支援									○
富山県	滑川市	2	地方公共交通運行 維持支援事業	【R4年度9月補正事業】 燃料等高騰の影響を大きく受ける公共交通事業者に対し、運行経費の一部を支援 ・予算総額6,504千円									○
富山県	砺波市	1	デマンドタクシー感 染防止運行支援事 業	・デマンドタクシー1便あたり4名以上の予約の際、密な状況を避けるため、追加運行する費用について補助 ・予算総額 362千円		○							
富山県	砺波市	2	グルとな&安心お かえり券発行事業	・飲食店、タクシー事業者等 ・額面13,000円の商品券を、10,000円で5,000セット販売し、砺波市内の飲食店や旅客運送業で利用可		○							
富山県	砺波市	2	砺波市夜間公共交 通維持確保支援事 業	・夜間の緊急時に対応できるよう運行体制をとっている市内タクシー事業者に対し、市民の安心及び公共交通維持の観点から運行経費を補助。 (営業売上が前年同月と比較して50%以上減少している事業者が対象) ・予算総額 300千円		○							
富山県	砺波市	2	公共交通感染防止 運行支援協力事業 補助金	・平日朝ラッシュ時の3密回避に資するバス運行等に対して交付される県補助金(1/4直接)と連携して、バス運行支援として補助 ・予算総額 2,417千円		○							
富山県	砺波市	2	砺波市貸切バス/ タクシー等支援事 業費補助金	・利用者が著しく減少しているタクシー、貸切バス事業者等の事業継続に資するため、車両維持費を支援 ・タクシー5万円/台、貸切バス18万円/台 ・予算総額 5,710千円						○			
富山県	南砺市	2	南砺市交通事業者 新型コロナウイルス 対策緊急支援事 業協力金	・対象事業者 タクシー事業者、貸切バス事業者、運転代行事業者 ・対象経費 令和4年度の車両維持に要する経費 ・タクシー事業者、運転代行事業者:1台5万円、貸切バス事業者:1台15万円を交付 ・予算総額 7,750千円			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
富山県	南砺市	2	タクシー新型コロナウイルス対策緊急支援事業協力金	・対象事業者 タクシー事業者 令和2年11月～令和3年3月までの間に実施される運送事業に対し、1日あたり5千円を交付 ・予算総額 2,255千円			○						
富山県	南砺市	2	南砺市交通事業者新型コロナウイルス対策緊急支援金	・対象事業者 タクシー事業者、貸切バス事業者、運転代行事業者 ・対象経費 令和3年4月～9月の車両維持に要する経費 ・タクシー事業者、運転代行事業者:1台3万円、貸切バス事業者:1台10万円を交付 ・予算総額 4,910千円									
富山県	南砺市	2	公共交通燃料価格高騰対策支援事業	・補助対象者 路線バス・タクシー事業者 ・対象経費 高騰前と補助対象月の燃料価格の差額 ・補助率 2分の1 ・補助対象月 令和4年3月～令和5年2月の燃料使用分 ・予算総額 3,210千円									●
富山県	水見市	2	公共交通感染防止運行協力支援事業	【令和2年度、令和3年度事業】 ・対象事業者 市内のみを運行する路線バス・NPOバス ・対象経費 朝タラッシュ時便の運行費補助 ・補助率 1/4 ・予算総額 R2: 2,463千円 (R2実績) R3: 2,743千円 (R3.6月補正) R4: 2,059千円 (R3.12月補正) 合計 7,265千円		○	○			●			
富山県	水見市	2	水見市交通等事業者持続化補助金	【令和2年度事業】 ・対象事業者:新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、市内の貸し切りバス、タクシー、代行業者、海上運送事業者 ・補助率:対象事業に使用している車両台数に以下の金額を乗じたもの ①乗車定員10人以下:1台あたり 3万円 ②乗車定員11人以上:1台あたり 5万円 ③乗船定員13人以上:1艘あたり 10万円 ・限度額:事業者あたり上限額100万円 ・実績額:2,700千円		○							
富山県	水見市	2	公共交通感染防止運行協力支援事業	【令和2年度事業】 ・対象事業者 地域間幹線バス事業者 ・対象経費 朝タラッシュ時便の運行費補助 ・補助率 1/4 ・R2実績額 2,697千円		○							
富山県	水見市	2	飲食店等支援事業者補助金	【令和2年度事業】 (第1種) ・対象事業者:ヒミーツ ・対象経費:市内飲食店等が提供するメニューの受注、配送を行う事業者に対して事務費、配送費を補助 ・実績額:1,854千円 ※配送業務について、タクシー事業者を利用 【令和3年度事業】 (第2種) ・対象事業者:ヒミーツ ・対象経費:市内飲食店等が提供するメニューの受注、配送を行う事業者に対して事務費、配送費等を補助 ・実績額:923千円 ※配送業務について、タクシー事業者を利用 【令和4年度事業】 (第3種) ・対象事業者:ヒミーツ ・対象経費:市内飲食店等が提供するメニューの受注、配送を行う事業者に対して事務費、配送費等を補助 ・実績額:83,000円 ※配送業務について、タクシー事業者を利用	○		○						
富山県	水見市	2	水見市交通等事業者支援金	・対象事業者 市内に上る事業所を有する貸し切りバス事業者、タクシー事業者、海上運送事業者 ・支援金支給額 乗車定員10人以下の車両 1台あたり3万円 乗車定員11人以上の車両 1台あたり5万円 乗船定員13人以上の船舶 1艘あたり10万円 ※ただし、1事業者あたりの上限額は100万円 ・予算額2,190千円						●			
富山県	水見市	2	公共交通原油高対策支援事業費	【令和4年度事業】 ①路線バス、NPOバス(4事業者) ・補助対象経費 高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月の軽油・ガソリン料金の差額に使用量に乗じた額 ・補助対象月 R4.4～R5.2 ・補助率 1/2 ②タクシー(2事業者) ・対象経費 高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月のLPG料金の差額に使用量及び保有台数に乗じた額 ・補助対象月 R4.4～R5.2 ・補助率 1/2 ・予算総額 1,693千円									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
富山県	氷見市	2	【令和4年度事業】 ・対象事業者 市内に主たる事業所を有する貸し切りバス事業者、自動車運転代行業者、海上運送事業者 交通等事業者原油 高対策支援事業費 ・支援金支給額 乗車定員10人以下の車両 1台あたり2万円 乗車定員11人以上の車両 1台あたり5万円 乗船定員13人以上の船舶 1艇あたり20万円 ・予算額2,340千円										○
富山県	氷見市	2	【令和4年度事業】 ・対象事業者 市内に主たる事業所又は営業所を有する中小企業者で、一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を現に行っている事業者 貨物運送事業者原 油高対策支援事業 費 ・支援金支給額 一般貨物自動車運送事業の用に供する事業用車両 1台あたり3万円 貨物軽自動車運送事業の用に供する事業用車両 1台あたり2万円 ・予算額9,080千円										●
富山県	上市市	1	上市町新型コロナ ウイルス感染症拡 大防止大差事業費 補助(国2次補正 協議) ・対象事業者 当町と他市町村を結ぶ広域公共交通機関 ・対象経費 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しつつ、車内密度を上げないように配慮した実証運行に係る経費 ・補助率 対象事業費×1/4×沿線キロ程のうち当町キロ分按分相当(10.23%) ・予算総額 1,406千円		○	○							
富山県	上市市	1	上市町新型コロナ ウイルス感染症拡 大防止大差事業費 補助(国2次補正 協議) ・対象事業者 当町と他市町村を結ぶ広域公共交通機関 ・対象経費 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策(車内抗菌や抗ウイルス対策、消毒等実施)にかかった経費 ・補助率 対象事業費×1/4×車両の走行キロのうち当町走行キロ分按分相当(7.15%) ・予算総額 93千円		○	○							
富山県	上市市	1	町営バス車両抗ウ イルスコーティング 事業 ・対象事業者 町営バス全7台(地鉄借り上げ1台含む)に対し、町営バスの抗ウイルスコーティングを施し、公共交通の安心・安全性を高め、公共交通利用者を増やし、持続可能な公共交通体系の維持に寄与する。					○					
富山県	上市市	2	買い物代行サービ ス ・タクシー事業者 ・医療機関から体調不良のため自宅で待機するよう指示された住民を対象に町内タクシー会社2社と委託し、買い物代行サービスを行い、町が配達料を負担する。(10月末まで)		○								
富山県	上市市	2	上市町タクシー新 型コロナウイルス緊 急対策支援事業 ・対象事業者 町内タクシー事業者 ・夜8時以降富山地方鉄道最終便(23:57)まで営業(駅等での待機、配車申込みへの対応等)を行った場合に10,000円/日×1/2を支援 ・予算総額1,800千円 ・期間 交付決定日から10月末まで		○								
富山県	上市市	2	上市町新型コロナ ウイルス感染症拡 大防止大差事業費 補助(県6月補正協 議) ・対象事業者 当町と他市町村を結ぶ広域公共交通機関 ・対象経費 新型コロナウイルス感染症(3密回避)のための運行に係る経費 ・補助率 対象事業費×1/4×沿線キロ程のうち当町キロ分按分相当(10.23%) ・予算総額 2,291千円		○	○							
富山県	上市市	2	公共交通感染防止 運行協力金 ・運行経費に利用者減少率(実績、事業者から提出)を乗じた額の1/2×沿線市町村における鉄軌道換算キロ按分(10.23%)を支援(R3.4～R4.2) R2.3次補正繰り越し分(6月補正) 6,115千円 R2.3次補正繰り越し分(12月補正) 7,459千円					○					
富山県	上市市	2	タクシー車両維持 支援金事業 ・車両維持費(R3.4～R3.9)への支援(定額) ・タクシー 30千円/台					○					
富山県	上市市	4	町営バス新規導入 事業 ・対象事業者 上市市 ・対象経費 町営バス(32人乗り1台・10人乗り1台 計2台)導入経費 ・予算総額 29,869千円		○	○							
富山県	上市市	2	公共交通等燃料価 格高騰対策支援事 業費補助(県6月補 正協議) ・燃料高騰補助対象経費の1/2×沿線市町村における鉄軌道換算キロ按分(10.23%)を支援(R4.3～R5.2)(県1/2、沿線市町村1/2) R3.補正繰り越し分(9月補正) 2,091千円)富山地方鉄道へ ・燃料高騰補助対象経費の1/2(県1/2、市町村1/2) R3.補正繰り越し分(9月補正) 864千円)タクシー事業所へ					○					○
富山県	立山町	1	地域公共交通にお ける感染拡大防 止対策支援事業 ・公共交通事業者が実施する感染症拡大防止対策に対して支援 ・対象事業者 富山地方鉄道株式会社 ・対象経費 駅々サービスの衛生対策、車内の抗菌・抗ウイルス対策、車内の密度を上げないように配慮した実証運行など ・補助率 設備等導入費・実証運行の1/4(国1/2、県1/4、沿線市町村1/4) (予算額) 鉄道457千円、バス238千円			○							
富山県	立山町	2	立山の魅力再発見 キャンペーン ・いずれも町民限定 ① ・地鉄立山線(一部本線含む。)各駅⇄立山駅 大人1往路無料券配布 子ども1往路無料券配布 ・立山駅⇄称名滝(探勝バス) 往復無料券配布(往路に地鉄利用した者のみ) ・予算額650千円 ②立山駅⇄堂堂(アルペルルート) 大人1片道分のため(行政ポイント)付与 子ども1往復引換券配布 ・予算額1,300千円			○							
富山県	立山町	2	3密を回避のため、R2.4～9月の平日ラッシュ時の運行維持に対して、運行経費を支援(富山地鉄・鉄道) ・対象事業者 富山地方鉄道株式会社 ・補助率 運行経費の1/4(事業者1/2、県1/4、沿線市町村1/4) <予算額> 2,403千円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
富山県	立山町	2	公共交通感染防止 運行協力支援事業	・対象期間:R2.4~R2.11 ・補助対象:期間内における運行経費×収入減少率 ・対象事業者:富山地方鉄道株式会社		○							
富山県	立山町	2	公共交通感染防止 運行協力支援事業	・対象期間:R3.4~R3.9 ・補助対象:期間内における運行経費×収入減少率 ・対象事業者:富山地方鉄道株式会社 ・補助率:1/2 ・予算総額:33,000千円				●					
富山県	立山町	2	公共交通感染防止 運行協力支援事業 (鉄軌道)	・補助対象:期間内における通常運行への支援 ・対象期間:R3.10~R4.3 ・予算総額:17,000千円				●					
富山県	立山町	2	公共交通感染防止 運行協力支援事業 (路線バス)	・補助対象:期間内における通常運行への支援 ・対象期間:R3.4~R4.3 ・予算総額:1,000千円				●					
富山県	立山町	2	公共交通事業者に 対するコロナ対策 支援(タクシー)	・事業継続への支援 ・予算総額:180千円				●					
富山県	立山町	2	公共交通事業者に 対するコロナ対策 支援(貸切バス)	・事業継続への支援 ・予算総額:800千円				●					
富山県	立山町	4	タクシー事業者支 援事業	・市内のタクシー事業者の事業継続を支援 ・補助対象事業者:立山交通 ・予算総額:130千円×5台=150千円		○							
富山県	立山町	2	夏休み GoTo立山 駅キャンペーン	・地鉄立山線(一部本線含む。)各駅⇄立山駅 大人(町民)→往復無料券配布 ・予算総額2.420千円								●	
富山県	立山町	2	原油価格高騰に関 する支援(鉄軌道) ※予定	・交通事業者の運行に係る負担軽減を図るため、燃料費の高騰分の一部を支援 ・補助対象:「高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月の燃料価格の差額」に補助対象月の使用量を掛けた1/2を補助する ・対象期間:R4.3~R5.2 ・予算総額:9,000千円									○
富山県	立山町	2	原油価格高騰に関 する支援(路線バ ス) ※予定	・交通事業者の運行に係る負担軽減を図るため、燃料費の高騰分の一部を支援 ・補助対象:「高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月の燃料価格の差額」に補助対象月の使用量を掛けた1/2を補助する ・対象期間:R4.3~R5.2 ・予算総額:500千円									○
富山県	立山町	2	原油価格高騰に関 する支援(タク シー) ※予定	・交通事業者の運行に係る負担軽減を図るため、燃料費の高騰分の一部を支援 ・補助対象:「高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月のLPG価格の差額(国のLPG支援単価を差引く)」に 補助対象月の使用量を掛けた1/2を補助 ・対象期間:R4.3~R5.2 ・予算総額:1,500千円									○
富山県	入善町	2	原油価格高騰に関 する支援(タク シー)	・交通事業者の運行に係る負担軽減を図るため、燃料費の高騰分の一部を支援 ・補助対象:一般貨物自動車(緑ナンバー)30,000円、貨物軽自動車(黒ナンバー)20,000円 上限500,000円 ・予算総額:864千円									○
富山県	入善町	2	原油価格高騰に関 する支援(貨物運 送事業)	・交通事業者の運行に係る負担軽減を図るため、燃料費の高騰分の一部を支援 ・補助対象:「高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月のLPG価格の差額(国のLPG支援単価を差引く)」に 補助対象月の使用量を掛けた1/2を補助 ・対象期間:R4.3~R5.2 ・予算総額:8,380千円									○
富山県	朝日町	2	がんばる事業者支 援事業	・補助対象者 朝日町宅配サービス支援事業実行委員会(タクシー事業者構成員) ・事業概要 テイクアウトメニューの配達サービス事業への補助(予算総額2,202千円) ・補助内容 最低保証6,600円/日 加算補助 330円/1箇所	○								
富山県	朝日町	2	プレミアム付き飲 食券	・5,000円で7,500円(50%)の飲食券が購入可能 ・1人2冊まで ・3,000冊を販売 ・当該飲食券を「タクシー」でも利用可能なものとしている。		○							
富山県	朝日町	2	プレミアム付き商 品券	・10,000円で12,000円(20%)の商品券が購入可能 ・1戸あたり1冊まで ・4,725冊を販売(町内全戸) ・当該商品券を「タクシー」でも利用可能なものとしている。			○						
富山県	朝日町	2	プレミアム飲食券 2021	・5,000円で7,000円(40%)の飲食券が購入可能 ・1世帯2冊まで ・9,400セットを販売 ・当該飲食券をタクシーでも利用可能としている。				○					
富山県	朝日町	2	プレミアム飲食券 2022	・5,000円で7,000円(40%)の飲食券が購入可能 ・1世帯2冊まで ・6,000セットを販売 ・当該飲食券をタクシーでも利用可能としている。								○	
富山県	朝日町	2	燃料費高騰対策支 援金	・原油価格高騰に連動した燃料費の高騰に直面する事業者に対し、区分に応じた一定の支援金を交付(20万円~1,000万円) ・平成30年1月1日以降、令和4年3月31日までの間の任意の1年間において、「水道光熱費」、「燃料費」等に処理される費用が年間100万円を超え る事業所(電気料、ガス、灯油、軽油、重油、ガソリンの合計額とする) ・対象業種は、運輸・交通・観光・飲食店・生活衛生関連事業者等								○	
富山県	朝日町	4	公共交通等燃料価 格高騰対策支援事 業	・交通事業者の運行に係る負担軽減を図るため、燃料費の高騰分の一部を支援<鉄軌道分> ・「高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月の燃料価格の差額」に補助対象月の使用量を掛けた1/2を補助する ・対象期間R4.3~R5.2									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
富山県	魚津市	1	地域公共交通感染症拡大防止対策支援事業	・対象事業者:富山地方鉄道 ・対象経費:新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施しつつ、車内密度を上げないように配慮した実証運行に係る経費 ・補助率:対象事業費×1/4×沿線キロ程のうち市のキロ分按分相当(8.15%) <予算額>345千円		○							
富山県	魚津市	2	公共交通感染症防止運行協力支援事業	・対象期間:R24~R33 ・補助対象:期間内における運行経費×収入減少率 ・対象事業者:富山地方鉄道株式会社 ・補助率:運行経費の1/4(事業者1/2、県1/4、沿線市町村1/4) <予算額>10,569千円		○							
富山県	魚津市	2	観光誘客促進事業	・市からタクシー事業者への補助 ・少人数や個人での観光に市内タクシー事業者を利用した際にタクシー料金を半額にする。 (利用者5/10、市4/10、タクシー事業者1/10) ・補助上限額1乗車当たり20千円	○	○							
富山県	魚津市	2	魚津市プレミアム商品券「応援券付じゃんこい商品券」	・1冊10,000円で13,000円分の商品券(1,000円×13枚)を販売 ・1人につき3枚まで ・タクシーも使用可	○								
富山県	魚津市	2	魚津市救済おつかいタクシー	・タクシー事業者への補助 ・利用料金1時間500円でドライバーが買い物し自宅まで届ける。	○								
富山県	射水市	2	公共交通(万葉線)応援事業	・対象事業者 万葉線株式会社 ・対象経費 3密を回避するために、朝タラッシュ時の運行本数を維持するための費用を支援 ・補助率 1/2 ・予算額 9,000千円	○		○						
富山県	射水市	2	公共交通感染症防止運行協力(バス)支援事業	・対象事業者 市内を運行する路線バス事業者 ・対象経費 3密を回避するために、朝タラッシュ時の運行本数を維持するための費用を支援 ・補助率 1/4 ・予算額 4,597千円		○							
富山県	射水市	2	地域公共交通感染症拡大防止対策事業(輸送能力増強)	・対象事業者 射水市コミュニティバス事業者 ・対象経費 3密を回避するために、増車運行に必要な費用を支援			○						
富山県	射水市	2	地域公共交通感染症拡大防止対策事業(車内抗菌)	・対象事業者 万葉線株式会社、射水市コミュニティバス事業者 ・対象経費 車両内の抗菌・抗ウイルス対策に必要な経費を支援 ・予算額 5,400千円		○							
富山県	射水市	2	万葉線新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金	・対象事業者 万葉線株式会社 ・対象経費 3密を避けるために運行を維持する費用を支援 ・予算額 5,986千円				●					
富山県	射水市	2	タクシー事業者支援事業	・対象事業者 市内タクシー事業者 ・対象経費 タクシー事業者の事業継続のため、車両維持費を支援 1台25千円 ・予算額 1,050千円				●					
富山県	射水市	2	万葉線新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金	・対象事業者 万葉線株式会社 ・対象経費 3密を避けるために運行を維持する費用を支援 ・予算額 6,000千円							○		
富山県	射水市	2	タクシー事業者支援事業	・対象事業者 市内タクシー事業者 ・対象経費 タクシー事業者の事業継続のため、車両維持費を支援 1台25千円 ・予算額 1,025千円							○		
富山県	射水市	2	路線維持費特別補助金	・対象事業者 複数市町村をまたがって運行する路線バス事業者 ・対象経費 3密を回避し、運行を維持するための運行経費を支援 ・予算額 5,135千円							○		
富山県	射水市	2	万葉線新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金	・対象事業者 万葉線株式会社 ・対象経費 3密を避けるために運行を維持する費用を支援 ・予算額 5,986千円								○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の活用 の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●		活用したものに ○	活用したものに ○	9/9まで活用 したものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●
富山県	射水市	4	公共交通等燃料 価格高騰対策支援事 業	交通事業者の運行に係る負担軽減を図るため、燃料費の高騰分の費用の一部を支援 <乗合(路線)バス> ・予算額 計7,660千円 ・「高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月の燃料価格の差額」に補助対象月の使用量を掛けた1/2を補助する ・対象期間R4.3~R5.2 <タクシー> ・予算額 計1,440千円 ・「高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月のLPG価格の差額(国のLPG支援単価を差引く)」に補助対象月の使用量を掛けた1/2を補助する ・対象期間R4.3~R5.2											○
富山県	射水市	2	万葉線新型コロナ ウイルス感染拡大 防止対策補助金	・対象事業者 万葉線株式会社 ・対象経費 3密を避けるために運行を維持する費用を支援 ・予算額 5,986千円											●
富山県	射水市	2	路線維持費特別補 助金	・対象事業者 複数市町村をまたがって運行する路線バス事業者 ・対象経費 3密を回避し、運行を維持するための運行経費を支援 ・予算額10,530千円											●
富山県	小矢部市	2	地域公共交通感染 拡大防止対策支援 事業	・対象事業者 市内を運行する路線バス事業者 ・対象経費 3密を回避するために、朝夕ラッシュ時の運行本数を維持するための費用を支援 ・補助率 1/4 ・予算額 387千円											
富山県	小矢部市	4	公共交通等燃料 価格高騰対策支援事 業	交通事業者の運行に係る負担軽減を図るため、燃料費の高騰分の費用の一部を支援 <乗合(路線)バス> ・「高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月の燃料価格の差額」に補助対象月の使用量を掛けた1/2を補助する <タクシー> ・「高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月のLPG価格の差額(国のLPG支援単価を差引く)」に補助対象月の使用量を掛けた1/2を補助する ・対象期間R4.3~R5.2 ・予算額 計1,214千円											●
富山県	舟橋村	2	公共交通感染防止 運行協力支援事業 補助金	・対象事業者:富山地方鉄道株式会社 ・対象経費 運行経費に収入減少率(実績:事業者から提出)を乗じた額 ・対象期間:R2.12~R3.9 ・補助率:1/2 ・予算総額:2,438千円											
富山県	舟橋村	2	公共交通感染防止 運行協力支援事業 補助金	・対象事業者:富山地方鉄道株式会社 ・対象期間:R3.10~R4.3 ・予算総額等:検討中											
富山県	富山県	1	公共交通事業者の 感染防止対策支援	・県内の公共交通事業者が行う、駅の衛生対策や感染防止のための備品購入等の感染防止対策に対し補助を行う。 ・予算額 140,000千円(R2.6月補正)	○	○									
富山県	富山県	1	タクシー新型コロナ ウイルス対策緊急 支援事業(飛沫感 染防止間仕切り設 置事業)	・1事業者につき8千円×間仕切り設置車両台数の補助 ・予算額 2,400千円(夜間対応と合わせて6,000千円)(R2.4月補正)		○									
富山県	富山県	1	ポストコロナ時代を 見据えた公共交通 の活性化支援事業	・国のポストコロナ時代を見据えた公共交通の活性化・継続事業(国1/2)に上乗せ支援(1/2) ①設備導入、②車両導入、③実証運行、④デジタル化 予算額:240,000千円(R3.6月補正)						●					
富山県	富山県	2	公共交通感染防止 運行協力支援事業	・県内の鉄軌道や路線バスの運行会社に、朝夕のラッシュ時にかかる運行経費を半年分補助する。 ・予算額 117,000千円(R2.6月補正)			○								
富山県	富山県	2	タクシー新型コロナ ウイルス対策緊急 支援事業(夜間対 応支援事業)	下記①、②を満たすタクシー事業者が夜間対応を実施したことに対して補助を行った市町村 ①富山県内を営業区域として届け出ているタクシー事業者 ②中山間地域を有する町村部等に事業所または営業所があるタクシー事業者 市町村の補助額の半分以上を県が補助 一事業者当たり上限2.5千円/日 予算額3,600千円(間仕切りと合わせて6,000千円)(R2.4月補正)	○	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
富山県	富山県	2	公共交通運行協力 支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中で、減便を控えて運行を維持する交通事業者を支援 ・対象 鉄軌道、バス事業者 ・予算額 計986,275千円 ①386,022千円 (R3.2月補正 R2.4~11月分) ②337,253千円 (R3当初 R2.12~R3.9月分) ③263,000千円 (R3.9月補正 R3.10~R4.2月分)		○	○	○	○	○				
富山県	富山県	2	公共交通感染防止 対策支援事業	県内公共交通事業者が実施する感染拡大防止対策設備への支援 ・対象 鉄軌道、バス、タクシー事業者 ・予算額 10,750千円(R3.2月補正+R3当初)		○	○	○	○	○				
富山県	富山県	2	タクシー・高速バス 等事業者の事業継 続への支援	・タクシー、高速バス、貸切バス事業者の事業継続のため、車両維持費を支援 ・予算額 計683,580千円 (車両1台あたり補助額) ①タクシー:50千円、高速バス:150千円、貸切バス:150千円 (R2.9月補正 120,000千円 R2.4~6月分) ②タクシー:100千円、高速バス:300千円、貸切バス:300千円 (R3.2月補正 251,700千円 R2.7~R3.3月分) ③タクシー:70千円、高速バス:200千円、貸切バス:200千円 (R3当初 170,880千円 R3.4~R3.9月分) ④タクシー:60千円、高速バス:170千円、貸切バス:170千円 (R3.9月補正 141,000千円 R3.10~R4.2月分)		○	○	○	○	○				
富山県	富山県	2	タクシー事業継続 協力支援	①タクシー協会が県のワクチン大規模接種会場で配布するタクシー利用助成券 最大2480円/人(初乗運賃相当620円×4) ②夜間常営業の維持を行う事業者に対してその経費の一部を支援 5,000円/日×夜間対応を実施した日数(上限45日分) 予算額:40,000千円(R3.6月補正)				○	●					
富山県	富山県	4	貸切バスツアー利 用促進事業	・県内の貸切バスの利用に対して支援 (用途:観光ツアー、学校行事 ・対象 県内貸切バス事業者、旅行者 ・予算額 48,000千円(R2.11月補正+R3.2月補正)		○	○							
富山県	富山県	4	貸切バス利用促進 事業	・県内の貸切バスの利用に対して支援 (用途:観光ツアー、学校行事、クラブ活動、企業・地域活動等) ・対象 県内貸切バス事業者、旅行者 ・予算額 計178,000千円 ①78,000千円 (R3.6月補正+R3.7月補正 R3.7~10月分) ②38,500千円 (R3.9月補正 R3.11~R4.2月分) ③31,500千円 (R4.2月補正 R4.3~R4.5月分) ④32,000千円 (R4.6月補正 R4.7~R5.2月分) ⑤33,500千円 (R4.11月補正 R5.3~R5.9月分)					●	○		●	○	
富山県	富山県	4	富山県の魅力再発 見等事業 (ディスカバー・ト ヤマ)	観光事業者、交通事業者 ・県民による県内観光周遊を促すとともに、県内交通事業者が発売する公共交通機関の利用を促進するため、県民向けの観光フリー切符等の割引を支援	○	○								
富山県	富山県	4	公共交通等燃料価 格高騰対策支援事 業(令和4年度)	交通事業者の運行に係る負担軽減を図るため、燃料費の高騰分及び路線バス・タクシーの車両更新の費用の一部を支援 ①燃料費支援(R4.6月補正) ・予算額 計208,000千円 ＜鉄軌道、乗合(路線・高速)バス＞ ・「高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月の燃料価格の差額」に補助対象月の使用量を掛けた1/2(高速バスは2/3)を補助する ・対象期間R4.3~R5.2 ＜タクシー＞ ・「高騰影響前(2020年度平均)と補助対象月のLPG価格の差額(国のLPG支援単価を差引く)」に補助対象月の使用量を掛けた1/2を補助する ・対象期間R4.3~R5.2 ②車両更新費支援(R4.9月補正) 燃費改善に資する車両の更新に対する支援 ・予算額 計222,000千円 ・補助率1/2、補助上限額 路線バス:4,000千円、タクシー:1,250千円 ・対象期間R4.9~R5.2								●	○	
富山県	富山県	4	公共交通等燃料価 格高騰対策支援事 業(令和5年度)	交通事業者の運行に係る負担軽減を図るため、燃料費の高騰分の一部を支援(鉄軌道、乗合(路線・高速)バス、タクシー) ・予算額 計174,300千円(R4.11月補正) ・対象期間R3.3~R5.9(具体的な補助スキームは検討中)										○
富山県	富山県	1	ビッドコロナを見 据えた公共交通等 の活性化支援事業	国の「情報化・データ化等による地域交通の経営改善支援事業」及び「高付加価値化推進事業(交通連携型)(R3年度第1次補正)」に上乗せ支援 (国1/2、県1/4) ①設備導入、②車両導入、③実証運行、④デジタル化、⑤観光事業者との連携 予算額:計197,000千円(R4.9月補正107,000+R4.11月補正90,000)										○
石川県	石川県	1	小規模事業者感染 拡大防止緊急支 援補助金	従業員20人以下(パート等含む)又は事業場面積が100㎡以下の小規模事業者1つについて、感染拡大防止策に要する資機材に対し、最大20万円助成(補助率4/5)	○									
石川県	石川県	1	感染拡大防止対策 支援金	中堅・中小企業及び個人事業者が感染防止対策に要する資機材に対し、最大50万円助成(補助率4/5)	○									
石川県	石川県	2	経営持続支援金	国の持続化給付金を受けた事業者に対し追加給付を実施 ・中堅・中小企業50万円以内 ・個人事業主20万円以内	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
石川県	石川県	2	生活バス路線維持対策費補助金	運行費補助(地域間幹線系統及び県単独)について、概算払いが可能となるよう補助金交付要綱を一部改正									
石川県	石川県	2	石川県地域公共交通感染症拡大防止対策事業費補助金	・対象事業者 乗合バス事業者・鉄道事業者 ・対象経費 必要な感染症対策を講じた上で、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行経費 ・補助率 県1/4(国1/2) ・予算総額 53,500千円									
石川県	石川県	1	石川県地域公共交通感染症拡大防止対策事業費補助金	・対象事業者 乗合バス事業者・鉄道事業者 ・対象経費 必要な感染症対策を講じた上で、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行経費 ・補助率 県1/4(国1/2、市町1/4) ・予算総額 64,000千円									
石川県	石川県	2	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の要件緩和への対応	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金にかかる特例(みなし運行回数カットの適用除外)を踏まえた 石川県生活バス路線維持対策費補助金の特例 ・予算額: 6,748千円									
石川県	石川県	2	経営持続月次支援金	国の月次支援金を受けた事業者に対し追加給付を実施 ・対象月: 5~6月(2カ月間)・8~9月(2カ月間) ・中小企業主 10万円/月 ・個人事業主 5万円/月					○	○			
石川県	石川県	2	石川県事業復活支援金	国の事業復活支援金を受けた事業者に対し追加給付を実施 ・中小企業主 最大125万円 ・個人事業主 最大25万円							○		
石川県	石川県	2	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の要件緩和への対応	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金にかかる特例(みなし運行回数カットの適用除外)を踏まえた 石川県生活バス路線維持対策費補助金の特例 ・予算額: 8,177千円									
石川県	石川県	2	石川県地域公共交通感染症拡大防止対策事業費補助金	・対象事業者 乗合バス事業者・鉄道事業者 ・対象経費 必要な感染症対策を講じた上で、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行経費 ・補助率 県1/4(国1/2) ・予算総額 66,000千円									○
石川県	石川県	2	石川県地域公共交通等運行継続特別支援金	・対象事業者 高速バス、貸切バス、タクシー事業者 ・支援額 1台当たりバス15万円、タクシー5万円 ・予算総額188,000千円									○
石川県	金沢市	2	生活バス路線維持費補助金	運行費補助(県市補助)について、概算払いが可能となるよう対応									
石川県	金沢市	2	山間地等郊外バス路線維持費補助金	運行費補助(市単独)について、概算払いが可能となるよう対応									
石川県	金沢市	2	鉄道・路線バス運行維持支援	・概要 鉄道及び路線バスの安定運行を確保する公共交通事業者に対し、国、県及び関係市町で連携して支援 ・対象 利用者の減に伴う大幅な減便等を行わず、感染症対策を講じた上で、従前相当の安定的な運行を維持するために必要な経費 ・予算総額 29,400千円				○		●			
石川県	金沢市	2.4	公共交通利用買い物支援事業	・概要 まちなか商店街等の買い物客に対して、バス・電車で利用可能なお帰り乗車券を配布 ・配布期間 令和3年10月16日から令和4年3月21日までの土日祝日及び年末年始 ・予算総額 4,400千円				○		●			
石川県	金沢市	2.4	公共交通利用回復・需要創出事業費	・概要 まちなかの商店街等での買い物客に対して、バス・電車を平日昼間に利用できるお帰り乗車券を配布 ・配布期間 令和4年4月1日から9月30日までの平日昼間(10時~16時) ・予算総額 5,000千円							○		
石川県	金沢市	3	金沢型次世代交通サービス推進費	・概要 公共交通の利用回復及びまちなかへの集客を促進するため、デジタル交通サービス「のりまっし金沢」に商業施設等で使用できるクーポン機能を追加するとともに、民間開発データ連携基盤お移動データ等を共有・活用する実証実験を実施 ・実施事業者 金沢MaaSコンソーシアム ・予算総額 14,000千円							○		
石川県	七尾市	1	コロナに負けるな七尾応援金	・給付額 中小企業20万円、個人事業主10万円 ・対象企業 県の協力金を受給できない事業者	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
石川県	七尾市	1	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通感染症拡大防止対策事業)	・対象事業者 バス事業者、鉄道事業者 ・対象経費 感染症拡大防止対策の一環として、車内の密度を上げないよう配慮した運行等の実証事業に係る経費 ・補助率1/4(県同額・鉄道の場合は沿線市町で1/4を按分) ・予算総額6,972千円		○								
石川県	七尾市	2	一般生活路線運行費補助金	令和2年度に限り、希望する補助対象事業者に対し運行費補助の概算払いを可能とした。										
石川県	白山市	2	白山市中小企業等応援給付金	【要件】 ・白山市内に事業所を有する中小企業(法人)または白山市内に住所を有する個人事業主 ・令和2年3月以前から事業収入を得て確定申告を行っており、今後も事業を継続する意思がある者 ・令和2年3月以降、月の売上高が前年の同月と比較して20%以上50%未満の範囲内で減少した月が存在する者 【金額】 1事業所あたり20万円 (個人事業主の場合は10万円) 【申請受付期間】 令和2年6月5日～令和3年1月29日	○									
石川県	白山市	2	白山市地域公共交通感染症拡大防止対策事業補助金	・対象事業者 市内を運行する鉄道・乗合バス運行事業者 ・対象経費 必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行に係る経費のうち市内運行距離分 ・補助率										
石川県	珠洲市	2	珠洲市地域経済持続化給付金	・珠洲市に本社を置き、現在事業を営みかつ、今後も事業を継続する意思のある事業者 ・令和3年1月1日～2月28日の事業収入が前年同期と比較し、30%以上減少していること等を要件に、運輸事業者に対して、減少率に応じて支援(上限:300万円)	○	○	○							
石川県	珠洲市	2	珠洲市地域経済持続化月次給付金	対象者 ①国の月次支援金を受給した事業者 ②国の月次支援金の対象となる業態であって、令和元年または令和2年の対象月(5月、6月、8月、9月)で30%以上減少した事業者 上記①:一月あたりの受給額に1/2を乗じた額 上記②:令和元年または令和2年の対象月と同月の月間事業収入から対象月の月間事業収入を差し引いた額						●				
石川県	珠洲市	2	珠洲市燃油高騰支援給付事業	●対象事業者 ①道路貨物運送業、②一般貨物旅客自動車運送業、③廃棄物収集運搬業、④飲食業、⑤製造業、⑥卸売業、⑦小売業、⑧生活関連サービス業、⑨タクシー業、⑩福祉 ●給付額 ①～③:車両1台につき、R3.4.1～R4.3.31までの燃油購入量が2,000リットルを超えた場合、1リットルあたり10円を給付。給付限度額は1台あたり30万円。なお、この期間において、購入した燃油量が2,000リットルを超えない車両、購入した燃油量を証することができない車両については、1台につき2万円を給付。 ④～⑩:1台につき2万円を給付。										
石川県	輪島市	1	一般生活路線運行費補助金	・地域公共交通感染症拡大防止対策事業(国2次補正)の実証運行に対する協調補助(既存補助金の増額) ・補助率:国1/2 県1/4 市町1/4	○	○								
石川県	輪島市	1	一般乗用旅客自動車運送事業者支援助成金	・対象事業者 令和3年4月1日時点で市内において本店の事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じている者 (2)助成金を申請する時点において継続して事業を行っており、助成金交付後も事業を継続する意思がある者 ・助成額 一般乗用旅客自動車1台当たり5万円						●				
石川県	輪島市	1	輪島市新型コロナウイルス感染症緊急支援事業	・対象事業者 市内に本店又は事業所を有し、2021年8月又は9月の売上が2020年もしくは2019年の同時期と比較し30%以上減少した者で今後も事業を継続する意思のある者 ・助成金額 上限5万円/月(最大2ヵ月10万円)						●				
石川県	輪島市	2	輪島市新型コロナウイルス感染症緊急支援事業(R2)	・市内に本店がある従業員20人以下の事業所のうち、旅客自動車運送事業ほかを営むもの ・令和2年4月もしくは5月の売上げが、前年同月比20%以上減少していること、等を要件に10万円を助成	○	○								
石川県	輪島市	2	輪島市新型コロナウイルス感染症緊急支援事業(R4)	以下の全てを満たす者に国の事業復活支援金の額に1/5を乗じた額を助成(上限10万円) ・市内に住民票と事業所を有する個人事業主または市内に本店の事業所を有する法人 ・国の事業復活支援金を受給している者 ・助成金交付後も事業を継続する意思がある者 ※農林水産業、政治団体、宗教法人・団体、NPO法人、社会福祉法人は対象外										
石川県	穴水町	2	のと鉄道感染症拡大防止対策に係る実証運行支援事業	・対象事業者 のと鉄道株式会社 ・対象経費 車内等の密度を上げないように配慮した実証運行に対する国補助金(地域公共交通感染症拡大防止対策事業)の事業者負担分を県及び沿線市町とともに補助するもの ・補助率:沿線市町1/2(県1/2) ・予算総額 463千円			○							
石川県	穴水町	2	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(活性化・継続事業)	・対象事業者 のと鉄道株式会社 ・対象経費 国の補助事業として実施する、収益の回復・増加等のための新たな取組の実証運行について、事業者負担分を石川県及び沿線市町とともに補助 ・補助率:沿線市町1/4(国1/2、石川県1/4) ・予算総額 271千円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
石川県	能登町	1	能登町公共交通緊急対策給付金	・対象事業者 町内を運行するバス及びタクシー事業者 ・対象経費 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費 ・補助率 定額(所有車両1台につき2万円) ・予算総額 1,040千円	○									
石川県	能登町	2	能登町観光バス事業者ががんばる応援給付金	・対象事業者 町内に本社を置く観光バス運行事業者 ・対象経費 特に定めなし(経営悪化に伴う支援) ・補助率 定額(所有車両1台につき10万円) ・予算総額 600千円	○									
石川県	能登町	2	生活バス路線維持対策費補助金	運行費補助(県町補助)について、概算払いが可能となるよう対応										
石川県	能登町	1・2	能登町公共交通基盤維持特別対策事業	1 感染症拡大防止対策 (1)町内に本社または営業所があり、町内を運行するバスとタクシーの登録車両 バスおよびタクシー 20,000円/台 2 運行支援 (1)施設固定費 事務所等運営維持のため、施設固定費として町内に本社がある場合 一律 300,000円 (2)車両維持費 町内に本社があり、本社および営業所に登録のある車両。ただし、県又は町等から運行補助を受けている登録車両は除く。 (予約制乗合タクシー事業の登録車両に関しては、対象とする。) バス 60,000円/台 タクシー 40,000円/台					●					
石川県	中能登町	1	社会システム維持のための衛生確保事業	・町コミバス車両の抗菌処理 ・105千円		○								
石川県	中能登町	1	中小企業者感染防止安全空間整備事業助成金	・対象事業者 町内事業者 ・対象経費 感染予防対策のために要した物品購入費用等で支払い総額が5万円以上のもの(令和3年1月から令和3年9月までに支払ったもの) 例)設置費用…飛沫防止アクリル板、パーテーション、ビニールカーテン、つい立物品購入費用…空気清浄機、加湿器、非接触型検温器、サーキュレーター、非接触型自動消毒液噴射器、二酸化炭素濃度測定器、エアコン(空気清浄機能又は換気機能付に限る) ・助成金額 ・助成金額				○						
石川県	中能登町	2	中小企業者固定費助成事業	・中小企業者及び個人事業主であって中能登町に主たる事務所又は事業所を有する事業者 で、令和2年3月~11月まで間で売上が減少した最近一か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少している事業者 ・水道光熱費(水道、電気、ガス)、家賃(家賃については国県の補助を受けている場合は対象外) 令和2年3月から11月までのうち3か月間分の支払った実費相当額(上限50万円) ・予算総額 60,000千円			○							
石川県	中能登町	2	中能登町中小企業者応援臨時給付金	・中小企業者及び個人事業主であって中能登町に主たる事務所又は事業所を有する事業者 ・令和2年3月~8月まで間で売上が減少した最近一か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少している事業者 ・上記最近一か月の前年同月の売上高が15万円以上であること。等を要件に10万円を支援	○	○								
石川県	中能登町	2	地域公共交通感染症拡大防止対策支援事業	・運行事業者が実施した感染拡大防止対策事業(実証運行等)について、県に協議し1/4を補助 ・予算総額 726千円		○								
石川県	中能登町	2	中小企業者事業継続支援固定費助成金	・対象事業者 前年同月と比較して売上高が20%以上減少している町内事業者(比較期間:令和2年3月から令和3年4月までの任意の1か月) ・対象経費 事業に要した費用の3か月分(令和2年12月から令和3年4月までの任意の3か月)の電気料、上下水道料、ガス、灯油代、家賃の支払った合計額 ※ 家賃については国県の補助を受けている場合は対象外 ・助成金額 支援金10万円+3か月間分の支払った実費相当額(合計最大60万円) ・予算総額 102,000千円				○						
石川県	中能登町	2	中小企業者事業復活支援金	・対象事業者 任意対象月と比較し、過去3か年の同月比で売上高が30%以上減少している町内事業者(比較期間:令和3年5月から令和4年3月までの任意の1か月) ・助成金額 法人20万円 個人事業主10万円 加算措置あり ・予算総額 68,000千円								○		
石川県	中能登町	2	マイナンバーカード普及促進商品券	・対象者 既にマイナンバーカードを取得した方及び、令和4年9月30日までに取得申請した方に、令和4年12月31日までの使用期限の商品券、5千円分を配布し、コロナ禍における町民生活の支援と、個人消費の喚起による町内事業者の支援により、地域経済の活性化を図る。 ・マイナンバー取得者 一人につき1セット5,000円(1,000円券 5枚) ・予算総額 65,000千円										
石川県	中能登町	2	燃料価格高騰対策運送事業者等助成金	・対象事業者 町内に営業所等を置く法人間は個人事業主。貨物自動車運送業、町内事業所で使用、保管している事業用車両(緑、黒ナンバー) ・対象経費 R3、10月~R4.7月末の人員の6か月分の燃料助成 対象車両の運転のために購入した燃料10円/ℓ ・助成金額 対象期間6ヶ月の使用燃料 × 10円 ・予算総額 14,250千円 (福祉施設所有車両、タクシー事業者等含む)				○				○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
石川県	宝達志水町	2	宝達志水町エネルギー価格高騰対策支援金	・令和4年11月補正により制度創設するもの。 ・電気、ガス、燃料費の高騰により、大きな影響を受けている町内事業者の負担を軽減するため、支援金を交付するもの。 【対象経費】令和4年1月~9月までの任意の1箇月に係る電気、ガス、燃料費のいずれかの経費×50%を補助 【給付金額】2万5千円(下限)~30万円(上限)※2万5千円未満の事業者は対象外									○	
石川県	野々市市	2	野々市市事業継続緊急支援金	・補助対象者 法人・野々市市に法人市民税を申告・納税している者 個人事業主:野々市市に事業所を有する者 ・補助要件 ○資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下であること。 ○令和2年4月1日以前から事業により事業収入を得ており、今後も市内において事業を継続する意思があること。 ○前期末売上高が80万円以上であること。 ○令和2年1月から8月までの任意の1か月の売上高が前年同月比で20%以上減少していること。 ・補助金額 一律10万円		○	○							
石川県	野々市市	2	令和2年度地域公共交通感染症拡大防止対策事業補助金	・対象事業者 北陸鉄道株式会社 ・対象経費 地方公共交通における感染拡大防止対策に係る実証運行支援 【国1/2 県1/4 事業者1/4 の負担割合について、事業者負担分を沿線市町が補助 ・野々市市補助分 鉄道:事業者負担分のうち1/10 バス:路線延長全体に対する野々市市走行分にて計算 ・予算総額→447 1,410千円										
石川県	野々市市	2	令和3年度地域公共交通感染症拡大防止対策事業補助金	・対象事業者 北陸鉄道株式会社 ・対象経費 地方公共交通における感染拡大防止対策に係る実証運行支援 【国1/2 県1/4 事業者1/4 の負担割合について、事業者負担分を沿線市町が補助 ・野々市市補助分 鉄道:事業者負担分のうち1/10 バス:路線延長全体に対する野々市市走行分にて計算 ・予算総額 559千円										
石川県	野々市市	2	野々市市事業復活緊急支援金(当初分)	・補助対象者 次のすべてを満たす者 確定申告の納税地が野々市市内であること。 国の事業復活支援金及び県の事業復活支援金の支給を受けていること。 代表者又は役員が暴力団員でないこと。 ・補助金額 ○個人事業主 県事業復活支援金(一律給付分)の支給額が20万円の場合:10万円 県事業復活支援金(一律給付分)の支給額が20万円の場合:6万円 ○法人 県事業復活支援金(一律給付分)の支給額が50万円の場合:20万円 県事業復活支援金(一律給付分)の支給額が30万円の場合:12万円								○	●	
石川県	野々市市	2	野々市市事業復活緊急支援金(追加分)	・補助対象者 次のすべてを満たす者 確定申告の納税地が野々市市内であること。 国の事業復活支援金及び県の事業復活支援金の支給を受けていること。 代表者又は役員が暴力団員でないこと。 ・補助金額 県事業復活支援金支給額(一律給付分+追加給付分)×1/2-市事業復活緊急支援金(当初分)								○	●	
石川県	加賀市	2	加賀市生活バス路線維持等対策事業	・対象事業者 観光周遊路線バス事業者 ・対象経費 新型コロナウイルス感染症による著しい利用者の減少と生活バス路線としても活用されている観光用路線バスの運行維持費 ・予算総額 22.512千円	○									
石川県	加賀市	2	加賀市生活バス路線維持等対策事業	・対象事業者 市内を運行する鉄道・乗合バス運行事業者 ・対象経費 必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行に係る経費のうち市内運行距離分 ・補助率 国の補助額の1/2を上限										
石川県	能美市	4	能美市事業継続力強化認定企業支援事業補助金	・対象事業者 経済産業大臣から事業継続力強化計画の認定を受けた市内に主たる事務所又は工場を有する事業者 ・対象経費 「今後の計画」に定めた取組みの実施に必要な設備投資等経費 ・補助率 2/3(上限50万円) ・予算総額 3,000千円										
石川県	能美市	4	能美市事業再構築促進支援事業補助金	・対象事業者 国の「事業再構築補助金」又は石川県の「新分野進出・事業転換支援事業費補助金」の交付を受けた能美市内に本社又は事業所を有する事業者 ・対象経費 国の「事業再構築補助金」又は石川県の「新分野進出・事業転換支援事業費補助金」で交付を受けた事業費のうち、当該事業者が負担する分に相当する経費 ・補助金額 10/10(上限10万円) ・予算総額 3,000千円					●					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
石川県	能美市	4	能美市就職説明会 出張事業補助金	・対象事業者 市内に本社又は事業所を有する中小企業者 ・対象経費 面型で開催される就職説明会等に出展する際の経費 ・補助率 1/2(上限20万円) ・予算総額 4,000千円										
石川県	能美市	4	能美市離職者等正 規雇用支援事業補 助金	・対象事業者 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職者等を正規雇用労働者として新たに雇い入れ た本市に事業所を有する法人または個人事業者 ・対象経費 支払基金 ・補助率 1/2(上限30万円) ・予算総額 6,000千円				●						
石川県	能美市	4	能美市障害者雇用 促進事業補助金	・対象事業者 能美市に住民票を有する障害者の方を新規雇用した、法定雇用率未達成の市内中小企業者 ・対象経費 月額給与 ・補助率 上限2万円/月 ・予算総額 900千円										
石川県	能美市	1	能美市小規模事業 者支援事業補助金	・対象事業者 能美市内で同一事業を引き続き5年以上営んでいる等の条件を満たす市内小規模事業者 ・対象経費 接触機会低減、換気機能向上につながる改築工事等に係る経費を補助 ・接触機会低減、換気機能向上につながる改築工事等経費の1/3(上限30万円) ・予算総額 1,500千円									○	
石川県	能美市	4	能美市新規採用者 確保支援事業補助 金	・対象事業者 令和4年度4月1日以後に能美市民を正規雇用(新卒・中途採用)した市内事業者 ・対象経費 採用者1名につき10万円 (1事業者あたり上限150万円) ※就職後1年以内に解雇又は退職した場合は返還義務あり ・予算総額 6,500千円										○
石川県	能美市	4	能美市事業復活支 援金	・対象事業者 国の「事業復活支援金」、県の「県事業復活支援金」の給付を受けた市内事業者 ・1事業者あたり1万~20万円 ・予算総額 51,500千円										○
石川県	能美市	4	能美市事業用等車 両支援事業補助金	・対象事業者 市内で事業を営む中小企業者で、国の「事業復活支援金」未受給等の条件を満たす事業者 ・対象経費 車両1台当たりに対して、用途や総重量に応じて1~8万円 (1事業者あたり個人事業主は上限51万円、法人は上限237万円) ・予算総額 35,900千円										
石川県	内灘町	2	内灘町事業継続化 緊急支援給付金	【対象事業者】 ・町内に事業所を有する者又は内灘町商工会会員である法人、もしくは町外に事業所を有し、町の住民基本台帳に登録されている者 ・令和2年3月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること ・新型コロナウイルス感染症の影響により1ヵ月当たりの事業収入が令和2年1月から同年12月までの間において、前年同月比20%以上50%未 満の減少している月が認められること、及び町税等の滞納がないこと 【支援金額】 法人300千円、個人200千円 【予算総額】 20,000千円	○									
石川県	内灘町	2	内灘町公共交通運 行支援金	【対象事業者】 令和2年7月1日時点で営業し、今後も事業を継続する意思がある次の事業者 ・町内に駅、線路等の鉄道施設を有する鉄道事業者 ・町内に起点及び終点を有する路線バスを運行するバス事業者 ・町内に営業所を置くタクシー事業者 【支援金額】 法人500千円、個人200千円 【予算総額】 2,900千円					○					
石川県	内灘町	2	令和2年度内灘町 地域公共交通感染 拡大防止対策事業 費補助金	【対象事業者】 必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行を行った公共交通事業者に対し、国の補助に合わせ、県及び 治部市町で協議支援を行う。(R2支援対象: 鉄道事業者) 【支援金額】 670千円 【予算総額】 678千円					○					
石川県	内灘町	2	令和3年度内灘町 地域公共交通感染 拡大防止対策事業 費補助金	【対象事業者】 必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行を行った公共交通事業者に対し、国の補助に合わせ、県及び 治部市町で協議支援を行う。(R3支援対象: 乗合バス事業者・鉄道事業者) 【支援金額】 213千円 【予算総額】 294千円						●				
石川県	津幡町	2	津幡町新型コロナ ウイルス感染拡大 防止支援金	【要件】 ①4/21~5/6の期間において、施設の使用停止や営業時間の短縮などを行った事業者のうち、県の協力金申請要件の対象にならなかった町内 の事業者 ②5/7から緊急事態宣言の解除により石川県の休業要請が解除される日までの期間において、4/21~5/6の期間と同様の施設の使用停止や営	○	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
石川県	津幡町	2	津幡町事業継続支援金	・事業目的 新型コロナウイルスの影響により、厳しい経営環境が続く町内事業者(中小企業・個人事業主)を支援するため、支援金を交付するもの ・対象事業者 町内に本社又は主たる事業所有する中小企業者及び町内に住所又は主たる事務所を有する個人事業主で、R2.8.30迄に創業している事業者で、県「新型コロナウイルス対策取組宣言」に協力する事業者	○	○	○	○		○				
石川県	津幡町	2	津幡町事業復活支援金	・目的 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが大きく減少した町内の法人及び個人事業主の事業継続、回復を支援するもの ・対象事業者 確定申告の納税地が津幡町内である法人又は個人事業主。国の事業復活支援金及び石川県事業復活支援金を受給していること。 石川県の「新型コロナウイルス対策取組宣言」を行い、感染予防対策に取り組んでいること。 ・支援金額 石川県事業復活支援金額の1/2とし上限額は下記のとおり 売上減少率 ▲40%以上 個人 125千円 中小法人 250千円 売上減少率 ▲30%以上50%未満 個人 75千円 中小法人 150千円 ・スケジュール 申請期間 R4.8月～11月、支援金交付 R4.8月～12月									●	
石川県	津幡町	2	津幡町原油価格高騰運送業者等支援金	・目的 新型コロナウイルス感染症に起因する原油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な状況にある町内の運送業者等の事業継続を支援するもの ・交付対象者 町内に本社、営業所等を有する道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車運転代行業で、町に法人町民税を納付する中小企業及び確定申告地が町内の個人事業主。 石川県の「新型コロナウイルス対策取組宣言」を行い、感染予防対策に取り組んでいること。 ・支援金額 1台あたり 経自動車 1万円、普通車 3万円、準中型 5万円、中型 8万円、大型 10万円 ・スケジュール 申請期間 R4.8月～9月、支援金交付 R4.8月～10月									●	
石川県	小松市	1	旅客関連車両感染症対策支援補助金	・ワクチン接種開始とGoto再開を見据え、旅客関連車両の衛生環境向上と安心を確保のための支援制度 ・車載用空気清浄機設置費(取付費を含む。)または車内抗ウイルスコート施工費のいずれかを一部支援 ・補助率:4/5 ・申請期間:R3.3.8～5.14			○							
石川県	小松市	2	旅客関連事業者支援金	・市内旅客関連事業者の経営持続および感染対策整備のための支援金を6月、12月の計2回交付 ・支援金額は業種ごとに設定 【申請期間】 ・第1回:R2.6.1～6.30 ・第2回:R2.12.1～R3.1.15	○	○	○							
石川県	小松市	2	事業継続臨時支援金	・まん延防止等重点措置により影響を受けている市内旅客関連事業者の経営持続のための支援金 ・対象事業者 タクシー、運転代行業(ただし、福祉輸送事業限定を除く) ・まん延防止等重点措置期間中(令和4年1月27日から令和4年3月21日)のいずれかの時点で、小松市内の事業所および保管場所に配置されている事業用車両(特殊車両は除く)1台あたり5万円										
石川県	小松市	2	小松市貨物運送事業者支援金	・燃料高騰による物流の安定供給を支援 【申請期間】R4.7.11～R4.10.31 【申請対象】市内に事業所を有する一般貨物自動車運送業または特定貨物自動車運送業を営む中小企業者 【支援金額】令和3年10月から令和4年6月までのうち連続する6か月間の購入燃料に対して、1リットルあたり10円を支援									○	
石川県	小松市	2	小松市旅客運送事業者等支援金	・燃料高騰の中、サービス安定供給を支援 【申請期間】R4.7.11～R4.10.31 【申請対象】市内に事業所を有する貸切バス、タクシー、運転代行、一般廃棄物収集運搬業、福祉施設等を営む中小企業者 【支援金額】車両の種類に応じて1台あたりの支援額を設定(大型:10万円、中型:8万円、準中型:5万円、普通:3万円、軽:1万円)									○	
石川県	志賀町	2	地域公共交通感染症拡大防止対策事業費補助金	・対象事業者 乗合バス事業者 ・対象経費 必要な感染症対策を講じた上で、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行経費 ・補助率 国1/2、県1/4、沿線市町で1/4を按分 ・予算総額 1,012千円		○								
石川県	志賀町	2	地域公共交通感染症拡大防止対策事業費補助金	・対象事業者 乗合バス事業者 ・対象経費 必要な感染症対策を講じた上で、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行経費 ・補助率 国1/2、県1/4、沿線市町で1/4を按分 ・予算総額335千円		○								
石川県	川北町	2	原油高騰対策支援補助金	・燃料高騰による物流の安定供給を支援 【申請期間】R4.11.1～R5.1.31 【申請対象】町内に所在する運送会社 【支援金額】貨物車両一台あたり20千円 【予算総額】4,300千円									○	
愛知県	愛知県	2	鉄軌道感染拡大予防対策事業費補助金	○補助対象者: 複数の市に及ぶ路線を有する鉄軌道事業者 ○補助対象期間: 国が支援する「必要な感染症対策を行った上で、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行」について、追加で30日間支援 ○補助率: 1/2 ○予算額: 107,000千円	○	○								
愛知県	愛知県	2	バス事業者支援金	○支援対象者: 愛知県内に本社を置き、かつ、県内に路線を有するバス事業者(ただし、高速バスまたはコミュニティバスのみを運行する事業者を除く) ○支援内容: バス運行に要する経費 1台あたり100千円 ○予算額: 80,700千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
愛知県	愛知県	4	中小企業者等応援 金〔一般枠〕(4~6 月分)	○対象:中小法人・個人事業者等(本店又は主たる事務所の所在地が県内にあること) ○要件 <対象要件> ・2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、休業要請・営業時間の短縮要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること ・不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと <売上要件> 2021年4月~6月の売上の合計が、2019年又は2020年の4月~6月の売上の合計と比較して30%以上50%未満減少していること ○交付額:2019年又は2020年の同期と比較した2021年4月~6月の合計売上減少額(中小法人:上限40万円、個人事業者:上限20万円) ○予算総額:10,062,000千円					○				
愛知県	愛知県	4	中小企業者等応援 金〔一般枠〕(7~9 月分)	○対象:中小法人・個人事業者等(本店又は主たる事務所の所在地が県内にあること) ○要件 <対象要件> ・緊急事態措置等に伴い、休業要請・営業時間の短縮要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること ・不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと <売上要件> 2021年7月、8月、9月のいずれかの売上が、2019年又は2020年の同月の売上と比較して30%以上50%未満減少していること ○交付額:2019年又は2020年の同月と比較した2021年7月、8月、9月の売上減少額(中小法人:上限15万円/月、個人事業者:上限7.5万円/月) ※要件に該当する月ごとに算定 ○予算総額:3,408,899千円						○			
愛知県	愛知県	2	バス事業者燃油価 格高騰対策支援金	県内乗合バス事業者に対し、2021年12月~2022年3月までの燃料費上昇分相当額として定額の支援金を交付。 ○1台あたり131千円 ○対象事業者:名鉄バス(株)、豊鉄バス(株)、知多乗合(株)、名鉄東部交通(株)、あおい交通(株)(高速バス、コミュニティバス、貸切バス車両は対象外) ○予算総額:101,918千円							○		
愛知県	愛知県	2	タクシー事業者燃 油価格高騰対策支 援金	県内タクシー事業者に対し、2021年12月~2022年3月までの燃料費上昇分相当額として定額の支援金を交付。 ○1台あたり26千円 ○対象事業者:県内の法人タクシー、個人タクシー、福祉限定タクシー ○予算総額:27,892千円							○		
愛知県	愛知県	2	定期航路事業者燃 油価格高騰対策支 援金	以下の定期航路事業者に対して、2021年12月~2022年3月までの燃料費上昇分相当額を支援。 ○支援対象者:名鉄海上観光船(株)、西尾市、伊勢湾フェリー(株) ○予算総額:21,445千円							○		
愛知県	愛知県	2	バス事業者燃油価 格高騰対策支援金	県内乗合バス事業者に対し、2022年4月~9月までの燃料費上昇分相当額として定額の支援金を交付。 ○1台あたり233千円 ○対象事業者:名鉄バス(株)、豊鉄バス(株)、知多乗合(株)、名鉄東部交通(株)、あおい交通(株)(高速バス、コミュニティバス、貸切バス車両は対象外) ○予算総額:174,051千円								●	
愛知県	愛知県	2	鉄軌道事業者燃油 価格高騰対策支 援金	鉄軌道事業者に対し、2022年4月~9月までの電気料金上昇分相当額を支援。 ○1kWhあたり4.97円 ○支援対象者:愛知環状鉄道(株)、豊橋鉄道(株)、愛知高速交通(株) ○予算総額:76,754千円								●	
愛知県	愛知県	2	タクシー事業者燃 油価格高騰対策支 援金	県内タクシー事業者に対し、2022年4月~9月までの燃料費上昇分相当額として定額の支援金を交付。 ○1台あたり27千円 ○対象事業者:県内の法人タクシー、個人タクシー、福祉限定タクシー ○予算総額:233,064千円								●	
愛知県	愛知県	2	定期航路事業者燃 油価格高騰対策支 援金	定期航路事業者に対して、2022年4月~9月までの燃料費上昇分相当額を支援。 ○支援対象者:名鉄海上観光船(株)、西尾市、伊勢湾フェリー(株) ○予算総額:38,119千円								●	
愛知県	愛知県	2	バス事業者燃油価 格高騰対策支援金	県内乗合バス事業者に対し、2022年10月~2023年3月までの燃料費上昇分相当額として定額の支援金を交付。 ○1台あたり223千円 ○対象事業者:名鉄バス(株)、豊鉄バス(株)、知多乗合(株)、名鉄東部交通(株)、あおい交通(株)(高速バス、コミュニティバス、貸切バス車両は対象外) ○予算総額:166,581千円									○
愛知県	愛知県	2	鉄軌道事業者燃油 価格高騰対策支 援金	鉄軌道事業者に対し、2022年10月~2023年3月までの電気料金上昇分相当額を支援。 ○1kWhあたり9.55円 ○支援対象者:愛知環状鉄道(株)、豊橋鉄道(株)、愛知高速交通(株) ○予算総額:147,484千円									○
愛知県	愛知県	2	タクシー事業者燃 油価格高騰対策支 援金	県内タクシー事業者に対し、2022年10月~2023年3月までの燃料費上昇分相当額として定額の支援金を交付。 ○1台あたり12千円 ○対象事業者:県内の法人タクシー、個人タクシー、福祉限定タクシー ○予算総額:103,584千円									○
愛知県	愛知県	2	定期航路事業者燃 油価格高騰対策支 援金	定期航路事業者に対して、2022年10月~2023年3月までの燃料費上昇分相当額を支援。 ○支援対象者:名鉄海上観光船(株)、西尾市、伊勢湾フェリー(株) ○予算総額:36,642千円									○
愛知県	豊橋市	2	地域公共交通の運 行維持への支援	○市内のみを運行する法人タクシー事業者 ○運行の確保維持に係る経費 (1事業者最大200万円)		○							
愛知県	豊橋市	4	公共交通乗車補助 券事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の店舗と交通事業者への需要喚起を目的に、対象店舗の利用者に、市内の電車やバス、タクシーで利用できる乗車補助券を配布 【補助対象事業者】 市内の鉄道事業者、バス事業者、法人タクシー事業者、個人タクシー事業者 【補助対象経費】 利用された乗車補助券の金額 【予算総額】 5,000千円			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
愛知県	豊橋市	1	路線バス事業者感 染症対策助成金	本市内の路線バスを運行しているバス事業者は、輸送人員が大きく減少しているなかでも、新型コロナウイルス感染症対策の3密回避のための運 行本数を確保し運行しているため、その運行に係る経費を支援 【補助対象事業者】 市内のバス事業者 【補助対象経費】 3密を回避するために要した運行に係る経費 【予算総額】 43,550千円			○						
愛知県	豊橋市	2	タクシー事業者運 行維持助成金	交通弱者である高齢者や障害者等の移動手段を守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る緊急事態宣言と、愛知県内の飲食店へ の短時間閉店により大きな影響が出ているタクシー事業者を支援 【補助対象事業者】 法人タクシー事業者、個人タクシー事業者 【補助対象経費】 タクシー事業者の運行に係る経費 【予算総額】 17,550千円			○						
愛知県	豊橋市	4	集団接種に係る路 線バスの増便	ワクチンを接種しようとする市民を支援するため、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場へのアクセスを向上 【予算総額】 8,408千円									
愛知県	豊橋市	4	集団接種タクシー 移動支援補助金	ワクチンを接種しようとする市民を支援するため、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場へのアクセスを向上 【補助対象事業者】 法人タクシー事業者、個人タクシー事業者、福祉タクシー事業者 【補助対象経費】 タクシー利用者の初乗り運賃相当額(600円) 【予算総額】 2,800千円			○						
愛知県	豊橋市	2	地域公共交通の運 行維持への支援	○東三河地域の複数の自治体を跨いで東三河地域のみを運行する公共交通事業者 ○運行の確保維持に係る経費 ○東三河地域公共交通活性化協議会へ負担金を拠出し、東三河地域公共交通活性化協議会が支援 (1事業者最大200万円)									
愛知県	豊橋市	1	路線バス事業者感 染症対策助成金	本市内の路線バスを運行しているバス事業者は、輸送人員が大きく減少しているなかでも、新型コロナウイルス感染症対策の3密回避のための運 行本数を確保し運行しているため、その運行に係る経費を支援 【補助対象事業者】 市内のバス事業者 【補助対象経費】 3密を回避するために要した運行に係る経費 【予算総額】 68,560千円						●			
愛知県	豊橋市	2	タクシー事業者運 行維持助成金	緊急事態宣言により売上が激減したタクシー事業者の支援を目的に、タクシー事業者の運行経費の一部を支援し、事業継続を図っていく。 【補助対象事業者】 市内に本社を有する法人タクシー事業者、個人タクシー事業者 【補助対象経費】 タクシー車両の維持に係る経費(登録車両台数(豊橋市内での登録に限る)×5万円) 【予算総額】 15,800千円(5万円×316台)						●			
愛知県	豊橋市	1	鉄軌道事業者感 染症対策助成金	本市内の鉄軌道を運行している鉄軌道事業者は、輸送人員が大きく減少しているなかでも、新型コロナウイルス感染症対策の3密回避のための 運行本数を確保し運行しているため、その運行に係る経費を支援 【補助対象事業者】 市の区域内を運行する鉄軌道事業者 【補助対象経費】 運行を継続するために必要な経費(鉄道車両台数×100万円、軌道車両台数×70万円) 【予算総額】 41,200千円(鉄道車両台数100万円×30両、軌道車両台数70万円×16両)						●			
愛知県	豊橋市	1	路線バス事業者感 染症対策助成金	本市内の路線バスを運行しているバス事業者は、輸送人員が大きく減少しているなかでも、新型コロナウイルス感染症対策の3密回避のための運 行本数を確保し運行しているため、その運行に係る経費を支援 【補助対象事業者】 市内のバス事業者 【補助対象経費】 3密を回避するために要した運行に係る経費 【予算総額】 54,200千円							○		
愛知県	豊橋市	2	タクシー事業者運 行維持助成金	緊急事態宣言により売上が激減したタクシー事業者の支援を目的に、タクシー事業者の運行経費の一部を支援し、事業継続を図っていく。 【補助対象事業者】 市内に本社を有する法人タクシー事業者、個人タクシー事業者 【補助対象経費】 タクシー車両の維持に係る経費(登録車両台数(豊橋市内での登録に限る)×5万円) 【予算総額】 15,800千円(5万円×316台)									○
愛知県	豊橋市	1	鉄軌道事業者感 染症対策助成金	本市内の鉄軌道を運行している鉄軌道事業者は、輸送人員が大きく減少しているなかでも、新型コロナウイルス感染症対策の3密回避のための 運行本数を確保し運行しているため、その運行に係る経費を支援 【補助対象事業者】 市の区域内を運行する鉄軌道事業者 【補助対象経費】 運行を継続するために必要な経費(鉄道車両台数×80万円、軌道車両台数×40万円) 【予算総額】 30,400千円(鉄道車両台数80万円×30両、軌道車両台数40万円×16両)									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正継続分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
愛知県	新城市	2	新城市新型コロナ ウイルス感染症対 応公共交通確保補 給補助金	○新城市内のみを営業区域とし、売上が前年同月比で50%以上減少している月がある法人タクシー事業者のうち、持続化給付金の給付を受けた事業者 ○運行の確保維持に係る経費(1事業者当たりの上限額200万円) ○予算総額 200万円	○								
愛知県	西尾市	2	タクシー事業者運 行維持緊急補助金	○タクシー事業者への運行支援 市内に営業所を有し、タクシー事業の売上が前年比50%以上減少している月があるタクシー事業者へ、タクシー車両1台につき10万円(1事業者 上限200万円)を補助。		○							
愛知県	西尾市	1	コミュニティバスへ の抗ウイルス・抗 菌施工	コミュニティバス全車両への抗ウイルス・抗菌施工の実施									
愛知県	江南市	2	江南市タクシー事 業維持確保給付金 給付事業	【給付対象事業者】 一般乗用旅客自動車運送事業を行う法人のうち、市内に営業所等を持ち、江南市といこまいCAR(江南市の予約タクシー)運行事業の契約をし た事業者 【給付額】 申請日時点において市内の営業所等に配置する事業用自動車台数に5万円を乗じて得た額 【予算総額】 430万円		○							
愛知県	瀬戸市	1	コミュニティバス・住 民バスの新型コロナ ウイルス感染症 予防対策啓発業務	新型コロナウイルス感染症予防対策啓発 予算総額:300,000円 地域公共交通会議負担金 予算総額:700,000円 コミュニティバス各路線において、新型コロナウイルス感染症に対する啓発のステッカーを設置したものの。				●					
愛知県	瀬戸市	1	コミュニティバス、 住民バスの制菌施 工	補助対象事業者:瀬戸市、補助対象事業費:約50万円、補助率:1/2、予算総額:約50万円			○						
愛知県	岡崎市	1	公共交通インフラ 運行維持緊急支援 金	◎補助対象事業者 ・ひと月の売上が前年比で50%以上の減少となった月があるタクシー事業者 ・拡大防止対策を講じながら公共交通事業を継続している事業者 ※岡崎市内に本社を有する事業者が対象 ◎支援金額 ・令和2年4月1日時点における一般タクシー車両1台につき5万円 ・1事業者あたり上限200万円 ◎予算総額 ・8,400千円			○						
愛知県	岡崎市	2	新型コロナウイル ス感染症予防接種 移動手段確保対策 費負担金	◎対象事業者 ・岡崎市内に本社を有し、事業に賛同いただいたタクシー事業者 ◎事業内容 ・65歳以上の高齢者のうち接種会場の選択が出来ない予約方法により接種を行う者を対象に、接種会場への移動手段としてタクシーを利用した 場合の費用の一部を負担(1回の乗車につき、初乗り運賃(600円)及び迎車料(120円程度)を負担。 ◎予算総額 ・161千円				●					
愛知県	岡崎市	2	自宅療養者搬送業 務	◎対象事業者 ・名鉄岡崎タクシー㈱ ◎事業内容 ・市内の自宅療養者等を医療機関における治療のため搬送する業務を市がタクシー事業者に委託。 ◎予算総額 ・17,937千円									
愛知県	岡崎市	2	公共交通インフラ 運行維持支援金	◎支援対象事業者 ・乗合バス事業者 市内に乗合バス路線を有する乗合バス事業者 ・タクシー事業者 市内に本社を有しているタクシー事業者 ◎支援金額 ・乗合バス事業者 9,800千円 令和4年4月1日時点における、市内乗合バス路線に供する車両1台につき10万円(上限なし) ・タクシー事業者 11,350千円 令和4年4月1日時点における一般タクシー車両1台につき5万円(上限なし) ◎予算総額 ・21,150千円								●	
愛知県	蒲郡市	2	タクシー事業者運 行維持支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、運送収入が大きく減少しているタクシー事業者に対し、経営悪化による公共交通の縮小、撤退を未然に 防ぎ、公共交通の確保、維持を図るため運行に係る支援を実施 補助対象事業者:市内タクシー事業者(2社) 補助対象経費:令和3年4月1日時点での保有車両1台あたり5万円 予算総額:2,900千円(5万円×58)									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
愛知県	蒲郡市	2	タクシー事業者運行維持支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、運送収入が大きく減少しているタクシー事業者に対し、経営悪化による公共交通の縮小、撤退を未然に防ぎ、公共交通の確保、維持を図るため運行に係る支援を実施 補助対象事業者：市内タクシー事業者(2社) 補助対象経費：令和4年4月1日時点での保有車両1台あたり5万円 予算総額：2,900千円(5万×58)									●	
愛知県	蒲郡市	4	蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援金	【終了済】 令和3年1月または2月の売上高が前年同月比で20%以上減少した事業者に対し、最大10万円を支給します。 補助対象事業者：市内に店舗・事業所を有する中小事業者等 補助率・補助額：令和3年1月・2月の売上高合計と前年同月の売上高合計の差額の50%、上限10万円 (上記はR3.4実施時の概要で、R2実施時は異なります。)	○									
愛知県	蒲郡市	1	蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策整備費補助金	市内の店舗・事業所に新型コロナ対策となる設備等を導入する事業者に対し、設備の導入費・工事費等の一部を補助します。 補助対象事業者：市内に店舗・事業所を有する中小事業者等 補助率・補助額：1/2、上限20万円			○	○						
愛知県	蒲郡市	4	蒲郡市IT導入事業費補助金	業務効率化・生産性向上に繋がるITツール等を市内事業所に導入する場合、その費用の一部を補助します。 補助対象事業者：市内に主たる事業所を有する中小事業者等 補助率・補助額：1/2、上限10万円										
愛知県	蒲郡市	4	蒲郡市キャッシュレス決済端末導入事業費補助金	市内中小企業者等が店頭での決済方法として新たにキャッシュレス事業者と契約し、決済に必要な機器を導入する場合、機器の導入費の一部を補助します。 補助対象事業者：市内店舗で対面で金銭授受を行っている中小事業者等 補助率・補助額：2/3、上限1店舗5万円・1事業者15万円										
愛知県	蒲郡市	4	蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金	市内中小企業者等が市内の店舗においてキャッシュレス決済を実施する場合、その決済手数料の一部を補助します。 補助対象事業者：市内店舗で対面で金銭授受を行っている中小事業者等 補助率・補助額：1/3、上限1事業者3万円										
愛知県	蒲郡市	4	蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金	市が指定する新型コロナ対策融資制度を利用した市内事業者に対し、信用保証料の全部または一部を補助します。 補助対象事業者：市内中小事業者等 補助率・補助額：融資額により20%~100%、上限なし						●				
愛知県	蒲郡市	4	蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金	市が指定する新型コロナ対策融資制度を利用した市内事業者に対し、利子12回分の全部または一部を補助します。 補助対象事業者：市内中小事業者等 補助率・補助額：融資額により利子12回分の80%~100%、上限なし						●				
愛知県	蒲郡市	4	蒲郡市創業支援事業費補助金	創業間もない方及びこれから創業を予定している個人・会社に対し、創業及び創業直後の営業に必要な経費の一部を補助します。 補助対象事業者：市内で創業して5年以内の個人・会社、または今年度2月末までに創業予定の個人 補助率・補助額：1/2、上限20万円。ただし特定創業支援を受けた者は上限30万円に引き上げ										
愛知県	尾張旭市	2	新型コロナウイルス感染症による減収補てん	対象業者：豊栄交通株式会社 負担経費：3,298,000円 説明：過去3か年分の同一月における利用料金の平均値を基準として、対象期間の月ごとの利用料金との差をもって減収分を算出し、その金額を補てんする。										
愛知県	尾張旭市	2	新型コロナウイルス感染症による減収補てん	対象業者：豊栄交通株式会社 負担経費：3,554,000円 説明：過去3か年分の同一月における利用料金の平均値を基準として、対象期間の月ごとの利用料金との差をもって減収分を算出し、その金額を補てんする。										
愛知県	豊川市	2	公共交通機関等利用促進事業(新型コロナウイルス対策)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内に営業所を有する一般タクシー事業者(福祉輸送限定を除く)に対して、タクシー保有台数に応じて1台あたり5万円を補助予定。予算総額380万円。					●					
愛知県	名古屋市	1	名古屋ユニバーサルデザインタクシー感染症対策補助	ユニバーサルデザインタクシー車内の感染防止を図るため、飛沫感染防止設備の設置をはじめとした感染症対策の経費に対する補助金の交付。 ○補助対象事業者 名古屋市内を営業区域とし、名古屋市内に使用の本拠の位置を有する事業者のうち、「愛知県タクシーバリア解消促進協議会」において策定された「生活交通改善事業計画」又は同計画に準じる計画に掲げられているタクシー事業者。 ○補助対象経費 ユニバーサルデザインタクシー車内における運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止設備及び、その他感染症対策に必要な設備、物品等の購入、設置に必要な経費。 ○補助率 車両1台あたりの補助上限額は8千円(令和2年度は5万円)とし、当該年度の補助金の総額は予算の範囲内。 ○予算総額 令和2年度：11,000千円(220台) 令和3年度：1,600千円(200台) 令和4年度：1,600千円(200台)										
愛知県	名古屋市	1	ガイドウェイバス及び西名古屋線車両等の抗ウイルス加工補助	○補助対象事業者 名古屋臨海高速鉄道株式会社、名古屋ガイドウェイバス株式会社 ○補助対象経費 鉄軌道事業の用に供する固定資産に対する抗ウイルス加工等 ○補助率 相当額 ○予算総額 令和3年度 8,619,000円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
愛知県	名古屋市	2	ガイドウェイバス志段味線の設備改修費等補助	○補助対象事業者 名古屋ガイドウェイバス株式会社 ○補助対象経費 公共交通における安全・安定輸送及び利便性確保のための設備改修・車両修繕費補助 ○補助率 相当額(予算の範囲内) ○予算総額 起債控除分 (R4事業費113,914千円、起債85,000千円、臨時交付金28,914千円)								○	
愛知県	名古屋市	2	西名古屋港線の設備更新費に対する貸付	○貸付対象事業者 名古屋臨海高速鉄道株式会社 ○貸付対象経費 公共交通における安全・安定輸送及び利便性確保のための設備改修(ホーム補更新) ○予算総額 起債控除分 (R4事業費200,000千円、起債153,000千円)									
愛知県	名古屋市	4	ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金	愛知県緊急事態措置で位置づけられた「基本的に休止を要請しない施設」において、個人消費者と対面して商品・サービスを提供する事業を継続する一定の要件を満たす中小企業者等に対して応援金を交付(1事業者当たり10万円)	○								
愛知県	名古屋市	4	地域経済活性化促進事業	○事業概要 消費喚起及びキャッシュレス決済の利用促進による地域経済の活性化を図るため、スマートフォンを活用した電子商品券へのポイント付与と紙のプレミアム商品券の発行を実施する。 発行総額 218億4,000万円 販売価格 1冊10,000円で13,000円分の商品券を販売 ○利用対象 市内に店舗等がある小売業及びサービス業									○
愛知県	名古屋市	4	名古屋観光クーポン「シャチ割」	○事業概要 3,000円で購入できる額面6,000円分の観光クーポン(1,000円券×6枚で1セット)を一人あたり2セットまでを上限として、特設ウェブサイト等を通じて、名古屋市民・愛知県民を対象として販売した。 ○利用対象施設等 市内の有料観光施設、タクシーをはじめとする地域交通事業者、名古屋市内のお土産品(銘品)を扱う店舗(※飲食店は、観光施設に付随するもの以外は利用対象外) ○予算総額 320,000千円		○							
愛知県	名古屋市	2	名古屋ガイドウェイバス燃料価格高騰対策支援補助	○補助対象事業者 名古屋ガイドウェイバス株式会社 ○補助対象経費 令和3年度の走行実績で算定される燃料費に、令和3年度の軽油平均単価と令和4年度の平均単価を比較して上昇した割合を乗じて算出した額 ○補助率 相当額(予算の範囲内) ○予算総額 令和4年度 7,300,000円									○
愛知県	名古屋市	2	名古屋臨海高速鉄道株式会社への燃料価格高騰対策支援補助	○補助対象事業者 名古屋臨海高速鉄道株式会社 ○補助対象経費 鉄軌車両運行に係る電気料金について、燃料価格高騰により令和3年度から増加した分に相当する額 ○補助率 相当額(予算の範囲内) ○予算総額 令和4年度 42,000,000円									○
愛知県	名古屋市	2	タクシー事業者運行支援金	○対象事業者 名古屋市内のタクシー事業者(福祉限定事業者を除く) ○対象車両 申請日時点で愛知運輸支局に届出がされており運行しているタクシー車両 ○支援金額 タクシー1台あたり24千円 ○予算総額 124,000千円									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用し たものに○ 1/31まで申請し たものに●	
愛知県	名古屋	1	バス車内や地下鉄 車内の抗ウイルス 加工	○補助対象事業者 名古屋交通局 ○事業の概要 市バス・地下鉄の手すりやつり革をはじめ、車内全体を抗ウイルス・抗菌加工するもの ○補助対象経費 令和2年度 9,297千円 令和3年度 216,575千円 令和4年度 2,080千円 ○事業費 令和2年度 9,297千円(市バス23両、地下鉄50両) 令和3年度 216,575千円(市バス994両、地下鉄732両) 令和4年度 2,080千円(市バス46両、地下鉄6両)									○	
愛知県	名古屋	2	地域巡回路線等維 持補助金	○補助対象事業者 名古屋交通局 ○事業の概要 市民の移動手段として不可欠な市バスの安定的な輸送サービスを提供していくために、生活路線を始めとした不採算路線に対し補助するもの ○補助対象経費 令和2年度 2,248,000千円 令和3年度 1,003,000千円 ○事業費 令和2年度 2,248,000千円 令和3年度 1,003,000千円						●				
愛知県	春日井市	2	名鉄バスのシル バーバス65、ゴ ールドバス70購入補 助	市内65歳以上の運転免許証自主返納者及び75歳以上の方を対象に、名鉄バスのフリーバスであるシルバーバス65、ゴールドバス70に対して、1,000円/1か月購入補助を行う。(名鉄バス株式会社、1か月分に1,000円の購入補助、1か月分のバス購入者については、1か月当たり1,000円の購入補助、もしくは1か月分のかずがリシティバス定期券のいずれか選択可能。) 実施期間(販売期間)令和3年10月1日から令和3年12月30日まで										
愛知県	一宮市	2	路線バス利用者 維持・確保支援事 業	名鉄バスの高齢者フリーバス(シルバーバス65・ゴールドバス70)の購入時に市が購入費用の一部を負担する。(名鉄バス株式会社、1か月500円分を負担、予算1,375,000円) 実施期間(販売期間)令和3年10月1日から令和4年2月28日まで				●						
愛知県	一宮市	2	路線バス利用者 維持・確保支援事 業	名鉄バスの高齢者フリーバス(シルバーバス65・ゴールドバス70)の購入時に市が購入費用の一部を負担する。(名鉄バス株式会社、1か月500円分を負担、予算1,375,000円) 実施期間(販売期間)令和4年5月1日から令和4年9月30日まで								○		
愛知県	豊明市	4	新型コロナワク チン接種移動支援 事業	新型コロナワクチン接種を受けるにあたり、接種会場までの移動困難者への支援として、タクシー(75歳以上に限る。)初乗り分の運賃を無料とする。 ○補助対象事業者:市内タクシー事業者2社 ○補助対象経費:ワクチン接種会場移動分初乗り運賃 ○R3予算総額:18,000千円				○						
愛知県	豊明市	4	新型コロナワク チン接種移動支援 事業	新型コロナワクチン接種を受けるにあたり、接種会場までの移動困難者への支援として、タクシー(75歳以上に限る。)初乗り分の運賃を無料とする。 ○補助対象事業者:市内タクシー事業者2社 ○補助対象経費:ワクチン接種会場移動分初乗り運賃 ○R4予算総額:1,800千円										
愛知県	稲沢市	4	小規模事業者活 性化補助金事業(い なぞわ事業者げん き補助金)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、売り上げが減少した小規模事業者が行う新商品・サービス開発費、広告宣伝費、人材育成費、設備導入固定費、委託費等の取り組みに係る直接経費を補助する。 ※補助限度額100,000円			○							
愛知県	稲沢市	4	新型コロナウイルス 対策高齢者支援 商品券事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大きく消費の落ち込んだ市内飲食店、中小商店における消費喚起を図り、地域経済を活性化するため、購入額にプレミアム分を上乗せした市独自の商品券を発行する。 ※プレミアム率40%			○							
愛知県	稲沢市	4	新型コロナウイルス 対策高齢者支援 商品券事業	新型コロナウイルス感染症拡大によって、重症化するリスクが高いことから長期間の外出自粛を余儀なくされた高齢者を支援し、地域経済を下支えするため、市内で使用できる商品券を配布する。 ※対象者一人当たり3,000円			○							
愛知県	稲沢市	4	小規模事業者活 性化補助金事業(い なぞわ事業者げん き補助金)	新型コロナウイルス感染症拡大により打撃を受けた小規模事業者への継続支援として、感染症予防対策、新商品・サービス開発費、広告宣伝費、人材育成費、設備導入固定費、委託費等の取り組みに係る直接経費を補助する。 ※補助限度額150,000円					●					
愛知県	稲沢市	4	新型コロナウイル ス対策障害者支 援商品券事業	新型コロナワクチン接種時の会場までの移動が困難な障害者の利便性を高めるため、ワクチン接種会場への交通費の負担を軽減するとともに、地域経済を下支えするため、市内の飲食店等で使用できる商品券を配布する。 ※対象者一人当たり2,000円					●					
愛知県	稲沢市	4	新型コロナウイル ス対策高齢者支 援商品券事業	新型コロナワクチン接種時の会場までの移動が困難な高齢者の利便性を高めるため、ワクチン接種会場への交通費の負担を軽減するとともに、地域経済を下支えするため、市内の飲食店等で使用できる商品券を配布する。 ※対象者一人当たり2,000円					●					
愛知県	稲沢市	4	マイナンバーカ ード普及促進商品 券事業	非接触型のサービス利用が拡大されるマイナンバーカードの普及促進と、新型コロナウイルス感染症拡大により大きく消費の落ち込んでいる市内飲食店、小規模な小売店、サービス店などの地域経済を商品券を配布することで支援する。 ※対象者一人当たり2,000円					●					
愛知県	津島市	4	観光応援推進事 業	○新型コロナウイルス感染症の影響により、消費が減少する飲食店や土産物店を支援するため、私鉄(名古屋鉄道)とタイアップし、乗車券とクーポンがセットになった企画きっぷを販売し、地域の消費効果の向上を目指す。 ○補助対象: 観光客、市内店舗 ○予算総額: 10,000千円	○									
愛知県	津島市	4	市内事業者等 応援事業	○国等の融資制度を受けながら事業継続を行っていくとする中小企業・小規模事業者等を支援するため、給付金を支給 ○補助対象: 中小企業・小規模事業者等 ○1事業者あたり10万円 ○予算総額: 60,749千円	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
愛知県	津島市	4	つしまちあるきキャンペーン事業	○新型コロナウイルス感染症の影響により、消費が減少する飲食店や土産物店を支援するため、私鉄(名古屋鉄道)とタイアップし、乗車券とクーポン等がセットになった企画きっぷを販売し、地域の消費効果の向上を目指す。 ○補助対象: 観光客、市内店舗 ○予算総額: 6,268千円				●						
愛知県	津島市	4	高齢者・障がい者等生活支援事業	○新しい生活様式を取り入れ心身ともに健康的な生活を送れるよう電子マネーの配布を行う。 ○補助対象: 75歳以上の高齢者と障がい者 ○5,000円分の電子マネー(manaca)を配布 ○予算総額: 71,691千円				●						
愛知県	津島市	4	プレミアム付商品券事業	○新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている市内事業者の支援、及び市民生活を応援することを目的として、プレミアム付商品券を発行し、地域経済を活性化させる。 ○補助対象: 市民、市内事業者 ○1冊5,000円(商品券総額7,500円)で30,000冊販売 ○予算総額: 93,175千円				●						
愛知県	清須市	4	きよす生活応援券発行事業	目的: 未就学児(0歳~6歳がいる世帯)と65歳以上の高齢者に対し、商品券(きよす生活応援券)1万円分を支給することにより、地域の消費喚起及び、子育て世帯・高齢者に対する生活支援を行う。 経費内容: 商品券の発行費用 充当内訳: 未就学児10千円×5,000人=50,000千円 高齢者10千円×16,200人=162,000千円 対象者: 未就学児(0歳~6歳がいる世帯)及び65歳以上の高齢者(使用できる対象としてタクシー事業者等を含む)	○									
愛知県	清須市	4	清須げんき商品券発行事業(令和2年度実施分)	目的: 新型コロナウイルス感染症の影響により、停滞する市内経済の活性化に向けた取り組みとして、市民に広くプレミアム分の生活支援と相当数の商品券利用による市内事業者への消費喚起支援を行う。 経費内容: 6,500円分の商品券を5,000円で販売し、その差額(プレミアム分)を対象経費とする。 充当内訳: 商品券発行部数を60,000冊(1世帯2冊分)とし、そのプレミアム分として1,500円×60,000冊=90,000,000円 その他財源の14,000千円については、愛知県のげんき商店街活性化事業補助金を充当予定 対象者: 清須市民(使用できる対象としてタクシー事業者等を含む)		○								
愛知県	清須市	4	清須げんき商品券発行事業(令和3年度実施分)	目的: 新型コロナウイルス感染症の影響により、停滞する市内経済の活性化に向けた取り組みとして、市民に広くプレミアム分の生活支援と相当数の商品券利用による市内事業者への消費喚起支援を行う。 経費内容: 6,500円分の商品券を5,000円で販売し、その差額(プレミアム分)を対象経費とする。 充当内訳: 商品券発行部数を60,000冊(1世帯2冊分)とし、そのプレミアム分として1,500円×60,000冊=90,000,000円 その他財源の14,000千円については、愛知県のげんき商店街活性化事業補助金を充当予定 対象者: 清須市民(使用できる対象としてタクシー事業者等を含む)				○						
愛知県	清須市	4	新型コロナウイルス感染症対策事業者支援費	目的: 市内の飲食店をはじめとする接客を伴う事業者に対し、愛知県の認証制度である「あひスタ認証」の3つ星取得の奨励や、さらなる感染症対策の強化に資する物品の購入や、感染症対策費用に対する補助金に充当する。 経費内容: 3つ星を取得した事業者に対するの奨励金や、感染症対策費用に対する補助金に充当する。 充当内訳: 飲食店個別訪問業者 4,320,000円×1.10=4,752,000円 3つ星取得奨励金 100,000円×100件=10,000,000円 300,000円×20件=6,000,000円 感染症対策強化支援補助金 500,000円(上限)×約110件=52,250,000円 対象者: 市内の接客を伴う事業者(タクシー事業者等を含む)						○				
愛知県	豊川市	2	新型コロナウイルス感染症対応豊川地域公共交通会議確保維持補助事業	○豊川市内のみを営業区域とし、売上が前年同月比で50%以上減少している月がある法人タクシー事業者 ○運行の確保維持に係る経費(1事業者当たりの上限額2,000千円) ○予算総額 4,000千円										
愛知県	豊川市	2	地域公共交通の運行維持への支援	○東三河地域の複数の自治体を跨いで東三河地域のみを運行する公共交通事業者 ○運行の確保維持に係る経費 ○東三河地域公共交通活性化協議会へ負担金を拠出し、東三河地域公共交通活性化協議会が支援(1事業者最大200万円)										
愛知県	豊川市	2	豊川市自動車運転代行業者支援補助事業	○豊川市内に営業所を有し、売上が前年同月比で50%以上減少している月がある自動車運転代行業者 ○令和3年4月1日から交付申請日まで事業継続し、交付後も事業を継続する予定のある業者 ○令和3年4月1日時点から保有している車両1台あたり20千円の補助 ○予算総額300千円(代行業者車両20千円×15台補助)										
愛知県	豊川市	2	公共交通機関等利用促進事業(新型コロナウイルス対策)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内に営業所を有する一般タクシー事業者(福祉輸送限定を除く)に対して、タクシー保有台数に応じて1台あたり5万円を補助予定。予算総額370万円。									●	
愛知県	豊川市	2	豊川市自動車運転代行業者支援補助事業	○豊川市内に営業所を有する自動車運転代行業者 ○令和4年4月1日から交付申請日まで事業継続し、交付後も事業を継続する予定のある業者 ○令和4年4月1日時点から保有している車両1台あたり20千円補助予定 ○予算総額260千円(代行業者車両20千円×13台補助)									●	
愛知県	半田市	2	公共交通事業維持継続支援事業	○公共交通事業(路線バス、タクシー、駐車場)の維持継続支援 ・バス事業者が運行する、国県の補助のある路線を除いた市内路線バスの運営費に関して、路線継続のための支援金を補助。 ・市内に本社を有し、コロナ禍の影響前後(H30年度とR2年度)でタクシー事業の年度売上が30%以上減少しているタクシー事業者へ、タクシー車両1台につき10万円を補助。 ・市内に本社を有し、コロナ禍の影響前後(H30年度とR2年度)で、駅前駐車場事業の年度売上が月極を除いて30%以上減少している事業者へ、固定費(賃料や共益費など)の半額を補助。							●			
愛知県	半田市	2	貸切バス事業者運行緊急支援金交付事業	○観光事業(貸切バス)の維持継続支援 ・市内に本社を有し、コロナ禍の影響前後(H30年度とR2年度)で貸切バス事業の年度売上が30%以上減少している貸切バス事業者へ、貸切バス車両1台につき次の金額を補助。 貸切バス(大型・中型) 1台あたり15万円 貸切バス(小型・マイクロ)1台あたり10万円						●				
愛知県	半田市	2	路線バス無料乗車キャンペーン事業	○公共交通事業(路線バス)の支援 ・市内の路線バスを運行している路線バス事業者へ、当該キャンペーン期間(R4.11~R5.2の4か月間)中の運賃を補助。									●	●
愛知県	半田市	2	半田市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業	○公共交通事業(路線バス、タクシー)の支援 ・市内に本社を有している路線バス事業者へ、市内の自主路線の運行に使用している車両1台につき4万円を補助。 ・市内に本社を有しているタクシー事業者へ、市内の営業所が使用している車両1台につき3万円を補助。									●	●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで活用し たものに●	
愛知県	あま市	4	ビジネス継続サ ポート応援金交付 事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に大きな影響を受けていると考えられる、次の市内事業者に応援金を交付することで、感染拡大 防止と社会経済活動の両立を図る。 【補助対象事業者】(交通事業者分のみ抜粋) 愛知県から本市において旅行業(第2種・第3種・地域限定)の登録を受けている事業者及び国土交通省中部運輸局から一般乗用旅客自動車運 送事業経営(法人タクシー)の許可を受けている事業者(個人タクシーは対象外) 【予算総額】(交通事業者分のみ抜粋) 2,000千円 (4事業者×500千円=2,000千円)					○					
愛知県	あま市	4	アマノギフト事業	【目的】 コロナ禍において原油価格や電気ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた市内事業者や主に現役世代の市民のため、ギフト申込ハガキとカタ ログ冊子を送付し、市内の協力事業者が取り扱う商品又は提供するサービス(3,300円相当)に交換できる「アマノギフト」事業を実施することで、市 内事業者と市民の双方を支援する。 【対象】 市民(18歳から60歳まで) 【予算額】 201,810千円									●	
愛知県	あま市	4	アマノギフト事業	【目的】 コロナ禍において原油価格や電気ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた市内事業者や主に現役世代の市民のため、ギフト申込ハガキとカタ ログ冊子を送付し、市内の協力事業者が取り扱う商品又は提供するサービス(3,300円相当)に交換できる「アマノギフト」事業を実施することで、市 内事業者と市民の双方を支援する。 【対象】 市民(16歳から18歳未満(高校生世代)及び60歳以上) 【予算額】 116,250千円										○
愛知県	碧南市	2	碧南市高齢者外出 支援サービス	高齢者の新型コロナのワクチン接種時の移動など、新型コロナウイルス感染症に関連して必要とされる移送用車両による外出の利用分について 支援する。 対象者:市内に住所を有する特定の条件を満たす65歳以上の者 対象経費:外出支援サービス事業に係る経費					●					
愛知県	碧南市	1	福祉タクシー料金 助成事業	市内に住所を有する障害者及び障害児に対して、ワクチン接種など新型コロナウイルス感染症に関連して必要とされる外出を支援するため、福 祉タクシー料金助成利用券を既定の枚数に加えて6枚追加で交付する。 予算総額2,354,000円(消耗品8,000円、印刷製本費53,000円、郵便料333,000円、扶助費1,960,000円)					●					
愛知県	常滑市	4	常滑市高齢者移動 手段確保助成事業	ワクチン接種しようとする市民を支援するため、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場へのアクセスを向上等を目的として実施。 【補助対象事業者】 県タクシー協会知多支部に加盟する安全タクシー、サンレー交通、知多つばめタクシー、名鉄知多タクシー 【補助対象経費】 75歳以上の高齢者のタクシー利用運賃(上限5,000円) 【予算総額】 41,210千円					●					
静岡県	静岡県	2	地域公共交通事業 継続運行費助成	緊急事態宣言発令期間中(1ヶ月)におけるバス、鉄道などの運行に係る動力費の1/2を補助		○								
静岡県	静岡県	1	タクシー車両新型 コロナウイルス感 染防止事業費助成	タクシー等の車両における飛沫感染防止シートの設置に係る経費を助成。10/10 上限1万円/台		○								
静岡県	静岡県	4	新しい生活様式に 対応する観光地域 づくり事業費	県内交通事業者が地域観光関係団体等と連携して実施する県内周遊を目的とした事業に係る経費を助成。		○								
静岡県	静岡県	2	地域公共交通活性 化推進事業費助成	密を防ぐ運行及び感染症拡大防止事業への補助 ・対象:乗合バス、地域鉄道、航路事業者 ・補助率:国庫1/2 県1/4			○	○						
静岡県	静岡県	3	地域公共交通活性 化推進事業費助成	MaaS(キャッシュレスシステム等)の設備投資への補助 ・対象:乗合バス、地域鉄道、航路事業者 ・補助率:国庫1/3 県1/3			○	○						
静岡県	静岡県	3	地域公共交通活性 化推進事業費助成	バスロケーションシステム導入への補助 ・対象:乗合バス事業者 ・補助率:1/3										
静岡県	静岡県	1	タクシー車両感染 防止対策強化事業 費助成	タクシー車両の感染症拡大防止事業への補助 ・対象:タクシー事業者 ・補助率:国庫1/2 県1/4					○					
静岡県	静岡県	2	地域公共交通活性 化推進事業費補助 金	密を防ぐ運行への補助 ・対象:乗合バス、地域鉄道、航路事業者 ・補助率:国庫1/2→未定 県1/3								○		
静岡県	静岡県	2	タクシー・自動車運 転代行業車両維持 支援事業費補助金	タクシー・自動車運転代行業の車両維持費支援 ・対象:タクシー事業者、自動車運転代行業者 ・補助額:5万円/台(タクシー)、2万円/台(代行)								○		
静岡県	静岡県	4	運輸業物価高騰緊 急対策事業費助成	物価高騰の影響を受ける運輸業の車両維持費支援 ・対象:地域鉄道、乗合バス、離島航路、貨物自動車運送事業者 ・補助額:40万円/両(地域鉄道)、10万円/台(乗合バス)、200万円/隻(離島航路)、3万円/台(貨物・軽以外)、5千円(貨物・軽)									○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
静岡県	裾野市	2	裾野市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者支援事業	・売上げが減少しているバスやタクシー事業者に対し、市民の日常生活に欠かせない移動手段である公共交通機関の運行継続が求められることから、生活交通の維持および事業者の事業継続のための支援を行うもの。 ・市内の路線バスを運行するバス事業者および市内に本社を置くタクシー事業者 ・バス事業者: 運行継続支援として基本額300千円に加え、系統数×50千円を支給 ・タクシー事業者: 運転継続支援として1社につき200千円を支給 ・予算総額: 1,900千円									
静岡県	裾野市	1	裾野市新型コロナウイルス感染症拡大防止環境整備事業者支援金	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために一定の基準を有するガイドラインの要件を満たし、認証登録又は申請した店舗等を有する事業者に対し、緊急事態宣言等に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止環境整備にかかる取組に対する報償としての支援金を支給するもの。 ・バス・タクシーの車両(市内に営業所を有すること)1台あたり30千円 ・予算総額: 21,862千円						●			
静岡県	三島市	2	三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業	○新型コロナウイルス感染のリスクを抱えながら運行を継続している事業者に向け支援金を給付 ○タクシー(市内に営業所等、協会加盟) 基本額10万円+所有台数×1万円 ○バス(市内に路線運行をしている事業者、協会加盟) 基本額10万円+1日に市内を運行するバスの車両数×3万円	○								
静岡県	三島市	1	三島市路線バスIT化整備事業費補助金	○感染症拡大による外出自粛等の影響で大きな影響を受ける公共交通のサービス維持を目的に、路線のIT化を行うことで利用者の利便性の向上及び非接触化による感染リスクの低減を図る。 ○バスロケーションシステム、交通系ICカード決済を導入する事業者 ○バスロケーションシステム、交通系ICカード決済導入に係る経費(国庫補助や他自治体の補助を除く) ○民間路線に関するものは補助対象経費の2/3、自主運行路線に関するものは補助対象経費の10/10の補助率		○							
静岡県	三島市	2	三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業(2回目)	○新型コロナウイルス感染のリスクを抱えながら運行を継続している事業者に向け支援金を給付 ○タクシー(市内に営業所等、協会加盟) 基本額10万円+所有台数×2万円 ○バス(市内に路線運行をしている事業者) 基本額10万円+1日に市内を運行するバスの車両数×6万円			○						
静岡県	三島市	4	三島市新型コロナウイルスワクチン接種タクシー利用助成事業	75歳以上の高齢者を対象として、1人4枚の「三島市コロナウイルスワクチン接種タクシー券」(1枚600円)を配布。									
静岡県	三島市	1	三島市路線バスIT化整備事業費補助金(2回目)	○三島市の自主運行バスの運行する事業者に対し、バスロケーションシステムを導入する際の費用を補助 ○バスロケーションシステムを導入する事業者 ○補助対象経費の10/10の補助率						○			
静岡県	三島市	2	三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業(3回目)	○新型コロナウイルス感染のリスクを抱えながら運行を継続している事業者に向け支援金を給付 ○タクシー(市内に営業所等、協会加盟) 基本額20万円+所有台数×5万円 ○バス(市内に路線運行をしている事業者) 基本額20万円+1日に市内を運行するバスの車両数×10万円 ○鉄道事業者(三島市内に本社のある事業者) 基本額20万円+1日あたりに運行する車両及びその特機車両の編成数×50万円						○			
静岡県	三島市	2	三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業(4回目)	○燃料費高騰の中でも、新型コロナウイルス感染のリスクを抱えながら運行を継続している事業者に向け支援金を給付 ○タクシー(市内に営業所等、協会加盟) 基本額20万円+所有台数×5万円 ○バス(市内に路線運行をしている事業者) 基本額20万円+1日に市内を運行するバスの車両数×8万円 ○鉄道事業者(三島市内に本社のある事業者) 基本額20万円+1日あたりに運行する車両及びその特機車両の編成数×50万円								●	
静岡県	熱海市	2	離島初島日常生活航路運航維持奨励金	熱海-初島航路を運航する富士急マリリゾートに、初島島民の運航を維持することに對して奨励金100万円を交付(予算・執行ともに100万円)		○							
静岡県	熱海市	1	公共交通における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業	○地域生活や経済活動を支えている公共交通について、交通事業者が車両等の感染拡大防止対策を行い、公共交通としての機能確保を図る取組を支援する。(予算402万円、執行410万円) ○路線バス事業者が市内を運行するバス車両 1台につき3万円 ○タクシー事業者(市内を営業区域とし、かつ、市内に本社又は営業所があるタクシー事業者)が所有するタクシー車両 1台につき1万円		○							
静岡県	熱海市	2	公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業	○新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている市内における公共交通の事業者に対し、支援金を支給する。(予算563万円) ○補助額(定額):3万円/台(路線バス)、1万円/台(タクシー)、50万円/隻(離島航路)									●
静岡県	熱海市	2	貨物運送事業者燃料価格高騰対策支援事業	○新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている市内における貨物の運送等事業者に対し、支援金を支給する。(予算187万円) ○補助額(定額):1万円/台(一般貨物、貨物軽)									●
静岡県	富士宮市	1	新型コロナウイルス対策バス・タクシー感染拡大防止支援事業	【新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために車内の衛生的な環境の確保に係る費用に對して、予算の範囲内において補助金を交付】 ・バス事業者が保有する路線バス車両(高速バスを除く)のうち、市内営業所所管の車両数及び宮バス車両数に2万円を乗じて得た額を上限とする。 ・タクシー事業者が市内営業所所管の車両数に1万円を乗じて得た額を上限とする。 ・補助金の交付は、同一事業者について1回限り ・他市で同様の補助金を受けた車両は除く	○								
静岡県	富士宮市	2	地方バス事業者支援金	○公共交通事業者の事業継続を応援するための給付金 ○市内主要バス路線を継続運行する事業者への支援金 ○支援金6,000千円×1事業者=6,000千円 ○市内の主要バス路線を継続運行する事業者						●			
静岡県	富士宮市	2	バス運行事業者(公共交通)燃料価格高騰対策事業	①新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び原油価格高騰で業績が悪化している域内路線バス事業者への支援 ②市内の路線のみを運行する路線バス運行事業者への補助金 ③補助金(走行距離(km)÷1リットルで走るキロ数(km/ℓ))×燃料高騰分(円)=2,200千円 ④市内の路線のみを運行する路線バス運行事業者									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
静岡県	富士宮市	2	路線バス運行継続 支援事業	① 新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰にあって、業績が悪化しているバス事業者に対し、路線バス運行の継続を支援することで、地域に不可欠な交通手段を確保する。 ② バス事業者から運行継続が難しく、路線退出の意向があった2路線に対する運行継続のための支援金 ③ 2路線を運行継続するための支援金3,300千円 ④ 路線バス運行事業者									○
静岡県	静岡市	2	地域公共交通事業 継続運行支援事業	緊急事態宣言発令期間中(1ヶ月)におけるバス、鉄道などの運行に係る動力費の1/4を補助 (静岡県「地域公共交通事業継続運行費助成」の上乗せ補助)		○							
静岡県	静岡市	1	公共交通における 感染拡大防止対策 支援事業	公共交通事業者に対して、ターミナル・運行車両等の衛生対策費用の1/2を補助		○							
静岡県	静岡市	4	らくタク事業 (ワクチン接種支援 事業)	高齢者のワクチン接種1乗車500円、最大2,000円を補助(タクシー乗車料金割引)			○	○					
静岡県	静岡市	4	らくタク事業 (ワクチン接種支援 事業)	高齢者の3回目のワクチン接種1乗車最大500円、往復1000円を限度に補助(タクシー乗車料金割引)									
静岡県	静岡市	4	らくタク事業 (ワクチン接種支援 事業)	高齢者の3回目のワクチン接種1乗車最大500円、往復1000円を限度に補助(タクシー乗車料金割引)				●					
静岡県	静岡市	4	らくタク事業 (ワクチン接種支援 事業)	高齢者の4回目のワクチン接種1乗車最大500円、往復1000円を限度に補助(タクシー乗車料金割引)								●	
静岡県	静岡市	4	らくタク事業 (ワクチン接種支援 事業)	高齢者のオミクロン対応ワクチン接種1乗車最大500円、往復1000円を限度に補助(タクシー乗車料金割引)									○
静岡県	静岡市	2	公共交通事業者支 援事業費助成事業	原油価格・物価高騰に直面する公共交通事業者に対して必要な支援を実施 48,300千円 【交付先】 (1)一般乗合旅客自動車運送事業者 所有台数×49千円 (2)一般乗用旅客自動車運送事業者 所有台数×10千円(ガソリン車)or14千円(LPガス車) (3)地域鉄道事業者 1者 18,800千円(電気料)					○				
静岡県	島田市	1	タクシー事業者応 援事業	○公共交通の役割を維持しつつ、圏が提唱する「新しい生活様式」に対応し、3密を避けた運行に協力するタクシー事業者に対して給付金を助成する。 ○市内に営業所を持つタクシー事業者 ○所有台数×2万円 事業費:2,200千円	○								
静岡県	島田市	1	路線バス事業者応 援事業	○公共交通の役割を維持しつつ、圏が提唱する「新しい生活様式」に対応し、3密を避けた運行に協力する路線バス事業者に対して給付金を助成する。 ○市内で路線バス又はコミュニティバスを運行する事業者 ○1路線につき1日の運行本数×3千円 事業費:816千円		○							
静岡県	島田市	1	タクシー・路線バス 事業者支援事業	○公共交通の役割を維持しつつ、感染症対策を実施し運行を継続するタクシー事業者、路線バス事業者に対して給付金を助成する。 ①市内タクシー事業者への給付金 20千円/台×110台 2,200千円 ②路線バス又はコミュニティバス運行事業者への給付金 50千円/路線×17路線 850千円 事業費計 3,050千円									
静岡県	島田市	2	タクシー・路線バス 事業者支援事業	○原油価格、物価高騰に大きな影響を受ける中、地域公共交通維持のため運行を続ける公共交通事業者に給付金を給付する。 ①市内タクシー事業者への給付金 20千円/台×110台 2,200千円 ②路線バス又はコミュニティバス運行事業者への給付金 50千円/路線×16路線 800千円 事業費計 3,000千円								●	
静岡県	菊川市	2	菊川市新型コロナ ウイルス感染症地 域公共交通継続支 援事業	新型コロナウイルス感染症により、利用者及び売上高が減少している中、休業せず感染のリスクを抱えて運行を継続している市内タクシー事業者へ支援金を給付する。 ・30万円/1事業者×2事業者		○							
静岡県	菊川市	2	菊川市新型コロナ ウイルス感染症対 策市内公共交通事 業継続応援給付金 支給事業	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上げが大幅に減少し、経営が悪化したタクシー事業者に対し、事業の継続を図るため給付金を支給する。 ・10万円/1事業者×2事業者			○						
静岡県	菊川市	2	菊川市新型コロナ ウイルス感染症対 策市内公共交通事 業継続支援給付金 支給事業	まん延防止等重点措置や緊急事態宣言により、これまで以上に経営が厳しい状況となっているタクシー事業者に対し、事業の継続を支援するため給付金を支給する。 ・15万円/1事業者×2事業者					○				
静岡県	菊川市	1	菊川市新型コロナ ウイルス感染症対 策市内公共交通事 業者支援給付金支 給事業	市内に営業所を有する公共交通事業者に対し、感染症対策支援の給付金を支給する。 ・3万円/営業所・2万円/車両							○		
静岡県	藤枝市	1	藤枝市新型コロナ ウイルス感染症対 策タクシー感染拡 大防止支援事業費 補助金	・市内に営業所を置くタクシー事業者が、その営業所で保有する車両(令和2年4月17日時点)1台につき5,000円を上限		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正額分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
静岡県	藤枝市	1	公共交通機関(タク シー事業者)感染 対策事業	・市内に営業所を置くタクシー事業者が、その営業所で保有する車両台数(令和4年1月4日時点)に5,000円を乗じた金額相当の感染対策に係る 消耗品を支給						●				
静岡県	長泉町	1.2	新型コロナウイルス 感染症対策公共 交通事業者支援	○対象 ・長泉・清水循環バスを運行するバス事業者 ・長泉町のスクールバスを運行するバス事業者 ・道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営むもので、長泉町内に運行系統を有するバス事業者 ・長泉町のデマンド乗合タクシーを運行するタクシー事業者 ○補助対象経費 410万円 ◆自主運行バス、スクールバス(170万円) ①長泉・清水循環バスの運賃はバス事業者の収入としているが、利用者の減少により大幅な減収となっていることから、令和元年度実績と比較し減収分を町が補填する。 ②車両等の感染拡大防止に向けた環境整備 ◆路線バス(170万円) ①道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営み、町内に運行系統を有するバス事業者に対し、運行継続支援として基本額30万円に加え、系統数×5万円を給付する。 ②車両等の感染拡大防止に向けた環境整備 ◆タクシー(70万円) ◆予約受付業務等を行う事務所や従業員の環境整備として20万円を給付するほか、当該業務委託契約仕様書において、車両に関して「当該業務を実施するため、車両を予備車両含め10台以上確保すること。」としていることから、車両等の感染拡大防止に向けた環境整備のため、各社10万円(1万円×10台分)を給付する。										
静岡県	長泉町	2	長泉町路線バス運 行維持補助金	○対象 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営むもので、長泉町内に運行系統を有するバス事業者 ○補助対象経費 経常費用から経常収益及び国等からの補助金を控除した額に町内の走行距離割合を乗じた額 ○補助率 ・起点又は終点が町内の路線 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額を上限とする ・起点及び終点が町外の路線(町内を通過する路線に限る) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を上限とする										
静岡県	長泉町	2	長泉町物価高騰等 対策バス事業者支 援金	○対象 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営むもので、長泉町内に運行系統を有するバス事業者 ○補助額 基本額20万円 町内運行系統1系統につき5万円 ○予算総額(予定) バス事業者3社 × 20万円 = 60万円 町内運行17系統 × 5万円 = 85万円 計145万円										
静岡県	清水町	2	清水町新型コロナ ウイルス感染症対 策公共交通事業者 支援事業(運行支 援)	新型コロナウイルス感染症のリスクを抱えながら運行を継続している事業者に向け支援金を給付 ○バス 町内を運行するバス路線を有する路線バス事業者(2社) 基本額 30万円+町内運行系統×5万円 (上限 100万円)		○								
静岡県	清水町	2	清水町新型コロナ ウイルス感染症対 策公共交通事業者 支援事業(運行支 援)	新型コロナウイルス感染症のリスクを抱えながら運行を継続している事業者に向け支援金を給付 ○バス 町内を運行するバス路線を有する路線バス事業者(2社) 町内運行系統×15万円			○							
静岡県	清水町	1	清水町新型コロナ ウイルス感染症対 策公共交通事業者 支援事業(感染症 防止対策)	バス事業者及びタクシー事業者に感染症対策費用等の支援を行う。 ○バス 町内を運行するバス路線を有する路線バス事業者(2社)×10万円 ○タクシー 町内に営業所及び待機所を置くタクシー事業者(2社)×10万円		○								
静岡県	清水町	2	清水町新型コロナ ウイルス対策バス タクシー利用促進 事業(公共交通利 用促進)	バス、タクシー共通利用券3,000円分の配布 ○対象者 町内在住65歳以上の高齢者 ○利用可能な公共交通 町内運行のバス事業者2社、タクシー事業者12社 ○利用期間 令和3年7月1日～令和3年12月31日				○						
静岡県	御殿場市	1	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通応援成 事業	乗合バス及びタクシー事業者へ感染防止対策品配布(ウイルス不活性化対策品外)	○									
静岡県	御殿場市	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通応援成 事業	70歳以上の移動手段のない高齢者の市民に対する公共交通利用券(15,000円/人)の配布	○									
静岡県	御殿場市	2	新型コロナワクチ ン住民接種タク シー利用料金助成 事業	70歳以上の交通手段のない高齢接種者に最大10,000円分のタクシー利用助成券(自宅一接種会場の利用限定)を配布。										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
静岡県	御殿場市	1	御殿場市バスロケーションシステム等導入補助事業	新型コロナウイルス感染症に対応した運送環境の整備及びバス利用者の利便性を図るため、バスロケーションシステム等の導入にかかる費用の一部を補助(バスロケーションシステム及びデジタルサイネージ導入への補助)							○			
静岡県	御殿場市	2	御殿場市タクシー・自動車運転代行業車両維持支援事業費補助金	タクシー事業者及び自動車運転代行業者に対し、車両の維持にかかる費用の一部を補助 ※R4年度静岡県の実施する「タクシー・自動車運転代行業車両維持支援事業費補助金」の上乗せ補助 タクシー 2.5万円/台 自動車運転代行 10万円/台								●		
静岡県	御殿場市	2	御殿場市路線バス燃料高騰分支援事業費補助金	市内に営業所を有する路線バス事業者に対し、原油価格高騰の影響を受けた燃料費上昇分の一部を補助 路線バス 6万円/台								●		
静岡県	小山町	1	小山町バスロケーションシステム導入補助事業費補助金	【目的】路線バス等の車内の混雑状況や現在地をリアルタイムに利用者に提供することで、混雑の回避や利便性向上を図る。 【経費内容】バスロケーションシステム導入に係る経費(事業者負担の一部を御殿場市と按分(自治体内を運行する路線バス等の系統数・規模等に応じて)) 【積算根拠】総事業費 37,589千円(税込)。このうち、小山町に關係する事業分(税抜)を基準として補助 システム構築一式 29,217千円(税抜) 上記から国・県補助及び事業者負担を除いた金額7,286千円 小山町負担額 7,286千円×30%=2,186千円 【事業対象】交通事業者								○		
静岡県	小山町	1	小山町デジタル定期券及び回数券導入事業費補助金	【目的】迅速な決済及び接触低減により新型コロナウイルス感染症リスクの低減及びバス利用者の利便性の向上を図る 【経費内容】システム導入に係る経費 【積算根拠】総事業費1,155千円(税込) このうち、1/2補助 小山町負担分577千円 【事業対象】交通事業者								○		
静岡県	伊東市	1	伊東市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者補助金	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する公共交通事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付(令和2年度) ・本市に本社を置く(鉄道事業者【車両×3万円×営業キロ割合】) ・本市において路線バスを運行し、かつ、本市に営業所を置く(バス事業者【台数×3万円】) ・商業組合静岡県タクシー協会に加盟し、かつ、本市に本社又は営業所を置くタクシー事業者【台数×0.5万円】※予算総額 2915千円										
静岡県	伊東市	3	伊東市交通系ICカード決済システム導入事業費補助金	交通系ICカード決済システムの導入を行う市内バス事業者への補助(令和3年度) 路線バス 車両×5万円(上限) ※予算総額 2,000千円			○							
静岡県	伊東市	2	伊東市新型コロナウイルス感染症対応公共交通事業継続支援金	市内の公共交通の運行を継続するため、コロナ禍において原油価格や物価の高騰による影響を受けながら公共交通の運行を継続する公共交通事業者に対し、予算の範囲内で支援金を交付(令和4年度) 路線バス事業者 【車両数×4万円】 鉄道事業者 【車両数×2.5万円×営業キロ割合】 タクシー事業者 【車両数×2万円】									●	
静岡県	焼津市	2	タクシー交通維持特別対策事業	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が講じられたタクシー車両の運行を維持するため、市内に営業所のあるタクシー事業者を支援する。 ○対策が講じられたタクシー車両1台につき1万円			○							
静岡県	森町	1	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	新型コロナウイルスワクチン接種場所への移動が困難な方を対象に、自宅と接種場所との間のタクシー送迎チケットを交付する。(交付要件をすべて満たす方)			○	●						
静岡県	森町	1	新型コロナウイルスワクチン接種タクシー運賃助成事業	要介護者等に新型コロナウイルスワクチン接種のため、接種会場への往復にタクシー運賃を助成する事業 対象者:生活保護受給者、障がい者手帳所持者、要介護3~5 の町民 予算総額:1,800千円							○			
静岡県	森町	1	中小企業等燃料費光熱水費高騰支援事業補助金	コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む、燃料費物価高騰の影響を受ける事業者の負担を軽減するため、燃料費や光熱水費等の固定費の一部を支援する事業。 対象者:町内の中小企業に対する補助金 予算額:9,900千円 条件を満たす事業者に上限100千円として、燃料費の対前年同期差額の1/2を補助する。								●		
静岡県	富士市	1	富士市地域公共交通感染拡大防止対策事業	R2実施済み 地方鉄道2.0万円/両 バス1.5万円/台 タクシー1.0万円/台 ※予算総額3,310千円			○							
静岡県	富士市	4	地域公共交通臨時利用促進事業	R2実施済み バス事業者が実施するチャージ金額を上乗せした交通系ICカードの販売を支援 ※総額1,000千円			○							
静岡県	富士市	4	地域公共交通臨時利用促進事業	R2実施済み バス事業者が期間限定で行う高齢者定期券の割引販売を支援 ※予算総額1,070千円			○							
静岡県	富士市	4	地域公共交通臨時利用促進事業	R2実施済み バス、タクシー、鉄道、市自主運行で使用可能な回数券の作成、割引販売の支援 ※予算総額12,000千円			○							
静岡県	富士市	4	地域公共交通臨時利用促進事業	R2実施済み バス停の上屋設置やバスロケーションシステム表示機の設置など、機能強化を支援 ※予算総額8,000千円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
静岡県	富士市	4	公共交通ICT活用等支援事業	R3実施済み 市自主運行バスに交通系ICカード決済を導入する費用を支援 ※予算総額5,000千円			○						
静岡県	富士市	4	公共交通ICT活用等支援事業	R3実施済み 市自主運行、路線バス車両にバスロケーションシステム車載機器を搭載する費用を支援 ※予算総額3,610千円			○						
静岡県	富士市	1	富士市地域公共交通感染拡大防止対策事業	R3実施済み 地方鉄道2.0万円/両 バス1.5万円/台 タクシー1.0万円/台 ※予算総額3,630千円				○					
静岡県	富士市	2	富士市地方鉄道事業運行継続臨時支援	R3実施済み コロナ禍による利益の損失に対する支援 ※予算総額21,824千円				○					
静岡県	富士市	4	ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業	R3実施済み ユニバーサルデザインタクシーを導入するための費用を支援(30万円/1台)※予算総額1,800千円					○				
静岡県	富士市	2	富士市地方鉄道事業運行継続臨時支援	R4実施中 コロナ禍による利益の損失に対する支援 ※予算総額17,099千円									
静岡県	富士市	4	ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業	R4実施中 ユニバーサルデザインタクシーを導入するための費用を支援(30万円/1台)※予算総額1,800千円								○	
静岡県	富士市	4	ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業	R4実施中 ユニバーサルデザインタクシーを導入するための費用を支援(30万円/1台)※予算総額2,400千円									
静岡県	富士市	4	地域公共交通事業者運転士確保支援事業	R4実施中 地域公共交通事業者を担う運転士を確保するため、二種免許取得費用を支援(大型二種:15万円/1人、普通二種・中型二種:10万円/1人)※予算総額1,600千円								●	
静岡県	牧之原市	2	タクシー事業者感染対策給付金事業	○デマンド乗合タクシーの運行を行っているタクシー事業者に対し、車両1台につき2万円			○						
静岡県	牧之原市	2	タクシー事業者感染対策給付金事業	デマンド乗合タクシーの運行を行っており、新型コロナウイルス感染症防止に資すると認められた対策を施した車両で事業を営んでいるタクシー事業者に対し、車両1台につき2万円					○				
静岡県	牧之原市	2	タクシー事業者車両維持支援事業補助	デマンド乗合タクシーの運行を委託しているタクシー事業者に対し、車両1台につき2万円								●	
静岡県	伊豆の国市	2	新型コロナウイルス感染症対策交通事業者運行継続支援事業	R2実施済 市内を走る公共交通(路線バス・タクシー)事業者に対して、運行継続を支援 ・路線バス 基本額50万円、市内通行車両1台につき5万円の加算。上限150万円 ・タクシー 基本額10万円、加算は 市内に営業所があり車両が30台以上は40万円、30台未満は20万円		○							
静岡県	伊豆の国市	4	新型コロナウイルスワクチン予防接種事業	R3実施中 高齢者等にワクチン接種会場までの交通手段の支援としてタクシー助成券を交付 1人3,000円(100円券×30枚)									
静岡県	伊豆の国市	2	公共交通事業者燃油価格高騰対策支援金	R2の平均燃油仕入価格を基準としてR4及びR3の平均燃油仕入価格との差額に各年の年間燃油使用量を乗じて得た額を支援金として支給								●	
静岡県	袋井市	4	袋井市新型コロナウイルスワクチン接種タクシー利用助成事業	65歳以上の移動手段のない方、64歳以下の障害者手帳等所持者、要支援・要介護認定者を対象に接種会場を発着するタクシー料金の一部を助成(1乗車600円、接種1回につき2回まで)									
静岡県	袋井市	4	袋井市第二種運転免許取得支援事業補助金	市内タクシー事業者の人材確保を推進するため、第二種運転免許取得に要した教習費用及び試験受験費用に対して補助金を交付 1/3(上限10万円)									
静岡県	袋井市	2	袋井市公共交通車両維持支援事業費補助金	公共交通事業者の事業の継続を支援するため、車両の維持費の一部を補助 バス10万円/台、タクシー5万円/台									
静岡県	南伊豆町	3	路線バス交通系ICカード導入事業費補助金	公共交通におけるキャッシュレス導入による「新しい生活様式」への対応 ○路線バスのICカード化費用に対する補助金の交付 ○路線バス事業者を対象 150千円(上限)×12台=1,800千円				●					
静岡県	南伊豆町	2	公共交通維持補助金	原油価格の高騰により事業に支障が生じた公共交通事業者に補助をする。 ○燃料費の差額(単価0.92円×走行距離459.435km)の燃料高騰分を支援(千円未満切捨) ○対象:町内公共交通事業者(バス事業者) ○補助総額:合計3,179千円							○		
静岡県	掛川市	1	掛川市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等応援給付金	市内タクシー事業者を対象に飛沫感染防止対策にかかる費用の一部を助成			○						
静岡県	掛川市	4	新型コロナウイルスワクチン接種における高齢者タクシー運賃助成事業	65歳以上の移動手段困難者を対象に1乗車あたり500円または1,000円単位で最大5,000円助成。(R3/R4より年齢制限廃止)				●				●	
静岡県	掛川市	2	お運者半額タクシー乗証実験事業	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの掛川市民を対象に、市内の医療機関及び買い物先へのタクシー利用について運賃の半額を助成				●				●	
静岡県	掛川市	4	物価高騰対策輸送事業維持確保支援金	物価高騰の影響を受ける運輸業の車両維持費支援 ・対象:自主運行バス、民間路線バス、タクシー、運転代行、貨物自動車運送事業者 ・補助額:20万円/台(自主運行バス)、10万円/台(民間路線バス)、2万円/台(タクシー・運転代行)、3万円/台(貨物・軽以外)、5千円(貨物・軽)									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用した ものに○ 1/31まで申請した ものに●
岐阜県	岐阜県	1	乗合バス運行感染 拡大防止支援補助 金	【R3年度3月補正】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、高等学校の通学に利用される乗合バスの増便又は続行便の運行に要する経費に対して 支援 補助率:県1/2							○		
岐阜県	岐阜県	1	乗合バス運行感染 拡大防止支援補助 金	【R3年度3月補正・R4年度全額繰越】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、高等学校の通学に利用される乗合バスの増便又は続行便の運行に要する経費に対して 支援 補助率:県1/2							○		
岐阜県	岐阜県	4	地方鉄道経営安定 化支援事業費補助 金	【R4年度】 第三セクター鉄道等地域鉄道が新たな日常を見据え経営基盤の安定化のために実施する感染防止対策や収入増加策に要する経費に対して支 援 補助率:4/5								○	
岐阜県	岐阜県	3	地域公共交通DX 促進事業費補助金	【R4年度】 新モビリティサービス(MaaS、AIによるオンデマンド交通)の導入に向けて、市町村が事業の成立性や費用対効果等の実証を行うことを目的と して取り組む事業に対して支援 補助率:県1/2								○	
岐阜県	岐阜県	3	地域公共交通DX 支援アドバイザー 派遣事業費	【R4年度】 地域公共交通におけるDX(バスの運行情報のデータ化、新モビリティサービスの導入等)を支援するため、希望市町村に対しアドバイザーを派遣								○	
岐阜県	岐阜県	2	広域バス路線運行 維持奨励金	【R4年度】 乗合バス事業者が密を回避し、路線・便数を維持する運行に対して奨励金により支援 支援額:経常費用と経常収益の差額に3/20又は1/6を乗じた額								○	
岐阜県	岐阜県	2	地域公共交通燃料 価格高騰対策支援 金	【R4年度6月補正】 地域公共交通事業者に対し、燃料費上昇相当分を支給 交付率:定額 地方鉄道 5,000円/1事業者、広域バス路線 195千円/車両1台、タクシー 25千円/車両1台								●	
岐阜県	岐阜県	2	地域公共交通燃料 価格高騰対策支援 金	【R4年度9月補正】 地域公共交通事業者に対し、燃料費上昇相当分を支給 交付率:定額 地方鉄道 軽油30.98円/L、電気6.15円/kwh、広域バス路線 175千円/車両1台、タクシー 32千円/車両1台(LPG使用車両除く) (令和4年度中に運賃改定の可能性のある地域は25千円/車両1台)									○
岐阜県	岐阜市	2	コミュニティバス 事業	市民の移動手段を確保するため、コミュニティバスにおける新型コロナウイルス感染症による影響への支援を行う。		○					○		
岐阜県	岐阜市	2	バス路線維持補助 事業	市民の移動手段を確保するため、市内路線バスにおける新型コロナウイルス感染症による影響への支援を行う。		○					○		
岐阜県	岐阜市	4	路線バス利用環境 整備事業	ポストコロナ時代を見据え、バス路線における利用環境を整備し、潜在的な公共交通需要を掘り起こし、バス交通の持続性向上を図る。 交通系ICカード導入に向けた自動運賃収受システムの導入にかかる補助金			○						
岐阜県	御嵩町	1	飛沫感染防止ビ ニールシートの設 置	ふれあいバス(御嵩町コミュニティバス)車両の運転席と後部座席等を隔離するための飛沫感染防止用のビニールシートを設置									
岐阜県	御嵩町	2	みたく元気振興券 交付事業	・振興券を全町民に配布し、公共交通事業者も取り扱い加盟事業所として登録(タクシー事業者1社) ・住民一人当たり5千円の地域振興券を配布 ・タクシーの運賃に利用可能		○							
岐阜県	御嵩町	2	みたくよつてりやあ 振興券配布事業	・振興券を全町民に配布し、公共交通事業者も取り扱い加盟事業所として登録(タクシー事業者1社) ・住民一人当たり5千円の地域振興券を配布 ・タクシーの運賃に利用可能								●	○
岐阜県	北方町	4	バス券購入費助成 事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通機関の利用者が減少することから、アユカの助成を行い、利用促進を行う。 内容:既存の岐阜バスアユカ助成事業に例年より1,000円増して助成 対象者:①70歳以上の高齢者、各種障がい手帳所持者 ②町内在住者、在勤者、在学者 ・利用可能機関:岐阜バス			○						
岐阜県	羽島市	2	スーパープレミアム 付商品券発行事業	プレミアム車43%の商品券販売事業において、公共交通事業者も取り扱い加盟事業所として登録 ・7,000円で3,000円分のプレミアムが付いた商品券を対象者1人につき商品券1冊(10,000円分)まで購入可能 ・バスやタクシーの乗車券購入や運賃にも利用可能			○						
岐阜県	各務原市	3	市内バス交通系IC カード利用環境整 備事業補助金	市内路線バスにおいて、交通系ICカードの利用環境整備に取り組み事業に対する補助 ・補助率は、市内を運行する路線の距離按分による						○			
岐阜県	各務原市	4	プレミアム付商品 券事業(備って来た ららチケット)	プレミアム車100%の商品券販売事業において、公共交通事業者も取扱事業所として登録 ・1万円分の商品券を、市民一人につき1セットを上限に、5千円で販売 ・貸切バス、タクシーの乗車券購入・運賃にも利用が可能								●	
岐阜県	山県市	1	公共交通運行奨励 金事業	車内の3密の回避及び移動困難者の移動手段確保、また、収束後の交通利便性の妨げを防ぐため、運行を維持し続けている事業者に対して、昨 年度4月~9月分と今年度4月~9月分の運送収入の差額分を奨励金として助成	○	○	○						
岐阜県	山県市	4	10カード片受入れ を想定した運賃箱 導入補助金交付事 業	全国で一般的に使用されている10カード片受入れを導入することで、鉄道との乗り継ぎ利便性の向上及び運営支払いやコンビニでの買い物など キャッシュレス化の推進を図るために、運賃箱改修費用総額のうち、交通事業者が運行している全地域の延長キロから市内延長キロの割合を乗 じた額を対象費用とし、対象費用の4分の1の額を補助対象経費として補助。			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
岐阜県	山県市	1	公共交通運行奨励金事業	市内公共交通の運行を維持し、コロナ収束後の市民の移動手段の確保を図るために市内で公共交通を運行している事業者に対して、コロナ前である令和元年度と令和3年度の同時期の運送収入の差額分を奨励金として助成。							○			
岐阜県	瑞浪市	4	商品券発行事業	コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受ける市民生活や事業者の事業継続等の支援に資するため、市内事業者又は店舗での消費を促すプレミアム商品券を発行する。 【対象者】瑞浪市民、商品券事業に参加する市内事業者 【販売金額】1セット7,500円分を5,000円で販売(1人につき2セットまで)									○	
岐阜県	恵那市	4	高齢者公共交通利用支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控える高齢者に対して、外出を支援し、フレイル予防と介護重度化防止を図る。 ・内容: 公共交通用チケットの配布10,000円/人 ・対象者: 75歳以上の高齢者 ・利用可能機関: 明知鉄道、コムバス、タクシー、福祉タクシー等	○			○						
岐阜県	恵那市	2	地方鉄道支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地方鉄道事業者に対して、本市における移動手段を維持・確保していくために支援金を給付する。 ・感染拡大により大きな影響を受けた期間の運行経費の50日分を支援 ・434千円×50日=21,700千円 ・沿線市町(中津川市)と連携して支援		○								
岐阜県	恵那市	2	地方交通事業者支援事業	売上げが減少している交通事業者へ支援を行い交通事業者の事業が継続できるよう支援金を給付する ①鉄道事業者 緊急事態宣言期間(35日)の運行経費支援 13,005千円(単価434,000円×35日=15,190,000円を恵那市(85.61%)・中津川市(14.39%)の両市出資割合に応じ算出) ②交通事業者 市内交通事業者10社(車両に応じて運行経費を支援) 乗合バス1路線200千円×3路線=600千円 貸切バス(大)200千円×24台=2,200千円 貸切バス(中)200千円×10台=2,000千円 貸切バス(小)150千円×13台=1,950千円 タクシー100千円×41台=4,100千円							○			
岐阜県	恵那市	2	地方交通事業者支援事業	コロナ禍における原油価格の高騰により影響を受けている地方鉄道事業者・バス事業者・タクシー事業者に対し、燃料価格上昇相当分を支援する。 ただし、岐阜県の支援対象外のみ。 補助率: 広域バス路線事業者 195千円/台 390千円×1/2(1路線3台必要と設定)									●	
岐阜県	恵那市	2	地域交通経営安定化事業	新型コロナウイルス感染症、さらには原油価格の高騰により影響を受けている交通事業者が、経営基盤の安定を図るため、新たな日常生活を見据えた地域交通に対する需要喚起及び感染防止対策に要する経費に対して補助を行う。 ・対象者 市内に本社又は営業所がある交通事業者で次のいずれかに該当するもの。 (1) 鉄道事業(地方鉄道) (2) 一般乗合旅客自動車運送事業を行うもの(乗合バス) (3) 一般貸切旅客自動車運送事業を行うもの(貸切バス) (4) 一般乗用旅客自動車運送事業を行うもの(タクシー) ・補助額・・・1社 5,000千円上限(4/5補助) (1) 事業拡大 5,000千円上限 (2) デジタル技術の導入 2,000千円上限 (3) 感染防止対策 2,000千円上限										○
岐阜県	恵那市	2	車両購入	明智町自主運行バス路線の見直しに合わせ、新型コロナウイルス対策として空気清浄機能の付いた10人乗り小型車両を1台購入する。									○	
岐阜県	恵那市	2	地方交通事業者支援事業	コロナ禍における原油価格の高騰により影響を受けている交通事業者に対し、燃料価格上昇相当分を支援する。 ただし、岐阜県の支援対象外のみ。 補助率: 広域バス路線事業者 175千円/9台									●	
岐阜県	飛騨市	1	新型コロナウイルス対応環境整備事業支援	市内事業者の感染拡大防止のための設備設置、備品や衛生消耗品の購入に対する支援 ①補助率: 10/10 ②上限額: 10万円(市内1事業所あたり)		○								
岐阜県	飛騨市	1	バス・タクシーなど需要回復が見込めない業種への支援	市内バス事業者、タクシー事業者が所有する車両に対し実施する感染防止対策(仕切り取付、衛生消耗品購入、空気清浄器設置など)への支援 ①補助率: 10/10 ②上限額: バス8万円、タクシー3万円(1台あたり)										
岐阜県	飛騨市	2	バス旅応援事業	市内に本社を置くバス事業者の貸切バスを利用し、適切な感染予防対策が実施された旅行に対するバス借り上げ料及び旅行企画に対する支援(バス借り上げ) 【バス借り上げ】 ①補助率: 1/2(バス1台につき上限5万円) 【旅行企画】 ①補助額: 旅行会社が企画した11人以上の旅行で2万円		○								
岐阜県	飛騨市	1	公共サービス事業者に対する感染防止対策支援の強化	市内公共サービス事業者(医療、介護、保育、障がい福祉、環境衛生、火葬、公共交通、ガス、上下水道)が感染拡大防止のためにかかる費用に対する支援 【対象経費】衛生消耗品等購入、設備整備、消毒委託、研修、PCR検査 【補助額】公共サービス従事者数×6千円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
岐阜県	飛騨市	2	宿泊・交通事業者 に対する固定費・ 車両費の支援	市内宿泊・交通事業者(令和2年12月～令和3年2月に収支欠損がある場合に限る。)に対し、同期間中に発生した施設固定費(光熱水費、通信費、賃借料)及び車両維持費(法定点検費、車検費用等)に対する支援 【対象経費及び補助率】 施設固定費 ①光熱水費 10/10 ②通信費 10/10 ③賃借料1/2 車両維持費 1/4 【補助上限額】施設固定費(30万円) 車両維持費(50万円)			○							
岐阜県	可児市	1	飛沫感染防止ビ ニールシートの設 置	さつきバス・おでかけしよKarKバス(可児市コミュニティバス)車両の運転席と後部座席等を隔離するための飛沫感染防止用のビニールシートを設置										
岐阜県	高山市	1.2	産業団体等活性化 策支援事業補助金	公共交通活性化協議会やハートマークバス会などの団体に対し、新型コロナウイルス感染症防止対策や経済活動維持のために要した経費を助成 ・事業期間:令和2年4月1日～令和3年3月31日 ・補助率:10/10 ・限度額:10,000千円										
岐阜県	高山市	2	産業団体等消費活 性化策支援事業補 助金	新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、深刻な影響を受けている事業者(公共交通活性化協議会やハートマークバス会など)が行う経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業の経費を助成 ・事業期間:令和3年2月15日～令和3年9月30日 ・補助率:2/3以内 ・限度額:5,000千円										
岐阜県	高山市	2	産業団体等消費活 性化策支援事業補 助金(第3弾)	新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、深刻な影響を受けている事業者(ハートマークバス会など)が行う経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業の経費を助成 ・事業期間:令和3年10月1日～令和4年3月31日 ・補助率:2/3以内 ・限度額:5,000千円										
岐阜県	高山市	2	産業団体等消費活 性化策支援事業補 助金(第4弾)	新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、深刻な影響を受けている事業者(ハートマークバス会など)が行う経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業の経費を助成 ・事業期間:令和4年2月22日～令和4年5月31日 ・補助率:2/3以内 ・限度額:3,000千円										
岐阜県	高山市	2	産業団体等消費活 性化策支援事業補 助金(第5弾)	新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、深刻な影響を受けている事業者(ハートマークバス会など)が行う経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業の経費を助成 ・事業期間:令和4年6月1日～令和4年9月30日 ・補助率:2/3以内 ・限度額:3,000千円								●		
岐阜県	高山市	2	プレミアム付き商 品券事業(第1弾)	・販売期間:令和2年7月29日～令和2年9月30日 ・利用期間:令和2年8月5日～令和2年10月31日 ・プレミアム率100%の商品券販売事業において、公共交通事業者も取り扱い加盟事業所として登録 ・5,000円で、5,000円分のプレミアムが付いた商品券を市民一人2セットまで購入が可能 ・バスやタクシーの乗車券購入や運賃にも利用が可能		○								
岐阜県	高山市	2	プレミアム付き商 品券事業(第2弾)	・販売期間:令和3年2月22日～令和3年4月30日 ・利用期間:令和3年3月8日～令和3年5月31日 ・プレミアム率100%の商品券販売事業において、公共交通事業者も取り扱い加盟事業所として登録 ・5,000円で、5,000円分のプレミアムが付いた商品券を市民一人2セットまで購入が可能 ・バスやタクシーの乗車券購入や運賃にも利用が可能			○							
岐阜県	高山市	2	プレミアム付き公 交利用券の発行	・市内の交通事業者の事業活動を支援し、地域公共交通を維持するため、プレミアム率50%の公共交通利用券1セット1,500円分(100円券×15枚)を1,000円で販売 ・市民を対象に1回の購入につき上限50セット(額面75,000円)まで購入可 ・販売期間:令和2年9月15日～令和3年3月31日 ・利用期間:令和2年9月15日～令和3年6月30日 ・利用内容:バスやタクシーだけでなく、公共交通空白地有償運送、福祉有 償運送などで利用が可能										
岐阜県	高山市	2	バス・タクシー利用 の促進(第1弾)	・市内の交通事業者の事業活動を支援し、地域公共交通を維持するため、路線バスや貸切バス、タクシー利用の企画商品の販売に要した経費を助成 ・補助対象事業 ①貸切バス等利用支援事業 市民が貸切バス等を利用して県内を移動(冠婚葬祭や日常的な移動を除く)した場合の利用料金の一部を助成(貸切バス:1台につき上限50,000円/1日、貸切タクシー:1台につき上限10,000円/1日) ②旅行ツアー企画支援事業 路線バスや貸切バス、タクシーを利用する県内を対象とした旅行等を企画し、参加費用の割引や参加者に特典を付与する商品に対する助成 ・路線バス:参加者に特典を付与するための経費 上限2,000円/1人 ・貸切バス:貸切バスを運行する経費 1台につき上限50,000円/1日 ・タクシー:タクシーを運行する経費 1台につき上限10,000円/1日										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金			
					(R2・1次補正分の活用有無)	(R2・2次補正分の活用有無)	(R2・3次補正分の活用有無)	(R2・3次補正繰分)の活用有無	(事業者支援分)の活用有無	(追加事業者支援分)の活用有無	(R3補正分)の活用有無	(R3補正繰分・R4予備費)の活用有無			
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●		活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
岐阜県	高山市	2	バス・タクシー利用の促進(第2弾)	<ul style="list-style-type: none"> 市内の交通事業者の事業活動を支援し、地域公共交通を維持するため、貸切バスやタクシー利用への助成や、路線バスや貸切バス、タクシー利用の企画商品の販売に要した経費を助成 事業期間: 令和3年8月1日～令和4年3月31日 補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ①貸切バス等利用支援事業 市民が貸切バスやタクシーを利用して県内又は長野県松本市を移動(冠婚葬祭や日常的な移動を除く)した場合の利用料金の一部を助成 ※助成額は割引前の利用料金の1/2を限度とする (貸切バス:1台につき上限30,000円/1日、貸切タクシー:1台につき上限30,000円/1日) ②旅行ツアー企画支援事業 路線バスや貸切バス、タクシーを利用する県内又は長野県松本市を対象とした旅行等を企画・催行し、参加費用の割引や参加者に特典を付与する商品に対する助成 ※貸切バス、タクシーへの助成額は割引前の利用料金の1/2を限度とする 路線バス:参加者に特典を付与するための経費 上限2,000円/1人 貸切バス:貸切バスを運行する経費 1台につき上限50,000円/1日 タクシー:タクシーを運行する経費 1台につき上限30,000円/1日 											
岐阜県	高山市	2	地域公共交通事業継続補助金	交通事業者が令和4年4月1日現在所有の貸切バス事業またはタクシー事業で使用する車両に対して、令和5年3月31日まで維持するための経費相当額(車検や法定点検、基本整備等に要する経費)の一部を台数及び車種に応じて補助 大型バス 250千円/台 中型バス 200千円/台 小型バス 150千円/台 タクシー 75千円/台										●	
岐阜県	多治見市	1	飛沫感染防止ビニールシートの設置	自主運行バス5台について、運転席と客席を隔離するための飛沫感染防止用のビニールシートを設置	○										
岐阜県	多治見市	1	消毒液及びマスクの支給	自主運行バス5台について、手指消毒用のアルコール及びサージカルマスクを設置。											
岐阜県	多治見市	2	多治見市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続緊急支援補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための外出自粛の影響下において、市民の重要な移動手段である路線バスの運行を継続する路線バス事業者支援することにより、市民生活の安定を図ることを目的として、予算の範囲内で交付するもの。		○									
岐阜県	多治見市	2	多治見市新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者運行継続緊急支援補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための外出自粛の影響下において、市民の重要な移動手段であるタクシーの運行を継続するタクシー事業者支援することにより、市民生活の安定を図ることを目的として、予算の範囲内で交付するもの。			○								
岐阜県	多治見市	2	多治見市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続緊急支援補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための外出自粛の影響下において、市民の重要な移動手段である路線バスの運行を継続する路線バス事業者支援することにより、市民生活の安定を図ることを目的として、予算の範囲内で交付するもの。				○							
岐阜県	多治見市	2	多治見市新型コロナウイルス感染症対策路線バス等運行継続緊急支援補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための外出自粛の影響下において、市民の重要な移動手段である路線バス等の運行を継続する路線バス、タクシー及び運転代行事業者支援することにより、市民生活の安定を図ることを目的として、予算の範囲内で交付するもの。										○	
岐阜県	多治見市	2	公共交通燃料価格高騰対策支援金	【R4年度12月補正】 路線バス事業者、自主運行バス受託事業者、区域運行事業者に対し、燃料費上昇相当分を支援 ※年間走行距離×燃料価格高騰分(R4とR3の差額)÷平均燃費											○
岐阜県	郡上市	2	観光事業者経営安定化補助金	<ul style="list-style-type: none"> 観光バス(路線バス等の乗合除く)、タクシー 施設固定費(光熱水費、通信費、賃借料[動産に限る])について、1月当たり、法人は150万円、個人は10万円を上限に、2分の1に相当する額を最長3ヶ月分を支援 予算総額:307,246千円 	○			●		●					
岐阜県	郡上市	4	高齢者タクシー等利用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控える高齢者に対して、外出を支援するためタクシー等の利用助成を行う。 内容:高齢者タクシー等利用助成 タクシー等利用料金の半(1,000円/人) 対象者:市内在住で、自動車等の運転ができない65歳以上の者 利用可能機関:市内タクシー事業者、福祉タクシー等 		○									
岐阜県	郡上市	2	緊急コロナ対策運行支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者数の大幅な減少の影響を受けながらも、市民の移動手段を確保・維持する公共交通事業者に対して運行支援補助金を行う。 対象事業者 <ul style="list-style-type: none"> ①市内で路線運行するバス事業者 ②市内で路線運行する乗合タクシー事業者(市内事業所に限る) ③市内を運行する鉄道事業者(長良川鉄道) 予算総額:54,280千円 			○								
岐阜県	郡上市	4	タクシー代行運転利用応援事業	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少しているタクシー事業者等の利用を促進するため、市民がタクシー等を利用した利用額の20%相当を郡上市共通商品券で支援する。 対象者:市内に住所を有する個人又は事業所を置く企業で、タクシーや代行運転を利用した者 対象期間:令和3年12月16日～令和4年1月16日までの利用分 支援内容:タクシーや代行運転の利用金額(5,000円以上～)に応じて共通商品券1,000円～6,000円分を交付。 予算総額:3,000千円 											

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上り) の活用有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用有無	臨時交付金 (R3補正繰上り) の活用有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
岐阜県	郡上市	2	地域公共交通燃料 価格高騰対策補助 金	新型コロナウイルス感染症や燃料価格高騰による影響を受けつつも、交通事業者として路線運行を続けているバス・乗合タクシー事業者に対して運行支援補助を行う。 ・対象事業者 ①市内で路線運行するバス事業者 ②市内で路線運行する乗合タクシー事業者(市内事業所に限る) ※但し、岐阜県が実施する岐阜県地域公共交通燃料価格高騰対策支援金の対象とならない市内事業者路線であること ・予算総額:2,761千円									●
岐阜県	中津川市	2	市内路線バス運行 継続緊急支援	市内に本社を有し、市内を運行する乗合事業者に対し、1系統当たり20万円 上限200万円 ※国・県・市の補助系統は除く		○							
岐阜県	中津川市	2	プレミアム付き商品 券発行事業	プレミアム率20%の商品券販売事業者において、公共交通事業者も取り扱い加盟事業所として登録 ・10,000円で2,000円分のプレミアムが付いた商品券を1世帯3セットまで購入可能 ・バスやタクシーの乗車券購入や運賃にも利用可能	○								
岐阜県	中津川市	2	地方鉄道支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地方鉄道事業者に対して、本市における移動手段を維持・確保していくために支援金する。 ・感染拡大により大きな影響を受けた期間の運行経費の50日分を支援 ・434千円×50日=21,700千円 ・沿線市町(恵那市)と連携して支援 中津川市予算:3,123千円		○							
岐阜県	中津川市	1	安全・安心準備 経費への支援	安全・安心準備経費の3/4を補助 ①建物付帯設備の改修(上限10万円)/換気機能の向上、感染症予防のための設備改修など ②堅固な施設整備等(上限5万円)/飛沫防止、ノックル付(バスマン確保のための設備)導入、改修、マスク・アルコール消毒液・衛生機材等の導入 ③交通事業者の車両の対策(車両台数[バス@4万円、タクシー@2万円]に応じて加算)					●				
岐阜県	中津川市	2	スーパープレミアム 付商品券発行事業	プレミアム率100%の商品券販売事業者において、公共交通事業者も取り扱い加盟事業所として登録 ・5,000円で10,000円分の商品券を市民1人1冊購入可能 ・バスやタクシーの乗車券購入や運賃にも利用可能				●					
岐阜県	中津川市	2	公共交通事業者等 支援事業	緊急事態宣言やまん延防止等措置により、その影響を受けている公共交通事業者等の事業継続のために支援 ①市内に本社又は営業所を置き、乗合バス事業、貸切バス事業、タクシー事業を行う事業者 ②所有又は使用する車両1台につき 大型バス:30万円、中型バス:20万円、小型バス:15万円、タクシー:10万円 ③市内に本社又は営業所はないが、乗合バス事業を行う事業者 ④路線につき20万円							○		
岐阜県	中津川市	2	地方鉄道支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地方鉄道事業者に対して、本市における移動手段を維持・確保していくために支援する。 ・感染拡大により大きな影響を受けた期間の運行経費の35日分を支援 ・434千円×35日=15,196千円 ・沿線市町(恵那市)と連携して支援 中津川市予算:2,187千円							○		
岐阜県	中津川市	2	交通事業者等支援 事業	コロナ禍における原油価格高騰の影響を受ける交通事業者の支援を行う。 バス8台分×195,000円=1,560,000円							○		
岐阜県	中津川市	2	生活応援商品券給 付事業	1世帯あたり20,000円の商品券を給付し、公共交通事業者も商品券取り扱い加盟事業者として登録 ・住民税非課税世帯と家計急変世帯							○		
岐阜県	中津川市	2	生活応援商品券給 付事業	児童1人あたり10,000円の商品券を給付し、公共交通事業者も商品券取り扱い加盟事業者として登録 ・18歳以下の子どもがいる世帯(所得制限あり)							○		
岐阜県	中津川市	2	市民生活応援プレ ミアム付商品券給 付事業	プレミアム率100%の商品券販売事業者において、公共交通事業者も取り扱い加盟事業所として登録 ・5,000円で10,000円分の商品券を市民1人1冊購入可能 ・バスやタクシーの乗車券購入や運賃にも利用可能							○		
岐阜県	白川町	1	新型コロナウイルス 感染症対策補助 金	町内に事業所を有する交通事業者等に対し、事業者が自ら実施する新型コロナウイルス感染症防止対策に要した経費を助成 ・補助率 9/10 ・限度額 1事業所あたり20万円 ※限度額に達するまで複数回の申請が可能	○								
岐阜県	白川町	1	消毒液及びマスク の支給	町内の交通事業者等に対し、新型コロナウイルス感染症防止対策として、車内消毒用のアルコール消毒液及び運転手用のサージカルマスクを支給 ※随時実施									
岐阜県	白川町	1	飛沫感染防止ビ ニールシートの設 置	町内の予約制バス車両の運転席と後部座席等を隔離するための飛沫感染防止用のビニールシートを設置									
岐阜県	白川町	2	白川町新型コロナ ウイルス感染症対 策地域公共交通 支援事業補助金	1 新型コロナウイルス感染症拡大予防を図りながら地域公共交通の安定的な運行の確保(感染予防・生活の足の確保) 2 将来にわたる町民の日常的な移動手段の確保(将来への継続性) ○補助対象事業者が実施する次の経費を対象とする。 (1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のための経費 (2)本町の公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行及び町民の日常的な移動手段の確保に資するための経費			○						
岐阜県	関市	4	乗合バス事業者に 対する補助制度の 拡充	乗合バス事業者が運行する自主運行路線の補助について、概算交付を可能とした		○							
岐阜県	関市	2	プレミアム付き商品 券事業	プレミアム商品券販売事業において、公共交通事業者も取り扱い加盟事業者として登録(タクシー運賃にも利用可能) ・タクシー事業者2社が登録	○								
岐阜県	関市	2	プレミアム付商品 券事業(第2弾)	プレミアム商品券販売事業において、公共交通事業者も取り扱い加盟事業者として登録(タクシー運賃にも利用可能) ・タクシー事業者2社が登録			○						
岐阜県	関市	1	地域内バス運行事 業者支援	地域内バス利用者の感染防止対策を図るため、地域内バス運行団体に対して、感染症予防品の購入を補助した。(洞戸、坂取、武芸川、津保川) ・非接触体温計110千円(5台)、感染症予防品購入補助300千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用した ものに○ 1/31まで申請した ものに●	
岐阜県	関市	2	路線バス運行事業者支援	本市における移動手段を維持・確保するため、市内路線バスにおける新型コロナウイルス感染症による影響への支援を行った。 ・支援金 15,000千円		○								
岐阜県	関市	2	鉄道運行事業者支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている鉄道運行事業者に対して、本市における移動手段を維持・確保するため、支援金を交付した。 ・燃料費や人件費等の運行経費の支援 ・支援金 15,978千円			○							
岐阜県	関市	4	コロナワクチン接種支援事業	市民がコロナワクチン接種のために関シティバスを利用する際、下車時にバス運転手に接種券を提示した場合、バス運賃を無償化し、接種会場(集団・個別)への移動を支援した。										
岐阜県	美濃加茂市	4	先得みのかも応援チケット発行事業	観光・運輸・飲食・宿泊等の事業者のプレミアム付きクーポン券の制作・広告・プレミアム分を補助 ・予算規模(運輸事業者以外への補助も含む) 96,000千円(臨時交付金:70,000千円) ・補助対象経費、補助率(運輸事業者) 印刷・広告宣伝 1/2補助 上限10万円 プレミアム(3割) 10/10補助 上限150万円	○	○								
岐阜県	美濃加茂市	2	長良川鉄道経営安定支援事業	新型コロナウイルスの影響を受けた鉄道事業者に対して市民の移動手段等の確保のために沿線4市町による支援を行う。 ・予算規模 9,066千円 ・補助対象経費 4~8月の人件費(役員報酬、国補助金を除く)、減価償却費、動力費等 ・補助率 1/2(百万円未満切り捨て) 美濃加茂市負担割合(総額75,000千円) 0.12087			○							
岐阜県	美濃加茂市	4	いろいろ先得みのかも応援チケット事業	観光・運輸・飲食・宿泊等の事業者のプレミアム付きクーポン券の制作・広告・プレミアム分を補助 ・予算規模(運輸事業者以外への補助も含む) 70,000千円 ・補助対象経費、補助率(運輸事業者) 印刷・広告宣伝 1/2補助 上限10万円 プレミアム(3割) 10/10補助 上限60万円			○							
岐阜県	土岐市	2	公共交通事業者支援補助金	新型コロナウイルス感染症による売上減少の影響を受けた公共交通事業者に対し、持続的な交通網の維持を目的として、支援を行うもの。 予算額 10,000千円			○							
岐阜県	土岐市	2	公共交通事業者支援補助金	新型コロナウイルス感染症による売上減少の影響を受けた公共交通事業者に対し、持続的な交通網の維持を目的として、支援を行うもの。 予算額 11,900千円						○				
岐阜県	土岐市	2	公共交通事業者支援補助金	新型コロナウイルス感染症による売上減少の影響を受けた公共交通事業者に対し、持続的な交通網の維持を目的として、支援を行うもの。 予算額 11,600千円									●	
岐阜県	土岐市	2	市民バス燃料費高騰分支援金	昨今の原油高の影響により、市民バスの運行に必要な燃料費が高騰していることに対し、燃料費高騰分の支援金を交付するもの。 予算額 409千円										●
岐阜県	美濃市	2	地方鉄道支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者数の大幅な減少の影響を受けながらも、市民の移動手段を確保・維持する地方鉄道事業者に対して、運行の支援を行う。 ・予算額 959万円										
岐阜県	美濃市	2	バス路線支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者数の大幅な減少の影響を受けながらも、市民の移動手段を確保・維持する市内路線バス運行事業者に対して、運行の支援を行う。 ・予算 140万円										
岐阜県	美濃市	4	乗合バス事業者に対する補助制度の拡充	乗合バス事業者が運行をする自主運行路線の補助について、概算交付を可能とするもの。										
岐阜県	下呂市	1	地域公共交通等の新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業交付金	地域公共交通事業者が各車両において実施する新型コロナウイルス感染症感染防止対策を支援 貸切 バス 大型120千円/台、中型100千円/台、小型80千円/台 乗合バス 50千円/台 タクシー 30千円/台	○	○								
岐阜県	下呂市	2	下呂市新型コロナウイルス対策公共交通事業者支援補助金	地域公共交通事業者が保有する車両の車検費用について、令和3年度に実施した経費の内、2分の1を補助する。ただし補助金には上限額があります バス 大型250千円/台、中型200千円/台、小型150千円/台 タクシー(ジャンボタクシー含む) 75千円/台 予算総額 7,975千円						○				
岐阜県	大垣市	1.3	地域公共交通デジタル化推進事業	① 交通系ICカード導入経費について一部補助を行う(補助率:1/3、上限額:5,000千円、予算額:5,000千円) ② バスロケーションシステムの導入に係る初期費用及び導入年度のランニングコストを負担(予算額:3,040千円) 【参考】市でGTFIS-JPを整備し、GoogleMapsへの掲載を行う(予算額:1,160千円)							○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
岐阜県	本巣市	2	樽見鉄道企画列車等支援事業	【R3年度6月補正】 樽見鉄道が行う企画列車等に要する経費に対し、樽見鉄道企画列車等支援事業費補助金を交付し、樽見鉄道に対する需要喚起及び誘客拡大により、鉄道事業の経営安定を図る。 <企画列車の概要> ①樽見鉄道1日フリー乗車券税込1,600円と②もとまる商品券2,000円分のセット販売(12,000枚) 販売期間: 令和3年8月1日~令和3年12月28日 使用期限: ①1日フリー乗車券に記載の使用期限②令和3年8月1日~令和4年1月31日 <支援内訳> A.もとまる商品券(2,000円分)を販売予定数量である12,000枚分助成 2,000円×12,000枚=24,000,000円 B.事業に係る事務費を助成 1日フリー乗車券印刷代・・・36円×12,000枚×1.1=475,200円							○			
岐阜県	本巣市	2	樽見鉄道企画列車等支援事業	【R4年度6月補正】 樽見鉄道が行う企画列車等に要する経費に対し、樽見鉄道企画列車等支援事業費補助金を交付し、樽見鉄道に対する需要喚起及び誘客拡大により、鉄道事業の経営安定を図る。 <企画列車等の概要> 企画①: イベント列車(豪華列車、しし饅頭列車、運転体験※当日の1日フリー乗車券付き)と「もとまる商品券2,000円分」のセット販売(600セット) 販売期間: 令和4年8月~12月 企画②: 樽見鉄道1日フリー乗車券と「もとまる商品券2,000円分」のセット販売(29,400セット) 販売期間: 令和4年8月~12月 <支援内訳> A.もとまる商品券(2,000円分)を販売予定数量である30,000セット分助成 2,000円×30,000セット=60,000,000円 B.事業に係る事務費を助成 1日フリー乗車券印刷代・・・24円×30,000枚×1.1=792,000円									●	
岐阜県	笠松町	2	定期バス運行維持費補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、路線バス利用者が大幅に減少し、バス路線運行事業者に深刻な影響が出ていることから、町内の公共交通網の維持を目的として、事業者の路線バス運行に係る経費への補助を行うもの。 ・該当: 1事業者 ・補助額: 500,000円										
岐阜県	八百津町	1	飛沫感染防止ビニールシートの設置	町自主運行バス車両の運転席と後部座席等を隔離するための飛沫感染防止用のビニールシートを設置										
岐阜県	八百津町	2	応援商品券事業	・応援券を町民に配布し、公共交通事業者も取り扱い加盟事業所として登録(タクシー事業者1社) ・10,000円/1世帯の応援券を配布 ・タクシーの運賃に利用可能	○									
岐阜県	八百津町	2	応援商品券事業(第2弾)	・応援券を町民に配布し、公共交通事業者も取り扱い加盟事業所として登録(タクシー事業者1社) ・3,000円/1人の応援券を配布 ・タクシーの運賃に利用可能		○								
岐阜県	八百津町	2	応援商品券事業(第3弾)	・応援券を町民に配布し、公共交通事業者も取り扱い加盟事業所として登録(タクシー事業者1社) ・5,000円/1人の応援券を配布 ・タクシーの運賃に利用可能				○						
岐阜県	川辺町	2	かわべ応援商品券発行事業	感染拡大により売り上げが減少し、経営が急激に悪化している飲食、小売り、その他サービス業の継続、及び家計に与える影響を緩和することを目的として、町内店舗で使用可能な商品券を発行し、全町民に配布(公共交通事業者も対象) ・対象: 令和2年6月16日現在川辺町に住民票のある方 ・発行額1人10,000円分(1,000円券を10枚)	○									
岐阜県	川辺町	2	事業継続追い風助成金	岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給対象外であった町内小規模企業者(個人事業主を含む)の事業継続及び感染症対策を支援することを目的として助成金を支給(公共交通事業者も対象) ・対象 1. 県協力金支給対象外で中小企業基本法に規定される小規模企業者(個人事業主を含む) 2. 令和2年6月1日現在、町内で支給対象施設を事業の用に供している事業者 ・助成金額150,000円		○								
岐阜県	川辺町	2	がんばろう川辺商品券	感染拡大により売り上げが減少し、経営が急激に悪化している飲食、小売り、その他サービス業の継続、及び家計に与える影響を緩和することを目的として、町内店舗で使用可能な商品券を発行し、全町民に配布(公共交通事業者も対象) ・対象: 令和3年1月1日現在川辺町に住民票のある方 ・発行額1人5,000円分(500円券を10枚)			○							
岐阜県	川辺町	2	川辺つながる商品券	新型コロナウイルス感染症により、売上が減少している飲食、小売りその他サービス業の事業継続及び原油高や物価の高騰に直面している家計の支援、並びに川辺町内における消費喚起を目的として実施 ・対象者: 令和4年8月1日現在川辺町に住民票のある方全て ・発行額: 1人10,000円分(1,000円券を10枚)							○	●	○	
岐阜県	大野町	2	大野町定期路線乗合バス(都市間高速バス)回数券事業	名阪近鉄バス高速バス回数券補助 3,700円に対し2,000円の補助。1世帯1回限り。 ●補助対象事業者: 名阪近鉄バス㈱ ●補助対象経費 2,000円(1世帯1回限り) ●補助率 約54%(3,700円に対して2,000円) ●予算総額 1,827千円								○		
岐阜県	大野町	2	大野町タクシー車両購入補助事業	損喪タクシーが購入する新車両の購入費用の1/2を補助する。 ●補助対象事業者: 損喪タクシー㈱ ●予算総額: 2,000千円 ●補助率: 1/2							○	○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
岐阜県	海津市	2	プレミアム付き回数券の販売	市民の生活支援・地域公共交通を維持するため、定時定路線・デマンド交通で利用できるプレミアム付き回数券を販売する 回数券:100円券(通常分11枚+プレミアム分4枚:計15枚)・・・1,000円 回数券:200円券(通常分11枚+プレミアム分4枚:計15枚)・・・2,000円 ・100円券、200円券各1,000セット販売 ※1回につき5セットまで購入可 ・販売期間:令和4年8月1日～令和5年2月28日 ※なくなり次第終了 ・有効期限:令和5年3月31日まで(プレミアム分のみ) ※通常分は有効期限なし									●	
三重県	三重県	1	交通事業者感染症対策補助金	〇地方鉄道、路線バス事業者等に対して、車両等抗菌対策・熱感知カメラ等国の2次補正による感染症拡大防止対策補助の対象経費の1/4補助 〇タクシー事業者等に対して、消毒薬・マスク飛沫防止シート等の消耗品購入費を以下のとおり補助 ・実績額または車両数×15,000円のいずれか低い額		○								
三重県	三重県	1	交通事業者感染症対策補助金	〇県内民間交通事業者に対して、必要な感染症対策を行った上で、社内や船内等の密度を上げないよう配慮した実証運行に要する費用を国の補助額の1/2補助		○								
三重県	三重県	2	三重県内周遊促進支援事業	〇県内に本社を置く貸切バス事業者に対して、県民の県内旅行催行に使用するバスに対する車両等抗菌対策・換気設備の設置費用及びバス運営費について、1台あたり6万円を上限に補助	○									
三重県	三重県	4	三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金	〇県内の民間交通事業者に対して、割引・ポイント上乗せ、PR等にかかる費用について、対象経費の1/2補助。 一事業者あたりの上限 350万円 ※割引・ポイント上乗せ等によるものについては300万円 PR等によるものについては50万円を上限		○								
三重県	三重県	1	三重県交通事業者感染症対策費用等補助金	車両等への感染症拡大防止対策に要する費用への補助 ・補助内容:感染症拡大防止対策に要する費用の1/4 ・対象事業者:地域鉄道、乗合バス、航路、タクシー				●						
三重県	三重県	1	三重県交通事業者感染症対策費用等補助金	デジタル化等に要する費用への補助 ・補助内容:デジタル化等に要する費用の1/4 ・対象事業者:地域鉄道、乗合バス、航路、タクシー					●					
三重県	三重県	2	三重県交通事業者感染症対策費用等補助金	安定的な運行に要する費用への補助 ・補助内容:対象期間の運行費用の1/2 ・対象事業者:地域鉄道、乗合バス、航路 ※一部の交通事業者に対しては関係市町と連携して支援を実施				●	●					
三重県	三重県	4	三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金	利用回帰に向けた取組に要する費用への補助 ・補助内容:利用回帰策に要する費用の1/2 ・対象事業者:地域鉄道、乗合バス、航路、タクシー				●						
三重県	三重県	1	三重県交通事業者感染症対策費用等補助金	車両等への感染症拡大防止対策に要する費用への補助 ・補助内容:感染症拡大防止対策に要する費用の1/4 ・対象事業者:地域鉄道、乗合バス、航路、タクシー								●		
三重県	三重県	1	三重県交通事業者感染症対策費用等補助金	デジタル化等に要する費用への補助 ・補助内容:デジタル化等に要する費用の1/4 ・対象事業者:地域鉄道、乗合バス、航路、タクシー								●		
三重県	三重県	2	三重県交通事業者感染症対策費用等補助金	安定的な運行に要する費用への補助 ・補助内容:対象期間の運行費用の1/2 ・対象事業者:地域鉄道、乗合バス、航路 ※一部の交通事業者に対しては関係市町と連携して支援を実施								●	●	
三重県	三重県	4	三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金	利用回帰に向けた取組に要する費用への補助 ・補助内容:利用回帰策に要する費用の1/2(上限:1事業者あたり300万円) ・対象事業者:地域鉄道、乗合バス、航路、タクシー								●		
三重県	三重県	2	三重県タクシー事業者運行継続支援金	タクシーの運行継続への支援金 ・支援内容:1車両あたり3万円(上限:1事業者あたり100万円) ※営業収入が一定以上減少している場合に限り。								●		
三重県	津市	2	津市観光・イベント事業維持支援金	国の持続化給付金をはじめ、各種支援制度を活用しても、再度の感染症拡大の影響を受け、回復基調へ移ることができない旅館・ホテル、旅行者、タクシー事業者、観光バス事業者、イベント事業者や高遠船の運航事業者、公共施設を休止したことにより大きな影響を受けた指定管理者に、事業を維持・継続するための支援金を交付 【タクシー】 車両数30台以上 20万円、30台未満 10万円 【観光バス】 車両数10台以上 20万円、10台未満 10万円		○								
三重県	津市	2	高遠船運航事業者運航継続支援事業補助金	津市と中部国際空港を結ぶ高遠船を運航する津エアポートライン株式会社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため高遠船の減便及び運休を実施したことから大幅な収入の減少が発生していると同時に、船舶を使用していない運休期間中も津市に対して備船料を支払っており、同社による新しい生活様式に対応した各種取組を支援しつつ安定的な運営を図るため、支援金を支給。 備船料6ヶ月相当の支援金1,856千円を支給。		○								
三重県	津市	2	高遠船運航事業者運航継続支援事業補助金	津市と中部国際空港を結ぶ高遠船を運航する津エアポートライン株式会社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため高遠船の減便及び運休を実施したことから大幅な収入の減少が発生していると同時に、船舶の点検及び修繕費用等を支払っており、同社による新しい生活様式に対応した各種取組を支援しつつ安定的な運営を図るため、支援金を支給。 船舶の点検及び修繕費用等の一部の15,000千円を支給。		○								
三重県	津市	2	高遠船運航事業者運航継続支援事業補助金	津市と中部国際空港を結ぶ高遠船を運航する津エアポートライン株式会社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため高遠船の減便及び運休を実施したことから大幅な収入の減少が発生していると同時に、船舶を使用していない運休期間中も津市に対して備船料を支払っており、同社による新しい生活様式に対応した各種取組を支援しつつ安定的な運営を図るため、支援金を支給。 備船料6ヶ月相当の支援金1,856千円を支給。		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
三重県	津市	2	高速船運航事業者 運航継続支援事業 補助金	津市と中部国際空港を結ぶ高速船を運航する津エアポートライン株式会社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため高速船の減便及び運休を実施したことから大幅な収入の減少が発生していると同時に、船舶を使用していない運休期間中も津市に対して備船料を支払っており、同社による新しい生活様式に対応した各種取組を支援しつつ安定的な運営を図るため、支援金を支給。 備船料6ヶ月相当の支援金1,856千円を支給。					●					
三重県	津市	2	高速船運航事業者 運航継続支援事業 補助金	津市と中部国際空港を結ぶ高速船を運航する津エアポートライン株式会社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため高速船の減便及び運休を実施したことから大幅な収入の減少が発生していると同時に、船舶の点検及び修繕費用等を支払っており、同社による新しい生活様式に対応した各種取組を支援しつつ安定的な運営を図るため、支援金を支給。 船舶の点検及び修繕費用等の一部の24,000千円を支給。						●				
三重県	津市	2	高速船運航事業者 運航継続支援事業 補助金	津市と中部国際空港を結ぶ高速船を運航する津エアポートライン株式会社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため高速船の減便及び運休を実施したことから大幅な収入の減少が発生していると同時に、船舶を使用していない運休期間中も津市に対して備船料を支払っており、同社による新しい生活様式に対応した各種取組を支援しつつ安定的な運営を図るため、支援金を支給。 備船料6ヶ月相当の支援金1,856千円を支給。						●				
三重県	津市	2	高速船運航事業者 運航継続支援事業 補助金	津市と中部国際空港を結ぶ高速船を運航する津エアポートライン株式会社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため高速船の減便及び運休を実施したことから大幅な収入の減少が発生していると同時に、船舶を使用していない運休期間中も津市に対して備船料を支払っており、同社による新しい生活様式に対応した各種取組を支援しつつ安定的な運営を図るため、支援金を支給。 備船料6ヶ月相当の支援金1,856千円を支給。								○		
三重県	津市	2	高速船運航事業者 運航継続支援事業 補助金	津市と中部国際空港を結ぶ高速船を運航する津エアポートライン株式会社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため高速船の減便及び運休を実施したことから大幅な収入の減少が発生していると同時に、船舶の点検及び修繕費用等を支払っており、同社による新しい生活様式に対応した各種取組を支援しつつ安定的な運営を図るため、支援金を支給。 船舶の点検及び修繕費用等の一部の45,000千円を支給。								○		
三重県	津市	2	高速船運航事業者 運航継続支援事業 補助金	津市と中部国際空港を結ぶ高速船を運航する津エアポートライン株式会社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため高速船の減便及び運休を実施したことから大幅な収入の減少が発生していると同時に、原油価格の高騰により更に打撃を受けており、同社による新しい生活様式に対応した各種取組を支援しつつ安定的な運営を図るため、支援金を支給。 備船料6ヶ月相当の支援金1,856千円を支給。								○		
三重県	津市	2	津市産業・スポーツセンターへの路線バス運行継続支援事業	津市産業・スポーツセンターへ運行している路線バスの収入が減少していることから、路線バスの運行継続を支えるため、運行事業者である三重交通株式会社に対し、支援金2,800千円を支給。 伊勢鉄道株式会社は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しており、大幅な収入の減少が生じていることから、事業継続を支援するため三重県と沿線等15市町が協働して支援金を支給			○							
三重県	津市	2	地域鉄道運行事業者運行継続支援事業負担金	地域鉄道運行事業者運行継続支援金 2,689千円 ※運行経費(月額) 16,176千円を基に算定 16,176千円×2ヶ月×8.31% (8.31%は津市の出資割合に基づく負担割合) 【参考】出資割合: 県 50% 沿線3市 25% その他市町 25%						○				
三重県	津市	2	地域鉄道運行事業者運行継続支援事業負担金	地域鉄道運行事業者運行継続支援金 7,105千円 ※運行経費(月額) 9,500千円を基に算定 9,500千円×9ヶ月×8.31% (8.31%は津市の出資割合に基づく負担割合) 【参考】出資割合: 県 50% 沿線3市 25% その他市町 25%									○	
三重県	津市	2	路線バス運行事業者燃料価格高騰対策支援事業	三重交通株式会社は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、売上が減少していることに加え、原油価格高騰の影響を大きく受けており、津市内を運行するバス車両86台の燃料費の仕入コストが上昇していることと、バス路線の維持、存続を図ることを目的として運行継続支援金を支給。 中勢営業所のバス車両のうち津市内を運行するバス車両86台に対し、1台あたり45,000円を支給 45千円×86台=3,870千円 【基準単価根拠】 燃料費高騰額×1日1台あたりの燃料使用量×6か月分×補助率1/2に相当する額										○
三重県	津市	4	津市飲食・観光事業者等事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により大きな影響を受けている市内の飲食・観光事業者等へ事業継続の支援 【対象者】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出自粛要請を受け、市内飲食店の利用者の減少や旅行者の減少などで大きな影響を受けている市内で飲食事業・観光事業等を営む中小企業者等で、下記のいずれかに該当する者 ア 飲食事業者 イ 宿泊業者・旅行業者 ウ 上記事業者と直接取引を行っている事業者 エ 道路旅客運送事業者等 【支給要件】 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月から12月のいずれかの月の売上について、前年又は前々年同月比で50%以上減少する月が認められる者 【交付額】 令和3年の対象月(8月~12月のいずれか)と前年又は前々年の対象月の売上額の差が ① 200万円未満の場合……………10万 ② 200万円以上300万円未満の場合……………20万 ③ 300万円以上の場合……………30万						●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
三重県	津市	4	津市飲食事業者等 事業継続支援金	飲食事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通常であれば売上が伸びると思われる2月、3月の送迎会等も無くなる事が想定され、厳しい環境が長期化することで、特に売上げが減少した市内の飲食事業者等へ事業継続の支援 【対象者】 市内で飲食事業等を営む中小企業者等で、下記のいずれかに該当する者 (中小企業者とは中小企業基本法の規定に基づく法人又は個人事業主) ア 飲食事業者(食品衛生法による津保健所が発行する「飲食店営業許可」または「喫茶店営業許可」を取得している者) イ 市内の飲食事業者と直接取引を行っている事業者(飲食料品卸・小売り、割り増、クリーニング、おしぼり、配膳サービス など) ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大により外出自粛要請を受け市内飲食店の利用者の減少などで大きな影響を受けているタクシー事業者等 【支給要件】 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年2月、3月のいずれかの事業収入について、前年同月比で50%以上減少する月が認められる者 【交付額】 ①令和3年の対象月(2月、3月のいずれか)と前年の対象月の事業収入(売上額)の差が300万円以上の場合……………30万円 ②令和3年の対象月(2月、3月のいずれか)と前年の対象月の事業収入(売上額)の差が200万円以上300万円未満の場合……………20万円 ③令和3年の対象月(2月、3月のいずれか)と前年の対象月の事業収入(売上額)の差が200万円未満の場合……………10万円				○					
三重県	津市	4	津市事業者緊急支 援金	緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている、市内に店舗・事業所を有する中小法人及び個人事業者等への支援 【対象者】 緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている、市内に店舗・事業所を有する中小法人及び個人事業者等 【対象月】 緊急事態宣言の発令されている月(8月、9月) 【対象要件】 対象月の売上減少率が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満の事業者 【交付額】 個人事業者等 5万円/月 中小法人等 10万円/月						●			
三重県	松阪市	2	コロナに負ける な!松阪みんなの 商品券事業	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している生活関連サービス事業者(公共交通事業者を含む)における消費を促し、地域経済を活性化することで早期の経済回復を目的として、地元店舗等を応援するプレミアム付商品券を発行する 1冊10,000円分の商品券を5,000円で販売 ・1世帯あたり2冊の購入引換券を郵送 ・18歳以下を含む世帯には追加1冊(合計3冊)	○								
三重県	松阪市	2	[第2弾] コロナに負 けるな!松阪みんな の商品券事業	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している生活関連サービス事業者(公共交通事業者を含む)における消費を促し、地域経済を活性化することで早期の経済回復を目的として、地元店舗等を応援するプレミアム付商品券を再び発行する。 1冊8,000円分の商品券を5,000円で販売 ・1世帯あたり2冊の購入引換券を郵送				○					
三重県	松阪市	1.2	コロナに負ける な!キャッシュレス 還元事業	コロナ禍における「新しい生活様式」に対応したキャッシュレス決済の普及およびポイント還元を還元することで消費者の購買意欲を促し市内の飲食店、小売業、サービス業(公共交通事業者を含む)の店舗を支援することを目的に、本市が採用するキャッシュレス決済のポイント還元キャンペーンを行う。 ○支払い額の最大20%還元 ○利用期間:令和3年2月1日～2月28日 ○期間中の付与上限は3,000円相当(1回あたり上限1,000円相当)		○							
三重県	松阪市	1.2	[第2弾]コロナに負 けるな!キャッシュ レス還元事業	コロナ禍における「新しい生活様式」に対応したキャッシュレス決済の普及およびポイント還元を還元することで消費者の購買意欲を促し市内の飲食店、小売業、サービス業(公共交通事業者を含む)の店舗を支援することを目的に、本市が採用するキャッシュレス決済のポイント還元キャンペーンを行う。 ○支払い額の最大20%還元 ○利用期間:令和4年1月15日～2月28日 ○期間中の付与上限は6,000円相当(1回あたり上限1,000円相当)					●				
三重県	桑名市	1	感染症対策費用等 補助金	○コミュニティバス等運行事業者に対して、令和2年4月～9月に購入した感染予防、感染拡大防止のための消耗品購入費を補助。 ・上限額:対象車両数×15,000円 ・補助率:10/10 ○鉄道事業者、乗合事業者(高速を除く)、コミュニティバス運行事業者、タクシー事業者(福祉限定を除く)に対して、令和2年10月～令和3年2月に購入した感染予防、感染拡大防止のための消耗品購入費を補助。 ・上限額:1事業者10万円 ・補助率:10/10		○							
三重県	桑名市	1	次世代モビリティ サービス推進事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウィズコロナ時代に感染リスクをコントロールしつつ、市民の移動需要に応える新たな交通サービスの実現可能性を探るため、AI活用型オンデマンドバスの実証実験を実施する。				●					
三重県	桑名市	1	感染症対策費用等 補助金	鉄道事業者、乗合事業者(高速を除く)、コミュニティバス運行事業者、タクシー事業者(福祉限定を除く)に対して、令和3年10月～令和4年2月に購入した感染予防、感染拡大防止のための消耗品購入費を補助。 ・上限額:1事業者10万円 ・補助率:10/10					●				
三重県	桑名市	3	次世代モビリティ サービス推進事業	令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウィズコロナ時代に感染リスクをコントロールしつつ、市民の移動需要に応える新たな交通サービスの実現可能性を探るため、AI活用型オンデマンドバスの実証実験を1ヶ月程度の運営無償で実施し引き続き令和4年度は、より本格的なサービス実証に近い形で事業性を検証するため、実証実験を3ヶ月間程度の運営有償で実施。									
三重県	伊勢市	3	おかげバスキャ ッシュレス決済導 入事業	おかげバスの運賃支払い時における接触機会を低減を図り、感染防止のため、非接触型交通系ICカードシステムの導入がスムーズに行えるようにバス車両乗降口にICカードリーダー・ライタなどのキャッシュレス決済用端末機器類を整備する。 【整備車両数】 おかげバス運行車両9台(予備車両1台を含む) 【整備機器類】 ICカードリーダー・ライタ、運賃箱等									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費) の活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
三重県	伊勢市	2	伊勢鉄道運行支援事業	伊勢鉄道の今後の安定的な運行計画の策定を促し、計画に基づく運行にかかる費用を三重県と沿線等15市町が協議し、支援することにより、伊勢鉄道の安定的な運行体制の確保を図る。										
三重県	伊勢市	2	伊勢鉄道運行支援事業	伊勢鉄道の今後の安定的な運行計画の策定を促し、計画に基づく運行にかかる費用を三重県と沿線等15市町が協議し、支援することにより、伊勢鉄道の安定的な運行体制の確保を図る。										
三重県	伊賀市	1	コロナ禍での新しい公共交通利用啓発と促進キャンペーン	公共交通の安全な利用について啓発するとともに応援メッセージ、アンケート回答を募集。回答者に対し交通系ICカード(ICOCA)、行政バス回数券、伊賀鉄道1日フリー切符のいずれかをプレゼント		○								
三重県	伊賀市	1	コロナ禍での家計を支援するための伊賀鉄道通学定期利用者助成事業	伊賀鉄道を通学で利用している学生に対し、通学定期券代の1/3を補助		○								
三重県	伊賀市	1	伊賀鉄道車両抗ウイルス化	伊賀鉄道車両の抗菌・抗ウイルス対策に対する補助(国の2次補正による感染症拡大防止対策補助に対する裏補助)										
三重県	伊賀市	2	伊賀鉄道電力費高騰対策助成金	伊賀鉄道株式会社の電力料金高騰分を助成する(令和4年4月1日~令和5年3月31日分)								●	●	
三重県	名張市	2	市内コミバス運行支援	感染症拡大防止対策を行い運行している市内コミバス4路線に対する補助		○								
三重県	名張市	2	市内コミバス運行支援	感染症拡大防止対策を行い運行している市内コミバス4路線に対する補助					○					
三重県	名張市	2	市内コミバス運行支援	感染症拡大防止対策を行い運行している市内コミバス4路線に対する補助								●		
三重県	大台町	2	高齢者等外出応援事業	高齢者等の安心・安全な外出を支援するため、高齢者等外出支援助成事業(タクシー券)による助成を受けている方に、タクシー券(コロナ対策分)を追加交付する 36枚(300円×36枚=10,800円)		○								
三重県	大台町	4	高齢者等ワクチン接種支援事業	高齢者等が、新型コロナウイルスワクチン接種を受ける際に自宅から医療機関まで安心・安全に移動できるよう支援するため、タクシー券(コロナウイルス感染症対策分)を交付 ○対象者:70歳以上で、前年度の住民税が非課税の方 身体障害者手帳(1・2級)・療育手帳・精神障害者手帳・母子健康手帳の交付を受けている方 ○交付額:1人当たり16,000円分(300円チケット×20枚) ○対象人数:約980人 ○利用期間:令和4年3月31日				●						
三重県	大台町	4	三重とわか団体関連業務の委託事業者向け事業継続支援金	三重とわか団体の中止による影響で、受注業務のキャンセルにより売り上げが減少する事業者に対し、今後の事業継続を支援するため、支援金を支給 ○対象者:町内バス事業者、かつ団体関連業務の受注者(予定を含む) ○支援額:受注額(予定を含む)200万円以上は一律20万円、以下の場合は一律10万円						●				
三重県	大台町	4	原油価格高騰対策運送事業者等支援事業	①事業概要 原油価格高騰の影響を受けて厳しい経済活動状況下にある町内の運送事業者等に対し、燃料費の購入分の一部を補助(R4.1~R4.12のうち購入量が大さい2ヶ月分に対し1あたり10円、1事業者上限1,000千円)し、事業継続支援を図る。 ②補助対象者 町内に事務所を有する貨物自動車運送事業(トラック運送等)、一般乗合旅客自動車運送事業(貸切バス等)、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー・介護タクシー等)、自動車運転代行業 ③補助内容 R4.1~R4.12のうち購入量が大さい2ヶ月分に対し1あたり10円を補助、ただし、1事業者上限1,000千円									●	
三重県	大台町	2	地域鉄道運行事業者運行継続支援事業	伊勢鉄道株式会社は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しており、大幅な収入の減少が生じていることから、事業継続を支援するため三重県と沿線等15市町が協議して支援金を支給 地域鉄道運行事業者運行継続支援金(三重県に対し支出) 大台町分 732千円										
三重県	大台町	2	地域鉄道運行事業者運行継続支援事業	伊勢鉄道株式会社は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しており、大幅な収入の減少が生じていることから、事業継続を支援するため三重県と沿線等15市町が協議して支援金を支給 地域鉄道運行事業者運行継続支援金(三重県に対し支出) 大台町分 1,200千円										
三重県	南伊勢町	2	南伊勢町自主運行バス感染防止対策事業	自主運行バス事業者(町委託分)に対して、アルコール等消毒薬やマスクなどの消耗品を現物支給 ・車両数×15,000円程度		○								
三重県	南伊勢町	2	南伊勢町プレミアム商品券事業	コロナ禍の消費活動の低迷の影響を受けている事業者等への支援策として、プレミアム付き商品券を発行する。(商工会への登録により、タクシー会社も対象。) ・プレミアム商品券 1セット1万円分を5千円(令和3年度以降は1セット6千円分を3千円)で販売(全町民12,200人分)			○	●				●	○	
三重県	度会町	1.2	新たな交通網整備による交通弱者支援事業	① 収束後の地域の移動を支えるため、町内に新たな交通網を整備し、高齢者をはじめとする交通弱者の支援につなげる。 現在の公共交通機関では、町内の商店や医療機関へのアクセスが不便な地域も多いことから、わざわざ隣接する市街地へ出向く傾向にあるが、町内での移動手段を確保することで、市街地での感染リスクを軽減し、かつ町内の商店や医療機関の利用喚起につなげていく。 運行車両は接触感染を防止するため、非接触型・キャッシュレス対応とし、安全安心なバスの運行とキャッシュレス決済の普及推進を図る。 ② 運行準備ならびに実証実験にかかる業務委託料 ③ i 運行準備 8,994,100円(車両関係、バス停、時刻表・路線図等の調整) ii 実証実験 3,394,136円(運転業務にかかる人件費、燃料等その他経費)※R3.3.15~9.30 総額 12,388,236円		○								
三重県	度会町	1.2	新たな交通網整備による交通弱者支援事業	上記実証実験の延長にかかる業務委託料 実証実験 2,959,700円(運転業務にかかる人件費、燃料等その他経費)※R3.10.1~R4.3.31										
三重県	度会町	1.2	新たな交通網整備による交通弱者支援事業	町営バスの運行にかかる業務委託料 2,959,700円(運転業務にかかる人件費、燃料等その他経費)※R4.4.1~R5.3.31										
三重県	熊野市	2	伊勢鉄道協議支援負担金	伊勢鉄道の安定的な運行の確保のため三重県及び沿線12市町において負担金を支払う。 負担金の金額は9か月分の運行経費を三重県及び沿線15市町で負担割合により分担した金額。										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●
三重県	いなべ市	1	福祉バス車両購入 費補助事業	感染拡大が止まらず今後の予測も見通せない状況であるため、市内の感染者が増加する可能性を考慮し、ソーシャルディスタンスを保った公共交通環境の整備が必要となるため、福祉バスの台数を増やす。 ・福祉バス(ワゴン車)購入費 3,872,000円×2台=7,744,000円 ・福祉バス利用者約75,000人(年間延べ人数)		○							
三重県	鳥羽市	4	かもめバスキャ シュレス決済導入 事業	かもめバスにキャッシュレス決済を導入し、新しい生活様式への転換を図る。 ○整備車両:かもめバス運行車両8台				○					
三重県	鳥羽市	4	デジタルきっぷ地 域活性化事業	コロナ禍での非接触決済を促進していくため、かもめバス及び市営定期船の周遊券と市内施設・店舗で利用できる特典をセットにしたデジタルきっぷの販売を行う。				●					
三重県	亀山市	1	亀山市小規模事業 者等感染防止対策 費用助成金	中小企業者、小規模企業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、対象期間に購入した新型コロナウイルス感染症防止対策のための物品等の購入費を補助。 ○対象期間:令和3年4月1日～令和3年11月30日 ○上限額:5万円 ○補助率:4/5									
三重県	亀山市	2	乗合タクシー利用 の促進	乗合タクシー無料体験乗車券3,000円分の配布 ○対象者:乗合タクシー登録者 利用可能な公共交通・タクシー事業者 利用期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日									
三重県	亀山市	4	販売促進事業者支 援エールチケット事 業	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、停滞している市内経済を事業者支援により循環させるため、市が発行する「亀山エールチケット」を活用して販売促進に取り組み市内事業者を対象に、支援金を交付 ○対象者:販売促進に取り組み市内に本店、支店又は営業所を有する事業者 ※スーパーマーケット、ドラッグストア、量販店(電化製品・酒)、ホームセンター、病院、調剤薬局等を除く ○内容:支援金20万円とともに、6,000円分(500円×12枚つづり)を5,000円で販売するプレミアム率20%の「亀山エールチケット」を200冊配布。						○			
三重県	四日市市	2	バスの運行支援	市民自主運行バスへの補助金増額。 前年度の収入に比べて3分の1以上減収した場合は、補助金を上限10万円/月増額する。(R4.3まで)									
三重県	四日市市	2	バスの運行支援	市民自主運行バスへの運行継続緊急支援補助金を創設。緊急事態宣言などの移動自粛要請がなされた月を対象に、月額30万円補助。(R4.3まで)									
三重県	明和町	1	明和町営自主運行 バス感染防止対策 事業	自主運行バス事業者(町委託分)に対して、アルコール等消毒薬やマスクなどの消耗品を現物支給 ・4台×35,000円程度									
三重県	明和町	1	明和町営自主運行 バス感染防止対策 事業	自主運行バス事業者(町委託分)に対して、アルコール等消毒薬やマスクなどの消耗品を現物支給 ・4台×11,000円程度									
三重県	明和町	1	明和町営自主運行 バス感染防止対策 事業	自主運行バス事業者(町委託分)に対して、アルコール等消毒薬やマスクなどの消耗品を現物支給 ・4台×11,000円程度									
三重県	明和町	1	明和町営自主運行 バス感染防止対策 事業	自主運行バス事業者(町委託分)に対して、アルコール等消毒薬やマスクなどの消耗品を現物支給 ・4台×5,000円程度									
三重県	菰野町	1	バスの運行支援	コミュニティバスに感染防止のため、非接触型交通系ICカードシステムの導入がスムーズに行えるようにバス車両乗降口にICカードリーダー・ライターなどのキャッシュレス決済用端末機器類を整備する。									
三重県	菰野町	3	菰野町MaaS「おで かけこもの」の利便 性向上	町内公共交通の利便性向上を図るため、令和元年度に導入した菰野町MaaS「おでかけこもの」の検索から予約への連携機能強化、予約方法等利便性向上などのシステム開発・改修や、顔認証機器設置場所検証等を行う。									
三重県	紀北町	2	伊勢鉄道運行支援 事業	伊勢鉄道の運行に係る経費を2ヶ月分支援し、安定的な運行体制の確保を図る。 三重県及び沿線15市町による支援							○		
三重県	鈴鹿市	1	新型コロナウイルス 感染症に対する 伊勢鉄道株式会社 支援事業	安定的な運行に要する費用への補助 ○補助内容:3,990千円×1社 ※基準額38,000千円に係る三重県及び県内15市町の負担割合分(鈴鹿市分10.51%) ○対象事業者:伊勢鉄道株式会社						●			
三重県	鈴鹿市	1	公共交通事業者等 感染拡大防止対 策支援事業	事業者が実施する感染防止対策に要する費用への補助 ○補助内容:鉄道事業者1社×上限1,000千円、バス事業者2社×上限500千円、タクシー事業者5社×上限300千円 ○補助対象者:市内に本社がある鉄道事業者 ・市内に事務所等がある一般旅客自動車運送事業者(乗合バス、貸切バス、タクシー) (※一般乗用旅客自動車運送事業者においては、個人タクシー事業者及び福祉輸送事業限定事業者を除く)							●		
三重県	御浜町	1	新型コロナウイルス 感染症に対する 伊勢鉄道株式会社 支援事業	安定的な運行に要する費用への補助 ○対象事業者:伊勢鉄道株式会社						●		●	
三重県	志摩市	2	公共交通事業継続 支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中、市内の交通事業者に対し、安全・安心な運行(航)を、安定的に継続するために、必要な経費について支援金を交付する。 鉄道事業者27,000千円(1社)、乗合バス事業者15,000千円(1社)、定期航路事業者1,200千円(4社)、タクシー事業者2,250千円(4社)								○	
三重県	多気町	2	多気町がなげばる 事業者応援事業補助 金	○新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多くの事業者 が売上げの減少などに深刻な状況にある中で、自らの創意・工夫により新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えようとする中小企業者、 小規模事業者に対し、補助金を交付する。 令和4年4月以降、新たに三重県経営向上計画ステップ2以上の認定を受けた中小企業者、 小規模事業者に補助金を交付。									●
三重県	多気町	2	多気町がなげばる 事業者応援事業補助 金	○新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多くの事業者 が売上げの減少などに深刻な状況にある中で、自らの創意・工夫により新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えようとする中小企業者、 小規模事業者に対し、補助金を交付する。 令和3年4月以降、新たに三重県経営向上計画ステップ2以上の認定を受けた中小企業者、 小規模事業者に補助金を交付。				●					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
三重県	多気町	2	多気町がんばる事業者応援事業補助金	〇新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多くの事業者が売り上げの減少などに深刻な状況にある中で、自らの創意・工夫により新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えようとする中小企業者、小規模事業者に対し、補助金を交付する。 令和2年4月以降、新たに三重県経営向上計画ステップ2以上の認定を受けた中小企業者、小規模事業者に補助金を交付。		○								
三重県	多気町	2	多気町事業継続力強化計画策定奨励金	〇新型コロナウイルス感染症を含めた様々なリスクから事業活動の継続に支障をきたす事態に直面する町内の事業者に対し、事業継続力強化計画策定奨励金を交付することにより、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法(令和元年法律第21号)に基づく計画(以下「強化計画」という。)の策定を促進し、経営力強化を図る。 令和4年4月以降、新たに多気町商工会と共同して強化計画を策定し、国の認定を受けた中小企業者、小規模事業者に奨励金を交付。								●		
三重県	多気町	2	多気町事業継続力強化計画策定奨励金	〇新型コロナウイルス感染症を含めた様々なリスクから事業活動の継続に支障をきたす事態に直面する町内の事業者に対し、事業継続力強化計画策定奨励金を交付することにより、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法(令和元年法律第21号)に基づく計画(以下「強化計画」という。)の策定を促進し、経営力強化を図る。 令和3年4月以降、新たに多気町商工会と共同して強化計画を策定し、国の認定を受けた中小企業者、小規模事業者に奨励金を交付。				●						
三重県	多気町	2	多気町事業継続力強化計画策定奨励金	〇新型コロナウイルス感染症を含めた様々なリスクから事業活動の継続に支障をきたす事態に直面する町内の事業者に対し、事業継続力強化計画策定奨励金を交付することにより、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法(令和元年法律第21号)に基づく計画(以下「強化計画」という。)の策定を促進し、経営力強化を図る。 令和2年4月以降、新たに多気町商工会と共同して強化計画を策定し、国の認定を受けた中小企業者、小規模事業者に奨励金を交付。		○	○							
三重県	多気町	1	新型コロナウイルス感染症に対する伊勢鉄道株式会社支援事業	安定的な運行に要する費用への補助 〇補助内容:912千円×1社 ※基準額32,352千円に係る三重県及び県内15市町の負担割合(多気町分2.82%) 〇対象事業者:伊勢鉄道株式会社						●				
三重県	多気町	1	新型コロナウイルス感染症に対する伊勢鉄道株式会社支援事業	安定的な運行に要する費用への補助 〇対象事業者:伊勢鉄道株式会社										
三重県	多気町	2	多気町事業継続支援助成金(8・9月分)	多気町内の事業者を対象に、三重県地域経済応援支援金の申請をした場合、対象金額と同額の上限まで支給を行う。 ※三重県地域経済応援支援金(8・9月分) 令和3年8月の三重県まん延防止等重点措置及び三重県緊急事態宣言発出に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の要請に伴い、厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者等の事業継続を支援するため、支援金を支給。						●				
三重県	尾鷲市	2	伊勢鉄道協議支援事業	〇安全・安心な運行計画の策定を促し、その計画に基づく運行にかかる費用を2か月分支援し、伊勢鉄道の安定的な運行体制の確保を図るため、県が行う伊勢鉄道への支援に「新型コロナウイルス感染症の影響による伊勢鉄道株式会社への支援に関する覚書」を締結している沿線等15市町が協議して負担金を支払う。 〇国の実証運行の計算式で試算した 運行費用2ヶ月分の額負担割合で按分 三重県へ負担金 741千円 〇対象事業者 伊勢鉄道株式会社							○			
三重県	玉城町	2	伊勢鉄道運行支援事業	伊勢鉄道の運行に係る経費を2ヶ月分支援し、安定的な運行体制の確保を図る。 三重県及び沿線15市町による支援 運行経費38,000千円×1.35%(玉城町負担率)≒511千円										
三重県	玉城町	2	新型コロナウイルス感染症に対する交通事業者支援事業費	コロナ禍において、影響を受ける鉄道事業者に対し、安定的な運行にかかる費用を支援することにより、地域公共交通の安定的な運行体制の確保を図る。 1,151千円										
三重県	東員町	1.2	中小企業等キャッシュレス決済消費喚起事業	新しい生活様式を踏まえ接触機会が減少するキャッシュレス決済の普及促進と、キャッシュレス決済によるポイント還元により消費喚起を図り、町内の中小企業等(公共交通事業者を含む)の継続した経営が図られるように支援。 〇支払い額の最大30%を還元 〇利用期間:令和2年10月1日～10月31日 〇期間中の付与上限は20,000円相当(1回あたり上限3,000円相当)										
三重県	東員町	1.2	[第二弾]中小企業等キャッシュレス決済消費喚起事業	新しい生活様式を踏まえ接触機会が減少するキャッシュレス決済の普及促進と、キャッシュレス決済によるポイント還元により消費喚起を図り、町内の中小企業等(公共交通事業者を含む)の継続した経営が図られるように支援。 〇支払い額の最大30%を還元 〇利用期間:令和2年10月1日～10月31日 〇期間中の付与上限は10,000円相当(1回あたり上限3,000円相当)									○	
三重県	東員町	2	東員町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に、公共交通利用者の減少に伴う運営収入の落ち込みが深刻化している状況において、燃料価格高騰に起因する経費増で更なる負担を強いられている公共交通事業者を支援することで、町民等の移動手段の維持確保を図る。 ①対象事業者:町内に営業所を有するタクシー事業者/支援内容:町内の営業所が有するタクシー車両一台につき12,000円(1事業者あたり上限300,000円) ②対象事業者:町内を運行区域とする路線バスを運行しているバス事業者/支援内容:町内を運行区域とする路線バスの令和4年4月1日から同年9月30日までの運行路線ごとの総運行距離のうち、本町の区域に係るものについて燃料価格高騰相当分を支援(1路線あたり上限420,000円)										○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費) 活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
三重県	紀宝町	1	新型コロナウイルス感染症に対する伊勢鉄道株式会社支援事業	安定的な運行に要する費用への補助 ○対象事業者:伊勢鉄道株式会社									
福井県	福井県	1	地域鉄道・路線バス車内への抗ウイルス抗菌加工を支援。支援事業	補助率:1/2 予算額:27,512千円		○							
福井県	福井県	1	県立学校の遠足バス等における感染予防事業	県立学校の遠足等に使用するバスを増し、児童生徒の密接を避けることにより、感染リスクの低減を図る。 予算額:57,000千円		○							
福井県	福井県	1	新型コロナウイルス感染症収束に向けた県内観光推進事業	県民グループの県内旅行にかかる貸切バス料金の半額を支援。(上限:1台1運行あたり7万5千円) 補助率:運賃・料金の1/2(実費は対象外) 予算額:50,000千円 (補助費48,000千円、事務費2,000千円) ※9月補正予算において追加で50,000千円要求(補助費48,000千円、事務費2,000千円)		○							
福井県	福井県	2	新型コロナウイルス感染拡大により、経営に大きな影響が生じている地域交通事業者を市町とともに支援。地域公共交通運行継続特別支援事業	補助内容:鉄道・バスの運行にかかる経費(補助率:県1/2) タクシー事業者の車両維持にかかる経費(補助額:5万円/台) 予算額:233,549千円		○							
福井県	福井県	3	地域公共交通利用環境整備支援事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響で落ち込んだ利用者数の回復を図るため、鉄道やバスの利用環境の整備を支援。 補助内容:券売機のキャッシュレス化や無料Wi-Fiの整備等にかかる経費(補助率:県1/3) 予算額:38,427千円		○							
福井県	福井県	1	県立大学連絡バス運行増便事業	県立大学において、永平寺・あわらキャンパス間の連絡バスを増便し、乗車する学生の密接を避け感染リスクの低減を図る。 事業内容:連絡バス1台を増便 予算額:2,475千円		○							
福井県	福井県	4	県内観光促進事業	県内の宿泊事業者や旅行会社、物販事業者、バス会社等を支援するため、旅行代金の割引や土産品・地域クーポンプレゼント等により近隣県から観光客を呼び込み、県内観光を促進。 予算額:600,000千円 交通事業者支援に関する事業: ○国のGoToキャンペーン終了後の平日県内宿泊旅行等の割引(7月~2月) ・旅行代金1万5千円以上で宿泊割引に加え土産品、観光施設、タクシー等で使える3千円のクーポン贈呈(うち千円分はタクシー等でのみ利用可能) ○貸切バス料金の額を支援(上限:7万5千円)			○						
福井県	福井県	2	地域公共交通等運行継続特別支援事業	新型コロナウイルス感染拡大により、経営に大きな影響が生じている地域交通事業者等を支援。 補助内容: ・鉄道・路線バスの運行継続にかかる経費(補助率:県10/10) ・高速バス・空港連絡バス事業者の車両維持にかかる経費(補助額:20万円/台) ・タクシー事業者の車両維持にかかる経費(補助額:5万円/台) ・貸切バス事業者(R3.4~6月の売上が前々年比50%以上減少している事業者)の車両維持にかかる経費(補助額:10万円/台) ・運転代行事業者(R3.4~6月の売上が前々年比50%以上減少している事業者)の随伴用車両維持にかかる経費(補助額:2万円/台) 予算額:494,707千円				●					
福井県	福井県	2	地域公共交通等運行継続特別支援事業	新型コロナウイルス感染拡大により、経営に大きな影響が生じている高速バス・タクシー事業者等を追加支援。 補助内容: ・高速バス・空港連絡バス事業者の車両維持にかかる経費(補助額:20万円/台) ・タクシー事業者の車両維持にかかる経費(補助額:5万円/台) ・貸切バス事業者(R3.7~9月の売上が前々年比50%以上減少している事業者)の車両維持にかかる経費(補助額:10万円/台) ・運転代行事業者(R3.7~9月の売上が前々年比50%以上減少している事業者)の随伴用車両維持にかかる経費(補助額:2万円/台) 予算額:105,859千円					●				
福井県	福井県	2	鉄道・バスおでかけ支援事業	地域住民や観光利用者に対して公共交通機関の利用を促す取組みを支援し、自動車から環境に優しい公共交通機関への転換を促進する。 補助内容: ・ふく割導入による利用促進(地域鉄道の利用者に対して、デジタルバウチャー(ふく割)を発行。 「ふくてつ割」をちてつ割・・・対象切符:一日フリーきっぷ、共通一日フリーきっぷ、普通乗車券。割引額:500円(1回の購入代金が1,000円を超える場合)」「GoToでつどう割」・・・発行条件:フリー切符3回購入。割引額:1,000円(登録店舗が3,000円以上購入時に利用可)) ・フリー切符販売支援(地域鉄道・路線バス事業者が販売するフリー切符の割引について、通常の販売価格との差額を支援。補助率:料金差額の1/2) 実施期間:令和4年7月~令和5年2月 予算額:95,762千円									
福井県	福井県	2	地域公共交通等運行継続特別支援事業	新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格高騰により、経営に大きな影響が生じている交通事業者等を支援。 補助内容: ・鉄道・路線バスの運行継続にかかる経費(R4年度の売上がR1年度と比較減少した事業者) ・高速バス・空港連絡バス事業者の車両維持にかかる経費(補助額:20万円/台) ・タクシー事業者の車両維持にかかる経費(補助額:5万円/台)「新たにキャシュレス決済導入を導入する車両は6万円/台) ・貸切バス・遊覧船(R4.4~6月の売上がR1年度比30%以上減少している事業者)の車両・船隻維持にかかる経費(補助額:貸切バス10万円/台、遊覧船25万円/艘) ・運転代行事業者の車両維持にかかる経費(補助額:2万円/台) ・トラック事業者の低燃費タイヤの購入にかかる経費(補助額:3千円/本) 予算額:284,697千円									
福井県	福井県	2	地域公共交通等運行継続特別支援事業	新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格高騰により、経営に大きな影響が生じている交通事業者等を支援。 補助内容: ・高速バス・空港連絡バス事業者の車両維持にかかる経費(補助額:20万円/台) ・タクシー事業者の車両維持にかかる経費(補助額:5万円/台) ・貸切バス・遊覧船(R4.7~9月の売上がR1年度比30%以上減少している事業者)の車両・船隻維持にかかる経費(補助額:貸切バス10万円/台、遊覧船25万円/艘) ・運転代行事業者の車両維持にかかる経費(補助額:2万円/台) 予算額:98,420千円									○
福井県	福井県	2	地域公共交通等燃料価格高騰対策支援事業	原油価格高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている地域公共交通機関等に対し、電気料金・燃料価格の高騰分を支援。 補助内容: ・地域鉄道、路線バス、高速バス・空港連絡バス・・・前年度からの電気・燃料価格の増加分 ・タクシー、運転代行・・・2.5万円/台 ・貸切バス・・・1.5万円/台 ・遊覧船・・・20万円/艘 ・トラック・・・普通車3万円/台、小型車0.8万円/台、軽自動車0.5万円/台 予算額:266,929千円									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
福井県	大野市	1	大野市公共交通緊急対策支援金支給	○対象者 市内路線バス・タクシー事業者 ○支援額 ①乗車定員16人未満の事業用車両 1台につき20,000円 ②乗車定員16人以上の事業用車両 1台につき50,000円 ○予算額 440千円		○							
福井県	大野市	1	旅客運送等緊急対策事業	○対象者 市内貸切バス事業者、市内運転代行事業者 ○支援額 ・貸切バス 車内感染症対策にかかる経費の1/2 上限額 バス1台あたり50,000円 ・運転代行用車両 車内感染症対策にかかる経費 車両1台あたり一律20,000円		○							
福井県	大野市	2	広域路線バス運行事業補助	新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少により、京福バス大野線の経常収益が減少しており、京福バスに運行を維持してもらうため、令和2年度経常収益の減収補填を福井県と沿線市町で折半して支援する。 ○対象者 京福バス㈱ ○予算額 1,999千円		○	○						
福井県	大野市	1	交通機関感染防止支援事業	○対象者 市内路線バス、タクシー等事業者 ○支援額 タクシー 保有台数×20千円 バス 保有台数×50千円(路線バスを対象、観光バスは対象外)						●			
福井県	大野市	1	旅客運送等事業継続支援給付金	○対象者 貸切バス、運転代行事業者 実施内容: 感染防止対策経費や車両の維持経費に対する支援を行う ○支援額 支援額: 貸切バス 保有台数×50千円 代行車両 保有台数×20千円						●			
福井県	小浜市	1	地域生活路線バス運行対策事業	○タクシー ・コミュニティバス運行事業者のタクシー ・タクシー車両内における運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止策に関わる事業経費の2分の1 ○コミュニティバス ・コミュニティバスを運行する交通事業者のバス ・消毒等に関わる事業経費の全額									
福井県	小浜市	1	地域生活路線バス感染症対策支援事業	事業内容: コミュニティバスあいのびの運行において感染拡大防止を強化するため、バス車内の抗菌加工等にかかる費用を補助 実施主体: あいのび運行協会 補助率: 国10/10		○							
福井県	小浜市	2	地域生活路線バス運行継続特別支援事業	事業内容: 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、運賃収入が大きく減少している地域生活バス路線の運行継続を支援 対象: 大和交通(名田庄線) 補助率: 国10/10		○							
福井県	小浜市	4	乗って残そう小浜線利用促進事業	【目的】JR小浜線の利用者は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく減少しており、本年度も依然としてコロナ前の60%程度の水準に留まっている。こうしたなかで、コロナの影響で鉄道利用者が大きく減少し、経営状況が悪化したことを背景に、JR西日本は小浜線をはじめとする多くの路線で、今秋のダイヤ改正で減便することを決定した。コロナによる小浜線の利用者減少への対応や減便による利便性低下に伴うさらなる利用者減少を防ぐため、小浜線に乗る運動を強力に展開し利用促進を図るとともに、市内の観光振興策および経済対策を講ずるため、期間を限って小浜線利用者に対する助成事業を実施するもの。 【内容】 <拡充> 【回数乗車券購入助成金】購入金額の50%を助成(現行は10%の助成) <新規> 【みんなでお出かけ助成金】複数名の小浜線利用で1組あたり5,000円を上限に運賃の80%を助成 【二次交通クーポン補助金】小浜線を利用して小浜に来た宿泊者を対象に、1組あたり3,000円分の二次交通クーポンを配布			○						
福井県	小浜市	2	地域公共交通運行継続特別支援事業	新型コロナウイルス感染拡大により、経営に大きな影響が生じている路線バス事業者を県とともに支援。 対象: 大和交通(名田庄線)、西日本ジェイアールバス㈱(若江線) 予算額: 2,719千円									●
福井県	小浜市	2	地域公共交通運行継続特別支援事業	燃料費高騰の影響を受けている路線バス事業者に対し、年間の経費負担分を県とともに支援。 対象: 大和交通(名田庄線)、西日本ジェイアールバス㈱(若江線) 予算額: 159千円									
福井県	あわら市	2	あわら市地域公共交通緊急支援事業(地域鉄道)補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に利用者が減少し経営に深刻な打撃を受けた事業者に対する支援。	○								
福井県	あわら市	1	あわら市市内抗菌コーティング事業補助金	市民や観光客の安心・安全を高めることを目的とし、車両に抗菌コーティングを施した事業者に対し一部補助。		○							
福井県	あわら市	2	あわら市広域生活路線等維持対策補助金(緊急支援分)	新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に利用者が減少し経営に深刻な打撃を受けた事業者に対する支援。		○	○						
福井県	あわら市	2	あわら市交通事業者支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の要請等により、大きな影響を受けている市内の交通事業者に対し、事業の継続に向けた支援として、支援金を交付。 ・貸切バス車両: 10万円 ・タクシー車両: 5万円		○	○						
福井県	あわら市	2	あわら市交通事業者支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の要請等により、大きな影響を受けている市内の交通事業者に対し、事業の継続に向けた支援として、支援金を交付。 ・貸切バス車両: 10万円 ・タクシー車両: 5万円						○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
福井県	永平寺町	1.2	公共交通対策事業	○補助対象事業者 鉄道事業者、バス事業者 ○補助対象経費 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に深刻な影響を受けている公共交通事業者に対する、地域の生活や経済活動を支えるための、機能を確保することを目的とした支援金 永平寺町分 31,174千円 ②コミュニティバス車内抗菌処理費用 中型バス3台、ワゴン4台分 759千円 ○予算額 31,933千円		○	○	○						
福井県	永平寺町	2	公共交通対策事業	○補助対象事業者 バス事業者 ○補助対象経費 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に深刻な影響を受けている公共交通事業者に対する、地域の生活や経済活動を支えるための、機能を確保することを目的とした支援金 ・運行補助 1,638千円							○			
福井県	越前市	1.2	タクシー事業者緊急支援金(R2)	○対象者 市内タクシー事業者 ○支援額 ①新型コロナウイルス感染症対策支援 基本額300,000円+保有台数1台につき20,000円加算 ②経営改善等に取り組む事業者支援 電気自動車等の環境に配慮した車両の保有台数に応じ支援する 新車1台につき300,000円、中古車1台につき200,000円 ③タクシー事業者持続化補助金 ハイブリッド・電気自動車等への入替費用及び人材確保に対する支援 新車1台につき400,000円、中古車1台につき250,000円、二種免許取得者1人につき200,000円 ○予算額 10,280千円		○								
福井県	越前市	1	タクシー事業者支援金	○対象者 市内タクシー事業者 ○支援額 ①新型コロナウイルス感染症対策支援 保有台数1台につき20,000円の支援 ○予算額 960千円					○					
福井県	越前市	2	タクシー事業者持続化補助金	○対象者 市内タクシー事業者 ○支援額 ハイブリッド・電気自動車等への入替費用及び人材確保に対する支援 新車1台につき400,000円、中古車1台につき250,000円、二種免許取得者1人につき200,000円 ○予算額 (R3)4,650千円					○					
福井県	越前市	2	タクシー事業者持続化補助金	○対象者 市内タクシー事業者 ○支援額 ハイブリッド・電気自動車等への入替費用及び人材確保に対する支援 新車1台につき400,000円、中古車1台につき250,000円、二種免許取得者1人につき200,000円 ○予算額 (R4)2,200千円								○		
福井県	越前市	4	新型コロナウイルス対策 観光誘客促進事業(R2)	予算総額 38,000千円 ○バス助成 実施内容:市内で食事又は体験もしくは宿泊を伴うツアーを行った旅行会社等に、旅行者1名あたり既定の金額を助成。その条件を満たし、市内の貸切バス事業者を利用した際に、運賃・料金を助成することにより、貸切バスの利用促進を図る。 助成対象者:旅行会社、旅行客代表者等(市内外問わない。) 助成額:(食事又は体験+1か所立ち寄り)500円/人 (宿泊+1か所立ち寄り)1,500円/人 (バス運賃・料金)貸切バス料金・運賃の90% ※県貸切バス施策との併用可能。 ○タクシー利用促進券の発行 実施内容:市内の指定した乗降可能場所間のタクシーでの移動が1回300円のできるタクシー利用促進券を販売し、タクシーの利用促進を図る。 ○周遊バスの運行 イベント実施日等に、市内観光施設等を巡る周遊バス(無料)を運行し、貸切バスの利用促進と市内観光の利便性向上を図る。		○								
福井県	越前市	4	新型コロナウイルス対策 観光誘客促進事業(R3)	予算要求額 38,500千円 ○バス助成(令和3年10月出発のツアーで終了) 実施内容:市内で食事又は宿泊を伴うツアーを行った旅行会社等に、旅行者1名あたり既定の金額を助成。その条件を満たし、市内の貸切バス事業者を利用した際に、運賃・料金を助成することにより、貸切バスの利用促進を図る。 助成対象者:旅行会社、旅行客代表者等(市内外問わない。) 助成額:(市内で食事1,000円以上/人+1か所立ち寄り)500円/人 (市内で宿泊+1か所立ち寄り)1,500円/人 (バス運賃・料金)貸切バス料金・運賃の90% ※県貸切バス施策との併用可能。 ○タクシー利用促進券の発行 実施内容:市内の指定した乗降可能場所間のタクシーでの移動が1回500円のできるタクシー利用促進券を販売し、タクシーの利用促進を図る。			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
福井県	越前市	4	アフターコロナに向 けたバスツアー助 成事業	予算要求額 21,500千円 ○バス助成(令和3年11月出発のツアーから開始) 実施内容:市内で食事又は宿泊を伴うツアーを行った旅行会社等に、旅行者1名あたり既定の金額を助成。その条件を満たし、市内の貸切バス 事業者を利用した際に、運賃・料金を助成することにより、貸切バスの利用促進を図る。 助成対象者:旅行会社、旅行客代表者等(市内外問わない。) 助成額:(市内で食事1,000円以上/人+1か所立ち寄り) 500円/人 (市内で宿泊+1か所立ち寄り) 1,500円/人 (バス運賃・料金)貸切バス料金・運賃の50% ※乗客貸切バスと併用可能。										
福井県	越前市	4	観光誘客促進事業	予算総額 24,330千円 ○越前市バスツアー助成(令和4年4月出発のツアーから開始) 実施内容:貸切バスを利用し、市内で体験、食事又は宿泊を伴うツアーを行った旅行会社等に、旅行者1名あたり既定の金額を助成。その条件を 満たし、市内の貸切バス事業者を利用した際に、運賃・料金を助成することにより、貸切バスの利用促進を図る。 助成対象者:旅行会社、旅行客代表者等(市内外問わない。) 助成額:(市内で500円/人以上の体験を1回以上実施) 300円/人 (市内で1,500円/人以上の食事を1回以上実施) 500円/人 (市内で500円/人以上の体験を1回以上+市内で1,500円/人以上の食事を1回以上実施) 800円/人 (市内で宿泊を伴う) 1,500円/人 (バス運賃・料金)ツアー行程がすべて福井県内の場合 25,000円/台・日 ツアー行程に福井県外が含まれる場合 35,000円/台・日 ○タクシー利用促進券の発行 実施内容:市内の指定した乗降可能場所間のタクシーでの移動が1回500円までできるタクシー利用促進券を販売し、タクシーの利用促進を図る。 また、タクシー利用促進券が4枚セットになった回数券を1,500円/セットで販売。									○	
福井県	越前市	2.4	福井鉄道福武線緊 急支援金(R2)	○対象者 福井鉄道㈱ ○支援内容 ①福井鉄道福武線旅行客受入環境支援事業 駅の案内標識の多言語標記、多言語案内放送設備、無料Wi-Fi環境やキャッシュレス決済環境の整備を行う。 補助率:国1/3、県1/3、沿線市町1/3 ②福井鉄道福武線経営支援事業 安定運行を維持するための経営支援 補助率:県1/2、沿線市町1/2 ○予算額 19,079千円									○	
福井県	越前市	2	路線バス運行継続 緊急支援金(R2)	○対象者 福井鉄道㈱ ○支援内容 運行ダイヤの維持など安定運行のための緊急支援 補助率:(市内のみ運行路線)10/10、(広域運行路線)県1/2、沿線市町1/2 ○予算額 1,867千円									○	
福井県	越前市	2	路線バス運行継続 支援金(R3)	○対象者 福井鉄道㈱ ○支援内容 運行ダイヤの維持など安定運行のための緊急支援 補助率:(市内のみ運行路線)10/10、(広域運行路線)県1/2、沿線市町1/2 ○予算額 8,721千円									○	
福井県	越前市	2	福井鉄道福武線車 両検査・修繕費等 補助金	○対象者 福井鉄道㈱ ○支援内容 福井鉄道福武線の車両検査・修繕等に係る費用に対する補助を行う。 補助率:沿線3市で30,000千円(越前市負担割合28.7%) ○予算額 8,610千円									○	
福井県	若狭町	2	若狭の未来を担う 事業者応援金	【事業内容】 資金繰りの悪化など経営の安定に支障を生じたことにより、金融機関から融資を受けた中小企業者に、応援金を給付 【実施主体】若狭町 【給付額】 融資額の3%(上限30万円) 対象融資制度:国から特別利子補給の対象となる融資(県新型コロナウイルス感染症対応資金など)									○	
福井県	若狭町	1	公共交通推進事業	【事業内容】 新型コロナウイルス感染症への対策として、町が運行する公共交通の車両に抗ウイルス・抗菌加工を施すとともに、引き続きアルコール除菌な どの対策を実施する。 【対象車両】 ・町営バス常神三方線 2台 ・デマンドタクシー 4台 【予算額】 800千円									○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金		
					(R2・1次補正分の活用の有無)	(R2・2次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正繰分の活用の有無)	(事業者支援分の活用の有無)	(追加事業者支援分の活用の有無)	(R3補正分の活用の有無)	(R3補正繰分・R4予備費)の活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
福井県	若狭町	4	若狭町新型コロナウイルス感染症予防対策宣言事業	【事業内容】 新型コロナウイルス感染症の影響下において、安全・安心な事業所の整備を目的に、感染予防策に取り組むことを宣言(①)し、「新しい生活様式」への転換に自主的に取り組む事業者に対し、その取り組みに必要な経費を補助(②)することで、事業の継続を支援する。 【事業概要】 ①感染予防策の取組み宣言事業所の募集・取組宣言ステッカーの配布 対象事業者: 福井県が示す「新型コロナウイルス感染拡大対策ガイドライン」または各業界団体が示す対策ガイドラインに基づき、感染予防策に取り組むことを宣言する町内に事業所を有する事業者 ②新型コロナウイルス感染予防対策事業補助金 対象事業者: 上記の新型コロナウイルス感染予防策に取り組むことを宣言した町内に事業所を有する事業者 【補助対象経費】 次のすべての項目を満たす経費 ・新型コロナウイルス感染拡大の予防につながる取組みに支払った経費 ・令和2年4月1日から11月30日までに支払いを済ませたもの ・国、県、その他団体の補助金等の補助対象となっていないもの 【補助額】 補助率 10/10 【補助上限額】 1事業所あたり50,000円(対象経費の税抜き額)		○								
福井県	若狭町	2	生活交通利用回復促進事業	○事業概要 町営の公共交通の運賃を一律100円にすることで、町民の外出する機運を高め、公共交通の利用回復を図る。 ○対象者 町営の公共交通機関(町営バス常神三方線・デマンドタクシー)の利用者 ○予算額 1,629千円									●	
福井県	鯖江市	1	鯖江市貸切バスコロナウイルス感染防止対策事業	○対象者 市内バス事業者 ○事業概要 バス車両における抗菌・抗ウイルス対策などを行い、感染拡大の防止を図る。 バス車内への空気清浄機の設置と抗ウイルス・抗菌加工の実施。 ○予算額 10,000千円										
福井県	鯖江市	1	鯖江市貸切バスコロナウイルス感染防止対策事業	○対象者 市内バス事業者 ○事業概要 安全安心なバス運行体制を図るために、必要な消毒液等の手配を実施する。 手指アルコール消毒剤、車内清掃用の消毒剤の配布。 ○予算額 2,000千円										
福井県	鯖江市	2	鯖江市貸切バス利用促進支援補助金	○対象者 市内バス事業者 ○事業概要 貸切バス借り上げ費用の一部補助を実施することで、貸切バスの受注を促進し、経営の存続を図る。 ○支援額 借り上げ額の1/2を補助。上限は20万円/台。 ○予算額 15,000千円										
福井県	鯖江市	2	福井鉄道福武線新型コロナウイルス感染症に関する緊急支援補助金	○対象者 福井鉄道株式会社 ○事業概要 新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況でも、感染拡大防止策を講じながら安定した鉄道運行を維持し、市民生活および経済活動を支えていくため、運行経費の一部を支援することを目的とする。 ○予算額 21,539千円										
福井県	鯖江市	2	福井鉄道バス新型コロナウイルス感染症に関する緊急支援補助金	○対象者 福井鉄道株式会社 ○事業概要 新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況でも、感染拡大防止策を講じながら安定した路線バス運行を維持し、市民生活および経済活動を支えていくため、運行経費の一部を支援することを目的とする。 ○予算額 769千円										
福井県	鯖江市	4	鯖江市貸切バス事業者車両維持事業費補助金	○対象者 市内バス事業者 ○事業概要 コミュニティバス運行の継続を図ることを目的に、受託事業者に対し、本業である貸切バス運行事業の継続のために、所有する貸切バスの維持経費の一部を補助する。 ○支援額 一般貸切旅客自動車運送事業に供する車両の維持経費のうち、年1回の法定12ヶ月点検(車検)に係る費用(整備費を除く法定費用) 予算で定める額 ○予算額 10,300千円										
福井県	鯖江市	2	福井鉄道福武線車両検査・修繕補助金	○対象者 福井鉄道株式会社 ○事業概要 新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している地域公共交通である鉄道運行を維持し、市民生活および経済活動を支えていくため、令和3年度末までに実施が必要な車両検査および修繕に係る費用について、沿線3市で現行支援スキームの負担割合に応じて緊急支援を行う。 ○予算額 9,720千円									○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金		
					(R2・1次補正分の活用の有無)	(R2・2次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正繰越分の活用の有無)	(事業者支援分の活用の有無)	(追加事業者支援分の活用の有無)	(R3補正分)の活用の有無	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
福井県	鯖江市	2	地域公共交通緊急支援事業(地域鉄道)補助金	<ul style="list-style-type: none"> 〇対象事業者 福井鉄道株式会社 〇事業概要 新型コロナウイルス感染症の影響により、収益が落ち込んでいる福井鉄道に対し、安全で安心な運行体制の維持を図るため、県と沿線市町が協力し、運行維持に必要な経費について支援を行う。 ①運行支援事業 直近3か月(R4.2~R4.4)の運輸収入の伸び率を元に算出した減収額を、県および沿線市が支援する。負担割合は、県1/2、沿線市1/2とし、沿線市間は現支援スキームの割合を適用する。 ②企画切符販売促進支援事業 福井鉄道、えちぜん鉄道が販売する特別フリー切符(半額)について、通常販売価格との差額を補助する。補助率は、料金差額の1/2(残る1/2は沿線市が負担。沿線市間は現支援スキームの割合を適用する。) 〇予算額 ①6,739千円 ②729千円 計 7,468千円 									○	
福井県	鯖江市	2	地域公共交通緊急支援事業(路線バス)補助金	<ul style="list-style-type: none"> 〇対象事業者 福井鉄道株式会社 〇事業概要 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減により、収益が落ち込んでいる福井鉄道に対し、安全で安心な運行体制の維持を図るため、県と沿線市町が協力し、運行維持に必要な経費について支援を行う。 【地域間幹線運行支援事業】 直近3か月(R4.2~R4.4)の運営収入の伸び率を元に算出した減収額を、県および沿線市町が支援する。負担割合は、県1/2、沿線市町1/2とし、沿線市町間は路線延長で按分する。 〇予算額 433千円 										○
福井県	鯖江市	2	つづしバス運行事業業務委託	<ul style="list-style-type: none"> 〇対象事業者 つづしバス運行事業者 〇事業概要 燃料価格高騰の影響を受けている市コミュニティバス運行の継続を図ることを目的に、受託事業者に対し、燃料(軽油)高騰分を支援する。 〇予算額 2,400千円 										
福井県	敦賀市	1	公共交通感染症対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 〇対象事業者 市内路線バス事業者 〇事業概要 車内の抗菌・抗ウイルス加工、運転席仕切りカーテン隔壁の設置 〇対象事業者 市内タクシー事業者 〇事業概要 車内の抗菌・抗ウイルス加工 予算額 5,378千円 		○								
福井県	福井市	1	バス等感染症予防対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 〇対象事業者 市内路線バス事業者 〇対象経費 福井市内のみを運行するバス・乗合タクシー車両の抗ウイルス・抗菌加工に係る経費 〇補助率 1/2 〇予算額 2,550千円 		○								
福井県	福井市	1	福井市タクシー事業者安全対策等奨励金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> 〇対象事業者 市内タクシー事業者 〇事業内容 感染症拡大防止に取り組む車両1台あたり1万円を支援。さらに福井市観光PRに協力する車両には1台あたり1万円を支援。 		○								
福井県	福井市	2	地域鉄道緊急支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 〇対象事業者 地域鉄道事業者(えちぜん鉄道・福井鉄道) 〇事業内容 ・安定運行維持 ・旅行者受入環境整備(案内標識の多言語化、拠点駅への無料Wi-Fi整備等) に対し県・沿線市町で協調支援 〇予算額 55,746千円(一部一般財源) 		○								
福井県	福井市	2	バス事業者緊急支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 〇対象事業者 市内路線バス事業者 〇事業内容 安定運行維持のための支援 ・市町を跨ぐ路線に対し県・沿線市町で協調支援 ・市内路線、コミュニティバス等に対し単独支援 〇予算額 116,730千円 		○								
福井県	福井市	2	タクシー事業者事業継続支援金給付事業	<ul style="list-style-type: none"> 〇対象事業者 市内に車両を配置している一般乗用旅客自動車運送事業者 〇事業内容 コロナ前(令和元年)と比較して売り上げの減少している事業者の事業継続への支援 ・市内に配置している車両に対し支援金給付(1万円/台) 〇予算額 5,000千円 				●						
福井県	福井市	2	路線バス安定運行緊急支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 〇対象事業者 市内路線バス事業者 〇事業内容 安定運行維持のための支援 〇予算額 50,000千円 						●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
					活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
福井県	福井市	2	地域鉄道緊急支援 事業	○対象事業者 福井鉄道 ○事業内容 安全・安定的な運行維持のための支援 ○予算額 11,670千円						●				
福井県	福井市	2	観光事業者事業継 続支援金	○対象者 市内旅行者、レンタカー事業者、土産物販売事業者、土産物製造事業者 ○事業内容 コロナ前(令和元年または令和2年)と比較して売上額が減少している事業者の事業継続支援 1事業者あたり20万円を支援 ○予算額 13,000千円						○●				
福井県	福井市	2.4	地域鉄道特別支援 事業	○対象事業者 地域鉄道事業者(えちぜん鉄道・福井鉄道) ○事業内容 ・安定運行維持 ・フリーチケット販売 に對し県・沿線市町で協調支援 ○予算額 27,095千円(一部一般財源)									●	
福井県	福井市	2.4	バス事業者特別支 援事業	○対象事業者 市内路線バス事業者 ○事業内容 ・安定運行維持のための支援(広域路線は県・沿線市町で協調支援) ・原油価格高騰の影響への支援 ○予算額 71,379千円									●	
福井県	福井市	2	宿泊事業者等事業 継続支援事業	○対象者 市内に本社機能及び宿泊施設を有する宿泊事業者、市内に配置されている車両を有するタクシー事業者 ○事業内容 R3年1月～12月の売上げが減少した事業者のうち感染症に対する安全衛生対策を講じているものに対し、施設の規模又は車両の所有台数に 応じて支援 宿泊事業者:1事業者あたり最大40万円 タクシー事業者:1万円/1台 ○予算額 15,900千円							●			
福井県	おおい町	1	地域生活路線バス 運行継続特別支援 事業	○対象事業者 バス事業者(地域間幹線系統) ○対象経費 新型コロナウイルス感染症の影響により減収となっているバス事業者に対して、安定的な地域公共交通の維持を図るため必要経費を緊急支援す る。 ○補助率 1/2 ○予算額 834千円		○								
福井県	おおい町	2	町内バス路線継続 支援金	○対象事業者 バス事業者(町内路線バス) ○対象経費 町内のバス路線(大島線・本郷線)を維持継続するために必要な経費 ○補助率 令和2年10月から令和3年9月までの町内路線における実績走行距離に対し、1km当り20円で算定した額 ○予算額 3,497,000千円								○		
福井県	おおい町	2	地域生活路線バス 運行継続特別支援 事業	○対象事業者 バス事業者(地域間幹線系統) ○対象経費 新型コロナウイルス感染症の影響により減収となっているバス事業者に対して、安定的な地域公共交通の維持を図るため必要経費を緊急支援す る。 ○補助率 1/2 ○予算額 607千円									●	
福井県	おおい町	2	地域生活路線バス 燃料価格高騰対策 支援事業	○対象事業者 バス事業者(地域間幹線系統) ○対象経費 原油価格高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている路線バス事業者に対し、燃料価格の高騰分を支援する。 ○補助率 令和4年度の実車走行キロを燃費で除して使用量を算出し、燃料高騰額を乗じた額。 ○予算額 118千円										
福井県	勝山市	2	新型コロナウイルス 感染症対応 バス支援事業補助 金	京福バス勝山大野線および市コミュニティバスの減収分に対する支援		○								
福井県	勝山市	2	新型コロナウイルス 感染症対応 えちぜん鉄道支援 事業補助金	えちぜん鉄道の減収補支援		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
福井県	勝山市	3	新型コロナウイルス感染症対応 えちぜん鉄道環境整備支援事業補助金	えちぜん鉄道の旅行者受入環境整備		○							
福井県	勝山市	1	新型コロナウイルス感染症対策 公共交通整備支援事業補助金	市内事業者のタクシーおよびバスの飛沫感染防止策及び抗ウイルス対策を支援 上 限:1台につき12万円(経費の8割。国庫補助を適用した車両は除く。)		○							
福井県	勝山市	2	高齢者等バスタクシー利用助成促進 事業補助金 (R3年度)	○事業概要 新型コロナウイルス感染症の影響の下、勝山市内の高齢者等の外出の機会の確保及び新型コロナウイルスワクチン接種会場までの移動の支援することを目的とする。また、バス、タクシー利用券を配布し公共交通利用者の増加をめざす。 ○補助内容 バス・タクシー利用券 4,000円相当の利用券 水芭蕉入浴利用券 1枚			○	●					
福井県	勝山市	2	市内スキー場利用 促進事業	○事業概要 コロナウイルス感染拡大が続き、市民の外出抑制志向が継続しており、スキー場の利用客が減少している。アフタコロナを見据え、外出機会の創出とウィンタースポーツ活動の促進を図るため、市民を対象とした無料送迎バスを運行するとともにリフト券の半額補助券を配布する			○	●					
福井県	勝山市	2	高齢者等バスタクシー利用助成促進 事業補助金 (R4年度)	○事業概要 新型コロナウイルス感染症の影響の下、勝山市内の高齢者等の外出の機会の確保及び新型コロナウイルスワクチン接種会場までの移動の支援することを目的とする。また、バス、タクシー利用券を配布し公共交通利用者の増加をめざす。 ○補助内容 バス・タクシー利用券 4,000円相当の利用券を高齢者等の対象者に配布 タクシー利用券(初乗り運賃割引)をえちぜん鉄道を利用し、勝山市で降車した市外の観光客島を対象に配布									○
福井県	勝山市	2	新型コロナウイルス感染症対応えち ぜん鉄道支援事業 (運行継続)	○事業概要 令和元年度と比較し、減収となった運輸収入の8割相当額について、県及び沿線自治体が連携し支援を行う									○
福井県	勝山市	2	新型コロナウイルス感染症対応えち ぜん鉄道おでかけ 応援事業	○事業概要 えちぜん鉄道が販売する1日フリー切符(福井鉄道・えちぜん鉄道 共通1日フリーきっぷ含む)を半額で販売し、通常価格との差額を県及び沿線自治体が連携し支援を行う									○
福井県	勝山市	2	生活路線バス運行 維持支援補助金	○事業概要 新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている交通事業者に対し県及び各市町が連携し支援する。									○
福井県	勝山市	2	えちぜん鉄道燃料 価格高騰対策支援 事業補助金	○事業概要 原油高による電気料金の高騰を受けているえちぜん鉄道株式会社に対し、昨年度と比べ燃料費調整単価の増額分について、県及び沿線市町が連携し支援する。									●
福井県	越前町	2	新型コロナウイルス 感染症対策事業	○事業概要 路線バスの通常運行維持に対する支援 ○補助対象者 路線バス事業者 ○補助対象経費 新型コロナウイルス感染症拡大による運賃収入の減少額 ○予算総額 6,476,000円		○							
福井県	美浜町	1	コミュニティバス運 行事業	○事業概要 コミュニティバスへの飛沫感染防止策を支援 ○対象路線 丹生線・日向線・新庄線【美浜自動車線】 ○補助率 町10/10 ○予算総額 200千円									
福井県	池田町	1	公共交通機関感染 症対策事業	①町内の事業所にある、バス・タクシー事業者の感染症対策を支援 町内の事業所に属する事業用車両で、町民の日常の移動を担う車両について定額補助 乗車定員15人以上の車両 1台につき100千円(2台分) 乗車定員15人未満の車両 1台につき50千円(4台分) ②乗合事業等に使用する町民用車両の感染症対策を実施 マイバス使用車両への抗ウイルス触媒噴霧を実施(4台分)		○							
福井県	坂井市	1	営業軽減のための 輸送能力増強事業	スクールバスでの三密回避と感染予防を図る。 【予算額】 特別支援学校 3,600千円 小学校:61,000千円 中学校:35,000千円		○							
福井県	坂井市	1	コミュニティバス運 行事業	コミュニティバスの車両の抗菌処理を行い、安心・安全な運行に寄与する。 【予算額】600千円		○							
福井県	坂井市	2	公共交通支援事業	新型コロナウイルスの影響により、減収となった公共交通事業者に対する支援。 【予算額】 鉄道事業者:32,500千円 バス事業者:28,000千円		○							
福井県	坂井市	1	コミュニティバス運 行事業	コミュニティバスの乗車率の高い便の運行台数を増やし、感染リスクの低減を図る。 【予算額】1,980千円(R3)、2,035千円(R4)				●				○	
福井県	坂井市	2	公共交通運行継続 支援事業	公共交通事業者の安定運行維持に対する、県・沿線市町での協調支援。 補助内容:コロナ前と比較し、運賃収入減少分の支援 【予算額】 鉄道事業者:18,200千円 バス事業者:8,587千円									○
福井県	坂井市	2	地域鉄道おでか 支援事業	地域住民や観光利用者に対し、地域鉄道の利用を促す取組みを支援し、自動車から環境にやさしい公共交通機関への転換を促進する。 補助内容:フリーきっぷ販売支援(地域鉄道事業者が販売するフリー切符の割引について、通常販売価格との差額を支援) 【予算額】1,905千円									○
福井県	坂井市	2	公共交通燃料価格 高騰対策支援金	公共交通事業者の安定運行維持に対し、燃料価格高騰に係る支援を行う。 【予算額】 鉄道事業者:4,750千円 バス事業者:937千円									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
福井県	高浜町	2	高浜町内事業者持 続化給付金	給付額:法人・事業者ともに最大30万円(ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする) 要件: ①高浜町に本社を置く法人または高浜町に住所を持つ個人事業主であること(交通事業者に限らない) ②新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年中のひと月の売上が前年同月比で30%以上減少している事業者 ③2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を続ける意思がある事業者 ※法人の場合 ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満 ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること ○予算額 138,000千円	○									
福井県	高浜町	2	地域公共交通運行 継続特別支援事業	京都交通高浜線に対して、新型コロナウイルスの影響による減収分を補助 ○予算額 304千円(町補助10/10)										
大阪府	大阪府	1	大阪府路線バス・ タクシー感染症対 策強化支援事業補 助金	【対象】 府内に事務所又は営業所を有する路線バス事業者およびタクシー事業者(法人、個人) ※1事業者あたりの申請は1回限り 【内容】 令和3年4月1日~令和4年2月28日まで(に車両内において実施する(した)下記①②)に該当する取組みを支援 ①感染症拡大を防止するための備品・設備 ②キャッシュレス化に必要な設備 ※バスは上限20万円/台、タクシーは上限4万円/台 補助率10/10					○					
大阪府	大阪府	4	公共交通事業者へ の支援	公共交通事業者を支援するため、低燃費性能等を有するタイヤの購入費用及び燃料費の一部を支援。								●		
大阪府	大阪府	4	トラック運送事業者 への支援	トラック運送事業者を支援するため、大阪府トラック協会が行うエコタイヤ導入助成に対する補助金を増額。								●		
大阪府	大阪府	3	MaaS促進事業費 補助金	混雑を回避した移動やウイルスコロナ・ポストコロナにおける新たなニーズに対応するとともに、府民・来阪者の移動の利便性を向上させるMaaSの 促進を図るため、公共交通事業者のキャッシュレス化、共通データ化の取組に要する経費の一部について、補助金を交付する。 補助対象事業者:鉄道事業者、軌道事業者、路線バス事業者、タクシー事業者 補助金額:キャッシュレス化(補助対象経費の1/3以内)、共通データ化(補助対象経費1/4以内)									●	
大阪府	大阪府	2	大阪府路線バス・ タクシー事業者燃 料費高騰対策事業 補助金	今般の燃料価格急激な高騰により、厳しい経営環境にあるバス・タクシー事業者に対し、事業者の負担軽減ため、燃料補助・タイヤ購入の一部に ついて引き続き補助を行う。 燃料補助/【第1期:7月~9月】447,436千円(事務費含む) 【新】【第2期:10月~12月】406,760千円(事務費計なし) タイヤ補助/683,000千円 ※7月からの継続事業(~12月末まで受付)									○	
大阪府	大阪府 大阪市	2	GW・夏休み期間中 の外出自粛要請等 により影響を受け た観光関連事業者 に対して支援	観光関連事業者(交通事業者を含む)への支援として、府民が府内に旅行する際に、旅行商品や宿泊サービスに対して割引及び土産物屋や観光 施設等で使用可能なクーポン券等を配布する。 上限5,000円分の旅行券・宿泊券と3,000円分のクーポンを発行。				○						
大阪府	堺屋川市	1	公共交通緊急対策 支援事業	市内のバス・タクシー事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の飛沫感染を防止する事業で、車両の運転席を隔離するために物品等を購入 する事業及び接触感染を防止する事業で、車両内を消毒するために衛生用品を購入する事業 1台あたり上限10,000円 予算総額 2,440千円(市単費)		○								
大阪府	堺屋川市	2	地域公共交通事業 継続支援事業	市民生活に欠くことができない本市の地域を担うバス事業者及びタクシー事業者に対して、事業継続支援金を支給する。 ・バス事業者 25万円×台数 ・タクシー事業者 25万円×(2万円×台数)		○								
大阪府	堺屋川市	2	地域公共交通燃油 費等高騰支援事業	燃油費等の高騰及び新型コロナウイルス感染症による利用者の減少に伴い、大きな影響を受けている交通事業者に対し、燃油費等(ガソリン、軽 油、オートガス)の上昇分の一部を支援し、安定的な事業の継続を図る。								●		
大阪府	堺屋川市	2	堺屋川市地域公共 交通燃油費等高騰 支援事業	燃油費等の高騰及び新型コロナウイルス感染症による利用者の減少に伴い、大きな影響を受けている交通事業者に対し、燃油費等(ガソリン、軽 油、オートガス)の上昇分の一部を支援し、安定的な事業の継続を図る。 補助対象事業者:交通事業者(4社) 補助対象経費:企画部局にて算出 補助率等:1/2								○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
大阪府	能勢町	1, 2	公共交通事業者応援事業	・感染症防止対策及び3密を避けるための運行を実施する町内運行のバス事業者に対して支援金を拠出するもの。 ・防護シート、マスク、消毒液等の購入及び3密を避ける運行に係る経費を交付対象経費とする。※3密を避けるために減便ダイヤで運行できたところを平日ダイヤで運行したことに対する支援金 予算額:300万円		○							
大阪府	豊能町	1, 2	豊能町地域公共交通緊急支援金	・町内に営業所を置く路線バス事業者に対し、緊急事態宣言発令期間において平日ダイヤを維持したことに要した費用に8割を乗じて得た額に、町内の路線バス事業に供する車両数に2万円を乗じて得た額を加えた額(千円未満切り捨て)を交付。 ・町内に営業所を置くタクシー事業者に対し、町内の営業所に保有しているタクシー事業に供する車両数に2万円を乗じて得た額を交付。		○							
大阪府	箕面市	4	新型コロナウイルス市緊急支援事業(市内公共交通整備)	平成22年度に導入し、令和2年度末には一般的な更新目安である走行距離50万キロを超える見込みである箕面コミュニティバス「オレンジゆずるバス」の車両を、コロナ禍においても持続可能な事業となるよう、環境性能等に優れた新型車両に更新する。(23,128.3千円/台×7台)		○							
大阪府	箕面市	4	プレミアム付商品券(小さなお店応援チケット<第2弾>)	市から箕面商工会議所へ補助を行い実施するもので、前回のプレミアム付商品券に加え、新たに市内のお店巡りを楽しむことが出来る1日バス乗車券やタクシーチケットを付けて販売し、市内消費を喚起する。タクシーチケット付商品券は1冊2,500円分の商品券とタクシーチケット1,000円分、バス乗車券付商品券は阪急バス1日乗車券1枚、またはオレンジゆずるバス1日乗車券2枚。									
大阪府	箕面市	2	新型コロナウイルス市緊急支援事業(市内公共交通事業者支援)	緊急事態宣言下において国からの要請を受けて通常通り運行を継続した事業者に対して支援を行う。	-	-	-	-	-	-			
大阪府	箕面市	2	プレミアム付商品券事業	タクシー事業者を対象とする事業。タクシーチケット付商品券を販売し、タクシーの利用促進の支援を行う。実施主体は箕面商工会議所で市は同会議所に補助金を交付する。 2500円分の商品券を2000円で販売し、1000円分のタクシーチケットを付属している。 【タクシーチケット付き商品券】 ・内容:【商品券】一冊あたり2,500円分、(タクシーチケット)1,000円分 ・販売価格:2,000円 ・プレミアム率:75% ・発行冊数:2,000冊 ・発行総額:700万円									○
大阪府	島本町	1, 2	島本町路線バス感染拡大防止対策・運行継続支援事業補助	新型コロナウイルスへの感染拡大に伴い、バスの運行継続を行うにあたり、防護シートやマスク、消毒液などへの感染防止対策への支援をはじめ、バス乗降客の減少に伴う運行支援を行い、公共交通の維持を目的とした補助を行う 予算額1,100千円		○							
大阪府	池田市	1, 2	池田市新型コロナウイルス感染症対策路線バス事業者運行継続支援補助金	バス車内における衛生環境の確保に係る経費及び緊急事態宣言発令期間中の減収額を補助することにより、今後のバス事業の利用促進と運行継続を支援する。 ①運行継続支援:平日ダイヤと土休ダイヤの差額に運営原価を乗じ、池田市の年間実車走行キロの1日平均キロの比率を乗じて算出。 ②感染防止対策:バス事業者が行ったバス内の消毒などに要した感染症対策費用。 計:835万円		○							
大阪府	池田市	2	地域公共交通支援事業	新型コロナウイルス感染症による緊急事態措置を実施すべき期間において、対応に要した以下の経費の一部を補助することにより、市民の交通利便性の確保及び福祉の増進を図るもの。 ・路線バス事業者に対する密集及び密接に配慮する運行継続をした事業継続に要した費用 ・路線バス事業者及び市内に事業所を置くタクシー事業者に対する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要した費用									○
大阪府	枚方市	1	枚方市バス・タクシーにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費補助金交付事業	(目的) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策を行った本市に営業所を有するバス事業者・タクシー事業者に対して補助金を交付することにより、市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に寄与することとする。 (補助対象) 旅客の運送の用に供する自動車内に備え付けるためのビニールカーテン、消毒剤その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策に資すると認められる物品の購入及び備付けであって、令和2年4月7日以後の日に行われたものとする。 (補助金額) 補助対象行為に要した費用の額又は営業所に所属する対象バスの数に2万円(タクシーは、1万円)を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。									
大阪府	枚方市	2	地域公共交通運行継続支援事業	①目的:市内のバス、タクシーを運行する事業者に対し、感染対策に要する費用を含む支援金を交付することで地域公共交通の運行継続を支援する。 ②交付金を充当する経費・算定根拠:運行支援金 28,720千円 (内訳)路線バス 129台×12万円=15,480千円、タクシー 331台×4万円=13,240千円 ③交付対象 1)交付対象者:市内に営業所を置くバス、タクシー事業者 2)交付対象者の選定理由・選定方法:コロナ禍において業績が悪化するなかでも安定した移動手段を供給している公共交通事業者に対し支援することで今後も安定した公共交通網を形成するため、市内営業所を有し公共交通を担う交通事業者かつ市内に営業所を置く者としてバス1社、タクシー5社に支援金を交付する。					○				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正補正分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
大阪府	枚方市	2	枚方市地域公共交 通運行継続支援金 交付事業	燃料価格高騰においても公共交通の運行を継続することに対する燃料価格上昇分の一部支援								●		
大阪府	東大阪市	1	東大阪市公共交通 感染拡大防止対策 事業	市内に営業所を置くバス事業者及びタクシー事業者(福祉事業者を除く)が行った車両内の感染防止措置に対し、バス1台あたり5万円、タクシー1台あたり1万円を上限に補助金を交付する。										
大阪府	東大阪市	2	地域公共交通事業 継続支援金(事業)	新型コロナウイルス感染拡大防止により人流が抑制されている中、運行維持をしている路線バス事業者に対し、路線維持のための補助を行うことで市民の移動手段を確保することを目的として、市内に営業所のある路線バス事業者に対し、補助金の交付条件を満たすバス路線の数に応じ1,000,000円を乗じた金額の補助を行うもの。									○	
大阪府	東大阪市	4	事業継続一時支援 金(事業)	新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受け、売り上げが大きく減少している中小法人・個人事業者等を対象に国が実施する月次支援金に上乗せして一時支援金を200,000円支給することで、市内事業者の事業継続を支援するもの。									○	
大阪府	東大阪市	2	東大阪市地域公共 交通サービス維持 支援金	目的:新型コロナウイルス感染症拡大及び原油物価高など運行経費が増大する中において、地域公共交通を担っている交通事業者に対し、予算の範囲内で支援金を支給することにより、市民生活に影響の大きい地域公共交通のサービス維持を図ることを目的とする。 補助対象者:令和4年2月~7月の間か令和4年8月~令和5年2月の間に運行実績がある以下の事業者。 【バス事業者】市内で路線バスを運行する事業者のうち、市内に営業所のある者 【タクシー事業者】運行実績に加え、次の3つの条件を満たす事業者。 ①道路運送法の許可を受けた事業者(福祉限定輸送を除く) ②市内に営業所のある事業者 ③燃料がLPガス以外のタクシー車両を所有する事業者 補助対象経費:路線バス事業者 14,700,000円、タクシー事業者 28,800,000円 内訳90,000円(45,000円×2回)×LPガス以外の車両台数(※) ※法人タクシー事業者120台、個人タクシー事業者200台の計320台を想定。										○
大阪府	大東市	1	①大東市公共交通 事業車両等新型 コロナウイルス感 染症感染拡大防 止対策経費補助 金 ②大東市バス及び タクシー車両新 型コロナウイルス 感染症感染拡大 防止対策補助 金	①本市の公共交通事業を受託する事業者(3社)に対して、感染防止対策に係る経費として、営業所1か所10万円、バス車両1台50万円、ワンボックス車両1台10万円、タクシー車両1台5万円を上限として支給する事業 ●予算額 … 2,800,000円 ②市内に営業所を置くバス及びタクシー事業者に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取り組みに要した経費を支援する事業 補助金額 車両対策経費として車両1台あたり ・乗車定員5人以下 … 10,000円 (福祉輸送自動車にあつては、20,000円) ・乗車定員6人以上10人以下 … 20,000円 ・乗車定員11人以上 … 50,000円 ●予算額 … 4,460,000円 ※①、②の合計予算総額は7,260,000円										
大阪府	大東市	2	大東市交通事業者 支援金交付事業	①目的 市民の移動のための交通手段を将来にわたり確保するため、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい事業環境にある交通事業者に対し、大東市交通事業者支援金を交付する。 ②対象者 ・大東市に営業所を置くバス・タクシー事業者 ・公共交通事業受託事業者 ③支援金額 ・市内に営業所を置くバス・タクシー事業者 タクシー 104台×10万円=1,040万円 バス 52台×20万円=1,040万円 ・公共交通事業受託事業者 コミュニティバス運行 3台×40万円=120万円 阪奈生駒線運行 1台×40万円=40万円 東部地域集合タクシー 8台×10万円=80万円 南部地域コミュニティバス 1台×20万円=20万円							●			
大阪府	堺市	1.4	公共交通応援事業	路面公共交通を担う交通事業者に対し、利用者が安心して利用できるよう実施した感染防止策に対する支援及び今後の利用促進につながる設備等の利用環境を整え、新しい生活様式に合わせた都市活動と経済活動の回復を図る。 ○対象:南海バス、近鉄バス、阪堺電車 ○予算総額11,487,000円			○							
大阪府	堺市	1.4	タクシー応援事業	新型コロナウイルス禍において、利用者が激減して経営が悪化しているタクシー事業者に対して感染拡大防止にむけた取組及びキャッシュレス化に資する設備の導入を支援する。 ○対象:市内に本社・営業所を有するタクシー事業者 ○予算総額57,000,000円			○							
大阪府	堺市	1.4	おでかけ応援利用 促進事業	おでかけ応援制度を無料にすることにかかる負担金を支援。 ※本市では、満65歳以上の堺市民の方を対象に、市内の路線バスや路面電車や乗合タクシーをおでかけ応援カードの使用により1乗車100円でご利用いただける「おでかけ応援制度」を実施している。 ○予算総額163,008,000円			○							
大阪府	堺市	2	公共交通路線維持 事業	コロナ禍における利用者数の減少等の影響が長引くなか、地域住民の移動手段を確保するため、交通事業者に対して車両の保有に係る費用を補助									○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無			
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●		
大阪府	堺市	2	堺市公共交通路線維持支援事業	交通事業者の燃料費高騰による負担増等に対して年間相当分の支援を実施することにより、市民の移動手段である公共交通の路線維持を図る。 【補助対象事業者】 南海バス株式会社、近鉄バス株式会社、阪堺電気軌道株式会社 【補助対象経費】 バス事業者:令和4年4月から9月の月平均軽油使用量実績に対し、申請日時点の全営業キロに対する堺市内営業キロの比率、軽油高騰額15.6円/ℓ、12か月を乗じて得た額 阪堺電車:令和4年4月から9月の月平均電動力費実績と令和3年4月の電動力費実績との差額に対し、申請日時点の全営業キロに対する堺市内営業キロの比率、12か月を乗じて得た額 【補助率】 100%(予算の範囲内)									●		
大阪府	大阪狭山市	1.2	大阪狭山市公共交通応援奨励金	市内で事業を実施する公共交通(バス・タクシー)事業者を対象に、車内内の衛生対策費や3密を避けるための余裕をもった便数での運行及び地域の生活に必要な輸送を維持するための運行に係る費用を奨励金として支給する。 ●奨励対象経費: ・バス事業者 ①車内内の消毒に係る費用や飛沫防止パーテーションを設置する費用。 ②3密を避けるための余裕をもった便数での運行や地域の生活に必要な輸送を維持するための運行に係る費用。 ・タクシー事業者 ①車内内の消毒に係る費用や飛沫防止パーテーションを設置する費用。 ②キャッシュレス決済機を導入する費用。 ●予算総額:14,000千円		○									
大阪府	大阪狭山市	2	地域公共交通事業継続支援事業	市内で事業を実施し、コロナ禍にあっても便数を維持して運行する路線バス及び市循環バスを対象に、奨励金を支給することで、市民の移動手段の確保と事業継続を支援する。 また、市内に営業所があり、事業を実施し、かつコロナ禍にあっても台数を維持して営業を行うタクシー事業者を対象に、奨励金を支給することで、市民の移動手段の確保と事業継続を支援する。 概算事業費 9,330千円							●				
大阪府	大阪狭山市	2	市循環バス利用促進事業	ウィズコロナ下での社会経済活動の再開を図るため、市民の外出を支援するとともに、市循環バス事業者への支援を行うため、市循環バス無料化第二弾として、市循環バスの利用運賃(大人100円、こども・身体障がい者50円)を一定期間(2月1日~2月28日)無料とするもの。									○		
大阪府	大阪狭山市	2	公共交通事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響や燃料費の高騰などにより経費が上昇している中、経営に大きな打撃を受けている公共交通(バス・タクシー)事業者に対して事業継続の支援を行うため、市内を運行しているバス1台当たり52,000円、タクシー1台当たり13,000円の支援を行うもの。 補助対象事業者:バス、タクシー 補助対象経費: ◎路線バス 南海バス 37台×52,000円=1,924,000円 近鉄バス 5台×52,000円=260,000円 ◎タクシー 45台×13,000円=585,000円										○	
大阪府	富田林市	1.2.4	富田林市バス・タクシー事業者応援	・市内運行する乗合バス事業者に対し、車内の感染防止対策としてアルコール消毒液やマスク、運転席遮蔽カーテン設置等にかかった経費の2分の1を補助する。 ・緊急事態宣言中、土日ダイヤ相当旅客数の状況においても、3密防止の為、平日ダイヤで運行した便数につき、経費の差額(1日あたり上限5万円)を補助する。 ※上記2項目については、1事業者200万円を上限に補助 ・令和2年11月1日~令和3年2月28日まで、市内を運行する路線バスについて、平日の10時~16時及び土・日・祝日の終日、現金、ICカード、専用の利用券等をご利用の方の運賃を大人100円、小児50円とすることで、コロナ前の利用者数を目標とした利用促進対策を行う。 ・令和2年11月1日~令和3年2月28日まで、市内在住の75歳以上及び好転されている方を対象に、市内に営業区域を有するタクシーの利用が可能な初乗り運賃680円分の利用券を1人あたり4枚配布し、タクシーの利用促進を行う。		○									
大阪府	豊中市	1	豊中市道路運送事業者感染予防対策支援事業	令和2年4月1日以降に支出した感染予防費用(防護シート、消毒液等)について、事業者ごとに、車両1台当たり1万円を上限に要した費用を支援 補助対象事業者:市内に営業所を要するバス、タクシー事業者 補助率:10/10(上限有り) 予算額:700万円		○									
大阪府	豊中市	2	豊中市道路運送事業継続支援事業	緊急事態宣言下において、実際の運行に必要な経費と、乗客数に応じた運行を行った場合との経費の差額を支援 補助対象事業者:市内に営業所を要するバス事業者 補助率:10/10(上限有り) 予算額:4800万円		○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	
					(R2・1次補正分の活用の有無)	(R2・2次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正繰越分の活用の有無)	(事業者支援分)の活用の有無	(追加事業者支援分)の活用の有無	(R3補正分)の活用の有無	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
大阪府	河内長野市	2	高齢者新型コロナウイルスワクチン接種 交通支援事業	65歳以上の高齢者の新型コロナウイルスワクチンの接種にあたり、高齢者バス・タクシー共通乗車券を交付(ワクチンの接種券の送付に併せ、乗車券を同封)し、医療機関までの公共交通による移動手段を確保することにより、円滑なワクチン接種を推進するとともに、周辺道路及び駐車場の渋滞緩和並びに公共交通利用の需要喚起を図る。 ○バスで利用する場合…1枚利用につき、1乗車無料。 ○タクシーで利用する場合…1枚利用につき、初乗り運賃分を割引。 【予算額】4回目接種分 13,500千円、5回目接種分 11,500千円									○
大阪府	茨木市	1. 2	新型コロナウイルス感染症に伴う公共交通事業継続等支援事業	市内で事業を実施する公共交通(バス・タクシー)事業者を対象に、感染防止対策費、並びに運行支援を支給する。 【予算総額】47,775千円 ○バス事業者 ・3密回避に資する運行本数維持による運行差額(44,205千円) ・感染防止対策費(1,730千円・@10千円×173両) ○タクシー事業者(福祉輸送事業限定を除く) ・感染防止対策費、運行支援(1,840千円 @10千円×184両)		○							
大阪府	茨木市	2. 4	公共交通事業継続等応援事業	公共交通事業者に対し、アフターコロナを見据えた事業展開への支援 ○バス事業者 ・3密回避に資する運行本数維持による運行差額 ・利用促進対策費(上限100万円) ○タクシー事業者 ・利用促進対策費及び運行継続に対する費用(2万円/台)	-	-	-	-	-	-			
大阪府	茨木市	2	茨木市公共交通事業継続支援給付金	給付対象:市内に営業路線を有するバス事業者。市内に営業所を置く法人タクシー事業者(福祉輸送限定を除く) 給付額:バス事業者 → 乗車走行キロ(R4.4~6の3ヵ月間)÷燃費×22.2円(燃費高騰分) タクシー事業者 → 車両数(R4.1.1時点で市内営業所で保有する台数)×14,000円									○
大阪府	茨木市	2	茨木市運送事業者支援給付金	対象者:R4.10.1時点で茨木市内に営業所があり、貨物自動車運送事業または旅客自動車運送事業を営む中小企業・個人事業主 給付額:R4.10.1時点で茨木市内の営業所に保有する運送事業用車両の台数に応じて算出 【貨物】トラック…3万円/台、トラック以外…1万円/台 【旅客】乗車定員11人以上の車両…3万円/台、乗車定員10人以下の車両…1万円/台 ※1事業者につき、上限30万円									○
大阪府	茨木市	4	茨木市事業活動支援給付金	対象者:R4.10.1時点で茨木市内に事業所があり、R4年4~9月分の事業に要する電気料金・ガス料金・燃料費(車両に用いるものを除く)が20万円以上である中小企業・個人事業主 給付額:1事業者につき、10万円									●
大阪府	千早赤阪村	4	千早赤阪村地域公共交通利用助成事業	平成30年9月からタクシー利用助成開始。令和2年度からバス利用助成を追加。 新型コロナウイルス感染症拡大以前から高齢者等の外出支援、交通空白地の解消のために行っている事業。 75歳以上の高齢者、身体・精神・療育手帳、妊娠婦、運転免許返納者に対して、年間最大12,000円をタクシー・バスを利用の際に補助するもの。									
大阪府	千早赤阪村	4	地域公共交通利用助成事業	バス(金剛バス、南海バス)、タクシー(金剛自動車、近鉄タクシー、第一交通)を、村内発着のいずれか又はその両方で利用する場合(バスの場合は回数券、なっちカードチャージ時)に上限12千円のチケットを助成。 一回の利用上限1500円。 対象者:村長のうち、75歳以上、免許返納者、障がい手帳お持ちの方、妊娠婦									○
大阪府	千早赤阪村	2	公共交通事業者燃料価格高騰対策補助事業	・補助対象事業者:路線バス事業者(道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者のうち、本村の区域内を含む路線を定めて定期に運行する事業者) ・補助対象経費等:令和3年度における本村の区域での年間乗車走行距離に3.6円を乗じて得た額									○
大阪府	藤井寺市	1	藤井寺市路線バス事業者支援補助金	市内を運行する路線バス事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の飛沫感染や接触感染を防止するためにかかった衛生用品や物品の購入費用の1/2(上限100万円)を補助金として支援する。		○							
大阪府	藤井寺市	2	藤井寺市路線バス運行継続支援補助金事業	令和3年4月25日~令和3年6月20日までの緊急事態宣言中、藤井寺市内を走行する運行路線において、車内の三密を避けるため、路線運行の輸送力維持に要した経費を補助するもの。									○
大阪府	藤井寺市	2	藤井寺市路線バス事業者支援事業	藤井寺市の区域内で路線バスを運行する事業者が、令和4年9月1日から令和5年2月28日までの期間中、バスの利用に係る運賃割引を行う事業に要した経費を補助するもの。									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
大阪府	羽曳野市	1	羽曳野市公共交通緊急対策支援事業費補助金	市内に営業所を置く乗合バス事業者とタクシー事業者に対し、感染症防止対策としてアルコール消毒液やマスク、運転席遮蔽カーテン設置等にかかった経費を、事業用自動車路線バス1台あたり2万円、タクシー1台あたり1万円を交付。		○							
大阪府	貝塚市	4	水間鉄道安全対策支援事業	市内中央部を走行する水間鉄道は、鉄道施設全体の老朽化が進んでおり、年次的、計画的に各施設の改修・更新を行っていますが、コロナ禍により収入が大幅に減ったことから、今年度に予定していた施設の改修等が困難となりました。そこで、国補助金と市の令和2年度当初予算に加え「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を補助することで施設の改修等を行い、鉄道輸送の安全を確保するもの。		○							
大阪府	貝塚市	2	コミュニティバス運行支援事業	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、令和2年度運賃収入予算額に対し、運賃収入実績額に減少がある場合令和2年度に限り500万円を上限として、その減少額を補助する。		○							
大阪府	貝塚市	4	水間鉄道安全対策支援事業	コロナ禍により今年度も収入の回復が見込まれないため、予定していた施設の改修等が困難となりました。そこで、昨年度と同様に国補助金と市の令和3年度当初予算に加え「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を補助することで施設の改修等を行い、鉄道輸送の安全を確保するものです。				●					
大阪府	貝塚市	2	コミュニティバス運行支援事業	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、令和3年度運賃収入予算額に対し、運賃収入実績額に減少がある場合、昨年度と同様に500万円を上限として、その減少額を補助する。				●					
大阪府	貝塚市	2	バス・タクシー事業者経営支援事業	燃料の高騰やコロナ禍の人流抑制による交通事業者の厳しい経営状況を踏まえ、路線バスとタクシーの保有台数に応じた支援を実施。								○	
大阪府	熊取町	4	高齢者外出サポートタクシーチケット配布事業	新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化リスクが高く、電車やバス等の利用を控える傾向がある高齢者の通院や買い物等への外出を支援するため、令和3年3月31日を有効期限とするタクシーチケット5,000円分(500円×10枚)を配布した。 <配布対象者> 75歳以上の高齢者(昭和21年4月1日以前に生まれ、令和2年7月7日において本町に住居登録のある高齢者。)		○							
大阪府	熊取町	4	地域振興券事業	新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている住民生活及び地域経済を支援するため、地域振興券事業を実施するとともに、緊急事態宣言の再発令により、厳しい状況に置かれているひとり親家庭を支援する。また、地域振興券はタクシーでも利用可能とする。 全住民1人あたり 3,000円分の地域振興券 ひとり親家庭1世帯あたり 10,000円分の地域振興券を追加				○					
大阪府	熊取町	4	町内循環バス(ひまわりバス)の運賃無償化(熊取町版緊急生活・経済支援)	公共交通の利用を控える傾向がある高齢者の通院や買い物等への外出を支援し、またひまわりバスを利用されたことのない方への今後の利用促進や新型コロナウイルスワクチンの接種促進にもつなげるため、令和3年度に引き続き令和4年度のひまわりバスの運賃を無償とした。								●	
大阪府	忠岡町	4	忠岡町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症拡大防止支援給付金給付事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、乗客・乗務員の双方にとって有効な感染症対策を講じるために必要な費用を支援することにより、タクシーにおける安全・安心を確保することで、より円滑な高齢者等にとっての外出支援を促す。 給付額は忠岡町内タクシー事業者1番につき5万円。		○							
大阪府	泉佐野市	1	コミュニティバスに対する新型コロナウイルス感染症対策	・コミュニティバス車内のアルコール消毒 ・マスクの提供									
大阪府	阪南市	1	バス感染症拡大防止対策事業	・バス事業者が実施する新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のために要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するもの。 ・補助対象経費は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のために要した次のいずれかに該当する経費とし、阪南市に使用の本拠を置き阪南市内を運行する事業用車両又は阪南市とのコミュニティバス運行に関する協定により運行する事業用車両に限る。 (1) 飛まつ感染防止のためのバス車内スクリーン設置及び運転手用のマスク購入に係る経費 (2) 接触感染防止のためのバス車内消毒・除菌に係る経費 (3) その他市長が必要と認めた経費		○							
大阪府	阪南市	4	プレミアム商品券事業	・新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の売上が激減するなど、地域経済が疲弊していることを受け、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、プレミアムが付いた商品券の発行・販売等を商工会へ委託し実施するもの。 ・プレミアム商品券事業において、タクシー送迎を行っている交通事業者が500円券が使える事業者としてプレミアム商品券参加店舗となっている。 ・登録事業者の決定等は商工会が行っている。 (プロポーザルの段階で200社以上集めること、大型店舗は1,000円券、という条件を提示)		○							
大阪府	阪南市	1	バス感染症拡大防止対策事業	①目的・効果 ・バス感染症拡大防止対策 ②交付金を充当する経費内容 ③積算概算 ・バス車両における車内消毒:車内消毒5,147回×1回あたり110円=566,170円、566,170円÷80両=7,077円/両 ・運転席横ビニール製スクリーンの設置:162,448円÷80両=2,031円/両 ・計9,108円×6台=54,648円 ④事業の対象 ・南海ウイングバス南郡線(阪南市運行バス6台分)	-	-	-	-	-	-			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
大阪府	阪南市	2	コミュニティバス運行支援事業	①目的・効果 ・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が激減している中、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行を実施した運行事業者に対して、運行支援補助を行うもの。新型コロナウイルス感染症終息後、継続してコミュニティバス運行事業を実施できるようにするため。 ②交付金を充当する経費内容 ・コミュニティバス運行補助金(負担金補助及び交付金) ③積算根拠 ・3密回避に資する運行便数維持による運行支援補助(2,400千円)。 ④事業の対象 ・南海ウイングバス南部線(コミュニティバス運行事業者)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	阪南市	4	コミュニティバス運行に係る利用環境向上支援事業	①目的・効果 ・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が著しく減少している中、利用環境改善に取り組むコミュニティバス運行事業者に対して支援を行うもの。新型コロナウイルス感染症終息後、継続的にコミュニティバス運行事業が実施できるよう、省メンテナンスで環境に優れた車両や、感染症の拡大防止対策により、安心してコミュニティバスを利用できる環境確保を図る。 ②交付金を充当する経費内容 ・コミュニティバス運行事業者が導入する低床バス車両(環境性能の向上、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図るため、燃費性能や空気清浄機能などの優れた車両)の購入支援補助 ③積算根拠 ・コミュニティバス車両23,392千円/台×2台分 ④事業の対象 ・コミュニティバス運行事業者(南海ウイングバス南部線)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	阪南市	2	原油高騰対策に係る交通事業者支援金	阪南市内路線バス及びタクシーなど地域公共交通を運営する事業者に対し、燃料価格高騰による影響緩和措置及び経営支援として、影響額を一部助成する。								●	
大阪府	阪南市	2	阪南市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金(重点交付金分)	コロナ禍とエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別の給付金を給付する。								●	
大阪府	吹田市	1	吹田市公共交通新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公共交通事業者は車両及び事業所の消毒や遮蔽カーテンの設置等により、必要以上に経費が膨らみ負担を強いられている。バス、タクシーの道路運送事業車両の車内において衛生的な環境を確保し、市民の日常生活に必要不可欠なバス、タクシーの運行継続と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止との両立を図ることを目的とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する経費の一部を補助するもの。 バス事業者：市内を1日に運行する車両数×10,000円 タクシー事業者：市内の事業所等に保有する車両数×10,000円		○							
大阪府	吹田市	2	吹田市公共交通新型コロナウイルス感染症対応運行継続補助金	緊急事態宣言によりバス利用者が減り休日ダイヤでの運行便数で賄えたところ、密を避け余裕を持った便数にするため平日ダイヤでの運行を継続したことにより運行継続に係る経費が膨らみ経営状態が悪化した。市民の日常生活に必要不可欠なバスの運行継続と福祉の増進を図ることを目的とし、緊急事態宣言中に平日ダイヤでの運行を継続したことにより要した経費の一部を補助するもの。 補助金額＝運行単価×営業距離×運行日数		○							
大阪府	摂津市	1, 2	摂津市公共交通事業継続等支援補助金	・市内に営業路線を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、感染防止対策としてアルコール消毒液やマスク、運転席遮蔽カーテン設置等にかかった経費を、事業用自動車1台あたり上限1万円を交付。 ・緊急事態宣言中、土休日ダイヤ相当旅客数の状況においても、3密防止の為、平日ダイヤで運行した便数につき、経費の差額を支給。		○							
大阪府	摂津市	1	摂津市公共交通感染防止対策事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために行われた物品の購入又は作業に要する費用を支援する。 対象事業者 ・市内に営業路線を有するバス事業者 ・市内に営業路線を有するタクシー事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	
大阪府	摂津市	2	摂津市公共交通運行継続支援事業	緊急事態宣言期間内において、バス事業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために、路線定期運行の運行回数を減少させたことにより要した運行費用を支援する。 対象事業者 ・市内に営業路線を有するバス事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	
大阪府	摂津市	2	公共交通整備事業	市内を営業している路線バス事業者とタクシー事業者に燃料価格高騰分を支援する。 路線バス事業者：1084千円 タクシー事業者：742千円								○	
大阪府	高槻市	1, 2	高槻市公共交通事業者特別応援金給付	<目的> 新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けながらも事業の継続に務める公共交通事業者に対し、特別応援金を給付する <給付対象者及び給付額> バス事業(高速乗合バスを除く)：車両1台当たり3万円 タクシー事業：車両1台当たり1万円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1～4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●		活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
大阪府	高槻市	2	公共交通事業者特別応援金給付事業	市民の移動手段を確保するため、新型コロナウイルス感染予防対策を実施するバス及びタクシー事業者に対して応援金を給付する。 ＜申請期間＞ 令和3年12月28日まで ＜給付対象者及び給付額＞ バス事業(高速乗合バスを除く)：車両1台当たり3万円 タクシー事業：車両1台当たり1万円						●				
大阪府	高槻市	2	高槻市公共交通事業者特別応援金給付事業	市内の公共交通体系の維持を図るため、コロナ禍における原油価格高騰等により経営に影響を受けながらも、事業の継続に努める公共交通事業者に対し「高槻市公共交通事業者特別応援金」を給付するもの									●	
大阪府	田尻町	2	田尻町コミュニティバス運行費補助事業	長寿社会をより健康で充実したものとするため、特に高齢者や運転免許返納者等の移動支援を通じ、地域社会とのつながりを大切にしたいと生きたがいつくりへの取り組みとして、コミュニティバスの運行を支援する。(感染症防止対策に係る費用の補助も含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	岸和田市	1	感染症予防事業	新型コロナウイルスのワクチン接種会場への移動手段として令和3年10月～令和4年2月までのあいだ、普段は平日のみの運行であるコミュニティバスを土日祝の運行を実施									○	
大阪府	岸和田市	2	地域公共交通事業者支援事業	コロナ禍における原油価格高騰を受け、市民生活等への不測の影響を緩和するため、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい事業環境にある地域公共交通事業者に対し緊急的な支援を行う。									●	
大阪府	太子町	2	交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付事業	・補助対象事業者：町内の公共交通事業者(本町の区域内を含む路線を定めて定期的に運行する事業者) ・補助対象経費：令和3年度における年間乗車走行距離のうち、本町の区域内に係るものに燃料高騰分を乗じた額 ・補助率：10/10										○
大阪府	太子町	2	運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付事業	補助対象事業者：町内の運送事業者等 補助対象経費：大型車 2万円/1台(1事業者10台分を上限) 普通・軽自動車 7千円/1台										●
京都府	京都府	4	短期マッチング(雇用シェアリング)モデル	従業員が過剰な業界(ホテル・旅館・バス・タクシー等)から人手不足に悩む業界への短期雇用マッチング										
京都府	京都府	4	①「もうひとつの京都」魅力発信ラッピング事業 ②「もうひとつの京都」にぎわい回復支援事業	①地域の魅力を発信し観光需要の喚起を図るため、電車の車両や路線バスにラッピングを実施。(事業費：45百万円) ②府内公共交通の利用促進と地域のにぎわい回復を図るため、「もうひとつの京都」の各エリアで乗合バス事業者等が共同販売する「もうひとつの京都」の京都版バス」の発行等を支援。(事業費：38百万円)				○						
京都府	京都府	2	地域公共交通支援事業	①乗合バス事業者への支援 経営環境の厳しい乗合バス事業者の十分な感染拡大防止対策を図るため、府内の複数市町を結ぶ路線を対象に、国と協調し、車内密度を上げないよう配慮した運行等の実証事業を支援。 ②京都府後鉄道への支援 中長期的な視点に立った魅力と利便性の向上を図るため、観光列車の車両改良や軌道修繕、利用が落ち込む運行会社への支援等を沿線自治体と一体となり実施。 (①②事業費：255百万円)				○						
京都府	京都府	1	京の修学旅行3密防止対策等支援事業	修学旅行中の3密を解消するための宿泊部屋や食事場所の提供、感染症の疑いが発生した場合の保護者の交通費等を助成。 (例) 感染症対策追加経費 ・宿泊部屋の変更 ・食事場所の変更 ・交通手段の変更 (貸切バスやタクシーの増車など) 感染症発生時の保護者等の送迎等経費 ・送迎等を行う保護者等の交通費、宿泊費 (事業費：50百万円)				○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
京都府	京都府	4	地域間幹線系統維持費補助金 (新型コロナウイルス感染症の影響による補助対象経費の額の特例) ・補助対象事業者: 地域間幹線系統維持費補助金補助対象路線を運行する事業者 ・補助対象経費: 平均乗車密度査定に係る経費 ・補助率: 1/2 ・予算額: 40,000千円 ・執行額: 38,875千円				○							
京都府	京都府	2	地域公共交通支援 事業	①乗合バス事業者への支援 経営基盤の脆弱な乗合バス事業者の十分な感染拡大防止対策を図るため、府内の複数市町を結ぶ路線を対象に、国と協議し、車内密度を上げないよう配慮した運行等の実証事業を支援。 ②京都丹後鉄道への支援 利用が落ち込む運行会社への支援を沿線自治体と一体となり実施。 (①、②予算額: 88,000千円)				●						
京都府	京都府	2	地域公共交通支援 事業	京都丹後鉄道への支援 ・利用が落ち込む運行会社への支援を沿線市町と一体となり実施。 ・予算額: 55,774千円			○							
京都府	京都府	1	交通事業者観光受 入環境強化事業費	修学旅行をはじめとする観光需要の増加に備え、利用者が安心して府内を移動できるよう、貸切バス及びタクシー事業者に対し、車内環境の向上を目的とした設備等の導入経費等を支援する。 予算額: 50,000千円 ※国交省令和2年度3次補正との協調				●						
京都府	京都府	4	地域間幹線系統確 保維持補助金	新型コロナウイルス感染症の影響による補助対象経費の特例 ・補助対象事業者: 地域間幹線系統維持費補助金補助対象路線を運行する事業者 ・補助対象経費: 平均乗車密度査定に係る経費 ・補助率: 1/2 ・予算額: 42,000千円				●						
京都府	京都府	4	「もうひとつの京 都」にぎわい回復 支援事業費	府内公共交通の利用促進と地域のにぎわいを回復を図るため、「周遊バス」の発行等を支援 ・予算額38,000千円							○			
京都府	京都府	2	地域公共交通支援 事業	京都丹後鉄道への支援 ・利用が落ち込む運行会社への支援を沿線市町と一体となり実施。 ・予算額: 124,474千円				●						
京都府	京都府	4	観光関連・交通事 業者緊急支援事業 費	「もうひとつの京都」観光誘客事業費 ①イベント列車による需要喚起 サイクルトレインの運行等、京都丹後鉄道の新たな取組の支援 (155,000千円) ②「もうひとつの京都」魅力発信 バスや列車のラッピングを活用した観光情報等を発信することで、観光誘客を促進 (115,000千円)				●						
京都府	京都府	4	道路運送事業者原 油価格高騰対策事 業費	原油価格高騰の影響を受ける府内の道路運送事業者に対し、事業継続や安定的な路線運行を支援するため、燃料費の一部を支給する。 対象者: 府内に事業所を有する中小企業者で、道路運送事業(トラック・貸切バス・タクシー)を営む者 支給額: 1台当たり、軽トラック3000円、軽以外のトラック11000円、貸切バス11000円、タクシー10000円										
京都府	京都府	4	地域公共交通支援 事業費	原油価格高騰の影響を受ける府内の道路運送事業者に対し、安定的な路線運行を支援するため、燃料費の一部を支給する。 対象者: 府内広域路線の運行を維持している乗合バス事業者 対象経費: 令和4年度の運行に係る燃料費のうち、燃料価格高騰前との差額相当額を支援										
京都府	京都府	2	京都丹後鉄道支援 費	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が激減している京都丹後鉄道の安全・安定した運行を確保するため、沿線自治体と協議し、特急車両の更新及び京都丹後鉄道への運行支援を実施する。 事業概要: 特急車両の更新(中古特急車両の導入経費を支援)、京都丹後鉄道への運行支援										
京都府	京都府	4	「もうひとつの京 都」にぎわい回復 支援事業費	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少した府内公共交通の利用を促進し、地域のにぎわい回復を図る。 事業概要: 「もうひとつの京都」各エリアの乗合バス事業者が共同して販売する周遊フリーバスの発行を支援										
京都府	伊根町	4	バス待ち環境改善 事業	コロナ収束後における同町の観光振興を推進するため、バス待ち環境の改善に資する整備(張出歩道の整備)を支援。 (事業費 12,383千円)	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・2次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
京都府	舞鶴市	2	海の京都・舞鶴誘客促進高速バス運行奨励事業	国のGo-Toキャンペーンによる支援に合わせ、海の京都DMOや京都府の安心・安全な京都観光の展開と連動した観光客の誘致を強力に推進するため、運行事業者による高速バス路線の運行再開、観光需要の喚起、「海の京都・舞鶴」の認知度向上の取組に対して奨励金を交付する。 ・高速バス路線の確保 ・運休路線を早期に復旧させることで、京阪神との路線を全便確保し、観光客誘致につなげる。 ・高速バス車両での誘客促進、観光客のPR活動において舞鶴のPRとなる広告物を設置するなど、本市の観光PR活動とも連動して観光客誘致につなげる。 (全:10,000千円)	○	○							
京都府	舞鶴市	2	新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行支援奨励金	新型コロナウイルス感染症の発生以降、緊急事態宣言の発令下等においても、通勤や通学、通院時等の移動手段として運行を継続し、市民生活に不可欠な役割を果たしている路線バス及び自主運行バス事業者へ奨励金を給付し、引き続き、感染症防止対策を図りつつ市民生活に欠かせないバス運行事業を支援する。 ・対象事業者:路線バス事業者、自主運行バス協議会 ・予算総額:43,100千円			○						
京都府	舞鶴市	2	公共交通維持確保奨励金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、通勤や通学、通院時等の移動手段として、市民の重要な移動手段である公共交通を維持・確保するため、バス・タクシー事業者に対して奨励金を給付し、運行事業を支援する。 ・予算額:51,000千円							○		
京都府	舞鶴市	2	新型コロナウイルス感染症対策高速バス維持確保支援奨励金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により利用者が減少するとともに、今般の原油価格高騰に伴う燃料価格の上昇を受け、長距離輸送を行う高速バスは厳しい経営環境を強いられていることから、市民の重要な広域交通手段である高速バスを維持・確保するため、高速バス運行事業者に対して支援を行うもの。 ・対象事業者:高速バス運行事業者(京都交通株式会社) ・予算額:10,000千円									
京都府	向日市	1	向日市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援事業	本市に営業所を置く交通事業者(バス・タクシー)に新型コロナウイルス感染症対策に要する費用を支援。 (予算総額:5,000千円)		○							
京都府	向日市	1	向日市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援事業	本市に営業所を置く交通事業者(バス・タクシー)に新型コロナウイルス感染症対策に要する費用を支援。							○		
京都府	八幡市	2	八幡市公共交通事業者等支援金	新型コロナウイルス感染症対策をしながら、営業を続ける公共交通事業者等に対し、支援金を給付。 バス20千円/台、タクシー10千円/台。		○							
京都府	八幡市	2	八幡市公共交通事業者等支援金	市内に営業所を有する公共交通事業者に対し、支援金を支給。 バス50千円/台、タクシー30千円/台。								○	
京都府	八幡市	4	八幡市公共交通事業者等補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているなか、原油価格高騰により更なる影響を受けている公共交通事業者等を支援 ・対象事業者:市内に本社又は営業所があるバス事業者及びタクシー事業者(個人含む) ・対象経費:対象期間中に購入した燃料10当りの経費から基準額を差し引いた経費(但し、ガソリン・軽油20円、LPガス30円を上限) ・補助額:補助対象経費にバスの場合、市内内走行分、タクシーの場合、営業所に所属する車両分の燃料購入量を乗じた額									○
京都府	長岡京市	1,2	公共交通基盤整備事業	地元バス事業者に対する、防護シートの設置及びマスク等の購入費用に係る経費。 ・同事業者に対して、利用者の大幅な減少に伴い、土休日ダイヤで運行できたところ、三密を避けるために平日ダイヤで運行したことに対する補助。 (事業費:6,717千円)		○							
京都府	長岡京市	2	長岡京市地域公共交通事業継続支援事業	長岡京市内に営業所又は営業拠点を置くタクシー事業者(個人事業者を除く。)に対して、支援金(2万円/両)を給付。		○							
京都府	長岡京市	4	長岡京市高齢者等タクシー移動応援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により外出機会が減少している高齢者の市民に対し、通院や買い物等の移動を支援し、健康増進を図るとともに、感染症の影響を受け業績が悪化している市内に営業所等のあるタクシー事業者を支援する。				●					
京都府	長岡京市	2	長岡京市地域公共交通緊急対策支援事業	市内内を運行するバス路線を有する路線バス事業者に対し、密集、密接を避けるため、利用者数に対して余裕をもった便数での運行に対する経費を補助するもの。 予算額:42,465千円						●			
京都府	長岡京市	2	長岡京市交通事業者燃料価格高騰対策補助金	新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている市内の交通事業者に対し、事業継続や安定的な運行を支援するため、燃料費高騰の影響を受ける経費の一部を補助するもの。								●	
京都府	久御山町	4	買物代行サービス事業支援	・デマンド乗合タクシー(福祉版)の登録者が出すことなく、食料品・日用品の買い物が出来るよう、民間タクシー事業者が実施する買物代行サービスに対して、町が2,200円/回の費用負担を行う(町単費補助)。		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
京都府	京都市	2	市バス・地下鉄に おける運行維持確 保緊急対策事業	コロナ禍の影響を受け旅客数が減少し、厳しい経営状況にある京都市交通局(自動車運送事業、高速鉄道事業)について、燃料費高騰分等を踏 まえ、運行維持に向け支援する。								●	
京都府	京都市	4	中小企業等総合支 援補助金	製造業・小売業・飲食業・運輸業・文化芸術関連事業者など、業種を問わず、売上高が減少している事業者、及び地域の物流を支える事業者に対 し、燃料費、光熱水費、原材料費、固定費や資金調達コスト等に幅広く充てることができる補助制度を新設し、事業継続を支援する。 補助率:10分の10 上限額:法人10万円 個人5万円									
京都府	京都市	3	デジタル技術を活 用した持続可能な 地域公共交通の推 進	持続可能な地域公共交通の実現に向けて、ICカードのポイントサービス導入による乗継割引、混雑データ・運行データの整備・配信等、公共交通 事業者のデジタル技術を活用した利便性向上に資する取組を支援する。 ・予算額:114,000千円(民間路線バスのみを対象とした支援額)								●	
京都府	京都市	3	デジタル技術を活 用した持続可能な 地域公共交通の推 進(市バス・地下 鉄)	持続可能な地域公共交通の実現に向けて、ICカードのポイントサービス導入による乗継割引等、京都市交通局(自動車運送事業、高速鉄道事 業)のデジタル技術を活用した利便性向上に資する取組を支援する。 ・予算額:332,000千円(京都市営バス、京都市営地下鉄のみを対象とした支援額)								●	
京都府	京都市	2	地域公共交通にお ける運行維持確保 緊急対策事業	公共交通サービスの維持・確保を図ることを目的に、燃料価格高騰に伴う国による激変緩和事業等によっても、依然として厳しい状況が続いている タクシー事業者に対し、京都市内の本社等で一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両1両につき1万円の燃料費の高騰を踏まえた支 援を行う。									○
京都府	京丹後市	4	京丹後市みんなの ありがとうクーポン 券発行事業	・新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされ、または売り上げが著しく減少している市内の宿泊施設、飲食店、タクシー事業者等 において市民がクーポン(商品券)を使用することで、市民の生活を支援し、低迷する地域経済の活性化を図る。クーポン1枚1,000円。市内 全世帯に世帯員数分配布。事前にクーポン券取扱店の登録を行い認定を受けた店舗等で利用可能。	○								
京都府	京丹後市	2	地域交通運行維持 給付金	地域交通の維持や市民・観光客の移動手段を守るため、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響を受けている貸切バス、タクシー 事業者に対して、事業専用車両の維持管理を支援。 ・対象事業者:一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業者)、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業者(介護タクシー事業者含む))※ 緑ナンバー車両(事業用)のバス車両、タクシー車両が対象で、所有台数に応じて支援。 ・給付額:バス車両…8万円/台、タクシー車両…5万円/台		○							
京都府	京丹後市	2	地域交通運行維持 給付金 ※上記給付金の2 回目の支援。	地域交通の維持や市民・観光客の移動手段を守るため、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響を受けている貸切バス、タクシー 事業者に対して、事業専用車両の維持管理を支援。 ・対象事業者:一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業者)、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業者(介護タクシー事業者含む))※ 緑ナンバー車両(事業用)のバス車両、タクシー車両が対象で、所有台数に応じて支援。 ・給付額:バス車両…8万円/台、タクシー車両…5万円/台			○						
京都府	京丹後市	2	高速バス運行支援 事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に深刻な影響を受けている高速バス事業については、住民の長距離移動手段の1つとして、また鉄 道の代替手段としても重要な移動手段であり、同時に京阪神からの観光誘客に欠かせないものであるため、2市1町(京丹後市、宮津市、与謝野 町)で協議して高速バス事業を支援するもの。 ・補助対象事業者:丹後海陸交通網 ・補助対象経費:9,410千円 ・補助率:京丹後市負担分 4,517千円			○						
京都府	京丹後市	2	地域交通運行維持 給付金 ※上記給付金の3 回目の支援。	地域交通の維持や市民・観光客の移動手段を守るため、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響を受けている貸切バス、タクシー 事業者に対して、事業専用車両の維持管理を支援。 ・対象事業者:一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業者)、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業者(介護タクシー事業者含む))※ 緑ナンバー車両(事業用)のバス車両、タクシー車両が対象で、所有台数に応じて支援。 ・給付額:バス車両…8万円/台、タクシー車両…5万円/台	-	-	-	-	-	-			
京都府	京丹後市	4	全事業所等光熱費 対策(全業種)	急激な原油価格高騰を受け、経費負担の上昇と適切な価格転嫁が難しい状況にあるなか、全業種を対象とした支援給付金を創設し、市内事業者 の負担軽減と経営の安定化を図る。 対象経費:事業の用に供する光熱費(電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油及び混合油) 対象期間:令和3年11月～令和4年10月の間の任意の3ヶ月 給付額:対象期間に支払った光熱費の10% 限度額:法人30万円、個人事業主10万円(複数施設を有する場合は1施設ごとに上限額を加算)									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
京都府	京丹後市	4	事業用車両燃料費 対策(運送業等)	原油価格高騰の直接的な影響を受けながら、その価格上昇分のコストを反映しづらい環境にある公共交通事業者、運輸事業者、社会福祉関係 事業者に対して、所有する運輸関連車両の走行距離及び車両の大きさに応じた給付金を交付し、負担の軽減を図り事業の継続と経営維持を支 援するもの。 対象経費:事業用車両の運行に要した燃料費(ガソリン代・軽油代) 対象期間:令和3年11月～令和4年10月 給付額:対象期間に支払った燃料費総額の10%を対象車両数で割った額と該当車両に応じた限度額(普通自動車・被けん引車30,000円、小型自 動車25,000円、軽自動車5,000円)を比較して小さいほうの額をそれぞれ足した総額。									
京都府	福知山市	1	バス・タクシー事業者 等緊急支援事業	【路線バス事業者緊急支援金】 路線バス運行事業者に対し、バス車両の感染防止対策費として、車両1台あたり15万円を支援。 【タクシー事業者緊急支援金】 タクシー事業者に対し、タクシー車両の感染防止対策費として、車両1台あたり5万円を支援。 【自家用有償旅客運送事業者緊急支援金】 自家用有償旅客運送事業者に対し、事業に使用する車両の感染防止対策費として、車両1台あたり3千円を支援。		○							
京都府	福知山市	2	地域公共交通燃料 価格激変緩和対策 事業	【地域公共交通燃料価格激変緩和対策補助金】 市内バス運行事業者及びタクシー事業者並びに自家用有償運送実施団体に対し、激変緩和対策補助金として、基準月における小売価格と月 平均小売価格との差額に燃料使用量を乗じた額を支援。									
京都府	宇治市	2	宇治市中小企業等 事業継続支援金	・市内に営業所がある中小事業者、市内に住民登録がある個人事業者(タクシー事業者含む)で、コロナの影響で事業収入が前年同月比15%以 上減少している事業者に10万円を給付する。 (予算額:280,000千円の内数)	○	○							
京都府	宇治市	2	宇治市地域公共交 通支援事業	・市内に路線または営業所がある交通事業者(乗合バス・タクシー)で、コロナの影響で事業収入が前年同月比15%以上減少している事業者に2 5万円を給付する。 (予算額:1,750千円)		○							
京都府	宇治市	1	宇治市地域公共交 通支援事業	・市内に路線があるバス事業者で車両等の衛生対策に係る経費を1事業者につき300万円を上限に補助。 ・市内に営業所があるタクシー事業者で車両等の衛生対策に係る経費を1事業者につき、30万円を上限に補助。 (予算額:4,200千円) ※国交省2次補正事業の協調補助を含む支援。		○							
京都府	宇治市	1	宇治市地域公共交 通支援事業	・市内に路線があるバス事業者で車両等の衛生対策に係る経費を1事業者につき300万円を上限に補助。 ・市内に営業所があるタクシー事業者で車両等の衛生対策に係る経費を1事業者につき、30万円を上限に補助。 (予算額:4,200千円)					●				
京都府	宇治市	4	観光情報発信事業	・宇治への訪問意欲の喚起と、行動につながる宣伝広報を行うため、様々な媒体による情報発信を実施。 様々な媒体として、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者にも広告掲載等を依頼。 (予算額:13,500千円(うち、交通事業者5,000千円))							○		
京都府	宇治市	4	地域公共交通燃料 費高騰対策事業費	対象事業者:市内に路線があるバス事業者、市内に営業所等があるタクシー事業者(個人含む) 対象経費:対象期間中に購入した燃料費の内、コロナ前と比較し増加した費用 補助額:コロナ前の単価と対象期間中の単価の差額の2分の1に購入量を乗じた額 上限単価:ガソリン及び軽油10円/ℓ、LPガス5円/ℓ 予算額:8,700千円								●	
京都府	宮津市	1	交通事業者への感 染防止対策支援	・タクシー事業者の感染防止対策として、オゾン殺菌消毒機やマスク及び消毒液の購入を支援。 (事業費:430千円) ・公共交通空白地有償運送事業者の感染防止対策として、マスク及び消毒液の購入を支援。 (事業費:120千円)		○							
京都府	宮津市	2	交通事業者への事 業継続支援	・タクシー事業者の運行継続のため、1台あたり10万円を支援のための交付金として支出。 (事業費:1,500千円)		○							
京都府	宮津市	2	高速バス運行支援 事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に深刻な影響を受けている高速バス事業については、住民の長距離移動手段の1つとして、また鉄 道の代替手段としても重要な移動手段であり、同時に京阪神からの観光誘客に欠かせないものであるため、2市1町(京丹後市、宮津市、与謝野 町)で協議して高速バス事業を支援するもの。 補助対象事業者:丹後海陸交通株式会社 補助対象経費:9,410千円 補助率:宮津市負担分 3,858千円			○						
京都府	宮津市	2	交通事業者への事 業継続支援	・タクシー事業者の運行継続のため、1台あたり25万円を支援のための交付金として支出。 (事業費:3,000千円)							○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
京都府	京田辺市	4	京田辺市バスポイント付与事業	「京田辺市公共交通応援宣言～Keep Public Transportation～」に伴う事業 キャンセル決済推進を応援するため、安心して路線バスを利用し、ひいては困難な状況に直面しているバス事業者の経営を側面から応援するため交通系ICカードを活用し、ポイント付与やプレミアムチャージを実施します。 ・対象事業者:市内に住民登録がある子を持つ世帯(第1回目受付:中学生以下、第2回目受付:高校生以下) ・対象事業者:市内に路線を有する路線バス事業者(ICカードにバスポイント付与) 市内に路線を有する路線バス事業者(ICカードにプレミアムチャージ) ・予算総額:27,700千円			○						
京都府	京田辺市	1	感染症対策支援金	「京田辺市公共交通応援宣言～Keep Public Transportation～」に伴う事業 キャンセル決済の推進と継続した感染症対策を支援するために路線バス事業者及びタクシー事業者に対し支援するもの ・対象事業者 路線バス事業者:市内に路線を有する路線バス事業者 タクシー事業者:市内に本店又は営業所を有するタクシー事業者 ・対象 キャンセル決済機器を導入済みであることを要件にバス1台あたり50千円 キャンセル決済機器を導入済みであることを要件にタクシー1台あたり30千円 ・予算総額:8,500千円			○						
京都府	京田辺市	2	負担金路線バス維持確保事業	新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化によって、収束後も利用客がコロナ禍以前の9割までしか回復しないとされている公共交通のうち、本市が運行経費の一部を負担しているバス路線に関する負担金を増額することで、引き続き地域住民の移動手段を確保するもの。 ・各路線の負担金額の1割分を増額 ・予算総額:4,653千円								○	
京都府	京田辺市	2	燃料価格高騰による地域公共交通への影響緩和事業	燃料価格の高騰によって大きな影響を受けている公共交通事業者(バス・タクシー)について、燃料価格の高騰による企業活動への影響を最小限に抑えるため、公共交通の運行に要する燃料費を支援するもの。								○	
京都府	京田辺市	2	路線バス利便性向上支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響で利用客が激減している路線バスについて、市内を運行する全てのバス事業者の発着点となるロータリーの案内標識(バス優先案内及び時刻表)を事業者が改修することに対して支援金を交付することで、利便性を向上させ、利用者の増加を図り、もって市民生活に必要な路線バスを維持するもの。								○	
京都府	木津川市	1	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業	公共交通事業者が実施するバス車両の抗菌対策費用に対し補助を行う。 ・市内に路線を有するバス事業者 ・市内コミュニティバスを運行する事業者 ※施工額の1/2を補助対象とし、国等が行う抗菌に対する補助を施工費から除いた分を上限とする。		○							
京都府	木津川市	2	観光誘客確保維持支援金	観光誘客の目的を含んで市内を運行している交通事業者を対象に定額給付するもの。 ・市内で路線運行しているバス事業者:300万円 ・市内に事業者があるタクシー事業者:100万円		○							
京都府	木津川市	2	公共交通確保維持支援金	新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少などにより、厳しい経営状況に置かれている、バス・タクシー事業者に対して、持続可能な公共交通の維持を目的として補助を行う。 市内バス運行事業者(系統数×30万円、上限額500万円) 市内タクシー事業者(車両台数×10万円、上限額100万円)									
京都府	木津川市	4	市内バス無料Day	木津川市内のバス(路線バス・コミュニティバス)の利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少しており、このまま減少した状態が継続し、運賃収入の減少が続くこととなると、持続可能な公共交通を保持することができなくなる。 そこで、市内バスについて、3日間無料とする日を設けて、現在利用されている方はもちろんのこと、現在利用されていない方が利用してもらう機会を創設することで、今後の利用者増につなげることを目的とする。 バス運賃:5,064,000円 (内訳) 奈良交通路線バス分 1,558,000円/1日×3日間=4,674,000円 山城線分 37,345円/1日×3日間=112,035円 奥細線 40,348円/1日×3日間=121,044円 チラシ作成費:247,500円×1.1=272,250円 広報折込費用:1.9円×32,500部×1.1=67,925円									
京都府	京丹波町	1	公共交通等応援事業	・感染防止対策として車両抗菌を行うバス事業者(乗合・貸切)に対する支援。 (予算額:3,040千円) ※国交省2次補正事業の協調補助を含む支援。		○							
京都府	与謝野町	1	与謝野町タクシー事業者支援給付金	・消毒殺菌を行うオゾン発生機をタクシーに設置するための購入費補助。 (予算額:80千円)		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●
京都府	与謝野町	2	高速バス運行支援 事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に深刻な影響を受けている高速バス事業については、住民の長距離移動手段の1つとして、また鉄道の代替手段としても重要な移動手段であり、同時に京阪神からの観光誘客に欠かさないものであるため、2市1町(京丹後市、宮津市、与謝野町)で協議して高速バス事業を支援するもの。 ・補助対象事業者:丹後海陸交通㈱ ・補助対象経費:9,410千円 ・補助率:与謝野町負担分 1,035千円			○						
京都府	宇治田原町	1.2	地域公共交通事 業者支援事業	コロナ禍において住民が安心して移動できるよう、町内を運行する路線バス事業者への支援を行う。 ①車両抗ウイルス支援(交付額:261,000円) →事業者が国補助金を活用し、所有する車両に抗ウイルス加工を行う費用のうち、補助対象とな らない額に対して補助。 ②減収対策・経営改善緊急支援(交付額:6,678,000円) →事業者が試算したコロナ禍による減収の影響に対し、同社の経営努力(人件費・事務費等削減、 運賃改定等)を図っても、なお生じる赤字相当額の1/2に対して補助。		○				○			
京都府	大山崎町	1	感染症防止対策支援	・3密対策に係る経費や感染予防対策用品の購入経費等の一部を支援。 (予算額:2,000千円) ※国交省2次補正事業の協議補助を含む支援。		○							
京都府	大山崎町	1.2	公共交通運行継続 支援事業	・地域の公共交通維持のため、町内を運行する公共交通機関に対し、緊急事態措置発令中における3密対策に係る経費 や感染予防対策用品の購入経費等の一部を支援。 (予算額:2,288千円)						●			
京都府	大山崎町	1.2	公共交通運行継続 支援等補助事業	・地域の公共交通維持のため、町内を運行する公共交通機関に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による減収分を補助 (予算額:735千円)									○
京都府	和東町	2	にぎわい回復周遊 バス支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響で減少した観光客の公共交通の利用と地域経済の衰退の改善を図るため、町内の公共交通を利用する観光客 等に対して、町内登録事業者で利用できる商品券を配布し、公共交通の利用促進及び地域経済の好循環に資する。 観光客等への商品券(高工事業者への補助金)1,000円/人×1,300名									○
京都府	和東町	2	路線バス高齢者利 用促進乗車券事業	数え70歳の方を対象として希望者に1万円分がチャージされた交通系ICカードを配布する。 (10,000円+500円(ICカードデポジット)×87名(うち8割分))									
京都府	和東町	2	路線バス運行維持 補助金	少子化や転出による人口減少、自家用車の普及によりバスの利用者が減少する中、公共交通の確保を図るため補助金を交付する。(国・府か らの補助金の運行損分の想定額)									
京都府	和東町	2	タクシー運賃助成 事業	交通空白地域住民の生活路線を確保するため、住民負担額に対する運賃補助をする。 住民負担:1乗車 300円/人(子ども、障害者は300円) 運賃と住民負担の差額を町が負担									
奈良県	奈良県	1	奈良県新型コロナウイルス 感染症対策緊急 支援事業	【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】 旅行者と観光事業者(交通事業者含む)の安心・安全を確保することを目的とした、感染症予防のための取組 ・補助対象経費:感染症拡大防止対策に要する備品等の設置にかかる経費(サーモグラフィの設置、非接触検温器の購入、パーテーションの設 置、自動手指消毒器の設置等) ・補助率:2/3 上限400万円 ・予算総額 2億円 ※他15件の補助対象事業あり		○							
奈良県	奈良県	1	新型コロナウイルス 感染症対策緊急 支援事業	【感染症防止対策】 県内の中小企業等が行う新型コロナウイルス感染症対策等、新型コロナウイルスの影響を受けて、新たに取り組む事業 ・補助対象経費:サーモグラフィ、空気清浄機の購入、テレビ会議システムの導入、テレワーク環境の整備、非接触・非対面機器の導入等 ・補助率:3/4 上限50万円(下限20万円) ・予算総額 10億2千5百万円 ※他1件の補助対象事業あり		○							
奈良県	奈良県	1	公共交通基本計画 推進事業	※令和3年度当初予算に計上 【感染症防止対策】 地域交通事業者による感染症防止対策や収益性向上の取組に対し補助 ・感染症防止対策又は事業の収益性向上に向けた取組に要する経費 ・補助率1/3 ・予算総額 25百万円									
奈良県	奈良県	1	公共交通基本計画 推進事業	【感染症防止対策】 公共交通の利用を喚起するため、安心して公共交通機関を利用できるよう感染症防止対策に努める事業者を支援 ・予算総額(下記運行支援と併せて35百万円)								○	
奈良県	奈良県	2	公共交通基本計画 推進事業	【運行支援】 南部・東部を中心とする広域的な路線バスの収支が悪化する中、『社会インフラ』としてサービス提供を継続する事業者を支援 ・予算総額(上記感染症防止対策と併せて35百万円)								○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正 分)の活用 の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	活用したものに ○	9/9まで活用 したものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●	
奈良県	奈良県	4	燃料価格高騰対策 事業(公共交通・運 送業)	原油価格高騰による負担の軽減を図るため、公共交通事業者や運送事業者に対し補助 負担区分。 県(地方創生臨時交付金)1/2、実施主体1/2(バス・タクシー)、184,000千円 ※予算 県(地方創生臨時交付金)1/4、実施主体3/4(トラック)、520,000千円									●		
奈良県	奈良県	4	公共交通事業者燃 料価格高騰対策支 援事業	燃料価格高騰の影響を受ける公共交通事業者の事業継続を支援するため、燃料費上昇分の一部を支援予定 【対象者】一般旅客自動車運送事業者(路線バス・貸切バス・タクシー(福祉輸送限定除く))										●	
奈良県	奈良県	4	奈良県貨物運送事 業燃料価格高騰対 策補助金 (当初支援)	燃料価格高騰の影響を受ける貨物自動車運送業を営む県内中小企業等の事業継続及び改善の支援 【対象者】一般・特定貨物自動車運送事業を営み、県内に営業所を有する中小企業及び個人事業主 【補助単価・補助率等】 ・普通貨物車1台につき5万円 ・小型貨物車1台につき2万円 ※奈良ナンバーもしくは飛鳥ナンバーの緑ナンバーを対象とする。 ※リース車両を含む。軽自動車及び被牽引車は除く。 ※支援金の交付と別に、上記対象者に対し、中長期的な経営改善を目的とした研修会を開催。 ※支援金申請受付期間:令和4年8月1日~10月31日										●	
奈良県	奈良県	4	公共交通事業者燃 料価格高騰対策支 援事業	燃料価格高騰の影響を受ける公共交通事業者の事業継続を支援するため、燃料費上昇分の一部を支援 【対象者】一般旅客自動車運送事業者(路線バス・貸切バス・タクシー(福祉輸送限定除く))											○
奈良県	奈良県	4	奈良県貨物運送事 業燃料価格高騰対 策補助金 (追加支援)	燃料価格高騰の影響を受ける貨物自動車運送業を営む県内中小企業等の事業継続及び改善の更なる支援 【対象者】一般・特定貨物自動車運送事業を営み、県内に営業所を有する中小企業及び個人事業主 【補助単価・補助率等】 ・普通貨物車1台につき5万円 ・小型貨物車1台につき2万円 ※奈良ナンバーもしくは飛鳥ナンバーの緑ナンバーを対象とする。 ※リース車両を含む。軽自動車及び被牽引車は除く。 ※支援金申請受付期間:令和5年1月4日~1月25日											○
奈良県	奈良県	4	公共交通環境負 荷低減促進事業	新型コロナウイルス感染拡大によって厳しい経営環境に置かれている交通事業者に対し、事業の持続性を確保し、コロナ収束後の地域の移動を 支えるため、経営持続性に資する環境性能に優れた次世代自動車の導入費用の一部を支援 【対象者】一般乗合旅客自動車運送事業者											●
奈良県	香芝市	1	タクシー事業者向 け安全・安心確保 緊急支援事業	・当市を交通圏とするタクシー事業者 ・車内における運転席と後部座席を隔離する ・飛沫感染防止策に関する事業補助 補助限度額:1台あたり2万円(140万円) ・マスク、消毒液の配布(113万円)	○										
奈良県	香芝市	1	路線バス事業者必 需品供給事業	・市内を運行する路線バス事業者 ・マスク、消毒液の配布(54万円)	○										
奈良県	香芝市	1	市が運営する公共 交通の運行事業者 向け感染拡大防止 対策	○コミュニティバス ・運転席の後ろに飛沫感染を防止するためアクリル板を設置 ・乗降口にアルコールスプレーを設置 ・定期的な車内消毒作業を実施 ○アmend交通 ・乗合となる場合にマスクの配布を実施	○										
奈良県	香芝市	1	市コミュニティバス の抗菌加工	・地域の公共交通を安全かつ安心に維持することを目的として、コミュニティバスの車両について、抗菌対策を実施する。 抗菌加工費用(400千円) (コミュニティバス 4台)			○								
奈良県	香芝市	1.2	コミュニティバス・タ クシー共通利用券 交付事業	・ワクチン接種会場への移動手段の確保並びにタクシー事業者への経済支援のため、65歳以上の高齢者に対し、コミュニティバス・タクシー共通 利用券4枚交付(共通利用券1枚につき、コミュニティバス1乗車無料、もしくはタクシー初乗り基本料金(中型690円等)を助成)					○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
奈良県	香芝市	1	必需品供給事業(公共交通)	市内を運行する路線バス・コミュニティバス・タクシーの運転者用マスクの配布 市内を運行するタクシー事業者及び鉄道事業者に消毒液の配布 (1,000千円)					●				
奈良県	香芝市	1	必需品供給事業(公共交通)	市内を運行する路線バス・コミュニティバス・タクシーの運転者用及び鉄道事業者の従業員用マスクの配布 市内を運行する路線バス・タクシー事業者及び鉄道事業者に消毒液の配布 (816千円)								○	
奈良県	香芝市	2	タクシー事業者燃油価格高騰対策支援事業	燃油価格高騰対策として、西大和交通圏域内に営業所を置くタクシー事業者に対し、市町(2市1町)で共同して支援金を交付する。 補助対象者 市内に営業所を置くタクシー事業者 補助金額 25000円/台 事業費 325千円								○	
奈良県	香芝市	2	地域交通事業者燃油価格高騰対策支援事業	燃油価格高騰対策として、香芝市内に営業所を置くタクシー事業者及び香芝市内を運行する路線バス事業者に対し、支援金を交付する。 補助対象者 市内に営業所を置くタクシー事業者・市内を運行する路線バス事業者 補助金額 タクシー 30000円/台 路線バス 7.72円/km 事業費 2,083千円								●	
奈良県	桜井市	1	新型コロナウイルスによる影響に対するタクシー事業者への支援	市内のタクシー事業者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、透明シートや消毒液の購入などに係る経費を助成(事業額:900千円)	○								
奈良県	桜井市	1	コミュニティバス等における感染症拡大防止対策補助事業	交通事業者が行う感染拡大防止対策であるバス車両の抗菌処理に関して、コミュニティバス対象車両に対する費用の補助を行う。		○							
奈良県	桜井市	4	市内事業所応援キャンペーン桜井サポート商品券配布事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、消費者の家計支援、消費の落ち込みにより業績に大きな影響が及んでいる市内事業者への支援、経済対策等を行うため、市内の全世帯を対象として市内の登録店で利用できる桜井サポート商品券(共通券3,000円分、限定券3,000円分)を配布。登録店にタクシー事業者を含む。	○								
奈良県	桜井市	4	市内事業所応援キャンペーン桜井サポート商品券配布事業 第2弾	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、消費者の家計支援、消費の落ち込みにより業績に大きな影響が及んでいる市内事業者への支援、経済対策等を行うため、市内の全世帯を対象として市内の登録店で利用できる桜井サポート商品券(共通券1,500円分、限定券1,500円分)を配布。登録店にタクシー事業者を含む。			○						
奈良県	桜井市	4	後期高齢者への移動支援事業	市内在住の後期高齢者(75歳以上)に対し、ワクチン接種の際の移動手段として、また外出時における公共交通の利用助成として、市内タクシー・バスで利用できる100円×10枚のクーポン券を交付			○						
奈良県	桜井市	2	桜井市交通事業者経営支援事業	燃料費の高騰、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のための外出自粛等の影響により厳しい経営環境にある交通事業者(バス、タクシー)へ支援金を交付する。 大型バス車両1台につき100,000円 中型バス車両1台につき80,000円 小型バス車両1台につき60,000円 タクシー車両1台につき30,000円							○		
奈良県	桜井市	2	桜井市鉄道事業者経営支援事業	燃料費の高騰、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のための外出自粛等の影響により厳しい経営環境にある鉄道事業者へ支援金を交付する。 1事業者につき 上限200万円							○		
奈良県	奈良市	1	新型コロナウイルスの感染拡大防止のための公共交通車両に対する支援	公共交通車両(バス、タクシー)に対し、乗務員と乗客を隔てるビニール素材のセパレーターカーテン資材を提供 タクシー・タクシー用セパレーターカーテン バス、バス用カーテン・作成用ビニールロール (市の予算費にて執行済)	○								
奈良県	奈良市	2	観光関連交通事業者に対する支援	経済的に大きな影響を受けた観光に関連するタクシー、貸切バス事業者に対して支援を行うことで、事業継続の一助とする。 ・タクシー事業者への支援 所有車両1台につき2万円 (1事業者につき上限100万円、下限10万円) 【予算額】9,980千円 ・貸切バス事業者への支援 所有車両1台につき6万円 (1事業者につき上限200万円、下限20万円) 【予算額】12,160千円 ※支援額の1/2は県から市へ補助金として交付予定	○								
奈良県	奈良市	1	バス・タクシー利用環境整備支援事業	バス事業者やタクシー事業者が市内の運行に係る車両に対して新型コロナウイルスの感染拡大防止のために空気清浄装置の設置や抗菌コート処理等の対策を実施した場合に補助する。 補助率は事業者負担額の4/5以内、補助金の上限はバスが車両1台あたり6万円、タクシーが車両1台あたり2万円の予定 【予算額】41,800千円		○							
奈良県	奈良市	2	妊婦へのタクシー利用割引券の配布による外出支援、タクシー利用促進事業	妊婦の方の医療機関の受診や生活必需品等の購入時における個別移動手段を確保するため、タクシー利用割引券を配布する。 対象者には500円割引券を10枚配布予定。 市民のタクシーの利用機会増加により、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けているタクシー事業者の支援につなげる。 【予算額】12,500千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●							
奈良県	奈良市	2	高齢者へのタクシー利用割引券の配布による外出支援・タクシー利用促進事業	高齢者(70歳以上の世帯)の方の医療機関の受診や生活必需品等の購入時における個別移動手段を確保するため、タクシー利用割引券を配布する。 市民のタクシーの利用機会増加により、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けているタクシー事業者の支援につなげる。 【予算額】111,300千円		○														
奈良県	奈良市	2	新型コロナウイルス感染症対策等の広報(バス広告を活用)	新型コロナウイルス感染症対策に係る市の広報手段の一つとして、市内の路線バス車両の後部ラッピング広告を活用 【予算額】6,993千円		○														
奈良県	奈良市	2	高齢者へのバスチャージ優待券交付による外出支援・バスの利用促進事業	70歳以上の市民の希望者に交付している「なままるカード」(奈良交通路線バスで利用可能なICカード乗車券機能を搭載、市内に係る乗車は1乗車100円の優待措置あり)所有者に対してバスチャージ優待券1,000円を交付し、市民のバス利用を促進する。 【予算額】63,300千円		○														
奈良県	奈良市	1	スクールバス等における感染防止対策事業	スクールバス、コミュニティバス等に抗菌・抗ウイルス加工を行うことで乗車時の感染リスク軽減を図る。 スクールバス、コミュニティバス等の抗菌・抗ウイルス加工に係る経費18台分 【予算額】3,600千円				●												
奈良県	奈良市	4	観光コンテンツ造成補助事業	新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する観光需要を受け、観光事業を中心に地域経済の回復を図るため、課題である滞在時間の延長、宿泊の推進による観光消費額の増加に寄与する観光コンテンツを募集し、その造成等に係る費用の一部を補助する。 【予算額】31,000千円で10件を募集し、うち、1件を西日本旅客鉄道株式会社(R西日本)から応募のあった市内でのデジタルスタンプラリーの実施に係る事業(上限額3,000千円)を採択した。				●												
奈良県	奈良市	2	妊婦へのタクシー利用割引券の配布による外出支援・タクシー利用促進事業(令和3年度実施分)	妊婦の方の医療機関の受診や生活必需品等の購入時における個別移動手段を確保するため、タクシー利用割引券を配布する。 対象者には500円割引券を10枚配布。 市民のタクシーの利用機会増加により、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けているタクシー事業者の支援につなげる。 【予算額】10,300千円				●												
奈良県	奈良市	2	妊婦へのタクシー利用割引券の配布による外出支援・タクシー利用促進事業(令和4年度実施分)	妊婦の方の医療機関の受診や生活必需品等の購入時における個別移動手段を確保するため、タクシー利用割引券を配布する。 対象者には500円割引券を10枚配布。 市民のタクシーの利用機会増加により、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けているタクシー事業者の支援につなげる。 【予算額】11,800千円									●							
奈良県	奈良市	2	公共交通事業者燃料費高騰対策支援	コロナ禍により多大な影響を受ける中、さらに燃料価格の高騰の影響を受けながらも、市民生活や経済活動を支える重要なインフラとして運行を継続しているタクシー事業者(一般タクシー)、路線バス事業者を対象に、タクシーについては営業台数に応じて、路線バスに関しては市内の走行キロに応じて燃料費上昇分に見合った金額を申請により支援金として支給する。 【予算額】61,100千円										●						
奈良県	王寺町	1	タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業	○タクシー ・町内に本社または営業所を有しており、奈良県タクシー協会または奈良県個人タクシー協会に加盟しているタクシー事業者 ・運転席と後部座席等を隔離する感染症の飛沫感染防止策を実施した補助対象 車両1台当たり2,500円	○															
奈良県	三郷町	1	利用者安心乗り合えない予約制乗合タクシー事業	密接・密集を避け、安心して三郷町予約制乗合タクシーを利用していただけるように、利用者数に対して余裕を持った便数で運行する(1次補正分: 予算1,624千円、奈良モドル分: 1,581千円、2次補正分: 予算2,030千円)	○	○														
奈良県	三郷町	2	三郷町予約制乗合タクシー運行委託(燃料高騰対策分)	「予約制乗合タクシー」の安定的な運行を支援するもので、昨今の世界情勢の変化による燃料価格高騰の影響を受けながらも、予約制乗合タクシーの運行を実施している事業者に対し、燃料高騰対策費を追加契約する。										●						
奈良県	大和郡山市	1	物品支援	○タクシー(法人営業) 車内の前後を仕切るセパレートビニールシートを台数配布																
奈良県	大和郡山市	1	大和郡山市交通事業者感染拡大防止事業補助金	交通事業者(バス、タクシー)が行う感染防止対策事業に係る費用を補助		○														
奈良県	大和郡山市	2	大和郡山市公共交通燃料費高騰支援事業	市内公共交通事業者に対し、燃料費高騰への支援金を交付。バス事業者: (R3実車走行距離/R3平均燃費) × 燃料費高騰差額(R3-R2比較)、タクシー事業者: 55,000円/台(運輸局登録かつ休車でない車両)。予算: 8,700千円。										●						
奈良県	大和高田市	1	タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業	タクシー車両内における運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止対策事業 ビニールシート50枚(1530円/枚) 補助額計 76,500円 実施済み	○															
奈良県	大和高田市	1	コミュニティバス抗菌対策事業	コミュニティバスを安心・安全に利用していただくために、車内の抗菌対策を実施する。(コミュニティバス3台)		○														
奈良県	大和高田市	1, 2	公共交通事業者継続支援事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う利用者減少により事業活動に支障が生じているタクシー事業者への支援事業 ○対象: 市内に営業所を有する事業者 ○支給額 ・事業継続支援分 奈良運輸支局登録台数10台以上の営業所の場合、1営業所につき100千円 奈良運輸支局登録台数10台未満の営業所の場合、1営業所につき50千円 ・感染対策支援分 奈良運輸支局登録台数1台につき20千円							●									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	
					(R2・1次補正分の活用の有無)	(R2・2次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正繰越分の活用の有無)	(事業者支援分)の活用の有無	(追加事業者支援分)の活用の有無	(R3補正分)の活用の有無	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
奈良県	大和高田市	1	コミュニティバス抗菌対策事業	コミュニティバスを安心・安全に利用していただくために、車内の抗菌対策を実施する。(コミュニティバス2台)			○							
奈良県	大和高田市	4	地域振興券等発行業務	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への経済対策および市民への生活支援を目的とし、市内店舗で使用できる大和高田市地域振興券を一人あたり5,000円分と、新型コロナウイルス感染症の予防を啓発する内容を記載したエコバックを各世帯へ配布。登録店にタクシー事業者を含む。		○								
奈良県	大和高田市	4	プレミアム付商品券事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業所の活性化および家計に対する支援策として、市民を対象としたプレミアム付商品券(1冊額面総額5,000円(4,000円プレミアム付)の発行・販売を行うことで市民の消費を喚起し、市内の景気を回復させる。登録店にタクシー事業者を含む。				●						
奈良県	田原本町	1	タワラモトタクシー利用料金助成制度	・タクシー事業者が実施する救援事業。住民が利用した場合、住民に対し利用料金の一部を助成する。(タクシー事業における基本料金相当分)従来より実施しているタクシー利用した場合の助成券の対象を救援事業にも活用できるよう制度変更を実施する。 ・予算規模 552千円(町内3事業者、利用者に対して1回あたり670~690円の助成)										
奈良県	大淀町	1	一般タクシー車両衛生確保事業	・タクシー車両内における運転席と後部座席を隔離するためのセパレーターカーテンを支給。 (対象:町内タクシー事業者、補助方法:現物支給、経費:290千円。)	○									
奈良県	大淀町	1	コミュニティバス車両衛生確保事業	・よどりバス車両における抗菌コート加工。 (予算総額:462千円)		○								
奈良県	大淀町	2.4	公共交通利用促進事業	・65歳以上の高齢者のコロナワクチン接種に係る移動支援、および町内タクシー事業者支援のため、高齢者にタクシーチケットを配布。 (対象:高齢者・町内タクシー事業者 予算額:11,027千円(第2回提出時15,544千円、第5回提出時4,517千円))				●						
奈良県	大淀町	2.4	公共交通利用促進事業(タクシーチケット2回目)	・65歳以上の高齢者のコロナワクチン接種に係る移動支援、および町内タクシー事業者支援のため、高齢者にタクシーチケットを配布。 (対象:高齢者・町内タクシー事業者 予算額:3,216千円)									●	
奈良県	大淀町	2.4	公共交通利用促進事業(タクシーチケット3回目)	・65歳以上の高齢者のコロナワクチン接種に係る移動支援、および町内タクシー事業者支援のため、高齢者にタクシーチケットを配布。 (対象:高齢者・町内タクシー事業者 予算額:4,764千円)									●	
奈良県	大淀町	2.4	公共交通利用促進事業(タクシーチケット4回目)	・65歳以上の高齢者のコロナワクチン接種に係る移動支援、および町内タクシー事業者支援のため、高齢者にタクシーチケットを配布。 (対象:高齢者・町内タクシー事業者 予算額:4,764千円)										○
奈良県	天理市	1	-	天理市を交通圏とするタクシー事業者の全車両(約80台)に対し、タクシー車両内における運転席と後部座席を隔離するための間仕切り用ビニールシートを提供。										
奈良県	天理市	2	公共交通事業者等緊急支援交付金	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域の公共交通の担い手であるタクシー事業者の事業継続を支援するための給付金を支給する。 ○対象:市内で営業するタクシー事業者 ○支給額:2万円×事業用車両台数 ※支給額の1/2は県からの補助金として交付予定		○								
奈良県	天理市	1	コミュニティバス感染防止対策助成事業	天理市コミュニティバス「いちよう号」車両内における抗菌・抗ウイルス対策に係る経費について2分の1を補助する。 ○対象:本市のコミュニティバスを運行する交通事業者 ○支給額:120,000円×2台×1.1×1/2(補助率)=132,000円		○								
奈良県	天理市	2	高齢者外出支援タクシー利用割引券配布事業	コロナ禍における高齢者の医療機関の受診や日常生活における移動・外出を支援し、もって新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりタクシーの利用が落ち込んでいる市内のタクシー事業者の事業継続を支援するため、タクシー利用割引券を配布する。 ○対象:市内に住居登録のある65歳以上の者 ○500円の割引券を1人2枚配布				●						
奈良県	天理市	2	天理市公共交通事業者燃料高騰対策支援金	新型コロナウイルス感染症及び燃油価格の高騰を受けながらも、市民の日常生活や経済活動を支える重要なインフラとして運行を継続している公共交通事業者を対象に、燃料費高騰分に係る影響額の一部について、緊急的に支援し、地域公共交通の維持確保に努める。 ●路線バス事業者 営業走行キロに応じて支援 【支援額】 天理市内総走行距離÷平均燃費×燃料単価高騰額=支援金額 151,417.1(km)÷2,391(km/L)×25.40(円/L)=1,608,530=1,609,000円 支援額:1,609,000円(千円未満切捨て) ●タクシー事業者 市内の営業所において保有するタクシー1台あたり2.5万円 【支援額】 47台×25,000=1,175,000 支援額:1,175,000円										●
奈良県	宇陀市	1	タクシーバス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業	市内タクシー事業者、市営有償バス運行事業者に対し、運行車両における新型コロナウイルス感染症対策として、防護シートを設置。(実施済み)		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
奈良県	宇陀市	4	公共交通利用券の発売	本市で発売するプレミアム商品券に加えて、市内を走る①~⑦の地域公共交通(近鉄電車を除く)を利用できる公共交通利用券(1000円分)追加し、販売予定10,000円の購入で14,000円(商品券13,000円分と公共交通利用券1000円分)が利用できます。 ①宇陀市を走る奈良交通線の路線バス ②宇陀市内に事業所を置く民間タクシー ③市営有償バス(榛原大野線、大宇陀南線) ④デマンド型集合タクシー ⑤空白地有償バス(らくらくバス等) ⑥連携コミュニティバス(わくわくバス) ⑦ほっとバス線 ※印刷防止のため、セキュリティプログラム付とします。		○								
奈良県	宇陀市	2	公共交通応援事業	■タクシー事業者 ・対象:宇陀市内を運行するタクシー事業者(宇陀市内事業者) ・対象事業者数:2 所有車両:14台 1台につき、3万円を支給 1事業所につき、感染防止対策費用 2万円 ■バス事業者 ・対象:市内を運行するバス事業者(公共交通事業に携わり営業所が宇陀市内に置くもの) ・運行事業者数:1社 1路線につき、3万円を支給 1事業所につき、感染防止対策費用 40万円 ■市営有償バスの運行委託事業者 1事業所につき、感染防止対策費用 5万円		○								
奈良県	五條市	1	物品支援	◎タクシー 車内の前後を仕切るセパレートビニールシートを台数分配布(実施済み) 予算規模:約100千円		○								
奈良県	五條市	1.2	公共交通事業者に対するコロナ拡大予防及び運行維持支援	コロナ禍の中の旅客運行維持に対する奨励金(消毒等経費相当の支援) ◎バス事業者 車両に対する抗菌コート経費等 市内完結路線3路線×20万円、広域路線4路線×10万円 ◎タクシー事業者 所有車両1台につき セダン2万円、ジャンボタクシー3万円、マイクロバス4万円交付 (※9月臨時市議会にて補正予算成立、予算規模:2,220千円)		○								
奈良県	五條市	1.2	タクシー買物代行等救済事業への利用料金の助成	◎タクシー 近畿運輸局に届け出て行うタクシー事業者による買物代行等の救済事業に対し、利用者負担を500円とし、差額を市から補填する。 (※7月臨時市議会にて補正予算成立、予算規模9,960千円)		○								
奈良県	五條市	2	市コミュニティバス、デマンド型集合タクシー等の運賃無償化	コロナ禍における地域公共交通利用者への負担軽減及び、一定の利用促進による運行事業者支援及び地域経済の活性化のため、五條市が運行するコミュニティバスやデマンド型集合タクシー等の運賃の利用者負担を令和3年3月31日まで全額免除する。 (※7月臨時市議会にて補正予算成立、予算規模3,865千円)		○								
奈良県	五條市	2	路線バス運賃支援事業	コロナ禍における路線バスを利用する市民への負担軽減及び、一定の利用促進による運行事業者支援及び地域経済の活性化のため、路線バスを利用する市民一人一回に限り、申請に基づき奈良交通ICカード(IC-CA)のチャージ券5,000円を交付 (※7月臨時市議会にて補正予算成立、予算規模10,335千円)		○								
奈良県	五條市	4	五條市お店応援クーポン券発行	市内の参加店(市内のタクシー会社2社が参加)で使用できるクーポン券5,000円分(うち1,000円分は飲食店専用券)を市民全員に交付する。 ・10月中旬に世帯主宛てに発送。 ・クーポン券使用期限:R3.1.31 ・共通券に限り、タクシー料金及び救済事業の代金(お店立替分も含む)にも利用可		○								
奈良県	五條市	2	地域公共交通の担い手確保支援事業	ドライバー不足が深刻化し、またコロナ禍により公共交通事業において収益が悪化する中、五條市の公共交通網の確保維持を図るため、市内を運行する交通事業者が実施する従事者の二種運転免許取得支援に要する経費を補助する。 ※交付予定額:大型二種取得者上限額400千円、中型二種取得者上限額300千円、普通二種取得者上限額230千円 [予算要求額:4,510千円]		○								
奈良県	五條市	2	市コミュニティバス、デマンド型集合タクシー等の運賃無償化	コロナ禍における地域公共交通利用者への負担軽減及び、一定の利用促進による運行事業者支援及び地域経済の活性化のため、五條市が運行するコミュニティバスやデマンド型集合タクシー等の運賃の利用者負担を全額免除する。				○						
奈良県	五條市	2	路線バス運賃支援事業	コロナ禍における路線バスを利用する市民への負担軽減及び、一定の利用促進による運行事業者支援及び地域経済の活性化のため、路線バスを利用する市民一人一回に限り、申請に基づき奈良交通ICカード(IC-CA)のチャージ券5,000円を交付				○						
奈良県	五條市	1.2	公共交通事業者に対するコロナ拡大予防及び運行維持支援	コロナ禍の中の旅客運行維持に対する奨励金(消毒等経費相当の支援) ◎バス事業者 市内完結路線3路線×20万円、広域路線4路線×10万円 営業所1カ所につき10万円 ◎タクシー事業者 所有車両1台につき セダン2万円、ジャンボタクシー3万円、マイクロバス4万円交付 営業所1カ所につき10万円				○						
奈良県	五條市	1.2	タクシー買物代行等救済事業への利用料金の助成	◎タクシー 近畿運輸局に届け出て行うタクシー事業者による買物代行等の救済事業に対し、利用者負担を500円とし、差額を市から補填する。				○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
奈良県	五條市	1	[令和3年度]市所有コミュニティバス車両等の抗ウイルス対策事業	感染リスク軽減のため、市が所有するコミュニティバス、スクールバス等に抗菌・抗ウイルスコートを施工(合計18台) [予算額 1,610千円]							○			
奈良県	五條市	1	[令和3年度]タクシー車両への抗ウイルス対策支援	奈良県補助を活用して抗菌・抗ウイルスコートを施工する市内タクシー会社に対し、市から上乗せ補助を行う。(事業費から県補助を控除した額) [予算額 129千円]							○			
奈良県	五條市	2	[令和4年度]市コミュニティバス、デマンド型集合タクシー等の運賃無償化	コロナ禍における地域公共交通利用者への負担軽減及び、一定の利用促進による運行事業者支援及び地域経済の活性化のため、五條市が運行するコミュニティバスやデマンド型集合タクシー等の運賃の利用者負担を全額免除する。 実施期間: R4.4~R4.12 [予算額 8,232千円]										
奈良県	五條市	2	[令和4年度]路線バス運賃支援事業	コロナ禍における路線バスを利用する市民への負担軽減及び、一定の利用促進による運行事業者支援及び地域経済の活性化のため、路線バスを利用する市民一人一回に限り、申請に基づき奈良交通ICカード「CI-CA」のチャージ券5,000円を交付 実施期間: R4.5~R4.12 [予算額 3,300千円]										
奈良県	五條市	1, 2	[令和4年度]タクシー買物代行等救済事業への利用料金の助成	◎タクシー 近畿運輸局に届け出て行うタクシー事業者による買物代行等の救済事業に対し、利用者負担を500円とし、差額を市から補填する。 実施期間: R4.4~R4.12 [予算額 1,620千円]										
奈良県	橿原市	1	物品提供	市内を運行するタクシー事業者6社に対し、車内の前後を仕切るセラレートビニールカーテンを台数分配布 合計109台 410千円										
奈良県	橿原市	2	橿原市公共交通事業者支援金交付事業	対象者:市内で運行事業を行うタクシー事業者(ただし、市内に事業計画に定める営業所を市内に置いていないこと。福祉輸送事業限定を除く) 支援金額:1社あたり100,000円		○								
奈良県	橿原市	2	橿原市交通事業者支援金交付事業	対象者:市内で路線定期運行を行う路線バス事業者 支援金額:市内完結系統数につき100千円(18系統) 計1,800千円 対象者:市内に本社を有する貸切バス事業者 支援金額:1社につき200千円(2社)+市内営業所で使用する車両数につき50千円(12台) 計1,000千円 対象者:市内に本社又は営業所を有するタクシー事業者 支援金額:1社につき200千円(5社)+市内営業所で使用する車両数につき30千円(86台) 計3,580千円					●					
奈良県	橿原市	2	橿原市交通事業者支援金交付事業	対象者:市内で路線定期運行を行う路線バス事業者 支援金額:市内完結系統数につき100千円(18系統) +市内完結系統の年間乗車走行距離合計×11円/km(上限4,800千円) 計6,600千円 対象者:市内に本社を有する貸切バス事業者 支援金額:1社につき200千円(2社)+市内営業所で使用する車両数につき70千円(10台) 計1,100千円 対象者:市内に本社又は営業所を有するタクシー事業者 支援金額:1社につき200千円(4社)+市内営業所で使用する車両数につき80千円(86台) 計7,680千円									●	
奈良県	川西町	1	町が運営する公共交通の運行事業者向け感染拡大防止対策	○コミュニティバス ・乗降口にアルコールスプレーを設置 ・定期的な車内消毒作業を実施 軽微な支出のため消耗品費から支出済										
奈良県	川西町	4	町コミュニティバスの運賃無償化	コロナ禍における地域公共交通利用者への負担軽減及び、外出機会を確保することで町内消費の喚起を促す。川西町が運行するコミュニティバスの運賃を令和2年10月1日~令和3年3月31日まで全額免除する。 (※9月町議会にて補正予算成立、予算規模1,000千円)		○								
奈良県	生駒市	1	生駒タクシー事業者等向け感染症抑制及び安全安心確保対策緊急支援事業補助金	対象者:市内で事業を営む法人、個人タクシー、福祉タクシー、介護タクシーの運営事業者 補助対象経費:運転席と後部座席を隔離するための用具、車載する消毒液等の衛生用品の購入、設置に係る費用 補助金額:1台あたり補助対象経費の合計額に5分の4を乗じた額。上限は10,000円/1台。										
奈良県	生駒市	4	生駒市内公共交通事業者へ車両保有台数に応じた助成	対象者:市内に営業所を有する公共交通事業者 補助金額:バス事業者(2万円/台)、タクシー事業者(1万円/台) 事業費:380万円			○							
奈良県	生駒市	1, 2	生駒市内公共交通事業者へ車両保有台数に応じた助成	対象者:市内に営業所を有する公共交通事業者 補助金額:バス事業者(2万円/台)、タクシー事業者(1万円/台) 事業費:378万円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
奈良県	生駒市	2	生駒市内公共交通 事業者へ車両保有 台数に応じた助成	対象者:市内に営業所を有する公共交通事業者 補助金額:バス事業者(2万円/台)、タクシー事業者(1万円/台) 事業費:378万円							○			
奈良県	平群町	1, 2, 3	1)コロナ禍におけ る公共交通運行継 続支援事業 2)コミュニティカ ードシステム設置 及び公共交通MaaS 化に向けたWi-Fi設 備 3)感染症防止対 策助成 4)コミュニティバス 無料運行事業 5)バス停設置	1)町内主要公共交通である路線バスが、コロナ禍における乗降客数の激減に伴う収入減により減便若しくは撤退を防止するため、運転手等人員費分の3カ月相当分を助成する。 2)コミュニティバスにおける運賃収受のキャッシュレス化を目指し併せて感染症予防に失するためのシステム設置する。併せてWi-Fi環境を整備する。 3)コミュニティバス車内の抗菌、消毒、洗浄、及びベレータカーテン等の対策 4)平群町コミュニティバス無料乗車期間を設定し、感染予防に備えた車両にて、より多くの住民が安心してコミュニティバスを利用することにより、コロナ禍以前の乗降客数を取り戻し、まちの活性化に繋げる。 5)商業施設前への新規バス停設置をすることにより利用者の増加に見込める。 総事業費:14,675千円		○								
奈良県	明日香村	1	村外外出支援事業	高齢者障がい者の村外外出支援のために乗車運賃を補助		○						○		
奈良県	明日香村	1, 4	交通事業者支援事 業	村内を運行する路線バス及び村内のタクシー事業者に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒液等を配布		○						○		
奈良県	明日香村	4	明日香赤かめ周遊 バス2DAYフリー 乗車券発行事業	観光業・飲食業などの需要喚起、地域活性化に向けた事業を推進するため、公共交通である赤かめ周遊バスを利用した潜在者に対し2DAYフリー乗車券を販売する。		○								
奈良県	明日香村	4	明日香赤かめ周遊 バス1DAY・2DAY フリー乗車券補助 事業	観光業・飲食業などの需要喚起、地域活性化に向けた事業を推進するため、公共交通である赤かめ周遊バスを利用した潜在者に乗車券の半額を補助する。		○						○		
奈良県	明日香村	3	新たな交通システ ム導入支援事業	住民交通と観光交通の村を取り巻く変化に対応した交通システムの導入を図るため、地域公共交通計画を策定すると共に、本格導入を図るための具体的な実証運行を実施支援する。								●		
奈良県	明日香村	3	デマンド型乗合交 通予約配車システ ムデジタル化事業	デジタル技術を用いてデマンド型乗合交通利用者の乗降リクエストの処理や効率的な車両と運行ルートの組み合わせの算出などを行い、本村内の商業施設等などのサービスと連携させることで総移動時間の短縮など利便性の向上を図るとともに地域経済の活性化に寄与するシステム導入を行う。								●		
奈良県	葛城市	1	葛城市公共交通 車内等抗菌対策事 業	・地域の公共交通を安全かつ安心に維持することを目的として、葛城市公共交通の車両について、抗菌対策を実施する。 抗ウイルス加工費用(163千円) (公共バス:6台)		○								
奈良県	葛城市	2	公共バス等の運賃 無償化	コロナ禍における地域公共交通利用者への負担軽減及び利用促進による運行事業者支援及び地域経済の活性化のため、葛城市公共バスと予約型乗合タクシーの運賃を令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間、無償とする。 (予算規模1,500千円)				○						
奈良県	葛城市	2	公共バス等の運賃 無償化	コロナ禍における地域公共交通利用者への負担軽減及び利用促進による運行事業者支援及び地域経済の活性化のため、葛城市公共バスと予約型乗合タクシーの運賃を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、無償とする。 (予算規模1,300千円)				○				○		
奈良県	御杖村	1	デマンド交通車 感染防止対策事業	デマンド交通(御杖村社会福祉協議会) ・運転席の後ろに飛沫感染を防止するためアクリル板を設置 (66千円/100%/66千円)		○								
奈良県	斑鳩町	1	コミュニティバス抗 菌加工業務	コミュニティバスの利用者へ安心・安全に乗りいただくために、車内の抗菌加工を行う。		○								
奈良県	御所市	2	市コミュニティバス の運賃無償化	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた住民への負担軽減及び公共交通の利用促進による地域経済の活性化を目的として、御所市が運行するコミュニティバスの利用料金(1回100円)を令和2年8月1日から令和3年3月31日まで市負担とする。 予算総額:1,400千円		○								
奈良県	御所市	4	御所市生活応援振 興券発行事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、物価高騰の影響を受けた市民の方への生活支援として、市内店舗やタクシー事業者でも利用ができる市独自の御所市生活応援振興券を配布し、消費を下支えする。									○	
奈良県	高取町	1, 2	高齢者外出支援タ クシー利用助成事 業	町内に住所を有する75歳以上の方、または65歳以上74歳以下で要介護及び要支援認定を受けている方で、申請された方に、タクシー初乗り運賃額が助成される利用券(年間12枚)を配布する。				○						
奈良県	吉野町	1	スマイルバス、通 園バス抗菌施工事 業	吉野町のコミュニティバスであるスマイルバス及び通園バスに抗菌施工を行う。 スマイルバス(スクール兼用)13台 1,110千円、通園バス3台 285千円。			○							
奈良県	吉野町	1	デマンドバス抗菌 施工事業	令和3年7月から実証試験運行を行うデマンドバスについて車内の抗菌施工を行う。デマンドバス5台 226千円。				●						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
奈良県	吉野町	1	キャッシュレス決済の導入	感染症対策の観点から現金の手渡しを減少させるため、スマイルバス料金支払いについてPayPay決済を導入した。役場窓口での回数券、定期券の購入の他、バス車内での運賃や回数券購入などの支払いの際に利用出来る。導入費用は無料で、バス利用料金の1.5%を手数料としてPayPay側に支払う。									
奈良県	東吉野村	2	①公共交通応援事業 ②安心して過ごせる公共空間確保事業 ③公共交通利用促進助成事業	①外出自粛による公共交通バスの経営悪化を防ぎ利用促進を図るため、定期券の購入及び補助を行う。(予算総額4,280千円) ②バス停留所看板改修(予算総額460千円) ③外出自粛による公共交通バスの経営悪化を防ぎ、利用促進を図るため、大学生までのバス通学定期代について8割補助を行う。(予算総額2,860千円)				①● ③●	②●				
奈良県	東吉野村	2	①公共交通応援事業 ②公共交通利用促進助成事業	①外出自粛による公共交通バスの利用促進を図るため、定期券の購入及び補助を行う。(予算総額5,437千円) ②外出自粛による公共交通バスの利用促進を図るため、大学生までのバス通学定期代について8割補助を行う。(予算総額3,792千円)								①○ ②○	
和歌山県	和歌山県	1	和歌山県安心な観光地づくり促進事業費補助金	・補助対象者 観光関連事業者(観光バス、タクシー含む) ・補助対象事業 県内観光関連事業者が実施する持続的な感染症拡大防止、感染リスク軽減に資する大規模な投資を伴う施設の整備等に要する経費 ・補助率 中小企業等:4分の3以内、大企業:3分の2以内(みなし大企業含む) ・補助上限額 1,000万円(補助対象経費の総額が300万円(税抜)以上であること。) 予算総額 500,000千円		○							
和歌山県	和歌山県	1	公共交通機関感染症拡大防止対策事業費補助金	・地域公共交通事業者による感染症対策を国交省2次補正事業と協調して補助 ・補助率:中小企業1/4、大企業(みなし含む)1/6 (ただし、感染症拡大防止のための設備等の導入に要する費用については、補助対象経費から100万円を差し引いた金額に上記補助率を乗じる) ・補助対象経費等は原則国に準ずる。 ・対象事業者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県指定地方公共機関(路線バス・地域鉄道・フェリー)。 ※南海フェリーについては県単独(国は対象外)補助。補助率は1/3 予算総額 13,606千円		○							
和歌山県	和歌山県	2	和歌山電鐵貴志川線需要回復支援	新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減少した和歌山電鐵貴志川線の利用促進の取組を支援 (和歌山県、和歌山市、紀の川市各1/3を支援) 予算総額 4,850千円		○							
和歌山県	和歌山県	2	南海フェリー和歌山徳島航路需要回復支援	新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減少した南海フェリーの利用促進の取組を支援 (支援内容) ・1億2000万(和歌山・徳島 両県6,000万) ・和歌山県、徳島県内宿泊者におけるフェリー利用者に対し、運賃の半額を助成 ・和歌山県と徳島県において、割引合計額に対して両県で折半		○							
和歌山県	和歌山県	2	地域交通運行継続給付金	地域交通事業者の今後の事業継続のための支援として、事業者保有車両台数に応じ、運行継続給付金を支給 (対象者)県内に営業所を有する乗合バス、貸切バス、タクシー、地域鉄道(和歌山電鐵、紀州鉄道)、フェリー(南海フェリー) (給付額)保有車両数に応じ最大300万円 バス:100万円 ※加算額バス車両1台あたり10万円 タクシー:100万円(法人)20万円(個人) 加算額車両1台あたり5万円 地域鉄道:300万円 フェリー:300万円			○						
和歌山県	和歌山県	2	わかやま交通・運輸事業者支援事業	(事業内容) 1. コロナ禍でも安心して利用できる環境整備 活用例 キヤッシュレス決済導入、高性能フィルタを備えた空気清浄機導入等 2. 地域公共交通の活性化に向けた新たな取組 活用例 デジタル技術の導入、地域におけるMaaSの構築 等 (対象事業者) 地域鉄道(和歌山電鐵、紀州鉄道)、乗合バス、貸切バス、タクシー、フェリー (補助率)国1/2等 + 独自の支援 県 1/4(中小) 1/6(大企業) ※国との協調補助									
和歌山県	和歌山県	2	飲食・宿泊・旅行業給付金	令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計は前年同月比に比して30%以上減少している「飲食・宿泊・旅行業」に関連する下記の業種に対し、給付金を支給 ※交通関連のみ抜粋 ・自動車運転代行事業者 ・海上運送事業者(海上運送法第3条又は第21条) 交通の2業種は5月25日より対象を拡大 (給付額) 従業員規模に応じ、15万円~60万円				○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1～4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
和歌山県	和歌山県	2	飲食・宿泊・サービ ス業給付金	令和3年4月～6月のいずれかの月間売上げが対前年又は対前々年同月に比して30%以上減少した飲食業や宿泊業、サービス業等を営む事業者に対し、従業員規模に応じ給付金を支給 ※交通事業者全般も対象(鉄道、乗合バス、貸切バス、タクシー、その他の旅客運送業、トラック事業、水運業、航空運送業、倉庫業) (給付額) 従業員規模に応じ、15万円～60万円					○					
和歌山県	和歌山県	2	飲食・宿泊・サービ ス業給付金(Ⅱ期)	令和3年7月～9月のいずれかの月間売上げが対前年又は対前々年同月に比して30%以上減少した飲食業や宿泊業、サービス業等を営む事業者に対し、従業員規模に応じ給付金を支給 ※交通事業者全般も対象(鉄道、乗合バス、貸切バス、タクシー、その他の旅客運送業、トラック事業、水運業、航空運送業、倉庫業) (給付額) 従業員規模に応じ、15万円～60万円						○				
和歌山県	和歌山県	2	飲食・宿泊・サービ ス業給付金(Ⅲ期)	令和3年10月～12月のいずれかの月間売上げが対前年又は対前々年同月に比して30%以上減少した飲食業や宿泊業、サービス業等を営む事業者に対し、従業員規模に応じ給付金を支給 ※交通事業者全般も対象(鉄道、乗合バス、貸切バス、タクシー、その他の旅客運送業、トラック事業、水運業、航空運送業、倉庫業) (給付額) 従業員規模に応じ、15万円～100万円 ※従業員数が多い事業者への支援額を増額							○			
和歌山県	和歌山県	2	飲食・宿泊・サービ ス業給付金(Ⅳ期)	令和4年1月～13月のいずれかの月間売上げが対前年又は対前々年同月に比して30%以上減少した飲食業や宿泊業、サービス業等を営む事業者に対し、従業員規模に応じ給付金を支給 ※交通事業者全般も対象(鉄道、乗合バス、貸切バス、タクシー、その他の旅客運送業、トラック事業、水運業、航空運送業、倉庫業) (給付額) 従業員規模に応じ、15万円～100万円 ※従業員数が多い事業者への支援額を増額 ※売り上げ減少率50%以上の事業者への支援額を増額								○		
和歌山県	和歌山県	2	飲食・宿泊・サービ ス業給付金(Ⅴ期)	令和4年4月～6月のいずれかの月間売上げが対前年又は対前々年同月に比して30%以上減少した飲食業や宿泊業、サービス業等を営む事業者に対し、従業員規模に応じ給付金を支給 ※交通事業者全般も対象(鉄道、乗合バス、貸切バス、タクシー、その他の旅客運送業、トラック事業、水運業、航空運送業、倉庫業) (給付額) 従業員規模に応じ、15万円～100万円 ※従業員数が多い事業者への支援額を増額 ※売り上げ減少率50%以上の事業者への支援額を増額									○	
和歌山県	和歌山県	2	地域鉄道・広域幹 線バス事業者支援	○地域鉄道(和歌山電鐵と紀州鉄道)および県内で地域間幹線系統を運行するバス事業者8社(奈良交通・三重交通含む)に対しコロナの影響に伴う赤字額等を県単独で支援 予算額: 62,447千円 ○和歌山電鐵の安全な運行継続を図るため、設備修繕に対し、和歌山市、紀の川市とともに助成 予算額: 25,039千円								○		
和歌山県	和歌山県	2	貸切バス車両維 持・整備費支援	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、コロナ前と比較し平均80%以上減収という特に大きな影響を受けた貸切バスの事業者のバス車両維持・整備にかかる経費の一部を支援 補助率:1/2 補助上限 1台当たり30万円								○		
和歌山県	和歌山県	2	飲食・宿泊・サービ ス業給付金(Ⅵ期)	令和4年4月～6月のいずれかの月間売上げが対前年又は対前々年同月に比して30%以上減少した飲食業や宿泊業、サービス業等を営む事業者に対し、従業員規模に応じ給付金を支給 ※交通事業者全般も対象(鉄道、乗合バス、貸切バス、タクシー、その他の旅客運送業、トラック事業、水運業、航空運送業、倉庫業) (給付額) 従業員規模に応じ、15万円～100万円 ※従業員数が多い事業者への支援額を増額 ※売り上げ減少率50%以上の事業者への支援額を増額										
和歌山県	和歌山県	4	和歌山県地域交通 物価高騰対策支援	燃料等の物価高騰により大きな影響を受けている交通事業者の負担軽減及び事業継続を支援するため、保有する車両数に応じて支援金を交付する。 対象者:バス事業者(乗合・貸切)、タクシー事業者、地域鉄道(複数市町村にまたがり運行する者に限る。) 補助金額:事業用車両1台(両)あたり下記金額を交付する。 ①バス車両:6.6万円/台 ②タクシー車両(ガソリン、軽油):3.2万円/台 ③タクシー車両(LPG):2.7万円/台 ④鉄道車両/34.6万円/両										○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
和歌山県	和歌山県	4	和歌山徳島航路物 価高騰対策支援	燃料等の物価高騰により大きな影響を受けている和歌山徳島航路の負担軽減及び事業継続を支援するため、燃料価格上昇に対する支援金を交付する。 対象者:フェリー事業者 補助金額:燃料サーチャージで回収出来ない燃料価格上昇分の一部を支援								○	
和歌山県	御坊市	2	地域公共交通事業 者支援	市内内の移動に資する公共交通事業者(鉄道、乗合バス、※タクシー)を対象として感染予防策や利用促進に関する経費を支援。 鉄道:100万円、乗合バス:50万円(一路線あたり)、タクシー:3万円/台 ※市外タクシー事業者も御坊駅での営業許可台数に対して支給。		○							
和歌山県	御坊市	2	地域公共交通事業 者支援補助金(第2 期)	市内を運行する路線バス事業者、市内に営業所を置くタクシー会社、鉄道事業者(紀州鉄道)に対し、事業者が行う利用促進を支援する目的として補助金を交付 鉄道:60万円、乗合バス:30万円(一路線あたり)、タクシー:3万円/台						○			
和歌山県	御坊市	4	地域公共交通機関 燃料価格高騰・経 営支援補助金	原油価格や物価高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難である地域公共交通の事業者の事業継続を支援するために、事業に要した燃料の購入費用の一部や物価高騰に対して一定の助成を行う 対象者:市内を運行している乗合バス事業者、市内に事業所を有するタクシー事業者、紀州鉄道 対象経費と支援額:本令和3年10月~令和3年3月分(6か月間)に購入した燃料(液化石油ガスを除く。)の量に応じて1リットル当たり25円を乗じた額。また、物価高騰における経費増加に対して、乗合バスは、市内を運行している車両につき100万円、タクシーは、保有している車両につき10万円、紀州鉄道は、保有している車両につき100万円とする。(補助上限額200万円)									
和歌山県	御坊市	4	御坊市貨物自動車 運送事業者支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び経済情勢の変動による原油価格高騰等の影響を受けた御坊市内の貨物自動車運送事業者に対し、事業継続を支援するために支援する。 対象者:市内に本社・営業所等を有する中小企業者で、貨物自動車運送事業法に規定する「一般貨物自動車運送事業」「特定貨物自動車運送事業」「貨物自動車運送事業」のいずれかを営む者 対象車両:令和4年4月1日時点で御坊市内の営業所等で事業用に所有し、使用の本拠が御坊市内である車両 支援金額:支援対象車両1台につき5万円(上限100万円)									
和歌山県	紀の川市	1	地域公共交通感染 症対策事業補助金	▼地方鉄道 ○列車・鉄骨への抗菌材吹付け等に係る費用を国・県・近隣自治体と負担(本市負担分は1/6) ▼路線バス・タクシー ○間仕切りによる飛沫防止、消毒液・除菌剤、乗務員用マスク、感染防止啓発物、その他市長が必要と認める経費等を補助 路線バス:市内を運行する系統数×30千円 タクシー:市内営業所配属車両数×20千円		○							
和歌山県	紀の川市	2	貴志川線利用促進 事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減少した和歌山電鐵貴志川線の利用促進の取組を支援 (和歌山県、和歌山市、紀の川市各1/3を支援) 予算総額 4,850千円		○							
和歌山県	紀の川市	2	鉄道運行支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少に伴い、収益が大幅に減少している地域鉄道事業者に対して、安全輸送にかかる設備整備の補助経費を予算措置するもの							○		
和歌山県	和歌山市	1	地域公共交通感染 拡大防止対策事業 補助金	・バス及び鉄道の抗菌作業、仕切りカーテンの設置に対し補助(運行経費の1/6) バス:和歌山バス、鉄道:和歌山電鐵 ※バスの抗菌は高速バスの3台のみ、仕切りカーテンは一般、貸切事業に使用する車両99台 鉄道は抗菌のみとなります。 予算総額 464千円 9月補正にて、高速バスを除く乗合、貸切事業に使用する96台分を追加。 追加額 443千円		○							
和歌山県	和歌山市	1	地域公共交通感染 拡大防止対策事業 補助金	(9月補正追加分) ・バス事業者及び鉄道事業者が実施する、必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないように配慮した運行に対し補助を実施 バス:和歌山バス 36系統×3万円 鉄道:和歌山電鐵 2,336千円 予算総額 3,313千円		○							
和歌山県	和歌山市	2	地域バス運営補助 事業補助金	紀三井寺団地地域バスへの奨励金(利用者数前年比約40%減に対するもの) 予算総額 464千円		○							
和歌山県	和歌山市	2	タクシー事業者支 援事業	タクシー事業者への奨励金(1台当たり1万円) ※市内に本社、営業所を有する事業者(個人タクシーを含む) 予算総額 8,570千円		○							
和歌山県	和歌山市	2	地域公共交通維持・ 確保事業	新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減少した和歌山電鐵貴志川線の利用促進の取組を支援 (和歌山県、和歌山市、紀の川市各1/3を支援) 予算総額 4,850千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
和歌山県	和歌山市	2	貴志川線利用環境革新等事業	コロナ後の需要回復を見据えて、改装車両の導入やWi-Fi設備等の乗客受入環境の整備に要する費用の一部を補助するもの 予算総額 7,092千円				○					
和歌山県	和歌山市	2	地域公共交通活性化・継続事業 (和歌山電鐵)	利用者が減少しているものの減便による車内密度の上昇を防ぐために便数を維持して運行を継続するための経費及び業務効率化に資するデジタル投資に要する経費の一部を補助するもの 予算総額 1,926千円				○					
和歌山県	和歌山市	2	地域公共交通活性化・継続事業 (和歌山バス・実証運行)	利用者が減少しているものの減便による車内密度の上昇を防ぐために便数を維持して運行を継続する和歌山バスに対して、運行継続のための経費の一部を補助するもの 予算総額 16,520千円				○					
和歌山県	和歌山市	2	地域公共交通活性化・継続事業 (和歌山バス)	和歌山バスが実施する空気清浄機設置等の感染症対策に要する経費の一部を補助するもの 予算総額 3,641千円				○					
和歌山県	和歌山市	2	高齢者タクシー利用券交付事業	新型コロナウイルス感染症の影響等により、日常生活で不便が生じている高齢者(市内在住65才以上)に対し、買い物や通院等に安心して外出し得るため、交通機関であるタクシー利用時の補助を行うもの 対象者: R3.7.1時点で和歌山市の住民基本台帳に記録されており、かつ、市内に居住している者 給付額: 3000円/人				●					
和歌山県	和歌山市	2	地域公共交通運行継続奨励金	新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な打撃を受けている市内公共交通機関の運行継続を支援するため、乗合・貨切バス事業者、地域鉄道事業者、フェリー事業者を対象に奨励金を交付する。 (対象者) 県内に営業所を有する乗合バス、貨切バス、鉄道、フェリー(南海フェリー) (給付額) 従車両数に応じ最大300万円/バス・100万円 ※加算額バス車両1台あたり10万円) 地域鉄道: 300万円 フェリー: 300万円						○			
和歌山県	和歌山市	2		新型コロナウイルス感染症の影響により売上が一定程度減少している飲食業、宿泊業、卸売業、小売業などのサービス業、製造業(食品、地場産業等)を営む市内事業者等に対し、支援金を給付する。 (条件)和歌山県「飲食・宿泊・サービス業等支援金(第2期)」の給付を受けている事業者 (給付額) 従業員規模に応じ、15万円～60万円						○			
和歌山県	和歌山市	2	貴志川線設備修繕補助事業	貴志川線の安全な運行継続を図るため、設備修繕に係る費用に対し補助金を交付							○		
和歌山県	和歌山市	2	地域バス奨励金事業	地域バス紀三井寺団地線に対し、運行継続に対する奨励金を交付							○		
和歌山県	田辺市	1	住民バス感染防止対策	感染防止対策の強化を図るため、住民バス車内の抗菌対策を行う。 ■車両台数 10台 ■事業費 2,000千円		○							
和歌山県	田辺市	1	地域公共交通事業者等感染症対策事業費補助金	地域公共交通事業者等が行う新型コロナウイルス感染症対策に対して補助を行う。 ■補助対象事業者・補助率等 ①市内に営業所を置く一般貨切旅客自動車運送事業者(貨切バス事業者) 補助率1/4(補助上限額1事業者当たり1,500千円) ②市内で営業している一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー事業者) 補助率3/4以内(補助金上限額1事業者当たり1,000千円) ■補助対象経費 車両の抗菌対策、運転席仕切りカーテンやアクリル板の設置等に要する費用 ■事業費 4,000千円		○							
和歌山県	田辺市	1	行政局バス感染防止対策	感染防止対策の強化を図るため、行政局所管のバス車内の抗菌対策を行う。 ■車両台数 3台 ■事業費 600千円		○							
和歌山県	田辺市	1	福祉バス感染防止対策	感染防止対策の強化を図るため、福祉バス車内の抗菌対策を行う。 ■車両台数 1台 ■事業費 200千円		○							
和歌山県	田辺市	2	団体旅行特別誘致促進事業費補助金	感染症の影響により落ち込んだ団体旅行及び市内での宿泊・飲食需要の喚起を図り、地域経済の回復につながるため、ツアーを催行する旅行会社等に対して補助を行う。 ■補助対象 感染防止対策を行い実施する団体旅行 ※日帰り旅行も対象 ■補助要件 ①貨切バス1台当たり10名以上とすること ②日帰り旅行は市内飲食店等で食事を行うことまた土産物購入等の消費活動につながる施設への立ち寄り旅程に組み入れること ■補助額 ○宿泊を伴う旅行 貨切バス1台当たり50千円(3台150千円を上限) ○日帰り旅行 貨切バス1台当たり20千円(3台60千円を上限) ■事業費 4,200千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
					活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
和歌山県	田辺市	2	地方バス路線運行維持対策費補助金(増額)	生活路線バスの運行維持にかかるバス事業者への補助金について実績見込みにより増額する。 ・12月まで1事業者へ交付済(上富田町連携) ・年度末に1事業者交付予定(上富田町、白浜町連携)										
和歌山県	田辺市	2	田辺市地域経済持続化支援金	田辺市内に事業所・店舗等を有する中小企業者(運輸業を含む)のうち、新型コロナウイルス感染症拡大期に著しく影響を受けた者(①令和3年7月から12月までの期間のうち任意の連続する2ヶ月の月平均の事業収入額と令和2年、令和元年の同期の2ヶ月の月平均の事業収入額を比較し30%以上減少していること。※その他申請要件あり)に対し、従業員規模に応じて支援金を支給 10万円～60万円						○				
和歌山県	田辺市	4	田辺市エネルギー価格等高騰対策事業継続支援金	エネルギー価格等高騰の影響を大きく受けた市内事業者の事業継続を支援するため、事業活動にかかる事業所の電気料金及びガス料金の増額分相当の一部を補助するもの。 対象：田辺市内に事業所・店舗等を有する中小企業者[法人・個人事業主] 対象期間：令和4年7月分から9月分 支給対象経費：電気料金(消費税及び地方消費税を除く)の合計に20%を乗じた金額と、ガス料金(消費税及び地方消費税を除く)の合計に10%を乗じた金額の合計額から1,000円未満を除いた金額。 ※事業所分と自宅(家庭)分を一緒に払っている場合は、事業所分のみを対象とし、最大で2分の1を上限とする。 上限額：1事業者50万円 ※市内に複数の事業所等を有する場合は合算して申請。										○
和歌山県	田辺市	4	田辺市運送事業者等事業継続支援金	原油価格の高騰等の影響を受けた運送、送迎を主たる事業とする、市内事業者に対し、事業の維持を下支えするため、対象車両の燃料費相当額の一部を助成する支援金を交付するもの。 対象：市内に事業所・店舗等を有する中小企業者(法人・個人事業主) ※令和4年11月1日時点で有効な自動車車検証の交付を受けている車両。自動車車検証の「使用の本拠の位置」が田辺市内の車両。 対象事業、支援金額： ・貨物「一般貨物自動車運送事業」の事業用車両は、1台あたり100,000円。被牽引車は除く。 「貨物軽自動車運送事業」の事業用車両は、1台あたり10,000円。 ・バス「一般乗合・貸切旅客自動車運送事業」の事業用車両は、1台あたり60,000円。 ・タクシー「一般乗用旅客自動車運送事業」「特定旅客自動車運送事業」の事業用車両は、1台あたり40,000円。LPガス車は除く。 事業用車両が軽自動車の場合は、1台あたり10,000円。LPガス車は除く。 ・代行「自動車運転代行事業」の登録用車は、1台あたり10,000円。随伴用車両のみ。 上限額：1事業者50万円										○
和歌山県	上富田町	2	地域公共交通確保維持改善事業(増額)	生活路線バスの運行維持にかかるバス事業者への補助金について実績見込みにより増額する。 ・12月まで1事業者へ交付済(田辺市連携) ・年度末に1事業者交付予定(田辺市、白浜町連携)										
和歌山県	白浜町	2	生活交通路線バス維持費補助金(増額)	生活路線バスの運行維持にかかるバス事業者への補助金について実績見込みにより増額する。 ・年度末に1事業者交付予定(田辺市、上富田町連携)										
和歌山県	白浜町	2	地域交通事業等確保維持支援金交付事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大と原油価格高騰等の影響から、本町における地域交通の現在及び将来にわたる安定的運行及び町民の日常的な移動手段を確保するため、旅客等の運送事業を行う者に対し支援金の交付を行う。 対象者：バス事業者(乗合・貸切)、タクシー事業者、運転代行事業者、船舶運送事業者 補助額：定額補助(事業基本額：法人50万円、個人20万円 車両等加算額：路線・貸切バス1台につき10万円、タクシー・運転代行1台につき5万円、船舶一隻につき20万円)										
和歌山県	有田川町	2	有田川町 団体旅行等移動補助金事業	有田川町内に在住、勤務、または通学する方が3分の2以上で構成する団体が、有田川町内の交通事業者が運営する貸し切りバスまたは貸し切りジャンボタクシーを利用する旅行を対象 貸し切りバスまたは貸し切りジャンボタクシーの借り上げに係る費用の2分の1以内(100円未満切り捨て)。 1台あたり10万円を上限とする。		○								
和歌山県	有田川町	2	有田川町 団体旅行等移動補助金事業(第2弾)	有田川町内に在住、勤務、または通学する方が3分の2以上で構成する団体が、有田川町内の交通事業者が運営する貸し切りバスまたは貸し切りジャンボタクシーを利用する旅行を対象 貸し切りバスまたは貸し切りジャンボタクシーの借り上げに係る費用の2分の1以内(100円未満切り捨て)。 1台あたり10万円を上限とする。				●						
和歌山県	有田川町	2	地域バス交通運行支援給付金	有田川町に事業所を有する乗合・貸切バス事業者に対し運行支援を行う。 1事業者 100万円						○				
和歌山県	串本町	1.2	串本町コミュニティバス利用促進事業	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済活性化対策として、町民の買い物や飲食を支援する目的としてコミュニティバス及び乗合タクシーの運賃を無料化。(8/1～12/31) ・抗ウイルス・抗菌加工も併せて実施	○	○								
和歌山県	串本町	4	串本町生活支援商品券交付事業(第2弾)	1人当たり7,000円分の商品券を配付。使用期限は令和3年3月31日まで。第2弾商品券は串本町コミュニティバスにも利用が可能となった	○	○								
和歌山県	かつらぎ町	1	巡回バス運行事業	地域経済の活性化を促すため別途実施する事業と連携を図り、スクールバスの空き時間を有効活用して移動手段の確保を図る巡回バスを運行する。 事業費：7,069千円 運行期間：令和2年7月1日～令和3年3月31日 運行数：ルート4便 運賃：無料	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
和歌山県	岩出市	2	大阪方面路線バス 運行支援補助金	岩出市に路線のある大阪方面路線バス及び岩出市巡回バスを運行する事業者への運行支援を実施。(対象は和歌山バス那賀) 事業費:7,500千円 支援内容:R2.4~6の運行にかかる月間事業収入を前年度各同月における月間事業収入を差し引いた額の合計額		○							
和歌山県	日高川町	4	スクールバス増便	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、町内小学校のスクールバスを増便(～今年度末まで) ※次年度も同様に増便	○	○	○						
和歌山県	日高川町	4	スクールバス増便	新型コロナウイルス感染症予防の観点から、密を避けるため、通常運行分に加えバスを増便 ※昨年度からの継続								○	
和歌山県	日高川町	4	日高川町応援商品券 事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町民の生活への影響及び町内商工業の緊急経済対策として「日高川町マイルアップ応援商品券」および「日高川町元気アップ応援商品券」を交付。 ※町内路線バス、コミバス、タクシーの公共交通への利用可	○	○							
和歌山県	橋本市	2	橋本市地域公共交通 事業者支援給付金	(路線バス) 市内を運行し、及び市内で乗降ができるバス路線数に100万円を乗じた額を給付 (タクシー) 令和3年4月1日時点における当該営業所で所有する車両数に5万円を乗じた額を給付			○						
和歌山県	橋本市	2	路線バス運営事業 補助金	新型コロナウイルス感染症拡大により赤字が拡大した市内路線バス3路線について、令和元年度から令和3年度までの運行にかかる年間赤字額平均の1/2をに相当する額を1度に限り補助(上限1000万円)。なお、令和3年度の経常収支については「地域公共交通事業者支援給付金」を差し引く。									
和歌山県	海南市	2	路線バス運行支援 事業	利用者数の低迷により不採算となっている路線バスの運行を支援することで、主要なバス路線の維持を図る									
和歌山県	紀美野町	2	路線バス運行支援 事業	地域公共交通の維持を図るために、広域的・幹線バス路線を運行する乗合バス事業者に対し補助を行う									
和歌山県	那智勝浦町	2	地域公共交通運行 継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少等その他の事業活動に著しい支障が生じている旅客町の運送事業を行う者の事業継続を支援する。 (対象事業者) 乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、一般旅客定期航路事業者 ※那智勝浦町内の事業所において、1以上の車両又は船舶を配備するもの。				○					
和歌山県	那智勝浦町	4	中小企業等エネルギー 価格高騰対策 支援金	原油価格等の高騰により、事業活動におけるエネルギー依存度が高く、その事業活動に著しい支障が生じている中小企業者等に対して、事業の継続を支援することを目的とした支援金を交付。 ・対象者:①中小企業基本法第2条第1項に規定する法人又は個人事業者 ②R4.1現在で町内に住民登録を有する個人事業者又は町内に本社もしくは主たる事業所を有する法人・個人事業者 ・給付要件:令和4年1月から8月までのいずれか1か月の間に、事業用で支出したガソリン、軽油、重油、灯油、電気及びガスの合計額が10万円以上あること。 ・給付額:1か月のエネルギー関連経費の合計額 10万円以上20万円未満→5万円、20万円以上30万円未満→10万円、30万円以上40万円未満→15万円 40万円以上50万円未満→20万円、50万円以上60万円未満→25万円、60万円以上70万円未満→30万円 70万円以上80万円未満→35万円、80万円以上90万円未満→40万円、90万円以上100万円未満→45万円 100万円以上→50万円 ※店舗・事業所ごとではなく事業者を単位とし、1回限りの交付。									○
和歌山県	新宮市	4	新宮市新型コロナウ クセン接種タク シー助成事業	接種率向上のための交通支援として、自宅から接種会場までのタクシー利用について、初乗り利用料金を助成するもの 助成額:580円/回 ※3回目接種、4回目接種共通									
和歌山県	由良町	2	公共交通事業者支 援給付金給付事業	①経営に大きな影響が生じている公共交通事業者に対して奨励金を給付 ②町内に本社があるバス事業者に1,000千円、町内に営業所があるタクシー事業者に1台あたり50千円を給付 ③1,000千円×1事業者(バス)+50千円×12台(タクシー) ④町内に本社または営業所がある公共交通事業者									○
和歌山県	由良町	2	公共交通事業者支 援給付金給付事業	①経営に大きな影響が生じている公共交通事業者に対して奨励金を給付 ②町内に本社があるバス事業者に500千円、町内に営業所があるタクシー事業者に1台あたり30千円を給付 ③500千円×1事業者(バス)+30千円×14台(タクシー) ④町内に本社または営業所がある公共交通事業者									
和歌山県	由良町	2	路線バス運行助成 金事業	運行が困難となっている町内の路線バスの維持を図るため、3つの助成対象路線に対して、助成を行う。 対象路線:小引路線、三尾川路線、畑阿戸路線									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
滋賀県	竜王町	2	公共交通対策事業	【目的】 鉄道駅を有しない本町においては、移動手段は自動車(マイカー)に依存する現状である。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大での原油価格高騰により移動手段が減少していることから、7月以降のチョインコリゅうおう(デマンドタクシー)の運賃(300円)を無料とすることで、原油価格高騰に直面する町民の支援を行う。 【補助対象経費】 チョインコリゅうおう運行業務委託料 【予算総額】 945千円(350人×300円×9か月) 【対象者】 チョインコリゅうおう利用者									●	
滋賀県	竜王町	4	公共交通対策事業	【目的】 新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通利用者が減少している状況を踏まえ、近江鉄道(路線バス)利用者の通学定期券購入にかかる費用の一部を助成することで、地域公共交通の利用促進、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、地域公共交通の維持をめざすもの。 【補助対象経費】 通学定期補助金 【予算総額】 6,000千円 【対象者】 30歳未満の町内在住されている中学生、高校生、大学生、その他学生									●	
滋賀県	多賀町	1.2	公共交通環境整備 応援事業	路線バスのICカード精算システム導入にかかる費用を補助する。5台分。補助率10/10 事業費 4,702千円		○								
滋賀県	多賀町	1.2	公共交通環境整備 応援事業	路線バスの車両購入費用を補助する。1台分。補助率10/10 事業費5,695千円		○								
滋賀県	長浜市	2	地域公共交通燃料 費高騰対策支援	国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の趣旨を踏まえ、コロナ禍において原油価格・物価高騰等により運送コストが上昇している中、地域住民の移動手段として運行を継続しているコミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーについて、地域公共交通を守る観点から、燃料費の一部を緊急的に支援する。 事業費:8,000千円(うちコミュニティバス:6,700千円、デマンドタクシー:1,300千円)									●	
滋賀県	栗東市	2	栗東市地域公共交 通原油価格高騰対 策事業補助金	地域住民の日常生活に必要不可欠な移動手段である地域公共交通の運行を維持している事業者に対し、その運行に必要な燃料の購入に要する経費の原油価格の高騰分について補助する。交付予定額:1,157千円									●	
滋賀県	近江八幡市	4	原油価格高騰に伴 う交通事業者対策 事業	原油価格の高騰により、大きな影響を受けている地域公共交通事業者に対し、事業継続のための支援を実施する。									○	
兵庫県	兵庫県	4	タクシー事業者向 け観光受入環境整 備事業	タクシーの観光利用やインバウンド対応の促進に資するマルチキャッシュレス決済機器の導入経費等のうち、上限10,000千円までを定額補助。	○									
兵庫県	兵庫県	1	バスにおける新型 コロナウイルス感 染症防止対策事業	社会生活や経済活動を支える公共交通を維持し、事業の継続を図るため、バス事業者に対して乗務員等の感染防止対策に要する経費を支援。 ○対象経費 運転席感染防止設備(ビニールカーテン等) 非接触型体温計(貫切バスのみ) ○負担割合 県:事業者=1/2:1/2 ※国庫補助事業の対象となる経費は対象外。		○								
兵庫県	兵庫県	1	船舶事業者の感 染症防止対策への 支援	社会生活や観光基盤を支える旅客船事業者、観光船事業者に対して、感染防止対策に要する経費を支援。 ○対象経費 船体整備、サーモグラフィ、非接触型体温計、アクリルボード、アルコール消毒噴射機、非接触型蛇口 ○負担割合 (県内航路)県:市町:事業者=1/2:1/4:1/4 (県外航路)県:就航先自治体:事業者=1/3:1/3:1/3 ※国庫補助事業の対象となる経費は対象外。		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用した ものに○ 1/31まで申請した ものに●
兵庫県	兵庫県	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援	(事業の概要) 感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し、国の実証運行支援期間終了後支援する。 ○対象者: 神戸電鉄、北条鉄道、路線バス事業者19者(公営、コミバス、貸切除く)、生活航路事業者 ○補助対象経費: 車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当 ○負担割合: 県1/4、市町1/4(任意随伴)、事業者1/2 ○補助期間: 国終了後2ヶ月		○							
兵庫県	兵庫県	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援	(事業の概要) 感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し、国の実証運行支援期間終了後支援する。 ○対象者: 神戸電鉄、北条鉄道、智頭急行、路線バス事業者19者(公営、コミバス、貸切除く)、生活航路事業者 ○補助対象経費: 車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当 ○負担割合: 県1/4、市町1/4(任意随伴)、事業者1/2 ○補助期間: 国終了後1ヶ月				●					
兵庫県	兵庫県	1	タクシー事業者感染防止対策の支援	タクシー事業者における一層の感染拡大防止対策を図るため、国庫補助事業と協同した支援を実施 ○補助対象: 県内タクシー事業者 ○対象経費: 高性能な空気清浄機導入等の感染症対策に要する経費 ○負担割合: 国1/2、県1/4、事業者1/4					●				
兵庫県	兵庫県	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行への支援	(事業の概要) 感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し支援する。 ○対象者: 神戸電鉄、北条鉄道、智頭急行、路線バス事業者19者(公営、コミバス、貸切除く)、生活航路事業者 ○補助対象経費: 車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当 ○負担割合: 県1/4、市町1/4(任意随伴)、事業者1/2 ○補助期間: 1ヶ月間(6月補正分に1ヶ月間追加)						○			
兵庫県	兵庫県	1	タクシー事業者感染防止対策の支援	県内タクシー事業者における一層の感染防止対策を支援 ○補助対象: 県内タクシー事業者 ○対象経費: 消毒液等消耗品購入費、車内抗菌コーティング処理費等 ○補助額: 7,000円/台(定額)※上限: 事業者あたり245,000円(35台分) ※別途市町随伴(任意)を期待。						○			
兵庫県	兵庫県	2	京都丹後鉄道の運行支援	新型コロナウイルス感染症の影響による乗客数の減少を受け、鉄道再構築事業として国の認定を受けている京都丹後鉄道の安定的な運行を維持するため、沿線自治体と協同して減少した収入に対して支援 ○対象経費: 定期外運輸収入・車両貸出料収入の減収額 ○負担割合: 県1/2、市1/2							○		
兵庫県	兵庫県	4	燃油価格高騰に対する公共交通事業者への支援	公共交通等事業者に対し燃油価格高騰に対する一時支援金を支給。 トラック・路線バス7000円/台、地域鉄道24000円/両、生活航路64000円/隻、タクシー4000円/台									●
兵庫県	兵庫県	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行への支援	コロナ禍や燃油価格高騰の中、車内等の密度を上げないように便数等を維持して運行に取り組む地域公共交通事業者を支援 ○対象者: 神戸電鉄、北条鉄道、智頭急行、路線バス事業者19者(公営、コミバス、貸切除く)、生活航路事業者 ○補助対象経費: 車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当 ○負担割合: 県1/4、市町1/4(任意随伴)、事業者1/2 ○補助期間: 1ヶ月間 ※別途、国支援分1ヶ月間とあわせて2ヶ月間									●
兵庫県	兵庫県	1	タクシー事業者感染防止対策の支援	タクシー事業者における一層の感染拡大防止対策を図るため、国庫補助事業と協同した支援を実施 ○補助対象: 県内タクシー事業者 ○対象経費: 高性能な空気清浄機等の導入経費 ○負担割合: 国1/2、県1/4、事業者1/4									●
兵庫県	兵庫県	4	原油価格・物価高騰対策一時支援金の支援	業種に関係なく、事業復活支援金(国制度)の受給者等に下記支援金を支給 売上減少率30~50%の中小法人・・・20万円 売上減少率50%以上の中小法人・・・30万円 売上減少率30~50%の個人事業主・・・10万円 売上減少率50%以上の個人事業主・・・15万円									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
兵庫県	兵庫県	4	中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金	原油価格や原材料価格高騰等への対策として、売上げの減少した中小法人・個人事業主等の事業継続を支援するため、一時支援金を支給 【対象者】次のアまたはイを満たすこと ア 国の事業復活支援金を受給していること (対象月:令和3年11月分から令和4年3月分までのいずれかの月) イ 兵庫県の経営円滑化貸付(原油価格高騰、原材料価格高騰)を借り受けていること 【補助単価等】 ケース1(①又は②) ①事業復活支援金の受給者のうち、売上高減少率が50%以上の者 ②兵庫県の経営円滑化貸付の利用者 法人 30万円、個人 15万円 ケース2 ①事業復活支援金受給者のうち、売上高減少率が30%以上50%未満の者 法人 20万円、個人 10万円									
兵庫県	兵庫県	4	公共交通等事業者に対する省エネ化の支援	燃油価格高騰の影響を受ける公共交通等事業者に対し、省エネ性能に優れたエコタイヤの購入費用を支援 【対象者】路線バス事業者、タクシー事業者、トラック事業者 【補助単価】 路線バス事業者22,500円/本(上限13万5千円/台) タクシー事業者4,000円/本(上限1万6千円/台) トラック事業者5,000円/本(上限 20台未満:3万円/台、20台以上:60万円/事業者)									○
兵庫県	兵庫県	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行への支援(令和4年9月補正)	コロナ禍や燃油価格高騰の中、車内等の密度を上げないように便数等を維持して運行に取り組む地域公共交通事業者を支援 ○対象者:神戸電鉄、北条鉄道・智頭急行、路線バス事業者18者(公営、コミバス、貸切除く)・生活航路事業者 ○補助対象経費:車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費程度 ○負担割合 県1/4、市町1/4(任意随伴)、事業者1/2 ○補助期間 1ヶ月間 ※別途、国支援分・県6月補正各1ヶ月間とあわせて3ヶ月間									○
兵庫県	兵庫県	4	公共交通等事業者に対する省エネ化の支援(令和4年9月補正)	燃油価格高騰の影響を受ける公共交通等事業者に対し、省エネ性能に優れたエコタイヤの購入費用を支援 【対象者】路線バス事業者、タクシー事業者、トラック事業者 【補助単価】 路線バス事業者22,500円/本(上限13万5千円/台) タクシー事業者4,000円/本(上限1万6千円/台) トラック事業者5,000円/本(上限 20台未満:3万円/台、20台以上:60万円/事業者) ※協議中につき補助単価・補助率等変更の可能性あり									
兵庫県	神戸市	2	—	妊婦へのタクシー利用料の助成。 検診等に伴う外出時に利用するタクシーチケット500円×20枚分を支給。									
兵庫県	神戸市	2	公共交通事業者に対する感染防止対策としての運行継続支援	(1)県市協議支援(地域鉄道・路線バス事業者)感染防止対策として車内密度を上げない運行に取り組む事業者に対し国の「感染拡大防止の実証運行支援」の実施期間後に引き続き支援 (2)地域コミュニティ交通の運行維持のため、地域の「乗って支える」取組や運行事業者の経営努力で対応できない範囲について、支援金を給付									
兵庫県	神戸市	2	公共交通事業者に対する運行継続支援	県市が協議支援し、地域鉄道・路線バス事業者の感染対策を実施した上での運行や増便に要する経費の一部を支援 (2)地域コミュニティ交通の運行維持のため、地域の「乗って支える」取組や運行事業者の経営努力で対応できない範囲について、支援金を給付									
兵庫県	神戸市	2	公共交通事業者等の感染防止対策支援	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける地域鉄道や乗合バス、タクシー等の公共交通事業者に対して、withコロナにおける感染拡大防止対策などの運行継続に係る経費を支援 (2)地域コミュニティ交通の運行維持のため、地域の「乗って支える」取組や運行事業者の経営努力で対応できない範囲について、支援金を給付									
兵庫県	神戸市	2	公共交通事業者に対する感染防止対策としての運行継続支援	県市が協議支援し、地域鉄道・路線バス事業者の感染対策を実施した上での運行や増便に要する経費の一部を支援 【対象者】地域鉄道、路線バス 【対象経費】路線バスの車内等の密度に配慮した運行に要する経費 【補助期間】1ヶ月間 【補助率等】1/4								●	
兵庫県	神戸市	2	公共交通事業者に対する原油価格高騰対策	燃油価格高騰の影響を受ける地域鉄道や路線バス、タクシーといった公共交通事業者に対して、国県の支援金で賄えない範囲について支援金を給付 【対象者】地域鉄道、路線バス、タクシー 【補助単価】 ①地域鉄道: 12千円/台 ②路線バス: 3.5千円/台 ③タクシー: 2千円/台									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
兵庫県	中央市	2	燃料価格高騰対策 タクシー運行継続 支援事業	燃料価格高騰によるタクシー事業者の負担軽減を図ることで、市内の公共交通の継続、市民生活の維持に資する。 ○対象者 市内タクシー事業者 ○補助対象経費 燃料価格高騰の影響を受けた燃料費(令和4年度と令和2年度の燃料費を比較した差額) ○補助額 1台あたり上限4万円 ○補助期間 令和4年4月から令和5年3月 ○支援金 920,000円									○	
兵庫県	中央市	2	燃料価格高騰対策 市内路線バス運行 継続支援事業	燃料価格高騰によるバス事業者の負担軽減を図ることで、市内の公共交通の継続、市民生活の維持に資する。 ○対象者 市内バス事業者2社 ○補助対象経費 燃料価格高騰の影響を受けた燃料費(令和4年度と令和2年度の燃料費を比較した差額) ○補助額 1台あたり上限8万円 ○補助期間 令和4年4月から令和5年3月 ○支援金 960,000円										○
兵庫県	豊岡市	2	公共交通事業者支 援事業	・市内に事業所を有し、一般旅客自動車運送事業の認可を受けているバス・タクシー事業者 ・市内事業所が雇用する運転士数(2020年4月1日現在)に20万円を乗じて算定した額とする。ただし、運転士数が5人未満の事業者は、100万円を 定額として支給する。		○								
兵庫県	豊岡市	2	公共交通事業者支 援事業	市内に事業所を有し、旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者を対象に、市内事業所の雇用を守るため、2020年6月に支給した運転士 の数に事務員等を加え、その数(2021年2月1日現在)に200千円を乗じて積算した額を支給する。			○							
兵庫県	豊岡市	2	公共交通事業者支 援事業	経営に深刻な影響を受けている京都丹後鉄道に対し、沿線府県市町と連携して事業継続支援を行う。 (当市支援額:10,303千円)						○				
兵庫県	豊岡市	2	公共交通事業者支 援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、車内の乗客密度に配慮した運行を行っている路線バス事業者に対し、原油価格や物価高騰 の影響を緩和するための支援を行う。 対象者 道路運送法第4条の許可により運行する乗合バス事業者※公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、県外高速バスを除く 補助率 兵庫県:1/4、市1/4(兵庫県の随伴補助)								●		
兵庫県	姫路市	1	新型コロナウイル ス感染拡大防止対 策補助金	(事業の概要) 消毒液、マスク、防護手袋等の確保、運転席の間仕切りフィルム設置等の感染拡大防止措置に要する費用に対して補助(定額補助) 支援上限額 ・乗合バス事業者(車両1台当たり2万円) ・タクシー事業者(車両1台当たり1万円) ・定期航路事業者(貸切・貨物を除く):1隻当たり5万円										
兵庫県	姫路市	2	地域公共交通の利 用促進・需要創出 支援事業	(事業の概要) 需要が落ち込んでいる地域公共交通事業者に対し、利用促進・拡大に向けた取り組み(キャッシュレス化、子育て・買物支援、利用促進宣伝広 告、キャンペーン等)に要する費用を支援する(定額補助) 支援上限額 ・乗合バス事業者(法人):最大100万円 ・タクシー事業者(登録台数5両以上の法人):最大30万円 (登録台数2両以上5両未満の法人):最大10万円 (個人タクシー協同組合):最大50万円 ・定期航路事業者(法人):最大100万円										
兵庫県	姫路市	1	新型コロナウイル ス感染拡大防止対 策補助金	(事業の概要) 消毒液、マスク、防護手袋等の確保、運転席の間仕切りフィルム設置、車両・船舶の抗菌・抗ウイルス対策、非接触型施設整備費等の感染拡大 防止措置に要する費用に対して補助(定額補助) 支援上限額 ・乗合バス事業者(貸切・貨物を除く):車両1台当たり2万円 ・タクシー事業者:車両1台当たり1万円 ・定期航路事業者(市内離島完結、貸切・貨物を除く):1隻当たり5万円 ・鉄道事業者(市内完結路線):1両当たり5万円						●				
兵庫県	姫路市	2	地域公共交通の利 用促進・需要創出 支援事業	(事業の概要) 需要が落ち込んでいる地域公共交通事業者に対し、利用促進・拡大に向けた取り組み(キャッシュレス化、子育て・買物支援、利用促進宣伝広 告、キャンペーン等)及び事業維持に必要な維持経費(車体・船体検査費、維持補修費等)に要する費用を支援する(定額補助) 支援上限額 ・乗合バス事業者(貸切・貨物を除く):最大100万円/事業者 ・タクシー事業者(登録台数5両以上の法人):最大30万円 (登録台数2両以上5両未満の法人):最大10万円 ・定期航路事業者(市内離島完結、貸切・貨物を除く):最大100万円/事業者 ・鉄道事業者(市内完結路線):最大100万円/事業者							●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●
兵庫県	姫路市	2	新型コロナウイルス感染症対応型運行(運航)支援	(事業概要) 感染拡大を目的として、乗車(乗船)密度を上げないよう配慮した運行(運航)に取り組む地域公共交通事業者に対し、運行(運航)に係る経費を支援するもの (対象事業者) 乗合バス事業者(市内運行路線分)、定期航路事業者(市内完結路線)、鉄道事業者(市内完結路線) (対象経費) 乗車(乗船)密度を上げないよう配慮した運行(運航)に要する経費(ただし、対象期間中に相応した他の補助金は除く) (対象期間) 180日間 (負担割合) 市1/2、事業者1/2						●			
兵庫県	姫路市	4	地域公共交通運営経費	原油価格・物価高騰に対応するための地域公共交通事業者への助成								●	
兵庫県	尼崎市	1	公共交通感染症防止対策事業	市民生活や経済活動を支える地域公共交通の機能維持に寄与するため、公共交通事業者が自ら行う車両内における安全・安心確保や衛生確保に向けた経費に対して補助する。 ○補助対象事業者 一般乗合旅客自動車運送事業者 ○補助対象経費 ・運転席仕切りカーテン設置等 ・衛生確保に資する車両内の消毒作業等 ・利用者の手指消毒のための用品購入等 ・乗務員の非接触式体温測定機等の購入 ○負担割合 経費の1/2以内(限度額設定有り) ※国や他の地方自治体による補助は経費の対象外。		○							
兵庫県	西宮市	2	西宮市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続支援事業	(事業の概要) 路線バス車内における密集・密接を避けるため、利用者数に対して余裕を持った便数での運行を継続したことに対して奨励金を交付(奨励金の種) 市内を路線定期運行する1系統あたり最大21万円 (実施日) 令和2年8月11日から令和3年3月31日 (予算総額) 48,510千円		○							
兵庫県	西宮市	2	西宮市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続支援事業	(事業の概要) 路線バス車内における密集・密接を避けるため、利用者数に対して余裕を持った便数での運行を継続したことに対して奨励金を交付(奨励金の種) 市内を路線定期運行する1系統あたり最大14万円 (実施日) 令和3年9月17日から令和4年3月31日							○		
兵庫県	西宮市	4	西宮市新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通運行支援事業	(事業の概要) 新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰の影響を受けながらも、市民生活や経済活動を支える地域公共交通として運行を継続する路線バス事業者及びタクシー事業者に対し、補助金を交付(補助金の種) (1) 路線バス…西宮市内における令和3年度の年間乗車走行距離に6.5円を乗じて得た額 (2) タクシー…車両1台につき2万円を乗じて得た額(福祉輸送など用途を限定して使用する車両等を除く) (実施日) 令和4年7月8日から令和5年3月31日								●	
兵庫県	淡路市	1	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業(旅客自動車)	(事業の概要) マスク、手指消毒液、車内消毒液、運転席の間仕切りフィルム設置等の感染拡大防止措置に要する費用に対して支援(定額補助)する。 (対象事業者) 乗合バス事業者(高速バス除く)、貸切バス事業者、タクシー事業者 (支援上限額) ・定員30名以上又は車両全長9m以上:1台当たり10万円 ・定員11名~29名以下:1台当たり8万円 ・定員10名以下:1台当たり6万円		○							
兵庫県	淡路市	2	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行等支援事業	(事業の概要) 感染拡大防止のため、車内又は船内の密度を上げないよう便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し、国の実証運行支援期間終了後支援する。 (対象事業者) 乗合バス事業者、生活航路事業者 (対象経費) 車内又は船内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当 ・補助期間満了後2ヶ月		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
兵庫県	淡路市	1	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業(旅客定期航路)	(事業の概要) 社会生活や観光基盤を支える旅客船事業者、観光船事業者に対して、感染防止対策に要する経費を支援。 (対象事業者) 明石海峡航路を運航する旅客定期航路事業者 (対象経費) 喚起設備整備、サーモグラフィ、非接触型体温計、アクリルボード、アルコール消毒噴射機、非接触型蛇口 (補助金額) 対象経費の1/4以内		○							
兵庫県	淡路市	2	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行等支援事業	(事業の概要) 感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し支援する。 ○対象者: 乗合バス事業者5者(公営、コミバス、貸切除く)、生活航路事業者 ○補助対象経費: 車内等の密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当 ○負担割合: 県1/4、市町1/4(任意随伴)、事業者1/2 ○補助期間: 2ヶ月間							○		
兵庫県	淡路市	1	タクシー事業者感染防止対策事業	(事業の概要) マスク、手指消毒、車内消毒、運転席の間仕切りフィルム設置等の感染拡大防止措置に要する費用に対して支援(定額補助)する。 (対象事業者) タクシー事業者 (補助額) 7,000円/台(定額)※上限: 事業者あたり245,000円(35台分)							○		
兵庫県	淡路市	1	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業(一般貸切旅客自動車運送事業)	(事業の概要) マスク、手指消毒、車内消毒、運転席の間仕切りフィルム設置等の感染拡大防止措置に要する費用に対して支援(定額補助)する。 (対象事業者) 貸切バス事業者 (補助額) 大型自動車(定員30名以上又は車両全長9m以上): 150,000円/台(定額) 中型自動車(定員11名~29名以下): 120,000円/台(定額) 準中型自動車又は普通自動車(定員10名以下): 90,000円/台(定額) ※1事業者あたり35台分を上限とする。							○		
兵庫県	淡路市	2	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行等支援事業	(事業の概要) 感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し支援する。 ○対象者: 乗合バス事業者5者(公営、コミバス、貸切除く)、生活航路事業者 ○補助対象経費: 車内等の密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当 ○負担割合: 県1/4、市町1/4(任意随伴)、事業者1/2 ○補助期間: 2ヶ月間									○
兵庫県	淡路市	2	地域公共交通事業継続支援	(事業の概要) 燃料費高騰において、路線等を維持する地域公共交通事業者に対し支援する。 対象車両等1台につき、4,000円~64,000円の補助金を交付する。 (対象事業者) 乗合バス事業者(コミバス除く)、タクシー事業者、生活航路船舶事業者 (支援上限額) バス車両: 7,000円/台 タクシー車両: 4,000円/台 生活航路船舶: 64,000円/隻									○
兵庫県	洲本市	1	地域公共交通感染症拡大防止対策助成事業	(事業の概要) 公共交通を安心して利用してもらうため、公共交通事業者がバス・タクシー車両等に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じる費用の一部を支援する。 ・支援策①(マスク、手指消毒、車内消毒、運転席隔壁) 路線バス: 大型 最大10万円 中型 最大8万円 その他 最大6万円 タクシー: 最大6万円 ・支援策②(空気清浄機、光触媒除菌施工) 路線バス: 対象事業者の1/4 タクシー: 対象事業者の1/2 ※タクシーは、光触媒除菌施工のみ対象		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
兵庫県	南あわじ市	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援(県随伴)	(事業の概要) 感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し、国の実証運行支援期間終了後支援する。 (対象事業者) 乗合バス事業者5者(コミバス除く) (補助対象経費) 車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当(負担割合) 県1/4、市1/4、事業者1/2		○								
兵庫県	南あわじ市	1	地域公共交通感染拡大防止対策事業補助金	(事業の概要) マスク、手指消毒液、車内消毒液、運転席の間仕切りフィルム設置等の感染拡大防止措置に要する費用に対して支援(定額補助)する。 (対象事業者) 貸切バス事業者、タクシー事業者 (支援上限額) ・定員30名以上又は車両全長9m以上:1台当たり15万円 ・定員11名~29名以下:1台当たり12万円 ・定員10名以下:1台当たり9万円 ・タクシー:1台当たり7千円						●				
兵庫県	南あわじ市	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援(県随伴)	(事業の概要) 感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し支援する。 (対象事業者) 乗合バス事業者5者(コミバス除く) (補助対象経費) 車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当(負担割合) 県1/4、市1/4、事業者1/2 (補助期間) 2ヶ月間						●				
兵庫県	南あわじ市	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援(県随伴)	(事業の概要) 感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し支援する。 (対象事業者) 乗合バス事業者5者(コミバス除く) (補助対象経費) 車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当(負担割合) 県1/4、市1/4、事業者1/2 (補助期間) 2ヶ月間									○	
兵庫県	南あわじ市	2	地域公共交通事業継続支援	(事業の概要) 燃料費高騰等において、路線を維持する地域公共交通事業者に対し支援する。 対象車両1台につき、4,000円~7,000円の支援金を交付する。 (対象事業者) 乗合バス事業者(コミバス除く)、貸切バス事業者、タクシー事業者、自家用有償旅客運送事業者 (支援上限額) バス車両:7,000円/台 タクシー車両:4,000円/台 自家用有償車両:4,000円/台										○
兵庫県	南あわじ市	2	地域間公共交通運行実証事業	(事業の概要) 2025開催予定の大阪・関西万博を見据え、徳島空港をハブとした関東圏等からの観光客やビジネス客等の誘客促進に資する路線の可能性について実証することを目的とし、徳島空港と波路島(南あわじ市)を結ぶアクセスバスの実証運行を実施する。 (実証運行期間) 令和4年7月15日~令和5年1月31日(201日間) (補助対象経費・予算額) 運行費用:12,500千円 人件費等:2,000千円 検索システム委託料:3,200千円										○
兵庫県	上郡町	1・2	新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者等特別支援事業	(事業の概要) 感染防止対策を実施しながら運行を継続する公共交通事業者に対して支援金を給付 ①バス事業者【基本額20万円+1日当たり運行台数×5万円】 ②タクシー事業者【基本額10万円+1日当たり運行台数×3万円】		○								
兵庫県	上郡町	1	乗合タクシー運行事業	○乗合タクシー運行事業において、乗客の密集、密接状態を避けるため、現在、セダン型車両を使用しているものを車内空間が広い車両(送迎用10人乗りワゴン車)に更新する。なお、同時刻に2ルートを実行しているため、車両を2台購入する。 ○事業費:6,000千円×2台 ・車両購入費 5,743千円×2台(運行装備品(行先表示灯・停留所案内ICカードシステム・デジタコ等)含む) ・登録諸費用 257千円×2台(自賠責保険、重量税等)		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
兵庫県	佐用町	2	地域公共交通事業者補助事業	(事業の概要) 新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格の高騰等の影響を受けている地域公共交通事業者の維持・改善を図るため、町内を運行する鉄道、路線バス、タクシー事業者に対し運行経費等の一部を補助する。(鉄道および路線バス事業者については県随伴補助) 【鉄道・路線バス事業者への補助】 ○補助対象経費 車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当 ○負担割合 県1/4、市町1/4、事業者1/2 ○予算額 5,360千円 【タクシー事業者への補助】 支援内容:燃料高騰等の影響による運行経費の増分について1台当たり40千円を補助する。 ○予算額 640千円										●
兵庫県	丹波篠山市	4	公共交通対策事業	(事業の概要) 運賃上限制導入に向けた社会実験と導入準備・買い物弱者支援のための社会実験 利用者の負担軽減による利用促進(コロナ収束後の利用喚起)、観光産業への効果、地域課題解決、バス事業者への支援を目的とする またコミュニティバスについては全車両で交通ICカードで非接触決済ができるよう整備を行う。 予算額 27,507千円(予算上程中)		○								
兵庫県	小野市	2	市内観光バス事業者を活用したスクールバス運行事業	・観光バス 夏休み期間における小中学校の授業実施に際して、「炎天下の中、下校することになる小学生の健康維持」及び「休業状態にある観光バス事業者の支援策」として、市内観光バス事業者を活用した下校時の送迎を実施。 (予算:スクールバス運行委託料 17,150千円)	○									
兵庫県	小野市	2	新型コロナウイルス対応型運行支援事業	(事業の概要)感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し、国の実証運行支援期間終了後兵庫県に随伴して支援を実施 ○対象者:神戸電鉄、北条鉄道、神姫バス ○補助対象経費 車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当 ○負担割合 県1/4、市町1/4、事業者1/2 ○補助期間 国終了後2ヶ月 (予算:新型コロナウイルス対応型運行補助金 3,054千円)			○							
兵庫県	小野市	2	新型コロナウイルス対応型運行支援事業	(事業の概要)感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し、国の実証運行支援期間終了後兵庫県に随伴して支援を実施 ○対象者:神戸電鉄、北条鉄道、神姫バス ○補助対象経費 車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当 ○負担割合 県1/4、市町1/4、事業者1/2 ○補助期間 国終了後1ヶ月						○				
兵庫県	小野市	2	貸切バス及びタクシー事業者支援事業	(事業の概要)新型コロナウイルス感染症拡大による観光需要等の著しい落ち込みにより、深刻な影響を受けている市内の貸切バス及びタクシー事業者の事業継続の支援 ○対 象 市内に本社及び営業所を有する貸切バス及びタクシー事業者 ○補助額 事業継続に必要な車両維持経費に対し支援金を支給 貸切バス 大型車10万円/台 中型車8万円/台 小型車5万円/台 タクシー 5万円/台							○			
兵庫県	小野市	2	新型コロナウイルス対応型運行支援事業経費	新型コロナウイルス感染症が拡大し、公共交通の利用者の減少及び燃油価格等の高騰を受けても、感染症対策として車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対して、兵庫県と協働した支援を実施。 これにより公共交通の運行便数を維持・確保し、公共交通機関における新型コロナウイルス感染症拡大のリスク低減を図る。 【補助対象者】地域鉄道事業者(神戸電鉄、北条鉄道)、路線バス事業者(神姫バス) 【補助対象経費】小野市内における車内等の密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等) ※輸送人員が減少する中、輸送力の維持・増便に要する経費相当額 【負担割合】 県1/4、市1/4、事業者1/2 【補助期間】 1ヶ月間 ※国による1ヶ月の支援とあわせて2ヶ月間を支援									●	
兵庫県	市川町	1	コミュニティバス等感染症対策支援交付金	○バス コミュニティバス、買い物バス等において、運行委託業者に感染予防対策のための支援金を支給(30万円)。		○								
兵庫県	市川町	2	児童等送迎委託業者への燃料費高騰にかかる支援	コロナ禍において、燃料費高騰分が加味されていない契約に基づき運行しているスクールバスの事業者に対し、燃料費高騰分の支援を行う。 対象:スクールバス運行委託業者 支援金額:燃料費高騰分による差額【536,000円(見込み)】									●	
兵庫県	市川町	4	燃料費高騰激変緩和対策事業	コロナ禍において、燃料費高騰の影響を受けている事業者に対し、排気量に応じて事業用車両の燃料費助成を行い、燃料費高騰の負担軽減を図る。 ナンバープレートの分類番号が1・2・4で、1900cc以上の事業用車両に対して支援金を給付。 対象:町内の住所で登録のある事業用車両を有する町内事業者									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
兵庫県	猪名川町	1・2	バスにおける新型コロナウイルス感染症防止対策事業及び運行支援	感染予防対策費(マスク・消毒液・飛沫感染防止シートなど) 運行支援(需要が減少している中でも、三密を回避するために輸送力を維持した事業者に対する補助)		○							
兵庫県	猪名川町	1	タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症防止対策事業	感染予防対策費(マスク・消毒液・飛沫感染防止シートなど)		○							
兵庫県	猪名川町	1・2	バスにおける新型コロナウイルス感染症防止対策事業及び運行支援	感染予防対策費(マスク・消毒液・飛沫感染防止シートなど) 運行支援(需要が減少している中でも、三密を回避するために輸送力を維持した事業者に対する補助)					●				
兵庫県	猪名川町	4	交通事業者燃料価格高騰対策支援金	公共交通等事業者に対し燃料価格高騰に対する一時支援金を支給。 路線バス200,000円/台、タクシー40,000円/台、デマンド100,000円/台								●	
兵庫県	猪名川町	4	電気バス充電設備導入補助金	早期のEVバス導入を促すことで、燃料費高騰対策、運行経費低減による路線バスの路線維持につなげることを目的に、充電設備及び付帯工事費を補助 充電設備:1,500,000円、付帯工事:7,000,000円								●	
兵庫県	朝来市	4	朝来市持続化給付金	(事業の概要) 令和2年1月から12月の間で減少率が前年同月比の売り上げから、20%から50%未満の事業者に対して支給 支援額 下限1万円から上限20万円	○								
兵庫県	朝来市	4	事業者への緊急支援金	(事業の概要) ①兵庫県の行った休業要請等の対象としている中小企業・個人事業主 ②飲食業、生花業、タクシー業、運行代行業及び酒類小売免許を有する者で市内宿泊業者、飲食業者に納入している者 支援額 法人:30万円 個人:20万円	○								
兵庫県	朝来市	4	臨時スクールバス運行事業	(事業の概要) 授業時間を確保するため本来夏休みである猛暑期の通学となるが、通学距離が概ね2kmを超える遠距離徒歩通学児童及び小学生と集団登園している園児を対象に、熱中症対策として登下校時(園児は登園時のみ)に臨時スクールバスの運行を行う。 (運行期間) 令和2年7月20日(月)~8月7日(金) 令和2年8月17日(月)~8月28日(金)		○							
兵庫県	朝来市	4	中小企業等緊急経済支援事業(中小企業者利子補給補助金・信用保証料補助金)	(事業の概要) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象となる県融資制度を活用した際の保証料及び利子を補助する。 【補助内容】 活用した県融資制度の種類及び条件により、3年間分の利子全額及び保証料全額又は3年間分の利子全額					○				
兵庫県	朝来市	4	中小企業等緊急経済支援事業(経営継続支援金)	(事業の概要) 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出に伴う人流抑制等の影響により、売上が減少する事業者に対し事業継続の支援を行う。 【支給限度額】 県の休業・営業時間短縮等の要請対象外となる事業者で、一定割合以上の売上減があった場合【初回申請】300千円又は500千円、【再申請】150千円又は250千円 ※1事業所当たり					○				
兵庫県	朝来市	4	中小企業等緊急経済支援事業(雇用維持助成金)	(事業の概要) 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされながらも、労働者の雇用の維持を図ろうとする事業者を支援し、雇用の維持及び事業活動の継続を支援する。 【助成金の上限額】 休業手当額の1/10に相当する額※1事業所当たり100万円以内 ※令和3年12月以前の休業:上限単価1,500円/休業延べ日数、令和4年1~2月の休業:上限単価1,222円/休業延べ日数、令和4年3月の休業:上限単価1,000円/休業延べ日数							○		
兵庫県	朝来市	4	中小企業等緊急経済支援事業(中小企業者等燃料費支援金)	(事業の概要) 事業者のこれからの活動を促す施策として、コロナ禍における経済活動の再開を要因として高騰する燃料費の一部を助成することにより、事業者の経営の回復を支援する。 【支給限度額】 100千円(1回限り)、補助率1/10							○		
兵庫県	三田市	4	妊婦外出支援事業(タクシークーポン券配布)	(事業の概要) 妊婦支援の一環として公共交通機関の利用に不安や負担を抱える妊婦に対し、外出時に利用できるタクシークーポン券を配布。 ○対象 R1.7.1~R2.12.28までに母子健康手帳の交付を受けた妊婦 ○利用額 妊婦一人あたり10,000円分(500円分クーポン×20) ○委託先 市内タクシー会社 3社(予定)		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
兵庫県	三田市	2	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援事業	(概要) 兵庫県が実施する地域公共交通事業者への支援事業について、市が随伴補助を行うもの。新型コロナウイルス感染症対策として、車内等の密度を上げないよう便数に配慮した運行に取り組み地域公共交通事業者に対して、国の運行支援期間終了後、引き続き支援する。 ○対象 地域鉄道(神戸電鉄株式会社) 路線バス(神姫バス株式会社・阪急バス株式会社・神姫グリーンバス株式会社) ○対象経費 車内等の密度を上げないよう便数に配慮した運行に要する経費 ○負担割合 県1/4、市1/4、事業者1/2 ○補助期間:2か月間 ※国による運行支援期間の終了後とする。		○							
兵庫県	三田市	2	令和3年度地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援事業	(概要) 兵庫県が実施する地域公共交通事業者への支援事業について、市が随伴補助を行うもの。新型コロナウイルス感染症対策として、車内等の密度を上げないよう便数に配慮した運行に取り組み地域公共交通事業者に対して、国の運行支援期間終了後、引き続き支援する。 ○対象 地域鉄道(神戸電鉄株式会社) 路線バス(神姫バス株式会社・阪急バス株式会社・神姫グリーンバス株式会社) ○対象経費 車内等の密度を上げないよう便数に配慮した運行に要する経費 ○負担割合 県1/4、市1/4、事業者1/2 ○補助期間:2か月間 ※鉄道については、国による運行支援期間の終了後とする。					●				
兵庫県	三田市	1	タクシー事業者感染症防止対策支援補助金	○目的 市内タクシー事業者の新型コロナウイルス感染症防止対策を支援することで、感染拡大を防止する。 ○対象経費 消毒液等購入費、車内抗菌コーティング処理費7千円/台 ○交付対象者 市内タクシー事業者 ※ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く。							○		
兵庫県	三田市	2	地域公共交通原油価格高騰対策支援補助金	○目的 公共交通事業者に対し、原油価格高騰に対する一時支援金を支給する。 ○対象 地域鉄道(神戸電鉄株式会社) 路線バス(神姫バス株式会社・阪急バス株式会社・株式会社ウイング神姫) タクシー(日本交通、ファイブスタータクシー、三田タクシー) ○補助単価 地域鉄道:48千円/台、路線バス:14千円/台、タクシー:7千円/台									○
兵庫県	三田市	2	令和4年度地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援事業	(概要) 兵庫県が実施する地域公共交通事業者への支援事業について、市が随伴補助を行うもの。新型コロナウイルス感染症対策として、車内等の密度を上げないよう便数に配慮した運行に取り組み地域公共交通事業者に対して、国の運行支援期間終了後、引き続き支援する。 ○対象 地域鉄道(神戸電鉄株式会社) 路線バス(神姫バス株式会社・阪急バス株式会社・株式会社ウイング神姫) ○対象経費 車内等の密度を上げないよう便数に配慮した運行に要する経費 ○負担割合 県1/4、市1/4、事業者1/2 ○補助期間:1か月間									○
兵庫県	川西市	1	川西市地域公共交通感染症対策支援事業	(事業概要) ・消毒液や間仕切りフィルム等の購入費及び抗ウイルス対策の施工に要する経費等を支援 ○対象事業者 ・市内を定時定路線で運行する民営業合バス事業者 ・市内に本社又は営業所を有する法人タクシー事業者 ○支援額 ・バス車両1台当たり35千円 ・タクシー車両1台当たり20千円		○							
兵庫県	川西市	2	川西市路線バス運行継続支援事業	(事業概要) ・密を避けるため、利用者数に対して余裕を持った便数で市内を運行するために要した経費(人件費、燃料油脂費等)の実費相当額を支援 ○対象事業者 ・市内を定時定路線で運行する民営業合バス事業者 ○支援額 ・予算内(29,707千円)		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
兵庫県	相生市	1・2	公共交通事業者支援事業	○路線バス支援 市内路線バスの運行維持を目的として、感染防止対策の徹底や市民の利用促進を図る事業費として補助支援を行う。 補助額5,000千円 ・感染予防対策:バス車両やバス停の消毒等 1,000千円 ・バス停の設備改善:バス停屋根の補修等の衛生管理や利便向上による利用促進 1,700千円 ・市民の利用促進事業:ICカードの普及促進や自治会集団試乗会等の開催 800千円 ・車体広告でのコロナ啓蒙:車体横・後部に啓蒙看板の設置 1,500千円 ○タクシー支援 交通弱者対策として運営しているデマンドタクシーに使用するタクシー車両の衛生管理の徹底を目的として補助支援を行う。 ※10千円×32台=320千円		○								
兵庫県	相生市	1・2	公共交通事業者支援事業	○路線バス支援 市内路線バスの運行維持を目的として、感染防止対策の徹底や市民の利用促進を図る事業費として補助支援を行う。 補助額3,000千円 ・感染予防対策:バス車両やバス停の消毒等 1,000千円 ・市民の利用促進事業:ICカードの普及促進や自治会集団試乗会等の開催 400千円 ・車体広告でのコロナ啓蒙:車体横・後部に啓蒙、看板の設置社内アナウンス・行き先表示板による啓蒙、運行案内板による啓蒙 1,600千円 ○タクシー支援 交通弱者対策として運営しているデマンドタクシーに使用するタクシー車両の衛生管理の徹底を目的として補助支援を行う。 ※10千円×32台=320千円										
兵庫県	相生市	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援	感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取組む地域公共交通事業者に対し、支援する。 ○対象者:路線バス事業者1社 ○補助対象経費 車内密度に配慮した運行に要する経費 ○負担割合 県1/4、市町1/4、事業者1/2										
兵庫県	相生市	2	公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金	燃料高騰に伴う事業者の負担軽減を行うことで、地域住民へのサービスの維持・確保を図るために燃料価格の一部を支援する。 ○対象者:路線バス事業者、観光バス事業者、タクシー事業者、トラック運送事業者 ○補助対象経費 路線バス、観光バス、トラック 1台当たり 7,000円 タクシー 1台当たり 4,000円										
兵庫県	相生市	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援	コロナ禍や燃料価格高騰の中、便数を維持して運行に運行に取組む地域公共交通事業者に対し支援する。 ○対象者:路線バス事業者1社 ○補助対象経費 車内密度に配慮した運行に要する経費 ○負担割合 県1/4、市町1/4、事業者1/2										
兵庫県	福崎町	1	新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業補助金	・公共交通機関の利用環境を整えるため、感染症予防対策の取組に必要となる消耗品・備品・機器などの購入費等に対して助成する。 ○対象者 町内に本店、支店または営業所を置く公共交通事業者又は、町内を運行する公共交通事業者(道路運送法第3条第1号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者) ○補助金額 タクシー1台につき1万円 バス1台につき2万円	○	○								
兵庫県	福崎町	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組み乗合バス事業者を支援する。(89千円)										
兵庫県	福崎町	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組み乗合バス事業者を支援する。							○			
兵庫県	福崎町	4	福崎町事業者支援事業(原油価格等高騰対応分)	コロナにおける原油価格や電気・ガス料金の高騰により、経営に深刻な影響を受けている事業者に対し、事業者支援事業(原油価格等高騰対応分)補助金を交付。1. 燃料費(ガソリン・灯油・軽油・重油)、電気代、ガス代。2. 令和4年1月1日から令和4年11月30日までのうち、任意の6か月の各使用量の合計に次の価格を乗じた額。<燃料費(ガソリン・灯油・軽油・重油) 23円/ℓ> 1事業者につき上限10万円・千円未満切り捨て。										
兵庫県	福崎町	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組み乗合バス事業者を支援する。										
兵庫県	丹波市	1	路線バス通学定期券購入補助金	(事業の概要) 丹波市の補助(月1万)を受けて購入した路線バス通学定期券が休校等により通学に使用できない期間について、休業期間中の自己負担の軽減を目的として定期券購入者(所有者)に対して特別に補助。 補助金額1年通学定期の定価の1月あたりの額から既存1月あたり補助金額を差し引いた額。										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
兵庫県	丹波市	4	タクシー事業者新 型コロナウイルス 感染症拡大対策支 援事業補助金	(事業の概要) 市内タクシー事業者に対して感染防止を図る経費のうち、消耗品費、委託料、手数料について、補助を行う。 補助対象経費の2分の1(上限タクシー車両数×2万)。		○							
兵庫県	丹波市	2	地域公共交通新型 コロナウイルス対 応型運行支援事業	(事業の概要) コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者支援として、その運行 に必要な費用の一部を補助する。							○		
兵庫県	丹波市	1	タクシー車両キャッ シュレス決済対応 型補助金	(事業の概要) 市内タクシー事業者に対して、新しい生活モードに対応したキャッシュレス決済機(ICレジットカードとICOCAへの対応が条件)導入に必要な経 費の全部又は一部を補助する。購入の場合もリースの場合も、車両1台につき決済機1台で上限30,000円									
兵庫県	丹波市	4	公共交通利用増進 ICOCAポイント事 業負担金	(事業の概要) デマンドタクシー及び普通タクシー料金をICOCAで支払った場合にJR西日本がポイント付与する原資を負担金として市が負担する。									
兵庫県	神河町	4	元気回復支援金	新型コロナウイルスによる営業利益の落ち込んだ企業に対し補助するもの (神姫グリーンバス、タクシー会社に支払い済み)(300千円)		○							
兵庫県	神河町	1	「新しい生活様式」 へのコミュニティバ ス環境整備事業	コロナ対策のためのバスに設置するカーテン、マスク、消毒液等の購入費の援助 (683千円)		○							
兵庫県	神河町	2	地域公共交通新型 コロナウイルス対 応型運行支援事業	車内密度を上げないように便数に配慮した取り組みに対し支援する補助金 (294千円)			○						
兵庫県	神河町	2	地方バス等公共交 通維持確保対策事 業	兵庫県単独補助路線として、申請できていた路線バス1系統に対し朝来市と神河町で補助するもの(1,212千円)			○						
兵庫県	神河町	1	「新しい生活様式」 へのコミュニティバ ス環境整備事業	マスク、消毒液等の購入費の援助 (925千円)			○						
兵庫県	神河町	3	MaaS推進・支援事 業	兵庫県地域公共交通MaaS推進協議会が立ち上がり、データ整備にかかる費用について兵庫県と神河町とで負担し整備します。									
兵庫県	神河町	1	地域公共交通事業 者感染拡大防止対 策事業	町内の乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための環境整備にかかる経費を補助する。 (700千円)						●			
兵庫県	明石市	2	地域公共交通事業 者運行支援事業	補助対象事業者 神姫バス、山陽バス、ジェノバライン 補助対象経費 感染症対策として、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行(運航)に係る経費 補助率 1/4(市域内での運行(運航)キロ按分) 支援額 (予算総額)8,145千円			○						
兵庫県	明石市	2	地域公共交通事業 者運行支援事業	補助対象事業者 神姫バス、山陽バス、ジェノバライン 補助対象経費 感染症対策として、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行(運航)に係る経費 補助率 1/4(市域内での運行(運航)キロ按分)							○		
兵庫県	明石市	2	地域公共交通事業 者運行支援事業	補助対象事業者 神姫バス、山陽バス、ジェノバライン 補助対象経費 感染症対策として、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行(運航)に係る経費 補助率 1/4(市域内での運行(運航)キロ按分)									
兵庫県	伊丹市	1	伊丹市民営バス感 染症拡大防止対策 事業補助金	市民が安心して利用できる移動手段を確保するため、市内を運行する民営バスの事業者に対し、感染症拡大防止のために要したマスク、消毒液 その他の物品の購入に係る経費を助成。 ○予算総額 700千									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
兵庫県	伊丹市	2	伊丹市公共交通事 業者燃料価格高騰 対策支援金	市民の生活及び経済活動を支える公共交通の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている市内公 共交通事業者(バス・タクシー)に対し、支援金を支給。 ○予算総額 22,666千円 ○対象者 ・本市の区域内を含む路線を定めて定期に運行するバス事業者 ・本市の区域内に営業所を有するタクシー事業者(福祉輸送のみを行う者を除く) ○支援額 ・バス事業者 営業走行キロに応じて支援 ・タクシー事業者 市内の営業所において保有するタクシー1台あたり1万円						●			
兵庫県	伊丹市	4	観光関連事業者支 援金	ワクチン接種の進展等による社会経済活動の緩和を見据え、地域観光を支援し、交流人口の増加を図るため、市内観光産業を担う宿泊事業者、 交通事業者及び本市の観光コンテンツとして重要な日本遺産のテーマである「日本酒」の酒造事業者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影 響により、売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して20%以上減少した事業者に対し、事業継続を目的に支援金を給付する。 ○宿泊事業者支援金 2,940千円 宿泊事業者に対して、部屋数×20千円を給付。 ○酒造事業者支援金 3,000千円 酒造事業者に対して、1,000千円又は2,000千円を給付。 ○交通事業者支援金 4,810千円 交通事業者に対して、タクシー1台あたり20千円、観光(貸切)バス1台あたり50千円を支給。						●			
兵庫県	伊丹市	4	個人事業主等支援 金	市内に事業拠点を有し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して20%以上減少している個人 事業主・小規模企業者に対して一律10万円の支援金を給付する。						●			
兵庫県	西脇市	2	地域公共交通新型 コロナウイルス対 応型運行支援事業	新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組み乗合バス事業者に補助金を交付する。		○							
兵庫県	西脇市	1	タクシー事業者感 染防止対策支援事 業	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施するタクシー事業者に補助金を交付する。		○				●			
兵庫県	西脇市	2	地域公共交通新型 コロナウイルス対 応型運行支援事業	新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組み乗合バス事業者に補助金を交付する。								●	
兵庫県	西脇市	2	地域公共交通新型 コロナウイルス対 応型運行支援事業	新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組み乗合バス事業者に補助金を交付する。									○
兵庫県	養父市	1	養父市地域公共交 通感染症対策支援 事業	・路線バス事業者 ・タクシー事業者 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費に対して市内路線バス事業者及びタクシー事業者に対して支援するもの。 (予算:900千円)									
兵庫県	養父市	2	養父市地域公共交 通新型コロナウイ ルス感染症対応型 運行支援	・路線バス事業者 車内の乗車密度を上げないように配慮した運行の取組をした路線バス事業者に対して支援するもの。 (予算:2,540千円)									
兵庫県	養父市	2	養父市地域公共交 通新型コロナウイ ルス感染症対応型 運行支援	・路線バス事業者 車内の乗車密度を上げないように配慮した運行の取組をした路線バス事業者に対して支援するもの。									
兵庫県	宝塚市	2	宝塚市新型コロナ ウイルス感染症対 策路線バス運行継 続支援金	市内を運行する公共交通(路線バス)事業者に対し、感染防止及び事業継続のための取組について支援する ○支援金の額 市内の運行系統数に16.67万円を乗じて得た額を上限に助成		○							
兵庫県	宝塚市	2	宝塚市新型コロナ ウイルス感染症対 策路線バス運行継 続支援金	市内を運行する公共交通(路線バス)事業者に対し、感染防止及び事業継続のための取組について支援する ○支援金の額: 市内の運行系統数に12万円を乗じて得た額を上限に助成(県補助を含む)						○			
兵庫県	宝塚市	2	宝塚市新型コロナ ウイルス感染症対 策路線タクシー運 行継続支援金	市内を運行するタクシー事業者に対し、感染防止及び事業継続のための取組について支援する ○支援金の額: 市内に登録しているタクシー車両に対し、1台あたり2万円を上限に助成(県補助含む)						○			
兵庫県	宝塚市	3	バス情報データ整 備補助金	事業概要:コロナ禍における移動に対応したMaaSを推進するため、必要となるデータシステム基盤(GTFS)の整備にかかる費用について支援 対象事業者:市内に複数の停留所を有する路線バス事業者のうち、データシステム基盤(GTFS)の整備がされていない事業者(1社) 支援金の額:GTFSの整備に係る経費額を上限に助成									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
兵庫県	宝塚市	2	宝塚市燃料価格高騰対策路線バス運行継続支援金	事業概要: 新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けつつ事業継続のための取組について支援 対象事業者: 市内を運行する路線バス事業者(3社) 支援金の額: R3年度の宝塚市の区域の年間実車走行距離÷2.4km/1×15円を上限に助成								●		
兵庫県	宝塚市	1	車両内デジタル掲示板整備補助金	事業概要: 新型コロナウイルス感染症対策として車両内のデジタル掲示板にかかる経費の支援 対象事業者: 市内に複数の停留所を有する路線バス事業者のうち、運賃等の表示がデジタル化されていない事業者(1社) 支援金の額: デジタル化に係る経費額を上限に助成									●	
兵庫県	宝塚市	2	宝塚市燃料価格高騰対策タクシー運行継続支援金	事業概要: 新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けつつ事業継続のための取組について支援 対象事業者: 市内に本社又は営業所を有するタクシー事業者 支援金の額: 車両1台当たり2万円を上限に助成									●	
兵庫県	加西市	2	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援事業	兵庫県が行う地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援事業に任意随伴して、コロナの影響で運営が厳しい市内を通過する公共交通事業者を支援する。 予算総額: 1,917千円		○								
兵庫県	加西市	2	観光バス事業者を活用したスクールバス運行事業	・観光バス 夏休み期間における小中学校の授業実施に際して、「炎天下の中、下校することになる小学生の健康維持」及び「休業状態にある観光バス事業者の支援策」として、観光バス事業者を活用した下校時の送迎を実施。 (予算: スクールバス運行委託料 19,000千円)	○									
兵庫県	加西市	4	原油価格高騰対策支援金事業	新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナへの軍事侵攻に起因する原油価格の高騰により、市内事業者における燃料費等の経費の増加に対して支援金を支給することで、事業者の事業継続を支援する。 対象者: 中小企業基本法第2条第1項各号に該当し、市内に事業所を有する中小企業等(市内の農事組合法人又は集落営農組織を含む) 対象経費: 光熱費及び燃料費 対象額: 令和4年1月から6月までのうち任意の3か月分の光熱費及び燃料費の合計額から、前年同時期の合計額を差し引いた額(上限30万円)										
兵庫県	播磨町	2	地方バス等公共交通維持対策事業	(事業の概要) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組み地域公共交通事業者を支援(県随伴補助) (補助対象事業者) 地域公共交通事業者 (補助対象経費、補助率) 県補助金額(補助対象経費×1/4)×町内での運行期間中の輸送力の実績(実車走行キロ)/運行期間中の輸送力の実績(実車走行キロ) (予算総額等) 300千円			○							
兵庫県	播磨町	1	地方バス等公共交通維持対策事業	(補助対象事業者) 町内のタクシー事業者 (補助対象経費) 車内での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に必要な物品に係る経費を支援 (補助額) 1台につき7千円 (予算総額等) 70千円	-	-	-	-	-	-	○			
兵庫県	播磨町	2	地方バス等公共交通維持対策事業	(事業の概要) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組み地域公共交通事業者を支援(県随伴補助) (補助対象事業者) 地域公共交通事業者 (補助対象経費、補助率) 県補助金額(補助対象経費×1/4)×町内での運行期間中の輸送力の実績(実車走行キロ)/運行期間中の輸送力の実績(実車走行キロ) (予算総額等) 200千円									○	
兵庫県	たつの市	1	定住自立圏域バス運行事業	市内を運行する定住自立圏域バスに対し、車内における新型コロナウイルス感染症拡大防止用備品の設置を支援する。 ○ 支援金 1台につき2万円 ○ 対象圏域バス 2台			○							
兵庫県	たつの市	1	市内タクシー感染症予防応援事業	市内のタクシー事業者に対し、車内での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に必要な物品に係る経費を支援する。 ○ 支援金 1台につき1万円 ○ 対象数 5事業者36台			○							
兵庫県	たつの市	2	市民乗り合いタクシー運行事業	利用者及び稼働率が減少している市民乗り合いタクシーについて、事業継続支援のため、運行事業者に支援金を給付 ○ 支援金 1事業者につき30万円 ○ 対象数 6事業者			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
兵庫県	高砂市	4	市内消費活性化事 業	(事業概要) 新型コロナウイルス感染症による地域経済及び市民生活に及ぼす影響を考慮し、市内における消費者への経済的な支援、市内事業者の経営 支援及び市民等へのキャッシュレス決済の普及促進を目的として、キャッシュレスポイント還元事業を実施する。 (事業内容) ○還元額 市内対象店舗で2千円以上購入した場合に、2千円毎に500円のキャッシュレスポイントを還元(最大5千円) ○還元ポイント キャッシュレスポイント事業者から選択(PayPay、d払い等) ○取得期間 事業開始後2か月間 ○購入対象者 市内在住、在勤、在学者 ○対象店舗市内に事業所を置く中小法人及び個人事業所300店舗以上を予定 (事業費) 134,484千円		○								
兵庫県	高砂市	1	高砂市公共交通支 援事業補助金	(概要) タクシー事業者が実施する感染防止対策の支援 (補助対象経費) ・消毒液等の消耗品の購入に係る経費 ・車内の抗菌コーティング処理に係る経費 ・その他感染対策に必要な経費 (補助額(1事業者あたり)) 車両数(申請上限35台)×7,000円								○		
兵庫県	多可町	1	ICカード購入補助 金交付事業	ICカードの購入費用の一部を補助することによりコミュニティバス乗車バス(紙券)のIC化、キャッシュレス化を促進し利用者の利便性向上を図ると ともに路線バスの利用促進を図る。 ○対象者 本町の住民基本台帳に登録されている者 ○補助金額 3,000円/人 ○予算総 6,000千円(2,000人分)		○								
兵庫県	多可町	2	原油価格高騰に対 する公共交通事業 者支援補助金	コロナ禍や燃料価格高騰の中、便数等を維持して運行に取り組み地域公共交通事業者を支援する。									●	
兵庫県	赤穂市	2	赤穂市地方バス等 公共交通維持確保 対策補助金	生活バス路線の維持確保を図るため、市単独補助で、民営の乗合バス事業者に対し、補助対象期間に経常欠損を生じている等の要件に該当す る系統について補助金を交付。 ○補助対象系統 8系統 ○補助金額 23,470千円										
兵庫県	赤穂市	2	赤穂市地方バス等 公共交通維持確保 対策補助金	生活バス路線の維持確保を図るため、市単独補助で、民営の乗合バス事業者に対し、補助対象期間に経常欠損を生じている等の要件に該当す る系統について補助金を交付。 ○補助対象系統 8系統 ○補助金額 21,552千円(R3年度)										
兵庫県	赤穂市	4	あこう中小企業者 応援給付金事業	新型コロナウイルスの影響で令和2年4月から8月のいずれかの月で売上が前年同月比20%以上減少したなどの条件に該当する中小企業者等 (市内タクシー事業者も含む)に一律10万円を給付。		○								
兵庫県	赤穂市	1	赤穂市タクシー事 業者感染防止対策 支援事業	タクシー事業者に対し感染防止対策に要する経費の支援を実施 ○補助対象 市内タクシー事業者(福祉施設限定含む) ○対象経費 感染拡大防止に資すると認められる物品又は設備の購入等経費 ○負担割合 1台あたり3万円×車両台数(上限額) ※兵庫県の同趣旨の補助金は除く						●				
兵庫県	三木市	2	地域公共交通新型 コロナウイルス感 染症対応型運行支 援金	(概要) 兵庫県が実施する地域公共交通事業者への支援事業について、市が随伴補助を行うもの。新型コロナウイルス感染症対策として、車内等の密度 を上げないよう便数に配慮した運行に取り組み地域公共交通事業者に対して、国の運行支援期間終了後、引き続き支援する。 ○対象 地域鉄道(神戸電鉄株式会社) 路線バス(神姫バス株式会社・株式会社ウエスト神姫) ○対象経費 車内等の密度を上げないよう便数に配慮した運行に要する経費 ○負担割合 県1/4、市1/4、事業者1/2 ○補助期間 2か月間 ※国による運行支援期間の終了後とする。			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
兵庫県	三木市	2	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援金	(概要) 兵庫県が実施する地域公共交通事業者への支援事業について、市が随伴補助を行うもの。新型コロナウイルス感染症対策として、車内等の密度を上げないよう便数に配慮した運行に取り組み地域公共交通事業者に対して、国の運行支援期間終了後、引き続き支援する。 ○対象 地域鉄道(神戸電鉄株式会社) 路線バス(神姫バス株式会社・株式会社ウエスト神姫) ○対象経費 車内等の密度を上げないよう便数に配慮した運行に要する経費 ○負担割合 県1/4、市1/4、事業者1/2 ○補助期間:1か月間 ※国による運行支援期間の終了後とする。									○	
兵庫県	三木市	3	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援金	(概要) タクシー事業者が実施する感染防止対策の支援 ○対象 タクシー事業者(福祉タクシーを含む。) ○対象経費 消毒液等の消耗品の購入に係る経費 ・車内の抗菌コーティング処理に係る経費 ・その他感染対策に必要な経費 (補助上限額(1事業者あたり) 車両数(申請上限35台)×7,000円)							○			
兵庫県	加古川市	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援	(事業の概要)感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないよう便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者を支援する。(県随伴補助) ○対象者 神姫バス ○補助対象経費 車内密度に配慮した運行に要する経費 ○負担割合 1/4(市域内での運行キロ按分) ○補助額 1,389千円			○							
兵庫県	加古川市	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援	(事業の概要)感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないよう便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者を支援する。(県随伴補助) ○対象者 神姫バス ○補助対象経費 車内密度に配慮した運行に要する経費 ○負担割合 1/4(市域内での運行キロ按分)			○							
兵庫県	加古川市	1	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対策支援	(事業の概要)タクシー事業者感染防止対策の支援 ○対象者 市内タクシー事業者 ○対象経費 消毒液等消耗品購入費、車内抗菌コーティング処理費等 ○補助額 7,000円/台			○							
兵庫県	加古川市	2	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援金	(事業の概要)コロナ禍や燃油価格高騰の中、便数等を維持して運行に取り組む地域公共交通事業者を支援する。(県随伴補助) ○対象者 神姫バス ○補助対象経費 乗車密度等に配慮した運行に要する経費 ○負担割合 1/4(市域内での運行キロ按分) ○予算額 635千円										○
兵庫県	加古川市	2	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援金	(事業の概要)コロナ禍や燃油価格高騰の中、便数等を維持して運行に取り組む地域公共交通事業者を支援する。(県随伴補助) ○対象者 神姫バス ○補助対象経費 乗車密度等に配慮した運行に要する経費 ○負担割合 1/4(市域内での運行キロ按分) ○予算額 635千円										●
兵庫県	香美町	2	タクシー運行継続緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、タクシー事業者の経営環境が厳しくなる中で、住民生活の安全安心、移動手段確保の観点から、タクシー事業者に対し、運行継続に向けた支援を行い、タクシー運行を確保する。 ・対象事業者 タクシー事業者 ・助成金額 3,000千円	○			○						
兵庫県	香美町	2	タクシー運行継続緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、タクシー事業者の経営環境が厳しくなる中で、住民生活の安全安心、移動手段確保の観点から、タクシー事業者に対し、運行継続に向けた支援を行い、タクシー運行を確保する。 ・対象事業者 タクシー事業者 ・助成金額 3,000千円									○	
兵庫県	香美町	2	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援	(事業の概要)感染拡大防止のため、車内等の密度を上げないよう便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者に対し、国の実証運行支援期間終了後支援する。 ○対象者 バス事業者(全但バス(株)) ○補助対象経費 車内密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当 ○負担割合 県1/4、町1/4、事業者1/2 ○補助期間:終了後2ヶ月				○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
兵庫県	加東市	2	加東市路線バス新型コロナウイルス感染症対応型運行支援補助金	兵庫県が行う地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援事業に任意随伴して、コロナの影響で運営が厳しい市内を通過する公共交通事業者を支援する。 (予算:1,500千円)									
兵庫県	加東市	4	観光バス事業者等を活用したスクールバス運行事業	観光バス夏休み期間における小学校の授業実施に際して、「炎天下の中、下校することになる小学生の健康維持」及び「休業状態にある観光バス事業者の支援策」として、観光バス事業者を活用した下校時の送迎を実施。 (予算:スクールバス運行委託料 8,541千円)	○								
兵庫県	加東市	4	新型コロナウイルスワクチン接種タクシー利用券配布事業	新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの集団接種を実施するにあたり、公共交通機関や自家用車での移動が困難な方に、往復分のタクシー利用券を交付することで、接種会場までの移動を支援する。 (予算:23,466千円)									
兵庫県	加東市	2	加東市路線バス新型コロナウイルス感染症対応型運行支援補助金	兵庫県が行う地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援事業に任意随伴して、コロナの影響で運営が厳しい市内を通過する公共交通事業者を支援する。(令和3年度)対象期間:2か月間 (予算:1,400千円)									
兵庫県	加東市	4	原油価格等高騰緊急経済対策事業	原油価格や物価の高騰に直面する市内事業者の事業継続を支援するため、光熱費及び燃料購入費の一部を助成。 対象者:中小企業基本法第2条第1降格後に該当する市内事業所を有する中小事業者 対象経費:光熱費、燃料購入費 対象額:令和4年1月から9月までの任意の3ヶ月の光熱費及び燃料購入費の合計から、前年同時期の合計額を差し引いた額(1事業者当たり最大50万円)									
兵庫県	加東市	2	加東市路線バス新型コロナウイルス感染症対応型運行支援補助金	兵庫県が行う地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援事業に任意随伴して、コロナ禍や原油価格高騰の中、便数を維持して運行に取り組む地域公共交通事業者を支援する。(令和4年度) 対象期間:2か月間 予算:600千円									
兵庫県	新温泉町	1	「新しい生活様式」取組事業者支援事業	コロナ禍において、「新しい生活様式」に対応した事業形態にチャレンジする町内事業者に交付金を支給し、事業継続を支援する。 ・対象事業者 町内事業者 ・助成金額 100,000円			○						
兵庫県	芦屋市	4	芦屋市事業者一時支援金	緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、飲食店等の時短・休業要請又は不要不急の外出・移動の自粛により売上が大きく減少しているものの、国の月次支援金や兵庫県の協力金の対象とならない、中小企業及びフリーランスを含む個人事業主に対して、事業継続に向けた支援金を交付するもの。 【交付額】 ○一律10万円 【対象】 ○市内に本店又はこれに類する事業所等がある中小企業や個人事業主。 ○令和2年7月1日以前に開業しており、引き続き市内で事業を継続する意思があること。 ○兵庫県による営業時間短縮要請又は休業要請等に伴う協力金の対象となっていないこと。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～9月の売上が、令和元年(平成31年)4月～9月、令和2年4月～9月の同じ月の売上与それと比較して、いずれの月も50%以上減少しておらず、かつ20%以上50%未満の範囲で減少した月があること。						●			
兵庫県	芦屋市	4	燃油価格高騰に対する公共交通事業者支援事業	燃油価格高騰の影響を受けている公共交通事業者(バス・タクシー)に対し、地域公共交通の安定的な運行及び市民生活に必要な移動手段の維持のため、支援金を支給するもの。 【補助額】 ○路線バス…本市の区域内における令和4年の実車走行距離1キロメートルあたり8.6円を乗じて得た額を上限とする。 ○タクシー…本市内に存する本社および営業所に配置している車両1台につき3万円を乗じて得た額を上限とする。 【申請期間】 令和4年12月1日～令和5年2月28日まで									○
兵庫県	稲美町	2	稲美町地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援補助金	(事業の概要) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者を支援(県随伴補助) (補助対象事業者) 地域公共交通事業者 (補助対象経費、補助率) 県補助金額(補助対象経費×1/4)×町内での運行期間中の輸送力の実績(実車走行キロ)/運行期間中の輸送力の実績(実車走行キロ) (予算総額等) 532千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金(R2・1次補正分の活用有無)	臨時交付金(R2・2次補正分の活用有無)	臨時交付金(R2・3次補正分の活用有無)	臨時交付金(R2・3次補正繰越分の活用有無)	臨時交付金(事業者支援分)の活用有無	臨時交付金(追加事業者支援分)の活用有無	臨時交付金(R3補正分)の活用有無	臨時交付金(R3補正繰越分・R4予算費)の活用有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
兵庫県	稲美町	2	稲美町地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行支援補助金	(事業の概要) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者を支援(県随伴補助) (補助対象事業者) 地域公共交通事業者 (補助対象経費、補助率) 県補助金額(補助対象経費×1/4)×町内での運行期間中の輸送力の実績(実車走行キロ)/運行期間中の輸送力の実績(実車走行キロ) (予算総額等) 464千円				●						
山口県	山口県	2	山口県バス運行対策費補助金交付要綱の改正	乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、運行費補助金の早期の概算払いを可能とするための山口県バス運行対策費補助金交付要綱の一部改正										
山口県	山口県	1	感染症に負けない1公共交通支援事業	県内交通事業者(バス、タクシー、定期航路、地域鉄道)が実施する感染症対策に係る経費への補助 (補助率)10/10 (予算額)429,000千円	○	○								
山口県	山口県	2	地域間幹線系統確保維持費国庫補助の要件緩和への対応	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金にかかる特例(みなし運行回数カット、競合カットの適用除外)を踏まえた山口県バス運行対策費補助及び山口県生活バス路線等対策費補助の特例(所要額について、2月補正予算案に計上)										
山口県	山口県	1, 4	公共交通事業者継続支援事業	公共交通事業者の事業継続を支援するため、車両や船舶の維持に係る経費に対し助成を行うとともに、感染症に対する公共交通利用者の不安解消を図るため、さらなる感染症対策への支援を実施 (補助率)10/10 (予算額)事業継続支援補助金 475,090千円 感染症対策支援補助金 101,193千円 計576,283千円					●					
山口県	山口県	4	公共交通事業者継続総合支援事業	公共交通事業者の事業継続を支援するため、コロナ禍や燃料価格高騰の長期化等により、厳しい経営状況にある公共交通事業者に対して、燃料費や車両・船舶の維持経費(価格高騰分)の支援を実施 (補助率)10/10 (予算額)燃料価格高騰長期化対策補助金 622,449千円 物価高騰対策補助金 83,430千円 計705,879千円								●		
山口県	山口市	2	小売業・飲食サービス業等の事業者への事業継続緊急支援	(令和2年度実施) 事業継続に向けた支援。 補助対象事業者:売上減少している小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業(理髪店、美容室など)、観光関連業等(タクシー、貸切バス、旅行業、イベント関連業など) 固定経費の支援として、1業者あたり一律20万円支給。	○									
山口県	山口市	2	地域公共交通確保維持事業費	(令和2年度・令和3年度実施) 乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、運行費補助金の早期の概算払いを実施										
山口県	山口市	2	タクシー救済事業	(令和2年度実施) 補助対象事業者:山口地区タクシー協会加盟の市内タクシー会社 補助対象経費等:宅配(デリバリー)・お買い物代行サービスについて、サービス利用料金1,200円/1件あたり、市が1,000円の補助。										
山口県	山口市	2	山口市お出かけ応援事業	(令和2年度実施) 外出機会の創出、公共交通の利用促進を目的として、バス及びタクシーに乗り降る際に利用できる山口市お出かけ応援クーポン券を発行することにより、外出機会の創出と公共交通の利用促進を図る。山口ゆめ回廊博覧会のプレ事業と合わせ、9月5日(土)～11月1日(日)の土日・祝日に利用可能なクーポン券を9月1日号市報に印刷し、市内各世帯へ配布。										
山口県	山口市	2	山口市お出かけ応援事業	(令和3年度実施) 外出機会の創出、公共交通の利用促進を目的として、バス及びタクシーに乗り降る際に利用できる山口市お出かけ応援クーポン券を発行することにより、外出機会の創出と公共交通の利用促進を図る。山口ゆめ回廊博覧会の開催と合わせ、7月3日(土)～12月26日(日)の土日・祝日に利用可能なクーポン券を7月1日号市報に印刷し、市内各世帯へ配布。										
山口県	山口市	2	山口市飲食店等感染症防止対策強化支援金	(令和2年度実施) 【飲食店】 (1)店舗につき20万円 ただし、酒類を提供する夜間営業(18時以降)の店舗は、30万円 【飲食店への納入事業者】 1事業者あたり20万円 【タクシー事業者】 1事業者あたり20万円 ただし、1事業所で一般車両を20台以上保有している場合は、30万円			○							
山口県	山口市	3	空港直行タクシー実証運行事業	(令和2年度実施) ① GoToキャンペーンの開催にあわせ、本市への誘客促進に向けて、山口宇部空港と湯田温泉間におけるタクシー直行便の実証運行に対して支援を行う。 ② 実証運行の実施に係るシステム構築費、システム使用料、運行費用、広報関係費用 ③ システム構築費1,240,500円×補助率2/3、システム使用料189,900円(月額)×9ヶ月×補助率2/3、運行費用3千円(最低運行経費6千円×補助率1/2)×9ヶ月×151日、広報関係費500千円 ④ 実証運行に取り組む市内のタクシー事業者		○								
山口県	山口市	3	空港直行便乗合タクシー実証運行事業	(令和3年度実施) ① 本市への誘客促進に向けて、山口宇部空港と湯田温泉間におけるタクシー直行便の実証運行に対して支援を行う。 ② 実証運行の実施に係るシステム構築費、システム使用料、運行費用、広報関係費用 ③ 補助金12,375千円(運行費9,875千円、システム運営1,500千円、広報1,000千円) ④ 実証運行に取り組む市内のタクシー事業者(2社程度)										
山口県	山口市	4	交通系ICカード整備事業	(令和3年度実施) ① バス事業者が行う交通系ICカードシステムの導入を促進し、バス利用者の移動の円滑化や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る。 ② バス事業者の交通系ICカード利用システム導入経費の一部補助 ③ 宇部市交通局交通系ICカード整備に係る補助金5,442千円 ④ 宇部市交通局										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
山口県	山口市	1		(令和3年度実施) ① 県外との往來の自粛や外出機会の半減に伴い、大きな影響を受けている市内の飲食サービス事業者や観光関連事業者等の事業継続、感染症対策強化に向けた取組促進を図るための支援を行う。 ② 事業継続、感染症対策強化に向けた取組に係る経費に対する補助金 ③ 補助金180,000千円 (1) 市内で飲食店を営み、店舗内で飲食料を提供する中小企業者:1店舗につき20万円 ・複数店舗を営む事業者については、2店舗分までの支援を上限とする。 ・酒類を提供し18時以降の営業を行う店舗については、1店舗30万円の支援額とする。 (2) 市内で旅館・ホテルを営む宿泊事業者:1施設につき20万円 ・複数施設を営む事業者については、2施設分までの支援を上限とする。 (3) 市内で主に観光客を対象とした対面販売の小売業を営む中小企業者(土産物店)、市内でタクシー事業又は自動車運転代行業等を営む中小企業者:1事業者につき20万円 (4) 市内で飲食店・宿泊施設及び土産物店へ飲食料品等を納入する事業を営む中小企業者:1事業者につき20万円 ④ 市内で飲食店・宿泊施設・土産物店を営む事業者、タクシー・自動車運転代行業等を営む事業者、飲食店・宿泊施設・土産物店に飲食料品等を納入する市内事業者						●	○		
山口県	山口市	1		(令和3年度実施) ① 社会経済活動の維持に向けて、新型コロナウイルス感染症の、大きな影響を受けている飲食店や宿泊施設等への事業継続支援を行うとともに、新しい生活様式への対応支援や畜産農家への支援などを行う。 ② 感染症対策の更なる強化や事業活動の継続を図るための補助金 ③ 補助金170,000千円 (1) 市内で飲食店を営み、店舗内で飲食料品を提供する中小企業者:1店舗につき20万円 (2) 市内で旅館・ホテルを営む宿泊事業者:1施設につき20万円 (3) 主に観光客を対象とした対面販売の小売業を営む中小企業者(土産物店)、タクシー事業又は自動車運転代行業等を営む中小企業者:1事業者につき20万円 (4) 飲食店、宿泊施設及び土産物店へ飲食料品等を納入する事業を営む中小企業者:1事業者につき20万円								○	
山口県	山口市	4	交通系ICカード整備事業	(令和4年度実施) ① バス及びタクシー事業者が行う交通系ICカードシステムの導入を促進し、バス及びタクシー利用者の移動の円滑化や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る。 ② バス及びタクシー事業者の交通系ICカード利用システム導入経費の一部補助 ③ 防長交通及び市内タクシー事業者の交通系ICカード整備に係る補助金23,607千円 ④ 防長交通網及び市内タクシー事業者									○
山口県	宇部市	4	「ラベ飲食店・応援プラットフォーム」・「宇部飲食店テイクアウト支援事業」/「タクシー配送サービス」	・飲食物配達サービスを行ったタクシー事業者に補助金を交付する。 ・国土交通省に救済事業の届出をしているタクシー事業者が対象で、補助金額はサービス1回(条件あり)につき1,200円。 ・実証実験5/2~5/6 ・5/7~継続実施	○								
山口県	柳井市	2	異業種連携支援事業(柳井おつかいタクシー運営事業)	「救援事業」として運輸局へ届出を行っている「タクシー便利屋(買い物代行)」制度を活用し、利用者の希望により、飲食店が調理したテイクアウト(持ち帰り)用の商品をタクシーにより利用者宅へ代行配送を行う。期間限定(令和2年7月31日まで)で利用者の負担額を半額(値下げ額上限1,000円)とし、将来的な制度の定着を目指す。※令和2年7月末事業終了									
山口県	柳井市	2	事業継続支援金	持続化給付金の国上乗(法人200万円、個人事業者100万円)を超えた部分を、10万円まで市が支援金として交付する。 【予算総額150,000千円 ※令和3年3月末事業終了		○							
山口県	柳井市	2	経営維持支援金	令和3年1月から同年9月までのいずれかで連続する3か月間の売上金額が、前年または前々年の同期間の売上金額の合計と比べて30%以上減少している中小企業に20万円を交付する。				○	○				
山口県	柳井市	2	中小企業者等経営安定支援金交付事業	令和2年2月から12月までの期間のうち、前年同月比20%以上50%未満の減少がある中小企業者等に、上限20万円を交付する。予算総額140,000千円 ※令和3年3月末事業終了		○							
山口県	下関市	4	食べて応援!「ごちそう宅シー」事業	※「事業終了」(令和2年度実施) 利用者の減少が著しいタクシー事業者に対する緊急支援として、同様に売り上げの低迷化に置かれている飲食店等が提供するテイクアウト商品をタクシー事業者が買物代行する費用の一部を補助。 買物代行1件につき1,000円補助 ※2月17日以降:買物代行1件につき1,500円補助									
山口県	下関市	2	公共交通事業者事業継続緊急支援金	※「事業終了」(令和2年度実施) ○事業の概要 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動や移動の自粛による利用者減少の影響を受ける中においても休業要請の対象とならず、また3密回避のために運行本数の維持等を行った市内の公共交通事業者に対して、今後のコロナ禍における安定的な事業継続のための支援を行い、市民にとって重要な移動手段である公共交通の維持確保を図るもの。 ○補助対象者 市内に本社又は営業所を置く路線バス事業者及びタクシー事業者 ○補助額 路線バス事業者:市内の路線バス運行路線1系統あたり100万円(高速バス及び国・県・市補助対象路線を除く) 法人タクシー事業者:基本額20万円+1万円×車両台数 個人タクシー事業者:基本額5万円+1万円×車両台数 ○予算額 136,000千円 ※以下、2月補正予算(3/2議決)で増額 ○補助額 路線バス事業者:市内の路線バス運行路線1系統あたり50万円(高速バスを除く) ○予算額 82,500千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
山口県	防府市	2	防府市緊急支援対策事業(飲食業等補助金)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者の事業継続を支援 ・給付対象 ・飲食店・旅館・ホテル・タクシー・運行代行・貸切バス・旅行業 1事業者20万円(定額) ※1事業者1回のみ ※複数の店舗展開や業種・業態の経営があっても1事業者とする。 ※令和4年1月末募集終了						●			
山口県	防府市	2	交通系ICカード導入支援事業	JRやバスにおけるICOCAなどの交通系ICカードの導入開始に合わせ、市内タクシー事業者が導入する決済端末機の経費を支援 【補助対象事業者】 市内に事業所を有するタクシー事業者 【補助額】 対象経費の1/2(上限10万円)									
山口県	防府市	4	中小事業者等物価高騰対策事業	原油価格や物価高騰等の影響による厳しい経営状況を乗り越えるために行う、売上の向上や業務の効率化に資する中小事業者等の取組を支援 【事例】ICOCA等が使用可能なキャッシュレス決済システムの導入、在庫管理システムの導入、Webの活用による販売促進 【補助率】対象事業費の3/4 【補助上限】30万円									
山口県	防府市	4	運送事業者等緊急支援事業	原油価格高騰の影響を受ける運送事業者等を支援するため、低燃費タイヤ(エコタイヤ)の購入費を助成 【対象車両】事業用車両(緑ナンバー車両、黒ナンバー車両)、自動車運転代行業で使用する随伴用車両、左記のほか、長距離(2万km/年)使用する事業用車両 【支給額】貨物自動車:10,000円/本、乗用自動車:5,000円/本、軽自動車:2,000円/本 ※1事業者につき上限20万円									●
山口県	上関町	2	上関町事業者等支援給付金	営業活動に影響を受けている事業者に対する経営支援。 1事業者につき5万円を一律支給。	○								
山口県	上関町	4	上関町事業者経営継続支援金給付事業	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている町内事業者を対し、事業の継続を支援するために給付するもの。 1事業者あたり法人4万円、個人2万円を支給する。(R4予備費では法人5万円、個人3万円) ※複数の店舗等で経営している場合は1事業者分の給付。1事業者1回限りの給付で法人、個人の場合は不可。						●		●	
山口県	萩市	4	萩市中小企業者等事業継続給付金給付事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比5%以上減少している中小企業者等が、新型コロナウイルス関連の融資制度により、令和2年6月30日までに借り入れた額の1割相当(最大50万円)を給付	○	○							
山口県	萩市	4	中小企業者等融資保証料補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比5%以上減少している中小企業者等が、新型コロナウイルス関連の融資制度により、令和2年6月30日までに借り入れた場合に、借入れから3年間の利息を補助	○	○							
山口県	萩市	1	萩市中小企業等チャレンジ補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比5%以上減少している中小企業者等が行う事業継続や感染拡大防止のために必要な取組を補助(最大30万円、補助率10/10)	○	○							
山口県	萩市	4	地方バス路線補助金の概算払	乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、地方バス路線補助金の早期の概算払いを可能とした									
山口県	萩市	4	まあるバス利用促進事業	萩循環まあるバスの利用者が減少していることから、利用回復に向け、運行事業者が行う利用促進事業に対して支援		○							
山口県	萩市	4	観光バス等利用促進事業	観光需要の回復に向けて、市内事業者の貸切バスや観光タクシーを利用した団体旅行等に対し支援 貸切バス(上限10万円、補助率10/10) ジャンボタクシー(上限1万円、補助率1/2) 観光タクシー(上限5万円、補助率1/2)			○						
山口県	萩市	4	萩の花めぐり観光周遊バス運行支援事業	観光需要の回復に向けて、萩の花をめぐる観光周遊バス等の運行に対し支援		○							
山口県	萩市	4	安心安全観光地づくり事業	観光需要の回復を図るため、市内宿泊施設に宿泊された方に対し、安心安全に取り組み市内観光施設・飲食店等(タクシー事業者含む)で利用できる2,000円相当分のクーポン券を配布			○						
山口県	萩市	4	中小企業者等緊急サポート給付金事業	新型コロナウイルス感染症の第3波の影響を受け、著しく売上が減少し、安定的な経営に影響を及ぼしている中小企業者等に対し、事業の継続を支援するため、売上減少相当額を緊急サポート給付金として給付 売上減少率が30%以上50%未満(上限10万円) 売上減少率が50%以上70%未満(上限30万円) 売上減少率が70%以上(上限50万円)			○	○					
山口県	萩市	4	観光関連事業等緊急対応策支援給付金	新型コロナウイルス感染症の第5波の影響を受け、さらに現在の第6波の影響を受けている市内の宿泊業や飲食サービス業などの観光関連事業者、また直接取引のある納入事業者等の事業継続を支援するための応援金を給付 給付額:10万円(以下の①②を満たすことが条件) ①令和3年7月から10月まで(第5波影響期間)の4か月の合計売上額が、令和2年または令和元年の同期間の合計売上額と比較して、10万円以上減少していること ②上記期間のいずれか1か月の売上額が、①で比較した年の同月の売上額と比較して、10%以上減少していること			○	○					
山口県	萩市	1	中小企業者等感染症対策支援事業	市内中小企業者等が安心・安全を確保し、事業活動を展開していくために必要な感染症対策への取組を支援 上限20万円、補助率10/10			○	○					
山口県	萩市	4	中小企業者等デジタル化促進事業	市内中小企業者等が生産性を向上させるための業務用のITツール等の導入に係る経費を支援 上限30万円、補助率2/3			○						
山口県	萩市	4	小規模事業者等事業継続支援金	これまで萩市の給付金等の支援を受けずに事業活動を行っている小規模事業者に対する支援 一律10万円			○						
山口県	萩市	4	中小企業者等アバターコロナ対応支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症による「新しい日常」に対応した、インターネットの活用による販路拡大や、専門人材などを活用する業、副業などの新しい働き方を推進するなど、市内中小企業者等のアバターコロナを見据えた新たな取組を支援 上限20万円または30万円、補助率2/3			○						
山口県	萩市	4	萩の花めぐり観光周遊バス運行支援事業	観光需要の回復に向けて、萩の花やジオサイト、道の駅をめぐる観光周遊バス等の運行に対し支援			○						
山口県	萩市	4	まあるバス利用促進キャンペーン事業	萩循環まあるバスの利用者が減少していることから、利用回復に向け、運行事業者が行う利用促進事業に対して支援									
山口県	平生町	2	事業再生支援事業	売上減少の生じた町内小売業、飲食業、農漁業経営者等に対し経営支援を行う 1事業者20万円を上限とし、家賃に対しては1事業者5万円を上限に助成 【予算額:23,953千円】※令和2年7月末事業終了	○								
山口県	平生町	2	町内事業所支援事業	売上減少の生じた町内事業所に対し経営支援を行う 1事業者20万円を上限とし、家賃に対しては1事業者5万円を上限に助成 【予算額:5,678千円】※令和2年10月末事業終了		○							
山口県	平生町	1	新生活様式導入支援事業	「新しい生活様式」に対応した事業継続や感染拡大防止対策に必要な施設整備費等に対し支援を行う 1事業者50万円を上限に助成 【予算額:10,530千円】※令和3年10月末事業終了			○	○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
岡山県	岡山県	2	航路事業者運航継続等支援事業	○対象事業者 一般旅客定期航路事業者 ○支援内容 県内航路を運航する船舶の維持等運航継続に係る経費の一部として1社当たり50万円を支援 【予算額:3,000千円】				○					
岡山県	岡山県	2	一般旅客定期航路運航継続支援事業	○対象事業者 一般旅客定期航路事業者(離島補助航路を除く) ○支援内容 一般旅客定期航路事業者が負担した係船料(12~2月分)相当額を支援 【予算額:7,000千円】				○					
岡山県	岡山県	2.4	ウイズ・アフターコロナ公共交通利用促進支援事業	○対象事業者 路線バス、軌道、定期旅客船、地域鉄道、タクシー ○支援内容 県内の公共交通機関で使用できるプレミアム付き交通券を販売する。 販売額3,000円/冊・利用可能額4,000円/冊 発行総数14万冊 【予算額:171,800千円】				○					
岡山県	岡山県	1.2	鉄道感染症拡大防止対策実証運行支援事業	○対象事業者 智頭急行株式会社 ○支援内容 関係県と連携し、ウイズコロナ・アフターコロナ時代における持続可能な鉄道事業のあり方を検討するための実証運行に必要な経費を支援する。 【予算額:5,755千円】				○					
岡山県	岡山県	4	事業継続特別支援金	○対象事業者 県内に在る事業所を有する事業者 ○支援内容 売上が前年同月比で50%以上減少している一定規模以上の企業を対象に、事業活動の継続を支援するため、常時雇用する従業員数に応じて支援金を交付する。 【予算額:2,637,000千円】	○								
岡山県	岡山県	2	地方バス運行支援事業	○対象事業者 県内の一般旅客自動車運送事業者又は一般貨物旅客自動車運送事業者 ○支援内容 車両の維持等運行継続に係る経費の一部として1両当たり60万円を支援【予算額 816,000千円】							○		
岡山県	岡山県	2	一般乗用旅客自動車運送事業運行継続等支援事業	○対象事業者 県内に営業所があるタクシー事業者(個人タクシー、乗合タクシー、福祉タクシー等用途が限定されるものを除く)で、生活交通維持のため、地域公共交通会議等の要請に応じ、地域での議論の場に参加する意思がある者 ○支援内容 車両の維持等運行継続に係る経費の一部として1両当たり5万円を支援 【予算額 143,572千円】							○		
岡山県	岡山県	2	地域鉄道運行継続支援事業	○対象事業者 県内に本社がある広域的な路線を運行する地域鉄道事業者 ○支援内容 鉄道の維持等運行継続に係る経費を支援 【予算額 36,000千円】							○		
岡山県	岡山県	2	航路事業者運航継続等支援事業	○対象事業者 一般旅客定期航路事業者 ○支援内容 県内航路を運航する船舶の維持等運航継続に係る経費の一部として1社当たり100万円を支援 【予算額 4,000千円】							○		
岡山県	岡山県	2	一般旅客定期航路運航継続支援事業	○対象事業者 一般旅客定期航路事業者(離島補助航路を除く) ○支援内容 一般旅客定期航路事業者が負担した係船料(4~9月分)相当額を支援 【予算額:12,822千円】							○		
岡山県	岡山県	2	離島航路事業継続支援事業	○対象事業者 離島補助航路運航事業者 ○支援内容 離島補助航路運航事業者の航路維持や感染症対策等に係る経費の一部を支援 【予算額:45,000千円】							○		
岡山県	岡山県	1.2	鉄道感染症拡大防止対策実証運行支援事業	○対象事業者 智頭急行株式会社 ○支援内容 関係県と連携し、ウイズコロナ・アフターコロナ時代における持続可能な鉄道事業のあり方を検討するための実証運行に必要な経費を支援する。 【予算額:5,380千円】							○		
岡山県	岡山県	2.4	公共交通乗車キャンペーン事業	○対象事業者 路線バス、路面電車、地域鉄道、旅客船 (1)公共交通機関お試し乗車事業 ・小学生へのお試し乗車券付き乗り方ガイドブック配布(一人1,000円分/約10万人) (2)公共交通利用促進宣言企業応援事業 ・「公共交通利用促進宣言企業」へのお試し乗車券の交付(参加従業員一人1,000円分/500社5,500人) (3)公共交通利用促進啓発事業 ・公共交通の利便性や感染拡大防止対策等について、各種広報媒体を通じてPR 【予算額153,000千円】								●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
岡山県	岡山県	2.4	プレミアム付きタ クシー乗車券事業	○対象事業者 タクシー ○支援内容 ・販売額2,500円 利用可能額4,000円(プレミアム額1,500円)タクシー乗車券を販売 ・販売数30,000冊 【予算額:53,685千円】									●
岡山県	岡山県	2	地方バス運行支援 事業	○対象事業者 県内の一般旅客自動車運送事業者又は一般貨物旅客自動車運送事業者 ○支援内容 車両の維持等運行継続に係る経費の一部として1両当たり53万円を支援 【予算額:706,490千円】									○
岡山県	岡山県	2	一般乗用旅客自動 車運送事業運行継 続等支援事業	○対象事業者 県内に営業所があるタクシー事業者(個人タクシー、乗合タクシー、福祉タクシー等用途が限定されるものを除く)、生活交通維持のため、地域 公共交通会議等の要請に応じ、地域での議論の場に参加する意思がある者 ○支援内容 車両の維持等運行継続に係る経費の一部として1両当たり3万円を支援 【予算額:84,834千円】									○
岡山県	岡山県	2	航路事業者運航継 続等支援事業	○対象事業者 一般旅客定期航路事業者(離島補助航路を除く) ○支援内容 県内航路を運航する船舶の維持等運航継続に係る経費の一部として1社当たり70万円を支援 【予算額:2,800千円】									○
岡山県	岡山県	2	一般旅客定期航路 運航継続支援事業	○対象事業者 一般旅客定期航路事業者(離島補助航路を除く) ○支援内容 一般旅客定期航路事業者が負担した係船料(4~6月分)相当額を支援 【予算額:6,122千円】									○
岡山県	岡山県	2	地域鉄道運行継続 支援事業	○対象事業者 県内に本社がある広域的な路線を運行する地域鉄道事業者 ○支援内容 鉄道の維持等運行継続に係る経費を支援 【予算額:45,399千円】									○
岡山県	岡山県	1.2	鉄道安定運行維持 支援事業	○対象事業者 智頭急行株式会社 ○支援内容 関係県と連携し、鉄道の維持に係る経費の一部を支援する。 【予算額:5,380千円】									○
岡山県	岡山県	1	新しい生活様式実 践事業者補助金	○対象事業者 県内に事業所等を有する法人及び個人事業者 ○支援内容 各種ごとのガイドラインに沿って「新しい生活様式」に対応した感染症対策を実施する事業者の取組に要する経費を補助する。(上限10万円、補 助率2/3) 【予算額:3,500,000千円】		○							
岡山県	岡山県	4	岡山県飲食店等一 時支援金	○対象事業者 新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受け、長期にわたり厳しい経営状況が続いている事業者(R3.1~3) ○支援内容 1事業者当たり法人40万円、個人事業主20万円を支給する。 【予算額:4,000,000千円】				●	●				
岡山県	岡山県	4	岡山県飲食店等一 時支援金(第2期)	○対象事業者 新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受け、長期にわたり厳しい経営状況が続いている事業者(R3.4~6) ○支援内容 1事業者当たり法人40万円、個人事業主20万円を支給する。 【予算額:1,660,000千円】				●	●				
岡山県	岡山県	4	岡山県飲食店等一 時支援金(第2期) ※追加分	○対象事業者 新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受け、長期にわたり厳しい経営状況が続いている事業者(R3.4~6) ○支援内容 1事業者当たり法人40万円、個人事業主20万円を支給する。 【予算額:686,000千円】						●			
岡山県	岡山県	4	岡山県飲食店等一 時支援金(第3期)	○対象事業者 新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受け、長期にわたり厳しい経営状況が続いている事業者(R3.7~9) ○支援内容 1事業者当たり法人40万円、個人事業主20万円を支給する。 【予算額:2,385,600千円】						●			
岡山県	津山市	4	津山市地域商品券 発行事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、低迷する個人消費を喚起し、地域内の経済循環を促すために2種類の地域商品券を発行する。 ●電子商品券「eつやま商品券」 【対象(取扱店舗)】 市内事業者(交通事業者含む) 【商品券発行額】 2億7千6百万円(額面1万2千円分の商品券を1万円で購入(プレミアム率:20% 発行口数:2万3千口)) ●紙商品券「シン・うまい券」 【対象(取扱店舗)】 飲食店・タクシー・運転代行・ガソリンスタンド等燃料販売店 【商品券発行額】 3億2千4百万円(額面1万2千円分の商品券を1万円で購入(プレミアム率:20% 発行冊数:2万7千冊)) ●紙商品券「シン・さくら」 【対象(取扱店舗)】 市内事業者(交通事業者含む) 【商品券発行額】 2億7千6百万円(額面1万2千円分の商品券を1万円で購入(プレミアム率:20% 発行冊数:2万3千冊)) 【予算総額】 196,000千円									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
岡山県	津山市	4	津山市小規模事業者等物価高騰対策支援事業	物価高騰・エネルギー価格高騰により深刻な影響を受けている小規模事業者の負担軽減を図るため、電気・ガスのエネルギー経費に応じて支援を実施 【対象】 市内に本店・主たる事業所を有する法人・個人事業主のうち、令和4年1月から10月のうち、いずれかの月の事業用に使用した電気・ガス料金が1万円以上の者で、津山市の他の物価高騰対策支援事業を受給していない者 【補助額】 令和4年1月～10月の「任意の1カ月の(電気料金+ガス料金)×30%×12カ月」 ただし、1事業者あたり上限額 法人10万円 個人事業主5万円 【予算総額】 395,100千円									●
岡山県	津山市	4	津山市公共交通等事業者燃料費高騰対策支援事業	エネルギー価格の高騰により深刻な影響を受けている公共交通等を担う事業者の負担を軽減するため実施 【対象】 市内に本社又は営業所を有する「旅客自動車運送事業者」「自家用有償運送旅客運送事業者(福祉有償運送に限る)」「自動車運転代行事業者」 【補助額】 令和4年12月又は令和5年1月の「任意の1カ月(燃料使用量)×支援単価×4(支援期間:令和4年12月から令和5年3月)」 支援単価 バス/ガソリン・軽油 18円/L LPガス 14.7円/L 上限額 バス 90,000円/台 タクシー・福祉タクシー等 45,000円/台 随伴用車両 15,000円/台 ※県・地方自治体から、特定の車両について支援期間を同一とする燃料費高騰対策を目的とする補助金等(委託料の増額含む)の交付を受ける場合は、当該車両は支援金の対象としない。ただし、支援期間の一部について重複がある場合は、重複期間を除いた期間について交付金の対象とする。 【予算総額】 10,985千円									●
岡山県	鏡野町	4	持続化給付金拡充事業	事業者(交通事業者含む)に対して持続化給付金の上乗せの助成 ①国の要件を満たしていない事業者(20%以上50%未満)に法人上限1,000千円、個人上限500千円の助成 予算額85,000千円 ②国の要件を満たしている事業者への上限の拡充(上乗せ助成) 法人1,000千円、個人500千円 予算額65,000千円	○								
岡山県	鏡野町	4	プレミアム付商品券発行事業	取扱いの町内事業者(交通事業者含む)で消費するプレミアム率50%の商品券の発行 対象:町民、町内事業者 予算額:250,000千円		○							
岡山県	鏡野町	2	道路旅客運送事業者支援事業	バス、タクシー事業者への事業継続支援 予算額:2,000千円 内容:バス等年間固定経費の1/2(上限100千円)		○							
岡山県	鏡野町	2	旅客事業者モニター事業	タクシー事業者への事業継続支援 予算額:5,800千円 内容:観光地の駐車場における送迎タクシーの回送料を助成。利用者500円負担、差額を支給。		○							
岡山県	鏡野町	4	雇用調整助成金拡充事業	事業者(交通事業者含む)に対して、国が実施する雇用調整助成金に対する上乗せ助成(補助率2分の1)。社計保険労務士等申請代行した場合、報酬額的全額助成。 予算額:50,000千円									
岡山県	倉敷市	2	倉敷市バス路線維持等補助金の概算払	・要綱を一部改正し、概算払を可能とした。 ・コロナ禍に伴う減収分(補助増加見込額)を補正予算で計上									
岡山県	倉敷市	1.2	倉敷市公共交通事業者運行継続奨励金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも運行を継続している鉄道、路線バス及びタクシー事業者に対して奨励金を支給することにより、市民の日常的な移動手段を支える公共交通事業者を支援し、鉄道や路線バス等の公共交通を維持することを目的とする。 【予算総額】:9,725万円 奨励金の額:鉄道(車両1両当たり)340万円 路線バス(車両1台当たり)40万円 タクシー(車両1台当たり)5万円		○							
岡山県	倉敷市	1.2	倉敷市公共交通事業者運行継続奨励金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも運行を継続している鉄道、路線バス及びタクシー事業者に対して奨励金を支給することにより、市民の日常的な移動手段を支える公共交通事業者を支援し、鉄道や路線バス等の公共交通を維持することを目的とする。 【予算総額】:9,650万円 奨励金の額:鉄道(車両1両当たり)340万円 路線バス(車両1台当たり)40万円 タクシー(車両1台当たり)5万円			○						
岡山県	倉敷市	1.2	倉敷市公共交通事業者運行継続奨励金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも運行を継続している鉄道、路線バス及びタクシー事業者に対して奨励金を支給することにより、市民の日常的な移動手段を支える公共交通事業者を支援し、鉄道や路線バス等の公共交通を維持することを目的とする。 【予算総額】:9,450万円 奨励金の額:鉄道(車両1両当たり)340万円 路線バス(車両1台当たり)40万円 タクシー(車両1台当たり)5万円								●	
岡山県	倉敷市	2.4	倉敷市環境対応ノンステップバス購入費補助金	コロナ禍により経営に大きな影響を生じている路線バス事業者に対して、コロナ収束後の経営持続化に資する環境性能に優れたノンステップバスの導入費の一部を補助することで、持続的な路線バスの運行を支援するとともに、大気汚染物質等の排出抑制、並びに福祉のまちづくりを推進することを目的とする。 【予算総額】:4,900万円 補助対象事業者:市内で路線バス事業を行う路線バス事業者、又はリース事業者 補助率:2/3(3台分)								○	
岡山県	倉敷市	2	倉敷市公共交通事業者燃料価格激変緩和対策支援金	原油価格の高騰に直面する公共交通事業者に対して支援金を支給することにより、燃料費高騰に伴う事業者負担の軽減を図り、もって公共交通を維持することを目的とする。 【予算総額】:418万円 支給対象者:市内に本社または本店を置く鉄道事業者									●
岡山県	倉敷市	2.4	路線バス・水島臨海鉄道利用促進事業	コロナ禍により利用が低迷している公共交通の利用促進を図るため、路線バス・水島臨海鉄道の無料デーを実施する。※休日4回(予定) 【予算総額】:1,585万円									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 超過分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
岡山県	倉敷市	4	倉敷市事業継続支援金	市内の中小企業者又は小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から8月までのいずれかの月の売上高が、前年同月比で20%以上減少している事業者に対し、下記支援金を交付 <支援金額> 中小企業者 20万円 小規模事業者 10万円 【予算総額 1,641,629千円】	○	○	○						
岡山県	倉敷市	4	倉敷市ふんばる事業者応援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、「新しい生活様式」に対応した、市内事業所における「新たな取組(業態転換、環境整備、商品・サービス開発、販路開拓・人材確保)」に補助 <対象者> 市内の中小企業者又は小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から8月までのいずれかの月の売上高が、前年同月比で20%以上減少している事業者 <補助額> 補助率4/5 上限20万円 【予算総額 200,000千円】	○	○	○						
岡山県	倉敷市	4	倉敷市新型コロナウイルス対策取組宣言促進事業費補助金	「新型コロナウイルス対策取組宣言」の普及促進を図るため、市内の事業者における取組宣言に係る感染予防対策経費(衛生用品、ウイルス対策機器、換気機器等、飛沫防止用品、非接触型検温器)に補助 <対象者> 「新型コロナウイルス対策取組宣言」を行う市内の法人又は個人事業主 <補助額> 補助率4/5 上限10万円 【予算総額 207,450千円】		○	○						
岡山県	倉敷市	4	倉敷市事業継続特別支援金	市内に主たる事業所を有する法人又は個人事業主で、令和3年1月以降の他県を含む緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響により、令和3年1月から9月までのいずれかの月の売上高が、前年同月又は前々年同月比で30%以上減少している事業者に対し、下記支援金を交付 <支援金額> 法人 20万円 個人事業主 10万円 【予算総額 1,685,700千円】		○	○						
岡山県	倉敷市	1	学校保健特別対策事業費補助金(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)	事業概要:倉敷支援学校のスクールバスの運行台数を増便することで、1台あたりに乗車する児童生徒人数の少人数化を行い、新型コロナウイルスの感染リスクを抑える。通常は5便で運行しているが、コロナ対策により3便増便した。この増便分について補助対象 【令和2年度実績】 事業費: 25,399,275円 補助金: 12,699,000円(補助率1/2)	○	○	○						
岡山県	倉敷市	1	学校保健特別対策事業費補助金(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)	事業概要:倉敷支援学校のスクールバスの運行台数を増便することで、1台あたりに乗車する児童生徒人数の少人数化を行い、新型コロナウイルスの感染リスクを抑える。通常は5便で運行しているが、コロナ対策により3便増便している。この増便分について補助対象 【令和3年度実績】 事業費: 21,769,110円 補助金: 10,884,000円(補助率1/2)				○					
岡山県	倉敷市	1	学校保健特別対策事業費補助金(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業)	事業概要:倉敷支援学校のスクールバスの運行台数を増便することで、1台あたりに乗車する児童生徒人数の少人数化を行い、新型コロナウイルスの感染リスクを抑える。通常は5便で運行しているが、コロナ対策により2便増便している。この増便分について補助対象 【令和4年度見込み】 事業費: 14,665,200円 補助金: 7,332,000円(補助率1/2)								●	
岡山県	倉敷市	4	業務用電気自動車導入支援事業	原油価格高騰への対応と脱炭素社会の実現のため、業務用の電気自動車を購入する事業者を支援する補助金 ・対象者:業務用の電気自動車を購入する次のいずれかに該当するもの ア倉敷市内に事務所又は事業所を有する法人 イ アの方を対象に電気自動車のリースを行う法人 ・補助金額:電気自動車1台あたり20万円								●	
岡山県	倉敷市	4	電気ガス価格高騰緊急経済対策事業	電気・ガス価格高騰の影響を大きく受ける市内事業者の負担軽減を図るための補助金 ・対象者:市内に事業所を有する中小企業者等 ・補助対象経費:令和4年1月から9月までの任意のひと月に、市内において使用した、電気・ガス料金の合計額から消費税を控除した額 ・補助率:1/2 ・上限:40万円									○
岡山県	井原市	1	感染予防のためのスクールバス増便運行	事業概要:新型コロナウイルス感染予防のため、隣り合って乗車することが回避できるよう、増便運行を行うもの 委託事業 予算額:7,000千円	○	○							
岡山県	井原市	1	感染予防のための路線バス(通学用)増便運行	事業概要:新型コロナウイルス感染予防のため、路線バス并原岡線において、特に混雑する登校時間帯等の増便運行を実施するもの 補助対象事業者:バス事業者 予算額:1,700千円		○							
岡山県	井原市	4	井原市貸切バス利用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症対策への予防対策を講じた旅行商品等の造成を促し、市内に本社又は営業所を有するバス運行事業者が運行する貸切バスの利用促進を図ることを目的に、運行経費(運賃)の一部を補助する 運送引受書記載の運賃の2分の1 ただし、1日ごとに1台当たり5万円を上限 12月28日で受付終了 予算額:21,000千円			○						
岡山県	井原市	4	事業所等賃貸料補助金	事業概要:売上が減少した中小企業者等に対しての事業継続のため、賃借料の一部を助成するもの。(国の家賃補助制度の対象期間外であるR2・4・6月の2か月間) 予算額:24,000千円	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用した ものに○ 1/31まで申請した ものに●
岡山県	井原市	4	事業所等応援給付金	事業概要:売上減少の一定要件を満たす市内の中小企業者等に対して事業継続のための給付金を支給するもの 法人事業主100千円 個人事業主100千円 予算:150,000千円		○							
岡山県	井原市	1.2	地域鉄道運行継続支援事業	事業概要:新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大きく減少している地域鉄道事業者の感染防止対策と運行継続を支援し、地域住民の広域的・幹線的な移動手段を確保するもの 補助対象事業者:市内に本社があり、複数の市町村にまたがる広域的な路線を運行する地域鉄道事業者 予算額:7,000千円				○					
岡山県	井原市	4	感染拡大防止対策実践事業者支援事業	事業概要:新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に取り組む市内事業者に対し、対策に係る費用を補助し、感染拡大の防止と経済活動の維持の両立を図るもの。また、感染防止対策を行った事業者対策が明示できるチラシやステッカーを提供し、感染防止対策の見える化の後押しを実施し、消費喚起を図るもの。 予算額:9,992千円				○					
岡山県	井原市	4	貸切バス利用促進事業	事業概要:新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内の貸切バス事業者や旅行会社に対し、各業種に係る新型コロナウイルス対応ガイドラインを遵守して運行する貸切バスの事業経費を補助し、利用者が安全に利用できる旅行商品等の造成及び販売を促し、事業継続支援と消費喚起を図るもの。 補助対象事業者:市内に事務所を有する旅行業法第3条の登録を受けた旅行業務事業者又は道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業者である民間貸切バス事業者 予算額:24,000千円						●			
岡山県	井原市	4	事業所応援一時支援金	事業概要:新型コロナウイルス感染症拡大による外出機会の減少による影響を受け、長期にわたり厳しい経営状況が続いている事業者に対し、支援金を給付し、事業の継続を支援するもの 法人200千円 個人事業主100千円 予算:22,000千円						●			
岡山県	井原市	1.2	地域鉄道運行継続支援事業	事業概要:新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大きく減少している地域鉄道事業者の感染防止対策と運行継続を支援し、地域住民の広域的・幹線的な移動手段を確保するもの 補助対象事業者:市内に本社があり、複数の市町村にまたがる広域的な路線を運行する地域鉄道事業者 予算額:9,000千円								○	
岡山県	井原市	4	観光タクシー・バス利用促進事業補助金	事業概要:ウイズコロナの状況下において、市内の観光タクシー及び観光バスを利用した観光客等の市内観光周遊(マイクロツーリズム)を促進し、もって地域消費を喚起するもの 補助対象事業者:市内に営業所を置く観光タクシー・バス事業者 予算額:2,000千円								○	
岡山県	井原市	4	販路開拓・販売促進支援事業補助金	事業概要:長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大や燃料費の高騰により売上が減少し、事業活動の維持に多大な影響を受けている市内の中小事業者が実施する、ウイズコロナからアフターコロナを見据えたDXの推進及び展示会への出展等の販路開拓、または新たな顧客を獲得するために実施する販売促進に関する取組を支援するもの 補助対象事業者:売上が減少している中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で市内に事業所(法人は本社、個人事業主は住所)を有するもの。 予算額:10,000千円									○
岡山県	井原市	4	産業支援・異業種連携促進事業	事業概要:事業者が業界を超えて連携する「異業種連携プラットフォーム」を構築し、新商品等の開発から販路の確保までを一貫して支援することで、新型コロナウイルス感染症や円安、物価高騰など激変する社会環境に迅速に対応することで、事業者が抱える様々な経営課題の克服や成長戦略の具現化を後押しするもの 補助対象事業者:市内事業者 予算額:10,000千円									●
岡山県	早島町	4	早島町中小・小規模事業者事業継続支援金	町内に主たる事業所がある中小企業者、小規模事業者で、新型コロナウイルスの影響により前年度比で20%以上売上げが減少している事業者に対し、下記支援金を交付する。 中小企業者 20万円 小規模事業者 10万円 <予算総額> 4,910万円	○								
岡山県	早島町	1	早島町新しい生活様式実践事業者補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の両立を図るため、業種ごとに作成されている感染症拡大予防ガイドラインに沿って「新しい生活様式」に対応した感染症防止対策を実施し、県の補助を受けた事業者に対し補助金を交付する。 <補助上限> 10万円 <予算総額> 30,000千円		○							
岡山県	早島町	2	早島町交通事業者支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための外出自粛等の影響により、厳しい経営環境にある町内の交通事業者に対し、地域住民の移動手段として重要な役割を担う交通事業の安定的な運行継続の支援をする。 <支援金額> 貸切バス:保有車両1両あたり10万円 タクシー:保有車両1両あたり5万円 <予算総額> 295万円			○						
岡山県	早島町	1	早島町交通事業者感染症対策補助金	町内交通事業者が車両に行う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対し、補助金を交付する。 <補助率> 1/2 (補助上限額 法人:200万円 個人事業主:10万円) <予算総額> 410万円				○					
岡山県	早島町	2	交通系ICカードICOCAの配布	町内飲食・小売店、JR等で使用できる交通系ICカードICOCA(電子マネー2,500円分)を16歳以上の町民に配布する。 <予算総額> 34,937千円				○					
岡山県	早島町	1	早島町感染症対策実施事業者補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りながら事業継続に取り組む町内事業者に対し補助金を交付する。 <補助率> 2/3(補助上限10万円) <予算総額> 20,100千円				○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
岡山県	新見市	2	新見市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、事業継続のために金融機関等から融資を受けた事業者(交通事業者含む)に対し、融資額の10%(上限100万円)を給付する。 【予算総額】170,000千円	○	○							
岡山県	新見市	2	新見市新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給金交付事業	新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、政府系金融機関または市内の金融機関等から事業の継続に必要な設備資金または運転資金の融資を受けた事業者(交通事業者含む)に対し、約定利子分を交付する。 【予算総額】10,000千円				●					
岡山県	新見市	1.2	新見市公共交通事業者等緊急支援金	●対象 路線バス事業者、貸切バス事業者、法人及び個人タクシー ○事業継続支援金 国の持続化給付金の対象とならない減収率20%から50%未満の事業者を対象に法人上限200万円、個人上限100万円を給付する。 岡山県の感染症防止対策支援金(乗合バス、タクシー事業者)の対象とならない感染症予防対策を行いながら運行している事業者にバス1車両4万円、タクシー1車両2万円を給付する。 【予算総額】15,160千円		○							
岡山県	新見市	4	観光バスツアー助成事業	●対象 バス事業者 市民を対象に新型コロナウイルス感染症拡大地域以外を訪問する観光バスツアーを企画した市内のバス事業者に対し、助成を行う。 【予算総額】10,000千円				●					
岡山県	新見市	4	中小企業者等一時支援金給付事業	●対象者 「岡山県飲食店等一時支援金」の給付が決定した中小法人等又は個人事業者等 経済産業省の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」、「岡山県飲食店等一時支援金」、「岡山県観光業等一時支援金」の給付が決定した中小法人等又は個人事業者等にその給付額2分の1又は、それに該当しない中小企業者等で直近1年間の売上高と比較して20%以上減少している中小法人に一律20万円、個人事業者等に一律10万円給付する。 【予算総額】101,885千円				●					
岡山県	新見市	4	高等学校生徒通学費用助成金	●対象者 市内高等学校生との保護者 公共交通機関を利用している生徒の通学定期料の1/2を助成することにより、市内高等学校生徒の保護者を支援。 【予算総額】5,400千円				●					
岡山県	新見市	4	新見市雇用安定助成金	●対象者 国の雇用調整助成金受給者に、3%上乗せして助成を行う。 【予算総額】1,500千円					●				
岡山県	新見市	4	中小企業者等一時支援金(第二期)給付事業	●対象者 令和3年1月~12月のうち、任意の連続した3か月の売上の合計が、前年又は前々年の同時期と比較して15%以上減少している中小法人等又は個人事業者等、中小法人に一律20万円、個人事業者等に一律10万円給付する。 【予算総額】10千円(上記中小企業者等一時支援金の予算の範囲内で運用)					●				
岡山県	新見市	4	新見市周遊型観光ツアー助成事業	●対象者 観光施設等の観覧を目的とした企画旅行を実施した旅行者 【予算総額】30,000千円		●		●					
岡山県	新見市	2	新見市公共交通事業者等緊急支援金	●対象者 令和2年3月から令和3年11月の間に、新型コロナウイルス感染症等の影響により、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月がある、(一)一般貸切旅客自動車運送事業及び(二)一般乗用旅客自動車運送事業)を営む法人または個人事業者 基本額 法人事業者20万円、個人事業者10万円 加算額(1台につき) 貸切バス10万円、タクシー9万円 【予算総額】17,010千円				●					
岡山県	新見市	2	公共交通事業者原油価格高騰対策支援金	コロナ禍において外出自粛に伴う利用者減少や原油価格の高騰により経営に影響を受けているが、価格に転嫁することが困難な公共交通事業者の事業継続を支援することを目的に、バス1台あたり50千円、タクシー1台あたり30千円の支援金を交付する。								●	
岡山県	新見市	2	公共交通事業者低燃費タイヤ導入支援金	公共交通事業者が燃料費高騰対策としてバス・タクシーにおいて低燃費タイヤを導入する場合、経費の2/3(上限200千円)を助成し、コロナ禍において外出自粛等に伴う利用者減少や燃料価格の高騰により経営に影響をうけているが、価格に転嫁することが困難な公共交通事業者の事業継続を支援する。								●	
岡山県	高梁市	4	地域活性×(かけ)梁商品券	市民生活支援と地域消費喚起を目的に、市内登録事業所で使用できる1人5,000円分の商品券を市内全世帯対象に発行 【予算総額】155,000千円	○								
岡山県	高梁市	4	高梁市中小企業等事業継続支援金	事業者の事業継続・経営安定化を目的に前年同月比20%以上の収入減少(R2.2月~10月のいずれかの月)があった市内に主たる事業所を置く中小企業等へ最大20万円の支援金を交付 ・中小企業者 20万円 ・小規模事業者 10万円 (予算額72,500千円)	○								
岡山県	高梁市	1	高梁市店舗内感染拡大防止対策支援補助金	感染拡大防止に取り組む市内に主たる事業所を置く事業者(飲食店や宿泊施設など市民へ対面サービスを行う店舗、交通事業者)に対し、飛沫感染防止対策のための施設整備・備品購入など補助 ・補助率1/2 上限10万円 (予算総額12,616千円)	○								
岡山県	高梁市	4	高梁市雇用安定助成金	国の雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の休業に係る交付決定額の3%を市が追加助成 【予算総額】28,800千円	○	○							
岡山県	高梁市	4	まいにゃんばー商品券	マイナンバーカードの普及促進と地域消費喚起を目的に、マイナンバーカードを作成した市民に市内登録事業所で使用できる1人5,000円分の商品券を発行 【予算総額】67,154千円		○		●					
岡山県	高梁市	4	高梁市中小企業等特定事業継続支援金	観光関連事業者の事業継続・経営安定化を目的に前年同月比20%以上の収入減少(R2.2月~11月のいずれかの月)があった市内に主たる事業所を置く観光関連事業者(バス、タクシー、宿泊、旅行業)へ支援金を交付 ・バス事業 貸切バス 大型1台当たり 50万円、中型・小型1台当たり20万円 ・タクシー事業 1台当たり10万円 ・宿泊業 1客当たり 2万円 ・旅行業 旅行業務取扱管理者1人当たり 50万円 (予算額20,400千円)			○						
岡山県	高梁市	4	高梁市中小企業等事業継続特別支援金	事業者の事業継続・経営安定化を目的に前々年または前年同月比20%以上の収入減少(R3.1月~9月のいずれかの月)があった市内に主たる事業所を置く中小企業等へ最大20万円の支援金を交付 ・法人 20万円 ・個人事業主 10万円 (予算額38,400千円)					●				
岡山県	高梁市	4	キャッシュレス決済ポイント還元事業	市内消費と事業者支援を目的に、市内店舗でのキャッシュレス決済に対し最大25%のポイントを還元する。 ・還元額 1回の還元額上限 1,000円、1決済事業者につき還元額上限 5,000円 ・対象期間 R3.10/1~10/15【第1弾】 R4.2/1~2/15【第2弾】 (予算総額123,000千円)				●					
岡山県	高梁市	4	高梁市中小企業等特定事業継続支援金	原油価格の高騰により影響緩和と事業継続を目的に前々年または前年同月比20%以上の収入減少(R3.11月~R4.3月のいずれかの月)があった市内に主たる事業所を置く連通事業者(貨物、貸切バス、タクシー)へ支援金を交付 ・大型・中型1台当たり 5万円、普通・小型1台当たり1万円 (予算額21,000千円)								●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の 活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
岡山県	高梁市	4	地域活性×(かけ)家商品券【第2弾】	市民生活支援と地域消費喚起を目的に、市内登録事業者で使用できる1人3,000円分の商品券を市内全世帯対象に発行(予算額92,400千円)									●
岡山県	備前市	1	備前市タクシー車両感染症拡大防止支援事業	市内のタクシー事業者が実施する感染症対策に係る経費への補助。タクシー1台3万円。予算額 720千円。									
岡山県	備前市	4	備前市新型コロナウイルス高齢者及び障がい者ワクチン接種移動費補助事業	新型コロナウイルスワクチン接種の高齢者及び障がい者の接種に当たり、高齢者及び障がい者の接種を推進するため、タクシーを利用してワクチン接種を受けた高齢者及び障がい者に対し、事業者が当該タクシーの利用に係る料金の減額を行った場合において、当該額の全部又は一部に対し、新型コロナウイルス高齢者及び障がい者ワクチン接種タクシー移動費補助金を交付する。1乗車につき200円、ただし運賃が5,000円を超えた場合は、超えた部分の料金も自己負担。予算額 40,000千円									
岡山県	備前市	2	離島定期船運航補助金	離島住民の生活に不可欠で唯一の移動手段として重要な役割を担う離島航路について、新型コロナウイルス感染症防止による外出自粛の影響を受け、観光やお祭、お正月などの離島客、また夏季の海水浴客数など、繁忙期における乗客数が減少傾向にある。コロナ禍及びコロナ収束後においても、安定した離島運航や安全安心に利用できる環境を確保することを目的として本補助金を活用する。予算額 5,500千円									○
岡山県	和気町	1	和気町タクシー車両感染症拡大防止支援事業	町内のタクシー事業者が実施する感染症対策に係る経費への補助。タクシー1台3万円。予算額 600千円。 ※R3.3月末事業終了		○							
岡山県	和気町	4	和気町プレミアム付商品券事業	町内の店舗等で使用できるプレミアム付商品券を販売することにより、地域経済の活性化と町内での消費促進を図り、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している町内事業者の事業継続を支援する。対象：町民 予算額 91,198千円 ※R4.1月末事業終了				●					
岡山県	吉備中央町	2	吉備中央町交通事業者経営支援事業支援金	町内のバス、タクシー事業者に対する事業継続及び感染症対策の充実に向けた支援。 (1) 大型バス車両 1台当たり180,000円 (2) 中型バス車両 1台当たり150,000円 (3) 小型バス車両 1台当たり130,000円 (4) タクシー車両 1台当たり140,000円 【予算総額】4,000千円		○							
岡山県	吉備中央町	2	吉備中央町交通事業者経営支援事業支援金	町内のバス、タクシー事業者に対する事業継続及び感染症対策の充実に向けた支援。 (1) 大型バス車両 1台当たり210,000円 (2) 中型バス車両 1台当たり180,000円 (3) 小型バス車両 1台当たり150,000円 (4) タクシー車両 1台当たり160,000円 【予算総額】4,450千円						●			
岡山県	吉備中央町	2.4	吉備中央町交通・運輸事業者支援給付金	町内の道路運送事業者等に対して、燃油の価格上昇の影響を緩和し、事業の維持及び改善を図るための給付金。 (1) 大型車両、中型車両 1台当たり30,000円 (2) 小型車両、タクシー車両 1台当たり10,000円 【予算総額】2,000千円							○		
岡山県	真庭市	4	事業持続ささえあい事業	新型コロナウイルス感染症対策により、令和2年1月～8月に売上げが減少した小規模及び中小企業者に対して支援金を支給 小規模事業者(個人含む):10万円 対象:中小企業事業者:20万円 令和2年4月1日までに事業を開始しているもの 原則:1～8月の売上額が対前年比20%以上 【予算総額】1220,000千円 ※令和2年9月末事業終了	○								
岡山県	真庭市	4	小さな設備投資補助金(小規模設備投資等補助事業)	新型コロナウイルス感染症の予防や感染拡大を防ぐための設備投資や「第3波」の危機を乗り切ったための新たな取り組みを応援するため、最大20万円を補助する(補助率2/3)。 対象:市内事業者 (令和2年12月、令和3年1月のいずれかの売上額が前年同月比30%以上減少していることが条件) 【予算総額】16,000千円 ※令和3年3月末事業終了			○						
岡山県	真庭市	4	事業者臨時支援金	新型コロナウイルス感染症第3波による経済影響を乗り切ることができるよう、中小企業者及び小規模事業者を支援する。 対象:真庭市内の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む) (令和2年12月、令和3年1月のいずれかの売上額が前年同月比30%以上減少していることが条件) 【予算総額】31,034千円 ※令和3年3月末事業終了			○						
岡山県	真庭市	4	プレミアム付商品券事業	市内で使える50%のプレミアム付商品券の販売により、新型コロナウイルスの影響で冷え込んだ消費を喚起することで小売店や飲食店等の事業継続を支援する。(2,000円で3,000円分の商品券) 商品券利用対象:事前に登録した真庭市内に事業所のある事業者 【予算額】120,000千円 ※令和4年1月末事業終了				●					
岡山県	真庭市	1	コロナ感染対策事業者支援事業	コロナ禍における事業継続に必要な感染症対策経費を補助する。 対象:真庭市内に事業所のある事業者 補助率:10/10(千円未満切り捨て) 補助上限:従業員数5人以下は5万円、6人以上は10万円 補助対象経費:感染防止に係る消耗品等【予算総額】33,300千円 ※令和4年1月末事業終了						●			
岡山県	真庭市	4	小規模設備投資等補助事業	コロナ禍において実施する経営状況の回復等に繋がる設備投資(市内事業者からの購入に限る)に対し、費用の一部を補助する。 対象:主たる事業所が真庭市内にある事業者 補助率:2/3(千円未満切り捨て) 補助上限:10万円 補助対象経費:売上回復等に繋がる設備・備品等【予算額】15,000千円 ※令和4年1月末事業終了						●			
岡山県	美咲町	1	美咲町スクールバス新型コロナウイルス感染症対策事業(増車運行)	新型コロナウイルス感染症予防のため、隣り合って乗車することが回避できるよう、増便運行を行うもの。 予算額14,400千円	○								
岡山県	美咲町	1	美咲町スクールバス新型コロナウイルス感染症対策事業(飛沫防止)	スクールバスで使用する車両の運転席と乗車スペースとの間仕切り設置、空気清浄機の設置、座席ビニールシート設置等 予算額1,155千円	○								
岡山県	美咲町	1	美咲町スクールバス新型コロナウイルス感染症対策事業(増車運行・飛沫防止)	新型コロナウイルス感染症予防のため、隣り合って乗車することが回避できるよう、増便運行を行うもの。 スクールバスで使用する飛沫感染用消耗品 予算額 2,070千円				○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●	
岡山県	美咲町	2	美咲町新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う経済活動自粛に対する地域再活性化のための事業所助成金交付事業	法人(交通事業者含む)に対する運転資金の助成 交付単価:1法人 20万円 予算額60,000千円	○									
岡山県	美咲町	2	美咲町事業者支援給付金制度	○対象事業者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等の減少により公的融資等を借り入れた町内の中小企業者 ○支援内容 令和2年2月1日から令和4年2月28日までに新型コロナウイルス感染症にかかる融資が実行された企業で、融資額の合計の10%以内とし、10万円を限度とする。				○						
岡山県	美咲町	2	美咲町飲食店等事業者支援給付金制度	○対象事業者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営に大きな被害を受けている町内事業者 ○支援内容 令和3年10月1日から令和4年2月28日までに申請した事業者に対し、1事業者1回限り。 例)旅客自動車運送事業者 一般用旅橋/九自動車運送事業 20万円 一般貸切旅客自動車運送事業 30万円						○				
岡山県	美作市	4	美作市新型コロナウイルス感染症の影響に伴いハローワークへ休業に係る国の助成金の支給申請をしている市内の事業所の事業主に対する給付金制度	○対象事業者 新型コロナウイルス感染症の影響に伴いハローワークへ休業に係る国の助成金の支給申請をしている市内の事業所の事業主 ○支援内容 令和2年1月24日から令和4年3月31日までの間休業した市内の事業所の事業主を対象に、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の交付額に上乗せして美作市独自の給付金を交付する。(国の助成金の交付額の100分の20の額) 【予算額:130,000千円】	○	○	○			●				
岡山県	赤磐市	1.2	赤磐市コロナ対策公共交通事業者支援金	タクシー事業者及び福祉有償運送事業者の事業継続及び感染症対策の充実に向けた支援 交付単価:1法人 20万円 【予算総額】2,600千円						●		●	○	
岡山県	矢掛町	2	公共交通機関支援事業	○対象事業者 非営利運送株式会社 ○補助対象経費 鉄道維持及び感染防止対策に要する経費 ○予算額【R2 5,000千円、R3 6,000千円】			○	●						
広島県	広島県	4	燃油費高騰緊急支援	燃油費高騰の影響を受けた公共交通事業者に対して、影響額の一部を緊急的に補助する。 【対象事業者】 バス、旅客船、タクシー、鉄軌道 【補助の考え方】 燃油費高騰前の令和3年9月を基準とし、10月以降の高騰影響額の1/2を補助(R4.4~R5.3) 【予算総額】469,246千円									●	●
広島県	広島県	4	今後の持続可能な公共交通の実現に資する投資への支援	公共交通事業者が行う、今後の持続可能な公共交通の実現に資する投資に係る経費の一部を支援。 【補助対象】バス、旅客船、タクシー 【補助対象経費】 今後の持続可能な公共交通の実現に資する投資 ・環境(省エネ)対策 ・デジタル化対策 【補助率】補助対象経費の2/3 【予算総額】426,000千円									●	●
広島県	広島県	4	高騰バス調査分析等支援	燃油費高騰の影響が大きく、利用者の回復が鈍い県内高騰バス事業者の経営改善・持続可能性の強化を目的とした調査分析及び実証事業に係る支援。 【事業主体】公益社団法人広島県バス協会 【補助対象経費】 ・データを活用した分析 ・路線ごとの課題に応じた実証事業 【予算総額】46,700千円									●	
広島県	大竹市	1	大竹市新型コロナウイルス対策バス・タクシー・フェリー感染拡大防止支援事業	バス:(運行台数)×60,000円 タクシー:(運行台数)×10,000円 フェリー:(運航船舶数)×250,000円 ※R2.4.1時点の数量 【予算総額】1,360千円	○	○								
広島県	大竹市	2	大竹市タクシー事業運行維持給付金	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少しているタクシー事業者に対し、公共交通としてのタクシー事業の運行維持を図る。 【交付額】 1台あたり12万円 ※R2.4.1時点の運行車両(旅客を運送している車両に限る。) 【予算総額】 5,880千円			○							
広島県	大竹市	2	大竹市タクシー事業運行維持給付金	【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少しているタクシー事業者に対し、公共交通としてのタクシー事業の運行維持を図る。 【交付額】 1台あたり12万円 ※R3.4.1時点の運行車両(旅客を運送している車両に限る。) 【予算総額】 6,000千円						●				
広島県	府中市	1	衛生対策費助成金	【交付金額算定式】1事業者につき 基礎額100千円+10千円×乗務員数 【予算総額】2,100千円	○	○								
広島県	府中市	1	衛生物品寄贈	【対象者】市内事業者の従業員に対しアスク・消毒用アルコールなどの衛生対策物品を寄贈。										
広島県	府中市	2	生活路線バス補助金概算交付	令和元年度補助実績に基づき6月中に概算交付を実施。年度末に補助対象経費から精算。 【予算総額】151,200千円										

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請した ものに●	
広島県	府中市	2	貸切バス旅行商品 造成支援補助金 (実施予定)	「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を踏まえた衛生管理を徹底し、安全サービスを提供する旅行商品の造成および販売を行う事業者 ○補助率:貸切バス運賃に1/2を乗じた金額 ○補助限度額:1名あたり1日ごと5万円 【予算総額】5,000千円		○								
広島県	府中市	2	高齢者等移動支援 バス・タクシー共通 乗車券	高齢者等のコロナワクチン接種をはじめとする移動支援及び移動の活性化による事業者支援としてタクシー等のチケットを制作し、市内路線バス・タクシー等で運賃の代わりに支払うことを可能とした ○対象者 市内在住の65歳以上の高齢者等 約16,000人 ○予算額 約70,000千円(1人につき100円×40枚=4,000円分のチケットを配布)			○							
広島県	府中市	4	プレミアム付商品 券	市内の店舗等(タクシーでの利用も可能)で使える20%のプレミアムが付いた商品券を発行し、市民に対し市内店舗での消費を促す。 商品券は、広く市内店舗での消費を促すため、地元中小規模店舗限定で使用できる券とすべての加盟店で使用できる券の2種の設定。								○		
広島県	府中市	4	中小事業者等事業 継続応援金	コロナ禍において、原油価格・物価高騰等に起因する仕入価格の上昇に伴う利益減少に直面する中小事業者等に対して、経費や売上等の変動により利益が減少しているなど、一定の要件に該当する事業者に対し応援金を支給。 ・中小事業者 20万円 ・個人事業主 10万円								●		
広島県	府中市	2.4	観光ツアーによる 観光誘客支援事業	○府中の魅力再発見ツアー助成 市内の観光地を巡り観光コンテンツを体験するなど、今までは達した府中の魅力を再発見するツアー(府中市内を貸切バス、貸切タクシーの発着地とし、府中市内を周遊する日帰り旅行プラン)を企画する旅行者に対し、その料金の一部を支援する。 ○備後府中に来てほしいやあな 府中市観光を目的とした旅行者(貸切バス、貸切タクシーを利用し、乗車地あるいは下車地が府中市内とした行程の受注型企画旅行又は募集型企画旅行)を企画する旅行者に対し、その料金の一部を補助する。									○	
広島県	府中市	2	府中市公共交通お てかけ応援クーポン 事業	「公共交通おてかけ応援クーポン」を市広報に印刷し、市内各世帯に配布。 金額:1世帯当たり1,000円(100円×10枚) 配布方法:市広報(12月号)に印刷し、市内各世帯に配布 対象公共交通機関:市内を運行する路線バス(貸切、高速バスは除く)及びタクシー(市内タクシー事業者に限る) 期間:令和4年12月1日(木)~令和5年2月28日(火)										○
広島県	江田島市	4	事業チャレンジ支 援金	○要件 ・対象期間:R4.6~R5.3月 ・対象者:市内に住所を有する新規創業者及び中小企業者 ・対象事業:【起業】施設整備・研修・経営指導・販路拡大事業 【チャレンジ】新商品開発・ブランド化推進・販路拡大事業 ○補助額:【起業】対象事業に要した経費(補助率2/3等) 【チャレンジ】対象事業に要した経費(4/9等) ○上限額:【起業】100万円(空き家活用の場合150万円) 【チャレンジ】50万円 ○予算額:15,000千円									●	
広島県	江田島市	2	江田島市航路維持 支援金	○要件 ・対象期間(R4.4~R5.3月)において、当該期間の毎月が令和元年度の同月(3月分)にあつては、平成31年3月)と比較して、乗降客数が10%以上減少している月があること。 ・令和2年4月1日現在の便数を維持していること。ただし、対象期間中に行ったダイヤ改正が新型コロナウイルス感染症を原因としないものであるときは、同日現在の便数を維持しているものとみなす。 ○交付額 ・本市と広島市の間を運航する航路 50万円/月 ・本市と呉市の間を運航する航路 30万円/月 ○予算額 ・26,400千円									●	
広島県	江田島市	1.2	江田島市公共交通 支援補助金事業	○要件 ・対象期間:R4.4~R5.3月 ・対象者:本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者、市内で定期路線を運行するバス事業者及び市内に営業所を置くタクシー事業者 ・対象事業:対象期間に実施した次のいずれかの事業 利用者回復支援事業:企画切符の販売、イベント・キャンペーンの実施、Wi-Fiの導入等 利用者安全確保事業:マスクや消毒液の購入、セパレーターカーテンの導入等 ○補助額 対象事業に要した経費(補助率10/10) ○上限額 ・航路事業者:1事業者当たりの基本額を100万円とし、運航船舶1隻につき10万円(旅客船)又は20万円(フェリー)を加算した額 ・バス事業者:1事業者当たりの基本額を100万円とし、運行車両1両(貸切バス及びスクールバスを含む。)につき10万円を加算した額 ・タクシー事業者:1事業者当たりの基本額を30万円とし、運行車両1両につき2万円を加算した額 ○予算額 ・13,560千円									●	
広島県	江田島市	2	江田島市原油価格 高騰対策緊急支援 金(交通事業)	○要件 ・対象者:本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者、市内で定期路線を運行するバス事業者及び市内に営業所を置くタクシー事業者 ・対象事業:対象事業者が支出した事業に必要な燃料費 ○交付額 ・燃料単価の上昇率を基に算定した燃料高騰相当分(試算値)の1/2の額を支援する。 ○予算額 ・35,500千円									●	
広島県	江田島市	2	江田島市原油価格 高騰対策緊急支援 金(追加措置)	○要件 ・対象者:本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者、市内で定期路線を運行するバス事業者及び市内に営業所を置くタクシー事業者 ・対象事業:対象事業者が支出した事業に必要な燃料費 ○交付額 ・燃料単価の上昇率を基に算定した燃料高騰相当分(試算値)の1/2の額を支援する。 ○予算額 ・35,500千円									○	
広島県	三原市	4	事業継続支援給付 金	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等の影響を受けている事業者に対し、事業所の継続を支援するため、一律で給付金を支給。 給付額 1事業者につき5万円	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
広島県	三原市	2	観光事業者等支援 給付金交付事業	新型コロナウイルスの拡大防止策としてなされた外出や往來の自粛要請により稼働率の低迷や売上減少等の影響を受けている市内の自動車運送事業者等に対して給付金を交付することで、事業者の経営支援及び事業継続を図る。 【給付額】 ①許可を受けた車両数に5万円を乗じた額 ②許可を受けた船舶数に5万円を乗じた額		○								
広島県	三原市	2	バス運行対策費三原市補助金交付要綱の一部改正	バス事業者の資金繰りを支援するため、補助金交付要綱を一部改正し、市単独補助金について概算払を可能とした。										
広島県	三原市	1, 2	公共交通事業者支援事業	交通事業者の感染症拡大防止対策並びに経営支援及び事業継続を図るため、給付金を支給。 【給付額】 ・路線バス 1事業者一律20万円+市内運行路線数×20万円 ・航路 フェリー航路100万円、高速船・旅客船航路80万円×三原市寄港割合分(R2.4.1時点) 【予算額】 6,520千円		○								
広島県	三原市	2	バス運行対策費三原市補助金の特例交付	生活路線バスを維持・確保するため、市単独補助路線は費用の7割を補助上限としているが、特例として欠損額を全額交付。 【特例交付額】 (R2年度)2事業者 3,956千円 (R3年度)1事業者 3,708千円										
広島県	三原市	1, 2	公共交通事業者支援事業	交通事業者の感染症拡大防止対策並びに経営支援及び事業継続を図るため、給付金を支給。 【給付額】 ・路線バス 1事業者一律20万円+市内運行路線数×50万円 ・航路 フェリー航路100万円、高速船・旅客船航路80万円 ・タクシー 車両1台につき5万円 【予算額】 19,250千円						○				
広島県	三原市	2	公共交通事業者支援事業	原油価格の高騰に伴い、直接的な影響を受けている公共交通事業者に対し、事業継続を図るため、給付金を支給。 【給付額】 ・路線バス 5円×対象実車走行キロ ※1事業者当たり17千円~2,142千円 ・航路 1,000千円×航路数×寄港割合 ※1事業者当たり226千円~1,052千円 ・タクシー 12,000円×登録台数 ※1事業者当たり12千円~336千円 【予算額】 6,580千円									●	
広島県	三原市	2	公共交通事業者支援事業	原油価格の高騰に伴い、直接的な影響を受けている公共交通事業者に対し、事業継続を図るため、給付金を支給。 【給付額】 ・路線バス 5円×対象実車走行キロ ※1事業者当たり17千円~2,142千円 ・航路 1,000千円×航路数×寄港割合 ※1事業者当たり226千円~1,052千円 ・タクシー 12,000円×登録台数 ※1事業者当たり12千円~336千円 【予算額】 6,580千円										●
広島県	竹原市	1	竹原市新型コロナウイルス対策拡大防止交通事業者支援事業	バス、(運行台数)×30,000円 タクシー、(運行台数)×10,000円 フェリー、(運航船舶数)×50,000円 ※園制度の対象とならないもの 【予算総額】 1,990千円		○								
広島県	竹原市	2	生活バス路線補助金概算交付	令和元年度補助実績に基づき、概算交付を実施。 年度末に実績報告に基づき精算。 【予算額】16,278千円										
広島県	竹原市	2	商業者等支援給付金事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に悪影響を受けている観光関連事業者等(宿泊、交通、食品関係等)を支援するため給付金を支給するもの。 【予算額】42,375千円				○						
広島県	竹原市	2	電子マネーを活用した消費喚起事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した市内の経済活動について、消費行動を促進するため、電子マネーを活用した消費喚起事業を実施する。 【予算額】28,200千円 【R3追加予算】28,200千円			○	○						
広島県	福山市	2	バス運行対策費福山市補助金	バス事業者の資金繰りの支援を目的に「委託生活交通路線維持費補助金」と「市内生活交通路線維持費補助金」について概算払いができるよう要綱を改正 【概算総額】73,000千円	○									
広島県	福山市	1	福山市公共交通衛生用品等整備費補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資する事業の経費に対して、国や県からの補助額を除いた10分の10を補助する。 【予算額】141,865千円		○								
広島県	福山市	2	タクシー事業者運行維持給付金	タクシー事業者に対して運行継続支援として市内営業所のタクシー車両1台につき、75千円を給付。 【対象事業者】 R2年4月~12月の間で、次のいずれかに該当する者 ①いずれか1か月において、前年同月比50%以上減収 ②連続する3か月において、前年同期比30%以上減収 【予算額】 66,979千円		○								
広島県	福山市	2	バス運行対策費福山市補助金	バス事業者の事業継続を目的に、バス運行対策費福山市補助金について補助対象系統の選定要件の緩和、補助額カットに対する要件の緩和を実施 【予算額】 183,000千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
広島県	福山市	1	貸切バス事業者運行 支援事業 衛生用品整備費補 助金	対 象 者: 福山市内において一般貸切旅客自動車運送事業を営む者 対象経費: 車両における衛生対策等に対するもの ①消耗品費(マスク購入ほか) ②備品・設備等の導入費用(運転席仕切りカーテン等隔壁の設置など) 補 助 率: 10/10 限 度 額: 1台あたり65千円 補助期間: 2020年4月1日～2021年3月31日 【予算額】9,100千円		○								
広島県	福山市	2	貸切バス事業者運行 支援事業 事業継続支援奨励 金	対 象 者: 福山市内において一般貸切旅客自動車運送事業を営む者 要 件: 減収割合がR2年4月～12月の間 ①いずれか1ヵ月の売り上げが、前年同月比30%以上 ②連続する3ヵ月の売り上げが、前年同期比30%以上 交 付 額: 1事業者につき、所有台数に480千円を乗じた額 限 度 額: 前年度の年間収入から①又は②の月間収入×12ヵ月を引いた額 補助期間: 2020年8月1日～2021年3月31日 【予算額】67,200千円		○								
広島県	福山市	2	貸切バス旅行商品 造成支援事業費補 助金	対 象 者: 旅行会社(市外も含む) 対象経費: 乗車定員制限(1/2以下)を行った福山市内の貸切バスの 値上げ経費 補 助 率: 1/2 限 度 額: 1台あたり1日50千円 補助期間: 2020年8月1日～2021年3月31日 【予算】50,000千円		○								
広島県	福山市	2	公共交通事業者燃 油費高騰対策事業	公共交通に係る燃油費高騰額相当分の一部を補助する。 対象者: 市内バス事業者、市内タクシー事業者、市内航路事業者 対象経費: 燃油費高騰前の2021年9月を基準とし、2022年4月以降の高騰影響額の1/2を補助 補助期間: 2022年4月1日～2023年3月31日 【予算額】40,078千円									○	
広島県	呉市	1, 2	新型コロナウイルス 感染症対策取組 事業者支援給付金	■事業概要 利用者に対する啓発に関するポスター等の掲示を行い、車内・船内等の感染症予防対策を自主的に講じるとともに、公共交通体系の維持に努 める交通事業者に対し支援金を支給する。 ■支給額 ・バス・乗合タクシー: 150,000円/台 ・タクシー(法人・個人): 50,000円/台 ・フェリー: 500,000円/隻 ・その他船舶: 150,000円/隻 ■予算総額 R2: 57,300千円、R4: 56,500千円 ■R4, 7 事業完了		○							●	
広島県	呉市	2	呉市地域公共交通 事業者運行支援金	■事業概要 新型コロナウイルス感染症により特に大きな影響を受けている市内生活交通事業者(呉市民の生活に必要な交通手段であるバス路線又は航路 を持つ事業者且つ、呉市が既に単独支援を実施している事業者)に対し、今後の事業継続を支援する事を目的に支援金を支給する。 ■支給額 令和2年度 ・令和2年度における減収見込額の2分の1相当額 ・限度額: 令和元年度収入決算額の10分の3 令和3年度 ・令和3年度における減収見込額の2分の1相当額 ・限度額: 令和2年度収入決算額の10分の3 ■予算総額 R2: 151,600千円、R3: 90,800千円 ■R4, 3事業完了			○					○		
広島県	呉市	4	タクシー乗車支援 事業	■事業概要 タクシーの利用促進を図るため、影響事業者を構成員とする団体で組織される実行委員会が実施する2千円分のプレミアムを含む7千円分のタ クシーチケット(乗車券)を5千円で発行する事業について、その経費の一部を補助することで、影響事業者の事業継続を支援し、その後の事業活 動の回復につなげる。 ■支給額 ・事務費 10,000千円(補助率10/10) ・事務委託費 5,000千円(補助率10/10) ・販売手数料 2,500千円(補助率10/10) ■予算総額 17,500千円										●
広島県	広島市	2	バス運行対策費 広島市補助金交付要 綱の改正	乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、バス運行対策費広島市補助金交付要綱の一部を改正し、運行費補助金の早期の概算払を可能とす る。(予算額の変更なし)										
広島県	広島市	2	広域的バス路線の 運行事業者への支 援	感染症の影響により収益が減少している県広域生活交通路線の運行事業者を支援するため、県と協議して、補助制度を拡充する。 【補正予算額】500万円 【主な拡充内容】 ・利用者数の減少率に応じて輸送量要件を緩和する。5人/日以上～3.33人/日以上(利用者数が1/3減少した場合) ※令和3年3月末事業終了		○								
広島県	広島市	2	バス、路面電車な どの交通事業者へ の支援	外出自粛や休業要請等により移動需要が激減し、厳しい経営状況にあるバス、路面電車などの交通事業者に対し、PASPYによる運賃割引に要 する経費を補助する。 【補正予算額】8億円 【補助率】9/10 【対象期間】2年7月～3年3月 ※令和3年3月末事業終了		○								
広島県	広島市	3	MaaSの推進	MaaSシステムの機能拡充を図るため、本市、交通事業者などで構成する協議会に参画し、モニター調査の協力者に対する割引サービスを実施 する。 【補正予算額】2,000万円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
広島県	広島市	2	タクシー事業者への支援	感染症の影響により収益が減少しているタクシー事業者を支援するため、プレミアム付タクシーチケットを発行するための経費を補助する。 【補正予算額】3,000万円 ※令和3年3月末事業終了		○							
広島県	広島市	2	乗合タクシー運営に係る地域協議会への支援	地域主体の乗合タクシーが運行されている市内6地域の協議会に対し、感染症の影響により確保できない収支不足額負担などを補助する。 【補正予算額】500万円 ※令和3年3月末事業終了		○							
広島県	広島市	2	バス、路面電車などの交通事業者への支援	外出自粛や休業要請等により移動需要が激減し、厳しい経営状況にあるバス、路面電車などの交通事業者に対し、PASPYIによる運賃割引に要する経費を補助する。 【補正予算額】5億7,500万円 【補助率】9/10 【対象期間】3年4月~9月 ※令和3年9月末事業終了			○	○					
広島県	広島市	2	タクシー事業者への支援	感染症の影響により収益が減少しているタクシー事業者を支援するため、プレミアム付タクシーチケットを発行するための経費を補助する。 【補正予算額】4,000万円			○	○					
広島県	広島市	2	バス、路面電車などの交通事業者への支援	外出自粛や休業要請等により移動需要が激減し、厳しい経営状況にあるバス、路面電車などの交通事業者に対し、PASPYIによる運賃割引に要する経費を補助する。 【補正予算額】5億7,500万円 【補助率】9/10 【対象期間】3年10月~4年3月					●				
広島県	広島市	2	バス、路面電車などの交通事業者への支援	外出自粛や休業要請等により移動需要が激減し、厳しい経営状況にあるバス、路面電車などの交通事業者に対し、PASPYIによる運賃割引に要する経費を補助する。 【補正予算額】4億5,000万円 【補助率】9/10 【対象期間】4年4月~4年9月						○			
広島県	広島市	2	原油価格高騰に伴う公共交通事業者等への支援	原油価格高騰による影響を受け厳しい事業環境にある公共交通事業者等に応援金を支給する実行委員会に対し、その取組に要する経費を補助する。 【補正予算額】17億2,800万円 【補正予算の内訳】 支援金:1,672,000千円(バス:1,478台、タクシー:3,785台、旅客船:6,142トン、トラック:14,596台) 事務費:56,000千円 【対象経費】燃料費上昇相当額の1/2 【対象者】市内に主たる営業所を置くバス、タクシー、トラック、旅客船の事業者等								●	
広島県	広島市	2	バス、路面電車などの交通事業者への支援	外出自粛や休業要請等により移動需要が激減し、厳しい経営状況にあるバス、路面電車などの交通事業者に対し、PASPYIによる運賃割引に要する経費を補助する。 【補正予算額】9億3,860万円1千円 【補助率】9/10 【対象期間】4年10月~5年3月									●
広島県	広島市	2	乗合タクシー運営に係る地域への支援	新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により乗合タクシーの利用者が減少し、運賃収入が減少しているに伴い収支不足額が増加しており、収支不足額の4分の1を負担する乗合タクシー運行主体の地域協議会が、厳しい財政状況に置かれていることから、運賃収入減少に伴う地域協議会負担の増加分に対して補助を行い、乗合タクシーの運行継続を図る。 【予算額】37万円6千円									●
広島県	熊野町	2	生活交通バス路線維持支援金	【概要】 新型コロナウイルスにより大きな影響を受け、利用者が減少しているなか、利用者の3密を避け、安心・快適に利用してもらうため減便を行わず運行を行った公共交通事業者に対し、運行支援することを目的に予算の範囲内において支援給付金を交付する。 ・町内の事業所に登録されるバス1車両につき90万円 【予算額】 21,600千円		○							
広島県	熊野町	1	公共交通感染拡大防止対策補助金	【概要】 町内のバス・タクシー事業所において、車内での飛沫感染対策を行った場合等、新型コロナウイルス感染拡大に資すると認められる物品の購入又は作業に要する費用を補助する。 ・バス1車両につき6万円を上限に補助 ・タクシー1車両につき1万円を上限に補助 【予算額】 3,210千円		○							
広島県	尾道市	2	生活交通路線維持費補助金の概算払	令和元年度補助実績に基づき概算払を実施。事業終了後の実績報告に基づき精算。									
広島県	尾道市	2.4	公共交通事業者緊急支援事業	【概要】 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たな生活様式に対応した地域交通体系の構築及び将来にわたる安定的な運行を確保するため、補助金を交付する。 ・バス1車両につき5万円 ・タクシー1車両につき5万円 ・船舶 20トン未満 1隻80万円 20トン以上 1隻100万円 ※市域外へ寄港地のある場合は、市域内寄港回数を市域内外の寄港回数で按分した率を乗じて得た額とする。 【予算額】 29,913千円		○							
広島県	尾道市	2	広域的バス路線の維持に向けた支援事業	【概要】 将来にわたる安定的な生活交通を確保するため、既存の「生活交通路線維持費補助金」の補助要件を緩和し、広域的バス路線を運行する事業者を支援する。 【予算額】 11,620千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
広島県	尾道市	2. 4	公共交通事業者運行継続支援事業	【概要】 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たな生活様式に対応した地域交通事業者の将来にわたる事業継続を支援するため、支援金を交付する。 ・バス1車両につき5万円 ・タクシー1車両につき5万円 ・航路 1航路あたり50万円 ※市域外へ寄港地のある場合は、市内寄港回数を市域内外の寄港回数で按分した率を乗じて得た額とする。 【予算総額】 20,983千円			○						
広島県	尾道市	4	令和3年度尾道市事業継続特別支援金	【概要】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時間短縮営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した中小企業者に対して支援金を支給する。 【支給対象者(次の要件をすべて満たすもの)】 1 尾道市内に本社または本店を有し、事業収入を得ている中小企業者等。(個人事業主は尾道市内に住所があること) 2 広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」の給付対象者であること。 3 今後も事業を継続する意思があること 【支給額】 対象月(5月~9月)において、2019年又は2020年の対象月の売上高から2021年の対象月の売上高を差し引いた額から、国の月次支援金及び広島県の月次支援金で補え切れない月の差額を支給する。 中小企業者: 上限20万円/月(最大100万円/5月~9月分) 個人事業主: 上限10万円/月(最大50万円/5月~9月分)						○			
広島県	尾道市	2. 4	公共交通事業者緊急支援事業	【概要】 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たな生活様式に対応した地域交通体系の構築及び将来にわたる安定的な運行を確保するため、補助金を交付する。 ・バス1車両につき20万円 ・タクシー1車両につき5万円 ・航路 1航路あたり100万円 ※市域外へ寄港地のある場合は、市内寄港回数を市域内外の寄港回数で按分した率を乗じて得た額とする。 【予算総額】 40,715千円								●	
広島県	尾道市	2. 4	公共交通事業者緊急支援事業	【概要】 燃油費の高騰によって大きな影響を受けている公共交通事業者に対し、令和4年4月から同年9月末までの燃油費の上昇分の一部を支援するため、補助金を交付する。 ・バス1車両につき5万円 ・タクシー1車両につき1万5千円 ・航路 1航路あたり55万円 ※市域外へ寄港地のある場合は、市内寄港回数を市域内外の寄港回数で按分した率を乗じて得た額とする。 【予算総額】 13,383千円									
広島県	廿日市市	1. 2	地域公共交通等応援事業	(1)公共交通事業者継続支援金 緊急事態宣言期間中など、利用者が大幅に減少する状況にあっても、感染防止対策を実施し運行を継続している公共交通機関の事業継続を支援するため、車両等の固定費(維持費等)の一部を支援金として交付 交付額 電車(宮島線) 250千円/編成 バス(長門路線) 150千円/台 タクシー(市内事業者) 60千円/台 フェリー(宮島航路) 1,000千円/隻 (2)タクシー利用促進助成金 市内での乗車等に対して割り引き(500円/回)を行う (3)貸切バス等利用促進助成金 市民等の利用に対して料金の1/2の割引(上限100千円/回)を行う。		○							
広島県	廿日市市	4	地域公共交通等応援事業	日常生活に必要な生活交通を確保・維持するため、公共交通事業者に対し事業の継続に向けた支援金を交付する。 補助対象事業者: 公共交通事業者 補助対象経費: 市内民間バス路線(1事業者3路線)の運賃収入減額分 14,108+7,583+13,318=35,009千円 予算総額: 35,009千円			○						
広島県	廿日市市	1	自主運行バス運営事業	感染予防対策に係る経費の増加に対応する。 補助対象事業者: 本市(公共交通事業者) 補助対象経費: 佐伯地域生活交通運行負担金追加: 2,880千円 吉和子バス運行負担金追加: 720千円 吉和さくらバス運行負担金追加: 720千円 予算総額: 4,320千円		○	○	○					
広島県	廿日市市	1	地域公共交通再編事業	感染予防対策に係る経費の増加に対応する。 補助対象事業者: 本市(公共交通事業者) 補助対象経費: 廿日市さくらバス運行負担金追加: 4,320千円 おおのハートバス運行負担金追加: 4,320千円 予算総額: 8,640千円		○	○	○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
広島県	廿日市市	1	自主運行バス運営 事業	コロナ対策による安全・快適な公共交通の車内空間を実現するため、空気清浄機及び空気清浄モニターの設置を行う。 補助対象事業者:本市(公共交通事業者) 補助対象経費: 自主運行バス(路線) 空気清浄機、モニター及び工賃 220千円×15台×1/2 1,650千円 自主運行バス(デマンド) 空気清浄機、モニター及び工賃 130千円×2台×1/2 130千円 予算総額:1,780千円			○							
広島県	廿日市市	1	地域公共交通再補 事業	コロナ対策による安全・快適な公共交通の車内空間を実現するため、空気清浄機及び空気清浄モニターの設置を行う。 補助対象事業者:本市(公共交通事業者) 補助対象経費: 自主運行バス(後畑実証運行) 空気清浄機、モニター及び工賃 130千円×1台×1/2 65千円 予算総額:65千円			○							
広島県	廿日市市	1	地域公共交通等応 援事業	コロナ対策による安全・快適な公共交通の車内空間を実現するため、空気清浄機及び空気清浄モニターの設置を行う。 補助対象事業者:公共交通事業者 補助対象経費: 貸切バス 空気清浄機、モニター及び工賃 55千円×32台 1,760千円 タクシー 空気清浄機、モニター及び工賃 32.5千円×95台 3,087.5千円 地域主体型交通 空気清浄機、モニター及び工賃 97.5千円×9台 292.5千円 予算総額:5,140千円			○							
広島県	廿日市市	2	地域公共交通等応 援事業	【交通事業継続支援金】 37,470千円 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少する状況にあっても、感染防止対策を実施し運行を継続している公共交通機関等 の事業継続を支援するため、車両等の固定費(維持費等)の一部を支援金として交付する。 【対象・交付額】 ・電車(宮島線) 250千円 / 編成 ・バス(市内事業者) 乗合150千円 / 両・貸切90千円 / 両 ・タクシー(市内事業者) 60千円 / 台 ・フェリー(宮島航路) 1,000千円 / 隻						○				
広島県	廿日市市	2	民間バス路線運行 維持事業	【バス路線維持補助金】 688千円 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少する状況にあっても、感染防止対策を実施し運行を継続している宮島地域内乗合 タクシー(メイプルライナー)の運行の維持・支援を行うため、運行収入の大幅な減少等の影響を考慮し、補助金を追加交付する。										
広島県	廿日市市	2	地域公共交通等応 援事業	日常生活に必要な生活交通を確保・維持するため、公共交通事業者に対し事業の継続に向けた支援金を交付する。 補助対象事業者:公共交通事業者 補助対象経費: 市内民間バス路線(1事業者3路線)の運賃収入減額分 22,915+25,230+4,660=52,805千円 予算総額:52,805千円										
広島県	廿日市市	2	地域公共交通等支 援事業	【事業継続支援金】 18,500千円 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少する状況にあっても、感染防止対策を実施し運行を継続している交通事業者の事 業継続を支援するため、車両等の固定費(維持費等)の一部を支援金として交付する。 【対象・交付額】 ・電車(宮島線) 125千円 / 編成 ・バス(市内事業者) 乗合75千円 / 両・貸切45千円 / 両 ・タクシー(市内事業者) 30千円 / 台 ・フェリー(宮島航路) 500千円 / 隻 【対象期間】 R4. 4月~9月								●		
広島県	廿日市市	2	地域公共交通等支 援事業	【燃油費高騰支援金】 12,800千円 燃油価格の高騰に伴う運営経費の増加によって、厳しい経営状況にある地域公共交通事業者に対し、高騰影響額の一部を支援金として交付す る。 【対象・交付額】 ・電車(宮島線) ・バス(路線のみ) ・タクシー(市内事業者) ・フェリー(宮島航路) ※ 交付額は燃油費高騰前のR3.9月を基準として、R4.4月以降の高騰影響額の1/2を補助。 【対象期間】 R4. 4月~9月									●	
広島県	廿日市市	2	地域公共交通等支 援事業	【事業継続支援金】 18,500千円 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少する状況にあっても、感染防止対策を実施し運行を継続している交通事業者の事 業継続を支援するため、車両等の固定費(維持費等)の一部を支援金として交付する。 【対象・交付額】 ・電車(宮島線) 125千円 / 編成 ・バス(市内事業者) 乗合75千円 / 両・貸切45千円 / 両 ・タクシー(市内事業者) 30千円 / 台 ・フェリー(宮島航路) 500千円 / 隻 【対象期間】 R4. 10月~R5. 3月									○	
広島県	廿日市市	2	地域公共交通等支 援事業	【燃油費高騰支援金】 15,500千円 燃油価格の高騰に伴う運営経費の増加によって、厳しい経営状況にある地域公共交通事業者に対し、高騰影響額の一部を支援金として交付す る。 【対象・交付額】 ・電車(宮島線) ・バス(路線のみ) ・タクシー(市内事業者) ・フェリー(宮島航路) ※ 交付額は燃油費高騰前のR3.9月を基準として、R4.10月以降の高騰影響額の1/2を補助。 【対象期間】 R4. 10月~R5. 3月									○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
広島県	東広島市	1	乗用タクシー感染症拡大防止対策交付金	感染症拡大防止対策として台数当たりの支援を行う。 (20台まで)50,000円/台 (21台目以降)25,000円/台 【予算規模】16,100,000円		○							
広島県	東広島市	2	バス運行対策補助金(償還払の実施)	市内を運行する乗合路線バス運行事業者の資金繰りを支援するため、令和3年度実績見込みに基づき、概算払を実施。									
広島県	東広島市	4	新型コロナウイルス高齢者ワクチン集団接種への移動支援	高齢者のワクチン集団接種会場への移動手段として、西条市街地循環バスを利用する乗客(接種者、介助者等)の運賃を無償とするもの。 実施期間: R3.6.7~R3.8.1									
広島県	東広島市	2	バス運行対策補助金(要件緩和)	国県補助から外れる市内完結路線について、補助要件を緩和し、補助金交付を行った。(R3限り)						○			
広島県	神石高原町	1, 2	タクシー事業者事業継続支援事業	タクシー事業者の所有車両維持に係る固定費の一部、運行に係る感染症拡大防止対策費の一部を支援。 補助対象事業者: ふれあいタクシー運行事業者 補助額: 50千円/台 予算総額: 1,950千円 「R2年度事業終了」		○							
広島県	神石高原町	4	燃料等価格高騰対策支援補助金	原油価格高騰により影響を受ける町内事業者(法人、商工業者、青色申告農業者、認定農業者等)を支援。 対象期間: 令和4年4月1日~令和4年12月31日 支援内容: 前記期間において5万円以上購入した燃料等(ガソリン・重油・軽油・灯油・ガス・電気)の20%以内 法人 上限50万円、個人 上限20万円									○
広島県	庄原市	2	庄原市交通事業者事業継続支援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛の要請により、利用者の減少による減収など大きな影響を受けている交通事業者に対して、給付金を交付【事業終了】 (1)一般乗合旅客自動車運送事業者(高速乗合バス事業に限る。)基本額30万円に市内営業所に配置する事業用自動車1台につき15万円を加算した額。 (2)一般貸切旅客自動車運送事業者基本額30万円に市内営業所に配置する事業用自動車1台につき6万円を加算した額。 (3)一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く。)基本額10万円に市内営業所に配置する事業用自動車1台につき3万円を加算した額。 【予算額】 10,490千円		○							
広島県	庄原市	2	庄原市交通事業者事業継続支援給付金(第2次)	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛の要請により、利用者の減少による減収など大きな影響を受けている交通事業者に対して、給付金を交付【事業終了】 (1)一般乗合旅客自動車運送事業者(高速乗合バス事業に限る。)基本額30万円に市内営業所に配置する事業用自動車1台につき15万円を加算した額。または、固定経費(駐車場借上料など)の一部を助成。 (2)一般貸切旅客自動車運送事業者基本額30万円に市内営業所に配置する事業用自動車1台につき6万円を加算した額。 (3)一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く。)基本額10万円に市内営業所に配置する事業用自動車1台につき3万円を加算した額。 【予算額】 16,887千円			○						
広島県	庄原市	1	交通交流拠点施設デジタルサイネージ整備補助事業	庄原市交通交流拠点施設のバス乗り場へデジタルサイネージ(電子看板)を設置し、JRや市営バス等も含めた運行情報や観光情報を提供することにより、交通のシームレス化を図るため、バス事業者のデジタルサイネージの導入費用に対して補助金を交付【事業終了】 補助対象事業者: 一般乗合旅客自動車運送事業者 予算額: 1,000千円		○							
広島県	庄原市	1	デジタルサイネージ整備補助事業	市内の主要なバス待合デジタルサイネージ(電子看板)を設置し、一般路線バスや市営バスなど複数事業者の路線運行情報や観光情報を提供することによって交通のシームレス化を図るため、バス事業者のデジタルサイネージ導入費用に対して補助金を交付【事業終了】 補助対象事業者: 一般乗合旅客自動車運送事業者 予算額2,391千円			○						
広島県	庄原市	4	中小企業者等エネルギー高騰対策支援金	原油及び天然ガスの高騰に伴う燃料費及び電気料金の上昇など、悪化する市内中小事業者等の経営を支援するため、支援金を給付する。【事業終了】 補助対象者: 市内に従業者と設備を有し、継続的に事業活動を行う事業所を有する法人又は個人事業主で、以下の要件を満たすもの ・事業者として事業申告を行っている。 ・市税等に滞納がない。 ・補助対象経費について、他の公的制度あるいは市における事業支援(補助金等)を受けていない。受けている場合は補助対象経費から除く。 ・暴力団員あるいは関係者でない。 補助額: 直近の事業年度(1年間)の申告書における燃料費及び光熱水費の金額の合計の10% ※下限5万円・上限100万円 【予算額】185,669千円									●
広島県	安芸高田市	2	広域路線バス路線・及び高連バス路線におけるICカード乗車券の割引部分の一部を補助	【概要】 広域バス路線・及び高連バス路線におけるICカード乗車券の割引部分の一部を補助 【補助対象】 広島電鉄株式会社、備北交通株式会社 【予算額】 2,578千円 ※事業終了		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
広島県	安芸高田市	1	向原高校鉄道代行 スクールバス運行 委託事業	【概要】 大雨災害によるJR芸備線運転見合わせ期間中における鉄道代行バスが連日満員で非常に混雑しており、新型コロナウイルス感染防止の観点から密となる環境を避けるため、安芸高田市内から広島県立向原高等学校へ通学する生徒の交通手段を確保するもの 【予算額】 401千円 ※事業終了		○							
広島県	安芸高田市	1	公共交通車両新型 コロナ感染防止対 策事業(マスク・消 毒液購入)	【概要】 市内路線バス・デマンド交通車両内での新型コロナウイルス感染防止対策として、マスク及び消毒液を購入し、各車両へ配置する 【予算額】 144千円 ※事業終了		○							
広島県	安芸高田市	1	公共交通車両新型 コロナ感染防止対 策事業(ビニール カーテン取付)	【概要】 デマンド交通車両及びワゴン型路線バス車両内での新型コロナウイルス感染防止対策として、運転席後方へ透明のビニールカーテンを設置する 【予算額】 132千円 ※事業終了									
広島県	安芸高田市	2	安芸高田市貸切バ ス等利用促進事業 補助金	【概要】 旅行代理店か、市内バス業者の所有するバス等を利用した旅行を造成することに対して補助金を交付し、市内バス業者の利用を促進する。上限1台につき5万円。補助率10/10。 【予算額】 10,000千円 (5万円×200台) 【補助対象事業者】 旅行代理店 ※事業終了		○							
広島県	海田町	1	海田町新型コロ ナウイルス感 染症対策交通事 業者支援事業	バス(運行便数)×5,000円 タクシー(運行台数)×30,000円 【事業予算総額】2,083千円		○							
広島県	海田町	4	海田町地域公共交 通燃油費高騰支 援金給付事業	燃油費高騰の影響を受けた公共交通事業者に対して、影響額の一部を緊急的に補助する。 《対象事業者》 バス 《補助の考え方》 燃油費高騰前の令和3年9月を基準とし、令和4年4月から令和4年9月までの高騰影響額の1/2を補助 【予算総額】320千円									○
広島県	府中町	4	地域公共交通利用 促進事業	住民に対してバス・タクシーで使える公共交通応援クーポン券を配布し、公共交通の利用を促す。(当該クーポン券により参加事業者が実施した料金割引に相当する額を町が負担する。) 予算額:52,458千円 ※R3年3月次事業終了		○							
広島県	三次市	4	事業者支援給付金	○対象者:市内に本店を有する法人及び個人事業者のうち、令和2年3月から6月までのいずれかの月の売上が前年同月と比較して20%以上減少している事業者 ○給付額:1事業者につき10万円 ○予算総額:99,874千円		○							
広島県	三次市	4	中小企業経営持続 支援事業補助金	コロナ禍における経営持続に向け、新型コロナウイルス感染症防止対策や情勢に応じた新たな取組を行う経費の一部を補助するもの。 ○対象者:市内の中小事業者等 ○補助上限額:30万円 ○予算総額:130,000千円		○							
広島県	三次市	4	プレミアム付商品 券の発行	新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う緊急経済対策として、市内の取扱い登録事業者(交通事業者を含む)で利用できるプレミアム率10%の商品券を発行。 【予算総額】22,000千円		○							
広島県	三次市	4	地域経済活性化事 業	市内店舗等(交通機関を含む)において電子決済を利用した場合に、プレミアムポイントを付与することで、消費を喚起し、地域経済を活性化するとともに、キャッシュレス化を推進する。 還元率:10% 【予算総額】52,000千円		○							
広島県	三次市	2	生活交通確保対策 補助金(概算払の 実施)	市内を運行する乗合路線バス運行事業者の資金繰りを支援するため、令和元年度の実績に基づき、概算払を実施。									
広島県	三次市	2	三次市交通事業者 支援事業	市内の交通事業者の事業継続を支援するため、給付金を交付する。 ○タクシー:1台につき50千円 ○貸切バス:1台につき200千円 【予算総額】20,000千円		○							
広島県	三次市	2	地域間幹線公共交 通利用促進事業	高速バス及びJR芸備線の片道ずつがセットになった企画乗車券「バス&レール どちらも割きっぷ」への支援を実施。 支援適用前価格:2,400円/セット 支援適用後価格:1,500円/セット(タクシー利用券300円分または駐車場割引券300円分を付与)							○		
広島県	三次市	2	地域間幹線公共交 通利用促進事業	高速バス及びJR芸備線の片道ずつがセットになった企画乗車券「バス&レール どちらも割きっぷ」への支援を実施。 支援適用前価格:2,400円/セット 支援適用後価格:2,000円/セット(タクシー利用券300円分または駐車場割引券300円分を付与)(令和4年度)							○		
広島県	三次市	4	中小事業者月次支 援金	売上が減少した中小法人・個人事業者への支援金を支給。 中小法人等:上限10万円/月 個人事業者等:上限5万円/月						●			
広島県	三次市	1	中小企業経営多角 化・環境整備	経営の展開及び多角化、新型コロナウイルス感染症防止のための事業所の環境整備等を目的とした設備等の新設もしくは改修に要する経費を支援。						●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
広島県	三次市	2	JR線都市間往復利用促進実証実験事業	JR芸備線または福塩線の利用を促進するため、同線のうち、広島市・福山市～三次市間を往復で利用する利用者に対し、三次蒲札を交付。1回あたり1,000円(回数制限なし)、3,000枚の蒲札を用意。									
広島県	安芸太田町	2	貸切バス利用促進助成事業	町内の交通事業者の事業存続のために貸切バス利用促進支援を行う。貸切バスの使用料1/2を上限10万円まで助成【予算額5,000千円】		○	○					●	
広島県	安芸太田町	2	公共交通(バス、鉄道、旅客船、航空等)応援事業	町内在住の中学生・高校生等に、町内から広島市内までのバス移動助成券を発行【予算額250千円】～R4.3		○	○	●					
広島県	安芸太田町	1	密集軽減のための輸送能力増強事業	不特定多数の人の接触回避や3密防止策の1つとして、定額タクシーを運行し移動を支援する。【予算額22,000千円】		○	○					●	
広島県	安芸太田町	2	公共交通バス応援事業	新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰の影響に伴う収益減少の中、運行を継続している公共交通事業者に対して支援する。【補助対象】広島電鉄株式会社【予算額1,000千円】								●	
広島県	大崎上島町	2	漁港港湾施設利用者緊急支援事業	漁港港湾施設の利用料を免除【予算額388千円】		○							
広島県	世羅町	2	交通事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響を受けている町内の交通事業者に対して支援する。一般乗合旅客自動車運送(路線バス等)100千円/台 一般乗用旅客自動車運送(タクシー)100千円/台【予算総額:4,000千円】			○						
広島県	世羅町	2	旅客運送事業者緊急支援事業	外出自粛等により利用者の減少などの影響を受けている旅客運送事業者を支援する。貸切バス(スクールバス)100千円/台 貸切バス(その他のバス)500千円/台【予算総額:7,500千円】			○						
広島県	世羅町	2	高速バス乗車料金助成事業	新型コロナウイルス感染症による利用者低迷が続く高速乗合バス路線の存続に向け、利用促進を目的とした支援をする。高速乗合バス(甲奴・甲山～広島線)【予算総額:956千円】				●					
広島県	世羅町	2	交通事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響を受けている町内の交通事業者に対して支援する。一般乗合旅客自動車運送(路線バス等)100千円/台 一般乗用旅客自動車運送(タクシー)100千円/台 貸切バス(スクールバス)100千円/台 貸切バス(その他のバス)500千円/台【予算総額:11,500千円】						○			
広島県	世羅町	2	高速バス乗車料金助成事業	新型コロナウイルス感染症による利用者低迷が続く高速乗合バス路線の存続に向け、利用促進を目的とした支援をする。乗車料金割引分30%の支援。高速乗合バス(甲奴・甲山～広島線)【予算総額:2,116千円】								●	
広島県	北広島町	1	感染症対策支援事業	消毒剤の設置又は配布、飛沫感染防止シートの設置及び乗員・乗客へのマスクの配布その他の新型コロナウイルス感染症対策を講じながら運行している地域公共交通事業者 生活交通路線バス 車両1台当たり5万円 北広島町乗合タクシー(ホープタクシー) 車両1台当たり2万円			○						
島根県	島根県	4	貸切バス等による県民の県内移動支援事業	【補助対象事業者、経費、補助率】 ○貸切バス ・運賃の2/3を助成(上限:1契約あたり20万円) ○レンタルバス(乗車定員1人以上の車両のみ) ・基本料金の2/3を助成(上限:1日1台あたり4万円) 【予算総額】240,000千円	○	○							
島根県	島根県	4	島根県地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱の改正	乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、島根県地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱の一部を改正し、運行費補助金の早期の概算払いを可能とする									
島根県	島根県	1	公共交通感染拡大防止対策	港や空港において検温を実施するためのサーモグラフィー、非接触型体温計を県で購入し、市町村へ貸出			○						
島根県	島根県	1	公共交通感染拡大防止対策	感染防止策にかかる経費を支援(飛沫拡散防止設備導入、マスク購入等)	○								
島根県	島根県	2	公共交通特別支援事業	県民生活を支えるため事業を継続している公共交通事業者を支援【補助対象事業者】 高速バス、空港連絡バス、一般路線バス、地方鉄道、離島航路 【補助対象経費】 人件費及び燃料費等 【補助率】 交通モードにより、県10/10または市町村との協調補助 【予算額(県)】 634,045千円		○							
島根県	島根県	1	公共交通設備整備等支援事業	感染防止や利便性の向上等のために実施する設備整備等に要する経費を助成【補助対象経費】 交通系ICカード導入経費、Wi-Fi設置費等 【補助率】 助成対象により、1/6～2/3 【予算額(県)】 123,982千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
島根県	島根県	4	貸切バス等による 県民の県内移動支 援事業	【補助対象事業、経費、補助率】 ○貸切バス ・運賃の1/2を助成(上限:1契約あたり15万円) ○レンタルバス ・基本料金の1/2を助成(上限:1日1台あたり3万円) 【予算総額】209,000千円				○					
島根県	島根県	2	公共交通特別支援 事業	県民生活を支えるため事業を継続している公共交通事業者を支援 【補助対象事業者】 高速バス、空港連絡バス、一般路線バス、地方鉄道 【補助対象経費】 人件費及び燃料費等 【補助率】 交通モードにより、県10/10または市町村との協調補助 【予算額(県)】 441,211千円						○			
島根県	島根県	1	公共交通設備整備 等支援事業	感染防止や利便性の向上等のために実施する設備整備等に要する経費を助成 【補助対象経費】 キャッシュレス券売機導入経費 【補助率】 2/3 【予算額(県)】 22,900千円				○					
島根県	島根県	4	貸切バス等による 県民の県内移動支 援事業(R4)	【補助対象事業、経費、補助率】 ○貸切バス ・運賃の1/3を助成(上限:1契約あたり10万円) ○レンタルバス ・基本料金の1/3を助成(上限:1日1台あたり2万円) 【予算総額】141,404千円								○	
島根県	島根県	1	生活交通ネット ワーク総合支援事 業(交通系ICカード 整備事業補助金)	感染防止や利便性の向上等のために実施する設備整備等に要する経費を助成 【補助対象経費】 交通系ICカード設備導入経費 【補助率】 1/3 【予算額(県)】 96,314千円								○	
島根県	島根県	4	貸切バス等による 県民の県内移動支 援事業(R4.11~ R5.3)	【補助対象事業、経費、補助率】 ○貸切バス ・運賃の1/4を助成(上限:1契約あたり7万5千円) ○レンタルバス ・基本料金の1/4を助成(上限:1日1台あたり1万5千円) 【予算総額】36,994千円								○	
島根県	島根県	2	公共交通事業者に 対する燃料費高騰 緊急支援事業	県民生活を支えるため事業を継続している公共交通事業者を支援 【補助対象事業者】 高速バス、空港連絡バス、一般路線バス、地方鉄道、タクシー 【補助対象経費】 上昇単価(各月の燃料単価-R3.4~9平均燃料単価)×各月の使用量 【補助率】 1/3~1/2(一部交通モードにおいて市町村と協調補助) 【予算額(県)】 194,203千円									○
島根県	島根県	2	公共交通特別支援 事業	県民生活を支えるため事業を継続している公共交通事業者を支援 【補助対象事業者】 高速バス、空港連絡バス、一般路線バス、地方鉄道 【補助対象経費】 人件費及び燃料費等 【補助率】 交通モードにより、県10/10または市町村との協調補助 【予算額(県)】 318,520千円									○
島根県	浜田市	1	新型コロナウイルス 感染症対策観光 事業者等支援事業 補助金	【補助金額】 最大15万円(1事業者あたり) 【補助率】 5分の4 【補助対象経費】 消耗品購入費(マスク、アルコール消毒液、石けん、ペーパータオル、除菌シート、ビニール手袋、うがい薬等) 備品購入費・レンタル料(体温計、除菌マット、空気清浄機、サーモグラフィー、飛沫防止用アクリル板、防護服等) 委託費(感染防止対策に係る業務委託) 【予算総額】10,950千円	○								
島根県	浜田市	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通事業者支 援事業	【概 要】 地域公共交通の維持のため、公共交通事業者に給付金を支給。バス事業者に対してはバス1台につき5万円、タクシー事業者に対してはタク シー1台につき3万円。 【予算額】 5,610千円			○						
島根県	浜田市	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通事業者支 援事業	【概 要】 地域公共交通の維持のため、タクシー事業者に対して給付金を支給。タクシー1台につき3万円。 【予算額】 4,050千円								○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上りの) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
島根県	浜田市	2	公共交通特別支援 事業	市民の移動手段の確保及び生活の安定化を目的とし、乗合バス事業を継続している公共交通事業者を支援 【補助対象事業者】 一般路線バス事業者 【補助対象経費】 人件費及び燃料費等 【補助率】 県との協議補助 【予算総額(市)】 60千円		○							
島根県	川本町	1	公共交通感染拡大 防止対策	乗客・乗務員の安全・安心の確保にむけた取組への支援 車内における運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止策等	○								
島根県	川本町	2	資金繰り支援	乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、川本町生活バス路線運行費補助金交付要綱の一部を改正し、運行費補助金の早期の概算払いを可能とする									
島根県	川本町	2	商工業の経済対策 事業(タクシー利用 促進)	タクシーの利用を促すため、町内の飲食店利用にあわせて町内タクシーを使う方、タクシー料金を現金またはプレミアム商品券で支払う方を対象に、タクシー利用補助を行う。(7月~12月) 補助率:タクシー料金の半額(上限2,500円) ただし、1日1回(片道分) タクシー事業者に補助	○								
島根県	川本町	2	新型コロナウイルス スクワケン接種対 応川本町タクシー 利用事業費助成	接種会場への移動に際し、自家用車や公共交通機関を利用することが困難な等者に対してタクシー料金の一部を助成することで、タクシーの利用促進につなげるとともに、新型コロナウイルススクワケン接種の促進を図る。 助成率:1/2(利用者負担上限:1,000円)			○	●					
島根県	川本町	2	新型コロナウイルス 感染症対策経営 持続化補助金	連続する3か月の平均売上が対象年と比して20%以上減少した町内に住所を有する事業者 実施年度:R2、R3、R4 補助額:減少分(上限:個人150千円 法人300千円)	○			●	●			●	
島根県	川本町	2	燃料費高騰緊急対 策事業補助金	R4.1~6の連続する2か月間の売上に対する燃料費の割合が前年同期と比して上昇した事業者 対象経費:ガソリン、軽油、灯油、電気、ガス 補助額:業種・前年売上高に応じて変動(定額)									○
島根県	川本町	2	川本町交通系IC カード整備支援事 業補助金	国庫補助金の交付決定を受けて本町区域内で実施する交通系ICカード決済システムの整備事業を行う事業者 予算総額:1,600千円 補助率:補助対象経費(総事業費)の1/3以内(千円未満切り捨て)									
島根県	松江市	2	松江市テイクアウト 応援事業(救 援事業・貨物特例)	買い物代行、飲食物の配達等を行うタクシー事業者への定額補助(1,250円×100件/日×60日) 【対象事業者】タクシー事業者 【予算総額】 7,500千円 ※令和2年3月末事業終了	○								
島根県	松江市	2	新しい生活様式に よる公共交通支援 事業費	外出自粛の影響により利用者減少した民間バス事業者を支援 島根県が実施する貸切バス等による県内移動支援事業への協議補助および公共交通の利用促進、貸切バス補助金のPR経費 貸切バス等補助 補助率1/6 上限50千円 公共交通利用促進経費(印刷費等) 【対象事業者】貸切バス事業者、レンタルバス利用者 【予算総額】20,000千円 ※令和2年3月末事業終了		○							
島根県	松江市	2	交通系ICカード導 入事業	利用者の利便性向上と感染症拡大防止対策として市内路線バス事業者が実施する非接触型ICカードシステム導入を支援 事業費の1/3又は1/2を助成 【対象事業者】市内路線バス事業者 【予算総額】54,950千円 ※令和2年3月末事業終了		○							
島根県	松江市	2	出雲空港利用促進 事業	航空会社が行う利用者回復のためのPR活動に対し、「21世紀出雲空港整備利用促進協議会」を通じ支援 定額補助 3,340千円 【対象事業者】21世紀出雲空港整備利用促進協議会 【予算総額】3,340千円 ※令和2年10月末事業終了		○							
島根県	松江市	2	一畑電車利用促進 事業	感染症の影響により、運賃収入が激減した市民の移動手段である一畑電車の運行継続に向けた支援 人件費と燃料費の6カ月分 28,756千円(負担率17.5%) 【対象事業者】一畑電車沿線地域対策協議会 【予算総額】28,756千円 ※令和3年3月末事業終了		○							
島根県	松江市	2	路線バス緊急対策 支援事業	感染症の影響により、運賃収入が激減した市民の移動手段である民間路線バスの運行継続に向けた支援 【対象事業者】路線バス事業者 【予算総額】195,531千円 令和3年3月末終了		○							
島根県	松江市	2	交通事業会計支援 金	感染症の影響により、運賃収入が激減した市民の移動手段である公営路線バスの運行継続に向けた支援 【対象事業者】松江市交通局 【予算総額】289,660千円 令和3年3月末終了		○							
島根県	松江市	2	新しい生活様式に よる公共交通支援 事業費	外出自粛の影響により利用者減少した民間バス事業者を支援 島根県が実施する貸切バス等による県内移動支援事業への協議補助および公共交通の利用促進、貸切バス補助金のPR経費 貸切バス等補助 補助率1/6 上限50千円 公共交通利用促進経費(印刷費等) 【対象事業者】貸切バス事業者、レンタルバス利用者 【予算総額】31,795千円 令和4年3月末終了			○						
島根県	松江市	2	一畑電車利用促進 事業	感染症の影響により、運賃収入が激減した市民の移動手段である一畑電車の運行継続に向けた支援 人件費と燃料費の2カ月分 8,827千円(負担率17.5%) 利用促進事業 350千円 【対象事業者】一畑電車沿線地域対策協議会 【予算総額】9,177千円 令和4年3月末終了			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
島根県	松江市	1	交通系ICカード普及促進事業費補助金	令和3年10月1日から販売を開始した「バスICOCOA定期券」に購入特典を付与し、非接触型決済の交通系ICカード「ICOCOA」の普及促進により、感染症拡大防止を図る。 【対象事業者】路線バス事業者 【予算総額】6,000千円 令和4年3月終了			○						
島根県	松江市	2	路線バス緊急対策支援事業	感染症の影響により、運賃収入が激減した市民の移動手段である民間路線バスの運行継続に向けた支援 【対象事業者】路線バス事業者 【予算総額】107,237千円 令和4年3月終了			○						
島根県	松江市	2	交通事業会計支援金	感染症の影響により、運賃収入が激減した市民の移動手段である公営路線バスの運行継続に向けた支援 【対象事業者】松江市交通局 【予算総額】220,000千円 令和4年3月終了			○						
島根県	松江市	2	新しい生活様式による公共交通支援事業費	外出自粛の影響により利用者が減少した民間バス事業等を支援 島根県が実施する貸切バス等による県内移動支援事業への協調補助および公共交通の利用促進、貸切バス補助金のPR経費 貸切バス等補助 補助率1/3 上限100千円 公共交通利用促進経費(印刷費等) 【対象事業者】貸切バス事業者、レンタルバス利用者 【運行範囲】市外移動に限る 【予算総額】62,900千円			○						
島根県	松江市	2	外出支援事業費	市民を含む利用団体が、公的事業及び福祉目的の事業等に参加する際、貸切バス利用運賃の一部を補助することを通じて、その活動を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている貸切バス事業の需要回復を図る 【対象事業者】市内に営業所を有する貸切バス事業者 【運行範囲】市内移動に限る 【予算総額】2,552千円			○						
島根県	松江市	2	路線バス緊急対策支援事業	感染症の影響により、運賃収入が激減した市民の移動手段である民間路線バスの運行継続に向けた支援 【対象事業者】路線バス事業者 【予算総額】204,265千円			○						
島根県	松江市	2	交通事業会計支援金	感染症の影響により、運賃収入が激減した市民の移動手段である公営路線バスの運行継続に向けた支援 【対象事業者】松江市交通局 【予算総額】200,000千円			○						
島根県	美郷町	2	美郷町 ちよこっとおつかいタクシー(買い物代行支援事業)	(概要)外出を自粛している町民に対しタクシー事業者が買い物代行する(町は事業者に事業を委託。買い物については町内または郡内のみで実施)。利用者は利用料無料。 【予算総額】5,488千円(4事業者に対し50千円×27で委託)	○								
島根県	美郷町	2	公共交通特別支援事業	県協議補助事業。広域バスを運行する事業者に対し、最もコロナの影響が大きかった期間の運行経費を補助。県内7市町で接分。 石見交通沿線への支援 500千円		○		●					
島根県	美郷町	1	公共交通車両整備事業	○公共交通として用いるバス・タクシー車両についてウイルス不活化、除菌処理を行うことで公共交通利用者の不安感を軽減する。対象は町営バスへの施工(2台分)車両除菌処理施工費 ○施工費用4.5千円×3か月ごと×2台 予算30千円			○						
島根県	美郷町	1	新型コロナウイルスワクチン接種のためのタクシー利用助成事業	(概要)新型コロナウイルスワクチン接種促進のため、町内接種医療機関へ行く際の交通手段がない者への助成を実施する。自己負担額を1乗車につき400円とし、ここを超えた負担額をタクシー事業者に支払う。 【予算総額】2,867千円(町内各地域の拠点施設からの運賃-自己負担額400円)×町内各地域の接種想定人数×4(乗車)				●					
島根県	出雲市	2	一畑電車活性化事業(R4年度)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、旅客及び運輸収入が大幅に減少している一畑電車株式会社に対し、一畑電車沿線地域対策協議会を通じ支援する。 人件費と燃料費の1.7か月分 42,874千円(負担率1/2×0.65) 【対象事業者】一畑電車沿線地域対策協議会 【予算総額】19,020千円								○	
島根県	出雲市	2	一畑電車活性化事業(R4年度)	原油等の価格高騰の影響により、事業継続に深刻な影響を受けている一畑電車株式会社に対し、燃料費高騰分の一部を一畑電車沿線地域対策協議会を通じ支援する。 燃料費高騰分 13,988千円(負担率1/2×0.65) 【対象事業者】一畑電車沿線地域対策協議会 【予算総額】 予算総額 4,570千円								○	
島根県	出雲市	2	出雲生活バスサービス事業(R4年度)	燃料価格の高騰に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少している中、事業を継続している公共交通事業者に対し、運行経費の一部を支援。 【対象事業者】路線バス事業者 【予算総額】49,900千円								○	
島根県	出雲市	2	出雲市タクシー事業者燃料費高騰緊急対策事業(R4年度)	新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に加え、原油等の価格高騰の影響を受ける中、市民生活や経済活動を支えるタクシー事業者へ燃料費高騰分の一部を負担する。 【対象事業者】タクシー事業者 【対象期間】令和4年4月~9月 【予算総額】8,000千円								○	
島根県	江津市	4	江津市中小企業等持続化応援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた市内の事業者に対して、事業継続のために広く使える応援金を支給。 【給付要件】 ①令和2年1月から7月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月(以下、「対象月」という)があること。 ②令和2年1月以降に法人の設立または開業した人 ③令和2年7月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の3か月の平均または直前1か月の事業収入(以下、「みなし事業収入」という)に比して20%減少した月(以下「みなし対象月」という)があること。 【給付額】上限20万円 【計算方法】直前の事業年度の年間収入-(対象月の収入×12か月)÷5 【予算総額】140,000千円	○								
島根県	江津市	4	江津市中小企業等持続化応援金(第2弾)	新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた市内の事業者に対して、事業継続のために広く使える応援金を支給。 【給付要件】 ①1-令和2年8月から令和3年3月の間で任意の連続する3か月の事業収入の平均が、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月の平均事業収入と比較して20%以上減少した人 ②-令和2年1月から令和2年12月の年間事業収入が、前年の年間事業収入と比較して20%以上減少した人 【予算総額】140,000千円	○		●		●				
島根県	江津市	4	江津市中小企業等持続化応援金(第3弾)	新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた市内の事業者に対して、事業継続のために広く使える応援金を支給。 【給付要件】 ①-1令和3年4月から令和3年9月の間で任意の連続する3か月の事業収入の平均が、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年又は前々年					●	○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
島根県	江津市	2	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業	【概要】 ①地域公共交通の維持のため、公共交通事業者に給付金を支給。バス事業者に対してはバス1台につき5万円、タクシー事業者に対してはタクシー1台につき3万円。 ②期間: 令和2年9月～令和3年3月 【予算額】 1,819万円		○							
島根県	江津市	1	江津市交通系ICカード整備支援事業	利用者の利便性向上と感染症拡大防止対策として市内路線バス事業者が実施する非接触型ICカードシステム導入を支援 【対象事業者】市内路線バス事業者 【予算総額】10,587千円							○		
島根県	江津市	2	江津市公共交通緊急対策特別事業	広域バス路線の運行経費(燃料費及び人件費)に対し、島根県と協議し特別支援を行う 【予算総額】500千円							○		
島根県	益田市	1	益田市商業・サービス業感染症対応支援事業	(1)補助対象 市内に事業所を置く、交付要件に該当する中小企業者(補助対象業種に、道路旅客運送業、鉄道業を含む) (2)対象事業 新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための事業又は事業継続に向けて新たに実施する事業 (3)補助率 補助対象経費の4/5以内 ・上限額: 80万円(補助対象経費の上限額: 100万円) ・下限額: 6万円(補助対象経費の下限額: 10万円)	○	○							
島根県	益田市	2	益田市地域生活バス・タクシー事業者特別支援事業車両維持支援金	バス事業者及びタクシー事業者に対する事業継続に必要な車両維持支援 【補助対象】 益田市内に営業所を有しているバス事業者またはタクシー事業者 【助成内容】 営業所内に保有する事業用車両台数に応じて支援 支援金: ①5万円/台 【実施期間】 令和2年9月2日～令和2年11月30日 【予算総額】 6,900千円			○						
島根県	益田市	2	益田市緊急経済応援給付金	【補助対象】 全業種を対象とし、新型コロナウイルスの影響で令和2年4月又は5月の売上額が前年同月比30%以上減少している事業者を支援する。 【助成内容】 10～30万円 ※算出する従業員数と売上減少率から算出 ①売上30%減かつ従業員5人以下の場合 10万円 ②売上30%減かつ従業員6人以上の場合 20万円 ③売上50%減かつ従業員5人以下の場合 20万円 ④売上50%減かつ従業員6人以上の場合 30万円 【実施期間】 令和2年5月15日～6月30日 【予算額(決算額)】 143,000千円	○								
島根県	益田市	2	益田市緊急経済応援給付金	【補助対象】 全業種を対象とし、新型コロナウイルスの影響で令和3年1月～3月のいずれかの月の売上額が前年同月比30%以上減少している事業者を支援する 【助成内容】 10～20万円 ①売上30%以上減の個人事業主の場合 10万円 ②売上30%以上減の法人の場合 20万円 【実施期間】 令和3年2月24日～4月30日 【予算額】 100,000千円			○						
島根県	益田市	2	益田市観光交通事業者支援金	【補助対象】 益田市内に営業所を有している貸切バス事業者またはタクシー事業者 【助成内容】 貸切バス事業者及びタクシー事業者を対象とした支援金の給付 【助成額・率】 営業所内に保有する事業用車両台数に応じて支援 支援金: ①貸切バス10万円/台、②タクシー事業者3万円/台 【実施期間】 令和2年2月24日～3月23日 【予算額】 4,530千円			○						
島根県	益田市	2	益田市地域生活バス・タクシー事業者特別支援事業車両維持支援金	市民の移動手段の確保及び生活の安定化を目的とし、乗合バス事業を継続している公共交通事業者を支援 【補助対象事業者】 一般路線バス事業者 【補助対象経費】 人件費及び燃料費等 【補助率】 費上の協議補助 【実施期間】 令和3年2月19日～3月31日 【予算額(市)】 400千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
島根県	益田市	2	益田市地方バス路線維持特別支援事業	市民の移動手段の確保及び生活の安定化を目的とし、乗合バス事業を継続している公共交通事業者を支援 【補助対象事業者】 一般路線バス事業者 【補助対象経費】 人件費及び燃料費等 【補助率】 県との協議補助 【実施期間】 令和3年12月2日～令和4年3月31日 【予算総(市)】 1,100千円									
島根県	益田市	2	益田市地方バス路線維持特別支援事業	市民の移動手段の確保及び生活の安定化を目的とし、乗合バス事業を継続している公共交通事業者を支援 【補助対象事業者】 一般路線バス事業者 【補助対象経費】 人件費及び燃料費等 【補助率】 県との協議補助 【実施期間】 令和4年度 【予算額(市)】 1,100千円									○
島根県	益田市	4	タクシー事業者燃料費高騰緊急対策事業費	新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に加え、原油価格高騰の影響を受けるタクシー事業者への支援 【補助対象事業者】 タクシー事業者 【補助対象経費】 燃料費 【補助率】 燃料上昇分の1/2 【予算額】 6,752千円									○
島根県	益田市	2	益田市緊急経済応援給付金	【補助対象】 全業種を対象とし、新型コロナウイルス感染症の影響により、次の支給条件を満たす事業者を支援する。 支給条件 ①令和3年5月から9月までの連続3月の総売上が前年または前々年度と比較して減少 ②その期間のいずれかの月の売上が前年度又は前々年度の同月の売上と比較して30%以上減少 【助成内容】 10~20万円 ①個人事業主の場合 10万円 ②法人の場合 20万円 【実施期間】 令和3年9月1日～11月30日 【予算額】 110,000千円							○		
島根県	益田市	1	交通系ICカード整備事業	利用者の利便性向上と感染症拡大防止対策として市内路線バス事業者が実施する非接触型ICカードシステム導入を支援 事業費の1/3以内 【対象事業者】市内路線バス事業者 【予算総額】30,718千円									●
島根県	雲南市	1	商業・サービス業感染症対応支援事業	【補助対象事業者】 道路旅客運送業等 【内容】 感染症防止対策に係る経費補助 新事業展開に係る経費補助 【補助率・額】 補助率:4/5 補助下限～上限 8万円～80万円	○								
島根県	雲南市	1	地域事業者感染症対策支援事業	【補助対象事業者】 運輸業者等 ただし、ひと月の売上が前年同月比20%以上減少している事業者 【内容】 感染症防止対策に係る経費補助 新事業展開に係る経費補助 雇用の教育訓練等経費補助 【補助率・額】 補助率:4/5 補助下限～上限 1万円～20万円	○								
島根県	雲南市	1	緊急事態宣言消費活動減退対策支援事業	【補助対象事業者】 運輸業者等 ただし、ひと月の売上が前年同月比20%～50%未満減少している事業者 【内容】 消費活動の減退の影響を受けながら事業継続、雇用継続している事業者に対する経営補助 【補助率・額】 補助率:10/10 個人事業者:20万円 法人事業者:40万円 (個人事業者で、従業員の厚生年金・健康保険に加入している場合は40万円)	○								
島根県	雲南市	1	飲食・宿泊・タクシー業消費喚起支援事業	【補助対象事業者】 タクシー事業者等 【内容】 市内の参加登録事業者で利用できるプレミアム率25%の商品券の発行 【予算額】6,200千円	○	○							
島根県	大田市	4	大田市中企業等雇用維持対策支援事業	雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の申請事務委託に係る、社会保険労務士に支払った代行手数料の一部を補助 大田市内に本店又は本拠を有し、R2.1.24以降に雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金を申請し、支給を受けた中小企業 補助率:1/2 限度額:5万円 【予算総額】2,500千円	○								
島根県	大田市	1	大田市地域商業等持続化支援事業	①感染症防止対策に係る経費補助 ②新事業展開に係る経費補助 補助率:4/5 補助下限～上限 2万円～80万円 【予算総額】98,400千円 ※事業終了	○	○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
島根県	大田市	4	大田市中心小企業等 経営継続支援金給 付事業	売上げが減少した市内事業者に対する支援金の給付 大田市内に本店又は本拠を有し、R2年3~12月のいずれか一月の売上が前年同月比30%以上減少した中小事業者等 売上(A)30%の事業者のうち、従業員数0~4人の場合10万円、5人以上の場合20万円、宿泊業の場合は左記金額+10万円 【予算総額】96,490千円 ※事業終了	○								
島根県	大田市	4	大田市バス利用促 進事業	石見線山号(大田市~広島市)の利用促進を図るため、PR経費等の一部を補助 ・チラシ等印刷 補助率10/10 補助上限460千円 ・バスラッピング 補助率1/2 補助上限750千円 ・バス停撤去・新設 補助率9/10補助上限900千円 【予算総額】2,110千円		○							
島根県	大田市	2	大田市公共交通支 給金事業	地域公共交通の維持のため、支給金を支給 バス1台あたり50千円 【予算総額】1,500千円		○							
島根県	大田市	2	大田市公共交通緊 急対策特別事業	広域バス路線の運行経費(燃料費及び人件費)に対し、島根県と協議し特別支援を行う 【予算総額】2,352千円		○							
島根県	大田市	4	大田市PCR検査支 援事業	民間検査においてPCR検査を受けた場合(予定も含む)に検査費用等の一部を補助。 補助対象者:大田市内に事業所を有する中小企業者、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等 補助率:1/2 補助上限額:300千円 【予算総額】:15,000千円			○						
島根県	大田市	2	大田市公共交通緊 急対策特別事業	広域バス路線の運行経費(燃料費及び人件費)に対し、島根県と協議し特別支援を行う 【予算総額】2,133千円					●				
島根県	大田市	1	大田市交通系IC カード整備支援事 業	利用者の利便性向上と感染症拡大防止対策として市内路線バス事業者が実施する非接触型ICカードシステム導入を支援 事業費の1/3以内 【対象事業者】市内路線バス事業者 【予算総額】19,948千円									○
島根県	大田市	4	大田市PCR検査支 援事業	民間検査においてPCR検査を受けた場合(予定も含む)に検査費用等の一部を補助。 補助対象者:大田市内に事業所を有する中小企業者、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等 補助率:1/2 補助上限額:500千円 【予算総額】:1,500千円									○
島根県	大田市	4	大田市中心小企業等 経営継続支援金給 付事業	売上げが減少した市内事業者に対する支援金の給付 大田市内に本店又は本拠を有し、R4年1~10月のいずれか一月の売上がR3年1月以降同月比30%以上減少した中小事業者等 売上▲30%の事業者のうち、従業員数0~4人の場合10万円、5~9人の場合20万円、10人以上の場合30万円、感染対策を行っている飲食・宿 泊業の場合は左記金額+10万円 【予算総額】88,603千円									●
島根県	大田市	2	大田市公共交通事 業者に対する燃料 費高騰緊急対策事 業	新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に加え、原油価格高騰の影響を受けるタクシー事業者への支援 【補助対象事業者】 タクシー事業者 【補助対象経費】 燃料費 【補助率】 燃料上昇分の1/2 【予算額】 7,150千円									●
島根県	大田市	2	大田市公共交通緊 急対策特別事業	広域バス路線の運行経費(燃料費及び人件費)に対し、島根県と協議し特別支援を行う 【予算総額】2,030千円									●
島根県	隠岐の島町	4	隠岐の島町交通開 係事業者等事業継 続支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその対策の影響により、利用者が減少し経営の安定に支障が生じている、隠岐の島町内の交通関連事 業者(貸切バス、タクシー等)に対して事業継続を支援するため、車両等の維持管理に係る定期検査、整備費に係る経費等を補助する。(補助率: 2/3以内、補助上限額:70千円~470千円) 【予算総額】1,000千円			○	○					
島根県	安来市	4	貸切バス事業者 等支援事業	【補助対象事業、経費、補助率】 ○貸切バス ・運賃の2/3を助成(上限:1契約あたり20万円) ○レンタルバス(乗車定員11人以上の車両のみ) ・基本料金の2/3を助成(上限:1日1台あたり4万円) 【予算総額】8,000千円			○						
島根県	安来市	4	新型コロナワケン 接種者輸送事業	コロナワクチン接種者(65才以上)が接種会場への移動手段にタクシーを使った場合、その料金を全額支払う ○事業対象 安来市民 ○委託事業者 市内に本店又は営業所を置くタクシー事業者(5社) 【予算総額】22,881千円			○						
島根県	飯南町	1	路線バス等除菌装 置導入事業	利用者が安心して乗車できるよう、町の路線バス、スクールバスに除菌装置を導入済み。 9台分 予算額【1,842千円】			○	●					
島根県	奥出雲町	2	公共交通特別支援 事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたバス路線を支援。 【補助対象事業者】一般路線バス事業者 【補助率】県:1/3、町:2/3 【予算総額】7,853千円						●			
島根県	奥出雲町	2	公共交通特別支援 事業	エネルギー・食料品価格等の影響を受けている地域公共交通事業者に対し支援。 【補助対象事業者】一般路線バス事業者 【補助率】県:1/3、町:2/3 【予算総額】9,208千円									○
島根県	奥出雲町	2	公共交通事業者に 対する燃料費高騰 緊急対策事業	コロナ禍と原油高騰の影響を受けたタクシー事業者を支援。 【補助対象事業者】町内タクシー事業者 【補助対象経費】上昇単価(各月の燃料単価実績-R3年平均燃料単価実績)×各月の使用量実績 【補助率】1/2(うち県:1/2、町:1/2) 【予算総額】639千円									○
島根県	奥出雲町	4	奥出雲町中小企 業継続給付金	新型コロナウイルスの影響により売上減少となった町内事業者に給付金を給付。 令和3年1月~10月までの連続する任意の2ヶ月の売上高が、前年又は前々年同期と比べ15%以上30%未満減少している町内事業者に定額30 万円を給付。令和4年1月31日まで申請受付 【予算額】16,000千円						●			
島根県	奥出雲町	4	奥出雲町プレミア ム付き商品券発行 事業	奥出雲町限定で4,500円の商品券を3,000円で販売。商品券は町内全事業所で利用可能。令和4年1月31日まで商品券利用可能。 【予算額】40,210千円				●					
島根県	奥出雲町	4	奥出雲町食たび応 援券事業	奥出雲町内の飲食、宿泊、観光、交通(タクシー)で利用可能な利用券を発行。3,000円で6,000円分の利用券でどなたでも購入可能。利用期限は令 和4年3月21日まで 【予算額】43,000千円】				●					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・2次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鳥根県	津和野町	1	津和野町交通系ICカード整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症防止や利便性向上を目的として、町内を運行する路線バス事業者が実施するICカードシステム導入に必要な経費を助成する。 【補助対象経費】交通系ICカード設備導入経費 【補助率】1/3 【予算総額】15,130千円								●	
鳥根県	津和野町	1	原油価格高騰対策におけるタクシー事業者支援事業	コロナ禍による利用者の減少と燃料費の高騰によって厳しい経営状況にあるタクシー事業者に対し、燃料費高騰分を支援する。 【補助対象】町内タクシー事業者 【予算総額】120千円									○
鳥取県	鳥取県	1	「新たな生活様式」に対応した公共交通事業者等新型コロナウイルス対策資機材整備補助金	業界ガイドラインに沿った安全・安心な感染防止対策を実施するために必要な経費を支援し、地域住民の社会生活及び経済活動に不可欠な移動手段を維持・確保する。 【補助対象経費】車内滅菌装置等新型コロナウイルスへの感染予防又は感染拡大防止に資する物品等の購入費及びリース料 【予算総額】17,000千円(国と県で協議し補助率3/4)	○								
鳥取県	鳥取県	2	医療従事者へのタクシー利用助成事業	新型コロナウイルス感染症の入院協力医療機関及び帰国者・接触者外来のある医療機関で奮闘されている方向けにタクシーでの通勤費用を助成することで、タクシーの利用促進につなげるとともに、通勤時の身体的・精神的負担の軽減を図る。 【予算総額】2,000千円	○								
鳥取県	鳥取県	2	県内観光等利用安心バス助成事業費補助金	地域住民がマイクロバス等で移動する際の活用を促し、まずは県内移動の円滑化を図るため、以下の取組を行うバス事業者を支援(貸切バス事業者が利用者へ防止対策後の正規料金の1/2を割引)。バス協会へ補助金を概算払いし、バス協会から各貸切バス事業者へ割引分を全額補填。 ○新型コロナウイルスに関する業界ガイドラインに沿った安全・安心な感染防止対策を実施○乗客同士の席間隔を空けるための大型バスへの切り替え又は増車 エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気 乗務員のマスク着用、出社前後、運行前後に車内(座席やドアなど)消毒 【予算総額】17,500千円 ※感染症対策への支援は(4)の「公共交通事業者等新型コロナウイルス感染予防補助金」を活用	○								
鳥取県	鳥取県	2	新型コロナウイルス等の影響に伴う共助交通の代替運行への支援	住民主体の共助交通等が新型コロナウイルス等の影響を受けた場合、各市町村が実施するタクシーを活用した代替運行に係る経費(タクシー券の配布、交通事業者への運行委託等)を支援する。(市町村への補助(1/2)) 【予算総額】2,500千円	○								
鳥取県	鳥取県	4	新型コロナウイルス業界ガイドラインに沿った県内公共交通の利用を促すPR資料の作成及び広報	業界ガイドラインに沿って県内交通事業者(県バス協会、県ハイヤータクシー協会、第3セクター事業者)がコロナ感染防止対策を徹底していることを県民等に広報し、利用促進につなげる。(交通事業者への補助(10/10)) 【予算総額】2,500千円	○								
鳥取県	鳥取県	4	タクシー事業者への広報委託	「新型コロナウイルス対策を行いながら徐々に経済活動を再開していくための新たな生活様式」に係る広報を委託する ○当方は、新型コロナウイルスを想定した新たな生活様式を広報することとし、その後は回復状況に応じて広報内容を変更していく 【予算総額】32,000千円	○								
鳥取県	鳥取県	4	バス事業者への広報委託	「新型コロナウイルス対策を行いながら徐々に経済活動を再開していくための新たな生活様式」に係る広報を委託する ○当方は、新型コロナウイルスを想定した新たな生活様式を広報することとし、その後は回復状況に応じて広報内容を変更していく 【予算総額】25,000千円	○								
鳥取県	鳥取県	2	新型コロナウイルス対策路線バス事業者緊急応援事業	【補助対象事業者】バス事業者 【内容】新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の基幹インフラである地域交通の経営は危機的な状況に陥っている。このような状況下であっても、雇を維持し、社を挙げて特別な体制を組みながら路線バスの維持・運行を続けている事業者に対して、市町村と協議して緊急支援を行う。 【予算総額】100,000千円		○							
鳥取県	鳥取県	2	貸切バス等利用促進緊急応援事業	【補助対象事業者】バス事業者 【内容】県民の県内貸切バス等利用の需要を喚起することを目的として、貸切バス事業者等の利用促進を図り緊急的に応援する事業を行う。 【予算総額】50,000千円			○						
鳥取県	鳥取県	2	緊急事態宣言を受けた路線バス事業者応援事業	【補助対象事業者】バス事業者 【内容】高連バス事業の影響が、路線バス運行の経営に甚大な影響を及ぼすものであり、全国的にはバス車両を手放す事例も見られていることから、交通ネットワークのインフラを維持するため、高連バス事業を行う路線バス事業者に対して、住民が安心して移動できる地域交通を続けることを前提にバス車両の維持を支援する。 【予算総額】40,000千円			○						
鳥取県	鳥取県	4	バス、タクシーへの広報委託	【補助対象事業者】バス、タクシー事業者 コロナ対策と経済の両立を図るための広報や、ワクチン接種に関する広報をバス、タクシーの車両(車体広告や車内広告)を活用して実施。 【予算総額】57,000千円					○				
鳥取県	鳥取県	2	国3次補正実証運行支援との協調補助	【補助対象事業者】鉄道事業者 国3次補正実証運行支援との協調補助(補助率1/4) 国3次補正で実施する鉄道の実証運行について、国庫補助採択となった事業に対し、県・市町村が任意協調して補助を行う。 ※協調方法は、国庫補助路線となった1月分の翌月1月分を同様の仕組みで支援 ※セクター事業者への出資割合に応じて出資自治体とも協調して支援 【予算総額】16,412千円						○			
鳥取県	鳥取県	2	貸切バス等利用促進緊急応援補助金	【補助対象事業者】バス事業者 貸切バス等利用促進緊急応援補助金(県バス協会経由の間接補助)(補助率1/2) 県民(グループ等)の貸切バス等の活用を促すため、新たな需要開拓を行うバス事業者等を支援する。(定期的な学校行事として活用されるものを除く。県内移動に限定する) 【予算総額】25,000千円					○				
鳥取県	鳥取県	1	「新たな生活様式」に対応した公共交通事業者等新型コロナウイルス対策資機材整備補助金	「新たな生活様式」に対応した公共交通事業者等新型コロナウイルス対策資機材整備補助金 業界ガイドラインに沿った安全・安心な感染防止対策を実施するために必要な経費を支援し、地域住民の社会生活及び経済活動に不可欠な移動手段を維持・確保する。(国と県で協議し補助率3/4) 【予算総額】5,000千円					○				
鳥取県	鳥取県	4	医療従事者へのタクシー利用助成事業	【補助対象事業者】医療機関 新型コロナウイルス感染症の入院協力医療機関及び帰国者・接触者外来のある医療機関で奮闘されている方向けにタクシーでの通勤費用を助成することで、タクシーの利用促進につなげるとともに、通勤時の身体的・精神的負担の軽減を図る。 タクシー利用助成対象者：入院協力医療機関又は帰国者・接触者外来(公立病院を除く)に勤務されている方 【予算総額】720千円					○				
鳥取県	鳥取県	4	コロナ禍の影響を受けた路線バス事業者応援事業	【補助対象事業者】路線バス事業者 高連バス事業を行う路線バス事業者であって、新型コロナウイルス感染症の収束後も県内路線バス事業を継続しようとする事業者に対して、バス車両の維持経費を支援する。 【予算総額】40,000千円				●					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・2次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の活用 の有無)	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●	
鳥取県	鳥取県	2	鉄道事業者に対する新型コロナウイルス対策支援事業(国県証運行との協議補助)	【補助対象事業者】鉄道事業者 国補正実証運行支援との協議補助(補助率1/4) 国補正で実施する鉄道の実証運行について、国庫補助採択となった事業に対し、県・市町村が任意協議して補助を行う。 【予算額】16,413千円						●				
鳥取県	鳥取県	2	貸切バス等利用促進緊急応援補助金	【補助対象事業者】バス事業者 貸切バス等利用促進緊急応援補助金(県バス協会経由の間接補助)(補助率1/2) 県民(グループ等での行業等)の貸切バス等の活用を促すため、新たな需要開拓を行うバス事業者等を支援する。(定期的に学校行事として活用されるものを除く。県内移動に限定する) 【予算額】17,000千円									●	
鳥取県	鳥取県	4	燃油高騰対策事業補助金(タイヤのみ)	【補助対象事業者】バス、タクシー事業者 バス事業者又はタクシー事業者がエコタイヤ等を導入した場合の経費(タイヤ1本当たり2,000円)を助成する県バス協会・県ハイヤータクシー協会に対して補助を行う。 【予算額】3,000千円									●	
鳥取県	鳥取県	4	燃油高騰対策事業補助金(タイヤ+メンテナンス)	【補助対象事業者】バス、タクシー事業者 燃費向上に資する車両維持に係る通常発生するメンテナンス費用相当額(バス1台60,000円、タクシー1台20,000円)及びエコタイヤ等導入に係る支援(タイヤ1本当たり2,000円)を、バス、タクシー事業者に対して補助する。 【予算額】45,000千円									●	
鳥取県	鳥取県	4	バス、タクシーへの広報委託	【補助対象事業者】バス、タクシー事業者 ワチン後継に関する広報をバス、タクシーの車両(車体広告や車内広告)を活用して実施。 【予算額】57,000千円									●	
鳥取県	鳥取県	4	鉄道事業者に対する新型コロナウイルス対策支援事業(国県証運行との協議補助)	【補助対象事業者】鉄道事業者 国補正実証運行支援との協議補助(補助率1/4) 国補正で実施する鉄道の実証運行について、国庫補助採択となった事業に対し、県・市が任意協議して補助を行う。 【予算額】17,000千円										○
鳥取県	倉吉市	1	感染症拡大防止支援	感染症拡大防止のため、車内等に設置する空気清浄機の導入にかかる経費の一部を支援 補助率:2分の1 【予算総額】3,086千円 補助限度額:バス(車両1台当たり)41,000円 タクシー(車両1台当たり)9,300円 バスプラザ(1施設当たり)96,000円	○									
鳥取県	鳥取市	2	国内観光客周遊促進事業費	1.市内宿泊施設等を出発地とし、主要観光地を巡る格安周遊タクシー1台・1,000円(3時間以内)の運行経費を支援。 補助対象事業者:鳥取ハイヤー共同組合 補助率:10/10 予算額:12,291千円 2.高速バスに本市の観光情報をラッピングしバス事業者への広告料を支出。 予算額:4,510千円 3.上記周遊タクシー事業に係る事務費(チラシ、ポスター作成) 予算額:163千円		○								
鳥取県	鳥取市	3	生活交通確保対策事業費	AI技術を活用した配車サービスシステムによる定額制乗合タクシーの実証実験に係る経費を支援。 補助対象事業者:タクシー事業者 補助率:10/10 予算額:5,902千円								○		
鳥取県	鳥取市	3	公共交通キャッシュレス化推進事業費	100円循環バス「ぐる製」のICOCA利用環境整備費 委託先:JR西日本 予算額:53,000千円								○		
鳥取県	鳥取市	4	公共交通利用促進支援事業	公共交通利用促進事業に協賛いただく飲食店、商店に、公共交通利用促進に関するPRポスターを掲出する経費 補助対象事業者:公共交通利用促進事業に協賛いただく飲食店、商店等 ①広告費:10千円/店舗 ②ポスター作成費:50千円 予算額:1,050千円									○	
鳥取県	米子市	2	「食べて応援!米子のごちそうタク配」事業	米子市内の飲食宅配を支援する取り組み。市は貨物有償運送許可を受けたタクシー会社に運行助成として1回の配達につき1,000円を支給(6月11日まで)。6月12日以降は運行助成として1,200円を支給。※令和3年2月末終了				○						
鳥取県	米子市	1	感染症拡大防止支援	感染症拡大防止のため、車内に設置する空気清浄機の導入にかかる経費を支援※令和3年3月末終了 【予算総額】10,000千円 【補助限度額】バス(車両1台当たり)80,000円 タクシー(車両1台当たり)20,000円				○						
鳥取県	米子市	4	バス運行対策費米子市補助金交付要綱等の改正	乗合バス事業者の資金繰りを支援するため、バス運行対策費米子市補助金交付要綱等の一部を改正し、補助対象経費の全額補填及び概算払を可能とする。										
鳥取県	米子市	2	お宝満喫!市内わくわくツアー事業	(周遊バスツアー事業)市民対象の市内観光バスツアーを市内の旅行会社へ委託事業として実施。(上限210千円/1ツアー)予算額:3,780千円※令和3年3月末終了 (市内周遊型貸切タクシー実施事業 補助金)鳥取県ハイヤータクシー協会西部支部を対象とする市民向け市内観光タクシーツアー運行への補助金制度。(専員負担1,000/台で、残額が補助金対象)予算額:1,500千円※令和3年3月末終了				○						
鳥取県	米子市	2	米子発!近場旅満喫タクシー事業	米子市内での宿泊者を対象に、観光周遊タクシーを運行し、運行費用の一部をタクシー事業者に助成する。※令和3年3月末終了 補助対象事業者:鳥取県ハイヤータクシー協会西部支部 補助額:1台当たりの運行経費(中型:12,530円、小型11,340円)から利用運賃(1,000円)を除いた額 予算額:3,000千円				○						
鳥取県	米子市	4	コロナ禍における子育て応援タクシー事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活が制限されている妊産婦の移動支援として、発行月から令和4年2月末までの期間で使用可能な500円のタクシー助成券10枚を配布する。※令和4年3月末終了 予算額:6,802千円				●						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
鳥取県	米子市	4	ワクチン接種移動 困難者支援事業	ワクチン接種を希望するが、交通手段等がなく、ワクチン接種が困難である高齢者等を対象として、ワクチン接種の予約代行及びタクシーを借り上げて配車を依頼し、自宅等から接種会場まで送迎を行う。※令和4年3月末終了 予算額:5240千円				●						
鳥取県	米子市	2	お宝満喫！市内わ かバスツアー事業	(周遊バスツアー事業)市民対象の市内観光バスツアーを市内の旅行会社へ委託事業として実施。(上限300千円/1ツアー)予算額:3,780千円※ 令和4年3月末事業終了(見込)				●						
鳥取県	米子市	2	タクシー・運転代行 事業者緊急支援事 業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営状況が大幅に悪化しているタクシー及び運転代行事業者を支援するため、市内に営業所があるタクシー及び運行代行事業者を対象に、市内に登録している車両に対して1台あたり50千円を支給する。 予算額:10,000千円※令和4年1月末終了					●					
鳥取県	米子市	4	コロナ禍における 子育て応援タク シー事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活等が制限されている妊産婦の移動支援として、令和4年9月から令和5年2月末までの期間で使用可能な500円のタクシー助成券10枚を配布する。※令和5年3月末終了予定 予算額:3,000千円									●	
鳥取県	米子市	2	タクシー事業者燃 料高騰緊急支援事 業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による運送収入の減少及び燃料価格高騰による運送コストの上昇により厳しい経営状況にあるタクシー事業者の事業継続のため、市内に登録している車両に対して1台あたり50千円を支給する。※令和4年12月末終了 予算額:10,000千円									●	
鳥取県	米子市	4	今夜はもう1軒！二 次会利用促進応援 事業	夜8時以降の飲食店利用客に対し、飲食代金と帰りのタクシー及び運転代行利用代金の一部を支援することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店とタクシー・運転代行の利用促進を図るとともに、二次会以降の機運を醸成し、地域経済の活性化につなげる。 (条件)夜8時以降に県が認証した「新型コロナウイルス安心対策認証店」に入店し、1人2,000円以上の飲食に加え、その店舗でタクシー・運転代行を呼んで利用する機会、飲食店及びタクシー・代行利用料金の割引券を発行。割引券は飲食代500円、タクシー・代行利用料金300円分が1枚となった合計1,000円分の割引券。※令和4年12月末終了 予算額:21,858千円										●
鳥取県	北栄町	2	飲食店等応援補助 金	事業の継続に大きな影響を受けており、経営及び雇用の継続に取り組む事業者への支援。 1事業者につき30万円を支給。 【補助費用】飲食・宿泊事業者20万円、貸し切りバス等事業者30万円	○									
鳥取県	岩美町	1	岩美町企業内感染 症防止対策支援給 付金	鳥取県が行う「新たな生活様式」に対応した公共交通事業者等新型コロナウイルス感染症対策数社整備補助金を受けたタクシー事業者に対し、町の助成を行う。		○								
鳥取県	南部町	1	地域公共交通環境 配慮型体系構築事 業	現行の車両を小型化かつ環境した車両に変更するとともに、効率的な運行形態・経路を検討し、感染防止対策に考慮した新たな交通体系を構築する。(定時定路線から区域運行へ変更することにより、利用者の乗車時間を短縮し、併せて感染防止対策として、車両へ換気扇を設置) 事業総額 計画策定10,793千円。減額装置836千円外。		○								
鳥取県	南部町	2	新型コロナウイル ス感染症対策地域 交通支援事業費補 助金	新型コロナウイルスの影響により、運営に対する新たな取り組みが必要となっているバス事業者に対し奨励金を支出。 予算総額 1,595千円		○								
鳥取県	八頭町	2	路線バス運行継続 緊急支援事業	路線バスの継続運行に必要な経費を補助 補助対象事業者:路線バス事業者 補助額:2,000千円/系統 予算額:6,000千円		○								
鳥取県	八頭町	1	公共交通衛生用品 等支援	マスク、アルコール消毒液、ペーパータオル、ビニール手袋等の消耗品及び体温計、空気清浄機等の備品を現物支給し、感染予防対策に努める。 【予算総額】536千円		○								
鳥取県	境港市	4	ふるさと応援地域 振興券	取扱いの市内事業者(交通事業者含む)で消費する地域振興券の発行 市民1人につき5,000円分の商品券を配布	○									
鳥取県	境港市	4	ふるさと応援地域 振興券	取扱いの市内事業者(交通事業者含む)で消費する地域振興券の発行 市民1人につき5,000円分の商品券を配布			○							
鳥取県	境港市	2	妊産婦タクシー助 成事業	妊娠期や出産期の検診や通院において、家族による送迎が困難な場合に、公共交通機関を使用することによる新型コロナウイルスの感染リスクを軽減するため、移動する手段としてタクシーを利用した場合に、経費の一部を助成する。 1回あたり6,000円を上限に6回まで助成を行う。 予算総額:1,224千円	○									
鳥取県	境港市	4	事業者応援給付金	令和3年7月~11月のいずれか1か月の売り上げが前年又は前々年同月比で30%以上減少している市内中小企業者(交通事業者含む)に対し、一事業者当たり10万円を給付					●					
鳥取県	境港市	4	事業継続緊急支援 金	令和4年1月~3月のいずれか1か月の売上が平成31年~令和3年までのいずれかの年の同月と比較して、15%以上減少している市内中小企業者等(交通事業者含む)に対して、一事業者当たり10万円を給付							○			
鳥取県	境港市	4	地元で買おう！食 べよう！さかいみ なと応援券	取扱いの市内事業者(交通事業者含む)で消費する地域振興券の発行 市民1人につき5,000円分の商品券を配布							○			
鳥取県	境港市	4	境港市教育旅行誘 致促進事業	鳥取県内及び島根県内の小・中・高等学校の団体が実施する教育旅行及び教育課程等の一環として市内を観光する団体に対し、市内加盟店で利用できるクーポン券を配布する。										
鳥取県	智頭町	2	路線バス運行継続 緊急支援事業	路線バスの継続運行に必要な経費を補助 補助対象事業者:路線バス事業者 補助額:2,000千円/系統 予算額:2,000千円		○								
鳥取県	江府町	2	江府町高齢者日常 生活交通確保支援	高齢者が日常生活を送る上で欠かせないタクシーについて、運行する事業者に支援する。対象:江府町にタクシー車両を常駐させている事業者。 1事業者1回限り。 基本額30万円、車両1台あたり5万円ずつ加算(上限10万円)										
鳥取県	伯耆町	2	路線バス運行継続 緊急支援事業	路線バスの継続運行に必要な経費を補助 補助対象事業者:路線バス事業者 補助額:2,000千円/系統 予算額:5,000千円 ※令和2年度末事業終了		○								
鳥取県	三朝町	2	三朝温泉冬季直行 バス及び高速バス 運行支援事業	冬季間における観光誘客促進として、隣県からの直行バス及び高速バスを運行するバス事業者に対して、コロナ禍におけるエネルギー価格等の高騰に係る経費の一部を支援することで、安定したバス運行を図る。 【補助対象事業者】町内を発着又は、停車するバス事業者 【補助対象経費】運行本数に応じた運行経費に対する補助 運行本数 100本~200万円×1=200万円、51~100本 100万円×1=100万円、20~50本 50万円×1=50万円 総額350万円 【予算額】3,500千円										○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
徳島県	吉野川市	2	事業者応援給付金	○貸切バス事業・バス1台あたり10万円 上限50万円 ○タクシー事業・車輦1台あたり5万円 上限25万円 ○自動車運転代行業・車輦1台あたり5万円 上限25万円 ※経営者が市外に住所を有する事業者は下記給付額の1/2の金額 【予算額】14,300万円	○									
徳島県	石井町	2	事業者営業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の中、特に経営に大きな影響を受けている石井町内に店舗を構えている事業者(飲食店・飲食関係の小売店、旅行代理店、花き販売店、貸切バス、タクシー、自動車運転代行業など)に対し、事業継続を支援(町内事業者:1事業者10万円、町内に店舗を構える町外事業者:1事業者5万円)	○	○	○							
徳島県	石井町	2	事業者営業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の中、経営に大きな影響を受けている事業者(石井町内に本社を有する法人または石井町に主たる事業所等を有する個人事業者で、今後も事業活動の継続する意思のある者)に対し、1事業所につき1回限り10万円を上限とし給付し、営業継続に向けて支援を行う。					●					
徳島県	石井町	2	事業者営業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症により売上高減少を余儀なくされた事業者に対し支援金を交付し、町内事業者の利用を促す冊子を作成することで、事業継続を支援する。また、徳島県が行っている小規模事業者経営力強化事業補助金の交付決定者に、自己負担分1/3(ただし、1事業所につき1回限り10万円を上限とする。)に対して支援金を交付する。							○			
徳島県	神山町	2	神山町タクシー会社支援給付金	タクシー会社1事業者あたり10万円を給付(予算額30万円)	○									
徳島県	神山町	4	徳島バス利用者支援負担金	徳島バス利用者に対する運賃の補助。 (土、日、休日の利用運賃の一部を町が負担する)(予算額:700万円)	○									
徳島県	神山町	4	神山町バス利用者支援負担金	町営バス利用者に対する運賃の補助。 (土、日、休日の利用運賃を町が負担する)(予算額:125万円)	○									
徳島県	美波町	2	美波町事業者応援給付金事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、セーフティネット4号の認定を受けた事業者若しくは、売上が20%以上減少した事業者に対し、給付金を支給することにより、事業継続、雇用維持を支援する。(1事業者10万円)	○	○								
徳島県	つるぎ町	2	つるぎ町なりわい応援給付金事業	新型コロナウイルス感染症拡大によって特に影響が大きかった事業者(タクシー業、自動車運転代行業)(1事業者10万円) ・町内に本社が営業所があり、または事業主の住民票があること ・常時雇用する従業員が20名以下の事業者もしくは個人事業主であること ・令和2年4月27日時点で営業していて、今後事業を継続する意思があること ・2020年1月~5月のいずれかの月の売り上げが、2019年の同月と比較して、20%以上の減少となっていること	○									
徳島県	つるぎ町	2	つるぎ町なりわい応援給付金事業	国のセーフティネット保証制度に基づく認定(SN認定)を受け、金融機関若しくは保証付融資を受けた事業者の事業継続に対する支援。 1事業者につき、SN認定により受けた保証付融資の金額の10%(上限20万円)		○								
徳島県	北島町	2	事業者応援給付金	○特に影響を受けたバス等運輸事業者経営の支援 運輸業(上限有) 貸切バス1台につき10万円 その他車輦1台あたり5万円		○								
徳島県	北島町	2	幹線系統バス助成事業奨励金	○市内路線バス 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3密を回避するために現状の運行本数の確保を支援。 予算額 74.7万円		○								
徳島県	松茂町	2	幹線系統バス助成事業奨励金	○市内路線バス 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3密を回避するために現状の運行本数の確保を支援。 予算額 260万円			○							
徳島県	松茂町	4	航空事業者支援事業	○航空事業者、旅行代理店支援 新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少している航空事業者等の需要創出対策として、中学生から希望者を募り、飛行機で遠隔地との交流を実施することにより、地元徳島空港に就航する航空事業者等を支援する。 予算額 800万円									●	
徳島県	三好市	2	地域公共交通運行支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大により需要が低迷している路線バス運行事業者に対し、新型コロナウイルス感染拡大予防を図りながら通勤、通学、通院、買い物等、市民生活を支える地域公共交通の安定的な運行を確保するための支援金 対象者:路線バス事業者 予算総額:27,312千円		○								
徳島県	三好市	2	地域公共交通運行支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大により需要が低迷している路線バス運行事業者に対し、新型コロナウイルス感染拡大予防を図りながら通勤、通学、通院、買い物等、市民生活を支える地域公共交通の安定的な運行を確保するための支援金 対象者:路線バス事業者 予算総額:65,051千円					○					
徳島県	三好市	4	新型コロナウイルス感染症対策路線バス車両購入事業	新型コロナウイルス感染症収束後の地域の移動を支えるため、老朽化した市営バスをウイルス対策を施した車両に更新 対象者:地方公共団体 予算総額:14,341千円				●						
徳島県	東みよし町	2	事業者応援給付金事業	【概要】 事業収入が減少した町内に事業所及び店舗を持つ事業者の事業継続を応援するための給付金。 【補助限度額】 ●個人事業主 200,000円 ●法人 300,000円 ●特定事業者(飲食業、宿泊業、タクシー事業、貸切バス事業、自動車運転代行業) 500,000円		○								
徳島県	東みよし町	2	事業者応援給付金事業	【概要】 飲食店・酒類販売業者・交通事業者・観光事業者・イベント事業者等に対し、給付金を交付する。2019年売上金額と2020年売上金額(持続化給付金、町給付金含む)との差額の20%を交付する。 【交付対象事業者】 令和3年7月以前から事業収入を得ているなど、本町で定める要件を満たす、町内に事業所や店舗を有する中小企業					●					
徳島県	東みよし町	2	交通・運送事業者支援金事業	【概要】 原油価格の高騰によって多大な影響を受ける運送事業者等を支援するため、事業の用に供するために所有する車両の区分及び台数に応じて支援金を交付し、当該事業者の負担軽減及び事業の継続を図る。 【交付対象】 町内道路運送事業者等を営む中小企業者等が事業の用に供するために所有する車両 【支援額】 貨物自動車運送事業・旅客自動車運送事業用車両のうち大型車及び中型車100,000円、貨物自動車運送事業・旅客自動車運送事業用車両のうち大型車及び中型車以外50,000円、貨物自動車運送事業用車両のうち重根限定車・運転代行随伴車及び指定自動車教習所教官車30,000円										○
徳島県	板野町	2	公共交通運行支援補助金	新型コロナウイルス感染症拡大によって特に影響を受けている町内を運行する路線バス事業者に対し、町民が3密を避け路線バスを利用できるよう、現状の運行本数確保を支援。 予算額:3,024千円		○								
徳島県	上板町	4	上板町新型コロナウイルス対策事業者経営持続化応援給付金事業	○町内に住所を有する法人または個人事業者 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、事業収入が減少した中小企業・小規模事業者及び農業者に対し、事業継続に必要な支援金を給付する。 ○法人・個人事業主 合計69,000千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
徳島県	上板町	4	上板町事業者支援事業	○町内に住所を有する法人または個人事業者 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業収入が減少した事業者に対し、事業継続に必要な支援金を支給する。 ○法人・個人事業主 合計9,000千円						●			
徳島県	那賀町	2	那賀町単独商工業持続化給付金事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業収入が減少した商工業等事業者に事業の継続を支える給付金支給を行う。 ○総事業費: 30,000千円 持続化給付金の対象にならない減少率20%から50%未満の商工業等事業者に対し町単独で給付金の支給を行う。50千円~100千円 持続化給付金対象者に対しては町単独で給付金の上乗せ支給を行う。50千円		○							
徳島県	那賀町	2	那賀町事業継続支援給付金事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、売上げが減少している町内事業者に対し、事業の継続の支援や経営の安定を図るための給付金を交付する。 ○総事業費: 16,000千円 事業者(法人)170千円 事業者(個人)130千円					●				
徳島県	那賀町	2	那賀町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業	原油価格高騰によるバス事業者及びタクシー事業者への支援策として、燃料高騰分に係る影響額の一部について支援する。 町内営業バス事業者及び町内タクシー事業者に支援金を交付する。 ○総事業費: 1,600千円 バス事業者 町内に本社を有する者 1,000千円 上記以外の者 350千円 タクシー事業者 50千円								●	
香川県	香川県	1	公共交通機関感染拡大防止対策支援事業	【概要】 県内に本社を置く鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、一般旅客定期航路事業者、空港運営会社(※)が実施する新型コロナウイルス感染症防止策に関わる事業経費に対して、3/4を補助。 ※中小企業者に限る。(JR四国は大企業であるため補助対象外) ※バス事業者は、乗合バス事業者と貸切バス事業者に限る。 ※タクシー事業者は、ハイヤーを含み、法人・個人の別は問わない。 【補助限度額】 ことん 1駅当たり 75,000円 バス 1台当たり 37,500円 タクシー 1台当たり 7,500円 航路 1隻当たり 75,000円 空港 1箇所 225,000円									
香川県	香川県	1.2.4	公共交通利用回復緊急支援事業(令和2年度9月補正)	【概要】事業者が実施する「新しい生活様式」に対応するための取組等に要する経費を補助。 【事業内容】 (1)「新しい生活様式」対応利用促進事業(対象:JR四国、ことん、バス、タクシー、高松空港) ・交通事業者が実施する利用促進等の経費を補助 ○補助率 10分の10 ○補助限度額 JR四国 1事業者 20,000千円、ことん 1事業者 20,000千円、バス 1台当たり 100千円、タクシー 1台当たり 50千円、高松空港 1箇所 20,000千円 (2)鉄道機能強化整備支援事業 ・模範化事業に要する経費の一部を補助 ○補助率 10分の10 ○補助限度額 ことん 53,623千円 (3)公共交通機関感染拡大防止対策支援事業 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止策に要する経費の一部を補助 ○補助率 4分の3 ○補助限度額 JR四国 2,550千円			○						
香川県	香川県	2.4	公共交通利用回復緊急支援事業(令和2年度2月補正)	【概要】事業者が実施する「新しい生活様式」に対応するための取組等に要する経費を補助。また、バス、タクシー事業者に対し、補助金との選択制で、事業用車両数に応じた給付金を給付。 【事業内容】 (1)「新しい生活様式」対応利用促進事業(令和3年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金)(対象:JR四国、ことん、バス、タクシー、高松空港) ・交通事業者が実施する利用促進等の経費を補助 ○補助率 10分の10 ○補助限度額 JR四国 1事業者 10,000千円、ことん 1事業者 10,000千円、バス 1台当たり 50千円、タクシー 1台当たり 25千円、高松空港 1箇所 10,000千円 (2)香川県公共交通利用回復緊急支援給付金 ○給付額 バス事業者 バスの台数×50千円 タクシー事業者 タクシーの台数×25千円 ※(1)と(2)の両方を申請することはできない。			○						
香川県	香川県	2.4	公共交通等利用回復緊急支援事業(令和3年度6月補正)	【概要】事業者等が実施する「新しい生活様式」に対応するための取組等に要する経費を補助。また、バス、タクシー、運転代行事業者に対し、事業用車両数又は随伴用自動車数に応じた給付金を給付。 【事業内容】 (1)「新しい生活様式」対応利用促進事業(令和3年度(第2回)香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金)(対象:JR四国、ことん、バス、タクシー、高松空港) ・交通事業者が実施する利用促進の取組みや安全・安心な運行(航)を継続するための取組み等に対して補助 ○補助対象 利用促進・広報宣伝事業【JR四国、ことん、バス、タクシー、高松空港】 安全・安心運行事業(地域間幹線系統(令和4年度に地域間幹線系統となる見込みの系統を含む)の運行に要する経費)【バス】 安全・安心運航事業(航空機の陸上に必要な基本施設の点検及び維持・修繕に要する経費)【高松空港】 ○補助率 10分の10 ○補助限度額 JR四国 1事業者 10,000千円、ことん 1事業者 10,000千円、バス 1台当たり 50千円、タクシー 1台当たり 25千円、高松空港 1箇所 10,000千円 (2)香川県公共交通等利用回復緊急支援給付金 ○給付額 バス事業者 バスの台数×50千円 タクシー事業者 タクシーの台数×25千円 運転代行事業者 随伴用自動車の台数×20千円 ※(1)と(2)の両方の申請を行う場合、いずれか一方の対象とした車両は、もう一方の対象にすることはできない					●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・2次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
香川県	香川県	2.4	公共交通等利用回復緊急支援事業(令和3年度11月補正)	【概要】事業者等が実施する「新しい生活様式」に対応するための取組等に要する経費を補助。また、バス、タクシー、運転代行事業者に対し、事業用車両数又は随伴用自動車数に応じた給付金を給付。 【事業内容】 (1)「新しい生活様式」対応利用促進事業(令和3年度(第3回)香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金)(対象:JR四国、ことでん、バス、タクシー、高松空港) -交通事業者が実施する利用促進の取組みや安全・安心な運行(航)を継続するための取組み等に対して補助 ○補助対象 利用促進、広報宣伝事業【JR四国、ことでん、バス、タクシー、高松空港】 安全・安心運行事業(地域間幹線系統の運行に要する経費)【バス】 安全・安心運航事業(航空機の離着陸に必要な基本施設の点検及び維持・修繕に要する経費)【高松空港】 ○補助率 10分の10 ○補助限度額 JR四国 1事業者 20,000千円、ことでん 1事業者 20,000千円、バス 1台当たり 100千円、タクシー 1台当たり 50千円、高松空港 1箇所 20,000千円 (2)(第2回)香川県公共交通等利用回復緊急支援給付金 ○給付額 バス事業者 バスの台数×100千円、タクシー事業者 タクシーの台数×50千円 運転代行事業者 随伴用自動車の台数×40千円 ※(1)と(2)の両方の申請を行う場合、いずれか一方の対象とした車両は、もう一方の対象にすることはできない								○		
香川県	香川県	2.4	公共交通等利用回復緊急支援事業(令和3年度2月補正)	【概要】事業者等が実施する「新しい生活様式」に対応するための取組等に要する経費を補助。また、バス、タクシー、運転代行事業者に対し、事業用車両数又は随伴用自動車数に応じた給付金を給付。 【事業内容】 (1)「新しい生活様式」対応利用促進事業(令和4年度香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金)(対象:JR四国、ことでん、バス、タクシー、高松空港) -交通事業者が実施する利用促進の取組みや安全・安心な運行(航)を継続するための取組み等に対して補助 ○補助対象 利用促進、広報宣伝事業【JR四国、ことでん、バス、タクシー、高松空港】 安全・安心運行事業(地域間幹線系統の運行に要する経費)【バス】 安全・安心運航事業(航空機の離着陸に必要な基本施設の点検及び維持・修繕に要する経費)【高松空港】 ○補助率 10分の10 ○補助限度額 JR四国 1事業者 20,000千円、ことでん 1事業者 20,000千円、バス 1台当たり 100千円、タクシー 1台当たり 50千円、高松空港 1箇所 20,000千円 (2)令和4年度香川県公共交通等利用回復緊急支援給付金 ○給付額 バス事業者 バスの台数×100千円、タクシー事業者 タクシーの台数×50千円 運転代行事業者 随伴用自動車の台数×40千円 ※(1)と(2)の両方の申請を行う場合、いずれか一方の対象とした車両は、もう一方の対象にすることはできない								○		
香川県	香川県	2.4	公共交通等燃料高騰・利用回復対策支援事業(令和4年度6月補正)	【概要】県内公共交通機関等の維持・確保を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に加えて、燃料高騰により経営環境が厳しくなっている公共交通事業者等の安全・安心な運行を継続するための取組み等を支援するもの。 JR四国 20,000千円 ことでん 20,000千円 バス 1台当たり100千円 タクシー 1台当たり50千円 運転代行 1台当たり40千円 高松空港 20,000千円 定期航路事業者 33,000千円									●	
香川県	香川県	4	港湾使用料減免相当額の支援	国庫補助航路を除く一般旅客定期航路事業者に支援金を支給 【予算額】33,000千円 ※4月~6月の港湾使用料(係船料)を基に支援額を積算		○								
香川県	香川県	4	港湾使用料減免相当額の支援	国庫補助航路を除く一般旅客定期航路事業者に支援金を支給 【予算額】16,500千円 ※7月~翌年3月の港湾使用料(係船料)の20%支援			○							
香川県	香川県	4	港湾使用料減免相当額の支援	国庫補助航路を除く一般旅客定期航路事業者に支援金を支給 【予算額】16,500千円 ※R3.4月~6月の港湾使用料(係船料)の50%支援					●					
香川県	香川県	4	港湾使用料減免相当額の支援	国庫補助航路を除く一般旅客定期航路事業者に支援金を支給 【予算額】33,000千円 ※R3.7月~9月の港湾使用料(係船料)の100%支援								○		
香川県	香川県	4	港湾使用料減免相当額の支援	国庫補助航路を除く一般旅客定期航路事業者に支援金を支給 【予算額】33,000千円 ※R4.1月~3月の港湾使用料(係船料)の100%支援								○		
香川県	高松市	1.2.3	-	①鉄道機能強化整備支援事業 駅利用者の分散化及び増便等の対応を可能とする、ことでん新駅の早期開業を加速させるため、複線化事業に要する経費に対する補助金【予算額:53,622千円】 ②緊急防止運行支援事業 三密を回避するため、乗客確保に対応する運行経費に対する補助金【予算額:30,000千円】 ③「新しい生活様式」対応利用促進事業 新しい生活様式に対応した運行事業の実施やPR活動などの利用促進等に係る経費に対する補助金(香川県及び沿岸市町での協調補助事業)【予算額:17,104千円】 ④バスにおける公共交通のサービス水準の向上を図り、利便性を高めることを目的に、バスロケーションシステムを構築する経費に対する補助金【予算額:32,000千円】 ⑤デジタルサイン導入支援事業 コロナ禍における公共交通のサービス水準の向上を図り、利便性を高めることを目的に、主要な交通結節拠点へデジタルサインを整備する経費に対する補助金【予算額:8,000千円】		○								
香川県	高松市	1.2.3	-	⑥ジャンボタクシー車両導入支援事業 車両の大型化による3密の回避及び今後の経済活動の回復に伴うラインバウンド需要を見込み、ジャンボタクシー等(6人乗り以上のワゴン車)を導入する経費に対する補助金【予算額:9,000千円】 ⑦危険防止運行支援事業(男女~高松線結核) 離島航路である男女~高松線結核の3密を避けた運航を維持するため、通常ダイヤに加えて増便を図る経費に対する補助金【予算額:3,000千円】 ⑧路線バス等事業継続支援金 市域の公共交通を維持・確保していくことを目的に、路線バス等が感染予防対策を施した上で、継続運行することを支援するための補助金【予算額:13,200千円 ※1系統当たり300千円】 ⑨タクシー事業継続支援金 市域の公共交通を維持・確保していくことを目的に、タクシーが感染予防対策を施した上で、継続運行することを支援するための補助金【予算書:47,500千円 ※1台当たり50千円】 ⑩JR備前駅駐輪場キャッシュレス化事業 公共交通機関(JR備前駅駐輪場)におけるキャッシュレス化に係る経費【予算額:14,960千円】		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
香川県	綾川町	1	新しい生活様式対 応利用促進事業補 助金	【概要】 新しい生活様式対応利用促進事業として支援を実施。具体的には、車両や駅舎の抗菌加工、利用促進キャンペーン、旅行商品の企画など 【補助対象事業者】 ことでん 【補助対象経費】 816千円		○							
香川県	綾川町	2	感染防止運行支 援事業補助金	【概要】 ことでんの増便(従来の便数にもどす)を支援することで利用者を分散させ密を防ぐ。 【補助対象事業者】 ことでん 【補助対象経費】 5,000千円		○							
香川県	綾川町	4	あんしんタクシー チケット事業	【概要】 新型コロナウイルスに感染した場合に重症化しやすい後期高齢者や障害者、妊産婦について安全に移動ができることを目的に事業を実施。 75歳以上の者及び障害者には タクシー券 500円券×12枚 妊産婦 タクシー券 500円券×24枚 この事業を実施することで、間接的なタクシー事業者への支援とする。 【補助対象事業者】 タクシー会社(この補助について対象者はタクシー事業者ではないが タクシーチケットを利用することで間接的にタクシー事業者支援を行う) 【補助対象経費】 19,593千円		○							
香川県	綾川町	4	あんしんタクシー チケット事業	【概要】 新型コロナウイルスに感染した場合に重症化しやすい後期高齢者や障害者、妊産婦について安全に移動ができることを目的に事業を実施。 75歳以上の者及び障害者には タクシー券 500円券×12枚 妊産婦 タクシー券 500円券×24枚 この事業を実施することで、間接的なタクシー事業者への支援とする。 【補助対象事業者】 タクシー会社(この補助について対象者はタクシー事業者ではないが タクシーチケットを利用することで間接的にタクシー事業者支援を行う) 【補助対象経費】 18,000千円				●					
香川県	土庄町	2	土庄町中小企業等 支援臨時給付金	【対象者】 ・土庄町内で事業を営んでいる者 ・国の持続化給付金を受給した者 ・平成30年度まで土庄町税を滞納していない者 【給付額】 上限額 法人:30万円 個人:10万円 国の持続化給付金の受給額が町の上限額を超えている場合は満額給付となり、上限を満たしていない場合は、国の持続化給付金と同額となる。	○								
香川県	土庄町	2	土庄町中小企業等 事業継続応援給付 金	【対象者】 ・土庄町内で事業を営んでいる者 ・国の持続化給付金を受給しておらず、今後も受給する予定のない者 ・2020年1月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した 月があること ・平成30年度まで土庄町税を滞納していない者 【給付額】 1事業者につき10万円		○							
香川県	土庄町	2	公共交通事業継続 支援事業	【概要】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、収入が減少している公共交通事業者の事業継続を支援する。 【補助対象事業者】 航路事業者、タクシー事業者 【補助交付額】 フェリー:1隻あたり1,000千円 旅客船(20t以上):1隻あたり500千円 旅客船(20t未満):1隻あたり200千円 タクシー:1台あたり150千円			○	○					
香川県	土庄町	2	土庄町営業継続 支援事業	【概要】 新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の影響が長期化することにより、大きな影響を受けた町内事業者の支援を行う。 【補助対象事業者】 香川県営業継続支援金(第3次)を受給した町内事業者 【補助交付額】 ・売上減少率が50%以上の事業者:200千円 ・売上減少率が30%以上の事業者:150千円					○				
香川県	土庄町	2	土庄町公共交通事 業者燃料高騰対策 支援事業	【概要】 新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている公共交通事業者を支援することで、町民の生活及び経済活動を支える公 共交通の維持を図る。 【補助対象事業者】 航路事業者、タクシー事業者 【補助交付額】 フェリー:1隻あたり1,000千円 旅客船(20t以上):1隻あたり500千円 旅客船(20t未満):1隻あたり200千円 タクシー:1台あたり150千円								●	
香川県	土庄町	2	物価高騰対策支 援事業	①長引くコロナ禍に加え、燃料価格や原材料等の物価高騰、消費者の買い控えにより影響を受けている町内事業者に対し、事業継続のための支 援金を支給する。 ②③ 会計年度任用職員報酬350,000円、社会保険料56,000円、費用弁償19,200円、郵便料11,280円 物価高騰等支援金 法人200,000円×65件、個人100,000円×30件 ④町内事業者									●
香川県	三木町	2	三木町版持続化給 付金	【概要】 売上げが前年同月比で20%以上50%未満減少しており、かつ売上げが10万円以上(月額)減少している町内事業者に対し10万円を給付する。国の 持続化給付金事業に該当しない事業者を支援するもの。(交通事業者を含む。)		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
香川県	三木町	4	雇用維持支援助成金	【概要】 雇用維持のため、国の「雇用調整助成金」を社会労務士に依頼する場合に係る経費。	○									
香川県	三木町	4	事業継続応援給付金	【概要】 事業継続のため、国の「セーフティネット保証」等の貸付認定を受け、事業資金を100万円以上借り受けた事業者に支援する経費を一律10万円給付	○									
香川県	三木町	2	公共交通利用促進支援	【概要】 新型コロナウイルス感染症拡大の防止に資する物品の購入及び作業を行う事業に関する支援 上限額:2,000千円		○								
香川県	三木町	2	公共交通運行継続応援事業	【概要】 町内に営業所を設置し、三木町内を主な営業区域とし、タクシー事業者を営む者を対象にタクシー車両1台につき、5万円の補助金を支給する。				●						
香川県	坂出市	2	地域公共交通確保維持事業	【概要】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者の減少により、収支の悪化となった民間路線バス運行事業者に対し補助。 【補助金交付額】 経常収益額および市補助金が経常費用の11/20に相当する額に達する金額。 【補助対象事業者】 下津井電鉄			○							
香川県	坂出市	2	地域公共交通確保維持事業	【概要】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者の減少により、収支の悪化となった民間路線バス運行事業者に対し補助 【交付金】 補助金1,744,485円(地域間幹線系統を維持するためにR3年度(R2.10~R3.9)に必要な運送収入:3,444,485円のおよそ1/2に相当する額) 【補助対象事業者】 琴参バス(株)					●					
香川県	坂出市	2	公共交通物価高騰対策支援給付金	【概要】 新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者の減少に加えて、燃料費高騰等の影響で経費が増加し、厳しい経営状況にある公共交通事業者に対して、給付金を支給することで、地域住民の生活移動手段としての公共交通事業の継続を図るもの。 【対象者】 坂出市内に本店または営業所を有する乗合バス事業者、乗用タクシー事業者 【給付額】 乗合バス1台当り5万円、乗用タクシー1台当り2.5万円(予定)									●	
香川県	多度津町	2	多度津町公共交通運行特別支援金	【概要】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、影響を受けている交通事業者に対し、町民等の移動手段を確保し、地域公共交通事業を継続するための支援金を交付する。 【対象者】 ①多度津町に本社若しくは営業所を設置し、多度津町を中心に中環圏域を主たる営業区域とし、タクシー事業(道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう)を営む交通事業者 ②新型コロナウイルス感染症拡大後も継続して公共交通事業を行っている者。 ③新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じている者又は今後感染予防対策を講じた上で公共交通事業を継続する意思がある者。 【補助交付額】 450千円 ※1台当たり50千円			○							
香川県	宇多津町	4	福祉タクシー助成事業	【概要】新型コロナウイルス感染症の影響で外出が困難な高齢者(75歳以上)や重度心身障害者の方々にタクシー助成券を交付し、外出を容易にするための支援を図る。 対象者がタクシー助成券を利用することによりタクシー事業者の支援となる 【補助対象経費】 助成券 12,000円×2,200人×0.9(利用率)				●						
香川県	普通寺市	4	中小企業等臨時支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者に対し、次のいずれかの支給決定を受けた事業者を対象に、最大30万円を支給する。 ○中小企業庁が行う事業復活支援金 ○香川県営業継続応援金(第4次) ○香川県公共交通等利用回復緊急支援事業に係る補助金または給付金 【予算額】160,000千円									●	
愛媛県	愛媛県	1	公共交通感染拡大防止対策促進事業(令和2年度5月専決補正)	①感染拡大防止対策の支援 ・実施主体:バス、タクシー、航路、鉄道の各事業者 ・補助対象:飛沫防止のための間仕切り設置など感染拡大防止に要する経費 ・補助率:定額(バス18千円/台、タクシー6・12千円/台、航路50千円/隻、鉄軌道20千円/両) ②3密回避行動等の啓発ステッカー制作 ・配布先:バス、タクシーの各事業者	○									
愛媛県	愛媛県	2	公共交通利用回復緊急支援事業(令和2年度6月補正)	感染症の影響により利用客が減少している公共交通事業者の利用を促進するための取組みを支援する。 ○対象者:県内に営業所を有する鉄道・バス・航路のうち、R2年3~5月の輸送量又は収支が10%以上減少した月が1か月以上ある者(離島航路整備法に基づき(国庫補助対象航路は対象外)) ○補助対象:新しい生活様式に即した取組みの検討に要する経費等 ○補助率:10/10(上限3百万円~2千万円/者) 【予算額】160,000千円	○									
愛媛県	愛媛県	2	松山空港利用回復緊急支援事業費(令和2年度6月補正)	松山空港の需要を早期に回復するため、航空会社が行う松山空港発着便の利用促進に向けた取組みを支援する。 ○対象者:国内線を有する路線運行会社 ○補助対象:松山空港発着便の利用回復のための取組みに要する経費 ○補助限度額:1,000~2,000万円 ○負担区分:県3/4(松山市1/4) 【予算額】37,500千円	○									
愛媛県	愛媛県	2	貸切バス3密回避利用促進事業(令和2年度6月補正)	車両数の増加や車両の大型化など、3密回避を図りつつ、貸切バスの利用を促進する。 ○対象者:県内に本社を有する民間の貸切バス事業者 ○補助対象:貸切バス運賃 ○補助限度額:1日当たり84千円/台 【予算額】102,161千円	○									
愛媛県	愛媛県	2	生活バス路線確保対策事業費(令和2年度2月補正)	感染症の影響により輸送量が減少した生活交通バス路線のうち、市町が行う広域的・幹線路線の維持に対して助成する。 1 対象者:市町 2 対象経費:1日当たりの輸送量が15人未満となった生活交通バス路線の運行費の経常費用と経常収益との差額 3 補助率:県1/2 【予算額】25,116千円			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
愛媛県	愛媛県	2	公共交通利用回復 緊急支援事業費 (令和3年度当初)	感染症の影響により利用客が減少している公共交通事業者の利用回復や運行(航)維持の取組みを支援する。 1 対象者 県内に営業所を有する鉄道・バス・航路事業者のうち、2年6月~3年3月の輸送量又は収入が10%以上減少した月が1か月以上ある者(離島航路整備法に基づく国庫補助対象航路は対象外) 2 補助対象 (1)新しい生活様式に即した取組みの検討に要する経費 (2)利用促進に係る広報宣伝に要する経費 (3)新たな旅行商品の造成に要する経費 (4)運行(航)継続に要する経費 3 補助率 県10/10(上限 300~2,000万円/者) [予算額]160,000千円					●				
愛媛県	愛媛県	2	貸切バス3密回避 利用促進事業費 (令和3年度当初)	貸切バスの利用促進を図るため、運行時における車両数の増加や車両の大型化等の対応によって3密回避に取り組み事業者を支援する。 1 対象者 県内に本社を有する民間の貸切バス事業者 2 補助対象 貸切バス運営 3 補助限度額 1日当たり84千円/台 [予算額]163,586千円					●				
愛媛県	愛媛県	2	松山空港利用回復 緊急支援事業費 (令和3年度当初)	松山空港の需要を早期に回復するため、航空会社が行う松山空港発着便の利用促進に向けた取組みを支援する。 1 実施主体 松山空港利用促進協議会 2 対象者 国内線を有する路線運航会社 3 補助対象 松山空港発着便の利用回復のためのプロモーション等に要する経費 4 補助限度額 500万円 5 負担区分 県3/4(松山市1/4) [予算額]7,500千円					●				
愛媛県	愛媛県	4	松山空港国内線支 援事業費 (令和3年度当初)	松山空港の国内航空路線を維持するため、松山空港ビル(株)が国内線航空会社に対して行った空港施設使用料の助成相当額を支援する。 1 実施主体 松山空港利用促進協議会 2 対象者 松山空港ビル(株) 3 補助対象 松山空港ビル(株)が航空会社に対して行った空港施設使用料の助成相当額 4 負担区分 県3/4(松山市1/4) [予算額]133,939千円					●				
愛媛県	愛媛県	2	公共交通運行継続 特別支援事業費 (令和3年度12月 補正)	感染症の影響により、厳しい経営状況となっている県内公共交通事業者の運行継続に対して支援する。 1 対象者 輸送収入が減少した県内公共交通事業者 2 支給額 鉄軌道事業者90万円/両、乗合バス事業者60万円/台、航路事業者60~910万円 [予算額]1544,100千円							○		
愛媛県	愛媛県	2	生活バス路線確保 対策事業費(令和3 年度当初)	感染症の影響により輸送量が減少した生活交通バス路線のうち、市町が行う準広域的・幹線路線の維持に対して助成する。 1 対象者 市町 2 対象経費 1日当たりの輸送量が15人未満となった生活交通バス路線の運行費の経常費用と経常収益との差額 3 補助率 県1/2 [予算額]13,557千円							○		
愛媛県	愛媛県	3	MaaS推進事業(令 和4年度当初)	アフターコロナを見据えた公共交通の活性化及び利便性の向上 1 ワーキンググループの設置(県、市町、県内交通事業者等) 2 実証実験 8,993千円 3 決済アプリを開発し、観光客の増加が見込まれる地域開催イベントと合わせて実施(9月~12月) [予算額]8,993千円									○
愛媛県	愛媛県	4	松山空港特定国内 線活性化等支援事 業費 (令和4年度当初)	感染収束後の航空需要を喚起するため、松山空港国内線の利用の活性化を図るとともに、新規路線誘致を見据えたニーズ調査等を行う。 1 実施主体 松山空港利用促進協議会 2 事業内容 (1)路線再開への機運醸成及びLCC路線利用の活性化促進 (2)新規路線の誘致に向けたニーズ調査 など 3 負担区分 県3/4(松山市1/4) [予算額]19,000千円									○
愛媛県	愛媛県	2	松山空港国内線利 用強化緊急支援事 業費(令和4年度6 月補正)	松山空港の需要を早期に回復し、感染収束後の国内定期路線の安定した利用者数の確保を図るため、航空会社が行う利用促進に向けた取組みを支援する。 1 実施主体 松山空港利用促進協議会 2 対象者 国内線を有する路線運航会社 3 補助対象 松山空港発着便の利用促進のためのプロモーション等に要する経費 4 補助限度額 1,000万円 5 負担区分 県3/4(松山市1/4) [予算額]15,000千円									●
愛媛県	愛媛県	4	松山空港魅力向上 支援事業費(令和 4年度6月補正)	感染症の影響で利用客が減少している松山空港の魅力向上のため、SNSを活用した情報発信力強化の取組みを支援する。 1 実施主体 松山空港利用促進協議会 2 事業内容 松山空港のSNSアカウントの新規登録者等に対して、松山空港内で使用できるクーポンを発行 3 負担区分 県3/4(松山市1/4)									●
愛媛県	愛媛県	4	松山空港魅力向上 支援事業費(令和 4年度6月補正)	感染症の影響で利用客が減少している松山空港の魅力向上のため、松山空港ビル内の感染防止対策強化の取組みを支援する。 1 実施主体 松山空港ビル株 2 補助対象 松山空港ビル内の感染防止対策のためのトイレ改修(自動水石けん供給栓取替工事)に要する経費 3 補助率 県10/10 4 負担区分 2/3(松山市1/3)									●
愛媛県	愛媛県	4	交通・運輸燃油高 騰対策事業(令和 4年度6月補正)	コロナ禍の利用低迷に加え、燃油価格の高騰による厳しい経営を強いられている公共交通利用者及び運輸事業者を支援する。 1 対象者 輸送収入が減少した県内公共交通事業者、トラック事業者(トラック協会への間接補助) 2 支給額 鉄軌道事業者10~20万円/両、乗合バス事業者10万円/台、航路事業者120~1,000万円/隻、トラック事業者2.5~5.2万円/台 [予算額]1,005,559千円									●
愛媛県	愛媛県	2	貸切バス観光等利 用促進事業(令和 4年度6月補正)	コロナ禍による旅行需要の落ち込みと燃料費高騰によって収益が悪化している貸切バスの利用を促進する。 ○対象者:県内に本社を有する民間の貸切バス事業者(バス協会への間接補助) ○補助対象:貸切バス運営 ○補助限度額:1日当たり86千円/台 [予算額]176,070千円									●
愛媛県	愛媛県	2	バス・トラック等省 エネ対策支援事業 (令和4年度12月 補正)	燃油価格の高騰が長期化する中でも、将来に向けて県内交通を維持するため、事業者が行う省エネ対策を支援する。 ○対象者:県内路線バス事業者(市町除く)、タクシー事業者、営業用トラック事業者 ○補助対象:EVバス車両価格及び充電設備(1/3)、EV・HVタクシー車両価格及び充電設備(1/4~1/3)、トラックエコタイ取得価格(1/2) ○補助限度額:1,000~16,000千円/台(バス)、800~1,300千円/台(タクシー)、40~80千円/台(トラック) [予算額]429,864千円									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
愛媛県	八幡浜市	4	市管理の港湾使用料の減免(令和3年度)	減免期間:令和3年4月~令和4年3月 内容:月ごとの減収割合に応じて使用料を減免 令和元年同月比40%以上減の場合:全額免除 令和元年同月比20%~40%未満減の場合:1/2免除					●					
愛媛県	八幡浜市	2	新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援事業補助金(令和4年度)	市内交通機関の内、高速バス・貸切バス・タクシー事業者に対して、令和元年同月と比較した売上の減少割合に応じて支援(R4.4月~R5.3月) ○バス事業者(最大300万円) 50%以上減 1台につき5万円/月 25%~50%未満減 1台につき2.5万円/月 ○タクシー事業者(最大100万円) 50%以上減 1台につき2万円/月 25%~50%未満減 1台につき1万円/月 ※両事業を行っている場合は最大300万円								●		
愛媛県	八幡浜市	4	市管理の港湾使用料の減免(令和4年度)	減免期間:令和4年4月~令和5年3月 内容:月ごとの減収割合に応じて使用料を減免 令和元年同月比40%以上減の場合:全額免除 令和元年同月比20%~40%未満減の場合:1/2免除										
愛媛県	西予市	4	西予市中小企業者等経営安定化給付金	事業の継続を支え、再起の糧とすることを目的として、「えひめ応援金」への上乗せでなく、市単独事業として実施					●					
愛媛県	西予市	4	原油価格等高等対策給付金事業【第1弾】	コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金の高騰の影響を受ける市内中小企業者等に対して、その影響を緩和し、コロナ禍からの経済回復の重荷となる事態を防ぐとともに、将来にわたる継続的な事業活動の下支えとするため給付金を給付する。								●		
愛媛県	西予市	4	トラック輸送燃料高対策給付金事業	コロナ禍に加え、燃料価格高騰の影響により厳しい経営状況となっているトラック事業者等に対し、当面の輸送の維持のため緊急的な支援を目的に県が実施する事業によって給付金を受給した者に対して、市独自の給付金を給付。								●		
愛媛県	西予市	4	原油価格等高等対策給付金事業【第2弾】	コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含むエネルギー価格高騰の影響を受ける市内中小企業者等に対し、その影響を緩和し、コロナ禍からの経済回復の重荷となる事態を防ぐとともに、将来にわたる継続的な経済活動の下支えとすることを目的として、給付金を給付する。									○	
愛媛県	宇和島市	2	宇和島市生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金	路線バス事業者の運行に係る欠損の一部を補助するもの。 ・毎年3月に実績に応じて補助していたものを、今年度に限り、6月補正予算により概算払いを行う。 ・概算払い金額は昨年度実績の1/2を基本とし、状況に応じて増額を検討。										
愛媛県	宇和島市	2	コロナ対策バス事業	小学生・中学生の登下校時の3密回避のため、通常の路線バスと同時刻に貸切バスを走らせ、児童生徒の利用を分散させている。 (例)本来は路線バス40人乗車 → 路線バス20人、貸切バス20人に分散して登下校。 4路線3台/日より3路線3台で実施しており、小学生は登下校、中学生は登校のみ。		○								
愛媛県	宇和島市	4	中小企業者等応援給付金事業	中小企業者等に対する事業継続支援策として、市独自の応援給付金を支給 給付額:1事業者10万円					○					
愛媛県	宇和島市	4	中小企業者等家賃支援給付金事業	中小企業者等応援給付金の支給対象者に、市独自の家賃支援給付金を支給 給付額:家賃月額の1/3×3か月分(上限10万円)					○					
愛媛県	宇和島市	1	えひめ応援金(県・市町連携事業)	感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む事業者を支援する。 給付額:法人20万円、個人事業主10万円					○					
愛媛県	宇和島市	4	中小企業者等応援給付金	中小企業者等に対する事業継続支援策として、市独自の応援給付金を支給 給付額:1事業者20万円							○			
愛媛県	新居浜市	2	タクシー事業者応援給付金事業	前年同月売り上げが50%以上落ち込んだタクシー事業者に対し、50千円/1台を給付。	○									
愛媛県	新居浜市	2	タクシー事業者フードデリバリーサービス応援事業	タクシー事業者が飲食店等と連携しデリバリーサービスに取り組むシステム導入支援及び運送補助システム導入、維持費3,140千円 デリバリー代金(1,500円/1回)3,000千円	○									
愛媛県	新居浜市	4	新居浜市地域商品券発行事業	新型コロナウイルス感染症の影響による市内飲食・小売り・サービスの売り上げ減少を受け、プレミアム付商品券の発行により市民の消費喚起を図る。(発売時期については未定) ・概要:1万3千円(飲食8千円、共通5千円)分の商品券を1万円で販売(交通事業者も対象) ・予算額:2億452万8千円				○						
愛媛県	新居浜市	2	新居浜市生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金	路線バス事業者の運行に係る欠損の一部を補助するもの。 ・毎年3月に実績に応じて補助していたものを、令和2年度に引き続き、今年度も概算払いを行う。 ・概算払い金額は昨年度実績の1/2を基本とし、状況に応じて増額を検討。										
愛媛県	新居浜市	1	新居浜市地域商品券発行に伴う感染症対策推進事業	①市内の飲食店・小売店等で使用可能なプレミアム付商品券発行事業の加盟店舗に対し、更なる感染症対策を講じるための費用として補助金を交付し、市内店舗の感染症対策強化を図る。 ②加盟店舗の感染症対策経費に対する補助金 ③補助金170,000千円(感染症対策交付金100千円×1,700店舗) ④商品券取扱店舗						●				
愛媛県	新居浜市	4	県・市連携えひめ版事業者応援事業	①時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が対前年比で30%以上減少した事業者を支援するため、愛媛県と連携し、法人には200千円、個人事業主には100千円の補助を行う。ただし、個人事業主の内、飲食店取引業者に対しては、市独自で100千円の上乗せ補助を行う。 ②売上が減少した事業所に対する補助金 ③補助金158,000千円(法人200千円×545事業者、個人事業主100千円×463事業者、個人事業主・飲食店取引業者市上乗せ分100千円×27事業者) ※県77,650千円、市80,350千円 ④市内事業者(国の一時支援金や時短要請協力金の支給者を除く)						●				
愛媛県	新居浜市	2	地域交通事業者支援事業	原油価格等高騰対策として、タクシー事業者に対し、7月1日時点で稼働中の車両1台につき10万円を給付。									●	
愛媛県	大洲市	2	地方バス路線維持費補助金	貸切バス収入が減少した市内の路線バス事業者の資金調達を支援し、バス路線の維持・確保を図る。(前年度実績等に基づく見込申請により概算払い)										
愛媛県	大洲市	2	新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等応援給付金事業	持続化給付金の対象とならない事業者の内、売上が前年同月比30%以上~50%未満減少した事業者に対して応援給付金を支給する。20万円	○									
愛媛県	東温市	2	とうおん!がんばろう中小企業者!」応援給付金交付事業	市内事業者を対象に、国の持続化給付金に該当しない事業者で、売上が前年同月比15%~50%減少した者に対して、応援給付金を交付する。 ・法人 200千円/1事業者 ・個人 100千円/1事業者	○	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用 の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
愛媛県	東温市	2	東温市新型コロナウイルス感染症対策中小等細企業まるごと応援補助金	事業の継続及び地域経済の存続に向けた経営を下支えるため、令和4年4月1日から実施している「通常分」とは別に、新たに「コロナ臨時分」として補助事業を実施する。 補助率: 2/3以内 補助上限: 50万円								●		
愛媛県	東温市	2	市内タクシー事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症や燃料価格高騰等により、経営に大きな影響を受けた東温市内のタクシー事業者に対し、事業継続の支援を実施する。 ・事業者に対し、車両の保有台数に応じて支援金を給付(5万円/台)									●	
愛媛県	西条市	2	生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金	・路線バス事業者の運行に係る欠損の一部を補助するもの。 ・毎年3月に実績に応じて補助していたものを、今年度限り、9月補正予算により概算払いを行う。 ・概算払金額は昨年度実績の1/2を基本とし、状況に応じて増額を検討。										
愛媛県	西条市	4	中小企業等チャレンジ事業費補助金	業務転換や経営力向上等の新たなチャレンジに取り組む中小企業等に対して支援を行う。										
愛媛県	西条市	4	プレミアム付き地域応援券	市内の個人消費を喚起し、地域経済の好循環を創出するため、プレミアム付き商品券を発行する。										
愛媛県	西条市	2	西条市タクシー事業者原油価格等高騰対策支援金	コロナ禍における燃料価格高騰によるタクシー事業者の経費負担の増加を緩和し、今後の需要回復局面においてタクシーの供給を順調に回復するため、地域内交通を担う市内のタクシー事業者に対し、1台40,000円の支援金を交付する。									●	
愛媛県	西条市	4	中小企業等経営安定化支援事業	中小企業等の経営安定化のための補助、セミナー補助及び個別相談や経営環境等調査を実施									●	
愛媛県	西条市	4	SDGs×DXによる持続可能なまち西条推進事業	原油価格・物価高騰の影響を受け、疲弊した地域経済の底上げおよび生活者を支援するためSDGsやDXに取り組む市民等を対象に地域ポイントを付与									●	
愛媛県	四国中央市	2	四国中央市飲食業者等激励給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛要請により経営に大きな影響を受けた飲食業者等に対し、給付金を支給する。 ○給付額 10万円/1事業者 ・令和2年9月1日告示によりタクシー業者を追加(当初告示は6月29日)	○	○								
愛媛県	四国中央市	2	四国中央市飲食店経営維持応援事業	新型コロナウイルスの影響を受ける市内飲食店等の事業継続を図るため、雇用状況に応じて応援金を支給する。【交通関連では、タクシー、運転代行が該当】 ○従業員1~4人…15万円、5~9人…20万円、10~19人…30万円、20~29人…50万円、30~49人…80万円、50人以上…100万円 ○算定対象期間…令和2年1月~12月のうちいずれか1か月 ○申請期間…令和3年3月1日~5月31日まで			○							
愛媛県	四国中央市	1	えびの成りば(県・市町連携事業)	感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む事業者を支援する。 給付額:法人20万円、個人事業主10万円						●				
愛媛県	伊方町	2	がんばれ伊方町工業者応援金	①国の持続化給付金に該当しない事業者を対象に、給付金を支給することにより、事業者を支援し、経営安定化を図る。 ②連続した2ヶ月の売上が前年同期比で20%以上50%未満減少している者 ③連続した2ヶ月の売上高合計から前年同2ヶ月の売上高合計を差し引いた額(基準額以上の額) 基準額 法人 200,000円 個人 100,000円 上限額 法人 500,000円 個人 250,000円				○						
愛媛県	伊方町	2	伊方町貨物事業者等緊急支援事業	町内に営業所を有する貨物自動車運送事業者等に支援金を交付 【対象者】 ア 貨物自動車運送事業(県事業対象) イ 貨物軽自動車運送事業 ウ 一般貨物旅客自動車運送事業(バス事業) エ 一般貨物旅客自動車運送事業(タクシー事業) オ 自動車運転代行事業 【支援金額】 アの県事業対象車両:1台につき26,000円 ウの貨物バス:1台につき100,000円 イ・エ・オの他の事業:1台につき25,000円										○
愛媛県	伊方町	2	伊方町プレミアム付地域商品券事業	長引く新型コロナウイルス感染症拡大及び原油価格高騰等に伴い低迷した町内の消費活動を喚起し、町内経済の活性化を図るため、町民を対象としたプレミアム率100%の地域商品券を発行。1セット1万円分を5千円で販売、1人2セットまで、プレミアム率100%										○
愛媛県	松前町	2	新型コロナウイルス感染症中小企業者事業継続支援対策助成金	以下のすべての要件に該当する中小企業者(業種は不問)に対して、助成金を交付。 ①新型コロナウイルス感染症に関連する融資を受けていること ②主たる営業所が松前町にあること ③国が支給する持続化給付金の支給を受けていないこと・受ける予定がないこと ④売上の減少率が15%以上であること ⑤町税を滞納していないこと (法人の要件) ⑥法人町民税の均等割の区分が1号に該当すること 【支給額】 売上減少率15%以上 20%未満 (個人事業主)10万円(法人)20万円 売上減少率20%以上 30%未満 (個人事業主)15万円(法人)30万円 売上減少率30%以上 40%未満 (個人事業主)20万円(法人)40万円 売上減少率40%以上 (個人事業主)25万円(法人)50万円	○									
愛媛県	松前町	2	前向きに新たなビジネスを展開する事業者への支援金	以下のすべての要件に該当する中小企業者(業種は不問)に対して、協力金を支給。 ①営業所が松前町にあること ②町内に置く営業所において新ビジネス展開に挑戦していること ③愛媛県の新型コロナウイルス感染症対策新ビジネス展開協力金の支給決定を受けていること ④他の市町から同じような助成金を受けていないこと ⑤町税及び国民健康保険税を滞納していないこと 【支給額】1事業者当たり10万円	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費) の活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
愛媛県	松前町	2	松前町新ビジネス 定着促進給付金	非対面・非接触型ビジネスの導入、デジタルシフトまたは国の規制緩和に伴う新ビジネスの導入を行い、その定着化を図るとする事業者で次の要件を満たす場合に給付金を支給。 ①事業者の区分に応じて、それぞれの要件を満たすこと 法人・町内に置く営業所において新ビジネスの定着化に取り組んでいること 個人・町内に置く営業所において新ビジネスの定着化に取り組んでいること、または町内に住所を有していること ②給付金の支給を受けようとする新ビジネスの定着化に対して、松前町地域産業力強化支援事業補助金の交付を受けていないこと ③他の市町から給付金と同種の補助を受けていないこと ④町税及び国民健康保険税を滞納していないこと 【支給額】1事業者当たり10万円		○							
愛媛県	松前町	2	松前町地域産業力 強化支援事業補助金	設備の購入・改修等により経営力の強化を図る事業者で次の要件を満たす場合に補助金を交付。 ①補助対象 愛媛県中小企業団体中央会のえひめ地域産業力強化支援事業補助金の補助対象で、松前町の事業所で同事業に取り組んでいること(個人事業主の方は松前町に住所がある方も対象) ほか 【補助額】1事業者当たり補助対象経費の1/8の額(上限:40万円)		○							
愛媛県	松前町	2	「がんばれ!まさき 応援券」プレミアム 付商品券	・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い停滞する地域経済の回復を目的として、町内で使用可能なプレミアム付商品券を発行 ・券面額5,000円で販売額3,000円 (共通券)3,000円(500円券×6枚) (限定券)2,000円(500円券×4枚) ・共通券・限定券共にタクシー運賃に使用可能		○							
愛媛県	松前町	2	新型コロナウイルス 感染症対策中小 事業者一時金給付 事業	県の特別警戒期間の発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け売上が減少した、営業所が松前町にある中小企業者及び町内に住所を有する個人である事業者に対する支援 (対象)令和3年1月又は2月の売上と前年同月の売上を対比して20%以上減少している事業者 【法人】(20%~50%の場合)一律200千円 (50%以上の場合)一律400千円 【個人】(20%~50%の場合)一律150千円 (50%以上の場合)一律300千円		○							
愛媛県	松前町	2	新型コロナウイルス 感染症対策新小 ビジネスモデル 事業	コロナ禍を乗り越えるため、愛媛県商工会連合会のコロナ対応新ビジネスモデル補助金を活用して、社会経済環境の変化に応じた業態若しくはサービス提供方法の転換又は新事業の展開を行う事業者に、上乗せの補助金を交付。 【補助対象】町内に本店を置いている中小企業者(個人事業主の方は松前町に住所がある方も対象) ほか 【補助額】1事業者当たり補助対象経費の1/12の額(上限:12万5千円)				○					
愛媛県	松前町	2	えひめ版県・市町 連携事業応援金給 付事業	コロナ禍の中、事業に係る収入が減少しながらも継続して事業を行う事業者に対し、応援金を給付。 【補助対象】令和3年1月から5月までのいずれかの月の売上と前年又は前々年同月の事業収入を対比して30%以上減少している事業者 ほか 【給付金額】(法人)一律200千円、(個人)一律100千円				○					
愛媛県	松前町	2	えひめ版県・市町 連携事業応援金給 付事業(第2弾)	時短要請や外出自粛の影響を受けた事業者に対し、感染症対策期を乗り越え、さらには縮小期以降の反転攻勢時にも感染拡大を予防する、将来に向かって効果が持続する経費を応援金として給付。(第2弾の対象とならない第1弾の支給対象に対しても別途支給) 【補助対象者】①令和3年6月~9月の月の事業収入と前年又は前々年同月の売上を対比して30%以上減少している事業者 ②令和3年6月~9月のうち任意の連続する2月の事業収入が前年又は前々年同月比で毎月が連続して15%以上減少している事業者 別枠:松前町えひめ版県・市町連携事業応援金(1月~5月のいずれかの月の売上減少を対象として給付したの)を受けた事業者であって、①、②に該当しないもの 【給付金額】通常給付:(法人)300千円、(個人)150千円、別枠の給付:(法人)100千円、(個人)50千円						●			
愛媛県	松前町	2	令和4年度松前町 新ビジネスモデル 展開促進補助金	社会経済環境の変化に対応するため、愛媛県商工会連合会のコロナ対応新ビジネスモデル補助金を活用して、愛媛県商工会連合会の新ビジネスモデル展開促進補助金の通常枠を活用して、中長期の視点に立つて事業の再構築又は新事業の展開を行う事業者に、上乗せの補助金を交付。 【補助対象】町内に本店を置いている中小企業者等(個人事業主の方は松前町に住所がある方も対象) ほか 【補助額】1事業者当たり補助対象経費の1/12の額(上限:12万5千円)							○		
愛媛県	松前町	2	「胸アツ!まさき 応援券」プレミアム 付商品券	・原油価格及び物価の高騰に対応することを目的として、地域経済の活性化と生活者支援のためのプレミアム商品券の発行 ・券面額7,500円で販売額5,000円 (共通券)5,000円(500円券×10枚) (限定券)2,500円(500円券×5枚) ・共通券・限定券共にタクシー運賃に使用可能							○	●	
愛媛県	松前町	2	エネルギー価格 高騰対策事業者 応援金	・コロナ禍におけるエネルギー価格等高騰の影響を受けている町内等の事業者に対し、価格高騰の影響を緩和し事業継続を支援するための応援金を給付する。 ・エネルギー価格高騰対策事業者応援金 対 象:エネルギー価格高騰の影響を受けている町内の事業者 算定方法:R4.1~10の任意の連続する2月の電気使用量及び原油燃料使用量*5*基準単価(原油燃料25円/L、電気2.5円/kWh)*2/3 補助上限:40万円									○
愛媛県	砥部町	2	タクシー事業者 支援事業	・原油価格高騰等の影響を受けている町内タクシー事業者に対し、価格高騰の影響を緩和し事業継続を支援するための支援金を給付する。 対 象:町内に営業所を有する個人または法人タクシー事業者 算定方法:(R4.1~12までの燃料使用量*基準単価37円-国補助金)*1/2 補助上限:1台当たり5万円									●
愛媛県	久万高原 町	3	地域公共交通機関 の高度化支援事業	①過疎地での公共交通機関の維持は極めて困難であり、経営持続化に資する省メンテナンスおよび環境性能に優れた車両への入替を支援する 町内路線バスをセンターバスで経営転換を可能にするため、路線バス運行に係るデータをGIFS-JP形式で提供する。 ②現在運行する車両の更新に係る経費の一部を補助 ③バス事業者 導入経費90%以内且つ20,000千円/台を上限 2事業者 × 20,000千円 = 40,000千円 タクシー事業者 導入経費90%以内且つ3,000千円/台を上限 3事業者 × 3,000千円 = 9,000千円 路線バスGIFS-JPデータ作成業務委託料 500千円 ④町内で運行する公共交通事業者		○							
愛媛県	久万高原 町	1	密集軽減のための 輸送能力増強事業	①マイクログバスを活用する事業において、密集を避けるためバスの増便・増車を行う ②町内マイクロバスで輸送する事業の増便を民間事業者に委託 ③5回/月×6ヶ月=30回 100千円/回×30回=3,000千円		○							
愛媛県	久万高原 町	2	久万高原町公共 交通運行継続支援 事業	・コロナ禍により収入の減少が長期化している公共交通の運行継続を支援するため、町内を運行しているバス事業者に対し、支援金を交付する。 ・バス1台あたり20万円を上限 ・予算額1,600千円							○		
愛媛県	久万高原 町	4	久万高原町原油 高騰対策公共交通 事業者経営支援事業	・世界情勢の影響等により燃料や諸物価が高騰していることを受け、町内を運行しているバス事業者に対し、燃料高騰に対する支援を行い、経営の安定による路線の維持を図る。 ・バス運行に要した燃料(軽油)の数量に、高騰した部分の燃料価格を基に算出した補助単価(補助単価15円/ℓ)を乗じた額を助成する。 ・予算額1,200千円								●	○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
愛媛県	伊予市	1.2	伊予市新型コロナ ウイルス感染症対 策バス・タクシー事 業者支援金	新型コロナウイルス感染拡大の防止に取り組みながら地域公共交通の維持を図る市内のバス事業者及びタクシー事業者に対し、支援金を交付する。 ・バス1台当たり:10万円、タクシー1台当たり:5万円 ・予算額 9,200千円	○	○							
愛媛県	伊予市	4	伊予市貸切バス・ タクシー事業者利 用促進事業	個人・団体が市内の貸切バス事業者及びタクシー事業者(以下「バス・タクシー事業者」という。)を利用する際に、使用料の一部を助成する。 ・助成額 補助対象経費の1/2(限度額40,000円) ・予算額 5,881千円 ・通常の借上料のみを補助対象とします。(駐車料金・バスガイド代・高速道路使用料・キャンセル料等は助成対象外)					○				
愛媛県	伊予市	1.2	伊予市新型コロナ ウイルス対策市内 バス・タクシー事 業者雇用維持支援 事業	新型コロナウイルス感染症により経営が苦しい事業者の支援を行うために、従業員の雇用維持と感染症拡大防止の取組みを支援する。 【交付金額】 バス事業者 1事業者あたり100万円 タクシー事業者 1事業者あたり50万円								●	
愛媛県	伊予市	2	伊予市コミュニティ バス運行事業者 燃費高騰対策支援 金	燃費高騰の影響を受けたコミュニティバス運行事業者に対して、影響額の一部を緊急的に補助する。 【対象事業者】 コミュニティバス運行事業者 【補助の考え方】 燃費高騰前の令和2年度を基準とし、令和3年度の高騰影響額を補助									
愛媛県	内子町	4	内子町	【補助対象事業者】 基準日現在において、内子町内に本社または事業所等があり、次の事業を営んでいる事業者 ・一般貨物自動車運送事業 ・特定貨物自動車運送事業 ・貨物軽自動車運送事業 ・自動車運転代行業 ・タクシー事業(介護タクシー含む) 【交付金を充当する経費等】 町内で登録されている車輛に対する経費 普通車輛:26千円/台 小型車輛:12.5千円/台 タクシー車輛・軽貨物車輛等:25千円/台									○
高知県	高知県	2	高知県バス運行対 策費補助金	【補助対象事業者】 バス事業者 【補助対象経費】 国庫補助路線のバス運行費用のうち、交通事業者が負担する経費(四国ブロック標準経費を超える部分) 【補助率】1/2 【予算額】29,553千円	○								
高知県	高知県	1.4	道路旅客運送事業 等緊急支援事業費 補助金	【補助対象事業者】バス、路面電車、タクシー、運転代行の事業者 【補助対象経費】①感染症対策事業 車内や事業所での感染症対策の徹底(マスク・消毒液の購入、セパレーターカーテンの導入等) ②販促・新サービス展開等事業 デリバリーサービス、キャッシュレス決済、新事業のPR(WEB・チラシ作成)など※②は①と併せて実施する場合に補助対象 ※①②ともにR2.4.7以降から適応 【補助上限下限額】バス・路面電車 上限:1事業者50万円もしくは1台10万円のいずれか低い額 下限:1台5万円 ○タクシー 上限:1事業者30万円もしくは1台10万円のいずれか低い額 下限:1台3万円 ○運転代行 上限:1事業者20万円もしくは1台10万円のいずれか低い額 下限:1台3万円※補助先が複数の事業を営む場合、1事業者当たりの補助金の上限額は、複数の事業の中で最も高い上限額を適用 【補助率】3/4 【予算額】42,000千円		○							
高知県	高知県	1.4	高知県貸切バス利 用促進事業費補助 金	【補助対象者】 貸切バスを借り上げる個人、法人又はその他の団体 【補助対象経費】 貸切バスの借上料 【補助上限下限額】 1日あたり1台につき50千円(下限なし) 【補助率】 1/2以内 【予算額】 41,000千円		○							
高知県	高知県	4	広報推進事業委託	【委託内容】 公共交通を活用して、県の取り組み及び公共交通の利用促進を広くPRする。 【委託事業者】 路面電車、鉄道、バス、タクシー 【予算額】 7,473千円(予備費) 150,952千円(6月補正)		○							
高知県	高知県	2	高知県第三セク ター鉄道維持対策 事業費補助金	【補助対象事業者】 土佐くろしお鉄道 【補助対象経費】 運行の安全の確保に必要な修繕費等に係る経費(国庫補助金が交付された事業を除く。) 【補助率】1/2以内 【予算額】90,524千円		○							
高知県	高知県	2	軌道事業維持対策 特別給付金	【給付対象事業者】 とさでん交通 【給付額】 軌道事業におけるR2年度の減収見合い額を、県と沿線市町村で1/2ずつ給付 【予算額】 137,500千円		○							
高知県	高知県	2	高知県バス運行対 策費補助金	【補助対象事業者】 バス事業者 【補助対象経費】 国庫補助路線のバス運行費用のうち、交通事業者が負担する経費(四国ブロック標準経費を超える部分) 【補助率】1/2 【予算額】 13,205千円(R3当初予算)			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金	臨時交付金		
					(R2・1次補正分の活用の有無)	(R2・2次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正分の活用の有無)	(R2・3次補正繰越分の活用の有無)	(事業者支援分の活用の有無)	(追加事業者支援分の活用の有無)	(R3補正分)の活用の有無	(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無			
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
高知県	高知県	2	高知県バス運行対策費補助金	【補助対象事業者】 バス事業者 【補助対象経費】 県補助路線のバス運行費用のうち、交通事業者が負担する経費(四国ブロック標準経費を超える部分) 【補助率】1/2 【予算額】 498千円(R3当初予算)					○						
高知県	高知県	2	安全安心の施設整備事業費補助金(追加補助)	【補助対象事業者】 とさでん交通㈱ 【補助対象経費】 事業者が行う公共交通の安全性の向上及び利用者が安心して利用することができる施設整備(線路設備、電路設備等) 【補助率】1/6 ※既存補助1/6に追加補助=県負担1/3 【予算額】 19,695千円(R3当初予算)					○						
高知県	高知県	2.4	広報推進事業委託料	【委託内容】 公共交通等を活用して、県の取り組み及び公共交通の利用促進を広くPRする。 【委託事業者】 路面電車、鉄道、路線バス、タクシー、運転代行 【予算額】 38,912千円							○				
高知県	高知県	1.4	貸切バス利用促進事業費補助金	【補助対象者】 貸切バスを借り上げる県内に住所を有する個人、営業所等を有する法人、所在するその他の団体 【補助対象経費】 県内事業者からのバス借上料 【補助上限下限額】 借上日数×借上車両数×5万円 【補助率】 1/2以内 【予算額】 19,752千円						○					
高知県	高知県	4	高知県第三セクター鉄道維持対策事業費補助金	【補助対象事業者】 土佐くろしお鉄道㈱ 【補助対象経費】 鉄道の安全確保に必要な修繕費(国庫補助事業分等を除く) 【補助率】1/2以内 【予算額】52,463千円							○				
高知県	高知県	2	軌道事業維持特別対策給付金	【給付対象事業者】 とさでん交通㈱ 【給付費】 軌道事業におけるR3年度の減収見合い額を、県と沿線市町で1/2ずつ給付 【予算額】 138,861千円								○			
高知県	高知県	2	高知県バス運行対策費補助金	【補助対象事業者】 バス事業者 【補助対象経費】 国庫補助路線のバス車両購入経費のうち、交通事業者が負担する経費(国及び県が行う通常支援の上限を超える額) 【補助率】1/2 【予算額】 36,000千円(6月補正)										●	
高知県	高知県	2	高知県公共交通事業継続特別支援給付金	【給付対象事業者】 バス、路面電車、タクシー事業者 【給付額】 貸切バス・高速バス・路面電車 300千円、タクシー50千円 【予算額】 157,100千円(6月補正)										●	
高知県	高知県	2.4	広報推進委託事業	【委託内容】 公共交通を活用して、県の取り組み及び公共交通の利用促進を広くPRする。 【委託事業者】 路面電車、鉄道、バス、タクシー、運転代行 【予算額】 81,851千円(6月補正)										●	
高知県	高知県	4	広報推進委託事業	【委託内容】 県内の貨物自動車運送事業者の各車両を活用し、県の取り組みを広くPRする。 【委託事業者】 高知県トラック協会、広告代理店 【予算額】 108,029千円(9月補正)											○
高知県	高知県	2	高知県バス運行対策費補助金	【補助対象事業者】 バス事業者 【補助対象経費】 国庫補助路線のバス運行費用のうち、交通事業者が負担する経費(四国ブロック標準経費を超える部分) 【補助率】1/2 【予算額】 26,514千円(9月補正)											○
高知県	高知県	2	高知県バス運行対策費補助金	【補助対象事業者】 バス事業者 【補助対象経費】 県補助路線のバス運行費用のうち、交通事業者が負担する経費(四国ブロック標準経費を超える部分) 【補助率】1/2 【予算額】 1,213千円(9月補正)											○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分の)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
高知県	高知市	2	鉄道軌道輸送対策緊急支援事業費補助金	【補助対象者】 とさでん交通株式会社 【補助対象経費】 路面電車の施設等整備費のうち、現行の補助制度において生じている事業者負担分。 県(1/2)、沿線市町(1/2)による協調補助。 【予算額】 13,700千円				○					
高知県	高知市	4	高知市公共交通事業者応援事業費補助金	【事業内容】 日曜・祝日に市内全線のバス、電車及びデマンド型乗合タクシーの運賃を無料にし、利用促進を図る。 【補助対象経費】 運賃相当額・効果測定費用・広告費・車両備品等、利用促進費用(関連イベント開催等) 【予算額】 153,535千円						●			
高知県	高知市	2	旅客運送事業者経営維持支援給付金給付事業	交通事業者へ支援金を割賦。 ・路線バス、高速バス、貸切バス、路面電車、タクシー(法人・個人・福祉限定) 10万円/台 【予算額】 115,300千円						●			
高知県	高知市	4	飲食店・タクシー利用促進事業	【事業内容】 新型コロナウイルス感染症の影響により売上低迷が長期化している飲食事業者及びタクシー事業者の事業継続支援として、プレミアムのついたクーポン券を販売し、年末年始の地域経済を活性化するための需要喚起を図る。 1セット3,000円(飲食クーポン:1,000円×5枚、タクシークーポン:500円×2枚 計6,000円分) 60,000セット販売予定 【補助対象事業者】 業務委託事業者(株式会社ユーエスケー) 【予算額】 248,871千円						●			
高知県	高知市	4	高知市公共交通事業者応援事業費補助金	【補助対象事業者】 とさでん交通(株)、(株)県交北部交通、高知東部交通(株) 【事業内容】 夏休み期間中、市内在住又は在学の小学生の路面電車・路線バス運賃を無料にし、利用促進を図る。 【補助対象経費】 運賃相当額・広告費 【補助率】 10分の10 【予算額】 20,000千円									●
高知県	高知市	4	高知市公共交通事業者応援事業費補助金	【補助対象事業者】 とさでん交通(株)、(株)県交北部交通、高知東部交通(株)、デマンドタクシー運行事業者5者 【事業内容】 日曜・祝日に市内全線のバス、電車及びデマンド型乗合タクシーの運賃を一律とし、利用促進を図る。 (ICカードですか、一律10円、現金一律100円) 【補助対象経費】 ICカード製作費・運賃相当額・広告費・車両備品等、利用促進費用(関連イベント開催等) 【補助率】 ICカード製作費のみ2分の1、その他10分の10 【予算額】 123,010千円									●
高知県	高知市	2	公共交通緊急支援事業費補助金	【補助対象者】 とさでん交通株式会社 【補助対象経費】 路線バスの運行費のうち、現行の補助制度において生じている事業者負担分。 県(1/2)、沿線市町(1/2)による協調補助。 【予算額】 25,385千円									○
高知県	高知市	2	鉄道軌道輸送対策緊急支援事業費補助金	【補助対象者】 とさでん交通株式会社 【補助対象経費】 路面電車の施設等整備費のうち、現行の補助制度において生じている事業者負担分。 県(1/2)、沿線市町(1/2)による協調補助。 【予算額】 18,800千円									○
高知県	南国市	2	新型コロナウイルス感染症対策地域バス運行維持事業費補助金	①国庫補助スキームにおける路線バス運行経費について、その負担が困難となったバス運行事業者を支援。(総額:331万円) ②市町村間幹線バス路線の運行事業者負担の1/2を沿線市町村として支援	○								
高知県	南国市	1.2	南国市地域公共交通事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が悪化し、バス事業又はタクシー事業の継続が困難となった事業者に対して、事業の継続及び感染症防止対策の実施促進を目的として行う。 ・法人タクシー、介護タクシー→10万円/台 ・貸切バス→20万円/台		○							
高知県	南国市	2	新型コロナウイルス感染症対応鉄道事業者支援事業	①新型コロナウイルス感染症の影響により大きく収入の減少した3セク鉄道事業者を沿線市として支援することにより、地域の足を担う鉄道事業を維持する。運行の安全確保に必要な修繕経費を補助する。 ②安全確保のための経費補助 ③沿線自治体支援金(5,000,000円×5.45%(負担率))=3,542,500円 ④土佐くらしお鉄道株式会社 【予算額】3,542千円		○							
高知県	南国市	2	新型コロナ対応路面電車運行維持費補助金	①新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける軌道事業者への支援をすることで、県内唯一の事業者確保と更なる感染症防止策を図ることを目的とする。 ②利用者減少に伴う運賃収入減収分 ③新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和29年度および30年度運行収入額の平均と令和2年度運行収入見込み額との差額。15,400千円 ④とさでん交通㈱ 【予算額】15,400千円			○	○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 超過分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) 活用の有無	臨時交付金 (R3補正超過分・R4予備費) 活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. Maas等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
高知県	南国市	2	新型コロナ対応地方バス路線維持費補助事業	①国庫補助スキームでは補助対象外となる路線バス運行経費について、新型コロナの影響によりその負担が困難となった運行事業者を支援する。 ②補助金 ③市町間幹線バス路線の運行事業者負担の1/2を沿線市町村として支援 ④補助要件を満たす市町間幹線路線バス運行事業者 【予算額】3,372千円			○	○					
高知県	南国市	2	新型コロナ対応軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	①軌道運行にかかる設備事業費について、新型コロナの影響によりその負担が困難となった運行事業者を支援する。 ②補助金 ③路面電車の運行事業者負担分を沿線市町村として支援 ④とさでん交通㈱ 【予算額】2,206千円			○	○					
高知県	南国市	2	新型コロナ対応生活バス路線維持費補助事業	①市補助スキームでは補助対象外となる路線バス運行経費について、新型コロナの影響によりその負担が困難となった運行事業者を支援する。 ②補助金 ③市町間幹線バス路線の運行事業者負担分を沿線市町村として支援 ④補助要件を満たす市町間幹線路線バス運行事業者 【予算額】100千円			○	○					
高知県	南国市	2	新型コロナ対応中山間地域生活支援総合補助金生活用品確保等支援事業費負担金	①地域振興立法5法で規定される条件不利地域における買い物弱者への新型コロナウイルス感染症対策として、公共交通の利用時あるいは量販店等での3密を防ぐとともに生活用品確保支援を実施する事業者に対する移動販売車両の購入支援。 ②補助金 ③中山間地域への移動販売に係る車両購入補助。 ④株サンラザへの間接補助(市一県一事業者) 【予算額】1,023千円				●					
高知県	南国市	2	新型コロナウイルス感染症対応鉄道事業者支援事業	①新型コロナウイルス感染症の影響により大きく収入の減少した3セク鉄道事業者を沿線市として支援することにより、地域の足を担う軌道事業を維持する。運行の安全確保に必要な修繕経費を補助する。 ②安全確保のための経費補助 ③沿線自治体支援金60,000,000円×5.6%(負担率)=3,380,000円 ④土佐くらしお鉄道株式会社 【予算額】3,808千円						○			
高知県	南国市		新型コロナ対応路面電車運行維持費補助金	①新型コロナウイルス感染症の影響を受ける軌道事業者への支援をすることで、県内唯一の事業者確保と更なる感染防止策を図ることを目的とする。 ②利用者減少に伴う運賃収入減収分 ③新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和29年度および30年度運行収入額の平均と令和4年度運行収入見込み額との差額。15,608千円 ④とさでん交通㈱ 【予算額】15,608千円								○	
高知県	南国市		新型コロナ対応地方バス路線維持費補助事業	①国庫補助スキームでは補助対象外となる路線バス運行経費について、新型コロナの影響によりその負担が困難となった運行事業者を支援する。 ②補助金 ③市町間幹線バス路線の運行事業者負担の1/2を沿線市町村として支援 ④補助要件を満たす市町間幹線路線バス運行事業者 【予算額】1,712千円									○
高知県	南国市		新型コロナ対応軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	①軌道運行にかかる設備事業費について、新型コロナの影響によりその負担が困難となった運行事業者を支援する。 ②補助金 ③路面電車の運行事業者負担分を沿線市町村として支援 ④とさでん交通㈱ 【予算額】2,719千円									○
高知県	南国市		南国市地域公共交通事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が悪化し、バス事業又はタクシー事業の継続が困難となった事業者に対して、事業の継続及び感染防止対策の実施促進を目的として行う。 ・法人タクシー・介護タクシー→10万円/台 ・貸切バス→20万円/台 10万円×86台+20万円×15台=11,600,000円 【予算額】11,600千円									○
高知県	佐川町	2	コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金	佐川町社会福祉協議会を窓口として、月300万以上減少した事業者に対し、最大50万円。併せて社会生活を支える特定の事業に対し10万円 ※基金原資は主に佐川町からの補助金			○	○	○				
高知県	佐川町	2	地域生活支援バス運行維持補助金	高吾北広域事務組合より、3町を跨がって運行するバス事業者に対し、100万円を補助 ※高吾北広域事務組合は佐川町・越知町・仁淀川町の3町で組織	○	○	○						
高知県	佐川町	1	佐川町バス事業者等感染症対策支援事業費補助金	①佐川町を窓口として、コロナ禍における地域公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行及び町民の日常的な移動手段を確保するため、バス事業者及びタクシー事業者が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する経費について補助する。 ②対象費用：車内における抗菌、抗ウイルス、換気対策 ③補助上限額：車両へ実施する感染防止対策に要する経費の3/4 ※対象経費について国土交通省の地域公共交通感染防止対策補助金の交付を受けている場合は、算定された補助金額から国庫補助金の額を除いた額とする。				○					
高知県	佐川町	2	佐川町燃料価格高騰対策支援補助金	原油価格高騰により影響を受けている佐川町内のバス事業者及びタクシー事業者に対し、町民の交通手段を安定的に維持することを目的とし、令和4年度佐川町燃料価格高騰対策支援補助金を交付する。 補助対象：令和3年度の年間走行距離 補助額：年間走行距離÷5L(軽油20円、ガス、ガソリン30円)									○
高知県	中土佐町	1	公共交通事業者感染症対策事業	町内を運行する公共交通(タクシー、バス)の車両および乗客、従業員の感染症予防に資する消耗品等(消毒薬、マスク、消毒作業、運転席との隔離器設置)の整備費用を補助。(補助率：10/10、事業者の負担額を上限)	○	○		●					
高知県	中土佐町	2	公共交通事業者等燃料高騰対策助成金	新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている町内の自動車運送事業者に対し、予算の範囲内において、燃料価格高騰対策支援金を支給。 R4.4.1からR4.12.31までに対象となる車両の運行にかかった燃料費1リットルに対し、10円を支給。 →一般乗用旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は上限20万円(3事業者×20万円=60万円) →一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は上限10万円(11事業者×10万円=110万円)									●
高知県	仁淀川町	2	地域住民の生活を支える路線バス維持補助事業	複数市町村にまたがる路線を走るバス事業者に広域事務組合(佐川町・越知町・仁淀川町)から100万円の補助をする。									
高知県	仁淀川町	2	仁淀川町バス・タクシー事業者事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収しているバス・タクシー事業者に事業継続を目的に支援金を交付する。 貸切バス1台 350,000円×4台=1,400,000円 タクシー1台 250,000円×7台=1,750,000円									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
高知県	仁淀川町	2	公共交通・スクールバス運行維持支援事業	原油価格高騰による公共交通等の燃料負担の軽減を図るため町民・スクール・コミュニティバス指定管理者に支援金を交付する。 ・給油量に応じた補助 ・上限20円/L×39,000L								●		
高知県	四万十市	4	新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力金	四万十川で観光遊覧船を営む者に10~20万円	○									
高知県	四万十市	4	新型コロナウイルス感染症対策事業持続支援金	法人事業者 20万円	○									
高知県	四万十市	2	地域鉄道事業者運行支援事業	新型コロナウイルス感染症に伴う移動自粛等の影響により、著しく利用者が減少し、厳しい経営状況となっている地域の鉄道事業者が安全な運行を確保するために必要な経費について補助するもの。 【補助対象事業者】土佐くろしお鉄道㈱ 【予算総額】22,328千円		○								
高知県	四万十市	2	地域鉄道事業者運行支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長く中、利用者の減少により厳しい経営状況となっている地域の鉄道事業者が安全な運行を確保するために必要な経費について補助し、住民の日常生活に欠かせない公共交通の維持を図るもの。 【補助対象事業者】土佐くろしお鉄道㈱ 【事業費】20,188千円(令和3年度)					●					
高知県	四万十市	2	地域鉄道事業者運行支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長く中、利用者の減少により厳しい経営状況となっている地域の鉄道事業者が安全な運行を確保するために必要な経費について補助し、住民の日常生活に欠かせない公共交通の維持を図るもの。 【補助対象事業者】土佐くろしお鉄道㈱ 【事業費】19,109千円(令和4年度)								●		
高知県	四万十市	4	四万十市営業時間短縮要請対応臨時支援金	①高知県が行った飲食店等への営業時間短縮要請等により、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対し、市独自による県給付金への上乗せ給付を行うことで、事業継続と雇用の維持を支援するもの。 ②高知県営業時間短縮要請の影響を受け、令和2年12月の事業収入(売上)が前年同月比で30%以上減少している中小企業又は個人事業者に対する給付金 ③法人20万円・個人10万円 ④高知県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等の休業によって、波及的に影響を受けた市内の事業者(対象交通事業者・タクシー、代行事業者)			○							
高知県	四万十市	4	四万十市営業時間短縮要請対応雇用継続応援金	①新型コロナウイルス感染症の再拡大により、市内飲食店等への時間短縮要請が県から発出されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対し、雇用の維持継続と従業員への支援を目的に応援金を支給するもの。 ②高知県営業時間短縮要請の影響を受け、令和3年5月あるいは6月の事業収入(売上)が前年又は前々年の同月比で2割以上減少している事業者に対する給付金 ③事務費(消耗品、印刷製本費、郵送料等) 300千円 応援バス・貸切バス:754台×5万円=3,770千円 ④飲食店等、小売業、助売業、従業員数(週4日以上勤務)×5万円(上限50万円) 運行代行・タクシー業、所有台数×5万円(上限50万円) ⑤要件を満たす市内事業者				●						
高知県	四万十市	2	四万十市地域交通事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少や燃料価格の高騰によって厳しい経営状況にある市内交通事業者の運行の維持を目的として給付金を給付するもの。 【補助対象事業者】四万十市内に営業所を置く高速バス、貸切バス、タクシー(福祉輸送事業限定も含む)及び代行事業者 【予算額】5,650千円 高速バス、貸切バス:15万円/台 タクシー(福祉輸送事業限定も含む)、代行:5万円/台 15万円×16台+5万円×65台=5,650,000円									●	
高知県	本山町	2	公共交通路線バス補助金	路線バスの収益の大幅減により、事業者の負担が増加し、厳しい経営環境に陥っていることから、地域の移動手段確保のため、運行に係る追加補助を行うもの。 現行の補助制度における事業者負担分の1/2に対する走行距離補 705千円	○	○								
高知県	本山町	1	コミュニティバス感染予防対策	①目的:コミュニティバス運行における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、社内に除菌器(オゾン発生器)を設置する。また、乗客と運転手が非接触で乗降できる定期券を令和4年4月から導入するにあたり、バスケースを定期券初回購入時に配布する。 このことにより安全で利用しやすい公共交通網を維持する。 ②除菌器(オゾン発生器)、バスケース(100個)の購入 ③消耗品費165千円、備品購入費66千円、合計231千円 ④本山町							○			
高知県	芸西村	1	コミュニティバス感染予防対策	市内を運行する芸西村コミュニティバス内の感染症を予防を実施する。	○									
高知県	芸西村	2	交通事業者支援事業	交通事業者に対して事業の継続を維持するための車両の維持費支援を行う。		○								
高知県	奈半利町	2	新型コロナウイルス感染症対策事業土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線運行補助金	土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線修繕予算額に対する当町負担額										
高知県	田野町	1.2	田野町タクシー事業者支援給付金	【補助対象事業者】町内タクシー事業者 【助成額】10万円×保有台数 【予算額】900千円				○						
高知県	田野町	1.4	田野町タクシー事業者支援給付金	【補助対象事業者】町内タクシー事業者 【助成額】10万円×保有台数 【予算額】900千円								●		
高知県	安田町	2	土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線運行補助事業	①県民等の移動手段である公共交通ネットワークの骨格となる鉄道の維持・確保を図るため、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の運行の安全を確保するための必要な経費の一部について、高知県及び県中東部11市町村により支援する(65,000千円×3.8%=2,470千円)		○								
高知県	安田町	2	事業者物価高騰対策支援事業	原油価格・物価高騰等の影響により、仕入値や固定費などが増加している事業者等に対し支援金を交付する。 (町内の交通運輸関係事業者(ハイヤー業、運送業)には、事業種類に応じて、10万円~30万円を支援)								●		
高知県	香南市	2	香南市タクシー・観光バス事業者支援給付金事業	1. 対象事業者:市内の観光バス・タクシー計8事業者(観光バス:1事業者、タクシー(福祉タクシー含む):7事業者) 2. 助成額 (1)観光バス、保有台数×150千円 (2)タクシー:保有台数×50千円 3. 助成イメージ:(1)観光バス:保有台数6台×150千円=900千円 (2)タクシー:保有台数22台×50千円=1,100千円 4. 予算額:(1)観光バス:6台×150千円=900千円 (2)45台×50千円=2,250千円 計3,150千円			○							
高知県	香南市	2	土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線運行補助事業	①県民等の移動手段である公共交通ネットワークの骨格となる鉄道の維持・確保を図るため、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の運行の安全を確保するための必要な経費の一部について、高知県及び県中東部11市町村により支援する(65,000千円×12.75%=8,287.5千円)		○								
高知県	香南市	2	香南市タクシー・貸切バス事業者支援給付金事業	1. 対象事業者:市内の貸切バス・タクシー計9事業者(貸切バス:1事業者、タクシー(福祉タクシー含む):8事業者) 2. 助成額 (1)貸切バス、保有台数×150千円 (2)タクシー:保有台数×100千円 3. 助成イメージ:(1)貸切バス:保有台数7台×150千円=1,050千円 (2)タクシー:保有台数22台×100千円=2,200千円 4. 予算額:(1)貸切バス:7台×150千円=1,050千円 (2)45台×100千円=4,500千円 計5,550千円							○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費) の活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
高知県	宿毛市	2	新型コロナウイルス感染症対応土佐くろしお鉄道運行補助金	新型コロナウイルス感染拡大に伴う移動自粛等の影響により、著しく利用者が減少し、厳しい経営状況となっている地域の鉄道事業者が安全な運行を確保するために必要な経費について補助するもの。 【補助対象事業者】土佐くろしお鉄道㈱ 【予算総額】12,357千円								●	
高知県	宿毛市	2	宿毛市運送事業者等原油価格高騰重点支援給付金	新型コロナウイルスの感染状況等に起因する原油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な状況にあると認められる道路運送事業者等の事業継続を支援するため、市内で長距離輸送を行う道路運送事業者と地域の重要な公共交通機関であるタクシー事業者に対し、燃料費相当の一部を助成するもの。 【補助対象事業者】令和4年12月1日現在、宿毛市内で事業を営む中小企業、個人事業主のうち、次に掲げるいずれかの事業を行う者とする。 (1)貨物自動車運送事業者のうち、長距離輸送を行う事業者。 (2)タクシー事業者(福祉タクシーを含む)。 【予算総額】13,300千円									○
高知県	香美市	2	生活バス路線運行維持費補助金	①国庫補助スキームにおける路線バス運行経費について、その負担が困難となったバス運行事業者を支援。 ②市町村間幹線バス路線の運行事業者負担の1/2を沿線市町村として支援 【予算総額】27,704千円	○	○							
高知県	香美市	1.2	香美市旅客運送事業者経営維持支援給付事業	新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が悪化し、バス事業又はタクシー事業の継続が困難となった事業者に対して、事業の継続及び感染防止対策の実施促進を目的として行う。 ・法人タクシー、介護タクシー→10万円/台 ・貸切バス→20万円/台 【予算総額】16,100千円		○			○				
高知県	香美市	1.2	香美市旅客運送事業者経営維持支援給付事業	新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が悪化し、バス事業又はタクシー事業の継続が困難となった事業者に対して、事業の継続及び感染防止対策の実施促進を目的として行う。 ・法人タクシー、介護タクシー→10万円/台 ・貸切バス→20万円/台 【予算総額】16,200千円								●	
高知県	須崎市	4	須崎市タクシー業存続緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、市内のタクシー会社の経営存続が困難となり、すべてが廃業の意思を示したことから、市民の身近な交通手段かつ公共的交通安全機関である市内のタクシー業存続を目的として、新たなタクシー会社の設立を支援するための補助金を交付する。		○							
高知県	津野町	2	タクシー事業者等支援事業	感染拡大により収入が落ち込んだタクシー事業者等に対して、事業継続支援のため補助金を交付する。 補助対象事業者:タクシー事業者、自動車運転代行事業者 補助対象経費:20万円/台 予算総額:1,200千円					●				
高知県	大月町	2	地域鉄道事業者運行支援事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴う移動自粛等の影響により、著しく利用者が減少し、厳しい経営状況となっている地域の鉄道事業者が安全な運行を確保するために必要な経費について補助するもの。 【補助対象事業者】土佐くろしお鉄道㈱ 予算総額1,639千円		○							
高知県	大月町	2	地域鉄道事業者運行支援事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴う移動自粛等の影響により、著しく利用者が減少し、厳しい経営状況となっている地域の鉄道事業者が安全な運行を確保するために必要な経費について補助するもの。 【補助対象事業者】土佐くろしお鉄道㈱ 予算総額2,099千円					●				
高知県	大月町	2	地域鉄道事業者運行支援事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴う移動自粛等の影響により、著しく利用者が減少し、厳しい経営状況となっている地域の鉄道事業者が安全な運行を確保するために必要な経費について補助するもの。 【補助対象事業者】土佐くろしお鉄道㈱ 予算総額3,223千円								●	
高知県	土佐市	1.2	土佐市公共交通応援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を図り、土佐市の地域公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行並びに市民の日常的な移動手段を確保するため、バス、タクシー事業者等に対し、補助金を交付する。								●	
高知県	土佐町	4	運送業等支援事業	運送業等支援事業新型コロナウイルス感染症及び燃料の高騰により経営に影響がある運送事業者等に対し支援金を給付									○
福岡県	福岡県	1	福岡県地域公共交通感染症防止対策事業補助金(地域公共交通感染症防止対策事業)	車内消毒、飛沫防止用仕切りカーテン設置等の感染防止対策を実施する地域鉄道、乗合バス、タクシー事業者を支援(令和2年度)		○							
福岡県	福岡県	1	福岡県地域公共交通感染症防止対策事業補助金(地域公共交通感染症防止対策事業)	各業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を実施する地域鉄道、乗合バス、タクシー事業者を支援(令和3年度)							○		
福岡県	福岡県	2	地域公共交通事業者継続支援費	外出自粛等により乗客が減少している地域鉄道、乗合バス事業者の事業継続を支援するため、支援金を給付(令和2年度)		○							
福岡県	福岡県	2	地域公共交通事業者継続支援費	外出自粛等により乗客が減少している地域鉄道、乗合バス事業者の事業継続を支援するため、支援金を給付(令和3年度)						○			
福岡県	福岡県	2	地域公共交通事業者継続支援費	コロナ禍で原油価格高騰の影響を受ける地域鉄道、乗合バス、タクシー事業者の事業継続を支援するため、支援金を給付(令和4年度)									○
福岡県	福岡県	4	路線バス運転士育成事業費	離職した支援対象者を雇用し、県内路線バスやコミュニティバスの運転士として育成する乗合バス事業者を助成する。	○								
福岡県	福岡県	2	地方バス運行確保対策費(福岡県バス運行対策費補助金)	地域の公共交通を確保・維持するため、路線バス(地域間幹線系統)の運行に対する補助金を上乗せ(令和2年度)			○						
福岡県	福岡県	2	地方バス運行確保対策費(福岡県バス運行対策費補助金)	地域の公共交通を確保・維持するため、路線バス(地域間幹線系統)の運行に対する補助金を上乗せ(令和3年度)						○			
福岡県	福岡県	2	地方バス運行確保対策費(福岡県バス運行対策費補助金)	地域の公共交通を確保・維持するため、路線バス(地域間幹線系統)の運行に対する補助金を上乗せ(令和4年度)								●	
福岡県	福岡県	4	「福岡の避暑の森」観光キャンペーン	・県内の宿泊施設を利用する際の宿泊代を割引[1人1泊あたり最大5,000円割引] ・旅行会社が企画、販売する旅行の旅行代を割引(交通分の宿泊1人1泊あたり最大8,000円、それ以外最大5,000円割引) ・県内の観光地等を訪問する際に利用するレンタカー代、タクシー代を割引[レンタカー代:1日1台あたり3,000円割引、タクシー:1回あたり1/2以内、最大3,000円割引]			○	●					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
福岡県	福岡県	4	中小企業者等月次 支援金	国の月次支援金の対象とならない中小企業者等を支援 〔総付要件〕月間売上高が前年又は前々年同月比30%以上50%未満減少 〔総付額〕上限10万円(法人)、上限5万円(個人)					○	○			
福岡県	福岡県	4	中小企業者等月次 支援金	国の月次支援金の対象とならない中小企業者等を支援 〔総付要件〕月間売上高が前年又は前々年同月比30%以上50%未満減少 〔総付額〕上限10万円(法人)、上限5万円(個人)					●				
福岡県	福岡県	2	修学旅行商品造成 支援費	県内外の学校が本県を行程に組み込んだ修学旅行を実施する場合に、バス代の一部を助成。								●	
福岡県	福岡県	4	貨物自動車燃費向 上支援費	地域の物流を支えるため、新型コロナウイルス感染症の影響による燃料費高騰の影響を強く受けているトラック運送事業者に対し、燃費向上に効果のあるエコタイヤの導入費用を助成。									○
福岡県	福岡県	4	水素グリーンイン ベーション戦略推 進費(FCトラック導 入支援分)	コロナ禍等による原油価格高騰の現状を踏まえ、化石燃料を使用しないFCトラックについて、県内物流事業者の導入を支援するとともに、長期間にわたる運用データを収集し、導入効果について事業者に広く情報発信、早期の普及を図る。									○
福岡県	福岡市	4	燃料費等高騰の影 響を受けた事業者 支援	※「受付終了」 令和4年4月から9月までに、事業用として使用した燃料費及び光熱費について、20万円を上限に価格高騰の影響額の2分の1を支援。 〔対象事業者〕 ○令和4年4月から9月までの燃料費及び光熱費の使用量(事業用)から算定する価格高騰の影響額が10万円以上の市内中小企業者等(個人事業主含む)									○
福岡県	北九州市	1	公共交通機関の新 型コロナウイルス 感染防止対策助成 事業	市民に必要な生活交通の維持に努めている地域公共交通事業者を対象に、地域公共交通事業者を対象に、新型コロナウイルス感染防止の取り組みに要した経費の一部を助成する。 ・対象期間: R2年3月1日～R2年12月31日 ・バス・鉄軌道・旅客船(上限額): 車両数・保有船舶数×64,000円 ・タクシー(上限額): 保有車両数×8,000円 ※補助率5分の4 ・予算額: 34,000千円		○							○
福岡県	北九州市	4	公共交通応援事業	【運行支援金】 利用者が大幅に減少する中、市民生活に不可欠な生活交通の維持に努めている 地域公共交通事業者に対し、運行経費の一部を助成する。 ・募集期間: (第1回) R2年10月14日～R3年1月29日 (第2回) R3年3月16日～R3年3月31日 (第3回) R4年3月11日～R4年4月15日 ・対象事業者: バス、鉄軌道、旅客船、おでかけ交通、タクシー ・予算額: (第1回) 435,300千円、(第2回) 213,700千円、(第3回) 426,200千円 【割引乗車券】 利用促進のため家族やグループで利用可能な「1日乗車券」の販売補助に要する経費を助成する。 ・対象期間: R2年11月1日～R3年3月31日 ・対象事業者: バス、鉄軌道、旅客船 ・予算額: 29,500千円		○					○		
福岡県	北九州市	1	フェリー事業者へ の新型コロナウイルス 感染防止対策 助成事業	フェリー事業者の新型コロナウイルス感染防止対策を支援するため、船内の消毒やサーモグラフィ設置等の感染拡大対策費用の1/2(1社あたり上限500万円)を助成する。 ・5,000千円×4社=20,000千円		○							
福岡県	北九州市	2	フェリー運航継続 等支援事業	旅客数が大幅に減少しているフェリー定期便の運航継続を支援するため、運行助成を実施する。 ・対象期間: R2年4月7日～R2年6月18日 73日間 ・助成経費: 港湾施設使用料相当額(入港料、岸壁使用料等相当額)		○							
福岡県	北九州市	2	フェリー運航継続 等支援事業	旅客数が大幅に減少しているフェリー定期便の運航継続を支援するため、運行助成を実施する。 ・対象期間: R3年1月14日～R3年2月7日 25日間 ・助成経費: 港湾施設使用料相当額(入港料、岸壁使用料等相当額)			○						
福岡県	北九州市	2	フェリー運航継続 等支援事業	旅客数が大幅に減少しているフェリー定期便の運航継続を支援するため、運行助成を実施する。 ・対象期間: R3年5月12日～R3年7月11日(61日)、R3年8月2日～R3年9月30日(60日)、R4年1月27日～R4年2月20日(25日) 計146日間 ・助成経費: 港湾施設使用料相当額(入港料、岸壁使用料等相当額)							○		
福岡県	北九州市	2	公共交通応援事業	【運行支援金(燃料高騰差額の一部)】 燃料価格高騰により受け厳しい経営環境にある地域公共交通事業者の事業継続を支援するため、運行経費(燃料高騰差額)の一部を助成する。 ・対象期間: R4年4月1日～R5年3月31日 ・対象事業者: 市営バス、モノレール、関門汽船、おでかけ交通 ・予算額: 21,100千円									○
福岡県	久留米市	2	新しい生活様式対 応観光・MICE支援 金	予算総額13,600千円 【観光バス事業者】 ・1台あたり 5万円(1事業者上限1,000千円) 【タクシー・運転代行事業者】 ・1台あたり 2万円(1事業者上限1,000千円)					●				
福岡県	久留米市	2	新しい生活様式対 応観光・MICE支援 金	予算総額16,000千円 【観光バス事業者】 ・1台あたり 5万円(1事業者上限2,000千円) 【タクシー事業者】 ・1台あたり 2万円(1事業者上限2,000千円)		○							
福岡県	久留米市	2	久留米市路線バス 運行継続支援補助 金	予算総額17,000千円 【路線バス事業者】 1路線につき路線の令和2年度における運送収入と前年度の運送収入の差額に市内運行距離割合を乗じた額又は100万円のいずれか低い額		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正 分)の活用 の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
福岡県	久留米市	1	久留米市感染症拡大防止対策強化補助金	予算総額200,000千円 【バス・タクシー事業者他、乗客型店舗事業者全般】 感染症拡大防止のための工事(換気扇設置、自動水栓等)及び物品購入(サーマルカメラ、アクリルパーティション、空気清浄機等)を補助。補助率2/3 上限額60万円(ただし、物品購入は上限20万円)				●						
福岡県	久留米市	4	久留米市事業継続緊急支援金	●第1期【2021.1~3月分】 予算総額421,052千円 【緊急事態宣言等による飲食店の休業・時短や、不要不急の外出・移動自粛の直接的影響を受けた事業者全般】 売上が前年又は前々年同期比▲30%以上80%未満の事業者への支援金(国の一時支援金の対象外の事業者を独自に支援) 上限額:法人30万円、個人15万円 ●第2期・第3期【5~7月分・8~9月分】 【緊急事態宣言等による飲食店の休業・時短や、不要不急の外出・移動自粛の直接的影響を受けた事業者全般】 予算総額700,322千円【410,735+289,587】 売上が前年又は前々年同期比▲30%以上の事業者への支援金(国の月時支援金に独自に上乗せ) 各月の上限額:法人20万円、個人10万円			○	●						
福岡県	久留米市	4	久留米市中小企業DX促進補助金	予算総額30,000千円 【事業者全般】 新たにデジタル技術を活用し、販路開拓や生産性向上(キャッシュレス決済、配車システム導入、テレワーク環境整備、RPA等)に取り組み事業者を支援。補助率2/3 上限額20万円(ただし機器購入費は上限10万円)			○							
福岡県	久留米市	1	路線バス交通系ICカードシステム整備事業費補助金	予算総額5,400千円 補助対象経費 121,987千円 【バス事業者】 路線バスの利便性向上による利用回復及び利用促進を図るため、ICカードシステムの導入を行うバス事業者を支援する。 (関係市町の補助率1/3 さらに、関係市町において支援額を授分する。)									●	
福岡県	久留米市	4	久留米市運送業者等低燃費タイヤ導入支援補助金	予算総額73,278千円 【バス・タクシー事業者他、中小運送事業者等】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格高騰の影響を受けている中小運送事業者等に対し、燃費向上のための低燃費タイヤの導入を支援し、燃料価格高騰による経営負担及び環境負荷の軽減を図る。補助率は、プリチン製が1/2、プリチン製以外のメーカーは1/3(下記のとおり区分ごとに上限あり)。 (プリチン製)軽自動車3,000円/本、乗用自動車7,500円/本、貨物自動車等 15,000円/本 (プリチン製以外)軽自動車2,000円/本、乗用自動車5,000円/本、貨物自動車等10,000円/本										●
福岡県	田川市	2	平成筑豊鉄道運行経費支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた公共交通事業者に対して、事業の継続のため運行経費を支援し市民の生活に必要な交通手段の維持を図る。 対象事業者: 平成筑豊鉄道㈱ 対象経費: 運行維持に要する経費【人件費(令和2年度予算)の1/2】 予算額: 32,000千円				●						
福岡県	田川市	2	平成筑豊鉄道運行等経費支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者の激減など大きな影響を受けている交通事業者のうち、企業存続の危機に直面している平成筑豊鉄道㈱について、今後も事業を継続するために必要不可欠な線路等の運行基盤の維持・修繕費等について支援することで、市民の移動手段を維持する。 対象事業者: 平成筑豊鉄道㈱ 対象経費: 線路設備の維持修繕等に要する経費 予算額: 4,668千円				●						
福岡県	田川市	2	平成筑豊鉄道運行等経費支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた公共交通事業者に対して、事業の継続のため運行経費を支援し市民の生活に必要な交通手段の維持を図る。 対象事業者: 平成筑豊鉄道㈱ 対象経費: 運行維持に要する経費【人件費(令和3年度予算)の1/4】 予算額: 15,800千円						●				
福岡県	田川市	2	平成筑豊鉄道運行等経費支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者の激減など大きな影響を受けている交通事業者のうち、企業存続の危機に直面している平成筑豊鉄道㈱について、今後も事業を継続するために必要不可欠な線路等の運行基盤の維持・修繕費等について支援することで、市民の移動手段を維持する。 対象事業者: 平成筑豊鉄道㈱ 対象経費: 線路設備の維持修繕等に要する経費 予算額: 14,130千円						●				
福岡県	田川市	2	令和4年度原油価格高騰対策地域交通支援事業	近年の原油価格高騰による影響を受けている公共交通事業者に対して、燃料価格高騰相当分を支援する。 対象事業者: 平成筑豊鉄道㈱ 対象経費: 令和3年度及び令和4年度における運行に係る燃料価格高騰相当分 予算額: 5,209千円									●	
福岡県	田川市	2	コミュニティバス運行事業者燃料価格高騰相当支援事業	近年の原油価格高騰による影響を受けている公共交通事業者に対して、燃料価格高騰相当分を支援する。 対象事業者: 田川市内自動車㈱ 対象経費: 令和3年度及び令和4年度におけるコミュニティバス運行に係る燃料価格高騰相当分 予算額: 2,610千円									●	
福岡県	田川市	2	田川市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業	近年の原油価格高騰による影響を受けている公共交通事業者に対して、燃料価格高騰相当分を支援する。 対象事業者: タクシー事業者 対象経費: 令和3年度及び令和4年度におけるタクシー運行に係る燃料価格高騰相当分 予算額: 6,000千円									●	
福岡県	柳川市	1	感染症拡大防止対策支援	・宿泊事業者、タクシー事業者及び観光バス事業者に支援金を給付 ・台数×5万円(上限100万円)	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
福岡県	八女市	2	八女市新型コロナウイルス感染症対策事業所応援金(通称:がんばるバイ八女応援金)	【対象事業者】 ・八女市内に事業所がある法人、個人事業者(個人の農林漁業者、及び副業として営んでいる事業等を除く) 【交付額】 1事業者10万円		○								
福岡県	八女市	1	八女市交通事業者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援金(通称:がんばるバイ八女交通事業者支援金)	【バス事業者】 ・乗車定員11人乗りの車両:1台当たり 8万円 ・1事業者あたりの支援上限:100万円 【タクシー事業者】 ・乗車定員6人以上11人未満の車両:1台当たり 6万円 ・乗車定員6人未満の車両:1台当たり 3万円 ・1事業者あたりの支援上限:100万円		○								
福岡県	八女市	1	新しい生活様式対応事業導入助成金	【対象事業者】 新型コロナウイルス感染症拡大を予防するため、「新しい生活様式」や「感染拡大予防ガイドライン」に該当する取組を市内で行っている事業者 【交付額】 助成対象経費の3分の2(1事業者あたりの上限10万円)						●				
福岡県	八女市	4	交通事業者燃油高騰対策支援金	【バス事業者】 ・乗車定員11人乗りの車両:1台当たり 8万円 ・1事業者あたりの支援上限:100万円 【タクシー事業者】 ・乗車定員6人以上11人未満の車両:1台当たり 6万円 ・乗車定員6人未満の車両:1台当たり 3万円 ・1事業者あたりの支援上限:100万円 【運転代行事業者】 ・乗車定員6人未満の車両:1台当たり 3万円 ・1事業者あたりの支援上限:100万円								●		
福岡県	八女市	4	貨物運送事業者燃料高騰対策支援	【支援の内容】 ・普通自動車:1台当たり 8万円 ・小型自動車:1台当たり 6万円 ・軽自動車:1台当たり 3万円 ・1事業者あたりの支援上限額は100万円								●		
福岡県	八女市	4	貨物運送事業者燃料高騰対策支援	【支援の内容】 ・普通自動車:1台当たり 8万円 ・小型自動車:1台当たり 6万円 ・軽自動車:1台当たり 3万円 ・1事業者あたりの支援上限額は100万円								●		
福岡県	中間市	2	令和3年度第2次中間市公共交通応援事業奨励金	【補助対象期間】令和3年10月1日から令和4年3月31日 【地域鉄道】 ・(上限)7,500千円 【路線バス】 ・(上限)5,000千円 合計=12,500千円										
福岡県	中間市	2	令和4年度中間市公共交通応援事業奨励金	【補助対象期間】令和4年4月1日から令和4年9月30日 【地域鉄道】 ・(上限)20,000千円 【路線バス】 ・(上限)10,000千円 合計=30,000千円								○		
福岡県	中間市	2	令和4年度第2次中間市公共交通応援事業奨励金	【補助対象期間】令和4年10月1日から令和5年3月31日 【地域鉄道】 ・(上限)20,000千円 【路線バス】 ・(上限)7,000千円 【法人タクシー】 ・基本額200千円+営業所登録車両数×10千円 【個人タクシー】 ・基本額100千円 合計=29,000千円								○		
福岡県	中間市	4	中間市原油価格・物価高騰緊急支援金	【補助対象者・支援額】次の①~③のすべてに該当するもの ①令和4年10月1日時点において、市内で1年以上事業を継続している中小事業者等で、申請時点で今後も事業継続の意思があること。 ②事業が対象の業種であること。(運輸業など) ③売上又は粗利益について、令和3年9月~令和4年8月のいずれかの額が前年同月の同月額から15%以上減少 【補助額】一律150千円 ※市内タクシー事業者(4社)が補助対象者に該当し、申請済み									●	
福岡県	糸島市	4	商工業物価高騰対策支援金	①目的 コロナ禍における物価高騰の影響を受け、経営が悪化している市内商工業者に支援金を給付することで、事業の継続を図る。 ②対象者 令和4年4月から9月の売上額に占める仕入金額または燃料費等(重油、ガソリン、軽油、灯油、プロパンガス、都市ガス、電気等)の割合が、前年同期比で5ポイント以上増加した市内の商工業者 ③交付額 令和4年4月から9月の仕入金額または燃料費等の5%(最大100万円)									●	○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
福岡県	豊前市	2	運輸交通事業者等 支援事業	コロナ禍において原油価格高騰に大きく影響を受ける運輸交通事業者に対する支援。市内で事業を営む運輸交通事業者に支援金を給付する。 支援金 10万円×50事業所+1万円×200台(保有台数10台を超える事業者)に1台につき1万円加算) 事務費 513千円								●		
福岡県	小郡市	2	甘木鉄道運行維持 対策事業	甘木鉄道の令和2年4~6月運賃収入減収分(対令和元(平成31)年同月比)に対して、県が補助を行う(減収分の4/5)が、その上乗せ支援として、沿線自治体(朝倉市、小郡市、筑前町、大刀洗町、基山町)からも、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金の負担割合に応じて、支援を行う。		○								
福岡県	小郡市	2	甘木鉄道運行維持 対策事業(追加分)	甘木鉄道の令和2年7~9月運賃収入減収分(対令和元同月比)に対して、沿線自治体(朝倉市、小郡市、筑前町、大刀洗町、基山町)から、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金の負担割合に応じて、支援を行う。			○							
福岡県	小郡市	2	デマンドタクシー導 入実証実験事業	デマンドタクシー導入の実証実験に係る経費 計1,580,000円 運行経費、事務費、予約受付電話賃料、予約受付用タブレット等購入費、車両マグネットシート作成費、タブレット端末取付部品代等			○							
福岡県	小郡市	2	甘木鉄道運行維持 対策事業	甘木鉄道の令和3年4~9月運賃収入減収分(対令和元(平成31)年同月比)の1/2に対して、沿線自治体(朝倉市、小郡市、筑前町、大刀洗町、基山町)から、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金の負担割合に応じて、支援を行う。						○				
福岡県	福津市	1	キャッシュレス決済 システム設置業務	補助対象事業者:ふくつミニバス運行事業者(福栄タクシー(有)・宗像平和タクシー(株)) 補助対象経費:システム運営及び機器設置に係る経費 3,410,000円(内訳:システム設計費550,000円+車載器2,013,000円+諸経費847,000円) 補助率:- 予算総額等:	○									
福岡県	福津市	1	ふくつミニバス キャッシュレス決済 導入事業	補助対象事業者:ふくつミニバス運行事業者(福栄タクシー(有)・宗像平和タクシー(株)) 補助対象経費:キャッシュレスシステム運用に係る経費 560,018円(内訳:(月額利用料17,028円×12か月=204,336円)+(キャッシュレス決済による運賃収入見込14,227,346円×手数料2.5%=355,682円)) 補助率:- 予算総額等:						○				
福岡県	福津市	2	ふくつミニバス運行 支援事業	補助対象事業者:ふくつミニバス運行事業者(福栄タクシー(有)・宗像平和タクシー(株)) 補助対象経費:支援金(委託料のうち運賃収入減少に係る分) 3,099,580円(内訳:令和元年度運賃収入10,145,300円-令和3年度運賃収入見込み7,045,720円) 補助率:- 予算総額等:						○				
福岡県	うきは市	2	貸切バス・タクシー 等事業者支援事業 (うきは市交通事業者 等感染拡大防止 対策支援金)	観光バス1台につき5万円(上限50万) タクシー1台につき2万円(上限50万) レンタカー1台につき1万円(上限50万)	○									
福岡県	うきは市	4	妊産婦応援タク シー事業	妊産婦へタクシー利用に使える電子ポイントを付与し、子育て支援とタクシー事業者支援を行う(妊産婦1人2万円。予算総額400万円。市内タク シー事業者3社で利用可)				●						
福岡県	うきは市	2	うきは市運送事業 者等支援金	エネルギー価格高騰が運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な運送事業者の事業の維持及び改善を図るため、次の要件をすべて満たす事業者に対し、支援金を交付する(交付対象車両1台につき2万円、1事業者につき1回限り。予算総額700万円(2万円×350台)で想定) ①令和5年1月1日時点において、道路運送事業等に必要な許可または認定をすべて有し、交付申請時点において市内で当該道路運送事業等を実施していること。 ②交付申請後においても、市内で道路運送事業者の継続の意思があると認められること。 ③自動車検査証において、使用の本拠の位置が市内にある登録車両であって、次に掲げる道路運送事業者等の区分に応じそれぞれ定める交付対象車両(1)を含む、総・貸ナンバーのみ、ただし、自動車運行代行業を除く)を有していること。 トラック事業(貸付引自動車を除く)・一般貨物自動車運送事業用自動車(特別積合せ貨物運送事業を含む)、特定貨物自動車運送事業用自動車、貨物軽自動車運送事業用自動車 ・観光バス事業者・一般貸切旅客自動車運送事業用自動車、特定旅客自動車運送事業用自動車 ・自動車運転代行業:運転代行の随伴用自動車									●	
福岡県	岡垣町	4	プレミアム付バス 応援回数券	コミュニティバスと西鉄バス車内で利用できる回数券のプレミアム車を通常10%から50%に引き上げて販売します。 【回数券の内容】 大人用回数券 販売額:2,000円 利用可能額:3,000円(内訳 170円券×16枚+120円券×1枚+80円券×2枚) 販売冊数:2,000冊 子ども・障害者用回数券 販売額:1,000円 利用可能額:1,500円(内訳 90円券×16枚+40円券×1枚+20円券×1枚) 販売冊数:500冊 【使用可能車両】 赤色、緑色、青色のコミュニティバスと岡垣町内を走る西鉄バスで利用できます。 【使用期限】 使用期限なし	○		○							
福岡県	岡垣町	1	新しい生活様式に 対応するためのコ ミュニティバスの改 修	感染症に対応したコミュニティバス車両の改良 抗菌シート、運転席との仕切り板・抗菌手すり設置工事 7,700千円		○								
福岡県	岡垣町	2	公共交通継続支援 金	公共交通の利用が減少する中においても、町民生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして事業継続を行ったバス事業者に対し支援金を交付し地域公共交通を維持すること目的とする 感染症の影響による減収額より次のとおり積算 2,502,000円			○							
福岡県	小竹町	2	公共交通の維持・ 確保支援事業	役場庁舎前の郵便ポストを平成筑豊鉄道が運行する列車「なのはな号」のデザインに装飾LPRすることにより、列車の利用促進を図る。 ラッピング費用負担金 341,400円		○								
福岡県	小竹町	2	平成筑豊鉄道利用 促進事業	65歳以上の高齢者の新型コロナワクチン接種に係るタクシー初乗り運賃を補助することで、密を回避しながら接種会場に行くことができ、ワクチン接種の促進につながる。 (1)タクシー券印刷費 46,200円 (2)委託費 1,858,100円 計 1,904,300円				●						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
福岡県	宇美町	4	宇美町事業継続支 援金給付事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言等に伴い、飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛により、大きな影響を受け、売上の減少が生じている町内事業者の事業継続を支援するため、国の月次支援金、福岡県中小企業者等月次支援金又は福岡県・1事業者あたり100,000円						●			
福岡県	築上町	2	交通事業者給付金 事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の促進及び本町における日常的な移動手段を安定的に確保するため公共交通事業者給付金を支給。 【給付対象者】 乗合バス事業者:道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業及び同法同条号ハの一般乗 用旅客自動車運送事業を営業者で、築上町内に運行系統を有するバス運行事業者 タクシー事業者:道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに該当し、同法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の許 可を受けた事業者 【補助額等】 乗合バス事業者:1事業者あたり30万円を給付。 タクシー事業者:事業用に供し、令和2年9月1日時点における当該事業者が町内に保有するタクシーの台数(福祉輸送は除く。)に 3万円を乗じた額とする。			○						
福岡県	築上町	2	交通事業者給付金 事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の促進及び本町における日常的な移動手段を安定的に確保するため公共交通事業者給付金を支給。 【給付対象者】 乗合バス事業者:築上町交通対策事業補助金交付要綱(令和元年10月1日告示第69号)に基づき補助の交付を受けているバス運行 事業者 【補助額等】 乗合バス事業者:1事業者あたり48万円を給付。									
福岡県	築上町	2	公共交通事業者燃 料価格高騰対策支 援金事業	新型コロナウイルス感染症による影響の長期化及び原油価格高騰による公共交通事業者の負担を軽減するため公共交通事業者燃料価格高騰 対策支援金を給付。 【給付対象者】 令和4年10月1日時点において、町内に営業所を有する事業者 築上町交通対策事業補助金交付要綱(令和元年10月1日告示第69号)に基づく補助金の交付を受けている事業者 【補助額等】 乗合バス事業者:当該事業者が営業所で保有するバスの台数に12万円を乗じて得た額(ただし、築上町交通対策事業補助金交付要綱 (令和元年10月1日告示第69号)に基づく補助金の交付を受けている事業者については、当該額に次の裏に定める自 治体名の距離あん分による負担率(築上町は4.1%)を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを四捨五入し て得た額)とする。)乗 タクシー事業者:事業用に供し、当該事業者が町内に保有するタクシー(福祉輸送に用いるものを除く。)の台数に8万円を乗じて得た額									●
福岡県	赤村	3	平成筑豊鉄道線路 修繕事業	補助対象事業: 平成筑豊鉄道 補助対象経費: 沿線市町村負担割合による負担金 予算総額: 4,180千円								●	
福岡県	大刀洗町	2	地域鉄道支援事業	外出自粛要請期間中において、地域の移動手段を確保するために運行を継続した甘木鉄道に対し、県・沿線市町村が連携して支援する。 総事業費 1,211,780円 補助対象事業者 甘木鉄道		○	○						
福岡県	大刀洗町	2	地域鉄道支援事業	新型コロナウイルス感染症により乗客数減少の影響を受けている甘木鉄道の運行維持を支援することで、地域の移動手段を確保することを目的 とする。 総事業費 826,000円 補助対象事業者 甘木鉄道					●				
福岡県	大刀洗町	2	地域鉄道支援事業	新型コロナウイルス感染症により乗客数減少の影響を受けている甘木鉄道の運行維持を支援することで、地域の移動手段を確保することを目的 とする。 予算総額 642,000円 補助対象事業者 甘木鉄道								●	
福岡県	大刀洗町	2	地域鉄道燃料費高 騰対策支援事業	新型コロナウイルス感染症により乗客数減少の影響を受けており、かつ燃料費高騰の影響を受けている甘木鉄道の運行維持を支援することで、 地域の移動手段を確保することを目的とする。 予算総額 157,000円 補助対象事業者 甘木鉄道								●	
福岡県	大刀洗町	2	のりあい定額タク シー支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため新たな移動手段としてデマンド型乗合タクシーの利用促進を図るため、登録者に利用券を配布する。 予算総額 227,000円 補助対象事業者 事前登録を行った利用者								●	
福岡県	東峰村	2	東峰村運輸・交通 事業者原油価格高 騰対応支援金	新型コロナウイルス感染症感染拡大による売上減少などが長期にわたって継続するなかで、ウクライナ情勢などにより更なる原油価格の高騰の 影響を受けながらも、村民の日常生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運行を継続している運輸及び交通事業者に対し、東峰村 運輸・交通事業者原油価格高騰対応支援金を交付。タクシー、トラック3万円/台 予算36万円								●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
福岡県	嘉麻市	1	嘉麻市キャッシュレス推進助成金	市民が安心して消費活動を行うことができるようオンライン化に対応した新しい生活様式を推進するため、嘉麻市内で事業を営む法人又は個人事業者で市内で事業を継続する意思を有する事業者等のキャッシュレス決済導入のための機器の購入費用(1事業者～5万円※領収書にて確認)を助成するもの。			○							
福岡県	嘉麻市	4	嘉麻市中小企業者等臨時支援金事業	新型コロナウイルス感染症緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・営業時間短縮や外出の自粛等の影響により、売上が大きく減少している嘉麻市内で事業を営む法人または個人事業者等に対して、臨時支援金(国の支援金の交付決定事業者は1事業者につき一律20万円/県の支援金の交付決定事業者は1事業者につき一律10万円) を給付するもの。						●				
福岡県	大牟田市	1	タクシー利用者安全確保対策支援金	市民が安心して安全にタクシーを利用できるようにするため、タクシー事業者が行う新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費の一部を支援。福祉タクシー含む。車両1台×5万円。 申請期間 R2.10.5～R2.11.31	○									
福岡県	大牟田市	2	運送事業者等支援金	事業継続支援のため、対象車両の台数に応じて給付 予算総額26,000千円 ■対象業種 ①貨物自動車運送事業 ②一般貨物旅客自動車運送事業 ③一般乗用旅客自動車運送事業 ④自動車運転代行業 ■給付額 ①、②対象車両1台20千円 ③、④対象車両1台10千円								●		
福岡県	古賀市	2	燃料費高騰対策運送事業者等支援金	新型コロナウイルスの感染状況等に起因する燃料費価格の高騰による経費の増加分を価格に転嫁することが困難な状況と認められる道路運送事業者等の事業継続を支援するため、市内で道路運送事業者等を営む事業者に対し、事業に要した燃料費について支援。 【対象事業者】 市内で事業を営む中小企業や個人事業主のうち、次の①～④のいずれかの事業を行う事業者で、運送に利用する車両(リース含む)が市内の事業所等で登録されていることが要件。①トラック・運送事業(貨物自動車運送事業)、②タクシー・介護タクシー(一般乗用旅客自動車運送事業)、③貸切バス事業(一般貨物旅客自動車運送事業)、④自動車運転代行業 【支援内容】 令和3年10月から令和4年7月までの10ヶ月間のうちいずれか4ヶ月間において、対象車両の運行のために購入した燃料について、1Lあたり10円を支援金として交付。									●	
福岡県	古賀市	2	公共交通事業者事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響や燃料費の高騰等により厳しい経営状況にあるタクシー事業者に対し、予算の範囲内において、支援金を交付することで、市民の通勤・通学、買い物や通院など日常生活の移動手段として必要不可欠な地域公共交通の維持・確保を図るための支援 【支援対象】 市内のタクシー事業者 【支援内容】 ・(法人)1,000千円+事業用自動車数×100千円 ・(個人)100千円									●	
福岡県	古賀市	2	飲食店利用者等タクシー利用促進事業	コロナ禍で燃料費高騰に直面するタクシー事業者への支援策。市内飲食店でキャッシュレス商品券利用者(一定額以上)にタクシーチケットを交付するもの。 【支援対象】 市内の法人タクシー事業者 【支援内容】 キャッシュレス商品券(古賀市独自)を飲食店で2,000円使用することにタクシーチケット(500円)を交付し、タクシー利用の促進を図る									●	
福岡県	古賀市	2	妊産婦タクシー利用促進事業	コロナ禍で燃料費高騰に直面するタクシー事業者への支援策。妊産婦にタクシーチケットを交付するもの。 【支援対象】 市内の法人タクシー事業者 【支援内容】 R4.4.1～R5.1.31に出生した産婦又は妊娠の届け出を行った妊婦にタクシーチケット(1人につき500円×40枚)を交付し、タクシー利用の促進を図る									●	
福岡県	大木町	2	運送事業者等支援事業	・コロナ禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受ける中小事業者に対し所有する輸送車両の燃料コスト上昇分の一部を支援することにより、事業経営に及ぼす影響の軽減を図る ・所有する輸送車両1台あたり20千円を助成 ・輸送車両台数100台×20千円＝2,000千円 ・大木町に本社及び営業所を置き、輸送車両を所有する中小事業者									○	
福岡県	久山町	2	久山町コミュニティバス燃料費支援補助金交付事業	原油価格高騰の影響を受けたコミュニティバス運行事業者を支援することにより、地域公共交通の安定的な運行及び町民の日常的な移動手段を確保すること。補助対象経費は、令和3年4月1日から9月30日までの燃料費の実績額合計と令和4年4月1日から9月30日までの燃料費の実績額合計の差額。(千円未満切捨て)予算総額は63万円。									○	
福岡県	筑紫野市	2	筑紫野市運送事業者等支援事業	原油価格の高騰に直面している市内で運送事業等を営む中小企業者に対して、事業の継続を目的として支援金を給付するもの。 対象事業者:①トラック運送事業、②乗合バス事業、③貸切バス事業、④タクシー事業、⑤介護タクシー事業、⑥自動車運転代行業 給付額:①から③ 対象車両1台につき3万円、④、⑤ 対象車両1台につき2万円 予算総額:29,100千円									○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
福岡県	水巻町	4	原油価格および物 価高騰対策町内事 業者支援金	原油価格および物価高騰の影響を受けている町内事業者の事業継続を支援するため、一定の要件を満たす町内の事業者を対象に、支援金を交付 【補助対象事業者】 令和4年11月1日時点で開業しており、水巻町内に事業所または店舗等があり、引き続き事業を営む法人(社会福祉法人、医療法人、NPO法人など会社以外の法人を含む)および個人事業主(農業従事者は認定農業者のみを対象)ただし、下記のいずれかに該当する場合は、支給対象外。 (1) 個人事業者で令和3年の総合譲渡・一時収入を除いた収入合計のうち、事業収入が6割未満の場合。 (2) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有している事業者。 (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務に係る事業を営んでいる場合。 (4) 個人事業者で生活保護を受給している場合。 (5) 市町村税の滞納がある場合。 (6) 個人事業者で税法上の扶養となっている場合。 (7) 水巻町から補助金を受けている団体、政治・宗教上の団体、公共・公益性事業のみで収益事業を営んでいない法人や人格のない社団。 (8) その他町長が適当でないと認める要件を有している場合。 【補助金額】 事業者につき、法人15万円、個人事業者10万円 【予算総額】 109,500千円									●
福岡県	遠賀町	2	遠賀町運送事業者 等支援金	【補助対象事業者】 1. トラック運送事業(貨物自動車運送事業)、タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送事業) 2. 自動車運転代行業 3. 自動車教習所 【対象車両】※上記の番号に対応 1. 事業用車両(緑・黒ナンバーのみ) 2. 登録車両(随伴用車両) 3. 教習車・路上教習車 【補助率】 車両1台あたり2万円※最大60万円 【補助対象事業者】 安全運転管理者選任等事業所※業務に使用する車両を5台以上またはマイクロバスを2台以上所有している事業所 【対象車両】 事業用の営業車、マイクロバス、重機(建設機械)等※使用者欄が事業者名義のものに限る 【補助率】 車両1台あたり1万円※最大30万円 【予算総額】1,410,000円									●
福岡県	遠賀町	4	遠賀町中小事業者 物価高等等支援金	【要件】※以下の要件を全て満たす ・令和4年4月1日から申請日現在で、遠賀町内に営業実態がある事業所や店舗等を有する法人または個人事業者 ・令和4年4月から9月までの5か月間の売上高に占める仕入金額等(原材料費、燃料費、光熱水費の合計)の割合が、前年同期と比べて3%以上増加していること ・遠賀町運送事業者等支援金の受給者でないこと。ただし、遠賀町運送事業者等支援金の受給者のうち、その交付額が10万円未満で、本支援金の額が運送事業者等支援金の額を上回る場合は、その差額を交付する ・公共法人、政治団体または宗教上の組織もしくは団体、風営法上の性風俗関連特殊営業事業者等でないこと 【補助率】 今年と前年の同時期の売上高に占める仕入金額等の割合の上昇率が ●3%以上5%未満増加: 5万円 ●5%以上増加 :10万円 【予算総額】28,750,000円									○
福岡県	糸田町	3	平成筑豊鉄道原油 価格高騰対策事業	①コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する、地域公共交通の要である平成筑豊鉄道に対して支援を実施するもの ②原油価格高騰分の金銭的支援 ③平成筑豊鉄道沿線市町村原油価格高騰による負担金総額18,329,000円×5.53%(糸田町負担分)=1,220,000円									
福岡県	太宰府市	4	太宰府市事業者 応援ガソリン券事業	事業概要: 原油価格・物価高騰等により、事業者の経済的負担の軽減と事業継続を支援するために、ガソリン及び軽油を動力とする車両を使用し事業活動を行う事業主等にガソリン券を交付する。 補助対象事業者: 令和年10月1日現在において、太宰府市内に店舗・事業所等を有し、事業活動による営業収益があり、引き続き事業を行っている事業者(企業規模や本店・支店等は問わない)。ただし、収益事業を行わない公益法人、人格のない社団、公共法人等は除く。 補助対象経費: 1事業者2万円(1,000円×20枚のガソリン券を交付)※市内に複数の支店・事業所等がある場合でも1事業者とする。 予算総額: 4,000万円									●
福岡県	宗像市	2	宗像市地域路線バ ス事業継続支援金	コロナ禍における原油価格高騰の影響を受ける路線バス事業者に対し、市民生活に不可欠な路線バスの事業継続を支援するため、対象となる乗合バス路線の令和3年4月1日から翌年3月31日までの間における経常損失額に2分の1を乗じた額(千円未満切り捨て)を支援金として交付									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・2次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
福岡県	宗像市	2	宗像市運送事業者 燃油高騰対策支援 金	原油価格高騰による経費の増加を取り価格に転嫁することが困難な運送事業者に対し、原油価格高騰の影響を緩和し、事業の継続を支援するために支援金を交付 (支援金額は、交付対象者が営む道路運送事業のように供するため、令和4年12月1日時点で所有又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用する車両の数に応じて算定)									●
佐賀県	佐賀県	2	佐賀型 貸切バス・ タクシー支援金	・貸切バス・タクシー事業者への支援金 ・貸切バス1台×10万円、タクシー1営業所×20万円(個人タクシー含む) ・総額:4,790万円	○								
佐賀県	佐賀県	1	新型コロナウイルス 感染症緊急安全 対策支援	・貸切バス・タクシー事業者への支援金 ・感染拡大防止の物品購入 1事業者10万円上限(サーモグラフィ、マスク、消毒液、アクリル板等)									
佐賀県	佐賀県	2	地方バス路線運行 維持特別支援事 業費(新型コロナ 対策)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に大きな影響が生じている路線バス事業者の運行継続を支援する。 ・支援方法:幹線補助対象事業者を対象として、4~9月までの幹線系統の県内総走行キロの比率に応じて予算総額を配分し支援金として支給 ・総額:1億6,594万円		○							
佐賀県	佐賀県	2	松浦鉄道特別支援 事業費	・新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に大きな影響が生じている松浦鉄道の運行継続を支援する。 ・事業内容:運行に必要な燃料費について、県内の走行距離及び乗降人員に応じて支援金を交付 ・支援額:佐賀県1800万円、伊万里市980万円、有田町460万円。支援総額は長崎県内沿線市町を含む合計額		○							
佐賀県	佐賀県	4	医療・介護・福祉・ 保育の現場への 佐賀型メール支援 金	・医療従事者・看護師・薬剤師、福祉施設職員への支援金 ※福祉タクシー、福祉有償運送従事者含む ・従事者個人1人につき6万円 (別途医療機関への1,000万円、2,000万円の支援もあり)			○						
佐賀県	佐賀県	4	佐賀型中小事業者 応援金	・飲食店の時短営業や不要不急の外出、移動自粛等の影響を受けている中小企業に対する支援 ※支援対象にはタクシー事業者や運転代行業者、宿泊施設、旅行代理店、バス事業者を含む。 ・R2・12~R3・2のいずれかの月の売上が前年同月比50%以上減少している中小企業(飲食店を除く)に対し、1事業者当たり法人20万円、個人事業者15万円			○						
佐賀県	佐賀県	4	第2次佐賀型中小 事業者応援金	・新型コロナウイルスで売り上げが減少した幅広い分野の事業者を支援 ・R3.3~R3.6のいずれかの月の売上が前年又は前々年同月比で20%以上減少している事業者に1事業者当たり法人20万円、個人15万円交付。 ・佐賀県内に本社・本店を有する中小企業者及び個人事業者(バス、タクシー、宿泊施設、旅行代理店等を含む)					○				
佐賀県	佐賀県	2	地方バス路線運行 維持特別支援事 業費(新型コロナ 対策)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に大きな影響が生じている路線バス事業者の運行継続を支援する。 ・支援方法:幹線補助対象事業者を対象として、4~9月までの幹線系統の県内総走行キロの比率に応じて予算総額を配分し支援金として支給 ・総額:1億8,512万円				●					
佐賀県	佐賀県	4	第3次佐賀型中小 事業者応援金	・新型コロナウイルスで売り上げが減少した幅広い分野の事業者を支援 ・R3.7~R3.10のいずれかの月の売上が前年又は前々年同月比で20%以上減少している事業者に1事業者当たり法人20万円、個人15万円交付。 ・佐賀県内に本社・本店を有する中小企業者及び個人事業者(バス、タクシー、宿泊施設、旅行代理店等を含む)						○			
佐賀県	佐賀県	4	中小企業者原油・ 原材料高騰対策 緊急支援事業 (燃油高騰対策 緊急支援金・原 材料等高騰対応 緊急支援金)	1. 原油・原材料の価格高騰により収益が悪化している中小企業者に対する緊急措置として燃油購入費補助や一時金を交付し、事業者の負担を軽減し、事業の継続を支援。令和4年8月1日から受付を開始。※トラック事業者【貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者】、バス・タクシー事業者【一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会の会員事業者】は、それぞれの協会が団体が申請受付・支援金交付を実施する。 2. 燃油高騰対策緊急支援金 燃油を多く使用する貨物運送業、旅客運送業、建設業、製造業、クリーニング業、宿泊・旅館業等で、価格転嫁ができていない事業者 ●補助の対象 令和4年4月~7月購入分 ●補助額 購入量×単価 ※単価 ガソリン:軽油・重油・灯油・オートガス:10円/リットル LPガス:20円/m ³ 上限 200万円 下限 法人:20万円 個人:15万円 3. 原材料等高騰対応緊急支援金 原材料高により仕入額が上昇し、価格転嫁ができていない事業者 ● 交付額 法人:20万円 個人:15万円									●
佐賀県	佐賀県	4	中小企業者燃油高 騰対応金・中小企 業物価高騰 応援 金	※燃油高騰・物価高騰対策第2弾 ○中小企業者燃油高騰応援金 【運送事業者対象分】(1社あたり上限125万円) ・貨物運送事業者:1台あたり支援額一次型トラック3万円、中型トラック2万円、小型トラック1.5万円 ・バス・タクシー事業者:貸切バス2.5万円、タクシー(ガソリン車)1万円 【運送事業者以外分(宿泊業など)】(1社あたり上限125万円) ・第1弾支援金交付額の1/2(第1弾支援金のメ切りは10月末)									
佐賀県	佐賀県	4	地域公共交通利用 促進事業	【概 要】新型コロナウイルス感染症及び燃油価格の高騰等の影響を踏まえ、地域交通の利用促進を図ると共に、市町等と連携して継続的な利用につなげることで、地域に不可欠な交通手段の確保を図る。 【事業内容】 ●さがバスまるっとフリー-DAY(仮称) ・R5.1~2月の水曜日と日曜日に県内全域で県内を運行する乗合バスを全線無料化。運賃相当分は県が補填。 ・対象は県内路線バス(7事業者)、コミバス96系統(20市町)、デマンドタクシー15エリア(11市町) ●さが地域交通サービス・利便性向上補助金 ・コミュニティバス・デマンドタクシーの省人車面への買い替え(補助率:市町1/2、事業者2/3) ・コミュニティバス・デマンドタクシー等の省エネ・利便性向上オプションの追加車両への買い替え(エコタイヤの購入など)(補助率:市町1/2、事業者2/3) ●松浦鉄道活用プロモーション事業 ・伊万里・有田の小学生約6,000人に1日乗車券を配布。 ・駅を安全により使いやすくするため、駅待合所屋根やトイレのリニューアル、階段のすべり止め加工、駅名標の更新等を補助。(補助率3/4)									
佐賀県	佐賀市	4	バス利用促進キ ャンペーン	コロナ感染拡大による落ち込み対策とキャッシュレスの促進による感染対策を目的としたICカードの利用促進のためのポイント還元。対象は、佐賀市内路線バス4社(佐賀市交通局、昭和バス、祐徳バス、西鉄バス)nimoca利用に対し、支払金額の20%をポイント還元。令和2年11月1日~11月30日まで。			○						
佐賀県	佐賀市	4	SAGAつながるタ クシー構築事業	市内観光施設等や飲食店等を結ぶタクシー配車サービスの構築及びグループ単位での観光に合わせた新たな観光タクシーコースの創設(タクシー観光商品(観光ルート)の開発、利用料金の支援[6割程度補助]、広報・ガイドブック作成、各施設案内表示・研修・事務費等) ・予算額2,480万円	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金(R2・1次補正分の活用の有無)	臨時交付金(R2・2次補正分の活用の有無)	臨時交付金(R2・3次補正分の活用の有無)	臨時交付金(R2・3次補正繰越分の活用の有無)	臨時交付金(事業者支援分の活用の有無)	臨時交付金(追加事業者支援分の活用の有無)	臨時交付金(R3補正分)の活用の有無	臨時交付金(R3補正繰越分・R4予備費)の活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
佐賀県	佐賀市	2	公共交通運行維持特別支援金	・市内に本社、営業所が所在する乗合バス、タクシー事業者に対する事業継続支援 ・路線バス:佐賀市交通局は300万円+1台15万円×12月、市内外運行路線バス事業者は100万円+1台5万円×12月 ・タクシー:法人30万円+1台5万円、個人20万円 ・総額:1億8,000万円		○							
佐賀県	佐賀市	4	第3次事業継続支援金	コロナの感染拡大による時短要請等の影響を受け、R37~10のいずれかの1ヶ月の売上が前年又は前々年同月比で20%以上減少した、佐賀市内の中小企業者を対象に、法人10万円、個人8万円を支給									
佐賀県	佐賀市	4	佐賀市中小企業者等燃油・原材料高騰対策事業支援金	○中小企業者等(貨物・旅客事業者は市内に営業所があること)へ、緊急措置として購入補助又は一時金交付(条件は県支援と同じ) ○申込R4/11/15~R5/1/31 ○ガソリン等:10円/L、LPG:20円/1㎡ ○下限法人20万円、個人15万円、上限:100万円 ○申請受付期間:令和4年11月15日から令和5年1月31日まで									○
佐賀県	唐津市	2	タクシーユーザーサービス支援補助金	・タクシー事業者が行う買い物代行、非当手配配達等について物運賃相当額を補助 ・予算額700万円	○								
佐賀県	唐津市	1	感染拡大防止対策	消毒薬の配付									
佐賀県	唐津市	4	SAGA 唐津やきものと食事を楽しむ大人旅	○陶芸体験と唐津の食をセットした貸切タクシー利用の旅行商品 ○唐津観光協会が佐賀県観光連盟の商品造成事業に応募し採択されたもの ○佐賀県観光連盟からの助成により、タクシー運賃は全額無料 ※所要時間は4~6時間で、6時間のタクシー運賃は普通車27,600円、ジャンボタクシー40,680円 ※なお、ツアー料金は、16,000円等と高額ですが、食事が5,000円、唐津焼体験が10,000円くらいするそうです。 ○実施期間は、R2.11~R3.2末									
佐賀県	唐津市	2	生活路線バス等運行維持支援	○コロナ禍で運行継続している生活路線バス等の運行事業者に対し、運行管理、対象車両の運行維持を支援 ・市内に営業所を有する乗合バス事業者 ・営業所運行管理補助金100万円 ・乗合バス車両1台50万円、乗合タクシー車両1台25万円 ・予算総額4,725万円			○						
佐賀県	唐津市	4	唐津市 第2次中小規模企業者事業継続助成金	コロナの感染拡大による時短要請等の影響を受け、R36~10のいずれかの1ヶ月の売上が前年又は前々年同月比で20%以上減少した、唐津市内の中小企業者を対象に、1事業者10万円支給									
佐賀県	多久市	1	「新しい生活様式」や業種別のガイドライン等に沿った職種に必要な経費の支援	貸切バス、タクシー含む市内事業者を対象に、感染防止の取組に必要な経費(改装費・設備費・備品費等)について上限額50万円補助。 ※宿泊施設・観光バス・タクシー事業者は上限額150万円。		○							
佐賀県	伊万里市	2	バス交通支援事業	○コロナの影響により利用者が減少した路線バス事業者に対する年間走行キロに応じた運行維持支援 ・路線バス事業者2社 ・予算総額1500万円		○							
佐賀県	伊万里市	2	貸切バス、タクシー・自動車運転代行事業者緊急支援金	・貸切バス・タクシー・運転代行業者への支援金 ・貸切バス1台×10万円、タクシー・運転代行1台×1万円 ・予算総額711万円			○						
佐賀県	伊万里市	2	貸切バス、タクシー・自動車運転代行事業者緊急支援金	・貸切バス・タクシー・運転代行業者への支援金 ・貸切バス1台×10万円、タクシー・運転代行1台×1万円 ・予算総額571万円					●				
佐賀県	武雄市	2	タクシー便利屋サービス(買い物代行)支援	・タクシー事業者が行う買い物代行による市内配達を500円(75歳以上は200円)で利用可能(差額を市が補助) ・予算額100万円	○								
佐賀県	武雄市	2	武雄市交通事業者事業継続支援事業	・貸切バス、タクシー、運転代行を対象に事業継続支援 ・貸切バス:1台×20万円 ・タクシー:普通車1台×10万円 ・運転代行:普通車×10万円、軽×6万円 ・予算総額約1,000万円		○							
佐賀県	鳥栖市	4	鳥栖市応援金給付事業	・鳥栖市応援金給付事業として、県の第3次佐賀県中小事業者応援金の交付事業者を対象に法人8万円、個人6万円を支給。 ・受付はR3.10~R4.2末まで									
佐賀県	鳥栖市	1	鳥栖市事業者感染防止対策支援事業補助金	○対象者 ・市内に本社または本店を有する法人 ・市内に店舗または事業所を有する個人事業主 ○補助率等 補助対象と認められる経費の4/5以内(補助限度額:4万円) ○補助対象期間 令和4年4月1日から令和5年1月31日まで									○
佐賀県	鹿島市	2	鹿島市貸切バス・タクシー支援金	・貸切バス・タクシー・運転代行業者への支援金 ・貸切バス1台×10万円、タクシー車庫・待機所×20万円、運転代行1事業者15万円		○							
佐賀県	鹿島市	2	バス・タクシー・運転代行事業継続支援	・路線バス・貸切バス:1台×10万円 ・タクシー:1台×5万円 ・運転代行事業の事業所に対する支援 1事業者×10万円 ・総額1,100万円			○						
佐賀県	鹿島市	4	「Go To KASHIMA」鹿島市タクシー周遊事業	鹿島市以外の観光客が、鹿島市内の観光飲食に2時間以上滞在し、酒蔵に立ち寄り1人1,000円以上の消費をすることを条件に最大4万円までタクシー運賃を鹿島市が補助		○							
佐賀県	鹿島市	4	ウィズコロナ周遊観光事業補助金交付事業	・新しい生活様式に則したツアーを企画した旅行者および交通事業者に対し、ツアー代金の一部を助成 ・バスツアー 1人5,000円または旅行代金の半額(いずれか低い額)、バス1台上限100,000円(1ツアー 上限500,000円) ・個別周遊(タクシー)タクシー代に相当する額(あたり) 普通車タクシー 上限30,000円、ジャンボタクシー 上限40,000円									
佐賀県	小城市	4	少人数の旅行に対応するためのタクシー運転手の育成事業	・小城市観光協会が、少人数の旅行に対応するためのタクシー運転手の育成を目的に観光ドライバー研修を実施し、参加者に1人10万円支給									
佐賀県	嬉野市	2	うれしのタコ配	・タクシーによる市内のテイクアウト店舗からの配達料2,000円まで無料(嬉野市が嬉野市商工会に業務委託し、タクシー事業者へ支払) ・予算額225万円	○								
佐賀県	嬉野市	4	「GO TO URESHINO」タクシー周遊事業	・嬉野市内居住者を対象にタクシー利用料金を4万円まで助成 ・県内観光周遊促進を図る目的 ※GoTo URESHINOは、タクシー周遊事業、チャレンジ事業、スタンプラリーの3事業で予算総額4,361万円		○							
佐賀県	基山町	4	旅客自動車運送事業者支援事業・甘木鉄道運行維持対策事業	・新型コロナウイルス感染症の長期化による人流抑制、原油価格等の高騰の影響で経営維持が厳しくなっている旅客自動車運送事業者(町内に主たる事務所又は営業所が所在する)及び沿線自治体である本町にとって重要な公共交通を担う甘木鉄道の経営維持のため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援事業を実施。 ・旅客自動車運送事業者支援事業 1,000千円(タクシー50千円×16台、コミュニティバス100千円×2台) ・甘木鉄道運行維持対策事業 900千円									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・2次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 超過分の 活用 の有無)	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の 活用 の有無	臨時交付金 (R3補正超過分・R4予備費) の活用 の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
佐賀県	有田町	1	公共交通緊急支援事業	・タクシー事業者にマスクや除菌剤の購入費用を支援 ・車両数×1万円	○								
佐賀県	有田町	4	有田町中小企業等応援金(3回目)	・2019年or2020年の年間売上額の1/2と2021年1~9月の任意の連続した半年分の売上額を比較し1割以上減少した事業者が対象。									
佐賀県	大町町	4	大町町高齢者プレミアム付き移動支援事業	・新型コロナウイルスによる高齢者の閉じこもりを防止及び地域経済の活性化が目的 ・移動手段を持たない75歳以上の大町町民を対象に、タクシー券1冊12,000円分を2,000円で販売		○							
佐賀県	江北町	4	原材料高騰対策事業	・原油の価格高騰により収益が悪化している事業者の負担軽減及び事業継続を支援するため、佐賀県が実施する「原油高騰対策緊急支援金」・「原材料等高騰対応緊急応援金」の交付を受ける事業者に対して、「江北町中小事業者原油・原材料高騰対策事業費補助金」を上乗せ交付。 (1) 原油高騰対策緊急支援金 ①算定方法 令和4年4月から同年7月までに購入した燃料の購入量に補助単価を乗じて得た額の合計額 ②補助単価 ガソリン・軽油・重油・灯油・オートガス 5円/ℓ LPガス(液化石油ガス) 10円/m ³ ③補助上限額 1事業者あたり100万円 ④補助下限額 法人10万円、個人事業者7万5千円 ⑤補助金額の算定から除くもの(ア)乗合バス、離島航路運航の事業に要した燃料(イ)タクシー業のLPガス(液化石油ガス) (2) 原材料等高騰対応緊急応援金 法人 10万5千円 個人事業主 7万5千円 ※佐賀県が実施する原油高騰対策緊急支援金及び原材料等高騰対応緊急応援金の交付申請に必要な書類を佐賀県所定の申請先に提出した場合は、その書類をもって交付申請及び実績報告を行ったものとみなす。		○						●	
長崎県	長崎県	1	検温機器貸与	・ポータブルタイプのサーモグラフィーや非接触式体温計などを貸与 ・予算額 4,118千円	○	○	○						
長崎県	長崎県	2	公共交通事業継続等支援事業	・路線バスやタクシー、航路事業者等に対し、感染防止対策を講じながら事業を継続するための奨励金を交付 ・路線バス:300千円/台 ・タクシー:50千円/台 ・鉄道:2,000千円/両 ・軌道:300千円/両 ・航路:500千円~10,000千円/隻 ・予算額 794,550千円			○	○					
長崎県	長崎県	2	公共交通事業継続等支援事業	・貸切バス事業者及び自動車運転代行事業者に対し、感染症拡大防止対策を講じながら事業を継続するための奨励金を交付 ・貸切バス 1台200千円 ・運転代行 1台 30千円 ・予算額 11,900千円			○	○					
長崎県	長崎県	2	離島航空路線確保緊急支援事業	・離島航空路線の安定化を図るため、オリエンタルエアブリッジに対する緊急支援 ・航空路運航事業者 ・予算額 194,000千円			○	○					
長崎県	長崎県	2	県内空港活性化推進事業	・新型コロナウイルス感染症の影響により運休・減便している県内空港発着の国内定期航空路線等を早期に回復させるため、各航空会社等が行う利用促進事業及び感染拡大防止対策を支援 (R2年度実施分) ・予算額 84,500千円			○	○					
長崎県	長崎県	2	生活バス路線対策費補助金	・既存の路線バス補助事業の補助要件(県単独補助)を満たせなかった路線に対する支援 ・路線ごとの経費の45%の1/2 ・予算額(令和2年度補正予算) 86,645千円			○						
長崎県	長崎県	2	長崎空港リムジンバス等運行費緊急支援	・長崎空港を発着する定期路線のリムジンバス、ジャンボタクシー、航路を運行(運航)する事業者に対し、運送収入の減収分の一部を支援 ・令和2年度における減収見込額に減便率を乗じた額の1/2 ・予算額(令和2年度補正予算) 227,700千円			○						
長崎県	長崎県	2	県外高速バス運行費緊急支援	・長崎県内と県外を結ぶ定期路線バスを運行する事業者に対し、運送収入の減収分の一部を支援 ・令和2年度における減収見込額に減便率を乗じた額の1/2 ・予算額(令和2年度補正予算) 192,300千円			○						
長崎県	長崎県	2	離島・半島航路事業継続緊急支援	・欠損補助を受けていない旅客航路で基幹的な離島航路及び半島航路を運航する事業者に対し、経常収支悪化分の一部を支援 ・令和2年度における収支悪化見込額の1/3 ・予算額 411,600千円			○						
長崎県	長崎県	2	路線バス継続緊急支援費	・圏庫補助路線のうち、競合・乗車密度による減額された金額の1/2を支援 ・予算額 85,021千円			○						
長崎県	長崎県	1	(新)公共交通機関環境整備等支援事業	・県内の公共交通機関(バス、タクシー、鉄軌道(JR除く)、航路(補助航路除く)、離島航空路)等において新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策のための環境整備等にかかる経費への支援 ・予算額 200,000千円(※令和2年度当初予算) ①国の3次補正における「ポストコロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化・継続」関係事業で採択された取組への追加支援(補助率:国及び県4/5(事業者1/5)) ②感染防止対策のための環境整備にかかる経費への支援(①を除く)。施設や車内(船内)の除菌・抗菌コーティング、空気清浄機等の導入など(補助率7/10、上限額5百万円/社) ③感染防止対策が十分に行えるタクシー車両の導入支援(補助率1/3、上限額60万円/台)					●				
長崎県	長崎県	2	県内空港活性化推進事業	・新型コロナウイルス感染症の影響により運休・減便している県内空港発着の国内定期航空路線等を早期に回復させるため、各航空会社等が行う利用促進事業を支援 (R3年度実施分) ・予算額 87,500千円				●					
長崎県	長崎県	2	公共交通機関運行継続緊急支援事業費支援金実施要綱	・新型コロナウイルス感染症の第4波の影響により、引き続き、厳しい経営状況にある公共交通事業者に対して、支援金を交付することで、今後の事業継続を支援する。 国の3次補正予算において内示を受けた実証運行に係る補助対象経費の1/2を支援金として交付。 <支援予定額> バス事業者 166,300千円(11事業者)―圏庫の内示がなかったため、対応策検討中。 鉄軌道事業者 21,800千円(3事業者) 航路事業者 246,700千円(8事業者) 航空運送事業者 15,000千円(1事業者)					●				
長崎県	長崎県	2	公共交通事業継続緊急支援費	・新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に伴い、運送収入が大きく減少している公共交通事業者の事業継続のための支援 ・予算額 1,153,904千円 路線バス:費用の45%×1/2 59,685千円 長崎空港線(定期バス・乗合タクシー-航路):R1年比減収見込×運行率×2/3以内 276,492千円 県外高速線(定期バス・R1年比減収見込×運行率×2/3以内 197,769千円 地域鉄道事業者:R1年比収支悪化見込×1/3以内 64,701千円 航空路事業者:R1年比収支悪化見込×1/6以内 123,157千円 航路事業者:(カーフェリー1隻20,000千円、旅客船20トン未満1隻1,000千円)312,000千円 タクシー事業者:(1台50千円)120,100千円							○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
長崎県	長崎県	2	路線バス継続緊急 支援費	・国庫補助路線のうち、競合・乗車密度による減額された金額の1/2を支援 ・予算額 90,000千円							○			
長崎県	長崎県	2	離島航空路線航費 支援事業費	離島航空路線を維持するため、欠損額の増大に対する追加支援 ・航空路線事業者 ・運航費の赤字拡大部分の一部の1/2 ・予算額 120,000千円							○			
長崎県	長崎県	2	県内空港活性化推 進事業	・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が落ち込んでいる国内定期航空路線等を早期に回復させるため、各航空会社の利用促進事業 に対して支援 (R4年度補正予算) ・予算額 87,500千円								●		
長崎県	長崎県	2	公共交通事業継続 緊急支援費	・コロナ禍における運送収入の減少や燃料費高騰による経費の増の影響を受けている公共交通事業者の事業継続を支援 (R4年度補正予算) ・予算額 1,468,100千円 ・長崎県に本社または支社を置く、乗合バス・貸切バス・鉄軌道・定期旅客航路・航空路・タクシー・運転代行業者に対して支援 ・乗合バス:240千円/台 ・貸切バス:210千円/台 ・鉄軌道:100~950千円/両、252,000千円 ・航路:1,450千円~23,000千円/隻 ・航空路:89,300千円/機 ・タクシー:50千円/台 ・運転代行:40千円/台									●	○
長崎県	長崎県	1	公共交通機関環境 整備等支援事業	・新型コロナウイルス感染症の影響が大きい公共交通機関に対して、利用促進や感染防止対策に資する環境整備を支援 (R4年度補正予算) ・予算額 90,000千円 ・県内の公共交通機関(バス、タクシー、鉄軌道(JR除く)、航路(補助航路除く)、離島航空路)において、ポストコロナを見据えたデジタル化等の利 用促進策や新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策のための環境整備にかかる経費への支援 1. 国のデジタル化等の利用促進策(補助率:国・県4/5) ②感染症対策に関する経費(補助率:国・県3/5) 2. 感染防止対策への県単独支援 ①デジタル化等の利用促進策(補助率:県7/10) ②感染症拡大防止対策のための環境整備(補助率:県1/2)									●	
長崎県	長崎県	2	公共交通事業継続 緊急支援費	・コロナ禍における運送収入の減少や燃料費高騰による経費の増の影響を受けている公共交通事業者の事業継続を支援 (R4年度補正予算) ・予算額 700,800千円 ・長崎県に本社または支社を置く、乗合バス・貸切バス・鉄軌道・定期旅客航路・航空路・タクシー・運転代行業者に対して支援 ・乗合バス:140千円/台 ・貸切バス:110千円/台 ・地域鉄軌道:170~450千円/両 ・航路:1,200千円~18,000千円/隻 ・航空路:29,300千円/機 ・タクシー:20千円/台 ・運転代行:10千円/台										○
長崎県	長崎県	2	貨物運送事業継続 緊急支援費	・コロナ禍における燃料費高騰による経費の増の影響を受けている貨物運送事業者の事業継続を支援 (R4年度補正予算) ・予算額 773,480千円 ・長崎県内に本社または支社等を置くトラック運送事業者、本土から離島へ主に生活物資を輸送する貨物航路事業者に対して支援 ・トラック運送事業者 普通車・けん引車80千円/台、小型車40千円 ・離島貨物航路事業者 RORO船19,000千円/隻、貨物船5,800千円/隻										○
長崎県	長崎県	2	離島航空路線確保 対策事業	・コロナ禍における運送収入減少に加え、価格高騰による経費の増加に伴い厳しい経営環境にある離島航空路線の運航事業者に対する支援 (R4年度補正予算) ・県内離島航空路線に就航する機材更新に係る経費への価格高騰に対する支援 634,000千円 ・県内離島航空路線の運航維持に係る経費への価格高騰に対する支援 83,000千円										○
長崎県	長崎県	4	観光地受入態勢サ テップアップ事業	・宿泊事業者や交通事業者、地場旅行会社、観光協会等が、従事者の雇用を維持し、魅力ある観光地づくりにつながる取組を支援 ・おもてなし力向上対策、誘客・経営効率化対策、安全安心対策等の事業が対象	○	○	○							
長崎県	長崎県	4	観光地受入態勢サ テップアップ事業	・宿泊事業者や交通事業者、地場旅行会社、観光協会等が、従事者の雇用を維持し、魅力ある観光地づくりにつながる取組を支援 ・おもてなし力向上対策、誘客・経営効率化対策、安全安心対策等の事業が対象						●				
長崎県	長崎県	1	宿泊施設安全・安 心・快適化促進事 業	・宿泊者が衛生的で快適に過ごすことができる態勢整備を行う宿泊事業者を対象に、感染防止対策に係る費用の一部を支援。	○	○	○							
長崎県	長崎県	4	ながさきびーター 割出促進事業	・コロナウイルス感染症の影響により、本県に方面変更した修学旅行に対する支援。	○	○	○							
長崎県	長崎県	4	ながさきびーター 割出促進事業	・コロナウイルス感染症の影響により、県内学校が行先を方面変更した修学旅行に対する支援。				○						
長崎県	長崎県	4	ながさきびーター 割出促進事業	・コロナウイルス感染症の影響により、本県に方面変更した修学旅行に対する支援。										
長崎県	長崎県	4	“ふるさと再発見” 誘客対策事業	・県内観光業界の回復に向けて、国のGoToキャンペーンに先駆けて県独自の宿泊割引キャンペーンを実施。		○	○	○						
長崎県	長崎県	4	しま旅滞在促進事 業費	・離島での体験プランがセットになったしま旅旅行商品や企画乗船券の利用者に宿泊、飲食、交通など現地で利用できる割引クーポンを交付。	○	○	○							
長崎県	長崎県	4	しま旅滞在促進事 業費	・離島での体験プランがセットになったしま旅旅行商品や企画乗船券の利用者に宿泊、飲食、交通など現地で利用できる割引クーポンを交付。							○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
長崎県	長崎県	4	戦略的情報発信推進事業	GoToラベルと連動し、本県への誘客を図るため、全国に向けて本県の魅力を発信。	○	○	○						
長崎県	長崎県	4	観光需要回復促進事業	GoToラベルの一時停止期間において、県独自の宿泊割引キャンペーンを実施。			○						
長崎県	長崎県	4	withコロナリピーター旅行需要創出事業費	今後の旅行者ニーズに対応するため県内各地の「ご当地グルメ」開発を支援		○	○						
長崎県	長崎県	4	アフターコロナを見据えた宿泊旅行需要創出事業	個人旅行市場の取り込みを図るための、ニーズ調査等。		○	○						
長崎県	長崎県	1	宿泊施設感染拡大防止策等支援事業	県内宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の支援、第三者認証制度の取組支援				●					
長崎県	長崎県	1	宿泊施設感染拡大防止策等支援事業	県内宿泊事業者が取り組む第三者認証制度への支援									
長崎県	長崎県	4	宿泊施設の緊急環境整備支援事業費	宿泊事業者が経営改善を図るために取り組む、省エネや省力化に寄与する設備投資等を支援(原価価格・物価高騰対策)									
長崎県	長崎県	4	観光需要回復促進事業	子育て世帯の県内旅行を促進するためクーポン券の上乗せ支援									
長崎県	長崎県	4	特別支援学校スクールバスの臨時増便の実施	障害のある児童生徒の感染リスクの低減を図るため、特別支援学校のスクールバスの臨時増便等を実施(増便等措置)7校13経路 → 全車両の乗車率が50%未満(R2年度実施分)	○	○							
長崎県	長崎県	4	特別支援学校スクールバスの臨時増便の実施	障害のある児童生徒の感染リスクの低減を図るため、特別支援学校のスクールバスの臨時増便等を実施(増便等措置)7校12経路 → 全車両の乗車率が50%未満(R3年度実施分)					●				
長崎県	長崎県	4	特別支援学校スクールバスの臨時増便の実施	障害のある児童生徒の感染リスクの低減を図るため、特別支援学校のスクールバスの臨時増便等を実施(増便等措置)7校12経路 → 全車両の乗車率が50%未満(R4年度実施分)							●		
長崎県	長崎県	2	公共交通事業継続への支援(定期旅客航路事業者の係船料)	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少する中でも住民の移動手段として運行を継続している定期旅客航路及び定期航空路事業者の係船料・着陸料等に対する支援 ・売上高が前年度同月比30%~50%未満の減取係船料等相当額の1/2 ・売上高が前年度同月比30%~50%以上の減取係船料等相当額の10/10		○	○						
長崎県	長崎県	2	公共交通事業継続への支援(定期旅客航路事業者の係船料)	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少する中でも住民の移動手段として運行を継続している定期旅客航路及び定期航空路事業者の係船料・着陸料等に対する支援 ・売上高が前年度同月比30%~50%未満の減取係船料等相当額の1/2 ・売上高が前年度同月比30%~50%以上の減取係船料等相当額の10/10					○				
長崎県	長崎県	2	公共交通事業継続への支援(定期旅客航路事業者の係船料)	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少する中でも住民の移動手段として運行を継続している定期旅客航路及び定期航空路事業者の係船料・着陸料等に対する支援 ・売上高が前年度同月比30%~50%未満の減取係船料等相当額の1/2 ・売上高が前年度同月比30%~50%以上の減取係船料等相当額の10/10								●	
長崎県	長崎県	2	観光事業持続化支援金(観光バス事業者)	観光バス事業者の経営を迅速に支援するため、支援金を支給 ・(総定員数-乗務員数)×2,000円 支援上限額 300万円	○	○	○						
長崎県	長崎県	2	観光事業持続化支援金(観光バス事業者)	観光バス事業者の経営を迅速に支援するため、支援金を支給 ・(総定員数-乗務員数)×2,000円×2/3 支援上限額 200万円				●					
長崎県	長崎県	2	公共交通緊急支援金	民間乗合バス、路面電車及びタクシー事業者(法人・個人)に支援金を支給 ・保有台数×1万円	○								
長崎県	長崎県	2	観光事業持続化支援金(壱島航路船協進会)	壱島島上陸観光を行う事業者の経営を迅速に支援するため、支援金を支給 ・(最大搭載人員数-うち船員(安全誘導員含))×10,000円 ※支援限度額300万円	○	○	○						
長崎県	長崎県	2	観光事業持続化支援金(壱島航路事業者)	壱島島上陸観光を行う事業者の経営を迅速に支援するため、支援金を支給 ・(最大搭載人員数-うち船員(安全誘導員含))×10,000円×2/3 ※支援限度額200万円				●					
長崎県	長崎県	1	公共交通新型コロナウイルス感染症対策費	民間乗合バス、路面電車及びタクシー事業者(法人・個人)に、車内の除菌や消毒などに係る費用を支援。 ・バス 保有台数×16千円 ・路面電車 保有台数×42千円 ・タクシー 保有台数×10千円	○								
長崎県	長崎県	2	乗継割引システム導入事業費補助金	人口減少に加え新型コロナウイルスの影響で利用者が急減しているなか、ポストコロナ社会で路線バスの維持存続を図るために、乗継ぎを伴うバス路線再編(ハブ&スポーク型運行)を展開する場合の利用者の負担を軽減するため、乗り継ぎ際に一定額を割引システム導入に対して支援。 ・予算額21,395千円		○							
長崎県	長崎県	1	公共交通確保支援金	新型コロナウイルス感染症により利用者が減少する中、市民生活に必要な移動手段を維持する公共交通事業者(路線バス、路面電車、タクシー)に対し支援を行う。 ・保有台数に応じて算定 ・予算額 4億、300千円			○						
長崎県	長崎県	2	公共交通確保支援金	新型コロナウイルス感染症による利用者の急減により、公共交通事業者の収入が大幅に減少し、回復の見通しも立たない状況の中で、引き続き市民生活に必要な移動手段の確保に努めてもらうため公共交通事業者(路線バス、路面電車、タクシー)に対し支援を行う。 ・保有台数に応じて算定 ・予算総額 235,324千円				●					
長崎県	長崎県	2	持続化支援金(壱島航路事業者)	壱島島上陸観光を行う事業者の経営を迅速に支援するため、支援金を支給 ・(最大搭載人員数-うち船員(安全誘導員含))×7,000円 ※支援限度額210万円							○		
長崎県	長崎県	2	持続化支援金(観光バス事業者)	観光バス事業者の経営を迅速に支援するため、支援金を支給 ・(総定員数-乗務員数)×1,400円 支援上限額 210万円							○		
長崎県	長崎県	2	公共交通確保支援金	新型コロナウイルス感染症による利用者の急減により、公共交通事業者の収入が大幅に減少し、回復の見通しも立たない状況の中で、引き続き市民生活に必要な移動手段の確保に努めてもらうため公共交通事業者(路線バス、路面電車、タクシー)に対し支援を行う。 ・保有台数に応じて算定 ・予算総額 235,055千円							○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・2次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 分の 活用の有無)	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分の活用 の有無)	臨時交付金 (事業者支援分 の活用の有無)	臨時交付金 (追加事業者支 援分 の活用の有無)	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費) の活用 の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
長崎県	島原市	4	島原ふるさと応援 旅行券	○島原市外から市内への旅行需要の喚起を促し、市内での消費喚起に繋げることを目的「島原ふるさと旅行券」を発行。 ・購入できる方:市外在住者 ・販売期間及び利用期間:R4.7.16~R5.1.15 ・使用できる店舗等:宿泊施設・有料観光施設、土産品を取り扱う事業者、食事を提供する店舗、 交通事業者(鉄道・バス・船・タクシー・運転代行・レンタカー・ガソリンスタンド) ・販売額:10,000円で13,000円分の旅行券を販売(額面1,000円券13枚つづり) 額面1,000円×10枚 全加盟店舗で利用できる共通旅行券 額面1,000円×3枚 宿泊料以外で利用できる旅行券 販売数:10,000セット(1回の旅行につき、1人2セットまで購入可能)									○	
長崎県	島原市	2	公共交通継続支援 事業	1. 補助対象者 市内に本社又は支社、営業所を有する鉄道・バス(貸切バス含む)・タクシー・代行事業者及び本市と他市町村を航路で結ぶ船舶事業者 2. 補助額(保有台数に拠る金額を支給) ①鉄道…20万円/両 ②バス ①乗合(路線)…10万円/台 ②貸切…8万円/台 ③自動車 ①タクシー…5万円/台 ②代行…4万円 ④船舶 ①カーフェリー…400万円/隻 ②高速船…150万円/隻										○
長崎県	諫早市	2	緊急経営支援給付 金(観光バス事業 者、タクシー事業 者、宿泊事業者)	・令和2年3月から5月のいずれかの月の売上額が前年同月と比較し、30%以上減少している事業者 (観光バス) ・観光市内事業所に配置する)台数×100,000円(上限200万円) (タクシー) 保有(市内事業所に配置する)台数×30,000円 (宿泊業) 宿泊定員数×25,000円(上限250万円)、加算支援 正規従業員(正社員)数が10名以上かつ、300㎡以上のホール・大広間を併設している場合は、一律に100万円を加算給付	○	○								
長崎県	諫早市	1	緊急経営支援感染 予防対策補助金 (タクシー事業者 、介護・福祉タクシ ー事業者、運転 代行事業者)	・新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者が著しく減少し、深刻な影響を受けている一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、安定的な事業継続に資するため、感染予防対策に係る取組について支援 ・諫早市内に本社又は事業所を置く一般乗用旅客自動車運送事業者 ・諫早市内の本社又は事業所に配置する車両(R3.2.1時点)に対して行う感染予防のための備品購入及び消毒作業、抗菌加工等の業務委託に要する経費(1台あたり上限3万円)	○	○								
長崎県	諫早市	2	緊急経営支援給付 金(介護・福祉タク シー事業者、運転 代行事業者)	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、不要不急の外出及び移動の自粛により利用者が著しく減少し、深刻な影響を受けている介護・福祉タクシー事業者及び運転代行事業者の経営を支援 ・道路運送法第4条の規定により国土交通大臣から一般乗用旅客自動車運送事業の認可を受け福祉輸送サービスを行う者、及び、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定により長崎県公安委員会の許可を受けた者 ・対象車両:常時、諫早市内の本社または事業所に配置する車両(R3.2.1時点) ・対象車両数×3万円	○	○								
長崎県	諫早市	1	キャッシュレス決済 端末等導入支援事 業	キャッシュレス決済端末等導入に必要な経費の支援を行う。 ・対象事業者:(交通事業者を含む全業種)諫早市内の店舗、事業所等において、令和5年2月28日までの間にキャッシュレス決済端末等を購入する事業者 ・補助額:1事業者あたり上限200千円、複数店舗等に導入する場合は上限300千円 ・対象経費:キャッシュレス決済に要する端末本体機器、付属機器の購入費用(新品のみ)									●	
長崎県	諫早市	2	まちなか魅力拡大 支援事業	商店街等の団体が行うオリジナル商品券発行事業及びイベント事業に対し支援を行う。 ・対象事業者:(交通事業者を含む全業種の団体)(1)諫早商工会議所又は諫早市商工会、(2)市内の事業者で設立した商店街組合、事業協同組合又は協業組合等、(3)観光振興や広域的な地域経済の活性化を目的に設立された市内の団体等、(4)5者以上の事業者等で組織された団体又は実行委員会 ・対象事業費及び補助額:商店街等オリジナル商品券事業…商品券に付与するプレミアム相当額=上限500万円/件(プレミアム率は30%以内)、事務費・広報経費等=上限100万円/件(商品券発行総額の20%以内) ほか									●	
長崎県	諫早市	2	中小企業等燃料費 高騰対策緊急支援 事業	燃料費高騰への支援 ・対象事業者:諫早市内に本社がある法人、諫早市内に住所がある個人事業主 ・対象経費:令和4年4~12月の燃料費使用した額(単価を乗じた額(価格高騰分の合計額)) ・補助額:価格高騰分の合計額が法人は10万円、個人事業主は5万円を超えた場合、その額の1/2(上限:法人20万円、個人事業主10万円) ・予算総額:335,000千円									○	
長崎県	大村市	2	事業者支援給付金 (旅客自動車運送 など)	・旅客自動車運送等事業者に対し、経営維持のための支援金を交付 (タクシー業、福祉タクシー業、代行業) 1. 事業所につき30万円 2. 各事業者が所有する車両1台につき1万円 (貸切バス業) 1. 事業所につき30万円 2. 各事業者が所有する車両1台につき3万円 (海上タクシー業) 事業所につき30万円 ・予算総額2,150万円	○									
長崎県	大村市	2	旅客自動車運送事 業等への支援金	・新型コロナウイルス感染症の影響により、業況が悪化している市内の交通関連事業者に対し、減収した分の支援として1事業者あたり法人20万円以内、個人事業主10万円以内を交付する。 ・申請期間:令和3年2月8日~2月26日 ・路線・貸切バス:事業所支援(上限20万円以内)+車両数×3万円 ・タクシー:事業所支援(上限20万円以内)+車両数1万円 ・福祉タクシー:事業所支援(上限10万円以内)+車両数×1万円 ・運転代行業:事業所支援(上限10万円以内)+車両数×1万円 ・レンタカー業:事業所支援(上限 法人20万円以内、個人10万円) ・海上運送業:事業所支援(上限20万円以内)+客船隻数×3万円										
長崎県	大村市	1	事業継続支援給付 金	・補助対象事業者:中小企業者で市内に本社又は店舗を有する法人など(交通関連事業者を含む全業種) ・店舗等における感染防止対策を強化しながら、事業継続に向けて取り組む事業者への支援。 ・店舗・事業所当たり、客席・収容人員50人以上のときは20万円、客席数・収容人員50人未満のときは10万円。 ただし、申請月の直近3か月の売上高の合計が10万円未満の場合は5万円。						●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 超過分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正超過分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
長崎県	大村市	2	公共交通事業等原油価格対策給付金	・コロナ禍における運送収入の減少や燃料費高騰による経費の増の影響を受けている公共交通事業者の事業継続を支援 (R4年度補正予算) ・予算額 31,800千円 ・市内に事業所または営業所がある、路線バス、貸切バス、タクシー、福祉タクシー、運送トラック等、運転代行、海上タクシー、駐車場業、自家用自動車有償貸渡業に対して支援 保有する車両や船舶の台数に応じて定額の給付を行う。 ・バス(乗合・貸切) 給付額:大型トラック(車両総重量11,000kg以上)→3万円/台 ・中型トラック(車両総重量5,000kg以上11,000kg未満)→2万円/台 ・タクシー、福祉タクシー、代行、レンタカー、駐車場業 ※レンタカー、駐車場業については空港までの送迎車両に限る ・小型トラック(車両総重量5,000kg未満)、軽貨物車 →1万円/台 ※1事業所あたり200万円が上限									○	
長崎県	平戸市	2	平戸市事業者支援給付金(交通事業)	・貸切バス事業者及びタクシー事業者に対して支援 ・減収金額に対して50%の給付(給付額上限額) 貸切バス事業者:300万円 タクシー事業者:30万円	○	○	○							
長崎県	平戸市	2	松浦鉄道支援給付金	・松浦鉄道に対する支援:600万円		○	○							
長崎県	平戸市	2	平戸市事業者支援給付金(貸切バス事業)	・貸切バス事業者に対して支援 ・対前年(前々年)同月比50%以上の減収が要件 ・給付額上限:80万円				●						
長崎県	平戸市	2	松浦鉄道支援給付金	・松浦鉄道に対する持続化支援:546万円							○			
長崎県	平戸市	2	平戸市事業者支援給付金(交通事業)	・貸切バス事業者及びタクシー事業者に対して支援 ・減収金額に対して50%の給付(給付額上限額) 貸切バス事業者:300万円 タクシー事業者:30万円								○		
長崎県	平戸市	2	松浦鉄道持続化支援事業補助金	・松浦鉄道に対する持続化支援+燃油価格高騰対策支援:4,220千円									●	
長崎県	平戸市	4	交通事業者燃油価格高騰対策支援事業補助金	・貸切バス1台あたり・・・11万円 ・タクシー1台あたり・・・2万円 保有台数に応じて、燃油価格高騰に対する支援を実施。									●	
長崎県	松浦市	2	鉄道交通維持支援事業	■松浦鉄道株式会社の運行維持に係る支援金 ・新型コロナウイルスの影響により松浦鉄道線の利用者が著しく減少し、運賃収入が確保できない状況となったが、沿線地域の生活路線として、これまでどおり安定的且つ持続的な運行を保持することを目的として松浦鉄道に対し、支援金を交付した。 交付額:8,000,000円		○					○			
長崎県	松浦市	2	交通事業者支援給付金	・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用客が減少する中でも、引き続き市民生活の足として運行の確保に努めるタクシー事業者に対し、事業継続を後押しする目的で支援金を給付する。 対象:市内に本社を置き、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)を行っている法人又は個人事業者 補助額:タクシー車両1台につき、50,000円 予算額:1,200,000円(50,000円×24台)								○		
長崎県	松浦市	2	交通事業者支援給付金	・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用客が減少する中でも、引き続き市民生活の足として運行の確保に努める以下の事業者に対し、事業継続を後押しする目的で支援金を給付する。 【タクシー・運転代行業】 ◎対象:市内に本社を置き、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)や自動車運転代行業を行っている法人又は個人事業者 ◎補助額:車両1台につき、50,000円 タクシー:1,200,000円(50,000円×24台) 運転代行:400,000円(50,000円×8台) 【路線バス】 ◎対象:市内を運行する路線バスのうち、特定の路線(1路線)に係る運行経費に対する支援。 ◎補助額:3,180,000円 年間延べ運行キロ×R2・R4燃料単価の差額×1/3 ≈ 3,180,000円									●	
長崎県	松浦市	2	松浦市運送事業者等燃油価格高騰対策支援金	燃油価格の高騰により、経営に大きな影響を受けている市内一般貨物自動車運送事業者等に対して事業継続に向けた支援を行う。 【支援金総額】 ※1社あたり上限1,200,000円 9,720,000円(10,000,000円→280,000円(上限を越えた額)) (10,000,000円の内訳) ○一般・特定貨物自動車(普通自動車以上)・・・40,000円×210台=8,400,000円 ○一般・特定貨物自動車(小型自動車・軽自動車)・・・20,000円×60台=1,200,000円 ○貸切バス・・・40,000円×10台=400,000円 【対象】 松浦市内に事業所又は営業所を有し、貨物自動車運送事業法に基づく国土交通省の許可を受けて貨物自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業(観光バス事業者等)を営む中小企業者										○
長崎県	松浦市	2	鉄道交通維持支援金	■松浦鉄道株式会社の運行維持に係る支援金 ・新型コロナウイルス感染症拡大による鉄道利用者の減少や燃油価格の高騰などの悪条件下においても、沿線地域の生活路線としてこれまでどおり安定的且つ持続的な運行を保持することを目的として、松浦鉄道に対し支援金を交付した。 交付額:5,320,000円(R4年度補正予算)									●	
長崎県	五島市	2	緊急経済対策事業継続支援金	・新型コロナウイルスの影響により、2月から5月までの間で一月でも売り上げが前年同月比30%減少していること。等 ・上限30万円※別添計算式により算定	○	○	○							
長崎県	五島市	2	観光客受入基盤支援事業	・観光客及びビジネス客等が激減し、深刻な影響を受けている宿泊・交通事業者の事業継続を支えるため、観光客受入基盤支援金を支給	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
長崎県	五島市	2	航路航空路事業者 支援事業	・本土と五島を結ぶ航路・航空路線は、市民生活や地域経済を支える重要なインフラであることから、当該路線を運航する事業者に対し、支援金を支給		○								
長崎県	五島市	2	地域公共交通運行 事業者支援事業費 補助金	・本土と五島を結ぶ航路・航空路線及び路線バスは、市民生活や地域経済を支える重要なインフラであることから、当該路線を運航する事業者に対し、支援金を支給			○							
長崎県	五島市	2	事業継続支援金	・長崎県独自の緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用により、下記の①、②いずれかにより、令和3年8月または9月の売上が前年同月または前々年同月と比較して、20%以上減少していること。等 ①営業時間短縮要請に協力した飲食店等と直接または間接の取引があること ②不要不急の外出・移動自粛要請による直接的な影響を受けたこと ・支援額 上限10万円×2月					○					
長崎県	五島市	2	事業継続支援金	・新型コロナウイルスの影響やまん延防止等重点措置の適用に伴い、令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月の売上げが、前年、前々年または前々々年の同月売上高と比較して、20%以上30%未満減少していること。 ・上限20万円								○		
長崎県	五島市	2	地域公共交通運行 事業者支援事業費 補助金	・本土と五島を結ぶ航路・航空路線、路線バス・タクシーは、市民生活や地域経済を支える重要なインフラであることから、運行事業者に対し、事業継続のための支援金を支給							○			
長崎県	五島市	1	公共交通機関環境 整備支援事業	・住民生活に欠かせない公共交通機関(タクシー)における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びタクシー利用者の利便性向上を図るため、感染防止対策を強化、乗降しやすい高さのあるタクシー車両導入を支援(補助率1/2、上限額150万円/台)								○		
長崎県	五島市	2	地域公共交通等運 行事業者支援事業	・本土と五島を結ぶ航路・航空路線、路線バス・タクシー・運転代行は、市民生活や地域経済を支える重要なインフラであることから、運行事業者に対し、事業継続のための支援金を支給								●		
長崎県	五島市	2	貨物運送事業継続 自派事業	・燃油価格高騰の影響を受けている貨物運送事業者に対し、事業継続のための支援金を支給									○	
長崎県	西海市	1	公共交通感染防止 緊急支物品購入	新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、アルコール消毒液等の消耗品を購入し、現物支給により支援を行うもの。		○								
長崎県	西海市	4	県事業連携西海市 内事業継続支援給 付金	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令、長崎市・佐世保市内へまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者等を支援する。 ①令和3年8月・9月の月間事業収入が、対前年(または、対前々年)同月比で20%以上50%未満減少していること ②令和3年8月・9月において、箇の月次支援金、市の営業時間短縮要請協力金を受給していないこと ③令和3年3月1日以前から事業を営んでいること ・支援額 1事業者あたり上限10万円×2月(減少額を上限とする)								○		
長崎県	西海市	4	原油価格・物価高 騰緊急支援事業 (タクシー事業者)	新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通の利用者は減少し、事業者は厳しい経営を強いられているが、燃油価格の高騰でさらに打撃を受けている。 公共交通は社会経済活動に必要不可欠なことから、公共交通事業者に対し事業継続を図るため、支援金を交付するもの。 市内タクシー事業者: 50千円×タクシー27台=1,350千円									●	
長崎県	西海市	4	中小企業等エネル ギー価格高騰対策 支援金	エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境に置かれている市内中小企業者及び個人事業主に対し、事業に係る電気料金、プロパンガス料金高騰分の一部を支援する。 (令和4年7月～10月までの電気、プロパンガス料金の合計)×3×10% ※上限100万円、25,000円に満たない場合は対象外 対象 令和4年11月1日以前から、西海市内の事業所において事業を営む法人または居住する個人事業者 ※医療法人、福祉法人、指定管理者は対象外									○	
長崎県	西海市	4	西海市貨物自動車 運送事業者事業継 続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、原油価格等のエネルギー価格の高騰の影響を受け厳しい経営環境に置かれている西海市内の貨物自動車運送事業者に対して、事業の継続を支援することにより市内の物流機能の維持を図るため、支援金による支援を行う。 支援金額 普通自動車 1台につき4万円 小型自動車 1台につき2万円 軽自動車 1台につき2万円 ※2輪車、非けん引車及び霊柩車を除く ※車両の区分は道路運送車両法による分類 対象車両 令和4年10月31日時点において西海市内で使用し、有効な自動車車検証の交付を受けた貨物自動車運送事業の用に供する自動車										○
長崎県	南島原市	2	南島原市観光バス 等事業者事業持 続化支援金	営業用として所有している車両ごとに支援する。(上限50万円) (1) 大型・中型バス 30,000円/1台 (2) 小型・マイクロバス 20,000円/1台 (3) 普通車 15,000円/1台 (4) 軽4輪 8,000円/1台		○								
長崎県	南島原市	2	南島原市観光バス 等事業者事業持 続化支援金	営業用として所有している車両ごとに支援する。(上限50万円) (1) 大型・中型バス 30,000円/1台 (2) 小型・マイクロバス 20,000円/1台 (3) タクシー等(普通車) 15,000円/1台						●				
長崎県	南島原市	4	南島原市事業継続 支援金	営業時間短縮要請に協力した県内飲食店・遊興施設と直接又は間接の取引がある事業者、または不要不急の外出・移動自粛要請による直接・間接的な影響を受けた事業者で、令和3年8月または9月の月間事業収入が、対前年(または前々年)同月比で20%以上減少している事業者 (1)事業収入減少率20%以上30%未満: 100千円/事業者×2月 (2)事業収入減少率30%以上50%未満: 100千円/事業者×2月(県・市共同) 50千円/事業者×2月(市単独上乗) (3)事業収入減少率50%以上: 100千円/事業者×2月(月次支援金への上乗せ補助)						●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
長崎県	長与町	2	長与町公共交通事 業者燃料価格高騰 支援補助金	・補助対象事業者 長与町内に本社を有し一般乗用旅客自動車事業(タクシー事業)を行っている法人または個人事業者 ・補助額 保有台数×7千円 ・予算総額 35万円									●	
長崎県	時津町	2	交通事業緊急対策 支援金	一般乗用旅客自動車運送業(タクシー業、福祉タクシー業)及び一般貸切旅客自動車運送業(貸切バス)に対して支援 貸切(10万×保有台数) タクシー(1万×保有台数)	○									
長崎県	時津町	4	事業継続支援給付 金事業(第1期)	R3.1月又はR3.2月売上減少幅による補助金を支給 50%以上減少 300千円(うち県100千円)										
長崎県	時津町	4	事業継続支援給付 金事業(第2期)	R3.8月又はR3.9月売上減少幅による補助金を支給 30%~50%未満 100千円(うち県50千円)×2月					●					
長崎県	時津町	4	事業継続支援給付 金事業(第3期)	R4.1~R4.3月の売上が2019~2021年のいずれか同月比で20%以上30%未満減少している事業者に補助金を支給(時短営業協力金・事業復活 支援金の受給者以外) 支給額:上限10万円/月×2か月								○		
長崎県	東彼杵町	4	中小企業者等新型 コロナウイルス感染 症対策支援金事業	①前年同期比売上20%超減事業者で緊急経済支援給付金の受給対象でない事業者を対象に、事業継続のための総合的 追加支援 ②1事業者当たり定額 ③100,000円×147事業者=14,700,000円 ④町内中小(個人)事業者	○									
長崎県	東彼杵町	4	中小企業者等新型 コロナウイルス感染 症対策追加支援金 事業	①中小企業者等新型コロナウイルス感染症対策追加支援金事業において、前年同期比売上50%超減事業者を対象に、事業継続のための総合 的追加支援 ②1事業者当たり定額 ③100,000円×84事業者=8,400,000円 ④町内商工業者		○								
長崎県	東彼杵町	4	長崎県事業継続支 援給付事業補助金	①県の時短営業要請(第5波)の影響から8月、9月売上が30~50%減少した事業所を対象とする支援措置。 ②支援金及び給付に要する事務費 ③支援金200千円×30事業者=6,000千円(財源内訳:県50%、町50%) ・事務費10千円×30事業者=300千円 ④上記対象事業者								○		
長崎県	東彼杵町	4	事業所応援給付金 (飲食店以外対象 分)	①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した町内の事業所(飲食店を除く)に対し給付金を給付する。 ②給付金及び給付に要する事務費 ③給付金:100,000円×105件=10,500,000円 ④飲食店を除く町内事業所								○		
長崎県	東彼杵町	4	運送事業者燃油価 格高騰対策支援金	・コロナ禍における燃油価格の高騰による経費の増加により、経営に大きな影響を受けている町内貨物運送事業者に対し燃油高騰による影響額 の支援を行い、経営継続に向け、経費負担を軽減する。保有する対象車両台数に対して定額の支援金を支給。 ・普通自動車107台×30,000円=3,210,000円 小型自動車19台×10,000円=190,000円 ・貨物自動車運送業者、一般乗用旅客自動車運送業者									●	
長崎県	川棚町	2	川棚町新型コロナ ウイルス感染症緊 急経済支援給付金	・飲食店、旅館・ホテル業、観光バス事業を営んでいる事業者に給付金を交付 ・1事業所当たり一律 20万円	○	○	○							
長崎県	川棚町	4	運送事業者燃油価 格高騰対策支援金	・コロナ禍における燃油価格の高騰による経費の増加により、経営に大きな影響を受けている町内貨物運送事業者に対し燃油高騰による影響額 の支援を行い、経営継続に向け、経費負担を軽減する。保有する対象車両台数に対して定額の支援金を支給。 ・貨物用普通車・けん引車18台×20,000円=3,600,000円 貨物用小型車13台×15,000円=195,000円 貨物用軽自動車10台×15,000円=150,000 円 貸切バス21台×20,000円=420,000円 タクシー23台×15,000円=345,000円 代行運転事業者2台×15,000円=30,000円 ・貨物自動車運送業者、一般貸切旅客自動車運送業者、一般乗用旅客自動車運送業者、自動車運転代行業者										○
長崎県	波佐見町	2	観光移動手段確保 緊急対策支援事業	観光誘客事業として運行を継続する交通事業者(タクシー、貸切バス、高速バス)に対して、感染対策を講じつつ事業継続するための支援金を交 付 タクシー:1台あたり3万円 貸切バス:1台あたり20万円 高速バス:1便あたり3万円			○							
長崎県	新上五島 町	1	新上五島町交通事 業者等感染拡大防 止対策協力金	●令和2年度 ・タクシー事業者、観光バス事業者、レンタカー事業者、旅客定期航路事業者及び遊漁船業等事業者に協力金を支給 【第1弾】 ・タクシー事業者及び観光バス事業者 保有台数一台につき2万円 ・レンタカー事業者 保有台数一台につき5千円 ・旅客定期航路事業者 一社あたり10万円 【第2弾】 ・タクシー事業者及び観光バス事業者 保有台数一台につき2万円 ・レンタカー事業者 保有台数一台につき5千円 ・旅客定期航路事業者 一社あたり10万円 ・遊漁船業等事業者 一事業者あたり3万円	○	○	○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
長崎県	新上五島町	2	航路利用促進事業補助金	●令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している航路事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付。 ○旅行商品・長崎県民限定の個人旅行商品とし、本町内での経済効果を高めるため、1泊2日を対象とする。日帰り対象外とする。 ○広告宣伝費 ○上限額合計 1,175万円/事業者(対象事業者2) ◎内訳 一人あたりの上限額 ・大人 15,000円 ・小人 10,000円 ※広告宣伝費については、補助額(1,175万円)のうち50万円を上限とする。 ●令和3年度 ○令和2年度繰越額+500万円/事業者(対象事業者2) ○R2・R3上限額合計 1,675万円/事業者(対象事業者2) ※広告宣伝費については、補助額(1,675万円)のうち100万円を上限とする。		○	○	○						
長崎県	新上五島町	2	航路利用促進事業補助金	●令和4年度(令和3年度繰越) 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している航路事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付。 ○旅行商品・長崎県民限定の個人旅行商品とし、本町内での経済効果を高めるため、1泊2日を対象とする。日帰りは対象外とする。 ○広告宣伝費 ○上限額合計 1,000万円/事業者(対象事業者2) ◎内訳 一人あたりの上限額 ・大人 15,000円 ・小人 10,000円 ※広告宣伝費については、補助額(1,000万円)のうち100万円を上限とする。							○			
長崎県	新上五島町	1	感染拡大防止対策に係る機器貸付	●令和2年度 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、発熱測定ハンディ型サーマルカメラの貸付を行う。		○	○							
長崎県	新上五島町	2	新上五島町交通事業継続支援金	●令和2年度 【第1回】 ・タクシー事業者、旅客定期航路事業者に支援金を交付。 ・高速船・定期検査費用として、20%以上減収した事業者に保有台数×10万円を交付。 ・高遠船・補助航路対象外航路で40%以上減収した本町と本土の2地点を結ぶ航路を対象に一隻あたり500万円を交付。(有川～長崎航路 2隻、鯛ノ浦～長崎航路 2隻) ・予算額 24,100千円 【第2回】 同上(第1回と同じ) ●令和3年度 【第3回】 ・高速船・補助航路対象外航路で40%以上減収した本町と本土の2地点を結ぶ航路を対象に一隻あたり500万円を交付。(有川～長崎航路 2隻、鯛ノ浦～長崎航路 2隻) ・予算額 20,000千円			○		○					
長崎県	新上五島町	2	新上五島町交通事業継続支援金	【第4回】 ・高速船・補助航路対象外航路で40%以上減収した本町と本土の2地点を結ぶ航路を対象に一隻あたり1,000万円を交付。(有川～長崎航路 2隻、鯛ノ浦～長崎航路 2隻) ・予算額 40,000千円							○			
長崎県	新上五島町	2	新上五島町事業継続緊急支援金	●令和3年度 新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた事業者に対し、補助金を交付する。 要件:令和2年の年間の売上高又は事業収入が対前年比30%以上減少し、かつ、売上高又は事業収入の減少額が40万円以上であること。ただし、年間の売上高又は事業収入が対前年比1,000万円以上減少している場合は、減少率は問わないものとする。 又は、令和3年3月から令和3年5月の売上高又は事業収入の合計額が対前年同期比(又は対前々年同期比)30%以上減少し、かつ、売上高又は事業収入の減少額が10万円以上であること。 ・対象事業者:町内で宿泊業、飲食業、カラオケ店、土産物店、酒店、鮮魚店、レンタカー会社又は観光バス事業を営む事業所及び事業主 ・補助額:(1)、(2)を比較して高い方の金額を支援金とする。 (1)令和2年の年間売上高又は事業収入の対前年減少額の1/2。ただし、上限は以下の通りとする。 ①減少額が500万円以上の場合、上限150万円 ②減少額が100万円以上500万円未満の場合、上限50万円 ③減少額が40万円以上100万円未満の場合、上限20万円 (2)令和3年3月から令和3年5月の売上高又は事業収入の対前年(又は対前々年)減少額の1/2。ただし、上限は以下の通りとする。 ①減少額が125万円以上の場合、上限37万5千円 ②減少額が25万円以上125万円未満の場合、上限12万5千円 ③減少額が10万円以上25万円未満の場合、上限5万円					●		●			
長崎県	新上五島町	2	新上五島町事業継続緊急支援金	●令和4年度 新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた事業者に対し、補助金を交付する。 ・要件:令和4年1月から3月の売上高の合計額が対前年同期(又は前々年同期、前々々年同期)と比較して30%以上減少したこと。 ・対象事業者:町内で宿泊業、飲食業、タクシー会社、カラオケ店、酒店、鮮魚店、土産物店、レンタカー会社、観光バス事業、遊漁船業等事業者(船釣り、磯釣り、海上タクシー、遊覧船)を営む事業所及び事業主 ・補助額:売上高減少額の50%。ただし、上限は150万円。								○		
長崎県	新上五島町	2	交通事業者原油価格高騰対策補助事業	●令和4年度 【第1回】 原油価格高騰により深刻な打撃を受けている航路事業者、タクシー事業者に対する支援。 ・タクシー事業者 保有台数1台につき5万円 ・航路事業者 高遠船1台につき500万円 【第2回】 同上(第1回と同じ)									●	●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
長崎県	新上五島町	2	貨物事業者原油価格高騰対策補助事業	●令和4年度 原油価格高騰により深刻な打撃を受けている貨物自動車運送事業者に対する支援。 ・貨物自動車運送事業者 保有台数1台につき普通自動車4万円、軽自動車2万円									●
長崎県	新上五島町	2	観光バス事業者原油価格高騰対策補助事業	●令和4年度 原油価格高騰により深刻な打撃を受けている観光バス事業者に対する支援。 ・観光バス事業者 座席数1席につき2万円									●
長崎県	壱岐市	2	公共交通確保対策支援事業補助金	・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続が厳しい状況となっている公共交通2事業者に、公共交通である路線の維持・確保を図るための支援を行う。 ・九州郵船 17,500千円、壱岐交通 3,300千円 (合計 20,800千円)			○						
長崎県	壱岐市	2	航路航空路確保緊急対策支援補助金	・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続が厳しい状況となっている航路航空路事業者に対し、運行の維持・確保を図るための支援を行う。 ・航路:九州郵船 7,500千円、航空路:ORC 4,000千円 (合計 11,500千円)				●					
長崎県	壱岐市	2	公共交通確保対策支援事業補助金	・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続が厳しい状況となっている公共交通3事業者に、公共交通である路線の維持・確保を図るための支援を行う。 ・九州郵船 14,000千円、ORC 4,000千円、壱岐交通 2,000千円 (合計 20,000千円)									
長崎県	壱岐市	2	航路利用料金燃油高騰軽減事業支援金	燃料油価格変動調整金(バンカーサーチャージ)の3ゾーンをセーフティネットとして設定し、3ゾーンを越える部分の市民負担について支援を行う。 ・バンカーサーチャージ負担金 62,000千円 ・九州郵船機システム改修費負担金 300千円									●
長崎県	壱岐市	2	交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金	・新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている公共交通事業者に対する支援を行い、市民の生活及び経済活動を支える公共交通の維持を図る。 ・ORC 6,000千円、壱岐交通 4,560千円、タクシー事業者 2,200千円 (合計 12,760千円)									○
長崎県	壱岐市	2	交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金	・新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている交通事業者に対する支援を行い、市民の生活及び経済活動を支える公共交通の維持を図る。 ・壱岐対馬フェリー 3,000千円									●
長崎県	小値賀町	2	事業継続支援金(公共交通)	補助対象事業者: 町内の公共交通事業者 事業目的: 交通事業者へ事業継続のための経営支援 補助対象経費: 新型コロナウイルス感染症の影響による減収分を助成 補助率: 10/10 予算総額: 800千円		○				●			
長崎県	小値賀町	2	事業継続支援金(公共交通)	補助対象事業者: 町内の公共交通事業者 事業目的: 交通事業者へ事業継続のための経営支援 補助対象経費: 新型コロナウイルス感染症の影響による減収分を助成 補助率: 10/10 予算総額: 2,351千円		○				●	○		
長崎県	佐々町	2	松浦鉄道持続化支援給付金	松浦鉄道への支援 安定的かつ持続的な運行を行うために必要となる運行経費に対し給付を行った。 給付総額:12,720千円		○				●			○
長崎県	雲仙市	2	雲仙市定期航路運行支援金	【補助対象事業者】雲仙市内に事業所を有する定期航路事業者(令和2年度の運行収入が令和元年度の運行収入と比較して減少していること) 【支援の額】100万円×保有台数(基準日(R3.4.1)において事業に係る旅客船(13人以上の旅客定員を有する船舶)を保有している台数のこと)又は令和元年度の運行収入から令和2年度の運行収入を差し引いた額のいずれか少ない額				●					
長崎県	雲仙市	4	雲仙市事業継続支援金支給事業	営業時間短縮要請に協力した県内飲食店・遊興施設と直接又は間接の取引がある事業者、または不要不急の外出・移動自粛要請による直接的な影響を受けた事業者で、令和3年8月または9月の月間事業収入が、対前年(または前々年)同月比で20%以上減少している事業者 (1)事業収入減少率20%以上30%未満:100千円/事業者×2月(市単独上乗) (2)事業収入減少率30%以上50%未満:100千円/事業者×2月(県・市共同) (3)事業収入減少率50%以上:100千円/事業者×2月(市単独上乗)						●			
長崎県	雲仙市	4	雲仙市事業継続支援金(商工)	【補助対象者】 令和4年1月から令和4年3月までの各月の売上金額が、前年、前々年又は前々々年同月の売上金額と比較して100分の20以上減少している市内事業者(※市内に住所を有する個人事業主、市内に主たる事業所を有する法人等) 【補助額】 事業収入減少率20%以上:100千円/月(※100千円×3月=最大300千円)									●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
長崎県	雲仙市	2	運送事業等燃油価 格対策支援事業	【事業目的】 コロナ禍において、原油価格高騰により厳しい経営環境にある運送事業者等の事業を継続することができるよう支援する。 【事業対象者】 雲仙市内に事業所又は営業所有する運送事業者等 【支援金額】 普通貨物(厳けん引車・特種車除く):1台につき30,000円 小形貨物・軽貨物:1台につき18,000円 貸切バス(大型・中型):1台につき30,000円 貸切バス(小型・マイクロバス):18,000円 タクシー:18,000円 代行運転:18,000円									●
熊本県	熊本県	4	特別支援学校通学 バス感染症対策事 業	特別支援学校の通学バスにおける感染防止策として、換気や消毒等の対応に加え、過密乗車を避けるために通学バスを増便(隣の席を常時空けた状態(乗車率50%以下)で運行)することで、安全安心な通学環境の確保を図る。	○	○	○						
熊本県	熊本県	4	タクシー車両による アプリを活用した飲 食店料理のデリバ リー	①外出自粛により売上げに影響を受けた地元飲食店やタクシー事業者の売上げ増につなげるため、タクシーを活用したデリバリーシステムの構築に係る経費の一部を支援する。 ②③ イ 配送に要する経費 ③300円×(180回[6~9月])=54千円 ロ 申請取りまとめ、広告等に要する経費(補助):1,093千円 ④一般社団法人熊本県タクシー協会		○							
熊本県	熊本県	2	熊本県公共交通応 援事業	①外出自粛要請により利用者が減少した県内の交通事業者の事業継続を支援する。 ②県民の移動手段を確保するために、感染拡大防止対策を講じた際の一定期間の運行経費を協力を金として支給。 ③④ 地域鉄道4社(42,946千円)、路線バス4社(269,242千円)、定期航路6社(41,183千円)、貸切バス54社(120,200千円)、地域航空1社(17,740千円) 事務費(570千円)(補助金の交付に係る旅費、一般費用費、一般役員費、使用料及び賃借料) 【算定例】 変動費×(前年比便数(%) - 前年比輸送量(%)) × 1ヵ月 *変動費=運行経費(費用) - 一般管理費、減価償却費、他の補助制度等による収入を除く。		○							
熊本県	熊本県	2	阿蘇くまもと空港感 染拡大防止対策事 業	①阿蘇くまもと空港において、熊本国際空港線及び熊本空港ビルディング線が実施する感染拡大防止対策やそれらに付随する取組み等に係る費用の一部(1/2)を支援する。 ②③ 空港内消毒強化委託費、サーモグラフィ導入・運用経費等16,000千円×補助率1/2=8,000千円 ④熊本国際空港線及び熊本空港ビルディング線		○							
熊本県	熊本県	2	天草空港運航支援 対策事業	①新型コロナウイルス感染症拡大等の予期せぬ事態により大幅な損失が生じている天草エアライン(第三セクター)に対し、運航を維持継続するための必要経費や利用促進費用を支援する。 ②③ 運航を維持継続するための必要経費等(435,262千円) コロナ長期化等予期せぬ事態に対応するための経営基盤の安定化補助事業(81,331千円) コロナ禍における天草エアライン利用促進費用(9,995千円) ④天草エアライン株式会社		○							
熊本県	熊本県	2	並行在来線対策事 業	①新型コロナウイルス感染症拡大による沿線学校の臨時休校や外出自粛等により利用者が減少した並行在来線の運行継続を支援し、沿線住民の移動手段の確保を図る。 ②感染防止対策を講じつつ、県民の移動手段を確保するために必要な運行に要する経費を支援。 ③事業継続に必要な経費(A) 521,668千円 ④国庫補助見込み額(B) 25,969千円 別事業による支援金(C) 18,750千円 (A)-(B)×補助率1/2-(C)=229,099千円 ⑤肥後おれんじ鉄道株式会社		○							
熊本県	熊本県	1	新型コロナウイルス 感染症通院支援 事業	①自家用車等の交通手段を持たないVPCR検査対象者に帰国者・接触者外来等への通院手段を提供するため、運転手席との間仕切りカーテンや防護服等の感染防止措置を施した専用タクシーで輸送するタクシー事業者に対し、物品購入費及び消毒費等を助成する。 ②タクシーの感染防止対策に必要な備品、消耗品、消毒費等 ③タクシー1台あたり200千円×3台 (内訳) 防護服、マスク、手袋、セパレートカーテン購入費 100千円 消毒液購入費・消毒委託料 100千円 ④県内のタクシー会社		○							
熊本県	熊本県	4	阿蘇くまもと空港創 造的復興推進事 業(国内線チャー ター便造成PR事 業)	①阿蘇くまもと空港において、熊本国際空港線が実施する「国内線チャーター便造成PR事業」の費用の一部(1/2)を支援し、コロナ禍で落ち込んだ航空需要の回復を図る。 ②③ (補助金) 熊本国際空港線が実施するチャーター便造成PR、インセンティブ支援10,000千円(20回×500千円)×補助率1/2=5,000千円 (旅費)1,152千円 ④熊本国際空港株式会社		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
熊本県	熊本県	2	漁港施設使用料減免・補助	①漁港施設使用料を減免し、新型コロナウイルスの影響を受けている定期旅客船事業者等の負担軽減を図り、事業継続を支援する。 ②漁港整備事業特別会計に繰り出し、旅客船事業者の漁港施設使用料の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ③前年同月比の売上減少額が30%以上～50%未満の場合…1/2減免、50%以上の場合…全額免除 【定期旅客船事業者】 減免実績額11,844千円(6事業者、4～7月分) 減免見込額28,860千円(9事業者、8～3月分) 【内航貨物船事業者】 減免実績額297千円(6事業者、6～7月分) 減免見込額4,480千円(11事業者、8～3月分) 【テナント事業者】 減免実績額1,995千円(3事業者、4～7月分) 減免見込額3,955千円(3事業者、8～3月分) ④定期旅客船事業者等		○								
熊本県	熊本県	1	旅客船ターミナル等安全・安心確保事業	①サーモグラフィー及び非接触体温計を購入し、県管理港湾・空港に就航している交通事業者に対し、無償貸与することで、交通事業者が十分な感染予防対策を講じられるよう支援する。 ②検温機材購入のための経費 ③高性能サーモグラフィー 1,580千円(4基) 簡易サーモグラフィー 985千円(7基) 非接触体温計 169千円(26台) ④県管理港湾・空港に就航している交通事業者等		○								
熊本県	熊本県	2	新型コロナウイルス感染症対応総合交付金のうち小中学校通学バス等での感染防止対策	①過密乗車を避けるため、小中学校の通学バス又はタクシーを増便する市町村に対して、所要額の1/2を補助する。 ②小中学校の通学バス等の増便に要する経費 ③1日1台あたり15千円 ④市町村		○								
熊本県	熊本県	2	新型コロナウイルス感染症対応総合交付金のうちタクシー事業者支援	①地元のタクシー事業者の感染拡大防止対策を支援する市町村に対して、所要額の1/2を補助する。 ②タクシーが感染防止対策を講じつつ運行継続するために必要な経費 ③83,030千円 補助上限:タクシー1台あたり15千円、台数にかかわらず1事業者あたり500千円 ④市町村		○								
熊本県	熊本県	4	新型コロナウイルス感染症対応総合交付金のうち移動困難者のワクチン接種会場への輸送支援	①市町村が実施する移動困難者のワクチン接種会場への輸送を支援するとともに、タクシーの利活用促進を図る。 ②タクシー1台上り運賃割引等、移動困難者の接種会場への輸送事業にかかる経費を補助対象経費とする。 ③100,000千円 市町村所要額の1/2 ④市町村		○								
熊本県	熊本県	2	熊本県事業継続・再開支援一時金	①熊本県独自の緊急事態宣言(1/14～)に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上が減少した県内に店舗や事業所等を有する中堅・中小事業者を支援する。 ②飲食店等との取引業者等への一時金及び委託費等事務費 ③法人400千円(上限)×3,327事業者=1,330,800千円 個人200千円(上限)×3,663事業者=748,600千円 県事務費=52,541千円 合計=2,131,941千円 ④A又はBにより、本年1月又は2月の売上高が対前年同月比で50%以上減少した県内に店舗や事業所等を有する中堅・中小事業者(国の「中小事業者に対する支援(一時金)」及び「熊本県時短要請協力金」の対象者は除く) A 時短要請(道県独自発令を含む)の飲食店と直接・間接の取引があること B 不要不急の外出・移動の自粛(道県独自発令を含む)による直接的な影響を受けたこと			○							
熊本県	熊本県	4	豪雨被災地送客促進事業	①観光バス又はタクシーを活用した旅行商品造成支援 (1)助成対象 「くまもと再発見の旅」に参画する旅行会社が造成・販売する旅行商品 (2)対象期間 令和3年10月18日～令和4年3月31日 (3)助成額 【観光バス】大・中型バス5万円/台 小型・マイクロ3万円/台 【タクシー】3千円/台 (4)助成条件 旅行商品の目的として対象地域を含めること ②レンタカー借上げ費用に対する助成 (1)助成対象 本事業に参画しているレンタカー会社からレンタカーを借りる旅行者 (2)対象期間 令和3年10月29日～令和4年3月31日 (3)助成額 3千円/台 (4)助成条件 対象地域の「くまもと再発見の旅」に参画している宿泊施設に宿泊すること ※対象地域(八代市、人吉市、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、津奈木町、小国町、南小国町)			○							
熊本県	熊本県	4	九州新幹線全線開業10周年キャンペーン事業	JR新幹線全線開業をフックとし、JR九州と連携した熊本・鹿児島縦横で、相互誘客を実施し、コロナ禍で落ち込んだ観光客の誘客促進を図る。 ⇒事業詳細については検討中			○							
熊本県	熊本県	2	新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場設置推進事業	①市町村が実施するワクチン接種会場において、さまざまな理由により接種困難な県民の接種の機会を確保するため、ワクチンの大規模接種会場(県民広域接種センター)を設置する。 ②県民広域接種センターで接種を行う団体(団体枠分)の送迎バス利用に係る手配等委託料 ④接種を行う団体				●						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
熊本県	熊本県	2	並行在来線対策事業	①観光需要の回復が不透明で未だ収支改善の見通しを立てることが困難な状況にある並行在来線を支援し、沿線住民の移動手段を確保する。 ②(1)収支改善や(2)感染拡大防止対策に係る新たな取組みに必要な経費を補助し、(3)運行継続・サービス水準を確保するために必要な経費を支援。 ③(1)収支改善に資するシステム等導入支援 必要経費(A) 11,000千円 国庫補助見込み額 6,000千円 ((A)-(B))×補助率1/2=2,500千円 (2)感染拡大防止対策のための設備等導入支援 必要経費(A) 45,000千円 国庫補助見込み額 23,000千円 ((A)-(B))×補助率1/2=11,000千円 (3)運行継続・サービス水準確保支援 事業継続に必要な経費(A) 718,000千円 国庫補助見込み額(B) 10,000千円 ((A)-(B))×補助率1/2=354,000千円 ④肥薩おれんじ鉄道株式会社					●					
熊本県	熊本県	2	公共交通応援事業	①感染拡大の影響による外出自粛要請により利用者減が長期化した県内の交通事業者の事業継続を支援する。 ②交通事業者の運行継続に係る経費の一部に対して応援金を交付する ③令和3年度運行経費見込額等のうち、新型コロナウイルスの影響による輸送人員減の影響見込分の1ヶ月相当額を支援[年間変動費×(R2.6~R3.2の前年比便数(%)-前年比輸送量(%))の平均値]×1/12] ④地域鉄道、路線バス、高速バス、定期航路、貸切バス						●				
熊本県	熊本県	2	天草空港運航支援対策事業	①新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用者の減少が継続しており、引き続き厳しい経営が続く見込みであることから、運航を安定的に維持するための経費等を応援金として支援する。 ②運航を維持継続するための必要経費(224,120千円) 経営基盤の安定化のための支援(17,179千円) ④天草エアライン株式会社					●					
熊本県	熊本県	2	地方公共交通バス対策事業	①コロナ禍における利用者ニーズに対応し、県内バス事業者5社による「共通定期」を導入するため、熊本地域復興ICカードのシステム改修費等を補助する。 ②ICシステム改修費等 ③システム改修費 16,000千円 システム車載機 4,000千円 システム連携費 1,000千円 計 21,000千円のうち3,500千円 (国1/3、県1/6、熊本市1/6、事業者1/3) ④熊本都市バス株式会社					●					
熊本県	熊本県	2	阿蘇くまもと空港国内線対策事業	①認知度向上を図るプロモーションなどを行うことにより、新規就航した静岡線の利用を促す。 ②プロモーション・旅行商品企画造成支援 15,000千円 ④航空会社等					●					
熊本県	熊本県	2	熊本県事業継続・再開支援一時金	①飲食店への時短要請等により、売上に影響を受けた中小事業者を支援し、終日酒類提供停止に応じた飲食店と直接・間接の取引がある酒類販売事業者に対して上乗せで支援。 ②一時金及び委託費等事務費 ③(1)中小事業者等への支援(4,700事業者) 法人100千円/月、個人50千円/月 (2)酒類販売事業者への支援(800事業者) ア)売上が70%以上減少 法人400千円/月、個人200千円/月 イ)売上が50%以上70%未満減少 法人200千円/月、個人100千円/月 ウ)売上が30%以上50%未満減少 法人100千円/月、個人50千円/月 (3)県事務費 ④中小事業者等、酒類販売事業者					●					
熊本県	熊本県	2	熊本県事業継続・再開支援一時金	①飲食店への時短要請等により、売上に影響を受けた中小事業者を支援し、終日酒類提供停止に応じた飲食店と直接・間接の取引がある酒類販売事業者に対して上乗せで支援。 ②一時金及び委託費等事務費 ③(1)中小事業者等への支援(4,700事業者) 法人100千円/月、個人50千円/月 (2)酒類販売事業者への支援(800事業者) ア)売上が70%以上減少 法人400千円/月、個人200千円/月 イ)売上が50%以上70%未満減少 法人200千円/月、個人100千円/月 ウ)売上が30%以上50%未満減少 法人100千円/月、個人50千円/月 (3)県事務費 ④中小事業者等、酒類販売事業者						●				
熊本県	熊本県	2	公共交通応援事業	①感染拡大の影響による外出自粛要請により利用者減が長期化した県内の交通事業者の事業継続を支援する。 ②交通事業者の運行継続に係る経費の一部に対して応援金を交付する ③令和3年度運行経費見込額等のうち、新型コロナウイルスの影響による輸送人員減の影響見込分の1ヶ月相当額を支援[年間変動費×(R2.6~R3.2の前年比便数(%)-前年比輸送量(%))の平均値]×1/12] ④地域鉄道、路線バス、高速バス、定期航路、貸切バス						●				
熊本県	熊本県	4	阿蘇くまもと空港国内線対策事業	①認知度向上を図るプロモーションなどを行うことにより、静岡線の利用を促すとともに、コロナ後の航空需要の取り込みや航空ネットワーク拡大のため、新規路線の就航促進を図るためのチャーター便造成を支援。 ②チャーター便造成支援 5,000千円 プロモーション・旅行商品企画造成支援 22,500千円 ④熊本国際空港株式会社、旅行会社等							○			
熊本県	熊本県	2	天草エアラインDX推進事業	①天草エアラインの経営合理化を図るため、同社が国庫補助事業を活用して取り組むDX推進事業に係る費用の一部(事業者負担分、総事業費の1/2相当)を支援する。 ②DX推進事業経費(DX専門人材の招聘、DX推進調査研究等)(5,000千円) ④天草エアライン株式会社							○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
熊本県	熊本県	2	空港・港湾施設使用料減免・補助	①空港・港湾施設使用料を減免し、新型コロナウイルスの影響を受けている定期旅客船事業者等の負担軽減を図り、事業継続を支援する。 ②空港施設については、定期航空便事業者等の空港施設使用料の減免相当分の財源を振り替えて施設管理費(コロナ対応)に充当し、港湾施設については、港湾整備事業特別会計に繰り出し、旅客船事業者の港湾施設使用料の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ③前年同月比の売上減少額が30%以上～50%未満の場合…1/2減免、50%以上の場合…全額免除 ④定期航空便事業者、定期旅客船事業者等							○			
熊本県	熊本県	2	新型コロナ対応事業者支援総合補助金	①本県において、令和4年1月21日に再び「まん延防止等重点措置」の指定を受けるなど、再三の感染拡大、人流抑制等による経済活動の停滞により、経営が悪化している様々な事業者に対して、より深刻な影響を与える可能性がある。 そこで、国の制度を補充する形でコロナの影響を受けている県内事業者に対して、様々な業種や補助内容を包含する総合補助金を交付し、事業継続、発展等を支援する。 ②③ コロナ禍前と比較して売上が減少するなどコロナの影響を受けている県内事業者に対する支援金等 5,000,000千円 【事業メニュー(例)】 ・売上が減少した事業者への支援金 ・認証店の感染対策に係る助成金 ・公共交通事業者、農林水産業者に対する助成金 等 ④熊本県内の事業者					1/31申請分					
熊本県	熊本県	2	公共交通応援事業	①感染拡大による外出自粛要請により利用者減が長期化した県内の交通事業者の事業継続を支援する。 ②交通事業者の運行継続に係る経費の一部に対して応援金を交付 ③令和4年度運行経費見込額等のうち、新型コロナウイルスの影響による輸送人員減の影響見込分の1ヶ月相当額を支援[年間変動費×(R4.1～R4.3のR1年比乗数(%)ーR1年比輸送量(%)の平均値)×1/12] ④地域鉄道、路線バス、高速バス、定期航路、貸切バス									●	
熊本県	熊本県	2	新型コロナワクチン大規模接種会場設置運営事業	①大規模接種会場(県民広域接種センター)において新型コロナワクチンの接種を希望する県民が円滑に接種を受けられるよう、無料シャトルバスを運行する。 ②県民広域接種センターで接種を行う方向けのシャトルバスの運行に係る委託料 ③委託料11,500千円 ④シャトルバス運行事業者									●	
熊本県	熊本県	2	新型コロナ対応事業者支援総合補助金	①新型コロナ感染症の影響により売上が減少した中小事業者等(熊本県内に店舗や事業者等を有し、国の事業復活支援金を受給している事業者)を支援することにより、県経済の早期回復・発展を図る。 ②補助金 ③対象事業者: 35,000件、上限額: 法人40万円、個人20万円 ④熊本県商工会連合会(間接補助)									●	
熊本県	熊本県	2	空港・港湾施設使用料減免・補助	①空港・港湾施設使用料を減免し、新型コロナウイルスの影響を受けている定期旅客船事業者等の負担軽減を図り、事業継続を支援する。 ②空港施設については、定期航空便事業者等の空港施設使用料の減免相当分の財源を振り替えて施設管理費(コロナ対応)に充当し、港湾施設については、港湾整備事業特別会計に繰り出し、旅客船事業者の港湾施設使用料の減免に係る費用を交付対象経費とする。 ③前年同月比の売上減少額が30%以上～50%未満の場合…1/2減免、50%以上の場合…全額免除 ④定期航空便事業者、定期旅客船事業者等									●	
熊本県	熊本県	4	学校保健特別対策事業費補助金	(特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業) ①感染リスク低減のため通学バスを増便し少人数運行を行う ②通学バス増便に係るバス運行業者への委託料 ③枚12台 102,918千円(国庫補助1/2) ④特別支援学校									●	
熊本県	熊本県	2	地域交通燃料価格高騰対策事業	①コロナ感染拡大の影響による利用者の減に加え、燃料価格の高騰の影響を受けている地域交通事業者に対し、燃料高騰相当分を補助することで、事業継続を支援する。 ②地域交通事業者に対し、燃料高騰相当分を実績に応じて支援。 ③燃料ごとの補助単価(R4.1～8月の平均燃料価格ーR3.1～R3.12月の平均燃料価格)×使用・購入量(R4.4～12月)×1/2 ※貸切バス、タクシーは1台当たりの支援単価を設定 ④地域鉄道、路線バス、高速バス、定期航路、貸切バス、タクシー										○
熊本県	熊本県	2	原油価格高騰等運送事業者支援事業	①新型コロナ感染拡大及び原油価格・物価高騰等の長期化による影響を受ける貨物運送事業者に対して燃料費高騰相当分を支援するため、給付金を交付する。 ②運送事業者への補助金 ③補助金 一般・特定貨物運送事業者 8.5万円×16,500台 軽貨物運送事業者 2.5万円×3,600台 ※1事業者当たりの補助上限を300万円とする 事務経費 2,500万円(トラック協会への事務費補助) ④貨物運送事業者										○
熊本県	熊本市	2	熊本市電「臨時急行バス」運行	熊本市電の朝ピーク時の混雑を緩和するため、貸切バスによる「臨時急行バス」を運行	○									
熊本県	熊本市	2	地方バス路線維持費助成	路線維持のためのバス事業者に対する運行費助成		○						●	●	
熊本県	熊本市	2	プレミアム付タクシー券販売支援事業	熊本市タクシー協会が実施するプレミアム付タクシー券販売事業に対する助成(プレミアム率: 上限30%)			○							
熊本県	熊本市	2	感染症防止対策経費(タクシー)	熊本市内のタクシー事業者の感染症防止対策にかかる経費等への補助			○							
熊本県	熊本市	2	地域鉄道緊急支援経費	運行維持のための熊本電気鉄道株式会社に対する助成			○				●	●	●	
熊本県	熊本市	2	フェリー航路維持緊急支援経費	事業継続のための熊本フェリーに対する支援			○				●	●	●	
熊本県	熊本市	2	交通事業会計繰出金	運行維持のための熊本市交通局に対する支援		○	○				●	●	●	
熊本県	熊本市	2	熊本市飲食店取引事業者等緊急支援金	熊本県の緊急事態宣言に基づく営業時間短縮要請に応じた飲食店と直接取引のある事業者や、タクシー及び運転代行事業者の事業継続を後押しし、 熊本県による営業時間短縮要請に応じた飲食店等と、過去1年間で継続的に直接取引がある事業者(食料品、酒類、おしぼりなど飲食業に提供される物品・サービスの供給者)、タクシー事業者、運転代行事業者を対象。法人: 20万円(一律)、個人事業者: 10万円(一律)			○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
熊本県	熊本市	2	タクシー事業者支援事業	原油価格等の高騰の影響を受けるタクシー事業者への支援 補助対象車両:ガソリン車のみ 補助率:1/2 補助算定:(R4燃料単価見込-R1燃料単価)×燃料使用量※×補助率 燃料使用量:14.22/日×稼働日数×対象車両								●		
熊本県	熊本市	2	公共交通利用促進事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い利用者が減少している公共交通事業者の支援を行うため、「バス・電車無料の日」を実施し、地域経済の活性化や環境負荷の軽減等の多面的な効果を狙うとともに、公共交通への転換による渋滞緩和を図る。 補助対象事業者:バス・鉄軌道事業者 補助対象経費:当日の運賃、増便対応に要した経費、安全管理に要した経費										○
熊本県	熊本市	2	旅行商品割引事業	目的:熊本市内の宿泊に加え、交通、土産、食事、アクティビティなどを含む旅行商品に対する割引支援を行い、裾野の広い観光産業全体を支援すること、新型コロナウイルスの影響により大きく落ち込んだ旅行需要を回復させる。 補助対象事業者:①旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた者、②旅館業法に基づく旅館業許可証の交付を受けている旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行う者、③住宅宿泊事業法に基づく届出を行っている者のうち、熊本市に営業所を置く者 補助対象経費:熊本市内への1泊以上の宿泊及び観光消費を促す1つ以上の交通、土産、食事、アクティビティ等がセットになったプラン 補助額:税込1万円以上のプラン…3,000円/泊、税込1万円未満のプラン…1,500円/泊 予算総額:430,000千円		○			●				●	○
熊本県	熊本市	2	旅行事業者緊急支援観光促進事業	目的:本市の観光資源の活用や市内への宿泊促進につながる着地型旅行商品造成や、当該商品の販売に対して支援を行い、新たな旅行需要喚起を図り、事業継続へと繋げる。 補助対象事業者:旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた者のうち、熊本市に営業所を置く者 ①旅行商品の造成への支援 補助対象経費:市内の交通、観光施設・体験等の観光事業者提供サービスを含む着地型旅行商品 補助率:1/2(上限:50万円/1商品、1事業者3商品まで) ②旅行商品の販売への支援 補助対象経費:①で造成した商品の市内宿泊を伴う旅行者に対する販売 補助額:商品の販売1件につき1,000円(上限100万円) 予算総額:130,000千円									●	
熊本県	合志市	2	原油価格高騰対策運送事業者等支援金事業	市民の日常生活に必要な不可欠な公共交通の運行や物資の輸送等について、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響を受けている道路運送事業者等に対し、燃料費相当の一部助成を行うことでの維持を図り、市民生活の安心安全の確保につなげる。 予算総額:1,1450千円 補助額(保有1台毎)・・・大型車両(7万円)、中型車両(5万円)、普通車(3万円)										○
熊本県	八代市	4	八代市中小企業等事業継続対策特別支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、1カ月(令和2年1月から4月までのいずれかの月)の売上高が前年同月に比して50%以上減少している方等 ・法人企業 20万円 ・個人事業者 10万円	○	○	○							
熊本県	八代市	2	生活交通路線維持継続事業(タクシー補助)	タクシーチケット割引補助を実施。5千円のチケットを3千円で販売。 総事業費 6,000千円	○	○	○							
熊本県	八代市	2	生活交通路線維持継続事業	空港アクセスバスの指定した便に対する人件費(運転手)、燃料費、高速道路利用料等の一部に対する補助金。 総事業費 18,000千円			○							
熊本県	八代市	4	八代市飲食店等緊急特別支援事業(関連事業者)	新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月(令和2年12月から令和3年2月のいずれかの月)の売上高が前年同月に対して30%以上減少している飲食店等に関連する事業者(運送事業者、卸売業者) ・法人及び個人事業主 一律30万円 総事業費 96,000千円			○							
熊本県	八代市	2	生活交通路線維持継続事業(タクシー補助第二種)	タクシーチケット割引補助を実施。5千円のチケットを3千円で販売。 実施主体である八代市タクシー事業者会に対してチケットの割引額分、印刷費、事務手数料等について補助。 総事業費 11,489千円			○							
熊本県	八代市	2	生活交通路線維持継続事業(すーぱーばんべいゆ乗車券補助)	高速バスすーぱーばんべいゆ乗車券1枚に対し500円を補助。 総事業費 5,000千円			○							
熊本県	八代市	1	新型コロナウイルス感染症対策事業(予防対策継続支援)	感染予防対策の実施に要する費用の一部を補助 飲食店1軒につき最大10万円(補助率3/4)、タクシー等1台につき最大3万円(補助率3/4) 総事業費 153,000千円			○		●					
熊本県	八代市	2	新型コロナウイルスワクチン接種に伴うタクシー利用助成事業	65歳以上の高齢者を対象にタクシー初乗運賃相当を助成(1人あたり最大660円×4回分) 高齢者のワクチン接種動向及びタクシーの利用促進を図る 総事業費 24,791千円			○		●					
熊本県	八代市	4	新型コロナウイルス感染症対策事業(やつしろ未来クーポン券)	全市民を対象に「やつしろ未来クーポン券」を配布する(1人あたり2,000円分) 個人消費の喚起及び地域経済の早期回復による地域の活性化を図る 総事業費 314,300千円			○		●					
熊本県	八代市	4	新型コロナウイルス感染症対策事業(観光復興キャンペーン)	本市の旅館やホテルへの宿泊及び観光施設等の周遊に使用できるチケットを配布 総事業費 43,200千円			○		●					
熊本県	八代市	2	新型コロナウイルスワクチン接種に伴うタクシー利用助成事業	【目的】高齢者の新型コロナウイルスワクチンの接種動向及び新型コロナウイルス感染症により利用が減少しているタクシーの利用促進を図る。 【補助対象事業者】タクシー事業者 【補助対象経費】委託料(委託するタクシー事業者へ助成額を支払)、印刷製本費(チラシ、助成券の印刷) 【予算総額(積算根拠(対象数、単価等))】 委託料:830円(初乗り料)×2回(往復)=1,260円 対象者(4,600人(3回目接種見込み数)+36,076人(4回目接種見込み数))×タクシー利用見込み10%(これまでの利用実績より)=4,068人 1,260円×4,068人=5,125,680円 印刷製本費:チラシ35,000部×5.8円×1.1=223,300円、助成券35,000部×3.9円×1.1=150,150円 合計≒5,499千円									●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
熊本県	八代市	1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他	新型コロナウイルス感染症対策事業(観光復興キャンペーン) ※一部タクシー事業者も補助対象事業者となる予定あり	【目的】新型コロナウイルスの感染拡大等により宿泊者数が半減している、本市の旅館やホテルを支援するため、10,000泊を目標とした宿泊補助を実施する。また、観光関連事業者を支援するため、本キャンペーンの利用者に対し、土産物館等で使用できるクーポン券を10,000枚を目標に配布する。また、本キャンペーン及び観光需要喚起のために地域団体が実施するPR等の取り組みを支援する。 【補助対象事業者】 キャンペーン実施団体、旅館、ホテル、観光関連事業者、市内宿泊者 【補助対象経費】 キャンペーンを実施する団体に対する委託料(運営費及び事務費) 【予算総額(積算根拠(対象数、単価等))】 宿泊補助: 4,000円×10,000泊=40,000,000円 周遊クーポン券: 1,000円×10,000枚=10,000,000円 ※タクシー事業者も対象となる予定 自主PR事業補助: 上限500,000円×6団体=3,000,000円 周遊クーポン印刷: 68,200円 広告・販促費: 1,608,800円 運送費: 151,200円 事務管理費: 1,711,800円 事業委託費: 5,000,000円	活用したものに○	活用したものに○	活用したものに○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
熊本県	八代市	4	原油高騰対策運送事業者等緊急支援事業	①コロナ禍においてエネルギー等の価格高騰に伴い、物資の運送等の事業者において燃料費の負担軽減を図ることを目的に、貨物自動車運送業・自動車運転代行業に使用される緑、黒ナンバーの車両に対し、燃料費のうち価格高騰相当の一部補助を行う。 ②補助金 ③普通貨物 1,200台×支援額40,000円=48,000千円 小型貨物(軽以外) 600台×支援額30,000円=18,000千円 貨物自動車(軽) 200台×支援額20,000円= 4,000千円 ④市内に事業所等を置く中小企業又は個人事業者で、貨物自動車運送業・自動車運転代行業を営むもの									○
熊本県	八代市	2	高速バス運賃割引事業	①新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本市と阿蘇くまもと空港をつなぐ唯一の直結型高速バス(すーぱーばーんべいゆ)の利用者が激減していることに加え、原油価格等高騰の影響により交通事業者の経営環境は厳しさを増していることから、市民の移動需要の喚起による地域活性化を図るとともに、交通事業者に対する経営支援を目的として、運賃割引の補助を行うもの。 ②補助金 ③600円×10,000枚=5,000千円 ※大人片道運賃1回あたり950円割引 ④運行事業者									○
熊本県	八代市	2	新型コロナウイルス感染症対策事業(生活交通確保維持) (タクシーチケット)	①新型コロナウイルス感染拡大の影響によりタクシーの利用低迷が続く中、原油価格等高騰の影響により交通事業者の経営環境は厳しさを増していることから、市民の移動需要の喚起による地域活性化を図るとともに、交通事業者に対する経営支援を目的として、タクシーチケット割引補助事業の事務経費及びタクシーチケットプレミアム分への補助を行うもの。 ②補助金 (6千円分のチケットを3千円で販売、チケット1枚500円の10枚綴り) ③・販売事務経費 1,000千円 【対象経費】 チケット印刷代、チラシ印刷代、振込手数料、人件費(任期の定めのない常勤職員の給料分を除く) ・プレミアム分(購入費3,000円/冊) 2,000円×5,000冊=10,000千円 ④タクシー運行事業者(タクシー協会八代支部)									○
熊本県	八代市	1	新型コロナウイルス感染症対策事業(生活交通確保維持)	①新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を、引き続き防止していくため、対面での接客等を伴う事業者に対し、感染拡大防止対策に要する経費の一部(3/4)を補助する。 ②補助金 ③61,000千円 店舗施設等: 上限100千円/件×750件=75,000千円 タクシー等: 上限30千円/台×200台= 6,000千円 ※1事業者あたりの補助上限額は1,000千円 申請期間: 令和4年10月~令和5年1月 対象経費: 下記のうち、令和4年4月1日以降に購入した費用 サーキュレーター、アクリル板、空気清浄機、消毒液、マスク、など購入経費 など ※その他特定財源(熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金): 40,500千円充当 ④八代市内事業者(対面での事業を営む事業所)									○
熊本県	天草市	2	牛深・蔵之元航路交通基盤維持特別対策事業	対象航路に就航する船舶において、運航事業者に船舶の維持に最低限必要となる船舶検査費用を補助		○							
熊本県	天草市	2	公共交通運行支援金(エアライン)	コロナ禍の影響で利用者が激減する中にも、地域住民の生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運航を継続した天草エアライン株式会社に対し、事業継続のための支援金を交付		○							
熊本県	天草市	4	天草エアライン利用促進事業	新型コロナウイルス感染症の収束後の運航収入を最大化するために実施される利用促進事業に係る経費を協議会に対し支援		○							
熊本県	天草市	2	公共交通運行支援金(地方バス)	コロナ禍にあっても生活路線として継続運行を行った路線バス事業者に運行変動費に応じ支援金を交付			○						
熊本県	天草市	2	シャトルバス運行事業	コロナ禍にあっても生活路線として継続運行するために必要となる経費を協議会に対し支援									
熊本県	天草市	4	新型コロナウイルススクフェン接種推進事業	新型コロナウイルススクフェン接種のための交通手段の確保が困難な高齢者及び障がい者等が福祉タクシーを利用した場合に乗車料金の一部を助成				○					
熊本県	天草市	4	地域公共交通運行事業(舞合タクシー乗証事業)	コロナ禍の影響により外出機会が減少した高齢者等の移動困難者に対し、AI予約配車システムを活用したドアツードアの交通手段を提供することで、運行の効率化とともに外出頻度の向上を図るための乗証事業を行う。 ・運行経費2,772千円 ・システム導入経費2,596千円 ・合計5,368千円(うち当該交付金充当額2,606千円)									●
熊本県	天草市	2	地方バス路線運行維持対策事業(路線バス運行支援金)	コロナ禍の影響により利用者が減少する中にも、生活路線として運行を維持する路線バス運行事業者に対して、運行に係る年間の変動費相当額(170千円/台×51台×12ヶ月)を支援する。 ①産交バス株式会社 ②路線バス運行支援金:104,040千円			○			○	●		
熊本県	天草市	2	天草エアライン経営安定化事業	コロナ禍の影響により旅客収入の減収が見込まれる天草エアラインの安定運航を維持するため、関係自治体と連携して支援を行う。 ①天草エアライン株式会社 ②運航の維持確保に要する経費 ③総事業費160,720千円※負担割合: 県1/2、地元市町1/2(天草市92.37%、上天草市5.15%、南北町2.48%) ④天草エアライン運航維持確保支援金: 74,228千円			○			○	●		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
熊本県	天草市	2	牛深・蔵之元航路維持確保支援事業	コロナ禍の影響により利用者が減少し航路維持が困難となっていることから、関係自治体と連携して支援を実施し、国道に準じた役割を果たす牛深・蔵之元航路の維持確保を図る。 ①三和商船株式会社 ②船舶検査に要する経費 ③総事業費25,000千円※負担割合:天草市4/5、他自治体1/5 ④牛深・蔵之元航路交通基盤維持特別対策事業補助金:20,000千円			○				○	●		
熊本県	上天草市	2	天草エアライン運航維持確保応援事業	感染症の影響により経営に支障を来している天草エアラインに対し、令和3年度に熊本県と構成市町で経営支援を実施したが、航空需要が依然戻らず、令和4年度も経営状況が改善しないため、再度、熊本県と構成市町により天草空港運航支援を行うもの。 総事業費160,720千円を県(1/2)、地元市町(1/2を地元市町で協議した割合)で負担。 上天草市:160,720千円×1/2×5.15%≒4,139千円										○
熊本県	上天草市	2	天草エアライン経営安定化補助金	感染症の影響により経営に支障を来している天草エアラインに対し、天草地域への交通手段として安定運行を継続していくため、熊本県をはじめ、構成市町により経営安定化等の支援を行うもの。 総事業費162,662千円を県(1/2)、地元市町(1/2を地元市町で協議した割合)で負担。 上天草市:162,662千円×1/2×5.15%≒4,189千円		○								
熊本県	上天草市	2	天草エアライン利用促進事業負担金	感染症の影響により減少した利用者の増加のため、利用促進事業(旅行商品造成支援事業、サポータークラブ会員拡大事業等)の実施にあたり負担金を支出するもの。 総事業費19,990千円を県(1/2)、地元市町(1/2を出资比例で按分)で負担。 上天草市:19,990千円×1/2×10.15%≒1,014千円		○								
熊本県	上天草市	2	港湾施設使用料補助金	感染症の影響により、係船を余儀なくされた市内海運事業者の負担を軽減し、安定かつ円滑な事業活動を支援するため、係船料補助金を交付するもの。		○								
熊本県	上天草市	2	天草エアライン運航維持確保応援事業	感染症の影響により経営に支障を来している天草エアラインに対し、令和2年度に経営安定化支援を熊本県と構成市町で実施したが、航空需要が戻らず、令和3年度も経営状況が改善しないため、再度、熊本県と構成市町により天草空港運航支援を行うもの。 総事業費34,358千円を県(1/2)、地元市町(1/2を地元市町で協議した割合)で負担。 上天草市:34,358千円×1/2×5.15%≒885千円				○						
熊本県	上天草市	4	もっとお得なメロキャンペーン事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたホテル・旅館を支援するため、市内のホテル・旅館等に宿泊する観光客に対して、市内の観光施設、飲食店、お土産店等で使用できるクーポン券を配布するもの。				○						
熊本県	山鹿市	4	山鹿市観光産業事業継続応援金	観光関係事業者で感染症の影響により売上が減少した事業者の事業継続を支援するための応援金を支給する。 (個人または法人) ・従業員1人以下 バス80万円、タクシー60万円 ・従業員6人～20人 バス100万円、タクシー80万円 (法人) ・従業員21人以上 バス150万円、タクシー100万円		○								
熊本県	山鹿市	2	山鹿市新型コロナウイルスワクチン接種時高齢者等タクシー利用助成事業	障害者及び要支援以上の高齢者や家族による送迎及び路線バス等の利用が困難な高齢者に対しタクシー券を配布し、ワクチン接種の円滑化を図る。 【対象事業者】市内タクシー業者 ・移動困難者のタクシー輸送委託料等 485千円 ・集団接種時の移送困難者タクシー輸送委託料等 3,615千円										
熊本県	山鹿市	1	山鹿市対面接客店舗等感染防止対策支援事業	感染リスクの高い対面での接客を行う店舗内の感染防止対策にかかる費用を補助する。 手指用アルコール消毒液、アクリル仕切り板、飛沫防止シート、CO2測定器、非接触型手指消毒器、非接触型体温計、サーマルカメラの購入、換気扇の購入・設置費 ※補助率3/4(上限10万円)			○							
熊本県	山鹿市	4	山鹿市観光関連事業者支援金	感染症に伴う営業自粛や不要不急の外出自粛等の影響により、売上が減少した市内の観光関連事業者に対して支援金を支給するもの。 ※8/31終了					○					
熊本県	菊池市	1	菊池市観光事業継続支援金	・4月～5月に30日間以上休業した宿泊事業者、貸切バス事業者に支援金を支給 ・1事業者当たり100万円を上限として、 (1)宿泊事業者 客室1室につき5万円 (2)貸切バス事業者 ア 大型バス1台につき10万円 イ 中型・小型・マイクロバス1台につき5万円	○									
熊本県	菊池市	1	菊池市新型コロナウイルス感染症対策強化補助金	・令和3年4月1日以降に発生し、支出の完了した経費のうち、新型コロナウイルス感染症の感染防止に有効と考えられる設備の導入、消耗品の購入等に係る経費を補助する。 ・補助対象経費:物品(消毒、マスク、飛沫対策、機械器具、その他衛生管理等)、外注費(店舗改修、設備工事、機械器具設置工事等) ・補助率10分の10 (1)対面での接客を伴う店舗等 限度額:10万円 (2)宿泊業 客室25部屋以上 限度額:50万円 (3)宿泊業 6部屋以上25部屋未満 限度額:客室×2万円 (4)宿泊業 5部屋以下 限度額:10万円 (5)貸し切りバス業 所有台数25台以上 限度額:50万円 (6)貸し切りバス業 所有台数25台未満 限度額:台数×2万円 (7)タクシー業及び代行業 所有台数25台以上 限度額:50万円 (8)タクシー業及び代行業 所有台数25台未満 限度額:台数×2万円 ・予算総額20,000千円				○						
熊本県	菊池市	2	菊池市飲食店取引事業者等支援金	令和3年1月又は2月の売上額が、要請等の理由により、前年又は全前年同月比で50%以上減少した卸売業者、タクシー業者及び運転代行業者に支援金を支給する。 (1)法人にあっては一律20万円 (2)個人事業者にあっては一律10万円 ・予算総額10,000千円				○						
熊本県	菊池市	4	菊池市小規模事業者持続化補助金	・令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上額が前年又は前々年同月比で30%以上減少した月が存在する小規模事業者の経費を補助する。 ・補助対象経費:機械装置等費、広報費、開発費、雑務費、委託費、外注費、賃料 ・補助率10分の10 ・1事業者につき上限20万円 ・予算総額5,000千円				○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上りの) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上り・R4予備費) の活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
熊本県	菊池市	4	菊池市観光事業者等支援金	・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動に著しく影響を受け売り上げが減少した観光関係事業者等を支援する。 (1)宿泊業 減少率30%以上50%未満の事業者 客室数×5万円(1事業者につき上限100万円) 減少率50%以上の事業者 客室数×7.5万円(1事業者につき上限150万円) (2)旅客運送業等 貸切バス 減少率30%以上50%未満の事業者 大型バス台数×10万円+中型バス以下台数×5万円(1事業者につき上限100万円) 減少率50%以上の事業者 大型バス台数×15万円+中型バス以下台数×7.5万円(1事業者につき上限150万円) タクシー及び運転代行 減少率30%以上50%未満の事業者 車両台数×3万円(1事業者につき上限100万円) 減少率50%以上の事業者 車両台数×4.5万円(1事業者につき上限100万円) (3)公衆浴槽、飲食業、観光関連事業 減少率30%以上50%未満の事業者 一律20万円 減少率50%以上の事業者 一律30万円					○					
熊本県	宇土市	2	宇土市公共交通緊急支援金	令和2年4月1日現在宇土市内に営業所を有するタクシー事業者 保有する車両数×3万円		○								
熊本県	宇土市	4	ワクチン接種移動支援事業	概要: ワクチン接種に際し、集団接種会場等への移動が困難な方が、安全かつ確実にワクチン接種を行えるよう、コミュニティバスの無料運行を行い、ワクチン接種の円滑化を図る。 対象事業者: バス事業者 対象経費: 燃料運行期間における運行経費(フィーダー補助金除く) ・運賃収入相当額 626千円 ・無料運行期間に生じた欠損額 1,985千円				○						
熊本県	宇土市	2	宇土市公共交通緊急支援金	概要: 新型コロナウイルス感染症の影響により、燃料費高騰の影響が大きいと考えられる市内タクシー事業者等に対し支援金を支給する。 対象事業者: 市内に本社を有する一般乗用旅客自動車運送事業者 支援内容: 保有する車両数×3万円								●		
熊本県	宇土市	4	宇土市運送事業者燃料費支援給付金	概要: 新型コロナウイルス感染症の影響により、燃料費高騰の影響が大きいと考えられる市内運送事業者等に対し支援金を支給する。 対象事業者: 市内運送事業者等(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く) 支援内容: 保有する車両数×以下に定める額を支給 ・普通乗用車(〜1t未満)⇒30千円 ・小型貨物車(1t〜4t未満)⇒60千円 ・中・大型貨物車(4t以上)⇒100千円									○	
熊本県	和水町	2	プレミアム付商品券事業	観光バス利用券 100セット(20,000円分を10,000円で販売) 上乗せ分 10,000円×100セット分=1,000,000円 一人販売上限:5セット			○							
熊本県	和水町	1	感染症拡大防止対策支援補助金	補助対象事業者 町に事務所又は事業所を置く法人又は個人事業主(資本金10億円以上の大企業を除く) 補助対象経費 ・感染症対策に要する経費(飛沫対策用品、消毒用品、換気設備、衛生管理用品) 補助率 ・10/10(ただし上限10万円、下限1万円)			○							
熊本県	和水町	4	乗合タクシー利用促進事業	乗合タクシー「あいのりくん」の利用促進を図るため、R5.1月〜3月まで利用料を無料にする。利用者の負担分300円/回を無料とし、本人負担分を契約タクシー事業者へ交付する。 ・非課税者分の利用及び1月・2月分を交付金活用 ・課税者分及び3月分を単費									○	
熊本県	大津町	1	乗合タクシー感染防止対策支援金	乗合タクシー感染防止対策支援金 900千円 (300千円×3事業者) 町の要請に従い、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる乗合タクシー事業者に対し支援金として支給。	○									
熊本県	大津町	4	大津町新型コロナウイルス感染症対策飲食店取引先事業者等支援給付金	県独自の緊急事態宣言発令に伴う飲食店等の時短要請により、影響が大きい飲食店取引先事業者やタクシー事業者、運転代行事業者等を支援します。 1事業者につき、一律10万円 なお、町の公共交通機関となる乗合タクシー実施事業者については、さらに10万円加算			○							
熊本県	大津町	4	大津町宿泊客誘致緊急対策事業	町内宿泊者に対して宿泊料の6割助成(上限6千円)と、タクシーや飲食店利用に使えるクーポン券で2千円分の助成	○									
熊本県	小国町	1	乗合タクシー過密防止事業	町内を走る乗合タクシーは乗務員を含む定員5名の車両を使用しているが、タクシー内の過密を避けるため、1台当たりの利用者数を2名までに制限し、利用者がそれを超える場合は、追加車両を配車した。 令和2年5月から令和3年3月まで交付金対象事業として行い、1,062台の追加車両を配車し、2,717千円の支出があった。なお、当事業については、令和3年4月以降も自主財源を以て継続している。			○							
熊本県	小国町	2	コロナ禍における小国郷基幹交通網整備事業	コロナ禍における適切な中心市街地交通網の整備と、地域外と小国郷を結ぶ持続可能な基幹交通網の確立を目的とし、車両購入、新規乗合バス路線の整備、既存のバス路線における車両変更等を行う。 なお、当事業は隣接する南小国町と共同で進める事業であり、車両については両町1台ずつ購入し、1台を中心市街地バス(通称「にじバス」)に、もう一台を地域外と小国郷を結ぶ直行便(通称「小国郷ライナー」)に活用し、令和3年10月1日から運行を開始している。			○							
熊本県	小国町	1	乗合タクシー過密防止事業	町内を走る乗合タクシーは乗務員を含む定員5名の車両を使用しているが、タクシー内の過密を避けるため、1台当たりの利用者数を2名までに制限し、利用者がそれを超える場合は、追加車両を配車する。当事業については、一般財源を活用し、令和3年4月から実施している。 事業費内訳 ・乗合タクシーの増便数(1ヵ月当たりの推計)110台×一台当たりの運行費用2,700円×12ヵ月=3,564,000円						●				
熊本県	御船町	2	御船町地域交通支援事業	町内に営業所を置き、町内に運行する路線バス事業者、及び町内に営業所を置くタクシー事業者。(個人タクシーは除く) 事業者一律10万円			○							
熊本県	御船町	2	御船町地域公共交通経営支援事業補助金	町内に営業所を置き、町内を運行する車両を所有する交通事業者。(個人タクシーは除く) タクシー1台当たり 150,000円×25台(ジャンボタクシーを含む) バス1台当たり 200,000円×2台(小型・中型・大型)						●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
熊本県	御船町	2	御船町地域公共交通 経営支援事業補助 金	町内に営業所を置き、町内を運行する車両を所有する交通事業者。(個人タクシーは除く) タクシー1台当たり 200,000円×25台(ジャンボタクシーを含む) バス1台当たり 300,000円×2台(小型・中型・大型)								●		
熊本県	益城町	4	高齢者・障がい者 タクシー券交付事 業	「益城町高齢者・障がい者タクシー券」6,000円分(500円×12枚)を交付。 ※本来4,000円分をコロナ対策で増額。	○			●				○		
熊本県	益城町	2	タクシー事業者感 染防止対策等応援 補助金	町内に本社(個人事業主については、住所)又は営業所を置くタクシー事業者に対して補助。 保有する車両数×3万円(上限100万円)		○								
熊本県	益城町	2	タクシー事業者等 感染防止対策等応 援補助金	町内に本社(個人事業主については、住所)又は営業所を置くタクシー事業者、自動車運転代行事業者に対して補助。 保有する車両数×5万円(上限150万円)					●			●		
熊本県	益城町	4	益城町物価高騰等 対策事業者応援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、原油価格又は物価の高騰により更なる経済的な影響を受けている事業者等を支援するため、交付金を支給。 個人事業者:5万円、法人10万円								●		
熊本県	山都町	2	民間交通事業者新 型コロナウイルス 対策支援事業	貸切バス一律6万円/台 タクシー 一律3万円/台		○								
熊本県	山都町	4	山都町交通事業者 事業継続応援給付 金給付事業	町内の交通事業者(貸切バス、タクシー及び運転代行)に対して、事業継続応援給付金として、1台当たり5万円を給付 【給付金の額】 車両1台当たり50,000円 【予算総額】 2,200,000円						●				
熊本県	山都町	4	山都町交通事業者 事業継続応援給付 金給付事業	町内の交通事業者(貸切バス、タクシー及び運転代行)に対して、事業継続応援給付金として、1台当たり10万円を給付 【給付金の額】 車両1台当たり100千円 【予算総額】 4,400千円 ※臨時交付金は、R4予備費の「原油価格高騰分」を活用								●		
熊本県	山都町	4	山都町事業復活 応援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国・県の支援金・給付金を受給した町内の事業者に対し上乗せ給付を行う(交通事業者も活用可) 【給付金の額】 1事業者当たり100千円 【予算総額】 26,000千円									●	
熊本県	多良木町	1	多良木町対面での 接客を伴う店舗等 における新型コロナ ウイルス感染防止 設備導入等補助 金	① 事業活動の安定的な継続のため、車両等に感染防止設備等を導入した町内タクシー及び運転代行事業者に対して補助する。 ② 空気清浄機、体温計等、新型コロナウイルス感染症対策感染防止設備導入等補助金 タクシー及び運転代行1台当たり5万円、1事業所上限100万円				○						
熊本県	多良木町	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通事業者支 援事業	①緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動への影響を受けている地域公共交通事業者に対し、事業者支援金を給付し、安定的な事業が維持できるよう支援を行う。 ② ア 基本額 4,000千円 イ 車両保有台数等に応じた加算 5面×200千円/面 支援金額計5,000千円のうち多良木町負担額 776千円						●				
熊本県	多良木町	2	くま川鉄道事業者 支援事業	くま川鉄道への地域公共交通事業者支援金5,000千円のうち、多良木町負担金776千円								●		
熊本県	多良木町	2	くま川鉄道事業者 支援事業(原油価 格・物価高騰対応 分)	くま川鉄道への地域公共交通事業者支援金5,000千円のうち、多良木町負担金776千円								○		
熊本県	苓北町	2	苓北町公共交通 応援事業	新型コロナウイルス感染症により、利用者が減少しながらも、必要な感染予防対策を講じながら事業を継続した期間における運行及び利用促進等に係る経費の一部(利用促進・経営支援)		○								
熊本県	苓北町	1	地域公共交通感 染拡大防止対策事 業	① 地域の公共交通を担う事業者が実施する感染拡大防止対策を支援し、船舶及びターミナル施設等の衛生環境を整える。(感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用)		○								
熊本県	苓北町	2	苓北町天草エア ライン運航維持確保 応援事業補助金	社会経済活動における公共交通事業の必要性に鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら事業を継続する天草エアライン株式会社に対し、予算の範囲内で運航維持確保のため支援する。				●						
熊本県	苓北町	2	公共交通応援事業 (航路利用促進)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外出自粛等により天草～長崎航路の利用者が激減している。そのような状況の中でも、必要な感染予防対策を講じながら、事業を継続している航路事業者の旅客収入も大幅な減少となっているため、臨時交付金の支援による後押しで、運賃割引等の利用促進を行い、航路利用者の増による収入の最大化を図り、地域公共交通の確保・維持継続を図る。								○		
熊本県	苓北町	2	苓北町天草エア ライン運航維持確保 応援事業補助金	社会経済活動における公共交通事業の必要性に鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら事業を継続する天草エアライン株式会社に対し、予算の範囲内で運航維持確保のため支援する。(R3年度分)								●		
熊本県	苓北町	1	公共交通応援事業 (タクシー事業者)	地域の公共交通を担うタクシー事業者が実施する感染拡大防止対策を支援する。タクシーに常備する消毒液、マスク、体温計等の購入費の支援。									○	
熊本県	苓北町	2	運送事業者原油 価格高騰対策事業 支援金	コロナ禍における原油価格高騰により厳しい経営環境下にある町内運送事業者及び移動販売事業者に対し、高騰した燃料費の一部を支援することにより、町内各事業者の負担軽減を図るとともに、事業継続と経営の安定及び従業員の雇用継続・確保につなげる。									●	
熊本県	高森町	2	公共交通システム 構築事業	概要:現在、複数の職員が狭い事務室で電話対応により予約受付を実施しているため、ネット予約環境を構築することにより感染リスクを軽減する。 補助対象経費:システム構築委託:3,000千円 補助金:1,500千円 対象事業者:南阿蘇鉄道㈱	○	○								
熊本県	高森町	2	公共交通支援事業	概要:新型コロナ終息後の南阿蘇鉄道利用喚起のため、施設等の環境整備 補助金:1,007千円 対象事業者:南阿蘇鉄道㈱	○	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
熊本県	高森町	2	南阿蘇鉄道新型コロナウイルス対策支援事業負担金	概要: 新型コロナウイルス終息後の南阿蘇鉄道利用喚起のため、施設等の環境整備及び、利便性向上のためJR豊肥本線との接続強化 補助金: 62,000千円 対象事業者: 南阿蘇鉄道				●					
熊本県	高森町	2	南阿蘇鉄道接続強化経費負担金	概要: 新型コロナウイルス終息後の南阿蘇鉄道利用喚起及び利便性向上のため、JR豊肥本線との接続強化を行う。 補助金: 58,750千円 対象事業者: 南阿蘇鉄道								●	
熊本県	長洲町	2	公共交通事業支援給付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業運営に影響を受けた町内の公共交通事業者に対して給付金を支給。 ・一般乗用旅客自動車運送事業者及び運転代行業者(1事業者あたり10万円及び保有する車両1台当たり5万円) ・一般旅客定期航路事業者(保有する船舶1隻当たり50万円)			○	○					
熊本県	人吉市	2	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通運行継続支援事業	対象: 人吉市内公共交通事業者 補助額: ○基本額 3セク鉄道事業者 400万円、バス事業者 20万円、タクシー事業者 10万円 ○車両保有台数等に応じた加算 3セク鉄道事業者 20万円/両、バス事業者 10万円/路線、タクシー事業者 2万円/台 予算総額: 465万円 ・3セク鉄道事業者143万円(市負担割合) ※3セク鉄道事業者に関しては圏域で支援を行ったため市負担は143万円 ・バス事業者160万円 ・タクシー事業者162万円				○					
熊本県	人吉市	2	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業	対象: 人吉市内公共交通事業者 補助額: ○基本額 3セク鉄道事業者 400万円、バス事業者 20万円、タクシー事業者 10万円 ○車両保有台数等に応じた加算 3セク鉄道事業者 20万円/両、バス事業者 10万円/路線、タクシー事業者 2万円/台 予算総額460万1千円 ・3セク鉄道事業者140万1千円(市負担割合) ※3セク鉄道事業者に関しては圏域で支援を行ったため市負担は140万1千円 ・バス事業者160万円 ・タクシー事業者160万円						●			
熊本県	人吉市	2	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業	対象: 人吉市内公共交通事業者 補助額: ○基本額 3セク鉄道事業者 400万円、バス事業者 20万円、タクシー事業者 10万円 ○車両保有台数等に応じた加算 3セク鉄道事業者 20万円/両、バス事業者 10万円/路線、タクシー事業者 2万円/台 予算総額462万1千円 ・3セク鉄道事業者140万1千円(市負担割合) ※3セク鉄道事業者に関しては圏域で支援を行ったため市負担は140万1千円 ・バス事業者160万円 ・タクシー事業者162万円								●	
熊本県	荒尾市	1	乗合タクシーコロナウイルス感染症拡大防止対策事業	感染防止のため、乗合タクシーの乗車定員を4人から2人にするための便数の増。 予算額: 平均運賃1,525円×増便見込み1,015便=1,548千円 対象事業者: 市内タクシー事業者	○								
熊本県	荒尾市	1	荒尾市タクシー事業者感染症対策支援事業	市内のタクシー事業者に対し、感染症対策として、1台あたり20千円の補助金を交付する。 予算額: 20千円×61台=1,220千円 対象事業者: 市内4事業者		○							
熊本県	荒尾市	2	おもいやいタクシー運行補助事業	コロナ禍における市民の生活に関する移動手段を確保するため、コロナ感染症防止対策を講じつつ、効率的な運行を実施するAIオンデマンドタクシーを運行する。 【運行補助金(R2)】 7,331千円 【業務委託料】 プロジェクトサポート業務委託料(AI予約システム費用含む)4,906千円			○						
熊本県	荒尾市	2	おもいやいタクシー運行補助事業	コロナ禍における市民の生活に関する移動手段を確保するため、コロナ感染症防止対策を講じつつ、効率的な運行を実施するAIオンデマンドタクシーを運行する。 【運行補助金及びAI予約システムサポート委託料(R3)】 15,869千円						●			
熊本県	荒尾市	4	「頑張る高校生を応援」公共交通利用促進事業	市内在住の高校生等に対し、JRやバス等の公共交通利用時等に使用できる交通系ICカード(2,000円)を配布 予算額: ICカード代2,000円×1,500名=3,000,000円 郵便料他721,000円				●					
熊本県	荒尾市	4	公共交通待合環境改善事業	本市バス路線における発着点として最も利用者が多い、あらかしモーターバス停において、デジタルサイネージを設置し、同バス停の発着バスの遅れやバス停の何箇前を発車したかが確認できるバスロケーションシステムを導入しバスの見える化を行うことで、待合環境の改善を図り、市民に分かりやすく公共交通手段の提供により、利用者増につなげる。 予算額: 1,430,000円						●			
熊本県	荒尾市	2	移動困難者のワゴン接乗会場等への輸送支援事業	公共交通機関の利用が困難な障がい者及び要介護者のうち家族による送迎を受けるができない者及び免許返納者に対して、接乗会場等までタクシー及び福祉タクシーを利用した場合に初乗り料金相当額を市が負担する。 予算額: 15,128,000円				●					
熊本県	荒尾市	3	おもいやいタクシー運行補助事業	コロナ禍における市民の生活に関する移動手段を確保するため、コロナ感染症防止対策を講じつつ、効率的な運行を実施するAIオンデマンドタクシーを運行する。(R4) 【運行補助金】13,225千円 【業務委託料】2,291千円 AI予約システムサポート業務委託料2,222千円 チラシ作成業務委託料69千円								●	
熊本県	荒尾市	2	移動困難者のワゴン接乗会場等への輸送支援事業	公共交通機関の利用が困難な障がい者及び要介護者のうち家族による送迎を受けるができない者及び免許返納者に対して、接乗会場等までタクシー及び福祉タクシーを利用した場合に初乗り料金相当額を市が負担する。(R4) 予算額: 930千円								●	
熊本県	荒尾市	2	路線バス利用促進事業	コロナ禍における原油高や物価高に直面する生活者の支援及び燃料費等の高騰に直面する路線バス事業者を支援するため、市内路線バス無料の日を設けて路線バスの利用促進を図るとともに、地域の活性化を図る。 9月15日～9月19日 子ども無料大人100円の日 9月20日～9月25日 高齢者(65歳以上)無料の日 予算額2,150千円									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
熊本県	荒尾市	2	荒尾市公共交通による通学支援事業	コロナ禍の影響による利用者の減少及び原油の高騰等によるコスト上昇により厳しい経営状況となっている交通事業者に対し公共交通の利用促進による支援と原油物価高による影響を受ける子育て世代の経済的支援を目的に、通学定期購入費用を助成。 【補助対象者】バス・電車の通学定期券を購入した荒尾市民【申請期間】令和4年12月1日(木)～令和5年2月28日(火) 【補助金額】通学定期券購入額の50% (上限3万円) 【補助対象定期券】 ①補助対象区間 通学定期券に記載の乗降場所のいずれか又は両方が荒尾市、大牟田市、玉名市及び長洲町のバス停・駅の通学定期券 ②補助対象期間 通学定期券記載の有効期間が令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間を含む通学定期券 予算額 補助金:9,684千円 委託料(チラシ作成)200千円									●	
熊本県	玉名市	1	タクシー事業者感染症防止対策支援事業	補助対象事業者:玉名市内での運行の認可を受けているタクシー事業者(福祉タクシーも可) 補助対象経費:カーテンや消毒液、空気清浄機など乗客の感染防止に資する経費 補助率:22.4時点での車両台数×20千円(税抜き)を上限とする10/10(千円未満切捨て) 予算総額:94台×20千円=1,880千円 【実績(決算)】 5社、85台、1,065千円の補助		○								
熊本県	玉名市	4	新型コロナウイルス感染症対策金融融資特別貸付金利子補給金	補助対象事業者:県コロナ対策融資(金融円滑化特別資金等)受給者 補助対象経費:3年間分の利子 補助率:利子額100% 予算額:63,533千円							○			
熊本県	玉名市	1	宿泊施設感染症対策認証事業	対象事業者:市内宿泊施設 経費:認証業務委託 予算額:835千円							○			
熊本県	玉名市	4	九州旅行博覧会出張業務	事業概要:コロナ関連で達成した旅行商品や観光PRのため、九州旅行博覧会に出展する。 経費:借上料 予算額:605千円							○			
熊本県	玉名市	4	海外販路拡大事業	事業概要:アフターコロナを見据えたインバウンド誘客を促進する。 経費:委託料 予算額:10,432千円							○			
熊本県	玉名市	4	玉名温泉を活用した「eスポーツ合宿」実証事業	事業概要:市内の感染症対策認証宿泊施設において、eスポーツ合宿を開催し、観光コンテンツと併せて体験してもらうことで、地域活性化を図る。 経費:委託料 予算額:4,960千円							○			
熊本県	玉名市	4	コロナに負けない!玉名の魅力発信観光と物産展事業	事業概要:市内の観光物産事業者への需要喚起のため、観光物産展を開催する。 経費:委託料 予算額:3,513千円							○			
熊本県	玉名市	4	コロナに負けない!玉名観光素材説明会および商談会事業	事業概要:観光誘客の促進のため、旅行事業者等を対象に観光素材説明会及び商談会を開催する。 経費:委託料 予算額:1,230千円							○			
熊本県	玉名市	4	金栗四三スピリットで笑顔に!玉名市「人・まち・元気づくり」プロジェクト	事業概要:名誉市民であり「日本マラソンの父」と称される金栗四三ゆかりのスポットを訪れるマラニック(マラソン+ピクニック)コースを造成する。 経費:負担金 予算額:8,952千円							○			
熊本県	玉名市	4	玉名・小天温泉再始動プロジェクト	事業概要:玉名・小天温泉の誘客促進のため、旅行商品の造成やクロスメディアの活用、Webツアー等を実施する。 経費:委託料 予算額:5,500千円							○			
熊本県	玉名市	2	中小企業等経済対策事	事業概要:昨年と比較して光熱費が高騰した事業者に対し、高騰した額の1/2相当(上限1,000千円)を補助する。 経費:補助金 予算額:125,781千円									○	
熊本県	菊陽町	2	菊陽町タクシー業・代行業支援事業	①新型コロナウイルス感染症の影響により外出自粛や飲食店の時短営業の影響を受けているタクシー、運転代行業の事業継続を支援する。 ②1事業者当たり一律100,000円の支援金を交付 ③100,000円×25事業者 ④町内でタクシー、運転代行業を営む事業者							●			
熊本県	菊陽町	2	ワクチン接種移動支援事業	①新型コロナウイルスワクチンの接種率向上を図るため、接種会場までの高齢者等の移動支援を行う。 ②タクシー助券等印刷費、郵送料、タクシー利用委託料 ③印刷費(タクシー助券等)13.8円×10,000枚×1.1=151,800円(封筒)9円×10,000枚×1.1=99,000円 郵送料84円×1,500人×2回=252,000円 タクシー利用委託料660円×3,000枚=1,980,000円 【合計】2,482,800円 ※熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金活用事業(県総合交付金1,241,000円) ④令和3年度中に65歳以上に達する高齢者、身体障害者手帳1級又は2級の所持者、療育手帳A1又はA2の所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者				○						
熊本県	菊陽町	2	地方バス運行維持特別支援事業	①新型コロナウイルス感染症により、利用者が減少する中路線を維持しながら運行を継続しているバス事業者に対し、支援金を交付する。 ②③地方バス補助金の交付路線のうち、新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きい路線(経常損失500万円以上)に支援金を交付する。上限額7,846,000円 ④町内を運行している路線を維持するバス事業者							○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
熊本県	菊陽町	2	ワクチン接種移動 支援事業	①新型コロナウイルスワクチンの接種率向上を図るため、接種会場までの高齢者等の移動支援を行う。 ②タクシー-助成券等郵送料、タクシー利用委託料 ③ 郵送料84円×500人=42,000円 タクシー利用委託料660円×2回×500人=660,000円 【合計】702,000円 ④令和4年度中に65歳以上に達する高齢者、身体障害者手帳1級又は2級の所持者、療育手帳A1又はA2の所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者								○	
熊本県	美里町	1	タクシー事業者の 感染症防止対策支援	○事業概要:タクシー(営業車両)に対して、新型コロナウイルス感染症対策を行った町内タクシー事業者を支援する。 補助対象期間:令和2年9月1日から令和3年2月28日まで 補助対象事業者:町内タクシー事業者(3社) 補助対象経費:タクシー向けパーキング設置費用、消毒薬・マスク等の衛生用品購入費用、除菌器具等の購入費用 補助上限額:補助対象車両1台あたり30千円を乗じた額(千円未満切り捨て) 予算総額:13台×30千円(総事業費390千円) 【財源】:熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金195千円			○						
熊本県	山江村	2	地域公共交通運行 継続支援事業	・補助対象事業者:人吉球磨管内の3セク鉄道事業者 ・補助対象経費:管内10自治体が分担して行う支援金事業の内、山江村分負担金に充当 ・予算総額:90,000円		⊖			○				
熊本県	山江村	3	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通事業者支 援事業	・補助対象事業者:人吉球磨管内の3セク鉄道事業者 ・補助対象経費:管内10自治体が分担して行う支援金事業の内、山江村分負担金に充当 ・予算総額:91,000円 ・コロナ禍における原油価格や物価高騰による影響を受けながらも、住民生活や経済活動を支えている地域交通事業者に対し、事業者支援金を 給付し、安定的な事業が維持できるように支援を行う。								●	
熊本県	宇城市	1	地域公共交通応 答事業	①地域公共交通の安定的な運行及び市民の日常的移動手段の確保 ②新型コロナウイルス感染症予防対策費用に対する補助 ③市内6事業者(1,800千円、60台、3万円/1台) ④補助対象者市内に事業所を有する6タクシー事業者			○						
熊本県	湯前町	2	(令和2年度)新型 コロナウイルス感 染症対策地域公 共交通運行継続 支援事業	国・県等の活動自粛要請により利用が大きく制限され、運営にも大きな影響を受けた公共交通事業者に対し、支援金を給付し、安定的な事業が維持 できるような支援を行う。 ア 基本額 イ 第3セクター鉄道事業者 4,000千円 イ 車両保有台数等に応じた加算 第3セクター鉄道事業者 200円/両×5両=1,000千円 ※第3セクター鉄道事業者には圏域で支援を行うので、町負担は364千円 ※本町対象はくま川鉄道株式会社のみ		○							
熊本県	湯前町	1	令和3年度湯前町 新型コロナウイルス 感染症対策感染 防止設備等導入 補助金	①新型コロナウイルス感染症対策を実施する町内飲食店、小売店及び対面で接客を行う業種(以下「飲食店等」という。)に対し、フェイスガードやマ スク、消毒、除菌など感染防止対策にかかる費用を補助するもの。 ※タクシー事業者を含む 新型コロナウイルス感染症対策のためにかけた経費を補助率10/10で補助し、上限150千円とする。 事業経費:令和4年4月~6月に発生し、支出の完了した経費 事業費:6,000千円 ・150千円×40事業所 ※うち2,250千円は県補助予定 補助上限100千円/店舗あたり(県補助率1/2、市町村が全体事業費の3/4を超える額を補助する場合にあたっては、全体事業費の3/4に相当す る額までを交付対象事業費とする)				○					
熊本県	湯前町	2	(令和3年度)新型 コロナウイルス感 染症対策地域公 共交通運行継続 支援事業	国・県等の活動自粛要請により利用が大きく制限され、運営にも大きな影響を受けた公共交通事業者に対し、支援金を給付し、安定的な事業が維持 できるような支援を行う。 ア 基本額 イ 第3セクター鉄道事業者 4,000千円 イ 車両保有台数等に応じた加算 第3セクター鉄道事業者 200円/両×5両=1,000千円 ※第3セクター鉄道事業者には圏域で支援を行うので、町負担は364千円 ※本町対象はくま川鉄道株式会社のみ				○					
熊本県	相良村	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通運行継続 支援事業	3セク鉄道事業者に対する支援 くま川鉄道(株)は第3セクターによる運営のため、基本額400万円+台数に応じた加算額100万円(20万円/台×5台)を沿線自治体(10町 村)により分担して行うため、本村負担は245千円			○						
熊本県	相良村	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通運行継続 支援事業	くま川鉄道に対し、250千円を給付。						○			
熊本県	相良村	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通運行継続 支援事業	くま川鉄道に対し、250千円を給付。							○		
熊本県	相良村	2	地域公共交通運行 事業者燃料価格高 騰対策支援事業	くま川鉄道に対し、250千円を給付。							●		
熊本県	甲佐町	1	公共的空間安全・ 安心確保事業	対面接客を伴う事業者の感染対策をふまえた事業継続を支援するため、小規模衛生設備等の導入補助を実施。タクシー等については1台当たり 上限30千円、他の業種の補助と合わせた予算総額は15,210千円。				●					
熊本県	南小国町	4	コロナ禍におけ る小国郷基幹交通 網整備事業	コロナ禍における小国郷(南小国町・小国町)中心市街地における適切な公共交通の整備と、小国郷と地域外を結ぶ直行バス路線の維持によ り、持続可能な公共交通網を確立する。新型コロナウイルス対策を施した運行車両の購入及び運行に係る経費を補助する。				●					
熊本県	錦町	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通運行継続 支援事業	3セク鉄道事業者に対する支援 ア 基本額 400万円 イ 台数に応じた加算額 20万円/台×5台=100万円 合計500万円 ※ 第3セクターによる運営のため、上記合計額を沿線自治体(10市町村)により分担して行う。 ※圏域自治体で移分 当町負担 790,000円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
熊本県	錦町	2	くま川鉄道経営安 定化補助事業	①国・県等の活動自粛要請により大きな影響を受けた、地域交通を支えるくま川鉄道に対する、安定的な事業継続のための支援 ②新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経営支援 ③圏域自治体5,000千円×各市町村負担率(15.8%) ④くま川鉄道株式会社		○							
熊本県	錦町	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通事業者支 援事業	①緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、大きな影響を受けている地域交通事業者に対し、圏域自治体合同による支援を行い、経営の安定を図る。 ②くま川鉄道株式会社への支援に係る負担金 ③負担額5,000,000円×負担率(町)0.163≒814,000円(端数調整) ④くま川鉄道株式会社					●				
熊本県	錦町	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通事業者支 援事業	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、大きな影響を受けている地域交通事業者に対し、圏域自治体合同による支援を行い、経営の安定を図る。 補助対象事業者:くま川鉄道(株) 補助金額:5,000,000円(内当該負担:814,000円)						●			
熊本県	錦町	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通事業者支 援事業	①新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けている地域交通事業者に対し、圏域自治体合同による支援を行い、経営の安定を図る。 ②くま川鉄道株式会社への支援に係る負担金 ③負担額5,000,000円×負担率(町)0.163≒814,000円(端数調整) ④くま川鉄道株式会社									●
熊本県	錦町		新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通事業者支 援事業(原油価格・ 物価高騰対応分)	①コロナ禍における原油価格や物価高騰による影響を受けながらも、住民生活や経済活動を支える地域交通事業者に対し、圏域自治体合同による支援を行い、経営の安定を図る。 ②くま川鉄道株式会社への支援に係る負担金 ③負担額5,000,000円×負担率(町)0.163≒814,000円(端数調整) ④くま川鉄道株式会社									●
熊本県	あさぎり町	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通運行継続 支援事業	3セク鉄道事業者に対し、人吉・球磨圏域で支援を行う。総額500万円のうち町負担は1,068千円。		○							
熊本県	あさぎり町	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域 公共交通運行継続 支援事業	3セク鉄道事業者に対し、人吉・球磨圏域で支援を行う。総額500万円のうち町負担は1,087千円。						●			
熊本県	あさぎり町	2	地域公共交通事 業者支援交付金(原 油・物価高騰対応 分)	3セク鉄道事業者に対し、人吉・球磨圏域で支援を行う。総額500万円のうち町負担は1,087千円。								●	
熊本県	あさぎり町	2	地域公共交通事 業者支援交付金(原 油・物価高騰対応 分)	町内のタクシー事業者に対して支援を行う。基本額100千円+加算額20千円×11台=320千円								●	
熊本県	水上村	2	新型コロナウイルス 対策地域公共交 通運行継続支援事 業	3セク鉄道事業者に対する支援 ア 基本額 400万円 イ 台数に応じた加算額 20万円/台×5台=100万円 くま川鉄道への支援に関しては、第3セクターによる運営のため、上記合計額を圏域により分担して行い、村負担は75千円		○							
熊本県	水上村	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域公 共交通事業者支援 事業	3セク鉄道事業者に対する支援 ア 基本額 400万円 イ 台数に応じた加算額 20万円/台×5台=100万円 くま川鉄道への支援に関しては、第3セクターによる運営のため、上記合計額を圏域により分担して行い、村負担は77千円					○				
熊本県	水上村	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域公 共交通事業者支援 事業	3セク鉄道事業者に対する支援 ア 基本額 400万円 イ 台数に応じた加算額 20万円/台×5台=100万円 くま川鉄道への支援に関しては、第3セクターによる運営のため、上記合計額を圏域により分担して行い、村負担は77千円								○	
熊本県	水上村	2	新型コロナウイルス 感染症対策地域公 共交通事業者支援 事業	3セク鉄道事業者に対する支援 ア 基本額 400万円 イ 台数に応じた加算額 20万円/台×5台=100万円 くま川鉄道への支援に関しては、第3セクターによる運営のため、上記合計額を圏域により分担して行い、村負担は77千円								●	
熊本県	阿蘇市	4	阿蘇市事業継続支 援補助金	補助対象事業者:地域の卸売業、小売業、宿泊業、サービス業等 補助対象経費:130,000円定額 (指定した業種で阿蘇市内に住所を有し、一時休業や時短営業等の取組を行った事業者へ補助) 総事業費:82,420千円(130,000円×634事業所)		○							
熊本県	阿蘇市	4	中小企業資金繰り 支援利子補給補助 金	補助対象事業者:阿蘇市内の中小企業者 補助対象経費:借入額の36月分の利子額を補助(借入額2,049,400千円(118件)×2%×3年(R2年~R5年)) 総事業費:R2分20,815千円、 基金分74,300千円(R3分33,000千円・R4分30,000千円、R5分11,300千円)		○							
熊本県	阿蘇市	1	タクシー事業者の 感染防止対策支援 事業	補助対象事業者:阿蘇市内のタクシー事業者 補助対象経費:一台あたり3万円を交付(保有台数×3万円) 総事業額:930千円(31台×3万円)		○							
熊本県	阿蘇市	4	阿蘇市新型コロナ ワクチン接種移動 困難者支援事業	補助対象者:介護認定者及び障害者、移動困難者を対象(在宅の方) 補助対象経費:接種会場までのタクシー料金(接種2回×往復分)※4,000円を上限 総事業費:460千円(1,000円×457回=457,000円-630円×4回=2,520円)				●					
熊本県	阿蘇市	4	阿蘇市地域振興緊 急対策事業(事業 者支援)	補助対象事業者:雇用調整助成金を受給している市内事業者 補助対象経費:対象120事業者 支援金:従業員1人/15,000円 従業員507人×1人/15,000円=7,605千円 総事業費:7,605千円						●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費) の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
熊本県	阿蘇市	4	阿蘇市新型コロナワクチン接種移動困難者支援事業	補助事業者:介護認定者及び障害者、移動困難者を対象(在宅の方) 補助対象経費:接種会場までのタクシー料金(接種1回×往復分) 総事業費:750千円(1,000円×375人×2回)									○
大分県	大分県	2	交通機関を活用した緊急誘客促進事業	利用者が激減した交通機関を活用し本県への誘客を促進するため、GoToキャンペーン等と連携し、各交通事業者の特性を生かした商品造成や情報発信を行う。 ・滞在時間の延長や満足度向上につながる企画商品の造成 ・造成した商品や事業者が取り組む感染防止対策の情報発信	○								
大分県	大分県	2	県立高等学校等通学時感染防止対策事業	通学時にJRを利用する高等学校生徒の感染リスクの低減を図るため、スクールバスの臨時運行を行う。	○								
大分県	大分県	1	新しい生活様式を踏まえた公共交通維持対策事業	感染症の影響により減少している公共交通利用者の回復を図るため、各交通事業者が取り組む安全・安心対策を支援するほか、交通ネットワークを維持するため、運行費助成制度を拡充する。 ・新しい生活様式に対応した設備投資に助成 ・感染症の影響により県助成制度の対象外となる地方バス路線の運行費に対し特例的に助成 など		○							
大分県	大分県	4	新型コロナウイルス感染症に係る港湾施設使用料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響による旅客船利用者の大幅減少、経済活動の停滞による貨物取扱量の減少を踏まえ、定期航路の安全な運航を確保するため、売上が大幅に減少した定期航路事業者(旅客船、貨物船)に対し、港湾施設使用料を減免します。 対象施設 大分県港湾施設管理条例第3条の規定による許可を受けた次の施設のうち、定期航路事業で使用するもの。 岸壁などの係留施設、可動橋、旅客上屋、野積場、荷さばき地、附属地、駐車場(機械による入退場が管理されるものを除く) 減免内容 (1)各月の売上対前年同月比減少率30~50%未満の場合、使用料を2分の1免除 (2)各月の売上対前年同月比減少率50%以上の場合、使用料を全額免除 ※旅客定期航路事業者の令和2年4月1日から令和2年6月30日までの使用に係る使用料については、売上に関わらず全額免除									
大分県	大分県	2	公共交通活性化促進事業	コロナ禍で利用者が減少している交通機関の早期利用回復を図るため、各交通事業者の特性を生かした商品造成等を行う。 ・滞在時間の延長や満足度向上につながる企画商品の造成・販売 ・ユニバーサルデザインタクシーの導入支援 補助率 1/3 限度額 60万円 など			○					○	
大分県	大分県	4	わが家レストラン	大分商工会議所実施による、注文金額が2,000円以上で配達距離が10km未満(お店〜配達先の間)の場合のタクシー運賃補助について、広告費やHP立ち上げなどの事業費の補助	○								
大分県	大分県	1	特別支援学校通学時感染防止対策事業	通学時にスクールバスを利用する特別支援学校児童生徒の感染リスクの低減を図るため、スクールバスの臨時便を行う。	○	○							
大分県	大分県	4	中小企業・小規模事業者事業継続支援金交付事業	不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮等の影響を受けている中小企業・小規模事業者の事業継続を支援するため、売上げが大きく減少している事業者に対し、支援金を交付する。 ・対象者 令和3年5月又は6月の売上対前年(又は前々年)同月比30%以上減少した者 ※営業時間短縮要請に伴う協力金や国の月次支援金の受給者以外を対象とする。 ・給付額 令和元年又は2年の対象期間の合計売上ー令和3年の対象月の売上×2 ・上限額 法人 30万円 個人事業者 15万円					●				
大分県	大分県	1	特別支援学校通学時感染防止対策事業	通学時にスクールバスを利用する特別支援学校児童生徒の感染リスクの低減を図るため、スクールバスの臨時増便を行う。				●					
大分県	大分県	1	県立高等学校等通学時感染防止対策事業	通学時にJRを利用する高等学校生徒の感染リスクの低減を図るため、スクールバスの臨時運行を行う。				●					
大分県	大分県	2	地域公共交通運行継続緊急支援事業	感染症の影響により厳しい経営状況にある地域公共交通事業者の運行継続を図るため、車両の維持や感染防止対策に要する経費に対し助成する。 ・感染防止対策車両の維持管理への助成 乗合バス 30万円/台、貸切バス 15万円/台 タクシー 10万円/台 ・防護スクリーン設置や消毒等への助成 公共交通利用者の利便性を高めるため、バスの路線や運賃等のオープンデータ化を実施する。						●			
大分県	大分県	2	地域公共交通燃料高騰緊急支援事業	コロナ禍による影響に加え、燃料費高騰により厳しい経営状況にある地域公共交通事業者の事業継続を支援するため、乗合バス等の運行に必要な経費を助成する。 ・補助対象 各燃料費の県内市場価格(各月平均)と過去3年平均の差額×3/4 乗合バス 軽油車 20円/上限 タクシー LPG車 10円/上限 GS車・軽油車 20円/上限 ・対象期間 令和4年4月1日~令和5年3月31日									○
大分県	大分県	4	貨物自動車運送業取引環境緊急調査事業	燃料価格高騰下における県内の物流取引の適正化に向け、燃料サーチャージの理解と導入の促進を図るため、荷主と貨物自動車運送業者に対する、取引環境の実態調査等を行う。 ・調査対象 荷主800社、貨物運送業者200社									○
大分県	大分市	2	大分市生活交通確保維持事業	バス事業者の資金繰りを支援するため、生活交通路線への運行補助金の一部を概算で交付。									
大分県	大分市	2	中心市街地循環バス運行事業	バス事業者の資金繰りを支援するため、年度末に交付予定の運行委託費について、事業実績により中間払いを行う。									
大分県	大分市	2	低床バス車両減価償却費等補助金	バス事業者の資金繰りを支援するため、年度末に交付予定の低床バス車両減価償却費等補助金について、概算払いを行う。									
大分県	大分市	2	大分市生活交通確保維持事業	フィーダー系統路線の国庫補助上限額による事業者負担分を、市が増額補助。									
大分県	大分市	2	公共交通継続支援補助事業	地域公共交通の確保維持を目的として、市内のバス事業者およびタクシー事業者に対し、運行にかかる支援を実施。 路線バス1台につき5万円 タクシー車両1台につき1万円			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
大分県	大分市	4	新型コロナワクチン接種センター送迎案内事業	新型コロナワクチン接種センターへの移動を支援するため、大分駅から会場までタクシー車両によるシャトル運行を実施。										
大分県	大分市	2	大分市貸切バス・フェリーによる旅行商品造成支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、影響を受けている貸切バス・フェリーの利用を促進し、市内及び大分都市広域圏(大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市及び日出町)への誘客促進による地域経済の活性化を図ることを目的として、感染予防対策を講じた旅行商品を作成し、進捗することに対し支援する。 〈貸切バス〉【宿泊】バス1台当たり50,000円、参加者1人当たり1,000円【日帰り】バス1台当たり30,000円、参加者1人当たり1,000円 〈フェリー〉【宿泊】参加者1人当たり2,000円【日帰り】参加者1人当たり1,000円			○							
大分県	大分市	4	プレミアム付商品券発行事業	地域経済の活性化を図るため、地域限定の30%プレミアム付き商品券を発行する。交通事業者も対象。(使用期間:R4.6~R4.8)										
大分県	大分市	4	プレミアム付商品券発行事業	地域経済の活性化を図るため、地域限定の30%プレミアム付き商品券を発行する。交通事業者も対象。(使用期間:R4.10~R4.12)								●		
大分県	大分市	4	プレミアム付商品券発行事業	地域経済の活性化を図るため、地域限定の30%プレミアム付き商品券を発行する。交通事業者も対象。(使用期間:R5.3~R5.5)									○	
大分県	大分市	4	中小企業者等物価高騰対策支援事業	物価高騰の影響を受け、仕入れに係る費用が増加している中小企業者等に対して、支援金を給付することにより、事業の継続を支援する。交通事業者も対象。									○	
大分県	別府市	2	別府市子どもエール弁当宅配事業	新型コロナウイルス感染症の影響での失業や収入減等で、生活困窮にある家庭の別府市立幼稚園、別府市立小中学校の園児児童生徒へ、給食の代替となる弁当を100円でタクシーで宅配するもの。			○							
大分県	別府市	2	別府市みんなにエール券事業	地域限定のプレミアム付き商品券「別府市みんなにエール券」を発行することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民生活の経済的支援と消費喚起による市内商業の活性化を図る。(バス、タクシー事業者も対象)			○							
大分県	別府市	4	「感染防止対策実施店」ステッカー広告	バス事業者に「感染防止対策実施店」広告掲載										
大分県	別府市	4	新型コロナウイルスワクチン配送事業	新型コロナウイルスワクチン配送に係る業務を市タクシー協会に委託。										
大分県	別府市	2	「春だよ!べっぴんエール券」	地域限定のプレミアム付き商品券「春だよ!べっぴんエール券」を発行することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民生活の経済的支援と消費喚起による市内商業の活性化を図る。(バス、タクシー事業者も対象)										
大分県	別府市	2	燃料油価格高騰緩和対策事業補助金	原油価格高騰の影響を受けたバス事業者を支援する。								●		
大分県	別府市	2	別府市燃料油価格高騰対策事業	原油価格高騰の影響を受けた貨物運送事業者等を支援するもの。									○	
大分県	別府市	4	高齢者への物価高騰対策事業	物価高騰の影響を受けている高齢者を支援するため、対象一人当たり7,000円の電子マネーをチャージした交通系ICカードを配布する。									○	
大分県	中津市	2	バス通学者(高校生)補助事業	中津南高校那馬溪校に公共交通機関のバス定期券で通学している生徒の保護者に対し、夏季休業短縮による8月分のバス定期券の一部を助成する。			○							
大分県	中津市	4	新型コロナウイルス観光対策事業	市内対象宿泊施設の宿泊者に対して登録飲食店等で利用できるクーポン券を配布すると共に誘客・情報発信事業を行う。(総事業費:50,400千円)								○		
大分県	中津市	4	プレミアム商品券発行事業	市内の店舗等で利用できる商品券を発行し、市内経済の活性化を図る。R2.6	○									
大分県	中津市	4	中小企業者等賃料補助金	新型コロナウイルス感染拡大により売上減少30%以上の中小企業者等に対し、事業継続のため、テナント等の賃料を支援。R2.5	○									
大分県	中津市	4	中小企業者等事業継続補助金	新型コロナウイルス感染拡大により売上減少30%以上の中小企業者等(主に自己所有物件で事業を実施する者)に対し、事業継続に要する資金を支援。R2.7	○									
大分県	中津市	1	感染防止対策補助金	中小企業等の店舗、事務所等の感染防止対策にかかるマスク、消毒液、手袋、ソーシャルディスタンス確保のための表示や防止板設置等の経費を補助。R2.7	○									
大分県	中津市	4	「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資」利子補給補助金	大分県の新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資による借入を行った中小企業者等に対する利子補給補助。R2.5	○									
大分県	中津市	4	中小企業者等特別応援金	令和2年12月以降、当市内で多くの新型コロナウイルス感染者が確認されたことにより、売り上げが減少している中小企業者等に対する支援。R3.2			○							
大分県	中津市	4	中小企業者等緊急応援金	外出自粛要請等により、売り上げが減少している中小企業者等に対して事業継続を支援するための応援金を支給する。R3.9					○		○			
大分県	中津市	4	プレミアム商品券発行事業	市内の店舗等で利用できる商品券、食事券を発行し、市内経済の活性化を図る。R3.11								○		
大分県	中津市	4	プレミアム商品券発行事業(県補助)	市内の店舗等で利用できる商品券、食事券を発行し、市内経済の活性化を図る。R4.2							○			
大分県	中津市	4	プレミアム商品券発行事業(県補助)	市内の店舗等で利用できる商品券、食事券を発行し、市内経済の活性化を図る。R4.9								●		
大分県	中津市	4	プレミアム商品券発行事業	市内の店舗等で利用できる商品券、食事券を発行し、市内経済の活性化を図る。R4.12								●		
大分県	中津市	2	公共交通事業者燃料油高騰対策支援事業	コロナ禍による影響に加え、燃料費高騰により厳しい経営状況にある地域公共交通事業者の事業継続を支援するため、乗合バス等の運行に必要な経費を助成する。									○	
大分県	中津市	4	中津市がんばる中小企業者等応援金	新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰等の影響を受けている中小企業者等に対し、経営の安定化を図るため水道光熱費に相当する額の応援金を交付する。									○	
大分県	中津市	4	中津市貨物運送事業者等支援金	新型コロナウイルス感染症の影響や燃料費高騰等の影響による輸送費の上昇により、厳しい経営を強いられている市内運送事業者等(中小企業)に対し、経営の安定化を図るための支援金を交付する。									○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費) 活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
大分県	日田市	1	新型コロナウイルスワクチンバス運行事業	新型コロナウイルスの接種を推進するための移動手段を確保することが難しい高齢者等を支援するため、当該高齢者が居住する地区の公民館から集団接種会場までを貸切バスで送迎するもの(利用者負担なし)。(事業費 R3決算 3,864千円 R4予算 2,842千円)									
大分県	日田市	4	地域消費喚起プレミアム商品券支援事業	感染症の長期化に加え、原油価格の高騰・物価の上昇等の影響により、厳しい状況にある地域経済の消費拡大や活性化を図るため、プレミアム付き商品券を発行するもの。(タクシーの料金にも使用可)									●
大分県	日田市	4	中小企業等物価高騰緊急支援事業	原油価格高騰などの影響を受けた中小企業者等の事業継続のため、エネルギー関連経費に対する支援を行うもの。									○
大分県	臼杵市	2	臼杵市後期高齢者外出応援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛が続き、と閉じこもりがちな75歳以上の後期高齢者の方に対し、外出を支援するためタクシー券またはバス券を3,000円分補助する。	○			●					
大分県	臼杵市	2	密集軽減のためのスクールバス等増便対応事業	スクールバスを利用する子供たちの命を守るためバス増便及びタクシーへの分業によりバス通学時の新型コロナウイルス感染リスクを軽減する。	○								
大分県	臼杵市	2	タクシー宅配支援事業	市内の飲食店等が行っているテイクアウトを促進するとともに、タクシー事業者を支援するため飲食店から利用者宅までの宅配料を市が500円負担する。	○								
大分県	臼杵市	2	臼杵市民間バス臨時運行委託事業	民間バスを利用して市内高校に通う生徒の新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、朝の通学用に臨時バスを運行する。	○				●				
大分県	臼杵市	2	路線バス運行継続緊急支援事業	運送収入が大きく減少した市内を運行する路線バス事業者に支援を行うことで、地域公共交通の維持、確保につなげる。		○							
大分県	臼杵市	2	臼杵市貸切バス利用促進事業	貸切バスの料金を補助することにより、市内の学校や企業などが団体で移動する際、市内バス事業者の利用を推進することを目的とする。									●
大分県	臼杵市	2	臼杵市域公共交通運行維持特別支援事業	貸切バス事業者及びタクシー事業者に対して燃料費の補助を行うことで、急激な燃料費の上昇を抑制し、安定的な経営に寄与する。									●
大分県	臼杵市	2	地域公共交通事業者支援事業費補助金	市民の日常的な移動手段を確保するために運行を継続しているバス事業者及びタクシー事業者に対する運行継続支援 貸切バス25万円/台 タクシー10万円/台					●				
大分県	臼杵市	4	臼杵市エネルギー価格高騰対策緊急支援金	長期化するエネルギー価格の高騰により厳しい経営環境に置かれている市内事業者を支援するため、一定額以上のエネルギー経費を要した事業者に対し、支援金を交付する。									○
大分県	津久見市	2	公共交通路線バス継続支援事業	事業活動に大きな影響を受けている路線バス事業者の事業継続を支援するとともに、予防対策に係る利用環境を整備する。※令和4年7月末までの計画で追加提出予定	○			●					
大分県	津久見市	4	予防対策等広報事業	市内広域にわたり運行する路線バスにラッピングを施し、感染予防対策や市内消費喚起等の広報を実施する。※令和4年7月末までの計画で追加提出予定	○			●					
大分県	津久見市	4	後期高齢者外出応援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛が続き、閉じこもりがちな高齢者の方が増える中、75歳以上の後期高齢者の方に対して外出を支援するため、タクシーチケットを配布する。※令和4年7月末までの計画で追加提出予定		○		●					
大分県	津久見市	4	密集軽減のための輸送能力増強事業	遠隔地からタクシーを利用して通学する児童生徒の3密解消のため、タクシー便の増便並びに便数の確保を図る。※令和4年7月末までの計画で追加提出予定				●					
大分県	津久見市	4	TO GO OK!oitaito(お持ち帰り)タクシー支援事業(観光協会補助金)	持ち帰りキャンペーンの利用者について、期間を利用した場合に助成を行う。商品を2,000円以上購入していただいた方が対象となり、タクシー料金について上限1,000円までを助成する。(期間限定、予算の範囲内)	○								
大分県	津久見市	1	密集軽減のための輸送能力増強事業	遠距離通学児童生徒のタクシー利用時において、便数を増便するなど、車内における3密解消対策を図る。	○								
大分県	津久見市	4	公共交通事業者燃料高騰対策支援事業	燃料価格高騰による経営の負担を軽減するため、バス事業者、タクシー事業者に対して、燃料代を支援する。									●
大分県	津久見市	2	運送事業者等燃料高騰対策支援事業	燃料価格高騰による経営の負担を軽減するため、陸上・海上運送事業者に対して支援金を支給する。									○
大分県	豊後高田市	2	ふんごたかたグルメタクシー	豊後高田市のタクシー協会および飲食店と連携し、テイクアウト商品の「無料宅配事業」を実施。 (実施主体:豊後高田市観光協会) 利用者は商品代金のみを支払い、配達料の負担はなし。(観光協会からタクシー事業に補填)									
大分県	豊後高田市	2	地域消費喚起プレミアム商品券事業	地域経済の活性化を図るため、地域限定の30%プレミアム付き商品券を発行する。(バス、タクシーの料金にも利用可)									
大分県	豊後高田市	2	豊後高田市観光周遊促進支援事業	市内観光を含む貸切バスによる旅行商品に対して、その費用の一部を助成することで、観光誘客の促進を図る。 日帰りツアー 3万円/台 宿泊ツアー 6万円/台 (予算上の事業名:都市圏誘客対策事業費)									○
大分県	豊後高田市	2	地域公共交通緊急支援事業費補助金	燃料価格の高騰により、運行コストが増大している市民乗合タクシーに対して、令和3年度中における高騰分を対象に、運行事業者への臨時の補助金を交付する。									
大分県	豊後高田市	2	新型コロナウイルス感染症防止対策促進事業	事業所における感染症防止対策の徹底を図るため、必要な設備・備品等を設置する飲食店や中小企業者に対し経費の一部を助成 飲食店:上限20万円 中小企業:上限20万円 小規模事業者:上限10万円									●
大分県	豊後高田市	2	地域消費喚起プレミアム商品券事業	コロナ禍における物価高騰の影響を緩和し、地域経済の活性化を図るため、地域限定の30%プレミアム付き商品券を発行する。令和4年10月発行(バス、タクシーの料金にも利用可)									●
大分県	豊後高田市	2	運送事業者等燃料高騰対策支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大などの影響による燃料価格高騰により経費が増大している市内の運送事業者等の事業の継続を支援 対象事業者 ・貨物自動車運送事業(一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業) ・貨物利用運送事業(第2種貨物利用運送事業) ・福祉輸送事業(福祉輸送事業限定) ・自動車運転代行事業(タクシー事業を営む事業者は除く) ・海上運送事業 支援金額: 中小企業者20万円、小規模企業者10万円									○
大分県	宇佐市	2	臨時便の運行	高等学校の分散登校による土曜日授業や、路線バス等の混雑を緩和するため臨時便を運行。 ※3次補正分に申請(令和3年度へ繰越) 予算総額 977千円 「公共交通不安解消対策事業」:臨時便運行業務委託 (路線バス等の混雑緩和のための臨時便運行) ※追加事業者支援分に申請 予算額3,956千円 ※R3補正分に申請 予算額3,683千円		○		○		○	○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
大分県	由布市	4	地域観光対策事業	①② コロナ禍で低迷する観光事業に対し、ワクチン接種後の対応を図るため、交通等関連産業と協力して事業促進を図る。 ③ (委託)循環型観光促進(モニターツアー実施) 359,837円*4回*6ヶ月*1.1=9,499,696円(9,500千円) (補助)お徳旅キャンペーン促進事業 補助事業者 まちづくり観光局 対象者 公共交通機関を利用した観光客 補助額 1,000円 @1,000円*132名*66日(3ヶ月)=8,712,000円 事務経費 10% 871,200円 小計 9,583,200円(9,584千円) 合計 19,084千円 ④ まちづくり観光局/地方公共団体			○						
大分県	由布市	4	事業者支援事業	①コロナ禍(デルタ株)拡大による、市内事業者への支援を行う。 ②③ 対象者 市内に事業所を有する法人又は個人で、 1)月次支援金(国制度:売上が50%以上減少している) 又は 2)事業継続支援金(県制度:売上が30%以上少している) のいずれかを受給している者に一時金を給付する。 (給付額) 法人最大 20万円×250人=50,000,000円 個人最大 10万円×370人=37,000,000円 計 87,000,000円 ④地方公共団体					●				
大分県	由布市	4	旅行クーポン券事業	コロナ禍における宿泊業支援のため、市民向けに市内宿泊先で利用できる宿泊補助券を発行 宿泊者あたり 1万円×5,000人=50,000千円 (事務費等 3,660千円)								○	●
大分県	由布市	4	事業者支援事業	コロナの影響を受けた市内中小企業者の事業継続・回復を支援 対象 市内に事業所を有する法人又は個人で、事業復活支援金(国制度:売上が50%以上又は30%以上50%未満減少している)を受給している事業者者に一時金を給付する。 (給付額) 法人最大 20万円×280者=56,000千円、個人最大 10万円×340人=34,000千円 (事務費等 2,268千円)								○	●
大分県	由布市	4	プレミアム商品券発行事業	地域限定の30%(電子40%)プレミアム付き商品券を発行し、新型コロナウイルス感染症の影響による市民の生活支援と消費喚起による市内経済の活性化を図る。(タクシー料金にも利用可)								●	●
大分県	由布市	2	運送業者等支援事業	新型コロナウイルス及び物価高騰の状況を鑑み、市内貨物運送事業者の経営の負担軽減と事業継続の支援を図る。 対象者(業種):事業用貨物車両を所有している市内事業者 支援金:普通貨物自動車は、1台当たり10万円、小型貨物自動車(小型トラック、軽トラ)は、1台当たり2万円								●	●
大分県	由布市	4	中小企業者等省エネ設備導入促進支援事業	新型コロナウイルス及び物価高騰の状況を鑑み、市内事業者の経費削減と持続的発展に向けた支援を図る。 対象者(業種):省エネ設備を導入する市内事業者 支援金:対象経費の2分の1(上限30万円)								●	●
大分県	国東市	2	国東市新型コロナウイルス感染症対策交通支援事業	市内に営業所を置く民間路線バス事業者に対して運行維持・事業継続を支援(補助額:他の国庫補助非対象系統×100万円) 市内に営業所を置く交通事業者(バス、タクシー、貸切)が、感染症対策方針ラインに則して事業を継続したり、アフターコロナにおいて利用促進を図りたすために要した経費を補助(補助率:営業所で有する当該事業に供する車両数×10万円を上限として、要した経費)		○							
大分県	国東市	2	国東市貸切バス等利用促進事業	市内の貸切事業者を利用して、受注型企画旅行等を行なった市民等の団体に対し、旅行代金のうち貸切車両の運行に要した経費の一部を補助(補助率:運行1日あたり1台につき5万円を上限として、要した経費の1/2)		○							
大分県	国東市	1	新型コロナウイルスワクチン接種コミュニティバス・コミュニティタクシー増便事業	移動手段を持たない市民が、コミュニティバス、コミュニティタクシーを利用して医療機関にてスムーズに新型コロナウイルスのワクチン接種ができるよう、コミュニティバス、コミュニティタクシーの増便を行う。 (4か月間、事業費7,700千円)			○						
大分県	国東市	1	高齢者等新型コロナウイルスワクチン接種送迎支援事業	コロナワクチンを接種するための移動手段を確保することが難しい高齢者を支援するため、タクシー利用券を配布し、迅速に高齢者がワクチン接種できるよう市がタクシー運賃の一部を助成する。(事業費18,600千円)			○						
大分県	国東市	2	交通事業者緊急対策支援事業	市内に営業所を置く交通事業者に対して運行維持・事業継続支援を目的として、車両検査料の一部を補助する。(貸切バス車両 上限300千円/台)(タクシー車両 上限100千円/台) ・事業費7,500千円。				○					
大分県	国東市	4	中小企業者事業継続支援給付金事業	売上が15%以上減少した事業者に対し、支援金を給付。交通事業者も対象。				○	○				
大分県	国東市	4	地域消費喚起プレミアム商品券事業	地域経済の活性化を図るため、地域限定の30%プレミアム付き商品券を発行する。交通事業者も対象。						○			
大分県	国東市	4	観光応援プロジェクト宿泊キャンペーン事業	宿泊費補助と宿泊補助利用者へクーポン券の発行。				○					
大分県	国東市	2	交通事業者緊急対策支援事業	市内に営業所を置く交通事業者に対して継続的な車両の維持・管理のための経費として補助金を給付する。(貸切バス車両 上限300千円/台)(タクシー車両 上限100千円/台) ・事業費7,400千円。								●	○
大分県	国東市	4	地域消費喚起プレミアム商品券事業	地域経済の活性化を図るため、地域限定の30%プレミアム付き商品券を発行する。交通事業者も対象。								●	●
大分県	国東市	4	観光応援プロジェクト宿泊キャンペーン事業	宿泊費補助と宿泊補助利用者へクーポン券の発行。								●	○
大分県	国東市	2	運送業燃油高騰緊急支援事業	コロナ禍、燃油価格高騰により経営に大きな影響を受けている市内運送事業者に対し、配送に係る燃油代の一部を補助する。								●	○
大分県	佐伯市	2	地域公共交通確保維持事業	実証運行における国の算定額のうち、国補助(1/2)を除いた費用の1/2を補助(1事業者あたり上限25万円以内)			○			●	○		
大分県	佐伯市	2	地域公共交通確保維持事業	経営に多くの影響を生じている公共交通機関に対して、3蜜を避けるための運行に協力する場合に支援金を交付。		○	○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
大分県	佐伯市	1	小学校スクールバス運行事業費	3密解消のための増便運行委託料 2,400千円(12,000円/日×200日)		○	○						
大分県	佐伯市	1	小学校振興事業費	社会見学や修学旅行でバスを借り上げる際の3密回避のためのバスの増便費用		○	○						
大分県	佐伯市	1	中学校振興事業費	社会見学や修学旅行でバスを借り上げる際の3密回避のためのバスの増便費用		○	○						
大分県	佐伯市	2	交通事業者燃料費高騰対策事業	①コロナ禍による影響に加え燃料費高騰により厳しい経営状況にある地域公共交通事業者の事業継続を支援。 タクシー事業者:燃料費の県内市場価格(各月平均)と過去3年平均の差額×1/4を補助(大分県が3/4補助)。 航路事業者:燃料費の県内市場価格(各月平均)と過去2年平均の差額×1/1を補助。									●
大分県	佐伯市	2	運送業者等支援事業	コロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する運送事業者への負担軽減を目的として、トラックの種別等により、一律の支援金を支給対象者(業種):市内に事業所を有する法人及び個人で、令和4年4月1日時点で、貨物自動車運送事業法の許可を得て貨物自動車運送事業を営んでいる事業者等 支援金:普通貨物自動車は、1台当たり10万円、小型貨物自動車(小型トラック、軽トラ)は、1台当たり2万円 事業実施(申請)期間:令和4年8月1日から10月31日									●
大分県	杵築市	2	杵築市新型コロナウイルス感染症対策地域交通支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための経費並びに運行維持を支援する。 バス事業者:1,000千円/系統 タクシー事業者:100千円/1台		○			○			○	
大分県	杵築市	4	きつきV字回復プレミアム付商品券事業	市内経済の活性化を図るため、地域限定の20%(飲食券40%)プレミアム付商品券を発行する。(タクシーの料金にも使用可)	○								
大分県	杵築市	4	きつきプレミアム付商品券事業	市内経済の活性化を図るため、地域限定の20%プレミアム付商品券を発行する。(タクシーの料金にも使用可)				●					
大分県	杵築市	4	きつき消費応援プレミアム付商品券事業	市内経済の活性化を図るため、地域限定の30%プレミアム付商品券を発行する。(タクシーの料金にも使用可)							○	●	
大分県	杵築市	4	きつき物価高騰対策お買物券事業	昨今の物価高騰の影響を受け、市民の経済負担を軽減するために、基準日時点で住民登録のある市民全員に一人5,000円分のお買物券を配布する。								●	
大分県	杵築市	2	運送事業者燃料高騰緊急支援金	原油価格の高騰による経費の増加の影響を受け、経営が困難な状況にある貨物運送事業者に対して、保有する車両の台数に応じて支援金を支給することにより、市内運送事業者の事業継続の支援を図る。 ・普通自動車(大型トラック等):50,000円/台×285台 ・小型自動車(小型トラック等):30,000円/台×20台 ・軽自動車(軽トラック等):10,000円/台×40台 ※30事業所を想定(1事業所につき500万円を上限額とする)									○
大分県	姫島村	2	姫島村消費喚起促進事業	新型コロナウイルス感染症により度弊した観光業を支援するため、飲食店・宿泊施設・土産店で利用した代金から割引を行う。 レンタカー・レンタサイクルは利用料金から10%割引		○	○						
大分県	玖珠町	2	玖珠町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者緊急支援給付金	町内に本店または事業所を有する法人または、町内に主たる事業所を有する個人事業主(要件あり)に対し、令和2年2月から6月までのうち1か月の売り上げ高が前年同月と比較して20%以上減少している方に対し10万円を支給するもの(申請期間 7月20日(月)まで)予算額 41,100千円	○		○						
大分県	玖珠町	2	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に係るバスの運行	接種会場から遠方にある地域のワクチン接種者を対象にバスを活用し、接種会場まで運行する。(利用者負担なし)									
大分県	玖珠町	4	日本童話祭シャトルバス借上げ事業	新型コロナウイルス感染症防止のため、本年度開催される日本童話祭で使用するシャトルバスを増便することでバス内の密を軽減し、当初見込んでいたバスの増便分に対し補助をするもの。また、業績が悪化している公共交通事業所に対して支援の一助を担うもの。									○
大分県	玖珠町	4	原油価格・物価高騰対応 事業者経営支援事業	原油価格、物価高騰の影響を受けている町内の事業所に対し仕入れ価格の上昇による収益が減少した事業所に補助を行うもの。 法人に対しては20万円の補助金									
大分県	日出町	2	新型コロナウイルス感染症対策地域交通支援事業	バス:町内を走る1路線につき100万円(三次繰越分50万円) タクシー:所有者量1台につき10万円(三次繰越分5万円)		○		○					
大分県	日出町	2	燃料高騰対策運輸事業者支援金	新型コロナウイルス感染症の影響における原油価格の高騰により経営が圧迫されている運輸事業者に対し燃料高騰対策運輸事業者支援金を交付することで、経営の負担軽減と事業継続の支援を図り、アフターコロナにおける町民の移動手段の確保と物流の維持を行う。 (1) 路線バス事業者 200万円 (2) タクシー事業者 100万円 (3) 一般貨物事業者 100万円 (4) 貨物軽事業者 10万円								●	
大分県	日出町	4	ひじまら観光クーポン	別途宿泊関係補助金の交付対象経費となる宿泊を行ったものに対して、1,000円分のクーポンを配布する。 当該クーポンの利用先としてタクシー運賃が対象に含まれる。									○
大分県	日出町	4	中小企業等賃借料等補助金	新型コロナウイルス感染症の影響でR3売り上げが前年・前々年と比較して20%減少した事業者に事業所の家賃上限20万円または事業所の光熱水費上限10万円を補助。交通事業者についても交付対象。		○	○					○	
大分県	九重町	1	密集軽減スクールバス増便事業	・スクールバスを利用している学生が、密集を避けるためのバスの増便・増車をし、感染症予防を図る。		○							
大分県	九重町	4	観光宿泊誘致ふるさとクーポン事業	売上減少の観光宿泊業向けに割引クーポンを発行するとともに、土産品として地元農産物を提供し、地域経済の振興を図る。		○							
大分県	九重町	1	宿泊施設感染症防止対策サポート事業	・感染症対応ガイドラインを作成し、宿泊施設の対応状況をチェックするとともに、ステッカーを配付し、感染症対応を推進する。									
大分県	九重町	4	観光宿泊誘致シニアプロモーション事業	・感染症拡大防止対策のステージを十分踏まえながら、全国で展開されるGOTOキャンペーンと連携し広告宣伝を行う。		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
宮崎県	宮崎市	1	新型コロナウイルス感染症緊急事業者支援事業	①県の緊急事態宣言発令等の影響を受け、売上が減少した感染症拡大防止協力金を受給していない事業者に対し、事業者の経営安定化と事業継続を図ることを目的として、支援金を支給する。 ②事業者に対する支援金及び支給事務費等 ③・支援金 令和3年5月分 100千円×300件=30,000千円 令和3年9月分 200千円×2,299件=459,800千円 ・事務費 12,376千円 ④市内に居住する個人事業者及び市内に本社を有する法人等 対象 約2,700事業者					●				
宮崎県	宮崎市	1	新型コロナウイルス感染症緊急事業者支援事業	①まん延防止等重点措置等の影響により売上が減少した感染症拡大防止協力金を受給していない事業者に対し、事業者の経営安定化と事業継続を図ることを目的として、支援金を支給する。 ②事業者に対する支援金及び支給事務費等 ③・支援金 200千円×(1,200件(当初見込)+1100件(追加分))=460,000千円 ・事務費 5,551千円 ④市内に居住する個人事業者及び市内に本社を有する法人等				○					
宮崎県	宮崎市	2	長距離フェリー旅客需要安定化支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により旅客需要が落ち込む中、燃油高騰で運航経費が増大している長距離フェリー運航事業者に対し、燃油価格高騰による旅客料金の値上げを抑制する取組について補助 補助額:50,825千円(補助率100%)								●	
宮崎県	都城市	2	路線バス運行継続支援補助金[R2]	市民の移動手段確保のために運行を維持している乗合バス事業者に対して奨励金を支給し、運行継続を支援 市内を運行する路線バス事業者3社(宮崎交通/高崎観光バス/鹿児島交通) 支援対象系統1系統当たり、40万円									
宮崎県	都城市	4	営業時間短縮要請関連事業者等支援金[R2]	宮崎県の営業時間短縮要請の発出に伴い、飲食店等の時短営業により直接的な影響を受けて売上高等が減少した事業者等に対し、市独自の営業時間短縮要請関連事業者等支援金を交付 ・・・イ、タクシー事業者、ウ、運転代行事業者・・・ 事業者毎20万円(1回限り)									
宮崎県	都城市	4	営業時間短縮要請関連事業者等支援金[R3]	宮崎県の営業時間短縮要請の発出に伴い、飲食店等の時短営業により直接的な影響を受けて売上高等が減少した事業者等に対し、市独自の営業時間短縮要請関連事業者等支援金を交付 ・・・イ、タクシー事業者、ウ、運転代行事業者・・・ 事業者毎10万円(1回限り)									
宮崎県	都城市	2	交通事業者支援事業費補助金[R3]	市民の移動手段確保のために運行を維持している交通事業者に対して補助金を交付し、事業継続を支援 (1)路線バス:運行経費に一定の率を乗じた額 (2)貸切バス:1台当たり10万円 (3)、タクシー、運転代行:1台当たり2万円									
宮崎県	延岡市	2	タクシーによる飲食物宅配支援事業	・延岡市内においてテイクアウト持ち帰りを始める飲食店を支援するため、タクシー会社と連携したデリバリーサポート「宅配タクシー」を実施 ・利用者が支払う料金:注文した料理代金+宅配料(最大1550円割引) ※利用期間:R4.3まで	○	○	○	○			○		●
宮崎県	日南市	2	日南市観光事業者事業継続支援金	・令和2年2月から5月のいずれかのひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している者 等 ・一律20万円	○								
宮崎県	日南市	4	観光事業者等緊急支援金	外出自粛や旅行等のキャンセルにより長期に打撃を受ける観光事業者等に対し、緊急的な支援金を給付 1事業者につき50万円※下記に該当する場合は支援金額を加算 貸切バス:(1)所有台数5~10台:10万円(2)11台以上 20万円 タクシー:(1)所有台数10~20台:10万円(2)21台以上、20万円									
宮崎県	小林市	2	小林市事業継続応援給付金	協力金の対象とならない事業者で、令和2年1月から12月までのいずれか一月の事業収入が前年同月比で30%以上50%未満減少するなど所定の要件を満たす中小企業及び小規模事業者(ただし、農業を主たる事業として営む者は除く。)に対し、1事業者当たり10万円を支給する。	○								
宮崎県	小林市	1	小林市新型コロナウイルス感染症感染防止環境整備事業費補助金	小林市内で不特定多数の接客を伴う事業者に対し、新型コロナウイルス感染症防止のための環境整備に係る経費を最大10万円補助 R2.12より業種(バス、タクシー等)追加		○							
宮崎県	小林市	2	旅行商品造成支援事業費補助	市内の観光施設等を周遊する旅行等を企画した旅行者に対し、その旅行で使用する車両の借上料の一部を助成する。		○							
宮崎県	小林市	2	小林市事業継続支援給付金	協力金の対象とならない事業者で、1月及び2月の売上げが前年又は前々年対比で30%以上減少している事業者。(ただし、農業を主たる事業として営む者は除く。)タクシー、代行業者は上乗せ給付。 支給額:1事業者20万円 旅客運送事業者(乗合・貸切・乗用、有償旅客運送)は、登録車両等1台につき5万円(上限20万円)加算			○	○					
宮崎県	小林市	2	小林市事業継続支援給付金	協力金の対象とならない事業者で、5月の売上げが前年又は前々年対比で30%以上減少している事業者。(ただし、農業を主たる事業として営む者は除く。) 支給額:1事業者上限10万円 ※1月当たりの事業収入の減少額が10万円未満の場合は、当該事業収入の減少額(1,000円未満切捨て)					○				
宮崎県	小林市	2	小林市事業継続支援給付金	協力金の対象とならない事業者で、8月又は9月の売上げが前年又は前々年対比で30%以上減少している事業者。(ただし、農業を主たる事業として営む者は除く。) 支給額:要件を満たす1月につき、1事業者上限10万円 ※1月当たりの事業収入の減少額が10万円未満の場合は、当該事業収入の減少額(1,000円未満切捨て)						○			
宮崎県	小林市	2	小林市事業継続支援給付金	協力金の対象とならない事業者で、1月又は2月の売上げが前年、前々年又は前々々年対比で30%以上減少している事業者。(ただし、農業を主たる事業として営む者は除く。) 支給額:1事業者上限10万円 ※1月当たりの事業収入の減少額が10万円未満の場合は、当該事業収入の減少額(1,000円未満切捨て)							○	○	
宮崎県	小林市	2	公共交通維持持続協力金	感染防止対策を徹底しつつ、公共交通事業の存続及び雇用維持のために市内公共交通の通常運行維持に協力いただいたことに対する協力金を支給。 実施時期:令和2年8月~9月 交付実績:8事業者 バス32台、タクシー49台 2,260,000円 バス車両1台につき40,000円 タクシー車両1台につき20,000円			○						
宮崎県	小林市	2	タクシーサービス支援事業	市内タクシー事業者(県タクシー協会)が市内の飲食店と提携して行う宅配サービス(配達料金500円~800円)について、一部(300円を超える額を)を補助 実施時期:令和2年8月~令和3年3月 補助実績:29件、5,800円			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
宮崎県	小林市	2	小林市公共交通事業者等支援事業	地方バス路線運行事業者に対し、運行の維持に要する経費の一部を支援金として支給するとともに、公共交通事業者等に対し、配置車両台数に応じた事業継続のための支援金を支給する。 【配置者検台数に応じた支援金の額】 一般貸切旅客自動車運送事業 保有車両1台あたり10万円 一般乗用旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送事業、自動車運転代行業 保有車両1台あたり2万円									
宮崎県	小林市	2	小林市地方バス路線運行維持支援事業	地方バス路線運行事業者に対し、運行の維持に要する経費の一部を支援金として支給する。						○			
宮崎県	小林市	2	小林市交通事業者物価高騰対策支援事業	物価の高騰により厳しい経営状況にある交通事業者(地方バス路線運行事業者)に対し、その負担軽減に必要な支援を行うため、交通事業者物価高騰対策支援金を支給する。								●	
宮崎県	小林市	2	小林市交通事業者物価高騰対策支援事業	令和4年10月から令和5年1月までの間、市内の取扱加盟店で利用できるプレミアム付商品券及び宿泊者クーポン券の発行に要する経費を補助する。 ○プレミアム付商品券発行事業費補助 81,000千円(事務費を含む) ・発行総額 225,000千円(15千円×15,000セット) ・プレミアム率 従来の30%に、スナック等、運転代行・タクシーで利用できる2,000円分の商品券を上乗せする。									○
宮崎県	小林市	4	小林市エネルギー価格高騰対策支援金支給事業	補助対象事業者:エネルギー価格等の高騰の影響を受ける市内の中小企業等 補助対象経費:対象期間に事業の用に供した燃料費 補助率:燃料種別ごとに、要綱に定める上昇単価に対象期間の使用量を乗じた額の2分の1に相当する額。40万円を上限とする。 ※事業詳細については別紙詳細資料を参照ください。									○
宮崎県	日向市	2	地域間幹線系統補助の概算払	地域間幹線系統補助について概算払いできるよう補助交付要綱を改正									
宮崎県	日向市	1	宿泊施設等安全対策事業	宿泊事業者への消毒経費等を、1万円/室(上限50万円)で助成。 5,300千円	○								
宮崎県	日向市	4	中小企業応援給付金	前年同月比30%以上の売上減少の中小企業・小規模事業者に対し最大20万円の給付金の支払(502,200千円)	○								
宮崎県	日向市	4	観光消費喚起事業	観光客を呼び戻し、関係人口を創出する事業の実施 ① 宿泊客を対象に、飲食・お土産・タクシー等で利用できるクーポン券の配布 3,000円×10,000セット ② 日向市内への旅行企画を造成、催行した旅行者へ助成 最大10万円/回 ③ 電動アシストシティサイクルとそのWeb予約システムの整備 整備台数20台 ④ 日向ファン拡大プロモーション事業 関係人口創出のためのインターネット情報サイト制作等		○							
宮崎県	日向市	1	観光施設等感染拡大防止対策事業	観光施設へのサーモグラフィ検温システムの設置 8,000千円		○							
宮崎県	日向市	4	観光事業者経営安定支援事業	コロナ禍により、経営が悪化している宿泊事業者や観光バス運行事業者に対し、支援金を給付 19,000千円 ① 宿泊施設等経営安定支援給付金 1室あたり2万円(750室) ② 市内バス事業者経営安定支援給付金 大型車1台@20万円、中型車1台@15万円、小型車1台@10万円 * 第2回目(H3.4~)									
宮崎県	日向市	4	観光消費喚起事業2回目	観光客を呼び戻し、関係人口を創出する事業の実施 * 2回目 33,200千円 宿泊客を対象に、飲食・お土産・タクシー等で利用できるクーポン券の配布 3,000円×10,000セット				●					
宮崎県	日向市	1	地域生活交通対策事業	市民バスの車内における感染拡大防止備品の整備 700千円							○		
宮崎県	日向市	4	観光消費喚起事業3回目	観光客を呼び戻し、関係人口を創出する事業の実施 * 3回目 33,200千円 宿泊客を対象に、飲食・お土産・タクシー等で利用できるクーポン券の配布 3,000円×10,000セット							○		
宮崎県	日向市	2	交通事業者運行継続支援事業	コロナ禍により経営に大きな影響が生じている市内交通事業者に対して、今後の事業継続を支援するための助成を行う。 助成対象:貸切バス30台×10万円(1台)=300万円、タクシー等 145台×2万円(1台)=290万円 計590万円 * 第3回目(H4.7~)								●	
宮崎県	日向市	2	物流事業者燃料高騰等対策事業	物流事業者の燃料高騰の負担軽減に必要な支援に取り組むことで、本市物流網の維持を図る。 ・トラック(中小型):30台×15千円・トラック(大型):900台×30千円・RORO船:7,265千円 * 第1回目(H4.9~)								●	
宮崎県	日向市	2	物流事業者燃料高騰等対策事業	県が追加実施する交通事業者等への燃料費高騰対策事業に合わせ、本市物流事業者等にも上乗せ補助を行う。 ・トラック(中小型):30台×9千円・トラック(大型):900台×18千円・RORO船:4,359千円 * 第2回目(H4.12~)							○		○
宮崎県	西都市	4	西都市新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援金	県独自の「緊急事態宣言」に伴う行動要請により、営業時間短縮要請協力金を受けた飲食店以外の影響を受けた事業者に対し支援金を支給する。市独自の事業として、前年若しくは前々年度同月と比較して30%以上減少した市内の中小企業及び小規模事業者への支援金として10万円を支給する。			○						
宮崎県	西都市	2	西都市バス事業者維持継続支援金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者の減少など大きな影響を受けている市内のバス事業者の事業の維持継続に向けた支援を行うため、支援金(車両1台)を交付する。		○							
宮崎県	えびの市	2	事業者収入減対策支援金	宮崎県知事が発令した緊急事態宣言により、営業時間短縮要請の対象とはならなかったものの、期間中の収入が前年同月比で30パーセント以上減少した商工業者等(3) えびの市に営業所等を有するタクシー業の事業者)に給付 1事業者あたり20万円、タクシー事業者および自動車運転代行事業者は1台あたり5万円加算(1事業者につき20万円を上限)									
宮崎県	三股町	2	三股町飲食関連事業者等支援給付金	県が発出した緊急事態宣言に伴い売上高等が減少した…タクシー事業者…を対象に給付金を交付 1事業者あたり10万円									
宮崎県	三股町	2	交通事業者支援事業費補助金[R3]	町民の移動手段確保のために運行を維持している交通事業者に対して補助金を交付し事業継続を支援 (1)路線バス:運行経費に一定の率を乗じた額 (2)タクシー(福祉タクシー含)、運転代行:1台あたり2万円									
宮崎県	新富町	1	「3密」防止協力金	・営業時間の短縮の実施した飲食業者と、これにより影響を受ける代行運転業、タクシー業の事業者に協力金を交付 ・協力金20万円									
宮崎県	日之影町	2	感染症対策事業継続助成金	・飲食、宿泊、旅客運送業者に支援金を支給 ・1事業者10万円	○								
宮崎県	日之影町	2	新型コロナウイルス新規支援事業	旅客運送事業者が必要喚起のために自らが実施する利用促進キャンペーン等に要する費用に対して支援(上限10万円 補助率10/10以内)		○							
宮崎県	日之影町	2	交通事業者支援事業	町内交通事業者に対する支援金の給付、県補助金へ上乗せ交付。(※予算ベース ①路線バス:1便当たり(往復)80万円、②貸切バス:1台当たり20万円、③タクシー:1台当たり10万円、④運転代行:1台当たり10万円)						○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
宮崎県	日之影町	2	日之影町タクシー事業者等燃料価格高騰対策支援事業	燃料価格の高騰による町内交通事業者等への不測の影響を緩和するため、町内タクシー事業者等に燃料価格高騰分を補助する。									○
宮崎県	高原町	4	観光バス運行委託事業	外出移動自粛の影響で収益が著しく落ち込んでいる貸切バス業者を支援するため、「3密」等の防止策を講じたうえで、バスツアー等のイベントを複数回実施し、観光客を呼び込むための支援を行う。	○	○							
宮崎県	高原町	2	高原町事業者収入減対策事業	宮崎県知事が発令した緊急事態宣言にて、収入が減少した商工業者等(…町内に営業所等を有するタクシー事業者及び自動車運転代行業者…) 1事業者あたり20万円、タクシー、自動車運転代行業者等は1台あたり5万円加算			○						
宮崎県	高原町	2	地域間幹線系統補助の概算払	地域間幹線系統補助について概算払いできるよう補助交付要綱を改正									
宮崎県	高原町	2	コロナに打ち勝とう事業者応援金事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛や休業の影響を受け、収入が減少している交通事業者(バス、タクシー、代行業者)に対し、事業継続を支援するため、保有台数に応じた補助金を交付する。	○								
宮崎県	高原町	1	公共交通感染拡大防止対策支援事業	新型コロナウイルス流行下においても、安心して公共交通機関を利用してもらうため、感染防止対策を行う公共交通運営事業者に対し協力を支援する。				●					
宮崎県	高原町	2	事業者収入減対策事業補助金①	県独自の緊急事態宣言による外出自粛の影響を受け、収入が減少した事業者を対象として補助を行う。		○							
宮崎県	高原町	2	市町村交通事業者支援事業費補助金交付事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛や休業の影響を受け、売上が減少している交通事業者(バス、タクシー、代行業者)に対し、事業継続を支援するため、保有台数に応じた補助金を交付する。									
宮崎県	高原町	2	地域間幹線系統バスに関する関係自治体と協議した本町の負担分について、県の交通事業者支援補助を活用して支援	地域間幹線系統バスについては、新型コロナウイルス感染症の影響で運行収入が激減し事業継続が危ぶまれている。地域バス路線の安定運行を支援するため、路線ごとの次損額を県と関係自治体で負担し運行支援を行う。									
宮崎県	高原町	2	事業者収入減対策事業補助金②	県独自の緊急事態宣言による外出自粛の影響を受け、収入が減少した事業者を対象として補助を行う。				●					
宮崎県	高原町	1	高原町教育活動支援事業	新型コロナウイルス感染症予防対策のため、町内小中学校の校外活動時(遠足や社会科見学会等)の3密回避に係る追加費用(貸し切りバス増便やキャンセル料)負担を行う。また、感染拡大時の感染防止対策(スクリーンバス増便)費用負担も併せて実施する。							○		
宮崎県	国富町	2	地域間幹線系統バスに係る関係自治体と協議した本町の負担分について、県の交通事業者支援補助を活用して支援	地域間幹線系統バスに係る関係自治体と協議した本町の負担分について、県の交通事業者支援補助を活用して支援 予算 9,000千円(県補助 7,000千円)				●					
宮崎県	国富町	2	県の交通事業者支援補助を活用して支援	県の交通事業者支援補助を活用して支援 予算 360千円(県補助 360千円) ・タクシー1台あたり 2万円 予算(13台×20千円=260千円) ・自動車運転代行1台あたり 2万円 予算(5台×20千円=100千円)				●					
宮崎県	綾町	2	地域公共交通等確保維持費補助事業【R3】	宮崎県補助事業(市町村交通事業者支援事業)を財源に、地域間幹線バス路線運行事業者に対して、持続可能な地域公共交通ネットワークの維持を図るため、補助金を交付。(令和3年度予算額3,378千円)				●					
宮崎県	綾町	2	地域公共交通等確保維持費補助事業	地域間幹線バス路線運行事業者に対して、持続可能な地域公共交通ネットワークの維持を図るため、補助金を交付。(令和4年度予算額1,300千円)									●
宮崎県	綾町	2	新型コロナ対策路線バス通学定期券購入補助事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、子育て世帯の経済的負担の軽減及び路線バスの利用促進を図るため、町内に居住する学生が通学のために利用する路線バスの定期券購入費の一部を助成する。 半年定期券購入費70,000円×1/4×2回×90人=3,200,000円									○
宮崎県	高鍋町	2	高鍋町商工業者緊急対策支援事業	中小企業者または小規模事業者で、令和3年12月のいずれかの売上が前年同月比(※)で20%以上減少し、かつ昨年の比較対象月の売上が5万円以上である町内に主たる事務所がある事業者 一律基本額(1事業者あたり100,000円)・売上減少額に応じた追加額(比較対象月の売上減少額の1割、上限100,000円、千円未満切捨て)			○						
宮崎県	高鍋町	2	高鍋町町内事業者緊急支援金	県が実施する「県内事業者緊急支援金」の交付条件を満たし、令和3年5月の売上が前年同月比又は前々年同月比で50%以上減少した町内事業者1事業者あたり5万円									
宮崎県	高鍋町	2	高鍋町内交通事業者支援金	令和2年1月1日から令和3年11月30日まで売上高が前年同月と比較して20%以上減少した月がある交通事業者に対し、貸切バス1台あたり10万円、タクシー・代行・有償福祉車両1台あたり2万円を支給。									
宮崎県	高鍋町	2	高鍋町定時路線バス事業者支援金	地域間幹線系統の各路線の町内運行に対してかかった運行経費の20%に20万円の定額を加算した額又は予算額(776万2千円)のいずれか低い額を支給。									
宮崎県	都農町	2	経済影響事業所支援金	県独自の緊急事態宣言により、売上減少の影響を受けた全事業者(営業時間短縮要請協力金対象事業者を除く)を対象に、一律10万円の給付、売上高の減少に対する給付 一律給付:1事業者 10万円 売上高の減少に対する給付:令和3年1月または2月の売上が前年同月比20%以上減少した事業者に 減少額×30%(上限40万円)									
宮崎県	木城町	2	コロナに負けるな!木城町事業継続支援緊急給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大による売り上げの急激な減少など、厳しい経営環境に置かれている町内事業者に対し給付金を支給し、事業継続を支援。 【対象事業者】 ・令和3年7月1日以前から事業収入を得ており、町内において今後も事業を行う意思があること ・令和3年1月1日から12月までの対象期間に事業収入が前年又は前々年同月比で20%以上又は30%以上の減収月があること 【給付金額】 ・一人事業主又は従業員5人以下 10万円 従業員数6人以上20人以下 20万円 ・従業員数21人以上 50万円 ※30%以上減少している月がある事業者については、常に町内に従事する従業員数に応じて一人あたり2万円(上限50万円)を加算する。(但し、一人事業主は除く)	○	○							
宮崎県	木城町	2	木城町商工業物価高騰等緊急支援事業(令和4年度)	コロナ禍において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者に対して緊急支援金を支給 従業員数 5名以下:10万円 6名以上20名以下:20万円 21名以上:30万円									○
宮崎県	川南町	2	川南町新型コロナウイルス感染症対策独自の緊急事態宣言に伴う経済影響事業者支援金	令和3年8月の売上げが前年または一昨年の同月比で20%以上減少している町内に主たる事務所、事業所または店舗を有する法人または個人事業主に対し、減少率20%以上50%未満の場合は最大15万円、減少率50%以上の場合は最大20万円を支援									
宮崎県	門川町	2	地域間幹線系統補助の概算払	地域間幹線系統補助について、概算払にも対応できるよう補助金交付要綱を改正									
宮崎県	門川町	2	門川町事業者等応援給付金	令和2年1月から令和2年12月までのいずれかの月の事業収入(売上)が前年同月比25%以上減少している者 最大20万円	○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
宮崎県	門川町	2	門川事業所等継続 支援金	第3波による事業活動の継続に支障(R3年1月または2月のいずれかの収入額が前年同月比20%以上減少)が生じている町内事業者の事業継続を支援するため支援金を交付 20万円(交付対象者につき1回限り)			○						
宮崎県	門川町	2	門川町内事業者緊急 支援事業(令和 3年度)	新型コロナウイルスの影響を受けた町内事業者等へ支援金の支給を行い、事業活動を支援する。 減少率50%以上 5万円、減少率50%未満 10万円				●					
宮崎県	門川町	2	門川町交通事業者 支援事業補助金 (令和3年度)	宮崎県補助事業(市町村交通事業者支援事業)を財源に、町内のタクシー事業者と地域間幹線バス路線運行事業者に対し、持続可能な地域公共交通ネットワークの維持を図るため、補助金を交付 町内のタクシー営業所にて所有車両1台当たり 2万円 地域間幹線バス路線1路線当たり 92万円									
宮崎県	美郷町	2	美郷町新型コロナ ウイルス感染症 対策緊急事態 宣言支援給付金 事業	県独自の緊急事態宣言で影響を受けた町内事業者の事業継続支援(タクシー業含む) 一律5万円+条件付き(売上減少率)加算10万円			○	○		○			
宮崎県	美郷町	2	美郷町新型コロナ ウイルス感染症 対策商業継続 支援事業補助金	『コロナ禍』の1年経過を迎えるにあたり、年間を通して売上が減少した町内商工業者に対して補助金を交付。 令和2年と令和元年の年間売上(一定の補助金含む)を比較して次の割合で減少した者に交付 30%以上30万円・20%以上20万円・10%以上10万円									
宮崎県	高千穂町	2	高千穂町緊急事態 宣言影響対策支援 金	GoToトラベルの中止、県独自の緊急事態宣言で影響を受けた町内で事業を営む事業者の影響対策支援 1店舗あたり20万円 + 従業員※1名あたり3万円(最大5名まで) ※経営者本人を除き、専従者・パートアルバイトを含む			○						
宮崎県	五ヶ瀬町	2	五ヶ瀬町新型コロナ ウイルス感染症 対策事業者支援給 付金	県独自の緊急事態宣言で影響を受けた町内に店舗を有する事業者(宿泊・飲食サービス業、卸小売業、生活関連サービス業等の法人又は個人事業者)の事業継続支援 1店舗一律20万円			○						
宮崎県	五ヶ瀬町	2	五ヶ瀬町新型コロナ ウイルス感染症 対策地域交通網維 持支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運行収入が減少している交通事業者に対する維持支援 ・バス事業者1社 6,000,000円(うち県費3,804,000円) ・タクシー事業者 1台につき100,000円					○				
宮崎県	五ヶ瀬町	2	五ヶ瀬町新型コロナ ウイルス感染症 対策地域交通網維 持支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運行収入が減少している交通事業者に対する維持支援 ・バス事業者1社 4,197,000円 ・タクシー事業者 100,000円×タクシー4台=400,000円								○	
宮崎県	五ヶ瀬町	2	新型コロナウイルス 感染症対策商工 業事業者支援給付 金交付事業補助金	物価高騰の影響を受けている商工業事業者に対し、商工会が事業の継続を支援するために支給する給付金を補助 ・1事業所30,000円×130事業所=3,900,000円									○
鹿児島県	鹿児島県	4	県中小企業融資制 度運営事業(新型 ウイルス関連 緊急経営対策資 金)	県内で事業を営んでいる中小企業者及び組合で、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。又は、最近3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少していること。他 融資限度額 4000万円 ・融資期間:10年以内(うち据置5年以内) ・融資利率:1.40%~1.90%※ ・保証料率:0.00% ※0000円まで3年間利子全額補助	○	○	○						
鹿児島県	鹿児島県	4	鹿児島県事業継続 支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大きく減少している県内中小企業(個人事業主を含む) 80%以上減少の場合:最大10万円を支給 90%以上減少の場合:最大20万円を支給	○	○	○						
鹿児島県	鹿児島県	4	鹿児島県新型コロナ ウイルス感染症 対策休業等協力金 給付事業	休業や営業時間短縮を要請された施設を運営するものであって、県の要請に応じて、令和2年4月25日(土)から同年5月6日(水)までの計12日間休業等にご協力いただいた方。 ①中小企業等:20万円 ②個人事業主:10万円 ③複数施設事業者:上乗せ分:10万円	○	○	○	○					
鹿児島県	鹿児島県	1	宿泊予約延期協力 金事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、GW期間中の県外からの宿泊予約者へのキャンセル又は変更依頼への協力要請に協力する 宿泊事業者に対し、協力金を支給 協力金(1施設当たり10万円上限)×1,674施設=167,400千円 支給額50,713千円(600件) 事務経費(消耗品)=56千円	○	○	○						
鹿児島県	鹿児島県	2	離島航路等安定運 航支援事業	(1) 対象経費 ① 資機材購入費用(非接触型体温計、マスク、消毒液等) ② 船内の感染防護対策費用(船内消毒費用(委託料等)) ③ 各港の乗船時における対策費用(検温のための人員配置費用(代理店経費等)) (2) 対象期間 ・ 4月25日以降に支出された経費(3か月程度を想定)	○								
鹿児島県	鹿児島県	4	ディスカバー鹿児 島キャンペーン 事業	①鹿児島県民を対象に、県内の宿泊施設の利用促進を図るため1人最大1万円の宿泊券を支給。 1組あたり3,000円分のタクシー券を支給。 ②鹿児島県民を対象に、バス旅行商品の達成を促すためツアー代金割引として、県内各地を観光バスで巡る旅行商品の代金を1人最大1万円割引を実施。 ③県外客を対象とした旅行商品の達成を促すため鹿児島県の魅力をPR発信。 宿泊者に総額1億円相当のプレゼントを支給。 また、鹿児島県内のタクシーやレンタカーを利用して県内の観光施設を2つ周遊する観光客を対象に、利用料金の最大5,000円の割引を実施。	○	○	○	○					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
鹿児島県	鹿児島県	4	宿泊施設受入環境 整備支援事業	新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要回復に向け、観光客の利用基盤となる宿泊施設のバリアフリー化整備の助成を行い、高齢者や障害者、外国人等、誰もが安心して楽しめる観光を推進し、新たな観光需要の創出につなげる ○宿泊施設のバリアフリー化に要する経費 ・国や市町村の補助等を活用していない場合 補助率:2/3(補助上限額60万円) ・国や市町村の補助等を活用している場合 補助率:1/2(補助上限額250万円)	○	○	○	○						
鹿児島県	鹿児島県	2	鹿児島県港湾使用 料支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、旅客船利用者の大幅な減少に直面している定期旅客船事業者に対し、航路維持の観点から、前年と比較した売上の減少率に応じ、予算の範囲内において鹿児島県港湾使用料支援補助金を交付する。 ○対象使用料 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に一般旅客定期航路事業のために使用した以下の使用料のうち納入が完了しているもの 係船料、人運搬使用料、可動橋使用料、ボーディングブリッジ使用料 ○交付額 (1)売上が前年同月比で50%以上減少した場合 対象使用料の全額相当額を交付 (2)売上が前年同月比で30%以上~50%未満減少した場合 対象使用料の2分の1相当額を交付	○	○	○	○						
鹿児島県	鹿児島県	1	教育旅行貸切バス 追加借上支援事業	県内外の学校が本県で実施する教育旅行において、新型コロナウイルスの感染リスクを低減するために、貸切バス1台の乗車人数を減らすことにより発生する追加借上に要する経費の一部を支援することで、教育旅行による誘客を図る 通常1クラスで1台利用する貸切バス等を2台に増やして実施する場合の2代目の利用等(規模変更含む)に係る貸切バス等料金の実費(増額経費)を助成。 ①県内 バス増台等に係る費用全額を補助 ②県外 バス増台等に係る経費に対し、1台1日あたり上限50,000円を補助	○	○	○							
鹿児島県	鹿児島県	4	修学旅行誘致促進 事業	県内外の学校が県内で実施する修学旅行に要する経費及び修学旅行における施設見学等に要する経費を支援することで、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している修学旅行の誘致促進を図る。 (1)修学旅行貸切バス借り上げ支援事業 貸切バス1台1日あたり上限50,000円を補助する。 (2)県外修学旅行誘致促進支援事業 県有施設における県外からの修学旅行生に対し入館料等を免除する取組に要する経費を支援する。									○	
鹿児島県	鹿児島県	1	宿泊施設感染防止 対策等支援事業	新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、県内の宿泊事業者が行う感染拡大防止策の強化等に係る費用の一部を支援する。 補助率3/4(R2年度実施分は1/2とし、R3年度実施分は1/4を上乗せする) (上限額) 9室以下の宿泊施設 75万円(R2 50万円) 10室~29室の宿泊施設 375万円(R2 250万円) 30室以上の宿泊施設 750万円(R2 500万円)					●					
鹿児島県	鹿児島県	1	宿泊施設の感染防 止対策認証制度事 業	県民や観光客等に県内の宿泊施設を安心して利用してもらえよう、県が適切な新型コロナウイルス感染症の譲じられた宿泊施設を認証することにより、これらの施設の利用促進を図り、経済活動の回復につなげる。 対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準を作成し、県が認証する(業種別ガイドラインをベース)					●					
鹿児島県	鹿児島県	2	地域公共交通維持 特別対策事業	新型コロナウイルス感染症拡大により、利用者が大幅に減少する中、事業継続に努めている航空事業者(JAC)に対し、引き続き運航継続がなされるよう支援等を行い、県民の移動手段の維持・確保を図る。 ・飛行機 1機あたり900万円					●					
鹿児島県	鹿児島県	2	地域公共交通維持 特別対策事業	新型コロナウイルス感染症拡大により、利用者が大幅に減少する中、事業継続に努めている路線バス事業者及び航路事業者に対し、引き続き運行(航)継続がなされるよう支援等を行い、県民の移動手段の維持・確保を図るもの ・路線バス 1台あたり20万円 ・旅客船(1,000トン以上) 1隻あたり1,000万円 ・旅客船(1,000トン未満) 1隻あたり500万円							○			
鹿児島県	鹿児島県	2	地域公共交通燃料 油価格高騰対策事 業(6月補正)	新型コロナウイルス感染症の長期化及び燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある各事業者に対し、引き続き事業継続がなされるよう支援を行い、県民の移動手段の維持・確保を図るもの ・路線バス:1台あたり14.2万円 ・タクシー・オートガス車1台あたり3万円、ガソリン車1台あたり5万円 ・自動車運転代行:1台あたり2.5万円 ・航路:燃料消費費高騰分から国支援相当額とBAF効果分を差し引いた額を支援 ・航空路:燃料費高騰分から国支援額を差し引いた額を支援									●	
鹿児島県	鹿児島県	2	地域公共交通燃料 油価格高騰対策事 業(9月補正①)	新型コロナウイルス感染症の長期化及び燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある各事業者に対し、引き続き事業継続がなされるよう支援を行い、県民の移動手段の維持・確保を図るもの ・トラック運送事業者:大型車1台あたり13.1万円、中型車1台あたり2.2万円、小型車1台あたり1.8万円、軽貨物1台あたり9千円										○
鹿児島県	鹿児島県	2	地域公共交通燃料 油価格高騰対策事 業(9月補正②)	新型コロナウイルス感染症の長期化及び燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある各事業者に対し、引き続き事業継続がなされるよう支援を行い、県民の移動手段の維持・確保を図るもの ・路線バス:1台あたり7.1万円 ・タクシー・オートガス車1台あたり1.5万円、ガソリン車1台あたり3.3万円 ・自動車運転代行:1台あたり1.8万円 ・航路:燃料消費費高騰分から国支援相当額とBAF効果分を差し引いた額を支援 ・トラック運送事業者:大型車1台あたり1.5万円、中型車1台あたり1.1万円、小型車1台あたり9千円、軽貨物1台あたり1.5千円										○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無			
都道府県	市町村	1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●		
鹿児島県	鹿児島県	4	2つの世界自然遺産(屋久島・奄美)周遊促進事業	本県がもつ2つの世界自然遺産登録を活かし、各島の世界自然遺産の魅力と併せて、歴史や文化を体感できる周遊旅行商品の造成を促進することで、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客の減少が続く、奄美群島と屋久島双方の誘客拡大を図り、継続的な誘客を促進する。 ○助成額: 上限80万円/商品 ○対象経費(旅行商品の造成に要する経費) ・旅行商品企画経費(現地調査費等含む) ・パンフレット、ポスター、チラシ、ホームページ、PR映像等の作成に係る経費の他、広告宣伝に係る経費 ・パンフレット、マニュアルの印刷費等 ・チラシ等の輸送に係る経費 ・上記の他、知事が特に必要と認める経費									○		
鹿児島県	鹿児島県	4	観光事業者等受入環境整備支援事業	新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要回復に向け、県内の宿泊施設が行う客室等のバリアフリー化及び県内の観光事業者が行うウィズコロナ・ポストコロナにおける新たな需要に対応するための取組(前向き投資)を支援することで、新たな観光需要の創出につなげるとともに、おもてなし力の向上を図る。 (1)バリアフリー支援 ○補助事業者: 宿泊施設 ○補助率: 補助上限 ・国や市町村の補助金等を活用していない場合 2/3以内・650万円 ・国や市町村の補助金等を活用している場合 1/4以内・250万円 (2)前向き投資支援 ○補助事業者: 宿泊施設、貸切バス事業者、旅行者、観光施設 ○補助率: 2/3 ○補助上限: 9室以下の宿泊施設 50万円 10室~29室の宿泊施設 150万円 30室以上の宿泊施設 300万円 貸切バス事業者、旅行者、観光施設 50万円								○			
鹿児島県	鹿児島県	4	宿泊施設の認証取得促進事業	県民や観光客等に県内の宿泊施設を安心して利用してもらえよう、県が適切な新型コロナウイルス感染症対策の講じられた宿泊施設を認証することにより、各施設の感染対策を促進するとともに、認証の速やかな取得を促す。また、認証の取得又は維持にかかる感染防止対策の費用の一部を支援する。 ○補助事業者: 宿泊施設の認証取得又は申請している施設 ○補助率: 3/4 ○補助上限: 9室以下の宿泊施設 10万円 10室~29室の宿泊施設 20万円 30室以上の宿泊施設 30万円								○			
鹿児島県	鹿児島県	2	地域公共交通燃料油価格高騰対策事業(貸切バス事業者支援事業(燃料油価格高騰対策))	新型コロナウイルス感染症の長期化及び燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある各交通事業者に対し、燃料油購入の負担軽減を行い、引き続き事業継続がなされるよう支援する。 ○補助対象事業者: 鹿児島県内に本社または支社を持つ貸切バス事業者 ○補助対象経費: 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの期間に実際に走行した距離に応じた軽油価格上昇分の費用 ○補助率: 走行距離実績に応じて支給 ○補助上限: 4~9月分、各事業者の保有車両数×36,000円 10~12月分、各事業者の保有車両数×22,000円 1~2月分、各事業者の保有車両数×20,000円 ○予算総額: 80,563千円 (うち委託料12,313千円、補助金68,250千円)									●	○	
鹿児島県	鹿児島県	4	鹿児島・佐賀相互誘客事業	「鹿児島・佐賀エールプロジェクト」の一環として、旅行会社が造成する佐賀鹿児島観光旅行商品の造成支援を行うことで、佐賀県民の鹿児島旅行の機会の創出及び鹿児島観光のPRを行い、両県の交流促進を図る。 ○交付対象者: 佐賀県内に事業所を持つ旅行会社 ○対象旅行商品 ・佐賀県内を発地とする旅行で宿泊施設、交通機関等の手配を含めた商品 ・鹿児島県内での宿泊を伴う旅行商品であること ・令和4年6月7日から令和5年1月31日までの期間内において開催する旅行商品であること ○助成額: 1人泊につき3,000円 ○予算総額: 19,065千円 (うち委託料1,065千円、補助金18,000千円)										○	
鹿児島県	鹿児島県	4	らくらく鹿児島島巡り事業	県外の観光客を誘致し、県内各地への誘客を図るとともに、2次交通(タクシー、レンタカー)の活用を促進し、県内各地へまな誘客することで、観光産業の活性化を図る。 ○対象者: 期間中に県外から訪れる観光客 ○対象経費: 県外観光客が利用する指定事業者のタクシー・レンタカー利用料金 ○助成額: 宿泊あり 上限5,000円 宿泊なし 上限2,000円 ○予算総額: 147,386千円 (うち委託料12,271千円、補助金126,000千円、旅費115千円)										●	
鹿児島県	鹿児島県	4	体験たっぷりプレゼント事業	県外観光客に対し、体験商品の割引助成を行うことにより、本県への旅行需要を喚起し、県内観光産業の活性化を図る。 ○対象者: 期間中に県外から訪れる観光客 ○対象経費: 県外観光客が利用する鹿児島県内の体験商品 ○助成額: 上限5,000円 ○予算総額: 63,481千円 (うち委託料5,511千円、補助金57,970千円)										●	
鹿児島県	鹿児島市	2	タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金給付	対象車両 1台あたり 4万円 (本市内の営業所に配置する車両に限る) 支援上限額 50台未満 20万円 50台以上100台未満 30万円 100台以上 50万円 対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準を作成し、県が認証する(業種別ガイドラインをベース)		○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
鹿児島県	鹿児島市	1	宿泊施設等新型コロナ対策支援補助金①	○補助対象事業者 道路運送法による許可を受けて、鹿児島市内に営業所を置く、貸切バス事業者・タクシー事業者 ○補助対象経費 利用者が増える衛生対策強化などの取組 ○補助率 10/10 ○補助上限額 ・宿泊事業者：合計収容定員数による(上限100万円) ・貸切バス：1台あたり3万円(上限50万円) ・タクシー：1台あたり1万円(上限50万円) ○予算額 75,450千円	○	○								
鹿児島県	鹿児島市	4	Withコロナ新観光プロジェクト事業(オンライン観光支援)	①かごしまワクワク体験推進事業 ・鹿児島市民にお試し体験クーポンを発行し、本市観光の活性化を図るとともに、アンケートによるニーズの把握・分析を行うこと等により、体験型観光メニューの充実を促進する。 ②マイコンソーリスムモニターツアー実施事業 ・「新たな生活様式」を踏まえながらマイコンソーリスムの観点からモニターツアー(4種類、500人)を実施し、ニーズの把握・分析を行うこと等により、着地型旅行商品の充実を促進する。 ③オンライン観光支援 ・オンラインの旅行や宿泊体験等のインターネットを活用した観光の取組を実施する民間事業者等に対する補助。 ①市民3万人に3,000円のお試し体験クーポンを発行 ②モニターツアーを市民500人に販売 ③オンライン観光支援 ・補助率3/4(上限20万円)		○								
鹿児島県	鹿児島市	4	修学旅行誘致事業(観光施設等利用料無料化)④(令和2年度)	・本市に宿泊した修学旅行生及び引率者を対象に、観光施設等の利用料を免除し、修学旅行の需要の維持、誘致拡大を図る。 ※利用料免除により減少した各施設等の歳入に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当。		○								
鹿児島県	鹿児島市	4	県外観光客宿泊キャンペーン事業⑤(令和3年度)	・市内の宿泊施設で宿泊の割引を受けられるクーポンを市独自に発行し、宿泊客の誘致により、本市観光の早期回復につなげる。 ・市内の対象宿泊施設で利用できるプレミアム付き宿泊券5,000円分を2,000円で販売 ※先着2万5千名分				●						
鹿児島県	鹿児島市	1	宿泊施設等新型コロナ対策支援補助金②	・新型コロナウイルス感染症の再流行等に備えつつ本市観光の早期回復につなげるため、市内の宿泊施設及び貸切バス事業者等の利用者回復につながる衛生対策強化などの取組に対して幅広く支援する。 ・宿泊事業者 合計収容定員数による(上限50万円) ・貸切バス事業者 バス1台あたり 1.5万円(上限25万円) ・タクシー事業者 タクシー1台あたり0.5万円(上限25万円) ※補助率は全て1/2				●						
鹿児島県	鹿児島市	1	アフターコロナリカバリーサポート事業	・宿泊施設等における衛生対策、コロナ収束後の観光需要回復を見据えた魅力づくりや受入体制の充実に向けた取組などを支援する。 (1)衛生対策強化・観光需要回復 ・宿泊事業者 合計収容定員数による(上限50万円) ・貸切バス事業者 バス1台あたり 1.5万円(上限25万円) ・タクシー事業者 タクシー1台あたり0.5万円(上限25万円) (2)新観光ビジネス・高付加価値化など ・新観光ビジネス・高付加価値化・観光イベントの再開・ナイト観光イベントの実証実験(上限100万円) ・夜間・早期観光メニューの創出(上限50万円) ・受入環境整備・オンライン観光(上限30万円) ※補助率は全て1/2							○			
鹿児島県	鹿児島市	4	かごしまワクワク体験推進事業	・市民モニターを対象にお試しクーポンを発行し、体験型観光メニューの充実を促進する。 ・お試し体験クーポンを発行 夏用5,000円×市民モニター5千人 秋用3,000円×市民モニター千人				●						
鹿児島県	鹿児島市	4	宿泊施設新観光ビジネス支援補助金	・宿泊施設と体験型観光メニューや着地型ツアー等が連携した新たなビジネスを支援する。 ・宿泊施設の合計収容定員数に応じた額(上限100万円) 補助率3/4				●						
鹿児島県	鹿児島市	4	修学旅行誘致事業(観光施設等利用料無料化)④(令和3年度)	・本市に宿泊した修学旅行生及び引率者を対象に、観光施設等の利用料を免除し、修学旅行の需要の維持、誘致拡大を図る。 ※利用料免除により減少した各施設等の歳入に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当。				●						
鹿児島県	鹿児島市	4	外国人観光客受入事業	・コロナ収束後の観光需要回復を見据えて、海外観光客に対応するためのスタッフ研修やオンライン観光等の取組を支援する。 補助率1/2(上限30万円)			○							
鹿児島県	鹿児島市	4	修学旅行誘致補助金⑤(令和3年度)	・本市を新たな修学旅行先として選定してもらうため、新規の修学旅行誘致を実現した旅行会社に対し、補助金を交付する。 ※本市の宿泊施設に宿泊した児童・生徒及び教員の人数に500円を乗じた額(上限10万円)						○				
鹿児島県	鹿児島市	4	“まってるし鹿児島市”宿泊キャンペーン事業(令和4年度)(秋学期)	・市内の宿泊施設で宿泊の割引を受けられるクーポンを市独自に発行し、宿泊客の誘致により、本市観光の早期回復につなげる。 ・市内の対象宿泊施設で利用できるプレミアム付き宿泊券5,000円分を2,000円で販売(桜島：7,000円分を2,000円で販売、市街地側：5,000円分を2,000円で販売) ※先着2万6千1万6,000人							○			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
鹿児島県	鹿児島市	4	修学旅行誘致事業 (観光施設等利用 料無料化)※(令和 4年度)	・本市に宿泊した修学旅行生及び引率者を対象に、観光施設等の利用料を免除し、修学旅行の需要の維持、誘致拡大を図る。 ※利用料免除により減少した各施設等の歳入に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当。							○		
鹿児島県	鹿児島市	4	修学旅行誘致事業 (修学旅行誘致補 助金)※(令和4年 度)	・本市を新たな修学旅行先として選定してもらうため、新規の修学旅行誘致を実現した旅行会社に対し、補助金を交付する。 ※本市の宿泊施設に宿泊した児童・生徒及び教員の人数に500円を乗じた額(上限10万円)							○		
鹿児島県	鹿児島市	4	映画撮影等誘致支 援事業(映画撮影 等誘致支援補助 金)	本市の地域経済及び観光の振興につなげるため、本市で撮影される映画等に係るロケ経費を助成する。 ○補助対象 映画等を制作する法人又は団体 ○補助対象経費 映画等のロケ経費 ○補助率 1/2 ○補助上限額 500万円									●
鹿児島県	鹿児島市	4	修学旅行誘致事業 (修学旅行誘致補 助金)(令和4年度)	・本市を新たな修学旅行先として選定してもらうため、新規の修学旅行誘致を実現した旅行会社に対し、補助金を交付する。 ※本市の宿泊施設に宿泊した児童・生徒及び教員の人数に500円を乗じた額(上限10万円)									●
鹿児島県	鹿児島市	4	観光CRMアプリ利 活用事業	コロナ収束後の観光需要回復に向けた稼ぐ力を強化するため、観光CRMアプリを活用したイベント開催等による地域マーケティングを行うもの。 ・イベント活用に係るアプリ改修やアプリ会員・加盟店登録促進プロモーション等を実施									●
鹿児島県	鹿児島市	2	貸切バス事業者維 持支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び原油価格・物価高騰等により、深刻な打撃を受けている公共交通機関である貸切バス事業者に 対して、補助金を交付するもの。 ・市内の営業所に配置する貸切バス事業用車両1台につき5万円(上限なし)									●
鹿児島県	鹿児島市	4	“まってるし鹿児島 市”宿泊キャンペ ーン事業(令和4年 度)(冬季分)	・市内の宿泊施設で宿泊の割引を受けられるクーポンを市独自に発行し、宿泊客の誘致により、本市観光の早期回復につなげる。 ・市内の対象宿泊施設で利用できるプレミアム付き宿泊券5,000円分を2,000円で販売 ※先着2万人									●
鹿児島県	鹿児島市	4	桜島における防災 ツールズ実証実 験事業	ジオパークにおける防災の取組の旅行商品化に向けて、「防災」「インフラ」、「人の営み」を組み合わせた防災ツールズの実証実験を行うもの。									●
鹿児島県	鹿児島市	4	火の島めぐみ館公 衆無線LAN整備事 業	火の島めぐみ館の利用促進を図り、アフターコロナを見据えた施設環境を整えるため、Wi-Fi整備を行うもの。									●
鹿児島県	鹿児島市	4	桜島溶岩なぎさ公 園周辺にぎわい創 出実証実験事業	アフターコロナを見据え、桜島溶岩なぎさ公園周辺において、雄大な桜島と錦江湾を同時に望めるロケーションの良さを活かし、地域の方の協力 や地元特産品を活用したイベント等を実施し、人が集まることでにぎわいを創出し地域活性化につながる実証実験や各種検討を行うもの。									●
鹿児島県	鹿児島市	4	国民宿舎レイ ンポー桜島受入体制 強化事業	国民宿舎レインポー桜島の大きな魅力の一つである、雄大な桜島と波静かな錦江湾を望めるロケーションの良さを最大限に生かし、ワーケーシ ョンやチャレンジなどのアフターコロナを見据えた新たな宿泊プランなどの開発につなげるため中庭などで利用可能なWi-Fi環境を整備するもの。									●
鹿児島県	鹿児島市	4	SAKURAJIMAサ イクルツーリズム 推進事業実証実験	コロナ禍によるインバウンド等の減等により、大きな影響を受けている桜島・錦江湾エリアの観光の再生に向けて、桜島や錦江湾の自然が感じら れるサイクリングコースを設定するとともに、当該サイクリングコースの課題整理に向けて、地域住民や民間事業者と一体となり実証実験を行うもの									●
鹿児島県	鹿児島市	2	路線バス事業者維 持支援補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、利用者減少の影響を受けている路線バス事業者に対し、感染拡大防止の徹底及び 路線バス事業者の維持について支援を行うもの。 ○対象事業者 本市に本店又は営業所を置く民間の路線バス事業者 ○支援内容 本市内の営業所に配置する路線バス事業用車両1台につき30千円 (上限2,000千円)		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●		活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
鹿児島県	鹿児島市	2	路線バス事業維持 支援補助金(令和 3年度)	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、利用者の減少により深刻な打撃を受けている民間路線バス事業者に対して、昨年度に引き続き、路線バス事業の維持について支援を行うもの。 ○対象事業者 本市に本店又は営業所を置く民間の路線バス事業者 ○支援内容 本市内の営業所に配置する路線バス事業用車両1台につき50千円 (上限3,000千円)								○			
鹿児島県	鹿児島市	2	公共交通利用喚起 支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により減少した公共交通(路線バス、市電及び桜島フェリー)利用者数の回復を図るため、事業者が行う広報活動等に対し支援するとともに、新たに広報ポスターを作成し、利用促進を図るもの。 1. 補助金交付 ○概要 交通事業者が行う広報活動等の利用喚起に係る取組に対して、補助金を交付するもの。 ○対象事業者 鹿児島交通㈱、南国交通㈱、JR九州バス㈱、鹿児島市交通局、鹿児島市船舶局 ○支援内容 1申請者あたり1,000千円 2. ポスター作成 ○概要 交通事業者と連携して、公共交通利用喚起のための広報ポスターを作成するもの。										●	
鹿児島県	鹿児島市	2	公共交通不便利対策 事業	新型コロナウイルス感染症収束後の公共交通不便利の移動手段を支えるため、省メンテナンスで環境性能に優れたコミュニティバスあひばすの車両の入替を行う事業者に対し経費の補助を実施するもの。 ○補助対象経費 コミュニティバスあひばすの車両の入替に係る経費 ○補助対象事業者 対象地域の運行事業者 ○コミュニティバスあひばす車両(3両)の更新(吉野地域、吉田地域、松元地域)										●	
鹿児島県	鹿児島市	2	路線バス等運行維持 支援補助事業	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び物価高騰等により、深刻な打撃を受けている公共交通機関である民間路線バス及びタクシー事業者に対し、補助金を交付し、感染拡大防止の徹底及び路線バス等の運行維持を図るもの。 ○対象事業者 本市に本店又は営業所を置く民間路線バス事業者 本市に本店又は営業所を置くタクシー事業者 ○支援内容 ・運輸支局に登録された車両のうち、本市域内の営業所に配置する路線バス事業用車両1台につき50,000円 (参考)路線バス事業用車両：路線定期運行を行うバスのうち、定期観光バス等以外の一般バス ・運輸支局に登録された車両のうち、本市域内の営業所に配置するタクシー車両1台につき15,000円											●
鹿児島県	鹿児島市	1	新型コロナウイルス スワクテン接種事 業	初回(1・2回目)接種において、社会生活をjするうえで必要不可欠なライフラインを維持する仕事の従事者として、路線バスの運行関係者を優先接種対象者とした。 6/30発送(6/18申込分まで) 7/9発送(6/28申込分まで) 7/19発送(7/7申込分まで)				○							
鹿児島県	鹿屋市	4	鹿屋市中小企業等 事業継続支援金	令和2年3～12月のうち任意の1か月の売上が、前年同月と比較して20%以上50%未満減少した事業者(農林水産業者含む) 法人 30万円/一律 個人 15万円/一律 469200千円		○									
鹿児島県	鹿屋市	2	鹿屋市観光業経営 継続支援金	①旅館業法第3条第1項許可事業者、又は住宅宿泊事業法第3条届出事業者 ②旅行業法第3条又は第23条の登録事業者 ③道路運送法第4条第1項の一般貸切旅客自動車運送事業者 ④道路運送法第4条第1項の一般乗用旅客自動車運送事業者 ⑤自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の営業認定事業者 ①収容人員に5,000円を乗じて得た額と部屋数に比例した額とを比較していずれか高い額。ただし、200万円を上限とする。(4室以下10万円、5室～10室20万円、以降段階的に交付) ②一律20万円 ③10万円/1台※200万円上限 ④3万円/1台※200万円上限 ⑤2万円/1台※200万円上限 28705千円		○									
鹿児島県	鹿屋市	4	鹿屋市緊急経営支 援金	令和2年12月から令和3年2月までの3か月間のうち任意の1か月の売上金額が、前年同月と比較して20%以上の割合で減少した事業者 法人 20万円/一律 個人 10万円/一律 ※ただし、下記事業者については、上乗せ給付あり ①宿泊業 部屋数×1万円【上限50万円】 ②旅行業 1事業者あたり20万円 ③貸切バス 台数×10万円【上限50万円】 ④タクシー 台数×5万円【上限50万円】 ⑤運転代行 台数×5万円【上限50万円】 ⑥飲食店直接取引先 1事業者あたり10万円 ⑦時短要請対象外飲食店 1事業者あたり10万円 361229千円			○								
鹿児島県	鹿屋市	4	おおすすめ旅の旅 観光応援事業	大隅地域の観光資源を活かした市民向けのバスツアーを実施し、コロナ疲れを吹き飛ばすための市民応援を行い、観光関連事業者を支援するもの。 ※新型コロナウイルス感染症の県内における感染拡大の警戒基準がステージ2以下であることが実施の条件 ○1泊2日 8回実施(市内宿泊) ○日帰り 4回実施				●							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
鹿児島県	鹿屋市	4	プレミアム商品券 市民生活応援事業	本市の店舗等で利用できるプレミアム商品券を発行し、地域の消費喚起や地域経済の活性化を図るもの ○1冊6,500円の商品券を5,000円で販売(プレミアム率30%) ・販売冊数 11万冊 ・事前申込世帯に対し、地元特産品を抽選で贈呈				●						
鹿児島県	鹿屋市	4	プレミアムポイント 飲食応援事業	キャッシュレス決済による支払いに対してポイントを還元し、コロナ禍の影響を受ける飲食店、タクシー・運転代行事業者の支援と非接触型決済を推進する。 還元率30%				●						
鹿児島県	鹿屋市	4	中小企業等経営安 定化支援事業	令和3年1月~12月に新型コロナ関連資金の融資を受けた事業者で、令和2年度に当該補助金を受給していない人 補助額:借入金額の2%以内				●						
鹿児島県	鹿屋市	4	鹿屋市経営継続支 援金	令和3年8月から9月までの2か月間のうち任意の1か月(対象月)の売上金額が、前年又は前々年同月(比較月)の売上金額と比較して20%以上の割合で減少した事業者 比較月と対象月の差額と上限額を比較していずれか低い額 【上限額】法人:20万円 個人:10万円 ※ただし、下記事業者については、上乗せ給付あり ①宿泊業 部屋数×1万円【上限100万円】 ②旅行業 1事業者あたり20万円 ③貸切バス 台数×10万円【上限50万円】 ④タクシー 台数×5万円【上限50万円】 ⑤運転代行 台数×5万円【上限50万円】 ⑥飲食店直接取引先 1事業者あたり10万円 ⑦時短要請対象外飲食店 1事業者あたり10万円 ⑧売上減少が顕著な事業者(80%以上減少) 1事業者あたり10万円 ※⑧は、①~⑦の加算を選択しない場合でかつ、比較月と対象月の差額が法人30万円、個人20万円を超える場合に限る				●						
鹿児島県	鹿屋市	4	鹿屋市経営維持支 援金	2022年1月から3月の平均売上額が、2019・2020・2021いずれかの年の1月から3月の平均売上額と比較して20%以上の割合で減少した事業者 比較月と対象月の差額と上限額を比較していずれか低い額 【上限額】法人:20万円 個人:10万円 ※ただし、下記事業者については、上乗せ給付あり ①宿泊業 部屋数×1万円【上限50万円】 ②旅行業 1事業者あたり20万円 ③貸切バス 台数×10万円【上限50万円】 ④タクシー 台数×5万円【上限50万円】 ⑤運転代行 台数×5万円【上限50万円】 ⑥飲食店直接取引先 1事業者あたり10万円 ⑦時短要請対象外飲食店 1事業者あたり10万円										
鹿児島県	鹿屋市	4	かのやの物販販売 応援事業	鹿屋市観光協会ECサイトに掲載する特産品等について、先着5,000個に対して、1個あたり2,000円割引				●						
鹿児島県	鹿屋市	4	鹿屋市修学旅行支 援事業	鹿屋市内で宿泊を伴う修学旅行を実施した児童・生徒及び教職員に対して、1人当たり3,000円を上限にして助成。 ※1泊を限度とする。								●		
鹿児島県	鹿屋市	4	鹿屋市高速船利用 促進支援事業	旅行者が行う催行人数15人以上の以下の要件を満たした企画旅行、手配旅行。 ○日帰りツアー1人あたり8,000円 ※21人目以上は1人当たり4,000円 ※高速船利用が片道の場合は、1人あたり1,000円減額 要件:該当航路を活用する旅客船等を利用、鹿屋市内で昼食(弁当可)、1箇所以上の鹿屋市観光施設を訪問、アンケート提出 ○宿泊ツアー1人あたり15,000円 ※21人目以上は1人当たり9,000円 ※高速船利用が片道の場合は、1人あたり9,000円減額 要件:該当航路を活用する旅客船等を利用、鹿屋市内の宿泊施設に宿泊、1箇所以上の鹿屋市観光施設を訪問、アンケート提出									●	
鹿児島県	鹿屋市	4	鹿屋市中小企業等 経営効率化支援金	①目的・効果 コロナ禍に伴う需要低迷や燃料費、原材料の価格高騰対策として、中小事業者等の経営効率化に向けた設備投資に対し補助することで、事業者の事業継続を支援する。 ②予算額 ・業務委託 1,920千円 ・消耗品費 100千円 ・通信運搬費 40千円 ・補助金 135,000千円 ③積算根拠(対象数、対価等) ・セミナー開催、伴走支援、補助金申請支援の業務委託 ・経営効率化に対する補助金 小規模事業者 500千円×200社=100,000千円 中小企業者 1,000千円×35社=35,000千円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 市内中小企業者及び小規模事業者									●	
鹿児島県	鹿屋市	4	鹿屋市プレミアム 商品券事業	①目的・効果 プレミアム商品券を発行することで、コロナ禍に加え、原油価格・物価高騰の影響を受ける市民の生活支援や域内の消費喚起による地域経済の活性化を図る。(プレミアム率30%) 利用期間:令和4年11月~令和5年1月 ②予算額 ・費用 600千円 ・役務費 5,418千円 ・印刷製本費 24,237千円 ・委託料 347,258千円 ③積算根拠(対象数、対価等) 販売冊数:207,000冊(予定) 総額:6,500円(販売価格:5,000円) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 市民、市内事業者										●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
鹿児島県	鹿屋市	4	貨物運送事業継続 支援事業	①目的・効果 コロナ禍における原油価格高騰等で影響を受けている貨物運輸事業者に対し、支援金を交付することで、事業者の負担軽減と経営安定を図 る。 ②予算額 補助金 30,930千円 ③積算根拠(対象数、対価等) ・一般貨物運送事業 30,000円×976台 ・軽貨物自動車運送事業 10,000円×165台 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 市内の貨物運輸事業者								●		
鹿児島県	鹿屋市	4	鹿屋市公共交通事 業者燃料価格高騰 対策支援事業	令和4年3月31日以前に法第4条第1項の許可を受けており、申請日時点において市内で乗降可能な停留所を有する乗合バスの路線を有する乗 合バス事業者、及び申請日時点において市内に事業所を有し営業を行っているタクシー事業者 ○乗合バス事業者:事業者が自ら運行する路線の運行台数に市内走行キロメートル数、及び900円を乗じた額 ○タクシー事業者:令和4年7月1日時点において、市内の事業所に配置している車両(オートガスマを除く)1台につき2万円								●		
鹿児島県	鹿屋市	4	鹿屋市電気料金高 騰対策一時支援金 事業	【対象者】 電気を使用する事業所・事務所等を鹿屋市内に有する事業者 (条件) ・令和4年11月30日以前から鹿屋市内で事業を行い、事業継続の意思があること ・市税の滞納がないこと 【支援金額】 ・低圧電力(20千円) ・高圧電力(500kW未満)/100千円 ・高圧電力(500kW以上)/150千円 ・特別高圧(2,000kW以上)/500千円									○	
鹿児島県	枕崎市	4	雇用調整助成金申 請費支援事業(令 和2年度)	雇用調整助成金を社会保険労務士に依頼して申請した事業者に対し、当該申請に係る費用の一部を補助 上限40万円(上限に達するまで複数回の申請可)	○									
鹿児島県	枕崎市	4	雇用維持等支援事 業(令和2年度)	雇用調整助成金の支給決定を受けた事業者に対し、休業手当の事業者負担分の一部を補助 上限40万円(上限に達するまで複数回の申請可)	○									
鹿児島県	枕崎市	4	中小企業等事業 継続支援事業	令和2年2月から9月までのいずれか1か月の売上高が前年同月比20%以上減少した中小企業等に対し、店舗や事務所、倉庫、駐車場等の賃借 料の一部を補助 上限15万円(限5万円×3か月)	○									
鹿児島県	枕崎市	4	タクシー利用フー ドデリバリー支援事 業	定額の配送料400円/1件のうち300円を補助 残額の100円は利用者負担	○									
鹿児島県	枕崎市	4	「枕崎の、味と旅」 グルメ・宿泊クー ポン券発行事業	宿泊施設、タクシー、運転代行、飲食店 売上が減少している飲食店及び宿泊業者の事業継続を支援するとともに、地域内経済循環を高めるため、グルメ・宿泊クーポン券を発行 市内飲食店及び宿泊施設等で利用できるクーポン券を6,000セット発行(2回に分けて実施) ※額面4,000円のクーポン券を3,000円で販売	○									
鹿児島県	枕崎市	4	「枕崎の、使(つか) エール」プレミア ム付商品券発行事 業	売上が減少している事業者の事業継続を支援するとともに、地域内経済循環を高めるため、プレミアム付商品券を発行 市内店舗で利用できる商品券を約20,000セット発行(2回に分けて実施) ※額面6,000円の商品券を5,000円で販売	○									
鹿児島県	枕崎市	4	事業者応援資金支 給事業(令和2年 度)	令和2年7月から12月のいずれか1か月の売上高が前年同月比15%以上減少した市内事業者に対し、「新しい生活様式」への対応など事業全般 に広く使える応援資金を支給 ※額面15万円(飲食サービス業、カラオケボックス業、運転代行業、宿泊業に15万円～45万円の範囲で上乗せ支給)		○								
鹿児島県	枕崎市	4	「新しい生活様式」 に対応するための 営業スタイル推進 事業	市内飲食店及び宿泊業者が取り組み感染症防止対策のための物品・機器等の購入費用の一部を補助 物品購入等事業:補助率4/5(上限50万円) 店舗・施設改修等事業:補助率4/5(上限100万円)		○								
鹿児島県	枕崎市	4	雇用調整助成金申 請費支援事業(令 和3年度)	雇用調整助成金を社会保険労務士に依頼して申請した事業者に対し、当該申請に係る費用の一部を補助 上限30万円(上限に達するまで複数回の申請可) ※令和3年10月1日上限額引上げ				●						
鹿児島県	枕崎市	4	雇用維持等支援事 業(令和3年度)	雇用調整助成金の支給決定を受けた事業者に対し、休業手当の事業者負担分の一部を補助 (1)令和3年4月までの休業分 上限40万円 (2)令和3年5月以降の休業分 上限月額20万円 ※令和3年6月18日上限額変更				●						
鹿児島県	枕崎市	4	事業者応援資金支 給事業(令和3年 度)	令和3年1月または2月の売上高が前年または前々年同月比30%以上減少した市内事業者に対し、事業全般に広く使える応援資金を支給 一律15万円(飲食サービス業、カラオケボックス業、運転代行業、タクシー業、旅行業、貸切バス業、レンタカー業、宿泊業に15万円～45万円の範 囲で上乗せ支給)				●		○				
鹿児島県	枕崎市	4	事業者応援資金 (飲食店等追加分) 支給事業(令和3 年度)	令和元年または令和2年の年間売上高の区分に応じて15万円～65万円令和3年5月の売上高が前年同月または前々年同月と比べて30%以 上減少した市内飲食店等の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える応援資金を支給				●						
鹿児島県	枕崎市	4	事業者応援資金 (観光関連産業・節 約製造事業者等追 加分)支給事業(令 和3年度)	令和3年8月または9月の売上高が前年同月または前々年同月と比べて30%以上減少した市内観光関連産業等の事業継続を支援するため、事 業全般に広く使える応援資金を支給 令和元年または令和2年の年間売上高の区分に応じて15万円～115万円						●				
鹿児島県	枕崎市	4	「枕崎の、味と旅」 グルメ・宿泊クー ポン券発行事業(令 和3年度)	売上が減少している飲食店及び宿泊業者の事業継続を支援するとともに、地域内経済循環を高めるため、グルメ・宿泊クーポン券を発行 市内飲食店及び宿泊施設等で利用できるクーポン券を5,000セット発行 ※額面4,000円のクーポン券を3,000円で販売				●						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	枕崎市	4	GoTo枕崎キャン ペーン事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により宿泊者が減少していることから、宿泊業者に宿泊料金の補助を行い、宿泊者に対して宿泊業者や市内飲食店で利用できるクーポン券をプレゼントする。 宿泊業者(宿泊補助) 5,000名×2,000円=10,000,000円 宿泊者(グルメクーポン券発行) 5,000名×1,000円= 5,000,000円	○								
鹿児島県	枕崎市	4	コロナ復興ぐるっと 枕崎スタンプラリー 事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光客が減少していることから、市内を周遊するスタンプラリーを企画し、飲食店や観光施設等の利用促進を図る。また、スタンプラリーの景品に市内特産品を用い、消費増、魅力発信を図る。 スタンプラリー実施経費 745,000円 特産品購入・発送経費 2,350,000円 広告費 2,869,000円		○							
鹿児島県	枕崎市	4	まく油キャンペーン 事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により宿泊者が減少していることから、宿泊業者に宿泊料金の補助を行う。 宿泊業者(宿泊補助) 5,500名×2,000円=11,000,000円 印刷製本費 47,000円				○					
鹿児島県	枕崎市	4	コロナ復興ぐるっと 枕崎スタンプラリー 事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光客が減少していることから、市内を周遊するスタンプラリーを企画し、飲食店や観光施設等の利用促進を図る。また、スタンプラリーの景品に市内特産品を用い、消費増、魅力発信を図る。 スタンプラリー実施経費 3,389,000円 特産品購入・発送経費 3,000,000円 広告費 3,293,000円				○					
鹿児島県	枕崎市	4	雇用調整助成金申 請費支援事業(令 和4年度)	雇用調整助成金を社会保険労務士に依頼して申請した事業者に対し、当該申請に係る費用の一部を補助 上限20万円(上限に達するまで複数回の申請可)								●	
鹿児島県	枕崎市	4	雇用維持等支援事 業補助(令和4年 度)	雇用調整助成金の支給決定を受けた事業者に対し、休業手当の事業者負担分の一部を補助 上限月額20万円								●	
鹿児島県	枕崎市	4	事業者応援資金支 給事業(令和4年 度)	令和4年4月または5月の売上高が前年または前々年同月比30%以上減少した市内事業者に対し、事業全般に広く使える応援資金を支給 一律15万円(飲食サービス業、カラオケボックス業、運送代行業、タクシー業、旅行業、貸切バス業、レンタカー業、宿泊業に15万円~45万円の範囲で上乗せ支給)								●	
鹿児島県	枕崎市	4	「枕崎の、旅と、旅」 グルメ宿泊クーポン 券発行事業(令 和4年度)	売上が減少している飲食店及び宿泊業者の事業継続を支援するとともに、地域内経済循環を高めるため、グルメ・宿泊クーポン券を発行 市内飲食店及び宿泊施設等で利用できるクーポン券を8,000セット発行 ※額面4,000円のクーポン券を3,000円で販売								●	
鹿児島県	枕崎市	4	コロナ復興ぐるっと 枕崎スタンプラ リー事業(令和4年 度)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光客が減少していることから、市内を周遊するスタンプラリーを企画し、飲食店や観光施設等の利用促進を図る。また、スタンプラリーの景品に市内特産品を用い、消費増、魅力発信を図る。 スタンプラリー実施経費 3,354,000円 特産品購入・発送経費 3,150,000円 広告費 3,336,000円								●	
鹿児島県	枕崎市	4	まく油キャンペー ン事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により宿泊者が減少していることから、宿泊業者に宿泊料金の補助を行う。 宿泊業者(宿泊補助) 5,500名×2,000円=11,000,000円 印刷製本費 50,000円								●	
鹿児島県	枕崎市	2	地域公共交通支援 事業	コロナ禍において物価高騰等の影響を受けている交通事業者の燃料費高騰の負担軽減を図る 年間走行距離、燃料単価上昇分等 路線バス:市内年間走行距離×9.2円/km×補助率100% 補助金83万円									○
鹿児島県	枕崎市	4	事業者物価高騰等 対応支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価の高騰等の影響が幅広い業種に及んでいることから、緊急支援金を給付し、 中小企業者及び個人事業者を支援する。 一律10万円、総事業費157千円									○
鹿児島県	阿久根市	4	飲食・宿泊業家賃 等固定経費支援給 付金事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、売上が減少し、事業活動に支障が生じている飲食・宿泊業の事業者に対して、事業の継続を支援するための給付金を交付 一律 20万円(事業者ごと)		○							
鹿児島県	阿久根市	4	阿久根市活性化商 品券交付事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市民生活及び市内の事業者の経営に大きな影響を与えていることから、地域における消費の喚起を行い、地域経済の活性化を図るため、商品券を交付 ・市内の商品券取扱店で利用できる阿久根市活性化商品券10,000円分を全市民に交付。	○	○							
鹿児島県	阿久根市	4	阿久根市新型コロナ ウイルス感染症 防止対策支援事業	「新しい生活様式」の導入及び業種ごとに策定されている感染拡大防止ガイドライン等の実践の一環として事業者が実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を支援するため補助金を交付 ・物品購入等費用 上限40万円 ・施設改修等費用 上限100万円			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	阿久根市	4	特産品等流通促進支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、消費流通が鈍化し経営に大きな影響を受けている事業者に対し、お歳暮シーズンに市内産品等の消費促進支援を行い、地域経済の活性化を図る。 補助対象事業者が販売した特産品等の発送に係る送料として負担した経費の10分の10(卸売等の中間取引に係るものを除く)		○							
鹿児島県	阿久根市	4	阿久根市プレミアム付商品券事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞により、市内事業者において売上が減少し、経営に大きな影響を受けていることから、市民の消費喚起による市内事業者の支援と地域経済の活性化を図るため、商品券の販売を実施。 ・市内の商品券取扱店で利用できるプレミアム付商品券10,000円分を半額の5,000円で販売 ・全市民に引換券を交付し、1人1冊で販売 ・20,000セットを用意し、1回目の販売時で希望した方に2冊目を販売				○					
鹿児島県	阿久根市	4	キャッシュレス決済利用促進事業	新型コロナウイルス感染症への感染防止対策として「新しい生活様式」の実践例に挙げられている「電子決済の利用」の推進として、電子決済サービス「PayPay」が実施しているボーナスキャンペーンを実施し、市民や市内事業者における電子決済の利用促進を図り、併せて、市内外からの消費を呼び込み、市内経済の活性化を図る。 ボーナス還元率20%(上限2,000円/回・10,000円/期間)				○					
鹿児島県	阿久根市	4	特産品等流通促進支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、消費流通が鈍化し経営に大きな影響を受けている事業者に対し、お中元シーズンに市内産品等の消費促進支援を行い、地域経済の活性化を図る。 補助対象事業者が販売した特産品等の発送に係る送料として負担した経費の10分の10(卸売等の中間取引に係るものを除く)				○					
鹿児島県	阿久根市	4	キャッシュレス決済利用促進事業(第2弾)	新型コロナウイルス感染症への感染防止対策として「新しい生活様式」の実践例に挙げられている「電子決済の利用」の推進として、電子決済サービス「PayPay」が実施しているボーナスキャンペーンを実施し、市民や市内事業者における電子決済の利用促進を図り、併せて、市内外からの消費を呼び込み、市内経済の活性化を図る。 ボーナス還元率20%(上限3,000円/回・10,000円/期間)				○					
鹿児島県	阿久根市	4	宿泊事業者事業継続支援給付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、事業活動に支障が生じている市内宿泊事業者に対し、事業継続支援給付金を交付する。 ①基本額 30万円 ②加算額 客室1室につき2万円					●				
鹿児島県	阿久根市	4	タクシー事業者等事業継続支援給付金事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障が生じている市内のタクシー事業者等の事業継続を支援するため、事業継続支援給付金を交付する。 ①基本額 30万円 ②加算額 タクシー:3万円/台、代行:6万円/台					●				
鹿児島県	阿久根市	4	宿泊事業者事業継続支援給付金事業(第2期)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、事業活動に支障が生じている市内宿泊事業者に対し、事業継続支援給付金を交付する。 ①基本額 30万円 ②加算額 客室1室につき2万円							○		
鹿児島県	阿久根市	4	タクシー事業者等事業継続支援給付金事業(第2期)	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障が生じている市内のタクシー事業者等の事業継続を支援するため、事業継続支援給付金を交付する。 ①基本額 30万円 ②加算額 タクシー:3万円/台、代行:6万円/台							○		
鹿児島県	阿久根市	4	阿久根市プレミアム付商品券事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大と物価高騰等により、経営に大きな影響を受けている市内事業者と市民生活の支援をするため、全市民に対して市内事業所で利用できるプレミアム付商品券を販売する。 ・市内の商品券取扱店で利用できるプレミアム付商品券10,000円分を1,000円で販売 ・全市民に引換券を交付し、1人1冊で販売 ・20,000セットを用意し、1回目の販売時で希望した方に2冊目を販売								○	
鹿児島県	阿久根市	4	路線バス事業者運行継続支援給付金事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障が生じている市内に路線を有する乗合バス事業者の事業継続を支援するため、事業継続支援給付金を交付する。 ①基本額 30万円 ②加算額 3万円/1路線(幹線系統を除く。)								●	
鹿児島県	阿久根市	4	特産品等流通促進支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、消費流通が鈍化し経営に大きな影響を受けている事業者に対し、お歳暮シーズンに市内産品等の消費促進支援を行い、地域経済の活性化を図る。 補助対象事業者が販売した特産品等の発送に係る送料として負担した経費の10分の10(卸売等の中間取引に係るものを除く)									○
鹿児島県	阿久根市	4	阿久根市プレミアム付商品券事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞により、市内事業者において売上が減少し、経営に大きな影響を受けていることから、市民の消費喚起による市内事業者の支援と地域経済の活性化を図るため、商品券の販売を実施。 ・市内の商品券取扱店で利用できるプレミアム付商品券5,000円分を1,000円で販売 ・全市民に引換券を交付し、1人1冊で販売 ・19,100セットを用意									○
鹿児島県	出水市	4	飲食店等緊急支援事業(店舗改修事業)	コロナ収束後の事業回復、感染防止対策のため、飲食及び宿泊事業者が店舗の改修を行う経費の一部を補助店舗改修費(トイレ改修、エアコン設置など)の30% 上限30万円 飛沫防止対策(アクリル板、換気扇設置など)の30% 上限10万円	○								
鹿児島県	出水市	4	中小企業等休業協力金	令和2年4月25日から5月6日までの鹿児島県の営業時短・休業要請に応じた中小企業等に、鹿児島県から支給された休業等協力金に上乗せを支給鹿児島県から支給された休業等協力金の2分の1の額									
鹿児島県	出水市	4	中小企業等支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年2月から5月までのひと月の売上が前年同月比で20%以上減少した事業者に対し給付金を交付1事業者一律110万円			○						
鹿児島県	出水市	4	中小企業等飲食店休業協力経営支援金	令和2年5月7日から5月14日までの鹿児島県県の休業要請に応じた接待を伴う飲食店等の事業者に対し協力金を交付1事業者当たり5万円を給付			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	出水市	4	ホテル・旅館事業者事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症感染拡大による移動自粛や外出自粛のため、特に大きな影響を受けている宿泊事業者に対し、支援金を給付1室当たり2万円 支援上限額 1事業者当たり100万円	○								
鹿児島県	出水市	4	貸切バス事業者事業継続支援金	利用が激減し経営に大きな影響を受けている貸切バス事業者への支援として、車検代を支給バス1台当たり20万円を上限に支給	○								
鹿児島県	出水市	4	タクシー等事業者事業継続支援金	影響を受けているタクシー・自動車運転代行事業者における感染防止対策に要する消耗品、備品の購入費を支給タクシー・自動車運転代行1台当たり1万円を上限に支援	○								
鹿児島県	出水市	4	泊まって応援キャンペーン事業	出水市、阿久根市、長島町及び水俣市の住民が出水市内宿泊施設に宿泊した場合に宿泊費の2分の1の助成や500円分のお土産クーポン、2,000円分の2次会応援クーポンを交付し、利用促進を図る。登録した宿泊プランの2分の1 上限1人10,000円 2次会応援クーポン1人2,000円分 お土産クーポン1人500円分	○								
鹿児島県	出水市	4	プレミアム付商品券発行事業	地域経済回復のためプレミアム付の商品券を発行13,000円の商品券を10,000円で販売 1市民当たり1口購入可能	○								
鹿児島県	出水市	4	飲食業緊急経営支援金	コロナ禍第3波等により忘年会時期の繁忙期にキャンセル等で影響を受けた飲食業に対し、支援金を支給1店舗当たり10万円を給付	○								
鹿児島県	出水市	4	中小企業等緊急経営支援金	コロナ禍第3波の影響を受けて、令和2年11月から令和3年2月までのひと月の売上が20%以上減少した個人事業者・中小企業者に対し、支援金を支給1事業者当たり10万円を給付	○								
鹿児島県	出水市	4	ホテル・旅館事業者緊急経営支援金	新型コロナウイルス感染症感染拡大による移動自粛や外出自粛のため、特に大きな影響を受けている宿泊事業者の事業継続を支えするために給付金を支給1室当たり1万円を給付 支援上限額 1事業者当たり50万円	○								
鹿児島県	出水市	4	貸切バス事業者支援金	利用が激減し経営に大きな影響を受けている貸切バス事業者に対し、支援金を支給バス1台当たり10万円を給付	○								
鹿児島県	出水市	4	タクシー等事業者支援金	影響を受けているタクシー・自動車運転代行事業者に対し、支援金を支給タクシー・自動車運転代行1台当たり1万円を給付	○								
鹿児島県	出水市	4	プレミアム付商品券発行事業	地域経済回復のためプレミアム付の商品券を発行 8,000円の商品券を5,000円で販売(プレミアム率60%) 1市民当たり1口購入可能				●					
鹿児島県	出水市	4	飲食店等緊急支援事業(店舗改修・飛沫防止対策事業)	コロナ収束後の事業回復、感染防止対策のため、飲食及び宿泊事業者が店舗の改修を行う経費の一部を補助 店舗改修費(トイレ改修、エアコン設置など)の30% 上限30万円 飛沫防止対策(アクリル板、換気扇設置など)の50% 上限10万円				●					
鹿児島県	出水市	4	泊まって応援キャンペーン事業【第2弾】	鹿児島県又は熊本県の住民が出水市内宿泊施設に宿泊した場合に宿泊費の2分の1の助成や1,000円分の地域応援クーポン(朝食・昼食、お土産等で使用可)、2,000円分の2次会応援クーポンを交付し、利用促進を図る。 登録した宿泊プランの2分の1 上限1人10,000円 2次会応援クーポン1人2,000円分 地域応援クーポン1人1,000円分(500円券2枚)				●					
鹿児島県	出水市	2	貸切バス事業者支援事業	市民が半数以上利用する市内の貸切バス事業者のバス料金を助成することで、貸切バスの利用促進を図る 貸切バスの借上料の最大70%を補助				●					
鹿児島県	出水市	4	ホテル・旅館事業者緊急経営支援金	新型コロナウイルス感染症感染拡大による移動自粛や外出自粛のため、特に大きな影響を受けている宿泊事業者の事業継続を支えするために給付金を支給 1室当たり1万円を給付 支援上限額:1事業者当たり50万円				●					
鹿児島県	出水市	4	貸切バス事業者支援金	利用が激減し経営に大きな影響を受けている貸切バス事業者に対し、支援金を支給 バス1台当たり10万円を給付				●					
鹿児島県	出水市	4	タクシー等事業者支援金	影響を受けているタクシー・自動車運転代行事業者に対し、支援金を支給 タクシー・自動車運転代行1台当たり1万円を給付				●					
鹿児島県	出水市	4	飲食店等感染防止対策認証制度事業促進給付金	鹿児島県飲食店第三者認証制度又は鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店等に対し給付金を交付 飲食店:1店舗当たり3万円 宿泊施設:1施設当たり3万円					●				
鹿児島県	出水市	4	泊まって応援キャンペーン事業【第3弾】	九州圏域(鹿児島県、熊本県、宮崎県、佐賀県、長崎県、大分県、福岡県)の住民が出水市内宿泊施設に宿泊した場合に宿泊費の2分の1の助成や1,000円分のお土産クーポンを交付し、利用促進を図る。(8/1~12/31) 登録した宿泊プランの2分の1(上限1人10,000円)1泊まで対象 お土産クーポン1人1,000円分(500円券2枚)								●	
鹿児島県	出水市	2	貸切バス利用促進事業	市内の団体等又は、市民が半数以上の市外の団体等が利用する市内の貸切バス事業者のバス料金を助成することで、貸切バスの利用促進を図る 貸切バスの借上料の最大50%を補助(1日1台当たり4万円上限)(7/15~2/28)								●	
鹿児島県	出水市	2	ツル観光タクシー事業	出水駅周辺又は出水麓地区から出水市ツル観光センターまでの2次アクセスにタクシーを活用することで、タクシー事業者の支援及び観光客の交通費負担の軽減を図る。(11/1~3/12) 出水駅又は出水麓地区から出水市ツル観光センターまでのタクシー1台当たりの料金を片道1,000円とし、その差額を補助。								●	
鹿児島県	出水市	2	自主運行系統路線バス支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、バス利用者が減少し、収益が悪化している市内を運行する路線バス事業者に支援金を交付する。 路線バス事業者1事業者に対し30万円+加算額:1系統につき3万円(地域間幹線系統は除く)								●	
鹿児島県	出水市	4	プレミアム付商品券発行事業	原油価格・物価高騰の影響を受けた市内経済の回復を図るため、プレミアム付の商品券を発行。10,000円の商品券を5,000円で販売。1市民当たり1口まで購入可能。								●	
鹿児島県	指宿市	4	緊急経営安定化助成事業費補助金	観光協会会員の固定経費分を助成 5,264千円5,264千円	○								
鹿児島県	指宿市	4	緊急経営安定化助成事業費補助金	観光協会会員の固定経費分を助成2,600千円				●		●			
鹿児島県	指宿市	4	緊急経営安定化助成事業費補助金	観光協会会員の固定経費分を助成3,000千円							○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰上分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
鹿児島県	指宿市	4	緊急経営安定化助 成事業費補助金	商工会議所・商工会員の固定経費分を助成12,450千円								○	
鹿児島県	指宿市	2	感染症安全対策補 助金	宿泊施設や飲食店、自動車運送業での感染症の発生予防や衛生対策等に要する経費の3/4を補助する。収容人数等に応じて上限設定 <宿泊施設> 19,000千円 100人以上 100万円 50人~99人 20万円 50人未満 10万円 <飲食店等> 店舗面積100㎡以上 5万円 店舗面積100㎡未満 3万円 <バス事業者> 1台あたり5万円 <タクシー事業者> 1台あたり2万円	○								
鹿児島県	指宿市	2	感染症安全対策補 助金	宿泊施設等での感染症の発生予防や衛生対策等に要する経費の3/4を補助する。収容人数等に応じて上限設定 <宿泊施設> 100人以上 100万円 50人~99人 20万円 50人未満 10万円 <飲食店等> 店舗面積100㎡以上 5万円 店舗面積100㎡未満 3万円 <バス事業者> 1台あたり5万円 <タクシー事業者・自動車運送代行業> 1台あたり2万円				●	●				
鹿児島県	指宿市	2	感染症安全対策補 助金	宿泊施設等での感染症の発生予防や衛生対策等に要する経費の3/4を補助する。収容人数等に応じて上限設定 <宿泊施設> 100人以上 100万円 50人~99人 20万円 50人未満 10万円 <飲食店等> 店舗面積100㎡以上 5万円 店舗面積100㎡未満 3万円 <バス事業者> 1台あたり5万円 <タクシー事業者・自動車運送代行業> 1台あたり2万円									○
鹿児島県	指宿市	2	感染症発生時支援 補助金	新型コロナウイルスの発生時における消毒や掃除等、防疫体制の事業経費の3/4を補助する。収容人数に応じて上限設定。 100人以上 200万円 100人未満 100万円	○								
鹿児島県	指宿市	2	感染症発生時支援 補助金	新型コロナウイルスの発生時における消毒や掃除等、防疫体制の事業経費の3/4を補助する。収容人数に応じて上限設定。 100人以上 200万円 100人未満 100万円				○					
鹿児島県	指宿市	2	感染症発生時支援 補助金	新型コロナウイルスの発生時における消毒や掃除等、防疫体制の事業経費の3/4を補助する。収容人数に応じて上限設定。 100人以上 200万円 100人未満 100万円								○	
鹿児島県	指宿市	4	宿泊緊急対策補助 金	①宿泊者を対象としたプレミアム付き商品券を販売 ②県民向けのプレミアム付き宿泊券を販売①1セットにつき2000円 ②1セットにつき5000円	○								
鹿児島県	指宿市	4	宿泊減緊急対策事 業	宿泊料の半額(上限5000円)を補助 一人分につき宿泊料の半額(上限5000円)				●					
鹿児島県	指宿市	4	宿泊減緊急対策事 業	宿泊料の半額(上限5000円)を補助 一人分につき宿泊料の半額(上限5000円)					●				
鹿児島県	指宿市	4	宿泊減緊急対策事 業	宿泊料の半額(上限5000円)を補助 一人分につき宿泊料の半額(上限5000円)								○	
鹿児島県	指宿市	4	宿泊減緊急対策事 業	宿泊料の半額(上限5000円)を補助 一人分につき宿泊料の半額(上限5000円) ※R4.10月以降実施分								●	
鹿児島県	指宿市	4	テイクアウト商品デ リバリー支援事業	飲食店のテイクアウト商品をタクシーで無償で配達できるよう、配達業務をタクシー協会に委託5,797千円(委託料)	○			●					
鹿児島県	指宿市	4	プレミアム付共通 商品券発行事業	①地域外からの資金流入は短期間では、見込めないため内需の振興を図り、地域内事業者の経営維持を図る。 ②補助金15,000千円 ③プレミアム2,000円×7,500(5,000+2,500)セット 10,000円で12,000円の買い物ができる。 ④指宿商工会議所、なのはな商工会								○	
鹿児島県	指宿市	4	プレミアム付共通 商品券発行事業	地域経済の活性化を図るため、プレミアム付きの商品券を発行 6,500円の商品券を5,000円で販売(プレミアム率30%) 1世帯2セット購入可能。余剰分は抽選。								●	
鹿児島県	指宿市	4	新型コロナウイルス 感染症拡大防止 に係る事業者休業 等支援金	R2.4.24に鹿児島県が行った該当施設の休業及び営業時間の短縮に応じ、要請のとおり実施した事業者のうち次のいずれかに該当する者に支援 金を交付 ①市内に事業所を置く中小企業及び個人事業主 ②市内に事業所を置く者のうち、市内の事業所で常時使用する従業員の数が30人以上の者一律100,000円				●					
鹿児島県	指宿市	2	公共交通事業者支 援事業補助金	本市の公共交通体系(路線バス系統)を確保維持するために、市内を運行する路線バス事業者に補助金を交付する 基本額10万円 加算額2万円×6系統				●					
鹿児島県	指宿市	2	公共交通事業者支 援助成事業	長引くコロナ禍による売り上げ減少や、燃料高騰による経費が増大している公共交通事業者に対して助成する 市内タクシー 30,000円 路線バス・空港バス 100,000円								●	
鹿児島県	指宿市	4	事業継続支援金	国の月次支援金又は県の事業継続一時支援金の交付を受けた事業者に対して、市が上乗せ支給を行うもの 中小法人等 一律20万円 個人事業者等 一律10万円						●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
鹿児島県	西之表市	1	サーモグラフィ設置 事業	島内への新型コロナウイルス感染症の水際対策として、鹿児島本港南ふ頭で検温業務を実施する。鹿児島市1町及び鹿児島県で負担し、実施は鹿児島県で行う。 ア. 365日(委託日数)×27,000円(1日あたり)×1人×1/2(均等割分)×25%(地元負担)=1,231,875円 イ. 365日(委託日数)×27,000円×1人(1日あたり)×1/2(人口割分)×37%(地元負担)=1,823,175円 ア+イ=3,055,050円=3,056,000円								○		
鹿児島県	西之表市	4	原油・物価等高騰 に係る支援事業	新型コロナウイルス感染症や物価等高騰に伴い経営が圧迫している市内の商工業者を対象に経費の一部支援を行う。 令和4年の任意の一月を選択し、かかった経費のうち電気代、ガス代、燃料費の合計に6を乗算した金額の20%。(上半期、下半期に分け2回実施) 市内法人事業 110件×上限30万=33,000,000円 市内個人事業 140件×上限10万=14,000,000円 計 47,000,000円								●		
鹿児島県	垂水市	4	誘客促進事業 た るみずおもてなし キャンペーン！！	コロナウイルスの影響(団体延期等)により、経営悪化している宿泊業者を中心とした観光関連企業に対する支援対策として、本市宿泊者を対象にもれなく本市お勤めの特産品等をプレゼントする。また、本イベント参加者に対してダブルチャンスとして数名様に「森伊蔵」をプレゼントする。 【実績】 523組に対し、1,302個の特産品をプレゼント 3名の方へ森伊蔵をプレゼント【宿泊金額3,001円～6,000円】 2,000円相当の特産品 【宿泊金額6,001円～12,000円】 5,000円相当の特産品 【宿泊金額12,001円～18,000円】 8,500円相当の特産品 【宿泊金額18,001円～24,000円】 10,000円相当の特産品 【宿泊金額24,001円～ 13,500円相当の特産品		○								
鹿児島県	垂水市	4	持続化給付金(市 単独)	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者に対して事業の継続を下支えするための支援金支給。令和2年2月から5月のいずれか1か月間で前年比20～50%未満の減収となった中小企業と個人事業主を対象とし、給付金を支給する。 減収中小企業に5万円支援	○									
鹿児島県	垂水市	4	「コロナに打ち勝 つ」プレミアム商 品券	新型コロナウイルスによる地元商店街の消費落ち込みに対応するため、プレミアム付き商品券を発行する。 販売額2億円、プレミアム率20%、販売限度額5万円 プレミアム分 99,938,500円	○									
鹿児島県	垂水市	4	「市民一丸となっ て産業を盛り上げ よう」プレミアム付 商品券	新型コロナウイルスによる地元商店街の消費落ち込みに対応するため、プレミアム付き商品券を発行する。 販売額1億円、プレミアム率100%、販売限度額2万円 プレミアム分 49,916,500円		○								
鹿児島県	垂水市	4	飲食業支援事業	新型コロナウイルス感染症により特に大きな影響を受けている垂水市内の飲食店に対して事業継続のための支援金支給。令和2年12月から令和3年2月の売上の平均額が、前年同月の売上の平均額と比較して20%以上減少している飲食店を対象とし、支援金を支給する。 減収飲食店に10万円支援		○								
鹿児島県	垂水市	4	持続化給付金(市 単独)	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者に対して事業の継続を下支えするための支援金支給。令和2年12月から令和3年4月のいずれか1か月間で前年又は前前年比20%以上の減収となった中小企業と個人事業主を対象とし、給付金を支給する。 減収中小企業に5万円支援				○						
鹿児島県	垂水市	4	「支え合おう」プレ ミアム付商品券	新型コロナウイルスによる地元商店街の消費落ち込みに対応するため、プレミアム付き商品券を発行する。 販売額7千万円、プレミアム率100%、販売限度額2万円 プレミアム分 3,500万円(実績 25,157,500円)			○							
鹿児島県	垂水市	4	「きばいやるんせ」 プレミアム付商品券	新型コロナウイルスによる地元商店街の消費落ち込みに対応するため、プレミアム付き商品券を発行する。 販売額67,500,000円、プレミアム率約67%、販売限度額1万5千円 プレミアム分 27,000,000円			●							
鹿児島県	垂水市	4	誘客促進事業 た るみずおもてなし キャンペーン 第2 弾	コロナウイルスの影響により、経営悪化している宿泊業者を中心とした観光関連企業に対する支援対策として、本市宿泊者(宿泊代金6,000円以上)を対象にもれなく本市お勤めの特産品等をプレゼントする。また、本イベント参加者に対してダブルチャンスとして数名様に「森伊蔵」をプレゼントする。 【宿泊金額6,000円～12,000円未満】 5,000円相当の特産品1口 【宿泊金額12,000円～24,000円未満】 5,000円相当の特産品2口 【宿泊金額24,000円～ 5,000円相当の特産品3口							○			
鹿児島県	垂水市	4	「盛り上げよう た るみず」プレミアム 商品券	新型コロナウイルスによる地元商店街の消費落ち込みに対応するため、プレミアム付き商品券を発行する。 販売額2億7千万円、プレミアム率20%、販売限度額5万円 プレミアム分 45,000,000円								○		
鹿児島県	垂水市	4	誘客促進事業 た るみずおもてなし キャンペーン 第3 弾(仮)	コロナウイルスの影響により、経営悪化している宿泊業者を中心とした観光関連企業に対する支援対策として、本市宿泊者(宿泊代金6,000円以上)を対象にもれなく本市お勤めの特産品等をプレゼントする。また、本イベント参加者に対してダブルチャンスとして数名様に「森伊蔵」をプレゼントする。 【宿泊金額6,000円～12,000円未満】 5,000円相当の特産品1口 【宿泊金額12,000円～24,000円未満】 5,000円相当の特産品2口 【宿泊金額24,000円～ 5,000円相当の特産品3口								○		
鹿児島県	垂水市	4	垂水市商工業者支 援金給付事業	新型コロナウイルスの感染状況等に起因する原油価格・物価の高騰により事業に影響を受けた事業者を支援するための支援金給付。 対象者:垂水市内に事業所・店舗がある中小企業者(法人)及び個人事業主 支給額:1事業者あたり5万円								●		
鹿児島県	垂水市	2	垂水市公共交通事 業者燃料価格高騰 対策支援事業	新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰の影響により経営が悪化している路線バス事業者の事業継続を支援するため、市内を運行する路線バス事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 補助対象:垂水市内を走行する地域間幹線3系統(令和4年7月1日時点) 算定方法:地域間幹線バス1系統の便数×市内走行キロ程×補助単価(800円)									○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○	9/15まで活用したものに○	活用したものに○	9/9まで活用したものに○ 10/31まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	薩摩川内市	2	新型コロナウイルス感染症関連道路バス運行維持支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中、市民の移動手段の維持、確保を図るため、市内を運行する路線バス事業者へ支援金を支給 基本額20万円+1便当たり5万円加算 (自主運行路線のみ対象)				●					
鹿児島県	薩摩川内市	4	新型コロナウイルス感染症関連プレミアム付商品券事業	新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図るため、市内の事業者で利用できる市内全世帯購入可能なプレミアム付商品券の販売を実施市内全世帯を対象に商品券10,000円分を5,000円で販売(1世帯1セットのみ、1,000円券×10枚)	○								
鹿児島県	薩摩川内市	4	WEB販売促進事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者を支援するため、EC(電子商取引)を活用した市内産品の販売促進を行うもの。 ・インターネット通販「楽天市場」内でのWEB物産展 ・EC未参入事業者のEC販路開拓・インターネット通販「楽天市場」内でのWEB物産展の開催(30%オフクーポン4,500枚配布)		○			●		○		
鹿児島県	薩摩川内市	1	飲食店等感染防止対策認証制度促進事業	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底強化を図るため、鹿児島県飲食店第三者認証制度又は鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度の認証を受けた薩摩川内市内の飲食店や宿泊施設に対し奨励金を交付するもの。 3万円/店舗							○		
鹿児島県	薩摩川内市	2	橋大橋開通鹿児島航路利用促進事業	新型コロナウイルス感染症により減少した鹿児島航路の利用促進のため、運航事業者が作成する旅行プランにおける運賃低減の経費について補助 1,000千円				●					
鹿児島県	薩摩川内市	4	観光施設等誘客促進事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ観光入込客数の回復を目的とした市内観光施設周辺遊スタンプラリーを実施するもの 市内観光施設周辺遊スタンプラリーに要する経費4,651千円				●					
鹿児島県	日置市	4	日置市商工会飲食店等限定プレミアム付商品券事業	新型コロナウイルスの感染拡大により、市内飲食業では宴会や各種会合等の自粛により客足が落ち込み、売上が大きく減少するなど、厳しい状況となっているため、消費喚起策として、飲食店での使用に特化したプレミアム付商品券事業を実施。 ・1口5,000円を4,000円で販売 ・プレミアム率:25%(1口あたり1,000円) ・発行限度口数:12,000口 ・購入限度額:1人あたり5口	○								
鹿児島県	日置市	4	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小企業者等緊急支援給付金支給事業	市内に事務所又は店舗等を有する中小企業者等で、新型コロナウイルスの影響により売上が前年同月と比較し20%以上減少している事業者に対し10万円の支援金を支給。 ・一律10万円 ・影響日 令和2年2月から5月が対象	○								
鹿児島県	日置市	4	日置市商工会プレミアム付商品券事業(キハレ!ひおき応援券)	消費喚起等を図るため、市内事業者で活用できるプレミアム付商品券事業を実施。その中で地域店の利用促進を図るため、地域店舗で商品券を利用すると10%分をキャッシュバック。 ・1口13,000円を10,000円で販売 ・プレミアム率:30%(1口あたり3,000円) ・発行限度口数:20,000口 ・購入限度額:1人あたり3口	○	○							
鹿児島県	日置市	4	中小企業者向け専門支援窓口設置事業(日置市商工会専門派遣事業)	市内事業者向けに、国県助成金等の申請支援に加え、今後、事業を継続する上での経営・金融・技術支援など、それぞれの相談内容に応じた各専門家が支援を行う窓口を設置。人的支援	○								
鹿児島県	日置市	4	地域経済活動支援事業 ①ひおき時間を楽しもうキャンペーン ②貸切バス利用促進事業 ③ひおきの逸品プレミアム付き商品券事業	経済活動の早期回復を目指し、支援の地域格差や業種格差を無くすため、対象事業者別に下記事業を実施。 ①ひおき時間を楽しもうキャンペーン ・宿泊施設対象 ・県民対象とし、宿泊費の6割(上限5,000円)助成 ②貸切バス利用促進事業 ・貸切バス事業者対象 ・貸切バス利用額の7割助成(車種別に上限あり) ・《日帰り》 大型5万円×実走台数・大型以外3万円×実走台数 ・《宿泊を伴う場合》 大型8万円×実走台数・大型以外5万円×実走台数 ③ひおきの逸品プレミアム付き商品券事業 ・伝統工芸品等(薩摩焼菓元、工芸全般)の製造販売事業者対象 ・プレミアム付き商品券、1冊5,000円を3,500円で販売 発行冊数2,000冊 購入限度額 1人5冊	○								
鹿児島県	日置市	4	新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業協力事業者支援給付金	市内に休業要請対象施設を有する事業者で令和2年7月8日から7月21日までの期間、鹿児島県からの休業要請に協力した事業者及び鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業協力金の給付を受けた事業者(法人 一律10万円・個人 一律5万円)	○								
鹿児島県	日置市	4	中小企業者等新型コロナウイルス感染症対策支援事業及び宿泊・旅客運送事業者新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内の宿泊施設、貸切バス、タクシー事業者及び中小企業者等に対し、感染症予防対策及び事業継続に係る取組を支援するため、交付金を交付。 ①宿泊施設(部屋数で上限あり) 10室未満30万円/10~15室未満35万円 15~20室未満40万円/20室以上45万円 ②バス・タクシー事業者(保有台数で上限あり) 《バス》 大型5万円×保有台数/大型以外3万円×保有台数 《タクシー》 特3万円×保有台数/普通2万円×保有台数 ③上記①、②以外の中小企業者 一律20万円上限		○							
鹿児島県	日置市	4	新型コロナウイルス関連緊急経営支援利子補助事業	鹿児島県セーフティネット対応資金(R2.3.31までに保証機関が受付けたもの)及び鹿児島県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金(R2.4.30までに保証機関が受付けたもの)を借り入れた中小企業者へ利子補助		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	日置市	4	雇用創出奨励事業	新型コロナウイルス感染症拡大により、企業収益の悪化や先行きの不透明感から低迷・悪化する雇用情勢において、新規雇用の創出に努める市内事業者を支援するために補助金を交付。正規雇用 1人15万円 就職氷河期世代の正規雇用 1人20万円 最大3名まで		○							
鹿児島県	日置市	4	多言語対応接客マニュアル作成事業	地域に住む外国人や在日外国人旅行者の受入れ環境の整備・強化を図る取組として、交通・飲食・宿泊業などで使用できる指差しマニュアルを作成。マニュアル整備		○							
鹿児島県	日置市	4	中小企業者等事業継続支援給付金支給事業	市内に事務所又は店舗等を有する中小企業者等で、長引く新型コロナウイルスの影響により売上が前年同月と比較し20%以上減少している事業者に対して10万円の支援金を支給。一律10万円 ・影響日 令和2年12月から令和3年3月が対象			○						
鹿児島県	日置市	4	飲食店等限定プレミアム付商品券事業(第2弾)	長引く新型コロナウイルスの感染拡大により、市内飲食業では、売上が大きく減少するなど、厳しい状況となっている。消費喚起策第2弾として、飲食店での使用に特化したプレミアム付商品券事業を実施。・1口5,000円を4,000円で販売 ・プレミアム率:25%(1口あたり1,000円) ・発行限度口数:15,000口 ・購入限度額:1人あたり5口			○						
鹿児島県	日置市	4	日置市商工会プレミアム付商品券事業(第2弾)	消費喚起等を図るため、市内事業者で活用できるプレミアム付商品券事業第2弾を実施。その中で地域店の利用促進を図るため、地域店舗で商品券を利用すると10%分をキャッシュバック。・1口13,000円を10,000円で販売 ・プレミアム率:30%(1口あたり3,000円) ・発行限度口数:30,000口 ・購入限度額:1人あたり3口			○						
鹿児島県	日置市	4	中小企業者向け専門家支援窓口設置事業(第2弾)	市内事業者向けに、国県助成金等の申請支援に加え、今後、事業を継続する上での経営・金融・技術支援など、それぞれの相談内容に応じた各専門家が支援を行う窓口を設置。人的支援			○						
鹿児島県	日置市	2	日置市乗合バス事業者事業継続支援事業費補助金	本市を運行するバス事業者の事業継続を支援。 ・基本額 100,000円 ・加算額 1系統×20,000円		○							
鹿児島県	日置市	1	飲食店感染防止対策支援事業	新型コロナウイルス感染症防止の対策に必要な事業(物品購入費等)を実施する市内の飲食店に補助金を交付し、感染症拡大の防止及び飲食店の事業継続を支援。 補助率:4/5 補助金上限額:1の飲食店につき10万円				●					
鹿児島県	日置市	1	宿泊施設感染防止対策支援事業	新型コロナウイルス感染症防止の対策に必要な事業(物品購入費等)を実施する市内の宿泊施設に補助金を交付し、感染症拡大の防止及び宿泊施設での事業継続を支援 補助率:4/5 補助金上限額:1の宿泊施設につき客室数に応じて上限額を設定 15~30万円				●					
鹿児島県	日置市	4	ひおき時間を楽しもうキャンペーン	鹿児島県内に住所のある方を対象とした。市内宿泊施設割引(補助)事業を実施することにより、市内宿泊施設の利用促進・宿泊事業者支援 1人あたりの宿泊費6割引、上限額あり			○						
鹿児島県	日置市	2	貸切バス利用促進事業	日置市を発着地として市内の貸切バスを利用した団体等について、運賃の助成(補助)事業を実施することにより、市内の貸切バスの利用促進 ・バス事業者支援 ・運賃の最大70%を助成、上限額あり				●					
鹿児島県	日置市	4	中小企業者等緊急経営支援給付金	新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し、まん延防止等重点措置が鹿児島県へ適用された。その適用に伴う外出自粛等の影響により、月間売上が前年又は前々年と比較して、50%以上減少している市内事業者に対して、国の「月次支援金」に上乗せして給付金を支給 ・対象者 国の月次支援金を受給した市内中小企業者等 ・対象月 8月又は9月 ・給付金 国月次支援金給付額と同額 ・上限 中小法人等 20万円/月 個人事業者等 10万円/月					●				
鹿児島県	日置市	4	観光等関連事業者緊急経営支援給付金	新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し、まん延防止等重点措置が鹿児島県へ適用された。その適用に伴う外出自粛等の影響により、月間売上が前年又は前々年と比較して、50%以上減少している市内観光等関連事業者に対して、国の「月次支援金」に上乗せして給付金を支給 ・対象者 国の月次支援金を受給した次の①~⑥の市内事業者 ①宿泊事業者、②貸切バス事業者、③タクシー事業者、④レンタカー事業者、⑤運転代行事業者、⑥旅行事業者 ・対象月 8月又は9月 ・上限 中小法人等 30万円/月 個人事業者等 10万円/月						●			
鹿児島県	日置市	4	「ひおきの逸品」プレミアム付商品券事業	市内の工芸品等に限定したプレミアム付電子商品券事業を実施することにより、観光客等の減少に伴い大きな影響を受けている工芸品等を製造から販売まで市内で行っている事業者を支援 券面額 1口 1,000円 販売額 700円で販売(プレミアム率 約43%)				●					
鹿児島県	日置市	4	ひおき時間を楽しもうキャンペーン	鹿児島県内に住所のある方を対象とした。市内宿泊施設割引(補助)事業を実施することにより、市内宿泊施設の利用促進 ・宿泊事業者支援 ・1人あたりの宿泊費6割引、上限額あり								○	
鹿児島県	日置市	2	日置市タクシー事業者事業継続支援事業費交付金	コロナ禍における原油価格高騰の影響を受けた交通事業者の負担軽減を図り、日置市内のタクシー事業者の燃料費に対する支援と、長期化するコロナ禍において疲弊した事業者を支援することにより、事業継続と市民の移動手段の確保・維持を図る。 ①日置市内に営業所を構えるタクシー事業者 ②事業者保有台数1台あたり40,000円									●
鹿児島県	曾於市	4	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が一定程度減少した中小企業の事業の継続を支援するため、支援金を交付する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が一定程度減少した中小企業の事業の継続を支援するため、支援金を交付する。 ①売上減少率30%以上50%未満 ・・・一律30万円		○							
鹿児島県	曾於市	4	曾於市中小企業事業継続支援金(第2期)交付事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が一定程度減少した中小企業の事業の継続を支援するため、支援金を交付する。 ①売上減少率20%以上50%未満 ・・・特定業種30万円、それ以外の業種20万円 ②売上減少率50%以上 ・・・特定業種50万円、それ以外の業種40万円 ※特定業種とは飲食業、貸切バス業、タクシー業、運転代行業をいう			○						
鹿児島県	曾於市	4	曾於市経済対策配布型商品券(第2弾)さばっど！曾於市！商品券	令和3年3月11日時点で曾於市の住民基本台帳に記載されている方1人につき1冊(500円×10枚)配布 ①全店応援券(5枚):全ての取扱店で使用可能。 ②飲食店・地元店応援券(5枚):飲食店又は地元店でのみ使用可能。 ※飲食店で使用する際は、600円として使用可能。ディカアウトは除く。			○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
鹿児島県	曾於市	4	経済対策配布型商品券(第3弾)事業	コロナの感染拡大が市民生活および市内の事業者の経営に大きな影響を与えていることから、地域における消費喚起を行い、地域経済の活性化を図る。 1人につき1冊(3,000円)配布 なお、飲食店の使用に限り、20%割増での利用が可能。				●						
鹿児島県	曾於市	4	曾於市中小企業継続支援金(第3期)交付事業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、影響を受けた中小企業に対し、事業収入又は売上が一定程度減少した対象者に事業継続化のための支援金を交付することで、経営安定と市内商業の活性化を図る。 売上が20%以上減収した中小企業者 ①飲食店・貸切バス業、タクシー業及び運転代行業 300,000円 ②上記以外の業種で要件に該当する中小企業者 200,000円 ③中小企業者					●					
鹿児島県	曾於市	4	曾於市経済対策配布型商品券(第4弾)	令和4年6月24日時点で曾於市の住民基本台帳に記載されている方 1人につき2冊(500円×10枚×2冊)配布 ①全店応援券(10枚):全ての取扱店で使用可能。 ②飲食店・地元店応援券(10枚): 飲食店又は地元店でのみ使用可能。 ※飲食店で使用する際は、600円として使用可能。 テイクアウトは除く。								○		
鹿児島県	曾於市	4	地域消費喚起プレミアム商品券発行事業	コロナ禍において原油価格や物価の高騰を受けた市民への支援及び地域消費の喚起による事業者支援により、地域経済の活性化を図る。商品券購入希望者(市民) ①1冊6,500円のプレミアム付商品券を5,000円で販売								○		
鹿児島県	曾於市	4	曾於市中小企業継続支援金(第4期)	①コロナ禍による影響が長期化する中、さらにエネルギー物価高騰による影響を受け、売上が一定程度減少した中小企業者に対し、支援金を交付することにより、事業者への影響緩和と地域経済の活性化を図る。 ②1事業者に対する100,000円分の交付金及び事業にかかる事務経費 ③要件に該当し、R4年1月からR4年12月までのうち、売上が前年又は前々年同期比で20パーセント以上減少した月がある中小企業者									●	
鹿児島県	霧島市	4	事業継続支援給付金給付事業【第1期】	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少し、事業を継続することが困難になっている個人事業主を含む市内中小企業者等に対し、事業全般に使える給付金を支給する。一律20万円 ※要件に該当する場合は上乗せ支給有	○									
鹿児島県	霧島市	4	事業継続支援給付金給付事業【第2期】	新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に大きな影響を受け、売上が回復せず、事業継続が困難になっている市内中小企業者等に対し、給付金を支給する。一律10万円 ※要件に該当する場合は上乗せ支給有			○							
鹿児島県	霧島市	4	事業継続支援給付金給付事業【タクシー事業者等緊急支援型】	新型コロナウイルスの感染拡大により、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者等に対し、給付金を給付する。 【タクシー】42千円/台 【代行】70千円/台			○							
鹿児島県	霧島市	4	事業継続支援給付金給付事業【観光関連事業者緊急支援型】	新型コロナウイルスの感染拡大により、国が昨年からのGo Toトラベル事業の一時停止措置を継続したことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けている観光関連事業者の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。 【宿泊業】客室数により給付(上限200万円) 【貸切バス】台数により給付(上限200万円) 【レンタカー】台数により給付(上限100万円) 【駐車場業】駐車台数により給付(上限50万円) 【旅行業】一律20万円			○							
鹿児島県	霧島市	4	事業継続支援給付金給付事業【R3タクシー事業者等緊急支援型】	新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県が市内飲食店を対象に営業時間短縮等を要請(5/10-6/6)することに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。 【タクシー】84千円/台 【代行】140千円/台				●						
鹿児島県	霧島市	4	事業継続支援給付金給付事業【R3タクシー事業者等緊急支援型(第2期)】	新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県が市内飲食店を対象に要請した営業時間短縮期間を延長(6/7-6/20)したことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。 【タクシー】42千円/台 【代行】70千円/台				●						
鹿児島県	霧島市	4	事業継続支援給付金給付事業【第3期】	新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う外出自粛や営業時間短縮要請の影響により、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。 【法人】一律20万円 【個人事業者】一律10万円				●						
鹿児島県	霧島市	4		①新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県が市内飲食店を対象に営業時間短縮等を要請(6/16-8/29)することに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。 【タクシー】42千円/台 【代行】70千円/台 ②新型コロナウイルスの感染拡大により、「まん延防止等重点措置」の措置区域とされ、要請されていた飲食店等に対する営業時間短縮期間が延長(6/30-9/12)されたことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。 【タクシー】42千円/台 【代行】70千円/台 ③新型コロナウイルスの感染拡大により、「まん延防止等重点措置」が延長され、あわせて要請されていた飲食店等に対する営業時間短縮期間が再延長(9/13-9/30)されたことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。 【タクシー】54千円/台 【代行】90千円/台					○					
鹿児島県	霧島市	4	事業継続支援給付金給付事業【第4期】	新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う本県への「まん延防止等重点措置」の適用による外出自粛や営業時間短縮要請の影響により、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。 【法人】一律10万円 【個人事業者】一律5万円 ※要件に該当する場合は上乗せ支給有					●					

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
鹿児島県	霧島市	2	霧島市自主運行系統路線バス緊急支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、路線バスの需要の回復が見込まれない現状において、市民の次がすことのできない移動手段として運行を継続しているバス事業者に対し、補助金を交付する。 ー市内自主運行系統路線バス(他市町にまたがって運行するものを除く。)につき40万円を限度とする。 ※補助対象期間の次年度は、当該次年度を上限額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。					●					
鹿児島県	霧島市	4	修学旅行企画支援事業	令和2年度から3年度にかけて実施している「スクールトリップin霧島! キャンペーン事業」の効果も相俟って、県内外から多くの学校が修学旅行で本市に宿泊しているが、令和4年度についても引き続き再訪いただけるよう、更には、新たに修学旅行予定地として選定いただけるよう、本市への修学旅行を企画し送客した旅行会社に対し、児童・生徒一人1泊当たり1,000円を助成する。							○			
鹿児島県	霧島市	4	事業継続支援給付金給付事業【R3タクシー事業者等緊急支援型(第6-8期)】	①新型コロナウイルスの感染拡大により、本市の飲食店等に対し、営業時間短縮が要請(1/21-2/3)されたことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。 【タクシー】42千円/台 【代行】70千円/台 ②新型コロナウイルスの感染拡大により、本県全域が「まん延防止等重点措置」の適用を受け、要請されていた飲食店等に対する営業時間短縮期間が延長(2/4-2/20)されたことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。 【タクシー】51千円/台 【代行】85千円/台 ③新型コロナウイルスの感染拡大により、「まん延防止等重点措置」の適用期間が延長されるとともに、要請されていた飲食店等に対する営業時間短縮期間が再び延長(2/21-3/6)されたことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。 【タクシー】42千円/台 【代行】70千円/台										
鹿児島県	霧島市	4	事業継続支援給付金給付事業【第5期】	新型コロナウイルスの感染症の拡大の影響により、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。 【法人】一律10万円 【個人事業者】一律5万円 ※要件に該当する場合は上乗せ支給有								●		
鹿児島県	霧島市	4	R4霧島市新型コロナウイルス対策経営改善促進助成事業	新型コロナウイルス感染症により売上等が減少するなど経営の安定に支障をきたしている中小企業者等が、経営の安定を図るために借り入れた新型コロナウイルス関連資金(日本政策金融公庫、商工中金及び鹿児島県中小企業制度資金)を返済するにあたり、当該中小企業者等の返済における負担を軽減するため、借入金額の1%又は2%相当額を助成する。(借入総額上限:1,000万円)									●	
鹿児島県	霧島市	4	R4新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業	市内中小企業者が、ウィズコロナ・ポストコロナにおける経済社会の裏化に対応できるよう、新たな市場への販路開拓(新たな顧客層の開拓や事業形態の転換等)及びIT化などの生産性向上に要する費用の一部を助成することにより、市内中小企業者等の持続的発展を図る。 【一般枠】 補助率:5分の3 補助金限度額:30万円 【新規創業・市内事業者取引枠】 補助率:5分の4 補助金限度額:50万円									●	
鹿児島県	霧島市	4	きりJobマッチング支援事業	コロナ禍や少子高齢化という社会経済上の大きな局面の変化に直面している中、市内事業者の採用活動への支援及び本市で就労を希望する市外在住者のインターンシップ活動を支援することを通じて、市内事業者に対して人材の確保と意欲的な人材とのマッチングを力強く支援することで、市内事業者の持続的発展と労働・定住人口の増加による本市経済の活性化を図る。 【採用活動支援】 補助率:3分の2 補助金限度額:100万円 【インターンシップ支援】 補助率:3分の2 補助金限度額:10万円										●
鹿児島県	霧島市	4	R4プレミアム付商品券等事業	新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による地域経済の落ち込みに対し、消費喚起による地域経済の活性化を図るとともに、原油価格や物価高騰に伴う生活支援を行うため、霧島市内の店舗において期間限定で利用できるプレミアム付商品券を発行・販売する。また、日常生活において物価高騰の影響を受ける低所得(住民税非課税等)世帯の生活を支援するための商品券を発行・配布する。 I プレミアム付商品券事業 【プレミアム率】40パーセント 【発行冊数】100,000冊 【発行総額】100,000冊×14,000円=1,400,000千円 II 低所得世帯等生活支援商品券 【発行冊数】24,500冊 【発行総額】24,500冊×5,000円=122,500千円										●
鹿児島県	霧島市	4	きりしま旅割クーポン事業	長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内観光関連事業者を支援する。また、本市観光における開散期(12月~2月)をクーポン利用期間とする。また、平日のプレミアム率を上げることで旅行の分散化を図り、本市への効果的な誘客に繋げる。 ■当日利用分:5,000円を2,000円で販売 ・平日利用分:5,000円を3,000円で販売 ・土日祝利用分:5,000円を3,000円で販売										○
鹿児島県	霧島市	4	物価高騰対策事業継続支援給付金給付事業	新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰の影響により、経済的に大きな影響を受け、事業継続が困難となっている市内の中小企業者等の経営を支援し下支えするため給付金を交付する。 ■事業継続支援給付金 【法人】一律10万円 【個人事業者】一律5万円 ■物価高騰支援給付金 【法人】一律10万円 【個人事業者】一律5万円									○	
鹿児島県	いちき串木野市	4	いちき串木野市中小企業・小規模事業者緊急支援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から5月のいずれかの月の売上額が前年同月比で5%以上減少している事業所に対し給付金を交付する。 ・給付額 5%以上20%未満 5万円 20%以上 10万円	○									

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分) の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費) の活用 の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	南さつま市	4	オール南さつまきばっと商品券事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等の影響によって事業収入が激減していることから、経済回復を目的とした事業としてプレミアム商品券を販売した。市内の店舗等で利用できるプレミアム商品券10,000円分を1,000円で販売(市民全員が購入可能)		○							
鹿児島県	南さつま市	4	第2回南さつま市事業継続支援給付金交付事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が前年同月比で20%減少した事業者の本市における事業継続を支援するために給付金を交付した。一律10万円		○							
鹿児島県	南さつま市	4	新しい生活様式・営業スタイル推進事業補助金	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、市内事業者等に対して、感染防止対策として購入した備品等の支出に対して助成を行う。補助対象経費の80%を助成(補助額上限15万円)		○							
鹿児島県	南さつま市	4	宿泊事業者等支援給付金	新型コロナウイルス感染症の流行に起因して売上が減少している宿泊事業者等に対し、臨時的に事業継続を支援するための給付金を交付 旅館業:客室数×5万円(上限50万円) 住宅宿泊事業:客室数×5万円(上限50万円) 一般貸切旅客自動車運送事業:貸切バスの保有台数×10万円(上限50万円) 一般乗用旅客自動車運送事業:タクシーの保有台数×3万円(上限50万円) 自動車運転代行業:随伴用自動車の保有台数×3万円(上限50万円) 旅行業、旅行業者代理業又は旅行サービス手配業:一律30万円	○								
鹿児島県	南さつま市	4	「コロナに負けるな!オール南さつまきばっと商品券」等よみかき額降10倍商品券	低迷する市内の経済活性化や市民生活を支援するため、市内登録店舗で利用できる市独自のプレミアム商品券を発行。市内の店舗等で利用できるプレミアム商品券5,000円分を500円で販売(市民全員が購入可能)		○							
鹿児島県	南さつま市	4	「コロナに負けるな!オール南さつまきばっと商品券」感染症防止めざせ安心10倍商品券	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等の影響によって事業収入が激減していることから、経済回復を目的とした事業としてプレミアム商品券を販売した。市内の店舗等で利用できるプレミアム商品券10,000円分を1,000円で販売(市民全員が購入可能)商品券1冊10,000円分のうち、7,000円分は共通券とし、残りの3,000円分は飲食店のみで利用できる。				●					
鹿児島県	南さつま市	4	宿泊事業者等支援給付金	新型コロナウイルス感染症の流行に起因して売上が減少している宿泊事業者等に対し、臨時的に事業継続を支援するための給付金を交付 旅館業:客室数×5万円(上限50万円) 住宅宿泊事業:客室数×5万円(上限50万円) 一般貸切旅客自動車運送事業:貸切バスの保有台数×10万円(上限50万円) 一般乗用旅客自動車運送事業:タクシーの保有台数×3万円(上限50万円) 自動車運転代行業:随伴用自動車の保有台数×3万円(上限50万円) 旅行業、旅行業者代理業又は旅行サービス手配業:一律30万円				●					
鹿児島県	南さつま市	4	第3回南さつま市事業継続支援給付金交付事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が前年同月比で20%減少した事業者の本市における事業継続を支援するために給付金を交付した。一律10万円					●				
鹿児島県	南さつま市	4	“オール南さつまきばっと商品券”「今だからこそ10倍商品券」	コロナ禍において、原油価格や物価の高騰により大きな影響を受けている市民の生活を支えることを第一に考え、地域内流通を活発にすることで低迷する地域経済の活性化と景気回復を図ることを目的に、市内登録店舗で利用できるプレミアム商品券(額面2万円)を市民1人当たり2,000円で販売するもの(2万円の肉類、飲食店専用500円×10枚・共通券1,000円×15枚)								●	
鹿児島県	南さつま市	4	エネルギー関連経費高騰対策支援事業	①コロナ禍における原油価格の上昇に伴うエネルギー関連経費の高騰の影響を受ける事業者へ、経営を維持または継続するための緊急的な支援を行う 令和3年10月から令和4年9月までのいずれかの月の対象経費(ガソリン、灯油、軽油、重油、電気、ガス)を一定額以上支出している場合に支出額に応じて補助金を支出する。(上限:10万円) ②補助金及び事務費 ③補助金100,000千円(10万円×1,000事業者) 事務費:会計年度任用職員経費841千円、消耗品費200千円、郵送料12千円 ④商工業者、水産業者、農林業者									●
鹿児島県	南さつま市	4	エネルギー関連経費高騰対策支援事業	①コロナ禍における原油価格の上昇に伴うエネルギー関連経費の高騰の影響を受ける事業者へ、経営を維持または継続するための緊急的な支援を行う 令和3年10月から令和4年9月までのいずれかの月の対象経費(ガソリン、灯油、軽油、重油、電気、ガス)を一定額以上支出している場合に支出額に応じて補助金を支出する。(上限:10万円) ②補助金及び事務費 ③補助金100,000千円(10万円×1,000事業者) 事務費:会計年度任用職員経費841千円、消耗品費200千円、郵送料12千円 ④商工業者、水産業者、農林業者									●
鹿児島県	志布志市	4	Withコロナ応援給付金事業(宿泊施設分)	令和2年6月1日以前から市内で引き続き主たる事業として宿泊施設を営んでおり、令和2年6月から7月のいずれかの月において、売上合計が前年同月と比較して1割以上減少している事業主に給付金を交付。 宿泊施設 対象期間の売上実績に応じ30万~330万円		○							
鹿児島県	志布志市	2	誘客促進特別支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、フェリーさんふらわあの乗客が大幅に減少したため、さんふらわあの事業継続及び本市のグルメ・観光・宿泊に乗船客を誘客することで経済の回復を図ることを目的とする。運賃特別割引助成25,000,000円 フェリーさんふらわあの乗船プラン(4プラン)への運賃特別割引助成。 弾丸プラン(2プラン) 4,500円割引 船に泊まろう。プラン 往路4270円 復路3,960円割引 舟遊プラン(大版・志布志間のみ) 4,270円割引				●					
鹿児島県	志布志市	2	誘客促進特別支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、フェリーさんふらわあの乗客が大幅に減少したため、さんふらわあの事業継続及び本市のグルメ・観光・宿泊に乗船客を誘客することで経済の回復を図ることを目的とする。 ・サーモグラフィ設置助成: 375,000円 ・設置費用の1/2助成 ・運賃特別割引助成: 24,625,000円 ・片道利用 2,660円割引 ・往復利用 7,010円割引		○							
鹿児島県	志布志市	4	商工業振興資金新型コロナウイルス対策利子補給補助金	市内で1年以上継続して、事業を営んでいる中小事業者で、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、最近1か月間の売上高等が前年同月比で5%以上減少していること。償還する利子のうち融資利率3%の利子相当額以内と(ただし、融資利率が3%以内の融資は支払う利子相当額以内)、一事業者への給付額は、30万円を限度とする。		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	志布志市	4	緊急経済対策プレミアム商品券発行事業	新型コロナウイルス感染症拡大で、多大な影響を受けている飲食及び宿泊事業者の店舗で利用できるプレミアム付き商品券を発行する。【発行額面総額105,000万円】 ア 飲食業向け 1冊5,000円で6,500円分の商品券を10,000冊販売。(プレミアム率30%) イ 宿泊業向け 1冊10,000円で20,000円分の商品券を2,000冊販売。(プレミアム率100%)	○	○							
鹿児島県	志布志市	4	特定固定経費支援事業	市内に主たる事業所を有し、令和2年3月から5月の任意の月で、月間売上が前年同月と比較し1割以上減少している事業者で今後も事業継続の意思があること。令和2年3月から5月までの3か月間に要した、電気・水道・ガス・燃料に係る費用の半額を補助。 補助上限額:水道 50万円、ガス 50万円 電気 100万円、燃料 100万円		○							
鹿児島県	志布志市	4	経営持続化給付金支援事業	市内に事業所を有しており、令和2年3月から5月のうち、任意の1か月の売上高が、前年同月に比して、1割以上減少している事業者で、受給後も事業継続する意思のある者。業種・規模に応じて、15万円～65万円。	○								
鹿児島県	志布志市	4	Withコロナ応援給付金事業(宿泊施設以外)	市内に事業所を有しており、令和2年6月から7月のうち、任意の1か月の売上高が、前年同月に比して、1割以上減少している事業者で、受給後も事業継続する意思のある者。業種・規模に応じて、10万円～100万円。	○								
鹿児島県	志布志市	4	コロナに負けない! SHIBUSHIプレミアム商品券発行事業	収束の見えないコロナ禍で、市内事業者の支援と地元の消費拡大を支援するために、プレミアム率30%を付与した商品券を発行する。【発行額面総額32,500万円】 1冊10,000円で13,000円の商品券を25,000冊販売。(プレミアム率30%)		○							
鹿児島県	志布志市	4	中小事業者管理コスト支援事業給付金	市内に事業所を有しており、令和3年1月から3月までの平均売上高が令和元年1月から3月までの平均売上高と比較して1割以上減少している事業者。事業形態により5万円から20万円				○					
鹿児島県	志布志市	4	商工業設備投資等支援補助事業	市内に事業所を有しており、コロナ禍において新しい生活様式に対応するための、改築工事や感染症対策のための備品購入等を支援する。備品購入および改築工事の5分の3を補助。 補助上限額 備品購入5万円 改築工事25万円				○					
鹿児島県	志布志市	4	キャッシュバック志布志キャンペーン事業	志布志市内の宿泊施設への宿泊かつ市内での消費行動等、一定の条件を満たした個人旅行者に対し、旅行消費額に応じて現金還元を実施。 キャッシュバック金額(最低4,000円～最大10,000円) 1【宿泊】金土・祝前日 3,000円 (上記以外) 4,000円 2【買い物・サービス】 最大3,000円 3【フェリーさんふらわあ利用】 2,000円 4【志布志市観光特産品協会ECサイト登録】 1,000円						●			
鹿児島県	志布志市	4	コロナに負けない! 特別応援給付金事業	コロナの感染拡大の影響により、事業継続に支障をきたしている市内事業者に対し、応援給付金を支給する。(ただし、県の時短要請協力金を受給する事業者は対象外) 飲食業 20万円～30万円 運転代行業 10万円/1台 20万円/2台以上 飲食店取引事業者 15万円 農林漁業等を除くその他業種 10万円						●			
鹿児島県	志布志市		経営持続化しゅし版応援給付金事業(宿泊施設分)	コロナの感染拡大の影響により、事業継続に支障をきたしている市内宿泊施設に対し、応援給付金を支給する。 ・宿泊施設 10万円～440万円								○	
鹿児島県	志布志市	4	持続化給付金しゅし版応援給付金	コロナの感染拡大の影響により、事業継続に支障をきたしている市内事業者に対し、応援給付金を支給する。(ただし、県の時短要請協力金を受給する事業者は対象外) 対象月の売上減少率および月平均売上高の減少額に応じて、10万円から55万円を給付。								○	
鹿児島県	志布志市	4	志布志市事業継続設備投資等支援事業	コロナ禍で疲弊している市内の既存店舗の立て直しを図るため、店舗改修工事や新しい生活様式に対応した備品購入等を支援する。改修工事および備品購入の3分の2を補助し、補助上限額30万円。※備品購入については上限10万円まで								○	
鹿児島県	志布志市	4	貸切バス旅行誘致事業	コロナ禍によるマイクロツーリズムの需要の高まりや県内教育旅行の誘致に資するため、貸切バスによる団体旅行を支援する。教育旅行バス1台当たり30,000円、企画旅行バス1台当たり20,000円、宿泊加算1人あたり2,000円を補助。								○	
鹿児島県	志布志市	4	志布志市プレミアム商品券発行事業	プレミアム商品券の発行 発行総額360,000円 プレミアム率20%								●	
鹿児島県	志布志市	4	物価高騰しゅし版応援給付金事業(宿泊施設等)	物価高騰の影響により事業継続に支障をきたしている宿泊施設等に対し、事業存続の支援を図るための給付金の交付する。 ・宿泊施設10万円～300万円 ・宿泊施設で公衆浴場を経営しているものは、売上金額に応じ、10万円若しくは30万円を加算。 一般公衆浴場(ただし、鹿児島県公衆浴場原価格・物価高騰対策事業補助金対象外の施設)30万円									
鹿児島県	志布志市	2	地域間幹線系統バス燃料価格高騰対策支援事業補助	新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰の影響により収益が悪化している路線バス事業者の事業継続を支援するため、市内を運行する路線バス事業者に対し、予算の範囲内において地域間幹線系統バス燃料価格高騰対策支援事業補助金を交付する。									●
鹿児島県	志布志市	2	誘客促進特別支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、フェリーさんふらわあの乗客が大幅に減少したため、さんふらわあの事業継続及び本市のグルメ・観光・宿泊に乗船客を誘客することで経済の回復を図ることを目的とする。遺賞特別割引助成25,000,000円 片道割引:2,210円～4,420円割引(予約方法及び利用時期にて変動) 往復利用:4,420円～7,030円割引(予約方法及び利用時期にて変動)									○
鹿児島県	志布志市	4	物価高騰しゅし版応援給付金事業(宿泊施設以外)	コロナ禍の中で物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境におかれている市内商工業者に、事業継続を目的とした物価高騰しゅし版応援給付金を交付。業種により10万円から18万円。								○	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) 活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) 活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費) 活用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	奄美市	2	乗って応援「貸切バス」利用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等の影響により、利用者が減少している貸切バス運行事業者を支援するため、補助金を交付する。 貸切バスの運賃等(消費税を除く。)の7/10(1台82,000円上限。10円未満は切捨て) 対象となるものは、運賃・ガイド代・航走路料		○							
鹿児島県	奄美市	4	タクシー事業者等緊急支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、鹿児島県が市内飲食店を対象に営業時間の短縮等を要請することに伴い、利用客の減少等、大きな影響を受ける市内の事業者等の事業継続と雇用の安定を図ることを目的とし、奄美市が交付する (1) 事業者割 1事業者あたり50,000円 (2) 車両割 次に定める額とする。 ア 一般乗用旅客自動車運送事業 営業車両1台あたり50,000円 イ 自動車運転代行業 随伴用車両1台あたり50,000円		○							
鹿児島県	奄美市	2	令和3年度乗って応援貸切バス利用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等の影響により、利用者が減少している貸切バス運行事業者を支援するため、補助金を交付する。 貸切バスの運賃等(消費税を除く。)の7/10(1台82,000円上限。10円未満は切捨て) 対象となるものは、運賃・ガイド代・航走路料	○	○							
鹿児島県	奄美市	4	タクシー事業者等支援金	鹿児島県による飲食店に対する営業時間の短縮要請(R3.5.10~R3.5.23)に伴い、直接的な影響の大きいタクシー・運転代行事業者及びその従業員に対して支援金を支給 (1)運転手への支援 一人あたり上限30,000円 (2)法人への支援 運転手への支援と同額	○	○							
鹿児島県	奄美市	1	奄美市レンタカー感染防止対策支援事業	市内のレンタカー事業者が取り組む新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に対し、その費用の一部を助成 R3.6.1時点のレンタカー保有台数に応じて以下のとおり(補助率10/10) 1台以上19台以下:10万円 20台以上49台以下:15万円 50台以上99台以下:20万円 100台以上199台以下:30万円 200台以上:50万円	○	○							
鹿児島県	奄美市	4	タクシー事業者等支援給付金	鹿児島県による飲食店に対する営業時間の短縮要請(R4.1.11~R4.3.6)に伴い、直接的な影響の大きいタクシー・運転代行事業者及びその従業員に対して支援金を支給 (1)運転手への支援 一人あたり上限30,000円 (2)事業所への支援 ・タクシー 車両保有台数21台以上 300,000円 車両保有台数20台以下 200,000円 ・自動車運転代行業者 一律100,000円									
鹿児島県	南九州市	4	南九州市「あなた取組応援します!」サポート補助金	中小企業者の新たな地域経済活動等に要する費用の一部支援 個人事業主4/5以内(最大10万円)団体3/4以内(最大20万円)※R4年度は個人事業主3/4以内(最大20万円)	○		○					○	
鹿児島県	南九州市	4	県民共済「プレミアム付商品券発行事業」	地域内消費を喚起し、地域経済を支援するもの市内登録事業所で使用できるプレミアム付商品券7,500円分を5,000円で発行(率50%) ※1世帯4セット限り	○								
鹿児島県	南九州市	4	南九州市商工水産業経営支援助成金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した事業者の本市における事業継続を支援するために助成金を交付売上20%以上減において一律10万円	○								
鹿児島県	南九州市	4	南九州市事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した事業者の本市における事業継続を支援するために支援金を交付売上80%以上減の場合(個人事業主:売上減少額の1/2又は10万円のいずれか低い額。法人:売上減少額の1/2又は50万円のいずれか低い額) 売上90%以上減の場合(個人事業主:売上減少額の1/2又は20万円のいずれか低い額。法人:売上減少額の1/2又は100万円のいずれか低い額)			○						
鹿児島県	南九州市	4	南九州市事業維持支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した事業者の本市における事業継続を支援するために支援金を交付売上50%以上減において、個人事業主は売上減少額の1/2又は10万円のいずれか低い額。法人は売上減少額の1/2又は20万円のいずれか低い額				○					
鹿児島県	南九州市	4	南九州市雇用継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の事業所において令和2年4月1日から令和3年4月30日までの期間に実施した休業にかかる雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金を含む。)の支給決定額の15%に相当する額を交付雇用調整助成金等支給決定額の15%上限20万円				○					
鹿児島県	南九州市	4	南九州市がんばる中小企業支援補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた長期にわたる行動自粛等に起因する商流の変化に対応し、生産性向上のために実施する中小企業の設備投資に要する経費に対し補助金を交付(一次産品を除く)非接触型ビジネスモデル設備投資事業。補助率2/3上限100万円 新規製品開発製造事業:補助率1/2上限100万円				○					
鹿児島県	南九州市	4	南九州市経営相談事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、無利子補助の制度拡充がある反面、融資額の増大後の経営対策が急がれている。そこで融資返済等の問題に直面する事業者へ、専門家等の相談を得るための機会を設け、事業継続計画の推進を図るため商工会が独自に実施する相談会の開催費用を補助商工会による相談会の開催				○					
鹿児島県	南九州市	4	南九州市で買い物!キャンペーン事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている商店街活性化のため、広告により集客し、市内で2万円の買い物に対し、商店街共通商品券5千円分を抽選で送付することで、商店街活性化と消費喚起に取組むもの消費喚起、市内事業所が対象予定				○				○	
鹿児島県	南九州市	4	プレミアム付商品券事業	1セット7,500円の市内共通商品券を5,000円で販売(抽選方式)。1世帯4セットまで購入可。消費喚起、取扱店の募集				○					
鹿児島県	南九州市	4	貸切バス・タクシー事業者支援助成金交付事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に大きな影響を受けているバス・タクシー事業者を支援するため助成金を交付 貸切バス1台あたり10万円 タクシー等1台あたり1万円 ※上限200万円				○					
鹿児島県	南九州市	4	市乗合バス事業者事業継続支援助成金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者の減少や感染拡大防止対策にかかる経費の増加など、事業継続に大きな影響を受ける乗合バス事業者に対し、助成金を交付 基本額10万円+加算額2万円×市内を運行する乗合バス路線(地域間幹線系統)数			○						○
鹿児島県	南九州市	4	プレミアム付商品券事業	1セット10,000円の市内共通商品券を5,000円で販売(抽選方式)。1世帯4セットまで購入可。消費喚起、取扱店の募集				○					○
鹿児島県	南九州市	4	南九州市で買い物!キャンペーン事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている商店街活性化のため、広告により集客し、市内で1万円の買い物に対し、商店街共通商品券5千円分を抽選で送付することで、商店街活性化と消費喚起に取組むもの消費喚起、市内事業所が対象予定				○				○	
鹿児島県	南九州市	4	南九州市商工水産業経営持続化支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和4年のいずれかの月の売上又は粗利益が前年同月と比較して20%以上減少、若しくは光熱費、車両費、燃料費が20%以上増加した事業者の本市における事業継続を支援するために支援金10万円を交付※交通事業者等燃油支援事業補助金の受給者は対象外				●				●	

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	南九州市	2	地域公共交通事業 継続支援事業補助 金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた行動自粛及び世界情勢の変化等による原油価格の高騰等により、特に経営に影響を受けている市内タクシー事業者等及び本市コミュニティバス事業者の事業継続に必要な経費に対し補助を行う。 ・市内タクシー事業者支援分…1台当たり13万2千円 ・コミュニティバス委託事業者支援分…実走行距離1km当たり15.8円									○
鹿児島県	伊佐市	4	商工会員支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響下でも、地域経済を活性化していく商工会員を支援するため補助金を交付 一律5万円	○								
鹿児島県	伊佐市	4	プレミアム付き商品 券販売	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた様々な業種を支援するためプレミアム付き商品券の販売を実施・地元の商店街で利用できるプレミアム付き商品券14,000円分を10,000円で販売 ※一世帯5セットまで購入可	○								
鹿児島県	伊佐市	4	事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した事業者の本市における事業継続を支援するために補助金を交付 (R2.3~9のいずれか7月の売上が20%以上50%未満減少) 一律 20 万円		○							
鹿児島県	伊佐市	4	事業継続緊急支援 事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した事業者の本市における事業継続を支援するために補助金を交付 (R2.12~R3.2の任意の1月の売上が20%以上減少) 最大10万円		○							
鹿児島県	伊佐市	4	事業継続支援事業 (事業者支援補助 金)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した事業者の本市における事業継続を支援するために補助金を交付 (R3.8~R3.9の任意の1月の売上が前年又は前々年同期と比して20%以上減少) 最大20万円					●				
鹿児島県	伊佐市	4	緊急地域経済活性 化対策事業(プレミ ウム付き商品券販 売)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた様々な業種を支援するためプレミアム付き商品券(食事券+商品券)の販売を実施 ・地元の商店街で利用できるプレミアム付き商品券14,000円分(うち2,000円分は食事券)を10,000円で販売 ※一世帯5セットまで購入可				●					
鹿児島県	伊佐市	4	緊急地域経済活性 化対策事業(プレミ ウム付き商品券販 売)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた様々な業種を支援するためプレミアム付き商品券(食事券+商品券)の販売を実施 ・地元の商店街で利用できるプレミアム付き商品券14,000円分(うち2,000円分は食事券)を10,000円で販売 ※一世帯5セットまで購入可								●	
鹿児島県	伊佐市	4	伊佐市タクシー事 業者及び運転代行 事業者緊急支援事 業(令和3年度営業 時間短縮期間分)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、鹿児島県が令和3年8月20日から令和3年9月30日まで及び令和4年1月27日から令和4年3月6日まで、本市内飲食店を対象に営業時間の短縮等を要請したことに伴い、利用者の減少など大きな影響を受けた市内のタクシー事業者及び運転代行事業者の経営を支援するもの※支援上限額 1事業者あたり 607万5千円 タクシー事業者 243,000円/台 運転代行事業者 405,000円/台								●	
鹿児島県	伊佐市	4	緊急地域経済活性 化対策事業(キャッ シュ決済事業者:auPAY、d払い、Payどん、PayPay 還元)	新型コロナウイルス対策として、接触機会が減少するキャッシュ決済の利用推進と、市内外からの消費を呼び込むことで市内経済の活性化を図ることを目的として、決済金額の30%分のポイント還元を行う。 対象決済事業者:auPAY、d払い、Payどん、PayPay 予算総額:80,000千円								●	
鹿児島県	始良市	4	始良市事業継続支 援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月から同年5月の売上が、前年同月と比して20%以上50%未満減少した事業者を支援一律 10万円	○								
鹿児島県	始良市	4	第2期始良市事業 継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年6月から同年8月の売上のうちいずれか一月の売上が、前年同月と比して20%以上減少した事業者を支援一律 10万円		○							
鹿児島県	始良市	4	第3期始良市事業 継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年9月から同年12月の売上のうちいずれか一月の売上が、前年同月と比して20%以上減少した事業者を支援一律 10万円			○						
鹿児島県	始良市	4	第4期始良市事業 継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月から同年3月の売上のうちいずれか一月の売上が、前年同月と比して20%以上減少した事業者を支援一律 10万円				○					
鹿児島県	始良市	4	始良市コロナに負 けるな起業家支援 金	新型コロナウイルス感染症が拡大する厳しい経済状況の中、始良市内において新たに起業した事業者を支援。一律 20万円				○					
鹿児島県	始良市	4	始良市観光事業等 継続支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により観光客やビジネス客が減少し、深刻な影響を受けている観光事業者(宿泊事業者、貸切バス事業者、自動車運転代行事業者)の事業継続を支援。 (基本額:共通) 一律10万円 (宿泊施設) 客室50室以上 400,000円加算 客室20室以上50室未満 300,000円加算 客室20室未満 200,000円加算 (貸切バス) 保有台数 × 30,000円加算 (運転代行) 保有台数 × 5,000円加算			○						
鹿児島県	始良市	4	始良市プレミアム 商品券	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛又は営業自粛の影響により、売上が減少し、経営に苦慮している飲食サービス業等の事業継続及び経営安定を支援することに加え、低迷している市内消費に刺激を与え、市内経済の活力回復及び産業の振興に資することを目的とした始良市独自のプレミアム商品券の発行、販売等の事業を行う。5,000円で10,000円分の商品券を販売。(1世帯1冊) 商品券10,000円のうち4,000円分は取扱店舗に登録した飲食店、宿泊施設のみで使用。		○							
鹿児島県	始良市	4	公共交通支援事業	新型コロナウイルスの影響により公共交通の利用者が減少し収益が悪化している市内を運行する路線バス・タクシー事業者に給付金を交付。(バス事業者) 基本額20万円+加算額1系統につき2万円 (タクシー事業者) 基本額10万円+加算額1台につき5千円		○							
鹿児島県	始良市	4	始良市公共交通支 援金	新型コロナウイルス感染症拡大により、不要不急の外出の自粛要請に伴い大きな影響を受けている公共交通事業者(バス事業者)に対し支援金を給付する。 (バス事業者) 基本額20万円+加算額1系統につき2万円					●				
鹿児島県	始良市	4	令和3年度始良市 プレミアム商品券	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛又は営業自粛の影響により、売上が減少し、経営に苦慮している飲食サービス業等の事業継続及び経営安定を支援することに加え、低迷している市内消費に刺激を与え、市内経済の活力回復及び産業の振興に資することを目的とした始良市独自のプレミアム商品券の発行、販売等の事業を行う。 5,000円で8,000円分の商品券を販売。(1世帯1冊) 商品券8,000円のうち2,000円分は取扱店舗に登録した飲食店、宿泊施設・タクシーのみで使用。				●					
鹿児島県	始良市	4	第5期始良市事業 継続支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年8月から同年9月の売上のうちいずれか一月の売上が、前年同月と比して20%以上減少した事業者を支援。また、飲食店等と直接取引のある事業者に加算金あり。 一律 10万円 加算額 10万円 飲食店取引事業者のみ					●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	5/20まで活用 したものに○ 7/30まで活用 したものに●	9/15まで活用 したものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請 したものに●
鹿児島県	姶良市	4	姶良市タクシー事 業者等支援金	新型コロナウイルス感染拡大により、飲食店への営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛要請により大きな影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行事業者に対し支援金を給付。 (タクシー事業者) 基本額20万円+加算額1台につき2万円 (代行事業者) 基本額20万円+加算額1台につき3万円						●			
鹿児島県	姶良市	4	地域消費喚起プレ ミアム商品券事業	コロナ禍において物価高騰及び原油価格高騰の影響を受けている市民の支援や地域経済の活性化を図るため、市内消費に刺激を与え市内経済の活力回復及び産業の振興に資することを目的に、市独自のプレミアム商品券を発売する。 10,000円で14,000円分の商品券を販売。(1世帯1冊) 商品券全て共通券とし、登録店舗で利用可能									●
鹿児島県	姶良市	4	物価高騰等対策事 業者支援事業	物価高騰や原油価格高騰の影響を受けている市内事業者を支援するため、姶良市内に事業所・店舗を有する中小企業者及び個人事業主に対して、令和3年12月31日以前に事業を開始し、かつ申請時において姶良市内で継続して6か月以上事業を営んでおり、今後も引き続き事業を継続する意旨がある事業者に対して一律5万円を支給する。									●
鹿児島県	三島村	4	フェリーみしま感 染症対策事業	本村のフェリーみしま船内の抗菌、抗ウイルスコーティング及び銀イオン除菌、抗西ミスト空間噴霧装置委託料 3,608千円				○					
鹿児島県	十島村	4	商工支援金(関係 事業者支援金)	観光客等の受け入れ自粛に協力している民宿に対して協力金を支給する。一律20万円	○								
鹿児島県	十島村	4	水産事業支援(遊 漁船事業者支援 金)	事業の自粛要請に伴い、次の①②の者に対し支援する。 ①昨年営業実績のある者 ②最近免許取得者で、キャンセルを受けた者一律20万円		○							
鹿児島県	十島村	4	水産事業支援(遊 漁船事業者支援 金)	事業の自粛要請に協力した遊漁船業者一律20万円		○							
鹿児島県	十島村	4	観光支援金(マリ ン観光事業支援)	村内におけるマリン観光事業を推進する個人事業者において新型コロナウイルス期間に村からの自粛要請に協力したものに支援 300,000円×1名=300,000円 50,000円×2名=100,000円		○							
鹿児島県	十島村	4	商工支援金(関係 事業者支援金)	観光客等受け入れ自粛要請をしている民宿に対して協力金を支給する。一律10万円		○							
鹿児島県	さつま町	4	奥薩摩GOGOキャ ンペーン宿泊助成 事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用者が激減したことに伴い、感染症の状況を踏まえうえで、利用者に対して、期間限定の宿泊割引キャンペーンを実施する 町外宿泊者 大人1泊3,000円/人(最大2泊まで) 町内宿泊者 大人1泊半額/人(最大10,000円) 簡易宿泊所については大人1泊1,000円/人(最大2泊まで)		○							
鹿児島県	さつま町	4	さつま町中小事 業者継続緊急支 援事業	前年同月比で事業収入が20%以上減少した町内の中小事業者に対し、事業継続のための支援金を交付し、苦境にある事業者を支援する1事業者当たり100千円	○								
鹿児島県	さつま町	4	応援商品券事業	売上等に大きな打撃を被った事業者等を支援するため、町民一人当たり1万円の応援商品券を支給し、消費喚起を行う 飲食店のみ 3,000円 中小事業所・店舗のみ 4,000円 全店共通 3,000円		○							
鹿児島県	さつま町	4	さつま町公共交 通車運賃助成事 業	町内商業施設等での消費拡大を促進させるため、町民の移動に要する費用負担を軽減する(応援商品券事業の促進を兼ねる) 乗車運賃全額町負担 大人 200円/回 中学生以下 100円/回		○							
鹿児島県	さつま町	4	さつま町事業継 続緊急支援金給 付事業	前年同月比で事業収入が10%以上減少した町内の中小事業者に対し、事業継続のための支援金を交付し、苦境にある事業者を支援する1事業者当たり上限100千円						○			
鹿児島県	さつま町	4	第2弾さつま応 援商品券事業	売上等に大きな打撃を被った事業者等を支援するため、町民一人当たり1万円の応援商品券を支給し、消費喚起を行う 飲食店のみ 3,000円 中小事業所・店舗のみ 4,000円 全店共通 3,000円				○					
鹿児島県	さつま町	4	第3弾さつま応 援商品券事業	売上等に大きな打撃を被った事業者等を支援するため、町民一人当たり1万円の応援商品券を支給し、消費喚起を行う 飲食店のみ 3,000円 中小事業所・店舗のみ 4,000円 全店共通 3,000円								○	
鹿児島県	さつま町	4	さつま町地域交 通等原油価格高 騰対策	長引くコロナ禍に加え、燃料価格高騰による影響を受けている交通事業者等の経営安定化及び運行継続を図る 地方路線バス事業者 基本額300千円+自主的に運行している路線1系統当たり3万円 タクシー・バス事業者 タクシー事業用自動車1台当たり3万円 バス事業用自動車1台当たり5万円 自動車運転代行業者 自動車運転代行業随伴用自動車1台当たり8万円								●	
鹿児島県	さつま町	4	商工振興事務費	コロナ禍において原油価格や物価の高騰を受けた生活者の支援や地域経済の活性化を図るため、市町村が実施するプレミアム商品券の発行やポイント還元事業等を支援するための経費									○
鹿児島県	さつま町	1	感染症対策教育支 援事業	コロナ禍における小・中学校の修学旅行等における借上バスの密接空間を緩和させるためのバスの増便並びに小・中学校の修学旅行のキャンセル時に発生するキャンセル料を補助するための経費									○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
鹿児島県	長島町	2	フェリー利用促進事業	①移動自庫により利用が減少した天長フェリーの利用促進と、獅子島島民の交通費負担軽減を図り、経済活動・交流を促進するため、車両運賃の一部を補助 ②離島である獅子島島民が天長フェリーを利用する際の、車両運賃の一部を補助 区間 車長 車両運賃 補助額 片側一諸浦 4m未満 3,720 820 片側一中田 4m未満 4,160 860 片側一諸浦 5m未満 4,360 960 片側一中田 5m未満 5,040 1,040 片側一諸浦 6m未満 5,320 1,120 片側一中田 6m未満 5,940 1,240 片側一諸浦 8m未満 6,900 1,400 片側一中田 8m未満 7,980 1,680		○								
鹿児島県	長島町	4	長島町宿泊応援キャンペーン事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、町内への宿泊客数が前年に対し8割以上も減少し、町内宿泊事業者は経営の維持に苦慮している状況である。そこで、町内の宿泊業者の健全な経営を支援し、今後事業のV字回復を期待するため、宿泊費の半額助成 宿泊助成金 1/2 (限度額4,000円) お土産(特産品) 1,000円		○								
鹿児島県	長島町	4	長島町プレミアム付商品券事業	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている地域経済や住民生活の状況を鑑み、住民の個人消費を支援するとともに町内での消費を喚起し、産業の活性化につなげるため、プレミアム付商品券を販売する。町内全世帯の4、500世帯に額面5,000円で1,000円券10枚を販売する。				○						
鹿児島県	長島町	4	事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した事業者の本市における事業継続を支援するために給付金を交付令和元年と令和2年の事業収入を比較して2割以上減少した事業者に20万円、2割未満の場合9万円を支給する。				○						
鹿児島県	長島町	2	フェリー利用促進事業	①移動自庫により利用が減少した天長フェリーの利用促進と、獅子島島民の交通費負担軽減を図り、経済活動・交流を促進するため、車両運賃の一部を補助 ②離島である獅子島島民が天長フェリーを利用する際の、車両運賃の一部を補助 区間 車長 車両運賃 補助額 片側一諸浦 4m未満 3,720 820 片側一中田 4m未満 4,160 860 片側一諸浦 5m未満 4,360 960 片側一中田 5m未満 5,040 1,040 片側一諸浦 6m未満 5,320 1,120 片側一中田 6m未満 5,940 1,240 片側一諸浦 8m未満 6,900 1,400 片側一中田 8m未満 7,980 1,680				●						
鹿児島県	長島町	4	新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金	まん延防止等重点措置の実施に伴う、飲食店の営業時間短縮要請に対する協力金。 事業者70件分 5,986千円				●						
鹿児島県	長島町	2	路線バス支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、バス利用者が減少し、収益が悪化している町内を運行する路線バス事業者に支援金を交付する。 (基本金30万円) + (-)路線当たり3万円)								●		
鹿児島県	長島町	2	長島町地域交通関係事業者等事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、貸切バス事業者、タクシー事業者、貸切船舶事業者が影響を受けていることから、感染防止対策や事業継続のための経費の一部を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付する。 貸切バス事業者1台当たり15万円×台数 タクシー事業者1台当たり5万円×台数 貸切船舶事業者1事業者当たり20万円									○	
鹿児島県	長島町	2	長島町貨物自動車運送事業者等事業継続支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響下において、燃油価格高騰により町内の貨物自動車運送事業者、介護サービス事業者、福祉サービス事業者、一般廃棄物収集運搬業者、浄化槽清掃業者、保育所運営事業者が引き続き事業継続のため支援する。 支援額 大型自動車:車両総重量8t以上 80,000円 中型自動車:車両総重量5t~8t以下 50,000円 普通自動車:車両総重量5t未満 30,000円 軽自動車:20,000円									●	
鹿児島県	湧水町	4	商工業経営持続化給付事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が令和2年1月から12月の間に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により前年同月比で事業収入が20%以上~50%未満減少した月が存在する事業者の本町における事業継続を支援するために給付金を交付 中小企業 250千円 個人事業者 150千円	○									
鹿児島県	湧水町	4	商工業経営持続化給付事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた町内事業者等に対し、経営の持続化と地域経済の活性化を図るため、経営持続化給付金を交付することにより支援する。 中小企業25万円 個人事業主15万円	○									
鹿児島県	湧水町	4	新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた地域経済を活性化していくため影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するため、プレミアム付商品券を発行する。 2割付加(10,000円 ⇒ 12,000円)	○									
鹿児島県	湧水町	4	新型コロナウイルス感染症対策商品券事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた地域経済を活性化していくため影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するため、全町民を対象に町内の事業所で利用できる一律1万円の商品券を給付する。 住民一人当たり 一律1万円		○								
鹿児島県	湧水町	4	事業継続緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける町内事業者の事業継続を図るため支援金を給付する。 飲食店・飲食店の直接取引先・タクシー・運転代行・宿泊業・貸切バス・レンタカー・運転代行 20万円 その他事業者 10万円				○						
鹿児島県	湧水町	4	新型コロナウイルス感染症対策商品券事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた地域経済を活性化していくため影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するため、全町民を対象に町内の事業所で利用できる一律1万円の商品券を給付する。 住民一人当たり 一律1万円 ※R3補正繰分・R4予備費分を財源組替により活用。				○						

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
鹿児島県	湧水町	4	新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券事業	コロナ禍において原油価格や物価の高騰の影響を受けた生活者の支援や地域経済の活性化を図るため、県が実施する「地域消費喚起プレミアム商品券事業」を活用し、プレミアム付商品券を発行する。 3割付加(5,000円 ⇒ 6,500円)										
鹿児島県	湧水町	4	新型コロナウイルス感染症対策商品券事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた地域経済を活性化し、地域における消費を喚起するため、全町民を対象に町内の事業所で利用できる一律1万円の商品券を給付する。 住民一人当たり一律1万円								●		
鹿児島県	大崎町	4	事業者支援交付金	大崎町商工会会員へ支援金として一律5万円給付会員1人当たり一律5万円を支給。	○									
鹿児島県	大崎町	4	大崎町宿泊飲食業固定経費支援金	①6月～9月の任意の月で、月間売上が前年同月比と比較15%以上減少している事業者で、6月～9月の家賃及び地代、電気、水道、ガス代のうち任意の3か月分合計の2分の1を補助(補助上限30万円)。 ②令和2年3月から12月の任意の月で、月間売上が前年同月比と比較15%以上減少している事業者で、10月～12月の対象経費(家賃及び地代、光熱水費、事業に用いる償却資産等のリース料)3か月分合計の全額を補助(補助上限20万円)。	○									
鹿児島県	大崎町	4	大崎町地域間幹線系統バス燃料価格高騰対策支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰の影響により収益が悪化している乗合バス事業者の事業継続を支援するため、町内を運行する乗合バス事業者に対し、予算の範囲内において大崎町地域間幹線系統バス燃料価格高騰対策支援事業補助金を交付する										
鹿児島県	東串良町	4	東串良町公共交通事業者応援給付金	町内タクシー事業者で令和2年4月～8月までのいずれかの月の売上高が前年度同月比30%以上50%未満減少した事業者1,600千円		○								
鹿児島県	東串良町	4	東串良町公共交通事業者応援給付金	新型コロナウイルスの感染症の影響により、売上高が減少した町内タクシー事業者に対し、応援給付金を給付することにより事業の継続性を支援し、経営の安定を図る 1,200千円						●				
鹿児島県	錦江町	4	商店街応援プレミアム商品券事業	新型コロナの影響を受ける事業所支援としてプレミアム付き商品券を販売。1万円で1万5千円の買ひ物ができるプレミアム付き商品券	○									
鹿児島県	錦江町	4	中小企業・小規模事業者等緊急支援事業	令和2年2月から5月の売り上げが前年度の同じ月に比べて1か月以上減少した事業所に支援金を給付。減少率20%未満 5万円 減少率50%未満 10万円	○									
鹿児島県	錦江町	4	賃貸店舗経済支援事業	町内で飲食店を営む事業所に家賃を助成令和2年7月から12月までの家賃を上限8万円まで助成	○									
鹿児島県	錦江町	4	小規模事業者等継続支援事業	前年度の事業収入が40万円以上200万円未満の小規模事業所に新型コロナの影響を受けている場合は支援金を支給。定額3万円支給		○								
鹿児島県	南大隅町	4	南大隅町新型コロナウイルス経済対策事業	次の全ての要件を満たすこととする ①支援金の支給対象事業者は、旅館ホテル等宿泊事業者・町外からの予約受入れ観光事業者・バス、タクシー等交通事業者・町内の漁業協同組合又は南大隅町商工会に所属する遊漁船事業者等 ②申請者が、南大隅町内に事業所を有する小規模事業者であって前年度事業収入が50万円以上の個人事業主。5万円または8万円	○									
鹿児島県	南大隅町	4	南大隅町バス・タクシー等事業者緊急支援給付金事業	(1)新型コロナウイルスの影響があり売り上げが減少している事業者。 (2)次のいずれかに該当する者で町内に本社または営業所を有する者 町が対象者に交付する支援金の額は、申請日時点において自動車検査登録制度の有効期限が満了していない車両に限り、次の各号に掲げる通りとする。 (1)前条第1号アに規定する対象者にあつては、車両1台につき100,000円とする。 (2)前条第1号イに規定する対象者にあつては、車両1台につき50,000円とする。 (3)前条第1号ウに規定する対象者にあつては、車両1台につき30,000円とする。 (4)前条第1号エに規定する対象者にあつては、車両1台につき30,000円とする。 ア 道路運送法(以下「法」という)第3条第1号ロに定する一般貨し切り旅客自動車運送事業を営む者 イ 法第3条第1号ハに規定する一般常用旅客自動車運送事業を営む者 ウ 法第80条第2項及び、同法施行規則第52条の規定により事業を営む者 エ 鹿児島県公安委員会の認定を受け、自動車代行業を営む者 (3)前号ア又はイに該当する者あつては、令和3年10月1日時点で法第4条第1項の許可を受けている者 (4)令和3年10月1日時点において事業を営む者 (5)南大隅町商工会に加入している者 (6)支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思がある者 (7)申請日時点において町税等を完納している者 (8)誓約及び同意事項の全ての項目に同意している者						●				
鹿児島県	南大隅町	4	商工業者原油価格・物価高騰対策事業	原油価格高騰・物価高騰により、経費の増加を価格に転嫁することが困難な状況にある事業者等の事業継続を支援する。対象者は令和4年1月から6月の燃料費や原材料等の経費が昨年同時期と比較して一月でも増加した場合を要件とする。 ①個人：一律50,000円 ②法人：一律100,000円								●		
鹿児島県	南大隅町	4	修学旅行新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症対策として、修学旅行でのバスの増便等を行った学校に、バス増便等にかかる経費を補助し、教育費負担軽減の支援を行う。										
鹿児島県	南大隅町	4	プレミアム商品券発行事業	町独自のプレミアム付き商品券を発行し、新型コロナウイルス感染症の拡大により売り上げに影響を受けている地域経済の活性化や、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者に対して消費喚起を図る。 商品券の概要： (一)面5,000円＋プレミアム50% × 10,000冊発行 商品券のうち大型店舗での利用可能額を限定し、小規模店舗での積極的な活用を促す。										○
鹿児島県	南大隅町	2	路線バス事業者燃料価格高騰対策支援事業	新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰の影響により収益が悪化している路線バス事業者の事業継続を支援するため、路線バス事業者に対し補助金を交付する。 鹿座～大根占～根占港～根占 28.5km うち 南大隅町走行分 2.9km 平日便数:13本 2.9km × 13本 × 補助単価800円 = 30.160円										○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●	
鹿児島県	南大隅町	4	南大隅町教育旅行(貸切バス)支援事業	コロナ禍において、教育旅行を県内で周遊させる動きがあることから、教育旅行で佐多岬もしくは雄川の滝を取り入れたもの等に奨励金を支給し、地域観光の回復を図ります。 奨励金 450千円 南大隅町教育旅行(貸切バス)支援事業に基づき 150千円×3団体									○	
鹿児島県	南大隅町	4	南大隅町内バス事業者活用支援事業	町内バス事業者を活用することを条件とし、旅行エージェントが造成する旅行商品に対してバス料金実費の1/2相当額を支給し、コロナ禍における町内バス事業者の利用促進と事業回復を図ります。 奨励金 2,000千円 南大隅町内バス事業者活用支援事業に基づき 200千円×10企画										○
鹿児島県	肝付町	4	肝付町商品券配布事業	新型コロナウイルス感染症拡大により打撃を受けている町内商工業の振興を図るため、全町民へ商品券を配布町民1名あたり 2万円 交付対象者 7,918世帯 14,978名		○								
鹿児島県	肝付町	4	肝付町事業継続支援給付金	新型コロナウイルスの影響を克服するため、事業の継続と回復、経営の維持発展を図るため事業継続支援交付金を交付(農業) 定額 5万円(畜産業) 定額 5万円 経営形態(繁殖・肥育等)により加算上限 160万円(商工業) 定額 5万円 飲食・宿泊業 5万円加算(水産業) 漁協組合員 5万円 漁組合員 1万円(林業事業体) 木材価格下落分 1mあたり500円 販売経費増額分 1mあたり1,000円		○								
鹿児島県	肝付町	4	肝付町バス・タクシー事業継続支援給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている事業者の事業継続を支援するため給付金を支給貸切バス1台あたり 10万円 タクシー1台あたり 3万円 運転代行1台あたり 1万円		○								
鹿児島県	肝付町	4	肝付町バス・タクシー等事業者緊急支援金交付事業	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている事業者の事業継続を支援するため支援金を交付 貸切バス1台あたり 10万円 タクシー1台あたり 3万円 運転代行1台あたり 1万円				●						
鹿児島県	肝付町	4	肝付町商品券配布及びプレミアム付商品券販売事業	新型コロナウイルス感染症拡大により打撃を受けている町内経済を活性化するため、町内での消費需要の喚起を図る。 配布 町民1名当たり5千円 販売 8千円で5千円で販売(60%) 交付対象者 約3,000世帯 15,000名				●						
鹿児島県	肝付町	4	肝付町飲食店・旅館等支援金交付事業	新型コロナウイルス感染症拡大により被害を受け、経営に支障が生じている飲食店や旅館の事業継続と業績回復を図る。 定額 3万円 【任意のひと月の減少率に応じて加算】 ・20%以上～50%未満 7万円 ・50%以上 12万円				●						
鹿児島県	肝付町	2	肝付町貸切バス利用促進事業	新型コロナウイルス感染症拡大により需要が激減している町内貸切バス事業者の貸切バスを利用した団体等へ借上げ料を補助し、貸切バス事業者の利用促進を図る。 ①旅行等参加者数×3,000円 ②貸切バス借り上げ料の半額 ③②のいずれか少ない額+318				●						
鹿児島県	肝付町	2	肝付町公共交通維持対策事業補助金	地域間幹線系統路線バス(肝付町は3路線)を対象とした燃油費高騰による影響額の1/2相当分を支援する。 【地域間幹線系統路線バス】 ①鹿屋～高山～内之浦 ②鹿屋～宮下～高山 ③鹿屋～平原・吾平～高山									●	
鹿児島県	中種子町	4	種子島地区航路・航空路支援金給付事業	新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受けて、種子島地区及び本町が発した来島自粛により影響を受けた交通事業者(航路、航空路)に支援金を給付 一律50万円		○								
鹿児島県	中種子町	4	中種子町経営持続化臨時支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光客等の減少による影響を受けた事業者に対し、臨時的な措置として支援金を支給する。 ①レンタカー業、②タクシー業、③旅館・ホテル、④旅行代理店、⑤簡易宿所 ①・②・③・④は一律 30万円 ⑤は前年収入200万円以上 30万円 前年収入100万円以上200万円未満 20万円 前年収入100万円未満 10万円		○								
鹿児島県	中種子町	4	中種子町宿泊施設感染拡大防止対策支援金	県が実施する県宿泊施設感染拡大防止対策支援事業費(大規模支援事業)補助金の交付決定を受けた者。県宿泊施設感染拡大防止対策支援事業費(大規模支援事業)補助金における事業者負担となった額の5分の4		○								
鹿児島県	中種子町	4	中種子町宿泊施設感染拡大防止対策支援事業補助金	町内において宿泊施設を営む法人又は個人 事業費が125万円未満のもの。補助対象経費の5分の4以内 補助上限額100万円		○								
鹿児島県	中種子町	4	中種子町中小企業等事業緊急支援金	新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている町内の中小企業者等(法人、個人事業者)で、令和3年3月から令和3年6月までのうち1か月の事業収入が、令和元年又は令和2年の同月と比べて10%以上減少している事業者 一律20万円				●						
鹿児島県	中種子町	4	中種子町交通・観光事業者等事業継続支援金	新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、令和3年8月9日から9月30日までの間に実施された国のまん延防止等重点措置及び鹿児島県緊急事態宣言に伴う飲食店等に対する営業時間の短縮要請又は、不要不急の外出・移動の自粛の影響を受けた交通・観光事業者等の事業継続を支援する。 ①旅館・ホテル、②民宿、③農家民宿、④レンタカー、⑤旅行代理店、⑥一般乗用旅客自動車運送業、⑦その他 ①一律30万円、②一律20万円、③一律10万円、④一律30万円、⑤一律30万円、⑥一律50万円、⑦一律30万円					●					
鹿児島県	中種子町	2	航路・航空路支援事業	原油価格の高騰により影響を受けた航路・航空路の交通事業者に対し、支援金を給付する。 支援額:1対象事業者につき200万円									●	
鹿児島県	南種子町	4	宇宙のまち持続化支援金給付事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した事業者の本町における事業継続を支援するために給付金を交付 5万円～20万円		○								
鹿児島県	南種子町	4	宇宙のまち生活応援クーポン券支給事業	町内の商工業関係で使えるクーポン券を1人あたり5,000円分交付 町民一人あたり 5,000円		○								
鹿児島県	南種子町	4	合宿誘致促進事業	本町において、宿泊を伴うスポーツ合宿等を行う団体等に対して宿泊費等の助成を実施。1泊5,000円以内。(5泊を上限)		○								
鹿児島県	南種子町	4	修学旅行誘致促進事業	県内の学校等において、旅行会社等を通じて本町に宿泊を伴う修学旅行を実施した際に、宿泊・交通費の半額助成を実施。 宿泊費・交通費(業費の2分の1)上限50万円		○								
鹿児島県	南種子町	4	地域食材PR事業	助成事業者は旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の許可を得ており、本事業に参加した指定店自ら地元食材を活用した料理を提供する宿泊プラン(1泊2日)を作成し、自らホームページ等を通じて宿泊予約を募り、それに基づき宿泊した者に対して提供する料理代金を助成。 8,000円以内		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	南種子町	4	南種子町飲食店緊急支援事業	(1)令和3年1月31日現在において、町内に店舗を有し、店舗運営者が本町に在住であること。 (2)支援金の交付を受けた後においても事業継続の意思、見込があること。 (3)食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業又は喫茶店営業許可を受けた店舗であること。 (4)「接待を目的とした飲食店」であって、風俗営業法上の許可及び食品衛生法上の許可を受けた店舗であること。 (5)満席業者及び飲食店に酒類を卸す店舗であること。 20万円～30万円		○							
鹿児島県	南種子町	4	町内飲食店応援クーポン券支給事業	クーポン券の支給対象世帯は、令和2年10月31日現在で本町に居住されている世帯とする。町に登録した町内の店舗等(以下「指定取扱店」という。)を利用した際の対価の支払に利用できる南種子町宇宙のまち飲食店応援・地場農産品消費拡大クーポン券(以下「クーポン券」という。)を全世帯に支給することにより実施 1世帯 10,000円		○							
鹿児島県	南種子町	4	種子島地区航路・航空路支援事業	離島への航路・航空路事業者へ事業継続のための支援金を交付する。50万円		○							
鹿児島県	南種子町	4	県内学校等において、旅行会社等を通じて本町に宿泊を伴う修学旅行を実施した際に、宿泊・交通費の半額助成を実施。	県内の学校等において、旅行会社等を通じて本町に宿泊を伴う修学旅行を実施した際に、宿泊・交通費の半額助成を実施。 宿泊費・交通費(実費の2分の1) 上限100万円			○						
鹿児島県	南種子町	4	宇宙のまち持続化支援金給付事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本町事業者の事業継続を支援するため、令和3年7月から令和3年12月までの6か月間、事業収入が落ち込んだ事業者に月5万円を上限に支援金の支給を実施。 事業収入に応じて月2万円から5万円				●					
鹿児島県	南種子町	4	宇宙のまち「ささえが」クーポン券支給事業	町に登録した町内の店舗等(以下「指定取扱店」という。)を利用した際の対価の支払に利用できる南種子町宇宙のまち「ささえが」クーポン券を全世帯に支給することにより実施。 1世帯あたり10,000円				●					
鹿児島県	南種子町	4	南種子町宇宙のまち持続化支援金(まん延防止重点措置区域対応支援金)	令和4年1月27日から鹿児島県がまん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴い、著しく需要が落ち込む宿泊事業者及び鹿児島県知事から飲食店営業時間短縮要請を受けて休業又は時間短縮営業を実施した飲食店及びその飲食店と直接取引を有する酒類販売事業者の事業継続を支援 1日あたり 5,000円×25日間(飲食店)、酒類製造業者 750,000円、酒類販売業者 5,000円×取引店舗数×25日(上限750,000円)、宿泊業100,000円						●			
鹿児島県	南種子町	2	種子島地区航路・航空路支援金給付事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、オミクロン株など、変異株の相次ぐ出現等により、移動需要が十分に回復しておらず、航路・航空路の交通事業者を取り巻く環境が非常に厳しい状況が続いていることに加えて、昨秋からの急激な原油価格高騰も重なり、要する影響が懸念されることから、令和4年4月1日現在において、種子島・鹿児島間を運行する航路・航空路事業者に対して、支援金を交付する。 支援額:1対象事業者につき200万円								○	
鹿児島県	屋久島町	4	観光関連事業者支援給付金	本町への入込者数激減に伴い、経済的に直接の影響を受けている観光関連事業者の事業活動の維持を支援するために給付金を交付 ・宿泊(30人未満)100,000円 ・宿泊(30～89人)200,000円 ・宿泊(90人以上)1,000,000円 ・土産品類製造・卸100,000円 ・土産品類小売100,000円 ・飲食店100,000円 ・ガイド100,000円 ・タクシー・レンタカー100,000円 ・定期路線バス1,000,000円 ・貸切バス500,000円 ・定期航路1,000,000円 ・定期空路1,000,000円 ・その他(レンタル・体験施設等)100,000円		○							
鹿児島県	屋久島町	4	新型コロナウイルス対策事業者支援給付金	本町への入込者数激減、住民の外出自粛に伴い、経済的に直接の影響を受けている事業者(観光関連事業者を除く。)の事業活動の維持を支援するために給付金を交付一律100,000円		○							
鹿児島県	屋久島町	4	プレミアム付き商品券事業	感染症収束後の観光キャンペーンの一つとして、プレミアム付き商品券を発行、旅行者へ販売し、消費喚起を促進することで、町内経済の活性化が期待できる。5,000円の商品券を2,000円で販売		○							
鹿児島県	屋久島町	4	事業者支援交付金	本町への入込者数の激減のほか、コロナ禍により事業活動の縮小を余儀なくされるなど経済的に影響を受けている事業者の事業活動の維持及び再開支援をするために給付金を交付 ・宿泊(30人未満)100,000円 ・宿泊(30～59人)200,000円 ・宿泊(60～89人)500,000円 ・宿泊(90人以上)1,000,000円 ・土産品類製造・卸100,000円 ・土産品類小売100,000円 ・飲食店100,000円 ・ガイド100,000円 ・タクシー・レンタカー100,000円 ・定期路線バス1,000,000円 ・貸切バス1,000,000円 ・定期航路1,000,000円 ・定期空路1,000,000円 ・その他(レンタル・体験施設・旅行者等)100,000円						●			
鹿児島県	屋久島町	2	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通支援金	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び昨秋からの急激な原油価格高騰の影響を受けている公共交通事業者に対し、支援金を交付 ・定期航路運航事業者 200万×1 ・定期船運航事業者 200万×3 ・路線バス事業者 100万×2 ・貸切バス事業者 100万×1 ・タクシー事業者 100万×3						●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 超過分の) 活用の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
鹿児島県	屋久島町	4	キャッシュレス決済 を活用した観光振 興事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んでいる地域経済への対策として、非接触型決済業者(キャッシュレス業者)と連携し、町内で買い物をした方にポイントを付与することで、観光需要や観光消費を喚起するとともに、町内事業者の感染防止策及びインバウンド対応としてキャッシュレス化の推進を図る。 キャッシュレス決済利用者に対するキャッシュレスポイント還元費用、事務に係る経費 還元ポイント原資 35,000千円(7,000人×5,000円/期間)、事務経費5,000千円								●	
鹿児島県	大和村	4	観光宿泊等事業者 (事業継続)支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少が見込まれる業種に事業継続を支援するために給付金を交付 事業者 一律100,000円 観光体験プログラム 1件当たり20,000円	○								
鹿児島県	大和村	4	観光宿泊等事業者 (事業継続)支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少が見込まれる業種に事業継続を支援するために給付金を交付 事業者 一律100,000円		○							
鹿児島県	大和村	4	第2回大和村商工 観光等事業者(事 業継続)支援金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少が見込まれる業種に事業継続を支援するために給付金を交付 事業者 一律100,000円 観光体験プログラム 1件当たり20,000円		○							
鹿児島県	大和村	4	観光事業者等事業 継続支援金(令和 3年5月分)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少が見込まれる業種及び来客者との身体的接触が不可避な業種に事業継続を支援するために給付金を交付 事業所 一律100,000円 観光体験プログラム 1件当たり20,000円			○						
鹿児島県	大和村	4	事業者事業継続支 援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光・宿泊・飲食等事業者及び商工事業者に事業継続を支援するために給付金を交付 事業者 上限100,000円 観光体験プログラム 1件当たり上限20,000円					●				
鹿児島県	大和村	4	商工等事業者事業 継続支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光・宿泊・飲食等事業者及び商工事業者に事業継続を支援するために給付金を交付 2960,000円 コロナ禍により減少した観光客の誘客を図るため、奄美大島本島内での需要喚起(マイクロツーリズム)を推進することにより、観光・飲食・宿泊事業者の支援を図る。8,000,000円								○	
鹿児島県	宇検村	4	宇検村で宿泊体験 観光魅力再発見事 業	コロナの影響で利用者が激減した村内観光事業者が事前に登録した観光プログラムを村民が利用する際に全額補助。利用する際の村民の条件はサービスを受けたプログラムについてアンケート調査に答えることが必須である。アンケート結果はとりまとめ、店舗にフィードバックして今後の経営に役立ててもらふ。事前登録したプログラムを村民が利用する際に係る経費を100%補助		○							
鹿児島県	宇検村	4	宇検村で宿泊体験 観光魅力再発見事 業・第2弾	奄美大島本島内の観光事業者が対象。島民が利用したい観光宿泊施設等に宿泊した場合、利用金額の50%を交付金に補助。事前に登録された観光事業者が設定した金額の50%			○						
鹿児島県	宇検村	4	宇検村で宿泊体験 観光魅力再発見事 業・第3弾	村内の観光事業所で使用できるプレミアム券の販売。村内に住居票がある村民が購入可能。プレミアム券は1人3,000円で購入する。				○					
鹿児島県	宇検村	4	宇検村公共交通支 援事業1	新型コロナウイルス感染症収束後を視野に村内唯一の公共交通であるバスの利用促進を図るための取り組み。村内20か所のバス停をリニューアル。併せてバス路線図が印刷されたポストカードを作成。予算額1,000,000円			○						
鹿児島県	宇検村	4	宇検村公共交通支 援事業2	新型コロナウイルス感染症収束後の観光客誘致等も視野に入れ、村内2系統のバス車両2台についてバスラッピングを実施。予算額1,000,000円			○						
鹿児島県	宇検村	2	宇検村公共交通支 援事業3	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している貸し切りバス利用促進のため宇検村民に貸し切りバスの援助を行う。利用対象者は宇検村在住の貸し切りバス利用団体 貸切バス運賃の8割を補助(上限10万円) 100千円×50団体=5,000千円				○					
鹿児島県	宇検村	4	R4年度宇検村景勝 地体験支援事業	①R3年度本事業において導入したEバイクとスタンドアップバルボードを活用し、世界自然遺産の地におけるコロナ禍に対応した新たな体験観光スタイルの構築、コロナ対策のために村民が強いられる精神的負担の軽減と村民自らが村の優れた環境を再発見できる機会を設けることを目的に、村民を対象とした景勝地体験ツアーを実施する。 見込める効果として、実証ツアーにより体験者の意見を聴取し、対観光客等へのツアーへフィードバックすることで洗練されたツアーを造成。実際に村民が体験のために外出をすることでコロナ禍対策により負うストレス軽減に繋がる。								●	
鹿児島県	宇検村	4	観光施設受入体制 強化事業(赤土山 工区)	コロナ収束後、世界自然遺産登録を契機とする入込客の大幅な増加を見込み、山道区間におけるトイレの機能を強化し、安心な旅の移動を提供することを目的とする。また、当該山道区間には、他に公衆トイレが無く、住民や島内在住者の移動途中の利用も見込まれる。								●	
鹿児島県	宇検村	4	観光施設受入体制 強化事業 (湯湾岳工区)	コロナ収束後、世界自然遺産登録を契機とする入込客の大幅な増加を見込み、山道区間におけるトイレの機能を強化し、安心な旅の移動を提供することを目的とする。また、当該山道区間には、他に公衆トイレが無く、住民や島内在住者の移動途中の利用も見込まれる。								●	
鹿児島県	宇検村	2	宇検村公共交通支 援事業4	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している貸し切りバス利用促進のため宇検村民に貸し切りバスの援助を行う。利用対象者は宇検村在住の貸し切りバス利用団体 貸切バス運賃の8割を補助(上限10万円) 100千円×50団体=5,000千円								●	
鹿児島県	瀬戸内町	4	瀬戸内町「ささえ 愛」クーポン事業	町内に本店を有する中小企業基本法に定める中小事業者の法人または個人事業者 ただし、移動販売車においては、販売元となる店舗が町内にある場合は当事業参加店舗として登録できるものとする。 需用費 606千円 役務費 291千円 負担金、補助及び交付金 43,287千円		○							
鹿児島県	瀬戸内町	4	瀬戸内町体験型観 光メニュー利用者 促進事業	「新型コロナウイルス感染症拡大防止期」において海中清掃等によるブラッシュアップを実施し、「終息期」において観光客の長期滞在促進を図る為に交付金を交付 海中清掃委託費52,319千円 需用費183千円 借上費577千円 奄美漁業ツアー360千円		○		●					
鹿児島県	瀬戸内町	4	持続可能な自然環 境形成事業	「新型コロナウイルス感染症拡大防止期」においてエコツアーガイド等による町内の観光地への外来種の侵入状況調査や、防除をし「終息期」において観光客の誘致・長期滞在促進を図る為に交付金を交付 委託費11,299千円 (人件費1,200千円 直接経費9,099千円等)		○							
鹿児島県	瀬戸内町	1	飲食店応援！エコ 素材PR事業	町内の飲食店へ、感染予防対策としてのデリバリー用の国産間伐材を利用した、割り箸や、バグストレーを提供 割り箸・バグストレー一式1,379千円 事務費等111千円		○							
鹿児島県	瀬戸内町	4	持続可能な自然環 境形成事業	「新型コロナウイルス感染症拡大防止期」において自衛せざるを得ないエコツアーや観光業の充実に向け、希少種の分布状況の把握、外来種の影響調査及び駆除モニタリング、希少種観察ルートの調査やモニタリングをし、終息期において観光客の誘致・滞在促進を図る為に交付金を交付 委託費13,640千円							○		
鹿児島県	瀬戸内町	4	持続可能な自然環 境形成事業	景勝地の伐採を行うことにより、世界自然遺産登録やコロナ終息期における観光客増に備え、持続可能な自然環境形成を図る。 委託費3,826千円							○		

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	龍郷町	4	雇用支援制度活用促進補助金	雇用調整助成金申請に係る社会保険労務士の代理申請手数料について補助社会保険労務士に支払った額の2/3を補助する。上限10万円	○								
鹿児島県	龍郷町	4	町内商工業者等サポート支援金	感染症の影響を大きく受けたと思われる特定業種の町内商工業者へ支援金を給付。10万円 観光業、タクシー・代行業、その他飲食業等	○								
鹿児島県	龍郷町	4	町内事業者支援給付金	県の休業等協力金及び国の持続化給付金の対象外となる事業主に対して支援金を給付する。法人20万円、個人事業主10万円	○								
鹿児島県	龍郷町	4	店舗等賃借料補助金	町内の事業所で、町内において店舗等を買借して営業しており、かつ、今後も継続して営業する意思のある事業者に対して店舗賃借料の補助金を給付。 月額賃料の4/5の額を3カ月分補助する。上限は20万円。	○								
鹿児島県	龍郷町	4	町内事業者支援給付金	2019年及び2020年の確定申告を行っている町内の事業所(個人事業主においては、町内に在住している者)で、売上高が20%以上減少している事業者へ支援金を給付 法人20万円、個人事業主10万円				●					
鹿児島県	龍郷町	1	町内事業者消毒液支給	町内の事業所に消毒液を支給 現物支給				●					
鹿児島県	龍郷町	4	町内事業者支援給付金	2019年及び2020年の確定申告を行っている町内の事業所(個人事業主においては、町内に在住している者)で、売上高が15%以上減少している事業者へ支援金を給付 法人20万円、個人事業主10万円					●				
鹿児島県	龍郷町	4	大島輪船力普及強化事業	①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光業を支援するため、町内を周遊する観光プラン経費を助成する町独自キャンペーン ②2,000千円(交通費500千円+大島輪船等各種体験費1,000千円+バス作成500千円) ③2,000千円(交通費500千円+大島輪船等各種体験費1,000千円+バス作成500千円) ④町独自キャンペーン申込者(島内外観光者)									●
鹿児島県	龍郷町	4	資格・検定受験支援事業	①新型コロナウイルス感染症の影響で離職や学びの場の喪失を防ぐため、資格や検定を受験する際にかかる費用の助成をする。 ②資格や受験にかかる経費 ③受験費用、上限50千円×20名=1,000千円 ④町民									●
鹿児島県	龍郷町	4	タクシー・運転代行業者支援金	①新型コロナウイルスによる飲食店への時短要請等で影響を受けたタクシー、運転代行業者へ給付金を支給する。 ②1事業所100千円×10社 ③町内のタクシー、運転代行業者									●
鹿児島県	喜界町	1	公共的空間安全・安心確保事業	定期船乗船客検温作業に係る経費委託料 1日5,200円	○		○						
鹿児島県	喜界町	4	会館面の支援等と併せて行う事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている宿泊・観光関連の事業者へ支援金を給付し、事業継続を後押しする。 一律20万円(タクシー、貸切バス、レンタカー、宿泊業者は車両の保有台数や客室数に応じて上乗せあり)	○								
鹿児島県	喜界町	4	地域の飲食店等を応援するためのプレミアム商品券の発行	新型コロナウイルス感染症予防のための営業自粛により悪化した経営を支援するとともに、喜界島の身近にある物の再発見を目的としクーポン券を全町民に配布 1冊5,000円のクーポン券を全町民に配布。(1枚500円×10枚) 0~18歳(高校生)は2冊10,000円分を配布。 1冊5,000円の内訳 飲食店使用可能クーポン券 3,000円分 お魚使用クーポン券(喜界島産限定) 1,000円分 アクティブ(観光業)使用クーポン券 1,000円分		○							
鹿児島県	喜界町	4	喜界町観光関連事業所支援金事業	新型コロナウイルス感染症の影響による、経済的損失を受けた町内観光関連事業所を支援するために支援金を給付。 1-事業所につき一律20万円+上乗せ分 「上乗せ分」 ・タクシー業(保有台数×2万円) ・貸切バス業(保有台数×5万円) ・レンタカー(保有台数1台~20台 5万円、保有台数21台以上 10万円) ・ウィークリーマンション賃貸業、旅館、民宿、簡易宿所(客室数1~5 10万円、客室数6~10 20万円、客室数11~15 30万円、客室数16~20 40万円、客室数21~30 50万円、客室数31以上 60万円)	○								
鹿児島県	喜界町	4	喜界町緊急経済対策新事業支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的損失を受けた町内各事業所を支援するため、支援金を給付 ・普通洗濯業、洗濯物取次業(一律10万円) ・旅行者者代理業(一律60万円、キャンセル1件につき300円上乗せ) ・ゴルフ場(一律50万円) ・学習塾(一律10万円) ・音楽教授業(一律5万円) ・普通教授業(一律5万円) ・外国語会話教授業(一律10万円) ・スポーツ・健康教授業(一律5万円) ・その他の教養・技能教授業(一律5万円) ・その他(一律20万円)		○							
鹿児島県	喜界町	4	喜界町新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援)	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的損失を受けた町内各事業所を支援するため、支援金を給付 【一律5万円】 観光業内業(ガイド)、音楽教室、書道教授業、スポーツ・健康授業、その他の教養・技能教授業 【一律10万円】 学習塾、外国語会話教授業、普通洗濯業、洗濯物取次業 【一律20万円】 タクシー業、貸切バス業、ウィークリーマンション賃貸業、レンタカー業、運転代行業、ホテル、旅館、民宿、簡易宿所、ダイビングサービス業 【一律30万円】 ゴルフ場、清瀬卸販売業 【一律60万円】 旅行者者代理業 その他 一律5~20万円						●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分)の 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
鹿児島県	徳之島町	4	徳之島町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金	①町内に住所を有する法人の営む商工業のうち町が指定する業種。 ②町内に住所を有する者の営む商工業のうち町が指定する業種。 ③町内に住所を有する法人の営む宿泊業 ④町内に住所を有する者の営む宿泊業 ⑤町内に住所を有する者の営む商工業のうち、鹿児島県が休業や営業時間短縮要請延長をした4業種(スナックやバーなどのうち接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店) ⑥上記に該当し複数営む場合は全ての業種 ⑦その他町長が定めるもの。 ⑧①10万円 ⑨②10万円 ⑩③営業許可申請総定員数に5千円を乗じた額 ⑪④営業許可申請総定員数に5千円を乗じた額 ⑫⑤20万円	○								
鹿児島県	徳之島町	4	徳之島町新型コロナウイルス感染症対策関連支援金	①町内に事業所を有する個人・法人の営む町指定の飲食業 ②町内に事業所を有する個人・法人の営む町指定の運輸関連業 ③町内に事業所を有する個人・法人の営む町指定の観光関連業 ④町内に事業所を有する個人・法人の営む町指定の飲料水製造販売業 ⑤町内に事業所を有する個人・法人の営む理容業・美容業 ⑥町内に事業所を有する個人・法人の営む酒類製造業 ⑦町内に事業所を有する個人・法人の営む宿泊業 ⑧上記に該当し複数営む場合は全ての事業所 ⑨その他町長が必要と認める業種又は事業所 ⑩①一律20万円 ⑪②一律30万円 ⑫③一律30万円 ⑬④一律30万円 ⑭⑤一律20万円 ⑮⑥一律20万円 ⑯⑦営業許可申請総定員数に5千円を乗じた額			○						
鹿児島県	徳之島町	4	徳之島町新型コロナウイルス感染症対策関連支援金	①②町内に事業所を有する個人・法人の営む町指定の飲食業 ③町内に事業所を有する個人・法人の営む町指定の運輸関連業 ④町内に事業所を有する個人・法人の営む町指定の観光関連業 ⑤町内に事業所を有する個人・法人の営む町指定の卸売業 ⑥町内に事業所を有する個人・法人の営む宿泊業 ⑦①一律20万円 ⑧②一律20万円 ⑨③一律30万円 ⑩④一律30万円 ⑪⑤一律30万円 ⑫⑥営業許可申請総定員数に1万円を乗じた額				●					
鹿児島県	徳之島町	4	徳之島町新型コロナウイルス感染症対策関連支援事業	①新型コロナウイルス感染症クラスターの影響により、経営上の影響を受けている町内中小企業・個人事業者の事業継続や事業再開に向けた取り組みを支援する。 ②30中小企業・個人事業者に対する企業継続支援金及び事務処理経費 対象予定事業所数 飲食業:180事業所×200千円=36,000千円 運輸業・観光関連産業・卸売業:46事業所×300千円=13,800千円 宿泊業:町内全施設収容人数600人×10千円=6,000千円 理美容業・酒類製造業・飲料水製造販売業・遊行業・整備院業:86事業所×200千円=17,200千円 事務経費:申請書等発送運送費50千円、封筒・通知用紙等消耗品費150千円									
鹿児島県	天城町	4	天城町商工業産業等緊急支援金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動自粛等の影響により、経済的打撃を受け減収となった事業者(飲食業・観光業・その他の商工業・水産業)に支援金を給付する。 一律15万円	○								
鹿児島県	天城町	4	天城町商工業応援商品券	プレミアム率50%の商品券を発行し、町民が購入し町内商工業者店舗等に使用することで、町内経済循環を活性化させることを目的とする。 販売価格10,000円・額面総額15,000円 商品券内容:1,000円券×15枚×5,000枚(プレミアム率含む)	○								
鹿児島県	天城町	4	天城町中小企業・個人事業主事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている中小企業・個人事業主を対象に、町内での事業の継続を支援するために、事業用として賃借している店舗、事務所、土地代などの家賃等及び事業用機材のリース代、レンタル会社における保有台数分の維持管理費等を対象に支援金を給付する。 【中小企業・個人事業主事業継続支援金】 事業用家賃、土地代、機材リース代月額1/2以内(上限10万円/月)とし、支援対象は4月~7月の4ヶ月分 事業用家賃対象18件=1,656,000円 事業用土地代対象1件=6,000円 事業用機材リース代対象13件=1,498,000円 レンタル会社への事業継続支援金 3事業者=9,000円×20台=38台=485,000円		○							
鹿児島県	天城町	4	天城町宿泊業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動自粛等の影響により、経済的打撃を受け減収となった宿泊事業者に対し、事業継続支援のため、最大宿泊人数×1万円の支援金を給付する。 最大宿泊人数(約360名)×10,000円=3,600,000円		○							
鹿児島県	天城町	4	天城町商工業産業等緊急支援金【第二弾】	令和2年12月初旬に発生した徳之島クラスターの影響を受け、経済的に打撃を受け特に減収となった事業者(飲食業・カラオケボックス業)に支援金を給付する。 支援金15万円/事業者×31事業者=4,650,000円		○							
鹿児島県	天城町	4	天城町商工業産業等緊急支援金【第三弾】	未だ終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的打撃を受け減収となっている町内商工業者(飲食業・観光業・その他の商工業)に支援金を給付する。 支援金10万円/事業者×50事業者 (前年比△20%以上減収したことを証する書類(2019年及び2020年の確定申告書等の写しを比較)を提出。)				○					
鹿児島県	天城町	4	天城町宿泊業継続支援事業【第二弾】	未だ終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的打撃を受け減収となった町内の宿泊業者に対し、事業継続支援のため、宿泊人数×1万円の事業継続支援金を給付する。最大宿泊人数(378名)×10,000円=3,780,000円						●			

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 継続 分の)の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正継続分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用 したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用 したものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
鹿児島県	天城町	4	地元泊まろう町泊！天城町プレミアム宿泊券	新型コロナウイルス感染症の影響によるトライアスロンIN徳之島大会の2年連続中止など、経営的打撃を受けて減収となった町内宿泊業者に対し、島民が宿泊する際の宿泊費の一部を助成することにより、島民一体となって町内宿泊業者の事業継続を支援し、地域経済の回復を促進する。 販売価格2,000円・顔面総額7,000円 商品券内容:1,000円券×7枚×1,000セット				●					
鹿児島県	天城町	4	天城町商工業応援商品券	プレミアム車100%の商品券を発行し、町民が購入し町内商工業者店舗等に使用することで、町内経済循環を活性化させることを目的とする。 販売価格5,000円・顔面総額10,000円 商品券内容:500円券×20枚×10,000セット				●					
鹿児島県	天城町	1	天城町事業所感染症防止対策強化事業	町内の店舗または事業所における新型コロナウイルス感染症拡大防止に要した資材・器具等の購入経費について、予算の範囲内で補助金を交付することで新型コロナウイルスの感染拡大防止対策及び新たな需要創出のための取組を支援することを目的とする。 感染症防止対策に係る備品購入費用の8割補助、上限15万円					●				
鹿児島県	天城町	4	天城町商工業応援商品券【第三弾】	プレミアム商品券を発行し、町民が町内店舗等において使用することで、長引くコロナ禍の影響や原油価格・物価高騰の影響を受けている町内経済を活性化させるとともに、町民の生活を支援することを目的とする。 販売価格2,000円・顔面総額10,000円 商品券内容:1,000円券×10枚×10,000セット								●	
鹿児島県	天城町	4	物価高騰生活支援クーポン券発行事業	コロナ禍の影響に加え、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民を対象にクーポン券を発行し、生活を支援する。また、町民が町内事業所で消費することで、事業者支援にも繋げる。 内容:町民1人あたり10,000円分のクーポン券(1,000円券×10枚)を発行。各世帯に配布。									○
鹿児島県	伊仙町	4	長寿と子宝のまち潜在型観光促進事業	・潜在型観光の促進を目的とした事業で1泊あたり5,000円分のクーポン券を発行し伊仙町の潜在型観光を促す。また、モニターツアーを実施し町内で実現可能な単利型観光ツアーの開発を行う。その他観光PR映像や観光パンフレットを作成し伊仙町の魅力を伝える。 ・奇美群島成長戦略交付金(補助率70%)充当残に地方創生臨時交付金を充当 ・2年間の繰り越しモニターツアー事業 200,000円×5人×4回=4,000,000円 クーポン券事業 5,000×1泊(最大3泊まで)×4,100泊分=20,500,000円 観光PR映像作成 9,997,000円 観光パンフレット作成他 1,567,800円 事務委託 16,935,200円			○	○					
鹿児島県	伊仙町	4	コロナ対策協力給付金給付事業	感染症感染拡大防止のために県からの休業協力要請に応じた町内事業所へ追加で定額の給付金を給付する。 100千円×30事業所=3,000千円	○								
鹿児島県	伊仙町	4	伊仙町新型コロナウイルス感染症対策協力金事業	伊仙町内に住所を有する飲食業、宿泊・観光業、交通事業者等を営む個人事業者・法人等を対象に、休業や時短営業の取り組みに対し協力金を交付 35事業所×200,000円					●				
鹿児島県	和泊町	4	沖永良部バス車両導入事業	沖永良部バス企業団において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施した車両を導入することにより、沖永良部島内唯一の公共共通であるバスにおける感染症拡大防止を目的とする。併せて、ユニバーサルデザインを取り入れた車両とすることにより利用者の利便性向上を図り、新型コロナウイルス感染症終息後の利用喚起、利用者の増を目的として実施。 バス購入費20,000千円		○							
鹿児島県	和泊町	4	沖永良部バス周遊体験事業	新型コロナウイルス感染症の影響によりツアー収入の落ち込んだ沖永良部バス企業団を支援するため、島民限定の1日乗車券の無料販売及び島民向けの貸切バスの割引を実施し、購入券等の料金分を島内2町(和泊町・知名町)で補助することにより、島民のバスの利用喚起及び沖永良部バス企業団の財政支援を目的に実施。 一日乗車券 大人1,200円 子供 600円 貸し切り 大人3,000円 子供1,500円		○							
鹿児島県	和泊町	4	和泊町物産継続支援事業	大幅に業績が下落している和泊町内の物産品の利用を促進する。短期的支援と、収束後を見据えた島外の事業者との関係構築や、商品の訴求力向上、産地としてのブランド方向上を企図した支援を実施 1) 固定費支援(50,000円×2か月分) 2) 物産品購入支援チケット(1世帯あたり3,000円分のチケットを配布し利用を促進する) 3) 物産商談会旅費助成 4) パッケージ訴求力向上支援(パッケージデザイン費の1/2 50,000円上限)			○						
鹿児島県	和泊町	4	体験型観光プログラム利用促進緊急対策事業	体験プログラムを提供する観光事業者支援のため、町民を対象に体験型観光プログラムの利用に対する助成を行い、利用を促進することで観光体験プログラムを提供する事業者の需要喚起と、落ち込んだ業績の回復を促す。 一般分割中高校生7割助成 添上限15,000円/プログラム	○								
鹿児島県	和泊町	4	町内宿泊所利用促進緊急対策事業	町内宿泊所へ認定された町内宿泊所に格安価格で宿泊(最大7割引き)でき、宿泊事業者による差額を助成することで、住民の利用促進と町内宿泊事業者の経営維持のための支援を実施する。一泊あたり7割引(上限7,000円)	○								
鹿児島県	和泊町	4	和泊町内飲食店・宿泊所固定費支援緊急対策事業	町内飲食店及び宿泊所に対して、令和2年4月～5月の固定費(家賃、水道光熱費等)の補助を行うことで、客足が回復するまでの支援を実施する。 対象経費の1/2 ※1月につき上限50,000円	○								
鹿児島県	和泊町	4	和泊町コロナウイルス感染症拡大防止緊急協力金事業	島内でのコロナウイルス感染症の発生・拡大に伴い、事業経営に大きな影響を受ける飲食店等が自主的に休業した場合に、経営継続を目的とした拡大防止協力金を支給する。 1事業者 200,000円				●					
鹿児島県	和泊町	4	和泊町域内観光商品券事業	和泊町民は、対象事業所で利用できるプレミアム車の大きい地域クーポン「しまたびチケット」を購入し、町内で宿泊・アクティビティ・おみやげ品の購入を楽しむことが出来、一方、事業者は、受け取ったクーポンを町に請求して、現金に引き換えることが出来る。 4,500枚(9枚1綴り×500セット) 9,000分を3,000円で販売						○			
鹿児島県	和泊町	4	観光協会HP多言語化事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、移動自粛が続き、入込客数が減っているが、沖永良部島のプロモーション動画は世界中で閲覧され、海外からの注目も高まっている。観光協会ホームページの多言語化を図ることで、アフターコロナでの旅行先を探している潜在的旅行者への来島の検討を促す。 補助金1,500千円 (知名町も同額補助をし、観光協会の自主財源も含めて実施)						○			
鹿児島県	和泊町	4	和泊町事業者等事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響は様々な業種に甚大な被害を与えている。飲食業以外の事業者についても経営存続の危機に瀕しているため、経営継続を支援する。 1事業者 上限200,000円					●				

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰上) の活用 の有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用 の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正分) の活用 の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費) の活用 の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
鹿児島県	和泊町	4	原油価格高騰対策 プレミアム付商品 券事業	新型コロナウイルスの感染拡大と原油高騰の影響を受けている町民及び町内事業者を対象に生活支援及び地域経済活性化を目的に町内全世帯を対象にプレミアム付商品券の販売を行う。※プレミアム率 100% ・和泊町内全世帯3,275世帯(5/1現在) ・印刷製本費(デザイン印刷) 110円×3,275世帯=360,250円(361,000円) ・通信費(案内文券送料)82円×3,275世帯=268,550円(269,000円) ・業務委託料(デザイン印刷込み)88円×3,275セット+8,000円=296,200円(297,000円) ・業務負担金(商品券換金)20,000円×3,275世帯=65,500,000円 計66,427千円									●	
鹿児島県	和泊町	4	原油価格高騰対策 バス燃料補助事業	バス運行のための燃料費が高騰しているため、運行事業者(沖永良部バス企業団)へ燃料費高騰分の補助を行う。 ・高騰分の燃料費 令和3年度の燃料費:6,786,621円(A) 令和4年度の燃料費(見込):8,970,632円(B) (B)-(A)=2,184,011円 2,184,011円÷2(和泊町・知名町)≒1,092,000円										●
鹿児島県	和泊町	4	バスマップ・ポス ター等更新事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客が減少しバス利用者が減少している。バスの運行マップ、一日乗車券及びデマンド運行の案内ポスターの更新をおこなうことにより、アフターコロナに向けて整備をおこなうものである。沖永良部バス企業団に補助を行う デザイン料:357,500円(A) 印刷費:96,800円(B) (A)+(B)=454,300円 454,300円÷2(和泊町・知名町)≒227,150円										●
鹿児島県	知名町	4	飲食店等プレミア ム付商品券事業	プレミアム率100%の商品券を発行し、町民が購入することで、町内の光関連事業所(飲食業、宿泊業、運輸業、理美容業・レジャー関連等)に加え、小売(スーパー)を含む全ての登録事業者で利用できる。町内の商工業者への支援と消費の活性化を目的とする。 販売価格1セット5,000円で10,000円分 商品券内容:500円×10枚、1,000円券×5枚				●						
鹿児島県	知名町	4	おきのえらぶ島 観光協会HP多言語 化事業	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、移動自粛が続き、入込客数が減少している中、沖永良部島のプロモーション動画は世界中で閲覧され注目が高まっている。おきのえらぶ島観光協会のHPを多言語化することで、アフターコロナでの旅行先を探している潜在的旅行者への案内の検討を促す。 補助金1,500千円(和泊町も同額補助をし、観光協会の自主財源も含めて実施)				●						
鹿児島県	知名町	4	知名町飲食店等事 業継続支援金交付 事業	申請要件:新型コロナウイルス感染症の影響により、4月・5月・6月のいずれかの月の売上高が1月・2月・3月に比べ20%以上減少した事業所等(飲食業(スナック含む)、タクシー・運送代行、宿泊業、理美容業、観光レジャー関連) 一事業所あたり上限20万円の範囲内で支給				●						
鹿児島県	知名町	4	知名町事業者等事 業継続支援金事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、4月、5月、6月のいずれかの月の売り上げが前年同月に比べ20%以上減少した事業者又は法人へ支援金を給付するもの一事業所あたり20万円 ダイビング、ケイビング等については10万円を加算		○								
鹿児島県	知名町	4	知名町観光業持続 化支援金事業	令和5年4月7日から令和5年6月18日までの期間(緊急事態宣言発出から外出自粛全面解除迄の期間)に、島外からの予約について、令和5年4月7日に際し事業所から予約金へ行った依頼、予約者から事業所への申しにより延期又はキャンセルした数に応じて支援金を給付するもの 1事業所あたり上限40万円				●						
鹿児島県	知名町	4	知名町飲食店等 応用プレミアム付 商品券事業	新型コロナウイルスの影響により売上が大きく減少した町が指定する業種(宿泊業、飲食業等)で利用できるプレミアム付商品券を発行し町民が利用することで、経済を活性化し、町内飲食店等の経営を支援するもの 商品券を使用できる事業所は以下のとおり ・飲食店、バー、スナック等 ・ホテル、旅館等、民泊等 ・理容室、美容室(エステ含む) ・ダイビング、ケイビング等 プレミアム率(割増率)100%とし、1万円の商品券を5千円で3,000セット販売		○								
鹿児島県	知名町	4	チナ泊・チナあし びブラッシュアップ 事業 (知名町体験型観 光プログラム利用 促進事業)	新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えない状況下、島外からの観光利用が望みにくい状況を活用し、これまで利用頻度の低かった島民に向けて、体験プログラムの利用に係る費用を助成する。このなかで、島民目線によるアンケート等を実施することで、後に実施する旅行者向け利用助成事業へのサービス向上につなげる。 体験プログラムあたり ※上限:13,000円 補助率:7/10 (高校生以下)、5/10 (一般利用者)		○								
鹿児島県	知名町	4	チナ泊・チナあし びブラッシュアップ 事業 (知名町内宿泊施 設利用促進事業)	新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えない状況下、島外からの観光利用が望みにくい状況を活用し、これまで利用頻度の低かった島民に向けて、宿泊プログラムの利用に係る費用を助成する。このなかで、島民目線によるアンケート等を実施することで、後に実施する旅行者向け利用助成事業へのサービス向上につなげる。 宿泊プログラムあたり ※上限:5,000円 補助率:7/10		○								
鹿児島県	知名町	4	公共交通利用喚起 沖永良部周遊体験 事業	新型コロナウイルス感染症の影響によりツアー収入の落ち込んだ沖永良部バス企業団並びに児童生徒の校外学習を支援するため、島民及び児童生徒の校外学習移動用の1日乗車券無料販売を実施し、購入券の料金を島内2町(和泊町、知名町)で補助することにより、島民のバスの利用喚起及び児童生徒の校外学習の機会を確保する。549千円 (1日乗車券大人1,200円、子ども600円)		○								
鹿児島県	知名町	4	原油価格高騰対策 バス燃料補助事業	バス運行のための燃料費が高騰しているため、運行事業者(沖永良部バス企業団)へ燃料費高騰分の補助を行う。 ・高騰分の燃料費 令和3年度の燃料費:6,786,621円(A) 令和4年度の燃料費(見込):8,970,632円(B) (B)-(A)=2,184,011円 2,184,011円÷2(知名町・和泊町)≒1,092,000円										○
鹿児島県	知名町	4	バスマップ・ポス ター等更新事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客が減少しバス利用者が減少している。バスの運行マップ、一日乗車券及びデマンド運行の案内ポスターの更新をおこなうことにより、アフターコロナに向けて整備をおこなうものである。沖永良部バス企業団に補助を行う デザイン料:357,500円(A) 印刷費:96,800円(B) (A)+(B)=454,300円 454,300円÷2(知名町・和泊町)≒227,150円										○
鹿児島県	知名町	4	デジタル田園都市 国家構想推進交付 金	コロナ禍で企業誘致を積極的に行うために必要なサテライトオフィスを整備することで、企業との関係性を構築し、知名町でのテレワークやワーケーションを推進する 企業誘致・誘致企業人材の関係人口化・関係人口の地域の担い手化と移住促進等を目的としたワンストップ窓口の整備を実施する。 ・サテライトオフィス整備、コワーキングスペース整備、プロジェクト推進費、進出企業支援補助費 ・オフィス用コンテナハウス設置(30,000千円)+電気通信環境整備(3,716千円)+造成外構工事(7,000千円) ・ホテル改修コワーキングスペース設置工事(16,300千円)+サテライトオフィス設置工事(14,500千円)+コワーキングスペースラウンジ設置工事(9,500千円)+電気通信環境整備(18,500千円)+ワークスペース兼宿泊スペース施設整備費(12,650千円) ・プロジェクト推進費(12,000千円)、進出企業支援金(5,000千円) ④知名町 129,166千円										○

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正額 超過分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正総額分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	5/20まで活用したものに○ 7/30まで活用したものに●	9/15まで活用したものに○ 10/11まで活用したものに●	活用したものに ○	9/9まで活用したものに○ 7/29まで活用したものに●	10/31まで活用したものに○ 1/31まで申請したものに●
沖縄県	名護市	1.4	交通不便地域における公共交通実証実験事業	○交通不便地域における公共交通実証実験事業(93,388千円) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るためのバスの少敷・多頻度輸送の実施や、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ市内経済の回復に向けて、路線バスが通っているエリアを含む市街地の学校・病院・商業施設等へ停車するコミュニティバスの実証実験を実施する。				○					
沖縄県	名護市	4	久志地域公共交通実証実験事業	○久志地域公共交通実証実験事業(25,177千円) 公共交通不便地域である久志地区において、高齢者等住民の利便性を向上させるため、コミュニティバス及びデマンド交通の実証実験を実施し、今後の運行可能性も含めニーズ調査等を行う。									
沖縄県	名護市	2	名護市公共交通運行継続支援金交付事業	○名護市公共交通運行継続支援金交付事業(8,057千円) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民生活を支える移動手段を提供している公共交通の継続的な運行を支援し、市民の生活基盤の安定的な移動手段の確保につなげるため、名護市内を運行する公共交通事業者に対して、公共交通運行継続支援金を交付する。					●				
沖縄県	名護市	2	交通不便地域における公共交通実証実験事業	○交通不便地域における公共交通実証実験事業(令和4年度) 公共交通不便地域である市街地及び周辺、久志地区において、高齢者等住民の利便性を向上させるため、コミュニティバスの実証実験を実施し、今後の運行可能性も含めニーズ調査等を行う。									
沖縄県	沖縄市	2	公共交通運行継続支援事業	○乗合バス事業者に運行継続の支援金を支給。 ・市内を運行(乗降可能)する定期路線1系統あたり10万円 ○地域経済の循環維持を図るため、高齢者、障がい者、妊婦等の買い物等の移動に係る費用を支援する。 ・タクシーチケット(560円×10枚)		○							
沖縄県	沖縄市	4	買い物移動等支援事業	○対象者 ・本市に住所を有し、次のいずれかに該当する場合 ・家族全員が65歳以上の世帯 ・障がい者手帳が交付されている方がいる世帯 ・母子健康手帳が交付されている妊婦がいる世帯 ・1歳未満の子がいる世帯		○							
沖縄県	沖縄市	4	中小・小規模事業者事業継続支援金	○令和3年1月19日新型コロナウイルス感染症に伴い発出された沖縄県緊急事態宣言を受け、市内事業者の事業継続を支援するため事業継続支援金を交付する。 ◆対象事業者 沖縄県が現在実施している協力金対象店舗(飲食店及び接待を伴う遊興施設等)を除く店舗等を市内で営んでいる事業者で沖縄市が既に実施した事業者向け支援金(給付者及び新規事業者で下記の要件に該当するもの)。 ①中小規模事業者(タクシー含む) ②団員及び暴力団員が経営に事実上参画していないこと ③政治団体でないこと ④風俗営業法の「性風俗関連特殊営業」等の運営事業でないこと ○令和2年4月~12月の任意の1月と令和3年1月の売上を比較し20%減少かつ年間売上減少見込額が20万円以上あること。 ◆支給額 20万円			○						
沖縄県	沖縄市	4	消費喚起事業	新型コロナウイルス感染症により、売上げが減少した事業者等の販売促進を図ることを目的として、30%分還元電子クーポン(上限3千円、対象:8万人)の発行を実施する。 【対象】 対象店舗等において決済サービスを利用した者(タクシー含む)		○							
沖縄県	沖縄市	4	プレミアム付商品券事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済状況がひっ迫していることから、広く市民が利用できるプレミアム付商品券を導入し全市民及び市内事業者の支援を行うことを目的として、「プレミアム付商品券」事業を実施する。 ○非課税世帯…2,500円分の商品券を給付 ○その他世帯…プレミアム率50%(5,000円分/7,500円)の商品券が購入可能 ◆利用可能店舗等…市内事業所(タクシー含む)				●					
沖縄県	沖縄市	2	公共交通運行継続支援事業	○乗合バス事業者に運行継続の支援金を支給。 ・市内を運行(乗降可能)する定期路線1系統あたり10万円					●				
沖縄県	豊見城市	1	感染症予防対策推進事業(タクシー及びバス事業者の交通事業者も対象)	○感染症予防対策推進事業(タクシー及びバス事業者の交通事業者も対象) 新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい状況にある事業所が事業を継続していくために講じている感染症防止対策への支援を目的とした事業。(1事業所につき、一律50,000円の支給)		○	○						
沖縄県	豊見城市	4	事業所応援消費喚起推進事業(タクシー及びバス事業者の交通事業者も対象)	○事業所応援消費喚起推進事業(タクシー及びバス事業者の交通事業者も対象) 市内の事業所等において共通して使用できるクーポン券(5,000円分)を全世帯に配布することにより、市内事業者の売上回復を支援する事業。		○	○						
沖縄県	豊見城市	2	生活路線バス(45番と環線)の利用客回復に向けた経由地新設補助事業	○新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けているバス会社に対して、令和2年8月に開業した総合病院を新経由地とするために必要となる経費の支援を行い、これにより公共交通の維持と市民の利便性向上を図った。			○						
沖縄県	豊見城市	2	豊見城市公共交通事業者応援事業	○市民の移動手段として重要な役割を担う公共交通サービスを維持するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている公共交通事業者に対し、給付金を交付する ・市内の法人、個人タクシー、ハイヤー事業者 ¥20,000/台 ・市内を運行する路線バス事業者 ¥50,000/路線				●					
沖縄県	豊見城市	2	豊見城市観光バス等事業者支援金	○新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況にある豊見城市内の観光バス等事業者に対し、バスの維持に係る費用の一部を助成するため、予算の範囲内で豊見城市観光バス等事業者支援金を交付した。 ・市内に事業所を持つ観光バス等事業者が所有しているバス、¥30,000/台					●				
沖縄県	豊見城市	4	令和4年度消費喚起事業	○新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少した市内事業者の販売促進を図ることを目的としてポイント還元事業を実施する。(個人タクシー、法人タクシー対象、路線バスは対象外) ・豊見城市内事業者でPayPayでの支払いができる店舗であること。							○		
沖縄県	豊見城市	4	令和4年度豊見城市公共交通事業者応援事業	○市民の移動手段として重要な役割を担う公共交通サービスを維持するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている公共交通事業者に対し、給付金を交付する ・市内の法人、個人タクシー、ハイヤー事業者 ¥40,000/台 ・市内を運行する路線バス事業者 ¥150,000/路線								○	
沖縄県	豊見城市	4	豊見城市消費喚起事業(クーポン券)※第1弾	新型コロナウイルス感染症や、世界情勢の影響による物価高騰等での地域経済の低迷緩和を図るため、「とみくすde消費応援アゴマゴクーポン券」を配布します。(タクシー及び代行事業者も対象)								●	●
沖縄県	豊見城市	4	豊見城市消費喚起事業(クーポン券)※第2弾	市内の取扱店舗等で利用可能なクーポン券を市内の全世帯に発行・配布し、市民の生活を支援し消費の後押しをすることにより、市内事業所の積極的な活用を促し、多様な世界情勢の影響による物価高騰と新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の低迷緩和を図る。(タクシー及び代行事業者も対象)								●	●

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 繰分)の活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰分・R4予備費)の活 用の有無	
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●
沖縄県	うるま市	4	市内事業者を活用した宅配買い物等支援事業	○タクシー ・うるま市内の飲食店を対象にテイクアウト商品の宅配費用を市が負担。 ・利用者が1500円以上のテイクアウト商品を注文。飲食店がタクシーへ配送を依頼。 ・タクシーが利用者へ宅配し飲食代を受け取る。 ・宅配料金はタクシー側が市へ申請して給付。 (上限1500円) ・1500円を超えた場合は利用者が差額を負担。 ○介護タクシー ・1回当たり往復45分間のタクシー利用料(2500円まで)を市が負担。45分以上になる場合は、利用者が15分につき1000円支払う。 ・市内難民住民は00~90分の利用料を市が負担。 ・1人12回までで、サービス希望者は市に事前申請し12回分のタクシーを受け取る。 ・買物は1回当たり2000円以上が条件。	○								
沖縄県	うるま市	2	タクシー等事業者応援金給付事業	○市内タクシー等事業者の事業継続を支援するため応援金を給付する ・法人タクシー、個人タクシー、介護タクシー、運転代行 1台当たり50,000円 事業費 300台×5万=15,000千円		○							
沖縄県	うるま市	4	タクシー利用促進チケット事業	○市内タクシー事業者の事業継続を支援するため、市内登録店(飲食店、小売り、サービス業含む)で2,000円以上を消費した場合にタクシーチケット(560円分、2,000円毎に1枚、上限5枚)を交付し、市内タクシー利用を促進する。 タクシーチケット給付金25,200千円 事務委託費 8,800千円 総事業費 34,000千円			○						
沖縄県	うるま市	4	新型コロナウイルスワクチン接種移動支援事業	○感染リスクの高い65歳以上の要介護認定者(要支援1~要介護5)に対し、タクシーチケットを配布。 ワクチン接種会場までの移動支援を行い、接種率の向上を図る。 ・市内法人タクシー、介護タクシー ・対象者1名あたり、タクシーチケット2枚配布(1枚あたり1,000円助成) ・事業費総額:4561千円				●					
沖縄県	うるま市	2	路線バス事業者応援金給付事業	○新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間の影響下においても、市民の移動手段として欠かすことのできない路線バスの維持確保に向け、危機的状況に陥る路線バス事業者に対して支援金を給付する。 対象:市内にバス路線を運行する路線バス事業者(赤字補填路線除く) 給付額:1路線あたり150,000円				●					
沖縄県	うるま市	2	ちばりよ〜！タクシー等事業者応援金給付事業	○市内タクシー等事業者の事業継続を支援するため応援金を給付する(R3.2月実施済事業の第2弾) ・法人タクシー、個人タクシー、介護タクシー、運転代行 1台当たり50,000円の応援金を給付 事業費 339台×5万=16,750千円									
沖縄県	うるま市	4	新型コロナウイルスワクチン接種移動支援事業	○感染リスクの高い65歳以上の要介護認定者(要支援1,2または要介護1~5)に対し、タクシーチケットを配布。(3回目接種対象者に郵送) ワクチン接種会場までの移動支援を行い、ワクチン接種率の向上を図る。*前回は引き続き、第2弾 ・市内法人タクシー、介護タクシー ・対象者1名あたり、タクシーチケット2枚配布(1枚あたり1,000円助成) ・事業費総額:1,110千円								○	
沖縄県	うるま市	2	路線バス事業者応援金給付事業	○新型コロナウイルスによりバス利用者が減少する中、燃料費高騰の煽りをすぐさま運賃に転嫁できず、危機的状況に陥る路線バス事業者に対し、運行継続のため支援金を給付し、市民の移動手段として欠かすことのできない路線バスの維持確保を行うため、路線バス事業者に対して支援金を給付する。 対象:市内にバス路線を運行する路線バス事業者 給付額:1路線あたり150,000円 ×33路線 = 予算額 4,950千円								●	
沖縄県	うるま市	4	配車タクシー！島しょ地域タクシー配車支援事業	○島しょ地域(平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島)においては、住民や観光客の足であるタクシーが待機しておらず、本島側からタクシーを呼ぶことになるが、新型コロナウイルスの感染拡大による利用者の落ち込みに加えて、燃料費高騰の煽りを受けたタクシー事業者においては、電話でタクシーを呼ばれても、近距離利用の場合も多くあり、タクシー配車(迎車)の経費負担に悩まされている。島しょ地域からでもタクシー利用を持続させるため、タクシー事業者へ配車(迎車)に対する支援金の給付と、ホテル等の利用者に対し、初乗り分の運賃支援を行うことで、島しょ地域内におけるタクシー利用を促進する。 対象:市内タクシー事業者(法人・個人、福祉限定) ・島しょ地域への配車(迎車)支援金:各島毎に応じた額を給付 ・タクシーチケット(560円):宿泊施設、飲食店等、N高等学校などの利用者に対し1枚配布 (一定の条件のもと配布:宿泊者、2,000円以上の店舗ご利用者、N高スクーリング参加者など)									●
沖縄県	うるま市	4	津堅島フェリー車両運搬費支援事業	○本市津堅島において、コロナ禍の影響を受ける島内事業者の支援及び物価高騰等に直面している島民の生活支援、観光客誘客促進等を含めた総合的な支援を目的として、津堅島フェリーにおける車両運搬費の支援を実施。 対象:フェリーで自動車運搬するもの(島民、県民、観光客等) ※特殊車両や公共工事車両除く 支援額:平数原港~津堅島港の車両運搬費用の半額を支援 (例:車両の長さ3~4m 正規料金:片道5,000円⇒支援額2,500円)									●
沖縄県	宮古島市	2	公共交通確保支援事業	○安定的かつ継続的な地域公共交通を確保するため、運送事業の提供が困難となっているタクシー事業者へ補助金を交付する。 -事業者の対象:タクシー事業者 -予算総額:60台×15,000円/台×60日=54,000千円 -補助対象経費:売り上げを除いた運行経費の2/3を補助	○								
沖縄県	宮古島市	2	新しい生活様式を踏まえたバス交通利用促進実証事業	○新しい生活様式を踏まえたバス交通利用促進に向けてニューズ・ルート・採算性等に関する実現可能性を検証する。 事業の対象:バス運行事業者等 予算総額:49,258千円		○							
沖縄県	宮古島市	4	宮古島カバリープロジェクト推進事業	○減少した観光需要の回復に向け、観光業界における感染症対策の支援及びウィズコロナ・アフターコロナにおける観光誘客施策を企画・実行する。 安全対策として、観光関連事業者(宿泊業、飲食業、観光関連施設、タクシー、バス、レンタカー、運転代行)への感染予防品(マスク、非接触体温計、消毒用アルコール、簡易パーテーション)を配布する。 事業の対象:宿泊・飲食等観光関連事業者、市民及び観光客 予算総額:63,074千円(宮古島観光協会への委託料) (安全対策36,240千円を含む)		○							
沖縄県	宮古島市	4	宮古島市新型コロナウイルス感染症に伴う事業者支援事業	○新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた宮古島市内の観光関連事業者に一律10万円の助成金を交付する。 -事業者の対象:レンタカー・観光バス・運転代行・旅行業・イベント関連・小売・飲食事業(居酒屋、割烹等)含む事業者及び観光ガイド事業者等 -予算総額:100,000千円		○							

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	5/20まで活用した ものに○ 7/30まで活用した ものに●	9/15まで活用した ものに○ 10/11まで活用した ものに●	活用したものに ○	9/9まで活用した ものに○ 7/29まで活用した ものに●	10/31まで活用した ものに○ 1/31まで申請した ものに●	
沖縄県	宮古島市	2	新しい生活様式を 踏まえたバス交通 利用促進実証事業 (第2期)	○新しい生活様式を踏まえたバス交通利用促進に向けてニーズ・ルート・採算性等に関する実現可能性を検証する。(第2期) 事業の対象:バス運行事業者等 予算総額:33,025千円			○							
沖縄県	宮古島市	2	公共交通確保奨励 事業(タクシー)	○地域公共交通を確保するため、運送事業の提供が困難となっているタクシー事業者へ奨励金を交付する。 ・事業の対象:タクシー事業者 ・予算総額:40,000円×200台=8,000千円			○							
沖縄県	南城市	4	公共交通利用促進 イベント実施事業	○公共交通利用促進イベント実施事業 9,939千円		○								
沖縄県	国頭村	2	村営バス運営確保 対策補助事業	○新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経営不振に陥っているバス事業者へ経営支援を図り、村営バス運営を維持することにより、交通弱者等の生活支援を図る。 ・村営バスの運営に係る費用 ・村営バス運転手委託料=7,346千円 ・需用費(燃料費・修繕費等)=2,106千円 ・バス停賃借料=360千円		○	○							
沖縄県	本部町	4	ジンバエマリン運搬 観光バス事業	○今年度より新規航路として運行している、那覇港-本部港渡久地地区間の高速船乗客の2次交通対策として、乗船客を対象に港から宿泊施設間を結ぶシャトルバスを運行 (緊急事態宣言発出中、運行見合わせ期間有)8月~2月の土日祝日		○								
沖縄県	本部町	4	本部町観光誘客周 遊バス実証事業	新型コロナウイルス感染症の影響により県内のレンタカーが減少しているため、町内における観光客の交通手段として周遊バスを運行することで、宿泊事業者への支援及び町内観光地の形成を図る。 事業費:7,415千円								●		
沖縄県	金武町	4	金武町交通事業者 支援金	①コロナウイルスの影響が長期化する中、人流減少や燃料費高騰などにより売上減少の影響を受けた交通事業者へ支援金を交付する。 ②③100,000円×40件=4,000,000円 ④タクシー、個人タクシー、介護タクシー、運転代行 ※400(千円):一般財源							○	●		
沖縄県	金武町	4	金武町運輸事業者 支援事業	①コロナ禍における燃料費高騰などにより売上減少等の影響を受けた運輸事業者へ支援金を交付する。 ②100,000円×45台=4,500,000円 ④タンブ事業者 ※450(千円):一般財源							○	●		
沖縄県	恩納村	2	路線バス事業者等 奨励金交付事業	①村民生活の移動手段に不可欠な路線バスは、エネルギー価格高騰や新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛等により利用者が減少し収益が悪化しており、路線バス事業者に対し支援金を交付し、事業継続及び価格高騰の影響緩和を図る。 ②支援金500,000円 ③100,000円×5路線(村内を運行する路線) ④村内を運行する路線バス事業者を対象とする。									○	
沖縄県	読谷村	1	新しい生活様式対 応支援事業	村内バス(20台)、タクシー(30台)事業者へ 感染症対策費用の7割を補助 ※補助上限あり バス :38,500円/1台 タクシー:19,250円/1台		○								
沖縄県	読谷村	2	路線バス運行継続 支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により、路線バス利用者の減少等により運行継続に大きな影響を受けている路線バス事業者に対し、継続的な運行を支援することを目的とする。 路線バス事業者:100千円/路線							○			
沖縄県	嘉手納町	2	公共交通運行継続 支援給付金	○新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少など大きな影響を受けている公共交通事業者に対して、予算の範囲において、給付金を支給することにより、収益低迷等の厳しい経営環境にある公共交通事業者を支援し、安定的な公共交通の運行継続を図ることを目的とする。 ・路線バス事業者:100千円/路線 ・法人タクシー事業者:200千円/1台当たり				●						
沖縄県	嘉手納町	2	事業継続支援給付 金	○感染症拡大により、影響を受ける(緊急事態宣言等)に伴う休業要請に係る給付金等の対象外、かつ、売上高前年又は前々年比20%以上の減少)事業者に対して、事業の継続を支援し、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金を支給する。 ・給付金一律30万円 ※公共交通事業者では、個人タクシー-福祉輸送限定が該当する。(法人は対象外)				●						
沖縄県	北谷町	2	路線バス運行継続 支援金交付事業	○公共交通の運行継続を支援するため、町内を経由する路線バス事業者に支援金を交付する。 ○町内の小規模事業者等に対して、事業者の費用負担を軽減し事業継続を支援するため、事業全般に広く使える支援金を交付する。 ・1事業者につき10万円 ・交付要件:町内に住所又は事業所を有する事業者、売上が20%以上減少している等 ・不交付要件:政治団体、票数上の組織又は団体等 ※タクシー事業者等も対象となる。							○			
沖縄県	北中城村	2	路線バス支援事業	①村民の移動に不可欠な路線バスを維持するため、当該事業者に対し支援金を支給する。 ②1系統あたり100千円 ③村内を運行する路線バス事業者 ④事業費:3,300千円								●		
沖縄県	北中城村	2	地域公共交通事業 者事業継続支援事業	○新型コロナウイルス感染症や燃料費高騰による影響を受け事業継続が困難となっている村内の地域公共交通事業者を支援する。 ・法人タクシー:2万円/台、個人・福祉タクシー:5万円/台、自動車運転代行:2万円/台 ④事業費:2,440千円									○	
沖縄県	中城村	2	公共交通運行継続 支援給付金	○公共交通の運行継続を支援するため、村内を走る路線バス事業者に対し支援金を支給する。 ・乗合バス事業者:150千円/路線 ○自粛していた校外学習の実施、かつ、コロナ禍において影響を受けている旅行会社及び観光バスの支援を行う。 ・事業費:2,502千円								●		
沖縄県	中城村	2	校外学習促進事業									○		
沖縄県	西原町	4	高齢者移動支援事 業	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、外出を控える高齢者の日常生活を支援するため、タクシー利用券を発行することで移動に係る費用を補助する。 ・タクシーチケット(500円×4枚)			○	●						
沖縄県	西原町	2	公共交通支援事業	○公共交通の運行継続を支援するため、バス事業者に対し支援金を支給する。 ・乗合バス事業者:100千円/路線(令和3年度) ・乗合バス事業者:150千円/路線(令和4年度)			○	●					●	
沖縄県	与那原町	1	自転車普及促進事 業	・高校生以上の全町民を対象に密を避けた移動として自転車を推進することにより、移動に関する新たな生活様式に対応する取組を支援する。 ・対象経費:自転車(半額補助:上限15千円)、ヘルメット(半額補助:3千円) ・R2予算額8,334千円(役務費34千円、委託費900千円、補助金5,400千円) ・R3予算額9,919千円(人件費1,051千円、役務費93千円、委託費900千円、補助金2,700千円)		○		●						
沖縄県	与那原町	4	公共交通利用促進 事業	○コロナの影響により公共交通の利用者が減少していることから、利用促進動画を制作し事業者のコロナ対策や交通系ICカード利用による利便性向上などを紹介することによってWithコロナ、Afterコロナにおける利用を喚起し、町民の重要な移動手段である公共交通を維持する。 ・予算額4,159千円		○								

〇地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和5年1月31日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金 (R2・1次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・2次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正 分の) 活用の有無	臨時交付金 (R2・3次補正繰 越分の)活用の 有無	臨時交付金 (事業者支援分) の活用の有無	臨時交付金 (追加事業者支 援分) の活用の有無	臨時交付金 (R3補正分)の 活用の有無	臨時交付金 (R3補正繰越分・R4予備費)の活 用の有無		
		1~4から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな 地域交通体系整備 4. その他			活用したものに ○	活用したものに ○	活用したものに ○	4/30まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	5/20まで活用し たものに○ 7/30まで活用し たものに●	9/15まで活用し たものに○ 10/11まで活用し たものに●	活用したものに ○	9/9まで活用し たものに○ 7/29まで活用し たものに●	10/31まで活用 したものに○ 1/31まで申請し たものに●	
沖縄県	与那原町	2	公共交通維持支援 事業	・新型コロナウイルスの影響により、大幅な利用者の減少があるなか、公共交通としての役割を果たすために運行しているタクシー事業者及び路線バス事業者に支援金を給付することで、町民の大事な移動手段を確保する。 ・補助対象事業者:①町内を通過する定期路線バス事業者 ②町内に主たる事業所があるタクシー事業者(法人・個人・福祉) ・補助金額:①町内を通過する路線バス1路線あたり15万円 ②タクシー事業者が保有するタクシー1台あたり2万円 ・R2予算額4,000千円(路線バス1,200千円、タクシー事業者2,800千円) ・R3予算額3,940千円(路線バス1,200千円、タクシー事業者2,740千円)		○				●				
沖縄県	与那原町	2	公共交通維持支援 事業	①燃料高騰により、運行経費の増加がある中、公共交通として運行している路線バス事業者及びタクシー事業者に支援金を交付することで、町民の大事な移動手段を確保することを目的とする。 ②事業者への支援金給付に係る経費 ③支援金5,460千円 ・路線バス:1路線あたり195千円×8路線 ・タクシー:1台あたり一律20千円×150台 ④町内を通過する路線を有する路線バス事業者2社、町内に主たる事業所があるタクシー事業者並びに個人タクシー及び福祉タクシー事業者21社									●	
沖縄県	渡嘉敷村	2	地域公共交通支援 対策支援事業	○村内地域公共交通事業(2事業者)に対して、燃料費の助成を行う。(運行に係る燃料費の実費額を助成)1事業者当たり×100千円×12ヶ月=1,200千円	○		○							
沖縄県	渡嘉敷村	2	地域公共交通維持・確保支援事業	○村内地域公共交通事業者に対し、事業継続の支援を目的とし補助を行う。 バス 200千円/1台、タクシー 100千円/1台			○							
沖縄県	座間味村	1	船舶券システム スマホ決済導入事業	船舶チケット代金の支払い方法にスマホ決済を導入することで、窓口での現金受け渡し機会を減らし、対面での接触機会を減らすことで、感染症予防につながる。 事業費:858千円				○						
沖縄県	北大東村	2	離島航空路支援 事業	①新型コロナウイルス感染症に伴う大幅な収入の落ち込みに加え、円安や燃料費高騰等の影響を受けて、離島航空路線を運営する航空運送事業者の経営は非常に厳しい状況にある。地域に不可欠な交通手段を確保するため、離島航空路線を運営する航空運送事業者への影響を緩和し、離島住民のライフラインである離島航空路の確保・維持に向けた支援を実施する必要がある。 ②補助金に充当 ③総経費高騰分補助金:164千円 整備外注費分補助金:1,563千円 ④琉球エアコミュニケーション株式会社									●	
沖縄県	伊是名村	1	公共的空間安全・ 安心確保(特別会 計繰出金)事業	○アクリル板・マスク・消毒液・手洗い石けん・タオルペーパー・防護服・給室加湿器・非接触体温計・赤外線サーモグラフィ・オゾン発生器・KEEPER(顔認証検温器)等の購入費用及び検温に係る委託料(人件費) 事業費:7,340千円	○	○								
沖縄県	久米島町	1	久米島町観光施設 感染症防止対策事業	○バス営業所に消毒用アルコールを設置済み(一斗缶5本)。バス及び営業所の消毒用として使用。 事業費24千円		○								
沖縄県	久米島町	2	久米島町産業応援 給付金事業	○国の持続化給付金に該当した事業者へ給付金(法人200千円、個人100千円)を支給し、コロナ終息後の地域経済再起を促す。(タクシー会社2社該当)	○									
沖縄県	久米島町	2	久米島町地域消費 促進事業	町民へ商品券を給付し、町内事業所(タクシー会社含む)で購買・使用することで経営回復のキックオフを図る。また、新型コロナウイルス影響による町民生活支援を図る。 事業費:77,017千円(換金手数料75,401千円、郵送料313千円、商品券印刷費1,193千円、消耗品費110千円)	○									
沖縄県	久米島町	2	久米島町観光応援 クーポン券配布事 業	旅行者へクーポン券を配布し、町内の事業所(タクシー会社含む)で使用することで、観光消費の拡大と観光事業者への経営回復を支援する。 事業費:3,451千円(手数料3,371千円、印刷費80千円)		○								
沖縄県	久米島町	2	久米島町事業継続 支援給付金	長引く、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な減収を余儀なくされた。特に第三波により事業者によっては廃業寸前の厳しい状況となっている。商工・観光事業者へ新たな支援給付金を支給することで廃業を防ぎ、経済活動の維持を図る。 対象:R1年の売上とR2年の売上を比較して25%以上減収のあった事業者 給付額:法人事業者500千円、個人事業者300千円			○							
沖縄県	久米島町	2	久米島町旅客自動 車運送事業継続支 援金	支援金を給付し、事業者の運行支援を行うことで地域交通の事業継続を下支えし、町民や観光客の移動手段を確保するとともに地域で経済回復の後押しを図る。 ・観光バス事業者 100千円/台 ・レンタカー事業者 車両台数50台まで20千円/台 50台を超え10千円/台				●						
沖縄県	久米島町	2	久米島町地域消費 促進商品券事業 (第2弾)	町民へ商品券を給付し、町内事業所(タクシー会社含む)で購買・使用することで経営回復のキックオフを図る。また、新型コロナウイルス影響による町民生活支援を図る。 ※R2年度に実施した事業の第2弾				●						
沖縄県	八重瀬町	1	地域公共交通事業 者支援事業	①地域住民の公共インフラとして重要な役割を担う公共交通事業者において、感染症防止対策の実施を支援するための支援金を支給する。 ②業務に直接利用する車両1台につき40千円 ③給付対象台数 82台×40千円=3,280千円、印刷製本費1千円 ④町内に本社又は主たる事業所を有する事業者のうち、以下のいずれかの要件を満たし、かつこれらの事業を行うにあたって必要な許認可を受けていること。 1 日本標準産業分類において「一般乗用旅客自動車運送業」に該当するもの ② 日本標準産業分類において「他に分類されないその他の生活関連サービス業」に該当するものうち、自動車運転代行業	○									
沖縄県	竹富町	2	原油価格高騰 による定期航路 事業者支援事 業	コロナ禍において、原油価格・物価高騰等の影響を受けた離島航路事業者に対して運航継続を支援するため支援金を支給。 ・事業費:11,531千円 ・対象者:離島航路事業者								●		
沖縄県	与那国町	1	生活路線バス持続 促進事業	○地域住民及び観光客の利用者間での3密対策を実施することにより快適な空間の確保且つ交通弱者への安定した公共交通の提供並びに持続的な地域経済の活性化を図る。 事業費:10,000千円		○								